

# 徳島県地域防災計画

( 資 料 編 )

平成 2 6 年 8 月

徳島県防災会議



徳島県地域防災計画 資料編 目次

第1	災害記録に関する資料	1
1-1	昭和9年以降本県における主な災害の一覧表	2
1-2	南海道大地震被害分布図	5
第2	気象等に関する資料	7
2-1	津波予報区	8
2-2	注意報、警報、地震情報等伝達系統図(徳島県総合情報通信ネットワークシステム)	9
2-3	津波警報伝達系統図	10
2-4	高潮、波浪警報伝達系統図	11
2-5	津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図	12
2-6	水防警報・はん濫警戒情報	13
2-7	各防災機関雨量観測所一覧表	22
2-8	徳島県震度情報ネットワークシステムの構成	38
2-9	気象警報等の通知に関する覚書	40
2-10	火災気象通報についての協定	41
2-11	徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定	42
2-12	災害時自然現象調査に関する覚書	43
2-13	津波警戒の広報文例	44
第3	通信施設に関する資料	45
3-1	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成	46
3-2	徳島県総合情報通信ネットワークシステム無線局取扱要綱	47
3-3	徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図	71
3-4	県警察関係通信系統図	72
3-5	無線局局名録	73
3-6	災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	81
第4	災害危険区域等に関する資料	83
4-1	地すべり防止区域一覧表	84
4-2	地すべり危険箇所一覧表	101
4-3	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	112
4-4	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	121
4-5	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等	301
4-6	砂防指定地の一覧表	302
4-7	土石流危険渓流一覧表	321
4-8	土石流対策雨量基準	354
4-9	山地に起因する災害危険箇所一覧表	355
4-10	水防危険箇所	414
4-11	地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表	446
4-12	保安林配備一覧表	449
4-13	海岸保全区域一覧表	450
4-14	海岸保全事業の経緯	453
4-15	建築基準法による災害危険区域一覧表	454
第5	危険物等に関する資料	455

5-1	危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表	456
5-2	高压ガス大量保有事業所一覧表	457
5-3	火薬類製造所等一覧表	466
5-4	市町村別毒物・劇物取扱施設数	467
5-5	毒物・劇物製造所一覧表	468
5-6	放射性同位元素保有事業所一覧表	470
第6	防災資機材等に関する資料	473
6-1	水防倉庫設置及び備蓄資材の状況	474
6-2	警察関係災害用装備品現有一覧表	489
6-3	化学消火薬剤保有数	490
6-4	林野火災用空中消火資機材等保有状況	492
6-5	上水道防災関係物資等の備蓄状況	493
6-6	給水容器の備蓄状況	494
6-7	米穀在庫数量	495
6-8	応急食料及び副食調味料調達先一覧表	496
6-9	災害救助物資備蓄数	497
6-10	木材保有数	498
6-11	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定書(協同組合徳島県設備協会)	499
6-12	大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定書(建設業協会)	501
6-13	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書(徳島県電気工事業組合)	503
6-14	大規模災害発生時における支援活動に関する協定(一般社団法人徳島県建設業協会)	507
6-15	大規模災害発生時における支援活動に関する協定(徳島県技術士会)	509
6-16	大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書(四国建設機械器具リース業協会)	511
6-17	大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書(徳島県テント・シート工業組合)	513
6-18	災害発生時における支援活動に関する協定(一般社団法人徳島県設備業協会)	515
6-19	大規模災害時における支援活動に関する協定(プレストレスト・コンクリート建設業協会)	517
6-20	大規模災害時における支援活動に関する協定(日本橋梁建設協会)	520
6-21	災害発生時における支援活動に関する協定(徳島県森林組合連合会)	523
6-22	大規模災害時における応急対策業務に関する協定(一般社団法人徳島県測量設計)	525
6-23	大規模災害時における応急対策業務に関する協定(四国地質調査業協会徳島県支)	527
6-24	徳島県防災エキスパート制度に関する協定(公益財団法人徳島県建設技術協センター)	529
6-25	徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書(社団法人徳島県建築士会)	532
6-26	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書(徳島県建設労働組合)	534
6-27	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書(全徳島建設労働組合)	536
6-28	大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書(公益社団法人徳島県環境技術センター)	538
6-29	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書(徳島県環境保全協会・徳島県環境整備事業協同組合)	542
6-30	大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書(公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会)	544

6-31	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書(徳島県旅館業生活衛生同業組合).....	545
6-32	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書(社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部).....	547
6-33	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書(一般社団法人全国木造建設事業協会).....	549
6-34	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書(社団法人徳島県エルピーガス協会).....	551
6-35	災害時における副食調味料の調達に関する協定書(徳島県蒲鉾水産加工業協同組合).....	554
6-36	災害時における副食調味料の調達に関する協定書(徳島県漁業協同組合連合会).....	556
6-37	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(徳島県生活協同組合連合会).....	558
6-38	災害時における飲料水の調達に関する協定書(大塚ペパレジ株式会社).....	560
6-39	災害時における飲料水の調達に関する協定書(四国コカ・コーラボトリング株式会社).....	562
6-40	災害時における飲料水の調達に関する協定書(サントリーフーズ株式会社).....	564
6-41	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社キョーエイ).....	567
6-42	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社セブン).....	569
6-43	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社フジ).....	571
6-44	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社ローソン).....	573
6-45	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社ファミリーマート).....	575
6-46	災害時における応急食糧の調達に関する協定書(全国農業協同組合徳島県本部、徳島パールライス株式会社).....	577
6-47	災害時における応急食糧の調達に関する協定書(徳島県食糧卸協同組合).....	579
6-48	災害時における副食調味料の調達に関する協定書(徳島県漬物加工販売協同組合).....	581
6-49	災害時における副食調味料の調達に関する協定書(徳島塩元売株式会社).....	583
6-50	災害時における副食調味料の調達に関する協定書(徳島県醤油醸造協同組合).....	585
6-51	災害時における副食調味料の調達に関する協定書(徳島県味噌工業協同組合).....	587
6-52	大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定(株式会社ふくなが).....	589
6-53	災害時における物資の供給に関する協定書(アクサス株式会社、ACデユール株式会社).....	591
6-54	災害時における物資の供給に関する協定書(コーナン商事株式会社).....	596
6-55	災害時における物資の供給に関する協定書(特定非営利活動法人コメリ災害対策センター).....	602
6-56	災害時における物資の供給に関する協定書(ダイキ株式会社).....	607
6-57	災害時における物資の調達に関する協定書(イオンリテール株).....	612
6-58	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定書(徳島県霊柩自動車協会、徳島県中央葬祭業協同組合).....	615
6-59	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定書(社団法人全日本冠婚葬祭互助協会).....	619
6-60	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書(南海フェリー株式会社).....	623
6-61	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書(オーシャントランス株式会社).....	625
6-62	災害時における船舶による輸送等に関する協定(日本内航海運組合総連合会).....	627
6-63	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書(徳島県水難救済会).....	630

6-64	緊急救援輸送に関する協定書(徳島県トラック協会).....	632
6-65	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定(徳島県石油商業組合)...	639
6-66	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書(石油連盟).....	641
6-67	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定(民間航空事業者6社 (近畿2府7県との協定)).....	643
6-68	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書(社団法人 徳島県産業廃棄 物処理協会、徳島県市長会、徳島県町村会).....	646
6-69	災害時における応急対策業務に関する協定書(徳島県解体工事業協会).....	648
6-70	災害時における被災者への支援活動に関する協定書(イオンリテール(株)).....	650
6-71	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定(土業ネットワーク)・	652
6-72	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((株)タカハタ).....	660
6-73	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(美馬ソーラーバレイ (株)).....	662
6-74	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(美環ソーラーバレイ 株式会社).....	664
6-75	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(株式会社大真空).....	666
6-76	災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書(大鵬薬 品工業(株)).....	668
第7	報道体制に関する資料.....	673
7-1	日本放送協会の災害報道体制.....	674
7-2	四国放送非常事態対策要綱.....	676
7-3	エフエム徳島非常事態対策要綱.....	678
7-4	緊急警報放送.....	680
7-5	災害時における放送要請に関する協定(日本放送協会).....	681
7-6	緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書(日本放送協会).....	682
7-7	災害時における放送要請に関する協定(四国放送株式会社).....	684
7-8	緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書(四国放送株式会社).....	685
7-9	災害時における放送要請に関する協定(株式会社エフエム徳島).....	687
7-10	災害時における放送要請に関する協定(株式会社エフエムびざん).....	688
7-11	災害時等における報道要請に関する協定(朝日新聞社徳島支局).....	689
7-12	災害時等における報道要請に関する協定(毎日新聞社徳島支局).....	691
7-13	災害時等における報道要請に関する協定(読売新聞徳島支局).....	693
7-14	災害時等における報道要請に関する協定(産経新聞社徳島支局).....	695
7-15	災害時等における報道要請に関する協定(日本経済新聞社徳島支局).....	697
7-16	災害時等における報道要請に関する協定(社団法人共同通信社徳島支局).....	699
7-17	災害時等における報道要請に関する協定(朝日放送(株)徳島支局).....	701
7-18	災害時等における報道要請に関する協定(朝日放送(株)徳島支局).....	703
7-19	災害時等における報道要請に関する協定(朝日放送(株)徳島支局).....	705
7-20	災害時等における報道要請に関する協定(関西テレビ放送(株)徳島支局).....	707
7-21	避難情報の放送に関する申し合わせについて.....	709
7-22	災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー(株)).....	715
7-23	防災への取り組みに関する協定書(グーグル).....	717
第8	災害救助に関する資料.....	725
8-1	災害救助法の適用基準.....	726

8-2	平成26年度災害救助基準	727
8-3	災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託すること についての協定書	730
第9	医療・防疫に関する資料	733
9-1	病院及び病床数	734
9-2	救急病院等一覧表	739
9-3	市町村別救急自動車保有状況	741
9-4	特定施設に係る医療機関一覧表(透析・ペースメーカー)	742
9-5	県備蓄医薬品等供給体制図	743
9-6	災害時医薬品等供給連絡体制図	744
9-7	県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧	745
9-8	備蓄場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量	746
9-9	災害時医薬品等備蓄供給実施要綱	761
9-10	災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書(徳島県医薬品卸業協会)	768
9-11	災害・事故等時の医療救護に関する協定書(社団法人徳島県医師会)	770
9-12	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(一般社団法人徳島県柔道整 復師会)	773
9-13	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(徳島県接骨師会)	776
9-14	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(理学療法士会)	779
9-15	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(作業療法士会)	781
9-16	災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書(一般社団法人徳島県薬剤 師会)	783
9-17	災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書(社団法人徳島県歯科 医師会)	785
9-18	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(公益社団法人徳島県看護 協会)	787
9-19	災害における医療救護活動に関する協定書(一般社団法人徳島県助産師会)	789
9-20	徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書(病院事業管理者 (県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院))	791
9-21	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(日本赤十字社徳島県支部)	794
9-22	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(健康保険鳴門病院)	797
9-23	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(麻植協同病院)	800
9-24	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(半田病院)	803
9-25	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(海南病院)	806
9-26	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(阿南医師会中央病院)	809
9-27	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(阿南共栄病院)	812
9-28	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(徳島大学病院)	815
9-29	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(徳島市民病院)	818
9-30	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(田岡病院)	821
9-31	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(ホウエツ病院)	824
9-32	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(阿波病院)	827
9-33	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(町立上那賀病院)	830
9-34	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(三好市国民健康保険 市立三野病院)	833
9-35	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(独立行政法人国立病院機 構 東徳島医療センター)	836

9-36	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定（独立行政法人国立病院機構 徳島病院）	839
9-37	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（病院事業管理者（県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院））	842
9-38	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（日本赤十字社徳島県支部）	844
9-39	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（健康保険鳴門病院）	846
9-40	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（阿南医師会中央病院）	848
9-41	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（徳島大学病院）	850
9-42	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（JA徳島厚生連 麻植協同病院）	852
9-43	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（医療法人倚山会田岡病院）	854
9-44	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（つるぎ町立半田病院）	856
9-45	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（徳島市民病院）	858
9-46	災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書（阿南共栄病院）	860
9-47	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部）	862
9-48	防疫用器材保有数	864
9-49	難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧	865
9-50	火葬場一覧表	866
9-51	大災害発生時の食品衛生対策実施要領	867
9-52	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定（社団法人徳島県獣医師会）	869
9-53	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定（株式会社貴志商店）	874
9-54	災害時における相互応援に関する協定書（徳島県老人福祉施設協議会ほか）	879
第10	交通に関する資料	883
10-1	緊急輸送道路	884
10-2	輸送確保に関する責任者及び連絡方法	885
10-3	主要交通途絶予想箇所一覧表	886
10-4	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）	891
10-5	災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定	893
10-6	災害等における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書	895
10-7	徳島県雪害防止対策要綱	896
10-8	県有自動車数	908
10-9	船艇数	909
10-10	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定	910
10-11	四国管区警察局内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定	916
10-12	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書（西日本高速道路株式会社 四国支社）	919
10-13	災害時等における相互協力に関する協定（本州四国連絡高速道路株式会社）	931
10-14	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括協定書	938
10-15	四国横断自動車道（徳島IC～鳴門JCT）の徳島市域における津波避難場所に関する基本協定書	939
10-16	徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定（鳴門市消防本部）	943
10-17	徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定（板野東部消防組合）	944



10-18	徳島飛行場における消火救難業務に関する協定(徳島教育航空群).....	945
10-19	航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(小松島海上保安部)...	947
10-20	航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(板野東部消防組合)...	949
10-21	航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(徳島県警察本部).....	951
10-22	徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約.....	953
10-23	徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領.....	955
10-24	徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書.....	960
第11	自衛隊に関する資料.....	963
11-1	徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する協定書.....	964
11-2	徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定書.....	968
11-3	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書.....	972
11-4	市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表.....	977
第12	広域応援等に関する資料.....	983
12-1	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定.....	984
12-2	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定.....	992
12-3	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定.....	994
12-4	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定.....	998
12-5	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定.....	1001
12-6	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定.....	1011
12-7	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定.....	1013
12-8	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定.....	1017
12-9	鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定.....	1020
12-10	徳島県広域消防相互応援協定書.....	1023
12-11	徳島県市町村消防相互応援協定.....	1029
12-12	災害救助犬の出動に関する協定書.....	1034
12-13	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(一般社団法人プレハブ 建築協会).....	1036
12-14	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書 (住宅金融支援機構四国支店).....	1038
12-15	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画	1039
第13	流出油災害に関する資料.....	1043
13-1	徳島県排出油等防除協議会会則.....	1044
13-2	徳島県排出油等防除協議会運営要領.....	1048
13-3	徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則.....	1051
13-4	徳島県排出油等防除協議会各地区流出油防除計画.....	1052
13-5	徳島県排出油等防除協議会情報伝達図.....	1056
13-6	油防除資機材等保有量及び供給計画表.....	1057
第14	条例・要綱等に関する資料.....	1059
14-1	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例.....	1060
14-2	徳島県災害対策本部条例.....	1084
14-3	徳島県災害対策本部運営規定.....	1085
14-4	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例.....	1113
14-5	徳島県防災会議条例.....	1114

1 4 - 6	徳島県防災会議運営規程	1116
1 4 - 7	徳島県防災会議構成員名簿	1117
1 4 - 8	防災関係機関連絡一覧表	1118
1 4 - 9	指定各機関	1143
第 1 5	その他	1145
1 5 - 1	火災・災害等即報要領	1146
1 5 - 2	アマチュア無線による災害時応援協定書	1164
1 5 - 3	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土地理院）	1166
1 5 - 4	災害時における協定一覧	1168

# 第1 災害記録に関する資料

1-1 昭和9年以降本県における主な災害の一覧表

災害区分	区分 災害の原因(注1)	発生日年月日	徳島地方気象台における観測値(注2)				日最大降水量(注2)			
			最低気圧 (hPa)	最大風速		最大瞬間風速		地点名	(mm)	
				風向	(m/s)	風向	(m/s)			
風	室戸台風	S 9. 9.18~21	942.1	SE	36.7	SE	44.0	桜谷	371.1	
	枕崎台風	S20. 9.16~19	977.4	SSE	29.3	SSE	35.6	一宇	348.0	
	デラ台風 4902号	S24. 6.18~21	994.2	S	22.6	S	31.8	椿泊	300.2	
	ジェーン台風 5028号	S25. 9. 1~ 3	969.3	NNW	29.2	NNW	36.7	福原	382.0	
	キジャ台風 5029号	S25. 9.12~15	999.9	SE	24.7	SE	31.9	木頭	395.7	
	ルス台風 5115号	S26.10.13~15	977.7	SE	27.9	SE	39.3	福原	328.0	
	5313号 台風	S28. 9.23~25	983.1	NW	22.5	NW	31.2	下分上山	290.0	
	5412号 台風	S29. 9.12~14	985.1	SE	32.2	SE	44.5	木頭	360.0	
	洞爺丸台風 5415号	S29. 9.25~26	982.1	SE	30.2	SE	39.7	福原	380.5	
	南海丸遭難(低気圧)	S33. 1.26	1,007.6	WNW	13.2	WNW	17.7	徳島	9.3	
	伊勢湾台風 6915号	S34. 9.23~26	966.7	N	26.4	N	36.3	下分上山	343.9	
	第2室戸台風 6118号	S36. 9.14~16	934.9	SE	27.5	SE	38.0	木頭	660.5	
	低気圧 集中豪雨	S36.10.26~27	994.6	SE	20.2	SE	28.5	福原旭	593.0	
	6420号 台風	S39. 9.24~25	977.2	SSE	29.8	SSE	49.5	剣山	461.5	
	6523号 台風	S40. 9. 8~10	952.5	SE	35.8	SSE	≥67.0	剣山	383.5	
	6524号 台風	S40. 9.13~17	985.3	WNW	16.7	WNW	27.4	木頭	526.5	
	昭和42年7月豪雨	S42. 7. 8~ 9	1,002.3	WNW	8.3	WNW	12.5	木頭	337.0	
	発達した低気圧による大雪	S43. 2.14~16	1,000.5	WNW	14.3	WNW	20.7	最深積雪	池田55cm 徳島19cm	
	7009号 台風	S45. 8.13~15	997.3	SSE	20.0	SSE	31	小見野々	610.0	
	7010号 台風	S45. 8.20~21	996.2	SSE	24.5	SE	42	日早	438.0	
	7123号 台風	S46. 8.29~31	981.4	SE	21.3	SE	33.0	福原旭	532.0	
	秋雨前線(熱低)	S47. 9. 6~ 9	1,005.6	SE	10.0	S	15.6	坂州(県企業)	582.0	
	7408号 台風と前線	S47. 7. 6~ 7	1,004.8	SE	16.2	SE	26	小見野々	953.0	
	7418号 台風と前線	S49. 9. 8~ 9	1,002.7	W	13.3	W	21.6	福原旭	443.0	
	7505号 台風	S50. 8.17	998.5	SE	16.2	SE	27	福原旭	390.0	
	7506号 台風	S50. 8.21~23	971.1	E	18.6	E	34.7	剣山	678.0	
	7617号 台風	S51. 9. 8~ 13	997.0	SSE	18.7	SSE	31.0	日早	1,114.0	
	水	集中豪雨(前線)	S51.10.18					牟岐	414.0	
		7916号 台風と前線	S54. 9.24~30	961.1	E	23.0	E	41.2	福原旭	401.0
		7920号 台風	S54.10.18~19	973.8	ESE	16.7	SSE	29.5	福原旭	264.0
	害	8013号 台風	S55. 9.10~11	989.1	SSE	18.8	SSE	36.5	旭丸	361.0
		8219号 台風	S57. 9.23~25	994.0	SSE	21.0	SSE	39.4	日早	259.0
		8310号 台風	S58. 9.25~28	991.1	S	10.0	S	18.3	名頃(四電)	250.0
		8719号 台風	S62.10.16~17	974.9	SSE	20.6	SE	36.7	旭丸	428.0
		8917号 台風	H 1. 8.26~27	978.0	ESE	15.3	ENE	28.9	旭丸	338.0
		9019号 台風	H 2. 9.16~20	978.8	N	14.2	N	31.6	福原旭	479.0
		9021号 台風	H 2.10.4~8	993.0	NE	10.1	N	19.3	穴喰	232.0
		9119号 台風	H 3. 9.26~28	989.0	SSE	21.2	SSE	39.7	木頭	292.0
		9305号 台風	H 5. 7.26~28	1,006.5	SSE	13.2	SSE	23.0	旭丸	379.0
		9306号 台風	H 5. 7.29~30	1,002.9	SSE	14.0	SSE	23.0	京上	159.0
		9307号 台風	H 5. 8. 8~10	995.2	SSE	18.8	SSE	34.9	福原旭	365.0
		9426号 台風	H 6. 9.28~30	983.3	WNW	11.9	WNW	23.4	旭丸	338.0
		9612号 台風	H 8. 8.13~15	985.8	S	19.4	SSE	40.7	旭丸	262.0
		9719号 台風	H 9. 9.14~17	996.5	SE	16.7	SSE	34.2	木頭	463.0
		日本海低気圧と前線	H10. 5.16~17	1,012.0	ESE	8.3	SE	14.6	太竜寺山	372.0
0410号 台風		H16. 7.30~ 8. 2	999.3	SE	15.0	SE	28.1	旭丸	588.0	
0416号 台風		H16. 8.28~31	981.9	SSE	27.6	S	54.1	旭丸	411.0	
0418号 台風		H16. 9. 4~ 7	989.1	SSE	23.2	SE	45.4	木頭	275.0	
0423号 台風		H16.10.18~20	969.4	SE	16.9	SSE	36.1	福原旭	470.0	
0514号 台風		H17. 9. 4~ 7	990.5	SSE	22.4	SSE	41.8	木頭	414.0	
0704号 台風	H19. 7.12~15	978.6	SE	15.9	SE	29.2	木頭	531.0		
梅雨前線	H20. 6.26~29	1,001.3	SE	8.8	SE	14.1	日和佐	267.0		
0909号 台風	H21. 8.9~10	1,003.5	E	6.0	SE	12.9	木頭	461.0		
1106号 台風	H23. 7.18~21	995.5	ESE	16.7	ESE	27.8	福原旭	641.5		
1112号 台風	H23. 9.1~ 4	985.4	ESE	16.3	SE	28.6	福原旭	532.5		
1115号 台風	H23. 9.19~21	988.6	WNW	12.9	WNW	23.2	徳島	429.5		
地震等	南海地震	S21.12.21	震度 徳島 5	津波の最高潮位 牟岐5.0m						
	予り地震 津波	S35. 5.24(注4)	津波の最大振幅 4.0m(浅川)	最高潮位は当時の予想潮位より						
	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	H 7. 1.17	震度 徳島 4							
東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	H 23. 3.11	津波の最大波 1.1m(阿波由岐)								

(注1) 台風番号は、はじめの2字は西暦年数、後の2字はその年の番号である。例えば7123号は1971年の。  
(注2) 気象資料は、観測原簿による。  
(注3) 人、住家被害は徳島県自然災害誌、徳島県による。  
(注4) 地震の発生は、S35. 5. 23

最多総降水量(注2)		人的被害(人) (注3)		住家の被害(棟) (注3)			総被害額 (億円)	災害救助法適用市町村	
地点名	(mm)	死者 (不明)	負傷者	全壊(焼) 流失	半壊(焼)	床上浸水			
桜谷	413.7	39	345	988	1,268	6,168			
川井	387.3	47	18	1,166	1,417	1,536			
椿泊	654.6	10		39	21	710	13.7		
福原	601.5	38	282	536	2,138	7,626	85.8		
木頭	823.2	5	24	42	168	8,434(上下)	28.6		
鬼籠野	332.0	10	85	353	1,390	468	25.5		
鬼籠野	693.0	1	6	31	60	1,924	44.8		
菅生	739.0	10	8	186	263	2,059	45		
福原	401.5	3	116	251	370	121	9.7		
徳島	9.3	167							
下分上山	449.8	5	24	26	37	438	28.7		
木頭	1,160.0	11	253	622	1,777	25,313	122.5		
福原旭	623.0	4	2	3	5	1,422	89.7		
剣山	473.5	5	14	31	76	15	18.3		
剣山	458.0	23号・24号合算の被害							徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 那賀川町 松茂町
木頭	1,346.0	15	73	276	586	3,538	163.7	徳島市 小松島市 阿南市 牟岐町 日和佐町 海部町	
祖谷一字	497.0	3		6	8	5	9.1		
岩倉 徳島	99.0 74.5						106.5		
小見野々	694.0		6	1	1	105	22.7		
日早	713.0	8	6	21	45	406	56.4	脇町 穴吹町	
日早	727.0	2	6			230	42.3	鷺敷町	
坂州	1,038.0	1		2	2	894	11.8	徳島市 鳴門市	
小見野々	1,065.0		1	11	19	704	93.5	徳島市 小松島市	
福原旭	445.0		1	16	12	708	47.9		
福原旭	834.0	1					24.7		
福原旭	813.0	16	23	115	122	1,482	277.2	石井町 神山町 市場町 鴨島町 川島町 美郷村 真光町 一字村 穴吹町 木屋平村	
日早	2,781.0	10	9	187	103	3,777	463.1	徳島市 鳴門市 石井町 上板町 吉野町 鴨島町 一字村 穴吹町 木屋平村	
牟岐	414.0			1		353	14.2	牟岐町	
福原旭	509.0	2	9	7	15	991	195.4	鳴門市	
福原旭	457.0	1	3				50.5		
日早	671.0	1	1		1	25			
日早	476.0					66	27.1		
木屋平(建)	530.0	1	7	15	8	46			
旭丸	484.0		1	2	2	194			
旭丸	426.0	1	1			5			
福原旭	960.0	1	1	1	2	60			
穴喰	339.0	3	1			121			
木頭	406.0		2	1	98	2			
旭丸	801.0	5号・6号合算の被害							
旭丸	165.0	3		1	2	25	109.2		
木頭	595.0		1	1	3	123			
旭丸	435.0	1			1	1	52		
福原旭	472.0	1	2				11.4		
福原旭	563.0	1	1			9			
太竜寺山	374.0	1		1	1	193	56.5		
旭丸	1,243.0	2	2	9	16	5		上那賀町、木沢村	
旭丸	485.0		15	3	6	65			
木頭	543.0		6	1	4	6			
福原旭	550.0	3	1	5	234	1,589		徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市	
旭丸	794.0	1	4			32	95.6		
木頭	627.0	1					24		
穴喰	274.0		2	1		13	2.9		
木頭	780.5	3	1	3		153	18.3		
福原旭 (期間降水量)	815.0		2			3	34.7		
福原旭	909.5	3	1		1	37	42.3		
徳島	598.5		2	1		155	36.2		
		202	258	1,015	914	2,362			
J+1.3m						1,055	10.1		
			21	4	84		8		
						2	5.3		

第23号であることを示している。

災害 区分	区分	発生年月日	焼損面積	被害額 (千円)	災害救助法適用市町村
	災害の原因(注1)				
昭和 45 年 以 降 の 大 規 模 林 野 火 災 ( 焼 損 面 積 1 0 ヘ ク タ ー ル 以 上 )	山川町林野火災	S45.1.12~14	10.80 ha	10,000	
	池田町林野火災	S45. 1.13	25.00 ha	1,000	
	脇町林野火災	S45.1.15	10.00 ha	10,000	
	阿南市林野火災	S45.3.7	11.00 ha	3,810	
	穴吹町林野火災	S45.4.16	15.00 ha	300	
	木頭村野火災	S46.1.19	12.00 ha	10,000	
	穴喰町林野火災	S46.2.5~6	16.00 ha	400	
	鳴門市林野火災	S46.3.21~22	19.81 ha	5,945	
	海南町林野火災	S49 .1.12	45.00 ha	50,000	
	三好町林野火災	S49.4.4	20.00 ha	15,000	
	木頭村林野火災	S49.4.7	10.00 ha	100	
	日和佐町林野火災	S52.8.22~24	92.00 ha	119,660	
	板野町林野火災	S53.8.27~31	110.00 ha	25,700	
	鳴門市林野火災	S53 11.21~26	40.00 ha	10,400	
	上板町林野火災	S55.2.10~11	21.50 ha	8,600	
	海南町林野火災	S55. 2.13~14	58.40 ha	48,942	
	鳴門市林野火災	S56.1.21~ 22	22.60 ha	1,965	
	牟岐町林野火災	S57. 1.19~20	22.00 ha	540	
	鳴門市林野火災	S57. 9.4~11	121.00 ha	68,304	
	鳴門市林野火災	S59. 3.4~6	14.80 ha	6,789	
	土成町林野火災	S59. 3.30~31	11.90 ha	6,348	
	日和佐町林野火災	S59. 4.13~ 14	41.00 ha	37,343	
	鳴門市林野火災	S60.4.25	19.20 ha	2,157	
	上板町林野火災	S61.1.25~28	120.00 ha	28,120	
	日和佐町林野火災	S61.2.8~9	17.00 ha	15,810	
	鳴門市林野火災	S61.11.4~9	37.20 ha	8,629	
	穴喰町林野火災	S63.12.15~ 16	60.00 ha	35,000	
	脇町林野火災	H3.4.21~23	30.00 ha	28,332	
	阿南市林野火災	H7.4.8~9	11.18 ha	2,216	
	一宇村林野火災	H8.5.16~21	125.00 ha	128,845	
	勝浦町林野火災	H8.5.28~6.1	14.30 ha	40,629	
	鳴門市林野火災	H12.12.11~17	40.00 ha	1,000	
土成町林野火災	H13.4.7~9	15.08 ha	380		
由岐町林野火災	H14.8.19~8.26	10.00 ha	8,686		

(注1) 台風番号は、はじめの2字は西暦年

(注2) 気象資料は、観測原簿による。

(注3) 人、住家被害は徳島県自然災害誌、徳島県による。

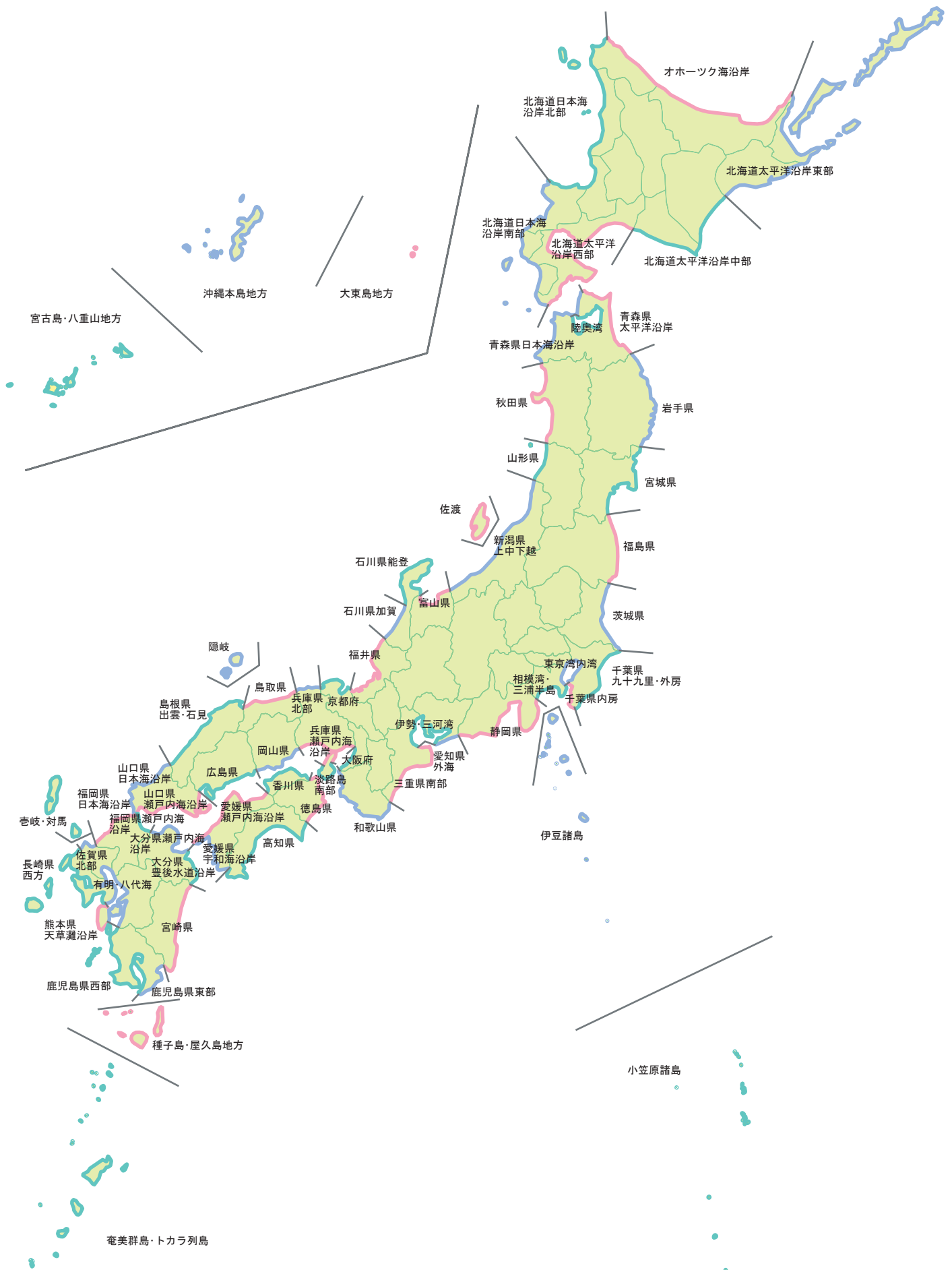




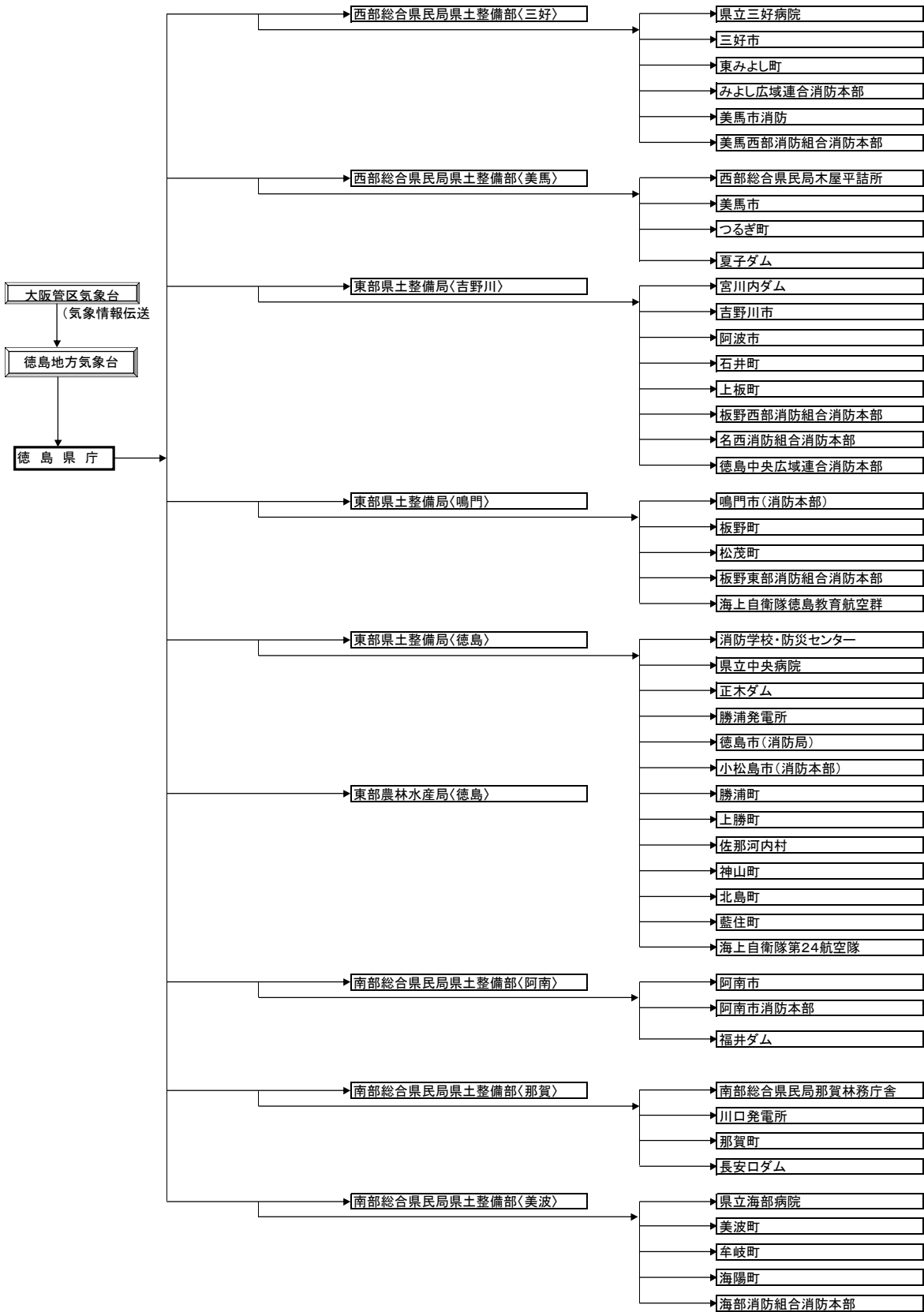


## 第2 気象等に関する資料

## 2-1 津波予報区



2-2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図(徳島県総合情報ネットワークシステム)

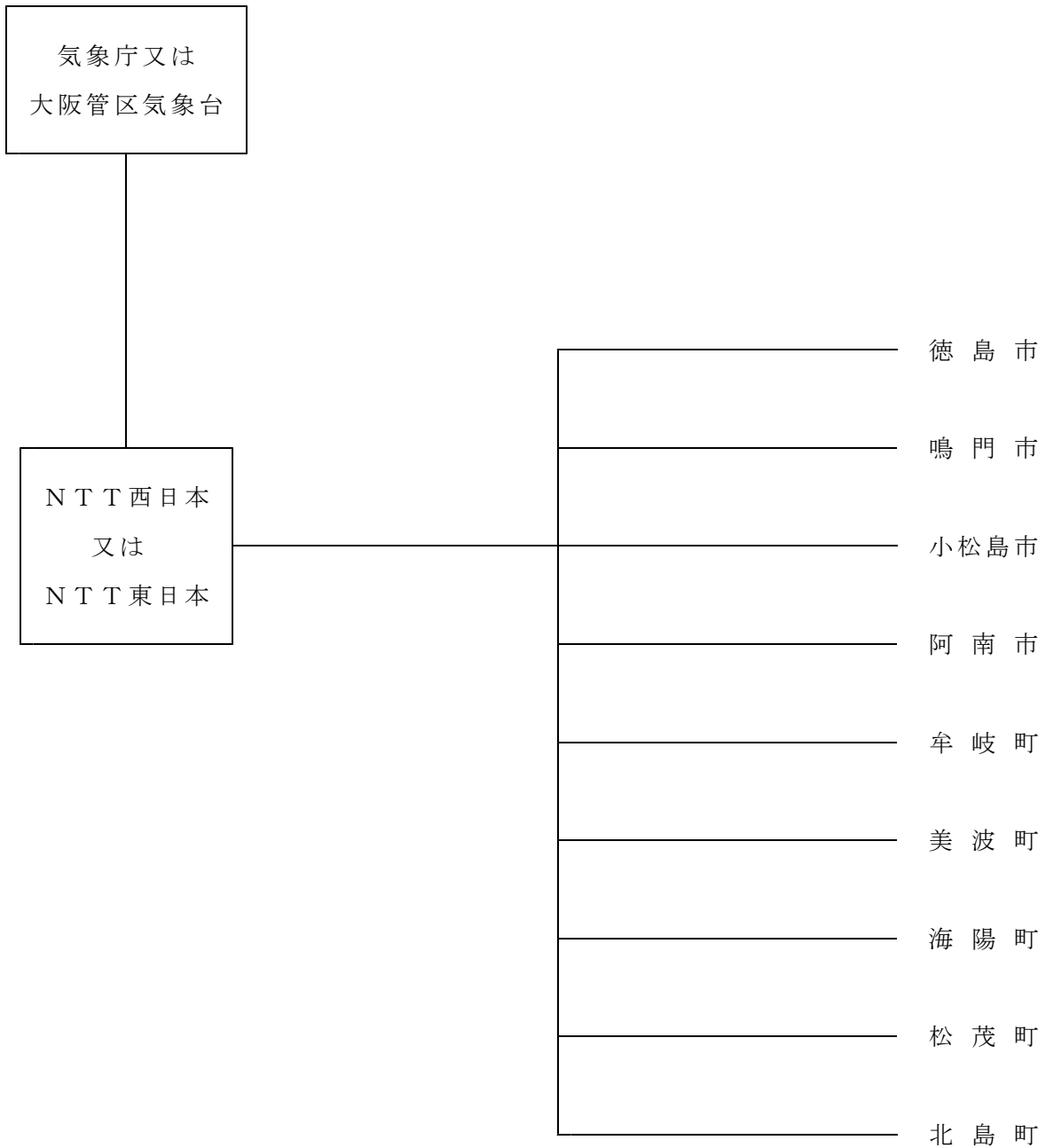


57箇所

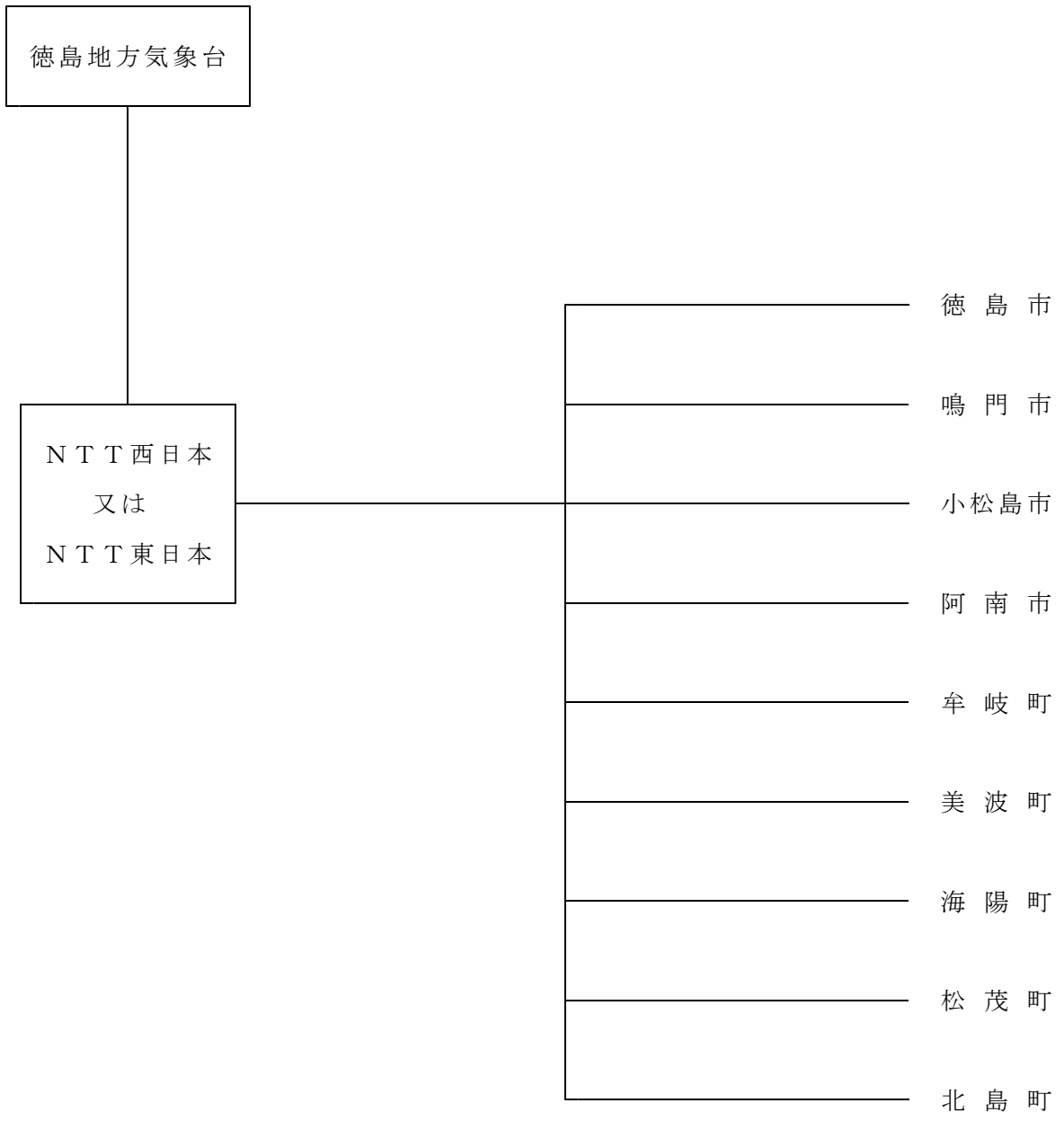
※ファクシミリに自動送信される情報

徳島県の注意報、警報、津波注意報、津波警報、震度速報及び地震情報

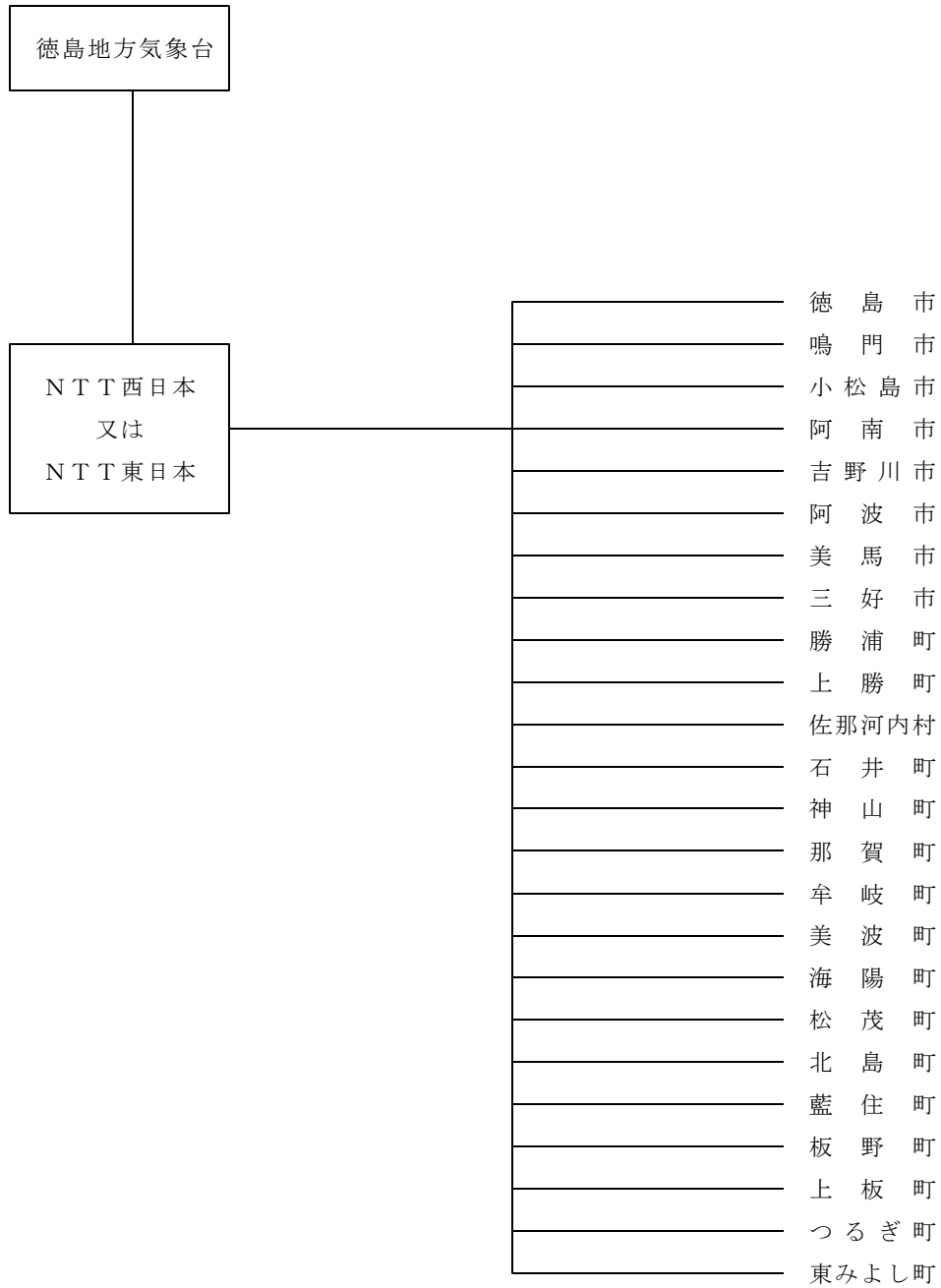
### 2-3 津波警報伝達系統図 (F ネット)



2-4 高潮、波浪警報伝達系統図 (F ネット)



2-5 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図 (F ネット)



## 2-6 水防警報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報

### ◎水防警報

#### 〈安全確保の原則〉

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

#### 〈水防警報の種類及び内容〉

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適 宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

# 1 国土交通省直轄管理河川

## (1) 発表段階及び基準（洪水）

河川名	基準水位観測所	発表段階			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	池田(有堤) 池田(無堤)	はん濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が水防団待機水位4.10mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位がはん濫注意水位6.70mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	岩津(有堤) 岩津(無堤)	〃	〃 3.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃
	中央橋	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.9m 〃	〃
	第十	〃	〃 3.7m 〃	〃 5.3m 〃	〃
旧吉野川 (今切川)	大寺橋	〃	〃 1.25m 〃	〃 2.15m 〃	〃
那賀川	古庄	〃	〃 3.5m 〃	〃 5.0m 〃	〃
桑野川 (派川那賀川)	大原	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.15m 〃	〃
上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。					

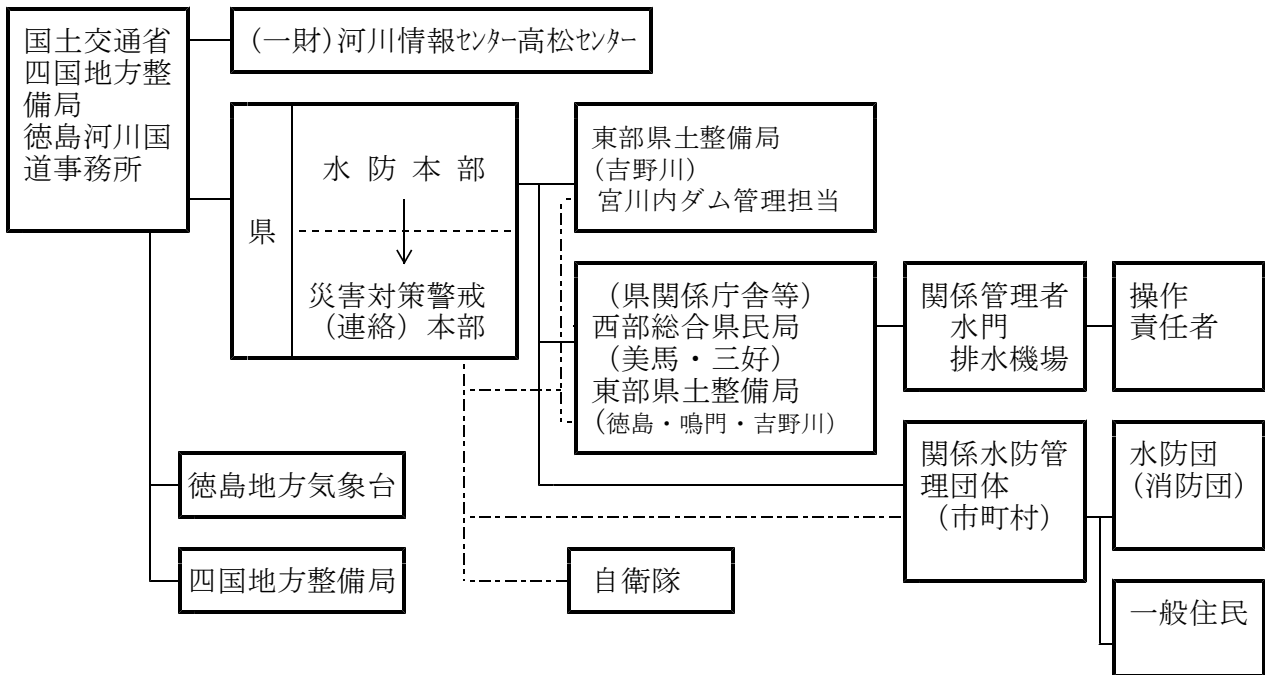
## (2) 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
<p>・津波到達までに水防警報を発表できない場合（県からの伝達が間に合わない場合も含む）の措置          担当官署からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、          気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。</p>		

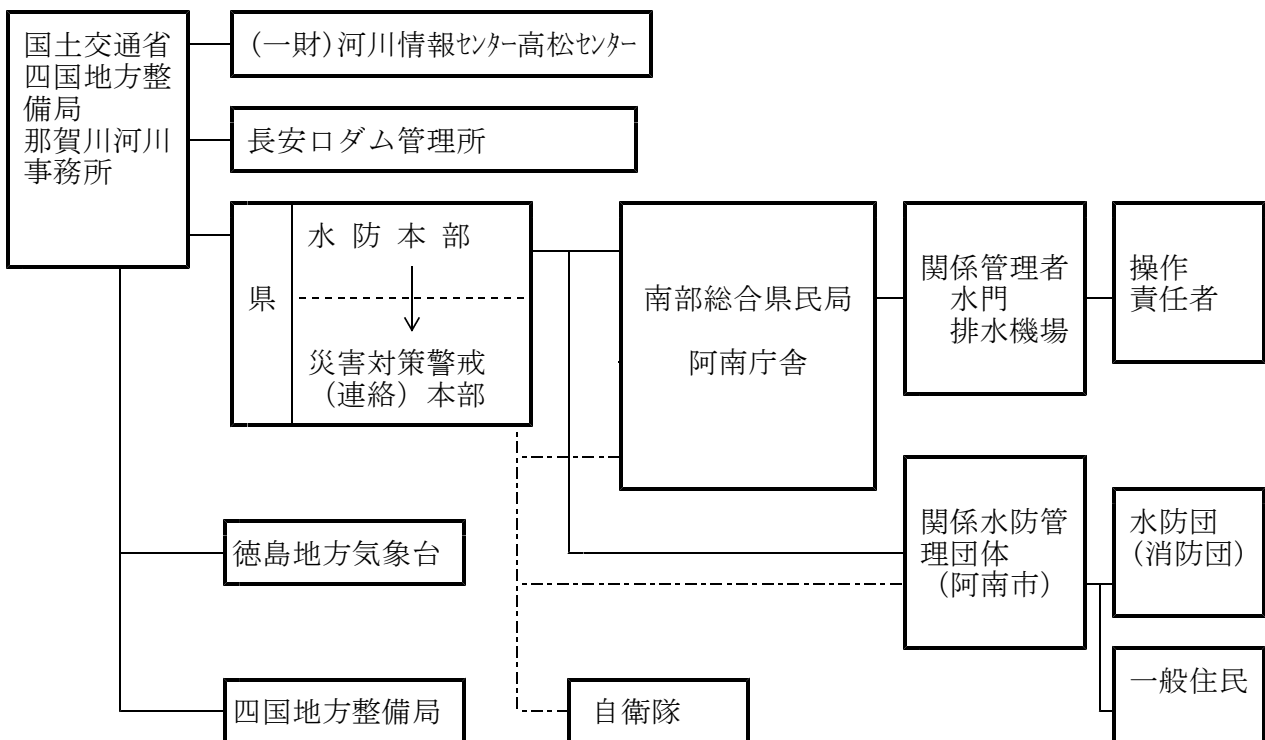


(3) 水防警報の連絡系統

① 吉野川水防警報



② 那賀川水防警報

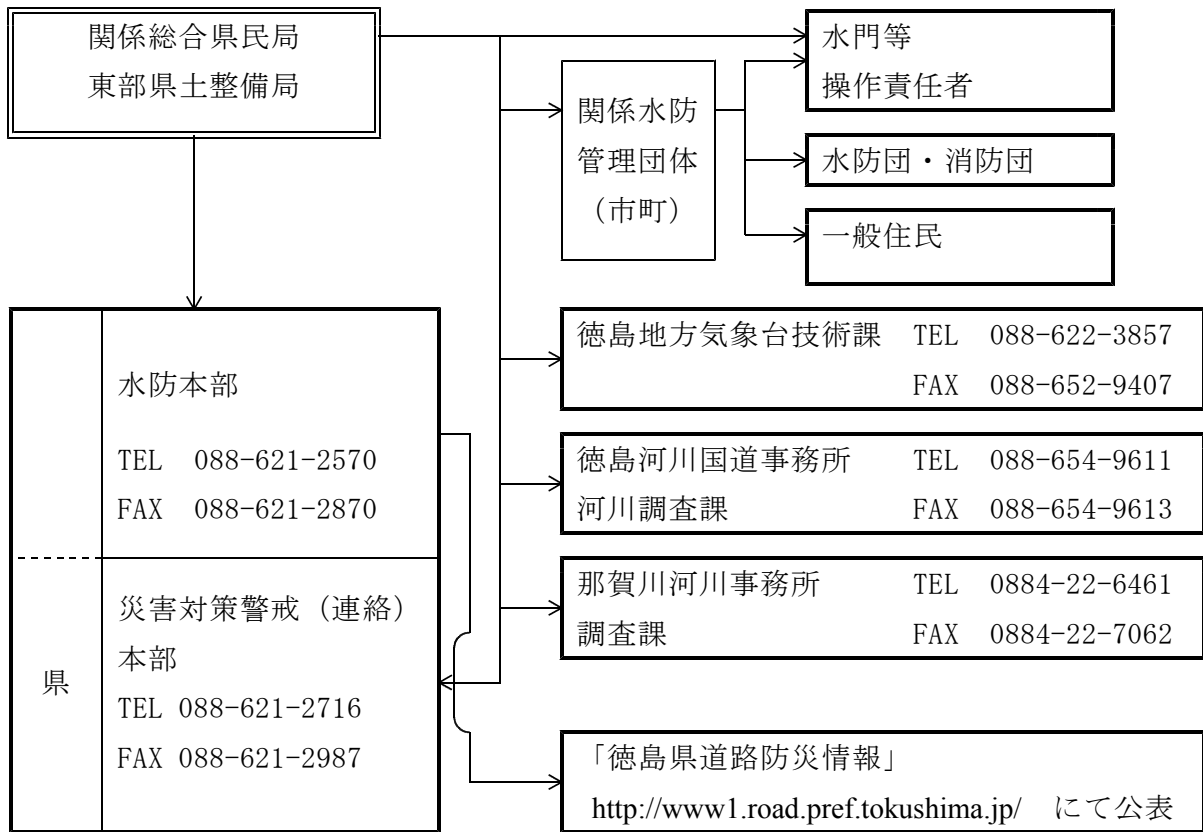


2 県管理河川  
 (1) 発表段階及び基準 (洪水)

河川名	基準 水位 観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
宮川内谷川	七条	はん濫注意水位以上 に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位1.50mに 達しなお上昇の恐れがあるとき	水位がはん濫注意水位2.50mに 達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくな ったとき
飯尾川	春日 加茂野 上浦	〃	〃 2.40m 〃	〃 3.10m 〃	〃
		〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
		〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
新池川	吉永	〃	〃 1.00m 〃	〃 1.30m 〃	〃
川田川	川田	〃	〃 1.80m 〃	〃 2.60m 〃	〃
江川	牛島	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃
ほたる川	ほたる	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃
鮎喰川	上鮎喰	〃	〃 4.10m 〃	〃 5.80m 〃	〃
園瀬川	法花	〃	〃 2.50m 〃	〃 3.20m 〃	〃
	山上	〃	〃 1.30m 〃	〃 2.00m 〃	〃
勝浦川	江田	〃	〃 2.40m 〃	〃 3.40m 〃	〃
	横瀬	〃	〃 2.00m 〃	〃 3.00m 〃	〃
桑野川	内田橋	〃	〃 2.80m 〃	〃 3.70m 〃	〃
	新野	〃	〃 1.30m 〃	〃 2.00m 〃	〃
福井川	大西	〃	〃 2.10m 〃	〃 2.70m 〃	〃
那賀川 (県管理区間)	和食流 下	〃	〃 T.P. 46.30m 〃	〃 T.P. 47.80m 〃	〃
日和佐川	月輪	〃	〃 2.60m 〃	〃 3.30m 〃	〃
海部川	多良	〃	〃 2.70m 〃	〃 3.30m 〃	〃
貞光川	貞光	〃	〃 2.20m 〃	〃 3.00m 〃	〃
宍喰川	日比原	〃	〃 1.70m 〃	〃 2.10m 〃	〃

※T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

(2) 水防警報の連絡系統



## ◎はん濫警戒情報・はん濫危険情報

水防法第13条の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣及び徳島県知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、次の計画に基づき水位情報の通知及び周知を実施する。

### <避難判断水位>

はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、流域住民の避難の目安となる水位

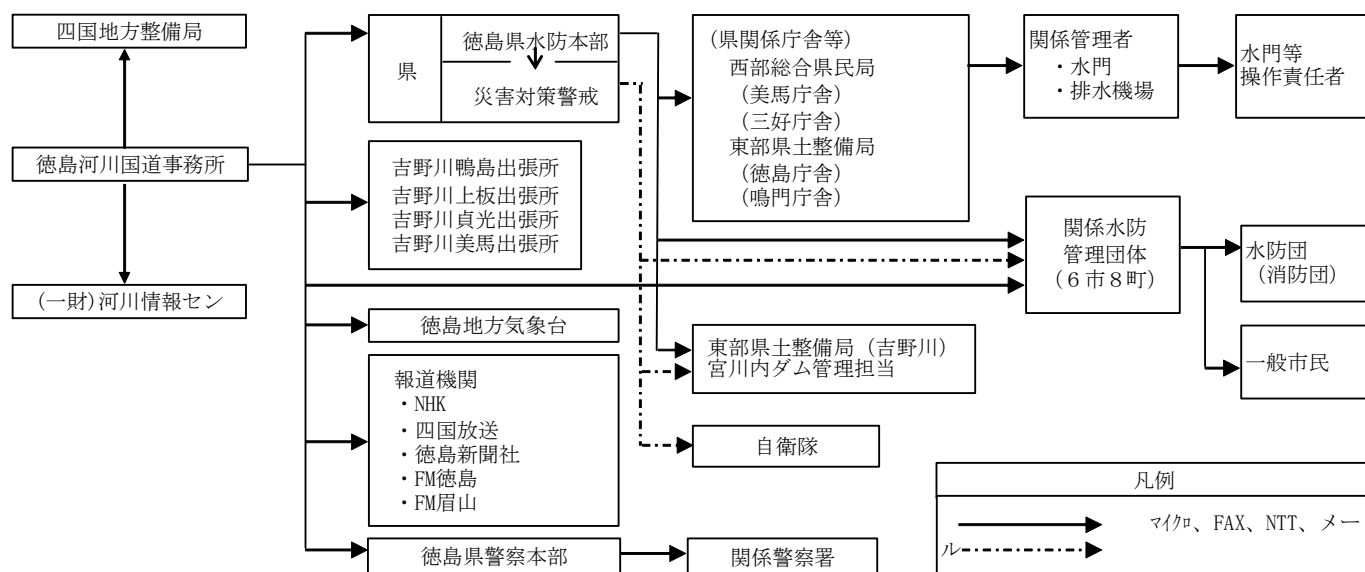
### 1 国土交通省直轄管理河川

#### (1) 指定河川

水系名	河川名	基準水位観測所	地先名	避難判断水位(m)	対象水防管理団体名	
吉野川	旧吉野川	上流	大寺橋	板野郡板野町川端	2.90	鳴門市・北島町 藍住町・板野町 上板町
		下流	鍋川	板野郡松茂町 広島	2.25	鳴門市・松茂町 北島町
	今切川	今切川 河口堰上流	板野郡北島町 鯛浜	1.80	徳島市・北島町 松茂町	
那賀川	桑野川 派川那賀川	大原	阿南市長生町 松ノ元	5.40	阿南市	

#### (2) はん濫警戒情報連絡系統図

##### ① 旧吉野川・今切川

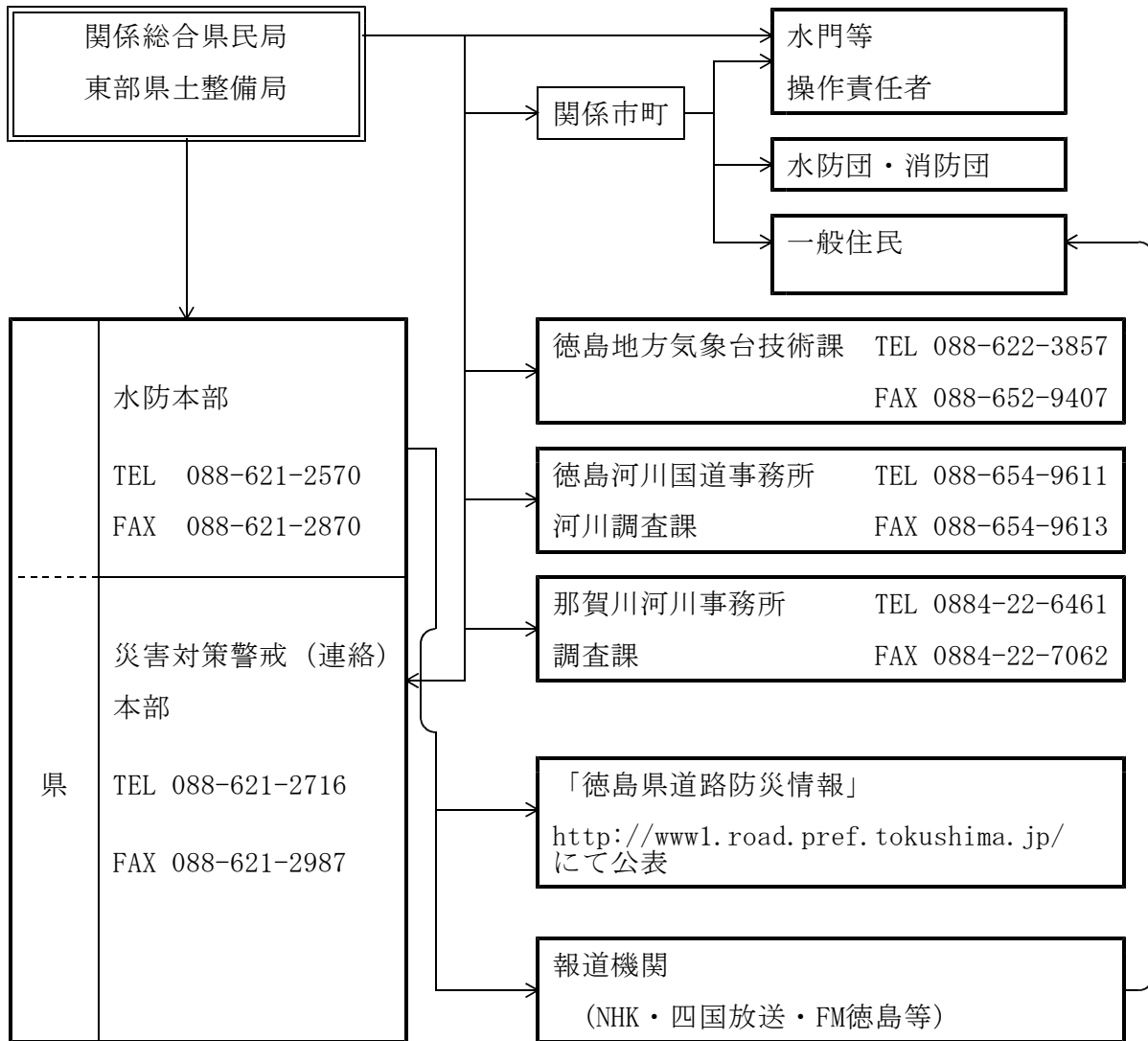




ほたる川	ほたる	吉野川市山川町堤外	2.10	2.50	吉野川市
鮎喰川	上鮎喰	徳島市鮎喰町2丁目	7.00	8.40	徳島市
園瀬川	法花	徳島市八万町式丈	4.30	4.90	徳島市
	山上	徳島市上八万町上中筋	3.00	3.70	徳島市
勝浦川	江田	小松島市江田町中須賀	3.80	4.20	徳島市 小松島市 勝浦町
	横瀬	勝浦郡勝浦町棚野	3.40	3.80	
桑野川	内田橋	阿南市山口町前山田	3.80	5.10	阿南市
	新野	阿南市新野町秋山	2.50	3.40	
福井川	大西	阿南市福井町大西	3.20	4.20	阿南市
那賀川 (県管理区間)	和食	那賀郡那賀町和食字町	T.P. 49.30	T.P. 50.80	那賀町
日和佐川	月輪	海部郡美波町西河内	4.00	5.10	美波町
海部川	多良	海部郡海陽町多良	4.50	5.50	海陽町
貞光川	貞光	美馬郡つるぎ町字前田	3.50	4.10	つるぎ町
宍喰川	日比原	海部郡海陽町日比原	2.60	3.10	海陽町

※T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

(3) はん濫警戒情報・はん濫危険情報連絡系統図



2-7 各防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島地方 気象台	池田	三好市池田町字シンヤマ	転倒ます型雨量計	徳島地方気象台	徳島地方気象台
	穴吹	美馬市穴吹町口山字初草	〃	〃	〃
	徳島	徳島市大和町2丁目	〃	〃	〃
	京上	三好市東祖谷京上	〃	〃	〃
	福原旭	勝浦郡上勝町大字旭字蔭	〃	〃	〃
	蒲生田	阿南市椿町蒲生田	〃	〃	〃
	木頭	那賀郡那賀町木頭出原字クボヲ	〃	〃	〃
	日和佐	海部郡美波町日和佐浦	〃	〃	〃
	海陽	海部郡海陽町四方原字杉谷	〃	〃	〃
	半田	美馬郡つるぎ町半田字下尾尻	〃	〃	〃
国土交通省 四国地方整備局徳島河川国道事務所	宍喰	海部郡海陽町久保字板取224-1	テレメーター	徳島河川国道事務所(道路)	徳島河川国道事務所
	海南	海部郡海陽町浅川字小鯖瀬口24-3	〃	〃	〃
	福井	阿南市福井町字日の地134-3	〃	〃	〃
	大野	三好市山城町大野511	1.0mm転倒ます型雨量計	徳島河川国道事務所(河川)	〃
	谷道	三好市東祖谷山村麦生土146-1	テレメーター	〃	〃
	古宮	美馬市穴吹町古宮字平谷623-1	〃	〃	〃
	岩津	阿波市岩津	〃	〃	〃
	山川	吉野川市山川町大塚	1.0mm転倒ます型雨量計	〃	〃



所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	上板	板野郡上板町瀬部字鳥屋 267-2	1.0mm転倒ます型雨量計	徳島河川国道事務所 (河川)	徳島河川国道事務所
	藍畑	名西郡石井町藍畑	〃	〃	〃
	境目	三好市池田町佐野字西沼 谷1064-5	テレメーター	徳島河川国道事務所 (道路)	〃
	祖谷口 (下川)	三好市山城町下川字東川 添	〃	〃	〃
	旧吉野川	板野郡藍住町奥野字乾	1.0mm転倒ます型雨量計	徳島河川国道事務所 (河川)	〃
	種野	吉野川市美郷字川俣	〃	〃	〃
	徳島	徳島市上吉野町3-35	テレメーター	〃	〃
	木屋平	美馬市木屋平字大北 262	〃	〃	〃
	大山	板野郡上板町宮ヶ谷8	〃	〃	〃
	中藪	美馬市美馬町字大宮西	〃	〃	〃
	中央橋	阿波市柿原	〃	〃	〃
	今杖	美馬市脇町字西俣名553- 2	〃	〃	〃
	切越	美馬郡つるぎ町一字字太 刀野本297-2	〃	〃	〃
	猪之鼻	三好市池田町字西山登尾 1348-39	テレメーター	徳島河川国道事務所 (道路)	〃
	上名	三好市山城町上名字コネ モチ	〃	〃	〃
	折野	鳴門市北灘町大字折野字 東地	〃	〃	〃
	楠根地	吉野川市山川町楠根地	1.0mm転倒ます型雨量計	徳島河川国道事務所 (河川)	〃
大坂谷	板野郡板野町大坂宮東	〃	〃	〃	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
国土交通省 四国地方整備局徳島河川国道事務所	板東谷	鳴門市大麻町板東字中谷8-3	1.0mm転倒ます型雨量計	徳島河川国道事務所(河川)	徳島河川国道事務所
	三野	三好市三野町大字太刀野山字林3662	テレメーター	〃	〃
	半田	美馬郡つるぎ町半田字檜尾53-2	〃	〃	〃
	神山	名西郡神山町阿野字福原452	〃	〃	〃
	竜王山	美馬市美馬町字入倉813-34	〃	〃	〃
国土交通省 四国地方整備局那賀川河川事務所	北川(旧)	那賀郡那賀町木頭北川字かじや26番	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	那賀川河川事務所	那賀川河川事務所
	出原	那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34番地	〃	〃	〃
	長安口	那賀郡那賀町長安字向イ20-14	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	〃	〃
	桜谷	那賀郡那賀町音谷字滝倉338-8	〃	〃	〃
	延野	那賀郡那賀町延野字大原96-2(相生中学校)	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
	谷口	阿南市新野町久田85-2	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	〃	〃
	山口	阿南市山口町平野77-9	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
	富岡	阿南市領家町室ノ内390(那賀川河川事務所)	〃	〃	〃
	岩倉	那賀郡那賀町岩倉字地藏本18	〃	〃	〃
	名古ノ瀬	那賀郡那賀町掛盤字保木山7	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	〃	〃
	槍戸	那賀郡那賀町岩倉しもあれ28-9	〃	〃	〃
	和食	那賀郡那賀町仁宇学原202-1	〃	〃	〃
	古庄	阿南市上中町南島230-2	〃	〃	〃

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
国土交通省 四国地方整備局那賀川 河川事務所	大原	阿南市長生町松ノ元14	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	那賀川河川事務所	那賀川河川事務所
	川俣	那賀郡那賀町川俣字ソヲ 2-3	〃	〃	〃
	南川	那賀郡那賀町木頭折字字 野久保谷45-2	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
	小見野々	那賀郡那賀町白石下用知 地先	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	〃	〃
	海川	那賀郡那賀町海川字東俣 75-2	〃	〃	〃
	日早	那賀郡那賀町木頭折字字 字井ノ内13	〃	〃	〃
	北川	那賀郡那賀町木頭北川字 いもじ屋敷6-1	〃	〃	〃
	川成	那賀郡那賀町川成字しん じょの向12	〃	〃	〃
国土交通省 四国地方整備局四国山 地砂防事務所	久保	三好市東祖谷山村字久保 293	イベント方式 無線テレメータ	四国山地砂防事務所	四国山地砂防事務所
	落合谷	三好市東祖谷山村字落合 363-3	〃	〃	〃
	釣井	三好市東祖谷山村字釣井 186	〃	〃	〃
	大枝	三好市東祖谷山村字大枝 198	〃	〃	〃
	下瀬	三好市東祖谷山村字下瀬 108-1	〃	〃	〃
	麦生土	三好市東祖谷山村字麦生 土30	〃	〃	〃
	小島	三好市東祖谷山村字小島 240-2	〃	〃	〃
	高野	三好市東祖谷山村字高野 79	〃	〃	〃
	菅生	三好市東祖谷山村字菅生 28	〃	〃	〃
	古味	三好市東祖谷山村字古味 21-1	〃	〃	〃

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
国土交通省 四国地方整備局四国山地砂防事務所	名頃	三好市東祖谷山村字菅生 640-8	イベント方式 衛星テレメータ	四国山地砂防事務所	四国山地砂防事務所
	善徳	三好市西祖谷山村字善徳 1400	イベント方式 無線テレメータ	〃	〃
	尾井ノ内	三好市西祖谷山村字尾井 ノ内139-2	〃	〃	〃
	吾橋	三好市西祖谷山村字下吾 橋38	〃	〃	〃
	有瀬	三好市西祖谷山村字有瀬 493-1	〃	〃	〃
	小祖谷	三好市西祖谷山村下名 370	〃	〃	〃
	川崎	三好市池田町川崎浪会 31	イベント方式 衛星テレメータ	〃	〃
	出合	三好市池田町大和 15	〃	〃	〃
徳島県 県土整備部	寺野	三好市山城町寺野字北ノ 後575	1mm転倒ます型自記雨量計	西部総合県民局 (三好)	砂防防災課
	大野	三好市山城町大野字上大 野319	〃	〃	〃
	国政	三好市山城町国政字黒岩 962	〃	〃	〃
	栗山	三好市山城町栗山よそう 口	〃	〃	〃
	葛籠	三好郡東みよし町東山字 葛籠	〃	〃	〃
	井ノ久保	三好市池田町白地字井ノ 久保	〃	〃	〃
	馬路	三好市池田町馬路	〃	〃	〃
	松尾	三好市池田町松尾字下蔭 33	〃	〃	〃
	太刀野山東	三好市三野町太刀野山字 鎌窪4371	〃	〃	〃
長田	三好郡東みよし町西庄字 長田81	〃	〃	〃	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島県 県土整備部	上吹	三好市井川町井内東字瀧ノ内5371	1mm転倒ます型自記雨量計	西部総合県民局 (三好)	砂防防災課
	大久保	三好市井川町大久保	〃	〃	〃
	野呂内	三好市池田町西山西谷946-2	〃	〃	〃
	加茂山	三好郡東みよし町中庄2970-5-5	〃	〃	〃
	川原柴	美馬市脇町字川原柴269-2	〃	西部総合県民局 (美馬)	〃
	黒北	美馬市脇町字東赤谷名154-4	〃	〃	〃
	切久保	美馬市美馬町字入倉657	〃	〃	〃
	池ノ浦	美馬市美馬町字池ノ浦57-3	〃	〃	〃
	三谷	美馬市穴吹町三島字三谷369	〃	〃	〃
	穴吹市ノ下	美馬市穴吹町穴吹字市ノ下8-2	〃	〃	〃
	猿飼	美馬市穴吹町口山字猿飼145-4	〃	〃	〃
	柴内	美馬郡つるぎ町貞光太田字柴内328-2	〃	〃	〃
	曾我	美馬郡つるぎ町半田字白石457-2	〃	〃	〃
	川見	美馬郡つるぎ町貞光端山字川見28	〃	〃	〃
	半平	美馬市穴吹町古宮字大平350-4	〃	〃	〃
	貢	美馬市木屋平字貢397-5	〃	〃	〃
	森遠	美馬市木屋平字森遠54-1	〃	〃	〃
平成荘	美馬市木屋平字太合カケ445-1	〃	〃	〃	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島県 県土整備部	奥大野	美馬郡つるぎ町一字字奥大野1231-1	1mm転倒ます型自記雨量計	西部総合県民局 (美馬)	砂防防災課
	明谷	美馬郡つるぎ町一字字明谷3252-1	〃	〃	〃
	浦池	阿波市土成町浦池字上井221-3	〃	東部県土整備局 (吉野川)	〃
	土柱	阿波市阿波町北正広203-2	〃	〃	〃
	山崎南	吉野川市山川町字忌部239-1	〃	〃	〃
	馬見尾	吉野川市山川町字皆瀬475-1	〃	〃	〃
	東山峠	吉野川市美郷字東山峠217-1	〃	〃	〃
	飯尾東	吉野川市鴨島町飯尾字溝縁412	〃	〃	〃
	中島田	鳴門市瀬戸町中島田字北田	〃	東部県土整備局 (鳴門)	〃
	粟田	鳴門市北灘町粟田字西傍示	〃	〃	〃
	高島	鳴門市鳴門町高島字北	〃	〃	〃
	大代	鳴門市大津町大代字六反地	〃	〃	〃
	池谷	鳴門市大麻町池谷字長田	〃	〃	〃
	大坂	板野郡板野町大坂	〃	〃	〃
	眉山	徳島市眉山町茂助ヶ原7	〃	東部県土整備局 (徳島)	〃
	入田	徳島市入田町安都真220	〃	〃	〃
	上八万	徳島市上八万町西山52-23	〃	〃	〃
丈六	徳島市丈六町八万免14	〃	〃	〃	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島県 県土整備部	八多	徳島市八田町字中ノ丸南1 5-1	1mm転倒ます型自記雨量計	東部県土整備局 (徳島)	砂防防災課
	国府	徳島市国府町西矢野字奥 谷298	〃	〃	〃
	今山	勝浦郡勝浦町沼江字山路3 3-2	〃	〃	〃
	府能山	名東郡佐那河内村上字府 能山235	〃	〃	〃
	太郎山	勝浦郡勝浦町大字坂本字 旭27	〃	〃	〃
	下浦	名西郡石井町浦庄字下浦6 00-3	〃	〃	〃
	石堂	名西郡神山町神領字石堂1 92-1	〃	〃	〃
	大田井	阿南市大井町〆谷27-4	〃	南部総合県民局 (阿南)	〃
	上大野	阿南市大野町須賀61-2	〃	〃	〃
	桑野	阿南市桑野町町41番地先	〃	〃	〃
	津乃峰	阿南市津乃峰町新浜33-29	〃	〃	〃
	福井	阿南市福井町山下211-2	〃	〃	〃
	椿泊	阿南市椿泊町大瀬井10-2	〃	〃	〃
	坂州	那賀郡那賀町木頭字前田 47-1	〃	南部総合県民局 (那賀)	〃
	府殿	那賀郡那賀町府殿字日浦 43-2	〃	〃	〃
	平野	那賀郡那賀町平野字妙見 前20-1	〃	〃	〃
	久尾	海部郡海陽町久尾字久尾1 48-1	〃	南部総合県民局 (美波)	〃
	大井	海部郡海陽町大井字宮ノ 前84-3	〃	〃	〃

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島県 県土整備部	浅川	海部郡海陽町浅川川ヨリ 東26-4	1mm転倒ます型自記雨量計	南部総合県民局 (美波)	砂防防災課
	赤松	海部郡美波町赤松字阿地 屋277-1	〃	〃	〃
	西由岐	海部郡美波町西由岐字西7 6	〃	〃	〃
	明神山	海部郡美波町カシブフチ5 92-4	〃	〃	〃
	美波庁舎	海部郡美波町奥河内弁財 天17-1	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計, テレメーター	〃	河川振興課
	月輪	海部郡美波町西河内大久 保9-1	〃	〃	〃
	牟岐	海部郡牟岐町中村本村47 -2	〃	〃	〃
	寒ヶ瀬	海部郡海陽町平井字寒ヶ 瀬115番	〃	〃	〃
	神野	海部郡海陽町神野字七川 1-1	〃	〃	〃
	奥浦	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ 谷3-1	〃	〃	〃
	宍喰	海部郡海陽町宍喰浦字中 角1-1	〃	〃	〃
	吉野川庁舎	吉野川市川島町大字宮島 736-1	〃	東部県土整備局 (吉野川)	〃
	平	吉野川市美郷別枝山字張 410-7	〃	〃	〃
	野田原	阿波市日開谷字野田原 51-3	〃	〃	〃
	七条	板野郡上板町西分字溝尻 8-2地先	〃	〃	〃
	宮川内	阿波市平間字宮川内平間 58	〃	〃	〃
	上畑	阿波市宮川内字上畑 75-15	〃	〃	〃
美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻建神 社下南73	〃	西部総合県民局 (美馬)	〃	



所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島県 県土整備部	三好庁舎	三好市池田町字マチ2415	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計, テレメーター	西部総合県民局 (三好)	河川振興 課
	加茂	三好郡東みよし町加茂 1621-2地先	〃	〃	〃
	徳島庁舎	徳島市南末広町6-36	〃	東部県土整備局 (徳島)	〃
	正法寺	板野郡藍住町奥野東中須 125地先	〃	〃	〃
	広野	名西郡神山町阿野字広野 154-1	〃	〃	〃
	寄井	名西郡神山町神領字川北 2-1	〃	〃	〃
	宮前	名東郡佐那河内村下字中 辺71-1	〃	〃	〃
	法花	徳島市八万町式丈5-1	〃	〃	〃
	立江	小松島市立江町清水189- 1	〃	〃	〃
	落合	勝浦郡上勝町落合	〃	〃	〃
	正木	勝浦郡上勝町正木字藤の 内18-2	〃	〃	〃
	雄中面	勝浦郡上勝町大字生実字 百合出尾	〃	〃	〃
	殿川内	勝浦郡上勝町殿川内	〃	〃	〃
	横瀬	勝浦郡勝浦町大字久国鴻 畑地	〃	〃	〃
	八重地	勝浦郡上勝町大字旭字西 中29-2	〃	〃	〃
	鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩字七枚 128	〃	東部県土整備局 (鳴門)	〃
	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中 瀬堤外15-9	〃	〃	〃
阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	〃	南部総合県民局 (阿南)	〃	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
徳島県 県土整備部	新野	阿南市新野町秋山350-5	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計, テレメーター	南部総合県民局 (阿南)	河川振興課
	福井ダム	阿南市福井町鉦打	〃	〃	〃
	加茂谷	阿南市加茂町野上22-6	〃	長安ロダム管理事務所	〃
	那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野弥ハガ へ64-1	〃	南部総合県民局 (那賀)	〃
徳島県 企業局	川口	那賀郡那賀町吉野川口35	1.0mm転倒ます型自記雨量計	総合管理事務所 ダム管理課	総合管理事務所 ダム管理課
	明神ダム	那賀郡那賀町深森漆ヶ 谷口3-3	1.0mm転倒ます型自記雨量計, テレメーター	〃	〃
	請ノ谷	那賀郡那賀町請ノ谷堂平 間34-2	〃	〃	〃
	坂洲 発電所	那賀郡那賀町大字坂洲 字高山平106-1	〃	〃	〃
	花瀬	那賀郡那賀町花瀬字花瀬 84	〃	〃	〃
	棚野	勝浦郡勝浦町棚野	〃	〃	〃
	立川ダム	勝浦郡勝浦町棚野	〃	〃	〃
徳島県立農 林水産総合 技術支援セ ンター	農業研究 所	名西郡石井町石井1660	試験研究調査用農業気象総合記録装置(雨量、気温、地熱、日射量、風速、湿度)	農産園芸 研究課	農産園芸 研究課
〃	果樹研究 所	板野郡上板町神宅祝谷	〃	〃	〃

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
四国旅客鉄道株式会社	板野	板野郡板野町大字大寺字泉口	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
	池谷	鳴門市大麻町池谷字柳ノ本	〃	〃	〃
	徳島	徳島市徳島町城ノ内1-31	〃	〃	〃
	鴨島	吉野川市鴨島町鴨島字神島	〃	〃	〃
	山瀬	吉野川市山川町字西久保	〃	〃	〃
	穴吹	美馬市穴吹町穴吹字戒	〃	池田保線駐在	池田保線駐在
	半田	美馬郡つるぎ町半田字中藪	〃	〃	〃
	阿南	阿南市富岡町今福寺	〃	徳島保線区	徳島保線区
	由岐	海部郡美波町西の地字東地	〃	〃	〃
	日和佐	海部郡美波町奥河内字弁才天	〃	〃	〃
	牟岐	海部郡牟岐町大字中村字本村	〃	〃	〃
	坪尻	三好市池田町西山立谷	〃	池田保線駐在	池田保線駐在
	池田	三好市池田町サラダ	〃	〃	〃
	川口	三好市山城町大川持	〃	〃	〃
大歩危	三好市西祖谷山村徳善	〃	〃	〃	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細			
			型式	管理者	データ所得箇所	
阿佐海岸鉄道株式会社	宍喰	海部郡海陽町宍喰浦字正梶	警報機付風速・雨量監視装置	施設課	運転指令	
四国電力株式会社	池田支店	名頃ダム気象観測所	三好市東祖谷菅生620-4	警報機付0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	名頃ダム	名頃ダム
		若宮谷ダム気象観測所	三好市西祖谷山村一字220-1	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	三縄ダム	三縄ダム
		三縄ダム気象観測所	三好市池田町松尾大申43-1	警報機付1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
		伊予川ダム気象観測所	三好市山城町政友大人46	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
		松尾川ダム気象観測所	三好市西祖谷山村小祖谷428	〃	〃	〃
		祖谷発電所気象観測所	三好市東祖谷若林242-2	〃	〃	〃
	明谷ダム気象観測所	美馬郡つるぎ町一字字平3464-3	〃	明谷ダム	明谷ダム	
	徳島支店	川成気象観測所	那賀郡那賀町川成シンジヨノ向8	1.0mm転倒ます型隔測自記雨量計	大美谷ダム	大美谷ダム
		大美谷ダム気象観測所	那賀郡那賀町当山字滝下ノ口36	〃	〃	〃
		出羽気象観測所	那賀郡那賀町出羽字奥山6-2	〃	〃	〃

所有者		観測所名	所在地	観測施設の明細		
				型式	管理者	データ所得箇所
四国電力株式会社	徳島支店	小見野々ダム気象観測所	那賀郡那賀町木頭助字小見野々157-1	1.0mm転倒ます型隔測自記雨量計	小見野々ダム	小見野々ダム
		北川気象観測所	那賀郡那賀町木頭北川字拝ノ久下22	〃	〃	〃
		日早気象観測所	那賀郡那賀町木頭折字宇井ノ内41-3	〃	〃	〃
		海川気象観測所	那賀郡那賀町海川字西俣21-2	〃	〃	〃
徳島市	徳島市消防局	徳島市新蔵町1丁目	総合気象観測装置	徳島市消防局	徳島市消防局	
	中央浄化センター	徳島市南昭和町3丁目	自記雨量計(1日巻)	中央浄化センター	中央浄化センター	
鳴門市	鳴門市消防署	鳴門市撫養町南浜字東浜	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	鳴門市消防署	鳴門市消防署	
小松島市	小松島市消防本部	小松島市横須町1-1	〃	小松島市消防本部	小松島市消防本部	
阿南市消防本部	阿南市消防本部	阿南市辰己町1-33	転倒ます型雨量計	阿南市消防本部	阿南市消防本部	
吉野川市	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	吉野川市	吉野川市役所	
	川島庁舎	吉野川市川島町桑村2421-1	〃	〃	川島庁舎	
	美郷庁舎	吉野川市美郷村川俣7-1	自記電設計数器	〃	美郷庁舎	
阿波市	阿波市役所	阿波市東原173	長期巻自記雨量計113-R-56	阿波市	阿波町市役所	
	土成町支所	阿波市土成丸山1-1	ロール型紙長期巻記録計LD-1型	〃	土成支所	
	土成町支所	阿波市土成丸山1-1	ロール型紙長期巻記録計LD-1型	〃	土成支所	
三好市	芝生	三好市三野町芝生1039	0.5mm転倒ます型自記雨量計	三野総合支所	三野総合支所	

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
三好市	中西基幹集落センター	三好市池田町中西フルトノ984-1	転倒ます型隔測自記雨量計	三好市	三好市役所
	井内支所連絡所	三好市井川町井内西5007	転倒ます型雨量計 NKC-500 1mm/1転倒	井川総合支所	井川総合支所
	京上	三好市東祖谷京上157-2	自記雨量計 テレメーター	東祖谷総合支所	東祖谷総合支所
勝浦町	勝浦町農業センター	勝浦郡勝浦町久国	転倒ます型雨量計	勝浦町	勝浦町役場
佐那河内村	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村中辺71-1	ロール紙型長期巻記録計 LD-1型	佐那河内村	佐那河内村役場
那賀町	和食局	那賀郡那賀町和食郷南川268-2	転倒ます型自記雨量計	〃	〃
	南川局	那賀郡那賀町和食郷南川304-1	〃	〃	〃
	中山局	那賀郡那賀町中山字とふめん1	〃	〃	〃
牟岐町	牟岐町役場	海部郡牟岐町中村本村7-4	〃	牟岐町	牟岐町役場
美波町	由岐支所	海部郡美波町西の地字西地50-1	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	美波町	由岐支所
	美波町役場	海部郡美波町奥河内字本村18-1	転倒ます型雨量計	〃	美波町役場
	消防団日和佐第5分団詰所	海部郡美波町赤松字野田139	転倒ます型雨量計	美波町	美波町役場

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
海陽町	大里	海部郡海陽町大里	転倒ます型雨量計	海陽町	海南庁舎
つるぎ町	半田支所	美馬郡つるぎ町半田木ノ内136-1	自記電設計数器	つるぎ町	半田支所
	つるぎ町本庁	美馬郡つるぎ町貞光東浦1-3	転倒ます型隔測自記雨量計	〃	貞光本庁
	〃	〃	1.0mm転倒ます型隔測自記雨量計	〃	〃
	一字支所	美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	転倒ます型自記雨量計	〃	一字支所

東みよし町	増川小学校	三好郡東みよし町東山増川267	転倒ます型雨量計 (RT-5型)	三好庁舎	三好庁舎
	加茂	三好郡東みよし町加茂	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	東みよし町	東みよし町役場
美馬市 消防本部	消防署	美馬市脇町	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	美馬市 消防本部	美馬市 消防本部
	木屋平分署	美馬市木屋平	〃	〃	〃
名西 消防組合	名西消防組合 石井消防署	名西郡石井町高川原高川原66-8	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	名西消防 組合	石井 消防署
	名西消防組合 神山消防署	名西郡神山町神領字本野間97	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	〃	神山 消防署
海部 消防組合	海部消防組合 牟岐出張所	海部郡牟岐町川長新光寺98-1	転倒ます型雨量計 (RT-5型)	海部 消防組合	海部 消防組合
板野東部 消防組合	板野東部 消防組合	板野郡北島町北村字大開11-1	総合気象観測装置	板野東部 消防本部	板野東部 消防本部
板野西部 消防組合	板野西部 消防組合	板野郡板野町羅漢字前田35	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計	板野西部 消防本部	板野西部 消防本部
徳島中央広 域連合	中消防署	阿波市土成町秋月字月成12	転倒ます型雨量計	徳島中央 広域連合	中消防署
	消防本部	吉野川市鴨島町上下島21-1	気象情報収集装置	〃	消防本部 通信指令 室
美馬西部 消防組合	天神	美馬市美馬町天神119	〃	美馬西部 消防本部	美馬西部 消防本部
みよし広域 連合	みよし広域連合 消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	気象観測装置	みよし広域連合 消防本部	みよし広域連合 消防本部

2-8 徳島県震度情報ネットワークシステムの構成

市町村名	徳島県 計測震度計	気象 計測震度計	庁 震度計	防災科学技術研究所 震計	◎設置場所
徳島市	◎				徳島市新蔵町1-88 徳島市消防局
鳴門市		◎			鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所
小松島市	◎				小松島市横須町1-1 小松島市役所
阿南市	◎	◎			阿南市富岡町小山18-3 富岡西高等学校
〃	◎				阿南市那賀川町苅屋323 阿南市那賀川支所
〃	◎				阿南市羽ノ浦町中庄なかれ16-3 阿南市羽ノ浦支所
吉野川市		◎			吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市役所
〃	◎				吉野川市川島町桑村2421-1 吉野川市川島庁舎
〃	◎				吉野川市山川町翁臺台56-2 吉野川市消防会館
〃	◎				吉野川市美郷字中筋194-1 吉野川市ふるさとセンター
阿波市	◎				阿波市阿波町東原173 阿波市役所
〃	◎				阿波市吉野町西条字大西60-1 阿波市吉野支所
〃	◎				阿波市土成町土成字丸山1-1 阿波市土成支所
〃				◎	阿波市市場町市場字上野段385-1 阿波市市場支所
美馬市	◎				美馬市穴吹町穴吹字九反地5 美馬市役所
〃	◎	◎			美馬市脇町大字脇1303-3 美馬市脇町庁舎
〃	◎				美馬市美馬町字天神121 美馬市美馬庁舎
〃				◎	美馬市木屋平字川井171-2 木屋平村中学校
三好市	◎				三好市三野町芝生1036-1 三野町老人福祉センター
〃	◎	◎			三好市池田町マチ2551-1 三好市池田総合体育館
〃	◎				三好市山城町大川持518-9 三好市山城総合支所
〃	◎				三好市井川町辻73 三好市井川総合支所
〃				◎	三好市東祖谷下瀬12-1 東祖谷中学校
〃	◎				三好市西祖谷山村一字343-2 三好市西祖谷総合支所
勝浦町	◎				勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町役場
上勝町				◎	勝浦郡上勝町大字旭字蔭72 旭農林公園



市町村名	徳島県計	気象庁計	防災科学技術研究所計	◎設置場所	
佐那河内村	◎			名東郡佐那河内村下字中辺71-1	佐那河内村役場
石井町	◎			名西郡石井町高川原121-1	石井町役場
神山町	◎			名西郡神山町神領字本野間100	神山町役場
那賀町	◎			那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	那賀町役場
〃	◎			那賀郡那賀町延野字王子原31-1	那賀町相生支所
〃	◎			那賀郡那賀町小浜151	那賀町上那賀支所
〃	◎			那賀郡那賀町木頭字前田43-1	木沢総合防災センター
〃	◎		◎	那賀郡那賀町木頭和無田字ソ子24	那賀町木頭体育館
牟岐町			◎	海部郡牟岐町大字中村字本村14	牟岐小学校
美波町			◎	海部郡美波町西の地字西地50-1	美波町由岐支所
〃	◎			海部郡美波町奥河内字本村21	日和佐小学校
海陽町	◎			海部郡海陽町大里字上中須128	海陽町役場
〃	◎			海部郡海陽町奥浦字新町44	海陽町海部庁舎
〃	◎			海部郡海陽町久保字久保49	海陽町六喰庁舎
松茂町	◎			板野郡松茂町広島字東裏30	松茂町役場
北島町	◎			板野郡北島町中村字上地23-1	北島町役場
藍住町	◎			板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	藍住町役場
板野町	◎			板野郡板野町大寺亀山西169-5	板野町民センター
上板町	◎			板野郡上板町七條字経塚42	上板町役場
つるぎ町			◎	美馬郡つるぎ町貞光字宮下61	つるぎ町就業構造改善センター
〃	◎			美馬郡つるぎ町半田字木の内136-1	つるぎ町役場半田支所
〃	◎			美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	つるぎ町役場一字支所
東みよし町	◎			三好郡東みよし町昼間3673-1	東みよし町三好庁舎
〃	◎			三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町役場
	37	5	8	計50箇所	

## 2 - 9 気象警報等の通知に関する覚書

徳島地方気象台（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）とは、気象業務法第15条第1項の規定による気象、津波、高潮、波浪及び洪水に関する警報事項の通知（以下「気象警報等の通知」という。）等について、次のとおり覚書を交換する。

- 1 甲から乙への気象警報等の通知は、次に掲げる設備を使用して行う。この場合においてその順位は上位のものを優先する。
  - (1) 甲に設置した防災情報提供装置
  - (2) 一般加入電話 FAX、及び一般加入電話
  - (3) 徳島県総合情報通信ネットワークシステム
- 2 前項に係る事項の乙における受領及び受信の担任は、徳島県環境生活部消防防災安全課及び徳島県総務部管財課監視室とする。
- 3 気象警報等の通知のほか、甲は乙に対し、気象、津波、高潮、波浪及び洪水に関する注意報事項並びにこれらに関する情報を通報する。この場合の通報に当たっては、この覚書第1項及び第2項を準用する。
- 4 前項の規定による注意報事項及び情報の種類は、甲及び乙が協議して定める。
- 5 この覚書を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。
- 6 この覚書は、平成11年12月20日から効力を生じる。また、この覚書の交換に伴い、「気象警報等の通知に関する覚書」（平成4年6月25日交換）は、同日をもってその効力を失う。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成11年12月20日

甲 徳島地方気象台  
台 長 鈴木 宣 直

乙 徳 島 県  
徳 島 県 知 事 圓 藤 寿 穂

## 2-10 火災気象通報についての協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方气象台（以下「乙」という。）とは、消防法第 22 条第 1 項の規定に基づく火災気象通報の取り扱いについて、次のとおり締結する。

### 1 火災気象通報を行う場合の基準

- (1) 実効湿度 60 %以下で、最小湿度 40 %以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速 10 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

### 2 担当窓口及び責任者

甲：徳島県福祉生活部消防防災課                      消防防災課長（電話 21-2280）  
乙：徳島気象地方台技術課                              技術課長（電話 22-3857）

### 3 通報事項

乙が甲に通報する火災気象通報の通報事項は次のとおりとする。

- (1) 標題は火災気象通報とする。
- (2) 本文は、昨日の実況（実効湿度、平均湿度、最小湿度）、当日の予想（実効湿度、最小湿度、最大風速）及び警戒文で構成する。
- (3) 火災気象通報の基準に達すると予想される地域が、気象注意報・警報の地域細分による細分地域に確定される場合、警戒文中にその旨を含めるものとする。

### 4 通報時刻

火災気象通報の基準に達すると予想される場合は、当日の 10 時までに通報する。

### 5 協定の変更

この協定を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定は、平成 2 年 7 月 1 日から実施する。

この協定書は 2 通作成し、甲乙各 1 通を保管するものとする。

平成 2 年 6 月 1 5 日

甲     徳島県  
         徳島県知事     三 木 申 三

乙     徳島地方气象台  
         台 長            鷺            猛

## 2-1-1 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定

徳島県知事と徳島地方気象台長は、徳島県内における情報対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、オンラインによる情報交換に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、徳島県（以下「甲」という。）及び徳島地方気象台（以下「乙」という。）が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に奇与することを目的とする。

(装置等の設置)

第2条 甲は、乙の所管する庁舎内に、オンラインによる情報交換のために必要な装置（以下「通信装置」という。）及び通信回線を設置する。

(費用負担)

第3条 通信装置及び通信回線の設置、運用及び維持管理（電力の使用料は除く。）に要する費用は、甲が負担する。

(設置場所の使用等)

第4条 乙は、通信装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、通信装置の設置に先立ち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

(設置場所の変更)

第5条 甲又は乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲の負担とする。

(定期点検等)

第6条 甲は、通信装置を安全かつ確実に作動させるために、定期点検等を行うものとする。

2 前項の定期点検等の作業を実施するにあたり、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

(情報交換の手段及び内容)

第7条 甲及び乙は、それぞれ保有するシステムを専用線により接続し、甲は雨量、河川水位及び震度に関する情報を、乙は予報・警報事項等をオンラインにより交換するものとする。

(オンライン情報の取扱い)

第8条 甲は前条により取得した警報事項を予警報一斉伝達装置により受領したものに準じて取り扱うことができるものとする。

2 乙は前条により取得した情報を予報・警報業務に活用するものとする。

(細目事項)

第9条 情報交換に関する必要な細目事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示が無い場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第11条 この協定の関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合はその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年3月31日

甲 徳島県知事 圓藤 寿穂

乙 徳島地方気象台長 福谷 博

## 2-12 災害時自然現象調査に関する覚書

徳島地方気象台（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）とは暴風・大雨・大雪・洪水・高潮・地震・津波その他による災害状況報告等にかかる当該自然現象調査に関する事項について、次のとおり覚書を交換する。

（災害対策本部設置等の通報）

1 乙は、甲に対し、速やかに次の事項について通報する。

- (1) 徳島県水防本部又は徳島県災害対策本部が設置されたときは、その設置日時。ただし、徳島県水防本部の設置については、徳島県土木部河川課から通報する。
- (2) 徳島県内の市町村に対し、災害救助法が発動されたときは、その発動日時及び市町村名。

（調査報告書作成に関する事務の取扱い）

2 甲の行う災害時自然現象調査報告書（以下「調査報告書」という。）作成に関する事務は、次のとおり取扱う。

- (1) 甲は、調査報告書を作成することが決定したときは、直ちに乙に対してこの旨を連絡するとともに、乙の収集した気象資料の提供を依頼する。
- (2) 乙は、調査報告書に必要な気象資料を直ちに甲に提供する。
- (3) 甲は、当該調査報告書を災害時速報として災害発生後1週間以内に作成し、乙に送付する。

（激甚災害に関する調査事務の取扱い）

3 乙において、激甚災害時の自然現象に関する調査が必要なときの事務は、次のとおり取扱う。

- (1) 乙は、災害発生の場所、日時、被害状況等必要事項及び観測成果をとりまとめた資料を甲に提供し、調査を依頼する。
- (2) 甲は、自ら収集した資料及び乙から提供を受けた資料により、当該現象に関する調査を行い、その成果を乙に回答する。この場合、甲の行う調査事項は調査報告書の災害時速報に準ずるものとする。

（気象資料の相互交換）

4 甲及び乙は、それぞれが管理する施設における観測成果等を取りまとめた月報等の気象資料を次のとおり相互交換する。

- (1) 甲は、自ら作成した徳島県気象月報及び徳島県気象年報を関係各課に送付する。
- (2) 乙は、気象業務法第6条第4項の規定により、自らの施設による観測成果を甲に提供する。

（事務の担任、細目的事項）

5 前項の取決めに関する事務は、甲にあつては防災業務課、乙にあつては消防防災課において行う。この場合の実施に関し、必要な細目的事項は、甲及び乙が協議して定める。

（内容の変更）

6 この覚書に定められた事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議して決める。

### 附 則

1. この覚書は、昭和60年6月15日から効力を生ずる。この覚書の交換に伴い、「気象災害調査に関する覚書（昭和50年10月1日交換）は、同日をもってその効力を失う。
2. この覚書は、2通作成し、甲乙1通を保有する。

昭和60年6月15日

甲 徳島地方気象台  
台 長 長久昌弘

乙 徳島県  
徳島県知事 三木申三

## 2 - 1 3 津波警戒の広報文例

### 津波に対する心得

#### 一般向け

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので、行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

#### 船舶向け

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。【注】
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。  
【注】
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。  
【注】
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

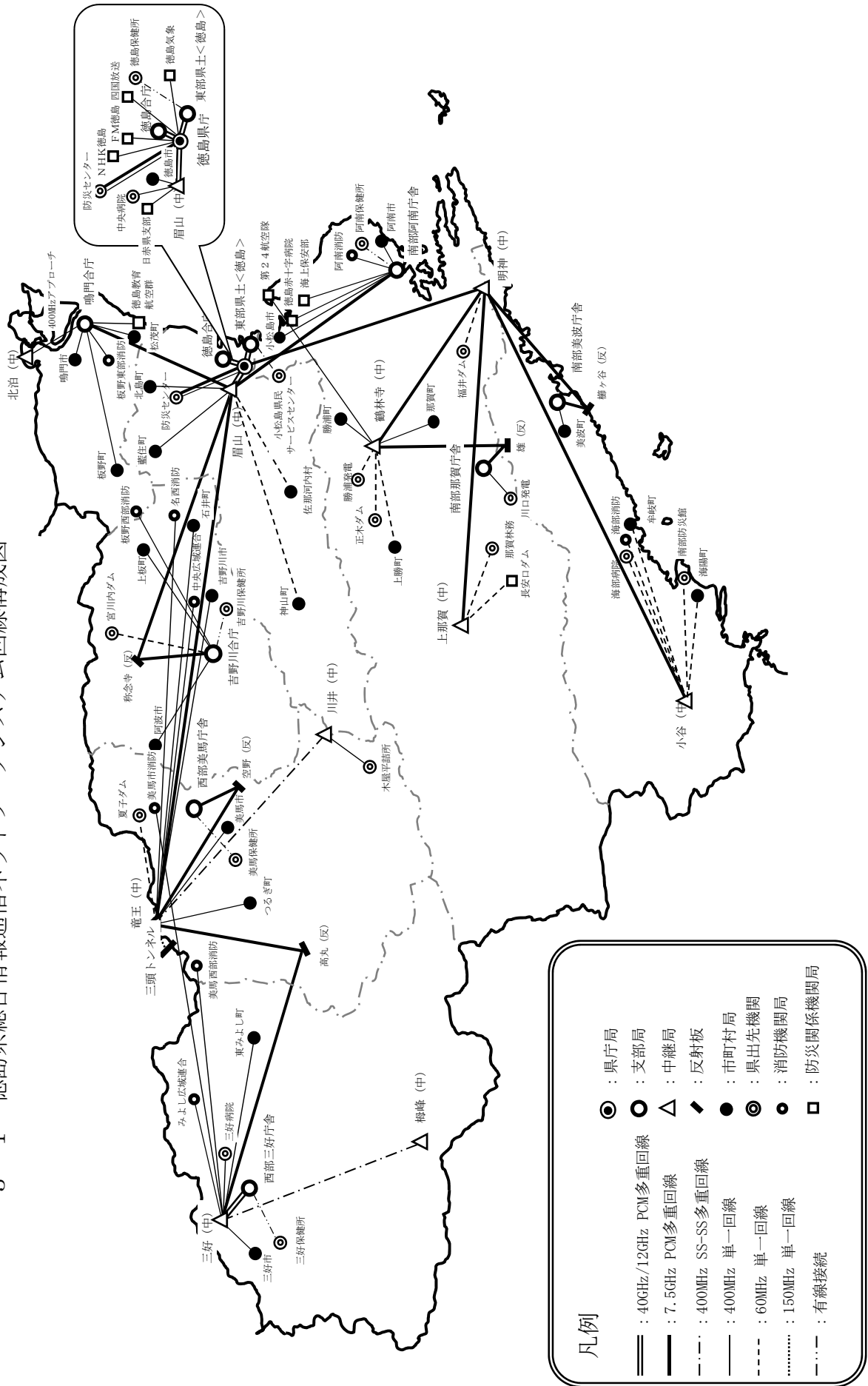
#### 【注】

○港外：水深の深い、広い海域

○港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 第3 通信施設に関する資料

3-1 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図





## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等によるほかこの要綱に定めるところによる。

### (無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は、別表1-1のとおりとする。

2 登録電気通信事業者の財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は別表1-2のとおりとする。

### (統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、徳島県危機管理部長をもって充てる。

3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

### (使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2 使用管理者は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。

4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。

- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
  - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
  - イ 録画されたビデオテープを再生伝送すること。この場合におけるビデオテープはSVHS方式とする。
- 6 財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書2部（録画の場合は、SVHSビデオテープを添付すること。）を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書1部を返送するものとする。

（保守運用）

第11条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

（電話番号）

第12条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

（通信の統制）

第13条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

（通信管理者の指示）

第14条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき

- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

### 第3章 管理

#### (通信担当者の職務)

第15条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

#### (整備点検)

第16条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

#### (備付け書類)

第17条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。
  - (1) 無線局免許状
  - (2) 無線検査簿
  - (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
  - (4) 無線局関係届の写し
  - (5) 電波法令集
  - (6) 無線業務日誌
  - (7) 無線従事者選解任届の写し
  - (8) その他、関係書類

#### (事故に対する措置)

第18条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

- 2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

#### (無線設備の変更の申出)

第19条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第20条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

無線局の局名、識別信号及び設置場所等

別表1-1

	種別	識別信号	設置場所	所属
1	統制局	ぼうさいとくしまほんぶ	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
2	中継局	” びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原7	
3	”	” みよし	三好市池田町佐馬路馬場816-4	
4	”	” つがみね	三好市東祖谷元井328-1	
5	”	” りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813番地の46	
6	”	” かわい	美馬市木屋平字大北402-1	
7	”	” きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊529-1	
8	”	” みょうじん	海部郡美波町阿部カシガフチ592-4	
9	”	” かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生字鷲ヶ尾14	
10	”	” かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2	
11	”	” こたに	海部郡海陽町相川字笹無谷58-2	
1	支部局	” とうぶしぶとくしま	徳島市南末広町37-13	徳島県土整備局徳島庁舎
2	”	” とうぶしぶなると	鳴門市撫養町立岩7枚19-1	鳴門合同庁舎
3	”	” とうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎
4	”	” せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局美馬庁舎
5	”	” せいぶしぶみよし	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局三好庁舎
6	”	” なんぶしぶあなん	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局阿南庁舎
7	”	” なんぶしぶみなみ	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	南部総合県民局美波庁舎
8	”	” なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局那賀庁舎

9	(準) 支部局	ぼうさいとくしまごうちょう	徳島市新蔵町1丁目35	徳島合同庁舎
1	県出先局	〃 みよしびょういん	三好市池田町シマ815-2	三好病院
2	〃	〃 こやだいらつめしよ	美馬市木屋平字川井161番地	西部総合県民局 木屋平話所
3	〃	〃 なつこだむ	美馬市脇町字西俣名2570	夏子ダム管理所
4	〃	〃 みやごうちだむ	阿波市土成町宮川内字平間58	東部県土整備局〈吉野川〉宮川内ダム
5	〃	〃 とくしまびょういん	徳島市蔵本町1-10-3	中央病院
6	〃	〃 まさきだむ	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局〈徳島〉 正木ダム
7	〃	〃 かつうらはつでん	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7	発電総合管理事務所
8	〃	〃 かわぐちはつでん	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	発電総合管理事務所
9	〃	〃 なかりんむ	那賀郡那賀町小浜字前畑143-2	南部総合県民局那賀林務 庁舎
10	〃	〃 ふくいだむ	阿南市福井町鉦打	福井ダム管理事務所
11	〃	〃 かいふびょういん	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1	海部病院
12	〃	〃 せんたーとくしま	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター
13	〃	〃 まぜのおか	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部防災拠点施設
1	市町村局	ぼうさいみよし	三好市池田町シンマチ1500-2	三好市
2	〃	〃 ひがしみよしちょう	三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町
3	〃	〃 みまし	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市
4	〃	〃 つるぎちょう	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	つるぎ町
5	〃	〃 よしのがわし	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市

6	市町村局	ぼうさいあわし	阿波市阿波町東原173番地	阿波市
7	"	" いしいちよう	名西郡石井町高川原字高川原121-1	石井町
8	"	" かみいたちよう	板野郡上板町七条字経塚42	上板町
9	"	" なるとし	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2	鳴門市
10	"	" まつしげちよう	板野郡松茂町広島字東裏30番地	松茂町
11	"	" いたのちよう	板野郡板野町吹田字町南22-2	板野町
12	"	" とくしまし	徳島市幸町2-5	徳島市
13	"	" さなごうちむら	名東郡佐那河内村字中辺71-1	佐那河内村
14	"	" かみやまちよう	名西郡神山町神領字本野間100番地	神山町
15	"	" きたじまちよう	板野郡北島町中村字上地23-1	北島町
16	"	" あいずみちよう	板野郡藍住町奥野字矢上前52番地の1	藍住町
17	"	" こまつしまし	小松島市横須町1-1	小松島市
18	"	" かつうらちよう	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地	勝浦町
19	"	" かみかちちよう	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地の1	上勝町
20	"	" あなんし	阿南市富岡町トノ町12-3	阿南市
21	"	" なかちよう	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	那賀町
22	"	" みなみちよう	海部郡美波町奥河内字本村18-1	美波町
23	"	" むぎちよう	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	牟岐町
24	"	" かいようちよう	海部郡海陽町大里字尾ノ鼻25	海陽町



1	消防本局	ぼうさいみよししょうぼう	三好郡東みよし町足代345-1	みよし広域連合
2	"	" みましょうぼう	美馬市脇町字拝原1742-1	美馬市消防本部
3	"	" ちゅうおうしょうぼう	吉野川市鴨島町上下島21-1	徳島中央広域連合
4	"	" みょうざいしょうぼう	名西郡石井町高川原字高川原66-8	名西消防組合
5	"	" いたのせいぶしょうぼう	板野郡板野町羅漢字前田35	板野西部消防組合
6	"	" いたのとうぶしょうぼう	板野郡北島町北村字大開11-1	板野東部消防組合
7	"	" あなんしょうぼう	阿南市富岡町トノ町1-1	阿南市消防本部
8	"	" かいふしょうぼう	海部郡牟岐町大字川長真光寺98-1	海部消防組合
9	"	" みませいぶしょうぼう	美馬市美馬町字天神119	美馬西部消防組合
1	防災関係 機関局	ぼうさいとくしま こうくうぐん	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊 徳島教育航空群
2	"	" とくしまきしょう	徳島市大和町2-3-36	徳島地方気象台
3	"	" NHKとくしま	徳島市寺島本町東1丁目28	NHK徳島放送局
4	"	" しこくほうそう	徳島市中徳島町2-5-2	四国放送
5	"	" えふえむとくしま	徳島市幸町1丁目6	FM徳島
6	"	" につせきしぶ	徳島市庄町3丁目12-1	日本赤十字社徳島県支部
7	"	" とくしままかいほ	小松島市小松島町字外開1-11	徳島海上保安部
8	"	" こまつしまこうくうたい	小松島市和田島町洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊
9	"	" とくしませきじゅうじ びょういん	小松島市小松島町字井利ノ口103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
10	"	" ながやすすぐちだむ	那賀郡那賀町小浜字立石5-4	那賀川河川事務所 長安口ダム分室

	眉山系移動局	ぼうさいとくしま	300, 302～309	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
	"	ぼうさいとくしま	700	小松島市小松島町字井利ノ口103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
	全県 移動局	"	1～8, 10～24, 30～39, 81, 96, 202～208, 210	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
	"	"	40, 41, 45, 46, 49, 153, 154	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局県土整備部三好庁舎
	"	"	42, 44	" 西祖谷山村一字280-6	" 西祖谷詰所
	"	"	43	" 池田町マチ2415	西部総合県民局農林水産部三好庁舎
	"	"	47, 48	" " マチ2542-2	三好保健所
	"	"	50	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎
	"	"	54	" 脇町字西俣名2570	" 夏子ダム管理所
	"	"	52, 53, 57～59, 156	" 脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎
	"	"	51, 55	" 木屋平字川井	" 木屋平詰所
	"	"	56	美馬郡つるぎ町一字字赤松	" 一字詰所
	"	"	607, 608	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局企画振興部美馬庁舎
	"	"	77, 78	美馬市穴吹町穴吹字明連23	美馬保健所
	"	"	60, 61, 65, 66, 69, 155	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部県土整備局吉野川庁舎
	"	"	63, 64	阿波市阿波町宮川内字平間	東部県土整備局<吉野川>宮川内ダム
	"	"	62	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部農林水産局吉野川庁舎
	"	"	67, 68	" 鴨島町鴨島字殿郷	吉野川保健所
	"	"	70～75	鳴門市撫養町立岩7枚19-1	東部県土整備局鳴門庁舎
	"	"	211, 212	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群
	"	"	80, 82, 83	徳島市新蔵町1丁目35	東部農林水産局徳島庁舎
	"	"	85～90, 98, 99	" 南末広町37-13	東部県土整備局徳島庁舎
	"	"	150～152	勝浦郡上勝町正木	県土整備局<徳島>正木ダム
	"	"	91, 97, 200	徳島市南末広町6-36	東部県土整備局徳島庁舎

	全県 移動局	ぼうさいとくしま	92, 93	徳島市新蔵町3-80	徳島保健福祉局徳島保健所
	"	"	94, 95	小松島市堀川町1-27	東部保健福祉局<徳島>小松島県民サービスセンター
	"	"	213, 214	" 和田島町字洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊
	"	"	100, 101, 107, 108, 110, 111	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局県土整備部阿南庁舎
	"	"	106, 114	" 福井町鐘打95-21	" 福井ダム管理所
	"	"	102, 103	" 富岡町あ王谷46	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎
	"	"	117, 118	" 佃町539-7	南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	"	"	104, 112, 113	那賀郡那賀町小浜字前畑143-2	南部総合県民局農林水産部那賀林務庁舎
	"	"	115	" 小浜字立石5-4	四国地方整備局那賀川河川事務所 長安口ダム分室
	"	"	105, 116	" 吉野字イヤ谷72-1	発電総合管理事務所
	"	"	120~126	" 吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局県土整備部那賀庁舎
	"	"	84, 130~133, 135~139	海部郡美波町奥河内字弁財天	南部総合県民局県土整備部美波庁舎
	"	"	134	"	南部総合県民局農林水産部美波庁舎
	"	"	605, 606	"	南部総合県民局企画振興部美波庁舎
	"	"	700	小松島市小松島町字井利ノ口103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
消防 移動局	しょうぼうとくしまけん	402, 404~410	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁	
"	しょうぼうとくしまけん	403	小松島市小松島町字井利ノ口103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院	
防災相互移動局	ぼうさいとくしまけん	500, 508~519	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁	
携 帯 局	ぼうさいとくしま	230	"	"	
"	ぼうさいとくしまけん	231	"	"	
"	しょうぼうとくしまけん	232	"	"	
多 重 局	ぼうさいとくしま	1000, 1001, 1002	"	"	

(消防防災ヘリコプター関係)

種別	識別番号	設置場所	所属	備考
航空局	こうくうたいとくしま こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE	板野郡松茂町豊久字朝日野15-2	徳島県消防航空隊事務所	
"	こうくうたいとくしまいどう 70 こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE 70	"	"	
"	こうくうたいとくしまいどう 71 こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE 71	"	"	
"	こうくうたいとくしまいどう 72 こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE 72	"	"	
航空機局	J A 1 0 9 R	(ヘリコプター搭載)	"	
基地局	しょうぼうとくしまこうくうたい	"	"	
携帯基地局	しょうぼうとくしまこうくうたい	"	"	
携帯局	ぼうさいとくしまへり 1	(ヘリコプター搭載)	"	眉山系・防災相互用 全県系
"	しょうぼうとくしまへり 1	( " )	"	消 防 用
"	ぼうさいとくしまへりテレ	( " )	"	防災行政用
陸上移動局・携帯局	しょうぼうとくしまこうくうたい 10, 11	"	"	"
陸上移動局	しょうぼうとくしまこうくうたい 1~3	"	"	"
"	" 10, 11, 13~17	"	"	"
"	ぼうさいとくしまこうくうたい 1~4	"	"	全 県 系

種別	識別番号	設(常)置場所	所属	種別
陸上移動局	ぼうさいとくしまこうぐたい 400～401	〃	徳島県消防航空隊事務所	眉山系
〃	〃 410, 411, 413～417	〃	〃	〃
〃	ぼうさいとくしまけん 520～521	〃	〃	防災相互用

(防災センター関係)

種別	識別番号	設(常)置場所	所属	種別
防災用移動局	ぼうさいとくしま 600～604, 609～654	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	
消防用移動局	しょうぼうとくしまけん 609～654	〃	〃	

(南部防災館関係)

種別	識別番号	設(常)置場所	所属	種別
全県 移動局	ぼうさいとくしま 201	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部防災館	
眉山系移動局	ぼうさいとくしま 301	〃	〃	
消防用移動局	しょうぼうとくしまけん 400, 401	〃	〃	県内、全国
防災相互移動局	しょうぼうとくしまけん 501	〃	〃	

	無線局名	識別信号	設置場所・常置場所	機関名
	(固定型)			
1	徳島県庁地球局	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°地球	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
2	徳島県防災センター局  (可搬型)	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°地球2	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター
1	徳島県徳島市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V1	徳島市幸町2-5	徳島市役所
2	” 鳴門市	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V2	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2	鳴門市役所
3	” 小松島市	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V3	小松島市横須町1-1	小松島市役所
4	” 阿南市	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V4	阿南市富岡町トノ町12-3	阿南市役所
5	” 勝浦町	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V5	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	勝浦町役場
6	” 上勝町	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V6	” 上勝町大字福原字下横峰3-1	上勝町役場
7	” 佐那河内村	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V7	名東郡佐那河内村字中辺71-1	佐那河内村役場
8	” 石井町	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V8	名西郡石井町高川原字高川原121-1	石井町役場
9	” 神山町	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V9	” 神山町神領字本野間100	神山町役場
10	” 那賀町	LASCOM 徳島県 徳島マ-ハ°-ハ°-ト°可搬地球V12	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	那賀町役場

11	美波町由岐	美波町由岐	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 17	海部郡美波町西ノ地字西地50-1	美波町由岐支所
12	美波町	美波町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 18	美波町奥河内字本村18-1	美波町役場
13	牟岐町	牟岐町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 19	牟岐町大字中村字本村7-4	牟岐町役場
14	海陽町	海陽町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 20	海陽町大里字上中須128	海陽町役場
15	海陽町穴喰	海陽町穴喰	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 22	海陽町久保字久保49	海陽町穴喰庁舎
16	松茂町	松茂町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 23	板野郡松茂町広島字東裏30	松茂町役場
17	北島町	北島町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 24	北島町中村字上地23-1	北島町役場
18	藍住町	藍住町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 25	藍住町奥野矢上前52-1	藍住町役場
19	板野町	板野町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 26	板野郡板野町吹田字町南22-2	板野町役場
20	上板町	上板町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 27	上板町七条字経塚42	上板町役場
21	阿波市吉野	阿波市吉野	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 28	阿波市吉野町西條字大西60-1	阿波市吉野庁舎
22	徳島県阿波市土成町	徳島県阿波市土成町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 29	阿波市土成町土成字丸山1-1	阿波市土成庁舎
23	阿波市市場町	阿波市市場町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 30	市場町市場字上野段385-1	阿波市市場庁舎
24	阿波市	阿波市	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 31	阿波町東原173	阿波市役所
25	吉野川市	吉野川市	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 32	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市役所
26	つるぎ町	つるぎ町	LASCOM 徳島県 徳島市阿波市土成町 可搬地球 V 39	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	つるぎ町役場

27	” 美馬市	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 41	美馬市穴吹字九反地5	美馬市役所
28	” 美馬市木屋平	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 42	” 木屋平川井161	美馬市木屋平総合支所
29	” 三好市三野	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 43	三好市三野町芝生1039-2	三好市三野総合支所
30	” 東みよし町三好	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 44	三好郡東みよし町屋間3673-1	東みよし町三好庁舎
31	” 三好市	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 45	三好市池田町シンワチ1500-2	三好市役所
32	” 三好市山城	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 46	” 山城町大川持字ユヰ518-9	三好市山城総合支所
33	” 三好市井川	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 47	” 井川町辻73	三好市井川総合支所
34	” 東みよし町	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 48	三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町役場
35	” 三好市東祖谷	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 49	三好市東祖谷京上157	三好市東祖谷総合支所
36	” 三好市西祖谷	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 50	” 西祖谷山村一字343-2	三好市西祖谷総合支所
37	” 徳島県庁	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 51	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
38	徳島県徳島県庁	可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 52～V 53	板野郡松茂町笹木野豊久宇朝日野15-2	徳島県消防防 航空隊事務所
39	” 徳島県南部総合県民局 美波庁舎	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 54	海部郡美波町奥河内字才天17-1	南部総合県民局 企画振興部美波庁舎
40	” 徳島県立南部防災館	”	LASCOM 徳島県 徳島大-ハ°-ハ°-ト°可搬地球 V 55	海部郡海陽町浅川字西福良43	徳島県立南部防災館



別表2

## 使用管理者名簿

## 統制管理者 徳島危機管理部長

	局名	使用管理者	備考
1	統制局	南海地震防災課長	
	( 中継局 )		
1	眉山中継局	南海地震防災課長	
2	三好中継局	〃	
3	榎峰中継局	〃	
4	竜王中継局	〃	
5	川井中継局	〃	
6	北泊中継局	〃	
7	明神中継局	〃	
8	鶴林寺中継局	〃	
9	上那賀中継局	〃	
10	小谷中継局	〃	
	( 支部局 )		
1	東部支部徳島	東部県土整備局<徳島>局長	
2	東部支部鳴門	東部県土整備局<鳴門>副局長	
3	南部支部阿南	南部総合県民局局長	

	局名	使用管理者	備考
4	南部支部那賀局	南部総合県民局局長	
5	南部支部美波局	南部総合県民局局長	
6	東部支部吉野川	東部県土整備局<吉野川>副局長	
7	西部支部美馬局	西部総合県民局局長	
8	西部支部三好局	西部総合県民局局長	
9	徳島(準)支部局	東部農林水産局局長	
	( 県出先局 )		
1	三好病院	三好病院院長	
2	木屋平詰所	西部総合県民局局土整備部工務第三係部長	
3	夏子ダム	西部農林水産部局長	
4	宮川内ダム	東部県土整備局<吉野川>宮川内ダム管理担当	
5	中央病院	中央病院院長	
6	正木ダム	東部県土整備局<徳島>正木ダム管理担当	
7	勝浦発電所	発電総合管理所長	
8	川口発電所	発電総合管理所長	
10	那賀林務	南部農林水産部局長	

	局名	使用管理者	備考
11	福井ダム	南 <sub>部</sub> 整 <sub>士</sub> 局	局長
12	海部病院	海部病院	院長
13	防災センター	南海地震防災課長	
14	防災まぜの丘	南部総合県民局津波減災部 長	
	(市町村局)		
1	三好市	三好市	市長
2	三好市山城	三好市	市長
3	三好市西祖谷	三好市	市長
4	三好市東祖谷	三好市	市長
5	三好市三野	三好市	市長
6	三好市井川	三好市	市長
7	東みよし町	東みよし町	町長
8	東みよし町三好	東みよし町	町長
9	美馬市	美馬市	市長
10	美馬市木屋平	美馬市	市長
11	つるぎ町	つるぎ町	町長
12	吉野市	吉野市	市長
13	吉野市川島	吉野市	市長

	局名	使用管理者	備考
14	吉野川市山	吉野川市	市長
15	吉野川市美郷	吉野川市	市長
16	阿波市	阿波市	市長
17	阿波市市場	阿波市	市長
18	阿波市吉野	阿波市	市長
19	阿波市土成	阿波市	市長
20	石井町	石井町	町長
21	上板町	上板町	町長
22	鳴門市	鳴門市	市長
23	松茂町	松茂町	町長
24	板野町	板野町	町長
25	徳島市	徳島市	市長
26	佐那河内村	佐那河内村	村長
27	神山町	神山町	町長
28	北島町	北島町	町長
29	藍住町	藍住町	町長
30	小松島市	小松島市	市長
31	勝浦町	勝浦町	町長

	局名	使用管理者	備考
32	上勝町	上勝町長	
33	阿南市	阿南市市長	
34	阿南市那賀川	阿南市市長	
35	阿南市羽ノ浦	阿南市市長	
36	那賀町	那賀町市長	
37	美波町	美波町市長	
38	美波町由岐	美波町市長	
39	牟岐町	牟岐町市長	
40	海陽町	海陽町市長	
41	海陽町海部	海陽町市長	
	(消防本局)		
1	みよし広域連合	みよし広域連合長	
2	美馬市消防本部	美馬市長	
3	徳島中央広域連合	徳島中央広域連合長	
4	名西消防組合	名西消防組合管理者	
5	板野西部消防組合	板野西部消防組合管理者	
6	板野東部消防組合	板野東部消防組合管理者	

	局名	使用管理者	備考
7	阿南市消防本部	阿南市市長	
8	海部消防組合	海部消防組合管理者	
9	美馬西部消防組合	美馬西部消防組合管理者	
	(防災関係機関局)		
1	海上自衛隊航空群	海上自衛隊航空群司令	
2	徳島地方気象台	徳島地方気象台長	
3	NHK徳島放送局	NHK徳島放送局長	
4	四国放送	四国放送株式会社社長	
5	F M 徳島	株式会社エフエム徳島社長	
6	日本赤十字支部	日本赤十字社徳島県支部長	
7	徳島海上保安部	徳島海上保安部長	
8	海上自衛隊第24航空隊	海上自衛隊航空隊司令	
9	徳島赤十字病院	徳島赤十字病院院長	
10	長安口ダム	四国地方整備局那賀川河川事務所課長	

	局名	使用管理者	備考
	(眉山移動系)		
1	防災徳島 230, 300, 302~309	南海地震防災課長	
2	" 301	南部総合県民局津波減災部長	
	(全県移動系)		
1	防災徳島 1~8, 10~24, 30~39, 81, 96, 202~208, 210	南海地震防災課長	
2	" 3	環境管理課長	
3	" 4	環境整備課長	
4	" 5	農林水産政策課長	
5	" 6	交通戦略課長	
6	" 7, 8	河川振興課長	
7	" 43	西部総合県民局局長	
8	" 40~42, 44~46, 49, 153, 154	西部総合県民局局長	
9	" 47, 48	西部総合県民局局長	三好保健所
10	" 50, 54	西部総合県民局局長	
11	" 51~53, 55~59, 156, 157	西部総合県民局局長	
12	" 60, 61, 65, 66, 69, 155	東部県土整備局<吉野川>副局長	
13	" 63, 64	東部県土整備局<吉野川>宮川内ダム管理担当	
14	" 62	東部農林水産局<吉野川>副局長	
15	" 67, 68	東部保健福祉局副局長、吉野川保健所長	

	局名	使用管理者	備考
16	" 70~75	東部県土整備局<鳴門>副局長	
17	" 77, 78	西部総合県民局局長	美馬保健所
18	" 80, 82, 83	東部農林水産局局長	
19	" 84	建設管理課長	
20	" 85~90, 98, 99	東部県土整備局局長	
21	" 91, 97, 200	東部県土整備局<徳島>港湾管理担当	
22	" 92, 93	東部保健福祉局副局長	
23	" 94, 95	東部保健福祉局局長	
24	" 100, 101, 106~108, 110, 111, 114	南部総合県民局局長	備南
25	" 102, 103	南部総合県民局局長	阿農林水産
26	" 104, 112, 113	南部総合県民局局長	阿農林水産
27	" 105, 115	四国地方整備局那賀川河川事務所長	那賀林務
28	" 116	発電総合管理事務所長	
29	" 117, 118	南部総合県民局局長	阿南保健所
30	" 120~126	南部総合県民局局長	備南
31	" 130~133, 135~139	南部総合県民局局長	賀美
32	" 134	南部総合県民局局長	
33	" 150~152	東部県土整備局<徳島>正木ダム管理担当	
34	" 139, 201, 605, 606	南部総合県民局津波減災部長	興美

	局 名	使用管理者	備考
35	" 700	日本赤十字社徳島県支部徳島赤十字病院長	
36	" 202, 203, 205~208	水産課長	
37	" 211.212	海上自衛隊徳島教育航空群運用幕僚	
38	" 213, 214	海上自衛隊第24航空隊運用幕僚	
39	" 605, 606	南部総合県民局津波減災部長	
40	" 607, 608	西部総合県民局長	
	( 消 防 移 動 局 )		
1	消防徳島県 232, 400~410, 600~604, 609~654	南海地震防災課長	
2	" 403	日本赤十字社徳島県支部徳島赤十字病院長	
3	" 400, 401	南部総合県民局津波減災部長	
	( 防 災 相 互 系 )		
1	防災徳島県 231, 500~519	南海地震防災課長	
2	" 501	南部総合県民局津波減災部長	
	( 多 重 系 )		
1	防災徳島 1000, 1001, 1002	南海地震防災課長	

(消防防災ヘリコプター関係)

	局名	使用管理者	備考
1	航空隊徳島 航空隊徳島 FLIGHT SERVICE	南海地震防災課長	航空局
2	航空隊徳島移動70 航空隊徳島 FLIGHT SERVICE 70	〃	〃
3	航空隊徳島移動71 航空隊徳島 FLIGHT SERVICE 71	〃	〃
4	航空隊徳島移動72 航空隊徳島 FLIGHT SERVICE 72	〃	〃
5	JA109R	〃	航空機局
6	消防徳島航空隊	〃	基地局
7	消防徳島航空隊	〃	携帯基地局
8	防災徳島ヘリ1	〃	携帯局
9	消防徳島ヘリ1	〃	〃
10	防災徳島ヘリテレ	〃	〃
11	消防徳島航空隊10～11	〃	陸上移動局、携帯局
12	消防徳島航空隊1～3	〃	陸上移動局
13	消防徳島航空隊10, 11, 13～17	〃	〃
14	防災徳島航空隊1～4	〃	〃
15	防災徳島航空隊400～401	〃	〃

	局名	使用管理者	備考
16	防災徳島航空隊410, 411, 413～417	南海地震防災課長	陸上移動局
17	防災徳島県520～521	〃	〃
18	LASCOM徳島県 徳島スーパーバーボード可搬地球V52～V53	〃	可搬型地球局

(防災センター関係)

	局名	使用管理者	備考
1	防災センター徳島	南海地震防災課長	固定局
2	LASCOM徳島県 徳島スーパーバーボード地球2	〃	固定型地球局

デジタル画像伝送予約申込（完了通知）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

印

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の伝送をしたいので申し込みます。

記

- 1 伝送方法（該当方法を○で囲む。）
  - （1）テレビカメラ映像の生放送
  - （2）録画ビデオ再生放送
- 2 伝送に要する時間（カラーバー及び調整音の送信時間10分を加えること。）

時間 分
- 3 伝送希望日時  
平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 4 伝送目的及び内容（簡単に記入する。）

.....  
予約完了通知書

平成 年 月 日

下記のとおり予約を完了したので通知します。

記

- 1 伝送時間  
平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 使用チャンネル  
送信 CH 受信 CH
- 3 備考

印

デジタル画像視聴、録画申込（承諾）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

印

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の視聴、録画を申し込みます。

記

1 視聴、録画番組名及び放送日時

番組名

放送日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 視聴人員

名

3 録画用ビデオテープ（SVHS方式）

分用 本

4 備考

-----  
視聴、録画承諾書

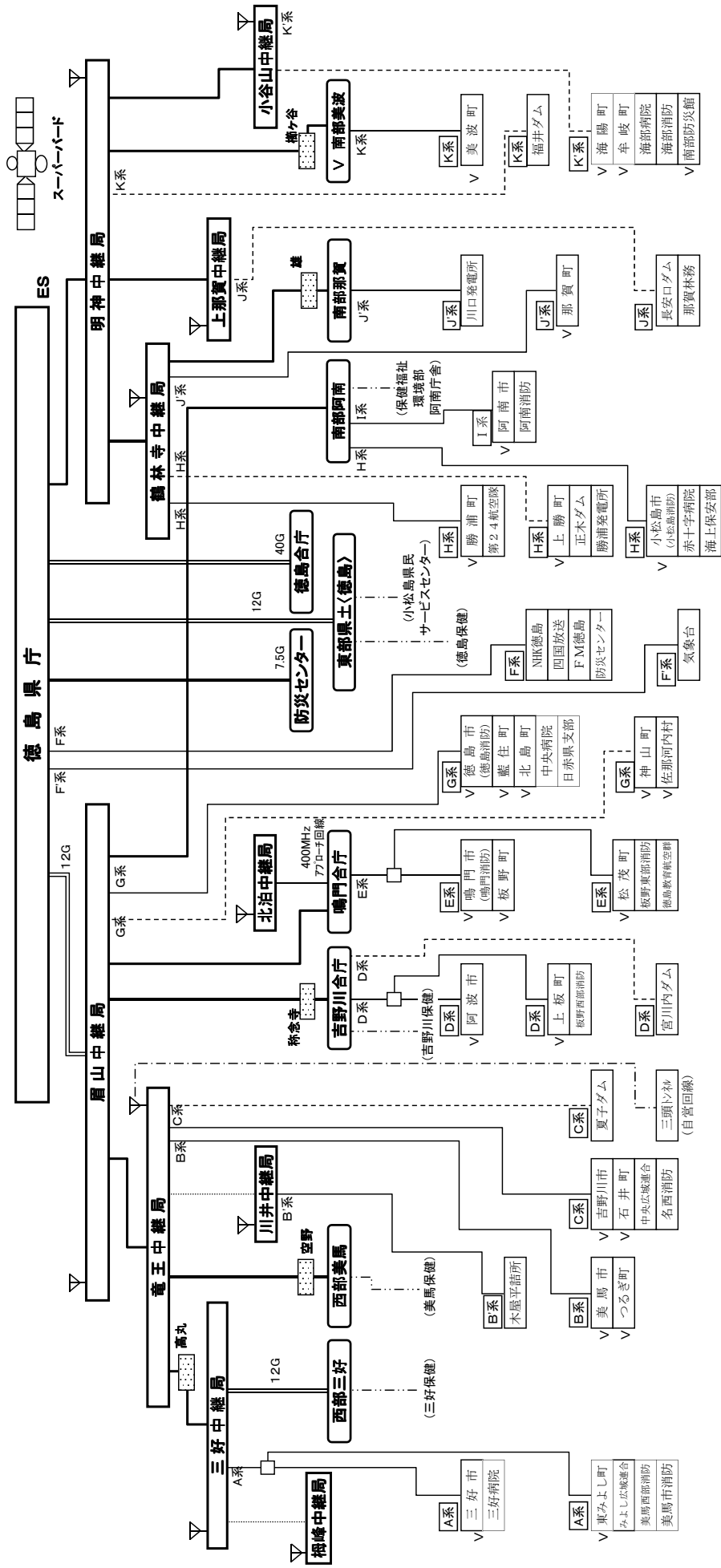
平成 年 月 日

上記の申込を承諾しました。

印



3-3 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図



美波町由岐  
海陽町六岐

阿波市市場  
阿波市土成  
阿波市吉野

三好市真祖谷  
三好市井川  
三好市西祖谷  
三好市山城

三好市東祖谷  
東みよし町三好  
美馬市木屋平

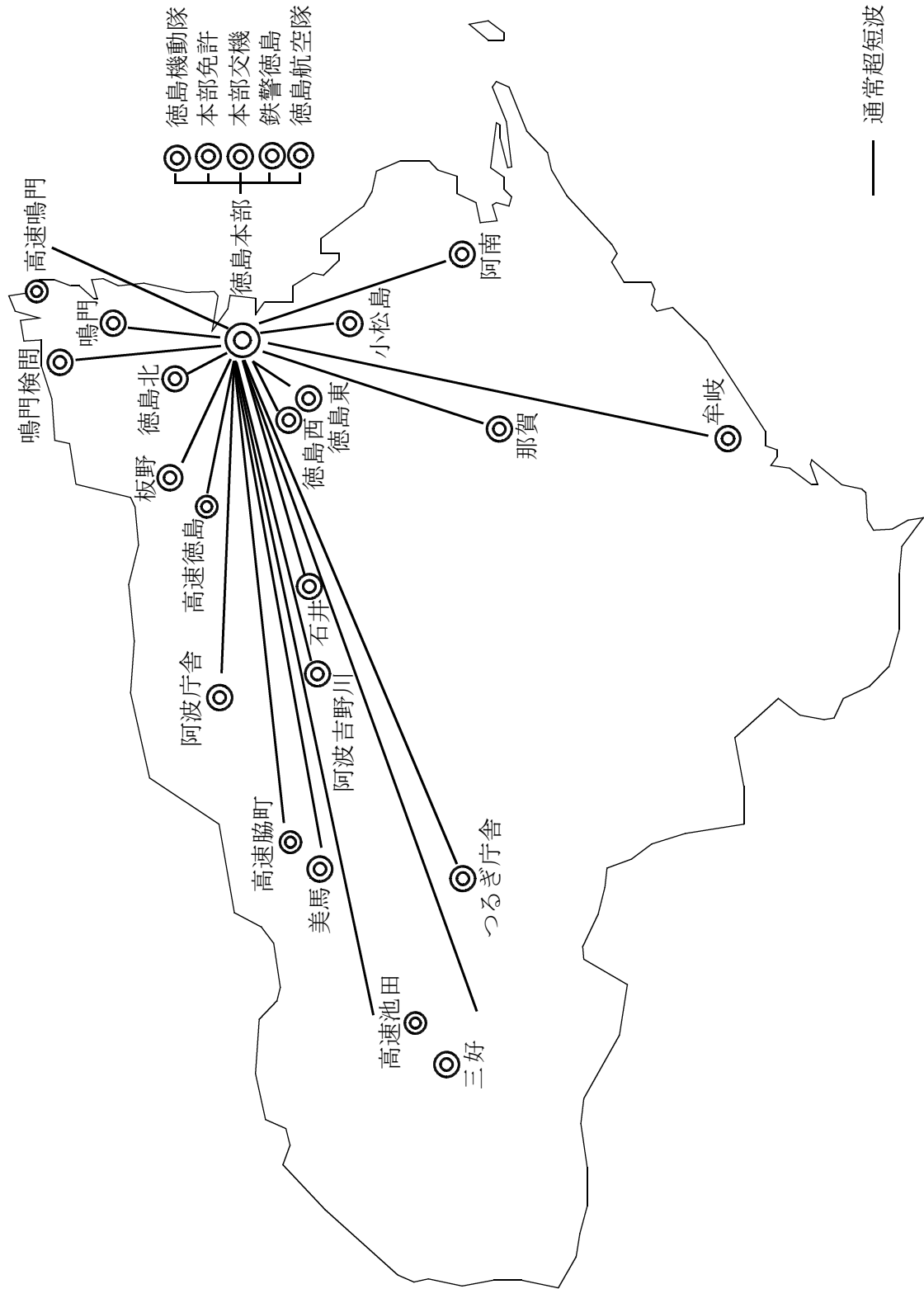
西部支庁災害対策区域

東部支庁災害対策区域

南部支庁災害対策区域

地上系	衛星系
<ul style="list-style-type: none"> <li>40/12GHz帯PCM多重回線</li> <li>7.5GHz帯PCM多重回線</li> <li>400MHz帯SS-SS多重回線</li> <li>400MHz帯単一回線</li> <li>150MHz帯単一回線</li> <li>60MHz帯単一回線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ES : 県庁局</li> <li>V : V.S.A.T局</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 150MHz帯全県移動基地局</li> <li>□ 反射板</li> <li>○ 2分配器</li> <li>--- 有線接続(自営回線/事業者専用線)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 衛星系のみの局 (市町村支所)</li> </ul>

### 3-4 県警察関係通信系統図



3 - 5 無線局局名録

(1) 消防関係

所在地	免許人	無線局名	出力	移動局数
徳島市新蔵町	徳島市	徳島消防基地局	10	73 携帯用88
徳島市庄町	〃	徳島西消防基地局	10	
鳴門市撫養町	鳴門市	鳴門消防基地局	10	17 携帯用52
鳴門市大麻町	〃	鳴門大麻消防基地局	10	2 携帯用4
鳴門市瀬戸町	〃	鳴門消防瀬戸基地局	5	
小松島市横須町	小松島市	小松島消防基地局	10	12 携帯用22
阿南市辰己町	阿南市 消防本部	阿南消防基地局	10	19 携帯用24
阿南市橘町	〃	阿南消防橘基地局	10	
名西郡石井町	名西 消防組合	名西消防基地局	10	9 携帯用15
名西郡神山町	〃	名西消防神山基地局	25	13 携帯用16
那賀郡那賀町	那賀町	那賀消防基地局	10	7 携帯用10
海部郡美波町	海部 消防組合	海部消防日和佐基地局	10	5 携帯用7
		海部消防由岐基地局	10	

所在地	免許人	無線局名	出力	移動局数
海部郡牟岐町	海部消防組合	海部消防基地局	10	6 携帯用9
海部郡海陽町	〃	海部消防海南基地局	10	5 携帯用14
板野郡北島町	板野東部消防組合	板野東部消防本部基地局	10 5	11 携帯用12
板野郡藍住町	板野東部消防組合	板野東部消防藍住基地局	10 5	6 携帯用8
板野郡板野町	板野西部消防組合	板野西部消防基地局	10	10 携帯用20
阿波市土成町	徳島県中央広域連合	中央消防中基地局	10	6 携帯用6
吉野川市鴨島町	〃	中央消防東基地局	10	9 携帯用15
吉野川市山川町	〃	中央消防西基地局	10	4 携帯用5
美馬市脇町	美馬市	美馬消防基地局	10	10 携帯用8
美馬市穴吹町	〃	美馬消防中野基地局	10	
美馬市木屋平	〃	美馬消防木屋平基地局	10	3 携帯用2
美馬市美馬町	美馬西部消防組合	美馬西部消防基地局	10	10 携帯用11
美馬郡つるぎ町一宇	〃	美馬西部消防一宇基地局	10	3 携帯用4
三好郡東みよし町	みよし広域連合	三好消防基地局	10	10 携帯用15
三好市池田町	〃	三好消防池田基地局	10	4 携帯用9

所在地	免許人	無線局名	出力	移動局数
三好市東祖谷	〃	三好消防祖谷基地局	10	3 携帯用4

(2)警察関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市万代町	警察庁長官	徳島本部固定局	超短波
徳島市中洲町	〃	東固定局	〃
徳島市庄町	〃	徳島西固定局	〃
板野郡北島町	〃	北固定局	〃
鳴門市大津町	〃	鳴門固定局	〃
小松島市日開野町	〃	小松島固定局	〃
阿南市富岡町	〃	阿南固定局	〃
那賀郡那賀町	〃	那賀固定局	〃
海部郡牟岐町	〃	牟岐固定局	〃
板野郡板野町	〃	板野固定局	〃
名西郡石井町	〃	石井固定局	〃
吉野川市川島町	〃	阿波吉野川固定局	〃
阿波市香美原田	〃	阿波庁舎固定局	〃
美馬市脇町	〃	美馬固定局	〃
美馬郡つるぎ町	〃	つるぎ庁舎固定局	〃
三好市池田町	〃	三好固定局	〃
徳島市応神町	〃	高速徳島固定局	〃
美馬郡脇町	〃	高速脇町固定局	〃
三好市井川町	〃	高速池田固定局	〃
鳴門市鳴門町	〃	高速鳴門固定局	〃
鳴門市北灘町	〃	鳴門検問固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部免許固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部交機固定局	〃
徳島市論田町	〃	徳島機動隊固定局	〃
徳島市寺島本町	〃	鉄警徳島固定局	〃
板野郡松茂町	〃	徳島航空隊固定局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい97陸上移動局	防災相互波を保有(F3E 158.35MHz)
徳島市万代町	〃	とくけい98陸上移動局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい99陸上移動局	〃

(3)国土交通省関係

所在地	免許人	無線局名	電力	備考
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	0.1W	対馬場
〃	〃	〃	0.0002W	対貞光
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬基地局	10W	

所在地	免許人	無線局名	電力	備考
吉野川市鴨島町	〃	建設鴨島固定局	0.063W	対上板
〃	〃	〃	0.2W	対竜王
板野郡藍住町	〃	建設藍住固定局	0.1W	対徳島
板野郡松茂町	〃	建設松茂固定局	0.1W	対徳島
海部郡美波町	〃	建設明神固定局	0.32W	対天ヶ津
〃	〃	〃	1W	対日和佐
〃	〃	〃	0.8W	対長安
〃	〃	〃 基地局	10W	
美馬市美馬町	〃	建設竜王固定局	0.63W	対徳島
〃	〃	〃	0.8W	対新高松
〃	〃	〃	0.4W	対梶ヶ森
〃	〃	〃	0.05W	対丸亀
〃	〃	〃	0.003W	対鬼無
〃	〃	〃	0.2W	対鴨島
〃	〃	〃	0.003W	対貞光
徳島市上吉野町	〃	建設徳島第2固定局	0.5W	対鳴門
〃	〃	建設徳島基地局	10W	
〃	〃	建設徳島固定局	0.4W	対淡路
〃	〃	〃	0.004W	対上板
〃	〃	〃	0.1W	対藍住
〃	〃	〃	0.63W	対竜王
〃	〃	〃	0.1W	対松茂
〃	〃	〃	0.0013W	対徳島県
〃	〃	〃	0.04W	対天ヶ津
〃	〃	〃	0.0025W	対洲内
阿南市領家町	〃	建設那賀川固定局	0.25W	対天ヶ津

所在地	免許人	無線局名	電力	備考
阿南市領家町	国土交通省	建設那賀川固定局	10W	
美馬郡つるぎ町	〃	建設貞光固定局	0.0002W	対美馬
〃	〃	〃	0.003W	対竜王
三好市池田町	〃	建設池田国道固定局	0.005W	対池田
〃	〃	〃	0.0025W	対馬場
三好市池田町	〃	建設馬場固定局	0.0025W	対池田国道
〃	〃	〃	0.1W	対国政
〃	〃	〃	0.1W	対美馬
〃	〃	建設馬場基地局	10W	
三好市山城町	〃	建設国政固定局	0.1W	対馬場
〃	〃	〃	0.1W	対下名
三好市山城町	〃	建設下名固定局	0.1W	対国政
〃	〃	〃 基地局	10W	
板野郡上板町	〃	建設上板固定局	0.004W	対徳島
〃	〃	〃	0.063W	対鴨島
鳴門市大麻町	〃	建設天ヶ津固定局	0.04W	対徳島
〃	〃	〃	0.32W	対明神
〃	〃	〃	0.4W	対高城山
〃	〃	〃	0.25W	対那賀川
海部郡美波町	〃	建設日和佐固定局	1W	対明神
〃	〃	〃 第2固定局	5W	対那佐第2
海部郡海陽町	〃	建設那佐固定局	0.1W	対内妻
〃	〃	〃 第2固定局	5W	対日和佐第2
〃	〃	〃 基地局	10W	
鳴門市瀬戸町	〃	建設鳴門固定局	0.5W	対徳島第2

所在地	免許人	無線局名	電力	備考
鳴門市瀬戸町	国土交通省	建設鳴門基地局	10W	
三好市池田町	〃	建設池田固定局	0.13W	対雲辺寺
〃	〃	〃	0.03W	対吉野川
〃	〃	〃	0.005W	対池田国道
三好市井川町	〃	建設吉野川固定局	0.03W	対池田
〃	〃	〃	2W	対高城山
〃	〃	〃	0.8W	対梶ヶ森
那賀郡那賀町	〃	建設高城山固定局	0.4W	対天ヶ津
〃	〃	〃	2W	対吉野川
〃	〃	建設長安口固定局	0.8W	対明神

(4) 西日本電信電話株式会社関係

孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星
徳島県庁 4 F 災害対策室	042-521-4135	超小型衛星

(5) 報道関係

所在地	免許人	種別	電力	備考
徳島市寺島本町	日本放送協会	基地局	50 20	
徳島市中徳島町	四国放送(株)	〃	10 50	
〃	(社) 徳島新聞社	〃	10 25	
徳島市中洲町	(株) 読売新聞社	〃	25	
徳島市八百屋町	(株) 朝日新聞社	〃	25	



## (6) 海岸局関係

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海部郡牟岐町	徳島県	牟岐海岸局	50 200	J3E 1778.5 2182 2394.5 2582 3340 KHz J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz	
〃	徳島県無線漁業協同組合	〃	50 200 1 25 6	J3E 1778.5 2182 2582 3340 KHz J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz A3E 27524 27836 26776 26840 26872 26888 26896 26928 26944 27548 27556 27628 27644 27652 27660 27676 27724 27740 27748 27764 27780 27852 27884 27892 27908 27916 27932 27940 27956 27964 27980 27988 KHz J3E 27338.5 KHz H3E 27524 KHz	
海部郡海陽町宍喰浦	〃	宍喰海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡海陽町鞆浦	〃	鞆浦海岸局	1 1	A3E 27524 27884 27956 KHz A3E 27524 27884 27956 KHz	山頂局
海部郡海陽町浅川	〃	浅川海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡美波町日和佐浦	日和佐町漁業協同組合	日和佐海岸局	1	A3E 27524 27740 27908 KHz	
海部郡美波町木岐	徳島県無線漁業協同組合	木岐海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
海部郡美波町港町	〃	由岐海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	
海部郡美波町阿部	〃	阿部海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
阿南市椿町	〃	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908 KHz	
阿南市椿泊町	〃	椿泊海岸局	1	A3E 27524 27852 KHz	
阿南市伊島町	〃	伊島海岸局	1	A3E 27524 26928 KHz	
阿南市橘町	〃	橘海岸局	1	A3E 27524 26776 27748 KHz	
阿南市中林町	〃	中林海岸局	1	A3E 27524 27748 KHz	
小松島市和田島町	〃	和田島海岸局	1	A3E 27524 27836 27956 KHz	
小松島市南小松島	〃	小松島海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
徳島市津田町	〃	徳島市海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	
鳴門市瀬戸町	〃	北泊海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
鳴門市北灘町	〃	北灘海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	

(7) アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部

支部長 吉田 稔 (JA5NC 板野町)

防災・非常通信担当役員 滝口 豊 (JA5ENN 徳島市)

徳島県内アマチュア無線局数

市	局数	町	局数	町、村	局数
徳島市	929	勝浦町	58	松茂町	57
鳴門市	249	上勝町	30	北島町	83
小松島市	346	石井町	98	藍住町	119
阿南市	487	神山町	24	板野町	79
吉野川市	186	那賀町	213	上板町	53
阿波市	241	牟岐町	35	つるぎ町	80
美馬市	216	美波町	41	東みよし町	82
三好市	248	海陽町	129	佐那河内村	24

### 3-6 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 徳島県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは有線設備を（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。
- 第3 徳島県知事が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、警察有線電話及び警察無線電話にあつては、徳島県警察本部警務部警務課長警察無線電話にあつては、徳島県警察本部警備部外勤課長（以下「通信統制官」という。）に対し、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。
1. 使用等しようとする警察通信設備
  2. 使用等しようとする理由
  3. 通信の内容
  4. 発信者及び受信者
- 第4 通信統制官は、当該申し込みの内容が第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は通信統制官が当該通信の緊急性・通信の内容、受け付け順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 徳島県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

#### 附 則

この協定は、昭和39年3月14日から施行する。

昭和39年3月14日

徳島県知事  
徳島県警察本部長

原 菊太郎  
降 矢 時 雄



## 第4 災害危険区域等に関する資料

## 4-1 地すべり防止区域一覧表

H26. 1. 31現在

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
21	眉山	徳島市		眉山	大滝山	S34.03.31	774	69.33
140	犬飼	徳島市		八多	犬飼	S36.08.26	1887	61.40
165	日浦	徳島市		飯谷	平間	S36.08.26	1888	15.80
165	日浦(追加)	徳島市		飯谷	本村	S51.10.14	1389	46.52
263	沖野	徳島市		飯谷	沖野	S37.10.17	2655	72.50
264	長柱	徳島市		飯谷	東分	S37.10.17	2655	44.80
265	中津峯	徳島市		多家良	中津峰	S37.10.17	2655	75.80
266	片志	徳島市		勝占	片志	S37.10.17	2655	28.60
326	山路	徳島市		加茂名	海の宮	S38.02.18	229	64.10
326	山路(追加)	徳島市		加茂名	海の宮	H02.03.31	842	5.90
327	諏訪山	徳島市		佐古山	諏訪山	S38.02.18	229	101.80
349	大谷	徳島市		大谷	南谷	S38.02.26	276	20.40
368	矢野	徳島市		国府	矢野	S38.10.11	2602	45.10
369	延命	徳島市		国府	延命	S38.10.11	2602	26.54
370	西丁	徳島市		一宮	西丁	S38.10.11	2602	27.15
387	金谷	徳島市		多家良	金谷	S40.10.05	2908	39.62
388	上八万中山	徳島市		上八万	中山	S40.10.05	2908	29.30
419	谷又	徳島市		一宮	谷又	S48.02.28	287	24.48
423	小竹	徳島市		飯谷	嘉重	S49.04.12	573	17.98
424	名東	徳島市		名東	2丁目	S49.04.12	573	8.54
425	南佐古	徳島市		南佐古	六番町	S51.10.14	1389	18.62
138	櫛淵	小松島市		立江	清水	S36.08.26	1887	207.50
337	佐山	小松島市		櫛淵	佐山	S38.02.26	276	67.60
136	中角	勝浦町			中角	S36.08.26	1887	134.80
141	生名	勝浦町			生名	S36.08.26	1887	279.40
142	掛谷	勝浦町			沼江	S36.08.26	1887	246.90
143	坂本	勝浦町			坂本	S36.08.26	1887	108.40
143	坂本(追加)	勝浦町			坂本	H04.03.12	603	128.30
267	立川	勝浦町			三溪	S37.10.17	2655	70.20
268	石原	勝浦町			沼江	S37.10.17	2655	134.70
338	内容	勝浦町			坂本	S38.02.26	276	58.40
339	三溪	勝浦町			三溪	S38.02.26	276	58.30
340	黒岩	勝浦町			沼江	S38.02.26	276	53.50
341	星谷	勝浦町			星谷	S38.02.26	276	145.80
413	中の倉	勝浦町			三溪	S43.01.29	72	14.15
418	今山	勝浦町			沼江	S47.11.06	1862	64.60
23	生実	上勝町			生実	S35.01.12	98	402.90
137	戸越	上勝町			生実	S36.08.26	1887	34.10
158	八重地	上勝町			旭	S36.08.26	1888	272.50
159	蔭行	上勝町			福原	S36.08.26	1888	245.00
160	市宇	上勝町			旭	S36.08.26	1888	105.60
161	喰田	上勝町			福原	S36.08.26	1888	77.40
162	大北	上勝町			生実	S36.08.26	1888	24.10
163	柳谷	上勝町			正木	S36.08.26	1888	40.30
164	杉山	上勝町			正木	S36.08.26	1888	11.40
421	上勝日浦	上勝町			傍示	S48.09.08	1890	186.79
132	北山	佐那河内村			上	S36.08.26	1887	35.60
134	上嵯峨	佐那河内村			下	S36.08.26	1887	142.60
135	下嵯峨	佐那河内村			下	S36.08.26	1887	72.10
261	府能	佐那河内村			上	S37.10.17	2655	15.20
262	牛木屋	佐那河内村			上	S37.10.17	2655	27.60

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
334	秋城	佐那河内村			上	S38.02.16	276	23.40
335	明見谷	佐那河内村			下	S38.02.16	276	13.70
335	明見谷(追加)	佐那河内村			下	H16.03.26	372	35.22
336	共栄	佐那河内村			下	S38.02.16	276	6.70
20	神木	神山町			阿野	S34.03.31	774	33.62
119	江島	神山町			上分	S36.04.11	1002	43.30
119	江島(追加)	神山町			上分	H04.03.12	603	34.57
120	宮分	神山町			阿川	S36.04.11	1002	71.90
131	黒木	神山町			阿川	S36.08.26	1887	146.40
131	黒木(追加)	神山町			阿野	H03.09.19	1661	46.80
139	南山	神山町			下分	S36.08.26	1887	49.90
144	京地	神山町			下分	S36.08.26	1887	44.70
145	西小野	神山町			神領	S36.08.26	1887	58.60
146	北上角	神山町			神領	S36.08.26	1887	112.40
146	北上角(追加)	神山町			神領	H07.07.24	1397	17.75
147	金泉	神山町			上分	S36.08.26	1887	11.56
147	金泉(追加)	神山町			上分字金泉	H18.09.14	1082	7.27
148	江田	神山町			上分	S36.08.26	1887	5.59
241	殿宮	神山町			上分	S37.10.17	2655	24.60
242	阿保坂	神山町			鬼籠野	S37.10.17	2655	8.30
243	馬地	神山町			阿野	S37.10.17	2655	23.60
244	元山	神山町			鬼籠野	S37.10.17	2655	25.70
245	持部	神山町			阿野	S37.10.17	2655	86.50
246	福原	神山町			阿野	S37.10.17	2655	28.50
247	須賀	神山町			阿野	S37.10.17	2655	39.80
248	大地	神山町			阿野	S37.10.17	2655	36.70
249	高瀬	神山町			阿野	S37.10.17	2655	65.80
250	中喜来	神山町			下分	S37.10.17	2655	42.50
251	養瀬	神山町			阿野	S37.10.17	2655	92.40
252	長谷	神山町			阿野	S37.10.17	2655	111.50
253	五反地	神山町			阿野	S37.10.17	2655	71.70
254	中津	神山町			上分	S37.10.17	2655	23.70
255	田ノ上	神山町			下分	S37.10.17	2655	88.30
256	地中	神山町			下分	S37.10.17	2655	68.70
257	南峯	神山町			下分	S37.10.17	2655	16.10
258	南野間	神山町			神領	S37.10.17	2655	36.70
259	青井夫	神山町			神領	S37.10.17	2655	58.40
260	中内	神山町			鬼籠野	S37.10.17	2655	17.60
286	名田河	神山町			阿野	S37.10.17	2655	40.10
325	本根川	神山町			上分	S38.02.18	229	46.10
325	本根川(追加)	神山町			上分	S51.10.14	1389	11.72
367	二宮	神山町			阿野	S38.10.11	2602	70.20
420	神山川又	神山町			上分	S48.09.08	1890	64.49
小計	東部県土整備局<徳島>	85箇所						6,273.11
348	櫛木	鳴門市		北灘	櫛木	S38.02.16	276	90.70
389	北泊	鳴門市		瀬戸	北泊	S40.10.05	2908	9.20
400	木津	鳴門市		撫養	木津	S42.03.31	1173	50.90
403	栗田	鳴門市		北灘	栗田	S42.03.31	1279	35.10
57	犬伏	板野町			犬伏	S57.03.27	856	6.90
284	川端	板野町			川端	S37.10.17	2655	110.80
小計	東部県土整備局<鳴門>	6箇所						303.60
378	壇	吉野川市	鴨島町	鴨島	森遠	S39.03.18	596	49.80
24	楠根地	吉野川市	山川町	山川	楠根地	S35.01.21	98	54.80
332	旗見	吉野川市	山川町	山川	旗見	S38.02.16	276	60.60
365	山川丸山	吉野川市	山川町	山川	丸山	S38.10.11	2602	98.00

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
366	衣笠	吉野川市	山川町	山川	八ヶ久保	S38.10.11	2602	54.30
405	西野峯	吉野川市	山川町	山川	西野峯	S43.03.01	253	49.17
406	山川奥野井	吉野川市	山川町	山川	奥野井	S43.03.01	253	80.86
415	山川大内	吉野川市	山川町	山川	大内	S46.09.10	1513	44.60
416	安楽寺	吉野川市	山川町	山川	安楽寺	S46.09.10	1513	9.23
18	中筋	吉野川市	美郷村	美郷	中村山	S34.03.31	774	122.63
19	大神	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S34.03.31	774	11.58
118	田平	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S36.04.11	1002	31.99
152	檜平	吉野川市	美郷村	美郷	中村山	S36.08.26	1888	21.70
153	岸の峯	吉野川市	美郷村	美郷	中村山	S36.08.26	1888	44.21
154	照尾	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S36.08.26	1888	19.36
155	張	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S36.08.26	1888	14.73
156	宮倉	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S36.08.26	1888	3.91
156	宮倉(追加)	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S40.10.05	2908	42.75
157	高野尾	吉野川市	美郷村	美郷	高野尾	S36.08.26	1888	26.20
364	来見坂	吉野川市	美郷村	美郷	来見坂	S38.10.11	2602	170.50
397	穴地	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S42.03.31	1173	126.80
398	中の谷	吉野川市	美郷村	美郷	中ノ谷	S42.03.31	1173	86.80
399	川俣	吉野川市	美郷村	美郷	川俣	S42.03.31	1173	27.30
414	古井	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S46.09.10	1513	69.72
417	東楨山	吉野川市	美郷村	美郷		S47.11.06	1862	48.85
430	古土地	吉野川市	美郷村	美郷		S62.03.27	828	105.00
431	愛後	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	S62.03.27	828	107.30
433	城戸	吉野川市	美郷村	美郷	別枝山	H03.09.19	1650	62.26
149	熊谷	阿波市	土成町	土成	土成	S36.08.26	1887	41.58
198	八町	阿波市	土成町	土成	宮川内	S37.09.11	2203	63.70
199	見坂	阿波市	土成町	土成	宮川内	S37.09.11	2203	78.50
322	九頭宇	阿波市	土成町	土成	浦池	S38.02.18	229	114.30
323	上畑	阿波市	土成町	土成	宮川内	S38.02.18	229	18.40
333	金地	阿波市	土成町	土成	浦池	S38.02.26	276	20.90
195	遅越	阿波市	市場町	市場	日開谷	S37.09.11	2203	121.20
196	岩野	阿波市	市場町	市場	日開谷	S37.09.11	2203	84.90
197	川北	阿波市	市場町	市場	日開谷	S37.09.11	2203	62.10
320	犬の墓	阿波市	市場町	市場	犬墓	S38.02.18	229	118.30
321	仁賀木	阿波市	市場町	市場	日開谷	S38.02.18	229	12.50
99	北久保	阿波市	阿波町	阿波	北久保	S36.04.08	998	31.29
100	亀底	阿波市	阿波町	阿波	亀底	S36.04.08	998	78.89
151	大久保	阿波市	阿波町	阿波	大久保	S36.08.26	1888	32.12
318	棚ヶ窪	阿波市	阿波町	阿波	棚ヶ窪	S38.02.18	229	89.70
319	引地	阿波市	阿波町	阿波	引地	S38.02.18	229	23.20
324	畑	上板町			神宅	S38.02.18	229	45.80
小計	東部県土整備局<吉野川>	44箇所						2,682.33
22	椿泊	阿南市		椿泊	小吹川原	S34.03.31	774	49.35
328	古毛	阿南市	羽ノ浦町	羽ノ浦	古毛	S38.02.18	229	16.60
329	沢田	阿南市	羽ノ浦町	羽ノ浦	宮倉	S38.02.18	229	15.60
342	長生	阿南市		長生	上荒井	S38.02.26	276	22.30
343	津の峯	阿南市		長生	大原	S38.02.26	276	29.80
371	伊島	阿南市		伊島	伊島	S38.10.11	2602	12.37
384	深瀬	阿南市		深瀬	深瀬	S39.06.22	1537	71.60
386	金石	阿南市		楠根	金石	S40.10.05	2908	37.10
401	高岸	阿南市		椿	高岸	S42.03.31	1173	45.60
407	切石	阿南市		桑野	切石	S43.03.01	253	11.63
小計	南部総合県民局<阿南>	10箇所						311.95
269	朴野	那賀町	相生町		朴野	S37.10.17	2655	38.40
270	横石	那賀町	相生町		横石	S37.10.17	2655	183.80



指定 番号	区域名	所在地			字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名	町・大字				
271	那賀大久保	那賀町	相生町		大久保	S37.10.17	2655	104.10
372	西納野	那賀町	相生町		大久保	S38.10.11	2602	69.72
272	那賀市宇	那賀町	上那賀町		白石	S37.10.17	2655	126.90
273	松ノ木	那賀町	上那賀町		府殿	S37.10.17	2655	44.90
274	平谷	那賀町	上那賀町		平谷	S37.10.17	2655	53.90
275	音谷	那賀町	上那賀町		音谷	S37.10.17	2655	72.80
330	出合	那賀町	上那賀町			S38.02.18	229	52.40
383	長安	那賀町	上那賀町		長安	S39.06.22	1537	52.58
404	椎ノ尾	那賀町	上那賀町		白石	S42.03.31	1279	52.30
276	広野	那賀町	木沢村		木頭	S37.10.17	2655	59.20
428	岩倉	那賀町	木沢村		岩倉	S53.03.10	299	12.20
277	川島	那賀町	木頭村		出原	S37.10.17	2655	37.90
331	たいら	那賀町	木頭村		北川	S38.02.18	229	6.60
373	中谷	那賀町	木頭村		助	S38.10.11	2602	150.10
小計	南部総合県民局<那賀>	16箇所						1,117.80
150	牟岐浦	牟岐町			牟岐浦	S36.08.26	1887	14.06
278	中村	牟岐町			中村	S37.10.17	2655	11.30
385	出羽島	牟岐町			牟岐浦	S39.06.22	1537	10.64
374	東由岐	美波町	由岐町		東由岐	S38.10.11	2602	21.46
375	西由岐	美波町	由岐町		西由岐	S38.10.11	2602	51.40
285	原ヶ野	美波町	日和佐町		西河内	S37.10.17	2655	23.70
344	薬王寺	美波町	日和佐町		奥河内	S38.02.26	276	7.00
279	小川	海陽町	海南町		小川	S37.10.17	2655	44.40
280	大井	海陽町	海部町		大井	S37.10.17	2655	9.60
350	吉田	海陽町	海部町		吉田	S38.02.26	276	30.10
281	日比原	海陽町	穴喰町		日比原	S37.10.17	2655	15.40
282	船津	海陽町	穴喰町		船津	S37.10.17	2655	77.30
283	那佐	海陽町	穴喰町		穴喰浦	S37.10.17	2655	92.10
小計	南部総合県民局<美波>	13箇所						408.46
113	暮畑	美馬市	脇町	脇	暮畑	S36.04.11	1002	7.06
176	東大谷	美馬市	脇町	脇	東大谷	S37.09.11	2203	92.50
184	下中野	美馬市	脇町	脇	下中野	S37.09.11	2203	37.50
186	梨子の木	美馬市	脇町	脇	梨子ノ木	S37.09.11	2203	30.10
187	西大谷	美馬市	脇町	脇	西大谷	S37.09.11	2203	84.70
188	東赤谷	美馬市	脇町	脇	東赤谷	S37.09.11	2203	38.80
189	榎久保	美馬市	脇町	脇	東俣名	S37.09.11	2203	23.80
217	東田上	美馬市	脇町	脇	田上	S37.09.12	2204	10.20
240	中釜	美馬市	脇町	脇	西赤谷	S37.09.12	2204	30.80
311	西赤谷	美馬市	脇町	脇	西赤谷	S38.02.18	229	35.60
312	河原柴	美馬市	脇町	脇	川原柴	S38.02.18	229	70.30
313	横倉	美馬市	脇町	脇	横倉	S38.02.18	229	70.10
314	上中野	美馬市	脇町	脇	上中野	S38.02.18	229	42.30
363	猿巢	美馬市	脇町	脇	西赤谷	S38.10.11	2602	16.60
402	段	美馬市	脇町	脇	段	S42.03.31	1279	63.29
412	相栗	美馬市	脇町	脇	平帽子	S43.01.29	72	11.50
103	入倉	美馬市	美馬町	美馬	入倉	S36.04.11	1002	10.86
181	高尾	美馬市	美馬町	美馬	高尾	S37.09.11	2203	39.40
182	大久保	美馬市	美馬町	美馬	大久保	S37.09.11	2203	42.40
183	藤宇	美馬市	美馬町	美馬	藤宇	S37.09.11	2203	81.90
185	丈寄	美馬市	美馬町	美馬	丈寄	S37.09.11	2203	105.80
192	夏弥喜	美馬市	美馬町	美馬	夏弥喜	S37.09.11	2203	42.40
218	美馬中野	美馬市	美馬町	美馬	中野	S37.09.12	2204	20.30
219	切久保	美馬市	美馬町	美馬	切久保	S37.09.12	2204	32.70
220	清田	美馬市	美馬町	美馬	清田	S37.09.12	2204	50.60
315	猿坂	美馬市	美馬町	美馬	猿坂	S38.02.18	229	24.20

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
316	野田ノ井	美馬市	美馬町	美馬	野田ノ井	S38.02.18	229	42.30
317	夏蕨	美馬市	美馬町	美馬	夏蕨	S38.02.18	229	53.70
376	吉水	美馬市	美馬町	美馬	吉水	S39.03.18	596	31.51
17	北又	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S34.03.31	774	50.60
76	首野	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S35.08.13	1596	23.33
91	川瀬	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.08	998	48.10
105	鍵掛	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	14.22
106	穴吹猿飼	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	16.49
107	支納	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	15.81
108	成戸	美馬市	穴吹町	穴吹	穴吹	S36.04.11	1002	44.00
110	半平	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.11	1002	71.56
111	長尾	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.11	1002	10.08
112	大内	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	9.36
112	大内(追加)	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	H14.03.25	231	196.25
116	尾山	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	24.12
193	東成戸	美馬市	穴吹町	穴吹	穴吹	S37.09.11	2203	38.90
223	平野	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S37.09.12	2204	36.80
229	拝立	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S37.09.12	2204	20.20
230	大佐古	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S37.09.12	2204	36.20
231	三谷	美馬市	穴吹町	穴吹	三島	S37.09.12	2204	40.50
306	杖立	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S38.02.18	229	52.50
307	梶山	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	77.30
308	丸山	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	83.80
309	仕出原	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	123.80
310	不定	美馬市	穴吹町	穴吹	三島	S38.02.18	229	66.20
360	弓立	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.10.11	2603	7.40
361	拝村	美馬市	穴吹町	穴吹	穴吹	S38.10.11	2603	54.10
92	内川地	美馬市	木屋平村	木屋平	下名	S36.04.08	998	32.70
93	ピヤガイチ	美馬市	木屋平村	木屋平	びやがいち	S36.04.08	998	19.20
94	谷口	美馬市	木屋平村	木屋平	谷口	S36.04.08	998	38.10
95	谷口カゲ	美馬市	木屋平村	木屋平	谷口カゲ	S36.04.08	998	55.20
96	向檜原	美馬市	木屋平村	木屋平	向檜原	S36.04.08	998	39.40
104	森遠	美馬市	木屋平村	木屋平	森遠	S36.04.11	1002	80.56
109	木屋平久保	美馬市	木屋平村	木屋平	川井	S36.04.11	1002	36.72
117	竹尾	美馬市	木屋平村	木屋平	竹尾	S36.04.11	1002	19.29
117	竹尾(追加)	美馬市	木屋平村	木屋平	竹尾	H07.07.24	1397	15.16
194	今丸	美馬市	木屋平村	木屋平	今丸	S37.09.11	2203	45.40
224	杖谷	美馬市	木屋平村	木屋平	杖谷	S37.09.12	2204	45.50
227	三ツ木	美馬市	木屋平村	木屋平	三ツ木	S37.09.12	2204	53.40
228	日比宇	美馬市	木屋平村	木屋平	下名	S37.09.12	2204	24.20
304	八幡	美馬市	木屋平村	木屋平	八幡	S38.02.18	229	56.50
305	葛尾	美馬市	木屋平村	木屋平	葛尾	S38.02.18	229	12.20
362	木屋平大北	美馬市	木屋平村	木屋平	大北	S38.10.11	2602	160.20
434	木屋平久保(2)	美馬市	木屋平村	木屋平	川井	H11.03.23	783	18.53
13	長野	つるぎ町	半田町	半田	長野	S34.03.31	774	31.44
14	曾我	つるぎ町	半田町	半田	白石	S34.03.31	774	11.70
67	大惣	つるぎ町	半田町	半田	小谷	S35.08.13	1596	51.60
68	葛城	つるぎ町	半田町	半田	葛城	S35.08.13	1596	24.80
69	中熊	つるぎ町	半田町	半田	中熊	S35.08.13	1596	42.30
70	猿飼	つるぎ町	半田町	半田	猿飼	S35.08.13	1596	24.60
71	白石	つるぎ町	半田町	半田	白石	S35.08.13	1596	16.45
72	平良石	つるぎ町	半田町	半田	平良石	S35.08.13	1596	48.95
73	西久保	つるぎ町	半田町	半田	西久保	S35.08.13	1596	5.50
190	高岩	つるぎ町	半田町	半田	下竹	S37.09.11	2203	56.10
191	木ノ内	つるぎ町	半田町	半田	木の内	S37.09.11	2203	12.40

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
221	上蓮	つるぎ町	半田町	半田	上蓮	S37.09.12	2204	70.70
222	下尾尻	つるぎ町	半田町	半田	下尾尻	S37.09.12	2204	31.00
235	檜尾	つるぎ町	半田町	半田	檜尾	S37.09.12	2204	50.80
298	黒石	つるぎ町	半田町	半田	下竹	S38.02.18	229	62.30
299	日開野	つるぎ町	半田町	半田	日開野	S38.02.18	229	40.40
346	六良谷	つるぎ町	半田町	半田	日開野	S38.02.26	276	15.30
359	青野	つるぎ町	半田町	半田	青野	S38.10.11	2602	44.30
97	長瀬	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S36.04.08	998	47.50
102	浦山	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S36.04.11	1002	22.45
115	中山	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S36.04.11	1002	10.14
232	捨子	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S37.09.12	2204	27.60
300	貞光猿飼	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S38.02.18	229	56.30
301	宮内	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S38.02.18	229	88.90
411	貞光日浦	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S43.01.29	72	21.10
429	捨子北	つるぎ町	貞光町	貞光	端山	S59.03.31	853	66.30
15	桑平	つるぎ町	一字村	一字	桑平	S34.03.31	774	15.90
15	桑平(追加)	つるぎ町	一字村	一字	桑平	H09.07.22	1490	10.96
16	大野	つるぎ町	一字村	一字	大野	S34.03.31	774	30.77
74	中横	つるぎ町	一字村	一字	中横	S35.08.13	1596	16.70
75	川又	つるぎ町	一字村	一字	川又	S35.08.13	1596	32.91
77	伊良原	つるぎ町	一字村	一字	伊良原	S35.08.13	1596	60.38
78	明谷	つるぎ町	一字村	一字	明谷	S35.08.13	1596	31.33
79	中野	つるぎ町	一字村	一字	中野	S35.08.13	1596	33.70
80	蔭	つるぎ町	一字村	一字	蔭	S35.08.13	1596	63.04
101	一字	つるぎ町	一字村	一字	一字	S36.04.11	1002	32.22
114	切越下	つるぎ町	一字村	一字	切越	S36.04.11	1002	9.48
233	檜地	つるぎ町	一字村	一字	檜地	S37.09.12	2204	12.40
234	奥大野	つるぎ町	一字村	一字	奥大野	S37.09.12	2204	57.10
302	九藤中下	つるぎ町	一字村	一字	九藤中	S38.02.18	229	17.80
303	九藤中上	つるぎ町	一字村	一字	九藤中	S38.02.18	229	22.70
347	平井	つるぎ町	一字村	一字	平井	S38.02.26	276	19.10
377	一字平	つるぎ町	一字村	一字	平	S39.03.18	596	91.30
432	漆野瀬	つるぎ町	一字村	一字	漆野瀬	H01.03.31	874	15.40
小計	西部総合県民局<美馬>	111箇所						4,711.22
65	滝の奥	三好市	三野町	三野	加茂野宮	S35.08.13	1596	55.30
174	明神	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	24.30
177	大平	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	155.10
178	馬瓶	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	73.60
179	大屋敷	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	112.10
180	鎌窪	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	69.00
203	田野々	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	48.20
204	川又	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	66.40
205	中屋	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	95.80
206	藤黒	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	49.20
237	井ノ久保	三好市	三野町	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	91.90
8	川崎	三好市	池田町	池田	川崎	S34.03.31	774	58.80
29	大申	三好市	池田町	池田	松尾	S35.03.04	314	24.70
29	大申(追加)	三好市	池田町	池田	松尾	H15.03.28	302	16.39
30	西傍示	三好市	池田町	池田	大利	S35.03.04	314	22.00
30	西傍示(追加)	三好市	池田町	池田	大利	H24.6.7	683	23.05
31	石の内	三好市	池田町	池田	大利	S35.03.04	314	7.91
31	石の内(追加)	三好市	池田町	池田	大利	H15.03.28	302	49.34
32	本名	三好市	池田町	池田	白地	S35.03.04	314	10.80
39	太田	三好市	池田町	池田	大利	S35.03.04	314	12.10
40	大川	三好市	池田町	池田	漆川	S35.03.04	314	15.80
40	大川(追加)	三好市	池田町	池田	漆川	H07.07.24	1397	22.84

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
42	府甲部	三好市	池田町	池田	白地	S35.03.04	314	81.00
60	宮石	三好市	池田町	池田	松尾	S35.03.04	314	17.15
81	谷筋	三好市	池田町	池田	大利	S36.04.08	998	69.80
126	千足	三好市	池田町	池田	川崎	S36.04.21	1016	42.60
127	上尾後	三好市	池田町	池田	大利	S36.04.21	1016	33.90
128	中傍示	三好市	池田町	池田	大利	S36.04.21	1016	33.70
129	古宮	三好市	池田町	池田	漆川	S36.04.21	1016	29.10
130	国畑	三好市	池田町	池田	大利	S36.04.21	1016	41.80
170	檜尾	三好市	池田町	池田	白地	S37.09.11	2203	29.20
171	上野呂内	三好市	池田町	池田	白地	S37.09.11	2203	21.30
172	下野呂内	三好市	池田町	池田	西山	S37.09.11	2203	43.90
173	尾平	三好市	池田町	池田	佐野	S37.09.11	2203	16.10
211	有安	三好市	池田町	池田	佐野	S37.09.12	2204	39.00
212	双子布	三好市	池田町	池田	馬路	S37.09.12	2204	83.20
225	大宗	三好市	池田町	池田	佐野	S37.09.12	2204	30.30
239	白地	三好市	池田町	池田	白地	S37.09.12	2204	76.10
288	山貝	三好市	池田町	池田	川崎	S38.02.18	229	65.70
289	柳倉	三好市	池田町	池田	漆川	S38.02.18	229	103.50
290	影野	三好市	池田町	池田	漆川	S38.02.18	229	56.90
291	山風呂	三好市	池田町	池田	松尾	S38.02.18	229	56.40
292	西山	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	169.70
292	西山(追加)	三好市	池田町	池田	西山	H15.03.28	302	2.20
293	入体	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	99.20
294	木屋床	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	105.00
295	落	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	112.80
345	黒川	三好市	池田町	池田	松尾	S38.02.26	276	43.50
345	黒川(追加)	三好市	池田町	池田	松尾	H07.07.24	1397	6.25
355	ハヤシ	三好市	池田町	池田	ハヤシ	S38.10.11	2602	6.30
356	ウエノ	三好市	池田町	池田	ウエノ	S38.10.11	2602	6.30
380	イタノ	三好市	池田町	池田	イタノ	S39.06.22	1537	39.00
392	高毛	三好市	池田町	池田	佐野	S42.03.31	1173	5.50
5	白川	三好市	山城町	山城	白川	S34.03.31	774	22.15
6	仏子	三好市	山城町	山城	仏子	S34.03.31	774	25.54
7	殿野	三好市	山城町	山城	西宇	S34.03.31	774	25.76
7	殿野(追加)	三好市	山城町	山城	西宇	H11.8.16	1596	10.42
35	柿の尾	三好市	山城町	山城	上名	S35.03.04	314	21.88
36	赤野	三好市	山城町	山城	上名	S35.03.04	314	28.80
37	西宇峯	三好市	山城町	山城	西宇	S35.03.04	314	10.94
38	下川	三好市	山城町	山城	下川	S35.03.04	314	160.80
43	大川持	三好市	山城町	山城	大川持	S35.03.04	314	31.57
44	信正	三好市	山城町	山城	信正	S35.03.04	314	8.27
44	信正(追加)	三好市	山城町	山城		H07.07.24	1397	74.59
45	末貞	三好市	山城町	山城	末貞	S63.07.18	1577	42.79
52	津屋	三好市	山城町	山城	上名	S35.03.04	314	14.48
64	平	三好市	山城町	山城	上名	S35.08.13	1596	13.91
82	山城大野	三好市	山城町	山城	大野	S36.04.08	998	42.70
83	柴川	三好市	山城町	山城	柴川	S36.04.08	998	26.20
84	茂地	三好市	山城町	山城	茂地	S36.04.08	998	31.30
85	重実	三好市	山城町	山城	重実	S36.04.08	998	60.10
86	大月	三好市	山城町	山城	大月	S36.04.08	998	26.90
87	政友	三好市	山城町	山城	政友	S36.04.08	998	24.20
87	政友(追加)	三好市	山城町	山城	政友	H22.5.31	597	8.00
88	西宇	三好市	山城町	山城	西宇	S36.04.08	998	25.20
89	平下	三好市	山城町	山城	上名	S36.04.08	998	42.40
90	八千坊	三好市	山城町	山城	八千坊	S36.04.08	998	23.10

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
213	津屋下	三好市	山城町	山城	上名	S37.09.12	2204	28.00
214	岩戸	三好市	山城町	山城	岩戸	S37.09.12	2204	41.90
215	神楽	三好市	山城町	山城	中野	S37.09.12	2204	63.20
216	下名	三好市	山城町	山城	下名	S37.09.12	2204	18.80
226	脇	三好市	山城町	山城	脇	S37.09.12	2204	42.60
238	若山	三好市	山城町	山城	下川	S37.09.12	2204	49.60
287	水無	三好市	山城町	山城	西宇	S38.02.18	229	28.50
353	城山	三好市	山城町	山城	黒川	S38.10.11	2602	23.90
354	光兼	三好市	山城町	山城	光兼	S38.10.11	2603	26.80
379	岩戸下	三好市	山城町	山城	岩戸	S39.06.22	1537	13.08
391	桑内	三好市	山城町	山城	仏子	S42.03.31	1173	9.30
408	瀬具堂	三好市	山城町	山城	仏子	S43.03.01	253	21.06
409	上名影	三好市	山城町	山城	上名	S43.03.01	253	36.90
410	岡の下	三好市	山城町	山城	若山	S43.03.01	253	19.32
10	倉石	三好市	井川町	井川	井内	S34.03.31	774	52.48
41	里川	三好市	井川町	井川	里川	S35.03.04	314	18.62
47	吹	三好市	井川町	井川	井内	S35.03.04	314	40.18
48	安田	三好市	井川町	井川	井内	S35.03.04	314	29.66
123	正夫	三好市	井川町	井川	井内	S36.04.21	1016	65.40
124	西浦	三好市	井川町	井川	井内	S36.04.21	1016	76.10
125	井川長尾	三好市	井川町	井川	西井川	S36.04.21	1016	22.40
296	西平	三好市	井川町	井川	井の内	S38.02.18	229	18.00
357	下影	三好市	井川町	井川		S38.10.11	2602	24.10
357	下影(追加)	三好市	井川町	井川		H07.07.24	1397	3.94
381	井関	三好市	井川町	井川	井関	S39.06.22	1537	7.59
393	杉の木	三好市	井川町	井川	井内	S42.03.31	1173	18.87
393	杉の木(追加)	三好市	井川町	井川	井内	H22.5.31	597	22.59
434	向	三好市	井川町	井川	井内	H07.07.24	1396	35.22
1	菅生	三好市	東祖谷山村	東祖谷	菅生	S34.03.31	774	75.30
2	久保	三好市	東祖谷山村	東祖谷	久保	S34.03.31	774	64.80
25	菅生左岸	三好市	東祖谷山村	東祖谷	菅生	S35.03.04	314	123.23
26	九鬼	三好市	東祖谷山村	東祖谷	九鬼	S35.03.04	314	39.12
27	小島	三好市	東祖谷山村	東祖谷	小島	S35.03.04	314	82.07
53	落合	三好市	東祖谷山村	東祖谷	落合	S35.03.04	314	84.16
53	落合(追加)	三好市	東祖谷山村	東祖谷	落合	H09.02.28	300	20.15
54	京上	三好市	東祖谷山村	東祖谷	京上	S35.03.04	314	156.38
55	大西	三好市	東祖谷山村	東祖谷	大西	S35.03.04	314	51.37
56	釣井	三好市	東祖谷山村	東祖谷	釣井	S35.03.04	314	30.70
56	釣井(追加)	三好市	東祖谷山村	東祖谷	釣井	H16.08.25	1037	30.58
121	久保左岸	三好市	東祖谷山村	東祖谷	久保蔭	S36.04.21	1016	35.70
122	中上	三好市	東祖谷山村	東祖谷	中上	S36.04.21	1016	50.40
166	蔓原	三好市	東祖谷山村	東祖谷	久保	S37.09.11	2203	18.80
167	今井	三好市	東祖谷山村	東祖谷	今井	S37.09.11	2203	24.00
4	西岡	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	西岡	S34.03.31	857	31.80
28	下蔭	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	下蔭	S35.03.04	314	10.67
33	坂瀬	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	坂瀬	S35.03.04	314	82.22
34	有瀬	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	有瀬	S35.03.04	314	216.70
58	冥地	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	冥地	S35.03.04	314	50.37
59	田の内	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	田ノ内	S35.03.04	314	186.90
61	榎	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	榎	S35.08.13	1596	73.59
98	春の木尾	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	小祖谷	S36.04.08	998	22.90
168	田丸	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	田ノ内	S37.09.11	2203	26.80
169	日比原	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	坂瀬	S37.09.11	2203	66.40
200	小祖谷	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	小祖谷	S37.09.12	2204	63.00
201	橋詰	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	一字	S37.09.12	2204	10.40

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名					
236	中尾	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	中尾	S37.09.12	2204	34.80
351	栗寄	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	善徳	S38.10.11	2602	58.80
352	祖谷一字	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	一字	S38.10.11	2602	43.20
9	増川	東みよし町	三好町		東山	S34.03.31	774	40.50
46	男山	東みよし町	三好町		東山	S35.03.04	314	22.12
51	柳沢	東みよし町	三好町		東山	S35.03.04	314	44.01
66	路木	東みよし町	三好町		東山	S35.08.13	1596	34.23
175	葛籠	東みよし町	三好町		東山	S37.09.11	2203	77.70
207	中峰	東みよし町	三好町		足代	S37.09.12	2204	8.80
208	石木	東みよし町	三好町		東山	S37.09.12	2204	106.50
209	貞安	東みよし町	三好町		東山	S37.09.12	2204	17.90
210	内野	東みよし町	三好町		東山	S37.09.12	2204	50.10
358	法市	東みよし町	三好町		東山	S38.10.11	2602	82.00
382	行常	東みよし町	三好町		昼間	S39.06.22	1537	14.48
396	百々路	東みよし町	三好町		足代	S42.03.31	1173	6.90
11	黒長谷	東みよし町	三加茂町		毛田	S34.03.31	774	41.57
12	明地	東みよし町	三加茂町		中庄、毛田	S34.03.31	774	128.44
49	加茂山	東みよし町	三加茂町		西庄	S35.03.04	314	72.62
49	加茂山(追加)	東みよし町	三加茂町		西庄字加茂山、浪内	H18.09.14	1082	56.21
50	泉野	東みよし町	三加茂町		西庄	S35.03.04	314	27.26
62	大藤	東みよし町	三加茂町		毛田	S35.08.13	1596	29.74
63	白内	東みよし町	三加茂町		西庄	S35.08.13	1596	9.29
133	五名(2)	東みよし町	三加茂町		西庄	S56.03.17	562	52.00
202	五名	東みよし町	三加茂町		西庄	S37.09.12	2204	100.30
297	森清	東みよし町	三加茂町		西庄	S38.02.18	229	25.80
394	江口	東みよし町	三加茂町		中庄	S42.03.31	1173	27.00
395	毛田	東みよし町	三加茂町		毛田	S42.03.31	1173	53.00
422	三加茂桑内	東みよし町	三加茂町		西庄	S49.04.12	573	32.72
小計	西部総合県民局<三好>	146箇所						7,357.64
3	善徳	三好市	西祖谷山村	西祖谷山	善徳	S57.03.27	857	220.90
小計	直轄	1箇所						220.90
計		432箇所						23,387.01

## 地すべり指定地の概要（農林水産省農村振興局所管）

平成22年4月1日現在

県内 番号	区域名	所 在 地			所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
7	蔭井谷	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S37	S37. 12. 22	66. 00
34	西峰	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S41	S42. 3. 31	32. 60
53	小松	勝浦郡	上勝町	小松	徳島	S45	S46. 3. 26	25. 53
58	うぐいす	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S47	S48. 3. 30	64. 82
68	梅ノ木	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S48	S49. 2. 20	28. 77
85	横峯	勝浦郡	上勝町	福原	徳島	S52	S53. 3. 31	27. 50
98	傍示日浦	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S57	S58. 3. 23	65. 00
102	南岡	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S58	S59. 3. 12	108. 45
112	南岡北	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S61	S62. 3. 25	75. 20
119	中山	勝浦郡	上勝町	福原	徳島	S63	H1. 3. 29	56. 80
135	六十部	勝浦郡	上勝町	正木	徳島	H8	H8. 12. 2	48. 39
137	福川	勝浦郡	上勝町	正木	徳島	H13	H14. 3. 15	8. 33
11	奥野々	名東郡	佐那河内村	上	徳島	S37	S38. 3. 11	95. 00
12	丸田	名東郡	佐那河内村	下	徳島	S37	S38. 3. 12	48. 20
48	府能西	名東郡	佐那河内村	上	徳島	S45 S53	S46. 3. 26 S54. 3. 31	42. 00 11. 60
54	府能東	名東郡	佐那河内村	上	徳島	S45	S46. 3. 27	31. 90
57	尾尻	名東郡	佐那河内村	下	徳島	S47	S48. 3. 30	43. 00
66	尾尻北	名東郡	佐那河内村	下	徳島	S48	S49. 2. 20	21. 00
79	根郷	名東郡	佐那河内村	下	徳島	S49	S50. 3. 31	35. 70
86	菅沢	名東郡	佐那河内村	下	徳島	S52	S53. 3. 31	61. 02
87	平地	名東郡	佐那河内村	上	徳島	S52	S53. 3. 31	149. 05
99	中辺	名東郡	佐那河内村	上	徳島	S57	S58. 3. 23	55. 90
120	東山	名東郡	佐那河内村	下	徳島	S63	H1. 3. 29	164. 40
124	東内	名東郡	佐那河内村	下	徳島	H3	H3. 10. 24	41. 80
28	上河内	名西郡	神山町	阿野	徳島	S39	S40. 1. 27	19. 41
35	宇度木	名西郡	神山町	阿野	徳島	S41 H12	S42. 3. 31 H13. 3. 21	15. 67 23. 98
67	田の窪	名西郡	神山町	阿野	徳島	S48	S49. 2. 20	25. 10
81	元山東	名西郡	神山町	鬼籠野	徳島	S51	S52. 3. 26	72. 97
82	府中	名西郡	神山町	阿野	徳島	S51	S52. 3. 26	22. 30
97	西久地	名西郡	神山町	上分	徳島	S56	S57. 3. 26	55. 50
110	大埜地	名西郡	神山町	神領	徳島	S60	S61. 3. 25	120. 10
115	折木	名西郡	神山町	折木	徳島	S62	S63. 3. 26	66. 26
121	西野間	名西郡	神山町	神領	徳島	H1	H2. 3. 29	67. 50
123	猪ノ頭	名西郡	神山町	鬼籠野	徳島	H3	H3. 10. 24	36. 74
127	北倉目	名西郡	神山町	北倉目	徳島	H4	H4. 8. 27	17. 54
131	川平	名西郡	神山町	阿野	徳島	H5	H5. 11. 29	27. 80
72	相生竹ヶ谷	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷	美波	S48	S49. 2. 20	12. 41

## 地すべり指定地の概要（農林水産省農村振興局所管）

平成22年4月1日現在

県内 番号	区域名	所 在 地			所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
114	蔭谷	那賀郡	那賀町	蔭谷	美波	S62	S63. 3. 26	58. 79
117	竹ヶ谷下	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷	美波	S63	H1. 3. 29	27. 90
118	舞ヶ谷	那賀郡	那賀町	雄	美波	S63	H1. 3. 29	32. 10
136	花瀬	那賀郡	那賀町	花瀬	美波	H12	H13. 3. 21	17. 12
75	拝宮	那賀郡	那賀町	拝宮	美波	S48	S49. 3. 12	16. 45
125	轟	那賀郡	那賀町	拝宮	美波	H3	H3. 10. 24	34. 80
128	菖蒲	那賀郡	那賀町	菖蒲	美波	H4	H4. 8. 27	17. 02
27	高山平	那賀郡	那賀町	坂州	美波	S39	S40. 1. 27	27. 86
45	木沢出羽	那賀郡	那賀町	出羽	美波	S44	S45. 3. 31	37. 90
77	小畠	那賀郡	那賀町	小畠	美波	S49	S50. 3. 13	21. 71
95	当山	那賀郡	那賀町	当山	美波	S55	S56. 2. 18	28. 54
104	沢谷	那賀郡	那賀町	沢谷	美波	S59	S60. 3. 30	37. 12
113	寒谷	那賀郡	那賀町	寒谷	美波	S61	S62. 3. 25	60. 10
122	大用知	那賀郡	那賀町	坂州	美波	H1	H2. 3. 29	27. 90
10	助	那賀郡	那賀町	林	美波	S37	S37. 12. 22	72. 92
59	木頭北川	那賀郡	那賀町	木頭北川	美波	S47	S48. 3. 30	22. 38
73	南宇	那賀郡	那賀町	木頭南宇	美波	S48	S49. 2. 20	39. 39
92	西宇	那賀郡	那賀町	木頭西宇	美波	S54	S55. 3. 17	31. 92
106	和無田	那賀郡	那賀町	木頭和無田	美波	S60	S61. 3. 25	26. 05
126	塩深	海部郡	海陽町	塩深	美波	H3	H3. 10. 24	29. 43
132	向原	吉野川市	鴨島町	山路	吉野川	H5	H5. 11. 29	17. 99
108	峯八	吉野川市	川島町	学	吉野川	S60	S61. 3. 25	100. 50
4	皆瀬	吉野川市	山川町	皆瀬	吉野川	S37	S37. 12. 22	168. 99
44	榎谷	吉野川市	山川町	榎谷	吉野川	S44	S45. 3. 31	16. 39
80	向坂	吉野川市	山川町	向坂	吉野川	S50	S51. 3. 26	20. 23
133	青木	吉野川市	山川町	青木	吉野川	H5	H5. 11. 29	17. 15
22	品野	吉野川市	美郷	品野	吉野川	S39	S39. 6. 9	35. 61
56	丸山	吉野川市	美郷	丸山	吉野川	S46	S47. 3. 18	24. 90
76	平	吉野川市	美郷	桁山	吉野川	S49	S49. 7. 3	22. 57
100	中筋北	吉野川市	美郷	中村中筋	吉野川	S57	S58. 3. 23	115. 20
129	宗田	吉野川市	美郷	別枝山	吉野川	H4	H4. 8. 27	66. 32
130	湯下	吉野川市	美郷	湯下	吉野川	H4	H4. 8. 27	98. 07
15	冬畑	美馬市	脇町	東赤谷名	美馬	S39	S39. 4. 27	56. 18
78	芋穴	美馬市	脇町	芋穴	美馬	S49	S50. 3. 13	76. 76
3	半平	美馬市	穴吹町	大平	美馬	S36	S36. 12. 12	19. 35
13	穴吹平谷	美馬市	穴吹町	古宮	美馬	S38	S38. 4. 12	37. 91
42	瀬名	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S43	S44. 3. 31	20. 68
49	長尾上	美馬市	穴吹町	古宮	美馬	S45	S46. 3. 26	24. 10



## 地すべり指定地の概要（農林水産省農村振興局所管）

平成22年4月1日現在

県内 番号	区域名	所 在 地			所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
55	大重	美馬市	穴吹町	大重	美馬	S46	S47.3.18	50.00
89	大屋敷	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S53	S54.3.31	47.45
96	西谷	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S55	S56.2.18	121.80
101	中野宮	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S57	S58.3.23	144.00
111	支納左岸	美馬市	穴吹町	支納	美馬	S61	S62.3.25	80.50
2	麻衣	美馬市	木屋平村	麻衣	美馬	S33	S34.3.31	171.90
14	木屋平南張	美馬市	木屋平村	三ツ木	美馬	S38 S42	S38.4.12 S43.3.18	129.22 31.41
25	太合北	美馬市	木屋平村	太合	美馬	S39	S40.1.27	94.48
37	二戸	美馬市	木屋平村	二戸	美馬	S42 S54	S43.2.27 S55.3.17	50.59 13.00
40	弓道左岸	美馬市	木屋平村	弓道	美馬	S43	S44.3.31	20.32
83	市初	美馬市	木屋平村	市初	美馬	S51	S52.3.26	46.50
43	折坂下	美馬郡	つるぎ町	半田	美馬	S43	S44.3.31	18.49
61	藤野日浦	美馬郡	つるぎ町	半田	美馬	S47 S56	S48.3.30 S57.3.15	111.75 11.50
64	東久保	美馬郡	つるぎ町	半田	美馬	S48	S48.9.22	39.81
31	岡	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S41	S41.5.10	52.76
36	貞光引地	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S41	S42.3.31	23.70
41	家賀道上	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S43	S44.3.31	48.84
50	川見	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S45	S46.3.26	40.80
60	三木栃	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S47	S48.3.30	38.80
63	竹屋敷	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S48	S48.9.22	39.93
65	僧地	美馬郡	つるぎ町	貞光	美馬	S48	S48.12.13	37.06
8	赤松	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S37	S37.12.22	169.00
9	剪宇	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S37	S37.12.22	35.70
19	子安	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S39	S39.4.27	67.90
33	十家	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S41	S42.1.26	25.00
38	寺地	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S42	S43.3.18	49.13
39	白井	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S43	S44.3.31	34.83
62	太刀之本	美馬郡	つるぎ町	一字	美馬	S47	S48.3.30	30.03
74	栗林	三好市	三野町	太刀野	三好	S48	S49.3.12	26.98
93	馬場	三好市	池田町	馬場	三好	S54	S55.3.17	113.60
103	井ノ久保	三好市	池田町	白地	三好	S58	S59.3.12	108.00
105	洞草	三好市	池田町	西山	三好	S59	S60.3.30	59.50
107	南谷	三好市	池田町	漆川	三好	S60	S61.3.25	68.40
16	寺野	三好市	山城町	寺野	三好	S39	S39.4.27	65.48
26	佐連	三好市	山城町	佐連	三好	S39 H19	S40.1.27 H19.5.7	21.20 12.69
32	国政	三好市	山城町	国政	三好	S41	S41.5.10	51.40

## 地すべり指定地の概要（農林水産省農村振興局所管）

平成22年4月1日現在

県内 番号	区域名	所 在 地			所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
46	山城引地	三好市	山城町	引地	三好	S44	S45.3.31	60.40
52	小川谷	三好市	山城町	小川谷	三好	S45	S46.3.26	62.80
69	頼広左岸	三好市	山城町	頼広	三好	S48	S49.2.20	31.13
70	香川原	三好市	山城町	下川	三好	S48	S49.2.20	26.46
88	瀬貝	三好市	山城町	瀬貝	三好	S52	S53.3.31	41.55
90	大谷	三好市	山城町	大谷	三好	S53	S54.3.31 H19.5.7	76.08
94	茂地下	三好市	山城町	茂地	三好	S54	S55.3.17	25.00
116	日浦下	三好市	山城町	大黒	三好	S63	S63.7.27	58.14
47	桜	三好市	井川町	桜	三好	S44	S45.3.31	57.91
134	松舟	三好市	井川町	松舟	三好	H6	H6.11.9	19.84
1	高野	三好市	東祖谷山村	高野	三好	S33	S34.3.31	21.70
5	栗枝渡	三好市	東祖谷山村	栗枝渡	三好	S37	S37.12.22	19.73
21	西山下	三好市	東祖谷山村	西山	三好	S39	S39.6.9	61.08
30	祖谷林	三好市	東祖谷山村	林	三好	S39	S40.2.3	27.90
84	若林	三好市	東祖谷山村	若林	三好	S51	S52.3.26	29.78
109	菅生上	三好市	東祖谷山村	菅生	三好	S60	S61.3.25	39.20
6	徳善上	三好市	西祖谷山村	徳善	三好	S37	S37.12.22	16.30
17	尾井の内	三好市	西祖谷山村	尾井の内	三好	S39	S39.4.27	27.75
18	閑定	三好市	西祖谷山村	閑定	三好	S39	S39.4.27	25.00
20	後山西	三好市	西祖谷山村	後山	三好	S39	S39.6.9	67.90
23	重末	三好市	西祖谷山村	重末	三好	S39	S39.6.9	56.90
29	重末カゲ	三好市	西祖谷山村	重末	三好	S39	S40.2.3	44.10
24	滝久保	三好郡	東みよし町	東山	三好	S39	S40.1.27	30.50
51	西町	三好郡	東みよし町	加茂	三好	S45	S46.3.26	50.00
71	木籐中	三好郡	東みよし町	木藤	三好	S48	S49.2.20	79.37
91	奥村	三好郡	東みよし町	中庄	三好	S53	S54.3.31	103.43
計	137工区							7,160.94

## 地すべり指定地の概要（林野庁所管分）

平成24年3月31日現在

番号	所在地			区域名	指定面積
	郡市	町村	字		
2	名西	神山	江畠	江畠	75.45
12	〃	〃	拝府	拝府	40.36
19	〃	〃	一字夫	一字夫	20.75
20	〃	〃	江田	江田	6.72
26	〃	〃	檜平	檜平	7.38
27	〃	〃	矢治	矢治	8.61
33	〃	〃	竹平	竹平	58.10
54	〃	〃	本根川	本根川	50.40
55	〃	〃	殿宮	殿宮	168.37
56	〃	〃	坂丸	坂丸	65.70
57	〃	〃	名	名	36.03
58	〃	〃	元山	上元山	31.20
59	〃	〃	松尾	松尾	35.30
77	〃	〃	南上角	南上角	113.25
94	〃	〃	門屋	門屋	11.90
95	〃	〃	栗生野	栗生野	10.96
96	〃	〃	白獄	白獄	35.66
97	〃	〃	大中尾	大中尾	98.29
98	〃	〃	黒口	黒口	56.20
99	〃	〃	東野間	東野間	43.34
111	〃	〃	庄部	庄部	150.00
122	〃	〃	長野	長野	78.98
123	〃	〃	府殿	府殿	187.55
124	〃	〃	石本他2	石本	50.00
129	〃	〃	上中内	上中内	75.58
133	〃	〃	柿道	柿道	83.30
15	那賀	上那賀	東尾	東尾	14.94
14	〃	木沢	木頭名	木頭名	107.17
13	吉野川	美郷	下浦	下浦	64.30
51	〃	〃	西谷	中村山	49.22
52	〃	〃	大野	大野	63.11
53	〃	〃	別枝山倉羅	倉羅	178.19
110	〃	〃	大鹿	大鹿	26.00

番号	所在地			区域名	指定面積
	郡市	町村	字		
121	吉野川	美郷	月野	月野	75.76
3	美馬	半田	折坂	折坂	52.80
43	〃	〃	日谷尾	日谷尾	143.54
44	〃	〃	下竹	鳴谷	51.75
70	〃	〃	蔭名	蔭名	187.00
71	〃	〃	喜来	下喜来	174.85
72	〃	〃	白石	白石上	21.00
88	〃	〃	高清	高清	89.75
92	〃	〃	小谷	小谷	125.52
107	〃	〃	平良石	曾我石	27.90
118	〃	〃	小井野	小井野	32.00
4	〃	貞光	吉良	吉良	32.80
31	〃	〃	平野	平野	129.60
32	〃	〃	柴内	柴内	199.25
48	〃	〃	宅熊	宅熊	61.33
73	〃	〃	家賀道下	家賀道下	62.40
80	〃	〃	横野	横野	53.25
89	〃	〃	広谷影	長木	342.58
108	〃	〃	木屋他	木屋	61.60
1	〃	一宇	久藪	久藪	117.80
8	〃	〃	漆日浦	漆日浦	154.37
9	〃	〃	葛籠	葛籠	145.36
10	〃	〃	切越	切越	19.87
45	〃	〃	臼木	臼木	231.28
46	〃	〃	木地屋	木地屋	175.76
47	〃	〃	大横	大横	39.41
74	〃	〃	平井	平井上	132.00
75	〃	〃	河内	河内	24.00
79	〃	〃	大屋内	出羽	86.20
90	〃	〃	実平	実平	86.89
91	〃	〃	広沢	広沢	130.87
119	〃	〃	大横	大横東	105.35
127	〃	〃	葛籠	葛籠下	48.50
16	〃	〃	田ノ内	田ノ内	23.90
50	〃	〃	葛生	葛生	101.68
87	〃	〃	口山西山	穴吹西山	38.69

番号	所在地			区域名	指定面積
	郡市	町村	字		
109	美馬	穴吹	内田	内田上	165.40
120	〃	〃	喜来	喜来	79.75
128	〃	〃	平谷	藤原	67.70
11	〃	木屋平	太合カゲ	太合右岸	321.44
18	〃	〃	川上カゲ	川上	62.25
49	〃	〃	南張	南張	24.62
76	〃	〃	檜原	檜原	322.60
93	〃	〃	弓道	弓道	69.33
134	〃	〃	川上	白枝谷	6.46
83	三好	池田	小林	小林	24.52
104	〃	〃	大平	大平	14.10
114	〃	〃	石立他1	石立	55.33
126	〃	〃	松本	松本	68.60
130	〃	〃	松尾	池田松尾	27.70
22	〃	山城	黒川	黒川	102.54
23	〃	〃	上名	日浦上	65.94
24	〃	〃	白川	白川	101.18
29	〃	〃	下名	下名影	103.34
38	〃	〃	ゴウロ他	羽瀬	56.60
39	〃	〃	尾又	尾又	58.30
82	〃	〃	中日浦他	南日浦	74.22
113	〃	〃	イノワコ他	日浦向	50.35
132	〃	〃	志も屋敷他	志も屋敷他	71.50
131	〃	〃	露口	露口	6.30
40	〃	井川	井内西	荒倉	67.00
41	〃	〃	井内西	野住	109.83
68	〃	〃	井口東	岩坂	119.27
69	〃	〃	井口西	三檜尾	50.76
84	〃	〃	上知行	上知行	97.83
85	〃	〃	上段知	上段知	40.96
105	〃	〃	大久保	大久保上	51.60
115	〃	〃	駒倉他9	駒倉	48.63
42	〃	三加茂	毛田	木藤	96.70
86	〃	〃	新発地	新発地	61.85
106	〃	〃	野根山	奥森清	184.10
116	〃	〃	滝倉	滝倉	26.18
117	〃	〃	宗本他2	宗本	62.35

番号	所在地			区域名	指定面積
	郡市	町村	字		
5	三好	東祖谷山村	奥ノ井	奥ノ井	101.25
6	〃	〃	元井	梅峰	74.28
7	〃	〃	元井	元井	131.67
17	〃	〃	菅生	菅生上	194.45
25	〃	〃	檜尾	檜尾	154.95
34	〃	〃	西山	西山	129.00
35	〃	〃	落合	落合下	176.70
36	〃	〃	和田	和田	100.00
60	〃	〃	麦生土	麦生土	33.47
61	〃	〃	阿佐	阿佐	57.91
63	〃	〃	下瀬	下瀬	33.00
64	〃	〃	新居屋	新居屋	82.50
65	〃	〃	佐野	佐野	116.51
78	〃	〃	小川	小川	57.90
81	〃	〃	釜ヶ谷	釜ヶ谷	112.13
103	〃	〃	滝下	滝下	136.10
112	〃	〃	釣井	釣井奥	65.75
125	〃	〃	菅生	切谷	12.04
135	〃	〃	小川	小川(2)	79.80
21	〃	西祖谷山村	有瀬	谷間	34.70
28	〃	〃	戸ノ谷	戸ノ谷	99.55
30	〃	〃	徳善	徳善	17.35
37	〃	〃	有瀬	谷間下	163.47
62	〃	〃	小祖谷	瀬戸内	116.38
66	〃	〃	吾橋	吾橋	44.82
67	〃	〃	後山	後山	30.50
100	〃	〃	下名	下名下	61.00
101	〃	〃	東山	上吾橋	75.30
102	〃	〃	善徳	善徳上	66.20
計	135箇所				11,264.73

## 4-2 地すべり危険箇所一覧表

(国土交通省所管分)

平成24年3月1日現在

整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字		警戒区域		特別警戒区域		
									指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
1	小見	吉野川	小川谷川	小川谷川	東みよし町	三好町	東山	45.3					
2	三好中屋	吉野川	黒川原谷川	黒川原谷川	東みよし町	三好町	足代	95.3					
3	藤黒上	吉野川	河内谷川	河内谷川	三好市	三野町	太刀野山	67.2					
4	仁良根	吉野川	河内谷川	河内谷川	三好市	三野町	太刀野山	8.5					
5	加茂宮(2)	吉野川	滝谷川	滝谷川	三好市	三野町	加茂野宮	71.9					
6	加茂宮(3)	吉野川	高瀬谷川	高瀬谷川	三好市	三野町	加茂野宮	128.1					
7	加茂宮(1)	吉野川	滝谷川	滝谷川	三好市	三野町	加茂野宮	45.3					
8	空堂	吉野川	鮎苦谷川	鮎苦谷川	三好市	池田町	西山	62.5					
9	舟原	吉野川	鮎苦谷川	鮎苦谷川	三好市	池田町	西山	125.0					
10	州津	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	州津	56.5					
11	ウエノ(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	ウエノ	22.9					
12	白地峯	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	白地	59.4					
13	ハヤシ(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	ハヤシ	29.4					
14	上馬路	吉野川	馬路川	金年谷	三好市	池田町	馬路	19.3					
15	池田上浦	吉野川	馬路川	馬路川	三好市	池田町	佐野	36.3					
16	白地(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	白地	59.4					
17	沼谷	吉野川	馬路川	馬路川	三好市	池田町	佐野	68.8					
18	境目	吉野川	馬路川	馬路川	三好市	池田町	佐野	62.5					
19	久尾	吉野川	漆川	漆川	三好市	池田町	大和	63.6					
20	上太田	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	大和	28.1					
21	上国畑	吉野川	漆川	漆川	三好市	池田町	大和	49.4					
22	川崎(2)	吉野川	吉野川	宮谷	三好市	池田町	川崎	50.0					
23	下尾後	吉野川	松尾川	尾後谷	三好市	池田町	大和	31.3					
24	出合	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	大和	15.5					
25	黒川(4)	吉野川	祖谷川	松尾川	三好市	池田町	松尾	114.1					
26	黒川(3)	吉野川	祖谷川	松尾川	三好市	池田町	松尾	21.9					
27	黒川(2)	吉野川	祖谷川	松尾川	三好市	池田町	松尾	71.9					
28	松本	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	松尾	67.2					
29	猫坊	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	山城町	下川	29.7					
30	相川	吉野川	銅山川	相川	三好市	山城町	相川	34.4					
31	下川(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	山城町	下川	54.2					
32	山城平野	吉野川	銅山川	黒川谷川	三好市	山城町	平野	9.0					
33	有宮	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山城町	中野	34.2					
34	白川右岸	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山城町	白川	15.6					
35	光兼日浦	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山城町	光兼	55.5					
36	陣立屋	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山城町	栗山	19.5					
37	栗山	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山城町	栗山	29.7					
38	平(2)	吉野川	吉野川	藤川谷川	三好市	山城町	上名	31.3					
39	平下(2)	吉野川	吉野川	藤川谷川	三好市	山城町	上名	8.3					
40	納屋	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	山城町	下名	21.9					
41	白川(2)	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山城町	白川	87.1					
42	末	吉野川	吉野川	大山谷	三好市	井川町	西井川	40.3					
43	井関(2)	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷川	三好市	井川町	井関	25.0					
44	片山	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	井川町	井内	30.5					
45	友信	吉野川	中村谷川	中村谷川	三好市	井川町	井内	18.2					
46	落倉	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷川	三好市	井川町	井内	7.8					
47	里川東	吉野川	里川谷川	里川谷川	三好市	井川町	西井川	28.5					
48	毛田東	吉野川	吉野川	吉野川	東みよし町	三加茂町	毛田	23.4					
49	鍛冶屋敷	吉野川	加茂谷川	加茂谷川	東みよし町	三加茂町	西庄	34.4					
50	烏帽子山	吉野川	祖谷川	松尾川	三好市	東祖谷山村	深淵	56.3					
51	霧谷右岸	吉野川	祖谷川	友松谷	三好市	東祖谷山村	菅生	104.1					
52	落合(2)	吉野川	祖谷川	落合谷	三好市	東祖谷山村	落合	79.3					
53	滝下	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	菅生	132.8					
54	菅生(上)	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	菅生	25.1					
55	和田西	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	和田	34.4					
56	搭丸	吉野川	祖谷川	笹平谷	三好市	東祖谷山村	菅生	440.6					
57	釣井上	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	釣井	70.3					
58	菅生蔭	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	菅生	193.8					
59	西山	吉野川	祖谷川	西山谷	三好市	東祖谷山村	西山	234.4					
60	名頃	吉野川	祖谷川	平尾谷	三好市	東祖谷山村	名頃	77.8					
61	古味	吉野川	祖谷川	谷道川	三好市	東祖谷山村	古味	11.5					
62	腕山牧場	吉野川	祖谷川	松尾川	三好市	西祖谷山村	下名	67.2					
63	一字枝	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	西祖谷山村	一字枝	31.3					
64	夏子	吉野川	曾江谷川	曾江谷川	美馬市	脇町	西俣名	92.2					

整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字		警戒区域		特別警戒区域			
									指定 年月日	番号	指定 年月日	番号		
65	鼓尾	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	脇町		鼓尾	100.0					
66	下大滝	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	脇町		東大谷	89.1					
67	西暮畑	吉野川	井口谷川	井口谷川	美馬市	脇町		暮畑	126.6					
68	水谷	吉野川	曾江谷川	曾江谷川	美馬市	脇町		西赤谷	73.3					
69	芋尻	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	脇町		大谷	212.0					
70	惣後	吉野川	野村谷川	倉谷	美馬市	美馬町		惣後	26.4					
71	倉尾	吉野川	中野谷川	中野谷川	美馬市	美馬町		倉尾	128.1					
72	野田ノ井下	吉野川	鍋倉谷川	鍋倉谷川	美馬市	美馬町		野田ノ井	101.6					
73	西久保下	吉野川	半田川	井川谷川	つるぎ町	半田町		西久保	15.7					
74	佐古戸	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町		佐古戸	19.5					
75	一の瀬	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町		日開野	38.8					
76	紙屋	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町		紙屋	30.1					
77	江の脇	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		江ノ脇	49.8					
78	貞光西山	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		西山	56.3					
79	丸井	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		端山	21.8					
80	木屋	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		端山	23.4					
81	吉良	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		端山	23.9					
82	横野	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		端山	17.0					
83	日浦下	吉野川	貞光川	貞光川	つるぎ町	貞光町		端山	12.9					
84	穴吹	吉野川	吉野川	吉野川	美馬市	穴吹町		穴吹	106.2					
85	小島	吉野川	吉野川	吉野川	美馬市	穴吹町		三島	79.7					
86	市の下	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町		穴吹	97.7					
87	馬内	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町		口山	28.5					
88	知野	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町		口山	53.1					
89	首野上	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町		口山	14.1					
90	田方	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町		口山	93.1					
91	首野(2)	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町		口山	23.4					
92	左手	吉野川	半田川	半田川	美馬市	穴吹町		口山	39.1					
93	柚野	吉野川	貞光川	柚野谷	つるぎ町	一宇村		柚野	19.6					
94	太刀之本	吉野川	貞光川	桑平川	つるぎ町	一宇村		太刀之本	129.7					
95	座主	吉野川	日開谷川	日開谷川	阿波市	市場町		犬墓	114.1					
96	真重	吉野川	伊沢谷川	伊沢谷川	阿波市	阿波町		真重	84.4					
97	石井上浦	吉野川	飯尾川	曲突谷	石井町			上浦	25.5					
98	東麓	吉野川	ほたる川	ほたる川	吉野川市	山川町		東麓	131.5					
99	種野	吉野川	川田川	川田川	吉野川市	美郷村		峠	60.9					
100	刷石	吉野川	川田川	川田川	吉野川市	美郷村		刷石	89.1					
101	柿谷	吉野川	川田川	東山谷川	吉野川市	美郷村		別枝山	61.3					
102	殿河	吉野川	川田川	東山谷川	吉野川市	美郷村		殿河	113.9					
103	小竹	吉野川	川田川	川田川	吉野川市	美郷村		小竹	29.7					
104	粟田西	粟田川	粟田川	粟田川	鳴門市		北灘	粟田	7.8					
105	折野	折野川	折野川	折野川	鳴門市		北灘	折野	35.9					
106	大坂(1)	吉野川	大坂谷川	大坂谷川	板野町			大坂	18.8					
107	大坂(2)	吉野川	大坂谷川	大坂谷川	板野町			大坂	17.2					
108	大坂(3)	吉野川	大坂谷川	大坂谷川	板野町			大坂	15.6					
109	川端(2)	吉野川	唐土谷川	唐土谷川	板野町			川端	21.9					
110	黒谷	吉野川	黒谷川	黒谷川	板野町			黒谷	10.9					
111	犬伏(2)	吉野川	犬伏谷川	犬伏谷川	板野町			犬伏	7.3					
112	大寺	吉野川	大坂谷川	大坂谷川	板野町			大寺	15.6					
113	那東	吉野川	松谷川	松谷川	板野町			那東	10.9					
114	羅漢	吉野川	黒谷川	黒谷川	板野町			羅漢	31.3					
115	徳島柿谷	吉野川	園瀬川	柿谷	徳島市		八万	柿谷	10.5					
116	谷又(2)	吉野川	鮎喰川	谷又谷	徳島市		一宮	谷又	39.1					
117	犬飼南	勝浦川	八多川	八多川	徳島市		八多	犬飼	92.2					
118	広野	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町			阿野	21.9					
119	馬路	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町			下分	39.1					
120	長又	吉野川	鮎喰川	青井夫谷川	神山町			鬼籠野	17.5					
121	本小野	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町			神領	20.3					
122	阿保坂右岸	吉野川	鮎喰川	青井夫谷川	神山町			鬼籠野	26.6					
123	下喜来	吉野川	鮎喰川	喜来谷川	神山町			下分	31.3					
124	檜谷	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町			下分	21.9					
125	江田右岸	吉野川	鮎喰川	江田谷川	神山町			上分	87.5					
126	府殿	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町			上分	142.2					
127	大中尾	吉野川	神通谷川	大中尾谷川	神山町			上分	131.3					
128	栗見坂	吉野川	新町川	嵯峨川	佐那河内村			下	106.3					
129	黄檗	勝浦川	勝浦川	黄檗川	勝浦町			坂本	17.3					
130	高野	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町			正木	69.0					



整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字		警戒区域		特別警戒区域		
									指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
131	正木	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		正木	66.0					
132	落合	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		福原	64.1					
133	杉地	勝浦川	杉地川	杉地川	上勝町		福原	415.6					
134	東加茂	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市		加茂 東加茂	62.5					
135	大井	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市		大井 中筋	35.9					
136	十八女町	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市		十八女 宮ノ前	167.2					
137	水井	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市		水井 中野	42.2					
138	西加茂	那賀川	那賀川	加茂谷川	阿南市		加茂 高田	59.4					
139	大坪	打樋川	三谷川	三谷川	阿南市		見能林 大坪	50.0					
140	大田井	那賀川	大田井川	大田井川	阿南市		大田井 松の岡	65.6					
141	清貞	那賀川	桑野川	桑野川	阿南市		新野 清貞	31.3					
142	中沢谷	那賀川	坂州木頭川	沢谷	那賀町	木沢村	沢谷	68.8					
143	寺内	那賀川	坂州木頭川	泉谷	那賀町	木沢村	寺内	26.6					
144	五倍木	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	那賀町	木沢村	掛盤	42.2					
145	名古ノ瀬	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	那賀町	木沢村	掛盤	175.0					
146	仁宇	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	鷲敷町	仁宇	109.4					
147	蟬谷	那賀川	那賀川	東蟬谷	那賀町	木頭村	助	82.8					
148	菖蒲野	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	折宇	17.2					
149	大城	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	北川	53.1					
150	榎谷	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	折宇	40.6					
151	日和田	那賀川	那賀川	日和田谷	那賀町	木頭村	北川	81.3					
152	黒野田	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	出原	104.7					
153	長安(2)	那賀川	菖蒲谷川	菖蒲谷川	那賀町	上那賀町	長安	31.3					
154	大殿	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	上那賀町	大殿	89.1					
155	古屋	那賀川	古屋谷川	古屋谷川	那賀町	上那賀町	古屋	57.8					
156	海川	那賀川	海川谷川	海川谷川	那賀町	上那賀町	海川	87.5					
157	船津(2)	野根川	野根川	船津川	海陽町	宍喰町	船津	35.9					
計	157箇所							9,657.4					

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

地すべり危険地一覧表(農林水産省農村振興局所管)

地区名	市町村名	市町村コード	大字	字	水田ha (面積)	普通畑ha (面積)	樹園地ha (面積)	小計ha (面積)	その他ha (面積)	合計ha (面積)
星河内	徳島市	36201	上八万町	星河内	0	3	10	13	14.5	27.5
鹿首	徳島市	36201	八多町	鹿首	8	0	1.5	9.5	6.5	16
喜来メ谷	阿南市	36204	大井町	喜来メ谷	17.5	1	7.2	25.7	46.8	72.5
与川内	勝浦郡勝浦町	36301	三浜	陽地 他3	5	0	25	30	48.5	78.5
横瀬立川	勝浦郡勝浦町	36301	三浜	立川 他1町1字	0	0	40	40	13.5	53.5
中小家	勝浦郡勝浦町	36301	棚野	口立川	7	3	3	13	35	48
槻地	勝浦郡上勝町	36302	正木	東槻地、西槻地	7.1	2.5	3.3	12.9	64.9	77.8
雄中面	勝浦郡上勝町	36302	生実	雄中面	0	19	0	19	18.5	37.5
谷口	勝浦郡上勝町	36302	生実	谷口	3	11	1.5	15.5	14.5	30
高畑	勝浦郡上勝町	36302	生実	高畑	0	23	4	27	31	58
明見谷	名東郡佐那河内村	36321	上	谷内	1.5	2.5	20	24	39	63
谷内	名東郡佐那河内村	36321	上	谷内	0	1	15	16	33	49
神山日浦	名西郡神山町	36342	鬼籠野	日浦	1.2	0.7	5.9	7.8	44.7	52.5
釘貫	名西郡神山町	36342	下分	釘貫	10	0	13.3	23.3	17.7	41
有懸	名西郡神山町	36342	上分	有	8	5	0	13	19	32
日浦	名西郡神山町	36342	阿野	日浦	1.8	6.5	1.7	10	7	17
田ノ窪	名西郡神山町	36342	阿野	中峯	7	5	1	13	11	24
拝宮上	那賀郡那賀町	36368	拝宮		4	1.3	2	7.3	13.7	21
中内	那賀郡那賀町	36368	木頭折字	中内	0	13	5	18	16	34
黒野田	那賀郡那賀町	36368	木頭出原	黒野田	0	2	4	6	4	10
長戸	吉野川市	36205	鴨島町	長戸	0	6	4	10	28	38
樋山路	吉野川市	36205	鴨島町	樋山路	1	9	7	17	43	60
東麓	吉野川市	36205	山川町	山路	1	0	7	8	52	60
忌部山	吉野川市	36205	山川町	忌部山	1	0	5	6	35	41
田の浦	吉野川市	36205	山川町	田の浦	4	2	20	26	54	80
藤生	吉野川市	36205	山川町	藤生	0	3	5	8	41	49
勘場	美馬市	36207	脇町	勘場	1	2.8	0.6	4.4	7.9	12.3
金川	美馬市	36207	脇町	東俣名	1	3.7	0.6	5.3	43.7	49
清水	美馬市	36207	脇町	西俣名	10	7	2.9	19.9	21.6	41.5
今杖	美馬市	36207	脇町	西俣名	1	5.3	0.9	7.2	11.9	19.1
細野	美馬市	36207	脇町	西俣名	0	4	3	7	4	11
広棚	美馬市	36207	脇町	西俣名	3.5	35	10	48.5	12.5	61
八久保	美馬市	36207	脇町	西赤谷	0	19	0	19	3	22
平帽子	美馬市	36207	脇町	西ノ谷	5	35	0.2	40.2	133	173.2
倉尾	美馬郡つるぎ町	36468	半田	小谷	0	18	0	18	25.5	43.5
捨子	美馬郡つるぎ町	36468	貞光	捨子	4	20	3	27	33	60
貞光引地	美馬郡つるぎ町	36468	貞光	引地	0	3.3	0	3.3	16.7	20
大久保	美馬市	36207	穴吹町	三島	0	7	2	9	8.5	17.5
川上	美馬市	36207	木屋平	川上	0	15	15	30	14	44
藤黒	三好市	36208	三野町	藤黒	1	20	1	22	68	90
三野白井	三好市	36208	三野町	白井	1	2	2	5	30	35
百合切	三好市	36208	三野町	百合切	1	3	1	5	30	35
岸上	三好郡東みよし町	36489	東山	岸上	0	15	0	15	15	30
中屋	三好郡東みよし町	36489	足代中屋		1	19	0	20	14	34
宮谷	三好郡東みよし町	36489	足代宮谷		1	8	0	9	30	39
中野	三好郡東みよし町	36489	東山	中野	0	6	0	6	17	23
行常	三好郡東みよし町	36489	昼間		0	5	0	5	26.5	31.5
男山南	三好郡東みよし町	36489	東山		0	25	5	30	8.5	38.5
石の内	三好市	36208	池田町	石ノ内	1.8	9.5	2	13.3	58	71.3
イケミナミ	三好市	36208	池田町	イケミナミ	0	8	0	8	20.5	28.5
上馬路	三好市	36208	池田町	馬路	1	11	9	21	21	42
北谷	三好市	36208	池田町	北谷	15.5	5	0	20.5	24	44.5
信正	三好市	36208	山城町	信正	0	2.5	3.3	5.8	13	18.8
里川西	三好市	36208	井川町	里川	0.3	4.7	0	5	30	35
菅生	三好市	36208	東祖谷	菅生	0.3	7	0.5	7.8	13.7	21.5
高野	三好市	36208	東祖谷	高野	0	2.5	0	2.5	10	12.5
重末上	三好市	36208	西祖谷山村	重末	0	3	2	5	3	8
中尾上	三好市	36208	西祖谷山村	中尾	0	2	36	38	10	48
後山上	三好市	36208	西祖谷山村	後山	0	1	2	3	8	11
井ノ谷	那賀郡那賀町	36368		平野	3.4	0.6	1.8	5.8	26.2	32
拝村東	美馬市	36207	穴吹町	穴吹	3.1	3.5	4	10.6	14.4	25

## 地すべり危険地区の概要（林野庁所管）

## 市町村別箇所別一覧表

平成24年3月31日現在

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	本根川	名西郡	神山町	字本根川	50.40
2	府殿	〃	〃	字府殿	187.55
3	檜平	〃	〃	字檜平	15.00
4	殿宮	〃	〃	字殿宮	168.37
5	大影	〃	〃	字大影	63.00
6	坂丸	〃	〃	字坂丸	65.70
7	江島	〃	〃	字江島	36.30
8	柿道	〃	〃	字柿道	100.50
9	名	〃	〃	字名	98.00
10	一字夫	〃	〃	字一字夫	35.00
11	中峰	〃	〃	字中峰	31.40
12	石本	〃	〃	字石本	50.00
13	矢治	〃	〃	字矢治	39.50
14	大中尾	〃	〃	字大中尾	71.80
15	江田	〃	〃	字江田	10.60
16	川又	〃	〃	字川又	32.20
17	門屋	〃	〃	字門屋	21.00
18	拝府	〃	〃	字拝府	40.36
19	竹平	〃	〃	字竹平	58.10
20	上中内	〃	〃	字上中内	75.58
21	長野	〃	〃	字長野	78.98
22	中谷	〃	〃	字中谷	50.00
23	三ッ木	〃	〃	字三ッ木	75.40
24	左右山	〃	〃	字左右山	27.00
25	栗生野	〃	〃	字栗生野	18.00
26	南峰	〃	〃	字南峰	78.90
27	左右内	〃	〃	字左右内	75.00
28	庄部	〃	〃	字庄部	48.00
29	黒口	〃	〃	字黒口	71.50
30	川北	〃	〃	字川北	38.00
31	大埜地	〃	〃	字大埜地	49.00
32	東野間	〃	〃	字東野間	65.40
33	西上角	〃	〃	字西上角	57.50
34	南上角	〃	〃	字南上角	40.63
35	西青井夫	〃	〃	字西青井夫	58.00
36	阿保坂	〃	〃	字長又	77.80
37	元山	〃	〃	字上元山	31.20
38	元山上	〃	〃	字中内	105.20
39	喜来	〃	〃	字喜来	66.90
40	日浦	〃	〃	字日浦	101.00
41	広石	〃	〃	字広石	80.00
42	石堂	〃	〃	字石堂	30.00
43	松尾	〃	〃	字松尾	41.00
44	一ノ坂	〃	〃	字一ノ坂	71.80
45	折木	〃	〃	字折木	123.60
46	倉目	〃	〃	字倉目	98.00
47	白獄	〃	〃	字白獄	35.66
48	中津	〃	〃	字金泉大中尾	126.00
49	松坂	〃	〃	字松坂	93.00
	小計 49箇所				3,162.83

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
	事務所計 49 箇所				3,162.83
1	東尾	那賀郡	那賀町上那賀	字東尾	27.80
2	東尾東	〃	〃	字坂本	35.00
	小 計 2 箇所				62.80
1	木頭名	那賀郡	那賀町木沢	字日浦山	44.00
2	木頭名西	〃	〃	字日浦山袖山	21.50
3	阿津江	〃	〃	秋月	41.00
	小 計 3 箇所				106.50
	事務所計 5 箇所				169.30
1	美郷松尾	吉野川市	美郷村	字松尾	110.00
2	竹屋敷(西条)	〃	〃	字竹屋敷	15.39
3	竹屋敷(竹屋谷)	〃	〃	字竹屋敷	33.83
4	倉羅	〃	〃	字倉羅	178.19
5	下浦上	〃	〃	字下浦	30.00
6	下浦下	〃	〃	字下浦	30.00
7	月野	〃	〃	字月野	75.76
8	大野	〃	〃	字大野	63.11
9	大鹿	〃	〃	字大鹿	26.00
	小 計 9 箇所				562.28
	事務所計 9 箇所				562.28
1	小谷 1	美馬郡	つるぎ町半田	字小谷	8.75
2	小谷 2	〃	〃	字小谷	8.50
3	小谷 3	〃	〃	字小谷	7.25
4	白石上	〃	〃	字白石	21.00
5	下喜来 1	〃	〃	字上喜来	35.53
6	下喜来 2	〃	〃	字上喜来	30.20
7	下喜来 3	〃	〃	字下喜来	17.60
8	折坂 1	〃	〃	字折坂	58.90
9	折坂 2	〃	〃	字折坂	37.00
10	小井野	〃	〃	字小井野	9.50
11	日谷尾	〃	〃	字日谷尾	21.00
12	高清 1	〃	〃	字高清	7.50
13	高清 2	〃	〃	字高清	12.30
14	高清上 1	〃	〃	字高清	39.00
15	高清上 2	〃	〃	字高清	46.00
16	鳴谷	〃	〃	字鳴谷	8.20
17	平良石(曾我谷)	〃	〃	字平良石	27.90
18	蔭名 1	〃	〃	字森奥	37.40
19	蔭名 2	〃	〃	字蔭名	19.80
20	蔭名 3	〃	〃	字蔭名	30.80
21	蔭名 4	〃	〃	字蔭名	9.50
22	蔭名 5	〃	〃	字蔭名	54.30
23	蔭名 6	〃	〃	字蔭名	37.20
24	蔭名 7	〃	〃	字蔭名	32.00
25	蔭名 8	〃	〃	字蔭名	26.75
	小 計 25 箇所				643.88
1	柴内 1	美馬郡	つるぎ町貞光	字柴内	53.05
2	柴内 2	〃	〃	字柴内	64.95
3	柴内 3	〃	〃	字柴内	41.80
4	柴内 4	〃	〃	字柴内	39.45
5	長木 1	〃	〃	字長木	19.40
6	長木 2	〃	〃	字長木	17.30
7	長木 3	〃	〃	字長木	16.00
8	長木 4	〃	〃	字長木	17.50

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
9	長木5	美馬郡	つるぎ町貞光	字長木	15.80
10	長木6	〃	〃	字長木	37.60
11	平野1	〃	〃	字平野	12.60
12	平野2	〃	〃	字平野	17.40
13	平野3	〃	〃	字平野	32.00
14	平野4	〃	〃	字平野	12.60
15	平野5	〃	〃	字平野	10.50
16	家賀道下1	〃	〃	字家賀道下	18.70
17	家賀道下2	〃	〃	字家賀道下	22.50
18	家賀道下3	〃	〃	字家賀道下	18.30
19	家賀道下4	〃	〃	字家賀道下	59.50
20	宅熊1	〃	〃	字宅熊	10.70
21	宅熊2	〃	〃	字宅熊	6.50
22	宅熊3	〃	〃	字宅熊	10.03
23	木屋1	〃	〃	字木屋	17.20
24	木屋2	〃	〃	字木屋	15.70
25	横野	〃	〃	字横野	19.50
26	吉良1	〃	〃	字吉良	19.30
27	吉良2	〃	〃	字吉良	36.80
28	横野2	〃	〃	字横野	9.10
29	横野3	〃	〃	字横野	37.50
	小計 29箇所				709.28
1	久藪1	美馬郡	つるぎ町一字	字久藪	22.10
2	久藪2	〃	〃	字久藪	23.50
3	大横	〃	〃	字大横	35.60
4	大横東1	〃	〃	字大横	12.60
5	大横東2	〃	〃	字大横	14.30
6	木地屋1	〃	〃	字木地屋	15.80
7	木地屋2	〃	〃	字木地屋	17.20
8	木地屋3	〃	〃	字木地屋	27.50
9	木地屋4	〃	〃	字木地屋	15.20
10	出羽1	〃	〃	字大屋内	15.20
11	出羽2	〃	〃	字出羽	23.80
12	漆日浦1	〃	〃	字漆日浦	27.00
13	漆日浦2	〃	〃	字漆日浦	22.50
14	漆日浦3	〃	〃	字漆日浦	48.70
15	漆日浦4	〃	〃	字漆日浦	38.37
16	白木	〃	〃	字白木	66.00
17	葛籠下	〃	〃	字葛籠	48.50
18	葛籠	〃	〃	字葛籠	42.70
19	広沢1	〃	〃	字広沢	42.70
20	広沢2	〃	〃	字広沢	42.38
21	広沢3	〃	〃	字広沢	50.69
22	平井上1	〃	〃	字平井	25.20
23	平井上2	〃	〃	字平井	15.30
24	実平1	〃	〃	字実平	5.50
25	実平2	〃	〃	字実平	5.30
26	奥大野	〃	〃	字奥大野	90.00
27	切越	〃	〃	字切越	6.30
28	河内	〃	〃	字河内	16.60
29	黒松谷	〃	〃	字黒松	50.00
	小計 29箇所				866.54
1	穴吹西山下	美馬市	穴吹町	字西山	35.00

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
2	穴吹西山上	美馬市	穴吹町	字西山	13.19
3	内田1	〃	〃	字内田	60.50
4	内田2B	〃	〃	字内田	29.25
5	内田3	〃	〃	字内田	75.65
6	葛生下	〃	〃	字葛生	18.20
7	葛生上	〃	〃	字葛生	28.70
8	田野内西	〃	〃	字田野内	14.50
9	田野内東	〃	〃	字田野内	9.40
10	藤原下	〃	〃	字平谷	36.00
11	藤原上	〃	〃	字平谷	8.90
12	生子屋敷下	〃	〃	字生子屋敷	46.57
13	生子屋敷上	〃	〃	字生子屋敷	58.74
14	下喜来	〃	〃	字喜来	26.55
15	上喜来	〃	〃	字喜来	53.20
	小計 15箇所				514.35
1	弓道	美馬市	木屋平村	字弓道	34.70
2	麻衣西1	〃	〃	字麻衣	65.00
3	麻衣西2	〃	〃	字麻衣	60.00
4	南張	〃	〃	字南張	41.70
5	東杖立	〃	〃	字東杖立	20.00
6	南二戸	〃	〃	字南二戸	25.00
7	檜原1	〃	〃	字檜原	36.20
8	檜原2	〃	〃	字檜原	36.80
1	太合	〃	〃		321.00
2	富士の池	〃	〃	字富士池	373.00
	小計 10箇所				1,013.40
	事務所計 108箇所				3,747.45
1	大平	三好市	池田町	字大平	14.10
2	石立	〃	〃	字石立	55.33
3	池田松尾	〃	〃	字松尾	27.70
4	松本	〃	〃	字松尾	68.60
5	小林1	〃	〃	字土井	9.00
6	小林2	〃	〃	字小林	15.52
7	明瀬	〃	〃	字明瀬	67.50
8	大川	〃	〃	字大川	54.70
	小計 8箇所				312.45
1	南日浦1	三好市	山城町	字中日浦	41.10
2	南日浦2	〃	〃	字中日浦	33.12
3	南日浦3	〃	〃	字南日浦3	28.00
4	下名影1	〃	〃	字下名影	103.34
5	下名影2	〃	〃	字柴折	69.80
6	下名影3	〃	〃	字柴折	33.54
7	日浦向1	〃	〃	字イノサコ	38.80
8	日浦向2	〃	〃	字イノサコ	24.30
9	日浦向3	〃	〃	字イノサコ	26.65
10	大黒	〃	〃	字カイモリ	62.70
11	日浦上1	〃	〃	字日浦上	52.50
12	日浦上2	〃	〃	字日浦上	53.70
13	日浦上3	〃	〃	字上名	65.94
14	羽瀬1	〃	〃	字羽瀬	33.80
15	羽瀬2	〃	〃	字上羽瀬	22.82
16	上名1	〃	〃	字上名	21.50
17	上名2	〃	〃	字上名	36.50

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
18	尾又	三好市	山城町	字岩尾本	58.30
19	白川1	〃	〃	字白川	47.78
20	白川2	〃	〃	字白川	53.40
21	黒川1	〃	〃	字黒川	33.90
22	黒川2	〃	〃	字黒川	32.20
23	黒川3	〃	〃	字黒川	15.70
24	黒川4	〃	〃	字黒川	20.74
25	志も屋敷	〃	〃	字志も屋敷	71.50
26	露口	〃	〃	字ツイグチ	6.30
27	平1	〃	〃	字谷奥	122.30
28	平2	〃	〃	字平	40.00
29	中野	〃	〃	字中野	49.30
30	大野	〃	〃	字大野	58.80
31	政友	〃	〃	字政友	36.40
32	末貞	〃	〃	字末貞	30.00
	小計 32箇所				1,424.73
1	上知行1	三好市	井川町	字上知行	46.83
2	上知行2	〃	〃	字上知行	17.00
3	上知行3	〃	〃	字知行	34.00
4	岩坂1	〃	〃	字岩坂	43.55
5	岩坂2	〃	〃	字岩坂	49.78
6	岩坂3	〃	〃	字岩坂	25.94
7	荒倉1	〃	〃	字荒倉	12.10
8	荒倉2	〃	〃	字荒倉	19.70
9	荒倉3	〃	〃	字荒倉	35.20
10	荒倉上	〃	〃	字荒倉	36.00
11	駒倉1	〃	〃	字駒倉	17.00
12	駒倉2	〃	〃	字駒倉	31.63
13	野住	〃	〃	字井内西	75.00
14	大久保上1	〃	〃	字大久保外	41.30
15	大久保2	〃	〃	字大久保外	10.30
16	上段地1	〃	〃	字上段地	25.20
17	上段地2	〃	〃	字上段地	15.76
18	三檜尾	〃	〃	字三檜尾	50.76
19	里川	〃	〃	字里川木村	45.00
	小計 19箇所				632.05
1	野根山	三好郡	東みよし町三加茂	字野根山	184.10
2	宗本1	〃	〃	字宗本	42.24
3	宗本2	〃	〃	字宗本	20.11
4	新発地1	〃	〃	字新発地	22.30
5	新発地2	〃	〃	字新発地	37.21
6	新発地3	〃	〃	字新発地	36.92
7	森清	〃	〃	字森清	25.00
8	鍛冶屋敷1	〃	〃	字鍛冶屋敷	19.60
9	鍛冶屋敷2	〃	〃	字鍛冶屋敷	16.10
10	鍛冶屋敷3	〃	〃	字鍛冶屋敷	14.30
11	滝倉1	〃	〃	字滝倉	23.00
12	滝倉2	〃	〃	字滝倉	10.66
13	木藤1	〃	〃	字毛田	48.40
14	木藤2	〃	〃	字毛田	24.00
	小計 14箇所				523.94
1	落合	三好市	東祖谷山村	字落合	55.00
2	深淵	〃	〃	字深淵	32.00

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
3	落合	三好市	東祖谷山村	字深淵	19.00
4	滝下	〃	〃	字滝下	136.10
5	西山1	〃	〃	字西山	50.00
6	西山2	〃	〃	字西山	127.00
7	西山3	〃	〃	字西山	67.00
8	落合1	〃	〃	字落合1	21.70
9	落合2	〃	〃	字落合	54.70
10	落合3	〃	〃	字落合	58.80
11	落合4	〃	〃	字落合	24.20
12	落合5	〃	〃	字落合	17.30
13	奥ノ井1	〃	〃	字奥ノ井	64.00
14	奥ノ井2	〃	〃	字奥ノ井	32.47
15	下瀬	〃	〃	字下瀬	33.00
16	釜ヶ谷1	〃	〃	字釜ヶ谷	73.30
17	釜ヶ谷2	〃	〃	字釜ヶ谷	38.83
18	和田1	〃	〃	字和田	40.00
19	和田2	〃	〃	字和田	60.00
20	佐野1	〃	〃	字佐野	55.40
21	佐野2	〃	〃	字佐野	61.11
22	黒江	〃	〃	字黒江	40.00
23	梅ノ峯	〃	〃	字梅峯	74.28
24	元井	〃	〃	字元井	131.67
25	釣井1	〃	〃	字釣井	22.80
26	釣井2	〃	〃	字釣井	17.00
27	釣井3	〃	〃	字釣井	25.95
28	麦生土	〃	〃		70.00
29	新居屋	〃	〃		83.00
30	阿佐下	〃	〃	字阿佐下	58.00
31	阿佐上	〃	〃	字阿佐上	3.00
32	小川上	〃	〃	字小川	58.00
33	檜尾	〃	〃	字檜尾	89.00
34	檜尾(水のなる)	〃	〃	字檜尾	13.00
35	京柱1	〃	〃	字檜尾	8.00
36	京柱2	〃	〃	字檜尾	16.00
37	大荒谷	〃	〃	字大荒谷	5.00
38	切谷	〃	〃	字切谷	12.00
39	平谷	〃	〃	字平谷	194.00
40	菅生(大ざれ)	〃	〃	字大ざれ	10.00
	小計 40箇所				2,051.61
1	善徳上1	三好市	西祖谷山村	字善徳東	80.00
2	善徳上2	〃	〃	字善徳上	66.20
3	徳善	〃	〃	字徳善	17.35
4	戸ノ谷1	〃	〃	字戸ノ谷	47.11
5	戸ノ谷2	〃	〃	字尾井ノ内	17.02
6	戸ノ谷3	〃	〃	字重末	35.42
7	後山1	〃	〃	字後山	11.70
8	後山2	〃	〃	字後山	18.80
9	上吾橋	〃	〃	字吾橋	32.90
10	吾橋1	〃	〃	字吾橋	24.70
11	吾橋2	〃	〃	字南山上吾橋	18.50
12	谷間	〃	〃	字谷間	51.40
13	谷間下1	〃	〃	字有瀬	40.75
14	谷間下2	〃	〃	字有瀬	29.40
15	谷間下3	〃	〃	字有瀬	19.60
16	谷間下4	〃	〃	字有瀬	43.60
17	谷間下5	〃	〃	字有瀬	18.00
18	谷間下6	〃	〃	字谷間	21.52
19	瀬戸内1	〃	〃	字小祖谷	50.35
20	瀬戸内2	〃	〃	字小祖谷	66.03
21	下名下1	〃	〃	字下名	31.60



番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
22	下名下2	三好市	西祖谷山村	字下名	29.40
23	戸ノ谷4	〃	〃	字尾井ノ内	83.30
	小計 23 箇所				854.65
	事務所計 136 箇所				5,799.43
	合計 307 箇所				13,441.29

## 4-3 急傾斜地崩壊危険区域一覽表

H 2 6 . 1 . 3 1 現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
2	二軒屋	徳島市		S46.08.27	642	1.89	2.24	
2	二軒屋(追加)	徳島市		S57.04.20	317	0.23	0.32	
3	津田	徳島市		S46.08.27	643	1.60	2.56	
10	中津浦	徳島市		S46.09.10	693	2.28	3.02	
28	東山手	徳島市		S47.02.08	132	1.08	1.41	
38	明善	徳島市		S47.07.07	494	1.18	1.40	
59	佐古	徳島市		S48.03.13	165	2.06	2.38	
95	津田東	徳島市		S49.03.26	172	1.28	1.53	
97	西大工町	徳島市		S49.03.26	172	0.94	1.23	
98	勢見	徳島市		S49.03.26	172	1.36	2.15	
152	北地	徳島市		S52.03.04	151	0.44	0.50	
153	南佐古一番町	徳島市		S52.03.04	151	1.55	1.80	
221	伊賀町	徳島市		S56.02.24	149	2.06	2.74	
236	南佐古三番町	徳島市		S58.10.11	764	0.80	0.99	
238	山の下	徳島市		S59.03.09	158	0.91	1.06	
287	長柱	徳島市		S63.11.08	755	2.52	2.69	
288	谷口	徳島市		S63.11.08	755	2.04	2.29	
297	大野西	徳島市		H01.03.14	218	0.23	0.26	
297	大野西(廃止)	徳島市		H20.06.25	390	-0.23	-0.26	H1.3.14の廃止
444	大野西	徳島市		H20.06.25	389	0.08	0.10	H1.3.14の廃止後再指定
312	南丁	徳島市		H03.01.14	19	2.46	2.57	
323	東沖野	徳島市		H04.03.31	235	1.82	2.07	
324	城南	徳島市		H04.03.31	235	0.82	0.93	
330	新貝	徳島市		H05.01.19	28	3.00	3.54	
96	西丁(訂正)	徳島市		H09.03.25	186	1.41	1.49	
94	天神山	小松島市		S49.03.26	172	1.19	1.44	
123	元根井	小松島市		S50.04.11	249	1.56	1.88	
133	日ノ峰	小松島市		S51.05.25	415	0.57	0.70	
148	元根井東	小松島市		S52.03.04	151	0.83	0.99	
232	根井	小松島市		S58.03.25	264	0.19	0.22	
251	日ノ峰西	小松島市		S60.02.01	88	0.46	0.58	
332	元根井東(2)	小松島市		H05.01.19	28	0.79	0.85	
356	高田	小松島市		H08.06.25	395	1.80	1.95	
447	中筋	小松島市		H21.12.03	719	0.19	0.21	
89	今山(1)	勝浦町		S49.03.26	172	1.77	2.21	
90	今山(2)	勝浦町		S49.03.26	172	1.70	1.92	
91	檜淵	勝浦町		S49.03.26	172	1.32	1.92	
91	檜淵(廃止)	勝浦町		H23.03.24	166	-1.32	-1.92	S49.3.26の廃止
451	檜淵	勝浦町		H23.03.24	165	1.40	2.09	S49.3.26の廃止後再指定
92	三溪	勝浦町		S49.03.26	172	2.94	3.02	
92	三溪(廃止)	勝浦町		H13.03.27	1238	-2.94	-3.02	S49.3.26の廃止
92	三溪	勝浦町		H13.03.27	1238	2.07	2.40	S49.3.26の廃止後再指定
93	坂本	勝浦町		S49.03.26	172	1.80	2.28	
93	坂本(追加)	勝浦町		H04.03.31	235	0.77	0.95	
150	与川内	勝浦町		S52.03.04	151	1.10	1.25	
150	与川内(追加)	勝浦町		H11.02.05	71	0.18	0.20	
215	市の江	勝浦町		S56.02.13	119	0.78	0.97	
215	市の江(追加)	勝浦町		H05.09.17	731	2.06	2.46	
289	坂本(2)	勝浦町		S63.11.08	755	1.33	1.70	
290	西山	勝浦町		S63.11.08	755	1.86	2.24	
291	中角	勝浦町		S63.11.08	755	8.37	11.07	
291	中角(追加)	勝浦町		H08.06.25	395	2.11	2.49	
306	山下	勝浦町		H02.02.06	98	3.18	3.35	
306	山下(追加)	勝浦町		H07.03.27	232	1.51	1.84	
331	西谷	勝浦町		H05.01.19	28	1.74	2.05	
23	下野	上勝町		S47.02.01	101	2.90	3.50	
24	上勝落合	上勝町		S47.02.01	101	4.80	5.90	
149	福川	上勝町		S52.03.04	151	2.08	2.56	
350	藤川	上勝町		H07.03.27	232	1.47	1.65	
372	傍示	上勝町		H11.02.05	71	1.54	2.02	
388	高畑	上勝町		H13.09.21	682	1.38	1.64	
151	高樋	佐那河内村		S52.03.04	151	2.07	2.75	

H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
21	広野	神山町		S47.02.01	101	4.80	5.70	
22	川又	神山町		S47.02.01	101	7.30	8.80	
88	今井	神山町		S49.03.26	172	2.05	2.84	
264	五反地北(1)	神山町		S60.10.04	796	1.20	1.40	
283	五反地北(2)	神山町		S62.08.21	678	2.20	2.50	
342	河口	神山町		H05.09.17	731	2.85	3.17	
349	長瀬	神山町		H07.03.27	232	4.03	4.26	
387	橘谷	神山町		H13.09.21	682	1.18	1.38	
414	馬地	神山町		H15.11.21	1065	1.28	1.45	
417	地野々	神山町		H17.03.29	239	1.86	2.04	
448	阿川小	神山町		H22.03.19	138	0.89	0.98	
小計	東部県土整備局<徳島>					121.00	145.84	
4	妙見山	鳴門市		S46.08.27	644	3.36	4.21	
11	棒杭山	鳴門市		S46.09.10	694	8.40	9.35	
12	瀬戸北泊	鳴門市		S46.11.26	893	2.10	2.76	
43	堂の浦	鳴門市		S47.10.03	709	3.31	4.28	
56	黒崎	鳴門市		S48.03.09	155	1.35	1.58	
80	一本松	鳴門市		S49.03.26	172	1.30	1.36	
81	地廻り	鳴門市		S49.03.26	172	1.60	1.78	
82	丸山	鳴門市		S49.03.26	172	1.13	1.26	
83	中島	鳴門市		S49.03.26	172	2.56	2.84	
84	山路	鳴門市		S49.03.26	172	2.81	3.19	
85	辻岩	鳴門市		S49.03.26	172	1.45	1.65	
86	土佐泊(1)	鳴門市		S49.03.26	172	2.46	2.98	
87	土佐泊(2)	鳴門市		S49.03.26	172	1.55	1.76	
122	木津	鳴門市		S50.04.11	249	2.87	3.80	
122	木津(追加)	鳴門市		S63.11.08	755	2.20	2.49	
183	立岩	鳴門市		S53.03.17	222	2.27	2.77	
184	江尻山	鳴門市		S53.03.17	222	2.03	2.32	
185	桜井(1)	鳴門市		S53.03.17	222	2.25	2.67	
186	桜井(2)	鳴門市		S53.03.17	222	0.90	1.10	
187	宿毛谷西	鳴門市		S53.03.17	222	1.60	1.84	
188	屋敷	鳴門市		S53.03.17	222	2.18	2.74	
190	三ツ石	鳴門市		S53.11.10	1000	1.61	1.71	
190	三ツ石(追加)	鳴門市		H05.09.17	731	0.45	0.50	
191	木津(2)	鳴門市		S53.11.10	1000	2.68	3.19	
198	土佐泊	鳴門市		S55.04.30	349	1.33	1.53	
199	島向	鳴門市		S55.04.30	349	2.24	2.70	
200	丸山(2)	鳴門市		S55.04.30	349	0.59	0.68	
201	地廻り(1)	鳴門市		S55.04.30	349	0.58	0.64	
231	土佐泊(3)	鳴門市		S58.03.25	264	2.15	2.63	
248	クロハエ	鳴門市		S59.08.24	550	0.22	0.25	
249	中島(2)	鳴門市		S59.08.24	550	1.53	1.64	
252	櫛木	鳴門市		S60.10.04	796	2.35	2.79	
253	丸山(3)	鳴門市		S60.10.04	796	1.16	1.37	
254	楠谷	鳴門市		S60.10.04	796	0.67	0.81	
255	中の組	鳴門市		S60.10.04	796	0.40	0.48	
273	大岸西	鳴門市		S61.09.26	683	0.54	0.67	
282	南大手	鳴門市		S62.08.21	678	1.34	1.52	
292	明神	鳴門市		S63.11.08	755	0.69	0.80	
298	地廻り(2)	鳴門市		H01.03.14	218	0.81	0.84	
299	磯崎	鳴門市		H01.11.28	894	2.18	2.31	
307	粟田	鳴門市		H02.02.06	98	1.41	1.65	
316	東地	鳴門市		H03.01.14	19	0.73	0.86	
322	明神(2)	鳴門市		H04.03.31	235	0.93	1.06	
343	日出	鳴門市		H05.09.17	731	1.02	1.27	
423	見白	鳴門市		H17.08.16	722	1.00	1.20	
424	奥宮	板野町		H17.08.16	722	0.65	0.70	
小計	東部県土整備局<鳴門>					78.94	92.53	
37	城山	吉野川市	川島町	S47.03.14	211	0.64	0.72	
120	岡山	吉野川市	川島町	S50.04.11	249	0.43	0.53	
120	岡山(追加)	吉野川市	川島町	S55.04.30	349	1.35	1.48	
176	春日原	吉野川市	川島町	S53.03.17	222	0.65	0.74	
177	北町	吉野川市	川島町	S53.03.17	222	0.46	0.55	
213	西谷	吉野川市	川島町	S56.02.13	119	0.14	0.14	

H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
214	山の神	吉野川市	川島町	S56.02.13	119	0.84	0.94	
173	鼓山	吉野川市	山川町	S53.03.17	222	1.22	1.42	
174	川東	吉野川市	山川町	S53.03.17	222	1.10	1.32	
175	祇園	吉野川市	山川町	S53.03.17	222	1.26	1.50	
121	平	吉野川市	美郷村	S50.04.11	249	0.58	0.63	
178	宗田	吉野川市	美郷村	S53.03.17	222	1.00	1.20	
179	張	吉野川市	美郷村	S53.03.17	222	0.54	0.66	
180	宮倉	吉野川市	美郷村	S53.03.17	222	0.39	0.50	
181	川俣	吉野川市	美郷村	S53.03.17	222	0.39	0.47	
380	毛無	吉野川市	美郷村	H12.03.31	253	1.42	1.58	
380	毛無(追加)	吉野川市	美郷村	H14.10.15	867	0.58	0.65	
419	宗田(2)	吉野川市	美郷村	H17.03.29	239	0.88	1.09	
44	大北	阿波市	市場町	S47.11.04	785	1.10	1.41	
379	立割	阿波市	阿波町	H12.03.31	253	0.73	0.81	
182	山崎	上板町		S53.03.17	222	2.52	3.23	
小計	東部県土整備局<吉野川>					18.22	21.57	
13	東椿泊	阿南市		S46.12.10	926	14.84	16.90	
14	桑野大地	阿南市		S46.12.10	926	6.60	7.41	
60	伊島	阿南市		S48.03.13	165	1.02	1.31	
99	十八女	阿南市		S49.03.26	172	0.54	0.57	
100	加茂(1)	阿南市		S49.03.26	172	2.60	3.01	
101	加茂(2)	阿南市		S49.03.26	172	2.40	3.00	
102	大潟	阿南市		S49.03.26	172	0.66	0.79	
102	大潟(追加)	阿南市		H10.02.24	150	0.91	1.02	
102	大潟(追加)	阿南市		H11.02.05	71	0.22	0.24	
103	大浜	阿南市		S49.03.26	172	1.39	1.61	
104	西浦	阿南市		S49.03.26	172	0.65	0.92	
104	西浦	阿南市		H17.08.16	723	-0.65	-0.92	S49.3.26の廃止
429	西浦	阿南市		H17.08.16	722	1.50	1.77	S49.3.26の廃止後再指定
105	小吹川原	阿南市		S49.03.26	172	14.38	18.80	
124	内歩	阿南市		S50.04.11	249	12.38	14.98	
124	内歩(追加)	阿南市		S55.04.30	349	0.61	0.78	
57	汐谷	阿南市		S51.10.08	791	5.82	6.61	
192	桑野大地(2)	阿南市		S53.11.10	1000	1.82	2.03	
58	高田	阿南市		S56.02.13	119	2.51	2.94	
58	高田(追加)	阿南市		S58.10.11	764	0.32	0.40	
222	中連	阿南市		S56.02.24	149	2.68	3.25	
233	大潟(2)	阿南市		S58.03.25	264	1.05	1.18	
233	大潟(2)(追加)	阿南市		H01.11.28	894	1.61	1.83	
233	大潟(2)(追加)	阿南市		H03.01.14	19	3.20	3.58	
245	山下	阿南市		S59.08.24	550	0.55	0.80	
245	山下(追加)	阿南市		H11.07.06	466	3.48	5.01	
246	湊(1)	阿南市		S59.08.24	550	1.38	1.71	
246	湊(1)(追加)	阿南市		H03.01.14	19	0.18	0.23	
247	湊(2)	阿南市		S59.08.24	550	1.28	1.61	
247	湊(2)(追加)	阿南市		H04.03.31	235	0.18	0.21	
256	西の前	阿南市		S60.10.04	796	0.79	1.01	
274	蒲生田	阿南市		S62.01.23	50	0.43	0.53	
293	森国	阿南市		S63.11.08	755	1.95	2.35	
294	秋山	阿南市		S63.11.08	755	1.79	2.20	
294	秋山(追加)	阿南市		H03.01.14	19	1.92	2.17	
300	楠木	阿南市		H01.11.28	894	2.16	2.65	
300	楠木(追加)	阿南市		H05.09.17	731	0.96	1.02	
301	実用	阿南市		H01.11.28	894	1.79	2.17	
308	大潟(3)	阿南市		H02.02.06	98	1.78	2.01	
325	前田	阿南市		H04.03.31	235	2.45	2.88	
325	前田(追加)	阿南市		H09.03.11	143	1.78	1.93	
333	北山	阿南市		H05.01.19	28	2.30	2.63	
357	元信	阿南市		H08.06.25	395	1.73	1.97	
367	蛭地	阿南市		H10.02.24	150	5.12	5.78	
368	岡元	阿南市		H10.02.24	150	1.66	1.93	
382	中野	阿南市		H13.03.27	1238	2.86	3.49	
383	大西	阿南市		H13.03.27	1238	4.24	5.01	
384	宮ノ森	阿南市		H13.03.27	1238	0.60	0.76	
399	生谷	阿南市		H14.10.15	867	1.98	2.19	

H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備 考
		現市町村名	旧市町村名					
400	新開	阿南市		H14.10.15	867	1.59	1.78	
410	北浦	阿南市		H15.02.10	105	2.07	2.36	
418	大屋	阿南市		H17.03.29	239	0.97	1.08	
442	大谷	阿南市		H20.06.25	389	1.60	1.76	
313	小谷口	阿南市	羽ノ浦町	H03.01.14	19	7.50	8.73	
小計	南部総合県民局<阿南>					138.13	163.97	
110	北地	那賀町	鷺敷町	S49.03.26	172	1.08	1.20	
244	下司名	那賀町	鷺敷町	S59.08.24	550	0.97	1.36	
271	日ノ浦	那賀町	鷺敷町	S61.09.26	683	1.74	1.78	
335	福永	那賀町	鷺敷町	H05.01.19	28	1.70	1.95	
409	助友	那賀町	鷺敷町	H15.02.10	105	1.59	1.80	
433	とふめん	那賀町	鷺敷町	H18.02.28	197	1.13	1.35	
109	日野谷	那賀町	相生町	S49.03.26	172	2.10	2.34	
202	平野	那賀町	相生町	S55.04.30	349	0.62	0.70	
224	鮎川	那賀町	相生町	S56.11.04	920	0.77	0.92	
234	大国(1)	那賀町	相生町	S58.03.25	264	1.19	1.41	
235	大国(2)	那賀町	相生町	S58.03.25	264	0.83	0.94	
272	西納	那賀町	相生町	S61.09.26	683	0.67	0.72	
295	相生馬路	那賀町	相生町	S63.11.08	755	2.10	2.19	
314	東原	那賀町	相生町	H03.01.14	19	2.10	2.25	
334	庵前	那賀町	相生町	H05.01.19	28	2.80	3.12	
369	下原	那賀町	相生町	H10.02.24	150	2.80	3.46	
391	下傍示	那賀町	相生町	H14.02.19	127	0.98	1.17	
404	中原	那賀町	相生町	H15.02.10	105	0.37	0.43	
415	南尻	那賀町	相生町	H15.11.21	1065	0.65	0.74	
425	原首	那賀町	相生町	H17.08.16	722	1.62	1.89	
52	桜谷	那賀町	上那賀町	S48.03.09	155	3.82	4.52	
52	桜谷(追加)	那賀町	上那賀町	S60.10.04	796	0.22	0.25	
53	平谷	那賀町	上那賀町	S48.03.09	155	4.87	5.34	
106	小浜	那賀町	上那賀町	S49.03.26	172	5.05	5.53	
107	桜谷上	那賀町	上那賀町	S49.03.26	172	2.17	2.24	
108	音谷	那賀町	上那賀町	S49.03.26	172	1.09	1.16	
304	日浦	那賀町	上那賀町	H01.11.28	894	2.64	2.93	
326	鍛冶屋	那賀町	上那賀町	H04.03.31	235	2.25	2.49	
363	ヲフウチ	那賀町	上那賀町	H09.03.11	143	1.56	1.62	
406	北傍示	那賀町	上那賀町	H15.02.10	105	0.61	0.69	
407	釜床	那賀町	上那賀町	H15.02.10	105	0.49	0.60	
408	ヲフウチ(2)	那賀町	上那賀町	H15.02.10	105	2.51	2.86	
426	大戸	那賀町	上那賀町	H17.08.16	722	1.06	1.32	
50	坂州(1)	那賀町	木沢村	S48.03.09	155	1.46	1.69	
51	坂州(2)	那賀町	木沢村	S48.03.09	155	4.30	4.58	
134	名古ノ瀬	那賀町	木沢村	S51.05.25	415	3.17	3.40	
377	前田	那賀町	木沢村	H11.12.17	829	1.11	1.35	
378	東畑	那賀町	木沢村	H11.12.17	829	0.73	0.79	
389	広瀬	那賀町	木沢村	H13.09.21	682	2.28	2.58	
405	上田	那賀町	木沢村	H15.02.10	105	1.86	2.02	
239	助	那賀町	木頭村	S59.03.09	158	1.56	1.75	
296	菖蒲野	那賀町	木頭村	S63.11.08	755	1.31	1.47	
302	棚ノ岡	那賀町	木頭村	H01.11.28	894	1.63	1.98	
303	出原	那賀町	木頭村	H01.11.28	894	1.67	1.83	
344	下モ平	那賀町	木頭村	H05.09.17	731	2.06	2.45	
345	下モ番	那賀町	木頭村	H05.09.17	731	2.46	2.86	
370	木頭日浦	那賀町	木頭村	H10.02.24	150	4.89	5.66	
373	坂本	那賀町	木頭村	H11.02.05	71	0.69	0.77	
386	大地平	那賀町	木頭村	H13.09.21	682	1.93	2.13	
412	出原下	那賀町	木頭村	H15.03.20	245	0.80	0.94	

H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備 考
		現市町村名	旧市町村名					
427	大城	那賀町	木頭村	H17.08.16	722	1.31	1.44	
小計	南部総合県民局<那賀>					91.37	102.96	
5	大谷	牟岐町		S46.08.27	645	3.07	4.27	
20	牟岐東	牟岐町		S47.01.18	60	1.78	2.42	
40	宮田	牟岐町		S47.08.29	621	1.03	1.26	
40	宮田(追加)	牟岐町		H19.02.06	91	0.36	0.41	
41	出羽島北	牟岐町		S47.08.29	621	0.75	0.94	
42	天神前	牟岐町		S47.08.29	621	0.71	1.06	
48	杉谷	牟岐町		S48.03.09	155	1.88	2.09	
49	牟岐大谷	牟岐町		S48.03.09	155	1.02	1.19	
113	清開	牟岐町		S49.03.26	172	1.20	1.30	
8	東由岐	美波町	由岐町	S46.09.10	691	1.17	1.38	
29	木岐東	美波町	由岐町	S47.02.29	172	0.61	0.76	
30	木岐南	美波町	由岐町	S47.02.29	172	0.73	0.80	
31	中由岐	美波町	由岐町	S47.02.29	172	1.60	2.32	
31	中由岐	美波町	由岐町	H21.05.12	291	-1.60	-2.32	S47.2.29の廃止
446	中由岐	美波町	由岐町	H21.05.12	290	3.42	4.47	S47.2.29の廃止後再指定
32	由岐西	美波町	由岐町	S47.02.29	172	1.97	2.25	
125	片山東	美波町	由岐町	S50.04.11	249	4.37	4.78	
126	奥地(西)	美波町	由岐町	S50.04.11	249	1.53	1.63	
127	本村	美波町	由岐町	S50.04.11	249	0.69	0.75	
128	寺谷	美波町	由岐町	S50.04.11	249	0.67	0.77	
129	天王(西)	美波町	由岐町	S50.04.11	249	1.18	1.29	
129	天王(西)(追加)	美波町	由岐町	S63.03.29	252	0.10	0.11	
130	轟(東)	美波町	由岐町	S50.04.11	249	1.66	1.76	
131	後山	美波町	由岐町	S50.04.11	249	0.54	0.57	
147	白浜	美波町	由岐町	S52.03.04	151	0.57	0.68	
203	東由岐(2)	美波町	由岐町	S55.04.30	349	0.77	0.86	
216	東由岐(1)	美波町	由岐町	S56.02.13	119	2.35	3.19	
450	伊座利	美波町	由岐町	H23.02.03	59	0.12	0.59	
7	薬王寺	美波町	日和佐町	S46.09.10	690	5.31	6.82	
39	西町	美波町	日和佐町	S47.08.29	620	0.71	1.04	
111	永田	美波町	日和佐町	S49.03.26	172	1.68	1.86	
112	田々川	美波町	日和佐町	S49.03.26	172	5.04	5.21	
114	日和佐浦(1)	美波町	日和佐町	S49.08.30	585	2.75	3.19	
145	井ノ上	美波町	日和佐町	S52.03.04	151	0.95	1.08	
146	丹前	美波町	日和佐町	S52.03.04	151	3.15	3.40	
204	寺前(1)	美波町	日和佐町	S55.04.30	349	3.24	3.55	
205	寺前(2)	美波町	日和佐町	S55.04.30	349	1.18	1.29	
206	登り	美波町	日和佐町	S55.04.30	349	0.68	1.02	
207	城山	美波町	日和佐町	S55.04.30	349	2.38	2.75	
217	奥河内	美波町	日和佐町	S56.02.13	119	3.15	3.71	
223	田々川(2)	美波町	日和佐町	S56.11.04	920	1.85	2.48	
305	田井	美波町	日和佐町	H01.11.28	894	0.98	1.16	
336	恵比須浜	美波町	日和佐町	H05.01.19	28	1.80	1.90	
351	流矢	美波町	日和佐町	H07.03.27	232	0.70	0.82	
364	野田	美波町	日和佐町	H09.03.11	143	1.68	1.91	
46	三浦	海陽町	海南町	S48.03.09	155	4.16	5.93	
46	三浦(追加)	海陽町	海南町	S62.01.23	50	0.23	0.27	
142	多良	海陽町	海南町	S52.03.04	151	2.28	2.56	
143	四方原	海陽町	海南町	S52.03.04	151	1.68	1.92	
144	相川	海陽町	海南町	S52.03.04	151	2.13	2.41	
189	多良(2)	海陽町	海南町	S53.05.26	450	1.95	2.33	
193	若松	海陽町	海南町	S53.11.10	1000	1.00	1.51	
218	相川中野	海陽町	海南町	S56.02.13	119	0.45	0.57	
261	神野	海陽町	海南町	S60.10.04	796	0.73	0.92	
275	築ノ本	海陽町	海南町	S62.01.23	50	0.40	0.48	
309	大比	海陽町	海南町	H02.02.06	98	2.00	2.40	
328	神野前	海陽町	海南町	H04.03.31	235	2.78	3.13	
352	皆ノ瀬	海陽町	海南町	H07.03.27	232	1.31	1.50	
353	中野(2)	海陽町	海南町	H07.03.27	232	2.22	2.80	
371	小川	海陽町	海南町	H10.02.24	150	2.73	2.99	
428	柱野	海陽町	海南町	H17.08.16	722	1.12	1.25	
9	鞆浦	海陽町	海部町	S46.09.10	692	2.01	2.37	

H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備 考
		現市町村名	旧市町村名					
15	鞆浦東	海陽町	海部町	S46.12.17	953	2.19	2.40	
25	脇ノ宮	海陽町	海部町	S47.02.04	116	0.96	1.32	
26	町内	海陽町	海部町	S47.02.04	116	0.81	1.30	
132	松木谷	海陽町	海部町	S50.04.11	249	0.45	0.49	
139	大井	海陽町	海部町	S52.03.04	151	1.10	1.25	
140	櫛川	海陽町	海部町	S52.03.04	151	2.86	3.36	
141	富田	海陽町	海部町	S52.03.04	151	1.12	1.29	
284	南町	海陽町	海部町	S62.08.21	678	1.10	1.22	
285	山下	海陽町	海部町	S63.11.08	755	0.60	0.75	
365	富田(2)	海陽町	海部町	H09.03.11	143	1.30	1.60	
385	鹿ヶ谷	海陽町	海部町	H13.03.27	1238	0.49	0.57	
401	櫛川(2)	海陽町	海部町	H14.10.15	867	0.80	0.92	
434	兼ヶ渕	海陽町	海部町	H18.02.28	197	3.65	4.28	
435	中屋敷	海陽町	海部町	H18.02.28	197	2.63	3.11	
454	堤ノ外	海陽町	海部町	H23.12.20	851	0.79	0.89	
16	竹ヶ島	海陽町	穴喰町	S46.12.17	953	1.51	1.82	
16	竹ヶ島(追加)	海陽町	穴喰町	H08.06.25	395	0.32	0.36	
16	竹ヶ島(追加)	海陽町	穴喰町	H20.03.04	116	0.16	0.18	
135	大野	海陽町	穴喰町	S52.03.04	151	0.75	0.88	
136	正梶	海陽町	穴喰町	S52.03.04	151	0.53	0.64	
137	八山	海陽町	穴喰町	S52.03.04	151	1.45	1.73	
138	馳馬	海陽町	穴喰町	S52.03.04	151	0.45	0.50	
208	那佐	海陽町	穴喰町	S55.04.30	349	2.00	2.64	
209	船津	海陽町	穴喰町	S55.04.30	349	0.98	1.22	
210	久尾	海陽町	穴喰町	S55.04.30	349	2.33	2.50	
210	久尾(追加)	海陽町	穴喰町	H10.02.24	150	2.37	2.54	
260	馳馬西	海陽町	穴喰町	S60.10.04	796	1.13	1.33	
327	八山(2)	海陽町	穴喰町	H04.03.31	235	0.80	1.20	
337	日比原(1)	海陽町	穴喰町	H05.01.19	28	1.31	1.52	
338	日比原(2)	海陽町	穴喰町	H05.01.19	28	0.48	0.55	
376	角坂	海陽町	穴喰町	H11.12.17	829	0.95	1.02	
457	久保	海陽町	穴喰町	H26.02.04	84	1.15	1.43	
小計	南部総合県民局<美波>					140.18	166.92	
6	落合	美馬市	脇町	S46.08.27	646	2.20	2.58	
6	落合(追加)	美馬市	脇町	H05.01.19	28	0.22	0.25	
19	猪尻	美馬市	脇町	S46.12.21	964	7.60	8.30	
170	南馬木	美馬市	脇町	S53.03.17	222	1.50	1.74	
171	佐尾原	美馬市	脇町	S53.03.17	222	2.34	2.80	
172	大木のハナ	美馬市	脇町	S53.03.17	222	0.45	0.52	
76	西赤谷	美馬市	脇町	S55.04.30	349	4.00	5.87	
438	滝下	美馬市	脇町	H19.02.06	91	0.99	1.41	
77	八幡	美馬市	美馬町	S49.03.26	172	0.69	0.77	
78	谷口	美馬市	美馬町	S49.03.26	172	2.35	2.97	
79	土ヶ久保	美馬市	美馬町	S49.03.26	172	1.48	1.72	
118	石仏	美馬市	美馬町	S50.04.11	249	0.64	0.73	
169	東宗重	美馬市	美馬町	S53.03.17	222	0.29	0.36	
226	竹の内	美馬市	美馬町	S57.04.20	317	3.50	3.88	
270	突出	美馬市	美馬町	S61.09.26	683	1.54	1.77	
340	滝ノ宮	美馬市	美馬町	H05.09.17	731	1.28	1.45	
348	露口	美馬市	美馬町	H07.03.27	232	1.66	1.96	
17	穴吹	美馬市	穴吹町	S46.12.21	964	21.70	22.82	
18	土場	美馬市	穴吹町	S46.12.21	964	1.00	1.05	
33	古宮	美馬市	穴吹町	S47.03.28	244	0.45	0.63	
34	小谷	美馬市	穴吹町	S47.03.28	244	4.72	6.08	
165	知野	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	1.48	1.71	
165	知野(追加)	美馬市	穴吹町	H13.03.27	1238	1.73	2.14	
166	市の下	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	1.33	1.52	
167	不定	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	2.03	2.28	
168	初草	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	0.46	0.53	
258	三谷	美馬市	穴吹町	S60.10.04	796	3.09	3.61	
411	三谷(2)	美馬市	穴吹町	H15.03.20	245	2.18	2.65	
420	三谷(3)	美馬市	穴吹町	H17.03.29	239	0.62	0.68	
432	三谷(4)	美馬市	穴吹町	H18.02.28	197	1.65	1.83	
61	久保	美馬市	木屋平村	S48.03.13	165	2.80	3.43	
75	三ツ木	美馬市	木屋平村	S49.03.26	172	0.65	0.95	

H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備 考
		現市町村名	旧市町村名					
72	天皇	つるぎ町	半田町	S49.03.26	172	4.07	4.83	
119	小野	つるぎ町	半田町	S50.04.11	249	0.45	0.46	
161	木の内	つるぎ町	半田町	S53.03.17	222	4.87	5.91	
161	木の内(改正)	つるぎ町	半田町	H11.03.09	151			H11.3.9の標柱地番修正
161	木の内(追加)	つるぎ町	半田町	H11.03.09	152	1.94	2.15	
250	中藪	つるぎ町	半田町	S60.02.01	88	0.47	0.61	
257	川又	つるぎ町	半田町	S60.10.04	796	0.65	0.82	
315	下喜来	つるぎ町	半田町	H03.01.14	19	1.26	1.57	
321	西崎	つるぎ町	半田町	H04.03.31	235	1.30	1.48	
321	西崎(追加)	つるぎ町	半田町	H10.02.24	150	0.47	0.54	
341	下喜来(2)	つるぎ町	半田町	H05.09.17	731	1.97	2.12	
398	紙屋	つるぎ町	半田町	H14.10.15	867	0.59	0.73	
416	田井	つるぎ町	半田町	H16.02.06	70	3.80	4.18	
416	田井(追加)	つるぎ町	半田町	H20.06.25	389	2.52	2.94	
445	中藪(2)	つるぎ町	半田町	H20.12.26	761	5.00	5.44	
455	紙屋(2)	つるぎ町	半田町	H24.09.27	711	8.14	9.85	
27	貞光駅前	つるぎ町	貞光町	S47.02.01	100	4.90	5.40	
73	長瀬(1)	つるぎ町	貞光町	S49.03.26	172	5.96	6.70	
74	長瀬(2)	つるぎ町	貞光町	S49.03.26	172	2.70	3.20	
74	長瀬(2)(追加)	つるぎ町	貞光町	S59.08.24	550	1.71	1.97	
162	丸井	つるぎ町	貞光町	S53.03.17	222	1.46	1.78	
163	捨子	つるぎ町	貞光町	S53.03.17	222	1.86	2.32	
164	別所	つるぎ町	貞光町	S53.03.17	222	1.80	2.13	
402	宮平	つるぎ町	貞光町	H15.02.10	105	1.06	1.13	
439	前田	つるぎ町	貞光町	H19.03.30	286	2.58	2.71	
35	古見	つるぎ町	一字村	S47.03.28	244	5.25	6.05	
36	一字切越	つるぎ町	一字村	S47.03.28	244	1.23	1.43	
158	一字川又(1)	つるぎ町	一字村	S53.03.17	222	0.90	1.11	
159	一字川又(2)	つるぎ町	一字村	S53.03.17	222	0.96	1.13	
160	明谷	つるぎ町	一字村	S53.03.17	222	0.91	1.14	
220	切越(2)	つるぎ町	一字村	S56.02.24	149	1.87	2.39	
230	河内	つるぎ町	一字村	S58.03.25	264	2.51	2.76	
259	河内(2)	つるぎ町	一字村	S60.10.04	796	0.58	0.70	
小計	西部総合県民局<美馬>					154.36	178.67	
269	花園	三好市	三野町	S61.09.26	683	2.51	2.82	
362	芝生	三好市	三野町	H09.03.11	143	1.00	1.10	
362	芝生(追加)	三好市	三野町	H11.02.05	71	0.24	0.31	
381	太刀野	三好市	三野町	H13.03.27	1238	0.76	0.84	
436	花園窪	三好市	三野町	H18.06.06	623	1.25	1.55	
441	勢力	三好市	三野町	H20.03.04	116	1.36	1.62	
1	マチ	三好市	池田町	S45.05.19	295	3.73	4.17	
1	マチ(追加)	三好市	池田町	H02.03.27	229	0.57	0.66	
54	白地(1)	三好市	池田町	S48.03.09	155	1.04	1.18	
55	白地(2)	三好市	池田町	S48.03.09	155	2.24	2.58	
55	白地(2)(追加)	三好市	池田町	H04.03.31	235	0.70	0.79	
65	大利(1)	三好市	池田町	S49.03.26	172	0.98	1.16	
66	大利(2)	三好市	池田町	S49.03.26	172	0.92	1.48	
67	出合	三好市	池田町	S49.03.26	172	1.07	1.53	
67	出合(追加)	三好市	池田町	S63.11.08	755	1.27	1.45	
68	西山浜	三好市	池田町	S49.03.26	172	1.15	1.37	
156	井関	三好市	池田町	S53.03.17	222	0.72	0.83	
194	馬路	三好市	池田町	S55.04.30	349	4.28	5.21	
195	大利(3)	三好市	池田町	S55.04.30	349	1.10	1.34	
196	西部	三好市	池田町	S55.04.30	349	0.90	1.02	
197	西州津	三好市	池田町	S56.02.13	119	4.30	5.34	
211	中西(1)	三好市	池田町	S56.02.13	119	0.93	1.07	
212	中西(2)	三好市	池田町	S56.02.13	119	2.56	2.80	
225	シンマチ	三好市	池田町	S57.04.20	317	0.88	1.13	
228	白地(3)	三好市	池田町	S58.03.25	264	1.33	1.56	
240	大利(4)	三好市	池田町	S59.03.09	158	0.78	0.94	
242	三縄	三好市	池田町	S59.08.24	550	0.80	1.03	
267	込	三好市	池田町	S61.09.26	683	1.70	1.95	
279	馬路(2)	三好市	池田町	S62.08.21	678	3.11	3.56	
280	シマ	三好市	池田町	S62.08.21	678	0.25	0.30	
286	三縄(2)	三好市	池田町	S63.11.08	755	1.57	1.76	



H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備 考
		現市町村名	旧市町村名					
310	出合(2)	三好市	池田町	H02.03.27	229	1.12	1.47	
311	佐野	三好市	池田町	H03.01.14	19	6.17	6.96	
320	馬路(3)	三好市	池田町	H04.03.31	235	9.90	10.66	
347	佐野(2)	三好市	池田町	H07.03.27	232	4.30	4.60	
355	馬路(4)	三好市	池田町	H08.06.25	395	1.70	1.80	
359	寺の上	三好市	池田町	H09.03.11	143	1.00	1.10	
359	寺の上(追加)	三好市	池田町	H11.02.05	71	1.13	1.38	
360	峰友	三好市	池田町	H09.03.11	143	2.00	2.20	
374	宮平	三好市	池田町	H11.02.05	71	2.64	2.93	
375	池南	三好市	池田町	H11.07.06	466	1.89	2.19	
392	中西(3)	三好市	池田町	H14.02.19	127	3.50	4.10	
393	ヤマダ	三好市	池田町	H14.02.19	127	1.38	1.67	
394	佐野金氏	三好市	池田町	H14.02.19	127	2.78	3.10	
395	高友	三好市	池田町	H14.02.19	127	2.21	2.69	
396	白地(4)	三好市	池田町	H14.02.19	127	2.65	3.00	
397	川崎込	三好市	池田町	H14.10.15	867	1.84	2.08	
403	馬路堂面	三好市	池田町	H15.02.10	105	2.50	2.80	
421	雛田	三好市	池田町	H17.08.16	722	0.69	0.76	
422	龍登	三好市	池田町	H17.08.16	722	2.30	2.80	
431	白地(5)	三好市	池田町	H18.02.28	197	2.37	2.59	
437	龍登(2)	三好市	池田町	H19.02.06	91	2.23	2.70	
437	龍登(2)(追加)	三好市	池田町	H20.03.04	116	0.51	0.62	
452	船戸	三好市	池田町	H23.07.26	511	1.88	2.14	
456	佐野境谷	三好市	池田町	H24.10.19	750	2.76	3.04	
45	大川持	三好市	山城町	S48.03.09	155	8.44	10.65	
45	大川持(追加)	三好市	山城町	S53.03.17	222	1.89	2.50	
62	川成	三好市	山城町	S49.03.26	172	1.44	1.61	
63	川口(1)	三好市	山城町	S49.03.26	172	4.20	5.69	
64	川口(2)	三好市	山城町	S49.03.26	172	1.70	2.04	
154	光兼名	三好市	山城町	S53.03.17	222	5.72	7.10	
241	納屋	三好市	山城町	S59.08.24	550	3.06	4.38	
266	白川	三好市	山城町	S61.09.26	683	3.93	4.62	
319	平野	三好市	山城町	H04.03.31	235	1.88	2.18	
366	信正	三好市	山城町	H10.02.24	150	3.70	4.60	
47	流堂	三好市	井川町	S48.03.09	155	1.12	1.39	
69	杉の木	三好市	井川町	S49.03.26	172	1.45	2.13	
70	中津	三好市	井川町	S49.03.26	172	1.57	1.67	
71	辻	三好市	井川町	S49.03.26	172	1.79	2.19	
157	女法寺	三好市	井川町	S53.03.17	222	1.26	1.48	
219	片山	三好市	井川町	S56.02.24	149	1.55	1.90	
237	西井川	三好市	井川町	S59.03.09	158	0.21	0.25	
243	井関	三好市	井川町	S59.08.24	550	3.20	3.61	
263	西井川(2)	三好市	井川町	S60.10.04	796	0.51	0.60	
268	流堂上	三好市	井川町	S61.09.26	683	1.00	1.37	
390	西井川(3)	三好市	井川町	H13.09.21	682	0.32	0.40	
115	京上	三好市	東祖谷山村	S50.04.11	249	4.84	7.24	
115	京上(追加)	三好市	東祖谷山村	H01.11.28	894	1.72	2.99	
227	小島	三好市	東祖谷山村	S58.03.25	264	0.70	0.95	
262	若林	三好市	東祖谷山村	S60.10.04	796	3.66	4.38	
276	祖谷落合	三好市	東祖谷山村	S62.08.21	678	2.87	3.17	
317	祖谷日浦	三好市	東祖谷山村	H04.03.31	235	1.97	2.39	
318	名頃	三好市	東祖谷山村	H04.03.31	235	2.19	2.54	
329	祖谷落合西	三好市	東祖谷山村	H05.01.19	28	1.52	2.36	
346	菅生奥	三好市	東祖谷山村	H07.03.27	232	2.30	2.66	
354	下瀬	三好市	東祖谷山村	H08.06.25	395	1.34	1.52	
358	久保西	三好市	東祖谷山村	H09.03.11	143	1.10	1.20	
413	和田中	三好市	東祖谷山村	H15.03.20	245	1.99	2.15	
413	和田中(追加)	三好市	東祖谷山村	H17.03.29	239	0.45	0.51	
443	祖谷落合南	三好市	東祖谷山村	H20.06.25	389	2.62	2.89	
265	祖谷一字	三好市	西祖谷山村	S61.09.26	683	2.08	2.28	
277	西岡	三好市	西祖谷山村	S62.08.21	678	1.12	1.44	
278	徳善	三好市	西祖谷山村	S62.08.21	678	2.00	2.33	
449	西岡(2)	三好市	西祖谷山村	H22.10.06	583	1.64	1.87	
117	小見	東みよし町	三好町	S50.04.11	249	3.29	3.85	
229	伊月	東みよし町	三好町	S58.03.25	264	1.50	1.82	

## H26.1.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
339	中村	東みよし町	三好町	H05.09.17	731	1.17	1.36	
361	寺前	東みよし町	三好町	H09.03.11	143	0.60	0.70	
361	寺前 (追加)	東みよし町	三好町	H11.02.05	71	0.31	0.41	
430	宮ノ岡	東みよし町	三好町	H18.02.28	197	0.74	0.83	
440	原	東みよし町	三好町	H19.03.30	286	1.97	2.21	
453	昼間	東みよし町	三好町	H23.07.26	511	3.35	3.92	
116	鍛冶屋敷	東みよし町	三加茂町	S50.04.11	249	2.92	3.54	
281	桑内	東みよし町	三加茂町	S62.08.21	678	2.01	2.36	
小計	西部総合県民局<三好>					211.36	252.06	
計						953.56	1,124.52	

## 4-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

## 定義

- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1020	自然斜面	奥谷(1)	徳島市		国府町	西矢野
I-1021	自然斜面	奥谷(2)	徳島市		国府町	西矢野
I-1022	自然斜面	奥谷(3)	徳島市		国府町	西矢野
I-1023	自然斜面	国分寺団地	徳島市		国府町	西矢野
I-1024	自然斜面	団地南	徳島市		国府町	西矢野
I-1025	自然斜面	源田	徳島市		国府町	西矢野
I-1026	自然斜面	源田(4)	徳島市		国府町	西矢野
I-1027	自然斜面	源田(2)	徳島市		一宮町	西丁
I-1028	自然斜面	西丁	徳島市		一宮町	西丁
I-1029	自然斜面	西丁(2)	徳島市		一宮町	西丁
I-1030	自然斜面	西丁(3)	徳島市		一宮町	西丁
I-1031	自然斜面	西丁(4)	徳島市		一宮町	西丁
I-1032	自然斜面	西丁(5)	徳島市		一宮町	西丁
I-1033	自然斜面	西分	徳島市		一宮町	西丁
I-1034	自然斜面	町分	徳島市		一宮町	西丁
I-1035	自然斜面	中分	徳島市		一宮町	西丁
I-1036	自然斜面	谷又下	徳島市		一宮町	南丁
I-1037	自然斜面	南丁	徳島市		一宮町	南丁
I-1038	自然斜面	谷又上	徳島市		一宮町	南丁
I-1039	自然斜面	赤坂北	徳島市		一宮町	南丁
I-1040	自然斜面	赤坂南	徳島市		一宮町	南丁
I-1041	自然斜面	宇和山(1)	徳島市		一宮町	東丁
I-1042	自然斜面	宇和山、西山	徳島市		一宮町	東丁
I-1043	自然斜面	僧都	徳島市		一宮町	東山
I-1044	自然斜面	海先(1)	徳島市		入田町	海先
I-1045	自然斜面	先代	徳島市		入田町	海先
I-1046	自然斜面	高田	徳島市		入田町	月ノ宮
I-1047	自然斜面	井ノ丸	徳島市		入田町	月ノ宮
I-1048	自然斜面	掘田	徳島市		入田町	月ノ宮
I-1049	自然斜面	舟戸原	徳島市		入田町	月ノ宮
I-1050	自然斜面	花瀬	徳島市		入田町	月ノ宮
I-1051	自然斜面	二本木	徳島市		入田町	大久
I-1052	自然斜面	大久(1)	徳島市		入田町	大久
I-1053	自然斜面	笠木(1)	徳島市		入田町	笠木
I-1054	自然斜面	日和田	徳島市		入田町	安都真
I-1055	自然斜面	梁谷	徳島市		入田町	安都真
I-1056	自然斜面	内ノ御田(1)	徳島市		入田町	内ノ御田
I-1057	自然斜面	内ノ御田(2)	徳島市		入田町	内ノ御田
I-1058	自然斜面	大浦	徳島市		名東町	3丁目
I-1059	自然斜面	名東(1)	徳島市		名東町	2丁目
I-1060	自然斜面	名東(2)	徳島市		名東町	2丁目
I-1061	自然斜面	東名東	徳島市		名東町	1丁目
I-1062	自然斜面	南庄(1)	徳島市		南庄町	3、4丁目
I-1063	自然斜面	南庄(2)	徳島市		南庄町	2、3丁目
I-1064	自然斜面	南庄(3)	徳島市		南庄町	1、2丁目
I-1065	自然斜面	南佐古七番町(1)	徳島市		南佐古七番町	
I-1066	自然斜面	南佐古六番町	徳島市		南佐古六番町	
I-1067	自然斜面	南佐古四番町(1)	徳島市		南佐古四番町	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1068	自然斜面	南佐古四番町(1)	徳島市		南佐古四番町	
I-1069	自然斜面	南佐古四番町(1)	徳島市		南佐古三番町	
I-1070	自然斜面	佐古	徳島市		南佐古三番町	
I-1071	自然斜面	佐古	徳島市		南佐古二番町	
I-1072	自然斜面	南佐古一番町	徳島市		南佐古一番町	
I-1073	自然斜面	南佐古一番町(2)	徳島市		南佐古一番町	
I-1074	自然斜面	眉山町	徳島市		眉山町	大滝山
I-1076	自然斜面	眉山町	徳島市		眉山町	大滝山
I-1077	自然斜面	眉山町	徳島市		眉山町	大滝山
I-1075	自然斜面	西大工町	徳島市		西大工町	5丁目
I-1078	自然斜面	伊賀町	徳島市		伊賀町	1丁目
I-1079	自然斜面	勢見町	徳島市		勢見町	1丁目
I-1080	自然斜面	勢見町	徳島市		勢見町	1丁目
I-1081	自然斜面	勢見町	徳島市		勢見町	1丁目
I-1082	自然斜面	山の下	徳島市		城南町	1丁目
I-1083	自然斜面	城南	徳島市		城南町	1丁目
I-1084	自然斜面	城南町1丁目	徳島市		城南町	1丁目
I-1085	自然斜面	中津浦	徳島市		八万町	中津浦
I-1086	自然斜面	中津浦(2)	徳島市		八万町	中津浦
I-1087	自然斜面	杉本	徳島市		八万町	中津浦
I-1088	自然斜面	中津浦西	徳島市		八万町	中津浦
I-1089	自然斜面	中津浦南	徳島市		八万町	中津浦
I-1090	自然斜面	上福万(1)	徳島市		八万町	上福万
I-1091	自然斜面	上福万(2)	徳島市		八万町	上福万
I-1092	自然斜面	団地下	徳島市		八万町	上福万
I-1093	自然斜面	下福万(1)	徳島市		八万町	下福万
I-1094	自然斜面	下福万(2)	徳島市		八万町	下福万
I-1095	自然斜面	下福万(3)	徳島市		八万町	下福万
I-1096	自然斜面	上福万(4)	徳島市		八万町	柿谷
I-1097	自然斜面	柿谷北	徳島市		八万町	柿谷
I-1098	自然斜面	柿谷西	徳島市		八万町	柿谷
I-1099	自然斜面	柿谷南	徳島市		八万町	柿谷
I-1100	自然斜面	宮谷東	徳島市		八万町	宮の谷
I-1101	自然斜面	宮谷西	徳島市		八万町	宮の谷
I-1102	自然斜面	宮ノ谷(1)	徳島市		八万町	宮ノ谷
I-1103	自然斜面	下長谷(1)	徳島市		八万町	下長谷
I-1104	自然斜面	下長谷(2)	徳島市		八万町	下長谷
I-1105	自然斜面	下長谷(3)	徳島市		八万町	下長谷
I-1106	自然斜面	下長谷(4)	徳島市		八万町	下長谷
I-1107	自然斜面	上長谷	徳島市		八万町	上長谷
I-1108	自然斜面	新貝	徳島市		八万町	馬場山
I-1109	自然斜面	法花谷(1)	徳島市		八万町	法花谷
I-1110	自然斜面	法花谷(2)	徳島市		八万町	法花谷
I-1111	自然斜面	大野東	徳島市		八万町	大野
I-1112	自然斜面	大野西	徳島市		八万町	大野
I-1113	自然斜面	八坂前	徳島市		八万町	大野
I-1114	自然斜面	犬山	徳島市		八万町	大野
I-1115	自然斜面	法花	徳島市		八万町	大野
I-1116	自然斜面	紅葉山	徳島市		大谷町	紅葉山
I-1117	自然斜面	川北東	徳島市		上八万町	川北
I-1118	自然斜面	川北西	徳島市		上八万町	川北
I-1119	自然斜面	川西(1)	徳島市		上八万町	川西
I-1120	自然斜面	川西(2)	徳島市		上八万町	川西
I-1121	自然斜面	下中筋(1)	徳島市		上八万町	下中筋
I-1122	自然斜面	下中筋(2)	徳島市		上八万町	下中筋
I-1123	自然斜面	明善	徳島市		上八万町	下中筋

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1124	自然斜面	寺山(1)	徳島市		上八万町	寺山
I-1125	自然斜面	上中筋(1)	徳島市		上八万町	上中筋
I-1126	自然斜面	上中筋(2)	徳島市		上八万町	上中筋
I-1127	自然斜面	花房(1)	徳島市		上八万町	花房
I-1128	自然斜面	花房(2)	徳島市		上八万町	花房
I-1129	自然斜面	樋口(1)	徳島市		上八万町	樋口
I-1130	自然斜面	樋口(2)	徳島市		上八万町	樋口
I-1131	自然斜面	星河内(1)	徳島市		上八万町	星河内
I-1132	自然斜面	星河内(2)	徳島市		上八万町	星河内
I-1133	自然斜面	道原	徳島市		上八万町	広田
I-1134	自然斜面	広田(1)	徳島市		上八万町	広田
I-1135	自然斜面	日比宇	徳島市		上八万町	広田
I-1136	自然斜面	田中西	徳島市		上八万町	田中
I-1137	自然斜面	田中東	徳島市		上八万町	田中
I-1138	自然斜面	泉谷	徳島市		下町	本丁
I-1139	自然斜面	宮前	徳島市		下町	本丁
I-1140	自然斜面	本丁	徳島市		下町	本丁
I-1141	自然斜面	大縄手	徳島市		大谷町	大縄手
I-1142	自然斜面	谷端	徳島市		大谷町	谷端
I-1143	自然斜面	南谷(1)	徳島市		大谷町	南谷
I-1144	自然斜面	梅ノ井(1)	徳島市		大谷町	梅ノ井
I-1145	自然斜面	銭亀坂	徳島市		北山町	銭亀坂
I-1146	自然斜面	養越(1)	徳島市		北山町	養越
I-1147	自然斜面	羽淵	徳島市		北山町	羽淵
I-1148	自然斜面	上田	徳島市		北山町	上田
I-1149	自然斜面	山田	徳島市		北山町	山田
I-1150	自然斜面	坂東	徳島市		方上町	馬越
I-1151	自然斜面	田中	徳島市		方上町	馬越
I-1152	自然斜面	宮谷	徳島市		方上町	宮谷
I-1153	自然斜面	与前	徳島市		方上町	門口
I-1154	自然斜面	山口	徳島市		方上町	原田
I-1155	自然斜面	大食(1)	徳島市		方上町	大食
I-1156	自然斜面	中内西	徳島市		方上町	中内
I-1157	自然斜面	所谷	徳島市		方上町	所谷
I-1158	自然斜面	尾羽丁	徳島市		方上町	尾羽丁
I-1159	自然斜面	高坂	徳島市		方上町	高坂
I-1160	自然斜面	片志(1)	徳島市		勝占町	山下
I-1161	自然斜面	片志(2)	徳島市		勝占町	片志
I-1162	自然斜面	小谷(1)	徳島市		丈六町	小谷
I-1163	自然斜面	栗田(1)	徳島市		丈六町	栗田
I-1164	自然斜面	片山	徳島市		渋野町	三ッ岩
I-1165	自然斜面	赤坂	徳島市		渋野町	三ッ岩
I-1166	自然斜面	中道	徳島市		渋野町	学頭
I-1167	自然斜面	入野(1)	徳島市		渋野町	入野
I-1168	自然斜面	岩鼻	徳島市		渋野町	岩鼻
I-1169	自然斜面	北内(1)	徳島市		多家良町	北内
I-1170	自然斜面	北地	徳島市		多家良町	北地
I-1171	自然斜面	北地(2)	徳島市		多家良町	北地
I-1172	自然斜面	池谷(1)	徳島市		多家良町	池田
I-1173	自然斜面	野上	徳島市		多家良町	名護
I-1174	自然斜面	小路地(1)	徳島市		多家良町	小路地
I-1175	自然斜面	地の丸	徳島市		八多町	小倉
I-1176	自然斜面	小倉(1)	徳島市		八多町	小倉
I-1177	自然斜面	若宮	徳島市		八多町	水口
I-1178	自然斜面	仕出(1)	徳島市		八多町	仕出
I-1179	自然斜面	大久保	徳島市		八多町	大久保

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1180	自然斜面	下犬飼	徳島市		八多町	中山
I-1181	自然斜面	犬飼	徳島市		八多町	友広
I-1182	自然斜面	友広(1)	徳島市		八多町	友広
I-1183	自然斜面	本村(1)	徳島市		飯谷町	本谷
I-1184	自然斜面	本村(2)	徳島市		飯谷町	楠上
I-1185	自然斜面	飯谷小	徳島市		飯谷町	杉尾
I-1186	自然斜面	谷口	徳島市		飯谷町	川端
I-1187	自然斜面	日浦	徳島市		飯谷町	居内
I-1188	自然斜面	小竹(1)	徳島市		飯谷町	棟
I-1189	自然斜面	小竹(2)	徳島市		飯谷町	小竹
I-1190	自然斜面	長柱(1)	徳島市		飯谷町	西分
I-1191	自然斜面	長柱(2)	徳島市		飯谷町	東分
I-1192	自然斜面	東沖野	徳島市		飯谷町	東沖野
I-1193	自然斜面	東沖野(2)	徳島市		飯谷町	東沖野
I-1194	自然斜面	東沖野(3)	徳島市		飯谷町	東沖野
I-1195	自然斜面	沖野	徳島市		飯谷町	西沖野
I-1196	自然斜面	南ノ内(1)	徳島市		飯谷町	南ノ内
I-1197	自然斜面	津田	徳島市		津田浜之町	津田
I-1198	自然斜面	津田浜(1)	徳島市		津田浜之町	津田浜
I-1199	自然斜面	津田浜(2)	徳島市		津田浜之町	津田浜
I-1200	自然斜面	津田西	徳島市		津田西町	2丁目
I-1201	自然斜面	津田小	徳島市		津田西町	2丁目
I-1202	自然斜面	津田東	徳島市		津田西町	1丁目
I-1203	自然斜面	外籠(1)	徳島市		大原町	外籠
I-1204	自然斜面	中須	徳島市		大原町	中須
I-1205	自然斜面	大神子(1)	徳島市		大原町	大神子
I-1206	自然斜面	大神子(2)	徳島市		大原町	大神子
I-1207	自然斜面	小神子(1)	徳島市		大原町	小神子
I-1208	自然斜面	小神子(2)	徳島市		大原町	小神子
I-1209	自然斜面	大原	徳島市		大原町	長尾
I-2043	人工斜面	南蔵本	徳島市		南蔵本町	2丁目
I-2044	人工斜面	南佐古八番町	徳島市		南佐古八番町	八番町
I-2045	人工斜面	南佐古七番町(2)	徳島市		南佐古七番町	七番町
I-2046	人工斜面	中津浦	徳島市		八万町	中津浦
I-2047	人工斜面	杉本西	徳島市		八万町	中津浦
I-2048	人工斜面	中津山	徳島市		八万町	中津山
I-2049	人工斜面	新貝	徳島市		八万町	馬場山
I-2050	人工斜面	下福万(5)	徳島市		八万町	下福万
I-2051	人工斜面	下福万(4)	徳島市		八万町	下福万
I-2052	人工斜面	上福万(3)	徳島市		八万町	上福万
I-2053	人工斜面	東団地	徳島市		名東町	1丁目
I-2054	人工斜面	名東	徳島市		名東町	3丁目
I-2055	人工斜面	ほたるヶ丘	徳島市		加茂名町	西名東山
I-2056	人工斜面	東山	徳島市		上八万町	東山
I-2057	人工斜面	籠(1)	徳島市		大原町	籠
I-2058	人工斜面	池ノ内(1)	徳島市		大原町	池ノ内
I-1210	自然斜面	日ノ峰	小松島市		中田町	東山
I-1211	自然斜面	日ノ峰西	小松島市		中田町	東山蛭子の本
I-1212	自然斜面	西山	小松島市		中田町	西山
I-1213	自然斜面	山ノ神(1)	小松島市		中田町	山ノ神
I-1214	自然斜面	脇谷(1)	小松島市		中田町	脇谷
I-1215	自然斜面	脇谷(2)	小松島市		中田町	脇谷
I-1216	自然斜面	元根井東	小松島市		中田町	根井東山
I-1217	自然斜面	元根井東(2)	小松島市		中田町	根井東山
I-1218	自然斜面	元根井	小松島市		中田町	根井東山
I-1219	自然斜面	元根井	小松島市		中田町	根井東山

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1220	自然斜面	前山	小松島市		田浦町	前山
I-1221	自然斜面	西原(1)	小松島市		田浦町	西原
I-1222	自然斜面	恩山寺西	小松島市		田野町	恩山寺谷
I-1223	自然斜面	恩山寺谷(1)	小松島市		田野町	恩山寺谷
I-1224	自然斜面	平田(2)	小松島市		田野町	平田
I-1225	自然斜面	平田(1)	小松島市		田野町	平田
I-1226	自然斜面	仮屋(1)	小松島市		田野町	仮屋
I-1227	自然斜面	鳥居本	小松島市		田野町	宮ノ下
I-1228	自然斜面	天王谷	小松島市		田野町	鳥居本
I-1229	自然斜面	金山	小松島市		田野町	勢合
I-1230	自然斜面	赤石	小松島市		田野町	金山
I-1231	自然斜面	金山(1)	小松島市		立江町	赤石
I-1232	自然斜面	小田浦(1)	小松島市		立江町	赤石
I-1233	自然斜面	高田(2)	小松島市		立江町	高田
I-1234	自然斜面	高田(3)	小松島市		立江町	高田
I-1235	自然斜面	炭屋ヶ谷(1)	小松島市		立江町	炭屋ヶ谷
I-1236	自然斜面	高田	小松島市		立江町	江ノ上
I-1237	自然斜面	江ノ上	小松島市		立江町	江ノ上
I-1238	自然斜面	天神山	小松島市		立江町	清水天神山
I-1239	自然斜面	清水(1)	小松島市		立江町	清水
I-1240	自然斜面	鍋寺(1)	小松島市		立江町	鍋寺
I-1241	自然斜面	東谷(1)	小松島市		櫛淵町	東谷
I-1242	自然斜面	間町(1)	小松島市		櫛淵町	間町
I-1243	自然斜面	小松(1)	小松島市		櫛淵町	小松
I-1244	自然斜面	藤ヶ崎	小松島市		櫛淵町	藤ヶ崎
I-1245	自然斜面	大谷(1)	小松島市		櫛淵町	大谷
I-1246	自然斜面	湯谷(1)	小松島市		櫛淵町	湯谷
I-1247	自然斜面	喰味谷(1)	小松島市		櫛淵町	喰味谷
I-1248	自然斜面	喰味谷(2)	小松島市		櫛淵町	喰味谷
I-1249	自然斜面	喰味谷(3)	小松島市		櫛淵町	喰味谷
I-1250	自然斜面	太田	小松島市		櫛淵町	太田
I-1251	自然斜面	中田(1)	小松島市		櫛淵町	中田
I-1252	自然斜面	山口(1)	小松島市		櫛淵町	山口
I-1253	自然斜面	萱原(1)	小松島市		櫛淵町	萱原
I-1254	自然斜面	青木	小松島市		立江町	青木
I-2059	人工斜面	広見	小松島市		中田町	広見
I-2060	人工斜面	溝ノ木(1)	小松島市		田野町	溝ノ木
I-1255	自然斜面	折宇(1)	勝浦町		沼江	折宇
I-1256	自然斜面	山路(2)	勝浦町		沼江	山路
I-1257	自然斜面	今山(3)	勝浦町		沼江	山路
I-1258	自然斜面	今山(1)	勝浦町		沼江	高開・山路
I-1259	自然斜面	今山(2)	勝浦町		沼江	山路・高開・柳久保
I-1260	自然斜面	西谷	勝浦町		沼江	西谷
I-1261	自然斜面	西谷(2)	勝浦町		沼江	西谷
I-1262	自然斜面	四国谷	勝浦町		沼江	四国谷
I-1263	自然斜面	黒岩東	勝浦町		沼江	黒岩
I-1264	自然斜面	黒岩東	勝浦町		沼江	黒岩
I-1265	自然斜面	黒岩(1)	勝浦町		沼江	黒岩
I-1266	自然斜面	並松	勝浦町		沼江	並松
I-1267	自然斜面	平間(1)	勝浦町		沼江	平間
I-1268	自然斜面	神谷	勝浦町		沼江	神谷
I-1269	自然斜面	森	勝浦町		沼江	神谷
I-1270	自然斜面	西山	勝浦町		中角	西山・研谷
I-1271	自然斜面	中角	勝浦町		中角・沼江	豊田・東山・西岡・中角・前山
I-1272	自然斜面	宮原	勝浦町		沼江・星谷	平間・宮原
I-1273	自然斜面	大明神	勝浦町		星谷	大明神

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1274	自然斜面	山下	勝浦町		星谷	山下・大明神
I-1275	自然斜面	中山	勝浦町		三溪	中山
I-1276	自然斜面	溝内	勝浦町		三溪	溝内
I-1277	自然斜面	倉瀬	勝浦町		三溪	倉瀬
I-1278	自然斜面	檜渕	勝浦町		三溪	檜渕
I-1279	自然斜面	三溪	勝浦町		三溪	定岡
I-1280	自然斜面	市の江	勝浦町		三溪	市の江
I-1281	自然斜面	与川内	勝浦町		三溪	与川内
I-1282	自然斜面	西谷	勝浦町		三溪	西谷
I-1283	自然斜面	平山	勝浦町		三溪	平山
I-1284	自然斜面	平(1)	勝浦町		三溪	平
I-1285	自然斜面	繁野	勝浦町		坂本	繁野
I-1286	自然斜面	久良田	勝浦町		坂本	久良田
I-1287	自然斜面	久保の内	勝浦町		坂本	久保の内
I-1288	自然斜面	日浦	勝浦町		坂本	日浦
I-1289	自然斜面	坂本(2)	勝浦町		坂本	坂本・宮平
I-1290	自然斜面	坂本	勝浦町		坂本	坂本
I-1291	自然斜面	稲原	勝浦町		坂本	稲原
I-1292	自然斜面	松の本	勝浦町		棚野	松の本
I-1293	自然斜面	野口	勝浦町		生名	北
I-1294	自然斜面	作道	上勝町		正木	作道
I-1295	自然斜面	寺内(1)	上勝町		正木	寺内
I-1296	自然斜面	藤川	上勝町		正木	藤川
I-1297	自然斜面	中津賀	上勝町		正木	中津賀
I-1298	自然斜面	西中(1)	上勝町		正木	西中
I-1299	自然斜面	西浦(1)	上勝町		正木	西浦
I-1300	自然斜面	平間上	上勝町		正木	平間上
I-1301	自然斜面	平間下	上勝町		正木	平間下
I-1302	自然斜面	鶯下	上勝町		傍示	鶯
I-1303	自然斜面	下平	上勝町		傍示	下平
I-1304	自然斜面	梅の木(1)	上勝町		傍示	梅の木
I-1305	自然斜面	日浦(1)	上勝町		傍示	日浦
I-1306	自然斜面	大北	上勝町		傍示	大北
I-1307	自然斜面	傍示	上勝町		傍示	下地
I-1308	自然斜面	宮ノ久保	上勝町		傍示	宮ノ久保
I-1309	自然斜面	影	上勝町		傍示	影
I-1310	自然斜面	神田	上勝町		傍示	神田
I-1311	自然斜面	福川	上勝町		福川	前田・高野
I-1312	自然斜面	戸越	上勝町		生実	戸越
I-1313	自然斜面	谷口(1)	上勝町		生実	谷口
I-1314	自然斜面	高畑(1)	上勝町		生実	高畑
I-1315	自然斜面	高畑(2)	上勝町		生実	高畑
I-1316	自然斜面	中瀬津(1)	上勝町		生実	中瀬津・井ノ岡
I-1317	自然斜面	府殿	上勝町		生実	府殿
I-1318	自然斜面	下野上	上勝町		生実	下野
I-1319	自然斜面	下野	上勝町		生実	下野
I-1320	自然斜面	檜原	上勝町		生実	檜原
I-1321	自然斜面	下日浦	上勝町		福原	下日浦
I-1322	自然斜面	川北(1)	上勝町		福原	川北
I-1323	自然斜面	上勝落合	上勝町		福原	川北
I-1324	自然斜面	上横峯(1)	上勝町		福原	上横峯
I-1325	自然斜面	上横峯(2)	上勝町		福原	上横峯
I-1326	自然斜面	平間(1)	上勝町		福原	平間
I-1327	自然斜面	大平(1)	上勝町		旭	大平
I-1328	自然斜面	大平(2)	上勝町		旭	大平
I-1329	自然斜面	中村(1)	上勝町		旭	中村



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1330	自然斜面	中央	上勝町		旭	中村
I-1331	自然斜面	菅蔵	上勝町		旭	菅蔵
I-1332	自然斜面	市宇	上勝町		旭	市宇
I-1333	自然斜面	八重地	上勝町		旭	八重地
I-1334	自然斜面	葛又	上勝町		旭	葛又
I-1335	自然斜面	上中辺(1)	佐那河内村		上	上中辺
I-1336	自然斜面	宮前(1)	佐那河内村		上	宮前
I-1337	自然斜面	井開(1)	佐那河内村		上	井開
I-1338	自然斜面	井開上	佐那河内村		上	井開
I-1339	自然斜面	北山下	佐那河内村		上	北山下
I-1340	自然斜面	北山(1)	佐那河内村		上	北上
I-1341	自然斜面	仁井田(1)	佐那河内村		上	仁井田
I-1342	自然斜面	高樋	佐那河内村		下	高樋
I-1343	自然斜面	中津	佐那河内村		下	中津
I-1344	自然斜面	中浦	佐那河内村		下	中浦
I-1345	自然斜面	根郷	佐那河内村		下	日浦
I-1346	自然斜面	西ノハナ(1)	佐那河内村		下	西ノハナ
I-1347	自然斜面	中辺	佐那河内村		下	中辺
I-1348	自然斜面	馬越	佐那河内村		下	馬越
I-1349	自然斜面	菅沢(1)	佐那河内村		下	菅沢
I-1350	自然斜面	御間津	佐那河内村		下	御間津
I-1351	自然斜面	荒瀬	佐那河内村		下	平間
I-1352	自然斜面	丸田	佐那河内村		下	丸田
I-1353	自然斜面	丸田下	佐那河内村		下	荒瀬
I-1354	自然斜面	中峯(1)	佐那河内村		下	中峯
I-1355	自然斜面	東内(1)	佐那河内村		下	東内
I-1356	自然斜面	父の久保	佐那河内村		下	父の久保
I-1357	自然斜面	上嵯峨	佐那河内村		下	上嵯峨
I-1358	自然斜面	水上(1)	佐那河内村		下	水上
I-1359	自然斜面	寺谷(1)	佐那河内村		下	寺谷
I-1360	自然斜面	寺谷(2)	佐那河内村		下	寺谷
I-1361	自然斜面	尾境(1)	佐那河内村		下	尾境
I-1362	自然斜面	北倉目(1)	神山町		阿野	北倉目
I-1363	自然斜面	長谷	神山町		阿野	長谷
I-1364	自然斜面	齒ノ辻	神山町		阿野	齒ノ辻
I-1365	自然斜面	五反地北(1)	神山町		阿野	五反地
I-1366	自然斜面	五反地北(2)	神山町		阿野	五反地
I-1367	自然斜面	大門	神山町		阿野	五反地
I-1368	自然斜面	田ノ窪(1)	神山町		阿野	田ノ窪
I-1369	自然斜面	長瀬	神山町		阿野	長瀬
I-1370	自然斜面	駒坂(1)	神山町		阿野	駒坂
I-1371	自然斜面	井ノ谷	神山町		阿野	井ノ谷
I-1372	自然斜面	本名(1)	神山町		阿野	本名
I-1373	自然斜面	船底(1)	神山町		阿野	船底
I-1374	自然斜面	地ノ平(1)	神山町		阿野	地ノ平
I-1375	自然斜面	阿川小	神山町		阿野	地ノ平
I-1376	自然斜面	松尾(1)	神山町		阿野	松尾
I-1377	自然斜面	松尾(2)	神山町		阿野	松尾
I-1378	自然斜面	広石(2)	神山町		阿野	広石
I-1379	自然斜面	日浦(1)	神山町		阿野	日浦
I-1380	自然斜面	府中(1)	神山町		阿野	府中
I-1381	自然斜面	神木(1)	神山町		阿野	神木
I-1382	自然斜面	長代(1)	神山町		阿野	長代
I-1383	自然斜面	川平(1)	神山町		阿野	川平
I-1384	自然斜面	川平(2)	神山町		阿野	川平
I-1385	自然斜面	尾那瀬	神山町		阿野	尾那瀬

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1386	自然斜面	宮分(1)	神山町		阿野	宮分
I-1387	自然斜面	宮分(2)	神山町		阿野	宮分
I-1388	自然斜面	白嶽(1)	神山町		阿野	白嶽
I-1389	自然斜面	須賀(1)	神山町		阿野	須賀
I-1390	自然斜面	地野々(1)	神山町		阿野	地野々
I-1391	自然斜面	阿野馬地北	神山町		阿野	馬地
I-1392	自然斜面	阿野馬地	神山町		阿野	馬地
I-1393	自然斜面	北養瀬(1)	神山町		阿野	北養瀬
I-1394	自然斜面	南養瀬(1)	神山町		阿野	南養瀬
I-1395	自然斜面	橘谷	神山町		阿野	橘谷
I-1396	自然斜面	河口	神山町		阿野	河口
I-1397	自然斜面	大地(1)	神山町		阿野	大地
I-1398	自然斜面	櫛野(1)	神山町		阿野	櫛野
I-1399	自然斜面	名田河(1)	神山町		阿野	名田河
I-1400	自然斜面	広野	神山町		阿野	広野
I-1401	自然斜面	南馬喰草	神山町		阿野	南馬喰草
I-1402	自然斜面	方子(1)	神山町		阿野	方子
I-1403	自然斜面	南行者野(1)	神山町		阿野	南行者野
I-1404	自然斜面	南行者野(2)	神山町		阿野	南行者野
I-1405	自然斜面	門屋(1)	神山町		上分	門屋
I-1406	自然斜面	門屋(2)	神山町		上分	門屋
I-1407	自然斜面	川又	神山町		上分	川又, 川又西
I-1408	自然斜面	一字夫(1)	神山町		上分	一字夫
I-1409	自然斜面	江島(1)	神山町		上分	江島
I-1410	自然斜面	西久地(1)	神山町		上分	西久地
I-1411	自然斜面	中津(1)	神山町		上分	中津
I-1412	自然斜面	中津(2)	神山町		上分	中津
I-1413	自然斜面	上分中学校	神山町		上分	川又南
I-1414	自然斜面	江田(1)	神山町		上分	江田
I-1415	自然斜面	城川内	神山町		上分	城川内
I-1416	自然斜面	鍋岩(1)	神山町		下分	鍋岩
I-1417	自然斜面	鍋岩(2)	神山町		下分	鍋岩
I-1418	自然斜面	鍋岩(3)	神山町		下分	鍋岩
I-1419	自然斜面	地野(1)	神山町		下分	地野
I-1420	自然斜面	北宇井	神山町		下分	北宇井
I-1421	自然斜面	谷口(1)	神山町		下分	谷口
I-1422	自然斜面	西寺(1)	神山町		下分	西寺
I-1423	自然斜面	安吉	神山町		下分	安吉
I-1424	自然斜面	檜谷(1)	神山町		下分	檜谷
I-1425	自然斜面	檜谷(2)	神山町		下分	檜谷
I-1426	自然斜面	今井	神山町		下分	今井
I-1427	自然斜面	今井(2)	神山町		下分	今井
I-1428	自然斜面	左右山(1)	神山町		下分	左右山
I-1429	自然斜面	左右山(2)	神山町		下分	左右山
I-1430	自然斜面	左右内	神山町		下分	左右内
I-1431	自然斜面	東稲原	神山町		下分	東稲原
I-1432	自然斜面	三ツ木(1)	神山町		下分	三ツ木
I-1433	自然斜面	谷	神山町		下分	谷
I-1434	自然斜面	本小野(1)	神山町		神領	本小野
I-1435	自然斜面	西小野(1)	神山町		神領	西小野
I-1436	自然斜面	大埜地(1)	神山町		神領	大埜地
I-1437	自然斜面	大埜地(2)	神山町		神領	大埜地
I-1438	自然斜面	大埜地(3)	神山町		神領	大埜地
I-1439	自然斜面	川北	神山町		神領	川北
I-1440	自然斜面	北	神山町		神領	北
I-1441	自然斜面	京地(1)	神山町		神領	北

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1442	自然斜面	東野間(1)	神山町		神領	東野間
I-1443	自然斜面	北上角(1)	神山町		神領	北上角
I-1444	自然斜面	北上角(2)	神山町		神領	北上角
I-1445	自然斜面	中津(1)	神山町		神領	中津
I-1446	自然斜面	神領中津	神山町		神領	中津
I-1447	自然斜面	中津(2)	神山町		神領	中津
I-1448	自然斜面	南上角(1)	神山町		神領	南上角
I-1449	自然斜面	本上角(1)	神山町		神領	本上角
I-1450	自然斜面	上角(2)	神山町		神領	西上角
I-1451	自然斜面	青井夫	神山町		神領	西青井夫
I-1452	自然斜面	西野間(1)	神山町		神領	西野間
I-1453	自然斜面	西大久保	神山町		神領	西大久保
I-1454	自然斜面	中内	神山町		鬼籠野	中内
I-1455	自然斜面	中津川(1)	神山町		鬼籠野	中津川
I-1456	自然斜面	日浦(1)	神山町		鬼籠野	日浦
I-1457	自然斜面	喜来(1)	神山町		鬼籠野	喜来
I-1458	自然斜面	川東	神山町		鬼籠野	川東
I-1459	自然斜面	西分(1)	神山町		鬼籠野	西分
I-1460	自然斜面	一ノ坂(1)	神山町		鬼籠野	一ノ坂
I-2061	人工斜面	下地(1)	神山町		阿野	下地
I-901	自然斜面	桧	鳴門市		大麻町桧	六反田
I-902	自然斜面	大谷	鳴門市		大麻町池谷	大石
I-903	自然斜面	池谷	鳴門市		大麻町池谷	
I-904	自然斜面	伊屋ヶ谷	鳴門市		大麻町大谷	伊屋ヶ谷
I-905	自然斜面	姫田	鳴門市		大麻町姫田	久原
I-906	自然斜面	大代	鳴門市		大津町大代	山田
I-907	自然斜面	大代山路	鳴門市		大津町大代	的場
I-908	自然斜面	的場	鳴門市		大津町大代	的場
I-909	自然斜面	城山(1)	鳴門市		撫養町木津	城山
I-910	自然斜面	孫右門山	鳴門市		撫養町木津	孫右エ門山
I-911	自然斜面	芦谷・北谷	鳴門市		撫養町木津	芦谷
I-912	自然斜面	木津(2)	鳴門市		撫養町木津	居屋敷・前山
I-913	自然斜面	木津	鳴門市		撫養町木津	居屋敷・前山
I-914	自然斜面	棒杭山	鳴門市		撫養町南浜	蛭子前西
I-915	自然斜面	斎田	鳴門市		撫養町斎田	岩崎
I-916	自然斜面	見白	鳴門市		撫養町斎田	見白
I-917	自然斜面	桑島南	鳴門市		撫養町小桑島	日向谷
I-918	自然斜面	前組	鳴門市		撫養町小桑島	前組
I-919	自然斜面	中の組	鳴門市		撫養町大桑島	湊岩・中之組
I-920	自然斜面	大桑島	鳴門市		撫養町大桑島	
I-921	自然斜面	湊岩	鳴門市		撫養町大桑島	二岩
I-922	自然斜面	大谷(1)	鳴門市		撫養町大桑島	大谷
I-923	自然斜面	大谷(2)	鳴門市		撫養町大桑島	大谷
I-924	自然斜面	妙見山	鳴門市		撫養町林崎・弁財天	北殿町・本丁・三ツ井丁
I-925	自然斜面	立岩	鳴門市		撫養町林崎・立岩	北殿町・内田
I-926	自然斜面	内田	鳴門市		撫養町立岩	内田
I-927	自然斜面	二等道路東(1)	鳴門市		撫養町岡崎	二等道路東
I-928	自然斜面	磯崎(2)	鳴門市		撫養町黒崎	磯崎
I-929	自然斜面	磯崎	鳴門市		撫養町黒崎	磯崎
I-930	自然斜面	黒崎	鳴門市		撫養町黒崎	式軒屋・磯崎
I-931	自然斜面	黒崎南(1)	鳴門市		撫養町黒崎	宮津
I-932	自然斜面	清水(1)	鳴門市		撫養町黒崎	清水
I-933	自然斜面	里浦東	鳴門市		里浦	花面
I-934	自然斜面	花面(1)	鳴門市		里浦	花面
I-935	自然斜面	里浦西	鳴門市		里浦	坂田
I-936	自然斜面	坂田(1)	鳴門市		里浦	坂田

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-937	自然斜面	土佐泊(3)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	土佐泊
I-938	自然斜面	土佐泊(2)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	土佐泊
I-939	自然斜面	土佐泊(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	土佐泊
I-940	自然斜面	土佐泊	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	土佐泊
I-941	自然斜面	黒山(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	黒山
I-942	自然斜面	黒山(2)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	黒山
I-943	自然斜面	大毛(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	大毛
I-944	自然斜面	大毛(2)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	大毛
I-945	自然斜面	福池(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	福池
I-946	自然斜面	大谷(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	大谷
I-947	自然斜面	脇口(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	脇口
I-948	自然斜面	高砂(1)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	高砂
I-949	自然斜面	南大手	鳴門市		鳴門町三ツ石	南大手
I-950	自然斜面	南大手(2)	鳴門市		鳴門町三ツ石	南大手
I-951	自然斜面	江尻山	鳴門市		鳴門町三ツ石	江尻山
I-952	自然斜面	三ツ石	鳴門市		鳴門町三ツ石	芙蓉山下
I-953	自然斜面	芙蓉山下(1)	鳴門市		鳴門町三ツ石	芙蓉山下
I-954	自然斜面	芙蓉山下(2)	鳴門市		鳴門町三ツ石	芙蓉山下
I-955	自然斜面	中島(2)	鳴門市		鳴門町高島	中島
I-956	自然斜面	中島	鳴門市		鳴門町高島	中島
I-957	自然斜面	中島(3)	鳴門市		鳴門町高島	中島
I-958	自然斜面	中島(4)	鳴門市		鳴門町高島	中島
I-959	自然斜面	山路	鳴門市		鳴門町高島	山路
I-960	自然斜面	竹島(1)	鳴門市		鳴門町高島	竹島
I-961	自然斜面	室(1)	鳴門市		瀬戸町室	本村
I-962	自然斜面	大島田	鳴門市		瀬戸町大島田	
I-963	自然斜面	中島田	鳴門市		瀬戸町中島田	
I-964	自然斜面	島田南	鳴門市		瀬戸町小島田	船隠
I-965	自然斜面	島田西	鳴門市		瀬戸町小島田	船隠
I-966	自然斜面	船隠	鳴門市		瀬戸町小島田	船隠
I-967	自然斜面	島田北	鳴門市		瀬戸町小島田	上戸
I-968	自然斜面	阿波井(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	阿波井
I-969	自然斜面	堂の浦(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り
I-970	自然斜面	堂の浦	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り参
I-971	自然斜面	地廻り(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り
I-972	自然斜面	地廻り	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り
I-973	自然斜面	地廻り(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り壱
I-974	自然斜面	本浦下	鳴門市		瀬戸町堂浦	本浦下
I-975	自然斜面	本浦中(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	本浦下
I-976	自然斜面	日出	鳴門市		瀬戸町堂浦	日出
I-977	自然斜面	丸山(2)	鳴門市		瀬戸町明神	丸山
I-978	自然斜面	丸山(3)	鳴門市		瀬戸町明神	丸山
I-979	自然斜面	丸山	鳴門市		瀬戸町明神	丸山
I-980	自然斜面	丸山(4)	鳴門市		瀬戸町明神	丸山
I-981	自然斜面	鳴谷	鳴門市		瀬戸町明神	鳴谷
I-982	自然斜面	板屋島(1)	鳴門市		瀬戸町明神	板屋島
I-983	自然斜面	板屋島(2)	鳴門市		瀬戸町明神	板屋島
I-984	自然斜面	楠谷	鳴門市		瀬戸町明神	楠谷
I-985	自然斜面	明神	鳴門市		瀬戸町明神	式軒屋
I-986	自然斜面	明神(2)	鳴門市		瀬戸町明神	式軒屋
I-987	自然斜面	張(1)	鳴門市		瀬戸町明神	張
I-988	自然斜面	菅谷(1)	鳴門市		瀬戸町明神	菅谷
I-989	自然斜面	菅谷(2)	鳴門市		瀬戸町明神	菅谷
I-990	自然斜面	島向	鳴門市		瀬戸町北泊	北泊
I-991	自然斜面	瀬戸北泊	鳴門市		瀬戸町北泊	北泊
I-992	自然斜面	北泊(2)	鳴門市		瀬戸町北泊	北泊

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-993	自然斜面	一本松	鳴門市		瀬戸町北泊	北泊丁
I-994	自然斜面	小海	鳴門市		瀬戸町北泊	小海
I-995	自然斜面	本村	鳴門市		瀬戸町撫佐	本村
I-996	自然斜面	東山(1)	鳴門市		北灘町櫛木	東山・岡谷
I-997	自然斜面	小森	鳴門市		北灘町櫛木	観音面
I-998	自然斜面	櫛木	鳴門市		北灘町櫛木	井ノ尻・西山
I-999	自然斜面	浜田	鳴門市		北灘町櫛木	浜田
I-1000	自然斜面	大岸	鳴門市		北灘町栗田	大岸
I-1001	自然斜面	大岸西	鳴門市		北灘町栗田	山田・湊
I-1002	自然斜面	栗田	鳴門市		北灘町栗田	東傍示
I-1003	自然斜面	東傍示	鳴門市		北灘町栗田	東傍示
I-1004	自然斜面	西傍示(1)	鳴門市		北灘町栗田	西傍示
I-1005	自然斜面	西傍示(2)	鳴門市		北灘町栗田	西傍示
I-1006	自然斜面	東浦西	鳴門市		北灘町大浦	東浦
I-1007	自然斜面	東浦東	鳴門市		北灘町大浦	東浦
I-1008	自然斜面	クロハエ東	鳴門市		北灘町宿毛谷	相ヶ谷
I-1009	自然斜面	クロハエ	鳴門市		北灘町宿毛谷	クロハエ
I-1010	自然斜面	宿毛谷西	鳴門市		北灘町宿毛谷	クロハエ
I-1011	自然斜面	宿毛谷	鳴門市		北灘町宿毛谷	クロハエ
I-1012	自然斜面	鳥ヶ丸	鳴門市		北灘町鳥ヶ丸	南谷
I-1013	自然斜面	東地	鳴門市		北灘町折野	東地
I-1014	自然斜面	東地(2)	鳴門市		北灘町折野	東地
I-1015	自然斜面	屋敷	鳴門市		北灘町折野	屋敷・桜井
I-1016	自然斜面	桜井(1)	鳴門市		北灘町折野	桜井
I-1017	自然斜面	桜井(2)	鳴門市		北灘町折野	桜井
I-1018	自然斜面	三津(1)	鳴門市		北灘町折野	三津
I-1019	自然斜面	三津(2)	鳴門市		北灘町折野	三津
I-2039	人工斜面	東山(2)	鳴門市		北灘町櫛木	東山
I-2040	人工斜面	湊岩(2)	鳴門市		撫養町大桑島	湊岩
I-2041	人工斜面	春日山	鳴門市		撫養町木津	春日山
I-2042	人工斜面	馬越	鳴門市		瀬戸町明神	馬越
I-897	自然斜面	岡山路	板野町		大寺	岡山路
I-898	自然斜面	吹田	板野町		吹田	奥宮
I-899	自然斜面	奥宮	板野町		吹田	奥宮
I-900	自然斜面	諏訪(1)	板野町		川端	諏訪
I-819	自然斜面	王子壇(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壇
I-820	自然斜面	向麻山	吉野川市	鴨島町	上浦	山ノ南
I-821	自然斜面	三谷寺	吉野川市	鴨島町	森藤	四反地
I-822	自然斜面	藤井寺	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷
I-823	自然斜面	藤井谷(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷
I-824	自然斜面	新田	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田
I-825	自然斜面	東禅寺(1)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田
I-826	自然斜面	春日北	吉野川市	川島町	川島	(川島)
I-827	自然斜面	北町	吉野川市	川島町	川島	前田
I-828	自然斜面	城山	吉野川市	川島町	川島	(川島)
I-829	自然斜面	岡山	吉野川市	川島町	桑村	上山田
I-830	自然斜面	西ノ谷(2)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-831	自然斜面	西ノ谷	吉野川市	川島町	桑村	西ノ谷
I-832	自然斜面	山の神	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-833	自然斜面	山の神(2)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-834	自然斜面	春日原	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-835	自然斜面	樋口	吉野川市	川島町	学	大戸井
I-836	自然斜面	二ツ森団地	吉野川市	川島町	学	二ツ森
I-837	自然斜面	峰八(1)	吉野川市	川島町	学	峰八
I-838	自然斜面	忌部	吉野川市	山川町	忌部山	忌部山
I-839	自然斜面	西麓(1)	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-840	自然斜面	祇園	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)
I-841	自然斜面	八坂	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)
I-842	自然斜面	青木(1)	吉野川市	山川町	古城	(古城)
I-843	自然斜面	宮地	吉野川市	山川町	宮地	(宮地)
I-844	自然斜面	季邦	吉野川市	山川町	季邦	(季邦)
I-845	自然斜面	住吉	吉野川市	山川町	住吉	(住吉)
I-846	自然斜面	川東	吉野川市	山川町	川東	(川東)
I-847	自然斜面	川東(2)	吉野川市	山川町	川東	(川東)
I-848	自然斜面	迎坂	吉野川市	山川町	迎坂	(迎坂)
I-849	自然斜面	桑内	吉野川市	山川町	桑内	(桑内)
I-850	自然斜面	皆瀬(1)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
I-851	自然斜面	紙漣	吉野川市	山川町	紙漣	(紙漣)
I-852	自然斜面	馬見尾(1)	吉野川市	山川町	馬見尾	(馬見尾)
I-853	自然斜面	上原	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)
I-854	自然斜面	大内(1)	吉野川市	山川町	大内	(大内)
I-855	自然斜面	榎谷(1)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)
I-856	自然斜面	久宗(1)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
I-857	自然斜面	奥川田(1)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
I-858	自然斜面	井上(1)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
I-859	自然斜面	御饅免	吉野川市	山川町	御饅免	(御饅免)
I-860	自然斜面	八幡(1)	吉野川市	山川町	天王原	(天王原)
I-861	自然斜面	片津	吉野川市	山川町	天王原	(天王原)
I-862	自然斜面	山路(1)	吉野川市	山川町	川田	(川田)
I-863	自然斜面	瀬津	吉野川市	山川町	瀬津	(瀬津)
I-864	自然斜面	貞田(1)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
I-865	自然斜面	貞田(2)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
I-866	自然斜面	鼓山	吉野川市	山川町	鼓山	(鼓山)
I-867	自然斜面	奥丸(1)	吉野川市	美郷村	奥丸	(奥丸)
I-868	自然斜面	栗ノ木(1)	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
I-869	自然斜面	天神	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
I-870	自然斜面	古土地(1)	吉野川市	美郷村	古土地	(古土地)
I-871	自然斜面	恵美子(1)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
I-872	自然斜面	湯下(1)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
I-873	自然斜面	毛無	吉野川市	美郷村	毛無	(毛無)
I-874	自然斜面	川俣	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
I-875	自然斜面	川俣(2)	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
I-876	自然斜面	宗田	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
I-877	自然斜面	宗田(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
I-878	自然斜面	宗田(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
I-879	自然斜面	本平北	吉野川市	美郷村	別枝山	平
I-880	自然斜面	下大神	吉野川市	美郷村	別枝山	大神
I-881	自然斜面	平	吉野川市	美郷村	別枝山	張
I-882	自然斜面	張(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	張
I-883	自然斜面	宮倉	吉野川市	美郷村	別枝山	張
I-884	自然斜面	中古井	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
I-885	自然斜面	古井(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
I-886	自然斜面	照尾(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	照尾
I-887	自然斜面	照尾(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	照尾
I-888	自然斜面	井頭	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
I-889	自然斜面	田平(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
I-890	自然斜面	下浦(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	下浦
I-891	自然斜面	下城戸(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	下城戸
I-892	自然斜面	倉羅(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	倉羅
I-893	自然斜面	穴地(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	穴地
I-894	自然斜面	高野尾西	吉野川市	美郷村	高野尾	(高野尾西)
I-895	自然斜面	品野(1)	吉野川市	美郷村	品野	(品野)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-896	自然斜面	張	吉野川市	美郷村	別枝山	張
I-2032	人工斜面	王子壇(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壇
I-2033	人工斜面	古林裾(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	古林裾
I-2034	人工斜面	古林裾(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	古林裾
I-2035	人工斜面	古林裾(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	古林裾
I-2036	人工斜面	井堰(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰
I-2037	人工斜面	川俣西(1)	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
I-2038	人工斜面	川俣(3)	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
I-791	自然斜面	山王子(1)	阿波市	土成町	高尾	山王子
I-792	自然斜面	佐古(1)	阿波市	土成町	高尾	佐古
I-793	自然斜面	平間下	阿波市	土成町	宮川内	平間
I-794	自然斜面	見坂(1)	阿波市	土成町	宮川内	見坂
I-795	自然斜面	岡(1)	阿波市	土成町	吉田	岡ノ段の一
I-796	自然斜面	日吉東(1)	阿波市	市場町	尾開	日吉
I-797	自然斜面	奥日開谷(1)	阿波市	市場町	日開谷	奥日開谷
I-798	自然斜面	為後(1)	阿波市	市場町	日開谷	為後
I-799	自然斜面	三共	阿波市	市場町	日開谷	川又
I-800	自然斜面	川北(1)	阿波市	市場町	日開谷	川又
I-801	自然斜面	野田原(1)	阿波市	市場町	日開谷	野田原
I-802	自然斜面	岩野(1)	阿波市	市場町	日開谷	岩野
I-803	自然斜面	三ツ池	阿波市	市場町	上喜来	三ツ池
I-804	自然斜面	大北	阿波市	市場町	犬墓	大北
I-805	自然斜面	大北(2)	阿波市	市場町	犬墓	大北
I-806	自然斜面	白水(1)	阿波市	市場町	犬墓	白水
I-807	自然斜面	大月(1)	阿波市	市場町	犬墓	大月
I-808	自然斜面	平間(1)	阿波市	市場町	大影	平間
I-809	自然斜面	平間(2)	阿波市	市場町	大影	平間
I-810	自然斜面	相栗(1)	阿波市	市場町	大影	相栗
I-811	自然斜面	ニイヤ(1)	阿波市	市場町	大影	ニイヤ
I-812	自然斜面	玉地(1)	阿波市	阿波町	久勝	玉地
I-813	自然斜面	亀底	阿波市	阿波町	伊沢	亀底
I-814	自然斜面	桜ノ岡(2)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
I-815	自然斜面	桜ヶ岡(1)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
I-816	自然斜面	桜ノ岡(3)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
I-817	自然斜面	桜ノ岡(4)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
I-818	自然斜面	赤坂(1)	阿波市	阿波町	林	赤坂
I-2029	人工斜面	北原(1)	阿波市	土成町	土成	北原
I-2030	人工斜面	日吉(1)	阿波市	市場町	尾開	日吉
I-2031	人工斜面	野田原(2)	阿波市	市場町	日開谷	野田原
I-770	自然斜面	北尼寺	石井町		石井	尼寺
I-771	自然斜面	東尼寺	石井町		石井	尼寺
I-772	自然斜面	南尼寺	石井町		石井	尼寺
I-773	自然斜面	尼寺(1)	石井町		石井	尼寺
I-774	自然斜面	内谷(1)	石井町		石井	内谷
I-775	自然斜面	内谷(2)	石井町		石井	内谷
I-776	自然斜面	内谷(3)	石井町		石井	内谷
I-777	自然斜面	内谷(4)	石井町		石井	内谷
I-778	自然斜面	白鳥(1)	石井町		石井	白鳥
I-779	自然斜面	白鳥(2)	石井町		石井	白鳥
I-780	自然斜面	白鳥(3)	石井町		石井	白鳥
I-781	自然斜面	(石井)利包	石井町		石井	石井
I-782	自然斜面	山路	石井町		石井	石井
I-783	自然斜面	石井(1)	石井町		石井	石井
I-784	自然斜面	石井(2)	石井町		石井	石井
I-785	自然斜面	石井(3)	石井町		石井	石井
I-786	自然斜面	城ノ内(1)	石井町		石井	城ノ内

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-787	自然斜面	下浦(1)	石井町		浦庄	下浦
I-788	自然斜面	下浦(2)	石井町		浦庄	下浦
I-2028	人工斜面	石井(4)	石井町		石井	石井
I-789	自然斜面	山崎	上板町		西分	山崎
I-790	自然斜面	青谷(1)	上板町		引野	青谷
I-1470	自然斜面	蒲生田	阿南市		椿町	蒲生田
I-1471	自然斜面	須屋東側(1)	阿南市		椿町	須屋東側
I-1472	自然斜面	旭野(1)	阿南市		椿町	旭野
I-1473	自然斜面	幸野(1)	阿南市		椿町	幸野
I-1474	自然斜面	豊野	阿南市		椿町	豊野
I-1475	自然斜面	高岸	阿南市		椿町	高岸
I-1476	自然斜面	楠木	阿南市		椿町	楠木
I-1477	自然斜面	宮ヶ谷(1)	阿南市		椿町	宮ヶ谷
I-1478	自然斜面	小吹川原	阿南市		椿泊町	小吹川原
I-1479	自然斜面	東椿泊	阿南市		椿泊町	
I-1480	自然斜面	色面(1)	阿南市		福井町	色面
I-1481	自然斜面	中内	阿南市		福井町	中内
I-1482	自然斜面	大戸(1)	阿南市		福井町	大戸
I-1483	自然斜面	大原(1)	阿南市		福井町	大原
I-1484	自然斜面	高田	阿南市		福井町	高田
I-1485	自然斜面	山下	阿南市		福井町	山下
I-1486	自然斜面	内歩	阿南市		福井町	内歩
I-1487	自然斜面	内歩(2)	阿南市		福井町	内歩
I-1488	自然斜面	古毛(1)	阿南市		福井町	古毛
I-1489	自然斜面	実用	阿南市		福井町	実用
I-1490	自然斜面	羽広(1)	阿南市		福井町	羽広
I-1491	自然斜面	西の前	阿南市		福井町	西の前
I-1492	自然斜面	新田(1)	阿南市		新野町	新田
I-1493	自然斜面	茶畦	阿南市		福井町	茶畦
I-1494	自然斜面	元末(1)	阿南市		福井町	元末
I-1495	自然斜面	中連	阿南市		福井町	中連
I-1496	自然斜面	馬路(1)	阿南市		福井町	馬路
I-1497	自然斜面	鉦内	阿南市		福井町	鉦内
I-1498	自然斜面	平川内	阿南市		新野町	平川内
I-1499	自然斜面	月夜	阿南市		新野町	月夜
I-1500	自然斜面	東谷(1)	阿南市		新野町	東谷
I-1501	自然斜面	生谷(1)	阿南市		新野町	生谷
I-1502	自然斜面	助道(1)	阿南市		新野町	助道
I-1503	自然斜面	行友(1)	阿南市		新野町	行友
I-1504	自然斜面	西地	阿南市		新野町	西地
I-1505	自然斜面	是国	阿南市		新野町	是国
I-1506	自然斜面	重友(1)	阿南市		新野町	重友
I-1507	自然斜面	重友(2)	阿南市		新野町	重友
I-1508	自然斜面	宇井谷(1)	阿南市		新野町	宇井谷
I-1509	自然斜面	大歳(1)	阿南市		新野町	大歳
I-1510	自然斜面	入田(1)	阿南市		新野町	入田
I-1511	自然斜面	秋山	阿南市		新野町	秋山
I-1512	自然斜面	西光寺(1)	阿南市		新野町	西光寺
I-1513	自然斜面	西光寺(2)	阿南市		新野町	西光寺
I-1514	自然斜面	岡花(1)	阿南市		新野町	岡花
I-1515	自然斜面	安行(1)	阿南市		新野町	安行
I-1516	自然斜面	安行(2)	阿南市		新野町	安行
I-1517	自然斜面	久田(1)	阿南市		新野町	久田
I-1518	自然斜面	清貞(1)	阿南市		新野町	清貞
I-1519	自然斜面	海老川(1)	阿南市		新野町	海老川
I-1520	自然斜面	海老川(2)	阿南市		新野町	海老川



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1521	自然斜面	友常(1)	阿南市		新野町	友常
I-1522	自然斜面	谷口(1)	阿南市		新野町	谷口
I-1523	自然斜面	川亦(1)	阿南市		新野町	川又
I-1524	自然斜面	前田	阿南市		新野町	前田
I-1525	自然斜面	前田(2)	阿南市		新野町	前田
I-1526	自然斜面	喜来(1)	阿南市		新野町	喜来
I-1527	自然斜面	本田(1)	阿南市		新野町	本田
I-1528	自然斜面	元信	阿南市		新野町	元信
I-1529	自然斜面	関地(1)	阿南市		橘町	関地
I-1530	自然斜面	鶴(1)	阿南市		橘町	鶴
I-1531	自然斜面	大浦(1)	阿南市		橘町	大浦
I-1532	自然斜面	大浦(2)	阿南市		橘町	大浦
I-1533	自然斜面	江ノ浦(1)	阿南市		橘町	江ノ浦
I-1534	自然斜面	西浦	阿南市		橘町	西浦
I-1535	自然斜面	中浦	阿南市		橘町	中浦
I-1536	自然斜面	汐谷	阿南市		橘町	汐谷
I-1537	自然斜面	汐谷山(1)	阿南市		橘町	汐谷山
I-1538	自然斜面	西分(1)	阿南市		津乃峰町	西分(1)
I-1539	自然斜面	東分(1)	阿南市		津乃峰町	東分
I-1540	自然斜面	東分(2)	阿南市		津乃峰町	東分
I-1541	自然斜面	長浜(1)	阿南市		津乃峰町	長浜
I-1542	自然斜面	大瀉	阿南市		大瀉町	
I-1543	自然斜面	大瀉(3)	阿南市		大瀉町	
I-1544	自然斜面	大浜	阿南市		中林町	大浜
I-1545	自然斜面	畠田	阿南市		中林町	畠田
I-1546	自然斜面	東	阿南市		中林町	東
I-1547	自然斜面	青木	阿南市		見能林町	青木
I-1548	自然斜面	大坪	阿南市		見能林町	大坪
I-1549	自然斜面	平石	阿南市		見能林町	平石
I-1550	自然斜面	高道(1)	阿南市		見能林町	高道
I-1551	自然斜面	三谷	阿南市		見能林町	三谷
I-1552	自然斜面	山下	阿南市		内原町	山下
I-1553	自然斜面	大谷(1)	阿南市		内原町	大谷
I-1554	自然斜面	中分	阿南市		内原町	中分
I-1555	自然斜面	中分(1)	阿南市		津乃峰町	中分
I-1556	自然斜面	柳橋	阿南市		内原町	柳橋
I-1557	自然斜面	蛭地	阿南市		内原町	蛭地
I-1558	自然斜面	竹の内	阿南市		内原町	竹の内
I-1559	自然斜面	中富(1)	阿南市		桑野町	中富(1)
I-1560	自然斜面	西谷	阿南市		桑野町	西谷
I-1561	自然斜面	浦の内	阿南市		桑野町	浦の内
I-1562	自然斜面	岡元	阿南市		桑野町	岡元
I-1563	自然斜面	中コソ	阿南市		山口町	中コソ
I-1564	自然斜面	末広	阿南市		山口町	末広
I-1565	自然斜面	南谷(1)	阿南市		山口町	南谷
I-1566	自然斜面	北谷(1)	阿南市		山口町	北谷
I-1567	自然斜面	平野	阿南市		山口町	平野
I-1568	自然斜面	久延(1)	阿南市		山口町	久延
I-1569	自然斜面	森国	阿南市		山口町	森国
I-1570	自然斜面	嵐谷	阿南市		山口町	久延
I-1571	自然斜面	北山	阿南市		山口町	北山
I-1572	自然斜面	蓮花寺	阿南市		山口町	蓮花寺
I-1573	自然斜面	大谷	阿南市		桑野町	大谷
I-1574	自然斜面	光源寺(1)	阿南市		桑野町	光源寺
I-1575	自然斜面	車ノ口	阿南市		桑野町	車ノ口
I-1576	自然斜面	桑野大地	阿南市		桑野町	大地

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1577	自然斜面	桑野大地(2)	阿南市		桑野町	大地
I-1578	自然斜面	南川	阿南市		長生町	南川
I-1579	自然斜面	明谷中沢(1)	阿南市		長生町	明谷中沢
I-1580	自然斜面	北浦	阿南市		長生町	北浦
I-1581	自然斜面	西山(1)	阿南市		長生町	西山
I-1582	自然斜面	祖ヶ谷	阿南市		長生町	祖ヶ谷
I-1583	自然斜面	山地(1)	阿南市		長生町	山地
I-1584	自然斜面	諏訪ノ端	阿南市		長生町	諏訪ノ端
I-1585	自然斜面	南平岡	阿南市		長生町	南平岡
I-1586	自然斜面	坪井	阿南市		長生町	坪井
I-1587	自然斜面	岩ノ下(1)	阿南市		長生町	張
I-1588	自然斜面	中ノ谷	阿南市		長生町	宮内
I-1589	自然斜面	鍛冶ヶ西	阿南市		長生町	西方
I-1590	自然斜面	井関(1)	阿南市		宝田町	井関
I-1591	自然斜面	そうざ谷(1)	阿南市		富岡町	そうざ谷
I-1592	自然斜面	あ王谷	阿南市		富岡町	あ王谷
I-1593	自然斜面	西池田	阿南市		富岡町	西池田
I-1594	自然斜面	東池田(1)	阿南市		富岡町	東池田口
I-1595	自然斜面	滝の下	阿南市		富岡町	滝の下
I-1596	自然斜面	亀崎	阿南市		睨町	亀崎
I-1597	自然斜面	別所	阿南市		上大野町	別所
I-1598	自然斜面	清松(1)	阿南市		上大野町	清松
I-1599	自然斜面	久留米田(1)	阿南市		上大野町	久留米田
I-1600	自然斜面	西谷	阿南市		上大野町	西谷
I-1601	自然斜面	熊谷(1)	阿南市		熊谷町	熊谷
I-1602	自然斜面	野尻	阿南市		吉井町	野尻
I-1603	自然斜面	日ノ浦(1)	阿南市		吉井町	日ノ浦
I-1604	自然斜面	片山	阿南市		吉井町	片山
I-1605	自然斜面	加茂(1)	阿南市		加茂町	南不ヶ
I-1606	自然斜面	加茂(2)	阿南市		加茂町	南不ヶ
I-1607	自然斜面	南不ヶ	阿南市		加茂町	南不ヶ
I-1608	自然斜面	大谷(1)	阿南市		加茂町	大谷
I-1609	自然斜面	吉元	阿南市		加茂町	吉元
I-1610	自然斜面	宗田	阿南市		加茂町	宗田
I-1611	自然斜面	宿居谷	阿南市		加茂町	宿居谷
I-1612	自然斜面	高田	阿南市		加茂町	高田
I-1613	自然斜面	中野	阿南市		水井町	東・中野
I-1614	自然斜面	西	阿南市		水井町	西
I-1615	自然斜面	宮平(1)	阿南市		大田井町	宮平
I-1616	自然斜面	十八女	阿南市		十八女町	十八女
I-1617	自然斜面	大屋(1)	阿南市		十八女町	新開
I-1618	自然斜面	岡崎	阿南市		深瀬町	岡崎
I-1619	自然斜面	深瀬	阿南市		深瀬町	中峰
I-1620	自然斜面	北久保	阿南市		深瀬町	北久保
I-1621	自然斜面	七浦(1)	阿南市		楠根町	七浦
I-1622	自然斜面	津越(1)	阿南市		楠根町	津越
I-1623	自然斜面	奥山(1)	阿南市		楠根町	助峰
I-1624	自然斜面	助峰	阿南市		楠根町	助峰
I-1625	自然斜面	盛大	阿南市		楠根町	盛大
I-1626	自然斜面	奥條	阿南市		楠根町	美濃谷
I-1627	自然斜面	菖蒲	阿南市		楠根町	菖蒲
I-1628	自然斜面	中上(1)	阿南市		細野町	中上
I-1629	自然斜面	戎山(1)	阿南市		津ノ峰町	戎山
I-1630	自然斜面	新開地	阿南市		富岡町	トノ町
I-1631	自然斜面	広重	阿南市		新野町	広重
I-1632	自然斜面	湊(1)	阿南市		福井町	湊

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1633	自然斜面	湊(2)	阿南市		福井町	湊
I-1634	自然斜面	旭越山(1)	阿南市		才見町	旭越山
I-1635	自然斜面	切石	阿南市		桑野町	切石
I-1636	自然斜面	長浜(2)	阿南市		津ノ峰町	長浜
I-1637	自然斜面	金石	阿南市		楠根町	金石
I-1638	自然斜面	久田(2)	阿南市		新野町	久田
I-1639	自然斜面	安行(3)	阿南市		新野町	安行
I-1640	自然斜面	安行(4)	阿南市		新野町	安行
I-1641	自然斜面	入田(2)	阿南市		新野町	入田
I-1642	自然斜面	宮前(1)	阿南市		新野町	宮前
I-1643	自然斜面	古津(1)	阿南市		福井町	古津
I-1644	自然斜面	桜木(1)	阿南市		内原町	桜木
I-1645	自然斜面	大潟(2)	阿南市		大潟町	
I-1646	自然斜面	伊島	阿南市		伊島町	瀬戸
I-1647	自然斜面	萱原(1)	阿南市		上大野	萱原
I-1648	自然斜面	畑田	阿南市		下大野	南傍示
I-1649	自然斜面	宮ノ森(1)	阿南市		桑野町	宮ノ森
I-1650	自然斜面	中富(2)	阿南市		桑野町	中富
I-1651	自然斜面	池ノ内(1)	阿南市		桑野町	池ノ内
I-1652	自然斜面	池ノ内(2)	阿南市		桑野町	池ノ内
I-1653	自然斜面	尾花(1)	阿南市		桑野町	尾花
I-1654	自然斜面	清貞(2)	阿南市		新野町	清貞
I-1655	自然斜面	清貞(3)	阿南市		新野町	清貞
I-1656	自然斜面	谷口(2)	阿南市		新野町	谷口
I-1657	自然斜面	谷口(3)	阿南市		新野町	谷口
I-1658	自然斜面	舟子田(1)	阿南市		山口町	舟子田
I-1659	自然斜面	大久保(1)	阿南市		山口町	大久保
I-1660	自然斜面	シル谷	阿南市		熊谷町	シル谷
I-1661	自然斜面	築溜	阿南市		見能林	築溜
I-1662	自然斜面	戎山(2)	阿南市		津乃峰町	戎山
I-1663	自然斜面	黒河(1)	阿南市		加茂町	黒河
I-1664	自然斜面	黒河(2)	阿南市		加茂町	黒河
I-1665	自然斜面	山下(2)	阿南市		福井町	山下
I-1666	自然斜面	吉谷(1)	阿南市		福井町	吉谷
I-1667	自然斜面	吉谷(2)	阿南市		福井町	吉谷
I-1668	自然斜面	青木(1)	阿南市		橘町	青木
I-1669	自然斜面	関地(2)	阿南市		橘町	関地
I-1670	自然斜面	日開谷	阿南市		橘町	日開谷
I-1671	自然斜面	六反地(1)	阿南市		橘町	六反地
I-1672	自然斜面	西浦(2)	阿南市		橘町	西浦
I-1673	自然斜面	西浦山	阿南市		橘町	西浦山
I-1674	自然斜面	汐谷山(2)	阿南市		橘町	汐谷山
I-1675	自然斜面	幸野(1)	阿南市		橘町	幸野
I-1676	自然斜面	大浦(3)	阿南市		橘町	大浦
I-1677	自然斜面	江ノ浦(2)	阿南市		橘町	江ノ浦
I-1678	自然斜面	瀬戸(1)	阿南市		伊島町	瀬戸
I-1679	自然斜面	瀬戸(2)	阿南市		伊島町	瀬戸
I-1461	自然斜面	宮ノ下(1)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	宮ノ下
I-1462	自然斜面	小谷口	阿南市	羽ノ浦町	古毛	小谷口
I-1463	自然斜面	宮ノ下(2)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	宮ノ下
I-1464	自然斜面	阿千田(1)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	阿千田
I-1465	自然斜面	恵田(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-1466	自然斜面	恵田(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-1467	自然斜面	沢田(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
I-1468	自然斜面	沢田(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
I-1469	自然斜面	小谷口(2)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	小谷口

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-2070	人工斜面	大西(1)	阿南市		福井町	大西
I-2071	人工斜面	大西(2)	阿南市		福井町	大西
I-2072	人工斜面	幸野(2)	阿南市		橋町	幸野
I-2073	人工斜面	杉谷(1)	阿南市		山口町	杉谷
I-2074	人工斜面	西分(2)	阿南市		津乃峰町	西分
I-2075	人工斜面	吉谷(3)	阿南市		福井町	吉谷
I-2076	人工斜面	牛岐城跡	阿南市		富岡町	トノ町
I-2077	人工斜面	大浦(4)	阿南市		橋町	大浦
I-2078	人工斜面	汐谷山(3)	阿南市		橋町	汐谷山
I-2062	人工斜面	羽ノ浦中学校	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
I-2063	人工斜面	南浦	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	南浦
I-2064	人工斜面	春日野(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	南浦
I-2065	人工斜面	橋ノ本	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	橋ノ本
I-2066	人工斜面	恵田(3)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-2067	人工斜面	恵田(4)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-2068	人工斜面	奥ノ谷(1)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	奥ノ谷
I-2069	人工斜面	奥ノ谷(2)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	奥ノ谷
I-1680	自然斜面	東内2	那賀町	鷺敷町	中山	関ヶ原
I-1681	自然斜面	福永	那賀町	鷺敷町	中山	奥ノ谷
I-1682	自然斜面	井ノ木根1	那賀町	鷺敷町	中山	井ノ木根
I-1683	自然斜面	生杉上	那賀町	鷺敷町	中山	孫ノ
I-1684	自然斜面	柳沢2	那賀町	鷺敷町	中山	柳沢
I-1685	自然斜面	生杉下	那賀町	鷺敷町	中山	千棒
I-1686	自然斜面	近藤-2	那賀町	鷺敷町	中山	どふめん
I-1687	自然斜面	助友1	那賀町	鷺敷町	中山	助友
I-1688	自然斜面	唐杉	那賀町	鷺敷町	中山	おく
I-1689	自然斜面	下司名	那賀町	鷺敷町	中山	下司名
I-1690	自然斜面	日ノ浦	那賀町	鷺敷町	中山	国近谷口
I-1691	自然斜面	称木のの1	那賀町	鷺敷町	中山	称木のの
I-1692	自然斜面	小延	那賀町	鷺敷町	中山	長戸原
I-1693	自然斜面	八幡原	那賀町	鷺敷町	和食郷	八幡原
I-1694	自然斜面	北地	那賀町	鷺敷町	和食郷	北地
I-1695	自然斜面	木山	那賀町	鷺敷町	和食郷	田野
I-1696	自然斜面	南町2	那賀町	鷺敷町	土佐	南町
I-1697	自然斜面	亀代	那賀町	鷺敷町	小仁宇	大坪
I-1698	自然斜面	王子前-1	那賀町	鷺敷町	仁宇	王子前
I-1699	自然斜面	阿井	那賀町	鷺敷町	仁宇	学原
I-1700	自然斜面	白木	那賀町	鷺敷町	百合	石橋
I-1701	自然斜面	手束-1	那賀町	鷺敷町	百合	松ノ木
I-1702	自然斜面	松ノ木5	那賀町	鷺敷町	百合	松ノ木
I-1703	自然斜面	関山-1	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪
I-1704	自然斜面	大国(2)	那賀町	相生町	鮎川	大国
I-1705	自然斜面	大国(1)	那賀町	相生町	鮎川	大国
I-1706	自然斜面	下傍示	那賀町	相生町	谷内	下傍示
I-1707	自然斜面	下傍示4	那賀町	相生町	谷内	下傍示
I-1708	自然斜面	下傍示2	那賀町	相生町	谷内	下傍示
I-1709	自然斜面	相生馬路	那賀町	相生町	馬路	原首
I-1710	自然斜面	相生馬路	那賀町	相生町	馬路	桑内
I-1711	自然斜面	東原	那賀町	相生町	平野	東原
I-1712	自然斜面	妙見前	那賀町	相生町	平野	妙見前
I-1713	自然斜面	庵前	那賀町	相生町	平野	庵前
I-1714	自然斜面	平野	那賀町	相生町	平野	森ノ下
I-1715	自然斜面	西曾根	那賀町	相生町	相名	石田
I-1716	自然斜面	西納	那賀町	相生町	西納	大張
I-1717	自然斜面	戸丸	那賀町	相生町	西納	戸丸
I-1718	自然斜面	上平間	那賀町	相生町	西納	上平間

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1719	自然斜面	つづら口	那賀町	相生町	西納	つづら口
I-1720	自然斜面	鮎川	那賀町	相生町	鮎川	蛭子
I-1721	自然斜面	上福ヶ谷	那賀町	相生町	入野	上福ヶ谷
I-1722	自然斜面	延野	那賀町	相生町	延野	王子原
I-1723	自然斜面	龍王本	那賀町	相生町	雄	龍王本
I-1724	自然斜面	南尻	那賀町	相生町	雄	南尻
I-1725	自然斜面	川口	那賀町	相生町	吉野	イヤ谷
I-1726	自然斜面	タスリ	那賀町	相生町	大久保	タスリ
I-1727	自然斜面	狩揃-2	那賀町	相生町	大久保	狩揃
I-1728	自然斜面	岡崎	那賀町	相生町	大久保	西納野
I-1729	自然斜面	日野谷	那賀町	相生町	大久保	大西
I-1730	自然斜面	横石-2	那賀町	相生町	横石	中傍示
I-1731	自然斜面	大下	那賀町	相生町	朴野	下原・大下
I-1732	自然斜面	堂ノ東	那賀町	相生町	朴野	堂ノ東
I-1733	自然斜面	森畑	那賀町	相生町	日浦	森畑
I-1734	自然斜面	西平間	那賀町	上那賀町	音谷	東畑
I-1735	自然斜面	音谷	那賀町	上那賀町	音谷	西平間
I-1736	自然斜面	小計	那賀町	上那賀町	小計	小計
I-1737	自然斜面	桜谷	那賀町	上那賀町	桜谷	新の宮・泉の元・東島・水崎原
I-1738	自然斜面	桜谷上	那賀町	上那賀町	桜谷	木屋ノ谷
I-1739	自然斜面	久保3	那賀町	上那賀町	小浜	惣戸谷
I-1740	自然斜面	小浜	那賀町	上那賀町	小浜	西畑
I-1741	自然斜面	小浜上	那賀町	上那賀町	小浜	小浜上
I-1742	自然斜面	谷口	那賀町	上那賀町	大戸	谷口
I-1743	自然斜面	庵ノ岡	那賀町	上那賀町	桧曾根	藤ノ平
I-1744	自然斜面	中須	那賀町	上那賀町	桧曾根	中須
I-1745	自然斜面	中分	那賀町	上那賀町	菖蒲	中分
I-1746	自然斜面	和無田	那賀町	上那賀町	大戸	和無田
I-1747	自然斜面	井ノ元-3	那賀町	上那賀町	拝宮	井ノ本
I-1748	自然斜面	轟	那賀町	上那賀町	拝宮	轟
I-1749	自然斜面	堂宇森奥	那賀町	上那賀町	大殿	下川端
I-1750	自然斜面	中村	那賀町	上那賀町	白石	中内
I-1751	自然斜面	井ノ浦	那賀町	上那賀町	白石	森平
I-1752	自然斜面	下用知	那賀町	上那賀町	白石	下用知
I-1753	自然斜面	平谷	那賀町	上那賀町	平谷	東島・西島・宮ノ元・下ノ内・ツルノ
I-1754	自然斜面	小松原1	那賀町	上那賀町	平谷	小松原
I-1755	自然斜面	横畑	那賀町	上那賀町	御所谷	横畑
I-1756	自然斜面	半名	那賀町	上那賀町	御所谷	南屋敷
I-1757	自然斜面	鍛冶屋	那賀町	上那賀町	御所谷	鍛冶屋・車瀬
I-1758	自然斜面	日浦	那賀町	上那賀町	府殿	日浦
I-1759	自然斜面	成瀬	那賀町	上那賀町	成瀬	成瀬
I-1760	自然斜面	日浦平	那賀町	上那賀町	成瀬	日浦平
I-1761	自然斜面	ナカドヲリ	那賀町	上那賀町	海川	ナカドヲリ
I-1762	自然斜面	ヲフウチ	那賀町	上那賀町	海川	ホシゴエ
I-1763	自然斜面	ウエノウチ	那賀町	上那賀町	海川	ウエノウチ
I-1764	自然斜面	ヒウラ	那賀町	上那賀町	海川	ヒウラ
I-1765	自然斜面	内の瀬1	那賀町	木沢村	木頭	内の瀬
I-1766	自然斜面	滝の首4	那賀町	木沢村	木頭	上田
I-1767	自然斜面	前田	那賀町	木沢村	木頭	前田
I-1768	自然斜面	高山平	那賀町	木沢村	坂州	高山平
I-1769	自然斜面	寒谷1	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
I-1770	自然斜面	坂州(2)	那賀町	木沢村	坂州	向エ
I-1771	自然斜面	向エ2	那賀町	木沢村	坂州	向エ
I-1772	自然斜面	坂州(1)	那賀町	木沢村	木頭	広瀬
I-1773	自然斜面	滝ノ下1	那賀町	木沢村	当山	滝の下
I-1774	自然斜面	広瀬1	那賀町	木沢村	坂州	広瀬

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1775	自然斜面	名古ノ瀬	那賀町	木沢村	掛盤	名古ノ瀬
I-1776	自然斜面	石本3	那賀町	木沢村	沢谷	石本
I-1777	自然斜面	五倍木回り1	那賀町	木沢村	掛盤	五倍木回り
I-1778	自然斜面	クレ石1	那賀町	木沢村	横谷	クレ石
I-1779	自然斜面	東畑	那賀町	木沢村	川成	東畑
I-1780	自然斜面	小見野々	那賀町	木頭村	助	中谷
I-1781	自然斜面	林	那賀町	木頭村	助	林
I-1782	自然斜面	助蔭	那賀町	木頭村	助	陰
I-1783	自然斜面	助	那賀町	木頭村	助	冬口谷
I-1784	自然斜面	大久保1	那賀町	木頭村	助	大久保
I-1785	自然斜面	九文名	那賀町	木頭村	助	九文名
I-1786	自然斜面	出原下	那賀町	木頭村	出原	ヨコマチ
I-1787	自然斜面	坂本	那賀町	木頭村	出原	サカモト
I-1788	自然斜面	モリニシ1	那賀町	木頭村	出原	モリニシ
I-1789	自然斜面	出原	那賀町	木頭村	出原	ワダ
I-1790	自然斜面	和無田	那賀町	木頭村	和無田	ヨシノ
I-1791	自然斜面	上平	那賀町	木頭村	南宇	トゴヘ
I-1792	自然斜面	白久	那賀町	木頭村	南宇	テラモト
I-1793	自然斜面	クレイシ	那賀町	木頭村	西宇	クレイシ
I-1794	自然斜面	西バン	那賀町	木頭村	西宇	西バン
I-1795	自然斜面	棚谷	那賀町	木頭村	折宇	棚谷
I-1796	自然斜面	下モ番	那賀町	木頭村	折宇	下も番
I-1797	自然斜面	下モ平	那賀町	木頭村	折宇	久留名
I-1798	自然斜面	久留名	那賀町	木頭村	折宇	久留名
I-1799	自然斜面	棚ノ岡	那賀町	木頭村	折宇	棚ノ岡
I-1800	自然斜面	菖蒲野	那賀町	木頭村	折宇	菖蒲野
I-1801	自然斜面	大地平1	那賀町	木頭村	北川	大地平
I-1802	自然斜面	日浦	那賀町	木頭村	北川	下も伴
I-1803	自然斜面	小藪	那賀町	木頭村	北川	小藪
I-1804	自然斜面	北川蔭	那賀町	木頭村	北川	かじや
I-1805	自然斜面	美那川キャンプ場	那賀町	木頭村	折宇	野久保谷
I-2079	人工斜面	南川8	那賀町	鷺敷町	和食郷	八幡原
I-2080	人工斜面	南川14	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
I-2081	人工斜面	南川6	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
I-2082	人工斜面	松ノ木1	那賀町	鷺敷町	百合	松ノ木
I-2083	人工斜面	川久保1	那賀町	相生町	大久保	川久保
I-2084	人工斜面	若宮西	那賀町	上那賀町	桜谷	若宮西
I-2085	人工斜面	白ヶ谷口1	那賀町	上那賀町	小浜	白ヶ谷口
I-2086	人工斜面	向イ1	那賀町	上那賀町	長安	向イ
I-2087	人工斜面	下ノ内	那賀町	上那賀町	平谷	下ノ内
I-1806	自然斜面	橘	牟岐町		橘	橘
I-1807	自然斜面	辺川	牟岐町		辺川	辺川
I-1808	自然斜面	平野	牟岐町		河内	平野
I-1809	自然斜面	笹身	牟岐町		河内	笹身
I-1810	自然斜面	河内	牟岐町		河内	河内
I-1811	自然斜面	川又	牟岐町		河内	川又
I-1812	自然斜面	牟岐東	牟岐町		灘	牟岐東
I-1813	自然斜面	砂美ノ浜	牟岐町		灘	砂美ノ浜
I-1814	自然斜面	下浜辺(1)	牟岐町		灘	下浜辺
I-1815	自然斜面	古牟岐	牟岐町		灘	古牟岐
I-1816	自然斜面	奥前(1)	牟岐町		中村	奥前
I-1817	自然斜面	天神前(1)	牟岐町		中村	天神前
I-1818	自然斜面	天神前(2)	牟岐町		中村	天神前
I-1819	自然斜面	天神前(3)	牟岐町		中村	天神前
I-1820	自然斜面	宮田	牟岐町		中村	宮田
I-1821	自然斜面	出羽島北	牟岐町		中村	出羽島北

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1822	自然斜面	清開	牟岐町		中村	清開
I-1823	自然斜面	杉谷(1)	牟岐町		中村	杉谷
I-1824	自然斜面	杉谷(2)	牟岐町		中村	杉谷
I-1825	自然斜面	杉谷(4)	牟岐町		中村	杉谷
I-1826	自然斜面	大谷	牟岐町		中村	大谷
I-1827	自然斜面	牟岐大谷	牟岐町		中村	大谷
I-1828	自然斜面	牟岐大谷(2)	牟岐町		中村	大谷
I-1829	自然斜面	牟岐大谷(3)	牟岐町		中村	大谷
I-1830	自然斜面	大谷(2)	牟岐町		中村	大谷
I-1831	自然斜面	大谷(3)	牟岐町		中村	大谷
I-1832	自然斜面	大戸(1)	牟岐町		中村	大戸
I-1833	自然斜面	大戸(2)	牟岐町		中村	大戸
I-1834	自然斜面	山田(1)	牟岐町		中村	山田
I-1835	自然斜面	清水(1)	牟岐町		中村	清水
I-1836	自然斜面	清水(2)	牟岐町		中村	清水
I-1837	自然斜面	関(1)	牟岐町		川長	関
I-1838	自然斜面	市宇谷(1)	牟岐町		川長	市宇谷
I-1839	自然斜面	山戸	牟岐町		川長	山戸
I-1840	自然斜面	山戸(2)	牟岐町		川長	山戸
I-1841	自然斜面	山戸(3)	牟岐町		川長	山戸
I-1842	自然斜面	白木(1)	牟岐町		内妻	白木
I-1843	自然斜面	白木(2)	牟岐町		内妻	白木
I-1844	自然斜面	丸山(1)	牟岐町		内妻	丸山
I-1845	自然斜面	丸山(2)	牟岐町		内妻	丸山
I-2088	人工斜面	杉谷(3)	牟岐町		中村	杉谷
I-2089	人工斜面	奥前(2)	牟岐町		中村	奥前
I-1887	自然斜面	奥地(上)	美波町	由岐町	伊座利	奥地
I-1888	自然斜面	奥地(西)	美波町	由岐町	伊座利	奥地
I-1889	自然斜面	片山東	美波町	由岐町	伊座利	片山
I-1890	自然斜面	片山(1)	美波町	由岐町	伊座利	片山
I-1891	自然斜面	小イザリ(1)	美波町	由岐町	伊座利	小イザリ
I-1892	自然斜面	寺谷	美波町	由岐町	阿部	寺谷
I-1893	自然斜面	東谷	美波町	由岐町	阿部	東谷
I-1894	自然斜面	西谷	美波町	由岐町	阿部	西谷
I-1895	自然斜面	轟	美波町	由岐町	志和岐	轟
I-1896	自然斜面	轟(東)	美波町	由岐町	志和岐	轟
I-1897	自然斜面	天皇(西)	美波町	由岐町	志和岐	天王
I-1898	自然斜面	中由岐	美波町	由岐町	西の地	東地
I-1899	自然斜面	大谷(1)	美波町	由岐町	西の地	大谷
I-1900	自然斜面	東地(1)	美波町	由岐町	西の地	東地
I-1901	自然斜面	谷浦(1)	美波町	由岐町	西の地	谷浦
I-1902	自然斜面	志和岐谷(1)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷
I-1903	自然斜面	由岐西	美波町	由岐町	西由岐	後山
I-1904	自然斜面	後山	美波町	由岐町	西由岐	後山
I-1905	自然斜面	東由岐	美波町	由岐町	東由岐	本村
I-1906	自然斜面	東由岐(1)	美波町	由岐町	東由岐	本村
I-1907	自然斜面	東由岐(2)	美波町	由岐町	東由岐	本村
I-1908	自然斜面	田井	美波町	由岐町	田井	中田
I-1909	自然斜面	白鳥(1)	美波町	由岐町	田井	白鳥
I-1910	自然斜面	田井(2)	美波町	由岐町	田井	原田
I-1911	自然斜面	田井(3)	美波町	由岐町	田井	原田
I-1912	自然斜面	南谷(1)	美波町	由岐町	田井	南谷
I-1913	自然斜面	カク	美波町	由岐町	木岐	カク
I-1914	自然斜面	木岐東	美波町	由岐町	木岐	東町
I-1915	自然斜面	本村	美波町	由岐町	木岐	本村
I-1916	自然斜面	徳竹	美波町	由岐町	木岐	徳竹

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1917	自然斜面	木岐南	美波町	由岐町	木岐	西町
I-1918	自然斜面	白浜	美波町	由岐町	木岐	白浜
I-1919	自然斜面	南白浜	美波町	由岐町	木岐	白浜
I-1846	自然斜面	大戸	美波町	日和佐町	北河内	大戸
I-1847	自然斜面	久望	美波町	日和佐町	北河内	久望
I-1848	自然斜面	谷口宅付近	美波町	日和佐町	北河内	登り
I-1849	自然斜面	登り	美波町	日和佐町	北河内	登り
I-1850	自然斜面	本村(1)	美波町	日和佐町	北河内	本村
I-1851	自然斜面	流矢	美波町	日和佐町	赤松	流矢
I-1852	自然斜面	坂根宅付近	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
I-1853	自然斜面	阿地屋	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
I-1854	自然斜面	野田(3)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1855	自然斜面	野田(2)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1856	自然斜面	野田(1)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1857	自然斜面	寺野	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1858	自然斜面	新居家	美波町	日和佐町	赤松	影野
I-1859	自然斜面	栗作	美波町	日和佐町	赤松	栗作
I-1860	自然斜面	野田(4)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1861	自然斜面	田井	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
I-1862	自然斜面	旧分校の付近	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
I-1863	自然斜面	日和佐浦(1)	美波町	日和佐町	日和佐浦	東町
I-1864	自然斜面	城山	美波町	日和佐町	日和佐浦	城山
I-1865	自然斜面	井ノ上	美波町	日和佐町	奥河内	井ノ上
I-1866	自然斜面	宝木宅付近	美波町	日和佐町	奥河内	井ノ上
I-1867	自然斜面	西町	美波町	日和佐町	奥河内	西町
I-1868	自然斜面	奥河内	美波町	日和佐町	奥河内	本村
I-1869	自然斜面	弁才天	美波町	日和佐町	奥河内	弁才天
I-1870	自然斜面	寺前(3)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1871	自然斜面	薬王寺	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1872	自然斜面	寺前(1)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1873	自然斜面	寺前(2)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1874	自然斜面	寺前(4)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1875	自然斜面	田々川	美波町	日和佐町	西河内	田々川
I-1876	自然斜面	田々川(2)	美波町	日和佐町	西河内	田々川
I-1877	自然斜面	入江宅付近	美波町	日和佐町	西河内	永田
I-1878	自然斜面	永田	美波町	日和佐町	西河内	永田
I-1879	自然斜面	岩瀬宅付近	美波町	日和佐町	西河内	長谷田
I-1880	自然斜面	馬木	美波町	日和佐町	西河内	馬木
I-1881	自然斜面	丹前(1)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
I-1882	自然斜面	丹前(2)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
I-1883	自然斜面	本村	美波町	日和佐町	山河内	本村
I-1884	自然斜面	打越	美波町	日和佐町	山河内	打越
I-1885	自然斜面	なか	美波町	日和佐町	山河内	なか
I-1886	自然斜面	白沢	美波町	日和佐町	山河内	白沢
I-2090	人工斜面	山田宅付近	美波町	日和佐町	北河内	本村
I-2091	人工斜面	栄宅の処	美波町	日和佐町	奥河内	奥湯
I-2092	人工斜面	日和佐浦(2)	美波町	日和佐町	日和佐浦	城山
I-2093	人工斜面	櫛ヶ谷(1)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
I-2094	人工斜面	弁才天(2)	美波町	日和佐町	奥河内	弁才天
I-1920	自然斜面	皆ノ瀬	海陽町	海南町	小川	皆ノ瀬
I-1921	自然斜面	小川口	海陽町	海南町	小川	小川
I-1922	自然斜面	大比	海陽町	海南町	小川	大比
I-1923	自然斜面	上小谷(1)	海陽町	海南町	小川	上小谷
I-1924	自然斜面	神ノ前	海陽町	海南町	神野	神ノ前
I-1925	自然斜面	神野	海陽町	海南町	神野	神野
I-1926	自然斜面	高尾	海陽町	海南町	神野	高尾



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1927	自然斜面	若松	海陽町	海南町	若松	若松
I-1928	自然斜面	築ノ本	海陽町	海南町	若松	築ノ本
I-1929	自然斜面	村山	海陽町	海南町	相川	村山
I-1930	自然斜面	室津	海陽町	海南町	相川	室津
I-1931	自然斜面	柱野	海陽町	海南町	相川	柱野
I-1932	自然斜面	相川	海陽町	海南町	相川	相川
I-1933	自然斜面	相川中野	海陽町	海南町	相川	中野
I-1934	自然斜面	中野(1)	海陽町	海南町	相川	中野
I-1935	自然斜面	中野(2)	海陽町	海南町	相川	中野
I-1936	自然斜面	横岡	海陽町	海南町	浅川	横岡
I-1937	自然斜面	中相	海陽町	海南町	浅川	中相
I-1938	自然斜面	鯖瀬口	海陽町	海南町	浅川	鯖瀬口
I-1939	自然斜面	小鯖瀬口(1)	海陽町	海南町	浅川	小鯖瀬口
I-1940	自然斜面	大砂(1)	海陽町	海南町	浅川	大砂
I-1941	自然斜面	加島(1)	海陽町	海南町	浅川	加島
I-1942	自然斜面	西	海陽町	海南町	浅川	西
I-1943	自然斜面	三浦	海陽町	海南町	浅川	三浦
I-1944	自然斜面	中川	海陽町	海南町	浅川	中川
I-1945	自然斜面	川ヨリ西	海陽町	海南町	浅川	川ヨリ西
I-1946	自然斜面	栗浦口(1)	海陽町	海南町	浅川	栗浦口
I-1947	自然斜面	ノドロ(1)	海陽町	海南町	浅川	ノドロ
I-1948	自然斜面	ノドロ(2)	海陽町	海南町	浅川	ノドロ
I-1949	自然斜面	村山(2)	海陽町	海南町	相川	村山
I-1950	自然斜面	羽坂(1)	海陽町	海南町	浅川	羽坂
I-1951	自然斜面	四方原	海陽町	海南町	四方原	四方原
I-1952	自然斜面	コカロト	海陽町	海南町	吉野	コカロト
I-1953	自然斜面	多良(1)	海陽町	海南町	多良	多良
I-1954	自然斜面	多良(2)	海陽町	海南町	多良	多良
I-1955	自然斜面	田尻	海陽町	海部町	大井	田尻
I-1956	自然斜面	家の元	海陽町	海部町	大井	家の元
I-1957	自然斜面	大井	海陽町	海部町	大井	大井
I-1958	自然斜面	富田(1)	海陽町	海部町	富田	富田
I-1959	自然斜面	富田(2)	海陽町	海部町	富田	富田
I-1960	自然斜面	五反田(1)	海陽町	海部町	富田	五反田
I-1961	自然斜面	前田	海陽町	海部町	吉田	前田
I-1962	自然斜面	吉田	海陽町	海部町	吉田	吉田
I-1963	自然斜面	丸山	海陽町	海部町	中山	丸山
I-1964	自然斜面	兼ヶ淵	海陽町	海部町	中山	兼ヶ淵
I-1965	自然斜面	狭間	海陽町	海部町	中山	狭間
I-1966	自然斜面	中屋敷	海陽町	海部町	中山	中屋敷
I-1967	自然斜面	岡	海陽町	海部町	櫛川	岡
I-1968	自然斜面	櫛川	海陽町	海部町	櫛川	櫛川
I-1969	自然斜面	片山	海陽町	海部町	櫛川	片山
I-1970	自然斜面	高園	海陽町	海部町	高園	高園
I-1971	自然斜面	中ケイ(1)	海陽町	海部町	高園	中ケイ
I-1972	自然斜面	松木谷	海陽町	海部町	奥浦	松木谷
I-1973	自然斜面	脇ノ宮	海陽町	海部町	奥浦	脇ノ宮
I-1974	自然斜面	新町	海陽町	海部町	奥浦	新町
I-1975	自然斜面	町内	海陽町	海部町	奥浦	町内
I-1976	自然斜面	堤の外	海陽町	海部町	奥浦	堤の外
I-1977	自然斜面	鹿ヶ谷(1)	海陽町	海部町	奥浦	鹿ヶ谷
I-1978	自然斜面	橋の本	海陽町	海部町	奥裏	橋の本
I-1979	自然斜面	山下	海陽町	海部町	鞆浦	山下
I-1980	自然斜面	鞆浦	海陽町	海部町	鞆浦	鞆浦
I-1981	自然斜面	南町	海陽町	海部町	鞆浦	南町
I-1982	自然斜面	鞆浦東	海陽町	海部町	鞆浦	鞆浦

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1983	自然斜面	久尾	海陽町	宍喰町	久尾	久尾
I-1984	自然斜面	船津(1)	海陽町	宍喰町	船津	船津
I-1985	自然斜面	船津(2)	海陽町	宍喰町	船津	船津
I-1986	自然斜面	角坂(1)	海陽町	宍喰町	角坂	角坂
I-1987	自然斜面	角坂(2)	海陽町	宍喰町	角坂	角坂
I-1988	自然斜面	芥附	海陽町	宍喰町	芥附	芥附
I-1989	自然斜面	安井	海陽町	宍喰町	安井	安井
I-1990	自然斜面	尾崎	海陽町	宍喰町	尾崎	尾崎
I-1991	自然斜面	八山(1)	海陽町	宍喰町	尾崎	八山
I-1992	自然斜面	八山(2)	海陽町	宍喰町	尾崎	八山
I-1993	自然斜面	大野	海陽町	宍喰町	日比原	大野
I-1994	自然斜面	馳馬西1	海陽町	宍喰町	日比原	馳馬西
I-1995	自然斜面	馳馬	海陽町	宍喰町	日比原	馳馬
I-1996	自然斜面	日比原(1)	海陽町	宍喰町	日比原	日比原
I-1997	自然斜面	日比原(2)	海陽町	宍喰町	日比原	日比原
I-1998	自然斜面	安養寺(1)	海陽町	宍喰町	久保	安養寺
I-1999	自然斜面	北田(1)	海陽町	宍喰町	久保	北田
I-2000	自然斜面	北田(2)	海陽町	宍喰町	久保	北田
I-2001	自然斜面	久保	海陽町	宍喰町	久保	久保
I-2002	自然斜面	安養寺(2)	海陽町	宍喰町	久保	安養寺
I-2003	自然斜面	板取(1)	海陽町	宍喰町	久保	板取
I-2004	自然斜面	板取(2)	海陽町	宍喰町	久保	板取
I-2005	自然斜面	正梶(1)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
I-2006	自然斜面	正梶(2)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
I-2007	自然斜面	古目(1)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	古目
I-2008	自然斜面	古目(2)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	古目
I-2009	自然斜面	水床	海陽町	宍喰町	宍喰浦	角井
I-2010	自然斜面	那佐(1)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
I-2011	自然斜面	那佐(2)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
I-2012	自然斜面	角井	海陽町	宍喰町	宍喰浦	角井
I-2013	自然斜面	竹ヶ島(1)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	竹ヶ島
I-2014	自然斜面	宍喰(1)	海陽町	宍喰町	宍喰	宍喰
I-2015	自然斜面	落合(1)	海陽町	宍喰町	小谷	落合
I-2016	自然斜面	北河内(1)	海陽町	宍喰町	小谷	北河内
I-2095	人工斜面	那佐(3)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
I-2096	人工斜面	竹ヶ島(2)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	竹ヶ島
I-2097	人工斜面	板取	海陽町	宍喰町	久保	板取
I-731	自然斜面	東赤谷名(1)	美馬市	脇町		東赤谷名
I-732	自然斜面	東赤谷名(2)	美馬市	脇町		東赤谷名
I-733	自然斜面	東赤谷名(3)	美馬市	脇町		東赤谷名
I-734	自然斜面	落合	美馬市	脇町		西赤谷
I-735	自然斜面	西赤谷(2)	美馬市	脇町		西赤谷
I-736	自然斜面	西赤谷	美馬市	脇町		西赤谷
I-737	自然斜面	下曾江	美馬市	脇町		下曾江
I-738	自然斜面	曾江名(1)	美馬市	脇町		曾江名
I-739	自然斜面	曾江名(2)	美馬市	脇町		曾江名
I-740	自然斜面	曾江名(3)	美馬市	脇町		曾江名
I-741	自然斜面	広棚	美馬市	脇町		広棚
I-742	自然斜面	西大谷(1)	美馬市	脇町		西大谷
I-743	自然斜面	西大谷(2)	美馬市	脇町		西大谷
I-744	自然斜面	西大谷(3)	美馬市	脇町		西大谷
I-745	自然斜面	西大谷(4)	美馬市	脇町		西大谷
I-746	自然斜面	東大谷(1)	美馬市	脇町		東大谷
I-747	自然斜面	西上野(1)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-748	自然斜面	西上野(2)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-749	自然斜面	西上野(3)	美馬市	脇町	猪尻	西上野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-750	自然斜面	西上野(4)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-751	自然斜面	猪尻	美馬市	脇町	猪尻	猪尻
I-752	自然斜面	拝原	美馬市	脇町		拝原
I-753	自然斜面	佐城	美馬市	脇町	北庄	佐尾原
I-754	自然斜面	佐尾原(1)	美馬市	脇町	脇町	佐尾原
I-755	自然斜面	新町(1)	美馬市	脇町	脇町	新町
I-756	自然斜面	新町(2)	美馬市	脇町	脇町	新町
I-757	自然斜面	大工町	美馬市	脇町	脇町	大工町
I-758	自然斜面	東城山(1)	美馬市	脇町	脇町	東城山
I-759	自然斜面	上ノ原(1)	美馬市	脇町		上ノ原
I-760	自然斜面	井口(7)	美馬市	脇町		井口
I-761	自然斜面	小兵	美馬市	脇町		小兵
I-762	自然斜面	滝下(1)	美馬市	脇町		滝下
I-763	自然斜面	芋穴(1)	美馬市	脇町		芋穴
I-764	自然斜面	上中野(1)	美馬市	脇町		上中野
I-765	自然斜面	上中野(2)	美馬市	脇町		上中野
I-766	自然斜面	中八(1)	美馬市	脇町		中八
I-767	自然斜面	川原柴(1)	美馬市	脇町		川原柴
I-768	自然斜面	川原柴(2)	美馬市	脇町		川原柴
I-769	自然斜面	平帽子(1)	美馬市	脇町		平帽子
I-639	自然斜面	小島(1)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-640	自然斜面	小島(2)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-641	自然斜面	小島(3)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-642	自然斜面	不定	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-643	自然斜面	三谷(1)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-644	自然斜面	三谷(2)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-645	自然斜面	三谷(3)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-646	自然斜面	三谷(5)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-647	自然斜面	三谷(6)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-648	自然斜面	三谷(7)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-649	自然斜面	三谷(8)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-650	自然斜面	三谷(9)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-651	自然斜面	三谷(10)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-652	自然斜面	三谷(11)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-653	自然斜面	尾山(1)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-654	自然斜面	尾山(2)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-655	自然斜面	尾山(3)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-656	自然斜面	尾山(4)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-657	自然斜面	尾山(5)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-658	自然斜面	戎(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	戎
I-659	自然斜面	戎(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	戎
I-660	自然斜面	市の下	美馬市	穴吹町	穴吹	市の下
I-661	自然斜面	市の下(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	市の下
I-662	自然斜面	市の下(3)	美馬市	穴吹町	穴吹	市の下
I-663	自然斜面	西成戸(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
I-664	自然斜面	岡の上(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡の上
I-665	自然斜面	山神前(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	山神前
I-666	自然斜面	山神前(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	山神前
I-667	自然斜面	遠所(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	遠所
I-668	自然斜面	遠所(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	遠所
I-669	自然斜面	葉佐古	美馬市	穴吹町	穴吹	葉佐古
I-670	自然斜面	藪の下	美馬市	穴吹町	穴吹	藪の下
I-671	自然斜面	池の奥(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
I-672	自然斜面	井口	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
I-673	自然斜面	奈良坂(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
I-674	自然斜面	奈良坂(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-675	自然斜面	馬内(1)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
I-676	自然斜面	平野(1)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-677	自然斜面	平野(2)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-678	自然斜面	平野(3)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-679	自然斜面	仕出原(1)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
I-680	自然斜面	初草	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-681	自然斜面	初草(2)	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-682	自然斜面	初草(3)	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-683	自然斜面	丸山(1)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
I-684	自然斜面	中野	美馬市	穴吹町	口山	中野
I-685	自然斜面	西山(1)	美馬市	穴吹町	口山	西山
I-686	自然斜面	西山(2)	美馬市	穴吹町	口山	西山
I-687	自然斜面	淵名(1)	美馬市	穴吹町	口山	淵名
I-688	自然斜面	淵名(2)	美馬市	穴吹町	口山	淵名
I-689	自然斜面	支納(1)	美馬市	穴吹町	口山	支納
I-690	自然斜面	首野(1)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-691	自然斜面	首野(2)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-692	自然斜面	首野(3)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-693	自然斜面	首野(4)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-694	自然斜面	梶山(1)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
I-695	自然斜面	調子野(1)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
I-696	自然斜面	宮内(1)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
I-697	自然斜面	宮内(2)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
I-698	自然斜面	知野	美馬市	穴吹町	口山	知野
I-699	自然斜面	知野(2)	美馬市	穴吹町	口山	知野
I-700	自然斜面	大内(1)	美馬市	穴吹町	口山	大内
I-701	自然斜面	大内(2)	美馬市	穴吹町	古宮	大内
I-702	自然斜面	大平(1)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
I-703	自然斜面	長尾	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
I-704	自然斜面	長尾	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
I-705	自然斜面	田野内(1)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
I-706	自然斜面	丈寄(1)	美馬市	美馬町		丈寄
I-707	自然斜面	清田(1)	美馬市	美馬町		清田
I-708	自然斜面	入倉(1)	美馬市	美馬町		入倉
I-709	自然斜面	切久保	美馬市	美馬町		切久保
I-710	自然斜面	石仏(2)	美馬市	美馬町		石仏
I-711	自然斜面	石仏(3)	美馬市	美馬町		切久保
I-712	自然斜面	切久保(1)	美馬市	美馬町		切久保
I-713	自然斜面	大久保(1)	美馬市	美馬町		大久保
I-714	自然斜面	惣後(1)	美馬市	美馬町		惣後
I-715	自然斜面	惣田(1)	美馬市	美馬町		惣田
I-716	自然斜面	惣田(2)	美馬市	美馬町		惣田
I-717	自然斜面	観音	美馬市	美馬町		観音
I-718	自然斜面	黒砂	美馬市	美馬町		黒砂
I-719	自然斜面	平野(1)	美馬市	美馬町		平野
I-720	自然斜面	梅ヶ久保	美馬市	美馬町		梅ヶ久保
I-721	自然斜面	小長谷	美馬市	美馬町		小長谷
I-722	自然斜面	滝宮	美馬市	美馬町		滝宮
I-723	自然斜面	土ヶ久保	美馬市	美馬町		土ヶ久保
I-724	自然斜面	東宗重	美馬市	美馬町		東宗重
I-725	自然斜面	坊僧(1)	美馬市	美馬町		坊僧
I-726	自然斜面	谷口	美馬市	美馬町		谷口
I-727	自然斜面	竹ノ内	美馬市	美馬町		竹ノ内
I-728	自然斜面	八幡	美馬市	美馬町		八幡
I-729	自然斜面	八幡(2)	美馬市	美馬町		八幡
I-730	自然斜面	露口	美馬市	美馬町		露口

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-606	自然斜面	檜原(1)	美馬市	木屋平村		檜原
I-607	自然斜面	檜原(2)	美馬市	木屋平村		檜原
I-608	自然斜面	檜原(3)	美馬市	木屋平村		檜原
I-609	自然斜面	市初(1)	美馬市	木屋平村		市初
I-610	自然斜面	今丸(1)	美馬市	木屋平村		今丸
I-611	自然斜面	三ツ木	美馬市	木屋平村		三ツ木
I-612	自然斜面	三ツ木(2)	美馬市	木屋平村		三ツ木
I-613	自然斜面	三ツ木(3)	美馬市	木屋平村		三ツ木
I-614	自然斜面	南張(1)	美馬市	木屋平村		南張
I-615	自然斜面	大北(1)	美馬市	木屋平村		大北
I-616	自然斜面	川井(1)	美馬市	木屋平村		川井
I-617	自然斜面	川井(2)	美馬市	木屋平村		川井
I-618	自然斜面	川井(3)	美馬市	木屋平村		川井
I-619	自然斜面	川井(4)	美馬市	木屋平村		川井
I-620	自然斜面	川井(5)	美馬市	木屋平村		川井
I-621	自然斜面	櫛の木(1)	美馬市	木屋平村		櫛の木
I-622	自然斜面	下名(1)	美馬市	木屋平村		下名
I-623	自然斜面	弓道(1)	美馬市	木屋平村		弓道
I-624	自然斜面	弓道(2)	美馬市	木屋平村		弓道
I-625	自然斜面	森遠(1)	美馬市	木屋平村		森遠
I-626	自然斜面	森遠(2)	美馬市	木屋平村		森遠
I-627	自然斜面	森遠(3)	美馬市	木屋平村		森遠
I-628	自然斜面	谷口(1)	美馬市	木屋平村		谷口
I-629	自然斜面	谷口(2)	美馬市	木屋平村		谷口
I-630	自然斜面	谷口(3)	美馬市	木屋平村		谷口
I-631	自然斜面	太合(1)	美馬市	木屋平村		太合
I-632	自然斜面	太合(2)	美馬市	木屋平村		太合
I-633	自然斜面	太合(3)	美馬市	木屋平村		太合
I-634	自然斜面	太合(4)	美馬市	木屋平村		太合
I-635	自然斜面	川上(1)	美馬市	木屋平村		川上
I-636	自然斜面	川上(2)	美馬市	木屋平村		川上
I-637	自然斜面	川上(3)	美馬市	木屋平村		川上
I-638	自然斜面	川上(4)	美馬市	木屋平村		川上
I-2024	人工斜面	三谷(4)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-2025	人工斜面	岡(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡
I-2026	人工斜面	西成戸(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
I-2027	人工斜面	池の奥(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
I-460	自然斜面	東毛田(1)	つるぎ町	半田町		東毛田
I-461	自然斜面	松生(1)	つるぎ町	半田町		松生
I-462	自然斜面	松生(2)	つるぎ町	半田町		松生
I-463	自然斜面	西崎西	つるぎ町	半田町		中藪
I-464	自然斜面	中藪(1)	つるぎ町	半田町		中藪
I-465	自然斜面	中藪(2)	つるぎ町	半田町		中藪
I-466	自然斜面	中藪(3)	つるぎ町	半田町		中藪
I-467	自然斜面	逢坂(1)	つるぎ町	半田町		逢坂
I-468	自然斜面	小野(2)	つるぎ町	半田町		小野
I-469	自然斜面	小野(3)	つるぎ町	半田町		小野
I-470	自然斜面	小野	つるぎ町	半田町		小野
I-471	自然斜面	天皇	つるぎ町	半田町		逢坂
I-472	自然斜面	田井(1)	つるぎ町	半田町		田井
I-473	自然斜面	田井(2)	つるぎ町	半田町		田井
I-474	自然斜面	田井(3)	つるぎ町	半田町		田井
I-475	自然斜面	田井(4)	つるぎ町	半田町		田井
I-476	自然斜面	田井(5)	つるぎ町	半田町		田井
I-477	自然斜面	東久保(1)	つるぎ町	半田町		東久保
I-478	自然斜面	東久保(2)	つるぎ町	半田町		東久保

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-479	自然斜面	木ノ内(2)	つるぎ町	半田町		木ノ内
I-480	自然斜面	木ノ内	つるぎ町	半田町		木ノ内
I-481	自然斜面	日浦(1)	つるぎ町	半田町		日浦
I-482	自然斜面	日浦(2)	つるぎ町	半田町		日浦
I-483	自然斜面	日浦(3)	つるぎ町	半田町		日浦
I-484	自然斜面	日浦(4)	つるぎ町	半田町		日浦
I-485	自然斜面	日浦(5)	つるぎ町	半田町		日浦
I-486	自然斜面	蔭名(1)	つるぎ町	半田町		蔭名
I-487	自然斜面	西久保(1)	つるぎ町	半田町		西久保
I-488	自然斜面	西久保(2)	つるぎ町	半田町		西久保
I-489	自然斜面	西地住宅	つるぎ町	半田町		西地住宅
I-490	自然斜面	平良石(1)	つるぎ町	半田町		平良石
I-491	自然斜面	白石(1)	つるぎ町	半田町		白石
I-492	自然斜面	白石(2)	つるぎ町	半田町		白石
I-493	自然斜面	下竹(1)	つるぎ町	半田町		下竹
I-494	自然斜面	下竹(2)	つるぎ町	半田町		下竹
I-495	自然斜面	下竹(3)	つるぎ町	半田町		下竹
I-496	自然斜面	下竹(4)	つるぎ町	半田町		下竹
I-497	自然斜面	日開野(1)	つるぎ町	半田町		日開野
I-498	自然斜面	日開野(2)	つるぎ町	半田町		日開野
I-499	自然斜面	日開野(3)	つるぎ町	半田町		日開野
I-500	自然斜面	川又	つるぎ町	半田町		高清
I-501	自然斜面	高清(1)	つるぎ町	半田町		高清
I-502	自然斜面	高清(2)	つるぎ町	半田町		高清
I-503	自然斜面	高清(3)	つるぎ町	半田町		高清
I-504	自然斜面	青野(1)	つるぎ町	半田町		青野
I-505	自然斜面	下尾尻(1)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-506	自然斜面	下尾尻(2)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-507	自然斜面	下尾尻(3)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-508	自然斜面	下尾尻(4)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-509	自然斜面	坂根(1)	つるぎ町	半田町		坂根
I-510	自然斜面	坂根(3)	つるぎ町	半田町		坂根
I-511	自然斜面	上連(1)	つるぎ町	半田町		上連
I-512	自然斜面	上連(2)	つるぎ町	半田町		上連
I-513	自然斜面	日谷尾(1)	つるぎ町	半田町		日谷尾
I-514	自然斜面	下喜来(1)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-515	自然斜面	下喜来(2)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-516	自然斜面	下喜来(3)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-517	自然斜面	下喜来(4)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-518	自然斜面	上喜来(1)	つるぎ町	半田町		上喜来
I-519	自然斜面	上喜来(2)	つるぎ町	半田町		上喜来
I-520	自然斜面	猿飼(1)	つるぎ町	半田町		猿飼
I-521	自然斜面	猿飼(2)	つるぎ町	半田町		猿飼
I-522	自然斜面	佐古戸(1)	つるぎ町	半田町		佐古戸
I-523	自然斜面	万才(1)	つるぎ町	半田町		万才
I-524	自然斜面	紙屋(1)	つるぎ町	半田町		紙屋
I-525	自然斜面	紙屋(2)	つるぎ町	半田町		紙屋
I-526	自然斜面	紙屋(3)	つるぎ町	半田町		紙屋
I-527	自然斜面	中熊(1)	つるぎ町	半田町		中熊
I-528	自然斜面	中熊(2)	つるぎ町	半田町		中熊
I-529	自然斜面	中熊(3)	つるぎ町	半田町		中熊
I-530	自然斜面	中熊(4)	つるぎ町	半田町		中熊
I-531	自然斜面	葛城(1)	つるぎ町	半田町		葛城
I-532	自然斜面	長野(1)	つるぎ町	半田町		長野
I-533	自然斜面	小谷(1)	つるぎ町	半田町		小谷
I-573	自然斜面	西(1)	つるぎ町	貞光町	太田	西

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-574	自然斜面	西(2)	つるぎ町	貞光町	太田	西
I-575	自然斜面	西(3)	つるぎ町	貞光町	太田	西
I-576	自然斜面	西(4)	つるぎ町	貞光町	太田	西
I-577	自然斜面	江ノ脇(1)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
I-578	自然斜面	宮内(1)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
I-579	自然斜面	宮内(2)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
I-580	自然斜面	西山(1)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
I-581	自然斜面	西山(2)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
I-582	自然斜面	西山(3)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
I-583	自然斜面	前田(1)	つるぎ町	貞光町	端山	前田
I-584	自然斜面	前田(2)	つるぎ町	貞光町	端山	前田
I-585	自然斜面	前田(3)	つるぎ町	貞光町	端山	前田
I-586	自然斜面	大坊(1)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
I-587	自然斜面	辻(1)	つるぎ町	貞光町	端山	辻
I-588	自然斜面	辻(2)	つるぎ町	貞光町	端山	辻
I-589	自然斜面	浦山(1)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
I-590	自然斜面	浦山(2)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
I-591	自然斜面	岡(1)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
I-592	自然斜面	岡(2)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
I-593	自然斜面	別所	つるぎ町	貞光町	端山	別所
I-594	自然斜面	皆瀬(1)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬
I-595	自然斜面	捨子(2)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬川向
I-596	自然斜面	捨子谷南(1)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
I-597	自然斜面	丸井	つるぎ町	貞光町	端山	東丸井
I-598	自然斜面	吉良(1)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
I-599	自然斜面	谷向(1)	つるぎ町	貞光町	端山	谷向
I-600	自然斜面	長瀬(1)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
I-601	自然斜面	長瀬(2)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
I-602	自然斜面	平野(1)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
I-603	自然斜面	家賀道上(1)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
I-604	自然斜面	家賀道上(2)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
I-605	自然斜面	宮平(1)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
I-534	自然斜面	古見	つるぎ町	一字村		赤松
I-535	自然斜面	赤松(1)	つるぎ町	一字村		赤松
I-536	自然斜面	赤松(2)	つるぎ町	一字村		赤松
I-537	自然斜面	赤松(3)	つるぎ町	一字村		赤松
I-538	自然斜面	赤松(5)	つるぎ町	一字村		赤松
I-539	自然斜面	赤松(6)	つるぎ町	一字村		赤松
I-540	自然斜面	赤松(7)	つるぎ町	一字村		赤松
I-541	自然斜面	赤松(8)	つるぎ町	一字村		赤松
I-542	自然斜面	赤松(9)	つるぎ町	一字村		赤松
I-543	自然斜面	一字(1)	つるぎ町	一字村		一字
I-544	自然斜面	一字(2)	つるぎ町	一字村		一字
I-545	自然斜面	剪宇(1)	つるぎ町	一字村		剪宇
I-546	自然斜面	一字切越	つるぎ町	一字村		切越
I-547	自然斜面	切越(2)	つるぎ町	一字村		切越
I-548	自然斜面	切越(3)	つるぎ町	一字村		切越
I-549	自然斜面	太刀之本(1)	つるぎ町	一字村		太刀之本
I-550	自然斜面	太刀之本(2)	つるぎ町	一字村		太刀之本
I-551	自然斜面	大野(1)	つるぎ町	一字村		大野
I-552	自然斜面	伊良原(1)	つるぎ町	一字村		伊良原
I-553	自然斜面	久藪(1)	つるぎ町	一字村		久藪
I-554	自然斜面	久藪(2)	つるぎ町	一字村		久藪
I-555	自然斜面	久藪(3)	つるぎ町	一字村		久藪
I-556	自然斜面	久藪(4)	つるぎ町	一字村		久藪
I-557	自然斜面	明谷	つるぎ町	一字村		明谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-558	自然斜面	明谷(2)	つるぎ町	一字村		明谷
I-559	自然斜面	明谷(3)	つるぎ町	一字村		明谷
I-560	自然斜面	出羽(1)	つるぎ町	一字村		出羽
I-561	自然斜面	大屋内(1)	つるぎ町	一字村		大屋内
I-562	自然斜面	白井(1)	つるぎ町	一字村		白井
I-563	自然斜面	河内	つるぎ町	一字村		河内
I-564	自然斜面	河内(2)	つるぎ町	一字村		中野
I-565	自然斜面	河内(3)	つるぎ町	一字村		河内
I-566	自然斜面	河内(4)	つるぎ町	一字村		河内
I-567	自然斜面	一宇川又(2)	つるぎ町	一字村		川又
I-568	自然斜面	川又(1)	つるぎ町	一字村		川又
I-569	自然斜面	川又(2)	つるぎ町	一字村		川又
I-570	自然斜面	奥大野(1)	つるぎ町	一字村		奥大野
I-571	自然斜面	桑平(1)	つるぎ町	一字村		桑平
I-572	自然斜面	葛籠(1)	つるぎ町	一字村		葛籠
I-2020	人工斜面	赤松(4)	つるぎ町	一字村		赤松
I-2021	人工斜面	太刀之本(3)	つるぎ町	一字村		太刀之本
I-2022	人工斜面	伊良原(2)	つるぎ町	一字村		伊良原
I-2023	人工斜面	明谷(4)	つるぎ町	一字村		明谷
I-1	自然斜面	勢力西	三好市	三野町	勢力	上野
I-2	自然斜面	東谷(1)	三好市	三野町	太刀野山	蟬谷
I-3	自然斜面	滝ノ奥(1)	三好市	三野町	加茂野宮	滝ノ奥
I-4	自然斜面	滝ノ奥(2)	三好市	三野町	加茂野宮	滝ノ奥
I-5	自然斜面	芝生	三好市	三野町	芝生	上西
I-6	自然斜面	花園(1)	三好市	三野町	太刀野山	花園中
I-7	自然斜面	花園(2)	三好市	三野町	太刀野山	花園中
I-8	自然斜面	藤黒上	三好市	三野町	太刀野山	中窪
I-9	自然斜面	川又西	三好市	三野町	太刀野山	川又
I-10	自然斜面	川又(1)	三好市	三野町	太刀野山	川又
I-11	自然斜面	中屋	三好市	三野町	太刀野山	峰
I-12	自然斜面	中屋上	三好市	三野町	太刀野山	峰
I-13	自然斜面	生賀(1)	三好市	三野町	太刀野山	生賀
I-14	自然斜面	井ノ久保(1)	三好市	三野町	太刀野山	井ノ久保
I-15	自然斜面	馬瓶(1)	三好市	三野町	太刀野山	馬瓶
I-16	自然斜面	田野々(1)	三好市	三野町	太刀野山	上佐古
I-17	自然斜面	谷東	三好市	三野町	太刀野	念仏坂
I-18	自然斜面	中条	三好市	三野町	太刀野	馬谷口
I-19	自然斜面	西ノ久保	三好市	三野町	太刀野	西久保
I-20	自然斜面	原	三好市	三野町	太刀野	原
I-21	自然斜面	芝生	三好市	三野町	芝生	上野
I-22	自然斜面	岡	三好市	三野町	太刀野山	岡
I-23	自然斜面	引地(1)	三好市	三野町	太刀野山	引地
I-24	自然斜面	川又(2)	三好市	三野町	太刀野山	川又
I-25	自然斜面	川又(3)	三好市	三野町	太刀野山	川又
I-60	自然斜面	雛田(3)	三好市	池田町	州津	雛田
I-61	自然斜面	西部	三好市	池田町	州津	堂面
I-62	自然斜面	井関	三好市	池田町	州津	井関
I-63	自然斜面	西州津	三好市	池田町	州津	井関
I-64	自然斜面	西山浜(2)	三好市	池田町	西山	谷尻
I-65	自然斜面	西山浜(3)	三好市	池田町	西山	枇杷木谷
I-66	自然斜面	西山浜	三好市	池田町	西山	西川見
I-67	自然斜面	馬路(天神)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
I-68	自然斜面	井ノ久保(3)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
I-69	自然斜面	井ノ久保(2)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
I-70	自然斜面	井ノ久保(1)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
I-71	自然斜面	井ノ久保(4)	三好市	池田町	白地	井ノ久保



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-72	自然斜面	芭蕉	三好市	池田町	馬路	芭蕉
I-73	自然斜面	馬路(2)	三好市	池田町	馬路	成年
I-74	自然斜面	馬路(1)	三好市	池田町	馬路	松ノ下
I-75	自然斜面	峰友	三好市	池田町	馬路	峰友
I-76	自然斜面	船戸	三好市	池田町	佐野	林
I-77	自然斜面	佐野金氏(1)	三好市	池田町	佐野	金氏
I-78	自然斜面	佐野金氏(2)	三好市	池田町	佐野	金氏
I-79	自然斜面	上野呂内(1)	三好市	池田町	白地	上野呂内
I-80	自然斜面	シマ(1)	三好市	池田町	シマ	
I-81	自然斜面	シンマチ	三好市	池田町	シンマチ	サラダシマ
I-82	自然斜面	シマ(2)	三好市	池田町	シマ	
I-83	自然斜面	マチ	三好市	池田町	マチ	
I-84	自然斜面	マチ(2)	三好市	池田町	マチ	
I-85	自然斜面	大道	三好市	池田町	マチ	大道
I-86	自然斜面	丸山	三好市	池田町	ウエノ	
I-87	自然斜面	池南	三好市	池田町	イケミナミ	
I-88	自然斜面	堂面(1)	三好市	池田町	馬路	堂面
I-89	自然斜面	白地(1の1)	三好市	池田町	白地	本名
I-90	自然斜面	白地(1)	三好市	池田町	白地	本名
I-91	自然斜面	白地(1の2)	三好市	池田町	白地	本名
I-92	自然斜面	白地(2)	三好市	池田町	白地	本名
I-93	自然斜面	白地(2の1)	三好市	池田町	白地	本名
I-94	自然斜面	白地(3)	三好市	池田町	白地	本名
I-95	自然斜面	白地(3の1)	三好市	池田町	白地	本名
I-96	自然斜面	中西(1)	三好市	池田町	中西	丸畠
I-97	自然斜面	中西(2)	三好市	池田町	中西	道ノ上
I-98	自然斜面	中西(3)	三好市	池田町	中西	フロノタニ
I-99	自然斜面	三縄	三好市	池田町	中西	イバ
I-100	自然斜面	三縄(2)	三好市	池田町	中西	ナシノキ
I-101	自然斜面	下大田(1)	三好市	池田町	大和	下大田
I-102	自然斜面	越替	三好市	池田町	漆川	越替
I-103	自然斜面	南谷	三好市	池田町	漆川	シモヤシキ
I-104	自然斜面	大和(4)	三好市	池田町	大和	大和八幡
I-105	自然斜面	大和空	三好市	池田町	大和	大和空
I-106	自然斜面	大和(3)	三好市	池田町	大和	大和西
I-107	自然斜面	大和(2)	三好市	池田町	大和	大和西
I-108	自然斜面	大和(1)	三好市	池田町	大和	大和西
I-109	自然斜面	大和(5)	三好市	池田町	大和	大和西
I-110	自然斜面	込(1)	三好市	池田町	大和	空西
I-111	自然斜面	込(2)	三好市	池田町	大和	空西
I-112	自然斜面	重兼(1)	三好市	池田町	大和	空西
I-113	自然斜面	重兼(2)	三好市	池田町	大和	空西
I-114	自然斜面	川崎空	三好市	池田町	川崎	空東
I-115	自然斜面	込(3)	三好市	池田町	川崎	空東
I-116	自然斜面	大申(1)	三好市	池田町	松尾	大申
I-117	自然斜面	出合(2)	三好市	池田町	松尾	大申
I-118	自然斜面	出合(1)	三好市	池田町	松尾	大申
I-119	自然斜面	石内	三好市	池田町	大和	大東
I-120	自然斜面	石内上	三好市	池田町	大和	大東
I-121	自然斜面	石内下	三好市	池田町	大和	大東
I-122	自然斜面	下尾後	三好市	池田町	松尾	下尾後
I-123	自然斜面	上尾後(1)	三好市	池田町	大和	上尾後
I-124	自然斜面	本名下(1)	三好市	池田町	松尾	本名下
I-125	自然斜面	本名下(2)	三好市	池田町	松尾	本名下
I-126	自然斜面	宮石(1)	三好市	池田町	松尾	宮石
I-127	自然斜面	佐野(2)	三好市	池田町	佐野	森常

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-128	自然斜面	馬路(3)	三好市	池田町	馬路	安長
I-129	自然斜面	馬場東	三好市	池田町	白地	馬場東
I-130	自然斜面	下野呂内(1)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
I-131	自然斜面	阿波池田	三好市	池田町	シンマチ	
I-132	自然斜面	東州津	三好市	池田町	州津	東州津
I-133	自然斜面	寺の上	三好市	池田町	川崎	寺の上
I-134	自然斜面	ウエノ(1)	三好市	池田町	ウエノ	
I-135	自然斜面	ウエノ(2)	三好市	池田町	ウエノ	
I-136	自然斜面	ヤマダ(1)	三好市	池田町	ヤマダ	
I-137	自然斜面	ヤマダ(2)	三好市	池田町	ヤマダ	
I-138	自然斜面	トウリン	三好市	池田町	トウリン	
I-139	自然斜面	水木町(1)	三好市	池田町	トウゲ	水木町
I-140	自然斜面	ウマバ(1)	三好市	池田町	白地	ウマバ
I-141	自然斜面	ウマバ(2)	三好市	池田町	白地	ウマバ
I-142	自然斜面	井ノ久保(5)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
I-143	自然斜面	上野呂内(2)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
I-144	自然斜面	ノロウチ	三好市	池田町	白地	ノロウチ
I-145	自然斜面	本名(1)	三好市	池田町	白地	本名
I-146	自然斜面	本名(2)	三好市	池田町	白地	本名
I-147	自然斜面	本名(3)	三好市	池田町	白地	本名
I-148	自然斜面	イタノ(2)	三好市	池田町	イタノ	
I-149	自然斜面	岡田	三好市	池田町	西山	岡田
I-150	自然斜面	流畑	三好市	池田町	西山	流畑
I-151	自然斜面	中尾	三好市	池田町	西山	中尾
I-152	自然斜面	落(1)	三好市	池田町	西山	落
I-153	自然斜面	落(2)	三好市	池田町	西山	落
I-154	自然斜面	船原	三好市	池田町	西山	船原
I-155	自然斜面	城尾	三好市	池田町	馬路	城尾
I-156	自然斜面	堂ノ久保	三好市	池田町	馬路	堂ノ久保
I-157	自然斜面	池南(2)	三好市	池田町	シンヤマ	
I-158	自然斜面	船戸(2)	三好市	池田町	中西	フナト
I-159	自然斜面	イバ(1)	三好市	池田町	中西	イバ
I-160	自然斜面	ハヤシ(1)	三好市	池田町	ハヤシ	
I-161	自然斜面	アイハシリ	三好市	池田町	漆川	アイハシリ
I-162	自然斜面	中岡(1)	三好市	池田町	佐野	中岡
I-163	自然斜面	久尾(1)	三好市	池田町	大和	久尾
I-164	自然斜面	国畑(1)	三好市	池田町	大和	国畑
I-165	自然斜面	宮平	三好市	池田町	大和	宮平
I-166	自然斜面	松本(1)	三好市	池田町	松尾	松本
I-167	自然斜面	黒川(1)	三好市	池田町	松尾	黒川
I-168	自然斜面	ニシクボ(1)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
I-169	自然斜面	唐谷	三好市	池田町	川崎	唐谷
I-170	自然斜面	猫坊(1)	三好市	山城町	下川	
I-171	自然斜面	若山(1)	三好市	山城町	若山	
I-172	自然斜面	下川中・下川下(1)	三好市	山城町	下川	
I-173	自然斜面	下川上(1)	三好市	山城町	下川	
I-174	自然斜面	北浦(1)	三好市	山城町	寺野	北浦
I-175	自然斜面	南(1)	三好市	山城町	寺野	
I-176	自然斜面	境ノ尾(1)	三好市	山城町	相川	境ノ尾
I-177	自然斜面	政友下(1)	三好市	山城町	政友	政友下
I-178	自然斜面	政友上(1)	三好市	山城町	政友	
I-179	自然斜面	柴川口(1)	三好市	山城町	柴川	
I-180	自然斜面	柴川(1)	三好市	山城町	柴川	
I-181	自然斜面	下瀬貝(1)	三好市	山城町	瀬貝	
I-182	自然斜面	大月(1)	三好市	山城町	大月	
I-183	自然斜面	大月上(1)	三好市	山城町	大月	

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-184	自然斜面	茂地(1)	三好市	山城町	茂地	
I-185	自然斜面	石尾(1)	三好市	山城町	小川谷	
I-186	自然斜面	内向(1)	三好市	山城町	小川谷	
I-187	自然斜面	金藤(1)	三好市	山城町	大野	
I-188	自然斜面	大寺(1)	三好市	山城町	大野	
I-189	自然斜面	重国(1)	三好市	山城町	大野	
I-190	自然斜面	泉の内(1)	三好市	山城町	信正	
I-191	自然斜面	川茂(1)	三好市	山城町	信正	
I-192	自然斜面	中ノ瀬西(1)	三好市	山城町	八千坊	
I-193	自然斜面	中ノ瀬西(2)	三好市	山城町	八千坊	
I-194	自然斜面	八千坊(1)	三好市	山城町	八千坊	
I-195	自然斜面	日浦	三好市	山城町	頼広	
I-196	自然斜面	陰(1)	三好市	山城町	頼広	
I-197	自然斜面	平野	三好市	山城町	平野	
I-198	自然斜面	黒川(1)	三好市	山城町	黒川	
I-199	自然斜面	日浦戸(1)	三好市	山城町	岩戸	
I-200	自然斜面	桑才(1)	三好市	山城町	岩戸	桑才
I-201	自然斜面	城山(1)	三好市	山城町	黒川	
I-202	自然斜面	蔭岩戸(1)	三好市	山城町	岩戸	
I-203	自然斜面	都谷(1)	三好市	山城町	岩戸	
I-204	自然斜面	引地(1)	三好市	山城町	引地	
I-205	自然斜面	馬場(1)	三好市	山城町	末貞	
I-206	自然斜面	大川持上(1)	三好市	山城町	大川持	
I-207	自然斜面	大川持	三好市	山城町	大川持	
I-208	自然斜面	川口(2)	三好市	山城町	引地	
I-209	自然斜面	川口(1)	三好市	山城町	末貞	
I-210	自然斜面	合路(1)	三好市	山城町	重実	(合路)
I-211	自然斜面	梅の木(1)	三好市	山城町	重実	(梅の木)
I-212	自然斜面	桑の溝(1)	三好市	山城町	重実	(桑の溝)
I-213	自然斜面	殿野(1)	三好市	山城町	重実	(殿野)
I-214	自然斜面	新角(1)	三好市	山城町	中野	(新角)
I-215	自然斜面	中野(1)	三好市	山城町	中野	(中野)
I-216	自然斜面	有宮(1)	三好市	山城町	白川	有宮
I-217	自然斜面	白川(2)	三好市	山城町	白川	(白川)
I-218	自然斜面	白川	三好市	山城町	白川	(白川)
I-219	自然斜面	光兼(1)	三好市	山城町	光兼	(光兼)
I-220	自然斜面	光兼名	三好市	山城町	光兼	(光兼名)
I-221	自然斜面	川向(1)	三好市	山城町	光兼	(川向)
I-222	自然斜面	仏子(1)	三好市	山城町	仏子	(仏子)
I-223	自然斜面	尾又(1)	三好市	山城町	上名	尾又
I-224	自然斜面	外口(1)	三好市	山城町	栗山	(外口)
I-225	自然斜面	峰(1)	三好市	山城町	西宇	峰
I-226	自然斜面	上西宇(1)	三好市	山城町	西宇	上西宇
I-227	自然斜面	上西宇(2)	三好市	山城町	西宇	上西宇
I-228	自然斜面	大津(1)	三好市	山城町	西宇	大津
I-229	自然斜面	水無下(1)	三好市	山城町	西宇	藤川
I-230	自然斜面	水無(1)	三好市	山城町	西宇	水無
I-231	自然斜面	長淵(1)	三好市	山城町	西宇	長淵
I-232	自然斜面	津屋(1)	三好市	山城町	上名	津屋
I-233	自然斜面	津屋(2)	三好市	山城町	上名	津屋
I-234	自然斜面	上名影(1)	三好市	山城町	上名	上名影
I-235	自然斜面	平(1)	三好市	山城町	上名	平
I-236	自然斜面	平上(1)	三好市	山城町	上名	平
I-237	自然斜面	平上(2)	三好市	山城町	上名	平上
I-238	自然斜面	平上(3)	三好市	山城町	上名	平上
I-239	自然斜面	赤野谷(1)	三好市	山城町	上名	赤野谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-240	自然斜面	内野尾(1)	三好市	山城町	上名	内野尾
I-241	自然斜面	六呂木(1)	三好市	山城町	上名	六呂木
I-242	自然斜面	柿野尾上(1)	三好市	山城町	上名	柿ノ尾
I-243	自然斜面	柿野尾下(1)	三好市	山城町	上名	柿ノ尾
I-244	自然斜面	納屋	三好市	山城町	下名	納屋
I-245	自然斜面	日浦(3)	三好市	山城町	下名	日浦
I-246	自然斜面	日浦(2)	三好市	山城町	下名	日浦
I-247	自然斜面	日浦(1)	三好市	山城町	下名	日浦
I-248	自然斜面	川成	三好市	山城町	下名	川成
I-249	自然斜面	大黒(1)	三好市	山城町	下名	大黒
I-250	自然斜面	南日浦(1)	三好市	山城町	下名	南日浦
I-251	自然斜面	川成(2)	三好市	山城町	下名	川成
I-252	自然斜面	茂地(2)	三好市	山城町	茂地	
I-253	自然斜面	黒川(2)	三好市	山城町	黒川	
I-254	自然斜面	大川持(2)	三好市	山城町	大川持	
I-255	自然斜面	大川持(3)	三好市	山城町	大川持	
I-256	自然斜面	引地(2)	三好市	山城町	味貞	
I-257	自然斜面	西宇(1)	三好市	山城町	西宇	(西宇)
I-258	自然斜面	上西宇(3)	三好市	山城町	西宇	上西宇
I-259	自然斜面	シマノオ(1)	三好市	山城町	上名	シマノオ
I-260	自然斜面	赤野(1)	三好市	山城町	上名	
I-261	自然斜面	大和川(1)	三好市	山城町	大和川	
I-262	自然斜面	下川(1)	三好市	山城町	下川	
I-263	自然斜面	末(1)	三好市	井川町	西井川	末
I-264	自然斜面	西井川(2)	三好市	井川町	西井川	
I-265	自然斜面	西井川(1)	三好市	井川町	西井川	
I-266	自然斜面	西井川(3)	三好市	井川町	西井川	
I-267	自然斜面	長尾(1)	三好市	井川町	西井川	長尾
I-268	自然斜面	長尾(2)	三好市	井川町	西井川	長尾
I-269	自然斜面	女法寺	三好市	井川町	西井川	女法寺
I-270	自然斜面	辻	三好市	井川町	辻	
I-271	自然斜面	井関	三好市	井川町	辻	井関
I-272	自然斜面	新町(1)	三好市	井川町	辻	新町
I-273	自然斜面	片山(1)	三好市	井川町	辻	片山
I-274	自然斜面	坂町	三好市	井川町	辻	向坂
I-275	自然斜面	流堂	三好市	井川町	井川東	流堂
I-276	自然斜面	落倉	三好市	井川町	井内西	落倉
I-277	自然斜面	下安田	三好市	井川町	井内西	安田
I-278	自然斜面	流堂上	三好市	井川町	井川東	流堂
I-279	自然斜面	段地	三好市	井川町	井内西	安田
I-280	自然斜面	尾越(1)	三好市	井川町	井内西	尾越
I-281	自然斜面	尾越(2)	三好市	井川町	井内西	尾越
I-282	自然斜面	中津	三好市	井川町	井内西	井内中津
I-283	自然斜面	下西ノ浦(1)	三好市	井川町	井内西	下西ノ浦
I-284	自然斜面	上西ノ浦(2)	三好市	井川町	井内西	西ノ浦
I-285	自然斜面	上西ノ浦(1)	三好市	井川町	井内西	西ノ浦
I-286	自然斜面	野住	三好市	井川町	井内西	上野住
I-287	自然斜面	下影(1)	三好市	井川町	井内西	下影
I-288	自然斜面	知行下(1)	三好市	井川町	井内東	知行
I-289	自然斜面	知行下(2)	三好市	井川町	井川東	知行
I-290	自然斜面	知行上	三好市	井川町	井内東	知行
I-291	自然斜面	岩坂(1)	三好市	井川町	井内東	岩坂
I-292	自然斜面	桜(1)	三好市	井川町	井内東	桜
I-293	自然斜面	平(1)	三好市	井川町	井内東	平
I-294	自然斜面	松舟(1)	三好市	井川町	井内東	松舟
I-295	自然斜面	松舟(2)	三好市	井川町	井内東	松舟(2)

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-296	自然斜面	大久保(1)	三好市	井川町	井内東	大久保
I-297	自然斜面	下久保(1)	三好市	井川町	井内東	下久保
I-298	自然斜面	吉木(1)	三好市	井川町	井内東	下久保
I-299	自然斜面	井内(1)	三好市	井川町	井内東	馬路
I-300	自然斜面	馬路(1)	三好市	井川町	井内東	馬路
I-301	自然斜面	杉ノ木	三好市	井川町	井内西	杉ノ木
I-302	自然斜面	大森(1)	三好市	井川町	井内東	大森
I-303	自然斜面	上正夫(1)	三好市	井川町	井内東	上正夫
I-304	自然斜面	下正夫(1)	三好市	井川町	井内東	下正夫
I-305	自然斜面	吹(1)	三好市	井川町	井内東	上吹
I-306	自然斜面	吹(2)	三好市	井川町	井内東	下吹
I-307	自然斜面	櫻山	三好市	井川町	井内東	櫻山
I-308	自然斜面	中正夫(1)	三好市	井川町	井内東	中正夫
I-309	自然斜面	大久保(2)	三好市	井川町	井内東	大久保
I-310	自然斜面	馬場(1)	三好市	井川町	井内東	馬場
I-311	自然斜面	馬場(2)	三好市	井川町	井内東	馬場
I-312	自然斜面	知行(1)	三好市	井川町	井内東	知行
I-313	自然斜面	桜(2)	三好市	井川町	井内東	桜
I-314	自然斜面	三櫻尾西(1)	三好市	井川町	井内西	三櫻尾西
I-315	自然斜面	安田(1)	三好市	井川町	井内西	安田
I-316	自然斜面	下西ノ浦(2)	三好市	井川町	井内西	下西ノ浦
I-317	自然斜面	杉ノ木(2)	三好市	井川町	井内西	杉ノ木
I-318	自然斜面	杉ノ木(3)	三好市	井川町	井内西	杉ノ木
I-319	自然斜面	井内中津(1)	三好市	井川町	井内西	井内中津
I-320	自然斜面	荒倉(1)	三好市	井川町	井内西	荒倉
I-321	自然斜面	下吹(1)	三好市	井川町	井内東	下吹
I-352	自然斜面	名頃	三好市	東祖谷山村	菅生	(名頃)
I-353	自然斜面	菅生奥	三好市	東祖谷山村	菅生	(菅生奥)
I-354	自然斜面	菅生日浦	三好市	東祖谷山村	菅生	(日浦中)
I-355	自然斜面	祖谷日浦	三好市	東祖谷山村	菅生	(日浦中)
I-356	自然斜面	菅生下	三好市	東祖谷山村	菅生	(日浦下)
I-357	自然斜面	菅生陰	三好市	東祖谷山村		菅生陰
I-358	自然斜面	久保東下	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
I-359	自然斜面	久保西上(2)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
I-360	自然斜面	久保西上(1)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
I-361	自然斜面	久保中	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
I-362	自然斜面	久保西(1)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
I-363	自然斜面	西山中	三好市	東祖谷山村		西山
I-364	自然斜面	西山下	三好市	東祖谷山村		西山
I-365	自然斜面	西山(1)	三好市	東祖谷山村		西山
I-366	自然斜面	西山(2)	三好市	東祖谷山村		西山
I-367	自然斜面	落合南奥	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
I-368	自然斜面	祖谷落合	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
I-369	自然斜面	落合西	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
I-370	自然斜面	中上(1)	三好市	東祖谷山村		中上
I-371	自然斜面	下瀬下(1)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬下)
I-372	自然斜面	下瀬	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)
I-373	自然斜面	栗枝渡(1)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
I-374	自然斜面	奥ノ井	三好市	東祖谷山村		奥ノ井
I-375	自然斜面	栗枝渡(2)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
I-376	自然斜面	栗枝渡(3)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
I-377	自然斜面	京上(3)	三好市	東祖谷山村		京上
I-378	自然斜面	京上(4)	三好市	東祖谷山村		京上
I-379	自然斜面	京上(2)	三好市	東祖谷山村		京上
I-380	自然斜面	京上	三好市	東祖谷山村		京上
I-381	自然斜面	大枝(1)	三好市	東祖谷山村		大枝

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-382	自然斜面	若林	三好市	東祖谷山村		若林
I-383	自然斜面	若林(2)	三好市	東祖谷山村		若林
I-384	自然斜面	新居屋(1)	三好市	東祖谷山村		新居屋
I-385	自然斜面	麦生工(1)	三好市	東祖谷山村		麦生工
I-386	自然斜面	阿佐(1)	三好市	東祖谷山村		阿佐
I-387	自然斜面	小川上	三好市	東祖谷山村		小川
I-388	自然斜面	檜尾(1)	三好市	東祖谷山村		檜尾
I-389	自然斜面	和田上	三好市	東祖谷山村		和田
I-390	自然斜面	和田中	三好市	東祖谷山村		和田
I-391	自然斜面	和田下	三好市	東祖谷山村		和田
I-392	自然斜面	小島	三好市	東祖谷山村		小島
I-393	自然斜面	小島(2)	三好市	東祖谷山村		小島
I-394	自然斜面	下釣井(1)	三好市	東祖谷山村		釣井下
I-395	自然斜面	下釣井(2)	三好市	東祖谷山村		釣井下
I-396	自然斜面	釣井	三好市	東祖谷山村		釣井
I-397	自然斜面	高野下	三好市	東祖谷山村		高野
I-398	自然斜面	小川	三好市	東祖谷山村		小川
I-399	自然斜面	小島(3)	三好市	東祖谷山村		小島
I-400	自然斜面	大枝(2)	三好市	東祖谷山村		大枝
I-401	自然斜面	若林(3)	三好市	東祖谷山村		若林
I-402	自然斜面	下瀬上(1)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)
I-403	自然斜面	檜尾(2)	三好市	東祖谷山村		檜尾
I-404	自然斜面	檜尾(3)	三好市	東祖谷山村		檜尾
I-405	自然斜面	古味(1)	三好市	東祖谷山村		古味
I-406	自然斜面	中上(2)	三好市	東祖谷山村		中上
I-407	自然斜面	落合南(1)	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
I-408	自然斜面	落合南(2)	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
I-409	自然斜面	久保東(1)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
I-410	自然斜面	菅生日浦下(1)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)
I-411	自然斜面	名頃(2)	三好市	東祖谷山村		菅生(名頃)
I-412	自然斜面	名頃(3)	三好市	東祖谷山村		菅生(名頃)
I-413	自然斜面	檜尾(4)	三好市	東祖谷山村		檜尾
I-414	自然斜面	栗寄	三好市	西祖谷山村		善徳(栗寄)
I-415	自然斜面	下寄	三好市	西祖谷山村		善徳(下寄)
I-416	自然斜面	郷鳴	三好市	西祖谷山村		善徳(郷鳴)
I-417	自然斜面	東の西(1)	三好市	西祖谷山村		善徳(東の西)
I-418	自然斜面	西の東	三好市	西祖谷山村		善徳(西の東)
I-419	自然斜面	西の西(2)	三好市	西祖谷山村		善徳(西の西)
I-420	自然斜面	西の西(1)	三好市	西祖谷山村		善徳(西の西)
I-421	自然斜面	大久保(2)	三好市	西祖谷山村		善徳(大久保)
I-422	自然斜面	大久保(1)	三好市	西祖谷山村		善徳(大久保)
I-423	自然斜面	かずら橋	三好市	西祖谷山村		善徳(かずら橋)
I-424	自然斜面	閑定(1)	三好市	西祖谷山村		(閑定)
I-425	自然斜面	閑定(2)	三好市	西祖谷山村		(閑定)
I-426	自然斜面	今久保	三好市	西祖谷山村		(今久保)
I-427	自然斜面	中尾	三好市	西祖谷山村		(中尾)
I-428	自然斜面	重末陰(2)	三好市	西祖谷山村		重末(重末陰)
I-429	自然斜面	重末陰(1)	三好市	西祖谷山村		重末(重末陰)
I-430	自然斜面	重末日浦	三好市	西祖谷山村		(重末)
I-431	自然斜面	冥地(1)	三好市	西祖谷山村		(冥地)
I-432	自然斜面	祖谷一字	三好市	西祖谷山村		一字(祖谷一字)
I-433	自然斜面	祖谷一字(2)	三好市	西祖谷山村		一字(祖谷一字)
I-434	自然斜面	一字北(2)	三好市	西祖谷山村		一字(一字北)
I-435	自然斜面	一字北(1)	三好市	西祖谷山村		一字(一字北)
I-436	自然斜面	田の内下	三好市	西祖谷山村		田の内(田の内下)
I-437	自然斜面	尾井ノ内(1)	三好市	西祖谷山村		(尾井ノ内)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-438	自然斜面	戸の谷(1)	三好市	西祖谷山村		(戸の谷)
I-439	自然斜面	尾井ノ内(2)	三好市	西祖谷山村		(尾井ノ内)
I-440	自然斜面	西岡(2)	三好市	西祖谷山村		(西岡)
I-441	自然斜面	西岡	三好市	西祖谷山村		(西岡)
I-442	自然斜面	徳善東(1)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善東)
I-443	自然斜面	徳善北	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善北)
I-444	自然斜面	込地区	三好市	西祖谷山村		徳善(込地区)
I-445	自然斜面	徳善	三好市	西祖谷山村		(徳善)
I-446	自然斜面	徳善東(2)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善東)
I-447	自然斜面	榎(1)	三好市	西祖谷山村		(榎)
I-448	自然斜面	土日浦(1)	三好市	西祖谷山村		(土日浦)
I-449	自然斜面	吾橋下(1)	三好市	西祖谷山村		下吾橋(吾橋下)
I-450	自然斜面	野地	三好市	西祖谷山村		上吾橋(野地)
I-451	自然斜面	吾橋上	三好市	西祖谷山村		上吾橋(吾橋上)
I-452	自然斜面	吾橋下(2)	三好市	西祖谷山村		下吾橋(吾橋下)
I-453	自然斜面	谷間	三好市	西祖谷山村		有瀬(谷間)
I-454	自然斜面	下有瀬(1)	三好市	西祖谷山村		有瀬
I-455	自然斜面	下有瀬(2)	三好市	西祖谷山村		有瀬
I-456	自然斜面	下有瀬(3)	三好市	西祖谷山村		有瀬
I-457	自然斜面	有瀬(1)	三好市	西祖谷山村		有瀬
I-458	自然斜面	有瀬上	三好市	西祖谷山村		有瀬
I-459	自然斜面	一字北(3)	三好市	西祖谷山村		一字(一字北)
I-2017	人工斜面	平(2)	三好市	山城町	上名	
I-2018	人工斜面	名頃(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(名頃)
I-2019	人工斜面	久保西(2)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
I-26	自然斜面	伊月	東みよし町	三好町	足代	伊月
I-27	自然斜面	台	東みよし町	三好町	足代	西台
I-28	自然斜面	上ノ段	東みよし町	三好町	足代	上ノ段
I-29	自然斜面	山口	東みよし町	三好町	足代	山口
I-30	自然斜面	笠樺(1)	東みよし町	三好町	足代	笠樺
I-31	自然斜面	行常	東みよし町	三好町	昼間	行常
I-32	自然斜面	畑	東みよし町	三好町	東山	畑
I-33	自然斜面	昼間(2)	東みよし町	三好町	昼間	円福寺
I-34	自然斜面	昼間(1)	東みよし町	三好町	昼間	円福寺
I-35	自然斜面	松岡	東みよし町	三好町	昼間	松岡
I-36	自然斜面	光中	東みよし町	三好町	昼間	光明寺
I-37	自然斜面	寺前	東みよし町	三好町	昼間	敷地東
I-38	自然斜面	光北	東みよし町	三好町	昼間	光明寺
I-39	自然斜面	内野	東みよし町	三好町	東山	内野
I-40	自然斜面	小見	東みよし町	三好町	東山	光清
I-41	自然斜面	岸下	東みよし町	三好町	東山	貞安
I-42	自然斜面	小見(2)	東みよし町	三好町	東山	中村・男山
I-43	自然斜面	在所	東みよし町	三好町	東山	中村・男山
I-44	自然斜面	西の岡	東みよし町	三好町	東山	中村・男山
I-45	自然斜面	つづら上	東みよし町	三好町	東山	葛籠
I-46	自然斜面	岸上	東みよし町	三好町	東山	貞安
I-47	自然斜面	滝久保(1)	東みよし町	三好町	東山	滝久保
I-48	自然斜面	柳沢(1)	東みよし町	三好町	東山	柳沢
I-49	自然斜面	常楽(1)	東みよし町	三好町	東山	常楽
I-50	自然斜面	増川(1)	東みよし町	三好町	東山	増川
I-51	自然斜面	増川(2)	東みよし町	三好町	東山	増川
I-52	自然斜面	城山の下(1)	東みよし町	三好町	昼間	城山の下
I-53	自然斜面	城山の下(2)	東みよし町	三好町	昼間	城山の下
I-54	自然斜面	坪井谷	東みよし町	三好町	昼間	坪井谷
I-55	自然斜面	中津(1)	東みよし町	三好町	昼間	中津
I-56	自然斜面	ミツマサ	東みよし町	三好町	昼間	ミツマサ

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-57	自然斜面	石木(1)	東みよし町	三好町	東山	石木
I-58	自然斜面	光清	東みよし町	三好町	東山	光清
I-59	自然斜面	小見(3)	東みよし町	三好町	東山	光清
I-322	自然斜面	鍛冶屋敷(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	出口
I-323	自然斜面	鍛冶屋敷(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	浪内
I-324	自然斜面	桑内(加茂山)	東みよし町	三加茂町	西庄	絵堂
I-325	自然斜面	桑内	東みよし町	三加茂町	西庄	桑内
I-326	自然斜面	宮の浦	東みよし町	三加茂町	西庄	宮浦
I-327	自然斜面	白内	東みよし町	三加茂町	西庄	白内
I-328	自然斜面	国政(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	国政
I-329	自然斜面	黒長谷	東みよし町	三加茂町	毛田	黒長谷
I-330	自然斜面	毛田(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	
I-331	自然斜面	大藤(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
I-332	自然斜面	橋谷	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤東
I-333	自然斜面	五名下	東みよし町	三加茂町	西庄	五名下
I-334	自然斜面	泉野(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	泉野
I-335	自然斜面	西山路	東みよし町	三加茂町	中庄	西山路
I-336	自然斜面	江口	東みよし町	三加茂町	中庄	江口
I-337	自然斜面	毛田(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	毛田
I-338	自然斜面	森清(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	森清
I-339	自然斜面	奥村(1)	東みよし町	三加茂町	中庄	奥村西
I-340	自然斜面	西町	東みよし町	三加茂町	加茂	炭焼
I-341	自然斜面	新居田	東みよし町	三加茂町	加茂	新居田
I-342	自然斜面	炭焼(1)	東みよし町	三加茂町	加茂	炭焼
I-343	自然斜面	吉森(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	吉森
I-344	自然斜面	大藤(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
I-345	自然斜面	大藤(3)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
I-346	自然斜面	下日浦	東みよし町	三加茂町	毛田	下日浦
I-347	自然斜面	馬路	東みよし町	三加茂町	西庄	馬路
I-348	自然斜面	三枝(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	三枝
I-349	自然斜面	五名上	東みよし町	三加茂町	西庄	五名上
I-350	自然斜面	谷合(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	谷合
I-351	自然斜面	野根上(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	野根上
合計			箇所			

※危険箇所名から区域名が変更となったもの



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4339	自然斜面	西矢野(1)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4340	自然斜面	西矢野(2)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4341	自然斜面	西矢野(3)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4342	自然斜面	西矢野(4)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4343	自然斜面	西矢野(5)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4344	自然斜面	西矢野(6)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4345	自然斜面	西矢野(7)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4346	自然斜面	西矢野(8)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4347	自然斜面	西矢野(9)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅱ-4348	自然斜面	西丁(6)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-4349	自然斜面	西丁(7)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-4350	自然斜面	西丁(8)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-4351	自然斜面	西丁(9)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-4352	自然斜面	西丁(10)	徳島市		一宮町	畑山
Ⅱ-4353	自然斜面	僧津山(1)	徳島市		一宮町	僧津
Ⅱ-4354	自然斜面	僧津山(2)	徳島市		一宮町	僧津
Ⅱ-4355	自然斜面	東丁(1)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅱ-4356	自然斜面	東丁(2)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅱ-4357	自然斜面	東丁(3)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅱ-4358	自然斜面	東丁(4)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅱ-4359	自然斜面	東丁(5)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅱ-4360	自然斜面	東丁(6)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅱ-4361	自然斜面	東丁(7)	徳島市		一宮町	宇和山
Ⅱ-4362	自然斜面	南丁(2)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4363	自然斜面	南丁(3)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4364	自然斜面	南丁(4)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4365	自然斜面	南丁(5)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4366	自然斜面	南丁(6)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4367	自然斜面	南丁(7)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4368	自然斜面	南丁(8)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4369	自然斜面	南丁(9)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4370	自然斜面	南丁(10)	徳島市		一宮町	南丁
Ⅱ-4371	自然斜面	福正	徳島市		一宮町	福正
Ⅱ-4372	自然斜面	赤坂東山(1)	徳島市		一宮町	赤坂東山
Ⅱ-4373	自然斜面	赤坂東山(2)	徳島市		一宮町	赤坂東山
Ⅱ-4374	自然斜面	本丁(1)	徳島市		下町	本丁
Ⅱ-4375	自然斜面	東月ノ宮(1)	徳島市		入田町	東月ノ宮
Ⅱ-4376	自然斜面	東月ノ宮(2)	徳島市		入田町	東月ノ宮
Ⅱ-4377	自然斜面	東月ノ宮(3)	徳島市		入田町	東月ノ宮
Ⅱ-4378	自然斜面	西月ノ宮	徳島市		入田町	西月ノ宮
Ⅱ-4379	自然斜面	内ノ御田(3)	徳島市		入田町	内ノ御田
Ⅱ-4380	自然斜面	内ノ御田(4)	徳島市		入田町	内ノ御田
Ⅱ-4381	自然斜面	内ノ御田(5)	徳島市		入田町	内ノ御田
Ⅱ-4382	自然斜面	内ノ御田(6)	徳島市		入田町	内ノ御田
Ⅱ-4383	自然斜面	内ノ御田(7)	徳島市		入田町	内ノ御田
Ⅱ-4384	自然斜面	内ノ御田(8)	徳島市		入田町	内ノ御田
Ⅱ-4385	自然斜面	海先(2)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4386	自然斜面	海先(3)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4387	自然斜面	海先(4)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4388	自然斜面	海先(5)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4389	自然斜面	海先(6)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4390	自然斜面	海先(7)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4391	自然斜面	海先(8)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-4392	自然斜面	大久(2)	徳島市		入田町	大久
Ⅱ-4393	自然斜面	大久(3)	徳島市		入田町	大久
Ⅱ-4394	自然斜面	金冶(1)	徳島市		入田町	金冶
Ⅱ-4395	自然斜面	金冶(2)	徳島市		入田町	金冶

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4396	自然斜面	笠木(2)	徳島市		入田町	笠木
Ⅱ-4397	自然斜面	天ノ原(1)	徳島市		入田町	天ノ原
Ⅱ-4398	自然斜面	天ノ原(2)	徳島市		入田町	天ノ原
Ⅱ-4399	自然斜面	天ノ原(3)	徳島市		入田町	天ノ原
Ⅱ-4400	自然斜面	南谷(1)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4401	自然斜面	南谷(2)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4402	自然斜面	南谷(3)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4403	自然斜面	南谷(4)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4404	自然斜面	南谷(5)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4405	自然斜面	南谷(6)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4406	自然斜面	南谷(7)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4407	自然斜面	南谷(8)	徳島市		入田町	南谷
Ⅱ-4408	自然斜面	安都真(1)	徳島市		入田町	安都真
Ⅱ-4409	自然斜面	安都真(2)	徳島市		入田町	安都真
Ⅱ-4410	自然斜面	安都真(3)	徳島市		入田町	安都真
Ⅱ-4411	自然斜面	安都真(4)	徳島市		入田町	安都真
Ⅱ-4412	自然斜面	安都真(5)	徳島市		入田町	安都真
Ⅱ-4413	自然斜面	安都真(6)	徳島市		入田町	安都真
Ⅱ-4414	自然斜面	西名東山	徳島市		加茂名町	西名東山
Ⅱ-4415	自然斜面	名東町1丁目	徳島市		名東町	1丁目
Ⅱ-4416	自然斜面	名東3丁目(1)	徳島市		名東町	3丁目
Ⅱ-4417	自然斜面	名東3丁目(2)	徳島市		名東町	3丁目
Ⅱ-4418	自然斜面	名東3丁目(3)	徳島市		名東町	名東三丁目
Ⅱ-4419	自然斜面	名東3丁目(4)	徳島市		名東町	名東三丁目
Ⅱ-4420	自然斜面	南庄町2丁目(1)	徳島市		南庄町	2丁目
Ⅱ-4421	自然斜面	南庄町2丁目(2)	徳島市		南庄町	2丁目
Ⅱ-4422	自然斜面	南庄町4丁目(2)	徳島市		南庄町	4丁目
Ⅱ-4423	自然斜面	南佐古2番町(2)	徳島市		南佐古2番町	2番町
Ⅱ-4424	自然斜面	南佐古5番町(1)	徳島市		南佐古5番町	5番町
Ⅱ-4425	自然斜面	南佐古7番町(3)	徳島市		南佐古7番町	7番町
Ⅱ-4426	自然斜面	南佐古7番町(4)	徳島市		南佐古7番町	7番町
Ⅱ-4427	自然斜面	西二軒屋2丁目	徳島市		西二軒屋町	2丁目
Ⅱ-4428	自然斜面	二軒屋二丁目	徳島市		二軒屋町	2丁目
Ⅱ-4429	自然斜面	勢見町2丁目	徳島市		勢見町	2丁目
Ⅱ-4430	自然斜面	中津浦(4)	徳島市		八万町	中津浦
Ⅱ-4431	自然斜面	中津浦(5)	徳島市		八万町	中津浦
Ⅱ-4432	自然斜面	中津浦(6)	徳島市		八万町	中津浦
Ⅱ-4433	自然斜面	中津浦(7)	徳島市		八万町	中津浦
Ⅱ-4434	自然斜面	中津浦(8)	徳島市		八万町	中津浦
Ⅱ-4435	自然斜面	福万山(1)	徳島市		八万町	中津山
Ⅱ-4436	自然斜面	福万山(2)	徳島市		八万町	中津山
Ⅱ-4437	自然斜面	福万山(3)	徳島市		八万町	福万山
Ⅱ-4438	自然斜面	上福万(5)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4439	自然斜面	上福万(6)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4440	自然斜面	上福万(7)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4441	自然斜面	上福万(8)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4442	自然斜面	上福万(9)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4443	自然斜面	上福万(10)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4444	自然斜面	上福万(11)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4445	自然斜面	上福万(12)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4446	自然斜面	柿谷(1)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-4447	自然斜面	柿谷(2)	徳島市		八万町	柿谷
Ⅱ-4448	自然斜面	柿谷(3)	徳島市		八万町	柿谷
Ⅱ-4449	自然斜面	柿谷(4)	徳島市		八万町	柿谷山
Ⅱ-4450	自然斜面	柿谷(5)	徳島市		八万町	宮ノ谷
Ⅱ-4451	自然斜面	宮ノ谷(2)	徳島市		八万町	宮ノ谷
Ⅱ-4452	自然斜面	宮ノ谷(3)	徳島市		八万町	宮ノ谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4453	自然斜面	新貝 (3)	徳島市		八万町	新貝
Ⅱ-4454	自然斜面	大野	徳島市		八万町	大野
Ⅱ-4455	自然斜面	大山 (2)	徳島市		八万町	大野
Ⅱ-4456	自然斜面	法花谷 (3)	徳島市		八万町	法花谷
Ⅱ-4457	自然斜面	法花谷 (4)	徳島市		八万町	法花谷
Ⅱ-4458	自然斜面	法花谷 (5)	徳島市		八万町	法花谷
Ⅱ-4459	自然斜面	下長谷 (5)	徳島市		八万町	下長谷
Ⅱ-4460	自然斜面	上長谷	徳島市		八万町	下長谷
Ⅱ-4461	自然斜面	下長谷 (7)	徳島市		八万町	上長谷
Ⅱ-4462	自然斜面	下長谷 (8)	徳島市		八万町	下長谷
Ⅱ-4463	自然斜面	川西 (3)	徳島市		上八万町	川西
Ⅱ-4464	自然斜面	川西 (4)	徳島市		上八万町	川西
Ⅱ-4465	自然斜面	川北 (1)	徳島市		上八万町	川北
Ⅱ-4466	自然斜面	川北 (2)	徳島市		上八万町	川北
Ⅱ-4467	自然斜面	寺山 (2)	徳島市		上八万町	寺山
Ⅱ-4468	自然斜面	下中筋 (3)	徳島市		上八万町	下中筋
Ⅱ-4469	自然斜面	樋口 (3)	徳島市		上八万町	樋口
Ⅱ-4470	自然斜面	樋口 (4)	徳島市		上八万町	樋口
Ⅱ-4471	自然斜面	樋口 (5)	徳島市		上八万町	樋口
Ⅱ-4472	自然斜面	上中筋 (3)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-4473	自然斜面	上中筋 (4)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-4474	自然斜面	上中筋 (5)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-4475	自然斜面	上中筋 (6)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4476	自然斜面	上中筋 (7)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-4477	自然斜面	花房 (3)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-4478	自然斜面	花房 (4)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4479	自然斜面	花房 (5)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4480	自然斜面	花房 (6)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4481	自然斜面	花房 (7)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4482	自然斜面	花房 (8)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4483	自然斜面	花房 (9)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4484	自然斜面	花房 (10)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4485	自然斜面	花房 (11)	徳島市		上八万町	花房
Ⅱ-4486	自然斜面	中山 (1)	徳島市		上八万町	中山
Ⅱ-4487	自然斜面	中山 (2)	徳島市		上八万町	中山
Ⅱ-4488	自然斜面	星河内 (3)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4489	自然斜面	星河内 (4)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4490	自然斜面	星河内 (5)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4491	自然斜面	星河内 (6)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4492	自然斜面	星河内 (7)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4493	自然斜面	星河内 (8)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4494	自然斜面	星河内 (9)	徳島市		上八万町	星河内
Ⅱ-4495	自然斜面	巽山	徳島市		上八万町	巽山
Ⅱ-4496	自然斜面	広田 (2)	徳島市		上八万町	広田
Ⅱ-4497	自然斜面	広田 (3)	徳島市		上八万町	広田
Ⅱ-4498	自然斜面	広田 (4)	徳島市		上八万町	広田
Ⅱ-4499	自然斜面	広田 (5)	徳島市		上八万町	広田
Ⅱ-4500	自然斜面	西地 (1)	徳島市		上八万町	西地
Ⅱ-4501	自然斜面	西地 (2)	徳島市		上八万町	西地
Ⅱ-4502	自然斜面	田中 (1)	徳島市		上八万町	田中
Ⅱ-4503	自然斜面	田中 (2)	徳島市		上八万町	田中
Ⅱ-4504	自然斜面	田中 (3)	徳島市		上八万町	田中
Ⅱ-4505	自然斜面	田中 (4)	徳島市		上八万町	田中
Ⅱ-4506	自然斜面	西山 (1)	徳島市		上八万町	西山
Ⅱ-4507	自然斜面	津田南	徳島市		津田西町	一丁目
Ⅱ-4508	自然斜面	小神子 (3)	徳島市		大原町	小神子
Ⅱ-4509	自然斜面	三ッ谷	徳島市		大原町	三ッ谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4510	自然斜面	東千代ガ丸	徳島市		大原町	東千代ガ丸
Ⅱ-4511	自然斜面	糠坪	徳島市		大原町	糠坪
Ⅱ-4512	自然斜面	竈(2)	徳島市		大原町	中須
Ⅱ-4513	自然斜面	竈(3)	徳島市		大原町	長尾
Ⅱ-4514	自然斜面	外竈(2)	徳島市		大原町	外竈
Ⅱ-4515	自然斜面	池ノ内(1)	徳島市		大原町	池ノ内
Ⅱ-4516	自然斜面	池ノ内(2)	徳島市		大原町	池ノ内
Ⅱ-4517	自然斜面	池ノ内(3)	徳島市		大原町	池ノ内
Ⅱ-4518	自然斜面	半谷	徳島市		勝占町	半谷
Ⅱ-4519	自然斜面	梅ノ井(2)	徳島市		大谷町	梅ノ井
Ⅱ-4520	自然斜面	柳窪	徳島市		大谷町	柳窪
Ⅱ-4521	自然斜面	南谷(2)	徳島市		大谷町	南谷
Ⅱ-4522	自然斜面	南谷(3)	徳島市		大谷町	南谷
Ⅱ-4523	自然斜面	上地(1)	徳島市		大谷町	上地
Ⅱ-4524	自然斜面	養越(2)	徳島市		北山町	養越
Ⅱ-4525	自然斜面	上屋敷	徳島市		北山町	上屋敷
Ⅱ-4526	自然斜面	馬越(1)	徳島市		方上町	馬越
Ⅱ-4527	自然斜面	馬越(2)	徳島市		方上町	馬越
Ⅱ-4528	自然斜面	馬越(3)	徳島市		方上町	馬越
Ⅱ-4529	自然斜面	向山(1)	徳島市		方上町	向山
Ⅱ-4530	自然斜面	大食(2)	徳島市		方上町	大食
Ⅱ-4531	自然斜面	下中山	徳島市		方上町	下中山
Ⅱ-4532	自然斜面	高曾根(1)	徳島市		渋野町	高曾根
Ⅱ-4533	自然斜面	高曾根(2)	徳島市		渋野町	高曾根
Ⅱ-4534	自然斜面	正泉(1)	徳島市		渋野町	正泉
Ⅱ-4535	自然斜面	正泉(2)	徳島市		渋野町	正泉
Ⅱ-4536	自然斜面	辻西(1)	徳島市		渋野町	辻西
Ⅱ-4537	自然斜面	辻西(2)	徳島市		渋野町	辻西
Ⅱ-4538	自然斜面	辻西(3)	徳島市		渋野町	辻西
Ⅱ-4539	自然斜面	辻西(4)	徳島市		渋野町	辻西
Ⅱ-4540	自然斜面	辻西(5)	徳島市		渋野町	入道
Ⅱ-4541	自然斜面	学頭	徳島市		渋野町	学頭
Ⅱ-4542	自然斜面	門関	徳島市		渋野町	門関
Ⅱ-4543	自然斜面	楠木野旗(1)	徳島市		渋野町	楠木野旗
Ⅱ-4544	自然斜面	楠木野旗(2)	徳島市		渋野町	楠木野旗
Ⅱ-4545	自然斜面	宮前(1)	徳島市		渋野町	宮前
Ⅱ-4546	自然斜面	宮前(2)	徳島市		渋野町	宮前
Ⅱ-4547	自然斜面	佐野(1)	徳島市		渋野町	佐野
Ⅱ-4548	自然斜面	佐野(2)	徳島市		渋野町	佐野
Ⅱ-4549	自然斜面	佐野(3)	徳島市		渋野町	佐野
Ⅱ-4550	自然斜面	佐野(4)	徳島市		渋野町	佐野
Ⅱ-4551	自然斜面	佐野(5)	徳島市		渋野町	佐野
Ⅱ-4552	自然斜面	三ッ岩(1)	徳島市		渋野町	三ッ谷
Ⅱ-4553	自然斜面	三ッ岩(2)	徳島市		渋野町	三ッ谷
Ⅱ-4554	自然斜面	日開谷(1)	徳島市		渋野町	日開谷
Ⅱ-4555	自然斜面	日開谷(2)	徳島市		渋野町	日開谷
Ⅱ-4556	自然斜面	浅田	徳島市		渋野町	浅田
Ⅱ-4557	自然斜面	檜田	徳島市		渋野町	檜田
Ⅱ-4558	自然斜面	栗田(2)	徳島市		丈六町	栗田
Ⅱ-4559	自然斜面	栗田(3)	徳島市		丈六町	栗田
Ⅱ-4560	自然斜面	栗田(4)	徳島市		丈六町	栗田
Ⅱ-4561	自然斜面	小谷(2)	徳島市		丈六町	小谷
Ⅱ-4562	自然斜面	西高木(1)	徳島市		丈六町	西高木
Ⅱ-4563	自然斜面	丈領(1)	徳島市		丈六町	丈領
Ⅱ-4564	自然斜面	丈領(2)	徳島市		丈六町	丈領
Ⅱ-4565	自然斜面	北内(1)	徳島市		丈六町	北内
Ⅱ-4566	自然斜面	北内(2)	徳島市		丈六町	北内

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4567	自然斜面	風早 (1)	徳島市		八多町	風早
Ⅱ-4568	自然斜面	風早 (2)	徳島市		八多町	風早
Ⅱ-4569	自然斜面	風早 (3)	徳島市		八多町	風早
Ⅱ-4570	自然斜面	風早 (4)	徳島市		八多町	風早
Ⅱ-4571	自然斜面	風早北 (1)	徳島市		八多町	風早北
Ⅱ-4572	自然斜面	風早北 (2)	徳島市		八多町	風早北
Ⅱ-4573	自然斜面	風早北 (3)	徳島市		八多町	風早北
Ⅱ-4574	自然斜面	大久保 (1)	徳島市		八多町	大久保
Ⅱ-4575	自然斜面	大久保 (2)	徳島市		八多町	大久保
Ⅱ-4576	自然斜面	大久保 (3)	徳島市		八多町	大久保
Ⅱ-4577	自然斜面	大久保 (4)	徳島市		八多町	大久保
Ⅱ-4578	自然斜面	野田坪 (1)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4579	自然斜面	野田坪 (2)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4580	自然斜面	野田坪 (3)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4581	自然斜面	野田坪 (4)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4582	自然斜面	野田坪 (5)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4583	自然斜面	野田坪 (6)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4584	自然斜面	野田坪 (7)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4585	自然斜面	中山 (1)	徳島市		八多町	野田坪
Ⅱ-4586	自然斜面	中山 (2)	徳島市		八多町	中山
Ⅱ-4587	自然斜面	三反地	徳島市		八多町	三反地
Ⅱ-4588	自然斜面	町田 (1)	徳島市		八多町	町田
Ⅱ-4589	自然斜面	町田 (2)	徳島市		八多町	町田
Ⅱ-4590	自然斜面	坂東 (1)	徳島市		八多町	坂東
Ⅱ-4591	自然斜面	坂東 (2)	徳島市		八多町	坂東
Ⅱ-4592	自然斜面	坂東 (3)	徳島市		八多町	坂東
Ⅱ-4593	自然斜面	坂東 (4)	徳島市		八多町	坂東
Ⅱ-4594	自然斜面	仕出 (2)	徳島市		八多町	仕出
Ⅱ-4595	自然斜面	仕出 (3)	徳島市		八多町	仕出
Ⅱ-4596	自然斜面	仕出 (4)	徳島市		八多町	仕出
Ⅱ-4597	自然斜面	仕出 (5)	徳島市		八多町	仕出
Ⅱ-4598	自然斜面	小倉 (2)	徳島市		八多町	小倉
Ⅱ-4599	自然斜面	小倉 (3)	徳島市		八多町	小倉
Ⅱ-4600	自然斜面	小倉 (4)	徳島市		八多町	小倉
Ⅱ-4601	自然斜面	鹿ノ首 (1)	徳島市		八多町	鹿ノ首
Ⅱ-4602	自然斜面	鹿ノ首 (2)	徳島市		八多町	鹿ノ首
Ⅱ-4603	自然斜面	夏焼 (1)	徳島市		八多町	夏焼
Ⅱ-4604	自然斜面	夏焼 (2)	徳島市		八多町	夏焼
Ⅱ-4605	自然斜面	八尾 (1)	徳島市		八多町	八尾
Ⅱ-4606	自然斜面	八尾 (2)	徳島市		八多町	八尾
Ⅱ-4607	自然斜面	友広 (2)	徳島市		八多町	友広
Ⅱ-4608	自然斜面	友広 (3)	徳島市		八多町	友広
Ⅱ-4609	自然斜面	友広 (4)	徳島市		八多町	友広
Ⅱ-4610	自然斜面	森時 (1)	徳島市		八多町	森時
Ⅱ-4611	自然斜面	森時 (2)	徳島市		八多町	森時
Ⅱ-4612	自然斜面	金堂 (1)	徳島市		八多町	金堂
Ⅱ-4613	自然斜面	金堂 (2)	徳島市		八多町	金堂
Ⅱ-4614	自然斜面	中の丸南	徳島市		八多町	中の丸南
Ⅱ-4615	自然斜面	加重	徳島市		八多町	加重
Ⅱ-4616	自然斜面	夫婦石	徳島市		八多町	夫婦石
Ⅱ-4617	自然斜面	北内 (2)	徳島市		八多町	北内
Ⅱ-4618	自然斜面	中内 (1)	徳島市		八多町	中内
Ⅱ-4619	自然斜面	八多山	徳島市		八多町	八多山
Ⅱ-4620	自然斜面	白谷	徳島市		多家良町	白谷
Ⅱ-4621	自然斜面	北地 (3)	徳島市		多家良町	北地
Ⅱ-4622	自然斜面	北地 (4)	徳島市		多家良町	北地
Ⅱ-4623	自然斜面	中津 (1)	徳島市		多家良町	中津

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4624	自然斜面	中津(2)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4625	自然斜面	中津(3)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4626	自然斜面	中津(4)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4627	自然斜面	中津(5)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4628	自然斜面	中津(6)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4629	自然斜面	中津(7)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4630	自然斜面	中津(8)	徳島市		多家良町	中津
Ⅱ-4631	自然斜面	中津(9)	徳島市		多家良町	立岩
Ⅱ-4632	自然斜面	金谷(1)	徳島市		多家良町	金谷
Ⅱ-4633	自然斜面	金谷(2)	徳島市		多家良町	金谷
Ⅱ-4634	自然斜面	小路地(2)	徳島市		多家良町	小路地
Ⅱ-4635	自然斜面	池谷(2)	徳島市		多家良町	池谷
Ⅱ-4636	自然斜面	池谷(3)	徳島市		多家良町	池谷
Ⅱ-4637	自然斜面	池谷(4)	徳島市		多家良町	池谷
Ⅱ-4638	自然斜面	甫毛ノ脇(1)	徳島市		多家良町	甫毛ノ脇
Ⅱ-4639	自然斜面	甫毛ノ脇(2)	徳島市		多家良町	甫毛ノ脇
Ⅱ-4640	自然斜面	中津峰(1)	徳島市		多家良町	中津峰
Ⅱ-4641	自然斜面	中津峰(2)	徳島市		多家良町	中津峰
Ⅱ-4642	自然斜面	中津峰(3)	徳島市		多家良町	中津峰
Ⅱ-4643	自然斜面	批把久保(1)	徳島市		飯谷町	批把久保
Ⅱ-4644	自然斜面	批把久保(2)	徳島市		飯谷町	批把久保
Ⅱ-4645	自然斜面	高良(1)	徳島市		飯谷町	高良
Ⅱ-4646	自然斜面	高良(2)	徳島市		飯谷町	高良
Ⅱ-4647	自然斜面	西柳谷(1)	徳島市		飯谷町	西柳谷
Ⅱ-4648	自然斜面	西柳谷(2)	徳島市		飯谷町	西柳谷
Ⅱ-4649	自然斜面	西柳谷(3)	徳島市		飯谷町	西柳谷
Ⅱ-4650	自然斜面	西柳谷(4)	徳島市		飯谷町	西柳谷
Ⅱ-4651	自然斜面	西柳谷(5)	徳島市		飯谷町	西柳谷
Ⅱ-4652	自然斜面	本谷(1)	徳島市		飯谷町	本谷
Ⅱ-4653	自然斜面	本谷(2)	徳島市		飯谷町	本谷
Ⅱ-4654	自然斜面	奥ノ谷(1)	徳島市		飯谷町	奥ノ谷
Ⅱ-4655	自然斜面	奥ノ谷(2)	徳島市		飯谷町	奥ノ谷
Ⅱ-4656	自然斜面	西沖野	徳島市		飯谷町	西沖野
Ⅱ-4657	自然斜面	東沖野	徳島市		飯谷町	東沖野
Ⅱ-4658	自然斜面	手城(1)	徳島市		飯谷町	手城
Ⅱ-4659	自然斜面	手城(2)	徳島市		飯谷町	手城
Ⅱ-4660	自然斜面	南ノ内	徳島市		飯谷町	南ノ内
Ⅱ-4661	自然斜面	長田(1)	徳島市		飯谷町	長田
Ⅱ-4662	自然斜面	長田(2)	徳島市		飯谷町	長田
Ⅱ-4663	自然斜面	長田(3)	徳島市		飯谷町	長田
Ⅱ-4664	自然斜面	西分	徳島市		飯谷町	西分
Ⅱ-4665	自然斜面	千飯	徳島市		飯谷町	千飯
Ⅱ-4666	自然斜面	千飯(1)	徳島市		飯谷町	千飯
Ⅱ-4667	自然斜面	千飯(2)	徳島市		飯谷町	千飯
Ⅱ-4668	自然斜面	東分(1)	徳島市		飯谷町	東分
Ⅱ-4669	自然斜面	東分(2)	徳島市		飯谷町	東分
Ⅱ-4670	自然斜面	東分(3)	徳島市		飯谷町	東分
Ⅱ-4671	自然斜面	山神(1)	徳島市		飯谷町	山神
Ⅱ-4672	自然斜面	山神(2)	徳島市		飯谷町	山神
Ⅱ-4673	自然斜面	道の下(1)	徳島市		飯谷町	道の下
Ⅱ-4674	自然斜面	道の下(2)	徳島市		飯谷町	道の下
Ⅱ-4675	自然斜面	池田(1)	徳島市		飯谷町	池田
Ⅱ-4676	自然斜面	池田(2)	徳島市		飯谷町	池田
Ⅱ-4677	自然斜面	嘉重(1)	徳島市		飯谷町	嘉重
Ⅱ-4678	自然斜面	嘉重(2)	徳島市		飯谷町	嘉重
Ⅱ-4679	自然斜面	嘉重(3)	徳島市		飯谷町	嘉重
Ⅱ-4680	自然斜面	小竹(3)	徳島市		飯谷町	小竹

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4681	自然斜面	小竹(4)	徳島市		飯谷町	小竹
Ⅱ-4682	自然斜面	小竹(5)	徳島市		飯谷町	小竹
Ⅱ-4683	自然斜面	小竹(6)	徳島市		飯谷町	小竹
Ⅱ-4684	自然斜面	小竹(7)	徳島市		飯谷町	小竹
Ⅱ-7786	人工斜面	南佐古5番町(2)	徳島市		南佐古5番町	
Ⅱ-7787	人工斜面	上福万(13)	徳島市		八万町	上福万
Ⅱ-7788	人工斜面	海先(9)	徳島市		入田町	海先
Ⅱ-7789	人工斜面	笠木(3)	徳島市		入田町	笠木
Ⅱ-7790	人工斜面	天ノ原(4)	徳島市		入田町	天ノ原
Ⅱ-7791	人工斜面	西丁(11)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-7792	人工斜面	西丁(12)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-7793	人工斜面	西丁(13)	徳島市		一宮町	西丁
Ⅱ-7794	人工斜面	上中筋(8)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-7795	人工斜面	上中筋(9)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-7796	人工斜面	上中筋(10)	徳島市		上八万町	上中筋
Ⅱ-7797	人工斜面	中山(3)	徳島市		上八万町	中山
Ⅱ-7798	人工斜面	東山(2)	徳島市		上八万町	東山
Ⅱ-7799	人工斜面	西山(2)	徳島市		上八万町	西山
Ⅱ-7800	人工斜面	竈(4)	徳島市		大原町	竈
Ⅱ-7801	人工斜面	千代ヶ丸山	徳島市		大原町	千代ヶ丸山
Ⅱ-7802	人工斜面	辻西(6)	徳島市		渋野町	辻西
Ⅱ-7803	人工斜面	辻西(7)	徳島市		渋野町	辻西
Ⅱ-7804	人工斜面	入野(2)	徳島市		渋野町	入野
Ⅱ-7805	人工斜面	舟越	徳島市		渋野町	舟越
Ⅱ-7806	人工斜面	西高木(2)	徳島市		丈六町	西高木
Ⅱ-7807	人工斜面	丈領(3)	徳島市		丈六町	丈領
Ⅱ-7808	人工斜面	大久保(5)	徳島市		八多町	大久保
Ⅱ-4685	自然斜面	西山	小松島市		中田町	西山
Ⅱ-4686	自然斜面	中筋	小松島市		中田町	中筋
Ⅱ-4687	自然斜面	東山(1)	小松島市		中田町	東山
Ⅱ-4688	自然斜面	東山(2)	小松島市		中田町	東山
Ⅱ-4689	自然斜面	日ノ峰西	小松島市		中田町	東山蛭子の本
Ⅱ-4690	自然斜面	山ノ神(2)	小松島市		中田町	山ノ神
Ⅱ-4691	自然斜面	脇谷(3)	小松島市		中田町	脇谷
Ⅱ-4692	自然斜面	西原(2)	小松島市		田浦町	西原
Ⅱ-4693	自然斜面	東内	小松島市		田浦町	東内
Ⅱ-4694	自然斜面	山路(1)	小松島市		新居見町	山路
Ⅱ-4695	自然斜面	東山下(1)	小松島市		新居見町	東山下
Ⅱ-4696	自然斜面	東山下(2)	小松島市		新居見町	東山下
Ⅱ-4697	自然斜面	東山下(3)	小松島市		新居見町	東山下
Ⅱ-4698	自然斜面	宮ノ前	小松島市		芝生町	宮ノ前
Ⅱ-4699	自然斜面	恩山寺谷(2)	小松島市		田野町	恩山寺谷
Ⅱ-4700	自然斜面	恩山寺谷(3)	小松島市		田野町	恩山寺谷
Ⅱ-4701	自然斜面	恩山寺谷(4)	小松島市		田野町	恩山寺谷
Ⅱ-4702	自然斜面	中須	小松島市		田野町	中須
Ⅱ-4703	自然斜面	仮屋(2)	小松島市		田野町	仮屋
Ⅱ-4704	自然斜面	仮屋(3)	小松島市		田野町	仮屋
Ⅱ-4705	自然斜面	宮ノ下	小松島市		田野町	宮ノ下
Ⅱ-4706	自然斜面	奥角(1)	小松島市		田野町	奥角
Ⅱ-4707	自然斜面	奥角(2)	小松島市		田野町	奥角
Ⅱ-4708	自然斜面	溝ノ木(2)	小松島市		田野町	溝ノ木
Ⅱ-4709	自然斜面	溝ノ木(3)	小松島市		田野町	溝ノ木
Ⅱ-4710	自然斜面	溝ノ木(4)	小松島市		田野町	溝ノ木
Ⅱ-4711	自然斜面	溝ノ木(5)	小松島市		田野町	溝ノ木
Ⅱ-4712	自然斜面	溝ノ木(6)	小松島市		田野町	溝ノ木
Ⅱ-4713	自然斜面	溝ノ木(7)	小松島市		田野町	溝ノ木
Ⅱ-4714	自然斜面	炭屋ヶ谷(2)	小松島市		立江町	炭屋ヶ谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4715	自然斜面	中山(1)	小松島市		立江町	中山
Ⅱ-4716	自然斜面	清水(2)	小松島市		立江町	清水
Ⅱ-4717	自然斜面	鍋寺(2)	小松島市		立江町	鍋寺
Ⅱ-4718	自然斜面	大吉	小松島市		立江町	大吉
Ⅱ-4719	自然斜面	小松(1)	小松島市		櫛淵町	小松
Ⅱ-4720	自然斜面	小松(2)	小松島市		櫛淵町	小松
Ⅱ-4721	自然斜面	小松(3)	小松島市		櫛淵町	小松
Ⅱ-4722	自然斜面	小松(4)	小松島市		櫛淵町	小松
Ⅱ-4723	自然斜面	小松(5)	小松島市		櫛淵町	小松
Ⅱ-4724	自然斜面	東谷(2)	小松島市		櫛淵町	東谷
Ⅱ-4725	自然斜面	東谷(3)	小松島市		櫛淵町	東谷
Ⅱ-4726	自然斜面	東谷(4)	小松島市		櫛淵町	東谷
Ⅱ-4727	自然斜面	東谷(5)	小松島市		櫛淵町	東谷
Ⅱ-4728	自然斜面	久ヶ谷	小松島市		櫛淵町	久ヶ谷
Ⅱ-4729	自然斜面	油免(1)	小松島市		櫛淵町	油面
Ⅱ-4730	自然斜面	油免(2)	小松島市		櫛淵町	油面
Ⅱ-4731	自然斜面	間町(1)	小松島市		櫛淵町	間町
Ⅱ-4732	自然斜面	間町(2)	小松島市		櫛淵町	間町
Ⅱ-4733	自然斜面	間町(3)	小松島市		櫛淵町	間町
Ⅱ-4734	自然斜面	間町(4)	小松島市		櫛淵町	間町
Ⅱ-4735	自然斜面	大谷(2)	小松島市		櫛淵町	大谷
Ⅱ-4736	自然斜面	大谷(3)	小松島市		櫛淵町	大谷
Ⅱ-4737	自然斜面	数延(1)	小松島市		櫛淵町	数延
Ⅱ-4738	自然斜面	数延(2)	小松島市		櫛淵町	数延
Ⅱ-4739	自然斜面	湯谷(2)	小松島市		櫛淵町	湯谷
Ⅱ-4740	自然斜面	湯谷(3)	小松島市		櫛淵町	湯谷
Ⅱ-4741	自然斜面	湊(1)	小松島市		櫛淵町	湊
Ⅱ-4742	自然斜面	湊(2)	小松島市		櫛淵町	湊
Ⅱ-4743	自然斜面	諏訪	小松島市		櫛淵町	諏訪
Ⅱ-4744	自然斜面	宮ノ内(1)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4745	自然斜面	宮ノ内(2)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4746	自然斜面	宮ノ内(3)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4747	自然斜面	宮ノ内(4)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4748	自然斜面	宮ノ内(5)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4749	自然斜面	宮ノ内(6)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4750	自然斜面	宮ノ内(7)	小松島市		櫛淵町	宮ノ内
Ⅱ-4751	自然斜面	太田(1)	小松島市		櫛淵町	太田
Ⅱ-4752	自然斜面	太田(2)	小松島市		櫛淵町	太田
Ⅱ-4753	自然斜面	中田(2)	小松島市		櫛淵町	中田
Ⅱ-4754	自然斜面	萱原(2)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅱ-4755	自然斜面	萱原(3)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅱ-4756	自然斜面	萱原(4)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅱ-4757	自然斜面	萱原(5)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅱ-4758	自然斜面	萱原(6)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅱ-4759	自然斜面	萱原(7)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅱ-4760	自然斜面	山口(2)	小松島市		櫛淵町	山口
Ⅱ-4761	自然斜面	山口(3)	小松島市		櫛淵町	山口
Ⅱ-4762	自然斜面	木原(1)	小松島市		櫛淵町	木原
Ⅱ-4763	自然斜面	木原(2)	小松島市		櫛淵町	木原
Ⅱ-4764	自然斜面	佐山(1)	小松島市		櫛淵町	佐山
Ⅱ-4765	自然斜面	佐山(2)	小松島市		櫛淵町	佐山
Ⅱ-4766	自然斜面	佐山(3)	小松島市		櫛淵町	佐山
Ⅱ-4767	自然斜面	佐山(4)	小松島市		櫛淵町	佐山
Ⅱ-4768	自然斜面	南山(1)	小松島市		立江町	南山
Ⅱ-4769	自然斜面	南山(2)	小松島市		立江町	南山
Ⅱ-4770	自然斜面	石原	勝浦町		沼江	石原
Ⅱ-4771	自然斜面	石原(2)	勝浦町		沼江	石原



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4772	自然斜面	石原 (3)	勝浦町		沼江	石原
Ⅱ-4773	自然斜面	石原 (4)	勝浦町		沼江	石原
Ⅱ-4774	自然斜面	北谷 (1)	勝浦町		沼江	北谷
Ⅱ-4775	自然斜面	北谷 (2)	勝浦町		沼江	北谷
Ⅱ-4776	自然斜面	花紫壘(1)	勝浦町		沼江	花紫壘
Ⅱ-4777	自然斜面	花紫壘(2)	勝浦町		沼江	花紫壘
Ⅱ-4778	自然斜面	萩ノ谷	勝浦町		沼江	萩ノ谷
Ⅱ-4779	自然斜面	西谷 (3)	勝浦町		沼江	西谷
Ⅱ-4780	自然斜面	西谷 (4)	勝浦町		沼江	西谷
Ⅱ-4781	自然斜面	山路(2)	勝浦町		沼江	山路
Ⅱ-4782	自然斜面	折宇 (2)	勝浦町		沼江	折宇
Ⅱ-4783	自然斜面	折宇 (3)	勝浦町		沼江	折宇
Ⅱ-4784	自然斜面	折宇 (4)	勝浦町		沼江	折宇
Ⅱ-4785	自然斜面	長田	勝浦町		沼江	長田
Ⅱ-4786	自然斜面	天川 (1)	勝浦町		沼江	天川
Ⅱ-4787	自然斜面	天川 (2)	勝浦町		沼江	天川
Ⅱ-4788	自然斜面	天川 (3)	勝浦町		沼江	天川
Ⅱ-4789	自然斜面	一楽	勝浦町		沼江	一楽
Ⅱ-4790	自然斜面	叶原	勝浦町		沼江	叶原
Ⅱ-4791	自然斜面	中山 (1)	勝浦町		沼江	中山
Ⅱ-4792	自然斜面	中山 (2)	勝浦町		沼江	中山
Ⅱ-4793	自然斜面	平間(2)	勝浦町		沼江	平間
Ⅱ-4794	自然斜面	黒岩 (2)	勝浦町		沼江	黒岩
Ⅱ-4795	自然斜面	黒岩 (1)	勝浦町		沼江	黒岩
Ⅱ-4796	自然斜面	しゃぶしゃぶ谷	勝浦町		沼江	しゃぶしゃぶ谷
Ⅱ-4797	自然斜面	大屋敷	勝浦町		沼江	大屋敷
Ⅱ-4798	自然斜面	日浦 (2)	勝浦町		坂本	日浦
Ⅱ-4799	自然斜面	日浦 (3)	勝浦町		坂本	日浦
Ⅱ-4800	自然斜面	日浦 (4)	勝浦町		坂本	日浦
Ⅱ-4801	自然斜面	日浦 (5)	勝浦町		坂本	日浦
Ⅱ-4802	自然斜面	宝田 (1)	勝浦町		坂本	宝田
Ⅱ-4803	自然斜面	宝田 (2)	勝浦町		坂本	宝田
Ⅱ-4804	自然斜面	宝田 (3)	勝浦町		坂本	宝田
Ⅱ-4805	自然斜面	宝田 (4)	勝浦町		坂本	宝田
Ⅱ-4806	自然斜面	中谷	勝浦町		坂本	中谷
Ⅱ-4807	自然斜面	旭谷 (1)	勝浦町		坂本	旭谷
Ⅱ-4808	自然斜面	旭谷 (2)	勝浦町		坂本	旭谷
Ⅱ-4809	自然斜面	岡西 (1)	勝浦町		坂本	岡西
Ⅱ-4810	自然斜面	岡西 (2)	勝浦町		坂本	岡西
Ⅱ-4811	自然斜面	東谷 (1)	勝浦町		坂本	東谷
Ⅱ-4812	自然斜面	東谷 (2)	勝浦町		坂本	東谷
Ⅱ-4813	自然斜面	東谷 (3)	勝浦町		坂本	東谷
Ⅱ-4814	自然斜面	旭 (1)	勝浦町		坂本	旭
Ⅱ-4815	自然斜面	旭 (2)	勝浦町		坂本	旭
Ⅱ-4816	自然斜面	旭 (3)	勝浦町		坂本	旭
Ⅱ-4817	自然斜面	中野 (1)	勝浦町		坂本	中野
Ⅱ-4818	自然斜面	中野 (2)	勝浦町		坂本	中野
Ⅱ-4819	自然斜面	西平	勝浦町		坂本	西平
Ⅱ-4820	自然斜面	宮平 (1)	勝浦町		坂本	宮平
Ⅱ-4821	自然斜面	宮平 (2)	勝浦町		坂本	宮平
Ⅱ-4822	自然斜面	宮平 (3)	勝浦町		坂本	宮平
Ⅱ-4823	自然斜面	生実 (1)	勝浦町		坂本	生実
Ⅱ-4824	自然斜面	生実 (2)	勝浦町		坂本	生実
Ⅱ-4825	自然斜面	生実 (3)	勝浦町		坂本	生実
Ⅱ-4826	自然斜面	生実 (4)	勝浦町		坂本	生実
Ⅱ-4827	自然斜面	稲原 (2)	勝浦町		坂本	稲原
Ⅱ-4828	自然斜面	稲原 (3)	勝浦町		坂本	稲原

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4829	自然斜面	大平(1)	勝浦町		坂本	大平
Ⅱ-4830	自然斜面	大平(2)	勝浦町		坂本	大平
Ⅱ-4831	自然斜面	東平	勝浦町		坂本	東平
Ⅱ-4832	自然斜面	久保	勝浦町		坂本	久保
Ⅱ-4833	自然斜面	上寺	勝浦町		坂本	上寺
Ⅱ-4834	自然斜面	栄田(1)	勝浦町		坂本	栄田
Ⅱ-4835	自然斜面	栄田(2)	勝浦町		坂本	栄田
Ⅱ-4836	自然斜面	栄田(3)	勝浦町		坂本	栄田
Ⅱ-4837	自然斜面	栄田(4)	勝浦町		坂本	栄田
Ⅱ-4838	自然斜面	平野(1)	勝浦町		坂本	平野
Ⅱ-4839	自然斜面	平野(2)	勝浦町		坂本	平野
Ⅱ-4840	自然斜面	平野(3)	勝浦町		坂本	平野
Ⅱ-4841	自然斜面	川南	勝浦町		坂本	川南
Ⅱ-4842	自然斜面	繁野(2)	勝浦町		坂本	繁野
Ⅱ-4843	自然斜面	大伏尾	勝浦町		坂本	大伏尾
Ⅱ-4844	自然斜面	中尾(1)	勝浦町		坂本	中尾
Ⅱ-4845	自然斜面	中尾(2)	勝浦町		坂本	中尾
Ⅱ-4846	自然斜面	中尾(3)	勝浦町		坂本	中尾
Ⅱ-4847	自然斜面	稼勢(1)	勝浦町		坂本	稼勢
Ⅱ-4848	自然斜面	稼勢(2)	勝浦町		坂本	稼勢
Ⅱ-4849	自然斜面	小栗須	勝浦町		三溪	小栗須
Ⅱ-4850	自然斜面	林(1)	勝浦町		三溪	林
Ⅱ-4851	自然斜面	林(2)	勝浦町		三溪	林
Ⅱ-4852	自然斜面	林(3)	勝浦町		三溪	林
Ⅱ-4853	自然斜面	入道谷	勝浦町		三溪	入道谷
Ⅱ-4854	自然斜面	太良尾(1)	勝浦町		三溪	太良尾
Ⅱ-4855	自然斜面	太良尾(2)	勝浦町		三溪	太良尾
Ⅱ-4856	自然斜面	太良尾(3)	勝浦町		三溪	太良尾
Ⅱ-4857	自然斜面	寺谷(1)	勝浦町		三溪	寺谷
Ⅱ-4858	自然斜面	寺谷(2)	勝浦町		三溪	寺谷
Ⅱ-4859	自然斜面	寺谷(3)	勝浦町		三溪	寺谷
Ⅱ-4860	自然斜面	神谷(1)	勝浦町		三溪	神谷
Ⅱ-4861	自然斜面	神谷(2)	勝浦町		三溪	神谷
Ⅱ-4862	自然斜面	中山(2)	勝浦町		三溪	中山
Ⅱ-4863	自然斜面	東浦(1)	勝浦町		三溪	東浦
Ⅱ-4864	自然斜面	上羽瀬(1)	勝浦町		三溪	上羽瀬
Ⅱ-4865	自然斜面	寒山	勝浦町		三溪	寒山
Ⅱ-4866	自然斜面	東浦(2)	勝浦町		三溪	東浦
Ⅱ-4867	自然斜面	甫坂(1)	勝浦町		三溪	甫坂
Ⅱ-4868	自然斜面	甫坂(2)	勝浦町		三溪	甫坂
Ⅱ-4869	自然斜面	中ノ倉(1)	勝浦町		三溪	中ノ倉
Ⅱ-4870	自然斜面	中ノ倉(2)	勝浦町		三溪	中ノ倉
Ⅱ-4871	自然斜面	橘(1)	勝浦町		三溪	橘
Ⅱ-4872	自然斜面	橘(2)	勝浦町		三溪	橘
Ⅱ-4873	自然斜面	立棒(1)	勝浦町		三溪	立棒
Ⅱ-4874	自然斜面	立棒(2)	勝浦町		三溪	立棒
Ⅱ-4875	自然斜面	立棒(3)	勝浦町		三溪	立棒
Ⅱ-4876	自然斜面	立棒(4)	勝浦町		三溪	立棒
Ⅱ-4877	自然斜面	西谷(2)	勝浦町		三溪	西谷
Ⅱ-4878	自然斜面	西谷(3)	勝浦町		三溪	西谷
Ⅱ-4879	自然斜面	西谷(4)	勝浦町		三溪	西谷
Ⅱ-4880	自然斜面	西谷(5)	勝浦町		三溪	西谷
Ⅱ-4881	自然斜面	西谷(6)	勝浦町		三溪	西谷
Ⅱ-4882	自然斜面	西岡(7)	勝浦町		三溪	西岡
Ⅱ-4883	自然斜面	西岡(8)	勝浦町		三溪	西岡
Ⅱ-4884	自然斜面	西岡(9)	勝浦町		三溪	西岡
Ⅱ-4885	自然斜面	西岡(10)	勝浦町		三溪	西岡

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4886	自然斜面	上小川	勝浦町		三溪	上小川
Ⅱ-4887	自然斜面	市の江(2)	勝浦町		三溪	市の江
Ⅱ-4888	自然斜面	市の江(3)	勝浦町		三溪	市の江
Ⅱ-4889	自然斜面	小川(1)	勝浦町		三溪	小川
Ⅱ-4890	自然斜面	小川(2)	勝浦町		三溪	小川
Ⅱ-4891	自然斜面	小川(3)	勝浦町		三溪	小川
Ⅱ-4892	自然斜面	高屋(1)	勝浦町		三溪	高屋
Ⅱ-4893	自然斜面	高屋(2)	勝浦町		三溪	高屋
Ⅱ-4894	自然斜面	古川(1)	勝浦町		三溪	古川
Ⅱ-4895	自然斜面	古川(2)	勝浦町		三溪	古川
Ⅱ-4896	自然斜面	名田(1)	勝浦町		三溪	名田
Ⅱ-4897	自然斜面	名田(2)	勝浦町		三溪	名田
Ⅱ-4898	自然斜面	名田(3)	勝浦町		三溪	名田
Ⅱ-4899	自然斜面	神谷	勝浦町		三溪	神谷
Ⅱ-4900	自然斜面	檜淵	勝浦町		三溪	檜淵
Ⅱ-4901	自然斜面	中村(1)	勝浦町		三溪	中村
Ⅱ-4902	自然斜面	中村(2)	勝浦町		三溪	中村
Ⅱ-4903	自然斜面	平(2)	勝浦町		三溪	平
Ⅱ-4904	自然斜面	平(3)	勝浦町		三溪	平
Ⅱ-4905	自然斜面	栗城	勝浦町		三溪	栗城
Ⅱ-4906	自然斜面	三ヶ月田(1)	勝浦町		三溪	三ヶ月田
Ⅱ-4907	自然斜面	三ヶ月田(2)	勝浦町		三溪	三ヶ月田
Ⅱ-4908	自然斜面	西婆羅尾	勝浦町		三溪	西婆羅尾
Ⅱ-4909	自然斜面	立川	勝浦町		三溪	立川
Ⅱ-4910	自然斜面	中奥(1)	勝浦町		星谷	中奥
Ⅱ-4911	自然斜面	中奥(2)	勝浦町		星谷	中奥
Ⅱ-4912	自然斜面	中奥(3)	勝浦町		星谷	中奥
Ⅱ-4913	自然斜面	中奥(4)	勝浦町		星谷	中奥
Ⅱ-4914	自然斜面	野田尾	勝浦町		星谷	野田尾
Ⅱ-4915	自然斜面	二ツ森谷	勝浦町		星谷	二ツ森谷
Ⅱ-4916	自然斜面	佃	勝浦町		中角	佃
Ⅱ-4917	自然斜面	西山(2)	勝浦町		中角	西山
Ⅱ-4918	自然斜面	石倉	勝浦町		棚野	石倉
Ⅱ-4919	自然斜面	畑田	勝浦町		棚野	畑田
Ⅱ-4920	自然斜面	中立川(1)	勝浦町		棚野	中立川
Ⅱ-4921	自然斜面	中立川(2)	勝浦町		棚野	中立川
Ⅱ-4922	自然斜面	中立川(3)	勝浦町		棚野	中立川
Ⅱ-4923	自然斜面	中立川(4)	勝浦町		棚野	中立川
Ⅱ-4924	自然斜面	中立川(5)	勝浦町		棚野	中立川
Ⅱ-4925	自然斜面	中立川(6)	勝浦町		棚野	中立川
Ⅱ-4926	自然斜面	口立川(1)	勝浦町		棚野	口立川
Ⅱ-4927	自然斜面	口立川(2)	勝浦町		棚野	口立川
Ⅱ-4928	自然斜面	都井谷	勝浦町		棚野	都井谷
Ⅱ-4929	自然斜面	高階	勝浦町		棚野	高階
Ⅱ-4930	自然斜面	中瀬	勝浦町		棚野	中瀬
Ⅱ-4931	自然斜面	大谷	勝浦町		棚野	大谷
Ⅱ-4932	自然斜面	奥立川(1)	勝浦町		棚野	奥立川
Ⅱ-4933	自然斜面	奥立川(2)	勝浦町		棚野	奥立川
Ⅱ-4934	自然斜面	平野	勝浦町		生名	平野
Ⅱ-4935	自然斜面	坊ヶ谷	勝浦町		生名	坊ヶ谷
Ⅱ-4936	自然斜面	石垣(1)	勝浦町		生名	石垣
Ⅱ-4937	自然斜面	石垣(2)	勝浦町		生名	石垣
Ⅱ-4938	自然斜面	石垣(3)	勝浦町		生名	石垣
Ⅱ-4939	自然斜面	山の神	勝浦町		生名	山の神
Ⅱ-4940	自然斜面	東(1)	勝浦町		生名	東
Ⅱ-4941	自然斜面	東(2)	勝浦町		生名	東
Ⅱ-4942	自然斜面	山下	勝浦町		生名	山下

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4943	自然斜面	鶯 (1)	上勝町		傍示	鶯
Ⅱ-4944	自然斜面	鶯 (2)	上勝町		傍示	鶯
Ⅱ-4945	自然斜面	鶯 (3)	上勝町		傍示	鶯
Ⅱ-4946	自然斜面	鶯 (4)	上勝町		傍示	鶯
Ⅱ-4947	自然斜面	鶯 (5)	上勝町		傍示	鶯
Ⅱ-4948	自然斜面	鶯 (6)	上勝町		傍示	鶯
Ⅱ-4949	自然斜面	鶯上 (1)	上勝町		傍示	鶯上
Ⅱ-4950	自然斜面	鶯上 (2)	上勝町		傍示	鶯上
Ⅱ-4951	自然斜面	川西	上勝町		傍示	川西
Ⅱ-4952	自然斜面	日浦 (1)	上勝町		傍示	日浦
Ⅱ-4953	自然斜面	日浦 (2)	上勝町		傍示	日浦
Ⅱ-4954	自然斜面	日浦 (3)	上勝町		傍示	日浦
Ⅱ-4955	自然斜面	堂床 (1)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4956	自然斜面	堂床 (2)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4957	自然斜面	堂床 (3)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4958	自然斜面	堂床 (4)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4959	自然斜面	堂床 (5)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4960	自然斜面	堂床 (6)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4961	自然斜面	堂床 (7)	上勝町		傍示	堂床
Ⅱ-4962	自然斜面	手水 (1)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4963	自然斜面	手水 (2)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4964	自然斜面	手水 (3)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4965	自然斜面	手水 (4)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4966	自然斜面	手水 (5)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4967	自然斜面	手水 (6)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4968	自然斜面	手水 (7)	上勝町		傍示	手水
Ⅱ-4969	自然斜面	仁義 (1)	上勝町		傍示	仁義
Ⅱ-4970	自然斜面	仁義 (2)	上勝町		傍示	仁義
Ⅱ-4971	自然斜面	宮大尾	上勝町		傍示	宮大尾
Ⅱ-4972	自然斜面	宮大尾 (1)	上勝町		傍示	宮大尾
Ⅱ-4973	自然斜面	宮大尾 (2)	上勝町		傍示	宮大尾
Ⅱ-4974	自然斜面	梅の木	上勝町		傍示	梅の木
Ⅱ-4975	自然斜面	小松 (1)	上勝町		傍示	小松
Ⅱ-4976	自然斜面	小松 (2)	上勝町		傍示	小松
Ⅱ-4977	自然斜面	小松 (3)	上勝町		傍示	小松
Ⅱ-4978	自然斜面	小松 (4)	上勝町		傍示	小松
Ⅱ-4979	自然斜面	小松 (5)	上勝町		傍示	小松
Ⅱ-4980	自然斜面	小松 (6)	上勝町		傍示	小松
Ⅱ-4981	自然斜面	堂久保 (1)	上勝町		傍示	堂久保
Ⅱ-4982	自然斜面	堂久保 (2)	上勝町		傍示	堂久保
Ⅱ-4983	自然斜面	堂久保 (3)	上勝町		傍示	堂久保
Ⅱ-4984	自然斜面	堂久保 (4)	上勝町		傍示	堂久保
Ⅱ-4985	自然斜面	堂久保	上勝町		傍示	堂久保
Ⅱ-4986	自然斜面	堂久保 (6)	上勝町		傍示	堂久保
Ⅱ-4987	自然斜面	西峯 (1)	上勝町		傍示	西峯
Ⅱ-4988	自然斜面	西峯 (2)	上勝町		傍示	西峯
Ⅱ-4989	自然斜面	西谷	上勝町		傍示	西谷
Ⅱ-4990	自然斜面	下地 (1)	上勝町		傍示	下地
Ⅱ-4991	自然斜面	下地 (2)	上勝町		傍示	下地
Ⅱ-4992	自然斜面	下地 (3)	上勝町		傍示	下地
Ⅱ-4993	自然斜面	傍示	上勝町		傍示	下地
Ⅱ-4994	自然斜面	西中 (1)	上勝町		正木	西中
Ⅱ-4995	自然斜面	西中 (2)	上勝町		正木	西中
Ⅱ-4996	自然斜面	中尾	上勝町		正木	中尾
Ⅱ-4997	自然斜面	中尾 (1)	上勝町		正木	中尾
Ⅱ-4998	自然斜面	中尾 (2)	上勝町		正木	中尾
Ⅱ-4999	自然斜面	中尾 (3)	上勝町		正木	中尾

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5000	自然斜面	中尾(4)	上勝町		正木	中尾
Ⅱ-5001	自然斜面	中尾	上勝町		正木	中尾
Ⅱ-5002	自然斜面	槻地	上勝町		正木	槻地
Ⅱ-5003	自然斜面	槻地	上勝町		正木	槻地
Ⅱ-5004	自然斜面	槻地	上勝町		正木	槻地
Ⅱ-5005	自然斜面	西内	上勝町		正木	西内
Ⅱ-5006	自然斜面	西槻地(1)	上勝町		正木	西槻地
Ⅱ-5007	自然斜面	西槻地(2)	上勝町		正木	西槻地
Ⅱ-5008	自然斜面	安後(1)	上勝町		正木	安後
Ⅱ-5009	自然斜面	安後(2)	上勝町		正木	安後
Ⅱ-5010	自然斜面	安後(3)	上勝町		正木	安後
Ⅱ-5011	自然斜面	安後(4)	上勝町		正木	安後
Ⅱ-5012	自然斜面	南岡(1)	上勝町		正木	南岡
Ⅱ-5013	自然斜面	南岡(2)	上勝町		正木	南岡
Ⅱ-5014	自然斜面	清田(1)	上勝町		正木	清田
Ⅱ-5015	自然斜面	清田(2)	上勝町		正木	清田
Ⅱ-5016	自然斜面	西浦(1)	上勝町		正木	西浦
Ⅱ-5017	自然斜面	西浦(2)	上勝町		正木	西浦
Ⅱ-5018	自然斜面	西浦(3)	上勝町		正木	西浦
Ⅱ-5019	自然斜面	西浦(4)	上勝町		正木	西浦
Ⅱ-5020	自然斜面	平間(1)	上勝町		正木	平間
Ⅱ-5021	自然斜面	平間(2)	上勝町		正木	平間
Ⅱ-5022	自然斜面	寺内	上勝町		正木	寺内
Ⅱ-5023	自然斜面	六十部	上勝町		正木	六十部
Ⅱ-5024	自然斜面	棚田	上勝町		正木	棚田
Ⅱ-5025	自然斜面	イカケ	上勝町		正木	イカケ
Ⅱ-5026	自然斜面	中津(1)	上勝町		正木	中津
Ⅱ-5027	自然斜面	中津(2)	上勝町		正木	中津
Ⅱ-5028	自然斜面	中津(3)	上勝町		正木	中津
Ⅱ-5029	自然斜面	樋口(1)	上勝町		正木	樋口
Ⅱ-5030	自然斜面	樋口(2)	上勝町		正木	樋口
Ⅱ-5031	自然斜面	高野	上勝町		正木	高野
Ⅱ-5032	自然斜面	田竜津	上勝町		正木	田竜津
Ⅱ-5033	自然斜面	藪ノ内	上勝町		正木	藪ノ内
Ⅱ-5034	自然斜面	傍示谷	上勝町		正木	傍示谷
Ⅱ-5035	自然斜面	杉山(1)	上勝町		正木	杉山
Ⅱ-5036	自然斜面	杉山(2)	上勝町		正木	杉山
Ⅱ-5037	自然斜面	地藏堂(1)	上勝町		正木	地藏堂
Ⅱ-5038	自然斜面	地藏堂(2)	上勝町		正木	地藏堂
Ⅱ-5039	自然斜面	奥田	上勝町		正木	奥田
Ⅱ-5040	自然斜面	大屋敷	上勝町		正木	大屋敷
Ⅱ-5041	自然斜面	古森	上勝町		正木	古森
Ⅱ-5042	自然斜面	梅本	上勝町		正木	梅本
Ⅱ-5043	自然斜面	藤内	上勝町		正木	藤内
Ⅱ-5044	自然斜面	古請	上勝町		正木	古請
Ⅱ-5045	自然斜面	萱小屋	上勝町		生実	萱小屋
Ⅱ-5046	自然斜面	百合出尾	上勝町		生実	百合出尾
Ⅱ-5047	自然斜面	雄中面(1)	上勝町		生実	雄中面
Ⅱ-5048	自然斜面	雄中面(2)	上勝町		生実	雄中面
Ⅱ-5049	自然斜面	雄中面(3)	上勝町		生実	雄中面
Ⅱ-5050	自然斜面	兀石	上勝町		生実	兀石
Ⅱ-5051	自然斜面	谷口	上勝町		生実	谷口
Ⅱ-5052	自然斜面	古屋	上勝町		生実	古屋
Ⅱ-5053	自然斜面	梅瀬	上勝町		生実	梅瀬
Ⅱ-5054	自然斜面	木屋	上勝町		生実	木屋
Ⅱ-5055	自然斜面	権ノ太尾	上勝町		生実	権ノ太尾
Ⅱ-5056	自然斜面	中瀬津(1)	上勝町		生実	中瀬津

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5057	自然斜面	中瀬津(2)	上勝町		生実	中瀬津
Ⅱ-5058	自然斜面	西戸越(1)	上勝町		生実	西戸越
Ⅱ-5059	自然斜面	西戸越(2)	上勝町		生実	西戸越
Ⅱ-5060	自然斜面	西戸越(3)	上勝町		生実	西戸越
Ⅱ-5061	自然斜面	西戸越(4)	上勝町		生実	西戸越
Ⅱ-5062	自然斜面	東戸越(1)	上勝町		生実	東戸越
Ⅱ-5063	自然斜面	東戸越(2)	上勝町		生実	東戸越
Ⅱ-5064	自然斜面	檜原(1)	上勝町		生実	檜原
Ⅱ-5065	自然斜面	檜原(2)	上勝町		生実	檜原
Ⅱ-5066	自然斜面	松尾(1)	上勝町		生実	松尾
Ⅱ-5067	自然斜面	松尾(2)	上勝町		生実	松尾
Ⅱ-5068	自然斜面	松尾(3)	上勝町		生実	松尾
Ⅱ-5069	自然斜面	福山(1)	上勝町		生実	福山
Ⅱ-5070	自然斜面	福山(2)	上勝町		生実	福山
Ⅱ-5071	自然斜面	白鶴	上勝町		生実	白鶴
Ⅱ-5072	自然斜面	久保(1)	上勝町		生実	久保
Ⅱ-5073	自然斜面	久保(2)	上勝町		生実	久保
Ⅱ-5074	自然斜面	久保(3)	上勝町		生実	久保
Ⅱ-5075	自然斜面	細根	上勝町		生実	細根
Ⅱ-5076	自然斜面	日ノ浦	上勝町		生実	日ノ浦
Ⅱ-5077	自然斜面	上野(1)	上勝町		生実	上野
Ⅱ-5078	自然斜面	上野(2)	上勝町		生実	上野
Ⅱ-5079	自然斜面	上野(3)	上勝町		生実	上野
Ⅱ-5080	自然斜面	松葉	上勝町		生実	松葉
Ⅱ-5081	自然斜面	奥ノ谷	上勝町		生実	奥ノ谷
Ⅱ-5082	自然斜面	片山	上勝町		生実	片山
Ⅱ-5083	自然斜面	下野	上勝町		生実	下野
Ⅱ-5084	自然斜面	南浦(1)	上勝町		生実	南浦
Ⅱ-5085	自然斜面	棚ヶ谷	上勝町		生実	棚ヶ谷
Ⅱ-5086	自然斜面	上日浦(1)	上勝町		福原	上日浦
Ⅱ-5087	自然斜面	上日浦(2)	上勝町		福原	上日浦
Ⅱ-5088	自然斜面	上日浦(3)	上勝町		福原	上日浦
Ⅱ-5089	自然斜面	上日浦(4)	上勝町		福原	上日浦
Ⅱ-5090	自然斜面	上日浦(5)	上勝町		福原	上日浦
Ⅱ-5091	自然斜面	上横峯(1)	上勝町		福原	上横峯
Ⅱ-5092	自然斜面	上横峯(2)	上勝町		福原	上横峯
Ⅱ-5093	自然斜面	上横峯	上勝町		福原	上横峯
Ⅱ-5094	自然斜面	上横峯	上勝町		福原	上横峯
Ⅱ-5095	自然斜面	上横峯	上勝町		福原	上横峯
Ⅱ-5096	自然斜面	下横峯(2)	上勝町		福原	下横峯
Ⅱ-5097	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田
Ⅱ-5098	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田
Ⅱ-5099	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田
Ⅱ-5100	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田
Ⅱ-5101	自然斜面	中山(1)	上勝町		福原	中山
Ⅱ-5102	自然斜面	中山(2)	上勝町		福原	中山
Ⅱ-5103	自然斜面	中山(3)	上勝町		福原	中山
Ⅱ-5104	自然斜面	中山	上勝町		福原	中山
Ⅱ-5105	自然斜面	中山	上勝町		福原	中山
Ⅱ-5106	自然斜面	古川(1)	上勝町		福原	古川
Ⅱ-5107	自然斜面	古川(2)	上勝町		福原	古川
Ⅱ-5108	自然斜面	古川	上勝町		福原	古川
Ⅱ-5109	自然斜面	川北	上勝町		福原	川北
Ⅱ-5110	自然斜面	平間	上勝町		福原	平間
Ⅱ-5111	自然斜面	月ヶ谷	上勝町		福原	月ヶ谷
Ⅱ-5112	自然斜面	杉地(1)	上勝町		福原	杉地
Ⅱ-5113	自然斜面	杉地(2)	上勝町		福原	杉地

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5114	自然斜面	杉地(3)	上勝町		福原	杉地
Ⅱ-5115	自然斜面	杉地(4)	上勝町		福原	杉地
Ⅱ-5116	自然斜面	杉地(5)	上勝町		福原	杉地
Ⅱ-5117	自然斜面	庵ノ谷	上勝町		福原	庵ノ谷
Ⅱ-5118	自然斜面	下峯(1)	上勝町		旭	下峯
Ⅱ-5119	自然斜面	下峯(3)	上勝町		旭	下峯
Ⅱ-5120	自然斜面	下峯(2)	上勝町		旭	下峯
Ⅱ-5121	自然斜面	下峯(4)	上勝町		旭	下峯
Ⅱ-5122	自然斜面	中村	上勝町		旭	中村
Ⅱ-5123	自然斜面	大平(2)	上勝町		旭	大平
Ⅱ-5124	自然斜面	大平(3)	上勝町		旭	大平
Ⅱ-5125	自然斜面	大平(4)	上勝町		旭	大平
Ⅱ-5126	自然斜面	岡	上勝町		旭	岡
Ⅱ-5127	自然斜面	蔭	上勝町		旭	蔭
Ⅱ-5128	自然斜面	丸山	上勝町		旭	丸山
Ⅱ-5129	自然斜面	ホテ	上勝町		旭	ホテ
Ⅱ-5130	自然斜面	上久保	上勝町		旭	上久保
Ⅱ-5131	自然斜面	川口	上勝町		旭	川口
Ⅱ-5132	自然斜面	岸ノ下	上勝町		旭	岸ノ下
Ⅱ-5133	自然斜面	栗尾	上勝町		旭	栗尾
Ⅱ-5134	自然斜面	和佐尻	上勝町		旭	和佐尻
Ⅱ-5135	自然斜面	福本	上勝町		旭	福本
Ⅱ-5136	自然斜面	福本(2)	上勝町		旭	福本
Ⅱ-5137	自然斜面	福本(3)	上勝町		旭	福本
Ⅱ-5138	自然斜面	福本(4)	上勝町		旭	福本
Ⅱ-5139	自然斜面	井ノ谷	上勝町		旭	井ノ谷
Ⅱ-5140	自然斜面	中須	上勝町		旭	中須
Ⅱ-5141	自然斜面	上管蔵(1)	上勝町		旭	上管蔵
Ⅱ-5142	自然斜面	上管蔵(2)	上勝町		旭	上管蔵
Ⅱ-5143	自然斜面	上管蔵(3)	上勝町		旭	上管蔵
Ⅱ-5144	自然斜面	上管蔵(4)	上勝町		旭	上管蔵
Ⅱ-5145	自然斜面	葛又(1)	上勝町		旭	葛又
Ⅱ-5146	自然斜面	葛又(2)	上勝町		旭	葛又
Ⅱ-5147	自然斜面	長川原	上勝町		旭	長川原
Ⅱ-5148	自然斜面	長川原	上勝町		旭	長川原
Ⅱ-5149	自然斜面	大栗ノ下(1)	上勝町		旭	大栗ノ下
Ⅱ-5150	自然斜面	大栗ノ下(2)	上勝町		旭	大栗ノ下
Ⅱ-5151	自然斜面	府能(1)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5152	自然斜面	府能(2)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5153	自然斜面	府能(3)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5154	自然斜面	府能(4)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5155	自然斜面	府能(5)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5156	自然斜面	府能(6)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5157	自然斜面	府能(7)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5158	自然斜面	府能(8)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5159	自然斜面	府能(9)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5160	自然斜面	府能(10)	佐那河内村		上	府能
Ⅱ-5161	自然斜面	仁井田(2)	佐那河内村		上	仁井田
Ⅱ-5162	自然斜面	仁井田(3)	佐那河内村		上	仁井田
Ⅱ-5163	自然斜面	仁井田(4)	佐那河内村		上	仁井田
Ⅱ-5164	自然斜面	仁井田(5)	佐那河内村		上	仁井田
Ⅱ-5165	自然斜面	仁井田(6)	佐那河内村		上	仁井田
Ⅱ-5166	自然斜面	西谷(1)	佐那河内村		上	西谷
Ⅱ-5167	自然斜面	西谷(2)	佐那河内村		上	西谷
Ⅱ-5168	自然斜面	谷(1)	佐那河内村		上	谷
Ⅱ-5169	自然斜面	谷(2)	佐那河内村		上	谷
Ⅱ-5170	自然斜面	谷(3)	佐那河内村		上	谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5171	自然斜面	北山(2)	佐那河内村		上	北山
Ⅱ-5172	自然斜面	北山(3)	佐那河内村		上	北山
Ⅱ-5173	自然斜面	北山(4)	佐那河内村		上	北山
Ⅱ-5174	自然斜面	井開(2)	佐那河内村		上	井開
Ⅱ-5175	自然斜面	井開(3)	佐那河内村		上	井開
Ⅱ-5176	自然斜面	井開(4)	佐那河内村		上	井開
Ⅱ-5177	自然斜面	宮前(2)	佐那河内村		上	宮前
Ⅱ-5178	自然斜面	宮前(3)	佐那河内村		上	宮前
Ⅱ-5179	自然斜面	中辺	佐那河内村		上	中辺
Ⅱ-5180	自然斜面	上中辺(2)	佐那河内村		上	中辺
Ⅱ-5181	自然斜面	大田原	佐那河内村		上	大田原
Ⅱ-5182	自然斜面	奥野々	佐那河内村		上	大田原
Ⅱ-5183	自然斜面	奥野々下	佐那河内村		上	奥野
Ⅱ-5184	自然斜面	中尾(1)	佐那河内村		上	中尾
Ⅱ-5185	自然斜面	中尾(2)	佐那河内村		上	中尾
Ⅱ-5186	自然斜面	野神原	佐那河内村		上	野神原
Ⅱ-5187	自然斜面	遠野(1)	佐那河内村		上	遠野
Ⅱ-5188	自然斜面	遠野(2)	佐那河内村		上	遠野
Ⅱ-5189	自然斜面	遠野(3)	佐那河内村		上	遠野
Ⅱ-5190	自然斜面	遠野(4)	佐那河内村		上	遠野
Ⅱ-5191	自然斜面	遠野(5)	佐那河内村		上	遠野
Ⅱ-5192	自然斜面	平間(1)	佐那河内村		上	平間
Ⅱ-5193	自然斜面	平間(2)	佐那河内村		上	平間
Ⅱ-5194	自然斜面	白尾	佐那河内村		上	白尾
Ⅱ-5195	自然斜面	牧犢	佐那河内村		上	牧犢
Ⅱ-5196	自然斜面	我楽	佐那河内村		上	我楽
Ⅱ-5197	自然斜面	南野(1)	佐那河内村		上	南野
Ⅱ-5198	自然斜面	南野(2)	佐那河内村		上	南野
Ⅱ-5199	自然斜面	南野(3)	佐那河内村		上	南野
Ⅱ-5200	自然斜面	南野(4)	佐那河内村		上	南野
Ⅱ-5201	自然斜面	西ノハナ(2)	佐那河内村		下	西ノハナ
Ⅱ-5202	自然斜面	西ノハナ(3)	佐那河内村		下	西ノハナ
Ⅱ-5203	自然斜面	芝生	佐那河内村		下	芝生
Ⅱ-5204	自然斜面	尾端(1)	佐那河内村		下	尾端
Ⅱ-5205	自然斜面	尾端(2)	佐那河内村		下	尾端
Ⅱ-5206	自然斜面	大西浦	佐那河内村		下	大西浦
Ⅱ-5207	自然斜面	梶畑(1)	佐那河内村		下	梶畑
Ⅱ-5208	自然斜面	梶畑(2)	佐那河内村		下	梶畑
Ⅱ-5209	自然斜面	日浦(1)	佐那河内村		下	日浦
Ⅱ-5210	自然斜面	日浦(2)	佐那河内村		下	日浦
Ⅱ-5211	自然斜面	日浦(3)	佐那河内村		下	日浦
Ⅱ-5212	自然斜面	中津東	佐那河内村		下	中津
Ⅱ-5213	自然斜面	高樋(2)	佐那河内村		下	高樋
Ⅱ-5214	自然斜面	下野(1)	佐那河内村		下	高樋
Ⅱ-5215	自然斜面	下野(2)	佐那河内村		下	下野
Ⅱ-5216	自然斜面	下野(3)	佐那河内村		下	下野
Ⅱ-5217	自然斜面	下野(4)	佐那河内村		下	下野
Ⅱ-5218	自然斜面	下野(5)	佐那河内村		下	下野
Ⅱ-5219	自然斜面	戎浦(1)	佐那河内村		下	戎浦
Ⅱ-5220	自然斜面	戎浦(2)	佐那河内村		下	戎浦
Ⅱ-5221	自然斜面	一ノ瀬(1)	佐那河内村		下	一ノ瀬
Ⅱ-5222	自然斜面	一ノ瀬(2)	佐那河内村		下	一ノ瀬
Ⅱ-5223	自然斜面	一ノ瀬(3)	佐那河内村		下	一ノ瀬
Ⅱ-5224	自然斜面	一ノ瀬(4)	佐那河内村		下	一ノ瀬
Ⅱ-5225	自然斜面	一ノ瀬(5)	佐那河内村		下	一ノ瀬
Ⅱ-5226	自然斜面	尾境(2)	佐那河内村		下	尾境
Ⅱ-5227	自然斜面	八反地(1)	佐那河内村		下	八反地



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5228	自然斜面	八反地(2)	佐那河内村		下	八反地
Ⅱ-5229	自然斜面	寺谷(3)	佐那河内村		下	寺谷
Ⅱ-5230	自然斜面	仕出(1)	佐那河内村		下	仕出
Ⅱ-5231	自然斜面	仕出(2)	佐那河内村		下	仕出
Ⅱ-5232	自然斜面	追上	佐那河内村		下	追上
Ⅱ-5233	自然斜面	坂手	佐那河内村		下	坂手
Ⅱ-5234	自然斜面	田野々	佐那河内村		下	田野々
Ⅱ-5235	自然斜面	菅沢(2)	佐那河内村		下	菅沢
Ⅱ-5236	自然斜面	菅沢(3)	佐那河内村		下	菅沢
Ⅱ-5237	自然斜面	日ノ浦(1)	佐那河内村		下	日ノ浦
Ⅱ-5238	自然斜面	日ノ浦(2)	佐那河内村		下	日ノ浦
Ⅱ-5239	自然斜面	日ノ浦(3)	佐那河内村		下	日ノ浦
Ⅱ-5240	自然斜面	日ノ浦(4)	佐那河内村		下	尾尻西
Ⅱ-5241	自然斜面	平間	佐那河内村		下	平間
Ⅱ-5242	自然斜面	舟戸	佐那河内村		下	舟戸
Ⅱ-5243	自然斜面	中峯(2)	佐那河内村		下	中峯
Ⅱ-5244	自然斜面	中峯(3)	佐那河内村		下	中峯
Ⅱ-5245	自然斜面	中峯(4)	佐那河内村		下	中峯
Ⅱ-5246	自然斜面	中峯(5)	佐那河内村		下	中峯
Ⅱ-5247	自然斜面	大西(1)	佐那河内村		下	大西
Ⅱ-5248	自然斜面	大西(2)	佐那河内村		下	大西
Ⅱ-5249	自然斜面	大西(3)	佐那河内村		下	大西
Ⅱ-5250	自然斜面	東内(2)	佐那河内村		下	東内
Ⅱ-5251	自然斜面	明見谷(1)	佐那河内村		下	明見谷
Ⅱ-5252	自然斜面	明見谷(2)	佐那河内村		下	明見谷
Ⅱ-5253	自然斜面	宮本(1)	佐那河内村		下	宮本
Ⅱ-5254	自然斜面	宮本(2)	佐那河内村		下	宮本
Ⅱ-5255	自然斜面	西地	佐那河内村		下	西地
Ⅱ-5256	自然斜面	墓ノ久保(1)	佐那河内村		下	墓ノ久保
Ⅱ-5257	自然斜面	墓ノ久保(2)	佐那河内村		下	墓ノ久保
Ⅱ-5258	自然斜面	墓ノ久保(3)	佐那河内村		下	墓ノ久保
Ⅱ-5259	自然斜面	墓ノ久保(4)	佐那河内村		下	墓ノ久保
Ⅱ-5260	自然斜面	栗見坂	佐那河内村		下	栗見坂
Ⅱ-5261	自然斜面	馬木谷	佐那河内村		下	馬木谷
Ⅱ-5262	自然斜面	阿ら田(1)	佐那河内村		下	父ノ久保
Ⅱ-5263	自然斜面	阿ら田(2)	佐那河内村		下	父ノ久保
Ⅱ-5264	自然斜面	阿ら田(3)	佐那河内村		下	父ノ久保
Ⅱ-5265	自然斜面	滝バタ(1)	佐那河内村		下	滝バタ
Ⅱ-5266	自然斜面	滝バタ(2)	佐那河内村		下	滝バタ
Ⅱ-5267	自然斜面	滝バタ(3)	佐那河内村		下	滝バタ
Ⅱ-5268	自然斜面	水上(2)	佐那河内村		下	水上
Ⅱ-5269	自然斜面	水上(3)	佐那河内村		下	水上
Ⅱ-5270	自然斜面	小屋の久保(1)	佐那河内村		下	小屋の久保
Ⅱ-5271	自然斜面	小屋の久保(2)	佐那河内村		下	小屋の久保
Ⅱ-5272	自然斜面	東山(1)	佐那河内村		下	東山
Ⅱ-5273	自然斜面	東山(2)	佐那河内村		下	東山
Ⅱ-5274	自然斜面	東山(3)	佐那河内村		下	東山
Ⅱ-5275	自然斜面	東山(4)	佐那河内村		下	東山
Ⅱ-5276	自然斜面	ウチワ	佐那河内村		下	ウチワ
Ⅱ-5277	自然斜面	尾尻(1)	佐那河内村		下	尾尻
Ⅱ-5278	自然斜面	尾尻(2)	佐那河内村		下	尾尻
Ⅱ-7809	人工斜面	下野(5)	佐那河内村		下	下野
Ⅱ-5279	自然斜面	折木(1)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5280	自然斜面	折木(2)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5281	自然斜面	折木(3)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5282	自然斜面	折木(4)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5283	自然斜面	折木(5)	神山町		阿野	折木

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5284	自然斜面	折木(6)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5285	自然斜面	折木(7)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5286	自然斜面	折木(8)	神山町		阿野	折木
Ⅱ-5287	自然斜面	北倉目(2)	神山町		阿野	北倉目
Ⅱ-5288	自然斜面	北倉目(3)	神山町		阿野	北倉目
Ⅱ-5289	自然斜面	北倉目(4)	神山町		阿野	北倉目
Ⅱ-5290	自然斜面	北倉目(5)	神山町		阿野	北倉目
Ⅱ-5291	自然斜面	北倉目(6)	神山町		阿野	北倉目
Ⅱ-5292	自然斜面	南倉目(1)	神山町		阿野	南倉目
Ⅱ-5293	自然斜面	南倉目(2)	神山町		阿野	南倉目
Ⅱ-5294	自然斜面	南倉目(3)	神山町		阿野	南倉目
Ⅱ-5295	自然斜面	北馬喰草(1)	神山町		阿野	北馬喰草
Ⅱ-5296	自然斜面	北馬喰草(2)	神山町		阿野	北馬喰草
Ⅱ-5297	自然斜面	北馬喰草(3)	神山町		阿野	北馬喰草
Ⅱ-5298	自然斜面	下地(2)	神山町		阿野	下地
Ⅱ-5299	自然斜面	方子(2)	神山町		阿野	方子
Ⅱ-5300	自然斜面	方子(3)	神山町		阿野	方子
Ⅱ-5301	自然斜面	持部(1)	神山町		阿野	持部
Ⅱ-5302	自然斜面	持部(2)	神山町		阿野	持部
Ⅱ-5303	自然斜面	持部(3)	神山町		阿野	持部
Ⅱ-5304	自然斜面	持部(4)	神山町		阿野	持部
Ⅱ-5305	自然斜面	持部(5)	神山町		阿野	持部
Ⅱ-5306	自然斜面	峯長瀬(1)	神山町		阿野	峯長瀬
Ⅱ-5307	自然斜面	峯長瀬(2)	神山町		阿野	峯長瀬
Ⅱ-5308	自然斜面	中峯(1)	神山町		阿野	中峯
Ⅱ-5309	自然斜面	中峯(2)	神山町		阿野	中峯
Ⅱ-5310	自然斜面	中峯(3)	神山町		阿野	中峯
Ⅱ-5311	自然斜面	田窪(2)	神山町		阿野	田窪
Ⅱ-5312	自然斜面	杉次郎	神山町		阿野	杉次郎
Ⅱ-5313	自然斜面	五反地(3)	神山町		阿野	五反地
Ⅱ-5314	自然斜面	五反地(4)	神山町		阿野	五反地
Ⅱ-5315	自然斜面	長瀬(2)	神山町		阿野	長瀬
Ⅱ-5316	自然斜面	長瀬(3)	神山町		阿野	長瀬
Ⅱ-5317	自然斜面	福原(1)	神山町		阿野	福原
Ⅱ-5318	自然斜面	福原(2)	神山町		阿野	福原
Ⅱ-5319	自然斜面	本名(1)	神山町		阿野	本名
Ⅱ-5320	自然斜面	本名(2)	神山町		阿野	本名
Ⅱ-5321	自然斜面	本名(3)	神山町		阿野	本名
Ⅱ-5322	自然斜面	地ノ平(2)	神山町		阿野	地ノ平
Ⅱ-5323	自然斜面	神木(2)	神山町		阿野	神木
Ⅱ-5324	自然斜面	神木(3)	神山町		阿野	神木
Ⅱ-5325	自然斜面	神木(4)	神山町		阿野	神木
Ⅱ-5326	自然斜面	東代次(1)	神山町		阿野	東代次
Ⅱ-5327	自然斜面	東代次(2)	神山町		阿野	東代次
Ⅱ-5328	自然斜面	長代(2)	神山町		阿野	長代
Ⅱ-5329	自然斜面	長代(3)	神山町		阿野	長代
Ⅱ-5330	自然斜面	船底(2)	神山町		阿野	船底
Ⅱ-5331	自然斜面	船底(3)	神山町		阿野	船底
Ⅱ-5332	自然斜面	船底(4)	神山町		阿野	船底
Ⅱ-5333	自然斜面	船底(5)	神山町		阿野	船底
Ⅱ-5334	自然斜面	船底(6)	神山町		阿野	船底
Ⅱ-5335	自然斜面	船底(7)	神山町		阿野	船底
Ⅱ-5336	自然斜面	黒木(1)	神山町		阿野	黒木
Ⅱ-5337	自然斜面	黒木(2)	神山町		阿野	黒木
Ⅱ-5338	自然斜面	黒木(3)	神山町		阿野	黒木
Ⅱ-5339	自然斜面	白嶽(2)	神山町		阿野	白嶽
Ⅱ-5340	自然斜面	白嶽(3)	神山町		阿野	白嶽

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5341	自然斜面	白嶽(4)	神山町		阿野	白嶽
Ⅱ-5342	自然斜面	白嶽(5)	神山町		阿野	白嶽
Ⅱ-5343	自然斜面	広野(2)	神山町		阿野	広野
Ⅱ-5344	自然斜面	雨返(1)	神山町		阿野	雨返
Ⅱ-5345	自然斜面	雨返(2)	神山町		阿野	雨返
Ⅱ-5346	自然斜面	名田河(2)	神山町		阿野	名田河
Ⅱ-5347	自然斜面	名田河(3)	神山町		阿野	名田河
Ⅱ-5348	自然斜面	名田河(4)	神山町		阿野	名田河
Ⅱ-5349	自然斜面	大地(2)	神山町		阿野	大地
Ⅱ-5350	自然斜面	大地(3)	神山町		阿野	大地
Ⅱ-5351	自然斜面	大地(4)	神山町		阿野	大地
Ⅱ-5352	自然斜面	大地(5)	神山町		阿野	大地
Ⅱ-5353	自然斜面	大地(6)	神山町		阿野	大地
Ⅱ-5354	自然斜面	櫛野(2)	神山町		阿野	櫛野
Ⅱ-5355	自然斜面	地野々(2)	神山町		阿野	地野々
Ⅱ-5356	自然斜面	地野々(3)	神山町		阿野	地野々
Ⅱ-5357	自然斜面	橘谷(2)	神山町		阿野	橘谷
Ⅱ-5358	自然斜面	橘谷(3)	神山町		阿野	橘谷
Ⅱ-5359	自然斜面	橘谷(4)	神山町		阿野	橘谷
Ⅱ-5360	自然斜面	馬地(3)	神山町		阿野	馬地
Ⅱ-5361	自然斜面	馬地(4)	神山町		阿野	馬地
Ⅱ-5362	自然斜面	馬地(5)	神山町		阿野	馬地
Ⅱ-5363	自然斜面	馬地(6)	神山町		阿野	馬地
Ⅱ-5364	自然斜面	北養瀬(2)	神山町		阿野	北養瀬
Ⅱ-5365	自然斜面	北養瀬(3)	神山町		阿野	北養瀬
Ⅱ-5366	自然斜面	南養瀬(2)	神山町		阿野	南養瀬
Ⅱ-5367	自然斜面	南養瀬(3)	神山町		阿野	南養瀬
Ⅱ-5368	自然斜面	南養瀬(4)	神山町		阿野	南養瀬
Ⅱ-5369	自然斜面	南養瀬(5)	神山町		阿野	南養瀬
Ⅱ-5370	自然斜面	須賀(2)	神山町		阿野	須賀
Ⅱ-5371	自然斜面	須賀(3)	神山町		阿野	須賀
Ⅱ-5372	自然斜面	須賀(4)	神山町		阿野	須賀
Ⅱ-5373	自然斜面	須賀(5)	神山町		阿野	須賀
Ⅱ-5374	自然斜面	駒坂(2)	神山町		阿野	駒坂
Ⅱ-5375	自然斜面	駒坂(3)	神山町		阿野	駒坂
Ⅱ-5376	自然斜面	駒坂(4)	神山町		阿野	駒坂
Ⅱ-5377	自然斜面	石堂(1)	神山町		阿野	石堂
Ⅱ-5378	自然斜面	石堂(2)	神山町		阿野	石堂
Ⅱ-5379	自然斜面	宇渡木(1)	神山町		阿野	宇渡木
Ⅱ-5380	自然斜面	宇渡木(2)	神山町		阿野	宇渡木
Ⅱ-5381	自然斜面	宇渡木(3)	神山町		阿野	宇渡木
Ⅱ-5382	自然斜面	宇渡木(4)	神山町		阿野	宇渡木
Ⅱ-5383	自然斜面	広石(2)	神山町		阿野	広石
Ⅱ-5384	自然斜面	広石(3)	神山町		阿野	広石
Ⅱ-5385	自然斜面	広石(4)	神山町		阿野	広石
Ⅱ-5386	自然斜面	松尾(3)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5387	自然斜面	松尾(4)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5388	自然斜面	松尾(5)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5389	自然斜面	松尾(6)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5390	自然斜面	松尾(7)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5391	自然斜面	松尾(8)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5392	自然斜面	松尾(9)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5393	自然斜面	松尾(10)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5394	自然斜面	松尾(11)	神山町		阿野	松尾
Ⅱ-5395	自然斜面	代次(1)	神山町		阿野	代次
Ⅱ-5396	自然斜面	代次(2)	神山町		阿野	代次
Ⅱ-5397	自然斜面	代次(3)	神山町		阿野	代次

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5398	自然斜面	代次(4)	神山町		阿野	代次
Ⅱ-5399	自然斜面	二ノ宮	神山町		阿野	二ノ宮
Ⅱ-5400	自然斜面	日浦(2)	神山町		阿野	日浦
Ⅱ-5401	自然斜面	日浦(3)	神山町		阿野	日浦
Ⅱ-5402	自然斜面	府中(2)	神山町		阿野	府中
Ⅱ-5403	自然斜面	府中(3)	神山町		阿野	府中
Ⅱ-5404	自然斜面	府中(4)	神山町		阿野	府中
Ⅱ-5405	自然斜面	府中(5)	神山町		阿野	府中
Ⅱ-5406	自然斜面	上河内(1)	神山町		阿野	上河内
Ⅱ-5407	自然斜面	上河内(2)	神山町		阿野	上河内
Ⅱ-5408	自然斜面	上河内(3)	神山町		阿野	上河内
Ⅱ-5409	自然斜面	上河内(4)	神山町		阿野	上河内
Ⅱ-5410	自然斜面	上河内(5)	神山町		阿野	上河内
Ⅱ-5411	自然斜面	宮分(3)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5412	自然斜面	宮分(4)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5413	自然斜面	宮分(5)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5414	自然斜面	宮分(6)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5415	自然斜面	宮分(7)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5416	自然斜面	宮分(8)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5417	自然斜面	宮分(9)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5418	自然斜面	宮分(10)	神山町		阿野	宮分
Ⅱ-5419	自然斜面	名ヶ平(1)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5420	自然斜面	名ヶ平(2)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5421	自然斜面	名ヶ平(3)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5422	自然斜面	名ヶ平(4)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5423	自然斜面	名ヶ平(5)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5424	自然斜面	名ヶ平(6)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5425	自然斜面	名ヶ平(7)	神山町		上分	名ヶ平
Ⅱ-5426	自然斜面	西ノ名(1)	神山町		上分	西ノ名
Ⅱ-5427	自然斜面	西ノ名(2)	神山町		上分	西ノ名
Ⅱ-5428	自然斜面	西ノ名(3)	神山町		上分	西ノ名
Ⅱ-5429	自然斜面	西ノ名(4)	神山町		上分	西ノ名
Ⅱ-5430	自然斜面	西ノ名(5)	神山町		上分	西ノ名
Ⅱ-5431	自然斜面	本根川(1)	神山町		上分	本根川
Ⅱ-5432	自然斜面	本根川(2)	神山町		上分	本根川
Ⅱ-5433	自然斜面	本根川(3)	神山町		上分	本根川
Ⅱ-5434	自然斜面	本根川(4)	神山町		上分	本根川
Ⅱ-5435	自然斜面	本根川(5)	神山町		上分	本根川
Ⅱ-5436	自然斜面	府殿(1)	神山町		上分	府殿
Ⅱ-5437	自然斜面	府殿(2)	神山町		上分	府殿
Ⅱ-5438	自然斜面	府殿(3)	神山町		上分	府殿
Ⅱ-5439	自然斜面	府殿(4)	神山町		上分	府殿
Ⅱ-5440	自然斜面	府殿(5)	神山町		上分	府殿
Ⅱ-5441	自然斜面	殿宮(1)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5442	自然斜面	殿宮(2)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5443	自然斜面	殿宮(3)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5444	自然斜面	殿宮(4)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5445	自然斜面	殿宮(5)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5446	自然斜面	殿宮(6)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5447	自然斜面	殿宮(7)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5448	自然斜面	殿宮(8)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5449	自然斜面	殿宮(9)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5450	自然斜面	殿宮(10)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5451	自然斜面	殿宮(11)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5452	自然斜面	殿宮(12)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5453	自然斜面	殿宮(13)	神山町		上分	殿宮
Ⅱ-5454	自然斜面	一字夫(2)	神山町		上分	一字夫

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5455	自然斜面	一字夫(3)	神山町		上分	一字夫
Ⅱ-5456	自然斜面	一字夫(4)	神山町		上分	一字夫
Ⅱ-5457	自然斜面	石本(1)	神山町		上分	石本
Ⅱ-5458	自然斜面	石本(2)	神山町		上分	石本
Ⅱ-5459	自然斜面	石本(3)	神山町		上分	石本
Ⅱ-5460	自然斜面	江島(2)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5461	自然斜面	江島(3)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5462	自然斜面	江島(4)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5463	自然斜面	江島(5)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5464	自然斜面	江島(6)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5465	自然斜面	江島(7)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5466	自然斜面	江島(8)	神山町		上分	江島
Ⅱ-5467	自然斜面	入手(11)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5468	自然斜面	入手(1)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5469	自然斜面	入手(2)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5470	自然斜面	入手(3)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5471	自然斜面	入手(4)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5472	自然斜面	入手(5)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5473	自然斜面	入手(6)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5474	自然斜面	入手(7)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5475	自然斜面	入手(8)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5476	自然斜面	入手(9)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5477	自然斜面	入手(10)	神山町		上分	入手
Ⅱ-5478	自然斜面	柿道(1)	神山町		上分	柿道
Ⅱ-5479	自然斜面	柿道(2)	神山町		上分	柿道
Ⅱ-5480	自然斜面	坂丸(1)	神山町		上分	坂丸
Ⅱ-5481	自然斜面	坂丸(2)	神山町		上分	坂丸
Ⅱ-5482	自然斜面	坂丸(3)	神山町		上分	坂丸
Ⅱ-5483	自然斜面	坂丸(4)	神山町		上分	坂丸
Ⅱ-5484	自然斜面	名(1)	神山町		上分	名
Ⅱ-5485	自然斜面	名(2)	神山町		上分	名
Ⅱ-5486	自然斜面	名(3)	神山町		上分	名
Ⅱ-5487	自然斜面	名(4)	神山町		上分	名
Ⅱ-5488	自然斜面	名(5)	神山町		上分	名
Ⅱ-5489	自然斜面	西久地(2)	神山町		上分	西久地
Ⅱ-5490	自然斜面	西久地(3)	神山町		上分	西久地
Ⅱ-5491	自然斜面	大中尾(1)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5492	自然斜面	大中尾(2)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5493	自然斜面	大中尾(3)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5494	自然斜面	大中尾(4)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5495	自然斜面	大中尾(5)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5496	自然斜面	大中尾(6)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5497	自然斜面	大中尾(7)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5498	自然斜面	大中尾(8)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5499	自然斜面	大中尾(9)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5500	自然斜面	大中尾(10)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5501	自然斜面	大中尾(11)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5502	自然斜面	大中尾(12)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5503	自然斜面	大中尾(13)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5504	自然斜面	大中尾(14)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5505	自然斜面	大中尾(15)	神山町		上分	大中尾
Ⅱ-5506	自然斜面	中津(3)	神山町		上分	中津
Ⅱ-5507	自然斜面	金泉(1)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5508	自然斜面	金泉(2)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5509	自然斜面	金泉(3)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5510	自然斜面	金泉(4)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5511	自然斜面	金泉(5)	神山町		上分	金泉

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5512	自然斜面	金泉(6)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5513	自然斜面	金泉(7)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5514	自然斜面	金泉(8)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5515	自然斜面	金泉(9)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5516	自然斜面	金泉(10)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5517	自然斜面	金泉(11)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5518	自然斜面	金泉(12)	神山町		上分	金泉
Ⅱ-5519	自然斜面	有懸(1)	神山町		上分	有懸
Ⅱ-5520	自然斜面	有懸(2)	神山町		上分	有懸
Ⅱ-5521	自然斜面	川又南(1)	神山町		上分	川又南
Ⅱ-5522	自然斜面	川又南(2)	神山町		上分	川又南
Ⅱ-5523	自然斜面	川又南(3)	神山町		上分	川又南
Ⅱ-5524	自然斜面	川又南(4)	神山町		上分	川又南
Ⅱ-5525	自然斜面	川又西	神山町		上分	川又
Ⅱ-5526	自然斜面	川又(2)	神山町		上分	川又
Ⅱ-5527	自然斜面	川又(3)	神山町		上分	川又
Ⅱ-5528	自然斜面	江田(2)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5529	自然斜面	江田(3)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5530	自然斜面	江田(4)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5531	自然斜面	江田(5)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5532	自然斜面	江田(6)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5533	自然斜面	江田(7)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5534	自然斜面	江田(8)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5535	自然斜面	江田(9)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5536	自然斜面	江田(10)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5537	自然斜面	江田(11)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5538	自然斜面	江田(12)	神山町		上分	江田
Ⅱ-5539	自然斜面	中峯(1)	神山町		上分	中峯
Ⅱ-5540	自然斜面	中峯(2)	神山町		上分	中峯
Ⅱ-5541	自然斜面	中峯(3)	神山町		上分	中峯
Ⅱ-5542	自然斜面	立岩(1)	神山町		上分	立岩
Ⅱ-5543	自然斜面	立岩(2)	神山町		上分	立岩
Ⅱ-5544	自然斜面	立岩(3)	神山町		上分	立岩
Ⅱ-5545	自然斜面	立岩(4)	神山町		上分	立岩
Ⅱ-5546	自然斜面	拝府	神山町		上分	拝府
Ⅱ-5547	自然斜面	竹平	神山町		上分	竹平
Ⅱ-5548	自然斜面	名本(1)	神山町		下分	名本
Ⅱ-5549	自然斜面	名本(2)	神山町		下分	名本
Ⅱ-5550	自然斜面	中谷(1)	神山町		下分	中谷
Ⅱ-5551	自然斜面	中谷(2)	神山町		下分	中谷
Ⅱ-5552	自然斜面	中谷(3)	神山町		下分	中谷
Ⅱ-5553	自然斜面	中谷(4)	神山町		下分	中谷
Ⅱ-5554	自然斜面	中谷(5)	神山町		下分	中谷
Ⅱ-5555	自然斜面	中谷(6)	神山町		下分	中谷
Ⅱ-5556	自然斜面	大久保(1)	神山町		下分	大久保
Ⅱ-5557	自然斜面	大久保(2)	神山町		下分	大久保
Ⅱ-5558	自然斜面	大久保(3)	神山町		下分	大久保
Ⅱ-5559	自然斜面	門屋	神山町		下分	門屋
Ⅱ-5560	自然斜面	西大戸	神山町		下分	西大戸
Ⅱ-5561	自然斜面	中喜来(1)	神山町		下分	中喜来
Ⅱ-5562	自然斜面	中喜来(2)	神山町		下分	中喜来
Ⅱ-5563	自然斜面	焼山(1)	神山町		下分	焼山
Ⅱ-5564	自然斜面	焼山(2)	神山町		下分	焼山
Ⅱ-5565	自然斜面	焼山(3)	神山町		下分	焼山
Ⅱ-5566	自然斜面	長野(1)	神山町		下分	長野
Ⅱ-5567	自然斜面	長野(2)	神山町		下分	長野
Ⅱ-5568	自然斜面	長野(3)	神山町		下分	長野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5569	自然斜面	長野(4)	神山町		下分	長野
Ⅱ-5570	自然斜面	蔭	神山町		下分	蔭
Ⅱ-5571	自然斜面	下喜来(1)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5572	自然斜面	下喜来(2)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5573	自然斜面	下喜来(3)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5574	自然斜面	下喜来(4)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5575	自然斜面	下喜来(5)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5576	自然斜面	下喜来(6)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5577	自然斜面	下喜来(7)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5578	自然斜面	下喜来(8)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5579	自然斜面	下喜来(9)	神山町		下分	下喜来
Ⅱ-5580	自然斜面	釘貫	神山町		下分	釘貫
Ⅱ-5581	自然斜面	右左内(3)	神山町		下分	右左内
Ⅱ-5582	自然斜面	右左内(4)	神山町		下分	右左内
Ⅱ-5583	自然斜面	右左内(5)	神山町		下分	右左内
Ⅱ-5584	自然斜面	左右山(6)	神山町		下分	左右山
Ⅱ-5585	自然斜面	左右山(7)	神山町		下分	左右山
Ⅱ-5586	自然斜面	左右山(8)	神山町		下分	左右山
Ⅱ-5587	自然斜面	城川内(1)	神山町		下分	城川内
Ⅱ-5588	自然斜面	城川内(2)	神山町		下分	城川内
Ⅱ-5589	自然斜面	城川内(3)	神山町		下分	城川内
Ⅱ-5590	自然斜面	松坂(1)	神山町		下分	松坂
Ⅱ-5591	自然斜面	松坂(2)	神山町		下分	松坂
Ⅱ-5592	自然斜面	庄部(1)	神山町		下分	庄部
Ⅱ-5593	自然斜面	庄部(2)	神山町		下分	庄部
Ⅱ-5594	自然斜面	庄部(3)	神山町		下分	庄部
Ⅱ-5595	自然斜面	鍋岩(4)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5596	自然斜面	鍋岩(5)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5597	自然斜面	鍋岩(6)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5598	自然斜面	鍋岩(7)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5599	自然斜面	鍋岩(8)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5600	自然斜面	鍋岩(9)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5601	自然斜面	鍋岩(10)	神山町		下分	鍋岩
Ⅱ-5602	自然斜面	地中(1)	神山町		下分	地中
Ⅱ-5603	自然斜面	地中(2)	神山町		下分	地中
Ⅱ-5604	自然斜面	地中(3)	神山町		下分	地中
Ⅱ-5605	自然斜面	地中(4)	神山町		下分	地中
Ⅱ-5606	自然斜面	地中(5)	神山町		下分	地中
Ⅱ-5607	自然斜面	馬地	神山町		下分	馬地
Ⅱ-5608	自然斜面	三ツ木(2)	神山町		下分	三ツ木
Ⅱ-5609	自然斜面	三ツ木(3)	神山町		下分	三ツ木
Ⅱ-5610	自然斜面	三ツ木(4)	神山町		下分	三ツ木
Ⅱ-5611	自然斜面	今井(3)	神山町		下分	今井
Ⅱ-5612	自然斜面	今井(4)	神山町		下分	今井
Ⅱ-5613	自然斜面	今井(5)	神山町		下分	今井
Ⅱ-5614	自然斜面	南峯(1)	神山町		下分	南峯
Ⅱ-5615	自然斜面	南峯(2)	神山町		下分	南峯
Ⅱ-5616	自然斜面	南峯(3)	神山町		下分	南峯
Ⅱ-5617	自然斜面	横倉(4)	神山町		下分	横倉
Ⅱ-5618	自然斜面	横倉(5)	神山町		下分	横倉
Ⅱ-5619	自然斜面	横倉(6)	神山町		下分	横倉
Ⅱ-5620	自然斜面	黒口(1)	神山町		下分	黒口
Ⅱ-5621	自然斜面	黒口(2)	神山町		下分	黒口
Ⅱ-5622	自然斜面	黒口(3)	神山町		下分	黒口
Ⅱ-5623	自然斜面	黒口(4)	神山町		下分	黒口
Ⅱ-5624	自然斜面	北中稲原	神山町		下分	北中稲原
Ⅱ-5625	自然斜面	栗生野(1)	神山町		下分	栗生野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5626	自然斜面	栗生野(2)	神山町		下分	栗生野
Ⅱ-5627	自然斜面	栗生野(3)	神山町		下分	栗生野
Ⅱ-5628	自然斜面	栗生野(4)	神山町		下分	栗生野
Ⅱ-5629	自然斜面	地野(2)	神山町		下分	地野
Ⅱ-5630	自然斜面	谷口(2)	神山町		下分	谷口
Ⅱ-5631	自然斜面	西寺(2)	神山町		下分	西寺
Ⅱ-5632	自然斜面	松ノ本	神山町		下分	松ノ本
Ⅱ-5633	自然斜面	西稲原(1)	神山町		下分	西稲原
Ⅱ-5634	自然斜面	西稲原(2)	神山町		下分	西稲原
Ⅱ-5635	自然斜面	南山(1)	神山町		下分	南山
Ⅱ-5636	自然斜面	南山(2)	神山町		下分	南山
Ⅱ-5637	自然斜面	矢内	神山町		下分	矢内
Ⅱ-5638	自然斜面	上中内(1)	神山町		下分	上中内
Ⅱ-5639	自然斜面	上中内(2)	神山町		下分	上中内
Ⅱ-5640	自然斜面	上中内(3)	神山町		下分	上中内
Ⅱ-5641	自然斜面	竹平(1)	神山町		下分	竹平
Ⅱ-5642	自然斜面	竹平(2)	神山町		下分	竹平
Ⅱ-5643	自然斜面	竹平(3)	神山町		下分	竹平
Ⅱ-5644	自然斜面	暮石(1)	神山町		下分	暮石
Ⅱ-5645	自然斜面	暮石(2)	神山町		下分	暮石
Ⅱ-5646	自然斜面	暮石(3)	神山町		下分	暮石
Ⅱ-5647	自然斜面	暮石(4)	神山町		下分	暮石
Ⅱ-5648	自然斜面	暮石(5)	神山町		下分	暮石
Ⅱ-5649	自然斜面	暮石(6)	神山町		下分	暮石
Ⅱ-5650	自然斜面	宇井(1)	神山町		下分	宇井
Ⅱ-5651	自然斜面	宇井(2)	神山町		下分	宇井
Ⅱ-5652	自然斜面	宇井(3)	神山町		下分	宇井
Ⅱ-5653	自然斜面	京地(2)	神山町		下分	京地
Ⅱ-5654	自然斜面	京地(3)	神山町		下分	京地
Ⅱ-5655	自然斜面	京地(4)	神山町		下分	京地
Ⅱ-5656	自然斜面	東青井夫(1)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5657	自然斜面	東青井夫(2)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5658	自然斜面	東青井夫(3)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5659	自然斜面	東青井夫(4)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5660	自然斜面	東青井夫(5)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5661	自然斜面	東青井夫(6)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5662	自然斜面	東青井夫(7)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5663	自然斜面	東青井夫(8)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5664	自然斜面	東青井夫(9)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5665	自然斜面	東青井夫(10)	神山町		神領	東青井夫
Ⅱ-5666	自然斜面	西青井夫	神山町		神領	西青井夫
Ⅱ-5667	自然斜面	北上角(3)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5668	自然斜面	北上角(4)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5669	自然斜面	北上角(5)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5670	自然斜面	北上角(6)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5671	自然斜面	北上角(7)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5672	自然斜面	北上角(8)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5673	自然斜面	北上角(9)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5674	自然斜面	北上角(10)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5675	自然斜面	北上角(11)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5676	自然斜面	北上角(12)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5677	自然斜面	北上角(13)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5678	自然斜面	北上角(14)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5679	自然斜面	北上角(15)	神山町		神領	北上角
Ⅱ-5680	自然斜面	本上角(3)	神山町		神領	本上角
Ⅱ-5681	自然斜面	本上角(4)	神山町		神領	本上角
Ⅱ-5682	自然斜面	本上角(5)	神山町		神領	本上角



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5683	自然斜面	本上角(6)	神山町		神領	本上角
Ⅱ-5684	自然斜面	西上角(1)	神山町		神領	西上角
Ⅱ-5685	自然斜面	西上角(2)	神山町		神領	西上角
Ⅱ-5686	自然斜面	南上角(2)	神山町		神領	南上角
Ⅱ-5687	自然斜面	南上角(3)	神山町		神領	南上角
Ⅱ-5688	自然斜面	本小野(2)	神山町		神領	本小野
Ⅱ-5689	自然斜面	西小野(2)	神山町		神領	西小野
Ⅱ-5690	自然斜面	西小野(3)	神山町		神領	西小野
Ⅱ-5691	自然斜面	中津(2)	神山町		神領	中津
Ⅱ-5692	自然斜面	中津(3)	神山町		神領	中津
Ⅱ-5693	自然斜面	中津(4)	神山町		神領	中津
Ⅱ-5694	自然斜面	西野間(2)	神山町		神領	西野間
Ⅱ-5695	自然斜面	西野間(3)	神山町		神領	西野間
Ⅱ-5696	自然斜面	東野間(2)	神山町		神領	東野間
Ⅱ-5697	自然斜面	東野間(3)	神山町		神領	東野間
Ⅱ-5698	自然斜面	東野間(4)	神山町		神領	東野間
Ⅱ-5699	自然斜面	大埜地(4)	神山町		神領	大埜地
Ⅱ-5700	自然斜面	大埜地(5)	神山町		神領	大埜地
Ⅱ-5701	自然斜面	大埜地(6)	神山町		神領	大埜地
Ⅱ-5702	自然斜面	大埜地(7)	神山町		神領	大埜地
Ⅱ-5703	自然斜面	大埜地(8)	神山町		神領	大埜地
Ⅱ-5704	自然斜面	大埜地(9)	神山町		神領	大埜地
Ⅱ-5705	自然斜面	東大久保(1)	神山町		神領	東大久保
Ⅱ-5706	自然斜面	東大久保(2)	神山町		神領	東大久保
Ⅱ-5707	自然斜面	東大久保(3)	神山町		神領	東大久保
Ⅱ-5708	自然斜面	東大久保(4)	神山町		神領	東大久保
Ⅱ-5709	自然斜面	高根	神山町		神領	高根
Ⅱ-5710	自然斜面	坂瀬川(1)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5711	自然斜面	坂瀬川(2)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5712	自然斜面	坂瀬川(3)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5713	自然斜面	坂瀬川(4)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5714	自然斜面	坂瀬川(5)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5715	自然斜面	坂瀬川(6)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5716	自然斜面	坂瀬川(7)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5717	自然斜面	坂瀬川(8)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5718	自然斜面	坂瀬川(9)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5719	自然斜面	坂瀬川(10)	神山町		鬼籠野	坂瀬川
Ⅱ-5720	自然斜面	日浦(2)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5721	自然斜面	日浦(3)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5722	自然斜面	日浦(4)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5723	自然斜面	日浦(5)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5724	自然斜面	日浦(6)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5725	自然斜面	日浦(7)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5726	自然斜面	日浦(8)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5727	自然斜面	日浦(9)	神山町		鬼籠野	日浦
Ⅱ-5728	自然斜面	喜来(2)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5729	自然斜面	喜来(3)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5730	自然斜面	喜来(4)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5731	自然斜面	喜来(5)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5732	自然斜面	喜来(6)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5733	自然斜面	喜来(7)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5734	自然斜面	喜来(8)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5735	自然斜面	喜来(9)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5736	自然斜面	喜来(10)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5737	自然斜面	喜来(11)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5738	自然斜面	喜来(12)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5739	自然斜面	喜来(13)	神山町		鬼籠野	喜来

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5740	自然斜面	喜来(14)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5741	自然斜面	喜来(15)	神山町		鬼籠野	喜来
Ⅱ-5742	自然斜面	黒河(1)	神山町		鬼籠野	黒河
Ⅱ-5743	自然斜面	黒河(2)	神山町		鬼籠野	黒河
Ⅱ-5744	自然斜面	黒河(3)	神山町		鬼籠野	黒河
Ⅱ-5745	自然斜面	黒河(4)	神山町		鬼籠野	黒河
Ⅱ-5746	自然斜面	川東	神山町		鬼籠野	川東
Ⅱ-5747	自然斜面	久保	神山町		鬼籠野	久保
Ⅱ-5748	自然斜面	西分(2)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5749	自然斜面	西分(3)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5750	自然斜面	西分(4)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5751	自然斜面	西分(5)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5752	自然斜面	西分(6)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5753	自然斜面	西分(7)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5754	自然斜面	西分(8)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5755	自然斜面	西分(9)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5756	自然斜面	西分(10)	神山町		鬼籠野	西分
Ⅱ-5757	自然斜面	中分(1)	神山町		鬼籠野	中分
Ⅱ-5758	自然斜面	中分(2)	神山町		鬼籠野	中分
Ⅱ-5759	自然斜面	阿保坂(1)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5760	自然斜面	阿保坂(2)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5761	自然斜面	阿保坂(3)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5762	自然斜面	阿保坂(4)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5763	自然斜面	阿保坂(5)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5764	自然斜面	阿保坂(6)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5765	自然斜面	阿保坂(7)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5766	自然斜面	阿保坂(8)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5767	自然斜面	阿保坂(9)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5768	自然斜面	阿保坂(10)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5769	自然斜面	阿保坂(11)	神山町		鬼籠野	阿保坂
Ⅱ-5770	自然斜面	元山(1)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5771	自然斜面	元山(2)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5772	自然斜面	元山(3)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5773	自然斜面	元山(4)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5774	自然斜面	元山(5)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5775	自然斜面	元山(6)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5776	自然斜面	元山(7)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5777	自然斜面	元山(8)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5778	自然斜面	元山(9)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5779	自然斜面	元山(10)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5780	自然斜面	元山(11)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5781	自然斜面	元山(12)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5782	自然斜面	元山(13)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5783	自然斜面	元山(14)	神山町		鬼籠野	元山
Ⅱ-5784	自然斜面	中津川(2)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5785	自然斜面	中津川(3)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5786	自然斜面	中津川(4)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5787	自然斜面	中津川(5)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5788	自然斜面	中津川(6)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5789	自然斜面	中津川(7)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5790	自然斜面	中津川(8)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5791	自然斜面	中津川(9)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5792	自然斜面	中津川(10)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5793	自然斜面	中津川(11)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5794	自然斜面	中津川(12)	神山町		鬼籠野	中津川
Ⅱ-5795	自然斜面	小原(1)	神山町		鬼籠野	小原
Ⅱ-5796	自然斜面	小原(2)	神山町		鬼籠野	小原

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5797	自然斜面	一ノ坂(2)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5798	自然斜面	一ノ坂(3)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5799	自然斜面	一ノ坂(4)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5800	自然斜面	一ノ坂(5)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5801	自然斜面	一ノ坂(6)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5802	自然斜面	一ノ坂(7)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5803	自然斜面	一ノ坂(8)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5804	自然斜面	一ノ坂(9)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5805	自然斜面	一ノ坂(10)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5806	自然斜面	一ノ坂(11)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5807	自然斜面	一ノ坂(12)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5808	自然斜面	一ノ坂(13)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5809	自然斜面	一ノ坂(14)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5810	自然斜面	一ノ坂(15)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5811	自然斜面	一ノ坂(16)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5812	自然斜面	一ノ坂(17)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5813	自然斜面	一ノ坂(18)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5814	自然斜面	一ノ坂(19)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5815	自然斜面	一ノ坂(20)	神山市		鬼籠野	一ノ坂
Ⅱ-5816	自然斜面	猪之頭(1)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5817	自然斜面	猪之頭(2)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5818	自然斜面	猪之頭(3)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5819	自然斜面	猪之頭(4)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5820	自然斜面	猪之頭(5)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5821	自然斜面	猪之頭(6)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5822	自然斜面	猪之頭(7)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-5823	自然斜面	猪之頭(8)	神山市		鬼籠野	猪之頭
Ⅱ-7810	人工斜面	橘谷(5)	神山市		阿野	橘谷
Ⅱ-7811	人工斜面	北養瀬(4)	神山市		阿野	北養瀬
Ⅱ-4227	自然斜面	寺内	鳴門市		大麻町姫田	寺内
Ⅱ-4228	自然斜面	小森山路	鳴門市		大麻町姫田	小森山路
Ⅱ-4229	自然斜面	タキゲ谷	鳴門市		大麻町姫田	タキゲ谷
Ⅱ-4230	自然斜面	半丈	鳴門市		大麻町姫田	半丈
Ⅱ-4231	自然斜面	東山谷(1)	鳴門市		大麻町大谷	東山谷
Ⅱ-4232	自然斜面	東山谷(2)	鳴門市		大麻町大谷	東山谷
Ⅱ-4233	自然斜面	椎尾谷(1)	鳴門市		大麻町桧	椎尾谷
Ⅱ-4234	自然斜面	椎尾谷(2)	鳴門市		大麻町桧	椎尾谷
Ⅱ-4235	自然斜面	丸山(1)	鳴門市		大麻町桧	丸山
Ⅱ-4236	自然斜面	谷口	鳴門市		大麻町桧	谷口
Ⅱ-4237	自然斜面	西谷	鳴門市		大麻町池谷	西谷
Ⅱ-4238	自然斜面	山ノ下(1)	鳴門市		大麻町萩原	山ノ下
Ⅱ-4239	自然斜面	樋殿谷(1)	鳴門市		大麻町板東	樋殿谷
Ⅱ-4240	自然斜面	樋殿谷(2)	鳴門市		大麻町板東	樋殿谷
Ⅱ-4241	自然斜面	中谷	鳴門市		大麻町板東	中谷
Ⅱ-4242	自然斜面	城山(2)	鳴門市		撫養町木津	城山
Ⅱ-4243	自然斜面	原山	鳴門市		撫養町木津	原山
Ⅱ-4244	自然斜面	原見谷	鳴門市		撫養町木津	原見谷
Ⅱ-4245	自然斜面	見山(1)	鳴門市		撫養町木津	見山
Ⅱ-4246	自然斜面	濤岩(3)	鳴門市		撫養町大桑島	濤岩
Ⅱ-4247	自然斜面	大谷(3)	鳴門市		撫養町大桑島	大谷
Ⅱ-4248	自然斜面	大谷(4)	鳴門市		撫養町大桑島	大谷
Ⅱ-4249	自然斜面	磯崎(3)	鳴門市		撫養町黒崎	磯崎
Ⅱ-4250	自然斜面	清水(2)	鳴門市		撫養町黒崎	清水
Ⅱ-4251	自然斜面	八幡	鳴門市		撫養町黒崎	八幡
Ⅱ-4252	自然斜面	小谷	鳴門市		撫養町黒崎	小谷
Ⅱ-4253	自然斜面	原田(1)	鳴門市		撫養町立岩	原田
Ⅱ-4254	自然斜面	原田(2)	鳴門市		撫養町立岩	原田

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4255	自然斜面	二等道路東(2)	鳴門市		撫養町岡崎	二等道路東
Ⅱ-4256	自然斜面	坂田(2)	鳴門市		里浦町里浦	坂田
Ⅱ-4257	自然斜面	花面(2)	鳴門市		里浦町里浦	花面
Ⅱ-4258	自然斜面	花面(3)	鳴門市		里浦町里浦	花面
Ⅱ-4259	自然斜面	福池(2)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	福池
Ⅱ-4260	自然斜面	黒山(3)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	黒山
Ⅱ-4261	自然斜面	脇口(2)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	脇口
Ⅱ-4262	自然斜面	大谷(2)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	大谷
Ⅱ-4263	自然斜面	南大手(3)	鳴門市		鳴門町三ツ石	南大手
Ⅱ-4264	自然斜面	南大手(4)	鳴門市		鳴門町三ツ石	南大手
Ⅱ-4265	自然斜面	山路(2)	鳴門市		鳴門町高島	山路
Ⅱ-4266	自然斜面	山路(3)	鳴門市		鳴門町高島	山路
Ⅱ-4267	自然斜面	山路(4)	鳴門市		鳴門町高島	山路
Ⅱ-4268	自然斜面	中島(5)	鳴門市		鳴門町高島	中島
Ⅱ-4269	自然斜面	竹島(2)	鳴門市		鳴門町高島	竹島
Ⅱ-4270	自然斜面	大日出(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	大日出
Ⅱ-4271	自然斜面	大日出(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	大日出
Ⅱ-4272	自然斜面	大日出(3)	鳴門市		瀬戸町堂浦	大日出
Ⅱ-4273	自然斜面	日出(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	日出
Ⅱ-4274	自然斜面	地廻り壱(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り壱
Ⅱ-4275	自然斜面	地廻り壱(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り壱
Ⅱ-4276	自然斜面	地廻り壱(3)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り壱
Ⅱ-4277	自然斜面	地廻り壱(4)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り壱
Ⅱ-4278	自然斜面	地廻り壱(5)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り壱
Ⅱ-4279	自然斜面	地廻り参(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り参
Ⅱ-4280	自然斜面	地廻り参(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り参
Ⅱ-4281	自然斜面	地廻り参(3)	鳴門市		瀬戸町堂浦	地廻り参
Ⅱ-4282	自然斜面	阿波井(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	阿波井
Ⅱ-4283	自然斜面	阿波井(3)	鳴門市		瀬戸町堂浦	阿波井
Ⅱ-4284	自然斜面	浦代(1)	鳴門市		瀬戸町堂浦	浦代
Ⅱ-4285	自然斜面	浦代(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	浦代
Ⅱ-4286	自然斜面	浦代(3)	鳴門市		瀬戸町堂浦	浦代
Ⅱ-4287	自然斜面	上戸	鳴門市		瀬戸町小島田	上戸
Ⅱ-4288	自然斜面	露谷	鳴門市		瀬戸町中島田	露谷
Ⅱ-4289	自然斜面	西田(1)	鳴門市		瀬戸町中島田	西田
Ⅱ-4290	自然斜面	西田(2)	鳴門市		瀬戸町中島田	西田
Ⅱ-4291	自然斜面	北田(1)	鳴門市		瀬戸町中島田	北田
Ⅱ-4292	自然斜面	北田(2)	鳴門市		瀬戸町中島田	北田
Ⅱ-4293	自然斜面	根木谷	鳴門市		瀬戸町中島田	根木谷
Ⅱ-4294	自然斜面	前山	鳴門市		瀬戸町大島田	前山
Ⅱ-4295	自然斜面	田尻	鳴門市		瀬戸町大島田	田尻
Ⅱ-4296	自然斜面	中傍示	鳴門市		瀬戸町大島田	中傍示
Ⅱ-4297	自然斜面	小池	鳴門市		瀬戸町大島田	小池
Ⅱ-4298	自然斜面	穴明	鳴門市		瀬戸町撫佐	穴明
Ⅱ-4299	自然斜面	口ノ谷	鳴門市		瀬戸町撫佐	口ノ谷
Ⅱ-4300	自然斜面	田ノ浦	鳴門市		瀬戸町室	田ノ浦
Ⅱ-4301	自然斜面	板屋島(3)	鳴門市		瀬戸町明神	板屋島
Ⅱ-4302	自然斜面	越浦	鳴門市		瀬戸町明神	越浦
Ⅱ-4303	自然斜面	丸山(5)	鳴門市		瀬戸町明神	丸山
Ⅱ-4304	自然斜面	丸山(6)	鳴門市		瀬戸町明神	丸山
Ⅱ-4305	自然斜面	菅谷(3)	鳴門市		瀬戸町明神	菅谷
Ⅱ-4306	自然斜面	菅谷(4)	鳴門市		瀬戸町明神	菅谷
Ⅱ-4307	自然斜面	中山(1)	鳴門市		瀬戸町明神	中山
Ⅱ-4308	自然斜面	中山(2)	鳴門市		瀬戸町明神	中山
Ⅱ-4309	自然斜面	張(2)	鳴門市		瀬戸町明神	張
Ⅱ-4310	自然斜面	三津(3)	鳴門市		北灘町折野	三津
Ⅱ-4311	自然斜面	桜井(3)	鳴門市		北灘町折野	桜井

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4312	自然斜面	折野西	鳴門市		北灘町折野	東地
Ⅱ-4313	自然斜面	大川筋(1)	鳴門市		北灘町折野	大川筋
Ⅱ-4314	自然斜面	大川筋(2)	鳴門市		北灘町折野	大川筋
Ⅱ-4315	自然斜面	大川筋(3)	鳴門市		北灘町折野	大川筋
Ⅱ-4316	自然斜面	大川筋(4)	鳴門市		北灘町折野	大川筋
Ⅱ-4317	自然斜面	大川筋(5)	鳴門市		北灘町折野	大川筋
Ⅱ-4318	自然斜面	竹ノ下	鳴門市		北灘町折野	竹ノ下
Ⅱ-4319	自然斜面	上田井	鳴門市		北灘町折野	上田井
Ⅱ-4320	自然斜面	藤ノ久保	鳴門市		北灘町折野	藤ノ久保
Ⅱ-4321	自然斜面	東地(3)	鳴門市		北灘町折野	東地
Ⅱ-4322	自然斜面	西添	鳴門市		北灘町大須	西添
Ⅱ-4323	自然斜面	トノムラ(1)	鳴門市		北灘町鳥ヶ丸	トノムラ
Ⅱ-4324	自然斜面	トノムラ(2)	鳴門市		北灘町鳥ヶ丸	トノムラ
Ⅱ-4325	自然斜面	粟谷口	鳴門市		北灘町大浦	粟谷口
Ⅱ-4326	自然斜面	東浦	鳴門市		北灘町大浦	東浦
Ⅱ-4327	自然斜面	ハシカ谷(1)	鳴門市		北灘町粟田	ハシカ谷
Ⅱ-4328	自然斜面	ハシカ谷(2)	鳴門市		北灘町粟田	ハシカ谷
Ⅱ-4329	自然斜面	西傍示(3)	鳴門市		北灘町粟田	西傍示
Ⅱ-4330	自然斜面	池谷	鳴門市		北灘町粟田	池谷
Ⅱ-4331	自然斜面	山田	鳴門市		北灘町粟田	山田
Ⅱ-4332	自然斜面	湊	鳴門市		北灘町粟田	湊
Ⅱ-4333	自然斜面	西山	鳴門市		北灘町櫛木	西山
Ⅱ-4334	自然斜面	井の尻	鳴門市		北灘町櫛木	井の尻
Ⅱ-4335	自然斜面	ハリ山	鳴門市		北灘町櫛木	ハリ山
Ⅱ-4336	自然斜面	中田	鳴門市		北灘町櫛木	中田
Ⅱ-4337	自然斜面	トドロキ	鳴門市		北灘町櫛木	トドロキ
Ⅱ-4338	自然斜面	小森	鳴門市		北灘町櫛木	小森
Ⅱ-7781	人工斜面	黒山(4)	鳴門市		鳴門町土佐泊浦	黒山
Ⅱ-7782	人工斜面	本浦中(2)	鳴門市		瀬戸町堂浦	本浦中
Ⅱ-7783	人工斜面	餘庄須	鳴門市		撫養町木津	餘庄須
Ⅱ-7784	人工斜面	見山(2)	鳴門市		撫養町木津	見山
Ⅱ-7785	人工斜面	丸山(2)	鳴門市		大麻町桧	丸山
Ⅱ-4198	自然斜面	道ノ内	板野町		黒谷	谷向
Ⅱ-4199	自然斜面	山崎(1)	板野町		羅漢	山崎
Ⅱ-4200	自然斜面	山崎(2)	板野町		羅漢	山崎
Ⅱ-4201	自然斜面	居井	板野町		那東	居井
Ⅱ-4202	自然斜面	堀切	板野町		犬伏	西浦谷
Ⅱ-4203	自然斜面	大通り	板野町		犬伏	大通5
Ⅱ-4204	自然斜面	蔵の谷	板野町		犬伏	蔵の谷
Ⅱ-4205	自然斜面	馬越	板野町		犬伏	馬越
Ⅱ-4206	自然斜面	大坪	板野町		犬伏	平山
Ⅱ-4207	自然斜面	平山	板野町		犬伏	平山
Ⅱ-4208	自然斜面	古田	板野町		大坂	古田
Ⅱ-4209	自然斜面	有竹(1)	板野町		大坂	有竹
Ⅱ-4210	自然斜面	有竹(2)	板野町		大坂	有竹
Ⅱ-4211	自然斜面	北唱谷(1)	板野町		大坂	北唱谷
Ⅱ-4212	自然斜面	北唱谷(2)	板野町		大坂	北唱谷
Ⅱ-4213	自然斜面	拝立	板野町		大坂	拝立
Ⅱ-4214	自然斜面	橋木屋	板野町		大坂	宮本
Ⅱ-4215	自然斜面	川北	板野町		大坂	川北
Ⅱ-4216	自然斜面	新太郎	板野町		大坂	新太郎
Ⅱ-4217	自然斜面	川東	板野町		大坂	川東
Ⅱ-4218	自然斜面	大坂	板野町		大坂	川東大坂
Ⅱ-4219	自然斜面	西淵(1)	板野町		大坂	西淵2
Ⅱ-4220	自然斜面	西淵(2)	板野町		大坂	西淵
Ⅱ-4221	自然斜面	東谷	板野町		大坂	東谷、ハリ
Ⅱ-4222	自然斜面	亀山下	板野町		大寺	亀山下

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4223	自然斜面	富ノ谷	板野町		川端	富ノ谷口
Ⅱ-4224	自然斜面	金泉寺東	板野町		川端	金泉寺東
Ⅱ-4225	自然斜面	観現	板野町		川端	芦谷山
Ⅱ-4226	自然斜面	諏訪(2)	板野町		川端	芦谷
Ⅱ-3917	自然斜面	玉取(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	玉取
Ⅱ-3918	自然斜面	馬場南(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	馬場南
Ⅱ-3919	自然斜面	国中(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中
Ⅱ-3920	自然斜面	国中(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中
Ⅱ-3921	自然斜面	国中(3)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中
Ⅱ-3922	自然斜面	岡原(1)	吉野川市	鴨島町	山路	岡原
Ⅱ-3923	自然斜面	日ノ浦(1)	吉野川市	鴨島町	山路	日ノ浦
Ⅱ-3924	自然斜面	日ノ浦(2)	吉野川市	鴨島町	山路	日ノ浦
Ⅱ-3925	自然斜面	日ノ浦(3)	吉野川市	鴨島町	山路	日ノ浦
Ⅱ-3926	自然斜面	西寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷
Ⅱ-3927	自然斜面	西寺谷(2)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷
Ⅱ-3928	自然斜面	西寺谷(3)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷
Ⅱ-3929	自然斜面	西寺谷(4)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷
Ⅱ-3930	自然斜面	宮前(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	宮前
Ⅱ-3931	自然斜面	宮前(2)	吉野川市	鴨島町	森藤	宮前
Ⅱ-3932	自然斜面	西浦谷(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	西浦谷
Ⅱ-3933	自然斜面	六防(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	六防
Ⅱ-3934	自然斜面	六防(2)	吉野川市	鴨島町	森藤	六防
Ⅱ-3935	自然斜面	六防(3)	吉野川市	鴨島町	森藤	六防
Ⅱ-3936	自然斜面	高ノ原(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	高ノ原
Ⅱ-3937	自然斜面	高ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	高ノ原
Ⅱ-3938	自然斜面	高ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	高ノ原
Ⅱ-3939	自然斜面	天神(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	呉郷
Ⅱ-3940	自然斜面	呉谷(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	呉谷
Ⅱ-3941	自然斜面	西ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	西ノ宮
Ⅱ-3942	自然斜面	井堰(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰
Ⅱ-3943	自然斜面	井堰(3)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰
Ⅱ-3944	自然斜面	檀ノ原(1)	吉野川市	鴨島町	西麻植	檀ノ原
Ⅱ-3945	自然斜面	東禅寺(2)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田
Ⅱ-3946	自然斜面	東禅寺(3)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田
Ⅱ-3947	自然斜面	樋山地(1)	吉野川市	鴨島町	樋山地	樋山地
Ⅱ-3948	自然斜面	樋山地(2)	吉野川市	鴨島町	樋山地	樋山地
Ⅱ-3949	自然斜面	大塚(1)	吉野川市	川島町	山田	大塚
Ⅱ-3950	自然斜面	北原(1)	吉野川市	川島町	山田	北原
Ⅱ-3951	自然斜面	平倉(1)	吉野川市	川島町	山田	平倉
Ⅱ-3952	自然斜面	平倉(2)	吉野川市	川島町	山田	平倉
Ⅱ-3953	自然斜面	前田(1)	吉野川市	川島町	川島	(川島)
Ⅱ-3954	自然斜面	源光寺	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
Ⅱ-3955	自然斜面	峰八(2)	吉野川市	川島町	学	峰八
Ⅱ-3956	自然斜面	吉本(1)	吉野川市	川島町	学	吉本
Ⅱ-3957	自然斜面	唐戸(1)	吉野川市	川島町	学	唐戸
Ⅱ-3958	自然斜面	八幡(2)	吉野川市	川島町	学	八幡
Ⅱ-3959	自然斜面	八幡(3)	吉野川市	川島町	学	八幡
Ⅱ-3960	自然斜面	八幡(4)	吉野川市	川島町	学	八幡
Ⅱ-3961	自然斜面	忌部山(1)	吉野川市	山川町	忌部	(忌部山)
Ⅱ-3962	自然斜面	東麓(1)	吉野川市	山川町	東麓	(東麓)
Ⅱ-3963	自然斜面	東麓(2)	吉野川市	山川町	東麓	(東麓)
Ⅱ-3964	自然斜面	山路(2)	吉野川市	山川町	山路	(山路)
Ⅱ-3965	自然斜面	山路(3)	吉野川市	山川町	山路	(山路)
Ⅱ-3966	自然斜面	西麓(2)	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)
Ⅱ-3967	自然斜面	西麓(3)	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)
Ⅱ-3968	自然斜面	坂田(1)	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)
Ⅱ-3969	自然斜面	古城(1)	吉野川市	山川町	古城	(古城)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3970	自然斜面	古城(2)	吉野川市	山川町	古城	(古城)
Ⅱ-3971	自然斜面	青木(2)	吉野川市	山川町	青木	(青木)
Ⅱ-3972	自然斜面	新田谷(1)	吉野川市	山川町	新田谷	(新田谷)
Ⅱ-3973	自然斜面	新田谷(2)	吉野川市	山川町	境谷	(境谷)
Ⅱ-3974	自然斜面	朝日(1)	吉野川市	山川町	朝日	(朝日)
Ⅱ-3975	自然斜面	丸山(1)	吉野川市	山川町	丸山	(丸山)
Ⅱ-3976	自然斜面	向坂(1)	吉野川市	山川町	向坂	(向坂)
Ⅱ-3977	自然斜面	向坂(2)	吉野川市	山川町	向坂	(向坂)
Ⅱ-3978	自然斜面	向坂(3)	吉野川市	山川町	向坂	(向坂)
Ⅱ-3979	自然斜面	横走(1)	吉野川市	山川町	横走	(横走)
Ⅱ-3980	自然斜面	旗見(1)	吉野川市	山川町	旗見	(旗見)
Ⅱ-3981	自然斜面	旗見(2)	吉野川市	山川町	旗見	(旗見)
Ⅱ-3982	自然斜面	旗見(3)	吉野川市	山川町	旗見	(旗見)
Ⅱ-3983	自然斜面	石堂(1)	吉野川市	山川町	石堂	(石堂)
Ⅱ-3984	自然斜面	石堂(2)	吉野川市	山川町	石堂	(石堂)
Ⅱ-3985	自然斜面	皆瀬(2)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3986	自然斜面	皆瀬(3)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3987	自然斜面	皆瀬(4)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3988	自然斜面	皆瀬(5)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3989	自然斜面	皆瀬(6)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3990	自然斜面	皆瀬(7)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3991	自然斜面	皆瀬(8)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)
Ⅱ-3992	自然斜面	馬見尾(2)	吉野川市	山川町	馬見尾	(馬見尾)
Ⅱ-3993	自然斜面	榎谷(2)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)
Ⅱ-3994	自然斜面	榎谷(3)	吉野川市	山川町	大内	(大内)
Ⅱ-3995	自然斜面	榎谷(4)	吉野川市	山川町	大内	(大内)
Ⅱ-3996	自然斜面	榎谷(5)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)
Ⅱ-3997	自然斜面	榎谷(6)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)
Ⅱ-3998	自然斜面	楠根地(1)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)
Ⅱ-3999	自然斜面	楠根地(2)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)
Ⅱ-4000	自然斜面	楠根地(3)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)
Ⅱ-4001	自然斜面	楠根地(4)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)
Ⅱ-4002	自然斜面	大内(2)	吉野川市	山川町	大内	(大内)
Ⅱ-4003	自然斜面	久宗(2)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
Ⅱ-4004	自然斜面	奥川田(2)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
Ⅱ-4005	自然斜面	久宗(3)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
Ⅱ-4006	自然斜面	井上(2)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
Ⅱ-4007	自然斜面	井上(3)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
Ⅱ-4008	自然斜面	井上(4)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
Ⅱ-4009	自然斜面	井上(5)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
Ⅱ-4010	自然斜面	奥原(1)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)
Ⅱ-4011	自然斜面	奥原(2)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)
Ⅱ-4012	自然斜面	奥原(3)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)
Ⅱ-4013	自然斜面	奥原(4)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)
Ⅱ-4014	自然斜面	宮谷(1)	吉野川市	山川町	宮谷	(宮谷)
Ⅱ-4015	自然斜面	一ッ石(1)	吉野川市	山川町	一ッ石	(一ッ石)
Ⅱ-4016	自然斜面	一ッ石(2)	吉野川市	山川町	一ッ石	(一ッ石)
Ⅱ-4017	自然斜面	矢落(1)	吉野川市	山川町	矢落	(矢落)
Ⅱ-4018	自然斜面	牛ノ子尾(1)	吉野川市	山川町	牛ノ子屋	(牛ノ子屋)
Ⅱ-4019	自然斜面	片岸(1)	吉野川市	山川町	片岸	(片岸)
Ⅱ-4020	自然斜面	天神佐古(1)	吉野川市	山川町	天神佐古	(天神佐古)
Ⅱ-4021	自然斜面	権現谷(1)	吉野川市	山川町	権見谷	(権見谷)
Ⅱ-4022	自然斜面	井傍(1)	吉野川市	山川町	井傍	(井傍)
Ⅱ-4023	自然斜面	井傍(2)	吉野川市	山川町	井傍	(井傍)
Ⅱ-4024	自然斜面	大峰(1)	吉野川市	山川町	大峰	(大峰)
Ⅱ-4025	自然斜面	柿木谷(1)	吉野川市	山川町	柿木谷	(柿木谷)
Ⅱ-4026	自然斜面	高頭(1)	吉野川市	山川町	高頭	(高頭)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4027	自然斜面	小路(1)	吉野川市	山川町	小路	(小路)
Ⅱ-4028	自然斜面	御旅館(1)	吉野川市	山川町	御旅館	(御旅館)
Ⅱ-4029	自然斜面	御旅館(2)	吉野川市	山川町	御旅館	(御旅館)
Ⅱ-4030	自然斜面	平山(1)	吉野川市	山川町	平山	(平山)
Ⅱ-4031	自然斜面	平山(2)	吉野川市	山川町	平山	(平山)
Ⅱ-4032	自然斜面	赤刎(1)	吉野川市	山川町	赤刎	(赤刎)
Ⅱ-4033	自然斜面	赤刎(2)	吉野川市	山川町	赤刎	(赤刎)
Ⅱ-4034	自然斜面	貞田(3)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
Ⅱ-4035	自然斜面	貞田(4)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
Ⅱ-4036	自然斜面	貞田(5)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
Ⅱ-4037	自然斜面	引地(1)	吉野川市	山川町	引地	(引地)
Ⅱ-4038	自然斜面	引地(2)	吉野川市	山川町	引地	(引地)
Ⅱ-4039	自然斜面	船戸(1)	吉野川市	山川町	船戸	(船戸)
Ⅱ-4040	自然斜面	鼓山(2)	吉野川市	山川町	鼓山	(鼓山)
Ⅱ-4041	自然斜面	一里塚(1)	吉野川市	山川町	一里塚	(一里塚)
Ⅱ-4042	自然斜面	大鹿(1)	吉野川市	美郷村	大鹿	(大鹿)
Ⅱ-4043	自然斜面	大鹿(2)	吉野川市	美郷村	大鹿	(大鹿)
Ⅱ-4044	自然斜面	丸山(4)	吉野川市	美郷村	丸山	(丸山)
Ⅱ-4045	自然斜面	丸山(5)	吉野川市	美郷村	丸山	(丸山)
Ⅱ-4046	自然斜面	丸山(1)	吉野川市	美郷村	丸山	(丸山)
Ⅱ-4047	自然斜面	丸山(2)	吉野川市	美郷村	丸山	(丸山)
Ⅱ-4048	自然斜面	丸山(3)	吉野川市	美郷村	丸山	(丸山)
Ⅱ-4049	自然斜面	栩谷(1)	吉野川市	美郷村	栩谷	(栩谷)
Ⅱ-4050	自然斜面	栩谷(2)	吉野川市	美郷村	栩谷	(栩谷)
Ⅱ-4051	自然斜面	大野(1)	吉野川市	美郷村	東山	大野
Ⅱ-4052	自然斜面	大野(2)	吉野川市	美郷村	東山	大野
Ⅱ-4053	自然斜面	大野(3)	吉野川市	美郷村	東山	大野
Ⅱ-4054	自然斜面	大野(4)	吉野川市	美郷村	東山	大野
Ⅱ-4055	自然斜面	大野(5)	吉野川市	美郷村	東山	大野
Ⅱ-4056	自然斜面	月野(3)	吉野川市	美郷村	月野	(月野)
Ⅱ-4057	自然斜面	月野(4)	吉野川市	美郷村	月野	(月野)
Ⅱ-4058	自然斜面	月野(5)	吉野川市	美郷村	月野	(月野)
Ⅱ-4059	自然斜面	月野(1)	吉野川市	美郷村	月野	(月野)
Ⅱ-4060	自然斜面	月野(2)	吉野川市	美郷村	月野	(月野)
Ⅱ-4061	自然斜面	中ノ谷西(1)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4062	自然斜面	中ノ谷西(2)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4063	自然斜面	中ノ谷西(3)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4064	自然斜面	中ノ谷西(4)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4065	自然斜面	中ノ谷西(5)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4066	自然斜面	中谷(1)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4067	自然斜面	中谷(2)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4068	自然斜面	中谷(3)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4069	自然斜面	中谷(4)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4070	自然斜面	中谷(5)	吉野川市	美郷村	中谷	(中谷)
Ⅱ-4071	自然斜面	峠(1)	吉野川市	美郷村	峠	(峠)
Ⅱ-4072	自然斜面	峠(2)	吉野川市	美郷村	峠	(峠)
Ⅱ-4073	自然斜面	峠(3)	吉野川市	美郷村	峠	(峠)
Ⅱ-4074	自然斜面	峠(4)	吉野川市	美郷村	峠	(峠)
Ⅱ-4075	自然斜面	峠(5)	吉野川市	美郷村	峠	(峠)
Ⅱ-4076	自然斜面	殿河(1)	吉野川市	美郷村	殿河	(殿河)
Ⅱ-4077	自然斜面	殿河(2)	吉野川市	美郷村	殿河	(殿河)
Ⅱ-4078	自然斜面	殿河(3)	吉野川市	美郷村	殿河	(殿河)
Ⅱ-4079	自然斜面	殿河(4)	吉野川市	美郷村	殿河	(殿河)
Ⅱ-4080	自然斜面	殿河(5)	吉野川市	美郷村	殿河	(殿河)
Ⅱ-4081	自然斜面	殿河(6)	吉野川市	美郷村	殿河	(殿河)
Ⅱ-4082	自然斜面	木屋浦(1)	吉野川市	美郷村	木屋浦	(木屋浦)
Ⅱ-4083	自然斜面	上谷(5)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4084	自然斜面	上谷(6)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)
Ⅱ-4085	自然斜面	上谷(7)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)
Ⅱ-4086	自然斜面	上谷(1)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)
Ⅱ-4087	自然斜面	上谷(2)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)
Ⅱ-4088	自然斜面	上谷(3)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)
Ⅱ-4089	自然斜面	上谷(4)	吉野川市	美郷村	上谷	(上谷)
Ⅱ-4090	自然斜面	栗ノ木(4)	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
Ⅱ-4091	自然斜面	栗ノ木(5)	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
Ⅱ-4092	自然斜面	栗ノ木(2)	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
Ⅱ-4093	自然斜面	栗ノ木(3)	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
Ⅱ-4094	自然斜面	奥丸(2)	吉野川市	美郷村	奥丸	(奥丸)
Ⅱ-4095	自然斜面	奥丸(3)	吉野川市	美郷村	奥丸	(奥丸)
Ⅱ-4096	自然斜面	古土地(2)	吉野川市	美郷村	古土地	(古土地)
Ⅱ-4097	自然斜面	古土地(3)	吉野川市	美郷村	古土地	(古土地)
Ⅱ-4098	自然斜面	恵美子(4)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
Ⅱ-4099	自然斜面	恵美子(2)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
Ⅱ-4100	自然斜面	恵美子(3)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
Ⅱ-4101	自然斜面	恵美子(5)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
Ⅱ-4102	自然斜面	恵美子(6)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
Ⅱ-4103	自然斜面	恵美子(7)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
Ⅱ-4104	自然斜面	山王(1)	吉野川市	美郷村	山王	(山王)
Ⅱ-4105	自然斜面	山王(2)	吉野川市	美郷村	山王	(山王)
Ⅱ-4106	自然斜面	湯下(6)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
Ⅱ-4107	自然斜面	湯下(2)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
Ⅱ-4108	自然斜面	湯下(3)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
Ⅱ-4109	自然斜面	湯下(4)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
Ⅱ-4110	自然斜面	湯下(5)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
Ⅱ-4111	自然斜面	土用地(1)	吉野川市	美郷村	土用地	(土用地)
Ⅱ-4112	自然斜面	土用地(2)	吉野川市	美郷村	土用地	(土用地)
Ⅱ-4113	自然斜面	土用地(3)	吉野川市	美郷村	土用地	(土用地)
Ⅱ-4114	自然斜面	土用地(4)	吉野川市	美郷村	土用地	(土用地)
Ⅱ-4115	自然斜面	土井ノ奥(1)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4116	自然斜面	土井ノ奥(2)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4117	自然斜面	土井ノ奥(3)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4118	自然斜面	土井ノ奥(4)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4119	自然斜面	土井ノ奥(5)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4120	自然斜面	土井ノ奥(6)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4121	自然斜面	土井ノ奥(7)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4122	自然斜面	土井ノ奥(8)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4123	自然斜面	土井ノ奥(9)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4124	自然斜面	土井ノ奥(10)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-4125	自然斜面	刷石(1)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4126	自然斜面	刷石(2)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4127	自然斜面	刷石(3)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4128	自然斜面	刷石(4)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4129	自然斜面	刷石(5)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4130	自然斜面	刷石(6)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4131	自然斜面	刷石(7)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4132	自然斜面	刷石(8)	吉野川市	美郷村	刷石	(刷石)
Ⅱ-4133	自然斜面	川俣(4)	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
Ⅱ-4134	自然斜面	柿谷(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	柿谷
Ⅱ-4135	自然斜面	愛後(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	愛後
Ⅱ-4136	自然斜面	愛後(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	愛後
Ⅱ-4137	自然斜面	愛後(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	愛後
Ⅱ-4138	自然斜面	愛後(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	愛後
Ⅱ-4139	自然斜面	愛後(5)	吉野川市	美郷村	別枝山	愛後
Ⅱ-4140	自然斜面	愛後(6)	吉野川市	美郷村	別枝山	愛後

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-4141	自然斜面	重野尾(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	重野尾
Ⅱ-4142	自然斜面	重野尾(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	重野尾
Ⅱ-4143	自然斜面	重野尾(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	重野尾
Ⅱ-4144	自然斜面	宗田(5)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4145	自然斜面	宗田(11)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4146	自然斜面	宗田(12)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4147	自然斜面	宗田(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4148	自然斜面	宗田(6)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4149	自然斜面	宗田(7)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4150	自然斜面	宗田(8)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4151	自然斜面	宗田(9)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4152	自然斜面	宗田(10)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
Ⅱ-4153	自然斜面	勘蔵(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
Ⅱ-4154	自然斜面	勘蔵(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
Ⅱ-4155	自然斜面	古井(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
Ⅱ-4156	自然斜面	古井(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
Ⅱ-4157	自然斜面	古井(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
Ⅱ-4158	自然斜面	照尾(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	照尾
Ⅱ-4159	自然斜面	照尾(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	照尾
Ⅱ-4160	自然斜面	本平南	吉野川市	美郷村	別枝山	平
Ⅱ-4161	自然斜面	張(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	張
Ⅱ-4162	自然斜面	張(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	張
Ⅱ-4163	自然斜面	張(5)	吉野川市	美郷村	別枝山	張
Ⅱ-4164	自然斜面	張(6)	吉野川市	美郷村	別枝山	張
Ⅱ-4165	自然斜面	宮倉(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	宮倉
Ⅱ-4166	自然斜面	宮倉(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	宮倉
Ⅱ-4167	自然斜面	下浦(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	下浦
Ⅱ-4168	自然斜面	下浦(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	下浦
Ⅱ-4169	自然斜面	下浦(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	下浦
Ⅱ-4170	自然斜面	大神(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	大神
Ⅱ-4171	自然斜面	大神(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	大神
Ⅱ-4172	自然斜面	田平(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4173	自然斜面	田平(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4174	自然斜面	田平(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4175	自然斜面	田平(5)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4176	自然斜面	田平(6)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4177	自然斜面	蔭(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4178	自然斜面	蔭(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
Ⅱ-4179	自然斜面	倉羅(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	倉羅
Ⅱ-4180	自然斜面	下城戸(4)	吉野川市	美郷村	別枝山	下城戸
Ⅱ-4181	自然斜面	下城戸(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	下城戸
Ⅱ-4182	自然斜面	下城戸(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	下城戸
Ⅱ-4183	自然斜面	上城戸	吉野川市	美郷村	別枝山	上戸峰
Ⅱ-4184	自然斜面	中筋(4)	吉野川市	美郷村	中筋	(中筋)
Ⅱ-4185	自然斜面	中筋(5)	吉野川市	美郷村	中筋	(中筋)
Ⅱ-4186	自然斜面	中筋(2)	吉野川市	美郷村	中筋	(中筋)
Ⅱ-4187	自然斜面	中筋(3)	吉野川市	美郷村	中筋	(中筋)
Ⅱ-4188	自然斜面	中筋(1)	吉野川市	美郷村	中村山	(中筋)
Ⅱ-4189	自然斜面	檜平(1)	吉野川市	美郷村	中村山	檜平
Ⅱ-4190	自然斜面	大岸(1)	吉野川市	美郷村	中村山	大岸
Ⅱ-4191	自然斜面	中島(1)	吉野川市	美郷村	中村山	中島
Ⅱ-4192	自然斜面	中島(2)	吉野川市	美郷村	中村山	中島
Ⅱ-4193	自然斜面	中島(3)	吉野川市	美郷村	中村山	中島
Ⅱ-4194	自然斜面	高野尾東	吉野川市	美郷村	高野尾	(高野尾東)
Ⅱ-4195	自然斜面	湯殿(1)	吉野川市	美郷村	湯殿	(湯殿)
Ⅱ-4196	自然斜面	品野(2)	吉野川市	美郷村	品野	(品野)
Ⅱ-4197	自然斜面	品野(3)	吉野川市	美郷村	品野	(品野)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7771	人工斜面	東生福(1)	吉野川市	鴨島町	山路	東生福
Ⅱ-7772	人工斜面	東野(1)	吉野川市	鴨島町	山路	東野
Ⅱ-7773	人工斜面	岡原(2)	吉野川市	鴨島町	山路	岡原
Ⅱ-7774	人工斜面	宮前(3)	吉野川市	鴨島町	森藤	宮前
Ⅱ-7775	人工斜面	大塚(2)	吉野川市	川島町	山田	大塚
Ⅱ-7776	人工斜面	向坂(4)	吉野川市	山川町	迎坂	(迎坂)
Ⅱ-7777	人工斜面	井上(6)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
Ⅱ-7778	人工斜面	宮谷(2)	吉野川市	山川町	宮谷	(宮谷)
Ⅱ-7779	人工斜面	土井ノ奥(11)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-7780	人工斜面	土井ノ奥(12)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
Ⅱ-3762	自然斜面	下山田(1)	阿波市	土成町	高尾	下山田
Ⅱ-3763	自然斜面	下山田(2)	阿波市	土成町	高尾	下山田
Ⅱ-3764	自然斜面	岡(2)	阿波市	土成町	吉田	岡ノ段の2
Ⅱ-3765	自然斜面	宮ノ尾(1)	阿波市	土成町	宮川内	宮ノ尾
Ⅱ-3766	自然斜面	宮ノ尾(2)	阿波市	土成町	宮川内	宮ノ尾
Ⅱ-3767	自然斜面	見坂(2)	阿波市	土成町	宮川内	見坂
Ⅱ-3768	自然斜面	平間上	阿波市	土成町	宮川内	平間
Ⅱ-3769	自然斜面	相坂(1)	阿波市	土成町	宮川内	相坂
Ⅱ-3770	自然斜面	相坂(2)	阿波市	土成町	宮川内	相坂
Ⅱ-3771	自然斜面	相婦(1)	阿波市	土成町	宮川内	相婦
Ⅱ-3772	自然斜面	相婦(2)	阿波市	土成町	宮川内	相婦
Ⅱ-3773	自然斜面	鈴川(1)	阿波市	土成町	土成	鈴川
Ⅱ-3774	自然斜面	大場(1)	阿波市	土成町	成当	大場
Ⅱ-3775	自然斜面	奥の宮(1)	阿波市	土成町	浦池	奥の宮
Ⅱ-3776	自然斜面	奥の宮(2)	阿波市	土成町	浦池	奥の宮
Ⅱ-3777	自然斜面	万代(1)	阿波市	土成町	浦池	万代
Ⅱ-3778	自然斜面	万代(2)	阿波市	土成町	浦池	万代
Ⅱ-3779	自然斜面	白木谷(1)	阿波市	土成町	浦池	白木谷
Ⅱ-3780	自然斜面	西の宮(1)	阿波市	土成町	浦池	西の宮
Ⅱ-3781	自然斜面	金地(1)	阿波市	土成町	浦池	金地
Ⅱ-3782	自然斜面	金地(2)	阿波市	土成町	浦池	金地
Ⅱ-3783	自然斜面	金地(3)	阿波市	土成町	浦池	金地
Ⅱ-3784	自然斜面	金地(4)	阿波市	土成町	浦池	金地
Ⅱ-3785	自然斜面	半太夫(1)	阿波市	土成町	浦池	半太夫
Ⅱ-3786	自然斜面	半太夫(2)	阿波市	土成町	浦池	半太夫
Ⅱ-3787	自然斜面	半太夫(3)	阿波市	土成町	浦池	半太夫
Ⅱ-3788	自然斜面	九王谷(1)	阿波市	土成町	浦池	九王谷
Ⅱ-3789	自然斜面	指谷(1)	阿波市	土成町	水田	指谷
Ⅱ-3790	自然斜面	指谷(2)	阿波市	土成町	水田	指谷
Ⅱ-3791	自然斜面	観音(1)	阿波市	市場町	切幡	観音
Ⅱ-3792	自然斜面	日吉(2)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅱ-3793	自然斜面	日吉(3)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅱ-3794	自然斜面	日吉(4)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅱ-3795	自然斜面	稲荷(1)	阿波市	市場町	日開谷	稲荷
Ⅱ-3796	自然斜面	稲荷(2)	阿波市	市場町	日開谷	稲荷
Ⅱ-3797	自然斜面	稲荷(3)	阿波市	市場町	日開谷	稲荷
Ⅱ-3798	自然斜面	野田原(3)	阿波市	市場町	日開谷	野田原
Ⅱ-3799	自然斜面	為後(2)	阿波市	市場町	日開谷	為後
Ⅱ-3800	自然斜面	為後(3)	阿波市	市場町	日開谷	為後
Ⅱ-3801	自然斜面	中ノ名(1)	阿波市	市場町	日開谷	中ノ名
Ⅱ-3802	自然斜面	中ノ名(2)	阿波市	市場町	日開谷	中ノ名
Ⅱ-3803	自然斜面	中ノ名(3)	阿波市	市場町	日開谷	中ノ名
Ⅱ-3804	自然斜面	中ノ名(4)	阿波市	市場町	日開谷	中ノ名
Ⅱ-3805	自然斜面	原田(1)	阿波市	市場町	日開谷	原田
Ⅱ-3806	自然斜面	原田(2)	阿波市	市場町	日開谷	原田
Ⅱ-3807	自然斜面	奥日開谷(2)	阿波市	市場町	日開谷	奥日開谷
Ⅱ-3808	自然斜面	奥日開谷(3)	阿波市	市場町	日開谷	奥日開谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3809	自然斜面	奥日開谷(4)	阿波市	市場町	日開谷	奥日開谷
Ⅱ-3810	自然斜面	奥日開谷(5)	阿波市	市場町	日開谷	奥日開谷
Ⅱ-3811	自然斜面	川北(2)	阿波市	市場町	日開谷	川北
Ⅱ-3812	自然斜面	川北(3)	阿波市	市場町	日開谷	川北
Ⅱ-3813	自然斜面	川北(4)	阿波市	市場町	日開谷	川北
Ⅱ-3814	自然斜面	岩野(2)	阿波市	市場町	日開谷	岩野
Ⅱ-3815	自然斜面	岩野(3)	阿波市	市場町	日開谷	岩野
Ⅱ-3816	自然斜面	遅越(1)	阿波市	市場町	日開谷	遅越
Ⅱ-3817	自然斜面	遅越(2)	阿波市	市場町	日開谷	遅越
Ⅱ-3818	自然斜面	川原芝(1)	阿波市	市場町	日開谷	川原芝
Ⅱ-3819	自然斜面	川原芝(2)	阿波市	市場町	日開谷	川原芝
Ⅱ-3820	自然斜面	川原芝(3)	阿波市	市場町	日開谷	川原芝
Ⅱ-3821	自然斜面	蛭子(1)	阿波市	市場町	上喜来	蛭子
Ⅱ-3822	自然斜面	蛭子(2)	阿波市	市場町	上喜来	蛭子
Ⅱ-3823	自然斜面	平地(1)	阿波市	市場町	犬墓	平地
Ⅱ-3824	自然斜面	大北(3)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-3825	自然斜面	大北(4)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-3826	自然斜面	大北(5)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-3827	自然斜面	大北(6)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-3828	自然斜面	大北(7)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-3829	自然斜面	白水(2)	阿波市	市場町	犬墓	白水
Ⅱ-3830	自然斜面	小月(1)	阿波市	市場町	犬墓	小月
Ⅱ-3831	自然斜面	大月(2)	阿波市	市場町	犬墓	大月
Ⅱ-3832	自然斜面	竹倉(1)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅱ-3833	自然斜面	竹倉(2)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅱ-3834	自然斜面	竹倉(3)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅱ-3835	自然斜面	竹倉(4)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅱ-3836	自然斜面	竹倉(5)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅱ-3837	自然斜面	座主(1)	阿波市	市場町	犬墓	座主
Ⅱ-3838	自然斜面	相栗(2)	阿波市	市場町	大影	相栗
Ⅱ-3839	自然斜面	境目(1)	阿波市	市場町	大影	境目
Ⅱ-3840	自然斜面	境目(2)	阿波市	市場町	大影	境目
Ⅱ-3841	自然斜面	境目(3)	阿波市	市場町	大影	境目
Ⅱ-3842	自然斜面	境目(4)	阿波市	市場町	大影	境目
Ⅱ-3843	自然斜面	平間(3)	阿波市	市場町	大影	平間
Ⅱ-3844	自然斜面	平間(4)	阿波市	市場町	大影	平間
Ⅱ-3845	自然斜面	平間(5)	阿波市	市場町	大影	平間
Ⅱ-3846	自然斜面	ニイヤ(2)	阿波市	市場町	大影	ニイヤ
Ⅱ-3847	自然斜面	ニイヤ(3)	阿波市	市場町	大影	ニイヤ
Ⅱ-3848	自然斜面	国行(1)	阿波市	市場町	大影	国行
Ⅱ-3849	自然斜面	国行(2)	阿波市	市場町	大影	国行
Ⅱ-3850	自然斜面	国行(3)	阿波市	市場町	大影	国行
Ⅱ-3851	自然斜面	国行(4)	阿波市	市場町	大影	国行
Ⅱ-3852	自然斜面	国行(5)	阿波市	市場町	大影	国行
Ⅱ-3853	自然斜面	山王(1)	阿波市	阿波町	久勝	山王
Ⅱ-3854	自然斜面	山王(2)	阿波市	阿波町	久勝	山王
Ⅱ-3855	自然斜面	谷口(1)	阿波市	阿波町	久勝	谷口
Ⅱ-3856	自然斜面	大久保(1)	阿波市	阿波町	伊沢	大久保
Ⅱ-3857	自然斜面	大久保(2)	阿波市	阿波町	伊沢	大久保
Ⅱ-3858	自然斜面	大久保(3)	阿波市	阿波町	伊沢	大久保
Ⅱ-3859	自然斜面	大久保(4)	阿波市	阿波町	伊沢	大久保
Ⅱ-3860	自然斜面	大久保(5)	阿波市	阿波町	伊沢	大久保
Ⅱ-3861	自然斜面	大久保(6)	阿波市	阿波町	伊沢	大久保
Ⅱ-3862	自然斜面	八丁原(1)	阿波市	阿波町	伊沢	八丁原
Ⅱ-3863	自然斜面	糸下(1)	阿波市	阿波町	伊沢	糸下
Ⅱ-3864	自然斜面	糸下(2)	阿波市	阿波町	伊沢	糸下
Ⅱ-3865	自然斜面	広野(1)	阿波市	阿波町	伊沢	広野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3866	自然斜面	広野(2)	阿波市	阿波町	伊沢	広野
Ⅱ-3867	自然斜面	伊沢谷東縁(1)	阿波市	阿波町	伊沢	伊沢谷東縁
Ⅱ-3868	自然斜面	伊沢谷東縁(2)	阿波市	阿波町	伊沢	伊沢谷東縁
Ⅱ-3869	自然斜面	伊沢谷東縁(3)	阿波市	阿波町	伊沢	伊沢谷東縁
Ⅱ-3870	自然斜面	北久保(1)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3871	自然斜面	北久保(2)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3872	自然斜面	北久保(3)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3873	自然斜面	北久保(4)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3874	自然斜面	北久保(5)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3875	自然斜面	北久保(6)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3876	自然斜面	北久保(7)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3877	自然斜面	北久保(8)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3878	自然斜面	北久保(9)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3879	自然斜面	北久保(10)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3880	自然斜面	北久保(11)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3881	自然斜面	北久保(12)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-3882	自然斜面	立割(1)	阿波市	阿波町	伊沢	立割
Ⅱ-3883	自然斜面	立割(2)	阿波市	阿波町	伊沢	立割
Ⅱ-3884	自然斜面	立割(3)	阿波市	阿波町	伊沢	立割
Ⅱ-3885	自然斜面	亀底(2)	阿波市	阿波町	伊沢	亀底
Ⅱ-3886	自然斜面	亀底(3)	阿波市	阿波町	伊沢	亀底
Ⅱ-3887	自然斜面	亀底(4)	阿波市	阿波町	伊沢	亀底
Ⅱ-3888	自然斜面	真重(1)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-3889	自然斜面	真重(2)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-3890	自然斜面	真重(3)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-3891	自然斜面	真重(4)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-3892	自然斜面	真重(5)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-3893	自然斜面	真重(6)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-3894	自然斜面	引地(1)	阿波市	阿波町	伊沢	引地
Ⅱ-3895	自然斜面	引地(2)	阿波市	阿波町	伊沢	引地
Ⅱ-3896	自然斜面	引地(3)	阿波市	阿波町	伊沢	引地
Ⅱ-3897	自然斜面	引地(4)	阿波市	阿波町	伊沢	引地
Ⅱ-3898	自然斜面	引地(5)	阿波市	阿波町	伊沢	引地
Ⅱ-3899	自然斜面	引地(6)	阿波市	阿波町	伊沢	引地
Ⅱ-3900	自然斜面	小倉(1)	阿波市	阿波町	伊沢	小倉
Ⅱ-3901	自然斜面	桜ノ岡(5)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
Ⅱ-3902	自然斜面	桜ノ岡(6)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
Ⅱ-3903	自然斜面	桜ノ岡(7)	阿波市	阿波町	林	桜ノ岡
Ⅱ-3904	自然斜面	赤坂(2)	阿波市	阿波町	林	赤坂
Ⅱ-3905	自然斜面	日吉谷(1)	阿波市	阿波町	林	日吉谷
Ⅱ-3906	自然斜面	北西谷(1)	阿波市	阿波町	林	北西谷
Ⅱ-3907	自然斜面	北岡(1)	阿波市	阿波町	林	北岡
Ⅱ-3908	自然斜面	南西谷(1)	阿波市	阿波町	林	南西谷
Ⅱ-3909	自然斜面	東長峰(1)	阿波市	阿波町	林	東長峰
Ⅱ-3910	自然斜面	東長峰(2)	阿波市	阿波町	林	東長峰
Ⅱ-3911	自然斜面	中長峰(1)	阿波市	阿波町	林	中長峰
Ⅱ-3912	自然斜面	中長峰(2)	阿波市	阿波町	林	中長峰
Ⅱ-3913	自然斜面	中長峰(3)	阿波市	阿波町	林	中長峰
Ⅱ-3914	自然斜面	中長峰(4)	阿波市	阿波町	林	中長峰
Ⅱ-3915	自然斜面	西長峰(1)	阿波市	阿波町	林	西長峰
Ⅱ-3916	自然斜面	植桜(1)	阿波市	阿波町	林	植桜
Ⅱ-7753	人工斜面	山ノ本(1)	阿波市	土成町	土成	山ノ本
Ⅱ-7754	人工斜面	金地(5)	阿波市	土成町	浦池	金地
Ⅱ-7755	人工斜面	奥日開谷(6)	阿波市	市場町	日開谷	奥日開谷
Ⅱ-7756	人工斜面	平地(2)	阿波市	市場町	犬墓	平地
Ⅱ-7757	人工斜面	平地(3)	阿波市	市場町	犬墓	平地
Ⅱ-7758	人工斜面	平地(4)	阿波市	市場町	犬墓	平地

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7759	人工斜面	川北(5)	阿波市	市場町	犬墓	川北
Ⅱ-7760	人工斜面	大北(8)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-7761	人工斜面	大北(9)	阿波市	市場町	犬墓	大北
Ⅱ-7762	人工斜面	白水(3)	阿波市	市場町	犬墓	白水
Ⅱ-7763	人工斜面	白水(4)	阿波市	市場町	犬墓	白水
Ⅱ-7764	人工斜面	竹倉(6)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅱ-7765	人工斜面	平間(6)	阿波市	市場町	大影	平間
Ⅱ-7766	人工斜面	八丁原(2)	阿波市	阿波町	伊沢	八丁原
Ⅱ-7767	人工斜面	北久保((13)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保
Ⅱ-7768	人工斜面	真重(7)	阿波市	阿波町	伊沢	真重
Ⅱ-7769	人工斜面	桜ノ岡(8)	阿波市	阿波町	伊沢	桜ノ岡
Ⅱ-7770	人工斜面	東長峰(3)	阿波市	阿波町	林	東長峰
Ⅱ-3734	自然斜面	尼寺(2)	石井町		石井	尼寺
Ⅱ-3735	自然斜面	尼寺(3)	石井町		石井	尼寺
Ⅱ-3736	自然斜面	尼寺(4)	石井町		石井	尼寺
Ⅱ-3737	自然斜面	石井(5)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3738	自然斜面	石井(6)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3739	自然斜面	石井(7)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3740	自然斜面	城ノ内(2)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3741	自然斜面	下浦(3)	石井町		浦庄	下浦
Ⅱ-3742	自然斜面	下浦(4)	石井町		浦庄	下浦
Ⅱ-3743	自然斜面	上浦(1)	石井町		浦庄	上浦
Ⅱ-7751	人工斜面	石井(8)	石井町		石井	石井
Ⅱ-3744	自然斜面	山崎(2)	上板町		西分	山崎
Ⅱ-3745	自然斜面	山崎(3)	上板町		西分	山崎
Ⅱ-3746	自然斜面	祝谷(1)	上板町		西分	祝谷
Ⅱ-3747	自然斜面	東山(1)	上板町		神宅	東山
Ⅱ-3748	自然斜面	東山(2)	上板町		神宅	東山
Ⅱ-3749	自然斜面	大谷(1)	上板町		神宅	大谷
Ⅱ-3750	自然斜面	山田(1)	上板町		神宅	山田
Ⅱ-3751	自然斜面	大山(1)	上板町		神宅	大山
Ⅱ-3752	自然斜面	大山(2)	上板町		神宅	大山
Ⅱ-3753	自然斜面	寺屋敷(1)	上板町		神宅	寺屋敷
Ⅱ-3754	自然斜面	石橋(1)	上板町		泉谷	石橋
Ⅱ-3755	自然斜面	浦田(1)	上板町		泉谷	浦田
Ⅱ-3756	自然斜面	上下段(1)	上板町		泉谷	上下段
Ⅱ-3757	自然斜面	瀧ヶ山(1)	上板町		泉谷	瀧ヶ山
Ⅱ-3758	自然斜面	カニハ(1)	上板町		泉谷	カニハ
Ⅱ-3759	自然斜面	鳶谷(1)	上板町		引野	鳶谷
Ⅱ-3760	自然斜面	宮ヶ谷(1)	上板町		引野	宮ヶ谷
Ⅱ-3761	自然斜面	宮ヶ谷(2)	上板町		引野	宮ヶ谷
Ⅱ-7752	人工斜面	祝山(1)	上板町		西分	祝山
Ⅱ-5845	自然斜面	東池田(2)	阿南市		富岡町	東池田
Ⅱ-5846	自然斜面	そうず谷(2)	阿南市		富岡町	そうず谷
Ⅱ-5847	自然斜面	日開谷	阿南市		阿瀬比町	日開谷
Ⅱ-5848	自然斜面	中村(1)	阿南市		阿瀬比町	中村
Ⅱ-5849	自然斜面	中村(2)	阿南市		阿瀬比町	中村
Ⅱ-5850	自然斜面	中村(3)	阿南市		阿瀬比町	中村
Ⅱ-5851	自然斜面	前田(1)	阿南市		阿瀬比町	前田
Ⅱ-5852	自然斜面	前田(2)	阿南市		阿瀬比町	前田
Ⅱ-5853	自然斜面	前田(3)	阿南市		阿瀬比町	前田
Ⅱ-5854	自然斜面	前田(4)	阿南市		阿瀬比町	前田
Ⅱ-5855	自然斜面	阿利田	阿南市		阿瀬比町	阿利田
Ⅱ-5856	自然斜面	西内(1)	阿南市		阿瀬比町	西内
Ⅱ-5857	自然斜面	西内(2)	阿南市		阿瀬比町	西内
Ⅱ-5858	自然斜面	西内(3)	阿南市		阿瀬比町	西内
Ⅱ-5859	自然斜面	南谷(2)	阿南市		山口町	南谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5860	自然斜面	南谷 (3)	阿南市		山口町	南谷
Ⅱ-5861	自然斜面	南谷 (4)	阿南市		山口町	南谷
Ⅱ-5862	自然斜面	南谷 (5)	阿南市		山口町	南谷
Ⅱ-5863	自然斜面	南谷 (6)	阿南市		山口町	南谷
Ⅱ-5864	自然斜面	南谷 (7)	阿南市		山口町	南谷
Ⅱ-5865	自然斜面	南谷 (8)	阿南市		山口町	南谷
Ⅱ-5866	自然斜面	串坂 (1)	阿南市		山口町	串坂
Ⅱ-5867	自然斜面	串坂 (2)	阿南市		山口町	串坂
Ⅱ-5868	自然斜面	串坂 (3)	阿南市		山口町	串坂
Ⅱ-5869	自然斜面	壱万	阿南市		山口町	壱万
Ⅱ-5870	自然斜面	北谷 (2)	阿南市		山口町	北谷
Ⅱ-5871	自然斜面	舟子田 (2)	阿南市		山口町	舟子田
Ⅱ-5872	自然斜面	森国 (2)	阿南市		山口町	森国
Ⅱ-5873	自然斜面	森国 (3)	阿南市		山口町	森国
Ⅱ-5874	自然斜面	森国 (4)	阿南市		山口町	森国
Ⅱ-5875	自然斜面	久延 (2)	阿南市		山口町	久延
Ⅱ-5876	自然斜面	久延 (3)	阿南市		山口町	久延
Ⅱ-5877	自然斜面	吉宗	阿南市		山口町	吉宗
Ⅱ-5878	自然斜面	杉谷 (2)	阿南市		山口町	杉谷
Ⅱ-5879	自然斜面	杉谷 (3)	阿南市		山口町	杉谷
Ⅱ-5880	自然斜面	前山田	阿南市		山口町	前山田
Ⅱ-5881	自然斜面	北山 (2)	阿南市		山口町	北山
Ⅱ-5882	自然斜面	北山 (3)	阿南市		山口町	北山
Ⅱ-5883	自然斜面	蛋石谷	阿南市		山口町	蛋石谷
Ⅱ-5884	自然斜面	大久保 (2)	阿南市		山口町	大久保
Ⅱ-5885	自然斜面	岡ノ鼻 (1)	阿南市		桑野町	岡ノ鼻
Ⅱ-5886	自然斜面	岡ノ鼻 (2)	阿南市		桑野町	岡ノ鼻
Ⅱ-5887	自然斜面	光源寺 (2)	阿南市		桑野町	光源寺
Ⅱ-5888	自然斜面	光源寺 (3)	阿南市		桑野町	光源寺
Ⅱ-5889	自然斜面	桑野谷 (1)	阿南市		桑野町	桑野谷
Ⅱ-5890	自然斜面	桑野谷 (2)	阿南市		桑野町	桑野谷
Ⅱ-5891	自然斜面	宮ノ森 (2)	阿南市		桑野町	宮ノ森
Ⅱ-5892	自然斜面	岡元 (2)	阿南市		桑野町	岡元
Ⅱ-5893	自然斜面	岡元 (3)	阿南市		桑野町	岡元
Ⅱ-5894	自然斜面	花井 (1)	阿南市		桑野町	花井
Ⅱ-5895	自然斜面	花井 (2)	阿南市		桑野町	花井
Ⅱ-5896	自然斜面	中ヶ谷 (1)	阿南市		桑野町	中ヶ谷
Ⅱ-5897	自然斜面	中ヶ谷 (2)	阿南市		桑野町	中ヶ谷
Ⅱ-5898	自然斜面	中ヶ谷 (3)	阿南市		桑野町	中ヶ谷
Ⅱ-5899	自然斜面	池ノ内 (3)	阿南市		桑野町	池ノ内
Ⅱ-5900	自然斜面	池ノ内 (4)	阿南市		桑野町	池ノ内
Ⅱ-5901	自然斜面	長崎	阿南市		桑野町	長崎
Ⅱ-5902	自然斜面	壱町ヶ坪 (1)	阿南市		桑野町	壱町ヶ坪
Ⅱ-5903	自然斜面	壱町ヶ坪 (2)	阿南市		桑野町	壱町ヶ坪
Ⅱ-5904	自然斜面	山田	阿南市		桑野町	山田
Ⅱ-5905	自然斜面	西谷 (1)	阿南市		桑野町	西谷
Ⅱ-5906	自然斜面	西谷 (2)	阿南市		桑野町	西谷
Ⅱ-5907	自然斜面	尾花 (2)	阿南市		桑野町	尾花
Ⅱ-5908	自然斜面	井ノ原	阿南市		桑野町	井ノ原
Ⅱ-5909	自然斜面	蛭地 (2)	阿南市		桑野町	蛭地
Ⅱ-5910	自然斜面	めい谷	阿南市		内原町	めい谷
Ⅱ-5911	自然斜面	桜木 (2)	阿南市		内原町	桜木
Ⅱ-5912	自然斜面	桜木 (3)	阿南市		内原町	桜木
Ⅱ-5913	自然斜面	いや谷 (1)	阿南市		内原町	いや谷
Ⅱ-5914	自然斜面	いや谷 (2)	阿南市		内原町	いや谷
Ⅱ-5915	自然斜面	いや谷 (3)	阿南市		内原町	いや谷
Ⅱ-5916	自然斜面	こせ谷	阿南市		内原町	こせ谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5917	自然斜面	三ツ栗	阿南市		内原町	三ツ栗
Ⅱ-5918	自然斜面	天神	阿南市		内原町	天神
Ⅱ-5919	自然斜面	大谷 (2)	阿南市		内原町	大谷
Ⅱ-5920	自然斜面	山腰	阿南市		内原町	山越
Ⅱ-5921	自然斜面	櫛ヶ谷	阿南市		内原町	櫛ヶ谷
Ⅱ-5922	自然斜面	大浦 (5)	阿南市		橘町	大浦
Ⅱ-5923	自然斜面	大浦 (6)	阿南市		橘町	大浦
Ⅱ-5924	自然斜面	大浦 (7)	阿南市		橘町	大浦
Ⅱ-5925	自然斜面	江ノ浦 (3)	阿南市		橘町	江ノ浦
Ⅱ-5926	自然斜面	一升ヶ森	阿南市		橘町	一升ヶ森
Ⅱ-5927	自然斜面	袴傍示 (1)	阿南市		橘町	袴傍示
Ⅱ-5928	自然斜面	袴傍示 (2)	阿南市		橘町	袴傍示
Ⅱ-5929	自然斜面	袴傍示 (3)	阿南市		橘町	袴傍示
Ⅱ-5930	自然斜面	袴傍示 (4)	阿南市		橘町	袴傍示
Ⅱ-5931	自然斜面	幸田 (1)	阿南市		橘町	幸田
Ⅱ-5932	自然斜面	関地 (3)	阿南市		橘町	関地
Ⅱ-5933	自然斜面	関地 (4)	阿南市		橘町	関地
Ⅱ-5934	自然斜面	大坪 (1)	阿南市		橘町	大坪
Ⅱ-5935	自然斜面	大坪 (2)	阿南市		橘町	大坪
Ⅱ-5936	自然斜面	青木 (2)	阿南市		橘町	青木
Ⅱ-5937	自然斜面	青木 (3)	阿南市		橘町	青木
Ⅱ-5938	自然斜面	青木 (4)	阿南市		橘町	青木
Ⅱ-5939	自然斜面	中尾	阿南市		橘町	中尾
Ⅱ-5940	自然斜面	鵠 (2)	阿南市		橘町	鵠
Ⅱ-5941	自然斜面	六反地 (2)	阿南市		橘町	六反地
Ⅱ-5942	自然斜面	六反地 (3)	阿南市		橘町	六反地
Ⅱ-5943	自然斜面	湊	阿南市		橘町	土井崎
Ⅱ-5944	自然斜面	汐谷山 (4)	阿南市		橘町	汐谷山
Ⅱ-5945	自然斜面	幸田 (2)	阿南市		橘町	幸田
Ⅱ-5946	自然斜面	中分 (2)	阿南市		津乃峰町	中分
Ⅱ-5947	自然斜面	中分 (3)	阿南市		津乃峰町	中分
Ⅱ-5948	自然斜面	中分 (4)	阿南市		津乃峰町	中分
Ⅱ-5949	自然斜面	中分 (5)	阿南市		津乃峰町	中分
Ⅱ-5950	自然斜面	中分 (6)	阿南市		津乃峰町	中分
Ⅱ-5951	自然斜面	中分 (7)	阿南市		津乃峰町	中分
Ⅱ-5952	自然斜面	長浜 (3)	阿南市		津乃峰町	長浜
Ⅱ-5953	自然斜面	長浜 (4)	阿南市		津乃峰町	長浜
Ⅱ-5954	自然斜面	秋山 (2)	阿南市		新野町	秋山
Ⅱ-5955	自然斜面	秋山 (3)	阿南市		新野町	秋山
Ⅱ-5956	自然斜面	秋山 (4)	阿南市		新野町	秋山
Ⅱ-5957	自然斜面	宇井谷 (2)	阿南市		新野町	宇井谷
Ⅱ-5958	自然斜面	宇井谷 (3)	阿南市		新野町	宇井谷
Ⅱ-5959	自然斜面	重友 (3)	阿南市		新野町	重友
Ⅱ-5960	自然斜面	重友 (4)	阿南市		新野町	重友
Ⅱ-5961	自然斜面	重友 (5)	阿南市		新野町	重友
Ⅱ-5962	自然斜面	重友 (6)	阿南市		新野町	重友
Ⅱ-5963	自然斜面	薬池谷 (1)	阿南市		新野町	薬池谷
Ⅱ-5964	自然斜面	薬池谷 (2)	阿南市		新野町	薬池谷
Ⅱ-5965	自然斜面	廿歩 (1)	阿南市		新野町	廿歩
Ⅱ-5966	自然斜面	廿歩 (2)	阿南市		新野町	廿歩
Ⅱ-5967	自然斜面	花坂	阿南市		新野町	花坂
Ⅱ-5968	自然斜面	大歳 (2)	阿南市		新野町	大歳
Ⅱ-5969	自然斜面	大歳 (3)	阿南市		新野町	大歳
Ⅱ-5970	自然斜面	大歳 (4)	阿南市		新野町	大歳
Ⅱ-5971	自然斜面	大歳 (5)	阿南市		新野町	大歳
Ⅱ-5972	自然斜面	大歳 (6)	阿南市		新野町	大歳
Ⅱ-5973	自然斜面	大歳 (7)	阿南市		新野町	大歳



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-5974	自然斜面	西馬場	阿南市		新野町	西馬場
Ⅱ-5975	自然斜面	東山	阿南市		新野町	東山
Ⅱ-5976	自然斜面	花免(1)	阿南市		新野町	花免
Ⅱ-5977	自然斜面	花免(2)	阿南市		新野町	花免
Ⅱ-5978	自然斜面	花免(3)	阿南市		新野町	花免
Ⅱ-5979	自然斜面	西地(1)	阿南市		新野町	西地
Ⅱ-5980	自然斜面	西地(2)	阿南市		新野町	西地
Ⅱ-5981	自然斜面	信里(1)	阿南市		新野町	信里
Ⅱ-5982	自然斜面	信里(2)	阿南市		新野町	信里
Ⅱ-5983	自然斜面	鉛ヶ谷	阿南市		新野町	鉛ヶ谷
Ⅱ-5984	自然斜面	宮前(2)	阿南市		新野町	宮前
Ⅱ-5985	自然斜面	宮前(3)	阿南市		新野町	宮前
Ⅱ-5986	自然斜面	室ノ久保(1)	阿南市		新野町	室ノ久保
Ⅱ-5987	自然斜面	室ノ久保(2)	阿南市		新野町	室ノ久保
Ⅱ-5988	自然斜面	行友(2)	阿南市		新野町	行友
Ⅱ-5989	自然斜面	行友(3)	阿南市		新野町	行友
Ⅱ-5990	自然斜面	行友(4)	阿南市		新野町	行友
Ⅱ-5991	自然斜面	岡ノ端	阿南市		新野町	岡ノ端
Ⅱ-5992	自然斜面	助道(2)	阿南市		新野町	助道
Ⅱ-5993	自然斜面	助道(3)	阿南市		新野町	助道
Ⅱ-5994	自然斜面	助道(4)	阿南市		新野町	助道
Ⅱ-5995	自然斜面	西光寺(3)	阿南市		新野町	西光寺
Ⅱ-5996	自然斜面	西光寺(4)	阿南市		新野町	西光寺
Ⅱ-5997	自然斜面	岡花(2)	阿南市		新野町	岡花
Ⅱ-5998	自然斜面	安行(5)	阿南市		新野町	安行
Ⅱ-5999	自然斜面	安行(6)	阿南市		新野町	安行
Ⅱ-6000	自然斜面	宮ノ久保	阿南市		新野町	南宮ノ久保
Ⅱ-6001	自然斜面	木戸(1)	阿南市		新野町	木戸
Ⅱ-6002	自然斜面	木戸(2)	阿南市		新野町	木戸
Ⅱ-6003	自然斜面	木戸(3)	阿南市		新野町	木戸
Ⅱ-6004	自然斜面	貞持(1)	阿南市		新野町	貞持
Ⅱ-6005	自然斜面	貞持(2)	阿南市		新野町	貞持
Ⅱ-6006	自然斜面	貞持(3)	阿南市		新野町	貞持
Ⅱ-6007	自然斜面	貞持(4)	阿南市		新野町	貞持
Ⅱ-6008	自然斜面	貞持(5)	阿南市		新野町	貞持
Ⅱ-6009	自然斜面	貞持(6)	阿南市		新野町	貞持
Ⅱ-6010	自然斜面	海老川(3)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6011	自然斜面	海老川(4)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6012	自然斜面	海老川(5)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6013	自然斜面	海老川(6)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6014	自然斜面	海老川(7)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6015	自然斜面	海老川(8)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6016	自然斜面	海老川(9)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6017	自然斜面	海老川(10)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6018	自然斜面	海老川(11)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6019	自然斜面	海老川(12)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6020	自然斜面	海老川(13)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6021	自然斜面	海老川(14)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6022	自然斜面	海老川(15)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6023	自然斜面	海老川(16)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6024	自然斜面	海老川(17)	阿南市		新野町	海老川
Ⅱ-6025	自然斜面	生谷(2)	阿南市		新野町	生谷
Ⅱ-6026	自然斜面	生谷(3)	阿南市		新野町	生谷
Ⅱ-6027	自然斜面	生谷(4)	阿南市		新野町	生谷
Ⅱ-6028	自然斜面	生谷(5)	阿南市		新野町	生谷
Ⅱ-6029	自然斜面	本田(2)	阿南市		新野町	本田
Ⅱ-6030	自然斜面	本田(3)	阿南市		新野町	本田

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6031	自然斜面	本田(4)	阿南市		新野町	本田
Ⅱ-6032	自然斜面	本田(5)	阿南市		新野町	本田
Ⅱ-6033	自然斜面	本田(6)	阿南市		新野町	本田
Ⅱ-6034	自然斜面	本田(7)	阿南市		新野町	本田
Ⅱ-6035	自然斜面	谷口(4)	阿南市		新野町	谷口
Ⅱ-6036	自然斜面	谷口(5)	阿南市		新野町	谷口
Ⅱ-6037	自然斜面	平川内(1)	阿南市		新野町	平川内
Ⅱ-6038	自然斜面	平川内(2)	阿南市		新野町	平川内
Ⅱ-6039	自然斜面	平川内(3)	阿南市		新野町	平川内
Ⅱ-6040	自然斜面	平川内(4)	阿南市		新野町	平川内
Ⅱ-6041	自然斜面	平川内(5)	阿南市		新野町	平川内
Ⅱ-6042	自然斜面	平川内(6)	阿南市		新野町	平川内
Ⅱ-6043	自然斜面	大谷(1)	阿南市		新野町	大谷
Ⅱ-6044	自然斜面	大谷(2)	阿南市		新野町	大谷
Ⅱ-6045	自然斜面	大谷(3)	阿南市		新野町	大谷
Ⅱ-6046	自然斜面	友常(2)	阿南市		新野町	友常
Ⅱ-6047	自然斜面	友常(3)	阿南市		新野町	友常
Ⅱ-6048	自然斜面	友常(4)	阿南市		新野町	友常
Ⅱ-6049	自然斜面	友常(5)	阿南市		新野町	友常
Ⅱ-6050	自然斜面	友常(6)	阿南市		新野町	友常
Ⅱ-6051	自然斜面	友常(7)	阿南市		新野町	友常
Ⅱ-6052	自然斜面	清貞(4)	阿南市		新野町	清貞
Ⅱ-6053	自然斜面	清貞(5)	阿南市		新野町	清貞
Ⅱ-6054	自然斜面	喜来(1)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6055	自然斜面	喜来(2)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6056	自然斜面	喜来(3)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6057	自然斜面	喜来(4)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6058	自然斜面	喜来(5)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6059	自然斜面	喜来(6)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6060	自然斜面	喜来(7)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6061	自然斜面	喜来(8)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6062	自然斜面	喜来(9)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6063	自然斜面	喜来(10)	阿南市		新野町	喜来
Ⅱ-6064	自然斜面	林(1)	阿南市		新野町	林
Ⅱ-6065	自然斜面	林(2)	阿南市		新野町	林
Ⅱ-6066	自然斜面	林(3)	阿南市		新野町	林
Ⅱ-6067	自然斜面	林(4)	阿南市		新野町	林
Ⅱ-6068	自然斜面	常政(1)	阿南市		新野町	常政
Ⅱ-6069	自然斜面	常政(2)	阿南市		新野町	常政
Ⅱ-6070	自然斜面	常政(3)	阿南市		新野町	常政
Ⅱ-6071	自然斜面	川又(2)	阿南市		新野町	川亦
Ⅱ-6072	自然斜面	川又(3)	阿南市		新野町	川又
Ⅱ-6073	自然斜面	東谷(2)	阿南市		新野町	東谷
Ⅱ-6074	自然斜面	東谷(3)	阿南市		新野町	東谷
Ⅱ-6075	自然斜面	東谷(4)	阿南市		新野町	東谷
Ⅱ-6076	自然斜面	東谷(5)	阿南市		新野町	東谷
Ⅱ-6077	自然斜面	動々原(1)	阿南市		新野町	動々原
Ⅱ-6078	自然斜面	動々原(2)	阿南市		新野町	動々原
Ⅱ-6079	自然斜面	城田(1)	阿南市		新野町	城田
Ⅱ-6080	自然斜面	城田(2)	阿南市		新野町	城田
Ⅱ-6081	自然斜面	新田(2)	阿南市		新野町	新田
Ⅱ-6082	自然斜面	北檜谷	阿南市		新野町	北檜谷
Ⅱ-6083	自然斜面	貞信	阿南市		新野町	貞信
Ⅱ-6084	自然斜面	片山	阿南市		新野町	片山
Ⅱ-6085	自然斜面	暮石	阿南市		新野町	暮石
Ⅱ-6086	自然斜面	小砂取	阿南市		新野町	小砂取
Ⅱ-6087	自然斜面	柳田	阿南市		新野町	柳田

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6088	自然斜面	妙見前	阿南市		新野町	妙見前
Ⅱ-6089	自然斜面	新富(1)	阿南市		新野町	新富
Ⅱ-6090	自然斜面	新富(2)	阿南市		新野町	新富
Ⅱ-6091	自然斜面	桑内	阿南市		新野町	桑内
Ⅱ-6092	自然斜面	東(2)	阿南市		水井町	東
Ⅱ-6093	自然斜面	新居田	阿南市		水井町	新居田
Ⅱ-6094	自然斜面	中野(1)	阿南市		水井町	中野
Ⅱ-6095	自然斜面	中野(2)	阿南市		水井町	中野
Ⅱ-6096	自然斜面	中野(3)	阿南市		水井町	中野
Ⅱ-6097	自然斜面	倉野(1)	阿南市		大井町	倉野
Ⅱ-6098	自然斜面	倉野(2)	阿南市		大井町	倉野
Ⅱ-6099	自然斜面	倉野(3)	阿南市		大井町	倉野
Ⅱ-6100	自然斜面	田舎谷	阿南市		大井町	田舎谷
Ⅱ-6101	自然斜面	竹鼻	阿南市		大井町	竹鼻
Ⅱ-6102	自然斜面	南平	阿南市		大井町	南平
Ⅱ-6103	自然斜面	喜来	阿南市		大井町	喜来
Ⅱ-6104	自然斜面	ノ谷(1)	阿南市		大井町	ノ谷
Ⅱ-6105	自然斜面	ノ谷(2)	阿南市		大井町	ノ谷
Ⅱ-6106	自然斜面	ノ谷(3)	阿南市		大井町	ノ谷
Ⅱ-6107	自然斜面	東平	阿南市		大井町	東平
Ⅱ-6108	自然斜面	松ノ岡(1)	阿南市		大田井町	松ノ岡
Ⅱ-6109	自然斜面	松ノ岡(2)	阿南市		大田井町	松ノ岡
Ⅱ-6110	自然斜面	松ノ岡(3)	阿南市		大田井町	松ノ岡
Ⅱ-6111	自然斜面	松ノ岡(4)	阿南市		大田井町	松ノ岡
Ⅱ-6112	自然斜面	松ノ岡(5)	阿南市		大田井町	松ノ岡
Ⅱ-6113	自然斜面	松ノ岡(6)	阿南市		大田井町	松ノ岡
Ⅱ-6114	自然斜面	宮平(2)	阿南市		大田井町	宮平
Ⅱ-6115	自然斜面	奥山(2)	阿南市		楠根町	奥山
Ⅱ-6116	自然斜面	宮谷(1)	阿南市		楠根町	宮谷
Ⅱ-6117	自然斜面	宮谷(2)	阿南市		楠根町	宮谷
Ⅱ-6118	自然斜面	金石(1)	阿南市		楠根町	金石
Ⅱ-6119	自然斜面	金石(2)	阿南市		楠根町	金石
Ⅱ-6120	自然斜面	七浦(2)	阿南市		楠根町	七浦
Ⅱ-6121	自然斜面	七浦(3)	阿南市		楠根町	七浦
Ⅱ-6122	自然斜面	七浦(4)	阿南市		楠根町	七浦
Ⅱ-6123	自然斜面	津越(2)	阿南市		楠根町	津越
Ⅱ-6124	自然斜面	畑田(1)	阿南市		下大野町	畑田
Ⅱ-6125	自然斜面	畑田(2)	阿南市		下大野町	畑田
Ⅱ-6126	自然斜面	畑田(3)	阿南市		下大野町	畑田
Ⅱ-6127	自然斜面	畑田(4)	阿南市		下大野町	畑田
Ⅱ-6128	自然斜面	平山(1)	阿南市		下大野町	平山
Ⅱ-6129	自然斜面	平山(2)	阿南市		下大野町	平山
Ⅱ-6130	自然斜面	羽坂	阿南市		下大野町	羽坂
Ⅱ-6131	自然斜面	藪呂	阿南市		下大野町	藪呂
Ⅱ-6132	自然斜面	菅原(2)	阿南市		上大野町	菅原
Ⅱ-6133	自然斜面	大山田	阿南市		上大野町	大山田
Ⅱ-6134	自然斜面	小山田	阿南市		上大野町	小山田
Ⅱ-6135	自然斜面	久留米田(2)	阿南市		上大野町	久留米田
Ⅱ-6136	自然斜面	久留米田(3)	阿南市		上大野町	久留米田
Ⅱ-6137	自然斜面	清松(2)	阿南市		上大野町	清松
Ⅱ-6138	自然斜面	清松(3)	阿南市		上大野町	清松
Ⅱ-6139	自然斜面	清松(4)	阿南市		上大野町	清松
Ⅱ-6140	自然斜面	貝ノ河(1)	阿南市		加茂町	貝ノ河
Ⅱ-6141	自然斜面	貝ノ河(2)	阿南市		加茂町	貝ノ河
Ⅱ-6142	自然斜面	貝ノ河(3)	阿南市		加茂町	貝ノ河
Ⅱ-6143	自然斜面	貝ノ河(4)	阿南市		加茂町	貝ノ河
Ⅱ-6144	自然斜面	貝ノ河(5)	阿南市		加茂町	貝ノ河

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6145	自然斜面	貝ノ河(6)	阿南市		加茂町	貝ノ河
Ⅱ-6146	自然斜面	西ながせ	阿南市		加茂町	西ながせ
Ⅱ-6147	自然斜面	東ながせ	阿南市		加茂町	東ながせ
Ⅱ-6148	自然斜面	惣道(1)	阿南市		加茂町	惣道
Ⅱ-6149	自然斜面	惣道(2)	阿南市		加茂町	惣道
Ⅱ-6150	自然斜面	大谷(2)	阿南市		加茂町	大谷
Ⅱ-6151	自然斜面	東だいが(1)	阿南市		加茂町	東だいが
Ⅱ-6152	自然斜面	東だいが(2)	阿南市		加茂町	東だいが
Ⅱ-6153	自然斜面	東だいが(3)	阿南市		加茂町	東だいが
Ⅱ-6154	自然斜面	西だいが	阿南市		加茂町	西だいが
Ⅱ-6155	自然斜面	東だいが(4)	阿南市		加茂町	東だいが
Ⅱ-6156	自然斜面	原田(1)	阿南市		熊谷町	原田
Ⅱ-6157	自然斜面	丸山ノ下	阿南市		熊谷町	丸山ノ下
Ⅱ-6158	自然斜面	熊谷(2)	阿南市		熊谷町	熊谷
Ⅱ-6159	自然斜面	正境(1)	阿南市		熊谷町	正境
Ⅱ-6160	自然斜面	ヨノエ	阿南市		熊谷町	ヨノエ
Ⅱ-6161	自然斜面	正境(2)	阿南市		熊谷町	正境
Ⅱ-6162	自然斜面	大屋(2)	阿南市		十八女町	大屋
Ⅱ-6163	自然斜面	宮ノ前	阿南市		十八女町	宮ノ前
Ⅱ-6164	自然斜面	畑田	阿南市		中大野町	畑田
Ⅱ-6165	自然斜面	南傍示(1)	阿南市		中大野町	南傍示
Ⅱ-6166	自然斜面	南傍示(2)	阿南市		中大野町	南傍示
Ⅱ-6167	自然斜面	南傍示(3)	阿南市		中大野町	南傍示
Ⅱ-6168	自然斜面	旭越山(2)	阿南市		才見町	旭越山
Ⅱ-6169	自然斜面	鴨田	阿南市		才見町	鴨田
Ⅱ-6170	自然斜面	井関(2)	阿南市		宝田町	井関
Ⅱ-6171	自然斜面	井関(3)	阿南市		宝田町	井関
Ⅱ-6172	自然斜面	おわた	阿南市		長生町	おわた
Ⅱ-6173	自然斜面	久保田	阿南市		長生町	久保田
Ⅱ-6174	自然斜面	西方	阿南市		長生町	西方
Ⅱ-6175	自然斜面	常泉寺	阿南市		長生町	松尾
Ⅱ-6176	自然斜面	山地(3)	阿南市		長生町	山地
Ⅱ-6177	自然斜面	山地(4)	阿南市		長生町	山地
Ⅱ-6178	自然斜面	山地(5)	阿南市		長生町	山地
Ⅱ-6179	自然斜面	西山(2)	阿南市		長生町	西山
Ⅱ-6180	自然斜面	西山(3)	阿南市		長生町	西山
Ⅱ-6181	自然斜面	西山(4)	阿南市		長生町	西山
Ⅱ-6182	自然斜面	西山(5)	阿南市		長生町	西山
Ⅱ-6183	自然斜面	古地(1)	阿南市		長生町	古地
Ⅱ-6184	自然斜面	古地(2)	阿南市		長生町	古地
Ⅱ-6185	自然斜面	西ノ谷	阿南市		長生町	西ノ谷
Ⅱ-6186	自然斜面	大原中ノ谷	阿南市		長生町	大原中ノ谷
Ⅱ-6187	自然斜面	東谷	阿南市		長生町	東谷
Ⅱ-6188	自然斜面	口ノ岩戸	阿南市		長生町	口ノ岩戸
Ⅱ-6189	自然斜面	竹瀬	阿南市		長生町	竹瀬
Ⅱ-6190	自然斜面	水ヶ谷	阿南市		長生町	水ヶ谷
Ⅱ-6191	自然斜面	赤坂(1)	阿南市		長生町	赤坂
Ⅱ-6192	自然斜面	赤坂(2)	阿南市		長生町	赤坂
Ⅱ-6193	自然斜面	赤坂(3)	阿南市		長生町	赤坂
Ⅱ-6194	自然斜面	長谷	阿南市		長生町	長谷
Ⅱ-6195	自然斜面	長丁	阿南市		長生町	長丁
Ⅱ-6196	自然斜面	明谷中沢(2)	阿南市		長生町	明谷中沢
Ⅱ-6197	自然斜面	南山	阿南市		長生町	南山
Ⅱ-6198	自然斜面	角ノ谷(1)	阿南市		長生町	角ノ谷
Ⅱ-6199	自然斜面	角ノ谷(2)	阿南市		長生町	角ノ谷
Ⅱ-6200	自然斜面	角ノ谷(3)	阿南市		長生町	角ノ谷
Ⅱ-6201	自然斜面	堂谷	阿南市		長生町	堂谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6202	自然斜面	寺ノ前 (1)	阿南市		長生町	寺ノ前
Ⅱ-6203	自然斜面	寺ノ前 (2)	阿南市		長生町	寺ノ前
Ⅱ-6204	自然斜面	寺ノ前 (3)	阿南市		長生町	寺ノ前
Ⅱ-6205	自然斜面	岩ノ下 (2)	阿南市		長生町	切石
Ⅱ-6206	自然斜面	黒岩	阿南市		長生町	黒岩
Ⅱ-6207	自然斜面	水ヶ谷	阿南市		長生町	水ヶ谷
Ⅱ-6208	自然斜面	日開谷	阿南市		阿瀬比町	日開谷
Ⅱ-6209	自然斜面	谷々	阿南市		長生町	谷々
Ⅱ-6210	自然斜面	下小原	阿南市		長生町	下小原
Ⅱ-6211	自然斜面	林崎 (1)	阿南市		中林町	林崎
Ⅱ-6212	自然斜面	林崎 (2)	阿南市		中林町	林崎
Ⅱ-6213	自然斜面	亀崎 (1)	阿南市		睨町	亀崎
Ⅱ-6214	自然斜面	亀崎 (2)	阿南市		睨町	亀崎
Ⅱ-6215	自然斜面	大谷 (3)	阿南市		内原町	大谷
Ⅱ-6216	自然斜面	北勘高	阿南市		学原町	北勘高
Ⅱ-6217	自然斜面	上水田	阿南市		学原町	上水田
Ⅱ-6218	自然斜面	大潟 (4)	阿南市		大潟町	
Ⅱ-6219	自然斜面	大潟 (5)	阿南市		大潟町	
Ⅱ-6220	自然斜面	南林 (1)	阿南市		見能林町	南林
Ⅱ-6221	自然斜面	南林 (2)	阿南市		見能林町	南林
Ⅱ-6222	自然斜面	南林 (3)	阿南市		見能林町	南林
Ⅱ-6223	自然斜面	南林 (4)	阿南市		見能林町	南林
Ⅱ-6224	自然斜面	南林 (5)	阿南市		見能林町	南林
Ⅱ-6225	自然斜面	勘高原	阿南市		見能林町	勘高原
Ⅱ-6226	自然斜面	南勘高	阿南市		見能林町	南勘高
Ⅱ-6227	自然斜面	猫谷 (1)	阿南市		見能林町	猫谷
Ⅱ-6228	自然斜面	猫谷 (2)	阿南市		見能林町	猫谷
Ⅱ-6229	自然斜面	かご谷	阿南市		見能林町	かご谷
Ⅱ-6230	自然斜面	高道 (2)	阿南市		見能林町	高道
Ⅱ-6231	自然斜面	高道 (3)	阿南市		見能林町	高道
Ⅱ-6232	自然斜面	花谷 (1)	阿南市		見能林町	花谷
Ⅱ-6233	自然斜面	花谷 (2)	阿南市		見能林町	花谷
Ⅱ-6234	自然斜面	白かい谷	阿南市		見能林町	白かい谷
Ⅱ-6235	自然斜面	大西 (1)	阿南市		福井町	大西
Ⅱ-6236	自然斜面	大西 (2)	阿南市		福井町	大西
Ⅱ-6237	自然斜面	大西 (3)	阿南市		福井町	大西
Ⅱ-6238	自然斜面	古津 (2)	阿南市		福井町	古津
Ⅱ-6239	自然斜面	古津 (3)	阿南市		福井町	古津
Ⅱ-6240	自然斜面	古津 (4)	阿南市		福井町	古津
Ⅱ-6241	自然斜面	吉谷 (4)	阿南市		福井町	吉谷
Ⅱ-6242	自然斜面	吉谷 (5)	阿南市		福井町	吉谷
Ⅱ-6243	自然斜面	湊 (3)	阿南市		福井町	湊
Ⅱ-6244	自然斜面	湊 (4)	阿南市		福井町	湊
Ⅱ-6245	自然斜面	袴 (1)	阿南市		福井町	袴
Ⅱ-6246	自然斜面	袴 (2)	阿南市		福井町	袴
Ⅱ-6247	自然斜面	袴 (3)	阿南市		福井町	袴
Ⅱ-6248	自然斜面	袴 (4)	阿南市		福井町	袴
Ⅱ-6249	自然斜面	袴 (5)	阿南市		福井町	袴
Ⅱ-6250	自然斜面	土佐谷 (1)	阿南市		福井町	土佐谷
Ⅱ-6251	自然斜面	西の前 (2)	阿南市		福井町	西の前
Ⅱ-6252	自然斜面	西の前 (3)	阿南市		福井町	西の前
Ⅱ-6253	自然斜面	実用 (2)	阿南市		福井町	実用
Ⅱ-6254	自然斜面	森 (1)	阿南市		福井町	森
Ⅱ-6255	自然斜面	森 (2)	阿南市		福井町	森
Ⅱ-6256	自然斜面	茶畦 (2)	阿南市		福井町	茶畦
Ⅱ-6257	自然斜面	古毛 (2)	阿南市		福井町	古毛
Ⅱ-6258	自然斜面	裂股 (1)	阿南市		福井町	裂股

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6259	自然斜面	裂股 (2)	阿南市		福井町	裂股
Ⅱ-6260	自然斜面	元末 (2)	阿南市		福井町	元末
Ⅱ-6261	自然斜面	元末 (3)	阿南市		福井町	元末
Ⅱ-6262	自然斜面	元末 (4)	阿南市		福井町	元末
Ⅱ-6263	自然斜面	馬路 (2)	阿南市		福井町	馬路
Ⅱ-6264	自然斜面	中連 (2)	阿南市		福井町	中連
Ⅱ-6265	自然斜面	中連 (3)	阿南市		福井町	中連
Ⅱ-6266	自然斜面	中連 (4)	阿南市		福井町	中連
Ⅱ-6267	自然斜面	土佐谷 (2)	阿南市		福井町	土佐谷
Ⅱ-6268	自然斜面	土佐谷 (3)	阿南市		福井町	土佐谷
Ⅱ-6269	自然斜面	土佐谷 (4)	阿南市		福井町	土佐谷
Ⅱ-6270	自然斜面	西の前 (4)	阿南市		福井町	西の前
Ⅱ-6271	自然斜面	西の前 (5)	阿南市		福井町	西の前
Ⅱ-6272	自然斜面	西の前 (6)	阿南市		福井町	西の前
Ⅱ-6273	自然斜面	久保野 (1)	阿南市		福井町	久保野
Ⅱ-6274	自然斜面	久保野 (2)	阿南市		福井町	久保野
Ⅱ-6275	自然斜面	久保野 (3)	阿南市		福井町	久保野
Ⅱ-6276	自然斜面	日の地 (1)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6277	自然斜面	日の地 (2)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6278	自然斜面	日の地 (3)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6279	自然斜面	日の地 (4)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6280	自然斜面	日の地 (5)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6281	自然斜面	日の地 (6)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6282	自然斜面	日の地 (7)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6283	自然斜面	小野	阿南市		福井町	小野
Ⅱ-6284	自然斜面	長谷川 (1)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6285	自然斜面	長谷川 (2)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6286	自然斜面	長谷川 (3)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6287	自然斜面	長谷川 (4)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6288	自然斜面	長谷川 (5)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6289	自然斜面	長谷川 (6)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6290	自然斜面	長谷川 (7)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6291	自然斜面	長谷川 (8)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6292	自然斜面	長谷川 (9)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6293	自然斜面	長谷川 (10)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6294	自然斜面	長谷川 (11)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6295	自然斜面	長谷川 (12)	阿南市		福井町	長谷川
Ⅱ-6296	自然斜面	大坂 (1)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6297	自然斜面	大坂 (2)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6298	自然斜面	大坂 (3)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6299	自然斜面	大坂 (4)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6300	自然斜面	大坂 (5)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6301	自然斜面	大坂 (6)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6302	自然斜面	大坂 (7)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6303	自然斜面	大坂 (8)	阿南市		福井町	大坂
Ⅱ-6304	自然斜面	辺川 (1)	阿南市		福井町	辺川
Ⅱ-6305	自然斜面	辺川 (2)	阿南市		福井町	辺川
Ⅱ-6306	自然斜面	辺川 (3)	阿南市		福井町	辺川
Ⅱ-6307	自然斜面	辺川 (4)	阿南市		福井町	辺川
Ⅱ-6308	自然斜面	辺川 (5)	阿南市		福井町	辺川
Ⅱ-6309	自然斜面	辺川 (6)	阿南市		福井町	辺川
Ⅱ-6310	自然斜面	貝谷 (1)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6311	自然斜面	貝谷 (2)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6312	自然斜面	貝谷 (3)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6313	自然斜面	貝谷 (4)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6314	自然斜面	貝谷 (5)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6315	自然斜面	貝谷 (6)	阿南市		福井町	貝谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6316	自然斜面	貝谷 (7)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6317	自然斜面	貝谷 (8)	阿南市		福井町	貝谷
Ⅱ-6318	自然斜面	羽広 (2)	阿南市		福井町	羽広
Ⅱ-6319	自然斜面	羽広 (3)	阿南市		福井町	羽広
Ⅱ-6320	自然斜面	羽広 (4)	阿南市		福井町	羽広
Ⅱ-6321	自然斜面	露口 (1)	阿南市		福井町	露口
Ⅱ-6322	自然斜面	露口 (2)	阿南市		福井町	露口
Ⅱ-6323	自然斜面	露口 (3)	阿南市		福井町	露口
Ⅱ-6324	自然斜面	露口 (4)	阿南市		福井町	露口
Ⅱ-6325	自然斜面	北田 (1)	阿南市		福井町	北田
Ⅱ-6326	自然斜面	北田 (2)	阿南市		福井町	北田
Ⅱ-6327	自然斜面	北田 (3)	阿南市		福井町	北田
Ⅱ-6328	自然斜面	柿谷	阿南市		福井町	柿谷
Ⅱ-6329	自然斜面	色面 (2)	阿南市		福井町	色面
Ⅱ-6330	自然斜面	小谷 (1)	阿南市		福井町	小谷
Ⅱ-6331	自然斜面	小谷 (2)	阿南市		福井町	小谷
Ⅱ-6332	自然斜面	大谷 (1)	阿南市		福井町	大谷
Ⅱ-6333	自然斜面	大谷 (2)	阿南市		福井町	大谷
Ⅱ-6334	自然斜面	大谷 (3)	阿南市		福井町	大谷
Ⅱ-6335	自然斜面	棚田 (1)	阿南市		福井町	棚田
Ⅱ-6336	自然斜面	棚田 (2)	阿南市		福井町	棚田
Ⅱ-6337	自然斜面	棚田 (3)	阿南市		福井町	棚田
Ⅱ-6338	自然斜面	棚田 (4)	阿南市		福井町	棚田
Ⅱ-6339	自然斜面	大戸 (2)	阿南市		福井町	大戸
Ⅱ-6340	自然斜面	大戸 (3)	阿南市		福井町	大戸
Ⅱ-6341	自然斜面	大戸 (4)	阿南市		福井町	大戸
Ⅱ-6342	自然斜面	大宮 (1)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6343	自然斜面	大宮 (2)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6344	自然斜面	大宮 (3)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6345	自然斜面	大宮 (4)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6346	自然斜面	大宮 (5)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6347	自然斜面	大宮 (6)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6348	自然斜面	大宮 (7)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6349	自然斜面	大宮 (8)	阿南市		福井町	大宮
Ⅱ-6350	自然斜面	赤崎 (1)	阿南市		福井町	赤崎
Ⅱ-6351	自然斜面	赤崎 (2)	阿南市		福井町	赤崎
Ⅱ-6352	自然斜面	赤崎 (3)	阿南市		福井町	赤崎
Ⅱ-6353	自然斜面	赤崎 (4)	阿南市		福井町	赤崎
Ⅱ-6354	自然斜面	赤崎 (5)	阿南市		福井町	赤崎
Ⅱ-6355	自然斜面	赤崎 (6)	阿南市		福井町	赤崎
Ⅱ-6356	自然斜面	浜田 (1)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6357	自然斜面	浜田 (2)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6358	自然斜面	浜田 (3)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6359	自然斜面	浜田 (4)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6360	自然斜面	浜田 (5)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6361	自然斜面	浜田 (6)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6362	自然斜面	浜田 (7)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-6363	自然斜面	大原 (2)	阿南市		福井町	大原
Ⅱ-6364	自然斜面	大原 (3)	阿南市		福井町	大原
Ⅱ-6365	自然斜面	大原 (4)	阿南市		福井町	大原
Ⅱ-6366	自然斜面	出見 (1)	阿南市		福井町	出見
Ⅱ-6367	自然斜面	出見 (2)	阿南市		福井町	出見
Ⅱ-6368	自然斜面	出見 (3)	阿南市		福井町	出見
Ⅱ-6369	自然斜面	出見 (4)	阿南市		福井町	出見
Ⅱ-6370	自然斜面	宮宅 (1)	阿南市		福井町	宮宅
Ⅱ-6371	自然斜面	宮宅 (2)	阿南市		福井町	宮宅
Ⅱ-6372	自然斜面	宮宅 (3)	阿南市		福井町	宮宅

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6373	自然斜面	日の地 (1)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6374	自然斜面	日の地 (2)	阿南市		福井町	日の地
Ⅱ-6375	自然斜面	小野	阿南市		福井町	小野
Ⅱ-6376	自然斜面	西地	阿南市		福井町	西地
Ⅱ-6377	自然斜面	山下 (2)	阿南市		福井町	山下
Ⅱ-6378	自然斜面	山下 (3)	阿南市		福井町	山下
Ⅱ-6379	自然斜面	幸野 (2)	阿南市		椿町	幸野
Ⅱ-6380	自然斜面	幸野 (3)	阿南市		椿町	幸野
Ⅱ-6381	自然斜面	幸野 (4)	阿南市		椿町	幸野
Ⅱ-6382	自然斜面	幸野 (5)	阿南市		椿町	幸野
Ⅱ-6383	自然斜面	幸野 (6)	阿南市		椿町	幸野
Ⅱ-6384	自然斜面	祝野 (1)	阿南市		椿町	祝野
Ⅱ-6385	自然斜面	祝野 (2)	阿南市		椿町	祝野
Ⅱ-6386	自然斜面	東野 (1)	阿南市		椿町	東野
Ⅱ-6387	自然斜面	東野 (2)	阿南市		椿町	東野
Ⅱ-6388	自然斜面	盛野 (1)	阿南市		椿町	盛野
Ⅱ-6389	自然斜面	盛野 (2)	阿南市		椿町	盛野
Ⅱ-6390	自然斜面	寿	阿南市		椿町	寿
Ⅱ-6391	自然斜面	弥生野 (1)	阿南市		椿町	弥生野
Ⅱ-6392	自然斜面	弥生野 (2)	阿南市		椿町	弥生野
Ⅱ-6393	自然斜面	弥生野 (3)	阿南市		椿町	弥生野
Ⅱ-6394	自然斜面	弥生野 (4)	阿南市		椿町	弥生野
Ⅱ-6395	自然斜面	美吉野	阿南市		椿町	美吉野
Ⅱ-6396	自然斜面	平野	阿南市		椿町	平野
Ⅱ-6397	自然斜面	常盤野 (1)	阿南市		椿町	常盤野
Ⅱ-6398	自然斜面	常盤野 (2)	阿南市		椿町	常盤野
Ⅱ-6399	自然斜面	常盤野 (3)	阿南市		椿町	常盤野
Ⅱ-6400	自然斜面	旭野 (2)	阿南市		椿町	旭野
Ⅱ-6401	自然斜面	旭野 (3)	阿南市		椿町	旭野
Ⅱ-6402	自然斜面	八原毛東	阿南市		椿町	八原毛東
Ⅱ-6403	自然斜面	八原毛西	阿南市		椿町	八原毛西
Ⅱ-6404	自然斜面	栄野 (1)	阿南市		椿町	栄野
Ⅱ-6405	自然斜面	栄野 (2)	阿南市		椿町	栄野
Ⅱ-6406	自然斜面	栄野 (3)	阿南市		椿町	栄野
Ⅱ-6407	自然斜面	栄野 (4)	阿南市		椿町	栄野
Ⅱ-6408	自然斜面	栄野 (5)	阿南市		椿町	栄野
Ⅱ-6409	自然斜面	相生野 (1)	阿南市		椿町	相生野
Ⅱ-6410	自然斜面	相生野 (2)	阿南市		椿町	相生野
Ⅱ-6411	自然斜面	寺前 (1)	阿南市		椿町	寺前
Ⅱ-6412	自然斜面	寺前 (2)	阿南市		椿町	寺前
Ⅱ-6413	自然斜面	寺前 (3)	阿南市		椿町	寺前
Ⅱ-6414	自然斜面	上地 (1)	阿南市		椿町	上地
Ⅱ-6415	自然斜面	上地 (2)	阿南市		椿町	上地
Ⅱ-6416	自然斜面	上地 (3)	阿南市		椿町	上地
Ⅱ-6417	自然斜面	黒田	阿南市		椿町	黒田
Ⅱ-6418	自然斜面	蒲生田 (2)	阿南市		椿町	蒲生田
Ⅱ-6419	自然斜面	西良 (1)	阿南市		椿町	蒲生田
Ⅱ-6420	自然斜面	西良 (2)	阿南市		椿町	蒲生田
Ⅱ-6421	自然斜面	西良 (3)	阿南市		椿町	蒲生田
Ⅱ-6422	自然斜面	尻杭 (1)	阿南市		椿町	尻杭
Ⅱ-6423	自然斜面	尻杭 (2)	阿南市		椿町	尻杭
Ⅱ-6424	自然斜面	尻杭 (3)	阿南市		椿町	尻杭
Ⅱ-6425	自然斜面	楠ヶ浦	阿南市		椿町	楠ヶ浦
Ⅱ-6426	自然斜面	平松東側 (1)	阿南市		椿町	平松東側
Ⅱ-6427	自然斜面	平松東側 (2)	阿南市		椿町	平松東側
Ⅱ-6428	自然斜面	平松東側 (3)	阿南市		椿町	平松東側
Ⅱ-6429	自然斜面	平松東側 (4)	阿南市		椿町	平松東側



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6430	自然斜面	平松西側(1)	阿南市		椿町	平松西側
Ⅱ-6431	自然斜面	平松西側(2)	阿南市		椿町	平松西側
Ⅱ-6432	自然斜面	平松西側(3)	阿南市		椿町	平松西側
Ⅱ-6433	自然斜面	平松西側(4)	阿南市		椿町	平松西側
Ⅱ-6434	自然斜面	高瀬(1)	阿南市		椿町	高瀬
Ⅱ-6435	自然斜面	高瀬(2)	阿南市		椿町	高瀬
Ⅱ-6436	自然斜面	高瀬(3)	阿南市		椿町	高瀬
Ⅱ-6437	自然斜面	須屋東側(2)	阿南市		椿町	須屋東側
Ⅱ-6438	自然斜面	須屋東側(3)	阿南市		椿町	須屋東側
Ⅱ-6439	自然斜面	須屋東側(4)	阿南市		椿町	須屋東側
Ⅱ-6440	自然斜面	須屋東側(5)	阿南市		椿町	須屋東側
Ⅱ-6441	自然斜面	須屋東側(6)	阿南市		椿町	須屋東側
Ⅱ-6442	自然斜面	須屋西側(1)	阿南市		椿町	須屋西側
Ⅱ-6443	自然斜面	須屋西側(2)	阿南市		椿町	須屋西側
Ⅱ-6444	自然斜面	須屋西側(3)	阿南市		椿町	須屋西側
Ⅱ-6445	自然斜面	大瀬井	阿南市		椿町	大瀬井
Ⅱ-6446	自然斜面	瀬井(1)	阿南市		椿町	瀬井
Ⅱ-6447	自然斜面	瀬井(2)	阿南市		椿町	瀬井
Ⅱ-6448	自然斜面	瀬井(3)	阿南市		椿町	瀬井
Ⅱ-6449	自然斜面	浜	阿南市		椿町	浜
Ⅱ-6450	自然斜面	横尾(1)	阿南市		椿町	横尾
Ⅱ-6451	自然斜面	宮ヶ谷(2)	阿南市		椿町	宮ヶ谷
Ⅱ-6452	自然斜面	宮ヶ谷(3)	阿南市		椿町	宮ヶ谷
Ⅱ-6453	自然斜面	五郎丸(1)	阿南市		椿町	五郎丸
Ⅱ-6454	自然斜面	五郎丸(2)	阿南市		椿町	五郎丸
Ⅱ-6455	自然斜面	地藏ヶ谷	阿南市		椿町	地藏ヶ谷
Ⅱ-6456	自然斜面	加茂前(1)	阿南市		椿町	加茂前
Ⅱ-6457	自然斜面	加茂前(2)	阿南市		椿町	加茂前
Ⅱ-6458	自然斜面	加茂前(3)	阿南市		椿町	加茂前
Ⅱ-6459	自然斜面	加茂前(4)	阿南市		椿町	加茂前
Ⅱ-6460	自然斜面	加茂前(5)	阿南市		椿町	加茂前
Ⅱ-6461	自然斜面	加茂前(6)	阿南市		椿町	加茂前
Ⅱ-6462	自然斜面	谷ノ浦	阿南市		椿町	谷ノ浦
Ⅱ-6463	自然斜面	那波江	阿南市		椿町	那波江
Ⅱ-6464	自然斜面	大江(1)	阿南市		椿町	大江
Ⅱ-6465	自然斜面	大江(2)	阿南市		椿町	大江
Ⅱ-6466	自然斜面	大江(3)	阿南市		椿町	大江
Ⅱ-6467	自然斜面	田ノ浦(1)	阿南市		椿町	田ノ浦
Ⅱ-6468	自然斜面	田ノ浦(2)	阿南市		椿町	田ノ浦
Ⅱ-6469	自然斜面	小曲り(1)	阿南市		椿町	小曲り
Ⅱ-6470	自然斜面	小曲り(2)	阿南市		椿町	小曲り
Ⅱ-6471	自然斜面	小曲り(3)	阿南市		椿町	小曲り
Ⅱ-6472	自然斜面	大曲り(1)	阿南市		椿町	大曲り
Ⅱ-6473	自然斜面	大曲り(2)	阿南市		椿町	大曲り
Ⅱ-6474	自然斜面	小杭(1)	阿南市		椿町	小杭
Ⅱ-6475	自然斜面	小杭(2)	阿南市		椿町	小杭
Ⅱ-6476	自然斜面	小杭(3)	阿南市		椿町	小杭
Ⅱ-6477	自然斜面	小杭(4)	阿南市		椿町	小杭
Ⅱ-6478	自然斜面	小杭(5)	阿南市		椿町	小杭
Ⅱ-6479	自然斜面	小杭(6)	阿南市		椿町	小杭
Ⅱ-6480	自然斜面	香(1)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6481	自然斜面	香(2)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6482	自然斜面	香(3)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6483	自然斜面	香(4)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6484	自然斜面	香(5)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6485	自然斜面	香(6)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6486	自然斜面	香(7)	阿南市		椿町	香

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6487	自然斜面	香(8)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6488	自然斜面	香(9)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6489	自然斜面	香(10)	阿南市		椿町	香
Ⅱ-6490	自然斜面	谷(1)	阿南市		椿町	谷
Ⅱ-6491	自然斜面	谷(2)	阿南市		椿町	谷
Ⅱ-6492	自然斜面	庄田	阿南市		椿町	庄田
Ⅱ-6493	自然斜面	横尾(2)	阿南市		椿町	横尾
Ⅱ-6494	自然斜面	小島	阿南市		椿町	小島
Ⅱ-6495	自然斜面	宮ノ前(1)	阿南市		吉井町	宮ノ前
Ⅱ-6496	自然斜面	宮ノ前(2)	阿南市		吉井町	宮ノ前
Ⅱ-6497	自然斜面	天ヶ谷(1)	阿南市		吉井町	天ヶ谷
Ⅱ-6498	自然斜面	天ヶ谷(2)	阿南市		吉井町	天ヶ谷
Ⅱ-6499	自然斜面	天ヶ谷(3)	阿南市		吉井町	天ヶ谷
Ⅱ-6500	自然斜面	天ヶ谷(4)	阿南市		吉井町	海山谷
Ⅱ-6501	自然斜面	日塚口(1)	阿南市		吉井町	日塚口
Ⅱ-6502	自然斜面	日塚口(2)	阿南市		吉井町	日塚口
Ⅱ-6503	自然斜面	日ノ浦(2)	阿南市		吉井町	日ノ浦
Ⅱ-6504	自然斜面	北久保(1)	阿南市		深瀬町	北久保
Ⅱ-6505	自然斜面	北久保(2)	阿南市		深瀬町	北久保
Ⅱ-6506	自然斜面	新開	阿南市		深瀬町	新開
Ⅱ-6507	自然斜面	中上(2)	阿南市		細野町	中上
Ⅱ-5824	自然斜面	宮ノ前(1)	阿南市	羽ノ浦町	中庄	宮ノ前
Ⅱ-5825	自然斜面	宮ノ前(2)	阿南市	羽ノ浦町	中庄	宮ノ前
Ⅱ-5826	自然斜面	千田池	阿南市	羽ノ浦町	中庄	千田池
Ⅱ-5827	自然斜面	背戸田(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	背戸田
Ⅱ-5828	自然斜面	春日野(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	春日野
Ⅱ-5829	自然斜面	宮ノ下(3)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	宮ノ下
Ⅱ-5830	自然斜面	阿千田(2)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	阿千田
Ⅱ-5831	自然斜面	阿千田(3)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	阿千田
Ⅱ-5832	自然斜面	奥ノ谷(3)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	奥ノ谷
Ⅱ-5833	自然斜面	沢田(3)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
Ⅱ-5834	自然斜面	沢田(4)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
Ⅱ-5835	自然斜面	沢田(5)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
Ⅱ-5836	自然斜面	細谷(1)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	細谷
Ⅱ-5837	自然斜面	細谷(2)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	細谷
Ⅱ-5838	自然斜面	松ノ本(1)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	松ノ本
Ⅱ-5839	自然斜面	三百歩(1)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	三百歩
Ⅱ-5840	自然斜面	三百歩(2)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	三百歩
Ⅱ-5841	自然斜面	三百歩(3)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	三百歩
Ⅱ-5842	自然斜面	三百歩(4)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	三百歩
Ⅱ-5843	自然斜面	覗石(1)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	覗石
Ⅱ-5844	自然斜面	覗石(2)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	覗石
Ⅱ-7815	人工斜面	原田(2)	阿南市		熊谷町	原田
Ⅱ-7816	人工斜面	家の前	阿南市		橘町	家の前
Ⅱ-7817	人工斜面	いもじ原	阿南市		見能林町	いもじ原
Ⅱ-7818	人工斜面	信里(3)	阿南市		新野町	信里
Ⅱ-7819	人工斜面	元信(2)	阿南市		新野町	元信
Ⅱ-7820	人工斜面	元信(3)	阿南市		新野町	元信
Ⅱ-7821	人工斜面	東谷(6)	阿南市		新野町	東谷
Ⅱ-7822	人工斜面	浜田(8)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-7823	人工斜面	大谷(4)	阿南市		福井町	大谷
Ⅱ-7824	人工斜面	大谷(5)	阿南市		福井町	大谷
Ⅱ-7825	人工斜面	浜田(9)	阿南市		福井町	浜田
Ⅱ-7826	人工斜面	平松西側(5)	阿南市		椿町	平松西側
Ⅱ-7827	人工斜面	須屋東側(7)	阿南市		椿町	須屋東側
Ⅱ-7828	人工斜面	五郎丸(3)	阿南市		椿町	五郎丸
Ⅱ-7829	人工斜面	大曲り(3)	阿南市		椿町	大曲り

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7812	人工斜面	背戸田(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	背戸田
Ⅱ-7813	人工斜面	宮ノ前(3)	阿南市	羽ノ浦町	中庄	宮ノ前
Ⅱ-7814	人工斜面	萱原	阿南市	羽ノ浦町	古毛	萱原
Ⅱ-6508	自然斜面	関ヶ原1	那賀町	鷺敷町	中山	関ヶ原
Ⅱ-6509	自然斜面	東内3	那賀町	鷺敷町	中山	東内
Ⅱ-6510	自然斜面	奥ノ谷1	那賀町	鷺敷町	中山	奥ノ谷
Ⅱ-6511	自然斜面	東内1	那賀町	鷺敷町	中山	奥ノ谷
Ⅱ-6512	自然斜面	柳沢1	那賀町	鷺敷町	中山	暮石
Ⅱ-6513	自然斜面	生杉谷3	那賀町	鷺敷町	中山	生杉谷
Ⅱ-6514	自然斜面	生杉谷2	那賀町	鷺敷町	中山	生杉谷
Ⅱ-6515	自然斜面	生杉谷1	那賀町	鷺敷町	中山	生杉谷
Ⅱ-6516	自然斜面	山盛り口1	那賀町	鷺敷町	中山	山盛り口
Ⅱ-6517	自然斜面	生杉下-2	那賀町	鷺敷町	中山	喜安
Ⅱ-6518	自然斜面	喜安1	那賀町	鷺敷町	中山	どふめん
Ⅱ-6519	自然斜面	近藤-2	那賀町	鷺敷町	中山	ひへはた
Ⅱ-6520	自然斜面	ひへはた1	那賀町	鷺敷町	中山	ひへはた
Ⅱ-6521	自然斜面	かはら1	那賀町	鷺敷町	中山	かはら
Ⅱ-6522	自然斜面	かげ1	那賀町	鷺敷町	中山	と志さね谷口
Ⅱ-6523	自然斜面	と志さね谷口1	那賀町	鷺敷町	中山	と志さね谷口
Ⅱ-6524	自然斜面	助友2	那賀町	鷺敷町	中山	造道
Ⅱ-6525	自然斜面	下司名1	那賀町	鷺敷町	中山	国近谷口
Ⅱ-6526	自然斜面	国近谷口1	那賀町	鷺敷町	中山	国近谷口
Ⅱ-6527	自然斜面	平山前1	那賀町	鷺敷町	中山	平山前
Ⅱ-6528	自然斜面	こかじや1	那賀町	鷺敷町	中山	こかじや
Ⅱ-6529	自然斜面	延清1	那賀町	鷺敷町	中山	延清
Ⅱ-6530	自然斜面	北地4	那賀町	鷺敷町	和食郷	北地
Ⅱ-6531	自然斜面	北地3	那賀町	鷺敷町	和食郷	北地
Ⅱ-6532	自然斜面	北地2	那賀町	鷺敷町	和食郷	北地
Ⅱ-6533	自然斜面	北地1	那賀町	鷺敷町	和食郷	北地
Ⅱ-6534	自然斜面	田野1	那賀町	鷺敷町	和食郷	田野
Ⅱ-6535	自然斜面	南川9	那賀町	鷺敷町	和食郷	八幡原
Ⅱ-6536	自然斜面	南川7	那賀町	鷺敷町	和食郷	八幡原
Ⅱ-6537	自然斜面	南川10	那賀町	鷺敷町	和食郷	八幡原
Ⅱ-6538	自然斜面	南川1	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6539	自然斜面	南川2	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6540	自然斜面	南川3	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6541	自然斜面	南川4	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6542	自然斜面	南川5	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6543	自然斜面	南川11	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6544	自然斜面	南川12	那賀町	鷺敷町	和食郷	南川
Ⅱ-6545	自然斜面	大坪3	那賀町	鷺敷町	小仁宇	大坪
Ⅱ-6546	自然斜面	大坪1	那賀町	鷺敷町	小仁宇	大坪
Ⅱ-6547	自然斜面	王子前1	那賀町	鷺敷町	仁宇	王子前
Ⅱ-6548	自然斜面	王子前2	那賀町	鷺敷町	仁宇	王子前
Ⅱ-6549	自然斜面	王子前-2	那賀町	鷺敷町	仁宇	王子前
Ⅱ-6550	自然斜面	ユヤノ坂1	那賀町	鷺敷町	阿井	ユヤ
Ⅱ-6551	自然斜面	ユヤノ坂2	那賀町	鷺敷町	阿井	ユヤ
Ⅱ-6552	自然斜面	ユヤ1	那賀町	鷺敷町	阿井	ユヤ
Ⅱ-6553	自然斜面	ユヤ2	那賀町	鷺敷町	阿井	ユヤ
Ⅱ-6554	自然斜面	石橋1	那賀町	鷺敷町	百合	石橋
Ⅱ-6555	自然斜面	手束-2	那賀町	鷺敷町	百合	松ノ木
Ⅱ-6556	自然斜面	松ノ木4	那賀町	鷺敷町	百合	松ノ木
Ⅱ-6557	自然斜面	大坪3	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪
Ⅱ-6558	自然斜面	関山-2	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪
Ⅱ-6559	自然斜面	大坪4	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪
Ⅱ-6560	自然斜面	大坪2	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪
Ⅱ-6561	自然斜面	大坪1-1	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6562	自然斜面	大坪1-2	那賀町	鷺敷町	百合谷	大坪
Ⅱ-6563	自然斜面	川西1	那賀町	相生町	朝生	川西
Ⅱ-6564	自然斜面	川西2	那賀町	相生町	朝生	川西
Ⅱ-6565	自然斜面	下傍示13	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6566	自然斜面	下傍示12	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6567	自然斜面	下傍示5	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6568	自然斜面	下傍示9	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6569	自然斜面	下傍示8	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6570	自然斜面	下傍示7	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6571	自然斜面	下傍示1	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6572	自然斜面	中分2	那賀町	相生町	谷内	中分
Ⅱ-6573	自然斜面	中分6	那賀町	相生町	谷内	中分
Ⅱ-6574	自然斜面	中分5	那賀町	相生町	谷内	中分
Ⅱ-6575	自然斜面	中分3	那賀町	相生町	谷内	中分
Ⅱ-6576	自然斜面	中分4	那賀町	相生町	谷内	中分
Ⅱ-6577	自然斜面	中分1	那賀町	相生町	谷内	中分
Ⅱ-6578	自然斜面	下傍示6	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-6579	自然斜面	西田2	那賀町	相生町	馬路	西田
Ⅱ-6580	自然斜面	東原3	那賀町	相生町	平野	東原
Ⅱ-6581	自然斜面	蔭野1	那賀町	相生町	榎谷	蔭野
Ⅱ-6582	自然斜面	殿原2	那賀町	相生町	榎谷	殿原
Ⅱ-6583	自然斜面	殿原1	那賀町	相生町	榎谷	殿原
Ⅱ-6584	自然斜面	旭立野	那賀町	相生町	榎谷	旭立野
Ⅱ-6585	自然斜面	東原2	那賀町	相生町	平野	東原
Ⅱ-6586	自然斜面	中原1	那賀町	相生町	平野	中原
Ⅱ-6587	自然斜面	宮原1	那賀町	相生町	平野	宮原
Ⅱ-6588	自然斜面	庵前-1	那賀町	相生町	平野	岡田
Ⅱ-6589	自然斜面	庵前-2	那賀町	相生町	平野	田和ノ前
Ⅱ-6590	自然斜面	そね1	那賀町	相生町	平野	そね
Ⅱ-6591	自然斜面	立割2	那賀町	相生町	谷内	立割
Ⅱ-6592	自然斜面	立割7	那賀町	相生町	谷内	立割
Ⅱ-6593	自然斜面	立割6	那賀町	相生町	谷内	立割
Ⅱ-6594	自然斜面	立割5	那賀町	相生町	谷内	立割
Ⅱ-6595	自然斜面	立割4	那賀町	相生町	谷内	立割
Ⅱ-6596	自然斜面	下地1	那賀町	相生町	井ノ谷	下地
Ⅱ-6597	自然斜面	下日浦1	那賀町	相生町	井ノ谷	下日浦
Ⅱ-6598	自然斜面	下日浦2	那賀町	相生町	井ノ谷	下日浦
Ⅱ-6599	自然斜面	蔭1	那賀町	相生町	井ノ谷	蔭
Ⅱ-6600	自然斜面	蔭3	那賀町	相生町	井ノ谷	蔭
Ⅱ-6601	自然斜面	吉内谷1	那賀町	相生町	谷内	立割
Ⅱ-6602	自然斜面	立割3	那賀町	相生町	相名	杉ノ本
Ⅱ-6603	自然斜面	立割1	那賀町	相生町	相名	杉ノ本
Ⅱ-6604	自然斜面	杉ノ本1	那賀町	相生町	相名	杉ノ本
Ⅱ-6605	自然斜面	覗石1	那賀町	相生町	相名	覗石
Ⅱ-6606	自然斜面	杉谷1	那賀町	相生町	西納	杉谷
Ⅱ-6607	自然斜面	かくれごや1	那賀町	相生町	西納	かくれごや
Ⅱ-6608	自然斜面	かくれごや2	那賀町	相生町	西納	かくれごや
Ⅱ-6609	自然斜面	白女1	那賀町	相生町	西納	白女
Ⅱ-6610	自然斜面	持力瀬2	那賀町	相生町	西納	南佐古
Ⅱ-6611	自然斜面	西浦1	那賀町	相生町	内山	西浦
Ⅱ-6612	自然斜面	井ノ口1	那賀町	相生町	内山	井ノ口
Ⅱ-6613	自然斜面	日浦1	那賀町	相生町	内山	日浦
Ⅱ-6614	自然斜面	坂本1	那賀町	相生町	内山	坂本
Ⅱ-6615	自然斜面	堂ノ岡1	那賀町	相生町	内山	堂ノ岡
Ⅱ-6616	自然斜面	持力瀬1	那賀町	相生町	西納	持力瀬
Ⅱ-6617	自然斜面	森ノ岡2	那賀町	相生町	内山	そ祢
Ⅱ-6618	自然斜面	森ノ岡5	那賀町	相生町	内山	そ祢

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6619	自然斜面	加賀-5	那賀町	相生町	竹ヶ谷	越後
Ⅱ-6620	自然斜面	加賀-4	那賀町	相生町	竹ヶ谷	越後
Ⅱ-6621	自然斜面	加賀-3	那賀町	相生町	竹ヶ谷	越後
Ⅱ-6622	自然斜面	加賀-2	那賀町	相生町	竹ヶ谷	越後
Ⅱ-6623	自然斜面	加賀-1	那賀町	相生町	竹ヶ谷	加賀
Ⅱ-6624	自然斜面	加賀1	那賀町	相生町	竹ヶ谷	加賀
Ⅱ-6625	自然斜面	近江	那賀町	相生町	竹ヶ谷	近江
Ⅱ-6626	自然斜面	長門	那賀町	相生町	竹ヶ谷	長門
Ⅱ-6627	自然斜面	西ノ宮3	那賀町	相生町	鮎川	西ノ宮
Ⅱ-6628	自然斜面	西ノ宮2	那賀町	相生町	鮎川	西ノ宮
Ⅱ-6629	自然斜面	西ノ宮1	那賀町	相生町	鮎川	西ノ宮
Ⅱ-6630	自然斜面	東ばた1	那賀町	相生町	牛輪	東ばた
Ⅱ-6631	自然斜面	蛭子1	那賀町	相生町	鮎川	蛭子
Ⅱ-6632	自然斜面	入ノ段1	那賀町	相生町	入野	入ノ段
Ⅱ-6633	自然斜面	弥平次1	那賀町	相生町	延野	弥平次
Ⅱ-6634	自然斜面	松ノ久保-1	那賀町	相生町	延野	樫王
Ⅱ-6635	自然斜面	松ノ久保-2	那賀町	相生町	延野	松ノ久保
Ⅱ-6636	自然斜面	堂ノハナ1	那賀町	相生町	延野	堂ノハナ
Ⅱ-6637	自然斜面	北ノ前-1	那賀町	相生町	延野	北ノ前
Ⅱ-6638	自然斜面	北ノ前-2	那賀町	相生町	延野	北ノ前
Ⅱ-6639	自然斜面	北ノ前1	那賀町	相生町	延野	北ノ前
Ⅱ-6640	自然斜面	殿谷1	那賀町	相生町	延野	王子原
Ⅱ-6641	自然斜面	寺前	那賀町	相生町	延野	寺前
Ⅱ-6642	自然斜面	大原1	那賀町	相生町	延野	大原
Ⅱ-6643	自然斜面	石ノ本3	那賀町	相生町	梁ノ上	石ノ本
Ⅱ-6644	自然斜面	石ノ本2	那賀町	相生町	梁ノ上	石ノ本
Ⅱ-6645	自然斜面	石ノ本1	那賀町	相生町	梁ノ上	石ノ本
Ⅱ-6646	自然斜面	西原-2	那賀町	相生町	雄	西原
Ⅱ-6647	自然斜面	西原-1	那賀町	相生町	雄	西原
Ⅱ-6648	自然斜面	寺谷1	那賀町	相生町	雄	岡
Ⅱ-6649	自然斜面	寺谷2	那賀町	相生町	雄	岡
Ⅱ-6650	自然斜面	かんばら1	那賀町	相生町	雄	かんばら
Ⅱ-6651	自然斜面	南尻1	那賀町	相生町	雄	南尻
Ⅱ-6652	自然斜面	小谷口1	那賀町	相生町	雄	小谷口
Ⅱ-6653	自然斜面	小谷口2	那賀町	相生町	雄	小谷口
Ⅱ-6654	自然斜面	小谷口3	那賀町	相生町	雄	小谷口
Ⅱ-6655	自然斜面	小谷口-1	那賀町	相生町	雄	小谷
Ⅱ-6656	自然斜面	小谷口-2	那賀町	相生町	雄	小谷
Ⅱ-6657	自然斜面	屋敷野1	那賀町	相生町	雄	屋敷野
Ⅱ-6658	自然斜面	花折1	那賀町	相生町	雄	花折
Ⅱ-6659	自然斜面	花折2	那賀町	相生町	雄	花折
Ⅱ-6660	自然斜面	向原-2	那賀町	相生町	雄	向原
Ⅱ-6661	自然斜面	向原-1	那賀町	相生町	雄	向原
Ⅱ-6662	自然斜面	折サコ	那賀町	相生町	吉野	弥ハガへ
Ⅱ-6663	自然斜面	夏野1	那賀町	相生町	吉野	夏野
Ⅱ-6664	自然斜面	イヤ谷	那賀町	相生町	吉野	イヤ谷
Ⅱ-6665	自然斜面	川原畑1	那賀町	相生町	鉢	川原畑
Ⅱ-6666	自然斜面	中山1	那賀町	相生町	大久保	中山
Ⅱ-6667	自然斜面	栗ノ久保1	那賀町	相生町	大久保	栗ノ久保
Ⅱ-6668	自然斜面	狩揃-1	那賀町	相生町	大久保	北ノ名
Ⅱ-6669	自然斜面	西ノ内1	那賀町	相生町	大久保	西ノ内
Ⅱ-6670	自然斜面	ハザ1	那賀町	相生町	大久保	原
Ⅱ-6671	自然斜面	請坪1	那賀町	相生町	大久保	請坪
Ⅱ-6672	自然斜面	釜ノ平1	那賀町	相生町	請ノ谷	長瀬
Ⅱ-6673	自然斜面	井ノ平1	那賀町	相生町	朴野	井ノ平
Ⅱ-6674	自然斜面	定道1	那賀町	相生町	請ノ谷	定道
Ⅱ-6675	自然斜面	請ノ片1	那賀町	相生町	請ノ谷	請ノ片

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6676	自然斜面	川島1	那賀町	相生町	請ノ谷	川島
Ⅱ-6677	自然斜面	加賀利屋1	那賀町	相生町	請ノ谷	加賀利屋
Ⅱ-6678	自然斜面	松平間1	那賀町	相生町	請ノ谷	松平間
Ⅱ-6679	自然斜面	上平間1	那賀町	相生町	請ノ谷	上平間
Ⅱ-6680	自然斜面	石上原1	那賀町	相生町	請ノ谷	石上原
Ⅱ-6681	自然斜面	堂平間2	那賀町	相生町	請ノ谷	堂平間
Ⅱ-6682	自然斜面	堂平間1	那賀町	相生町	請ノ谷	堂平間
Ⅱ-6683	自然斜面	こかのつ1	那賀町	相生町	西納	こかのつ
Ⅱ-6684	自然斜面	ふどの1	那賀町	相生町	西納	ふどの
Ⅱ-6685	自然斜面	宮ノ谷1	那賀町	相生町	西納	宮ノ谷
Ⅱ-6686	自然斜面	中西1	那賀町	相生町	大久保	中西
Ⅱ-6687	自然斜面	横石-1	那賀町	相生町	横石	下傍示
Ⅱ-6688	自然斜面	下ノ地1	那賀町	相生町	横石	東浦
Ⅱ-6689	自然斜面	東浦2	那賀町	相生町	横石	東浦
Ⅱ-6690	自然斜面	東浦1	那賀町	相生町	横石	東浦
Ⅱ-6691	自然斜面	向原1	那賀町	相生町	横石	向原
Ⅱ-6692	自然斜面	溝落	那賀町	相生町	朴野	溝落
Ⅱ-6693	自然斜面	久保2	那賀町	相生町	蔭谷	とふや志き
Ⅱ-6694	自然斜面	久保1	那賀町	相生町	蔭谷	久保
Ⅱ-6695	自然斜面	石田1	那賀町	相生町	蔭谷	石田
Ⅱ-6696	自然斜面	石田2	那賀町	相生町	蔭谷	石田
Ⅱ-6697	自然斜面	宗ヶ横1	那賀町	相生町	蔭谷	宮原
Ⅱ-6698	自然斜面	みなみ1	那賀町	相生町	蔭谷	みなみ
Ⅱ-6699	自然斜面	日浦山1	那賀町	相生町	日浦	日浦山
Ⅱ-6700	自然斜面	森畑-2	那賀町	相生町	日浦	中畠
Ⅱ-6701	自然斜面	花瀬3	那賀町	相生町	花瀬	花瀬
Ⅱ-6702	自然斜面	花瀬2	那賀町	相生町	花瀬	花瀬
Ⅱ-6703	自然斜面	神通2	那賀町	相生町	花瀬	神通
Ⅱ-6704	自然斜面	神通1	那賀町	相生町	花瀬	神通
Ⅱ-6705	自然斜面	野田ノ尾1	那賀町	上那賀	音谷	野田ノ尾
Ⅱ-6706	自然斜面	正木谷2	那賀町	上那賀	音谷	正木谷
Ⅱ-6707	自然斜面	田ノ久保1	那賀町	上那賀	音谷	田ノ久保
Ⅱ-6708	自然斜面	田ノ久保5	那賀町	上那賀	音谷	田ノ久保
Ⅱ-6709	自然斜面	田ノ久保4	那賀町	上那賀	音谷	田ノ久保
Ⅱ-6710	自然斜面	田ノ久保3	那賀町	上那賀	音谷	田ノ久保
Ⅱ-6711	自然斜面	田ノ久保2	那賀町	上那賀	音谷	田ノ久保
Ⅱ-6712	自然斜面	滝倉1	那賀町	上那賀	音谷	滝倉
Ⅱ-6713	自然斜面	下水崎3	那賀町	上那賀	水崎	中野
Ⅱ-6714	自然斜面	下水崎1	那賀町	上那賀	水崎	下水崎
Ⅱ-6715	自然斜面	兎ノ藪3	那賀町	上那賀	水崎	兎ノ藪
Ⅱ-6716	自然斜面	兎ノ藪2	那賀町	上那賀	水崎	兎ノ藪
Ⅱ-6717	自然斜面	兎ノ藪1	那賀町	上那賀	水崎	兎ノ藪
Ⅱ-6718	自然斜面	水崎-1	那賀町	上那賀	水崎	大佐古
Ⅱ-6719	自然斜面	水崎-2	那賀町	上那賀	水崎	中村
Ⅱ-6720	自然斜面	西ノ端1	那賀町	上那賀	水崎	西ノ端
Ⅱ-6721	自然斜面	渡り瀬2	那賀町	上那賀	水崎	渡り瀬
Ⅱ-6722	自然斜面	渡り瀬1	那賀町	上那賀	水崎	渡り瀬
Ⅱ-6723	自然斜面	向中村1	那賀町	上那賀	水崎	向中村
Ⅱ-6724	自然斜面	池ノ上1	那賀町	上那賀	桜谷	池ノ上
Ⅱ-6725	自然斜面	裏1	那賀町	上那賀	白ヶ谷	裏
Ⅱ-6726	自然斜面	大家1	那賀町	上那賀	白ヶ谷	大家
Ⅱ-6727	自然斜面	大家2	那賀町	上那賀	白ヶ谷	大家
Ⅱ-6728	自然斜面	橋詰1	那賀町	上那賀	白ヶ谷	橋詰
Ⅱ-6729	自然斜面	東畑1	那賀町	上那賀	白ヶ谷	東畑
Ⅱ-6730	自然斜面	中津1	那賀町	上那賀	白ヶ谷	中津
Ⅱ-6731	自然斜面	久保2	那賀町	上那賀	小浜	惣戸谷
Ⅱ-6732	自然斜面	タニ1	那賀町	上那賀	大戸	タニ

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6733	自然斜面	北傍示2	那賀町	上那賀	古屋	北傍示
Ⅱ-6734	自然斜面	釜床	那賀町	上那賀	古屋	釜床
Ⅱ-6735	自然斜面	野々尻1	那賀町	上那賀	古屋	野々尻
Ⅱ-6736	自然斜面	野々尻2	那賀町	上那賀	古屋	野々尻
Ⅱ-6737	自然斜面	南川原1	那賀町	上那賀	深森	南川原
Ⅱ-6738	自然斜面	下モ向1	那賀町	上那賀	深森	下モ向
Ⅱ-6739	自然斜面	カゲ	那賀町	上那賀	深森	カゲ
Ⅱ-6740	自然斜面	東畑	那賀町	上那賀	深森	東畑
Ⅱ-6741	自然斜面	日浦1	那賀町	上那賀	深森	日浦
Ⅱ-6742	自然斜面	ソヲ2	那賀町	上那賀	川俣	ソヲ
Ⅱ-6743	自然斜面	出合1	那賀町	上那賀	川俣	オソ谷
Ⅱ-6744	自然斜面	ゴコトウ	那賀町	上那賀	川俣	ゴコノ
Ⅱ-6745	自然斜面	クボノ	那賀町	上那賀	川俣	クボノ
Ⅱ-6746	自然斜面	大見谷1	那賀町	上那賀	川俣	大見谷
Ⅱ-6747	自然斜面	ドウノマエ	那賀町	上那賀	川俣	ドウノマエ
Ⅱ-6748	自然斜面	次郎屋敷1	那賀町	上那賀	川俣	次郎屋敷
Ⅱ-6749	自然斜面	カジヤ	那賀町	上那賀	川俣	カジヤ
Ⅱ-6750	自然斜面	クルス	那賀町	上那賀	川俣	クルス
Ⅱ-6751	自然斜面	奥ビソ1	那賀町	上那賀	川俣	奥ビソ
Ⅱ-6752	自然斜面	カドヶ谷1	那賀町	上那賀	川俣	カドヶ谷
Ⅱ-6753	自然斜面	谷山2	那賀町	上那賀	川俣	谷山
Ⅱ-6754	自然斜面	谷山	那賀町	上那賀	川俣	谷山
Ⅱ-6755	自然斜面	大小屋	那賀町	上那賀	川俣	大小屋
Ⅱ-6756	自然斜面	大小屋1	那賀町	上那賀	川俣	大小屋
Ⅱ-6757	自然斜面	大小屋2	那賀町	上那賀	川俣	大小屋
Ⅱ-6758	自然斜面	久保1	那賀町	上那賀	長安	久保
Ⅱ-6759	自然斜面	岩ヶ谷1	那賀町	上那賀	長安	岩ヶ谷
Ⅱ-6760	自然斜面	坂本	那賀町	上那賀	長安	坂本
Ⅱ-6761	自然斜面	庵の本	那賀町	上那賀	長安	庵の本
Ⅱ-6762	自然斜面	風穴1	那賀町	上那賀	長安	風穴
Ⅱ-6763	自然斜面	谷口1	那賀町	上那賀	大戸	谷口
Ⅱ-6764	自然斜面	上出合3	那賀町	上那賀	菖蒲	上出合
Ⅱ-6765	自然斜面	小屋ノ谷	那賀町	上那賀	菖蒲	小屋ノ谷
Ⅱ-6766	自然斜面	小屋1	那賀町	上那賀	菖蒲	小屋
Ⅱ-6767	自然斜面	坂本1	那賀町	上那賀	菖蒲	坂本
Ⅱ-6768	自然斜面	岡1	那賀町	上那賀	東尾	岡
Ⅱ-6769	自然斜面	中津丸2	那賀町	上那賀	大戸	谷ノ内
Ⅱ-6770	自然斜面	中津丸1	那賀町	上那賀	大戸	下モハルモリ
Ⅱ-6771	自然斜面	下モハルモリ1	那賀町	上那賀	大戸	下モハルモリ
Ⅱ-6772	自然斜面	春森1	那賀町	上那賀	大戸	春森
Ⅱ-6773	自然斜面	日真2	那賀町	上那賀	日真	日真
Ⅱ-6774	自然斜面	日真1	那賀町	上那賀	日真	日真
Ⅱ-6775	自然斜面	日真3	那賀町	上那賀	日真	日真
Ⅱ-6776	自然斜面	西分-3	那賀町	上那賀	拝宮	西分
Ⅱ-6777	自然斜面	西分-1	那賀町	上那賀	拝宮	西分
Ⅱ-6778	自然斜面	西分-2	那賀町	上那賀	拝宮	西分
Ⅱ-6779	自然斜面	杉サコ1	那賀町	上那賀	拝宮	杉サコ
Ⅱ-6780	自然斜面	井ノ元-2	那賀町	上那賀	拝宮	井ノ元
Ⅱ-6781	自然斜面	井ノ元-1	那賀町	上那賀	拝宮	井ノ元
Ⅱ-6782	自然斜面	打石ノ平1	那賀町	上那賀	拝宮	打石ノ平
Ⅱ-6783	自然斜面	中川原2	那賀町	上那賀	拝宮	中川原
Ⅱ-6784	自然斜面	西ノ谷1	那賀町	上那賀	拝宮	中川原
Ⅱ-6785	自然斜面	中川原1	那賀町	上那賀	拝宮	中川原
Ⅱ-6786	自然斜面	轟1	那賀町	上那賀	拝宮	轟
Ⅱ-6787	自然斜面	栗坂1	那賀町	上那賀	拝宮	轟
Ⅱ-6788	自然斜面	東尾-2	那賀町	上那賀	東尾	栗坂
Ⅱ-6789	自然斜面	東尾-1	那賀町	上那賀	東尾	栗坂

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6790	自然斜面	舟屋溝1	那賀町	上那賀	平谷	マトバ
Ⅱ-6791	自然斜面	マトバ3	那賀町	上那賀	平谷	マトバ
Ⅱ-6792	自然斜面	森の奥	那賀町	上那賀	大殿	森の前
Ⅱ-6793	自然斜面	姥ヶ谷1	那賀町	上那賀	大殿	姥ヶ谷
Ⅱ-6794	自然斜面	下夕平1	那賀町	上那賀	大殿	下夕平
Ⅱ-6795	自然斜面	久保1	那賀町	上那賀	大殿	久保
Ⅱ-6796	自然斜面	タビ下夕1	那賀町	上那賀	大殿	タビ下夕
Ⅱ-6797	自然斜面	中内1	那賀町	上那賀	白石	中内
Ⅱ-6798	自然斜面	蔭平1	那賀町	上那賀	白石	蔭平
Ⅱ-6799	自然斜面	鳥砂2	那賀町	上那賀	白石	鳥砂
Ⅱ-6800	自然斜面	鳥砂3	那賀町	上那賀	白石	鳥砂
Ⅱ-6801	自然斜面	鳥砂1	那賀町	上那賀	白石	鳥砂
Ⅱ-6802	自然斜面	井ノ浦1	那賀町	上那賀	白石	井ノ浦
Ⅱ-6803	自然斜面	西-1	那賀町	上那賀	白石	西
Ⅱ-6804	自然斜面	西-2	那賀町	上那賀	白石	中村
Ⅱ-6805	自然斜面	中村	那賀町	上那賀	白石	引地
Ⅱ-6806	自然斜面	西山1	那賀町	上那賀	白石	西
Ⅱ-6807	自然斜面	野平1	那賀町	上那賀	白石	野平
Ⅱ-6808	自然斜面	東平2	那賀町	上那賀	白石	東平
Ⅱ-6809	自然斜面	西平1	那賀町	上那賀	白石	西平
Ⅱ-6810	自然斜面	柿ノ佐古1	那賀町	上那賀	白石	柿ノ佐古
Ⅱ-6811	自然斜面	椎野尾2	那賀町	上那賀	白石	椎野尾
Ⅱ-6812	自然斜面	椎野尾1	那賀町	上那賀	白石	椎野尾
Ⅱ-6813	自然斜面	竹屋敷3	那賀町	上那賀	白石	河原
Ⅱ-6814	自然斜面	中屋1	那賀町	上那賀	白石	中屋
Ⅱ-6815	自然斜面	竹屋敷1	那賀町	上那賀	白石	竹屋敷
Ⅱ-6816	自然斜面	上用知1	那賀町	上那賀	白石	上用知
Ⅱ-6817	自然斜面	北ウネ	那賀町	上那賀	大殿	北ウネ
Ⅱ-6818	自然斜面	西1	那賀町	上那賀	平谷	西浦
Ⅱ-6819	自然斜面	鬼川内-2	那賀町	上那賀	丈ヶ谷	鬼川内
Ⅱ-6820	自然斜面	鬼川内-1	那賀町	上那賀	丈ヶ谷	木下
Ⅱ-6821	自然斜面	白花1	那賀町	上那賀	御所谷	預り
Ⅱ-6822	自然斜面	次原1	那賀町	上那賀	丈ヶ谷	かろと廻り
Ⅱ-6823	自然斜面	御所谷-2	那賀町	上那賀	御所谷	御所谷
Ⅱ-6824	自然斜面	御所谷-1	那賀町	上那賀	御所谷	御所谷
Ⅱ-6825	自然斜面	半名1	那賀町	上那賀	御所谷	溝畑
Ⅱ-6826	自然斜面	井ノ口1	那賀町	上那賀	平谷	井ノ口
Ⅱ-6827	自然斜面	北側2	那賀町	上那賀	平谷	井ノ口
Ⅱ-6828	自然斜面	北側1	那賀町	上那賀	平谷	下シギ谷
Ⅱ-6829	自然斜面	井ノ口2	那賀町	上那賀	平谷	下も日浦
Ⅱ-6830	自然斜面	下も日浦1	那賀町	上那賀	平谷	下も日浦
Ⅱ-6831	自然斜面	日浦1	那賀町	上那賀	平谷	日浦
Ⅱ-6832	自然斜面	クノト1	那賀町	上那賀	府殿	クトノ
Ⅱ-6833	自然斜面	田中2	那賀町	上那賀	成瀬	田中
Ⅱ-6834	自然斜面	田中1	那賀町	上那賀	成瀬	田中
Ⅱ-6835	自然斜面	忠ヶ谷奥1	那賀町	上那賀	成瀬	忠ヶ谷口
Ⅱ-6836	自然斜面	北ヶ谷1	那賀町	上那賀	成瀬	北ヶ谷
Ⅱ-6837	自然斜面	ミド向	那賀町	上那賀	成瀬	ミド向
Ⅱ-6838	自然斜面	成瀬1	那賀町	上那賀	成瀬	イチサコ
Ⅱ-6839	自然斜面	中尾1	那賀町	上那賀	成瀬	中尾
Ⅱ-6840	自然斜面	ヲカサキ1	那賀町	上那賀	海川	ヲカサキ
Ⅱ-6841	自然斜面	ハシズメ1	那賀町	上那賀	海川	ハシズメ
Ⅱ-6842	自然斜面	ヲフウチ2	那賀町	上那賀	海川	ウエノウチ
Ⅱ-6843	自然斜面	ヲフウチ1	那賀町	上那賀	海川	ウエノウチ
Ⅱ-6844	自然斜面	ナカセ1	那賀町	上那賀	海川	ナカセ
Ⅱ-6845	自然斜面	ナカセ2	那賀町	上那賀	海川	ナカセ
Ⅱ-6846	自然斜面	カケイ	那賀町	上那賀	海川	ヲドラ



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6847	自然斜面	カケイ2	那賀町	上那賀	海川	カケイ
Ⅱ-6848	自然斜面	ミヤノクボ1	那賀町	上那賀	海川	ミヤノクボ
Ⅱ-6849	自然斜面	上カイカワ1	那賀町	上那賀	海川	ヒウラ
Ⅱ-6850	自然斜面	ナツギリ	那賀町	上那賀	海川	ナツギリ
Ⅱ-6851	自然斜面	川尻1	那賀町	木沢村	木頭	川尻
Ⅱ-6852	自然斜面	トチノ溝1	那賀町	木沢村	木頭	トチノ溝
Ⅱ-6853	自然斜面	花溝1	那賀町	木沢村	木頭	花溝
Ⅱ-6854	自然斜面	広野6	那賀町	木沢村	木頭	内ノ瀬
Ⅱ-6855	自然斜面	広野5	那賀町	木沢村	木頭	花溝
Ⅱ-6856	自然斜面	広野4	那賀町	木沢村	木頭	花溝
Ⅱ-6857	自然斜面	広野3	那賀町	木沢村	木頭	カキサコ
Ⅱ-6858	自然斜面	広野2	那賀町	木沢村	木頭	カキサコ
Ⅱ-6859	自然斜面	広野1	那賀町	木沢村	木頭	広野
Ⅱ-6860	自然斜面	ジリトウ1	那賀町	木沢村	木頭	ジリトウ
Ⅱ-6861	自然斜面	下田1	那賀町	木沢村	木頭	下田
Ⅱ-6862	自然斜面	滝の首3	那賀町	木沢村	木頭	下田
Ⅱ-6863	自然斜面	滝の首2	那賀町	木沢村	木頭	上田
Ⅱ-6864	自然斜面	滝の首1	那賀町	木沢村	木頭	仁義
Ⅱ-6865	自然斜面	前田-2	那賀町	木沢村	木頭	前田
Ⅱ-6866	自然斜面	高山平1	那賀町	木沢村	坂州	高山平
Ⅱ-6867	自然斜面	寒谷下-3	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6868	自然斜面	寒谷下-2	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6869	自然斜面	寒谷下-1	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6870	自然斜面	高山平4	那賀町	木沢村	坂州	高山平
Ⅱ-6871	自然斜面	高山平2	那賀町	木沢村	坂州	高山平
Ⅱ-6872	自然斜面	高山平3	那賀町	木沢村	坂州	高山平
Ⅱ-6873	自然斜面	高山平1	那賀町	木沢村	坂州	高山平
Ⅱ-6874	自然斜面	寒谷6	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6875	自然斜面	寒谷5	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6876	自然斜面	寒谷4	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6877	自然斜面	寒谷3	那賀町	木沢村	坂州	寒谷
Ⅱ-6878	自然斜面	向エ1	那賀町	木沢村	坂州	向エ
Ⅱ-6879	自然斜面	下屋敷1	那賀町	木沢村	当山	下屋敷
Ⅱ-6880	自然斜面	下屋敷2	那賀町	木沢村	当山	下屋敷
Ⅱ-6881	自然斜面	松原1	那賀町	木沢村	当山	松原
Ⅱ-6882	自然斜面	桃佐古1	那賀町	木沢村	当山	桃佐古
Ⅱ-6883	自然斜面	折坂	那賀町	木沢村	木頭名	折坂
Ⅱ-6884	自然斜面	ツイロ1	那賀町	木沢村	当山	ツイロ
Ⅱ-6885	自然斜面	神ノ前1	那賀町	木沢村	当山	神ノ前
Ⅱ-6886	自然斜面	神ノ前3	那賀町	木沢村	当山	神ノ前
Ⅱ-6887	自然斜面	神ノ前2	那賀町	木沢村	当山	竹原佐古
Ⅱ-6888	自然斜面	元屋敷	那賀町	木沢村	当山	元屋敷
Ⅱ-6889	自然斜面	原1	那賀町	木沢村	出羽	原
Ⅱ-6890	自然斜面	森谷1	那賀町	木沢村	出羽	森谷
Ⅱ-6891	自然斜面	栩平1	那賀町	木沢村	出羽	栩平
Ⅱ-6892	自然斜面	藤畑1	那賀町	木沢村	出羽	藤畑
Ⅱ-6893	自然斜面	新居江1	那賀町	木沢村	出羽	久保
Ⅱ-6894	自然斜面	宮崎1	那賀町	木沢村	出羽	宮崎
Ⅱ-6895	自然斜面	上屋敷1	那賀町	木沢村	出羽	上屋敷
Ⅱ-6896	自然斜面	栗ノ采1	那賀町	木沢村	出羽	栗ノ采
Ⅱ-6897	自然斜面	新宅1	那賀町	木沢村	出羽	新宅
Ⅱ-6898	自然斜面	加美ノ本1	那賀町	木沢村	木頭名	柿ノ太尾
Ⅱ-6899	自然斜面	松畑	那賀町	木沢村	木頭名	松畑
Ⅱ-6900	自然斜面	中屋1	那賀町	木沢村	阿津江	中屋
Ⅱ-6901	自然斜面	追立2	那賀町	木沢村	坂州	追立
Ⅱ-6902	自然斜面	蔭山1	那賀町	木沢村	坂州	蔭山
Ⅱ-6903	自然斜面	大用地1	那賀町	木沢村	坂州	大用地

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6904	自然斜面	大用地3	那賀町	木沢村	坂州	大用地
Ⅱ-6905	自然斜面	大用地2	那賀町	木沢村	坂州	大用地
Ⅱ-6906	自然斜面	大用地4	那賀町	木沢村	坂州	大用地
Ⅱ-6907	自然斜面	大用地5	那賀町	木沢村	坂州	大用地
Ⅱ-6908	自然斜面	井堀2	那賀町	木沢村	坂州	井堀
Ⅱ-6909	自然斜面	上加州1	那賀町	木沢村	掛盤	上加州
Ⅱ-6910	自然斜面	与沢1	那賀町	木沢村	掛盤	与沢
Ⅱ-6911	自然斜面	梶屋1	那賀町	木沢村	掛盤	梶屋
Ⅱ-6912	自然斜面	つえ谷1	那賀町	木沢村	掛盤	つえ谷
Ⅱ-6913	自然斜面	石本2	那賀町	木沢村	沢谷	石本
Ⅱ-6914	自然斜面	石本1	那賀町	木沢村	沢谷	石本
Ⅱ-6915	自然斜面	檜岡1	那賀町	木沢村	沢谷	檜岡
Ⅱ-6916	自然斜面	埜中1	那賀町	木沢村	沢谷	埜中
Ⅱ-6917	自然斜面	下沢谷1	那賀町	木沢村	小島	下沢谷
Ⅱ-6918	自然斜面	下沢谷2	那賀町	木沢村	沢谷	下沢谷
Ⅱ-6919	自然斜面	岡田1	那賀町	木沢村	沢谷	下沢谷
Ⅱ-6920	自然斜面	中西4	那賀町	木沢村	沢谷	中西
Ⅱ-6921	自然斜面	中西3	那賀町	木沢村	沢谷	中西
Ⅱ-6922	自然斜面	中西2	那賀町	木沢村	沢谷	中西
Ⅱ-6923	自然斜面	嫁ヶ瀧1	那賀町	木沢村	小島	嫁ヶ瀧
Ⅱ-6924	自然斜面	下屋畑1	那賀町	木沢村	小島	射場
Ⅱ-6925	自然斜面	平畑3	那賀町	木沢村	小島	平畑
Ⅱ-6926	自然斜面	平畑2	那賀町	木沢村	小島	平畑
Ⅱ-6927	自然斜面	平畑1	那賀町	木沢村	小島	幸の佐古
Ⅱ-6928	自然斜面	黒沢1	那賀町	木沢村	小島	黒沢
Ⅱ-6929	自然斜面	的場	那賀町	木沢村	横谷	的場
Ⅱ-6930	自然斜面	森西2	那賀町	木沢村	小島	森西
Ⅱ-6931	自然斜面	楢谷1	那賀町	木沢村	小島	楢谷
Ⅱ-6932	自然斜面	フドノ内1	那賀町	木沢村	川成	フドノ内
Ⅱ-6933	自然斜面	山神本1	那賀町	木沢村	岩倉	山神本
Ⅱ-6934	自然斜面	中沢谷1	那賀町	木沢村	沢谷	中沢谷
Ⅱ-6935	自然斜面	瀧根1	那賀町	木沢村	沢谷	瀧根
Ⅱ-6936	自然斜面	北谷1	那賀町	木沢村	沢谷	北谷
Ⅱ-6937	自然斜面	岸峰1	那賀町	木沢村	掛盤	岸峰
Ⅱ-6938	自然斜面	小泉1	那賀町	木沢村	小泉	小泉
Ⅱ-6939	自然斜面	中谷1	那賀町	木頭村	助	中谷
Ⅱ-6940	自然斜面	四郎1	那賀町	木頭村	助	中谷
Ⅱ-6941	自然斜面	中谷中筋2	那賀町	木頭村	助	中谷
Ⅱ-6942	自然斜面	中谷中筋1	那賀町	木頭村	助	中谷
Ⅱ-6943	自然斜面	海川口下タ2	那賀町	木頭村	助	海川口
Ⅱ-6944	自然斜面	海川口1	那賀町	木頭村	助	海川口
Ⅱ-6945	自然斜面	海川口上エ1	那賀町	木頭村	助	海川口
Ⅱ-6946	自然斜面	林1	那賀町	木頭村	助	林
Ⅱ-6947	自然斜面	野田ノ尾2	那賀町	木頭村	助	野田ノ尾
Ⅱ-6948	自然斜面	野田ノ尾1	那賀町	木頭村	助	野田ノ尾
Ⅱ-6949	自然斜面	九文名一2	那賀町	木頭村	助	九文名
Ⅱ-6950	自然斜面	蟬谷	那賀町	木頭村	蟬谷	蟬谷上久保
Ⅱ-6951	自然斜面	ヨコマチ2	那賀町	木頭村	出原	ヨコマチ
Ⅱ-6952	自然斜面	カゲイ1	那賀町	木頭村	出原	カゲイ
Ⅱ-6953	自然斜面	ヨケノ1	那賀町	木頭村	出原	ヨケイ
Ⅱ-6954	自然斜面	川島	那賀町	木頭村	出原	カシマ
Ⅱ-6955	自然斜面	スガズ1	那賀町	木頭村	出原	スガズ
Ⅱ-6956	自然斜面	中平	那賀町	木頭村	南宇	ヲカダ
Ⅱ-6957	自然斜面	ニシノミヤ	那賀町	木頭村	和無田	ニシノミヤ
Ⅱ-6958	自然斜面	イワツシ1	那賀町	木頭村	和無田	イワツシ
Ⅱ-6959	自然斜面	テラモト1	那賀町	木頭村	南宇	テラモト
Ⅱ-6960	自然斜面	白久-3	那賀町	木頭村	南宇	クレイシ

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-6961	自然斜面	白久-2	那賀町	木頭村	南宇	ニシダ
Ⅱ-6962	自然斜面	ホキ1	那賀町	木頭村	西宇	ホキ
Ⅱ-6963	自然斜面	拝ノ久1	那賀町	木頭村	西宇	拝ノ久
Ⅱ-6964	自然斜面	トドロ谷1	那賀町	木頭村	西宇	トドロ谷
Ⅱ-6965	自然斜面	大前1	那賀町	木頭村	西宇	大前
Ⅱ-6966	自然斜面	北野1	那賀町	木頭村	西宇	北野
Ⅱ-6967	自然斜面	西バン2	那賀町	木頭村	西宇	西バン
Ⅱ-6968	自然斜面	西バン3	那賀町	木頭村	西宇	西バン
Ⅱ-6969	自然斜面	下も屋地1	那賀町	木頭村	西宇	下も屋地
Ⅱ-6970	自然斜面	下も屋地2	那賀町	木頭村	西宇	下も屋地
Ⅱ-6971	自然斜面	上ミ屋地2	那賀町	木頭村	西宇	上ミ屋地
Ⅱ-6972	自然斜面	上ミ屋地1	那賀町	木頭村	西宇	上ミ屋地
Ⅱ-6973	自然斜面	棚谷口2	那賀町	木頭村	折宇	棚谷口
Ⅱ-6974	自然斜面	棚谷口1	那賀町	木頭村	折宇	石畳
Ⅱ-6975	自然斜面	石畳1	那賀町	木頭村	折宇	石畳
Ⅱ-6976	自然斜面	折宇谷1	那賀町	木頭村	折宇	折宇谷
Ⅱ-6977	自然斜面	西シ1	那賀町	木頭村	折宇	西シ
Ⅱ-6978	自然斜面	久留名1	那賀町	木頭村	折宇	久留名
Ⅱ-6979	自然斜面	六地藏1	那賀町	木頭村	折宇	六地藏
Ⅱ-6980	自然斜面	六地藏2	那賀町	木頭村	折宇	六地藏
Ⅱ-6981	自然斜面	大地平	那賀町	木頭村	北川	大地平
Ⅱ-6982	自然斜面	拝ノ久上1	那賀町	木頭村	北川	拝ノ久
Ⅱ-6983	自然斜面	土居1	那賀町	木頭村	北川	土居
Ⅱ-6984	自然斜面	大城2	那賀町	木頭村	北川	大城
Ⅱ-6985	自然斜面	大城1	那賀町	木頭村	北川	大城
Ⅱ-6986	自然斜面	阿ぜち1	那賀町	木頭村	北川	大城
Ⅱ-6987	自然斜面	大明地1	那賀町	木頭村	北川	大明地
Ⅱ-6988	自然斜面	月ノ瀬1	那賀町	木頭村	北川	月ノ瀬
Ⅱ-6989	自然斜面	宇井ノ瀬1	那賀町	木頭村	北川	宇井ノ瀬
Ⅱ-6990	自然斜面	畦ヶ野	那賀町	木頭村	折宇	畦ヶ野
Ⅱ-6991	自然斜面	宇井ノ内	那賀町	木頭村	折宇	宇井ノ内
Ⅱ-7830	人工斜面	大坪2	那賀町	鷲敷町	小仁宇	大坪
Ⅱ-7831	人工斜面	下傍示1	那賀町	相生町	谷内	下傍示
Ⅱ-7832	人工斜面	上平間1	那賀町	相生町	西納	上平間
Ⅱ-7833	人工斜面	寺前3	那賀町	相生町	延野	寺前
Ⅱ-7834	人工斜面	寺前2	那賀町	相生町	延野	寺前
Ⅱ-7835	人工斜面	小浜1	那賀町	上那賀	小浜	小浜上
Ⅱ-7836	人工斜面	北傍示1	那賀町	上那賀	古屋	北傍示
Ⅱ-7837	人工斜面	ヲソコへ1	那賀町	上那賀	古屋	鎌淵
Ⅱ-7838	人工斜面	風穴2	那賀町	上那賀	長安	風穴
Ⅱ-7839	人工斜面	カキサコ1	那賀町	木沢村	木頭	川尻
Ⅱ-7840	人工斜面	海川口2	那賀町	木頭村	助	海川口
Ⅱ-7841	人工斜面	海川口下タ1	那賀町	木頭村	助	海川口
Ⅱ-6992	自然斜面	杉谷(5)	牟岐町		中村	杉谷
Ⅱ-6993	自然斜面	杉谷(6)	牟岐町		中村	杉谷
Ⅱ-6994	自然斜面	杉谷(7)	牟岐町		中村	杉谷
Ⅱ-6995	自然斜面	杉谷(8)	牟岐町		中村	杉谷
Ⅱ-6996	自然斜面	杉谷(9)	牟岐町		中村	杉谷
Ⅱ-6997	自然斜面	杉谷(10)	牟岐町		中村	杉谷
Ⅱ-6998	自然斜面	清水(3)	牟岐町		中村	清水
Ⅱ-6999	自然斜面	清水(4)	牟岐町		中村	清水
Ⅱ-7000	自然斜面	清水(5)	牟岐町		中村	清水
Ⅱ-7001	自然斜面	清水(6)	牟岐町		中村	清水
Ⅱ-7002	自然斜面	奥前(3)	牟岐町		中村	奥前
Ⅱ-7003	自然斜面	奥前(4)	牟岐町		中村	奥前
Ⅱ-7004	自然斜面	大谷(4)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7005	自然斜面	大谷(5)	牟岐町		中村	大谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7006	自然斜面	大谷(6)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7007	自然斜面	大谷(7)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7008	自然斜面	大谷(8)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7009	自然斜面	大谷(9)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7010	自然斜面	大谷(10)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7011	自然斜面	大谷(11)	牟岐町		中村	大谷
Ⅱ-7012	自然斜面	大戸(3)	牟岐町		中村	大戸
Ⅱ-7013	自然斜面	大戸(4)	牟岐町		中村	大戸
Ⅱ-7014	自然斜面	大戸(5)	牟岐町		中村	大戸
Ⅱ-7015	自然斜面	大戸(6)	牟岐町		中村	大戸
Ⅱ-7016	自然斜面	山田(2)	牟岐町		中村	山田
Ⅱ-7017	自然斜面	山田(3)	牟岐町		中村	山田
Ⅱ-7018	自然斜面	山田(4)	牟岐町		中村	山田
Ⅱ-7019	自然斜面	むかえ(1)	牟岐町		橋	むかえ
Ⅱ-7020	自然斜面	しらかし(1)	牟岐町		橋	しらかし
Ⅱ-7021	自然斜面	しらかし(2)	牟岐町		橋	しらかし
Ⅱ-7022	自然斜面	岩屋(1)	牟岐町		橋	岩屋
Ⅱ-7023	自然斜面	うち(1)	牟岐町		橋	うち
Ⅱ-7024	自然斜面	芝ノ原(1)	牟岐町		橋	芝ノ原
Ⅱ-7025	自然斜面	寒葉(1)	牟岐町		橋	寒葉
Ⅱ-7026	自然斜面	寒葉(2)	牟岐町		橋	寒葉
Ⅱ-7027	自然斜面	うえひらま(1)	牟岐町		橋	うえひらま
Ⅱ-7028	自然斜面	うえひらま(2)	牟岐町		橋	うえひらま
Ⅱ-7029	自然斜面	喜来(1)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7030	自然斜面	喜来(2)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7031	自然斜面	喜来(3)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7032	自然斜面	喜来(4)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7033	自然斜面	喜来(5)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7034	自然斜面	喜来(6)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7035	自然斜面	喜来(7)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7036	自然斜面	喜来(8)	牟岐町		橋	喜来
Ⅱ-7037	自然斜面	ふじのそ(1)	牟岐町		橋	ふじのそ
Ⅱ-7038	自然斜面	ふじのそ(2)	牟岐町		橋	ふじのそ
Ⅱ-7039	自然斜面	宮田(2)	牟岐町		牟岐浦	宮田
Ⅱ-7040	自然斜面	天神前(4)	牟岐町		牟岐浦	天神前
Ⅱ-7041	自然斜面	馬地(1)	牟岐町		牟岐浦	馬地
Ⅱ-7042	自然斜面	牟岐浦(1)	牟岐町		牟岐浦	牟岐浦
Ⅱ-7043	自然斜面	西の山(1)	牟岐町		灘	西の山
Ⅱ-7044	自然斜面	大平間(1)	牟岐町		灘	大平間
Ⅱ-7045	自然斜面	中浜辺(1)	牟岐町		灘	中浜辺
Ⅱ-7046	自然斜面	上浜辺(1)	牟岐町		灘	上浜辺
Ⅱ-7047	自然斜面	上浜辺(2)	牟岐町		灘	上浜辺
Ⅱ-7048	自然斜面	水落(1)	牟岐町		灘	水落
Ⅱ-7049	自然斜面	水落(2)	牟岐町		灘	水落
Ⅱ-7050	自然斜面	下浜辺(2)	牟岐町		灘	下浜辺
Ⅱ-7051	自然斜面	下浜辺(3)	牟岐町		灘	下浜辺
Ⅱ-7052	自然斜面	中山(1)	牟岐町		灘	中山
Ⅱ-7053	自然斜面	中山(2)	牟岐町		灘	中山
Ⅱ-7054	自然斜面	中山(3)	牟岐町		灘	中山
Ⅱ-7055	自然斜面	陰栗道(1)	牟岐町		灘	陰栗道
Ⅱ-7056	自然斜面	古江(1)	牟岐町		内妻	古江
Ⅱ-7057	自然斜面	古江(2)	牟岐町		内妻	古江
Ⅱ-7058	自然斜面	古江(3)	牟岐町		内妻	古江
Ⅱ-7059	自然斜面	古江(4)	牟岐町		内妻	古江
Ⅱ-7060	自然斜面	古江(5)	牟岐町		内妻	古江
Ⅱ-7061	自然斜面	白木(3)	牟岐町		内妻	白木
Ⅱ-7062	自然斜面	大畑(1)	牟岐町		内妻	大畑

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7063	自然斜面	大畑(2)	牟岐町		内妻	大畑
Ⅱ-7064	自然斜面	島屋敷(1)	牟岐町		内妻	島屋敷
Ⅱ-7065	自然斜面	丸山(3)	牟岐町		内妻	丸山
Ⅱ-7066	自然斜面	丸山(4)	牟岐町		内妻	丸山
Ⅱ-7067	自然斜面	丸山(5)	牟岐町		内妻	丸山
Ⅱ-7068	自然斜面	丸山(6)	牟岐町		内妻	丸山
Ⅱ-7069	自然斜面	丸山(7)	牟岐町		内妻	丸山
Ⅱ-7070	自然斜面	丸山(8)	牟岐町		内妻	丸山
Ⅱ-7071	自然斜面	大坪(1)	牟岐町		川長	大坪
Ⅱ-7072	自然斜面	大坪(2)	牟岐町		川長	大坪
Ⅱ-7073	自然斜面	山戸(4)	牟岐町		川長	山戸
Ⅱ-7074	自然斜面	山戸(5)	牟岐町		川長	山戸
Ⅱ-7075	自然斜面	山戸(6)	牟岐町		川長	山戸
Ⅱ-7076	自然斜面	山戸(7)	牟岐町		川長	山戸
Ⅱ-7077	自然斜面	関(2)	牟岐町		川長	関
Ⅱ-7078	自然斜面	関(3)	牟岐町		川長	関
Ⅱ-7079	自然斜面	関(4)	牟岐町		川長	関
Ⅱ-7080	自然斜面	関(5)	牟岐町		川長	関
Ⅱ-7081	自然斜面	関(6)	牟岐町		川長	関
Ⅱ-7082	自然斜面	市宇谷(2)	牟岐町		川長	市宇谷
Ⅱ-7083	自然斜面	暮石(1)	牟岐町		辺川	暮石
Ⅱ-7084	自然斜面	暮石(2)	牟岐町		辺川	暮石
Ⅱ-7085	自然斜面	暮石(3)	牟岐町		辺川	暮石
Ⅱ-7086	自然斜面	暮石(4)	牟岐町		辺川	暮石
Ⅱ-7087	自然斜面	ひうら(1)	牟岐町		辺川	ひうら
Ⅱ-7088	自然斜面	ひうら(2)	牟岐町		辺川	ひうら
Ⅱ-7089	自然斜面	ほりた(1)	牟岐町		辺川	ほりた
Ⅱ-7090	自然斜面	ほりた(2)	牟岐町		辺川	ほりた
Ⅱ-7091	自然斜面	よこぜ(1)	牟岐町		辺川	よこぜ
Ⅱ-7092	自然斜面	よこぜ(2)	牟岐町		辺川	よこぜ
Ⅱ-7093	自然斜面	新田(1)	牟岐町		辺川	新田
Ⅱ-7094	自然斜面	ふるわん(1)	牟岐町		辺川	ふるわん
Ⅱ-7095	自然斜面	中山(1)	牟岐町		河内	中山
Ⅱ-7096	自然斜面	たなかち(1)	牟岐町		河内	たなかち
Ⅱ-7097	自然斜面	たなかち(2)	牟岐町		河内	たなかち
Ⅱ-7098	自然斜面	しもつり(1)	牟岐町		河内	しもつり
Ⅱ-7099	自然斜面	しもつり(2)	牟岐町		河内	しもつり
Ⅱ-7100	自然斜面	河内(2)	牟岐町		河内	河内
Ⅱ-7101	自然斜面	河内(3)	牟岐町		河内	河内
Ⅱ-7102	自然斜面	笹見(2)	牟岐町		河内	笹身
Ⅱ-7103	自然斜面	笹見(3)	牟岐町		河内	笹身
Ⅱ-7104	自然斜面	笹見(4)	牟岐町		河内	笹身
Ⅱ-7105	自然斜面	笹見(5)	牟岐町		河内	笹身
Ⅱ-7106	自然斜面	あいごや(1)	牟岐町		河内	あいごや
Ⅱ-7107	自然斜面	あいごや(2)	牟岐町		河内	あいごや
Ⅱ-7108	自然斜面	あいごや(3)	牟岐町		河内	あいごや
Ⅱ-7109	自然斜面	西又(1)	牟岐町		河内	西又
Ⅱ-7110	自然斜面	西又(2)	牟岐町		河内	西又
Ⅱ-7111	自然斜面	宮ノ内(1)	牟岐町		河内	宮ノ内
Ⅱ-7112	自然斜面	宮ノ内(2)	牟岐町		河内	宮ノ内
Ⅱ-7113	自然斜面	宮ノ内(3)	牟岐町		河内	宮ノ内
Ⅱ-7114	自然斜面	山口(1)	牟岐町		河内	山口
Ⅱ-7115	自然斜面	山口(2)	牟岐町		河内	山口
Ⅱ-7116	自然斜面	山口(3)	牟岐町		河内	山口
Ⅱ-7117	自然斜面	こん谷口(1)	牟岐町		河内	こん谷口
Ⅱ-7118	自然斜面	こん谷口(2)	牟岐町		河内	こん谷口
Ⅱ-7119	自然斜面	かげ(1)	牟岐町		河内	かげ

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7120	自然斜面	ひきち(1)	牟岐町		河内	ひきち
Ⅱ-7121	自然斜面	おくよし(1)	牟岐町		河内	おくよし
Ⅱ-7383	自然斜面	中畑(1)	美波町	由岐町	木岐	中畑
Ⅱ-7384	自然斜面	中畑(2)	美波町	由岐町	木岐	中畑
Ⅱ-7385	自然斜面	中畑(3)	美波町	由岐町	木岐	中畑
Ⅱ-7386	自然斜面	中畑(4)	美波町	由岐町	木岐	中畑
Ⅱ-7387	自然斜面	中畑(5)	美波町	由岐町	木岐	中畑
Ⅱ-7388	自然斜面	カタ(2)	美波町	由岐町	木岐	カタ
Ⅱ-7389	自然斜面	カタ(3)	美波町	由岐町	木岐	カタ
Ⅱ-7390	自然斜面	カタ(4)	美波町	由岐町	木岐	カタ
Ⅱ-7391	自然斜面	南白浜(2)	美波町	由岐町	木岐	南白浜
Ⅱ-7392	自然斜面	南白浜(3)	美波町	由岐町	木岐	南白浜
Ⅱ-7393	自然斜面	徳竹(1)	美波町	由岐町	木岐	徳竹
Ⅱ-7394	自然斜面	徳竹(2)	美波町	由岐町	木岐	徳竹
Ⅱ-7395	自然斜面	徳竹(3)	美波町	由岐町	木岐	徳竹
Ⅱ-7396	自然斜面	徳竹(4)	美波町	由岐町	木岐	徳竹
Ⅱ-7397	自然斜面	西町(1)	美波町	由岐町	木岐	西町
Ⅱ-7398	自然斜面	本村(1)	美波町	由岐町	木岐	本村
Ⅱ-7399	自然斜面	日尻(1)	美波町	由岐町	木岐	日尻
Ⅱ-7400	自然斜面	日尻(2)	美波町	由岐町	木岐	日尻
Ⅱ-7401	自然斜面	日尻(3)	美波町	由岐町	木岐	日尻
Ⅱ-7402	自然斜面	日尻(4)	美波町	由岐町	木岐	日尻
Ⅱ-7403	自然斜面	日尻(5)	美波町	由岐町	木岐	日尻
Ⅱ-7404	自然斜面	白浜(2)	美波町	由岐町	木岐	白浜
Ⅱ-7405	自然斜面	山座(1)	美波町	由岐町	木岐	山座
Ⅱ-7406	自然斜面	山座(2)	美波町	由岐町	木岐	山座
Ⅱ-7407	自然斜面	北白浜(1)	美波町	由岐町	木岐	北白浜
Ⅱ-7408	自然斜面	北白浜(2)	美波町	由岐町	木岐	北白浜
Ⅱ-7409	自然斜面	北白浜(3)	美波町	由岐町	木岐	北白浜
Ⅱ-7410	自然斜面	東町(1)	美波町	由岐町	木岐	東町
Ⅱ-7411	自然斜面	東谷(1)	美波町	由岐町	田井	東谷
Ⅱ-7412	自然斜面	白鳥(2)	美波町	由岐町	田井	白鳥
Ⅱ-7413	自然斜面	白鳥(3)	美波町	由岐町	田井	白鳥
Ⅱ-7414	自然斜面	西谷(1)	美波町	由岐町	田井	西谷
Ⅱ-7415	自然斜面	中谷(1)	美波町	由岐町	田井	中谷
Ⅱ-7416	自然斜面	中作(1)	美波町	由岐町	田井	中作
Ⅱ-7417	自然斜面	中田(1)	美波町	由岐町	田井	中田
Ⅱ-7418	自然斜面	久保(1)	美波町	由岐町	田井	久保
Ⅱ-7419	自然斜面	久保(2)	美波町	由岐町	田井	久保
Ⅱ-7420	自然斜面	田井(4)	美波町	由岐町	田井	田井
Ⅱ-7421	自然斜面	田井(5)	美波町	由岐町	田井	田井
Ⅱ-7422	自然斜面	田井(6)	美波町	由岐町	田井	田井
Ⅱ-7423	自然斜面	田井(7)	美波町	由岐町	田井	田井
Ⅱ-7424	自然斜面	大谷(2)	美波町	由岐町	西の地	大谷
Ⅱ-7425	自然斜面	東地(2)	美波町	由岐町	西の地	東地
Ⅱ-7426	自然斜面	東地(3)	美波町	由岐町	西の地	東地
Ⅱ-7427	自然斜面	西地(1)	美波町	由岐町	西の地	西地
Ⅱ-7428	自然斜面	西地(2)	美波町	由岐町	西の地	西地
Ⅱ-7429	自然斜面	西地(3)	美波町	由岐町	西の地	西地
Ⅱ-7430	自然斜面	西地(4)	美波町	由岐町	西の地	西地
Ⅱ-7431	自然斜面	魚呑(1)	美波町	由岐町	西の地	魚呑
Ⅱ-7432	自然斜面	谷裏(2)	美波町	由岐町	西の地	谷裏
Ⅱ-7433	自然斜面	谷裏(3)	美波町	由岐町	西の地	谷裏
Ⅱ-7434	自然斜面	谷裏(4)	美波町	由岐町	西の地	谷裏
Ⅱ-7435	自然斜面	志和岐谷(2)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷
Ⅱ-7436	自然斜面	志和岐谷(3)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷
Ⅱ-7437	自然斜面	志和岐谷(4)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7438	自然斜面	志和岐谷(5)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷
Ⅱ-7439	自然斜面	志和岐谷(6)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷
Ⅱ-7440	自然斜面	志和岐谷(7)	美波町	由岐町	西の地	志和岐谷
Ⅱ-7441	自然斜面	由 宇(1)	美波町	由岐町	東由岐	由宇
Ⅱ-7442	自然斜面	由 宇(2)	美波町	由岐町	東由岐	由宇
Ⅱ-7443	自然斜面	由 宇(3)	美波町	由岐町	東由岐	由宇
Ⅱ-7444	自然斜面	葦 原(1)	美波町	由岐町	東由岐	葦原
Ⅱ-7445	自然斜面	中の谷(1)	美波町	由岐町	志和岐	中の谷
Ⅱ-7446	自然斜面	天 皇(1)	美波町	由岐町	志和岐	天皇
Ⅱ-7447	自然斜面	轟(2)	美波町	由岐町	志和岐	轟
Ⅱ-7448	自然斜面	田井ヶ浦(1)	美波町	由岐町	志和岐	田井ヶ浦
Ⅱ-7449	自然斜面	西 谷(2)	美波町	由岐町	阿部	西谷
Ⅱ-7450	自然斜面	西 谷(3)	美波町	由岐町	阿部	西谷
Ⅱ-7451	自然斜面	西 谷(4)	美波町	由岐町	阿部	西谷
Ⅱ-7452	自然斜面	向 江(1)	美波町	由岐町	阿部	向江
Ⅱ-7453	自然斜面	東 谷(2)	美波町	由岐町	阿部	東谷
Ⅱ-7454	自然斜面	寺 谷(2)	美波町	由岐町	阿部	寺谷
Ⅱ-7455	自然斜面	小イザリ(2)	美波町	由岐町	伊座利	小イザリ
Ⅱ-7456	自然斜面	小イザリ(3)	美波町	由岐町	伊座利	小イザリ
Ⅱ-7457	自然斜面	小イザリ(4)	美波町	由岐町	伊座利	小イザリ
Ⅱ-7458	自然斜面	片 山(2)	美波町	由岐町	伊座利	片山
Ⅱ-7459	自然斜面	伊座利(1)	美波町	由岐町	伊座利	伊座利
Ⅱ-7122	自然斜面	明 丸(1)	美波町	日和佐町	山河内	明丸
Ⅱ-7123	自然斜面	外ノ牟井(1)	美波町	日和佐町	山河内	外ノ牟井
Ⅱ-7124	自然斜面	かんば(1)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7125	自然斜面	かんば(2)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7126	自然斜面	かんば(3)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7127	自然斜面	かんば(4)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7128	自然斜面	かんば(5)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7129	自然斜面	かんば(6)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7130	自然斜面	かんば(7)	美波町	日和佐町	山河内	かんば
Ⅱ-7131	自然斜面	打 越(2)	美波町	日和佐町	山河内	打越
Ⅱ-7132	自然斜面	打 越(3)	美波町	日和佐町	山河内	打越
Ⅱ-7133	自然斜面	打 越(4)	美波町	日和佐町	山河内	打越
Ⅱ-7134	自然斜面	打 越(5)	美波町	日和佐町	山河内	打越
Ⅱ-7135	自然斜面	打 越(6)	美波町	日和佐町	山河内	打越
Ⅱ-7136	自然斜面	打 越(7)	美波町	日和佐町	山河内	打越
Ⅱ-7137	自然斜面	な か(2)	美波町	日和佐町	山河内	なか
Ⅱ-7138	自然斜面	な か(3)	美波町	日和佐町	山河内	なか
Ⅱ-7139	自然斜面	な か(4)	美波町	日和佐町	山河内	なか
Ⅱ-7140	自然斜面	な か(5)	美波町	日和佐町	山河内	なか
Ⅱ-7141	自然斜面	な か(6)	美波町	日和佐町	山河内	なか
Ⅱ-7142	自然斜面	な か(7)	美波町	日和佐町	山河内	なか
Ⅱ-7143	自然斜面	白 沢(2)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7144	自然斜面	白 沢(3)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7145	自然斜面	白 沢(4)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7146	自然斜面	白 沢(5)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7147	自然斜面	白 沢(6)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7148	自然斜面	白 沢(7)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7149	自然斜面	白 沢(8)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7150	自然斜面	白 沢(9)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7151	自然斜面	白 沢(10)	美波町	日和佐町	山河内	白沢
Ⅱ-7152	自然斜面	松 尾(1)	美波町	日和佐町	山河内	松尾
Ⅱ-7153	自然斜面	松 尾(2)	美波町	日和佐町	山河内	松尾
Ⅱ-7154	自然斜面	大 越(1)	美波町	日和佐町	山河内	大越
Ⅱ-7155	自然斜面	大 越(2)	美波町	日和佐町	山河内	大越
Ⅱ-7156	自然斜面	大 越(3)	美波町	日和佐町	山河内	大越

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7157	自然斜面	大越(4)	美波町	日和佐町	山河内	大越
Ⅱ-7158	自然斜面	大越(5)	美波町	日和佐町	山河内	大越
Ⅱ-7159	自然斜面	大越(6)	美波町	日和佐町	山河内	大越
Ⅱ-7160	自然斜面	西山(1)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7161	自然斜面	西山(2)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7162	自然斜面	西山(3)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7163	自然斜面	西山(4)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7164	自然斜面	西山(5)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7165	自然斜面	西山(6)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7166	自然斜面	西山(7)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7167	自然斜面	西山(8)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7168	自然斜面	西山(9)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7169	自然斜面	西山(10)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7170	自然斜面	西山(11)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7171	自然斜面	西山(12)	美波町	日和佐町	山河内	西山
Ⅱ-7172	自然斜面	本村(1)	美波町	日和佐町	山河内	本村
Ⅱ-7173	自然斜面	本村(2)	美波町	日和佐町	山河内	本村
Ⅱ-7174	自然斜面	本村(3)	美波町	日和佐町	山河内	本村
Ⅱ-7175	自然斜面	本村(4)	美波町	日和佐町	山河内	本村
Ⅱ-7176	自然斜面	奥潟(1)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7177	自然斜面	奥潟(2)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7178	自然斜面	奥潟(3)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7179	自然斜面	奥潟(4)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7180	自然斜面	奥潟(5)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7181	自然斜面	奥潟(6)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7182	自然斜面	奥潟(7)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7183	自然斜面	奥潟(8)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7184	自然斜面	奥潟(9)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7185	自然斜面	奥潟(10)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7186	自然斜面	奥潟(11)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7187	自然斜面	奥潟(12)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7188	自然斜面	奥潟(13)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7189	自然斜面	奥潟(14)	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅱ-7190	自然斜面	櫛ヶ谷(2)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7191	自然斜面	櫛ヶ谷(3)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7192	自然斜面	櫛ヶ谷(4)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7193	自然斜面	櫛ヶ谷(5)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7194	自然斜面	櫛ヶ谷(6)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7195	自然斜面	櫛ヶ谷(7)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7196	自然斜面	弁財天(3)	美波町	日和佐町	奥河内	弁財天
Ⅱ-7197	自然斜面	弁財天(4)	美波町	日和佐町	奥河内	弁財天
Ⅱ-7198	自然斜面	弁財天(5)	美波町	日和佐町	奥河内	弁財天
Ⅱ-7199	自然斜面	弁財天(6)	美波町	日和佐町	奥河内	弁財天
Ⅱ-7200	自然斜面	弁財天(7)	美波町	日和佐町	奥河内	弁財天
Ⅱ-7201	自然斜面	寺前(5)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
Ⅱ-7202	自然斜面	寺前(6)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
Ⅱ-7203	自然斜面	寺前(7)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
Ⅱ-7204	自然斜面	寺前(8)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
Ⅱ-7205	自然斜面	本村(2)	美波町	日和佐町	奥河内	本村
Ⅱ-7206	自然斜面	井ノ上(2)	美波町	日和佐町	奥河内	井ノ上
Ⅱ-7207	自然斜面	平戸(1)	美波町	日和佐町	西河内	平戸
Ⅱ-7208	自然斜面	平戸(2)	美波町	日和佐町	西河内	平戸
Ⅱ-7209	自然斜面	平戸(3)	美波町	日和佐町	西河内	平戸
Ⅱ-7210	自然斜面	平戸(4)	美波町	日和佐町	西河内	平戸
Ⅱ-7211	自然斜面	馬木(2)	美波町	日和佐町	西河内	馬木
Ⅱ-7212	自然斜面	庄瀬(1)	美波町	日和佐町	西河内	庄瀬
Ⅱ-7213	自然斜面	庄瀬(2)	美波町	日和佐町	西河内	庄瀬



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7214	自然斜面	庄瀬(3)	美波町	日和佐町	西河内	庄瀬
Ⅱ-7215	自然斜面	木谷野(1)	美波町	日和佐町	西河内	木谷野
Ⅱ-7216	自然斜面	木谷野(2)	美波町	日和佐町	西河内	木谷野
Ⅱ-7217	自然斜面	はりま(1)	美波町	日和佐町	西河内	はりま
Ⅱ-7218	自然斜面	永田(2)	美波町	日和佐町	西河内	永田
Ⅱ-7219	自然斜面	丹前(3)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
Ⅱ-7220	自然斜面	丹前(4)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
Ⅱ-7221	自然斜面	丹前(5)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
Ⅱ-7222	自然斜面	田々川(3)	美波町	日和佐町	西河内	田々川
Ⅱ-7223	自然斜面	月輪(1)	美波町	日和佐町	西河内	月輪
Ⅱ-7224	自然斜面	月輪(2)	美波町	日和佐町	西河内	月輪
Ⅱ-7225	自然斜面	月輪(3)	美波町	日和佐町	西河内	月輪
Ⅱ-7226	自然斜面	日浦(1)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7227	自然斜面	日浦(2)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7228	自然斜面	日浦(3)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7229	自然斜面	日浦(4)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7230	自然斜面	日浦(5)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7231	自然斜面	日浦(6)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7232	自然斜面	日浦(7)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7233	自然斜面	日浦(8)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7234	自然斜面	日浦(9)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7235	自然斜面	日浦(10)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7236	自然斜面	日浦(11)	美波町	日和佐町	赤松	日浦
Ⅱ-7237	自然斜面	新発谷(1)	美波町	日和佐町	赤松	新発谷
Ⅱ-7238	自然斜面	新発谷(2)	美波町	日和佐町	赤松	新発谷
Ⅱ-7239	自然斜面	新発谷(3)	美波町	日和佐町	赤松	新発谷
Ⅱ-7240	自然斜面	新発谷(4)	美波町	日和佐町	赤松	新発谷
Ⅱ-7241	自然斜面	新発谷(5)	美波町	日和佐町	赤松	新発谷
Ⅱ-7242	自然斜面	新発谷(6)	美波町	日和佐町	赤松	新発谷
Ⅱ-7243	自然斜面	新発口(1)	美波町	日和佐町	赤松	新発口
Ⅱ-7244	自然斜面	新発口(2)	美波町	日和佐町	赤松	新発口
Ⅱ-7245	自然斜面	栗作(2)	美波町	日和佐町	赤松	栗作
Ⅱ-7246	自然斜面	栗作(3)	美波町	日和佐町	赤松	栗作
Ⅱ-7247	自然斜面	栗作(4)	美波町	日和佐町	赤松	栗作
Ⅱ-7248	自然斜面	原尻(1)	美波町	日和佐町	赤松	原尻
Ⅱ-7249	自然斜面	原尻(2)	美波町	日和佐町	赤松	原尻
Ⅱ-7250	自然斜面	原尻(3)	美波町	日和佐町	赤松	原尻
Ⅱ-7251	自然斜面	原尻(4)	美波町	日和佐町	赤松	原尻
Ⅱ-7252	自然斜面	影野(1)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7253	自然斜面	影野(2)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7254	自然斜面	影野(3)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7255	自然斜面	影野(4)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7256	自然斜面	影野(5)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7257	自然斜面	影野(6)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7258	自然斜面	影野(7)	美波町	日和佐町	赤松	影野
Ⅱ-7259	自然斜面	遠野(1)	美波町	日和佐町	赤松	遠野
Ⅱ-7260	自然斜面	遠野(2)	美波町	日和佐町	赤松	遠野
Ⅱ-7261	自然斜面	遠野(3)	美波町	日和佐町	赤松	遠野
Ⅱ-7262	自然斜面	遠野(4)	美波町	日和佐町	赤松	遠野
Ⅱ-7263	自然斜面	高瀬(1)	美波町	日和佐町	赤松	高瀬
Ⅱ-7264	自然斜面	高瀬(2)	美波町	日和佐町	赤松	高瀬
Ⅱ-7265	自然斜面	高瀬(3)	美波町	日和佐町	赤松	高瀬
Ⅱ-7266	自然斜面	流矢(2)	美波町	日和佐町	赤松	流矢
Ⅱ-7267	自然斜面	流矢(3)	美波町	日和佐町	赤松	流矢
Ⅱ-7268	自然斜面	流矢(4)	美波町	日和佐町	赤松	流矢
Ⅱ-7269	自然斜面	流矢(5)	美波町	日和佐町	赤松	流矢
Ⅱ-7270	自然斜面	総屋敷(1)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7271	自然斜面	総屋敷(2)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7272	自然斜面	総屋敷(3)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7273	自然斜面	総屋敷(4)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7274	自然斜面	総屋敷(5)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7275	自然斜面	総屋敷(6)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7276	自然斜面	総屋敷(7)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7277	自然斜面	総屋敷(8)	美波町	日和佐町	赤松	総屋敷
Ⅱ-7278	自然斜面	野田(5)	美波町	日和佐町	赤松	野田
Ⅱ-7279	自然斜面	野田(6)	美波町	日和佐町	赤松	野田
Ⅱ-7280	自然斜面	野田(7)	美波町	日和佐町	赤松	野田
Ⅱ-7281	自然斜面	野田(8)	美波町	日和佐町	赤松	野田
Ⅱ-7282	自然斜面	阿地屋(2)	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
Ⅱ-7283	自然斜面	阿地屋(3)	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
Ⅱ-7284	自然斜面	阿地屋(4)	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
Ⅱ-7285	自然斜面	阿地屋(5)	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
Ⅱ-7286	自然斜面	阿地屋(6)	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
Ⅱ-7287	自然斜面	耳瀬(1)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7288	自然斜面	耳瀬(2)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7289	自然斜面	耳瀬(3)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7290	自然斜面	耳瀬(4)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7291	自然斜面	耳瀬(5)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7292	自然斜面	耳瀬(6)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7293	自然斜面	耳瀬(7)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7294	自然斜面	耳瀬(8)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7295	自然斜面	耳瀬(9)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
Ⅱ-7296	自然斜面	寺野(2)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
Ⅱ-7297	自然斜面	寺野(3)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
Ⅱ-7298	自然斜面	寺野(4)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
Ⅱ-7299	自然斜面	寺野(5)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
Ⅱ-7300	自然斜面	寺野(6)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
Ⅱ-7301	自然斜面	北分(1)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7302	自然斜面	北分(2)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7303	自然斜面	北分(3)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7304	自然斜面	北分(4)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7305	自然斜面	北分(5)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7306	自然斜面	北分(6)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7307	自然斜面	北分(7)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7308	自然斜面	北分(8)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7309	自然斜面	北分(9)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7310	自然斜面	北分(10)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7311	自然斜面	北分(11)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7312	自然斜面	北分(12)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7313	自然斜面	北分(13)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7314	自然斜面	北分(14)	美波町	日和佐町	北河内	北分
Ⅱ-7315	自然斜面	本村(2)	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅱ-7316	自然斜面	本村(3)	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅱ-7317	自然斜面	本村(4)	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅱ-7318	自然斜面	本村(5)	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅱ-7319	自然斜面	本村(6)	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅱ-7320	自然斜面	久望(2)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7321	自然斜面	久望(3)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7322	自然斜面	久望(4)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7323	自然斜面	久望(5)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7324	自然斜面	久望(6)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7325	自然斜面	久望(7)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7326	自然斜面	久望(8)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7327	自然斜面	久望(9)	美波町	日和佐町	北河内	久望

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7328	自然斜面	久望(10)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7329	自然斜面	久望(11)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7330	自然斜面	久望(12)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7331	自然斜面	久望(13)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7332	自然斜面	久望(14)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7333	自然斜面	久望(15)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7334	自然斜面	久望(16)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7335	自然斜面	久望(17)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7336	自然斜面	久望(18)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7337	自然斜面	久望(19)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7338	自然斜面	久望(20)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7339	自然斜面	久望(21)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7340	自然斜面	久望(22)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7341	自然斜面	久望(23)	美波町	日和佐町	北河内	久望
Ⅱ-7342	自然斜面	大戸(2)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7343	自然斜面	大戸(3)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7344	自然斜面	大戸(4)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7345	自然斜面	大戸(5)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7346	自然斜面	大戸(6)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7347	自然斜面	大戸(7)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7348	自然斜面	大戸(8)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7349	自然斜面	大戸(9)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7350	自然斜面	大戸(10)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7351	自然斜面	大戸(11)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7352	自然斜面	大戸(12)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7353	自然斜面	大戸(13)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7354	自然斜面	大戸(14)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7355	自然斜面	大戸(15)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7356	自然斜面	大戸(16)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7357	自然斜面	大戸(17)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7358	自然斜面	大戸(18)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7359	自然斜面	大戸(19)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7360	自然斜面	大戸(20)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7361	自然斜面	大戸(21)	美波町	日和佐町	北河内	大戸
Ⅱ-7362	自然斜面	日和佐浦(3)	美波町	日和佐町	日和佐浦	
Ⅱ-7363	自然斜面	日和佐浦(4)	美波町	日和佐町	日和佐浦	
Ⅱ-7364	自然斜面	日和佐浦(5)	美波町	日和佐町	日和佐浦	
Ⅱ-7365	自然斜面	恵比須浜(1)	美波町	日和佐町	恵比須浜	
Ⅱ-7366	自然斜面	田井(2)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7367	自然斜面	田井(3)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7368	自然斜面	田井(4)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7369	自然斜面	田井(5)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7370	自然斜面	田井(6)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7371	自然斜面	田井(7)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7372	自然斜面	田井(8)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7373	自然斜面	田井(9)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7374	自然斜面	田井(10)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7375	自然斜面	田井(11)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7376	自然斜面	田井(12)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7377	自然斜面	田井(13)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7378	自然斜面	田井(14)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7379	自然斜面	田井(15)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7380	自然斜面	田井(16)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7381	自然斜面	田井(17)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7382	自然斜面	田井(18)	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅱ-7842	人工斜面	本村(7)	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅱ-7843	人工斜面	櫛ヶ谷(8)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7844	人工斜面	櫛ヶ谷(9)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
Ⅱ-7460	自然斜面	田ノ谷(1)	海陽町	海南町	浅川	田ノ谷
Ⅱ-7461	自然斜面	柳内(1)	海陽町	海南町	浅川	柳内
Ⅱ-7462	自然斜面	柳内(2)	海陽町	海南町	浅川	柳内
Ⅱ-7463	自然斜面	柳内(3)	海陽町	海南町	浅川	柳内
Ⅱ-7464	自然斜面	柳内(4)	海陽町	海南町	浅川	柳内
Ⅱ-7465	自然斜面	柳内(5)	海陽町	海南町	浅川	柳内
Ⅱ-7466	自然斜面	西(2)	海陽町	海南町	浅川	西
Ⅱ-7467	自然斜面	西(3)	海陽町	海南町	浅川	西
Ⅱ-7468	自然斜面	高島(1)	海陽町	海南町	浅川	高島
Ⅱ-7469	自然斜面	高島(2)	海陽町	海南町	浅川	高島
Ⅱ-7470	自然斜面	松田屋敷(1)	海陽町	海南町	浅川	松田屋敷
Ⅱ-7471	自然斜面	松田屋敷(2)	海陽町	海南町	浅川	松田屋敷
Ⅱ-7472	自然斜面	桶谷(1)	海陽町	海南町	浅川	桶谷
Ⅱ-7473	自然斜面	桶谷(2)	海陽町	海南町	浅川	桶谷
Ⅱ-7474	自然斜面	桶谷(3)	海陽町	海南町	浅川	桶谷
Ⅱ-7475	自然斜面	焼尾(1)	海陽町	海南町	浅川	焼尾
Ⅱ-7476	自然斜面	焼尾(2)	海陽町	海南町	浅川	焼尾
Ⅱ-7477	自然斜面	竹ノ内(1)	海陽町	海南町	浅川	竹ノ内
Ⅱ-7478	自然斜面	竹ノ内(2)	海陽町	海南町	浅川	竹ノ内
Ⅱ-7479	自然斜面	竹ノ内(3)	海陽町	海南町	浅川	竹ノ内
Ⅱ-7480	自然斜面	新川(1)	海陽町	海南町	浅川	新川
Ⅱ-7481	自然斜面	新川(2)	海陽町	海南町	浅川	新川
Ⅱ-7482	自然斜面	新川(3)	海陽町	海南町	浅川	新川
Ⅱ-7483	自然斜面	栗浦奥(1)	海陽町	海南町	浅川	栗浦奥
Ⅱ-7484	自然斜面	栗浦奥(2)	海陽町	海南町	浅川	栗浦奥
Ⅱ-7485	自然斜面	栗浦奥(3)	海陽町	海南町	浅川	栗浦奥
Ⅱ-7486	自然斜面	別当(1)	海陽町	海南町	浅川	別当
Ⅱ-7487	自然斜面	別当(2)	海陽町	海南町	浅川	別当
Ⅱ-7488	自然斜面	天神前(1)	海陽町	海南町	浅川	天神前
Ⅱ-7489	自然斜面	天神前(2)	海陽町	海南町	浅川	天神前
Ⅱ-7490	自然斜面	天神前(3)	海陽町	海南町	浅川	天神前
Ⅱ-7491	自然斜面	片山(1)	海陽町	海南町	浅川	片山
Ⅱ-7492	自然斜面	片山(2)	海陽町	海南町	浅川	片山
Ⅱ-7493	自然斜面	片山(3)	海陽町	海南町	浅川	片山
Ⅱ-7494	自然斜面	大畑(1)	海陽町	海南町	浅川	大畑
Ⅱ-7495	自然斜面	大畑(2)	海陽町	海南町	浅川	大畑
Ⅱ-7496	自然斜面	大畑(3)	海陽町	海南町	浅川	大畑
Ⅱ-7497	自然斜面	イナ(1)	海陽町	海南町	浅川	イナ
Ⅱ-7498	自然斜面	イナ(2)	海陽町	海南町	浅川	イナ
Ⅱ-7499	自然斜面	イナ(3)	海陽町	海南町	浅川	イナ
Ⅱ-7500	自然斜面	大山(1)	海陽町	海南町	浅川	大山
Ⅱ-7501	自然斜面	荒瀬(1)	海陽町	海南町	浅川	荒瀬
Ⅱ-7502	自然斜面	中谷(1)	海陽町	海南町	浅川	中谷
Ⅱ-7503	自然斜面	忠瀬(1)	海陽町	海南町	浅川	忠瀬
Ⅱ-7504	自然斜面	北シンサイ谷(1)	海陽町	海南町	浅川	北シンサイ谷
Ⅱ-7505	自然斜面	船ヶ谷(1)	海陽町	海南町	浅川	船ヶ谷
Ⅱ-7506	自然斜面	広島(1)	海陽町	海南町	浅川	広島
Ⅱ-7507	自然斜面	一字谷(1)	海陽町	海南町	浅川	一字谷
Ⅱ-7508	自然斜面	市谷(1)	海陽町	海南町	浅川	市谷
Ⅱ-7509	自然斜面	ノドロ(3)	海陽町	海南町	浅川	ノドロ
Ⅱ-7510	自然斜面	ノドロ(4)	海陽町	海南町	浅川	ノドロ
Ⅱ-7511	自然斜面	鍛冶屋(1)	海陽町	海南町	浅川	鍛冶屋
Ⅱ-7512	自然斜面	鍛冶屋(2)	海陽町	海南町	浅川	鍛冶屋
Ⅱ-7513	自然斜面	栗浦口(2)	海陽町	海南町	浅川	栗浦口
Ⅱ-7514	自然斜面	浅川(1)	海陽町	海南町	浅川	浅川
Ⅱ-7515	自然斜面	加島(2)	海陽町	海南町	浅川	加島

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7516	自然斜面	大砂(2)	海陽町	海南町	浅川	大砂
Ⅱ-7517	自然斜面	山戸(1)	海陽町	海南町	浅川	山戸
Ⅱ-7518	自然斜面	大道東(1)	海陽町	海南町	四方原	大道東
Ⅱ-7519	自然斜面	杉谷(1)	海陽町	海南町	四方原	杉谷
Ⅱ-7520	自然斜面	杉谷(2)	海陽町	海南町	四方原	杉谷
Ⅱ-7521	自然斜面	四郎ヶ鼻(1)	海陽町	海南町	大里	四郎ヶ鼻
Ⅱ-7522	自然斜面	杉谷(1)	海陽町	海南町	大里	杉谷
Ⅱ-7523	自然斜面	片山(1)	海陽町	海南町	大里	片山
Ⅱ-7524	自然斜面	片山(2)	海陽町	海南町	大里	片山
Ⅱ-7525	自然斜面	五反田(1)	海陽町	海南町	大里	五反田
Ⅱ-7526	自然斜面	白水(1)	海陽町	海南町	大里	白水
Ⅱ-7527	自然斜面	白水(2)	海陽町	海南町	大里	白水
Ⅱ-7528	自然斜面	吉尾(1)	海陽町	海南町	大里	吉尾
Ⅱ-7529	自然斜面	松原(1)	海陽町	海南町	大里	松原
Ⅱ-7530	自然斜面	宮ノ後(1)	海陽町	海南町	大里	宮ノ後
Ⅱ-7531	自然斜面	宮ノ後(2)	海陽町	海南町	大里	宮ノ後
Ⅱ-7532	自然斜面	片山(1)	海陽町	海南町	吉野	片山
Ⅱ-7533	自然斜面	片山(2)	海陽町	海南町	吉野	片山
Ⅱ-7534	自然斜面	片山(3)	海陽町	海南町	吉野	片山
Ⅱ-7535	自然斜面	下川原(1)	海陽町	海南町	吉野	下川原
Ⅱ-7536	自然斜面	下川原(2)	海陽町	海南町	吉野	下川原
Ⅱ-7537	自然斜面	小松(1)	海陽町	海南町	吉野	小松
Ⅱ-7538	自然斜面	柿谷(1)	海陽町	海南町	神野	柿谷
Ⅱ-7539	自然斜面	柿谷(1)	海陽町	海南町	神野	柿谷
Ⅱ-7540	自然斜面	高尾(2)	海陽町	海南町	神野	高尾
Ⅱ-7541	自然斜面	後丸谷(1)	海陽町	海南町	神野	後丸谷
Ⅱ-7542	自然斜面	大谷(1)	海陽町	海南町	神野	大谷
Ⅱ-7543	自然斜面	大谷(2)	海陽町	海南町	神野	大谷
Ⅱ-7544	自然斜面	三筒(1)	海陽町	海南町	神野	三筒
Ⅱ-7545	自然斜面	イツリハ(1)	海陽町	海南町	若松	イツリハ
Ⅱ-7546	自然斜面	堂ノ鼻(1)	海陽町	海南町	若松	堂ノ鼻
Ⅱ-7547	自然斜面	上江原(1)	海陽町	海南町	若松	上江原
Ⅱ-7548	自然斜面	上江原(2)	海陽町	海南町	若松	上江原
Ⅱ-7549	自然斜面	江原(1)	海陽町	海南町	若松	江原
Ⅱ-7550	自然斜面	江原(2)	海陽町	海南町	若松	江原
Ⅱ-7551	自然斜面	江原(3)	海陽町	海南町	若松	江原
Ⅱ-7552	自然斜面	小谷(1)	海陽町	海南町	若松	小谷
Ⅱ-7553	自然斜面	小谷(2)	海陽町	海南町	若松	小谷
Ⅱ-7554	自然斜面	大森(1)	海陽町	海南町	若松	大森
Ⅱ-7555	自然斜面	東ノ前(1)	海陽町	海南町	若松	東ノ前
Ⅱ-7556	自然斜面	奥ノ谷(1)	海陽町	海南町	若松	奥ノ谷
Ⅱ-7557	自然斜面	上小谷(2)	海陽町	海南町	小川	上小谷
Ⅱ-7558	自然斜面	下小谷(1)	海陽町	海南町	小川	下小谷
Ⅱ-7559	自然斜面	下小谷(2)	海陽町	海南町	小川	下小谷
Ⅱ-7560	自然斜面	下小谷(3)	海陽町	海南町	小川	下小谷
Ⅱ-7561	自然斜面	上檜木屋(1)	海陽町	海南町	小川	上檜木屋
Ⅱ-7562	自然斜面	上檜木屋(2)	海陽町	海南町	小川	上檜木屋
Ⅱ-7563	自然斜面	上檜木屋(3)	海陽町	海南町	小川	上檜木屋
Ⅱ-7564	自然斜面	上檜木屋(4)	海陽町	海南町	小川	上檜木屋
Ⅱ-7565	自然斜面	下檜木屋(1)	海陽町	海南町	小川	下檜木屋
Ⅱ-7566	自然斜面	下檜木屋(2)	海陽町	海南町	小川	下檜木屋
Ⅱ-7567	自然斜面	下檜木屋(3)	海陽町	海南町	小川	下檜木屋
Ⅱ-7568	自然斜面	平嵐(1)	海陽町	海南町	小川	平嵐
Ⅱ-7569	自然斜面	檜ノ瀬(2)	海陽町	海南町	小川	檜ノ瀬
Ⅱ-7570	自然斜面	東桑原(1)	海陽町	海南町	小川	東桑原
Ⅱ-7571	自然斜面	西桑原(1)	海陽町	海南町	小川	西桑原
Ⅱ-7572	自然斜面	西桑原(2)	海陽町	海南町	小川	西桑原

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7573	自然斜面	三ヶ尻(1)	海陽町	海南町	小川	三ヶ尻
Ⅱ-7574	自然斜面	玉笠(1)	海陽町	海南町	小川	玉笠
Ⅱ-7575	自然斜面	玉笠(2)	海陽町	海南町	小川	玉笠
Ⅱ-7576	自然斜面	玉笠(3)	海陽町	海南町	小川	玉笠
Ⅱ-7577	自然斜面	玉笠(4)	海陽町	海南町	小川	玉笠
Ⅱ-7578	自然斜面	山鳥(1)	海陽町	海南町	小川	山鳥
Ⅱ-7579	自然斜面	山鳥(2)	海陽町	海南町	小川	山鳥
Ⅱ-7580	自然斜面	大向(1)	海陽町	海南町	小川	大向
Ⅱ-7581	自然斜面	大向(2)	海陽町	海南町	小川	大向
Ⅱ-7582	自然斜面	笹草(1)	海陽町	海南町	相川	笹草
Ⅱ-7583	自然斜面	笹草(2)	海陽町	海南町	相川	笹草
Ⅱ-7584	自然斜面	笹無谷(1)	海陽町	海南町	相川	笹草谷
Ⅱ-7585	自然斜面	笹無谷(2)	海陽町	海南町	相川	笹草谷
Ⅱ-7586	自然斜面	笹無谷(3)	海陽町	海南町	相川	笹草谷
Ⅱ-7587	自然斜面	笹無谷(4)	海陽町	海南町	相川	笹草谷
Ⅱ-7588	自然斜面	笹無谷(5)	海陽町	海南町	相川	笹草谷
Ⅱ-7589	自然斜面	岡本(1)	海陽町	海南町	相川	岡本
Ⅱ-7590	自然斜面	室津(2)	海陽町	海南町	相川	室津
Ⅱ-7591	自然斜面	上皆津(1)	海陽町	海南町	相川	室津
Ⅱ-7592	自然斜面	大又(1)	海陽町	海南町	相川	大又
Ⅱ-7593	自然斜面	大又(2)	海陽町	海南町	相川	大又
Ⅱ-7594	自然斜面	大又(3)	海陽町	海南町	相川	大又
Ⅱ-7595	自然斜面	上大内(1)	海陽町	海南町	相川	上大内
Ⅱ-7596	自然斜面	中大内(1)	海陽町	海南町	相川	中大内
Ⅱ-7597	自然斜面	中大内(2)	海陽町	海南町	相川	中大内
Ⅱ-7598	自然斜面	下大内(1)	海陽町	海南町	相川	下大内
Ⅱ-7599	自然斜面	下大内(2)	海陽町	海南町	相川	下大内
Ⅱ-7600	自然斜面	下大内(3)	海陽町	海南町	相川	下大内
Ⅱ-7601	自然斜面	下大内(4)	海陽町	海南町	相川	下大内
Ⅱ-7602	自然斜面	村山(3)	海陽町	海南町	相川	村山
Ⅱ-7603	自然斜面	村山(4)	海陽町	海南町	相川	村山
Ⅱ-7604	自然斜面	村山(5)	海陽町	海南町	相川	村山
Ⅱ-7605	自然斜面	村山(6)	海陽町	海南町	相川	村山
Ⅱ-7606	自然斜面	上穴瀬谷(1)	海陽町	海南町	相川	上穴瀬谷
Ⅱ-7607	自然斜面	上穴瀬谷(2)	海陽町	海南町	相川	上穴瀬谷
Ⅱ-7608	自然斜面	坂越(1)	海陽町	海南町	相川	坂越
Ⅱ-7609	自然斜面	井口(1)	海陽町	海南町	多良	井口
Ⅱ-7610	自然斜面	井口(2)	海陽町	海南町	多良	井口
Ⅱ-7611	自然斜面	坂口(1)	海陽町	海南町	熟田	坂口
Ⅱ-7612	自然斜面	坂口(2)	海陽町	海南町	熟田	坂口
Ⅱ-7613	自然斜面	彦助(1)	海陽町	海南町	熟田	彦助
Ⅱ-7614	自然斜面	彦助(2)	海陽町	海南町	熟田	彦助
Ⅱ-7615	自然斜面	中田(1)	海陽町	海南町	熟田	中田
Ⅱ-7616	自然斜面	中田(2)	海陽町	海南町	熟田	中田
Ⅱ-7617	自然斜面	中沢(1)	海陽町	海南町	熟田	中沢
Ⅱ-7618	自然斜面	中沢(2)	海陽町	海南町	熟田	中沢
Ⅱ-7619	自然斜面	水坂(1)	海陽町	海南町	熟田	水坂
Ⅱ-7620	自然斜面	水坂(2)	海陽町	海南町	熟田	水坂
Ⅱ-7621	自然斜面	水坂(3)	海陽町	海南町	熟田	水坂
Ⅱ-7622	自然斜面	計石(1)	海陽町	海南町	熟田	計石
Ⅱ-7623	自然斜面	下谷(1)	海陽町	海南町	平井	下谷
Ⅱ-7624	自然斜面	下谷(2)	海陽町	海南町	平井	下谷
Ⅱ-7625	自然斜面	檜谷(1)	海陽町	海南町	平井	檜谷
Ⅱ-7626	自然斜面	保勢(1)	海陽町	海南町	平井	保勢
Ⅱ-7627	自然斜面	杉宇(1)	海陽町	海南町	平井	杉宇
Ⅱ-7628	自然斜面	クグルミ(1)	海陽町	海南町	平井	クグルミ
Ⅱ-7629	自然斜面	川又(1)	海陽町	海南町	平井	川又

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7630	自然斜面	大木屋(2)	海陽町	海南町	平井	大木屋
Ⅱ-7631	自然斜面	寒ヶ瀬(1)	海陽町	海南町	平井	寒ヶ瀬
Ⅱ-7632	自然斜面	寒ヶ瀬(2)	海陽町	海南町	平井	寒ヶ瀬
Ⅱ-7633	自然斜面	玉余魚谷(1)	海陽町	海南町	平井	玉余魚谷
Ⅱ-7634	自然斜面	玉余魚谷(2)	海陽町	海南町	平井	玉余魚谷
Ⅱ-7635	自然斜面	玉余魚谷(3)	海陽町	海南町	平井	玉余魚谷
Ⅱ-7636	自然斜面	平井(1)	海陽町	海南町	平井	平井
Ⅱ-7637	自然斜面	平井(2)	海陽町	海南町	平井	平井
Ⅱ-7638	自然斜面	平井(3)	海陽町	海南町	平井	平井
Ⅱ-7639	自然斜面	平井(4)	海陽町	海南町	平井	平井
Ⅱ-7640	自然斜面	鹿/谷(2)	海陽町	海部町	奥裏	鹿ヶ谷
Ⅱ-7641	自然斜面	鹿/谷(3)	海陽町	海部町	奥裏	鹿ヶ谷
Ⅱ-7642	自然斜面	鹿/谷(4)	海陽町	海部町	奥裏	鹿ヶ谷
Ⅱ-7643	自然斜面	鹿/谷(5)	海陽町	海部町	奥裏	鹿ヶ谷
Ⅱ-7644	自然斜面	鹿/谷(6)	海陽町	海部町	奥裏	鹿ヶ谷
Ⅱ-7645	自然斜面	西分(1)	海陽町	海部町	奥裏	西分
Ⅱ-7646	自然斜面	小谷口(1)	海陽町	海部町	櫛川	小谷口
Ⅱ-7647	自然斜面	小谷口(2)	海陽町	海部町	櫛川	小谷口
Ⅱ-7648	自然斜面	二本松(1)	海陽町	海部町	櫛川	二本松
Ⅱ-7649	自然斜面	岡(2)	海陽町	海部町	櫛川	岡
Ⅱ-7650	自然斜面	クレ石(1)	海陽町	海部町	櫛川	クレ石
Ⅱ-7651	自然斜面	クレ石(2)	海陽町	海部町	櫛川	クレ石
Ⅱ-7652	自然斜面	クレ石(3)	海陽町	海部町	櫛川	クレ石
Ⅱ-7653	自然斜面	カヤノ内(1)	海陽町	海部町	中山	カヤノ内
Ⅱ-7654	自然斜面	五敷田(1)	海陽町	海部町	中山	五敷田
Ⅱ-7655	自然斜面	五敷田(2)	海陽町	海部町	中山	五敷田
Ⅱ-7656	自然斜面	北地(1)	海陽町	海部町	中山	北地
Ⅱ-7657	自然斜面	居敷(1)	海陽町	海部町	中山	居敷
Ⅱ-7658	自然斜面	山ノ神(1)	海陽町	海部町	中山	山ノ神
Ⅱ-7659	自然斜面	イヤ谷(1)	海陽町	海部町	中山	イヤ谷
Ⅱ-7660	自然斜面	西ノ内(1)	海陽町	海部町	中山	西ノ内
Ⅱ-7661	自然斜面	槇山(1)	海陽町	海部町	中山	槇山
Ⅱ-7662	自然斜面	柿谷(1)	海陽町	海部町	中山	柿谷
Ⅱ-7663	自然斜面	柿谷(2)	海陽町	海部町	中山	柿谷
Ⅱ-7664	自然斜面	石堤(1)	海陽町	海部町	中山	石堤
Ⅱ-7665	自然斜面	東町(1)	海陽町	海部町	鞆浦	東町
Ⅱ-7666	自然斜面	山下(2)	海陽町	海部町	鞆浦	山下
Ⅱ-7667	自然斜面	田尻(2)	海陽町	海部町	大井	田尻
Ⅱ-7668	自然斜面	池ノ上(1)	海陽町	海部町	大井	池ノ上
Ⅱ-7669	自然斜面	大谷(1)	海陽町	海部町	大井	大谷
Ⅱ-7670	自然斜面	上川原(1)	海陽町	海部町	大井	上川原
Ⅱ-7671	自然斜面	山下(1)	海陽町	海部町	大井	山下
Ⅱ-7672	自然斜面	北の谷(1)	海陽町	海部町	富田	北の谷
Ⅱ-7673	自然斜面	南沢(1)	海陽町	海部町	富田	南沢
Ⅱ-7674	自然斜面	出口(1)	海陽町	海部町	富田	出口
Ⅱ-7675	自然斜面	出口(2)	海陽町	海部町	富田	出口
Ⅱ-7676	自然斜面	ホキロ(1)	海陽町	海部町	富田	ホキロ
Ⅱ-7677	自然斜面	中澤(1)	海陽町	海部町	野江	中澤
Ⅱ-7678	自然斜面	高車(1)	海陽町	海部町	野江	高車
Ⅱ-7679	自然斜面	中村(1)	海陽町	海部町	吉田	中村
Ⅱ-7680	自然斜面	中村(2)	海陽町	海部町	吉田	中村
Ⅱ-7681	自然斜面	長田(1)	海陽町	海部町	吉田	長田
Ⅱ-7682	自然斜面	出口(1)	海陽町	海部町	吉田	出口
Ⅱ-7683	自然斜面	中ケイ(2)	海陽町	海部町	高園	中ケイ
Ⅱ-7684	自然斜面	中ケイ(3)	海陽町	海部町	高園	中ケイ
Ⅱ-7685	自然斜面	松木谷(1)	海陽町	海部町	高園	松木谷
Ⅱ-7686	自然斜面	松木谷(2)	海陽町	海部町	高園	松木谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7687	自然斜面	山下(1)	海陽町	海部町	芝	山下
Ⅱ-7688	自然斜面	山下(2)	海陽町	海部町	芝	山下
Ⅱ-7689	自然斜面	西谷(1)	海陽町	海部町	芝	西谷
Ⅱ-7690	自然斜面	古目(3)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	古目
Ⅱ-7691	自然斜面	古目(4)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	古目
Ⅱ-7692	自然斜面	金目(1)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	金目
Ⅱ-7693	自然斜面	金目(2)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	金目
Ⅱ-7694	自然斜面	金目(3)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	金目
Ⅱ-7695	自然斜面	竹ヶ島(3)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	竹ヶ島
Ⅱ-7696	自然斜面	正梶(3)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
Ⅱ-7697	自然斜面	正梶(4)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
Ⅱ-7698	自然斜面	正梶(5)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
Ⅱ-7699	自然斜面	正梶(6)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
Ⅱ-7700	自然斜面	正梶(7)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	正梶
Ⅱ-7701	自然斜面	那佐(4)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7702	自然斜面	那佐(5)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7703	自然斜面	那佐(6)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7704	自然斜面	那佐(7)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7705	自然斜面	那佐(8)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7706	自然斜面	那佐(9)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7707	自然斜面	那佐(10)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7708	自然斜面	那佐(11)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7709	自然斜面	那佐(12)	海陽町	宍喰町	宍喰浦	那佐
Ⅱ-7710	自然斜面	板取(4)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-7711	自然斜面	板取(5)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-7712	自然斜面	板取(6)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-7713	自然斜面	板取(7)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-7714	自然斜面	板取(8)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-7715	自然斜面	板取(9)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-7716	自然斜面	安井(1)	海陽町	宍喰町	芥附	安井
Ⅱ-7717	自然斜面	匠田(1)	海陽町	宍喰町	芥附	匠田
Ⅱ-7718	自然斜面	南/内(1)	海陽町	宍喰町	角坂	南/内
Ⅱ-7719	自然斜面	南/内(2)	海陽町	宍喰町	角坂	南/内
Ⅱ-7720	自然斜面	広岡(1)	海陽町	宍喰町	広岡	広岡
Ⅱ-7721	自然斜面	日比宇(1)	海陽町	宍喰町	小谷	日比宇
Ⅱ-7722	自然斜面	日比宇(2)	海陽町	宍喰町	小谷	日比宇
Ⅱ-7723	自然斜面	北河内(2)	海陽町	宍喰町	小谷	北河内
Ⅱ-7724	自然斜面	北河内(3)	海陽町	宍喰町	小谷	北河内
Ⅱ-7725	自然斜面	北河内(4)	海陽町	宍喰町	小谷	北河内
Ⅱ-7726	自然斜面	北河内(5)	海陽町	宍喰町	小谷	北河内
Ⅱ-7727	自然斜面	落合(2)	海陽町	宍喰町	小谷	落合
Ⅱ-7728	自然斜面	落合(3)	海陽町	宍喰町	小谷	落合
Ⅱ-7729	自然斜面	落合(4)	海陽町	宍喰町	小谷	落合
Ⅱ-7730	自然斜面	猪/花(1)	海陽町	宍喰町	小谷	猪/鼻
Ⅱ-7731	自然斜面	猪/花(2)	海陽町	宍喰町	小谷	猪/鼻
Ⅱ-7732	自然斜面	猪/花(3)	海陽町	宍喰町	小谷	猪/鼻
Ⅱ-7733	自然斜面	小野(1)	海陽町	宍喰町	小谷	小野
Ⅱ-7734	自然斜面	松木原(1)	海陽町	宍喰町	塩深	松木原
Ⅱ-7735	自然斜面	神子屋敷(1)	海陽町	宍喰町	塩深	神子屋敷
Ⅱ-7736	自然斜面	蔭(1)	海陽町	宍喰町	久尾	蔭
Ⅱ-7737	自然斜面	蔭(2)	海陽町	宍喰町	久尾	蔭
Ⅱ-7738	自然斜面	北路(1)	海陽町	宍喰町	船津	北路
Ⅱ-7739	自然斜面	北路(2)	海陽町	宍喰町	船津	北路
Ⅱ-7740	自然斜面	北路(3)	海陽町	宍喰町	船津	北路
Ⅱ-7741	自然斜面	船津(3)	海陽町	宍喰町	船津	船津
Ⅱ-7742	自然斜面	宮前(1)	海陽町	宍喰町	船津	船津
Ⅱ-7743	自然斜面	宮前(2)	海陽町	宍喰町	船津	船津



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-7744	自然斜面	中越(1)	海陽町	宍喰町	船津	中越
Ⅱ-7745	自然斜面	僧都谷(1)	海陽町	宍喰町	船津	僧都谷
Ⅱ-7746	自然斜面	僧都谷(2)	海陽町	宍喰町	船津	僧都谷
Ⅱ-7747	自然斜面	僧都谷(3)	海陽町	宍喰町	船津	僧都谷
Ⅱ-7748	自然斜面	僧都谷(4)	海陽町	宍喰町	船津	僧都谷
Ⅱ-7845	人工斜面	杉谷(3)	海陽町	海南町	四方原	杉谷
Ⅱ-7846	人工斜面	馬谷(1)	海陽町	海南町	四方原	馬谷
Ⅱ-7847	人工斜面	板取(10)	海陽町	宍喰町	久保	板取
Ⅱ-3307	自然斜面	東俣名(1)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3308	自然斜面	東俣名(2)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3309	自然斜面	東俣名(3)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3310	自然斜面	東俣名(4)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3311	自然斜面	東俣名(5)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3312	自然斜面	東俣名(6)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3313	自然斜面	東俣名(7)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3314	自然斜面	東俣名(8)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3315	自然斜面	東俣名(9)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3316	自然斜面	東俣名(10)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3317	自然斜面	東俣名(11)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3318	自然斜面	東俣名(12)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3319	自然斜面	東俣名(13)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3320	自然斜面	東俣名(14)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3321	自然斜面	東俣名(15)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3322	自然斜面	東俣名(16)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3323	自然斜面	東俣名(17)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3324	自然斜面	東俣名(18)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3325	自然斜面	東俣名(19)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3326	自然斜面	東俣名(20)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3327	自然斜面	東俣名(21)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3328	自然斜面	東俣名(22)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3329	自然斜面	東俣名(23)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3330	自然斜面	東俣名(24)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3331	自然斜面	東俣名(25)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3332	自然斜面	東俣名(26)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3333	自然斜面	東俣名(27)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3334	自然斜面	東俣名(28)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3335	自然斜面	東俣名(29)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3336	自然斜面	東俣名(30)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3337	自然斜面	東俣名(31)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3338	自然斜面	東俣名(32)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3339	自然斜面	東俣名(33)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3340	自然斜面	東俣名(34)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3341	自然斜面	東俣名(35)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3342	自然斜面	東俣名(36)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3343	自然斜面	東俣名(37)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3344	自然斜面	東俣名(38)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3345	自然斜面	東俣名(39)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3346	自然斜面	東俣名(40)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3347	自然斜面	東俣名(41)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3348	自然斜面	東俣名(42)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3349	自然斜面	東俣名(43)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3350	自然斜面	東俣名(44)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3351	自然斜面	東俣名(45)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3352	自然斜面	東俣名(46)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3353	自然斜面	東俣名(47)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3354	自然斜面	東赤谷名(4)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3355	自然斜面	東赤谷名(5)	美馬市	脇町		東赤谷名

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3356	自然斜面	東赤谷名(6)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3357	自然斜面	東赤谷名(7)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3358	自然斜面	東赤谷名(8)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3359	自然斜面	東赤谷名(9)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3360	自然斜面	東赤谷名(10)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3361	自然斜面	東赤谷名(11)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3362	自然斜面	東赤谷名(12)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3363	自然斜面	東赤谷名(13)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3364	自然斜面	東赤谷名(14)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3365	自然斜面	東赤谷名(15)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3366	自然斜面	東赤谷名(16)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3367	自然斜面	東赤谷名(17)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3368	自然斜面	東赤谷名(18)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3369	自然斜面	東赤谷名(19)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3370	自然斜面	東赤谷名(20)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3371	自然斜面	東赤谷名(21)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3372	自然斜面	東赤谷名(22)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3373	自然斜面	東赤谷名(23)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3374	自然斜面	東赤谷名(24)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3375	自然斜面	東赤谷名(25)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3376	自然斜面	東赤谷名(26)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3377	自然斜面	東赤谷名(27)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3378	自然斜面	東赤谷名(28)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3379	自然斜面	東赤谷名(29)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3380	自然斜面	東赤谷名(30)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3381	自然斜面	東赤谷名(31)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3382	自然斜面	東赤谷名(32)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3383	自然斜面	東赤谷名(33)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3384	自然斜面	東赤谷名(34)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3385	自然斜面	東赤谷名(35)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3386	自然斜面	東赤谷名(36)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3387	自然斜面	東赤谷名(37)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3388	自然斜面	東赤谷名(38)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3389	自然斜面	東赤谷名(39)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3390	自然斜面	東赤谷名(40)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3391	自然斜面	東赤谷名(41)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3392	自然斜面	東赤谷名(42)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3393	自然斜面	東赤谷名(43)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3394	自然斜面	東赤谷名(44)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3395	自然斜面	東赤谷名(45)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3396	自然斜面	東赤谷名(46)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3397	自然斜面	東赤谷名(47)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3398	自然斜面	東赤谷名(48)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3399	自然斜面	西俣名(1)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3400	自然斜面	西俣名(2)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3401	自然斜面	西俣名(3)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3402	自然斜面	西俣名(4)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3403	自然斜面	西俣名(5)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3404	自然斜面	西俣名(6)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3405	自然斜面	西俣名(7)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3406	自然斜面	西俣名(8)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3407	自然斜面	西俣名(9)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3408	自然斜面	西俣名(10)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3409	自然斜面	西俣名(11)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3410	自然斜面	西俣名(12)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3411	自然斜面	西俣名(13)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3412	自然斜面	西俣名(14)	美馬市	脇町		西俣名

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3413	自然斜面	西俣名 (15)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3414	自然斜面	西俣名 (16)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3415	自然斜面	西俣名 (17)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3416	自然斜面	西俣名 (18)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3417	自然斜面	西俣名 (19)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3418	自然斜面	西俣名 (20)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3419	自然斜面	西俣名 (21)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3420	自然斜面	西俣名 (22)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3421	自然斜面	西俣名 (23)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3422	自然斜面	西俣名 (24)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3423	自然斜面	西俣名 (25)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3424	自然斜面	西俣名 (26)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3425	自然斜面	西俣名 (27)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3426	自然斜面	西俣名 (28)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3427	自然斜面	西俣名 (29)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3428	自然斜面	西俣名 (30)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3429	自然斜面	西俣名 (31)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3430	自然斜面	西俣名 (32)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3431	自然斜面	西俣名 (33)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3432	自然斜面	西俣名 (34)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3433	自然斜面	西俣名 (35)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3434	自然斜面	西俣名 (36)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3435	自然斜面	西俣名 (37)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3436	自然斜面	西俣名 (38)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3437	自然斜面	西俣名 (39)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3438	自然斜面	西俣名 (40)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3439	自然斜面	西俣名 (41)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3440	自然斜面	西俣名 (42)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3441	自然斜面	西俣名 (43)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3442	自然斜面	西俣名 (44)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3443	自然斜面	西俣名 (45)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3444	自然斜面	西俣名 (46)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3445	自然斜面	西俣名 (47)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3446	自然斜面	西俣名 (48)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3447	自然斜面	西俣名 (49)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3448	自然斜面	西俣名 (50)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3449	自然斜面	西俣名 (51)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3450	自然斜面	西俣名 (52)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3451	自然斜面	西俣名 (53)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3452	自然斜面	西俣名 (54)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3453	自然斜面	西俣名 (55)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3454	自然斜面	西俣名 (56)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3455	自然斜面	西俣名 (57)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3456	自然斜面	西赤谷 (3)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3457	自然斜面	西赤谷 (4)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3458	自然斜面	西赤谷 (5)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3459	自然斜面	西赤谷 (6)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3460	自然斜面	西赤谷 (7)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3461	自然斜面	西赤谷 (8)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3462	自然斜面	西赤谷 (9)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3463	自然斜面	西赤谷 (10)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3464	自然斜面	西赤谷 (11)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3465	自然斜面	西赤谷 (12)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3466	自然斜面	西赤谷 (13)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3467	自然斜面	西赤谷 (14)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3468	自然斜面	西赤谷 (15)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3469	自然斜面	西赤谷 (16)	美馬市	脇町		西赤谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3470	自然斜面	西赤谷 (17)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3471	自然斜面	西赤谷 (18)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3472	自然斜面	西赤谷 (19)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3473	自然斜面	西赤谷 (20)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3474	自然斜面	西赤谷 (21)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3475	自然斜面	西赤谷 (22)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3476	自然斜面	西赤谷 (23)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3477	自然斜面	西赤谷 (24)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3478	自然斜面	西赤谷 (25)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3479	自然斜面	西赤谷 (26)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3480	自然斜面	西赤谷 (27)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3481	自然斜面	西赤谷 (28)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3482	自然斜面	西赤谷 (29)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3483	自然斜面	西赤谷 (30)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3484	自然斜面	西赤谷 (31)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3485	自然斜面	西赤谷 (32)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3486	自然斜面	西赤谷 (33)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3487	自然斜面	西赤谷 (34)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3488	自然斜面	西赤谷 (35)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3489	自然斜面	西赤谷 (36)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3490	自然斜面	西赤谷 (37)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3491	自然斜面	西赤谷 (38)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3492	自然斜面	西赤谷 (39)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3493	自然斜面	西赤谷 (40)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3494	自然斜面	西赤谷 (41)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3495	自然斜面	西赤谷 (42)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3496	自然斜面	西赤谷 (43)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3497	自然斜面	西赤谷 (44)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3498	自然斜面	西赤谷 (45)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3499	自然斜面	西赤谷 (46)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3500	自然斜面	西赤谷 (47)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3501	自然斜面	西赤谷 (48)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3502	自然斜面	西赤谷 (49)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3503	自然斜面	西赤谷 (50)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3504	自然斜面	西赤谷 (51)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3505	自然斜面	西赤谷 (52)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3506	自然斜面	西赤谷 (53)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3507	自然斜面	西赤谷 (54)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3508	自然斜面	西赤谷 (55)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3509	自然斜面	西赤谷 (56)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3510	自然斜面	西赤谷 (57)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3511	自然斜面	西赤谷 (58)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3512	自然斜面	曾江名 (4)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3513	自然斜面	曾江名 (5)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3514	自然斜面	曾江名 (6)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3515	自然斜面	曾江名 (7)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3516	自然斜面	曾江名 (8)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3517	自然斜面	曾江名 (9)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3518	自然斜面	曾江名 (10)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3519	自然斜面	曾江名 (11)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3520	自然斜面	曾江名 (12)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3521	自然斜面	西大谷 (5)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3522	自然斜面	西大谷 (6)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3523	自然斜面	西大谷 (7)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3524	自然斜面	西大谷 (8)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3525	自然斜面	西大谷 (9)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3526	自然斜面	西大谷 (10)	美馬市	脇町		西大谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3527	自然斜面	西大谷 (11)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3528	自然斜面	西大谷 (12)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3529	自然斜面	西大谷 (13)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3530	自然斜面	西大谷 (14)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3531	自然斜面	西大谷 (15)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3532	自然斜面	西大谷 (16)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3533	自然斜面	西大谷 (17)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3534	自然斜面	西大谷 (18)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3535	自然斜面	西大谷 (19)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3536	自然斜面	西大谷 (20)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3537	自然斜面	西大谷 (21)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3538	自然斜面	西大谷 (22)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3539	自然斜面	西大谷 (23)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3540	自然斜面	西大谷 (24)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3541	自然斜面	西大谷 (25)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3542	自然斜面	西大谷 (26)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3543	自然斜面	西大谷 (27)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3544	自然斜面	西大谷 (28)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3545	自然斜面	西大谷 (29)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3546	自然斜面	西大谷 (30)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3547	自然斜面	西大谷 (31)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3548	自然斜面	西大谷 (32)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3549	自然斜面	芋尻 (1)	美馬市	脇町		芋尻
Ⅱ-3550	自然斜面	芋尻 (2)	美馬市	脇町		芋尻
Ⅱ-3551	自然斜面	芋尻 (3)	美馬市	脇町		芋尻
Ⅱ-3552	自然斜面	羽出床 (1)	美馬市	脇町		羽出床
Ⅱ-3553	自然斜面	羽出床 (2)	美馬市	脇町		羽出床
Ⅱ-3554	自然斜面	柴床	美馬市	脇町	北庄	柴床
Ⅱ-3555	自然斜面	段 (1)	美馬市	脇町		段
Ⅱ-3556	自然斜面	段 (2)	美馬市	脇町		段
Ⅱ-3557	自然斜面	東大谷 (2)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3558	自然斜面	東大谷 (3)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3559	自然斜面	東大谷 (4)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3560	自然斜面	東大谷 (5)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3561	自然斜面	東大谷 (6)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3562	自然斜面	東大谷 (7)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3563	自然斜面	東大谷 (8)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3564	自然斜面	東大谷 (9)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3565	自然斜面	東大谷 (10)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3566	自然斜面	東大谷 (11)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3567	自然斜面	東大谷 (12)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3568	自然斜面	東大谷 (13)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3569	自然斜面	東大谷 (14)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3570	自然斜面	東大谷 (15)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3571	自然斜面	東大谷 (16)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3572	自然斜面	東大谷 (17)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3573	自然斜面	東大谷 (18)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3574	自然斜面	東大谷 (19)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3575	自然斜面	東大谷 (20)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3576	自然斜面	白木 (1)	美馬市	脇町		白木
Ⅱ-3577	自然斜面	白木 (2)	美馬市	脇町		白木
Ⅱ-3578	自然斜面	小丸 (1)	美馬市	脇町		小丸
Ⅱ-3579	自然斜面	小丸 (2)	美馬市	脇町		小丸
Ⅱ-3580	自然斜面	上庄	美馬市	脇町	北庄	上庄
Ⅱ-3581	自然斜面	畳屋敷	美馬市	脇町		畳屋敷
Ⅱ-3582	自然斜面	中段 (1)	美馬市	脇町		中段
Ⅱ-3583	自然斜面	中段 (2)	美馬市	脇町		中段

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3584	自然斜面	ヒビノ木	美馬市	脇町		ヒビノ木
Ⅱ-3585	自然斜面	脇町	美馬市	脇町		大木のハチ
Ⅱ-3586	自然斜面	国見丸	美馬市	脇町		国見丸
Ⅱ-3587	自然斜面	佐尾原 (2)	美馬市	脇町		佐尾原
Ⅱ-3588	自然斜面	佐尾原	美馬市	脇町		佐尾原
Ⅱ-3589	自然斜面	新山	美馬市	脇町		新山
Ⅱ-3590	自然斜面	西城山 (1)	美馬市	脇町		西城山
Ⅱ-3591	自然斜面	西城山 (2)	美馬市	脇町		西城山
Ⅱ-3592	自然斜面	池の奥	美馬市	脇町		池の奥
Ⅱ-3593	自然斜面	西田上 (1)	美馬市	脇町		西田上
Ⅱ-3594	自然斜面	西田上 (2)	美馬市	脇町		西田上
Ⅱ-3595	自然斜面	東城山 (2)	美馬市	脇町		東城山
Ⅱ-3596	自然斜面	東田上 (1)	美馬市	脇町		東田上
Ⅱ-3597	自然斜面	東田上 (2)	美馬市	脇町		東田上
Ⅱ-3598	自然斜面	東田上 (3)	美馬市	脇町		東田上
Ⅱ-3599	自然斜面	福堂	美馬市	脇町		福堂
Ⅱ-3600	自然斜面	井口東 (2)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3601	自然斜面	井口東 (3)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3602	自然斜面	井口東 (4)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3603	自然斜面	井口東 (5)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3604	自然斜面	井口東 (6)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3605	自然斜面	上ノ原 (2)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3606	自然斜面	上ノ原 (3)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3607	自然斜面	上ノ原 (4)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3608	自然斜面	上ノ原 (5)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3609	自然斜面	上ノ原 (6)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3610	自然斜面	東山 (1)	美馬市	脇町		東山
Ⅱ-3611	自然斜面	東山 (2)	美馬市	脇町		東山
Ⅱ-3612	自然斜面	東山 (3)	美馬市	脇町		東山
Ⅱ-3613	自然斜面	井口 (1)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3614	自然斜面	井口 (2)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3615	自然斜面	井口 (3)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3616	自然斜面	井口 (4)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3617	自然斜面	井口 (5)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3618	自然斜面	井口 (6)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3619	自然斜面	井口 (8)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3620	自然斜面	井口 (9)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3621	自然斜面	井口 (10)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3622	自然斜面	井口東	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3623	自然斜面	小星 (1)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3624	自然斜面	小星 (2)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3625	自然斜面	小星 (3)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3626	自然斜面	小星 (4)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3627	自然斜面	小星 (5)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3628	自然斜面	小星 (6)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3629	自然斜面	小星 (7)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3630	自然斜面	滝下 (2)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3631	自然斜面	滝下 (3)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3632	自然斜面	滝下 (4)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3633	自然斜面	滝下 (5)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3634	自然斜面	芋穴 (2)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3635	自然斜面	芋穴 (3)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3636	自然斜面	芋穴 (4)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3637	自然斜面	芋穴 (5)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3638	自然斜面	芋穴 (6)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3639	自然斜面	芋穴 (7)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3640	自然斜面	芋穴 (8)	美馬市	脇町		芋穴

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3641	自然斜面	芋穴 (9)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3642	自然斜面	芋穴 (10)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3643	自然斜面	芋穴 (11)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3644	自然斜面	下中野 (1)	美馬市	脇町		下中野
Ⅱ-3645	自然斜面	下中野 (2)	美馬市	脇町		下中野
Ⅱ-3646	自然斜面	下中野 (3)	美馬市	脇町		下中野
Ⅱ-3647	自然斜面	上中野 (3)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3648	自然斜面	上中野 (4)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3649	自然斜面	上中野 (5)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3650	自然斜面	上中野 (6)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3651	自然斜面	上中野 (7)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3652	自然斜面	上中野 (8)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3653	自然斜面	上中野 (9)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3654	自然斜面	上中野 (10)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3655	自然斜面	上中野 (11)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3656	自然斜面	上中野 (12)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3657	自然斜面	上中野 (13)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3658	自然斜面	上中野 (14)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3659	自然斜面	上中野 (15)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3660	自然斜面	上中野 (16)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3661	自然斜面	中八 (2)	美馬市	脇町		中八
Ⅱ-3662	自然斜面	中八 (3)	美馬市	脇町		中八
Ⅱ-3663	自然斜面	暮畑 (1)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3664	自然斜面	暮畑 (2)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3665	自然斜面	暮畑 (3)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3666	自然斜面	暮畑 (4)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3667	自然斜面	梨子ノ木 (1)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3668	自然斜面	梨子ノ木 (2)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3669	自然斜面	梨子ノ木 (3)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3670	自然斜面	梨子ノ木 (4)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3671	自然斜面	梨子ノ木 (5)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3672	自然斜面	梨子ノ木 (6)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3673	自然斜面	川原柴 (3)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3674	自然斜面	川原柴 (4)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3675	自然斜面	川原柴 (5)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3676	自然斜面	川原柴 (6)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3677	自然斜面	川原柴 (7)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3678	自然斜面	川原柴 (8)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3679	自然斜面	川原柴 (9)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3680	自然斜面	川原柴 (10)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3681	自然斜面	川原柴 (11)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3682	自然斜面	川原柴 (12)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3683	自然斜面	横倉 (1)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3684	自然斜面	横倉 (2)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3685	自然斜面	横倉 (3)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3686	自然斜面	横倉 (4)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3687	自然斜面	横倉 (5)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3688	自然斜面	横倉 (6)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3689	自然斜面	横倉 (7)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3690	自然斜面	横倉 (8)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3691	自然斜面	横倉 (9)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3692	自然斜面	横倉 (10)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3693	自然斜面	横倉 (11)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3694	自然斜面	横倉 (12)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3695	自然斜面	横倉 (13)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3696	自然斜面	横倉 (14)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3697	自然斜面	横倉 (15)	美馬市	脇町		横倉

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3698	自然斜面	横倉 (16)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3699	自然斜面	横倉 (17)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3700	自然斜面	平帽子 (2)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3701	自然斜面	平帽子 (3)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3702	自然斜面	平帽子 (4)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3703	自然斜面	平帽子 (5)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3704	自然斜面	平帽子 (6)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3705	自然斜面	平帽子 (7)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3706	自然斜面	平帽子 (8)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3707	自然斜面	平帽子 (9)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3708	自然斜面	平帽子 (10)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3709	自然斜面	平帽子 (11)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3710	自然斜面	平帽子 (12)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3711	自然斜面	平帽子 (13)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3712	自然斜面	平帽子 (14)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3713	自然斜面	平帽子 (15)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3714	自然斜面	平帽子 (16)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3715	自然斜面	平帽子 (17)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3716	自然斜面	平帽子 (18)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3717	自然斜面	平帽子 (19)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3718	自然斜面	平帽子 (20)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3719	自然斜面	平帽子 (21)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3720	自然斜面	平帽子 (22)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3721	自然斜面	平帽子 (23)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3722	自然斜面	平帽子 (24)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3723	自然斜面	平帽子 (25)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3724	自然斜面	平帽子 (26)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3725	自然斜面	平帽子 (27)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3726	自然斜面	平帽子 (28)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3727	自然斜面	平帽子 (29)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3728	自然斜面	平帽子 (30)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3729	自然斜面	平帽子 (31)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3730	自然斜面	平帽子 (32)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3731	自然斜面	平帽子 (33)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3732	自然斜面	平帽子 (34)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3733	自然斜面	平帽子 (35)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3106	自然斜面	丈寄 (2)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3107	自然斜面	丈寄 (3)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3108	自然斜面	丈寄 (4)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3109	自然斜面	丈寄 (5)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3110	自然斜面	清田 (2)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3111	自然斜面	清田 (3)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3112	自然斜面	清田 (4)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3113	自然斜面	清田 (5)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3114	自然斜面	清田 (6)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3115	自然斜面	清田 (7)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3116	自然斜面	清田 (8)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3117	自然斜面	清田 (9)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3118	自然斜面	清田 (10)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3119	自然斜面	清田 (11)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3120	自然斜面	清田 (12)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3121	自然斜面	清田 (13)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3122	自然斜面	清田 (14)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3123	自然斜面	清田 (15)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3124	自然斜面	清田 (16)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3125	自然斜面	清田 (17)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3126	自然斜面	清田 (18)	美馬市	美馬町		清田



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3127	自然斜面	清田 (19)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3128	自然斜面	清田 (20)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3129	自然斜面	清田 (21)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3130	自然斜面	入倉 (2)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3131	自然斜面	入倉 (3)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3132	自然斜面	入倉 (4)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3133	自然斜面	入倉 (5)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3134	自然斜面	入倉 (6)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3135	自然斜面	入倉 (7)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3136	自然斜面	入倉 (8)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3137	自然斜面	入倉 (9)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3138	自然斜面	入倉 (10)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3139	自然斜面	入倉 (11)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3140	自然斜面	入倉 (12)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3141	自然斜面	入倉 (13)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3142	自然斜面	入倉 (14)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3143	自然斜面	入倉 (15)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3144	自然斜面	入倉 (16)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3145	自然斜面	入倉 (17)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3146	自然斜面	入倉 (18)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3147	自然斜面	入倉 (19)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3148	自然斜面	入倉 (20)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3149	自然斜面	切久保 (2)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3150	自然斜面	切久保 (3)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3151	自然斜面	切久保 (4)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3152	自然斜面	切久保 (5)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3153	自然斜面	切久保 (6)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3154	自然斜面	切久保 (7)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3155	自然斜面	切久保 (8)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3156	自然斜面	切久保 (9)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3157	自然斜面	切久保 (10)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3158	自然斜面	大久保 (2)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3159	自然斜面	大久保 (3)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3160	自然斜面	大久保 (4)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3161	自然斜面	大久保 (5)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3162	自然斜面	大久保 (6)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3163	自然斜面	大久保 (7)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3164	自然斜面	大久保 (8)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3165	自然斜面	大久保 (9)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3166	自然斜面	大久保 (10)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3167	自然斜面	大久保 (11)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3168	自然斜面	大久保 (12)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3169	自然斜面	大久保 (13)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3170	自然斜面	大久保 (14)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3171	自然斜面	大久保 (15)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3172	自然斜面	大久保 (16)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3173	自然斜面	大久保 (17)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3174	自然斜面	大久保 (18)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3175	自然斜面	大久保 (19)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3176	自然斜面	大久保 (20)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3177	自然斜面	正部 (1)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3178	自然斜面	正部 (2)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3179	自然斜面	正部 (3)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3180	自然斜面	正部 (4)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3181	自然斜面	正部 (5)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3182	自然斜面	惣後 (2)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3183	自然斜面	惣後 (3)	美馬市	美馬町		惣後

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3184	自然斜面	惣後 (4)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3185	自然斜面	惣後 (5)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3186	自然斜面	惣後 (6)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3187	自然斜面	惣後 (7)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3188	自然斜面	惣後 (8)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3189	自然斜面	立見山 (1)	美馬市	美馬町		立見山
Ⅱ-3190	自然斜面	立見山 (2)	美馬市	美馬町		立見山
Ⅱ-3191	自然斜面	立見山 (3)	美馬市	美馬町		立見山
Ⅱ-3192	自然斜面	茅原 (1)	美馬市	美馬町		茅原
Ⅱ-3193	自然斜面	茅原 (2)	美馬市	美馬町		茅原
Ⅱ-3194	自然斜面	茅原 (3)	美馬市	美馬町		茅原
Ⅱ-3195	自然斜面	宮ノ岡 (1)	美馬市	美馬町		宮ノ岡
Ⅱ-3196	自然斜面	宮ノ岡 (2)	美馬市	美馬町		宮ノ岡
Ⅱ-3197	自然斜面	芹佐古	美馬市	美馬町		芹佐古
Ⅱ-3198	自然斜面	川ノ上 (1)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3199	自然斜面	川ノ上 (2)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3200	自然斜面	川ノ上 (3)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3201	自然斜面	川ノ上 (4)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3202	自然斜面	川ノ上 (5)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3203	自然斜面	川ノ上 (6)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3204	自然斜面	大前 (1)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3205	自然斜面	大前 (2)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3206	自然斜面	大前 (3)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3207	自然斜面	大前 (4)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3208	自然斜面	大池 (1)	美馬市	美馬町		大池
Ⅱ-3209	自然斜面	大池 (2)	美馬市	美馬町		大池
Ⅱ-3210	自然斜面	大北 (1)	美馬市	美馬町		大北
Ⅱ-3211	自然斜面	大北 (2)	美馬市	美馬町		大北
Ⅱ-3212	自然斜面	田ノ岡 (1)	美馬市	美馬町		田ノ岡
Ⅱ-3213	自然斜面	田ノ岡 (2)	美馬市	美馬町		田ノ岡
Ⅱ-3214	自然斜面	藤宇	美馬市	美馬町		藤宇
Ⅱ-3215	自然斜面	押上 (1)	美馬市	美馬町		押上
Ⅱ-3216	自然斜面	押上 (2)	美馬市	美馬町		押上
Ⅱ-3217	自然斜面	岡ノ内 (1)	美馬市	美馬町		岡ノ内
Ⅱ-3218	自然斜面	岡ノ内 (2)	美馬市	美馬町		岡ノ内
Ⅱ-3219	自然斜面	岡ノ内 (3)	美馬市	美馬町		岡ノ内
Ⅱ-3220	自然斜面	下白地	美馬市	美馬町		下白地
Ⅱ-3221	自然斜面	惣田 (1)	美馬市	美馬町		惣田
Ⅱ-3222	自然斜面	西浦 (2)	美馬市	美馬町		西浦
Ⅱ-3223	自然斜面	西浦 (3)	美馬市	美馬町		西浦
Ⅱ-3224	自然斜面	西大久保 (1)	美馬市	美馬町		西大久保
Ⅱ-3225	自然斜面	西大久保 (2)	美馬市	美馬町		西大久保
Ⅱ-3226	自然斜面	炭釜	美馬市	美馬町		炭釜
Ⅱ-3227	自然斜面	中岡 (1)	美馬市	美馬町		中岡
Ⅱ-3228	自然斜面	中岡 (2)	美馬市	美馬町		中岡
Ⅱ-3229	自然斜面	中岡 (3)	美馬市	美馬町		中岡
Ⅱ-3230	自然斜面	中野 (1)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3231	自然斜面	中野 (2)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3232	自然斜面	中野 (3)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3233	自然斜面	中野 (4)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3234	自然斜面	長地 (1)	美馬市	美馬町		長地
Ⅱ-3235	自然斜面	長地 (2)	美馬市	美馬町		長地
Ⅱ-3236	自然斜面	東筋 (1)	美馬市	美馬町		東筋
Ⅱ-3237	自然斜面	南畠 (1)	美馬市	美馬町		南畠
Ⅱ-3238	自然斜面	南畠 (2)	美馬市	美馬町		南畠
Ⅱ-3239	自然斜面	南畠 (3)	美馬市	美馬町		南畠
Ⅱ-3240	自然斜面	白地	美馬市	美馬町		白地

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3241	自然斜面	平野 (2)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3242	自然斜面	平野 (3)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3243	自然斜面	平野 (4)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3244	自然斜面	平野 (5)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3245	自然斜面	味噌ヶ久保	美馬市	美馬町		味噌ヶ久保
Ⅱ-3246	自然斜面	薬師ヶ久保 (1)	美馬市	美馬町		薬師ヶ久保
Ⅱ-3247	自然斜面	薬師ヶ久保 (2)	美馬市	美馬町		薬師ヶ久保
Ⅱ-3248	自然斜面	薬師ヶ久保 (3)	美馬市	美馬町		薬師ヶ久保
Ⅱ-3249	自然斜面	猿坂 (1)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3250	自然斜面	猿坂 (2)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3251	自然斜面	猿坂 (3)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3252	自然斜面	猿坂 (4)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3253	自然斜面	猿坂 (5)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3254	自然斜面	家前	美馬市	美馬町		家前
Ⅱ-3255	自然斜面	外墓 (1)	美馬市	美馬町		外墓
Ⅱ-3256	自然斜面	外墓 (2)	美馬市	美馬町		外墓
Ⅱ-3257	自然斜面	横尾 (1)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3258	自然斜面	横尾 (2)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3259	自然斜面	横尾 (3)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3260	自然斜面	横尾 (4)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3261	自然斜面	横尾 (5)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3262	自然斜面	横尾 (6)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3263	自然斜面	平尾 (1)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3264	自然斜面	平尾 (2)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3265	自然斜面	平尾 (3)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3266	自然斜面	平尾 (4)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3267	自然斜面	平尾 (5)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3268	自然斜面	チゲジ	美馬市	美馬町		チゲジ
Ⅱ-3269	自然斜面	ノリコヘ (1)	美馬市	美馬町		ノリコヘ
Ⅱ-3270	自然斜面	ノリコヘ (2)	美馬市	美馬町		ノリコヘ
Ⅱ-3271	自然斜面	駅	美馬市	美馬町		駅
Ⅱ-3272	自然斜面	丸山 (1)	美馬市	美馬町		丸山
Ⅱ-3273	自然斜面	丸山 (2)	美馬市	美馬町		丸山
Ⅱ-3274	自然斜面	丸山 (3)	美馬市	美馬町		丸山
Ⅱ-3275	自然斜面	宗重	美馬市	美馬町		宗重
Ⅱ-3276	自然斜面	上突出	美馬市	美馬町		上突出
Ⅱ-3277	自然斜面	滝宮 (2)	美馬市	美馬町		滝宮
Ⅱ-3278	自然斜面	池ノ浦	美馬市	美馬町		池ノ浦
Ⅱ-3279	自然斜面	中横尾	美馬市	美馬町		中横尾
Ⅱ-3280	自然斜面	東段	美馬市	美馬町		東段
Ⅱ-3281	自然斜面	突出	美馬市	美馬町		下突出
Ⅱ-3282	自然斜面	坊僧 (2)	美馬市	美馬町		坊僧
Ⅱ-3283	自然斜面	坊僧 (3)	美馬市	美馬町		坊僧
Ⅱ-3284	自然斜面	下後谷	美馬市	美馬町		下後谷
Ⅱ-3285	自然斜面	夏弥喜	美馬市	美馬町		夏弥喜
Ⅱ-3286	自然斜面	夏蔵	美馬市	美馬町		夏蔵
Ⅱ-3287	自然斜面	吉水 (1)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3288	自然斜面	吉水 (2)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3289	自然斜面	吉水 (3)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3290	自然斜面	吉水 (4)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3291	自然斜面	山嫁坂 (1)	美馬市	美馬町		山嫁坂
Ⅱ-3292	自然斜面	山嫁坂 (2)	美馬市	美馬町		山嫁坂
Ⅱ-3293	自然斜面	倉尾	美馬市	美馬町		倉尾
Ⅱ-3294	自然斜面	中山	美馬市	美馬町		中山
Ⅱ-3295	自然斜面	中尾 (1)	美馬市	美馬町		中尾
Ⅱ-3296	自然斜面	中尾 (2)	美馬市	美馬町		中尾
Ⅱ-3297	自然斜面	梅尾 (1)	美馬市	美馬町		梅尾

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3298	自然斜面	梅尾 (2)	美馬市	美馬町		梅尾
Ⅱ-3299	自然斜面	坊ヶ谷 (1)	美馬市	美馬町		坊ヶ谷
Ⅱ-3300	自然斜面	坊ヶ谷 (2)	美馬市	美馬町		坊ヶ谷
Ⅱ-3301	自然斜面	坊ヶ谷 (3)	美馬市	美馬町		坊ヶ谷
Ⅱ-3302	自然斜面	北東原	美馬市	美馬町		北東原
Ⅱ-3303	自然斜面	里西屋敷 (1)	美馬市	美馬町		里西屋敷
Ⅱ-3304	自然斜面	里西屋敷 (2)	美馬市	美馬町		里西屋敷
Ⅱ-3305	自然斜面	里西屋敷 (3)	美馬市	美馬町		里西屋敷
Ⅱ-3306	自然斜面	露口 (2)	美馬市	美馬町		露口
Ⅱ-2756	自然斜面	小島 (4)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2757	自然斜面	小島 (5)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2758	自然斜面	小島 (6)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2759	自然斜面	小島 (7)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2760	自然斜面	小島 (8)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2761	自然斜面	小島 (9)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2762	自然斜面	小島 (10)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2763	自然斜面	小島 (11)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2764	自然斜面	小島 (12)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2765	自然斜面	小島 (13)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2766	自然斜面	小島 (14)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2767	自然斜面	小島 (15)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2768	自然斜面	小島 (16)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2769	自然斜面	小島 (17)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2770	自然斜面	小島 (18)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2771	自然斜面	小島 (19)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2772	自然斜面	小島 (20)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2773	自然斜面	小島 (21)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2774	自然斜面	横野 (1)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2775	自然斜面	横野 (2)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2776	自然斜面	横野 (3)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2777	自然斜面	横野 (4)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2778	自然斜面	横野 (5)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2779	自然斜面	横野 (6)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2780	自然斜面	三谷 (12)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2781	自然斜面	三谷 (13)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2782	自然斜面	三谷 (14)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2783	自然斜面	三谷 (15)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2784	自然斜面	三谷 (16)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2785	自然斜面	三谷 (17)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2786	自然斜面	三谷 (18)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2787	自然斜面	三谷 (19)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2788	自然斜面	三谷 (20)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2789	自然斜面	三谷 (21)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2790	自然斜面	三谷 (22)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2791	自然斜面	三谷 (23)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2792	自然斜面	三谷 (24)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2793	自然斜面	三谷 (25)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2794	自然斜面	三谷 (26)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2795	自然斜面	三谷 (27)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2796	自然斜面	三谷 (28)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2797	自然斜面	三谷 (29)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2798	自然斜面	三谷 (30)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2799	自然斜面	三谷 (31)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2800	自然斜面	三谷 (32)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2801	自然斜面	三谷 (33)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2802	自然斜面	三谷 (34)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2803	自然斜面	三谷 (35)	美馬市	穴吹町	三島	三谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2804	自然斜面	三谷 (36)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2805	自然斜面	大重 (1)	美馬市	穴吹町	三島	大重
Ⅱ-2806	自然斜面	大重 (2)	美馬市	穴吹町	三島	大重
Ⅱ-2807	自然斜面	大重 (3)	美馬市	穴吹町	三島	大重
Ⅱ-2808	自然斜面	尾山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2809	自然斜面	尾山 (7)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2810	自然斜面	尾山 (8)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2811	自然斜面	尾山 (9)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2812	自然斜面	尾山 (10)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2813	自然斜面	尾山 (11)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2814	自然斜面	尾山 (12)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2815	自然斜面	尾山 (13)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2816	自然斜面	尾山 (14)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2817	自然斜面	尾山 (15)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2818	自然斜面	尾山 (16)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2819	自然斜面	岡 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡
Ⅱ-2820	自然斜面	戎 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	戎
Ⅱ-2821	自然斜面	西成戸 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
Ⅱ-2822	自然斜面	西成戸 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
Ⅱ-2823	自然斜面	東成戸 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2824	自然斜面	東成戸 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2825	自然斜面	東成戸 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2826	自然斜面	東成戸 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2827	自然斜面	新開 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2828	自然斜面	新開 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2829	自然斜面	新開 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2830	自然斜面	新開 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2831	自然斜面	新開 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2832	自然斜面	新開 (6)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2833	自然斜面	新開 (7)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2834	自然斜面	新開 (8)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2835	自然斜面	新開 (9)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2836	自然斜面	新開 (10)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2837	自然斜面	新開 (12)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2838	自然斜面	田ノ浦	美馬市	穴吹町	穴吹	田ノ浦
Ⅱ-2839	自然斜面	井口 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
Ⅱ-2840	自然斜面	井口 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
Ⅱ-2841	自然斜面	井口 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
Ⅱ-2842	自然斜面	岡の上 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡の上
Ⅱ-2843	自然斜面	遠所 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	遠所
Ⅱ-2844	自然斜面	仙田	美馬市	穴吹町	穴吹	仙田
Ⅱ-2845	自然斜面	川原田	美馬市	穴吹町	穴吹	川原田
Ⅱ-2846	自然斜面	藤野本	美馬市	穴吹町	穴吹	藤野本
Ⅱ-2847	自然斜面	平間 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2848	自然斜面	平間 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2849	自然斜面	平間 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2850	自然斜面	平間 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2851	自然斜面	平間 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2852	自然斜面	池の奥 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
Ⅱ-2853	自然斜面	池の奥 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
Ⅱ-2854	自然斜面	池の奥 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
Ⅱ-2855	自然斜面	奈良坂 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2856	自然斜面	奈良坂 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2857	自然斜面	奈良坂 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2858	自然斜面	奈良坂 (6)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2859	自然斜面	奈良坂 (7)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2860	自然斜面	奈良坂 (8)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2861	自然斜面	馬内 (2)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
Ⅱ-2862	自然斜面	馬内 (3)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
Ⅱ-2863	自然斜面	平野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2864	自然斜面	平野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2865	自然斜面	平野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2866	自然斜面	平野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2867	自然斜面	平野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2868	自然斜面	平野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2869	自然斜面	仕出原 (2)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2870	自然斜面	仕出原 (3)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2871	自然斜面	仕出原 (4)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2872	自然斜面	仕出原 (5)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2873	自然斜面	仕出原 (6)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2874	自然斜面	初草 (4)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2875	自然斜面	初草 (5)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2876	自然斜面	初草 (6)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2877	自然斜面	初草 (7)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2878	自然斜面	丸山 (2)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2879	自然斜面	丸山 (3)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2880	自然斜面	丸山 (4)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2881	自然斜面	丸山 (5)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2882	自然斜面	丸山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2883	自然斜面	中野 (2)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2884	自然斜面	中野 (3)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2885	自然斜面	中野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2886	自然斜面	中野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2887	自然斜面	中野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2888	自然斜面	中野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2889	自然斜面	中野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2890	自然斜面	中野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2891	自然斜面	中野 (10)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2892	自然斜面	中野宮 (1)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2893	自然斜面	中野宮 (2)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2894	自然斜面	中野宮 (3)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2895	自然斜面	中野宮 (4)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2896	自然斜面	中野宮 (5)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2897	自然斜面	中野宮 (6)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2898	自然斜面	中野宮 (7)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2899	自然斜面	中野宮 (8)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2900	自然斜面	中野宮 (9)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2901	自然斜面	中野宮 (10)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2902	自然斜面	中野宮 (11)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2903	自然斜面	中野宮 (12)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2904	自然斜面	中野宮 (13)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2905	自然斜面	中野宮 (14)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2906	自然斜面	中野宮 (15)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2907	自然斜面	中野宮 (16)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2908	自然斜面	中野宮 (17)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2909	自然斜面	中野宮 (18)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2910	自然斜面	中野宮 (19)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2911	自然斜面	中野宮 (20)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2912	自然斜面	中野宮 (21)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2913	自然斜面	中野宮 (22)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2914	自然斜面	中野宮 (23)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2915	自然斜面	西山 (3)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2916	自然斜面	西山 (4)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2917	自然斜面	西山 (5)	美馬市	穴吹町	口山	西山

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2918	自然斜面	西山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2919	自然斜面	西山 (7)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2920	自然斜面	西山 (8)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2921	自然斜面	西山 (9)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2922	自然斜面	西山 (10)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2923	自然斜面	西山 (11)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2924	自然斜面	西山 (12)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2925	自然斜面	西山 (13)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2926	自然斜面	西山 (14)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2927	自然斜面	西山 (15)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2928	自然斜面	西山 (16)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2929	自然斜面	西山 (17)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2930	自然斜面	西山 (18)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2931	自然斜面	西山 (19)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2932	自然斜面	西山 (20)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2933	自然斜面	西山 (21)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2934	自然斜面	西山 (22)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2935	自然斜面	測名 (3)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2936	自然斜面	測名 (4)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2937	自然斜面	測名 (5)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2938	自然斜面	測名 (6)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2939	自然斜面	測名 (7)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2940	自然斜面	測名 (8)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2941	自然斜面	測名 (9)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2942	自然斜面	測名 (10)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2943	自然斜面	測名 (11)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2944	自然斜面	測名 (12)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2945	自然斜面	測名 (13)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2946	自然斜面	測名 (14)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2947	自然斜面	測名 (15)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2948	自然斜面	測名 (16)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2949	自然斜面	測名 (17)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2950	自然斜面	測名 (18)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2951	自然斜面	測名 (19)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2952	自然斜面	測名 (20)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2953	自然斜面	測名 (21)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2954	自然斜面	測名 (22)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2955	自然斜面	測名 (23)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2956	自然斜面	測名 (24)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2957	自然斜面	測名 (25)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2958	自然斜面	測名 (26)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2959	自然斜面	測名 (27)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2960	自然斜面	測名 (28)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2961	自然斜面	測名 (29)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2962	自然斜面	測名 (30)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2963	自然斜面	測名 (31)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2964	自然斜面	測名 (32)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2965	自然斜面	支納 (2)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2966	自然斜面	支納 (3)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2967	自然斜面	支納 (4)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2968	自然斜面	支納 (5)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2969	自然斜面	支納 (6)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2970	自然斜面	支納 (7)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2971	自然斜面	支納 (8)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2972	自然斜面	支納 (9)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2973	自然斜面	支納 (10)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2974	自然斜面	支納 (11)	美馬市	穴吹町	口山	支納

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2975	自然斜面	支納 (12)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2976	自然斜面	寺前 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	寺前
Ⅱ-2977	自然斜面	寺前 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	寺前
Ⅱ-2978	自然斜面	首野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2979	自然斜面	首野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2980	自然斜面	首野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2981	自然斜面	首野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2982	自然斜面	首野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2983	自然斜面	首野 (10)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2984	自然斜面	首野 (11)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2985	自然斜面	首野 (12)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2986	自然斜面	首野 (13)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2987	自然斜面	首野 (14)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2988	自然斜面	首野 (15)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2989	自然斜面	首野 (16)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2990	自然斜面	首野 (17)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2991	自然斜面	田方 (1)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2992	自然斜面	田方 (2)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2993	自然斜面	田方 (3)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2994	自然斜面	田方 (4)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2995	自然斜面	田方 (5)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2996	自然斜面	田方 (6)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2997	自然斜面	田方 (7)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2998	自然斜面	田方 (8)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2999	自然斜面	田方 (9)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-3000	自然斜面	田方 (10)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-3001	自然斜面	田方 (11)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-3002	自然斜面	梶山 (2)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3003	自然斜面	梶山 (3)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3004	自然斜面	梶山 (4)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3005	自然斜面	梶山 (5)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3006	自然斜面	梶山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3007	自然斜面	梶山 (7)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3008	自然斜面	梶山 (8)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3009	自然斜面	梶山 (9)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3010	自然斜面	梶山 (10)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3011	自然斜面	梶山 (11)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3012	自然斜面	梶山 (12)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3013	自然斜面	梶山 (13)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3014	自然斜面	梶山 (14)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3015	自然斜面	梶山 (15)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3016	自然斜面	調子野 (2)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3017	自然斜面	調子野 (3)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3018	自然斜面	調子野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3019	自然斜面	調子野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3020	自然斜面	調子野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3021	自然斜面	調子野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3022	自然斜面	調子野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3023	自然斜面	調子野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3024	自然斜面	調子野 (10)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3025	自然斜面	調子野 (11)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3026	自然斜面	調子野 (12)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3027	自然斜面	調子野 (13)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3028	自然斜面	猿飼 (1)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3029	自然斜面	猿飼 (2)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3030	自然斜面	猿飼 (3)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3031	自然斜面	猿飼 (4)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3032	自然斜面	猿飼 (5)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3033	自然斜面	猿飼 (6)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3034	自然斜面	宮内 (3)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3035	自然斜面	宮内 (4)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3036	自然斜面	宮内 (5)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3037	自然斜面	宮内 (6)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3038	自然斜面	古宮 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3039	自然斜面	知野 (3)	美馬市	穴吹町	口山	知野
Ⅱ-3040	自然斜面	知野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	知野
Ⅱ-3041	自然斜面	新名	美馬市	穴吹町	古宮	新名
Ⅱ-3042	自然斜面	大内 (4)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3043	自然斜面	大内 (5)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3044	自然斜面	大内 (6)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3045	自然斜面	大内 (7)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3046	自然斜面	大内 (8)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3047	自然斜面	大内 (9)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3048	自然斜面	大内 (10)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3049	自然斜面	大内 (11)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3050	自然斜面	生子屋敷 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	生子屋敷
Ⅱ-3051	自然斜面	生子屋敷 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	生子屋敷
Ⅱ-3052	自然斜面	川瀬 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3053	自然斜面	川瀬 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3054	自然斜面	川瀬 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3055	自然斜面	川瀬 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3056	自然斜面	大平 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3057	自然斜面	大内 (3)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3058	自然斜面	大平 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3059	自然斜面	大平 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3060	自然斜面	大平 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3061	自然斜面	大平 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3062	自然斜面	大平 (7)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3063	自然斜面	大平 (8)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3064	自然斜面	大平 (9)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3065	自然斜面	半平 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3066	自然斜面	半平 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3067	自然斜面	半平 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3068	自然斜面	半平 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3069	自然斜面	半平 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3070	自然斜面	半平 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3071	自然斜面	半平 (7)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3072	自然斜面	半平 (8)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3073	自然斜面	長尾 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3074	自然斜面	長尾 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3075	自然斜面	長尾 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3076	自然斜面	長尾 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3077	自然斜面	長尾 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3078	自然斜面	長尾 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3079	自然斜面	長尾 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3080	自然斜面	長尾 (7)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3081	自然斜面	長尾 (8)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3082	自然斜面	北又 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3083	自然斜面	北又 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3084	自然斜面	北又 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3085	自然斜面	北又 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3086	自然斜面	北又 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3087	自然斜面	北又 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3088	自然斜面	葛生 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3089	自然斜面	葛生 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3090	自然斜面	葛生 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3091	自然斜面	葛生 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3092	自然斜面	葛生 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3093	自然斜面	喜来 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	喜来
Ⅱ-3094	自然斜面	喜来 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	喜来
Ⅱ-3095	自然斜面	田野内 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
Ⅱ-3096	自然斜面	田野内 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
Ⅱ-3097	自然斜面	田野内 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
Ⅱ-3098	自然斜面	内田 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3099	自然斜面	内田 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3100	自然斜面	内田 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3101	自然斜面	内田 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3102	自然斜面	内田 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3103	自然斜面	内田 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3104	自然斜面	平谷 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	平谷
Ⅱ-3105	自然斜面	平谷 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	平谷
Ⅱ-2543	自然斜面	葛尾 (1)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2544	自然斜面	葛尾 (2)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2545	自然斜面	葛尾 (3)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2546	自然斜面	葛尾 (4)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2547	自然斜面	かごみ	美馬市	木屋平村		かごみ
Ⅱ-2548	自然斜面	けやきひら (1)	美馬市	木屋平村		けやきひら
Ⅱ-2549	自然斜面	けやきひら (2)	美馬市	木屋平村		けやきひら
Ⅱ-2550	自然斜面	檜原 (4)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2551	自然斜面	檜原 (5)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2552	自然斜面	檜原 (6)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2553	自然斜面	檜原 (7)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2554	自然斜面	檜原 (8)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2555	自然斜面	檜原 (9)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2556	自然斜面	檜原 (10)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2557	自然斜面	檜原 (11)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2558	自然斜面	檜原 (12)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2559	自然斜面	檜原 (13)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2560	自然斜面	檜原 (14)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2561	自然斜面	檜原 (15)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2562	自然斜面	檜原 (16)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2563	自然斜面	檜原 (17)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2564	自然斜面	檜原 (18)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2565	自然斜面	檜原 (19)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2566	自然斜面	檜原 (20)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2567	自然斜面	檜原 (21)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2568	自然斜面	向檜原 (1)	美馬市	木屋平村		向檜原
Ⅱ-2569	自然斜面	向檜原 (2)	美馬市	木屋平村		向檜原
Ⅱ-2570	自然斜面	桑柄	美馬市	木屋平村		桑柄
Ⅱ-2571	自然斜面	杖谷 (1)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2572	自然斜面	杖谷 (2)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2573	自然斜面	杖谷 (3)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2574	自然斜面	杖谷 (4)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2575	自然斜面	尾山 (1)	美馬市	木屋平村		尾山
Ⅱ-2576	自然斜面	尾山 (2)	美馬市	木屋平村		尾山
Ⅱ-2577	自然斜面	市初 (2)	美馬市	木屋平村		市初
Ⅱ-2578	自然斜面	菅蔵 (1)	美馬市	木屋平村		菅蔵
Ⅱ-2579	自然斜面	菅蔵 (2)	美馬市	木屋平村		菅蔵
Ⅱ-2580	自然斜面	二戸 (1)	美馬市	木屋平村		二戸
Ⅱ-2581	自然斜面	二戸 (2)	美馬市	木屋平村		二戸
Ⅱ-2582	自然斜面	二戸 (3)	美馬市	木屋平村		二戸

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2583	自然斜面	びやがいち	美馬市	木屋平村		びやがいち
Ⅱ-2584	自然斜面	貢(1)	美馬市	木屋平村		貢
Ⅱ-2585	自然斜面	貢(2)	美馬市	木屋平村		貢
Ⅱ-2586	自然斜面	今丸(2)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2587	自然斜面	今丸(3)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2588	自然斜面	今丸(4)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2589	自然斜面	今丸(5)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2590	自然斜面	三ツ木(4)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2591	自然斜面	三ツ木(5)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2592	自然斜面	三ツ木(6)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2593	自然斜面	三ツ木(7)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2594	自然斜面	三ツ木(8)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2595	自然斜面	三ツ木(9)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2596	自然斜面	小日浦(1)	美馬市	木屋平村		小日浦
Ⅱ-2597	自然斜面	小日浦(2)	美馬市	木屋平村		小日浦
Ⅱ-2598	自然斜面	小日浦(3)	美馬市	木屋平村		小日浦
Ⅱ-2599	自然斜面	南張(2)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2600	自然斜面	南張(3)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2601	自然斜面	南張(4)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2602	自然斜面	南張(5)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2603	自然斜面	南張(6)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2604	自然斜面	南張(7)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2605	自然斜面	南張(8)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2606	自然斜面	南張(9)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2607	自然斜面	南張(10)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2608	自然斜面	大北(2)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2609	自然斜面	大北(3)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2610	自然斜面	大北(4)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2611	自然斜面	大北(5)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2612	自然斜面	大北(6)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2613	自然斜面	大北(7)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2614	自然斜面	大北(8)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2615	自然斜面	大北(9)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2616	自然斜面	大北(10)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2617	自然斜面	大北(11)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2618	自然斜面	大北(12)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2619	自然斜面	大北(13)	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2620	自然斜面	川井(6)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2621	自然斜面	川井(7)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2622	自然斜面	川井(8)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2623	自然斜面	川井(9)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2624	自然斜面	川井(10)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2625	自然斜面	川井(11)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2626	自然斜面	川井(12)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2627	自然斜面	川井(13)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2628	自然斜面	川井(14)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2629	自然斜面	川井(15)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2630	自然斜面	川井(16)	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2631	自然斜面	麻衣(1)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2632	自然斜面	麻衣(2)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2633	自然斜面	麻衣(3)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2634	自然斜面	麻衣(4)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2635	自然斜面	麻衣(5)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2636	自然斜面	麻衣(6)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2637	自然斜面	麻衣(7)	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2638	自然斜面	櫟の木(2)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2639	自然斜面	櫟の木(3)	美馬市	木屋平村		櫟の木

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2640	自然斜面	櫟の木 (4)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2641	自然斜面	櫟の木 (5)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2642	自然斜面	櫟の木 (6)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2643	自然斜面	櫟の木 (7)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2644	自然斜面	櫟の木 (8)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2645	自然斜面	櫟の木 (9)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2646	自然斜面	下名 (2)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2647	自然斜面	下名 (3)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2648	自然斜面	下名 (4)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2649	自然斜面	下名 (5)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2650	自然斜面	下名 (6)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2651	自然斜面	下名 (7)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2652	自然斜面	竹尾 (1)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2653	自然斜面	竹尾 (2)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2654	自然斜面	竹尾 (3)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2655	自然斜面	竹尾 (4)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2656	自然斜面	竹尾 (5)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2657	自然斜面	八幡 (1)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2658	自然斜面	八幡 (2)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2659	自然斜面	八幡 (3)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2660	自然斜面	八幡 (4)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2661	自然斜面	八幡 (5)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2662	自然斜面	八幡 (6)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2663	自然斜面	八幡 (7)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2664	自然斜面	八幡 (8)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2665	自然斜面	八幡 (9)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2666	自然斜面	弓道 (3)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2667	自然斜面	弓道 (4)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2668	自然斜面	弓道 (5)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2669	自然斜面	弓道 (6)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2670	自然斜面	弓道 (7)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2671	自然斜面	弓道 (8)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2672	自然斜面	弓道 (9)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2673	自然斜面	弓道 (10)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2674	自然斜面	弓道 (11)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2675	自然斜面	弓道 (12)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2676	自然斜面	森遠 (4)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2677	自然斜面	森遠 (5)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2678	自然斜面	森遠 (6)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2679	自然斜面	森遠 (7)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2680	自然斜面	森遠 (8)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2681	自然斜面	森遠 (9)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2682	自然斜面	森遠 (10)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2683	自然斜面	森遠 (11)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2684	自然斜面	森遠 (12)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2685	自然斜面	森遠 (13)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2686	自然斜面	森遠 (14)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2687	自然斜面	森遠 (15)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2688	自然斜面	森遠 (16)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2689	自然斜面	森遠 (17)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2690	自然斜面	森遠 (18)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2691	自然斜面	森遠 (19)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2692	自然斜面	森遠 (20)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2693	自然斜面	森遠 (21)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2694	自然斜面	森遠 (22)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2695	自然斜面	森遠 (23)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2696	自然斜面	森遠 (24)	美馬市	木屋平村		森遠

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2697	自然斜面	森遠 (25)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2698	自然斜面	森遠 (26)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2699	自然斜面	森遠 (27)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2700	自然斜面	谷口 (4)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2701	自然斜面	谷口 (5)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2702	自然斜面	谷口 (6)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2703	自然斜面	谷口 (7)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2704	自然斜面	谷口 (8)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2705	自然斜面	谷口 (9)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2706	自然斜面	谷口 (10)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2707	自然斜面	谷口 (11)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2708	自然斜面	谷口 (12)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2709	自然斜面	谷口 (13)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2710	自然斜面	谷口カケ (1)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2711	自然斜面	谷口カケ (2)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2712	自然斜面	谷口カケ (3)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2713	自然斜面	谷口カケ (4)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2714	自然斜面	谷口カケ (5)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2715	自然斜面	谷口カケ (6)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2716	自然斜面	太合 (5)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2717	自然斜面	太合 (6)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2718	自然斜面	太合 (7)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2719	自然斜面	太合 (8)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2720	自然斜面	太合 (9)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2721	自然斜面	太合 (10)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2722	自然斜面	太合 (11)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2723	自然斜面	太合 (12)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2724	自然斜面	太合 (13)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2725	自然斜面	太合 (14)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2726	自然斜面	太合 (15)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2727	自然斜面	太合 (16)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2728	自然斜面	太合 (17)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2729	自然斜面	太合 (18)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2730	自然斜面	太合 (19)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2731	自然斜面	太合 (20)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2732	自然斜面	太合 (21)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2733	自然斜面	太合 (22)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2734	自然斜面	太合 (23)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2735	自然斜面	太合 (24)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2736	自然斜面	太合 (25)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2737	自然斜面	太合カケ (1)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2738	自然斜面	太合カケ (2)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2739	自然斜面	太合カケ (3)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2740	自然斜面	太合カケ (4)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2741	自然斜面	川上 (5)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2742	自然斜面	川上 (6)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2743	自然斜面	川上 (7)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2744	自然斜面	川上 (8)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2745	自然斜面	川上 (9)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2746	自然斜面	川上 (10)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2747	自然斜面	川上 (11)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2748	自然斜面	川上 (12)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2749	自然斜面	川上 (13)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2750	自然斜面	川上 (14)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2751	自然斜面	川上 (15)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2752	自然斜面	川上 (16)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2753	自然斜面	川上 (17)	美馬市	木屋平村		川上

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2754	自然斜面	川上カケ (1)	美馬市	木屋平村		川上カケ
Ⅱ-2755	自然斜面	川上カケ (2)	美馬市	木屋平村		川上カケ
Ⅱ-1547	自然斜面	東毛田 (2)	つるぎ町	半田町		東毛田
Ⅱ-1548	自然斜面	松生 (3)	つるぎ町	半田町		松生
Ⅱ-1549	自然斜面	松生 (4)	つるぎ町	半田町		松生
Ⅱ-1550	自然斜面	中藪 (4)	つるぎ町	半田町		中藪
Ⅱ-1551	自然斜面	逢坂 (2)	つるぎ町	半田町		逢坂
Ⅱ-1552	自然斜面	小野 (4)	つるぎ町	半田町		小野
Ⅱ-1553	自然斜面	小野 (5)	つるぎ町	半田町		小野
Ⅱ-1554	自然斜面	小野 (6)	つるぎ町	半田町		小野
Ⅱ-1555	自然斜面	小野 (7)	つるぎ町	半田町		小野
Ⅱ-1556	自然斜面	小野 (8)	つるぎ町	半田町		小野
Ⅱ-1557	自然斜面	田井 (6)	つるぎ町	半田町		田井
Ⅱ-1558	自然斜面	田井 (7)	つるぎ町	半田町		田井
Ⅱ-1559	自然斜面	田井 (8)	つるぎ町	半田町		田井
Ⅱ-1560	自然斜面	田井 (9)	つるぎ町	半田町		田井
Ⅱ-1561	自然斜面	田井 (10)	つるぎ町	半田町		田井
Ⅱ-1562	自然斜面	田井 (11)	つるぎ町	半田町		田井
Ⅱ-1563	自然斜面	東久保 (3)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1564	自然斜面	東久保 (4)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1565	自然斜面	東久保 (5)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1566	自然斜面	東久保 (6)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1567	自然斜面	東久保 (7)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1568	自然斜面	東久保 (8)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1569	自然斜面	東久保 (9)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1570	自然斜面	東久保 (10)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1571	自然斜面	東久保 (11)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1572	自然斜面	東久保 (12)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1573	自然斜面	東久保 (13)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1574	自然斜面	東久保 (14)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1575	自然斜面	東久保 (15)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1576	自然斜面	東久保 (16)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1577	自然斜面	東久保 (17)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1578	自然斜面	東久保 (18)	つるぎ町	半田町		東久保
Ⅱ-1579	自然斜面	木ノ内 (3)	つるぎ町	半田町		木ノ内
Ⅱ-1580	自然斜面	日浦 (6)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1581	自然斜面	日浦 (7)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1582	自然斜面	日浦 (8)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1583	自然斜面	日浦 (9)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1584	自然斜面	日浦 (10)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1585	自然斜面	日浦 (11)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1586	自然斜面	日浦 (12)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1587	自然斜面	日浦 (13)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1588	自然斜面	日浦 (14)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1589	自然斜面	日浦 (15)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1590	自然斜面	日浦 (16)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1591	自然斜面	日浦 (17)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1592	自然斜面	日浦 (18)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1593	自然斜面	日浦 (19)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1594	自然斜面	日浦 (20)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1595	自然斜面	日浦 (21)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1596	自然斜面	日浦 (22)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1597	自然斜面	日浦 (23)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1598	自然斜面	日浦 (24)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1599	自然斜面	日浦 (25)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1600	自然斜面	日浦 (26)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1601	自然斜面	日浦 (27)	つるぎ町	半田町		日浦

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1602	自然斜面	日浦 (28)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1603	自然斜面	日浦 (29)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1604	自然斜面	日浦 (30)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1605	自然斜面	日浦 (31)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1606	自然斜面	日浦 (32)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1607	自然斜面	日浦 (33)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1608	自然斜面	日浦 (34)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1609	自然斜面	日浦 (35)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1610	自然斜面	日浦 (36)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1611	自然斜面	日浦 (37)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1612	自然斜面	日浦 (38)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1613	自然斜面	日浦 (39)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1614	自然斜面	日浦 (40)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1615	自然斜面	日浦 (41)	つるぎ町	半田町		日浦
Ⅱ-1616	自然斜面	蔭名 (2)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1617	自然斜面	蔭名 (3)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1618	自然斜面	蔭名 (4)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1619	自然斜面	蔭名 (5)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1620	自然斜面	蔭名 (6)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1621	自然斜面	蔭名 (7)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1622	自然斜面	蔭名 (8)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1623	自然斜面	蔭名 (9)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1624	自然斜面	蔭名 (10)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1625	自然斜面	蔭名 (11)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1626	自然斜面	蔭名 (12)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1627	自然斜面	蔭名 (13)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1628	自然斜面	蔭名 (14)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1629	自然斜面	蔭名 (15)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1630	自然斜面	蔭名 (16)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1631	自然斜面	蔭名 (17)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1632	自然斜面	蔭名 (18)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1633	自然斜面	蔭名 (19)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1634	自然斜面	蔭名 (20)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1635	自然斜面	蔭名 (21)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1636	自然斜面	蔭名 (22)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1637	自然斜面	蔭名 (23)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1638	自然斜面	蔭名 (24)	つるぎ町	半田町		蔭名
Ⅱ-1639	自然斜面	西久保 (3)	つるぎ町	半田町		西久保
Ⅱ-1640	自然斜面	西久保 (4)	つるぎ町	半田町		西久保
Ⅱ-1641	自然斜面	西久保 (5)	つるぎ町	半田町		西久保
Ⅱ-1642	自然斜面	西久保 (6)	つるぎ町	半田町		西久保
Ⅱ-1643	自然斜面	西久保 (7)	つるぎ町	半田町		西久保
Ⅱ-1644	自然斜面	西久保 (8)	つるぎ町	半田町		西久保
Ⅱ-1645	自然斜面	一ノ瀬	つるぎ町	半田町		一ノ瀬
Ⅱ-1646	自然斜面	平良石 (2)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1647	自然斜面	平良石 (3)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1648	自然斜面	平良石 (4)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1649	自然斜面	平良石 (5)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1650	自然斜面	平良石 (6)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1651	自然斜面	平良石 (7)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1652	自然斜面	平良石 (8)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1653	自然斜面	平良石 (9)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1654	自然斜面	平良石 (10)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1655	自然斜面	平良石 (11)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1656	自然斜面	平良石 (12)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1657	自然斜面	平良石 (13)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1658	自然斜面	平良石 (14)	つるぎ町	半田町		平良石

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1659	自然斜面	平良石 (15)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1660	自然斜面	平良石 (16)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1661	自然斜面	平良石 (17)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1662	自然斜面	平良石 (18)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1663	自然斜面	平良石 (19)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1664	自然斜面	平良石 (20)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1665	自然斜面	平良石 (21)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1666	自然斜面	平良石 (22)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1667	自然斜面	平良石 (23)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1668	自然斜面	平良石 (24)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1669	自然斜面	平良石 (25)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1670	自然斜面	平良石 (26)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1671	自然斜面	平良石 (27)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1672	自然斜面	平良石 (28)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1673	自然斜面	平良石 (29)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1674	自然斜面	平良石 (30)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1675	自然斜面	平良石 (31)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1676	自然斜面	平良石 (32)	つるぎ町	半田町		平良石
Ⅱ-1677	自然斜面	京都 (1)	つるぎ町	半田町		京都
Ⅱ-1678	自然斜面	京都 (2)	つるぎ町	半田町		京都
Ⅱ-1679	自然斜面	京都 (3)	つるぎ町	半田町		京都
Ⅱ-1680	自然斜面	白石 (3)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1681	自然斜面	白石 (4)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1682	自然斜面	白石 (5)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1683	自然斜面	白石 (6)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1684	自然斜面	白石 (7)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1685	自然斜面	白石 (8)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1686	自然斜面	白石 (9)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1687	自然斜面	白石 (10)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1688	自然斜面	白石 (11)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1689	自然斜面	白石 (12)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1690	自然斜面	白石 (13)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1691	自然斜面	白石 (14)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1692	自然斜面	白石 (15)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1693	自然斜面	白石 (16)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1694	自然斜面	白石 (17)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1695	自然斜面	白石 (18)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1696	自然斜面	白石 (19)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1697	自然斜面	白石 (20)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1698	自然斜面	白石 (21)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1699	自然斜面	白石 (22)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1700	自然斜面	白石 (23)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1701	自然斜面	白石 (24)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1702	自然斜面	白石 (25)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1703	自然斜面	白石 (26)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1704	自然斜面	白石 (27)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1705	自然斜面	白石 (28)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1706	自然斜面	白石 (29)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1707	自然斜面	白石 (30)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1708	自然斜面	白石 (31)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1709	自然斜面	白石 (32)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1710	自然斜面	白石 (33)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1711	自然斜面	白石 (34)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1712	自然斜面	白石 (35)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1713	自然斜面	白石 (36)	つるぎ町	半田町		白石
Ⅱ-1714	自然斜面	下竹 (5)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1715	自然斜面	下竹 (6)	つるぎ町	半田町		下竹



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1716	自然斜面	下竹 (7)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1717	自然斜面	下竹 (8)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1718	自然斜面	下竹 (9)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1719	自然斜面	下竹 (10)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1720	自然斜面	下竹 (11)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1721	自然斜面	下竹 (12)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1722	自然斜面	下竹 (13)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1723	自然斜面	下竹 (14)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1724	自然斜面	下竹 (15)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1725	自然斜面	下竹 (16)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1726	自然斜面	下竹 (17)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1727	自然斜面	下竹 (18)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1728	自然斜面	下竹 (19)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1729	自然斜面	下竹 (20)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1730	自然斜面	下竹 (21)	つるぎ町	半田町		下竹
Ⅱ-1731	自然斜面	日開野 (4)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1732	自然斜面	日開野 (5)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1733	自然斜面	日開野 (6)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1734	自然斜面	日開野 (7)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1735	自然斜面	日開野 (8)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1736	自然斜面	日開野 (9)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1737	自然斜面	日開野 (10)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1738	自然斜面	日開野 (11)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1739	自然斜面	日開野 (12)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1740	自然斜面	日開野 (13)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1741	自然斜面	日開野 (14)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1742	自然斜面	日開野 (15)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1743	自然斜面	日開野 (16)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1744	自然斜面	日開野 (17)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1745	自然斜面	日開野 (18)	つるぎ町	半田町		日開野
Ⅱ-1746	自然斜面	川又 (2)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1747	自然斜面	川又 (3)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1748	自然斜面	高清 (4)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1749	自然斜面	高清 (5)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1750	自然斜面	高清 (6)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1751	自然斜面	高清 (7)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1752	自然斜面	高清 (8)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1753	自然斜面	高清 (9)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1754	自然斜面	高清 (10)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1755	自然斜面	高清 (11)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1756	自然斜面	高清 (12)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1757	自然斜面	高清 (13)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1758	自然斜面	高清 (14)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1759	自然斜面	高清 (16)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1760	自然斜面	高清 (17)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1761	自然斜面	高清 (18)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1762	自然斜面	高清 (19)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1763	自然斜面	高清 (20)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1764	自然斜面	高清 (21)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1765	自然斜面	高清 (22)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1766	自然斜面	高清 (23)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1767	自然斜面	高清 (24)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1768	自然斜面	高清 (25)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1769	自然斜面	高清 (26)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1770	自然斜面	高清 (27)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1771	自然斜面	高清 (28)	つるぎ町	半田町		高清
Ⅱ-1772	自然斜面	高清 (29)	つるぎ町	半田町		高清

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1773	自然斜面	青野 (2)	つるぎ町	半田町		青野
Ⅱ-1774	自然斜面	青野 (3)	つるぎ町	半田町		青野
Ⅱ-1775	自然斜面	青野 (4)	つるぎ町	半田町		青野
Ⅱ-1776	自然斜面	青野 (5)	つるぎ町	半田町		青野
Ⅱ-1777	自然斜面	下尾尻 (5)	つるぎ町	半田町		下尾尻
Ⅱ-1778	自然斜面	下尾尻 (6)	つるぎ町	半田町		下尾尻
Ⅱ-1779	自然斜面	下尾尻 (7)	つるぎ町	半田町		下尾尻
Ⅱ-1780	自然斜面	下尾尻 (8)	つるぎ町	半田町		下尾尻
Ⅱ-1781	自然斜面	坂根 (4)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1782	自然斜面	坂根 (5)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1783	自然斜面	坂根 (6)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1784	自然斜面	坂根 (7)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1785	自然斜面	坂根 (8)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1786	自然斜面	坂根 (9)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1787	自然斜面	坂根 (10)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1788	自然斜面	坂根 (11)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1789	自然斜面	坂根 (12)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1790	自然斜面	坂根 (13)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1791	自然斜面	坂根 (14)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1792	自然斜面	坂根 (15)	つるぎ町	半田町		坂根
Ⅱ-1793	自然斜面	小井野	つるぎ町	半田町		小井野
Ⅱ-1794	自然斜面	上連 (3)	つるぎ町	半田町		上連
Ⅱ-1795	自然斜面	上連 (4)	つるぎ町	半田町		上連
Ⅱ-1796	自然斜面	上連 (5)	つるぎ町	半田町		上連
Ⅱ-1797	自然斜面	上連 (6)	つるぎ町	半田町		上連
Ⅱ-1798	自然斜面	上連 (7)	つるぎ町	半田町		上連
Ⅱ-1799	自然斜面	上連 (8)	つるぎ町	半田町		上連
Ⅱ-1800	自然斜面	折坂 (1)	つるぎ町	半田町		折坂
Ⅱ-1801	自然斜面	折坂 (2)	つるぎ町	半田町		折坂
Ⅱ-1802	自然斜面	日谷尾 (2)	つるぎ町	半田町		日谷尾
Ⅱ-1803	自然斜面	日谷尾 (3)	つるぎ町	半田町		日谷尾
Ⅱ-1804	自然斜面	日谷尾 (4)	つるぎ町	半田町		日谷尾
Ⅱ-1805	自然斜面	日谷尾 (5)	つるぎ町	半田町		日谷尾
Ⅱ-1806	自然斜面	下喜来 (5)	つるぎ町	半田町		下喜来
Ⅱ-1807	自然斜面	下喜来 (6)	つるぎ町	半田町		下喜来
Ⅱ-1808	自然斜面	下喜来 (7)	つるぎ町	半田町		下喜来
Ⅱ-1809	自然斜面	下喜来 (8)	つるぎ町	半田町		下喜来
Ⅱ-1810	自然斜面	上喜来 (3)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1811	自然斜面	上喜来 (4)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1812	自然斜面	上喜来 (5)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1813	自然斜面	上喜来 (6)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1814	自然斜面	上喜来 (7)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1815	自然斜面	上喜来 (8)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1816	自然斜面	上喜来 (9)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1817	自然斜面	上喜来 (10)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1818	自然斜面	上喜来 (11)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1819	自然斜面	上喜来 (12)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1820	自然斜面	上喜来 (13)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1821	自然斜面	上喜来 (14)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1822	自然斜面	上喜来 (15)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1823	自然斜面	上喜来 (16)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1824	自然斜面	上喜来 (17)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1825	自然斜面	上喜来 (18)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1826	自然斜面	上喜来 (19)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1827	自然斜面	上喜来 (20)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1828	自然斜面	上喜来 (21)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1829	自然斜面	上喜来 (22)	つるぎ町	半田町		上喜来

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1830	自然斜面	上喜来 (23)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1831	自然斜面	上喜来 (24)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1832	自然斜面	上喜来 (25)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1833	自然斜面	上喜来 (26)	つるぎ町	半田町		上喜来
Ⅱ-1834	自然斜面	猿飼 (3)	つるぎ町	半田町		猿飼
Ⅱ-1835	自然斜面	猿飼 (4)	つるぎ町	半田町		猿飼
Ⅱ-1836	自然斜面	猿飼 (5)	つるぎ町	半田町		猿飼
Ⅱ-1837	自然斜面	佐古戸 (2)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1838	自然斜面	佐古戸 (3)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1839	自然斜面	佐古戸 (4)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1840	自然斜面	佐古戸 (5)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1841	自然斜面	佐古戸 (6)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1842	自然斜面	佐古戸 (7)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1843	自然斜面	佐古戸 (8)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1844	自然斜面	佐古戸 (9)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1845	自然斜面	佐古戸 (10)	つるぎ町	半田町		佐古戸
Ⅱ-1846	自然斜面	万才 (2)	つるぎ町	半田町		万才
Ⅱ-1847	自然斜面	万才 (3)	つるぎ町	半田町		万才
Ⅱ-1848	自然斜面	紙屋 (4)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1849	自然斜面	紙屋 (5)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1850	自然斜面	紙屋 (6)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1851	自然斜面	紙屋 (7)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1852	自然斜面	紙屋 (8)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1853	自然斜面	紙屋 (9)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1854	自然斜面	紙屋 (10)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1855	自然斜面	紙屋 (11)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1856	自然斜面	紙屋 (12)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1857	自然斜面	紙屋 (13)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1858	自然斜面	紙屋 (14)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1859	自然斜面	紙屋 (15)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1860	自然斜面	紙屋 (16)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1861	自然斜面	紙屋 (17)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1862	自然斜面	紙屋 (18)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1863	自然斜面	紙屋 (19)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1864	自然斜面	紙屋 (20)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1865	自然斜面	紙屋 (21)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1866	自然斜面	紙屋 (22)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1867	自然斜面	紙屋 (23)	つるぎ町	半田町		紙屋
Ⅱ-1868	自然斜面	中熊 (5)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1869	自然斜面	中熊 (6)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1870	自然斜面	中熊 (7)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1871	自然斜面	中熊 (8)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1872	自然斜面	中熊 (9)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1873	自然斜面	中熊 (10)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1874	自然斜面	中熊 (11)	つるぎ町	半田町		中熊
Ⅱ-1875	自然斜面	檜尾 (1)	つるぎ町	半田町		檜尾
Ⅱ-1876	自然斜面	檜尾 (2)	つるぎ町	半田町		檜尾
Ⅱ-1877	自然斜面	檜尾 (3)	つるぎ町	半田町		檜尾
Ⅱ-1878	自然斜面	檜尾 (4)	つるぎ町	半田町		檜尾
Ⅱ-1879	自然斜面	葛城 (2)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1880	自然斜面	葛城 (3)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1881	自然斜面	葛城 (4)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1882	自然斜面	葛城 (5)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1883	自然斜面	葛城 (6)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1884	自然斜面	葛城 (7)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1885	自然斜面	葛城 (8)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1886	自然斜面	葛城 (9)	つるぎ町	半田町		葛城

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1887	自然斜面	葛城 (10)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1888	自然斜面	葛城 (11)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1889	自然斜面	葛城 (12)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1890	自然斜面	葛城 (13)	つるぎ町	半田町		葛城
Ⅱ-1891	自然斜面	長野 (2)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1892	自然斜面	長野 (3)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1893	自然斜面	長野 (4)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1894	自然斜面	長野 (5)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1895	自然斜面	長野 (6)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1896	自然斜面	長野 (7)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1897	自然斜面	長野 (8)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1898	自然斜面	長野 (9)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1899	自然斜面	長野 (10)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1900	自然斜面	長野 (11)	つるぎ町	半田町		長野
Ⅱ-1901	自然斜面	小谷 (2)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1902	自然斜面	小谷 (3)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1903	自然斜面	小谷 (4)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1904	自然斜面	小谷 (5)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1905	自然斜面	小谷 (6)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1906	自然斜面	小谷 (7)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1907	自然斜面	小谷 (8)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1908	自然斜面	小谷 (9)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1909	自然斜面	小谷 (10)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1910	自然斜面	小谷 (11)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1911	自然斜面	小谷 (12)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1912	自然斜面	小谷 (13)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1913	自然斜面	小谷 (14)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1914	自然斜面	小谷 (15)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1915	自然斜面	小谷 (16)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1916	自然斜面	小谷 (17)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1917	自然斜面	小谷 (18)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1918	自然斜面	小谷 (19)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1919	自然斜面	小谷 (20)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1920	自然斜面	小谷 (21)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1921	自然斜面	小谷 (22)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1922	自然斜面	小谷 (23)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-1923	自然斜面	小谷 (24)	つるぎ町	半田町		小谷
Ⅱ-2148	自然斜面	東 (1)	つるぎ町	貞光町	太田	東
Ⅱ-2149	自然斜面	東 (2)	つるぎ町	貞光町	太田	東
Ⅱ-2150	自然斜面	東 (3)	つるぎ町	貞光町	太田	東
Ⅱ-2151	自然斜面	東 (4)	つるぎ町	貞光町	太田	東
Ⅱ-2152	自然斜面	東 (5)	つるぎ町	貞光町	太田	東
Ⅱ-2153	自然斜面	東 (6)	つるぎ町	貞光町	太田	東
Ⅱ-2154	自然斜面	僧地 (1)	つるぎ町	貞光町	太田	僧地
Ⅱ-2155	自然斜面	僧地 (2)	つるぎ町	貞光町	太田	僧地
Ⅱ-2156	自然斜面	僧地 (3)	つるぎ町	貞光町	太田	僧地
Ⅱ-2157	自然斜面	僧地 (4)	つるぎ町	貞光町	太田	僧地
Ⅱ-2158	自然斜面	僧地 (5)	つるぎ町	貞光町	太田	僧地
Ⅱ-2159	自然斜面	江ノ脇 (2)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2160	自然斜面	江ノ脇 (3)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2161	自然斜面	江ノ脇 (4)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2162	自然斜面	江ノ脇 (5)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2163	自然斜面	江ノ脇 (6)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2164	自然斜面	江ノ脇 (7)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2165	自然斜面	江ノ脇 (8)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2166	自然斜面	江ノ脇 (9)	つるぎ町	貞光町	太田	江ノ脇
Ⅱ-2167	自然斜面	宮内 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2168	自然斜面	宮内 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2169	自然斜面	宮内 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2170	自然斜面	宮内 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2171	自然斜面	宮内 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2172	自然斜面	宮内 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2173	自然斜面	宮内 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2174	自然斜面	宮内 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2175	自然斜面	宮内 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2176	自然斜面	宮内 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2177	自然斜面	宮内 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2178	自然斜面	宮内 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2179	自然斜面	宮内 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2180	自然斜面	宮内 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2181	自然斜面	宮内 (17)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2182	自然斜面	宮内 (18)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2183	自然斜面	宮内 (19)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2184	自然斜面	宮内 (20)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2185	自然斜面	宮内 (21)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2186	自然斜面	宮内 (22)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2187	自然斜面	宮内 (23)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2188	自然斜面	宮内 (24)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2189	自然斜面	宮内 (25)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2190	自然斜面	宮内 (26)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2191	自然斜面	宮内 (27)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2192	自然斜面	宮内 (28)	つるぎ町	貞光町	端山	宮内
Ⅱ-2193	自然斜面	西山 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
Ⅱ-2194	自然斜面	西山 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
Ⅱ-2195	自然斜面	西山 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
Ⅱ-2196	自然斜面	西山 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
Ⅱ-2197	自然斜面	西山 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	西山
Ⅱ-2198	自然斜面	前田 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	前田
Ⅱ-2199	自然斜面	前田 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	前田
Ⅱ-2200	自然斜面	大坊 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2201	自然斜面	大坊 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2202	自然斜面	大坊 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2203	自然斜面	大坊 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2204	自然斜面	大坊 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2205	自然斜面	大坊 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2206	自然斜面	大坊 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	大坊
Ⅱ-2207	自然斜面	柴内 (1)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2208	自然斜面	柴内 (2)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2209	自然斜面	柴内 (3)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2210	自然斜面	柴内 (4)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2211	自然斜面	柴内 (5)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2212	自然斜面	柴内 (6)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2213	自然斜面	柴内 (7)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2214	自然斜面	柴内 (8)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2215	自然斜面	柴内 (9)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2216	自然斜面	柴内 (10)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2217	自然斜面	柴内 (11)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2218	自然斜面	柴内 (12)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2219	自然斜面	柴内 (13)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2220	自然斜面	柴内 (14)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2221	自然斜面	柴内 (15)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2222	自然斜面	柴内 (16)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2223	自然斜面	柴内 (17)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2224	自然斜面	柴内 (18)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2225	自然斜面	柴内 (19)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2226	自然斜面	柴内 (20)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2227	自然斜面	柴内 (21)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2228	自然斜面	柴内 (22)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2229	自然斜面	柴内 (23)	つるぎ町	貞光町	太田	柴内
Ⅱ-2230	自然斜面	大久保 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2231	自然斜面	大久保 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2232	自然斜面	大久保 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2233	自然斜面	大久保 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2234	自然斜面	大久保 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2235	自然斜面	大久保 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2236	自然斜面	大久保 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	大久保
Ⅱ-2237	自然斜面	平石 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2238	自然斜面	平石 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2239	自然斜面	平石 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2240	自然斜面	平石 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2241	自然斜面	平石 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2242	自然斜面	平石 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2243	自然斜面	平石 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	平石
Ⅱ-2244	自然斜面	引地 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2245	自然斜面	引地 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2246	自然斜面	引地 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2247	自然斜面	引地 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2248	自然斜面	引地 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2249	自然斜面	引地 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2250	自然斜面	引地 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2251	自然斜面	引地 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2252	自然斜面	引地 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2253	自然斜面	引地 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	引地
Ⅱ-2254	自然斜面	浦山 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2255	自然斜面	浦山 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2256	自然斜面	浦山 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2257	自然斜面	浦山 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2258	自然斜面	浦山 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2259	自然斜面	浦山 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2260	自然斜面	浦山 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2261	自然斜面	浦山 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2262	自然斜面	浦山 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2263	自然斜面	浦山 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2264	自然斜面	浦山 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2265	自然斜面	浦山 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2266	自然斜面	浦山 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2267	自然斜面	浦山 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2268	自然斜面	浦山 (17)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2269	自然斜面	浦山 (18)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2270	自然斜面	浦山 (19)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2271	自然斜面	浦山 (20)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2272	自然斜面	浦山 (21)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2273	自然斜面	浦山 (22)	つるぎ町	貞光町	端山	浦山
Ⅱ-2274	自然斜面	岡 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2275	自然斜面	岡 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2276	自然斜面	岡 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2277	自然斜面	岡 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2278	自然斜面	岡 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2279	自然斜面	岡 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2280	自然斜面	岡 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2281	自然斜面	岡 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	岡

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2282	自然斜面	岡 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2283	自然斜面	岡 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2284	自然斜面	岡 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2285	自然斜面	岡 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2286	自然斜面	岡 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2287	自然斜面	岡 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	岡
Ⅱ-2288	自然斜面	別所 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	別所
Ⅱ-2289	自然斜面	別所 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	別所
Ⅱ-2290	自然斜面	別所 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	別所
Ⅱ-2291	自然斜面	別所 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	別所
Ⅱ-2292	自然斜面	乙部 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	乙部
Ⅱ-2293	自然斜面	乙部 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	乙部
Ⅱ-2294	自然斜面	乙部 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	乙部
Ⅱ-2295	自然斜面	乙部 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	乙部
Ⅱ-2296	自然斜面	皆瀬 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬
Ⅱ-2297	自然斜面	皆瀬 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬
Ⅱ-2298	自然斜面	皆瀬 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬
Ⅱ-2299	自然斜面	皆瀬 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬
Ⅱ-2300	自然斜面	皆瀬 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬
Ⅱ-2301	自然斜面	皆瀬川向 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬川向
Ⅱ-2302	自然斜面	皆瀬川向 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬川向
Ⅱ-2303	自然斜面	皆瀬川向 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬川向
Ⅱ-2304	自然斜面	皆瀬川向 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬川向
Ⅱ-2305	自然斜面	捨子	つるぎ町	貞光町	端山	皆瀬川向
Ⅱ-2306	自然斜面	捨子谷南 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2307	自然斜面	捨子谷南 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2308	自然斜面	捨子谷南 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2309	自然斜面	捨子谷南 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2310	自然斜面	捨子谷南 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2311	自然斜面	捨子谷南 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2312	自然斜面	捨子谷南 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷南
Ⅱ-2313	自然斜面	捨子谷北 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2314	自然斜面	捨子谷北 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2315	自然斜面	捨子谷北 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2316	自然斜面	捨子谷北 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2317	自然斜面	捨子谷北 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2318	自然斜面	捨子谷北 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2319	自然斜面	捨子谷北 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2320	自然斜面	捨子谷北 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2321	自然斜面	捨子谷北 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2322	自然斜面	捨子谷北 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	捨子谷北
Ⅱ-2323	自然斜面	竹屋敷 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2324	自然斜面	竹屋敷 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2325	自然斜面	竹屋敷 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2326	自然斜面	竹屋敷 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2327	自然斜面	竹屋敷 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2328	自然斜面	竹屋敷 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2329	自然斜面	竹屋敷 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	竹屋敷
Ⅱ-2330	自然斜面	中山 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2331	自然斜面	中山 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2332	自然斜面	中山 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2333	自然斜面	中山 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2334	自然斜面	中山 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2335	自然斜面	中山 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2336	自然斜面	中山 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2337	自然斜面	中山 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	中山
Ⅱ-2338	自然斜面	横野 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	横野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2339	自然斜面	横野 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	横野
Ⅱ-2340	自然斜面	横野 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	横野
Ⅱ-2341	自然斜面	吉良 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2342	自然斜面	吉良 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2343	自然斜面	吉良 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2344	自然斜面	吉良 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2345	自然斜面	吉良 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2346	自然斜面	吉良 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2347	自然斜面	吉良 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2348	自然斜面	吉良 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2349	自然斜面	吉良 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2350	自然斜面	吉良 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2351	自然斜面	吉良 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2352	自然斜面	吉良 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2353	自然斜面	吉良 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2354	自然斜面	吉良 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2355	自然斜面	吉良 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2356	自然斜面	吉良 (17)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2357	自然斜面	吉良 (18)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2358	自然斜面	吉良 (19)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2359	自然斜面	吉良 (20)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2360	自然斜面	吉良 (21)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2361	自然斜面	吉良 (22)	つるぎ町	貞光町	端山	吉良
Ⅱ-2362	自然斜面	森ノ本	つるぎ町	貞光町	端山	森ノ本
Ⅱ-2363	自然斜面	西丸井	つるぎ町	貞光町	端山	西丸井
Ⅱ-2364	自然斜面	西谷 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2365	自然斜面	西谷 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2366	自然斜面	西谷 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2367	自然斜面	西谷 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2368	自然斜面	西谷 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2369	自然斜面	西谷 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2370	自然斜面	西谷 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2371	自然斜面	西谷 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	西谷
Ⅱ-2372	自然斜面	宅熊 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	宅熊
Ⅱ-2373	自然斜面	宅熊 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	宅熊
Ⅱ-2374	自然斜面	宅熊 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	宅熊
Ⅱ-2375	自然斜面	谷向 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	谷向
Ⅱ-2376	自然斜面	谷向 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	谷向
Ⅱ-2377	自然斜面	谷向 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	谷向
Ⅱ-2378	自然斜面	谷向 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	谷向
Ⅱ-2379	自然斜面	谷向 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	谷向
Ⅱ-2380	自然斜面	長瀬 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2381	自然斜面	長瀬 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2382	自然斜面	長瀬 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2383	自然斜面	長瀬 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2384	自然斜面	長瀬 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2385	自然斜面	長瀬 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2386	自然斜面	長瀬 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2387	自然斜面	長瀬 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2388	自然斜面	長瀬 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2389	自然斜面	長瀬 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2390	自然斜面	長瀬 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2391	自然斜面	長瀬 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2392	自然斜面	長瀬 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2393	自然斜面	長瀬 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2394	自然斜面	長瀬 (17)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2395	自然斜面	長瀬 (18)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2396	自然斜面	長瀬 (19)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2397	自然斜面	長瀬 (20)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2398	自然斜面	長瀬 (21)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2399	自然斜面	長瀬 (22)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2400	自然斜面	長瀬 (23)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2401	自然斜面	長瀬 (24)	つるぎ町	貞光町	端山	長瀬
Ⅱ-2402	自然斜面	東丸井	つるぎ町	貞光町	端山	東丸井
Ⅱ-2403	自然斜面	木屋 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2404	自然斜面	木屋 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2405	自然斜面	木屋 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2406	自然斜面	木屋 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2407	自然斜面	木屋 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2408	自然斜面	木屋 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2409	自然斜面	木屋 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2410	自然斜面	木屋 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2411	自然斜面	木屋 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	木屋
Ⅱ-2412	自然斜面	広谷 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷
Ⅱ-2413	自然斜面	広谷 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷
Ⅱ-2414	自然斜面	広谷 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷
Ⅱ-2415	自然斜面	広谷 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷
Ⅱ-2416	自然斜面	広谷影 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2417	自然斜面	広谷影 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2418	自然斜面	広谷影 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2419	自然斜面	広谷影 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2420	自然斜面	広谷影 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2421	自然斜面	広谷影 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2422	自然斜面	広谷影 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷影
Ⅱ-2423	自然斜面	広谷東 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷東
Ⅱ-2424	自然斜面	広谷東 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷東
Ⅱ-2425	自然斜面	広谷東 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷東
Ⅱ-2426	自然斜面	広谷東 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷東
Ⅱ-2427	自然斜面	広谷東 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	広谷東
Ⅱ-2428	自然斜面	長木 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2429	自然斜面	長木 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2430	自然斜面	長木 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2431	自然斜面	長木 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2432	自然斜面	長木 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2433	自然斜面	長木 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2434	自然斜面	長木 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	長木
Ⅱ-2435	自然斜面	長木影 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	長木影
Ⅱ-2436	自然斜面	長木影 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	長木影
Ⅱ-2437	自然斜面	平野 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2438	自然斜面	平野 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2439	自然斜面	平野 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2440	自然斜面	平野 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2441	自然斜面	平野 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2442	自然斜面	平野 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2443	自然斜面	平野 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2444	自然斜面	平野 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2445	自然斜面	平野 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2446	自然斜面	平野 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	平野
Ⅱ-2447	自然斜面	家賀道下 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2448	自然斜面	家賀道下 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2449	自然斜面	家賀道下 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2450	自然斜面	家賀道下 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2451	自然斜面	家賀道下 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2452	自然斜面	家賀道下 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2453	自然斜面	家賀道下 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2454	自然斜面	家賀道下 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2455	自然斜面	家賀道下 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2456	自然斜面	家賀道下 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2457	自然斜面	家賀道下 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2458	自然斜面	家賀道下 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2459	自然斜面	家賀道下 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2460	自然斜面	家賀道下 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2461	自然斜面	家賀道下 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2462	自然斜面	家賀道下 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2463	自然斜面	家賀道下 (17)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2464	自然斜面	家賀道下 (18)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2465	自然斜面	家賀道下 (19)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2466	自然斜面	家賀道下 (20)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2467	自然斜面	家賀道下 (21)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2468	自然斜面	家賀道下 (22)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道下
Ⅱ-2469	自然斜面	家賀道上 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2470	自然斜面	家賀道上 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2471	自然斜面	家賀道上 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2472	自然斜面	家賀道上 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2473	自然斜面	家賀道上 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2474	自然斜面	家賀道上 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2475	自然斜面	家賀道上 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2476	自然斜面	家賀道上 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2477	自然斜面	家賀道上 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2478	自然斜面	家賀道上 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2479	自然斜面	家賀道上 (13)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2480	自然斜面	家賀道上 (14)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2481	自然斜面	家賀道上 (15)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2482	自然斜面	家賀道上 (16)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2483	自然斜面	家賀道上 (17)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2484	自然斜面	家賀道上 (18)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2485	自然斜面	家賀道上 (19)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2486	自然斜面	家賀道上 (20)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2487	自然斜面	家賀道上 (21)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2488	自然斜面	家賀道上 (22)	つるぎ町	貞光町	端山	家賀道上
Ⅱ-2489	自然斜面	宮平 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2490	自然斜面	宮平 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2491	自然斜面	宮平 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2492	自然斜面	宮平 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2493	自然斜面	宮平 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2494	自然斜面	宮平 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2495	自然斜面	宮平 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	宮平
Ⅱ-2496	自然斜面	三木柵 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	三木柵
Ⅱ-2497	自然斜面	三木柵 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	三木柵
Ⅱ-2498	自然斜面	三木柵 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	三木柵
Ⅱ-2499	自然斜面	三木柵 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	三木柵
Ⅱ-2500	自然斜面	三木柵 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	三木柵
Ⅱ-2501	自然斜面	川見 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2502	自然斜面	川見 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2503	自然斜面	川見 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2504	自然斜面	川見 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2505	自然斜面	川見 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2506	自然斜面	川見 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2507	自然斜面	川見 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2508	自然斜面	川見 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2509	自然斜面	川見 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	川見

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2510	自然斜面	川見 (10)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2511	自然斜面	川見 (11)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2512	自然斜面	川見 (12)	つるぎ町	貞光町	端山	川見
Ⅱ-2513	自然斜面	川見西 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	川見西
Ⅱ-2514	自然斜面	川見西 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	川見西
Ⅱ-2515	自然斜面	川見津 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	川見津
Ⅱ-2516	自然斜面	川見津 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	川見津
Ⅱ-2517	自然斜面	川見津 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	川見津
Ⅱ-2518	自然斜面	川見津 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	川見津
Ⅱ-2519	自然斜面	日浦 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦
Ⅱ-2520	自然斜面	日浦 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦
Ⅱ-2521	自然斜面	日浦 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦
Ⅱ-2522	自然斜面	日浦 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦
Ⅱ-2523	自然斜面	日浦 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦
Ⅱ-2524	自然斜面	日浦 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦
Ⅱ-2525	自然斜面	日浦川向 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2526	自然斜面	日浦川向 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2527	自然斜面	日浦川向 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2528	自然斜面	日浦川向 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2529	自然斜面	日浦川向 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2530	自然斜面	日浦川向 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2531	自然斜面	日浦川向 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2532	自然斜面	日浦川向 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2533	自然斜面	日浦川向 (9)	つるぎ町	貞光町	端山	日浦川向
Ⅱ-2534	自然斜面	猿飼 (1)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2535	自然斜面	猿飼 (2)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2536	自然斜面	猿飼 (3)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2537	自然斜面	猿飼 (4)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2538	自然斜面	猿飼 (5)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2539	自然斜面	猿飼 (6)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2540	自然斜面	猿飼 (7)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2541	自然斜面	猿飼 (8)	つるぎ町	貞光町	端山	猿飼
Ⅱ-2542	自然斜面	成谷	つるぎ町	貞光町	端山	成谷
Ⅱ-1924	自然斜面	木地屋 (1)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1925	自然斜面	木地屋 (2)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1926	自然斜面	木地屋 (3)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1927	自然斜面	木地屋 (4)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1928	自然斜面	木地屋 (5)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1929	自然斜面	木地屋 (6)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1930	自然斜面	木地屋 (7)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1931	自然斜面	木地屋 (8)	つるぎ町	一宇村		木地屋
Ⅱ-1932	自然斜面	大横 (1)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1933	自然斜面	大横 (2)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1934	自然斜面	大横 (3)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1935	自然斜面	大横 (4)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1936	自然斜面	大横 (5)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1937	自然斜面	大横 (6)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1938	自然斜面	大横 (7)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1939	自然斜面	大横 (8)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1940	自然斜面	大横 (9)	つるぎ町	一宇村		大横
Ⅱ-1941	自然斜面	寺地 (1)	つるぎ町	一宇村		寺地
Ⅱ-1942	自然斜面	寺地 (2)	つるぎ町	一宇村		寺地
Ⅱ-1943	自然斜面	赤松 (10)	つるぎ町	一宇村		赤松
Ⅱ-1944	自然斜面	赤松 (11)	つるぎ町	一宇村		赤松
Ⅱ-1945	自然斜面	赤松 (12)	つるぎ町	一宇村		赤松
Ⅱ-1946	自然斜面	赤松 (13)	つるぎ町	一宇村		赤松
Ⅱ-1947	自然斜面	赤松 (14)	つるぎ町	一宇村		赤松

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1948	自然斜面	赤松 (15)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1949	自然斜面	赤松 (16)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1950	自然斜面	赤松 (17)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1951	自然斜面	赤松 (18)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1952	自然斜面	赤松 (19)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1953	自然斜面	赤松 (20)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1954	自然斜面	赤松 (21)	つるぎ町	一字村		赤松
Ⅱ-1955	自然斜面	中横 (1)	つるぎ町	一字村		中横
Ⅱ-1956	自然斜面	中横 (2)	つるぎ町	一字村		中横
Ⅱ-1957	自然斜面	中横 (3)	つるぎ町	一字村		中野
Ⅱ-1958	自然斜面	中横 (4)	つるぎ町	一字村		中野
Ⅱ-1959	自然斜面	中横 (5)	つるぎ町	一字村		中野
Ⅱ-1960	自然斜面	中横 (6)	つるぎ町	一字村		中野
Ⅱ-1961	自然斜面	一字 (3)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1962	自然斜面	一字 (4)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1963	自然斜面	一字 (5)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1964	自然斜面	一字 (6)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1965	自然斜面	一字 (7)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1966	自然斜面	一字 (8)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1967	自然斜面	一字 (9)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1968	自然斜面	一字 (10)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1969	自然斜面	一字 (11)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1970	自然斜面	一字 (12)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1971	自然斜面	一字 (13)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1972	自然斜面	一字 (14)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1973	自然斜面	一字 (15)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1974	自然斜面	一字 (16)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1975	自然斜面	一字 (17)	つるぎ町	一字村		一字
Ⅱ-1976	自然斜面	蔭 (1)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1977	自然斜面	蔭 (2)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1978	自然斜面	蔭 (3)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1979	自然斜面	蔭 (4)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1980	自然斜面	蔭 (5)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1981	自然斜面	蔭 (6)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1982	自然斜面	蔭 (7)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1983	自然斜面	蔭 (8)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1984	自然斜面	蔭 (9)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1985	自然斜面	蔭 (10)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1986	自然斜面	蔭 (11)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1987	自然斜面	蔭 (12)	つるぎ町	一字村		蔭
Ⅱ-1988	自然斜面	剪宇 (2)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1989	自然斜面	剪宇 (3)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1990	自然斜面	剪宇 (4)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1991	自然斜面	剪宇 (5)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1992	自然斜面	剪宇 (6)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1993	自然斜面	剪宇 (7)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1994	自然斜面	剪宇 (8)	つるぎ町	一字村		剪宇
Ⅱ-1995	自然斜面	十家 (1)	つるぎ町	一字村		十家
Ⅱ-1996	自然斜面	十家 (2)	つるぎ町	一字村		十家
Ⅱ-1997	自然斜面	十家 (3)	つるぎ町	一字村		十家
Ⅱ-1998	自然斜面	十家 (4)	つるぎ町	一字村		十家
Ⅱ-1999	自然斜面	十家 (5)	つるぎ町	一字村		十家
Ⅱ-2000	自然斜面	十家 (6)	つるぎ町	一字村		十家
Ⅱ-2001	自然斜面	太刀之本 (4)	つるぎ町	一字村		太刀之本
Ⅱ-2002	自然斜面	太刀之本 (5)	つるぎ町	一字村		太刀之本
Ⅱ-2003	自然斜面	太刀之本 (6)	つるぎ町	一字村		太刀之本
Ⅱ-2004	自然斜面	子安 (1)	つるぎ町	一字村		子安

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2005	自然斜面	子安 (2)	つるぎ町	一字村		子安
Ⅱ-2006	自然斜面	子安 (3)	つるぎ町	一字村		子安
Ⅱ-2007	自然斜面	子安 (4)	つるぎ町	一字村		子安
Ⅱ-2008	自然斜面	大野 (2)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2009	自然斜面	大野 (3)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2010	自然斜面	大野 (4)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2011	自然斜面	大野 (5)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2012	自然斜面	大野 (6)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2013	自然斜面	大野 (7)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2014	自然斜面	大野 (8)	つるぎ町	一字村		大野
Ⅱ-2015	自然斜面	伊良原 (3)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2016	自然斜面	伊良原 (4)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2017	自然斜面	伊良原 (5)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2018	自然斜面	伊良原 (6)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2019	自然斜面	伊良原 (7)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2020	自然斜面	伊良原 (8)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2021	自然斜面	伊良原 (9)	つるぎ町	一字村		伊良原
Ⅱ-2022	自然斜面	久藪 (5)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2023	自然斜面	久藪 (6)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2024	自然斜面	久藪 (7)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2025	自然斜面	久藪 (8)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2026	自然斜面	久藪 (9)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2027	自然斜面	久藪 (10)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2028	自然斜面	久藪 (11)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2029	自然斜面	久藪 (12)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2030	自然斜面	久藪 (13)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2031	自然斜面	久藪 (14)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2032	自然斜面	久藪 (15)	つるぎ町	一字村		久藪
Ⅱ-2033	自然斜面	久藤中 (1)	つるぎ町	一字村		久藤中
Ⅱ-2034	自然斜面	久藤中 (2)	つるぎ町	一字村		久藤中
Ⅱ-2035	自然斜面	平 (1)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2036	自然斜面	平 (2)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2037	自然斜面	平 (3)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2038	自然斜面	平 (4)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2039	自然斜面	平 (5)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2040	自然斜面	平 (6)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2041	自然斜面	平 (7)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2042	自然斜面	平 (8)	つるぎ町	一字村		平
Ⅱ-2043	自然斜面	明谷 (5)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2044	自然斜面	明谷 (6)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2045	自然斜面	明谷 (7)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2046	自然斜面	明谷 (8)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2047	自然斜面	明谷 (9)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2048	自然斜面	明谷 (10)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2049	自然斜面	明谷 (11)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2050	自然斜面	明谷 (12)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2051	自然斜面	明谷 (13)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2052	自然斜面	明谷 (14)	つるぎ町	一字村		明谷
Ⅱ-2053	自然斜面	白木 (1)	つるぎ町	一字村		白木
Ⅱ-2054	自然斜面	白木 (2)	つるぎ町	一字村		白木
Ⅱ-2055	自然斜面	白木 (3)	つるぎ町	一字村		白木
Ⅱ-2056	自然斜面	白木 (4)	つるぎ町	一字村		白木
Ⅱ-2057	自然斜面	白木 (5)	つるぎ町	一字村		白木
Ⅱ-2058	自然斜面	白木 (6)	つるぎ町	一字村		白木
Ⅱ-2059	自然斜面	漆日浦 (1)	つるぎ町	一字村		漆日浦
Ⅱ-2060	自然斜面	漆日浦 (2)	つるぎ町	一字村		漆日浦
Ⅱ-2061	自然斜面	漆日浦 (3)	つるぎ町	一字村		漆日浦

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2062	自然斜面	漆日浦 (4)	つるぎ町	一字村		漆日浦
Ⅱ-2063	自然斜面	漆日浦 (5)	つるぎ町	一字村		漆日浦
Ⅱ-2064	自然斜面	漆日浦 (6)	つるぎ町	一字村		漆日浦
Ⅱ-2065	自然斜面	出羽 (2)	つるぎ町	一字村		出羽
Ⅱ-2066	自然斜面	出羽 (3)	つるぎ町	一字村		出羽
Ⅱ-2067	自然斜面	大屋内 (2)	つるぎ町	一字村		大屋内
Ⅱ-2068	自然斜面	大屋内 (3)	つるぎ町	一字村		大屋内
Ⅱ-2069	自然斜面	大佐古 (1)	つるぎ町	一字村		大佐古
Ⅱ-2070	自然斜面	大佐古 (2)	つるぎ町	一字村		大佐古
Ⅱ-2071	自然斜面	大佐古 (3)	つるぎ町	一字村		大佐古
Ⅱ-2072	自然斜面	大佐古 (4)	つるぎ町	一字村		大佐古
Ⅱ-2073	自然斜面	白井 (2)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2074	自然斜面	白井 (3)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2075	自然斜面	白井 (4)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2076	自然斜面	白井 (5)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2077	自然斜面	白井 (6)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2078	自然斜面	白井 (7)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2079	自然斜面	白井 (8)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2080	自然斜面	白井 (9)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2081	自然斜面	白井 (10)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2082	自然斜面	白井 (11)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2083	自然斜面	白井 (12)	つるぎ町	一字村		白井
Ⅱ-2084	自然斜面	河内 (5)	つるぎ町	一字村		河内
Ⅱ-2085	自然斜面	平井 (1)	つるぎ町	一字村		平井
Ⅱ-2086	自然斜面	平井 (2)	つるぎ町	一字村		平井
Ⅱ-2087	自然斜面	平井 (3)	つるぎ町	一字村		平井
Ⅱ-2088	自然斜面	平井 (4)	つるぎ町	一字村		平井
Ⅱ-2089	自然斜面	一字川又 (1)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2090	自然斜面	実平	つるぎ町	一字村		実平
Ⅱ-2091	自然斜面	川又 (3)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2092	自然斜面	川又 (4)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2093	自然斜面	川又 (5)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2094	自然斜面	川又 (6)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2095	自然斜面	川又 (7)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2096	自然斜面	川又 (8)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2097	自然斜面	川又 (9)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2098	自然斜面	川又 (10)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2099	自然斜面	川又 (11)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2100	自然斜面	川又 (12)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2101	自然斜面	川又 (13)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2102	自然斜面	川又 (14)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2103	自然斜面	川又 (15)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2104	自然斜面	川又 (16)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2105	自然斜面	川又 (17)	つるぎ町	一字村		川又
Ⅱ-2106	自然斜面	奥大野 (2)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2107	自然斜面	奥大野 (3)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2108	自然斜面	奥大野 (4)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2109	自然斜面	奥大野 (5)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2110	自然斜面	奥大野 (6)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2111	自然斜面	奥大野 (7)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2112	自然斜面	奥大野 (8)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2113	自然斜面	奥大野 (9)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2114	自然斜面	奥大野 (10)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2115	自然斜面	奥大野 (11)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2116	自然斜面	奥大野 (12)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2117	自然斜面	奥大野 (13)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2118	自然斜面	奥大野 (14)	つるぎ町	一字村		奥大野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2119	自然斜面	奥大野 (15)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2120	自然斜面	奥大野 (16)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2121	自然斜面	奥大野 (17)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2122	自然斜面	奥大野 (18)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2123	自然斜面	奥大野 (19)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2124	自然斜面	奥大野 (20)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2125	自然斜面	奥大野 (21)	つるぎ町	一字村		奥大野
Ⅱ-2126	自然斜面	桑平 (2)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2127	自然斜面	桑平 (3)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2128	自然斜面	桑平 (4)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2129	自然斜面	桑平 (5)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2130	自然斜面	桑平 (6)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2131	自然斜面	桑平 (7)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2132	自然斜面	桑平 (8)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2133	自然斜面	桑平 (9)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2134	自然斜面	桑平 (10)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2135	自然斜面	桑平 (11)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2136	自然斜面	桑平 (12)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2137	自然斜面	桑平 (13)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2138	自然斜面	桑平 (14)	つるぎ町	一字村		桑平
Ⅱ-2139	自然斜面	広沢 (1)	つるぎ町	一字村		広沢
Ⅱ-2140	自然斜面	広沢 (2)	つるぎ町	一字村		広沢
Ⅱ-2141	自然斜面	広沢 (3)	つるぎ町	一字村		広沢
Ⅱ-2142	自然斜面	広沢 (4)	つるぎ町	一字村		広沢
Ⅱ-2143	自然斜面	漆野瀬 (1)	つるぎ町	一字村		漆野瀬
Ⅱ-2144	自然斜面	漆野瀬 (2)	つるぎ町	一字村		漆野瀬
Ⅱ-2145	自然斜面	葛籠 (2)	つるぎ町	一字村		葛籠
Ⅱ-2146	自然斜面	葛籠 (3)	つるぎ町	一字村		葛籠
Ⅱ-2147	自然斜面	葛籠 (4)	つるぎ町	一字村		葛籠
Ⅱ-1	自然斜面	花園中	三好市	三野町	太刀野山	花園中
Ⅱ-2	自然斜面	花園窪	三好市	三野町	太刀野山	花園窪
Ⅱ-3	自然斜面	大平	三好市	三野町	太刀野山	大平
Ⅱ-4	自然斜面	井ノ久保 (2)	三好市	三野町	太刀野山	井ノ久保
Ⅱ-5	自然斜面	栗林下	三好市	三野町	太刀野山	栗林下
Ⅱ-6	自然斜面	生賀 (2)	三好市	三野町	太刀野山	生賀
Ⅱ-7	自然斜面	生賀 (3)	三好市	三野町	太刀野山	生賀
Ⅱ-8	自然斜面	田野々 (2)	三好市	三野町	太刀野山	田野々
Ⅱ-9	自然斜面	田野々 (3)	三好市	三野町	太刀野山	田野々
Ⅱ-10	自然斜面	田野々 (4)	三好市	三野町	太刀野山	田野々
Ⅱ-11	自然斜面	峰 (1)	三好市	三野町	太刀野山	峰
Ⅱ-12	自然斜面	峰 (2)	三好市	三野町	太刀野山	峰
Ⅱ-13	自然斜面	峰 (3)	三好市	三野町	太刀野山	峰
Ⅱ-14	自然斜面	引地 (2)	三好市	三野町	太刀野山	引地
Ⅱ-15	自然斜面	引地 (3)	三好市	三野町	太刀野山	引地
Ⅱ-16	自然斜面	引地 (4)	三好市	三野町	太刀野山	引地
Ⅱ-17	自然斜面	引地 (5)	三好市	三野町	太刀野山	引地
Ⅱ-18	自然斜面	中窪 (1)	三好市	三野町	太刀野山	中窪
Ⅱ-19	自然斜面	中窪 (2)	三好市	三野町	太刀野山	中窪
Ⅱ-20	自然斜面	中窪 (3)	三好市	三野町	太刀野山	中窪
Ⅱ-21	自然斜面	中窪 (4)	三好市	三野町	太刀野山	中窪
Ⅱ-22	自然斜面	中窪 (5)	三好市	三野町	太刀野山	中窪
Ⅱ-23	自然斜面	日浦 (1)	三好市	三野町	太刀野山	日浦
Ⅱ-24	自然斜面	日浦 (2)	三好市	三野町	太刀野山	日浦
Ⅱ-25	自然斜面	日浦 (3)	三好市	三野町	太刀野山	日浦
Ⅱ-26	自然斜面	大屋敷 (1)	三好市	三野町	太刀野山	大屋敷
Ⅱ-27	自然斜面	大屋敷 (2)	三好市	三野町	太刀野山	大屋敷
Ⅱ-28	自然斜面	松尾	三好市	三野町	太刀野山	松尾

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-29	自然斜面	川又(4)	三好市	三野町	太刀野山	川又
Ⅱ-30	自然斜面	川又(5)	三好市	三野町	太刀野山	川又
Ⅱ-31	自然斜面	川又(6)	三好市	三野町	太刀野山	川又
Ⅱ-32	自然斜面	川又(7)	三好市	三野町	太刀野山	川又
Ⅱ-33	自然斜面	西明神	三好市	三野町	太刀野山	西明神
Ⅱ-34	自然斜面	梅(1)	三好市	三野町	太刀野山	梅
Ⅱ-35	自然斜面	梅(2)	三好市	三野町	太刀野山	梅
Ⅱ-36	自然斜面	東明神	三好市	三野町	太刀野山	東明神
Ⅱ-37	自然斜面	百合切(1)	三好市	三野町	太刀野山	百合切
Ⅱ-38	自然斜面	百合切(2)	三好市	三野町	太刀野山	百合切
Ⅱ-39	自然斜面	百合切(3)	三好市	三野町	太刀野山	百合切
Ⅱ-40	自然斜面	上窪	三好市	三野町	太刀野山	上窪
Ⅱ-41	自然斜面	蟬谷(1)	三好市	三野町	太刀野山	蟬谷
Ⅱ-42	自然斜面	蟬谷(2)	三好市	三野町	太刀野山	蟬谷
Ⅱ-43	自然斜面	東谷(2)	三好市	三野町	太刀野山	上窪
Ⅱ-44	自然斜面	滝奥	三好市	三野町	太刀野山	滝奥
Ⅱ-45	自然斜面	蔭浦(1)	三好市	三野町	加茂野宮	蔭浦
Ⅱ-46	自然斜面	蔭浦(2)	三好市	三野町	加茂野宮	蔭浦
Ⅱ-47	自然斜面	馬瓶(2)	三好市	三野町	太刀野山	馬瓶
Ⅱ-48	自然斜面	馬瓶(3)	三好市	三野町	太刀野山	馬瓶
Ⅱ-49	自然斜面	馬瓶(4)	三好市	三野町	太刀野山	馬瓶
Ⅱ-50	自然斜面	東浦(1)	三好市	三野町	太刀野山	東浦
Ⅱ-51	自然斜面	東浦(2)	三好市	三野町	太刀野山	東浦
Ⅱ-52	自然斜面	東浦(3)	三好市	三野町	太刀野山	東浦
Ⅱ-53	自然斜面	土釜	三好市	三野町	太刀野山	土釜
Ⅱ-54	自然斜面	不動	三好市	三野町	太刀野	不動
Ⅱ-55	自然斜面	小太刀野	三好市	三野町	太刀野	小太刀野
Ⅱ-56	自然斜面	北西王地	三好市	三野町	加茂野宮	北西王地
Ⅱ-57	自然斜面	寺前	三好市	三野町	芝生	寺前
Ⅱ-58	自然斜面	馬場	三好市	三野町	芝生	馬場
Ⅱ-59	自然斜面	山田	三好市	三野町	清水	山田
Ⅱ-60	自然斜面	崎	三好市	三野町	清水	崎
Ⅱ-61	自然斜面	出地	三好市	三野町	清水	出地
Ⅱ-62	自然斜面	西久保(1)	三好市	三野町	勢力	西久保
Ⅱ-63	自然斜面	西久保(2)	三好市	三野町	勢力	西久保
Ⅱ-153	自然斜面	シンヤマ(1)	三好市	池田町	シンヤマ	
Ⅱ-154	自然斜面	シンヤマ(2)	三好市	池田町	シンヤマ	
Ⅱ-155	自然斜面	シンヤマ(3)	三好市	池田町	シンヤマ	
Ⅱ-156	自然斜面	シンヤマ(4)	三好市	池田町	シンヤマ	
Ⅱ-157	自然斜面	サラダ	三好市	池田町	サラダ	
Ⅱ-158	自然斜面	東町	三好市	池田町	シマ・マチ	
Ⅱ-159	自然斜面	水木町(2)	三好市	池田町	トウゲ	水木町
Ⅱ-160	自然斜面	クヤウジ	三好市	池田町	クヤウジ	
Ⅱ-161	自然斜面	ウマバ(3)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-162	自然斜面	ウマバ(4)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-163	自然斜面	ウマバ(5)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-164	自然斜面	ウマバ(6)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-165	自然斜面	ウマバ(7)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-166	自然斜面	ウマバ(8)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-167	自然斜面	ウマバ(9)	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-168	自然斜面	敷ノ上	三好市	池田町	白地	ウマバ
Ⅱ-169	自然斜面	白地峰(1)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-170	自然斜面	白地峰(2)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-171	自然斜面	白地峰(3)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-172	自然斜面	井ノ久保(6)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-173	自然斜面	井ノ久保(7)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-174	自然斜面	井ノ久保(8)	三好市	池田町	白地	井ノ久保



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-175	自然斜面	井ノ久保(9)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-176	自然斜面	井ノ久保(10)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-177	自然斜面	井ノ久保(11)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-178	自然斜面	井ノ久保(12)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-179	自然斜面	井ノ久保(13)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-180	自然斜面	井ノ久保(14)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-181	自然斜面	井ノ久保(15)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-182	自然斜面	井ノ久保(16)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-183	自然斜面	井ノ久保(17)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-184	自然斜面	井ノ久保(18)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-185	自然斜面	井ノ久保(19)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-186	自然斜面	井ノ久保(20)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-187	自然斜面	井ノ久保(21)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
Ⅱ-188	自然斜面	上野呂内(3)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-189	自然斜面	上野呂内(4)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-190	自然斜面	上野呂内(5)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-191	自然斜面	上野呂内(6)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-192	自然斜面	上野呂内(7)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-193	自然斜面	上野呂内(8)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-194	自然斜面	上野呂内(9)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-195	自然斜面	上野呂内(10)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-196	自然斜面	上野呂内(11)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-197	自然斜面	上野呂内(12)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-198	自然斜面	上野呂内(13)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-199	自然斜面	上野呂内(14)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-200	自然斜面	上野呂内(15)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-201	自然斜面	上野呂内(16)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-202	自然斜面	上野呂内(17)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-203	自然斜面	上野呂内(18)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-204	自然斜面	上野呂内(19)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-205	自然斜面	上野呂内(20)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-206	自然斜面	上野呂内(21)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-207	自然斜面	上野呂内(22)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-208	自然斜面	上野呂内(23)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-209	自然斜面	上野呂内(24)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-210	自然斜面	上野呂内(25)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-211	自然斜面	上野呂内(26)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-212	自然斜面	上野呂内(27)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
Ⅱ-213	自然斜面	本名(4)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-214	自然斜面	本名(5)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-215	自然斜面	本名(6)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-216	自然斜面	本名(7)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-217	自然斜面	本名(8)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-218	自然斜面	本名(9)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-219	自然斜面	本名(10)	三好市	池田町	白地	本名
Ⅱ-220	自然斜面	フコヲベ(2)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-221	自然斜面	フコヲベ(3)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-222	自然斜面	フコヲベ(4)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-223	自然斜面	フコヲベ(5)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-224	自然斜面	フコヲベ(6)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-225	自然斜面	フコヲベ(7)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-226	自然斜面	フコヲベ(8)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-227	自然斜面	フコヲベ(9)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-228	自然斜面	フコヲベ(10)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-229	自然斜面	フコヲベ(11)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-230	自然斜面	フコヲベ(12)	三好市	池田町	白地	フコヲベ
Ⅱ-231	自然斜面	フコヲベ(13)	三好市	池田町	白地	フコヲベ

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-232	自然斜面	フコラベ(14)	三好市	池田町	白地	フコラベ
Ⅱ-233	自然斜面	フコラベ(1)	三好市	池田町	白地	フコラベ
Ⅱ-234	自然斜面	大和川(1)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-235	自然斜面	大和川(2)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-236	自然斜面	大和川(3)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-237	自然斜面	大和川(4)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-238	自然斜面	大和川(5)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-239	自然斜面	大和川(6)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-240	自然斜面	大和川(7)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-241	自然斜面	大和川(8)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-242	自然斜面	大和川(9)	三好市	池田町	白地	大和川
Ⅱ-243	自然斜面	西ノ端(1)	三好市	池田町	州津	西ノ端
Ⅱ-244	自然斜面	西ノ端(2)	三好市	池田町	州津	西ノ端
Ⅱ-245	自然斜面	西ノ端(3)	三好市	池田町	州津	西ノ端
Ⅱ-246	自然斜面	井関(2)	三好市	池田町	州津	井関
Ⅱ-247	自然斜面	片山(1)	三好市	池田町	州津	片山
Ⅱ-248	自然斜面	片山(2)	三好市	池田町	州津	片山
Ⅱ-249	自然斜面	宮ノ久保	三好市	池田町	州津	宮ノ久保
Ⅱ-250	自然斜面	イタノ	三好市	池田町	イタノ	
Ⅱ-251	自然斜面	久保上(1)	三好市	池田町	西山	久保上
Ⅱ-252	自然斜面	久保上(2)	三好市	池田町	西山	久保上
Ⅱ-253	自然斜面	引地ヶ尾(1)	三好市	池田町	西山	引地ヶ尾
Ⅱ-254	自然斜面	引地ヶ尾(2)	三好市	池田町	西山	引地ヶ尾
Ⅱ-255	自然斜面	床西(1)	三好市	池田町	西山	床西
Ⅱ-256	自然斜面	床西(2)	三好市	池田町	西山	床西
Ⅱ-257	自然斜面	床西(3)	三好市	池田町	西山	床西
Ⅱ-258	自然斜面	床西(4)	三好市	池田町	西山	床西
Ⅱ-259	自然斜面	神田	三好市	池田町	西山	神田
Ⅱ-260	自然斜面	下野呂内西(1)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-261	自然斜面	下野呂内西(2)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-262	自然斜面	下野呂内西(3)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-263	自然斜面	下野呂内西(4)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-264	自然斜面	下野呂内(2)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-265	自然斜面	下野呂内(3)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-266	自然斜面	下野呂内(4)	三好市	池田町	西山	乳ノ木道北
Ⅱ-267	自然斜面	西谷(1)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-268	自然斜面	西谷(2)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-269	自然斜面	西谷(3)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-270	自然斜面	西谷(4)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-271	自然斜面	西谷(5)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-272	自然斜面	西谷(6)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-273	自然斜面	西谷(7)	三好市	池田町	西山	西谷
Ⅱ-274	自然斜面	乳ノ木(1)	三好市	池田町	西山	乳ノ木
Ⅱ-275	自然斜面	乳ノ木(2)	三好市	池田町	西山	乳ノ木
Ⅱ-276	自然斜面	岸ノ上(1)	三好市	池田町	西山	岸ノ上
Ⅱ-277	自然斜面	岸ノ上(2)	三好市	池田町	西山	岸ノ上
Ⅱ-278	自然斜面	中塚	三好市	池田町	西山	中塚
Ⅱ-279	自然斜面	下ノ浦(1)	三好市	池田町	西山	下ノ浦
Ⅱ-280	自然斜面	下ノ浦(2)	三好市	池田町	西山	下ノ浦
Ⅱ-281	自然斜面	登り尾	三好市	池田町	西山	登り尾
Ⅱ-282	自然斜面	込野(1)	三好市	池田町	西山	込野
Ⅱ-283	自然斜面	込野(2)	三好市	池田町	西山	込野
Ⅱ-284	自然斜面	込野(3)	三好市	池田町	西山	込野
Ⅱ-285	自然斜面	込野(4)	三好市	池田町	西山	込野
Ⅱ-286	自然斜面	西ノ上	三好市	池田町	西山	西ノ上
Ⅱ-287	自然斜面	笹塚	三好市	池田町	西山	笹塚
Ⅱ-288	自然斜面	宮ノ前	三好市	池田町	西山	宮ノ前

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-289	自然斜面	滝端(1)	三好市	池田町	西山	滝端
Ⅱ-290	自然斜面	滝端(2)	三好市	池田町	西山	滝端
Ⅱ-291	自然斜面	滝端(3)	三好市	池田町	西山	滝端
Ⅱ-292	自然斜面	久良羅	三好市	池田町	西山	久良羅
Ⅱ-293	自然斜面	林	三好市	池田町	西山	林
Ⅱ-294	自然斜面	石休場	三好市	池田町	西山	石休場
Ⅱ-295	自然斜面	木屋床	三好市	池田町	西山	木屋床
Ⅱ-296	自然斜面	坪尻	三好市	池田町	西山	坪尻
Ⅱ-297	自然斜面	峰ノ久保(1)	三好市	池田町	西山	峰ノ久保
Ⅱ-298	自然斜面	峰ノ久保(2)	三好市	池田町	西山	峰ノ久保
Ⅱ-299	自然斜面	峰ノ久保(3)	三好市	池田町	西山	峰ノ久保
Ⅱ-300	自然斜面	峰ノ久保(4)	三好市	池田町	西山	峰ノ久保
Ⅱ-301	自然斜面	峰ノ久保(5)	三好市	池田町	西山	峰ノ久保
Ⅱ-302	自然斜面	中岡(1)	三好市	池田町	西山	中岡
Ⅱ-303	自然斜面	中岡(2)	三好市	池田町	西山	中岡
Ⅱ-304	自然斜面	山神の上	三好市	池田町	西山	山神の上
Ⅱ-305	自然斜面	堂面(2)	三好市	池田町	馬路	堂面
Ⅱ-306	自然斜面	堂面(3)	三好市	池田町	馬路	堂面
Ⅱ-307	自然斜面	堂面(4)	三好市	池田町	馬路	堂面
Ⅱ-308	自然斜面	堂面(5)	三好市	池田町	馬路	堂面
Ⅱ-309	自然斜面	烏帽子尾(1)	三好市	池田町	馬路	烏帽子尾
Ⅱ-310	自然斜面	烏帽子尾(2)	三好市	池田町	馬路	烏帽子尾
Ⅱ-311	自然斜面	蔭ノ前	三好市	池田町	馬路	蔭ノ前
Ⅱ-312	自然斜面	横持(1)	三好市	池田町	馬路	横持
Ⅱ-313	自然斜面	横持(2)	三好市	池田町	馬路	横持
Ⅱ-314	自然斜面	横持(3)	三好市	池田町	馬路	横持
Ⅱ-315	自然斜面	龍登	三好市	池田町	馬路	龍登
Ⅱ-316	自然斜面	桜淵(1)	三好市	池田町	馬路	桜淵
Ⅱ-317	自然斜面	桜淵(2)	三好市	池田町	馬路	桜淵
Ⅱ-318	自然斜面	竹ノ内	三好市	池田町	馬路	竹ノ内
Ⅱ-319	自然斜面	双子布(1)	三好市	池田町	馬路	双子布
Ⅱ-320	自然斜面	双子布(2)	三好市	池田町	馬路	双子布
Ⅱ-321	自然斜面	西之坊	三好市	池田町	馬路	西之坊
Ⅱ-322	自然斜面	底之谷	三好市	池田町	馬路	底之谷
Ⅱ-323	自然斜面	五軒	三好市	池田町	馬路	五軒
Ⅱ-324	自然斜面	水之久保	三好市	池田町	馬路	水之久保
Ⅱ-325	自然斜面	大泉(1)	三好市	池田町	馬路	大泉
Ⅱ-326	自然斜面	大泉(2)	三好市	池田町	馬路	大泉
Ⅱ-327	自然斜面	丸畠	三好市	池田町	中西	丸畠
Ⅱ-328	自然斜面	ナガタ	三好市	池田町	中西	ナガタ
Ⅱ-329	自然斜面	サキヤマダ	三好市	池田町	中西	サキヤマダ
Ⅱ-330	自然斜面	フロノタニ	三好市	池田町	中西	フロノタニ
Ⅱ-331	自然斜面	フジグロ	三好市	池田町	中西	フジグロ
Ⅱ-332	自然斜面	フナイシ(1)	三好市	池田町	中西	フナイシ
Ⅱ-333	自然斜面	フナイシ(2)	三好市	池田町	中西	フナイシ
Ⅱ-334	自然斜面	イバ(2)	三好市	池田町	中西	イバ
Ⅱ-335	自然斜面	ヤマバタ	三好市	池田町	中西	ヤマバタ
Ⅱ-336	自然斜面	サルガワ	三好市	池田町	中西	サルガワ
Ⅱ-337	自然斜面	アイノフチ	三好市	池田町	中西	アイノフチ
Ⅱ-338	自然斜面	コヤシキ	三好市	池田町	中西	コヤシキ
Ⅱ-339	自然斜面	ウエマツ	三好市	池田町	中西	ウエマツ
Ⅱ-340	自然斜面	ハヤシ(2)	三好市	池田町	ハヤシ	
Ⅱ-341	自然斜面	ハヤシ(3)	三好市	池田町	ハヤシ	
Ⅱ-342	自然斜面	古宮(1)	三好市	池田町	漆川	古宮
Ⅱ-343	自然斜面	古宮(2)	三好市	池田町	漆川	古宮
Ⅱ-344	自然斜面	下川原	三好市	池田町	漆川	下川原
Ⅱ-345	自然斜面	森脇(1)	三好市	池田町	漆川	森脇

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-346	自然斜面	森脇(2)	三好市	池田町	漆川	森脇
Ⅱ-347	自然斜面	トウ谷(1)	三好市	池田町	漆川	トウ谷
Ⅱ-348	自然斜面	トウ谷(2)	三好市	池田町	漆川	トウ谷
Ⅱ-349	自然斜面	ササ尾	三好市	池田町	漆川	ササ尾
Ⅱ-350	自然斜面	西コヤシ	三好市	池田町	漆川	西コヤシ
Ⅱ-351	自然斜面	寺内	三好市	池田町	漆川	寺内
Ⅱ-352	自然斜面	桑内(1)	三好市	池田町	漆川	桑内
Ⅱ-353	自然斜面	桑内(2)	三好市	池田町	漆川	桑内
Ⅱ-354	自然斜面	土井(1)	三好市	池田町	漆川	土井
Ⅱ-355	自然斜面	土井(2)	三好市	池田町	漆川	土井
Ⅱ-356	自然斜面	土井(3)	三好市	池田町	漆川	土井
Ⅱ-357	自然斜面	カラヤシキ	三好市	池田町	漆川	カラヤシキ
Ⅱ-358	自然斜面	コマシゴエ(1)	三好市	池田町	漆川	コマシゴエ
Ⅱ-359	自然斜面	コマシゴエ(2)	三好市	池田町	漆川	コマシゴエ
Ⅱ-360	自然斜面	コマシゴエ(3)	三好市	池田町	漆川	コマシゴエ
Ⅱ-361	自然斜面	コマシゴエ(4)	三好市	池田町	漆川	コマシゴエ
Ⅱ-362	自然斜面	亀地	三好市	池田町	漆川	亀地
Ⅱ-363	自然斜面	小林(1)	三好市	池田町	漆川	小林
Ⅱ-364	自然斜面	小林(2)	三好市	池田町	漆川	小林
Ⅱ-365	自然斜面	小林(3)	三好市	池田町	漆川	小林
Ⅱ-366	自然斜面	小林(4)	三好市	池田町	漆川	小林
Ⅱ-367	自然斜面	小林(5)	三好市	池田町	漆川	小林
Ⅱ-368	自然斜面	石神	三好市	池田町	漆川	石神
Ⅱ-369	自然斜面	岡田	三好市	池田町	漆川	岡田
Ⅱ-370	自然斜面	モリワキ	三好市	池田町	漆川	モリワキ
Ⅱ-371	自然斜面	ナカムラ	三好市	池田町	漆川	ナカムラ
Ⅱ-372	自然斜面	田尾	三好市	池田町	漆川	田尾
Ⅱ-373	自然斜面	キシダ(1)	三好市	池田町	漆川	キシダ
Ⅱ-374	自然斜面	キシダ(2)	三好市	池田町	漆川	キシダ
Ⅱ-375	自然斜面	シモヤシキ(1)	三好市	池田町	漆川	シモヤシキ
Ⅱ-376	自然斜面	シモヤシキ(2)	三好市	池田町	漆川	シモヤシキ
Ⅱ-377	自然斜面	シモヤシキ(3)	三好市	池田町	漆川	シモヤシキ
Ⅱ-378	自然斜面	栃野	三好市	池田町	漆川	栃野
Ⅱ-379	自然斜面	天王	三好市	池田町	漆川	天王
Ⅱ-380	自然斜面	カゲ(1)	三好市	池田町	漆川	カゲ
Ⅱ-381	自然斜面	カゲ(2)	三好市	池田町	漆川	カゲ
Ⅱ-382	自然斜面	カゲ(3)	三好市	池田町	漆川	カゲ
Ⅱ-383	自然斜面	カゲ(4)	三好市	池田町	漆川	カゲ
Ⅱ-384	自然斜面	ヤスノトラ	三好市	池田町	漆川	ヤスノトラ
Ⅱ-385	自然斜面	大川	三好市	池田町	漆川	大川北
Ⅱ-386	自然斜面	イシタテ(1)	三好市	池田町	漆川	イシタテ
Ⅱ-387	自然斜面	イシタテ(2)	三好市	池田町	漆川	イシタテ
Ⅱ-388	自然斜面	勘内(1)	三好市	池田町	漆川	勘内
Ⅱ-389	自然斜面	勘内(2)	三好市	池田町	漆川	勘内
Ⅱ-390	自然斜面	勘内(3)	三好市	池田町	漆川	勘内
Ⅱ-391	自然斜面	カゲノ(1)	三好市	池田町	漆川	カゲノ
Ⅱ-392	自然斜面	カゲノ(2)	三好市	池田町	漆川	カゲノ
Ⅱ-393	自然斜面	カゲノ(3)	三好市	池田町	漆川	カゲノ
Ⅱ-394	自然斜面	カゲノ(4)	三好市	池田町	漆川	カゲノ
Ⅱ-395	自然斜面	カゲノ(5)	三好市	池田町	漆川	カゲノ
Ⅱ-396	自然斜面	柳倉	三好市	池田町	漆川	柳倉
Ⅱ-397	自然斜面	ミズタニ(1)	三好市	池田町	漆川	ミズタニ
Ⅱ-398	自然斜面	ミズタニ(2)	三好市	池田町	漆川	ミズタニ
Ⅱ-399	自然斜面	北沼谷(1)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-400	自然斜面	北沼谷(2)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-401	自然斜面	北沼谷(3)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-402	自然斜面	北沼谷(4)	三好市	池田町	佐野	北沼谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-403	自然斜面	北沼谷(5)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-404	自然斜面	北沼谷(6)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-405	自然斜面	高毛	三好市	池田町	佐野	高毛
Ⅱ-406	自然斜面	西ノ向(1)	三好市	池田町	佐野	西ノ向
Ⅱ-407	自然斜面	西ノ向(2)	三好市	池田町	佐野	西ノ向
Ⅱ-408	自然斜面	福田井	三好市	池田町	佐野	福田井
Ⅱ-409	自然斜面	夫婦岩	三好市	池田町	佐野	夫婦岩
Ⅱ-410	自然斜面	西三谷	三好市	池田町	佐野	西三谷
Ⅱ-411	自然斜面	花ノ木	三好市	池田町	佐野	花ノ木
Ⅱ-412	自然斜面	西沼谷(1)	三好市	池田町	佐野	西沼谷
Ⅱ-413	自然斜面	西沼谷(2)	三好市	池田町	佐野	西沼谷
Ⅱ-414	自然斜面	南大境(1)	三好市	池田町	佐野	南大境
Ⅱ-415	自然斜面	南大境(2)	三好市	池田町	佐野	南大境
Ⅱ-416	自然斜面	入堂窪(1)	三好市	池田町	佐野	入堂窪
Ⅱ-417	自然斜面	入堂窪(2)	三好市	池田町	佐野	入堂窪
Ⅱ-418	自然斜面	立石(1)	三好市	池田町	佐野	立石
Ⅱ-419	自然斜面	立石(2)	三好市	池田町	佐野	立石
Ⅱ-420	自然斜面	大坪	三好市	池田町	佐野	大坪
Ⅱ-421	自然斜面	下根引(1)	三好市	池田町	佐野	下根引
Ⅱ-422	自然斜面	下根引(2)	三好市	池田町	佐野	下根引
Ⅱ-423	自然斜面	上根引(1)	三好市	池田町	佐野	上根引
Ⅱ-424	自然斜面	上根引(2)	三好市	池田町	佐野	上根引
Ⅱ-425	自然斜面	大宗谷(1)	三好市	池田町	佐野	大宗谷
Ⅱ-426	自然斜面	大宗谷(2)	三好市	池田町	佐野	大宗谷
Ⅱ-427	自然斜面	大宗谷(3)	三好市	池田町	佐野	大宗谷
Ⅱ-428	自然斜面	大上(1)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-429	自然斜面	大上(2)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-430	自然斜面	大上(3)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-431	自然斜面	大上(4)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-432	自然斜面	大上(5)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-433	自然斜面	有安谷	三好市	池田町	佐野	有安谷
Ⅱ-434	自然斜面	堂ノ本	三好市	池田町	佐野	堂ノ本
Ⅱ-435	自然斜面	中岡(2)	三好市	池田町	佐野	中岡
Ⅱ-436	自然斜面	中岡(3)	三好市	池田町	佐野	中岡
Ⅱ-437	自然斜面	宮平(2)	三好市	池田町	大利	宮平
Ⅱ-438	自然斜面	宮平影(1)	三好市	池田町	大利	宮平影
Ⅱ-439	自然斜面	宮平影(2)	三好市	池田町	大利	宮平影
Ⅱ-440	自然斜面	下大田(2)	三好市	池田町	大利	下大田
Ⅱ-441	自然斜面	下大田(3)	三好市	池田町	大利	下大田
Ⅱ-442	自然斜面	下大田(4)	三好市	池田町	大利	下大田
Ⅱ-443	自然斜面	下大田(5)	三好市	池田町	大利	下大田
Ⅱ-444	自然斜面	出合(1)	三好市	池田町	大利	出合
Ⅱ-445	自然斜面	出合(2)	三好市	池田町	大利	出合
Ⅱ-446	自然斜面	油田(1)	三好市	池田町	大利	油田
Ⅱ-447	自然斜面	油田(2)	三好市	池田町	大利	油田
Ⅱ-448	自然斜面	油田(3)	三好市	池田町	大利	油田
Ⅱ-449	自然斜面	成中(1)	三好市	池田町	大利	成中
Ⅱ-450	自然斜面	成中(2)	三好市	池田町	大利	成中
Ⅱ-451	自然斜面	成中(3)	三好市	池田町	大利	成中
Ⅱ-452	自然斜面	久尾(2)	三好市	池田町	大利	久尾
Ⅱ-453	自然斜面	久尾(3)	三好市	池田町	大利	久尾
Ⅱ-454	自然斜面	崎谷(1)	三好市	池田町	大利	崎谷
Ⅱ-455	自然斜面	崎谷(2)	三好市	池田町	大利	崎谷
Ⅱ-456	自然斜面	国畑(2)	三好市	池田町	大利	国畑
Ⅱ-457	自然斜面	国畑(3)	三好市	池田町	大利	国畑
Ⅱ-458	自然斜面	国畑(4)	三好市	池田町	大利	国畑
Ⅱ-459	自然斜面	青石(1)	三好市	池田町	大利	青石

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-460	自然斜面	青石(2)	三好市	池田町	大利	青石
Ⅱ-461	自然斜面	込(4)	三好市	池田町	大利	込
Ⅱ-462	自然斜面	込(5)	三好市	池田町	大利	込
Ⅱ-463	自然斜面	込(6)	三好市	池田町	大利	込
Ⅱ-464	自然斜面	込(7)	三好市	池田町	大利	込
Ⅱ-465	自然斜面	込(8)	三好市	池田町	大利	込
Ⅱ-466	自然斜面	日浦(1)	三好市	池田町	大利	日浦
Ⅱ-467	自然斜面	日浦(2)	三好市	池田町	大利	日浦
Ⅱ-468	自然斜面	日浦(3)	三好市	池田町	大利	日浦
Ⅱ-469	自然斜面	為成	三好市	池田町	大利	為成
Ⅱ-470	自然斜面	寿丸	三好市	池田町	大利	寿丸
Ⅱ-471	自然斜面	平(1)	三好市	池田町	大利	平
Ⅱ-472	自然斜面	平(2)	三好市	池田町	大利	平
Ⅱ-473	自然斜面	京田(1)	三好市	池田町	大利	京田
Ⅱ-474	自然斜面	京田(2)	三好市	池田町	大利	京田
Ⅱ-475	自然斜面	京田(3)	三好市	池田町	大利	京田
Ⅱ-476	自然斜面	佐古(1)	三好市	池田町	大利	佐古
Ⅱ-477	自然斜面	佐古(2)	三好市	池田町	大利	佐古
Ⅱ-478	自然斜面	上尾後(2)	三好市	池田町	大利	上尾後
Ⅱ-479	自然斜面	上尾後(3)	三好市	池田町	大利	上尾後
Ⅱ-480	自然斜面	峰岡	三好市	池田町	大利	峰岡
Ⅱ-481	自然斜面	下蔭(1)	三好市	池田町	松尾	下蔭
Ⅱ-482	自然斜面	下蔭(2)	三好市	池田町	松尾	下蔭
Ⅱ-483	自然斜面	下蔭(3)	三好市	池田町	松尾	下蔭
Ⅱ-484	自然斜面	下蔭(4)	三好市	池田町	松尾	下蔭
Ⅱ-485	自然斜面	大申(2)	三好市	池田町	松尾	大申
Ⅱ-486	自然斜面	松本(2)	三好市	池田町	松尾	松本
Ⅱ-487	自然斜面	松本(3)	三好市	池田町	松尾	松本
Ⅱ-488	自然斜面	松本(4)	三好市	池田町	松尾	松本
Ⅱ-489	自然斜面	松本(5)	三好市	池田町	松尾	松本
Ⅱ-490	自然斜面	松本(6)	三好市	池田町	松尾	松本
Ⅱ-491	自然斜面	松本(7)	三好市	池田町	松尾	松本
Ⅱ-492	自然斜面	宮石(2)	三好市	池田町	松尾	宮石
Ⅱ-493	自然斜面	宮石(3)	三好市	池田町	松尾	宮石
Ⅱ-494	自然斜面	宮石(4)	三好市	池田町	松尾	宮石
Ⅱ-495	自然斜面	黒川(2)	三好市	池田町	松尾	黒川
Ⅱ-496	自然斜面	黒川(3)	三好市	池田町	松尾	黒川
Ⅱ-497	自然斜面	ニシクボ(2)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-498	自然斜面	ニシクボ(3)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-499	自然斜面	ニシクボ(4)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-500	自然斜面	ニシクボ(5)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-501	自然斜面	ミチウエ	三好市	池田町	中津川	ミチウエ
Ⅱ-502	自然斜面	淵ノ上	三好市	池田町	川崎	淵ノ上
Ⅱ-503	自然斜面	重兼(1)	三好市	池田町	川崎	重兼
Ⅱ-504	自然斜面	重兼(2)	三好市	池田町	川崎	重兼
Ⅱ-505	自然斜面	上ノ山	三好市	池田町	川崎	上ノ山
Ⅱ-506	自然斜面	丸山	三好市	池田町	川崎	丸山
Ⅱ-507	自然斜面	杉ノ下	三好市	池田町	川崎	杉ノ下
Ⅱ-508	自然斜面	石ノ京	三好市	池田町	川崎	石ノ京
Ⅱ-509	自然斜面	山貝(1)	三好市	池田町	川崎	山貝
Ⅱ-510	自然斜面	山貝(2)	三好市	池田町	川崎	山貝
Ⅱ-511	自然斜面	山貝(3)	三好市	池田町	川崎	山貝
Ⅱ-512	自然斜面	平野(1)	三好市	池田町	川崎	平野
Ⅱ-513	自然斜面	平野(2)	三好市	池田町	川崎	平野
Ⅱ-514	自然斜面	千足(1)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-515	自然斜面	千足(2)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-516	自然斜面	千足(3)	三好市	池田町	川崎	千足

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-517	自然斜面	千足(4)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-518	自然斜面	千足(5)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-519	自然斜面	千足(6)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-520	自然斜面	千足(7)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-521	自然斜面	平谷	三好市	池田町	川崎	平谷
Ⅱ-522	自然斜面	下川(2)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-523	自然斜面	下川(3)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-524	自然斜面	下川(4)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-525	自然斜面	下川(5)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-526	自然斜面	下川(6)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-527	自然斜面	下川(7)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-528	自然斜面	下川(8)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-529	自然斜面	下川(9)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-530	自然斜面	下川(10)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-531	自然斜面	下川(11)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-532	自然斜面	下川(12)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-533	自然斜面	下川(13)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-534	自然斜面	下川(14)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-535	自然斜面	下川(15)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-536	自然斜面	下川(16)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-537	自然斜面	下川(17)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-538	自然斜面	下川(18)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-539	自然斜面	下川(19)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-540	自然斜面	下川(20)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-541	自然斜面	下川(21)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-542	自然斜面	下川(22)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-543	自然斜面	下川(23)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-544	自然斜面	下川(24)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-545	自然斜面	下川(25)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-546	自然斜面	下川(26)	三好市	山城町	下川	
Ⅱ-547	自然斜面	若山(2)	三好市	山城町	若山	
Ⅱ-548	自然斜面	若山(3)	三好市	山城町	若山	
Ⅱ-549	自然斜面	若山(4)	三好市	山城町	若山	
Ⅱ-550	自然斜面	若山(5)	三好市	山城町	若山	
Ⅱ-551	自然斜面	寺野(1)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-552	自然斜面	寺野(2)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-553	自然斜面	寺野(3)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-554	自然斜面	寺野(4)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-555	自然斜面	寺野(5)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-556	自然斜面	寺野(6)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-557	自然斜面	寺野(7)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-558	自然斜面	寺野(8)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-559	自然斜面	寺野(9)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-560	自然斜面	寺野(10)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-561	自然斜面	寺野(11)	三好市	山城町	寺野	
Ⅱ-562	自然斜面	相川(1)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-563	自然斜面	相川(2)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-564	自然斜面	相川(3)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-565	自然斜面	相川(4)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-566	自然斜面	相川(5)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-567	自然斜面	相川(6)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-568	自然斜面	相川(7)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-569	自然斜面	相川(8)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-570	自然斜面	相川(9)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-571	自然斜面	相川(10)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-572	自然斜面	相川(11)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-573	自然斜面	相川(12)	三好市	山城町	相川	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-574	自然斜面	相川(13)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-575	自然斜面	相川(14)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-576	自然斜面	相川(15)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-577	自然斜面	相川(16)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-578	自然斜面	相川(17)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-579	自然斜面	相川(18)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-580	自然斜面	相川(19)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-581	自然斜面	相川(20)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-582	自然斜面	相川(21)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-583	自然斜面	相川(22)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-584	自然斜面	相川(23)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-585	自然斜面	相川(24)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-586	自然斜面	相川(25)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-587	自然斜面	相川(26)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-588	自然斜面	相川(27)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-589	自然斜面	相川(28)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-590	自然斜面	相川(29)	三好市	山城町	相川	
Ⅱ-591	自然斜面	政友(1)	三好市	山城町	政友	
Ⅱ-592	自然斜面	政友(2)	三好市	山城町	政友	
Ⅱ-593	自然斜面	政友(3)	三好市	山城町	政友	
Ⅱ-594	自然斜面	政友(4)	三好市	山城町	政友	
Ⅱ-595	自然斜面	政友(5)	三好市	山城町	政友	
Ⅱ-596	自然斜面	柴川(2)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-597	自然斜面	柴川(3)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-598	自然斜面	柴川(4)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-599	自然斜面	柴川(5)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-600	自然斜面	柴川(6)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-601	自然斜面	柴川(7)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-602	自然斜面	柴川(8)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-603	自然斜面	柴川(9)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-604	自然斜面	柴川(10)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-605	自然斜面	柴川(11)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-606	自然斜面	柴川(12)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-607	自然斜面	柴川(13)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-608	自然斜面	柴川(14)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-609	自然斜面	柴川(15)	三好市	山城町	柴川	
Ⅱ-610	自然斜面	瀬貝(1)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-611	自然斜面	瀬貝(2)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-612	自然斜面	瀬貝(3)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-613	自然斜面	瀬貝(4)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-614	自然斜面	瀬貝(5)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-615	自然斜面	瀬貝(6)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-616	自然斜面	瀬貝(7)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-617	自然斜面	瀬貝(8)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-618	自然斜面	瀬貝(9)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-619	自然斜面	瀬貝(10)	三好市	山城町	瀬貝	
Ⅱ-620	自然斜面	大月(2)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-621	自然斜面	大月(3)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-622	自然斜面	大月(4)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-623	自然斜面	大月(5)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-624	自然斜面	大月(6)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-625	自然斜面	大月(7)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-626	自然斜面	大月(8)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-627	自然斜面	大月(9)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-628	自然斜面	大月(10)	三好市	山城町	大月	
Ⅱ-629	自然斜面	茂地(3)	三好市	山城町	茂地	
Ⅱ-630	自然斜面	茂地(4)	三好市	山城町	茂地	



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-631	自然斜面	茂地(5)	三好市	山城町	茂地	
Ⅱ-632	自然斜面	茂地(6)	三好市	山城町	茂地	
Ⅱ-633	自然斜面	茂地(7)	三好市	山城町	茂地	
Ⅱ-634	自然斜面	茂地(8)	三好市	山城町	茂地	
Ⅱ-635	自然斜面	小川谷(1)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-636	自然斜面	小川谷(2)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-637	自然斜面	小川谷(3)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-638	自然斜面	小川谷(4)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-639	自然斜面	小川谷(5)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-640	自然斜面	小川谷(6)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-641	自然斜面	小川谷(7)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-642	自然斜面	小川谷(8)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-643	自然斜面	小川谷(9)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-644	自然斜面	小川谷(10)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-645	自然斜面	小川谷(11)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-646	自然斜面	小川谷(12)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-647	自然斜面	小川谷(13)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-648	自然斜面	小川谷(14)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-649	自然斜面	小川谷(15)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-650	自然斜面	小川谷(16)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-651	自然斜面	小川谷(17)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-652	自然斜面	小川谷(18)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-653	自然斜面	小川谷(19)	三好市	山城町	小川谷	
Ⅱ-654	自然斜面	大野(1)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-655	自然斜面	大野(2)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-656	自然斜面	大野(3)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-657	自然斜面	大野(4)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-658	自然斜面	大野(5)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-659	自然斜面	大野(6)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-660	自然斜面	大野(7)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-661	自然斜面	大野(8)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-662	自然斜面	大野(9)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-663	自然斜面	大野(10)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-664	自然斜面	大野(11)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-665	自然斜面	大野(12)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-666	自然斜面	大野(13)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-667	自然斜面	大野(14)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-668	自然斜面	大野(15)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-669	自然斜面	大野(16)	三好市	山城町	大野	
Ⅱ-670	自然斜面	信正(1)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-671	自然斜面	信正(2)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-672	自然斜面	信正(3)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-673	自然斜面	信正(4)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-674	自然斜面	信正(5)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-675	自然斜面	信正(6)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-676	自然斜面	信正(7)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-677	自然斜面	信正(8)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-678	自然斜面	信正(9)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-679	自然斜面	信正(10)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-680	自然斜面	信正(11)	三好市	山城町	信正	
Ⅱ-681	自然斜面	八千坊(2)	三好市	山城町	八千坊	
Ⅱ-682	自然斜面	八千坊(3)	三好市	山城町	八千坊	
Ⅱ-683	自然斜面	八千坊(4)	三好市	山城町	八千坊	
Ⅱ-684	自然斜面	八千坊(5)	三好市	山城町	八千坊	
Ⅱ-685	自然斜面	八千坊(6)	三好市	山城町	八千坊	
Ⅱ-686	自然斜面	八千坊(7)	三好市	山城町	八千坊	
Ⅱ-687	自然斜面	八千坊(8)	三好市	山城町	八千坊	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-688	自然斜面	頼広(1)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-689	自然斜面	頼広(2)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-690	自然斜面	頼広(3)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-691	自然斜面	頼広(4)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-692	自然斜面	頼広(5)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-693	自然斜面	頼広(6)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-694	自然斜面	頼広(7)	三好市	山城町	頼広	
Ⅱ-695	自然斜面	平野(1)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-696	自然斜面	平野(2)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-697	自然斜面	平野(3)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-698	自然斜面	平野(4)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-699	自然斜面	平野(5)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-700	自然斜面	平野(6)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-701	自然斜面	平野(7)	三好市	山城町	平野	
Ⅱ-702	自然斜面	黒川(3)	三好市	山城町	黒川	
Ⅱ-703	自然斜面	黒川(4)	三好市	山城町	黒川	
Ⅱ-704	自然斜面	黒川(5)	三好市	山城町	黒川	
Ⅱ-705	自然斜面	黒川(6)	三好市	山城町	黒川	
Ⅱ-706	自然斜面	黒川(7)	三好市	山城町	黒川	
Ⅱ-707	自然斜面	黒川(8)	三好市	山城町	黒川	
Ⅱ-708	自然斜面	岩戸(1)	三好市	山城町	岩戸	
Ⅱ-709	自然斜面	岩戸(2)	三好市	山城町	岩戸	
Ⅱ-710	自然斜面	岩戸(3)	三好市	山城町	岩戸	
Ⅱ-711	自然斜面	岩戸(4)	三好市	山城町	岩戸	
Ⅱ-712	自然斜面	岩戸(5)	三好市	山城町	岩戸	
Ⅱ-713	自然斜面	岩戸(6)	三好市	山城町	岩戸	
Ⅱ-714	自然斜面	引地(3)	三好市	山城町	引地	
Ⅱ-715	自然斜面	引地(4)	三好市	山城町	引地	
Ⅱ-716	自然斜面	末貞(1)	三好市	山城町	末貞	
Ⅱ-717	自然斜面	末貞(2)	三好市	山城町	末貞	
Ⅱ-718	自然斜面	末貞(3)	三好市	山城町	末貞	
Ⅱ-719	自然斜面	大川持(4)	三好市	山城町	大川持	
Ⅱ-720	自然斜面	大川持(5)	三好市	山城町	大川持	
Ⅱ-721	自然斜面	大川持(6)	三好市	山城町	大川持	
Ⅱ-722	自然斜面	大川持(7)	三好市	山城町	大川持	
Ⅱ-723	自然斜面	大川持(8)	三好市	山城町	大川持	
Ⅱ-724	自然斜面	重実(1)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-725	自然斜面	重実(2)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-726	自然斜面	重実(3)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-727	自然斜面	重実(4)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-728	自然斜面	重実(5)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-729	自然斜面	重実(6)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-730	自然斜面	重実(7)	三好市	山城町	重実	
Ⅱ-731	自然斜面	白川(3)	三好市	山城町	白川	
Ⅱ-732	自然斜面	白川(4)	三好市	山城町	白川	
Ⅱ-733	自然斜面	白川(5)	三好市	山城町	白川	
Ⅱ-734	自然斜面	白川(6)	三好市	山城町	白川	
Ⅱ-735	自然斜面	白川(7)	三好市	山城町	白川	
Ⅱ-736	自然斜面	白川(8)	三好市	山城町	白川	
Ⅱ-737	自然斜面	有宮(2)	三好市	山城町	白川	(有宮)
Ⅱ-738	自然斜面	光兼(2)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-739	自然斜面	光兼(3)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-740	自然斜面	光兼(4)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-741	自然斜面	光兼(5)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-742	自然斜面	光兼(6)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-743	自然斜面	光兼(7)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-744	自然斜面	光兼(8)	三好市	山城町	光兼	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-745	自然斜面	光兼(9)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-746	自然斜面	光兼(10)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-747	自然斜面	光兼(11)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-748	自然斜面	光兼(12)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-749	自然斜面	光兼(13)	三好市	山城町	光兼	
Ⅱ-750	自然斜面	仏子(2)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-751	自然斜面	仏子(3)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-752	自然斜面	仏子(4)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-753	自然斜面	仏子(5)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-754	自然斜面	仏子(6)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-755	自然斜面	仏子(7)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-756	自然斜面	仏子(8)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-757	自然斜面	仏子(9)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-758	自然斜面	仏子(10)	三好市	山城町	佛子	
Ⅱ-759	自然斜面	尾又(2)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-760	自然斜面	尾又(3)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-761	自然斜面	尾又(4)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-762	自然斜面	尾又(5)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-763	自然斜面	尾又(6)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-764	自然斜面	尾又(7)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-765	自然斜面	尾又(8)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-766	自然斜面	尾又(9)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-767	自然斜面	尾又(10)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-768	自然斜面	尾又(11)	三好市	山城町	上名	尾又
Ⅱ-769	自然斜面	平(3)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-770	自然斜面	平(4)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-771	自然斜面	平(5)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-772	自然斜面	平(6)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-773	自然斜面	平(7)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-774	自然斜面	平(8)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-775	自然斜面	平(9)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-776	自然斜面	平(10)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-777	自然斜面	平(11)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-778	自然斜面	平(12)	三好市	山城町	上名	平
Ⅱ-779	自然斜面	平上(4)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-780	自然斜面	平上(5)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-781	自然斜面	平上(6)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-782	自然斜面	平上(7)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-783	自然斜面	平上(8)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-784	自然斜面	平上(9)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-785	自然斜面	平上(10)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-786	自然斜面	平上(11)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-787	自然斜面	平上(12)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-788	自然斜面	平上(13)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-789	自然斜面	平上(14)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-790	自然斜面	平上(15)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-791	自然斜面	平上(16)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-792	自然斜面	平上(17)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-793	自然斜面	平上(18)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-794	自然斜面	平上(19)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-795	自然斜面	平上(20)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-796	自然斜面	平上(21)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-797	自然斜面	平上(22)	三好市	山城町	上名	平上
Ⅱ-798	自然斜面	津屋(3)	三好市	山城町	上名	津屋
Ⅱ-799	自然斜面	津屋(4)	三好市	山城町	上名	津屋
Ⅱ-800	自然斜面	シマノオ(2)	三好市	山城町	上名	シマノオ
Ⅱ-801	自然斜面	上名影(2)	三好市	山城町	上名	上名影

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-802	自然斜面	上名影(3)	三好市	山城町	上名	上名影
Ⅱ-803	自然斜面	上名影(4)	三好市	山城町	上名	上名影
Ⅱ-804	自然斜面	上名影(5)	三好市	山城町	上名	上名影
Ⅱ-805	自然斜面	柿野尾(1)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-806	自然斜面	柿野尾(2)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-807	自然斜面	柿野尾(3)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-808	自然斜面	柿野尾(4)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-809	自然斜面	柿野尾(5)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-810	自然斜面	柿野尾(6)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-811	自然斜面	柿野尾(7)	三好市	山城町	上名	柿野尾
Ⅱ-812	自然斜面	上名(1)	三好市	山城町	上名	上名
Ⅱ-813	自然斜面	上名(2)	三好市	山城町	上名	上名
Ⅱ-814	自然斜面	上名(3)	三好市	山城町	上名	上名
Ⅱ-815	自然斜面	上名(4)	三好市	山城町	上名	上名
Ⅱ-816	自然斜面	上名(5)	三好市	山城町	上名	上名
Ⅱ-817	自然斜面	内野尾(2)	三好市	山城町	上名	内野尾
Ⅱ-818	自然斜面	内野尾(3)	三好市	山城町	上名	内野尾
Ⅱ-819	自然斜面	赤野谷(2)	三好市	山城町	上名	赤野
Ⅱ-820	自然斜面	栗山(1)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-821	自然斜面	栗山(2)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-822	自然斜面	栗山(3)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-823	自然斜面	栗山(4)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-824	自然斜面	栗山(5)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-825	自然斜面	栗山(6)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-826	自然斜面	栗山(7)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-827	自然斜面	栗山(8)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-828	自然斜面	栗山(9)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-829	自然斜面	栗山(10)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-830	自然斜面	栗山(11)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-831	自然斜面	栗山(12)	三好市	山城町	栗山	
Ⅱ-832	自然斜面	大津(2)	三好市	山城町	西宇	大津
Ⅱ-833	自然斜面	大津(3)	三好市	山城町	西宇	大津
Ⅱ-834	自然斜面	大津(4)	三好市	山城町	西宇	大津
Ⅱ-835	自然斜面	水無(2)	三好市	山城町	西宇	水無
Ⅱ-836	自然斜面	水無(3)	三好市	山城町	西宇	水無
Ⅱ-837	自然斜面	長洲(2)	三好市	山城町	西宇	長洲
Ⅱ-838	自然斜面	長洲(3)	三好市	山城町	西宇	長洲
Ⅱ-839	自然斜面	上西宇(4)	三好市	山城町	西宇	上西宇
Ⅱ-840	自然斜面	上西宇(5)	三好市	山城町	西宇	上西宇
Ⅱ-841	自然斜面	峰(2)	三好市	山城町	西宇	峰
Ⅱ-842	自然斜面	羽瀬(1)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-843	自然斜面	羽瀬(2)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-844	自然斜面	羽瀬(3)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-845	自然斜面	羽瀬(4)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-846	自然斜面	羽瀬(5)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-847	自然斜面	羽瀬(6)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-848	自然斜面	羽瀬(7)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-849	自然斜面	羽瀬(8)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-850	自然斜面	羽瀬(9)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-851	自然斜面	羽瀬(10)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-852	自然斜面	羽瀬(11)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-853	自然斜面	羽瀬(12)	三好市	山城町	下名	羽瀬
Ⅱ-854	自然斜面	境谷(1)	三好市	山城町	下名	境谷
Ⅱ-855	自然斜面	境谷(2)	三好市	山城町	下名	境谷
Ⅱ-856	自然斜面	大黒(2)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-857	自然斜面	大黒(3)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-858	自然斜面	大黒(4)	三好市	山城町	下名	大黒

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-859	自然斜面	大黒(5)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-860	自然斜面	大黒(6)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-861	自然斜面	大黒(7)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-862	自然斜面	大黒(8)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-863	自然斜面	大黒(9)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-864	自然斜面	大黒(10)	三好市	山城町	下名	大黒
Ⅱ-865	自然斜面	下名影(1)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-866	自然斜面	下名影(2)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-867	自然斜面	下名影(3)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-868	自然斜面	下名影(4)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-869	自然斜面	下名影(5)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-870	自然斜面	下名影(6)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-871	自然斜面	下名影(7)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-872	自然斜面	下名影(8)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-873	自然斜面	下名影(9)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-874	自然斜面	下名影(10)	三好市	山城町	下名	下名影
Ⅱ-875	自然斜面	南日浦(2)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-876	自然斜面	南日浦(3)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-877	自然斜面	南日浦(4)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-878	自然斜面	南日浦(5)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-879	自然斜面	南日浦(6)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-880	自然斜面	南日浦(7)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-881	自然斜面	南日浦(8)	三好市	山城町	下名	南日浦
Ⅱ-882	自然斜面	日浦(4)	三好市	山城町	下名	日浦
Ⅱ-883	自然斜面	日浦(5)	三好市	山城町	下名	日浦
Ⅱ-884	自然斜面	日浦(6)	三好市	山城町	下名	日浦
Ⅱ-885	自然斜面	納屋(2)	三好市	山城町	下名	納屋
Ⅱ-886	自然斜面	納屋(3)	三好市	山城町	下名	納屋
Ⅱ-887	自然斜面	納屋(4)	三好市	山城町	下名	納屋
Ⅱ-888	自然斜面	納屋(5)	三好市	山城町	下名	納屋
Ⅱ-889	自然斜面	川成(3)	三好市	山城町	下名	川成
Ⅱ-890	自然斜面	大和川(2)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-891	自然斜面	大和川(3)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-892	自然斜面	大和川(4)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-893	自然斜面	大和川(5)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-894	自然斜面	大和川(6)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-895	自然斜面	大和川(7)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-896	自然斜面	大和川(8)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-897	自然斜面	大和川(9)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-898	自然斜面	大和川(10)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-899	自然斜面	大和川(11)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-900	自然斜面	大和川(12)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-901	自然斜面	大和川(13)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-902	自然斜面	大和川(14)	三好市	山城町	大和川	
Ⅱ-903	自然斜面	佐連(1)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-904	自然斜面	佐連(2)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-905	自然斜面	佐連(3)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-906	自然斜面	佐連(4)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-907	自然斜面	佐連(5)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-908	自然斜面	佐連(6)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-909	自然斜面	佐連(7)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-910	自然斜面	佐連(8)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-911	自然斜面	佐連(9)	三好市	山城町	佐連	
Ⅱ-912	自然斜面	大谷(1)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-913	自然斜面	大谷(2)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-914	自然斜面	大谷(3)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-915	自然斜面	大谷(4)	三好市	山城町	大谷	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-916	自然斜面	大谷(5)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-917	自然斜面	大谷(6)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-918	自然斜面	大谷(7)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-919	自然斜面	大谷(8)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-920	自然斜面	大谷(9)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-921	自然斜面	大谷(10)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-922	自然斜面	大谷(11)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-923	自然斜面	大谷(12)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-924	自然斜面	大谷(13)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-925	自然斜面	大谷(14)	三好市	山城町	大谷	
Ⅱ-926	自然斜面	脇(1)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-927	自然斜面	脇(2)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-928	自然斜面	脇(3)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-929	自然斜面	脇(4)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-930	自然斜面	脇(5)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-931	自然斜面	脇(6)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-932	自然斜面	脇(7)	三好市	山城町	脇	
Ⅱ-933	自然斜面	赤谷(1)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-934	自然斜面	赤谷(2)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-935	自然斜面	赤谷(3)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-936	自然斜面	赤谷(4)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-937	自然斜面	赤谷(5)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-938	自然斜面	赤谷(6)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-939	自然斜面	赤谷(7)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-940	自然斜面	赤谷(8)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-941	自然斜面	赤谷(9)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-942	自然斜面	赤谷(10)	三好市	山城町	赤谷	
Ⅱ-943	自然斜面	野津後	三好市	井川町	辻	野津後
Ⅱ-944	自然斜面	新町(2)	三好市	井川町	辻	新町
Ⅱ-945	自然斜面	新町(3)	三好市	井川町	辻	新町
Ⅱ-946	自然斜面	大佐古(1)	三好市	井川町	辻	大佐古
Ⅱ-947	自然斜面	大佐古(2)	三好市	井川町	辻	大佐古
Ⅱ-948	自然斜面	田中	三好市	井川町	辻	田中
Ⅱ-949	自然斜面	片山(2)	三好市	井川町	辻	片山
Ⅱ-950	自然斜面	末(2)	三好市	井川町	西井川	末
Ⅱ-951	自然斜面	相知(1)	三好市	井川町	西井川	相知
Ⅱ-952	自然斜面	相知(2)	三好市	井川町	西井川	相知
Ⅱ-953	自然斜面	相知(3)	三好市	井川町	西井川	相知
Ⅱ-954	自然斜面	長尾(3)	三好市	井川町	西井川	長尾
Ⅱ-955	自然斜面	長尾(4)	三好市	井川町	西井川	長尾
Ⅱ-956	自然斜面	長尾(5)	三好市	井川町	西井川	長尾
Ⅱ-957	自然斜面	長尾(6)	三好市	井川町	西井川	長尾
Ⅱ-958	自然斜面	里川東(1)	三好市	井川町	西井川	里川東
Ⅱ-959	自然斜面	里川東(2)	三好市	井川町	西井川	里川東
Ⅱ-960	自然斜面	里川東(3)	三好市	井川町	西井川	里川東
Ⅱ-961	自然斜面	里川西	三好市	井川町	西井川	里川西
Ⅱ-962	自然斜面	里川本村(1)	三好市	井川町	西井川	里川本村
Ⅱ-963	自然斜面	里川本村(2)	三好市	井川町	西井川	里川本村
Ⅱ-964	自然斜面	流堂(2)	三好市	井川町	井内東	流堂
Ⅱ-965	自然斜面	上吹(1)	三好市	井川町	井内東	上吹
Ⅱ-966	自然斜面	上吹(2)	三好市	井川町	井内東	上吹
Ⅱ-967	自然斜面	上吹(3)	三好市	井川町	井内東	上吹
Ⅱ-968	自然斜面	上吹(4)	三好市	井川町	井内東	上吹
Ⅱ-969	自然斜面	上正夫(2)	三好市	井川町	井内東	上正夫
Ⅱ-970	自然斜面	上正夫(3)	三好市	井川町	井内東	上正夫
Ⅱ-971	自然斜面	上正夫(4)	三好市	井川町	井内東	上正夫
Ⅱ-972	自然斜面	下正夫(2)	三好市	井川町	井内東	下正夫

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-973	自然斜面	下正夫(3)	三好市	井川町	井内東	下正夫
Ⅱ-974	自然斜面	下正夫(4)	三好市	井川町	井内東	下正夫
Ⅱ-975	自然斜面	下正夫(5)	三好市	井川町	井内東	下正夫
Ⅱ-976	自然斜面	下正夫(6)	三好市	井川町	井内東	下正夫
Ⅱ-977	自然斜面	中正夫(2)	三好市	井川町	井内東	中正夫
Ⅱ-978	自然斜面	大森(2)	三好市	井川町	井内東	大森
Ⅱ-979	自然斜面	大森(3)	三好市	井川町	井内東	大森
Ⅱ-980	自然斜面	井内(2)	三好市	井川町	井内東	井内
Ⅱ-981	自然斜面	井内(3)	三好市	井川町	井内東	井内
Ⅱ-982	自然斜面	井内(4)	三好市	井川町	井内東	井内
Ⅱ-983	自然斜面	井内(5)	三好市	井川町	井内東	井内
Ⅱ-984	自然斜面	倉石(1)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-985	自然斜面	倉石(2)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-986	自然斜面	倉石(3)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-987	自然斜面	倉石(4)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-988	自然斜面	倉石(5)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-989	自然斜面	倉石(6)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-990	自然斜面	倉石(7)	三好市	井川町	井内東	倉石
Ⅱ-991	自然斜面	向(1)	三好市	井川町	井内東	向
Ⅱ-992	自然斜面	向(2)	三好市	井川町	井内東	向
Ⅱ-993	自然斜面	向(3)	三好市	井川町	井内東	向
Ⅱ-994	自然斜面	向(4)	三好市	井川町	井内東	向
Ⅱ-995	自然斜面	向(5)	三好市	井川町	井内東	向
Ⅱ-996	自然斜面	馬場(3)	三好市	井川町	井内東	馬場
Ⅱ-997	自然斜面	馬場(4)	三好市	井川町	井内東	馬場
Ⅱ-998	自然斜面	知行(2)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-999	自然斜面	知行(3)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1000	自然斜面	知行(4)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1001	自然斜面	知行(5)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1002	自然斜面	知行(6)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1003	自然斜面	知行(7)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1004	自然斜面	知行(8)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1005	自然斜面	知行(9)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1006	自然斜面	知行(10)	三好市	井川町	井内東	知行
Ⅱ-1007	自然斜面	平(2)	三好市	井川町	井内東	平
Ⅱ-1008	自然斜面	桜(3)	三好市	井川町	井内東	桜
Ⅱ-1009	自然斜面	桜(4)	三好市	井川町	井内東	桜
Ⅱ-1010	自然斜面	桜(5)	三好市	井川町	井内東	桜
Ⅱ-1011	自然斜面	岩坂(2)	三好市	井川町	井内東	岩坂
Ⅱ-1012	自然斜面	岩坂(3)	三好市	井川町	井内東	岩坂
Ⅱ-1013	自然斜面	冬(1)	三好市	井川町	井内東	冬
Ⅱ-1014	自然斜面	冬(2)	三好市	井川町	井内東	冬
Ⅱ-1015	自然斜面	下吹(2)	三好市	井川町	井内東	下吹
Ⅱ-1016	自然斜面	下久保(2)	三好市	井川町	井内東	下久保
Ⅱ-1017	自然斜面	下久保(3)	三好市	井川町	井内東	下久保
Ⅱ-1018	自然斜面	下久保(4)	三好市	井川町	井内東	下久保
Ⅱ-1019	自然斜面	浪内	三好市	井川町	井内西	安田
Ⅱ-1020	自然斜面	三櫓尾西(2)	三好市	井川町	井内西	三櫓尾西
Ⅱ-1021	自然斜面	三櫓尾東(1)	三好市	井川町	井内西	三櫓尾東
Ⅱ-1022	自然斜面	三櫓尾東(2)	三好市	井川町	井内西	三櫓尾東
Ⅱ-1023	自然斜面	三櫓尾(1)	三好市	井川町	井内西	三櫓尾
Ⅱ-1024	自然斜面	三櫓尾(2)	三好市	井川町	井内西	三櫓尾
Ⅱ-1025	自然斜面	上落倉(1)	三好市	井川町	井内西	上落倉
Ⅱ-1026	自然斜面	上落倉(2)	三好市	井川町	井内西	上落倉
Ⅱ-1027	自然斜面	安田(2)	三好市	井川町	井内西	安田
Ⅱ-1028	自然斜面	下西ノ浦(3)	三好市	井川町	井内西	下西ノ浦
Ⅱ-1029	自然斜面	下西ノ浦(4)	三好市	井川町	井内西	下西ノ浦

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1030	自然斜面	下西ノ浦(5)	三好市	井川町	井内西	下西ノ浦
Ⅱ-1031	自然斜面	上段地(1)	三好市	井川町	井内西	上段地
Ⅱ-1032	自然斜面	上段地(2)	三好市	井川町	井内西	上段地
Ⅱ-1033	自然斜面	上段地(3)	三好市	井川町	井内西	上段地
Ⅱ-1034	自然斜面	下段地(1)	三好市	井川町	井内西	下段地
Ⅱ-1035	自然斜面	下段地(2)	三好市	井川町	井内西	下段地
Ⅱ-1036	自然斜面	下段地(3)	三好市	井川町	井内西	下段地
Ⅱ-1037	自然斜面	北地(1)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1038	自然斜面	北地(2)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1039	自然斜面	北地(3)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1040	自然斜面	北地(4)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1041	自然斜面	北地(5)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1042	自然斜面	北地(6)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1043	自然斜面	北地(7)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1044	自然斜面	北地(8)	三好市	井川町	井内西	北地
Ⅱ-1045	自然斜面	杉ノ木(4)	三好市	井川町	井内西	杉ノ木
Ⅱ-1046	自然斜面	杉ノ木(5)	三好市	井川町	井内西	杉ノ木
Ⅱ-1047	自然斜面	馬路(2)	三好市	井川町	井内西	馬路
Ⅱ-1048	自然斜面	吉木(2)	三好市	井川町	井内西	吉木
Ⅱ-1049	自然斜面	吉木(3)	三好市	井川町	井内西	吉木
Ⅱ-1050	自然斜面	吉木(4)	三好市	井川町	井内西	吉木
Ⅱ-1051	自然斜面	井内中津(2)	三好市	井川町	井内西	井内中津
Ⅱ-1052	自然斜面	井内中津(3)	三好市	井川町	井内西	井内中津
Ⅱ-1053	自然斜面	吉ノ木	三好市	井川町	井内西	吉ノ木
Ⅱ-1054	自然斜面	上野住(1)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1055	自然斜面	上野住(2)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1056	自然斜面	上野住(3)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1057	自然斜面	上野住(4)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1058	自然斜面	上野住(5)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1059	自然斜面	上野住(6)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1060	自然斜面	上野住(7)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1061	自然斜面	上野住(8)	三好市	井川町	井内西	上野住
Ⅱ-1062	自然斜面	下野住(1)	三好市	井川町	井内西	下野住
Ⅱ-1063	自然斜面	下野住(2)	三好市	井川町	井内西	下野住
Ⅱ-1064	自然斜面	下野住(3)	三好市	井川町	井内西	下野住
Ⅱ-1065	自然斜面	下野住(4)	三好市	井川町	井内西	下野住
Ⅱ-1066	自然斜面	下野住(5)	三好市	井川町	井内西	下野住
Ⅱ-1067	自然斜面	下野住(6)	三好市	井川町	井内西	下野住
Ⅱ-1068	自然斜面	上西ノ浦(3)	三好市	井川町	井内西	上西ノ浦
Ⅱ-1069	自然斜面	上西ノ浦(4)	三好市	井川町	井内西	上西ノ浦
Ⅱ-1070	自然斜面	上西ノ浦(5)	三好市	井川町	井内西	上西ノ浦
Ⅱ-1071	自然斜面	上西ノ浦(6)	三好市	井川町	井内西	上西ノ浦
Ⅱ-1072	自然斜面	上西ノ浦(7)	三好市	井川町	井内西	上西ノ浦
Ⅱ-1073	自然斜面	西ノ浦(1)	三好市	井川町	井内西	西ノ浦
Ⅱ-1074	自然斜面	西ノ浦(2)	三好市	井川町	井内西	西ノ浦
Ⅱ-1075	自然斜面	駒倉(1)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1076	自然斜面	駒倉(2)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1077	自然斜面	駒倉(3)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1078	自然斜面	駒倉(4)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1079	自然斜面	駒倉(5)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1080	自然斜面	駒倉(6)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1081	自然斜面	駒倉(7)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1082	自然斜面	駒倉(8)	三好市	井川町	井内西	駒倉
Ⅱ-1083	自然斜面	下影(2)	三好市	井川町	井内西	下影
Ⅱ-1084	自然斜面	色原(1)	三好市	井川町	井内西	色原
Ⅱ-1085	自然斜面	色原(2)	三好市	井川町	井内西	色原
Ⅱ-1086	自然斜面	色原(3)	三好市	井川町	井内西	色原



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1087	自然斜面	色原(4)	三好市	井川町	井内西	色原
Ⅱ-1088	自然斜面	色原(5)	三好市	井川町	井内西	色原
Ⅱ-1089	自然斜面	色原(6)	三好市	井川町	井内西	色原
Ⅱ-1090	自然斜面	荒倉(2)	三好市	井川町	井内西	荒倉
Ⅱ-1091	自然斜面	荒倉(3)	三好市	井川町	井内西	荒倉
Ⅱ-1092	自然斜面	荒倉(4)	三好市	井川町	井内西	荒倉
Ⅱ-1093	自然斜面	荒倉(5)	三好市	井川町	井内西	荒倉
Ⅱ-1094	自然斜面	荒倉(6)	三好市	井川町	井内西	荒倉
Ⅱ-1217	自然斜面	深淵(1)	三好市	東祖谷山村		落合(深淵)
Ⅱ-1218	自然斜面	深淵(2)	三好市	東祖谷山村		落合(深淵)
Ⅱ-1219	自然斜面	深淵(3)	三好市	東祖谷山村		落合(深淵)
Ⅱ-1220	自然斜面	深淵(4)	三好市	東祖谷山村		落合(深淵)
Ⅱ-1221	自然斜面	深淵(5)	三好市	東祖谷山村		落合(深淵)
Ⅱ-1222	自然斜面	落合西(1)	三好市	東祖谷山村		落合(落合西)
Ⅱ-1223	自然斜面	落合西(2)	三好市	東祖谷山村		落合(落合西)
Ⅱ-1224	自然斜面	落合西(3)	三好市	東祖谷山村		落合(落合西)
Ⅱ-1225	自然斜面	落合西(4)	三好市	東祖谷山村		落合(落合西)
Ⅱ-1226	自然斜面	落合南(3)	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
Ⅱ-1227	自然斜面	落合南(4)	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
Ⅱ-1228	自然斜面	落合南(5)	三好市	東祖谷山村		落合(落合南)
Ⅱ-1229	自然斜面	落合東(1)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1230	自然斜面	落合東(2)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1231	自然斜面	落合東(3)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1232	自然斜面	落合東(4)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1233	自然斜面	落合東(5)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1234	自然斜面	落合東(6)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1235	自然斜面	落合東(7)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1236	自然斜面	落合東(8)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1237	自然斜面	久保西(3)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1238	自然斜面	久保西(4)	三好市	東祖谷山村		落合(落合東)
Ⅱ-1239	自然斜面	栗枝渡(4)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1240	自然斜面	栗枝渡(5)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1241	自然斜面	栗枝渡(6)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1242	自然斜面	栗枝渡(7)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1243	自然斜面	栗枝渡(8)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1244	自然斜面	栗枝渡(9)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1245	自然斜面	栗枝渡(10)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1246	自然斜面	栗枝渡(11)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1247	自然斜面	栗枝渡(12)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1248	自然斜面	栗枝渡(13)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1249	自然斜面	栗枝渡(14)	三好市	東祖谷山村		栗枝渡
Ⅱ-1250	自然斜面	下瀬上(2)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)
Ⅱ-1251	自然斜面	下瀬上(3)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)
Ⅱ-1252	自然斜面	下瀬上(4)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)
Ⅱ-1253	自然斜面	下瀬上(5)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬上)
Ⅱ-1254	自然斜面	下瀬下(2)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬下)
Ⅱ-1255	自然斜面	下瀬下(3)	三好市	東祖谷山村		下瀬(下瀬下)
Ⅱ-1256	自然斜面	下瀬下(4)	三好市	東祖谷山村		中上
Ⅱ-1257	自然斜面	中上(3)	三好市	東祖谷山村		中上
Ⅱ-1258	自然斜面	高野(1)	三好市	東祖谷山村		高野
Ⅱ-1259	自然斜面	高野(2)	三好市	東祖谷山村		高野
Ⅱ-1260	自然斜面	高野(3)	三好市	東祖谷山村		高野
Ⅱ-1261	自然斜面	ツヅロ(1)	三好市	東祖谷山村		小島
Ⅱ-1262	自然斜面	ツヅロ(2)	三好市	東祖谷山村		小島
Ⅱ-1263	自然斜面	ツヅロ(3)	三好市	東祖谷山村		小島
Ⅱ-1264	自然斜面	小島(4)	三好市	東祖谷山村		小島
Ⅱ-1265	自然斜面	小島(5)	三好市	東祖谷山村		小島

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1266	自然斜面	小島(6)	三好市	東祖谷山村		小島
Ⅱ-1267	自然斜面	小島(7)	三好市	東祖谷山村		小島
Ⅱ-1268	自然斜面	佐野(1)	三好市	東祖谷山村		小島(佐野)
Ⅱ-1269	自然斜面	佐野(2)	三好市	東祖谷山村		小島(佐野)
Ⅱ-1270	自然斜面	佐野(3)	三好市	東祖谷山村		小島(佐野)
Ⅱ-1271	自然斜面	佐野(4)	三好市	東祖谷山村		小島(佐野)
Ⅱ-1272	自然斜面	今井(1)	三好市	東祖谷山村		今井
Ⅱ-1273	自然斜面	今井(2)	三好市	東祖谷山村		今井
Ⅱ-1274	自然斜面	今井(3)	三好市	東祖谷山村		今井
Ⅱ-1275	自然斜面	今井(4)	三好市	東祖谷山村		今井
Ⅱ-1276	自然斜面	和田(1)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1277	自然斜面	和田(2)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1278	自然斜面	和田(3)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1279	自然斜面	和田(4)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1280	自然斜面	和田(5)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1281	自然斜面	和田(6)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1282	自然斜面	和田(7)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1283	自然斜面	和田(8)	三好市	東祖谷山村		和田
Ⅱ-1284	自然斜面	大枝下(3)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1285	自然斜面	大枝(4)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1286	自然斜面	大枝(5)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1287	自然斜面	大枝(6)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1288	自然斜面	大枝(7)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1289	自然斜面	大枝(8)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1290	自然斜面	大枝(9)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1291	自然斜面	大枝(10)	三好市	東祖谷山村		大枝
Ⅱ-1292	自然斜面	京上(5)	三好市	東祖谷山村		京上
Ⅱ-1293	自然斜面	京上(6)	三好市	東祖谷山村		京上
Ⅱ-1294	自然斜面	京上(7)	三好市	東祖谷山村		京上
Ⅱ-1295	自然斜面	林(1)	三好市	東祖谷山村		林
Ⅱ-1296	自然斜面	林(2)	三好市	東祖谷山村		林
Ⅱ-1297	自然斜面	林(3)	三好市	東祖谷山村		林
Ⅱ-1298	自然斜面	林(4)	三好市	東祖谷山村		林
Ⅱ-1299	自然斜面	釜ヶ谷(1)	三好市	東祖谷山村		釜ヶ谷
Ⅱ-1300	自然斜面	釜ヶ谷(2)	三好市	東祖谷山村		釜ヶ谷
Ⅱ-1301	自然斜面	九鬼(1)	三好市	東祖谷山村		九鬼
Ⅱ-1302	自然斜面	九鬼(2)	三好市	東祖谷山村		九鬼
Ⅱ-1303	自然斜面	西山(3)	三好市	東祖谷山村		西山
Ⅱ-1304	自然斜面	西山(4)	三好市	東祖谷山村		西山
Ⅱ-1305	自然斜面	西山(5)	三好市	東祖谷山村		西山
Ⅱ-1306	自然斜面	西山(6)	三好市	東祖谷山村		西山
Ⅱ-1307	自然斜面	西山(7)	三好市	東祖谷山村		西山
Ⅱ-1308	自然斜面	西山(8)	三好市	東祖谷山村		西山
Ⅱ-1309	自然斜面	久保西(3)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1310	自然斜面	久保西(4)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1311	自然斜面	久保西(5)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1312	自然斜面	久保西(6)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1313	自然斜面	久保西(7)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1314	自然斜面	久保西(8)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1315	自然斜面	久保西(9)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1316	自然斜面	久保西(10)	三好市	東祖谷山村		久保(久保西)
Ⅱ-1317	自然斜面	久保東(2)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1318	自然斜面	久保東(3)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1319	自然斜面	久保東(4)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1320	自然斜面	久保東(5)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1321	自然斜面	久保東(6)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1322	自然斜面	久保東(7)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1323	自然斜面	久保東(8)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1324	自然斜面	久保東(9)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1325	自然斜面	久保東(10)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1326	自然斜面	久保東(11)	三好市	東祖谷山村		久保(久保東)
Ⅱ-1327	自然斜面	久保蔭(1)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1328	自然斜面	久保蔭(2)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1329	自然斜面	久保蔭(3)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1330	自然斜面	久保蔭(4)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1331	自然斜面	久保蔭(5)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1332	自然斜面	久保蔭(6)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1333	自然斜面	久保蔭(7)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1334	自然斜面	久保蔭(8)	三好市	東祖谷山村		久保(久保蔭)
Ⅱ-1335	自然斜面	下釣井(3)	三好市	東祖谷山村		釣井
Ⅱ-1336	自然斜面	下釣井(4)	三好市	東祖谷山村		釣井
Ⅱ-1337	自然斜面	下釣井(5)	三好市	東祖谷山村		釣井
Ⅱ-1338	自然斜面	上釣井(1)	三好市	東祖谷山村		釣井
Ⅱ-1339	自然斜面	上釣井(2)	三好市	東祖谷山村		釣井
Ⅱ-1340	自然斜面	元井(1)	三好市	東祖谷山村		元井
Ⅱ-1341	自然斜面	元井(2)	三好市	東祖谷山村		元井
Ⅱ-1342	自然斜面	元井(3)	三好市	東祖谷山村		元井
Ⅱ-1343	自然斜面	元井(4)	三好市	東祖谷山村		元井
Ⅱ-1344	自然斜面	梅の峰(1)	三好市	東祖谷山村		元井(梅の峰)
Ⅱ-1345	自然斜面	梅の峰(2)	三好市	東祖谷山村		元井(梅の峰)
Ⅱ-1346	自然斜面	新居屋(2)	三好市	東祖谷山村		新居屋
Ⅱ-1347	自然斜面	新居屋(3)	三好市	東祖谷山村		新居屋
Ⅱ-1348	自然斜面	新居屋(4)	三好市	東祖谷山村		新居屋
Ⅱ-1349	自然斜面	新居屋(5)	三好市	東祖谷山村		新居屋
Ⅱ-1350	自然斜面	新居屋(6)	三好市	東祖谷山村		新居屋
Ⅱ-1351	自然斜面	麦生工(2)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1352	自然斜面	麦生工(3)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1353	自然斜面	麦生工(4)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1354	自然斜面	麦生工(5)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1355	自然斜面	麦生工(6)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1356	自然斜面	麦生工(7)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1357	自然斜面	麦生工(8)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1358	自然斜面	麦生工(9)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1359	自然斜面	麦生工(10)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1360	自然斜面	麦生工(11)	三好市	東祖谷山村		麦生工
Ⅱ-1361	自然斜面	若林(4)	三好市	東祖谷山村		若林
Ⅱ-1362	自然斜面	若林(5)	三好市	東祖谷山村		若林
Ⅱ-1363	自然斜面	若林(6)	三好市	東祖谷山村		若林
Ⅱ-1364	自然斜面	若林(7)	三好市	東祖谷山村		若林
Ⅱ-1365	自然斜面	若林(8)	三好市	東祖谷山村		若林
Ⅱ-1366	自然斜面	大西(2)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1367	自然斜面	大西(1)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1368	自然斜面	大西(6)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1369	自然斜面	大西(7)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1370	自然斜面	大西(8)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1371	自然斜面	大西(3)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1372	自然斜面	大西(9)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1373	自然斜面	大西(4)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1374	自然斜面	大西(5)	三好市	東祖谷山村		大西
Ⅱ-1375	自然斜面	小川(2)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1376	自然斜面	小川(3)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1377	自然斜面	小川(4)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1378	自然斜面	小川(5)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1379	自然斜面	小川(6)	三好市	東祖谷山村		小川

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1380	自然斜面	小川(7)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1381	自然斜面	小川(8)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1382	自然斜面	小川(9)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1383	自然斜面	小川(10)	三好市	東祖谷山村		小川
Ⅱ-1384	自然斜面	檜尾(5)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1385	自然斜面	檜尾(6)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1386	自然斜面	檜尾(7)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1387	自然斜面	檜尾(8)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1388	自然斜面	檜尾(9)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1389	自然斜面	檜尾(10)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1390	自然斜面	檜尾(11)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1391	自然斜面	檜尾(12)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1392	自然斜面	檜尾(13)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1393	自然斜面	檜尾(14)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1394	自然斜面	檜尾(15)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1395	自然斜面	檜尾(16)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1396	自然斜面	檜尾(17)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1397	自然斜面	檜尾(18)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1398	自然斜面	檜尾(19)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1399	自然斜面	檜尾(20)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1400	自然斜面	檜尾(21)	三好市	東祖谷山村		檜尾
Ⅱ-1401	自然斜面	阿佐(2)	三好市	東祖谷山村		阿佐
Ⅱ-1402	自然斜面	阿佐(3)	三好市	東祖谷山村		阿佐
Ⅱ-1403	自然斜面	阿佐(4)	三好市	東祖谷山村		阿佐
Ⅱ-1404	自然斜面	阿佐(5)	三好市	東祖谷山村		阿佐
Ⅱ-1405	自然斜面	古味(2)	三好市	東祖谷山村		古味
Ⅱ-1406	自然斜面	菅生奥(2)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生奥)
Ⅱ-1407	自然斜面	菅生奥(3)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生奥)
Ⅱ-1408	自然斜面	菅生奥(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生奥)
Ⅱ-1409	自然斜面	菅生奥(5)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生奥)
Ⅱ-1410	自然斜面	菅生奥(6)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生奥)
Ⅱ-1411	自然斜面	菅生奥(7)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生奥)
Ⅱ-1412	自然斜面	菅生日浦下(2)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)
Ⅱ-1413	自然斜面	菅生日浦下(3)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)
Ⅱ-1414	自然斜面	菅生日浦下(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦下)
Ⅱ-1415	自然斜面	菅生日浦(2)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1416	自然斜面	菅生日浦(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1417	自然斜面	菅生日浦中(1)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1418	自然斜面	菅生日浦中(2)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1419	自然斜面	菅生日浦中(3)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1420	自然斜面	菅生日浦中(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1421	自然斜面	菅生日浦中(5)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1422	自然斜面	祖谷日浦中(6)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1423	自然斜面	菅生日浦中(7)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生日浦中)
Ⅱ-1424	自然斜面	菅生蔭(2)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)
Ⅱ-1425	自然斜面	菅生蔭(3)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)
Ⅱ-1426	自然斜面	菅生蔭(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)
Ⅱ-1427	自然斜面	菅生蔭(5)	三好市	東祖谷山村		菅生(菅生蔭)
Ⅱ-1428	自然斜面	名頃(4)	三好市	東祖谷山村		菅生(名頃)
Ⅱ-1429	自然斜面	名頃(5)	三好市	東祖谷山村		菅生(名頃)
Ⅱ-1430	自然斜面	名頃(6)	三好市	東祖谷山村		菅生(名頃)
Ⅱ-1431	自然斜面	徳善西(1)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善西)
Ⅱ-1432	自然斜面	徳善西(2)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善西)
Ⅱ-1433	自然斜面	徳善西(3)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善西)
Ⅱ-1434	自然斜面	徳善東(3)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善東)
Ⅱ-1435	自然斜面	徳善東(4)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善東)
Ⅱ-1436	自然斜面	徳善東(5)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善東)

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1437	自然斜面	徳善東(6)	三好市	西祖谷山村		徳善(徳善東)
Ⅱ-1438	自然斜面	田の内(1)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1439	自然斜面	田の内(2)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1440	自然斜面	田の内(3)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1441	自然斜面	田の内(4)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1442	自然斜面	田の内(5)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1443	自然斜面	田の内(6)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1444	自然斜面	田の内(7)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1445	自然斜面	田の内(8)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1446	自然斜面	田の内(9)	三好市	西祖谷山村		田の内
Ⅱ-1447	自然斜面	東西岡(1)	三好市	西祖谷山村		東西岡
Ⅱ-1448	自然斜面	東西岡(2)	三好市	西祖谷山村		東西岡
Ⅱ-1449	自然斜面	東西岡(3)	三好市	西祖谷山村		東西岡
Ⅱ-1450	自然斜面	東西岡(4)	三好市	西祖谷山村		東西岡
Ⅱ-1451	自然斜面	東西岡(5)	三好市	西祖谷山村		東西岡
Ⅱ-1452	自然斜面	尾井ノ内(3)	三好市	西祖谷山村		尾井ノ内
Ⅱ-1453	自然斜面	尾井ノ内(4)	三好市	西祖谷山村		尾井ノ内
Ⅱ-1454	自然斜面	尾井ノ内(5)	三好市	西祖谷山村		尾井ノ内
Ⅱ-1455	自然斜面	戸ノ谷(2)	三好市	西祖谷山村		戸ノ谷
Ⅱ-1456	自然斜面	戸ノ谷(3)	三好市	西祖谷山村		戸ノ谷
Ⅱ-1457	自然斜面	一字(1)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1458	自然斜面	一字(2)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1459	自然斜面	一字(3)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1460	自然斜面	一字(4)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1461	自然斜面	一字(5)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1462	自然斜面	一字(6)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1463	自然斜面	一字(7)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1464	自然斜面	一字北(4)	三好市	西祖谷山村		一字
Ⅱ-1465	自然斜面	後山(1)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1466	自然斜面	後山(2)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1467	自然斜面	後山(3)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1468	自然斜面	後山(4)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1469	自然斜面	後山(5)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1470	自然斜面	後山(6)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1471	自然斜面	後山(7)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1472	自然斜面	後山(8)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1473	自然斜面	後山(9)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1474	自然斜面	後山(10)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1475	自然斜面	後山(11)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1476	自然斜面	後山(12)	三好市	西祖谷山村		後山
Ⅱ-1477	自然斜面	冥地(2)	三好市	西祖谷山村		冥地
Ⅱ-1478	自然斜面	冥地(3)	三好市	西祖谷山村		冥地
Ⅱ-1479	自然斜面	善徳(1)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1480	自然斜面	善徳(2)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1481	自然斜面	善徳(3)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1482	自然斜面	善徳(4)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1483	自然斜面	善徳(5)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1484	自然斜面	善徳(6)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1485	自然斜面	善徳(7)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1486	自然斜面	善徳(8)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1487	自然斜面	善徳(9)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1488	自然斜面	善徳(10)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1489	自然斜面	善徳(11)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1490	自然斜面	善徳(12)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1491	自然斜面	善徳(13)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1492	自然斜面	善徳(14)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1493	自然斜面	善徳(15)	三好市	西祖谷山村		善徳

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1494	自然斜面	善徳(16)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1495	自然斜面	善徳(17)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1496	自然斜面	善徳(18)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1497	自然斜面	善徳(19)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1498	自然斜面	善徳(20)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1499	自然斜面	善徳(21)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1500	自然斜面	善徳(22)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1501	自然斜面	善徳(23)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1502	自然斜面	善徳(24)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1503	自然斜面	善徳(25)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1504	自然斜面	善徳(26)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1505	自然斜面	善徳(27)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1506	自然斜面	善徳(28)	三好市	西祖谷山村		善徳
Ⅱ-1507	自然斜面	善徳東の西(2)	三好市	西祖谷山村		善徳(善徳東の西)
Ⅱ-1508	自然斜面	榎(2)	三好市	西祖谷山村		榎
Ⅱ-1509	自然斜面	榎(3)	三好市	西祖谷山村		榎
Ⅱ-1510	自然斜面	上吾橋(1)	三好市	西祖谷山村		上吾橋
Ⅱ-1511	自然斜面	上吾橋(2)	三好市	西祖谷山村		上吾橋
Ⅱ-1512	自然斜面	上吾橋(3)	三好市	西祖谷山村		上吾橋
Ⅱ-1513	自然斜面	上吾橋(4)	三好市	西祖谷山村		上吾橋
Ⅱ-1514	自然斜面	上吾橋(5)	三好市	西祖谷山村		上吾橋
Ⅱ-1515	自然斜面	下吾橋(1)	三好市	西祖谷山村		下吾橋
Ⅱ-1516	自然斜面	下吾橋(2)	三好市	西祖谷山村		下吾橋
Ⅱ-1517	自然斜面	重末(1)	三好市	西祖谷山村		重末
Ⅱ-1518	自然斜面	重末(2)	三好市	西祖谷山村		重末
Ⅱ-1519	自然斜面	土日浦(2)	三好市	西祖谷山村		土日浦
Ⅱ-1520	自然斜面	土日浦(3)	三好市	西祖谷山村		土日浦
Ⅱ-1521	自然斜面	土日浦(4)	三好市	西祖谷山村		土日浦
Ⅱ-1522	自然斜面	東山	三好市	西祖谷山村		東山
Ⅱ-1523	自然斜面	谷間(2)	三好市	西祖谷山村		谷間
Ⅱ-1524	自然斜面	谷間(3)	三好市	西祖谷山村		谷間
Ⅱ-1525	自然斜面	谷間(4)	三好市	西祖谷山村		谷間
Ⅱ-1526	自然斜面	有瀬(2)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1527	自然斜面	有瀬(3)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1528	自然斜面	有瀬(4)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1529	自然斜面	有瀬(5)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1530	自然斜面	有瀬(6)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1531	自然斜面	有瀬(7)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1532	自然斜面	有瀬(8)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1533	自然斜面	有瀬(9)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1534	自然斜面	有瀬(10)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1535	自然斜面	有瀬(11)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1536	自然斜面	有瀬(12)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1537	自然斜面	有瀬(13)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1538	自然斜面	有瀬(14)	三好市	西祖谷山村		有瀬
Ⅱ-1539	自然斜面	小祖谷(1)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-1540	自然斜面	小祖谷(2)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-1541	自然斜面	小祖谷(3)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-1542	自然斜面	小祖谷(4)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-1543	自然斜面	小祖谷(5)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-1544	自然斜面	小祖谷(6)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-1545	自然斜面	坂瀬	三好市	西祖谷山村		坂瀬
Ⅱ-1546	自然斜面	閑定(3)	三好市	西祖谷山村		閑定
Ⅱ-7749	人工斜面	黒川(8)	三好市	山城町		
Ⅱ-7750	人工斜面	小祖谷(7)	三好市	西祖谷山村		小祖谷
Ⅱ-64	自然斜面	中津上	東みよし町	三好町	昼間	中津上
Ⅱ-65	自然斜面	中津(2)	東みよし町	三好町	昼間	中津

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-66	自然斜面	山田	東みよし町	三好町	足代	山田
Ⅱ-67	自然斜面	西ダイ	東みよし町	三好町	足代	西ダイ
Ⅱ-68	自然斜面	ダイの西	東みよし町	三好町	足代	ダイの西
Ⅱ-69	自然斜面	東台	東みよし町	三好町	足代	東台
Ⅱ-70	自然斜面	井坪(1)	東みよし町	三好町	足代	井坪
Ⅱ-71	自然斜面	井坪(2)	東みよし町	三好町	足代	井坪
Ⅱ-72	自然斜面	聖神	東みよし町	三好町	足代	聖神
Ⅱ-73	自然斜面	富谷	東みよし町	三好町	足代	富谷
Ⅱ-74	自然斜面	笠梅(2)	東みよし町	三好町	足代	笠梅
Ⅱ-75	自然斜面	中屋	東みよし町	三好町	足代	中屋
Ⅱ-76	自然斜面	百々路	東みよし町	三好町	足代	百々路
Ⅱ-77	自然斜面	滝久保(2)	東みよし町	三好町	東山	滝久保
Ⅱ-78	自然斜面	滝久保(3)	東みよし町	三好町	東山	滝久保
Ⅱ-79	自然斜面	滝久保(4)	東みよし町	三好町	東山	滝久保
Ⅱ-80	自然斜面	滝久保(5)	東みよし町	三好町	東山	滝久保
Ⅱ-81	自然斜面	男山(1)	東みよし町	三好町	東山	男山
Ⅱ-82	自然斜面	男山(2)	東みよし町	三好町	東山	男山
Ⅱ-83	自然斜面	男山(3)	東みよし町	三好町	東山	男山
Ⅱ-84	自然斜面	葛籠(1)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-85	自然斜面	葛籠(2)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-86	自然斜面	葛籠(3)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-87	自然斜面	葛籠(4)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-88	自然斜面	葛籠(5)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-89	自然斜面	葛籠(6)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-90	自然斜面	葛籠(7)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-91	自然斜面	葛籠(8)	東みよし町	三好町	東山	葛籠
Ⅱ-92	自然斜面	棟木(1)	東みよし町	三好町	東山	増川(棟木)
Ⅱ-93	自然斜面	棟木(2)	東みよし町	三好町	東山	増川(棟木)
Ⅱ-94	自然斜面	棟木(3)	東みよし町	三好町	東山	増川(棟木)
Ⅱ-95	自然斜面	棟木(4)	東みよし町	三好町	東山	増川(棟木)
Ⅱ-96	自然斜面	棟木(5)	東みよし町	三好町	東山	増川(棟木)
Ⅱ-97	自然斜面	棟木(6)	東みよし町	三好町	東山	増川(棟木)
Ⅱ-98	自然斜面	石木(2)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-99	自然斜面	石木(3)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-100	自然斜面	石木(4)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-101	自然斜面	石木(5)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-102	自然斜面	石木(6)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-103	自然斜面	石木(7)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-104	自然斜面	石木(8)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-105	自然斜面	石木(9)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-106	自然斜面	石木(10)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-107	自然斜面	石木(11)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-108	自然斜面	石木(12)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-109	自然斜面	石木(13)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-110	自然斜面	石木(14)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-111	自然斜面	石木(15)	東みよし町	三好町	東山	石木
Ⅱ-112	自然斜面	東山(1)	東みよし町	三好町	東山	貞安
Ⅱ-113	自然斜面	東山(2)	東みよし町	三好町	東山	貞安
Ⅱ-114	自然斜面	東山(3)	東みよし町	三好町	東山	貞安
Ⅱ-115	自然斜面	中村(1)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-116	自然斜面	中村(2)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-117	自然斜面	中村(3)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-118	自然斜面	中村(4)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-119	自然斜面	中村(5)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-120	自然斜面	中村(6)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-121	自然斜面	中村(7)	東みよし町	三好町	東山	中村
Ⅱ-122	自然斜面	小見(4)	東みよし町	三好町	東山	小見

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-123	自然斜面	小見(5)	東みよし町	三好町	東山	小見
Ⅱ-124	自然斜面	増川(3)	東みよし町	三好町	東山	増川
Ⅱ-125	自然斜面	増川(4)	東みよし町	三好町	東山	増川
Ⅱ-126	自然斜面	増川(5)	東みよし町	三好町	東山	増川
Ⅱ-127	自然斜面	増川(6)	東みよし町	三好町	東山	増川
Ⅱ-128	自然斜面	増川(7)	東みよし町	三好町	東山	増川
Ⅱ-129	自然斜面	増川(8)	東みよし町	三好町	東山	増川
Ⅱ-130	自然斜面	常楽(2)	東みよし町	三好町	東山	常楽
Ⅱ-131	自然斜面	常楽(3)	東みよし町	三好町	東山	常楽
Ⅱ-132	自然斜面	常楽(4)	東みよし町	三好町	東山	常楽
Ⅱ-133	自然斜面	柳沢(2)	東みよし町	三好町	東山	柳沢
Ⅱ-134	自然斜面	柳沢(3)	東みよし町	三好町	東山	柳沢
Ⅱ-135	自然斜面	柳沢(4)	東みよし町	三好町	東山	柳沢
Ⅱ-136	自然斜面	柳沢(5)	東みよし町	三好町	東山	柳沢
Ⅱ-137	自然斜面	柳沢(6)	東みよし町	三好町	東山	柳沢
Ⅱ-138	自然斜面	内野(1)	東みよし町	三好町	東山	内野
Ⅱ-139	自然斜面	内野(2)	東みよし町	三好町	東山	内野
Ⅱ-140	自然斜面	内野(3)	東みよし町	三好町	東山	内野
Ⅱ-141	自然斜面	内野(4)	東みよし町	三好町	東山	内野
Ⅱ-142	自然斜面	法市(1)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-143	自然斜面	法市(2)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-144	自然斜面	法市(3)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-145	自然斜面	法市(4)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-146	自然斜面	法市(5)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-147	自然斜面	法市(6)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-148	自然斜面	法市(7)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-149	自然斜面	法市(8)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-150	自然斜面	法市(9)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-151	自然斜面	法市(10)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-152	自然斜面	法市(11)	東みよし町	三好町	東山	法市
Ⅱ-1095	自然斜面	吉森(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	吉森
Ⅱ-1096	自然斜面	東井出上	東みよし町	三加茂町	毛田	東井出上
Ⅱ-1097	自然斜面	炭焼(2)	東みよし町	三加茂町	加茂	炭焼
Ⅱ-1098	自然斜面	赤池	東みよし町	三加茂町	加茂	赤池
Ⅱ-1099	自然斜面	貞広上	東みよし町	三加茂町	加茂	貞広上
Ⅱ-1100	自然斜面	よばい田	東みよし町	三加茂町	加茂	よばい田
Ⅱ-1101	自然斜面	おくなり(1)	東みよし町	三加茂町	加茂	おくなり
Ⅱ-1102	自然斜面	おくなり(2)	東みよし町	三加茂町	加茂	おくなり
Ⅱ-1103	自然斜面	山根	東みよし町	三加茂町	加茂	山根
Ⅱ-1104	自然斜面	谷ノ西(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1105	自然斜面	谷ノ西(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1106	自然斜面	谷ノ西(3)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1107	自然斜面	谷ノ西(4)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1108	自然斜面	谷ノ西(5)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1109	自然斜面	谷ノ西(6)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1110	自然斜面	谷ノ西(7)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1111	自然斜面	谷ノ西(8)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1112	自然斜面	谷ノ西(9)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1113	自然斜面	谷ノ西(10)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1114	自然斜面	谷ノ西(11)	東みよし町	三加茂町	毛田	谷ノ西
Ⅱ-1115	自然斜面	寺の前(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	寺の前
Ⅱ-1116	自然斜面	寺の前(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	寺の前
Ⅱ-1117	自然斜面	谷東	東みよし町	三加茂町	毛田	谷東
Ⅱ-1118	自然斜面	野田俵	東みよし町	三加茂町	毛田	野田俵
Ⅱ-1119	自然斜面	木藤前(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	木藤前
Ⅱ-1120	自然斜面	木藤前(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	木藤前
Ⅱ-1121	自然斜面	木藤前(3)	東みよし町	三加茂町	毛田	木藤前



(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1122	自然斜面	木藤浦	東みよし町	三加茂町	毛田	木藤浦
Ⅱ-1123	自然斜面	木藤	東みよし町	三加茂町	毛田	木藤
Ⅱ-1124	自然斜面	大藤(4)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
Ⅱ-1125	自然斜面	大藤(5)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
Ⅱ-1126	自然斜面	大藤(6)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
Ⅱ-1127	自然斜面	大藤(7)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
Ⅱ-1128	自然斜面	大藤(8)	東みよし町	三加茂町	毛田	大藤
Ⅱ-1129	自然斜面	宗森(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	宗森
Ⅱ-1130	自然斜面	宗森(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	宗森
Ⅱ-1131	自然斜面	宗森(3)	東みよし町	三加茂町	毛田	宗森
Ⅱ-1132	自然斜面	中谷(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	中谷
Ⅱ-1133	自然斜面	中谷(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	中谷
Ⅱ-1134	自然斜面	西村(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	西村
Ⅱ-1135	自然斜面	西村(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	西村
Ⅱ-1136	自然斜面	西村(3)	東みよし町	三加茂町	毛田	西村
Ⅱ-1137	自然斜面	上名(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	上名
Ⅱ-1138	自然斜面	上名(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	下日浦
Ⅱ-1139	自然斜面	蔭(1)	東みよし町	三加茂町	毛田	蔭
Ⅱ-1140	自然斜面	蔭(2)	東みよし町	三加茂町	毛田	蔭
Ⅱ-1141	自然斜面	蔭(3)	東みよし町	三加茂町	毛田	蔭
Ⅱ-1142	自然斜面	山田(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	山田
Ⅱ-1143	自然斜面	山田(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	山田
Ⅱ-1144	自然斜面	長田	東みよし町	三加茂町	西庄	長田
Ⅱ-1145	自然斜面	中屋	東みよし町	三加茂町	西庄	中屋
Ⅱ-1146	自然斜面	樋尻川	東みよし町	三加茂町	西庄	樋尻川
Ⅱ-1147	自然斜面	谷奥	東みよし町	三加茂町	西庄	谷奥
Ⅱ-1148	自然斜面	友竹	東みよし町	三加茂町	西庄	友竹
Ⅱ-1149	自然斜面	馬場下	東みよし町	三加茂町	西庄	馬場下
Ⅱ-1150	自然斜面	日浦(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	日浦
Ⅱ-1151	自然斜面	日浦(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	日浦
Ⅱ-1152	自然斜面	日浦(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	日浦
Ⅱ-1153	自然斜面	日浦(4)	東みよし町	三加茂町	西庄	日浦
Ⅱ-1154	自然斜面	日浦(5)	東みよし町	三加茂町	西庄	日浦
Ⅱ-1155	自然斜面	加茂山(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	加茂山
Ⅱ-1156	自然斜面	加茂山(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	加茂山
Ⅱ-1157	自然斜面	土久保(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	土久保
Ⅱ-1158	自然斜面	土久保(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	土久保
Ⅱ-1159	自然斜面	下屋敷(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	下屋敷
Ⅱ-1160	自然斜面	下屋敷(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	下屋敷
Ⅱ-1161	自然斜面	新田向	東みよし町	三加茂町	西庄	新田向
Ⅱ-1162	自然斜面	横日谷(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	横日谷
Ⅱ-1163	自然斜面	横日谷(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	横日谷
Ⅱ-1164	自然斜面	横日谷(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	横日谷
Ⅱ-1165	自然斜面	泉野(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	泉野
Ⅱ-1166	自然斜面	泉野(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	泉野
Ⅱ-1167	自然斜面	泉野(4)	東みよし町	三加茂町	西庄	泉野
Ⅱ-1168	自然斜面	中名(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	中名
Ⅱ-1169	自然斜面	中名(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	中名
Ⅱ-1170	自然斜面	新田上(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	新田上
Ⅱ-1171	自然斜面	新田上(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	新田上
Ⅱ-1172	自然斜面	小伝(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	小伝
Ⅱ-1173	自然斜面	小伝(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	小伝
Ⅱ-1174	自然斜面	三枝(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	三枝
Ⅱ-1175	自然斜面	宮浦	東みよし町	三加茂町	西庄	宮浦
Ⅱ-1176	自然斜面	藤尾(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	藤尾
Ⅱ-1177	自然斜面	藤尾(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	藤尾
Ⅱ-1178	自然斜面	無双田	東みよし町	三加茂町	西庄	大久保

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-1179	自然斜面	宗本	東みよし町	三加茂町	西庄	宗本
Ⅱ-1180	自然斜面	国政(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	国政
Ⅱ-1181	自然斜面	国政(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	国政
Ⅱ-1182	自然斜面	国政(4)	東みよし町	三加茂町	西庄	国政
Ⅱ-1183	自然斜面	国政(5)	東みよし町	三加茂町	西庄	国政
Ⅱ-1184	自然斜面	国政(6)	東みよし町	三加茂町	西庄	国政
Ⅱ-1185	自然斜面	谷合(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	谷合
Ⅱ-1186	自然斜面	谷合(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	谷合
Ⅱ-1187	自然斜面	谷合(4)	東みよし町	三加茂町	西庄	谷合
Ⅱ-1188	自然斜面	谷合(5)	東みよし町	三加茂町	西庄	谷合
Ⅱ-1189	自然斜面	谷合(6)	東みよし町	三加茂町	西庄	谷合
Ⅱ-1190	自然斜面	森清(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	森清
Ⅱ-1191	自然斜面	重高(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	重高
Ⅱ-1192	自然斜面	重高(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	重高
Ⅱ-1193	自然斜面	重高(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	重高
Ⅱ-1194	自然斜面	重高(4)	東みよし町	三加茂町	西庄	重高
Ⅱ-1195	自然斜面	重高(5)	東みよし町	三加茂町	西庄	重高
Ⅱ-1196	自然斜面	野根上(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	野根上
Ⅱ-1197	自然斜面	新発地(1)	東みよし町	三加茂町	西庄	新発地
Ⅱ-1198	自然斜面	新発地(2)	東みよし町	三加茂町	西庄	新発地
Ⅱ-1199	自然斜面	新発地(3)	東みよし町	三加茂町	西庄	新発地
Ⅱ-1200	自然斜面	新発地(4)	東みよし町	三加茂町	西庄	新発地
Ⅱ-1201	自然斜面	新発地(5)	東みよし町	三加茂町	西庄	新発地
Ⅱ-1202	自然斜面	城谷	東みよし町	三加茂町	中庄	城谷
Ⅱ-1203	自然斜面	古野(1)	東みよし町	三加茂町	中庄	古野
Ⅱ-1204	自然斜面	古野(2)	東みよし町	三加茂町	中庄	古野
Ⅱ-1205	自然斜面	古野(3)	東みよし町	三加茂町	中庄	古野
Ⅱ-1206	自然斜面	古野(4)	東みよし町	三加茂町	中庄	古野
Ⅱ-1207	自然斜面	古野(5)	東みよし町	三加茂町	中庄	古野
Ⅱ-1208	自然斜面	中尾(1)	東みよし町	三加茂町	中庄	中尾
Ⅱ-1209	自然斜面	中尾(2)	東みよし町	三加茂町	中庄	中尾
Ⅱ-1210	自然斜面	明合(1)	東みよし町	三加茂町	中庄	明合
Ⅱ-1211	自然斜面	明合(2)	東みよし町	三加茂町	中庄	明合
Ⅱ-1212	自然斜面	明合(3)	東みよし町	三加茂町	中庄	明合
Ⅱ-1213	自然斜面	明合(4)	東みよし町	三加茂町	中庄	明合
Ⅱ-1214	自然斜面	奥村(2)	東みよし町	三加茂町	中庄	奥村東
Ⅱ-1215	自然斜面	坊六(1)	東みよし町	三加茂町	中庄	坊六
Ⅱ-1216	自然斜面	坊六(2)	東みよし町	三加茂町	中庄	坊六
合計			箇所			

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅲ-150	自然斜面	西矢野(10)	徳島市		国府町	西矢野
Ⅲ-151	自然斜面	海先(10)	徳島市		入田町	海先
Ⅲ-152	自然斜面	東丁(8)	徳島市		一宮町	東丁
Ⅲ-153	自然斜面	西丁(14)	徳島市		一宮町	西丁, 南丁
Ⅲ-154	自然斜面	名東町二丁目	徳島市		名東町	二丁目
Ⅲ-155	自然斜面	川西(5)	徳島市		上八万町	川西
Ⅲ-156	自然斜面	本丁(2)	徳島市		下町	本丁
Ⅲ-157	自然斜面	西地(3)	徳島市		上八万町	西地
Ⅲ-158	自然斜面	向山(2)	徳島市		方上町	向山
Ⅲ-159	自然斜面	大久保(6)	徳島市		八多町	大久保
Ⅲ-160	自然斜面	中内(2)	徳島市		八多町	中内
Ⅲ-161	自然斜面	北地(5)	徳島市		多良家町	北地
Ⅲ-162	自然斜面	北内(3)	徳島市		多良家町	北内
Ⅲ-163	自然斜面	枇杷久保(3)	徳島市		飯谷町	枇杷久保
Ⅲ-164	自然斜面	楠上	徳島市		飯谷町	楠上, 杉尾
Ⅲ-165	自然斜面	白金谷	徳島市		飯谷町	白金谷
Ⅲ-166	自然斜面	丈領(4)	徳島市		丈六町	丈領
Ⅲ-167	自然斜面	丈領(5)	徳島市		丈六町	丈領
Ⅲ-168	自然斜面	町目	徳島市		新浜本町	町目
Ⅲ-169	自然斜面	外竈(3)	徳島市		大原町	外竈
Ⅲ-170	自然斜面	大神子(3)	徳島市		大原町	大神子
Ⅲ-171	自然斜面	山路	小松島市		新居見町	山路
Ⅲ-172	自然斜面	東山下	小松島市		新居見町	東山下
Ⅲ-173	自然斜面	蓮花寺	小松島市		新居見町	蓮花寺
Ⅲ-174	自然斜面	恩山寺谷(1)	小松島市		田野町	恩山寺谷
Ⅲ-175	自然斜面	恩山寺谷(2)	小松島市		田野町	恩山寺谷
Ⅲ-176	自然斜面	恩山寺谷(3)	小松島市		田野町	恩山寺谷
Ⅲ-177	自然斜面	連山	小松島市		田野町	連山, 高田
Ⅲ-178	自然斜面	高田(2)	小松島市		田野町	高田
Ⅲ-179	自然斜面	小田浦	小松島市		立江町	小田浦
Ⅲ-180	自然斜面	大田浦	小松島市		立江町	大田浦
Ⅲ-181	自然斜面	炭屋ヶ谷	小松島市		立江町	炭屋ヶ谷
Ⅲ-182	自然斜面	中山(4)	小松島市		立江町	中山
Ⅲ-183	自然斜面	萱原(1)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅲ-184	自然斜面	萱原(2)	小松島市		櫛淵町	萱原
Ⅲ-126	自然斜面	椎尾谷(3)	鳴門市		大麻町檜	椎尾谷
Ⅲ-127	自然斜面	広塚	鳴門市		大麻町板東	広塚
Ⅲ-128	自然斜面	中谷(2)	鳴門市		大麻町板東	中谷, 広塚
Ⅲ-129	自然斜面	中谷(3)	鳴門市		大麻町板東	中谷, 広塚
Ⅲ-130	自然斜面	桐原	鳴門市		大麻町大谷	桐原
Ⅲ-131	自然斜面	伊予明	鳴門市		大麻町大谷	伊予明
Ⅲ-132	自然斜面	上折木谷	鳴門市		大麻町大谷	上折木谷
Ⅲ-133	自然斜面	伊屋ヶ谷(2)	鳴門市		大麻町大谷	伊屋ヶ谷, 下田
Ⅲ-134	自然斜面	下田	鳴門市		大麻町大谷	下田
Ⅲ-135	自然斜面	東山谷(3)	鳴門市		大麻町大谷	東山谷
Ⅲ-136	自然斜面	東山田	鳴門市	大麻町大谷・姫田		東山田, 久原
Ⅲ-137	自然斜面	三庄谷	鳴門市		撫養町木津	三庄谷, 奥中山
Ⅲ-138	自然斜面	延谷	鳴門市		撫養町木津	延谷
Ⅲ-139	自然斜面	奥中山	鳴門市		撫養町木津	奥中山
Ⅲ-140	自然斜面	栗木谷	鳴門市		撫養町木津	栗木谷
Ⅲ-141	自然斜面	小谷(2)	鳴門市		撫養町黒崎	小谷
Ⅲ-142	自然斜面	中山(3)	鳴門市		瀬戸町明神	中山
Ⅲ-143	自然斜面	板屋島(4)	鳴門市		瀬戸町明神	板屋島・鳴谷
Ⅲ-144	自然斜面	楠谷(2)	鳴門市		瀬戸町明神	楠谷
Ⅲ-145	自然斜面	小海(2)	鳴門市		瀬戸町北泊	小海
Ⅲ-146	自然斜面	日出(3)	鳴門市		瀬戸町堂浦	日出
Ⅲ-147	自然斜面	竹島(3)	鳴門市		鳴門市高島	竹島

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅲ-148	自然斜面	平松	鳴門市		里浦町里浦	平松
Ⅲ-149	自然斜面	坂田(3)	鳴門市		里浦町里浦	坂田
Ⅲ-100	自然斜面	梅ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	梅ノ宮
Ⅲ-101	自然斜面	井堰(4)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰
Ⅲ-102	自然斜面	壇ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	壇ノ原
Ⅲ-103	自然斜面	壇ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	敷地	壇ノ原
Ⅲ-104	自然斜面	壇ノ原(4)	吉野川市	鴨島町	敷地	壇ノ原
Ⅲ-105	自然斜面	大塚(3)	吉野川市	川島町	山田	北原
Ⅲ-106	自然斜面	中須賀(1)	吉野川市	川島町	山田	中須賀
Ⅲ-107	自然斜面	平倉(3)	吉野川市	川島町	山田	平倉
Ⅲ-108	自然斜面	平倉(4)	吉野川市	川島町	山田	鷹ノ巣
Ⅲ-109	自然斜面	平倉(5)	吉野川市	川島町	山田	平倉
Ⅲ-110	自然斜面	鷹ノ巣(1)	吉野川市	川島町	山田	鷹ノ巣
Ⅲ-111	自然斜面	鷹ノ巣(2)	吉野川市	川島町	山田	湯吸
Ⅲ-112	自然斜面	芝生(1)	吉野川市	川島町	山田	芝生
Ⅲ-113	自然斜面	山ノ神(3)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
Ⅲ-114	自然斜面	西ノ谷3	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
Ⅲ-115	自然斜面	二ツ森(2)	吉野川市	川島町	学	二ツ森
Ⅲ-116	自然斜面	忌部山(2)	吉野川市	山川町	忌部	(忌部)
Ⅲ-117	自然斜面	忌部山(3)	吉野川市	山川町	東麓	(東麓)
Ⅲ-118	自然斜面	祇園(2)	吉野川市	山川町	祇園	(祇園)
Ⅲ-119	自然斜面	古城(3)	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)
Ⅲ-120	自然斜面	境谷(1)	吉野川市	山川町	境谷	(境谷)
Ⅲ-121	自然斜面	山神(1)	吉野川市	山川町	山神	(山神)
Ⅲ-122	自然斜面	八幡(5)	吉野川市	山川町	川田八幡	(川田八幡)
Ⅲ-123	自然斜面	瀬津(2)	吉野川市	山川町	瀬津	(瀬津)
Ⅲ-124	自然斜面	引地(7)	吉野川市	山川町	引地	(引地)
Ⅲ-125	自然斜面	引地(8)	吉野川市	山川町	引地	(引地)
Ⅲ-81	自然斜面	王子壇(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壇
Ⅲ-82	自然斜面	国中(4)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中
Ⅲ-83	自然斜面	玉取(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	玉取
Ⅲ-84	自然斜面	玉取(3)	吉野川市	鴨島町	上浦	玉取
Ⅲ-85	自然斜面	向麻山(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中
Ⅲ-86	自然斜面	向麻山(3)	吉野川市	鴨島町	山路	山ノ南
Ⅲ-87	自然斜面	宮ノ南(1)	吉野川市	鴨島町	山路	宮ノ南
Ⅲ-88	自然斜面	檜原(1)	吉野川市	鴨島町	山路	檜原
Ⅲ-89	自然斜面	東寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	山路	東寺谷
Ⅲ-90	自然斜面	宮前(4)	吉野川市	鴨島町	森藤	壇林
Ⅲ-91	自然斜面	高ノ原(4)	吉野川市	鴨島町	森藤	壇林
Ⅲ-92	自然斜面	三谷下(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	三谷下
Ⅲ-93	自然斜面	高ノ原(5)	吉野川市	鴨島町	森藤	四反地
Ⅲ-94	自然斜面	天神(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	天神
Ⅲ-95	自然斜面	天神(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	天神
Ⅲ-96	自然斜面	藤井谷(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷東
Ⅲ-97	自然斜面	呉谷(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	呉谷
Ⅲ-98	自然斜面	円生(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	円生
Ⅲ-99	自然斜面	円生(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	円生
Ⅲ-30	自然斜面	法教田(1)	阿波市	土成町	高尾	法教田
Ⅲ-31	自然斜面	法教田(2)	阿波市	土成町	高尾	法教田
Ⅲ-32	自然斜面	西谷(1)	阿波市	土成町	高尾	西谷
Ⅲ-33	自然斜面	山王子(2)	阿波市	土成町	高尾	山王子
Ⅲ-34	自然斜面	佐古(2)	阿波市	土成町	高尾	佐古
Ⅲ-35	自然斜面	佐古3	阿波市	土成町	高尾	佐古
Ⅲ-36	自然斜面	西内(1)	阿波市	土成町	高尾	西内
Ⅲ-37	自然斜面	向山(1)	阿波市	土成町	高尾	向山
Ⅲ-38	自然斜面	下山田(3)	阿波市	土成町	高尾	下山田
Ⅲ-39	自然斜面	大畑(1)	阿波市	土成町	宮川内	大畑

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅲ-40	自然斜面	長瀬(1)	阿波市	土成町	吉田	長瀬
Ⅲ-41	自然斜面	ハリマタ(1)	阿波市	土成町	吉田	ハリマタ
Ⅲ-42	自然斜面	落合(1)	阿波市	土成町	土成	落合
Ⅲ-43	自然斜面	奥ノ宮(3)	阿波市	土成町	土成	山ノ本
Ⅲ-44	自然斜面	大場(2)	阿波市	土成町	成当	大場
Ⅲ-45	自然斜面	大場(3)	阿波市	土成町	成当	大場
Ⅲ-46	自然斜面	大場(4)	阿波市	土成町	成当	大場
Ⅲ-47	自然斜面	西ノ宮(2)	阿波市	土成町	浦池	西の宮
Ⅲ-48	自然斜面	日吉(1)	阿波市	土成町	水田	日吉
Ⅲ-49	自然斜面	明日(1)	阿波市	土成町	秋月	明日
Ⅲ-50	自然斜面	観音(2)	阿波市	市場町	切幡	観音
Ⅲ-51	自然斜面	古田(1)	阿波市	市場町	切幡	古田
Ⅲ-52	自然斜面	古田(2)	阿波市	市場町	切幡	古田
Ⅲ-53	自然斜面	日吉(5)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅲ-54	自然斜面	日吉(6)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅲ-55	自然斜面	日吉(7)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅲ-56	自然斜面	日吉東(2)	阿波市	市場町	尾開	日吉
Ⅲ-57	自然斜面	野田原(4)	阿波市	市場町	日開谷	野田原
Ⅲ-58	自然斜面	野田原(5)	阿波市	市場町	日開谷	野田原
Ⅲ-59	自然斜面	野田原(6)	阿波市	市場町	日開谷	野田原
Ⅲ-60	自然斜面	稲荷(4)	阿波市	市場町	日開谷	僧都
Ⅲ-61	自然斜面	相栗(3)	阿波市	市場町	大影	相栗
Ⅲ-62	自然斜面	竹倉(7)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉
Ⅲ-63	自然斜面	蛭子(3)	阿波市	市場町	上喜来	蛭子
Ⅲ-64	自然斜面	谷口(2)	阿波市	阿波町	久勝	(谷口)
Ⅲ-65	自然斜面	谷口(3)	阿波市	阿波町	久勝	(谷口)
Ⅲ-66	自然斜面	谷口(4)	阿波市	阿波町	久勝	(谷口)
Ⅲ-67	自然斜面	山王(3)	阿波市	阿波町	久勝	(山王)
Ⅲ-68	自然斜面	山王(4)	阿波市	阿波町	久勝	(山王)
Ⅲ-69	自然斜面	広野(3)	阿波市	阿波町	伊沢	(広野)
Ⅲ-70	自然斜面	糸下(3)	阿波市	阿波町	伊沢	(糸下)
Ⅲ-71	自然斜面	芋場(1)	阿波市	阿波町	伊沢	(芋場)
Ⅲ-72	自然斜面	梅ノ東(1)	阿波市	阿波町	伊沢	(梅ノ東)
Ⅲ-73	自然斜面	小倉(2)	阿波市	阿波町	伊沢	(西正広)
Ⅲ-74	自然斜面	小倉(3)	阿波市	阿波町	伊沢	(西正広)
Ⅲ-75	自然斜面	小倉(4)	阿波市	阿波町	伊沢	(十善地)
Ⅲ-76	自然斜面	桜ノ岡(9)	阿波市	阿波町	林	(桜ノ岡)
Ⅲ-77	自然斜面	桜ノ岡(10)	阿波市	阿波町	林	(桜ノ岡)
Ⅲ-78	自然斜面	赤坂(3)	阿波市	阿波町	林	(赤坂)
Ⅲ-79	自然斜面	東長峰(4)	阿波市	阿波町	林	(東長峰)
Ⅲ-80	自然斜面	東長峰(5)	阿波市	阿波町	林	(中長峰)
Ⅲ-10	自然斜面	城ノ内(3)	石井町		石井	城ノ内
Ⅲ-11	自然斜面	城ノ内(4)	石井町		石井	城ノ内
Ⅲ-12	自然斜面	城ノ内(5)	石井町		石井	城ノ内
Ⅲ-13	自然斜面	下浦(5)	石井町		浦庄	下浦
Ⅲ-14	自然斜面	下浦(6)	石井町		浦庄	下浦
Ⅲ-15	自然斜面	下浦(7)	石井町		浦庄	下浦
Ⅲ-16	自然斜面	下浦(8)	石井町		浦庄	下浦
Ⅲ-17	自然斜面	上浦(2)	石井町		浦庄	上浦
Ⅲ-18	自然斜面	上浦(3)	石井町		浦庄	上浦
Ⅲ-19	自然斜面	上浦(4)	石井町		浦庄	上浦
Ⅲ-3	自然斜面	内谷(5)	石井町		石井	内谷
Ⅲ-4	自然斜面	尼寺(5)	石井町		石井	尼寺
Ⅲ-5	自然斜面	石井(9)	石井町		石井	石井
Ⅲ-6	自然斜面	石井(10)	石井町		石井	石井
Ⅲ-7	自然斜面	石井(11)	石井町		石井	石井
Ⅲ-8	自然斜面	石井(12)	石井町		石井	石井

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅲ-9	自然斜面	石井(13)	石井町		石井	石井
Ⅲ-20	自然斜面	大谷(2)	上板町		神宅	大谷
Ⅲ-21	自然斜面	菖蒲谷(1)	上板町		神宅	菖蒲谷
Ⅲ-22	自然斜面	寺屋敷(2)	上板町		神宅	寺屋敷
Ⅲ-23	自然斜面	横山ノ下(1)	上板町		神宅	横山ノ下
Ⅲ-24	自然斜面	横山ノ下(2)	上板町		神宅	台山
Ⅲ-25	自然斜面	車谷(1)	上板町		神宅	車谷
Ⅲ-26	自然斜面	野神(1)	上板町		泉谷	野神
Ⅲ-27	自然斜面	石橋(2)	上板町		泉谷	石橋
Ⅲ-28	自然斜面	宮ヶ谷(3)	上板町		引野	宮ヶ谷
Ⅲ-29	自然斜面	関堀(1)	上板町		引野	関堀
Ⅲ-186	自然斜面	南傍示(4)	阿南市		中大野町	南傍示、シル谷
Ⅲ-187	自然斜面	善入谷	阿南市		長生町	善入谷
Ⅲ-188	自然斜面	張	阿南市		長生町	張
Ⅲ-189	自然斜面	角ノ谷(4)	阿南市		長生町	角ノ谷
Ⅲ-190	自然斜面	北浦(2)	阿南市		長生町	北浦
Ⅲ-191	自然斜面	祖ヶ谷(2)	阿南市		長生町	祖ヶ谷
Ⅲ-192	自然斜面	深田(1)	阿南市		学原町	深田、下水田
Ⅲ-193	自然斜面	深田(2)	阿南市		学原町、見能林町	深田、北勘高
Ⅲ-194	自然斜面	花谷(3)	阿南市		見能林町	花谷
Ⅲ-195	自然斜面	青木(5)	阿南市		見能林町	青木
Ⅲ-196	自然斜面	南林(6)	阿南市		見能林町	南林
Ⅲ-197	自然斜面	南林(7)	阿南市		見能林町	南林
Ⅲ-198	自然斜面	南林(8)	阿南市		見能林町	南林
Ⅲ-199	自然斜面	鶴(3)	阿南市		橘町	鶴
Ⅲ-200	自然斜面	土井崎(1)	阿南市		橘町	土井崎
Ⅲ-201	自然斜面	土井崎(2)	阿南市		橘町	土井崎
Ⅲ-202	自然斜面	関地(5)	阿南市		橘町	関地、土井崎
Ⅲ-203	自然斜面	前山田(2)	阿南市		桑野町	前山田
Ⅲ-185	自然斜面	はたへ	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	高田
Ⅲ-204	自然斜面	大戸3	牟岐町		中村	大戸
Ⅲ-205	自然斜面	島屋敷2	牟岐町		中村	島屋敷
Ⅲ-206	自然斜面	島屋敷3	牟岐町		中村	島屋敷
Ⅲ-207	自然斜面	水落3	牟岐町		灘	水楽
Ⅲ-208	自然斜面	東谷1	牟岐町		灘	東谷
Ⅲ-209	自然斜面	中山3	牟岐町		河内	中山
Ⅲ-210	自然斜面	赤水1	牟岐町		河内	赤水
Ⅲ-211	自然斜面	山戸7	牟岐町		河内	山戸
Ⅲ-212	自然斜面	奥潟15	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅲ-213	自然斜面	奥潟16	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅲ-214	自然斜面	奥潟17	美波町	日和佐町	奥河内	奥潟
Ⅲ-215	自然斜面	寺前6	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
Ⅲ-216	自然斜面	田井18	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅲ-217	自然斜面	田井19	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅲ-218	自然斜面	田井20	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅲ-219	自然斜面	田井21	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅲ-220	自然斜面	田井22	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅲ-221	自然斜面	田井23	美波町	日和佐町	恵比須浜	田井
Ⅲ-222	自然斜面	本村8	美波町	日和佐町	北河内	本村
Ⅲ-1	自然斜面	木地屋(9)	つるぎ町	一字村		木地屋
Ⅲ-2	自然斜面	子安(5)	つるぎ町	一字村		子安
合計		222	箇所			

## 4-5 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

- ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。
- イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
- ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

4-6 砂防指定地一覽表

H26.1.31現在

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	徳島市		吉野川	新町川	佐古谷	S26.2.12	64	4.8000	
2	徳島市		吉野川	新町川	地藏谷	S29.3.29	283	1.0000	
3	徳島市		吉野川	新町川	薬師谷	S29.3.29	283	2.1000	
4	徳島市		吉野川	新町川	落合谷	S29.3.29	283	1.0000	
5	徳島市		吉野川	新町川	鈴江谷	S29.3.29	283	1.0000	
6	徳島市		吉野川	鮎喰川	舟戸谷	S29.6.22	1135	3.8000	
7	徳島市		勝浦川	勝浦川	日浦谷	S30.2.19	145	0.6000	
8	徳島市		勝浦川	勝浦川	日浦谷	S34.12.14	2459	3.6000	
9	徳島市		勝浦川	八多川	金谷	S37.6.19	1414	1.4000	
10	徳島市		勝浦川	八多川	金谷谷	S41.7.26	2350	2.5200	
11	徳島市		吉野川	園瀬川	中津浦谷	S41.7.26	2350	1.6300	
12	徳島市		吉野川	園瀬川	竹林寺谷	S42.12.28	4605	84.8100	
13	徳島市		勝浦川	八多川	金谷谷	S43.2.10	155	8.8800	
14	徳島市		勝浦川	八多川	八多川	S45.9.14	1390	19.8000	
15	徳島市		吉野川	園瀬川	長谷及び長谷支川	S49.4.22	613	4.3300	
16	徳島市		吉野川	園瀬川	柿谷	S49.7.4	951	5.6000	
17	徳島市		吉野川	新町川	大谷	S50.3.24	467	2.4000	
18	徳島市		吉野川	新町川	観音寺谷	S50.9.8	1230	0.1700	
19	徳島市		吉野川	新町川	天狗谷	S51.9.24	1299	0.6600	
20	徳島市		吉野川	新町川	山分谷	S52.4.23	746	0.1360	
21	徳島市		吉野川	新町川	石畳谷	S52.6.18	929	0.7500	
22	徳島市		吉野川	新町川	狸谷	S53.4.27	915	1.2400	
23	徳島市		吉野川	新町川	地藏谷1号支川	S53.4.27	915	1.3000	
24	徳島市		吉野川	園瀬川	長谷1号支川	S53.4.27	915	2.1000	
25	徳島市		吉野川	園瀬川	長谷2号支川	S53.4.27	915	1.2500	
26	徳島市		吉野川	新町川	八幡谷	S53.4.27	915	0.2200	
27	徳島市		吉野川	新町川	蛇谷	S55.5.26	1059	1.6800	
28	徳島市		吉野川	新町川	大滝谷	S55.5.26	1059	1.4500	
29	徳島市		吉野川	新町川	大谷東谷	S55.5.26	1059	1.3200	
30	徳島市		吉野川	新町川	四門寺谷	S57.5.17	1168	0.5700	
31	徳島市		吉野川	新町川	本蛇谷	S57.5.17	1168	0.4100	
32	徳島市		吉野川	新町川	椎ノ宮中谷	S59.3.29	759	0.2600	
33	徳島市		吉野川	新町川	配水池西谷	S59.3.29	758	0.5100	
34	徳島市		吉野川	新町川	本蛇西谷	S60.7.2	990	0.3700	
35	徳島市		吉野川	田宮川	鈴江東谷	S60.7.2	990	0.3000	
36	徳島市		吉野川	新町川	椎宮東谷	S63.2.23	233	0.4200	
37	徳島市		吉野川	新町川	佐古谷三号谷	H8.3.21	728	0.0300	
38	徳島市		吉野川	鮎喰川	月の宮3号谷	H18.9.27	1141	2.2885	
1	勝浦町		勝浦川	勝浦川	婆羅谷川	S27.8.8	1112	0.7000	
2	勝浦町		勝浦川	勝浦川	神谷川	S27.12.20	1489	3.5000	
3	勝浦町		勝浦川	勝浦川	坂本川	S32.9.25	1181	2.1000	
4	勝浦町		勝浦川	勝浦川	立川谷	S47.8.2	1335	29.6000	
5	勝浦町		勝浦川	勝浦川	生名谷	H23.5.23	529	1.2471	
1	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S22.12.29	397	5.5000	
2	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S24.4.2	260	17.2000	
3	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S25.9.16	1074	0.6100	
4	上勝町		勝浦川	勝浦川	本谷川	S26.2.12	64	1.6700	
5	上勝町		勝浦川	勝浦川	本谷川	S27.8.8	1112	1.0400	
6	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S29.3.29	283	2.2300	
7	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	S34.12.14	2459	1.1500	
8	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S34.12.14	2459	2.3200	
9	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S35.8.29	1830	3.6000	
10	上勝町		勝浦川	勝浦川	旭川	S37.6.19	1414	2.0500	
11	上勝町		勝浦川	勝浦川	釜谷	S41.7.26	2350	10.1400	
12	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S47.8.2	1335	15.0000	
13	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	S51.9.24	1299	0.9000	
14	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S53.1.23	50	16.0000	
15	上勝町		勝浦川	杉地谷	杉地谷	S54.1.27	95	16.2000	
16	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	S59.3.29	758	0.7500	
17	上勝町		勝浦川	旭川	竜谷	S61.12.26	2004	1.5600	
18	上勝町		勝浦川	勝浦川	西谷	H10.3.11	531	11.1300	
19	上勝町		勝浦川	勝浦川	カキザコ谷	H10.7.16	1484	2.9600	
20	上勝町		勝浦川	勝浦川	落合谷	H12.5.16	1324	0.5300	



番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
21	上勝町		勝浦川	旭川	蔭谷	H14.3.7	155	1.0600	
22	上勝町		勝浦川	勝浦川	落合谷	H14.3.7	155	0.9400	
23	上勝町		勝浦川	旭川	北谷川	H15.1.10	29	3.6400	
24	上勝町		勝浦川	旭川	樫原谷	H18.9.27	1141	1.5268	
25	上勝町		勝浦川	勝浦川	イジノ谷	H23.6.16	658	13.5459	
1	佐那河内村		吉野川	園瀬川	園瀬川	S26.12.15	1038	56.4000	
2	佐那河内村		吉野川	園瀬川	園瀬川	S41.7.26	2350	4.1500	
3	佐那河内村		吉野川	園瀬川	園瀬川	S43.2.10	155	27.8000	
4	佐那河内村		吉野川	園瀬川	嵯峨谷及び寺谷	S43.2.10	155	14.7000	
5	佐那河内村		吉野川	園瀬川	嵯峨谷及び栗見坂谷	S44.1.16	20	27.1300	
6	佐那河内村		吉野川	園瀬川	馬木谷	S55.5.26	1059	4.5800	
7	佐那河内村		吉野川	園瀬川	エウガ西谷	H22.6.15	661	1.6834	
1	神山町		吉野川	鮎喰川	野間谷	S15.12.21	645	6.1500	
2	神山町		吉野川	鮎喰川	野間谷	S16.9.8	530	8.6600	
3	神山町		吉野川	鮎喰川	左右山谷	S16.9.11	535	5.7000	
4	神山町		吉野川	鮎喰川	神通谷川	S16.12.16	655	9.6000	
5	神山町		吉野川	鮎喰川	大中尾谷	S16.12.16	655	6.7000	
6	神山町		吉野川	鮎喰川	上角谷川	S16.12.23	677	13.3200	
7	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S16.12.26	681	15.2800	
8	神山町		吉野川	鮎喰川	北谷	S20.3.19	64	5.5000	
9	神山町		吉野川	鮎喰川	本根川	S20.3.19	64	11.4000	
10	神山町		吉野川	鮎喰川	高根谷	S22.7.24	421	3.6000	
11	神山町		吉野川	鮎喰川	水舟谷	S22.7.24	421	3.5000	
12	神山町		吉野川	鮎喰川	江田谷	S23.5.21	97	5.6000	
13	神山町		吉野川	鮎喰川	北谷川	S23.5.21	97	10.4000	
14	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S24.9.13	759	8.0000	
15	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S24.9.13	759	31.4000	
16	神山町		吉野川	鮎喰川	左右山谷	S24.9.13	759	3.4000	
17	神山町		吉野川	鮎喰川	上角谷	S24.9.13	760	1.6900	
18	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S25.9.16	1074	4.5000	
19	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S26.2.12	64	38.0400	
20	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S27.8.8	1112	0.4700	
21	神山町		吉野川	鮎喰川	大中尾谷	S27.8.8	1112	14.6000	
22	神山町		吉野川	鮎喰川	狩倉谷	S42.12.28	4605	1.6000	
23	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S50.3.24	467	5.9000	
24	神山町		吉野川	鮎喰川	府殿谷	S50.3.24	467	3.3000	
25	神山町		吉野川	鮎喰川	矢治谷	S50.3.24	467	1.2000	
26	神山町		吉野川	鮎喰川	山中谷	S51.2.18	155	3.6000	
27	神山町		吉野川	鮎喰川	南山谷	S51.2.18	155	1.8000	
28	神山町		吉野川	鮎喰川	上角谷	S55.5.26	1059	4.1600	
29	神山町		吉野川	鮎喰川	神通谷	S55.5.26	1059	7.0400	
30	神山町		吉野川	鮎喰川	五反地谷	S59.3.29	758	0.2600	
31	神山町		吉野川	鮎喰川	江田谷	S59.3.29	758	1.1200	
32	神山町		吉野川	鮎喰川	橘谷	S61.8.15	1418	0.3200	
33	神山町		吉野川	鮎喰川	西の名谷	S61.8.15	1418	0.6100	
34	神山町		吉野川	鮎喰川	水舟谷	S63.11.8	2161	0.7400	
35	神山町		吉野川	鮎喰川	大門谷	S63.11.8	2161	1.0600	
36	神山町		吉野川	鮎喰川	青井夫谷	H2.1.31	120	1.7100	
37	神山町		吉野川	北谷川	狩倉谷	H2.9.10	1549	0.0400	
38	神山町		吉野川	鮎喰川	左右内谷	H5.3.16	763	3.3900	
39	神山町		吉野川	鮎喰川	坂丸谷	H6.11.28	2264	1.1000	
40	神山町		吉野川	鮎喰川	日浦谷	H6.11.28	2264	0.8900	
41	神山町		吉野川	鮎喰川	南山谷西	H8.12.10	2224	4.2000	
42	神山町		吉野川	北谷川	狩倉谷	H14.9.24	840	1.8300	
43	神山町		吉野川	鮎喰川	水舟谷	H14.9.24	840	4.8500	
44	神山町		吉野川	鮎喰川	南山東谷	H22.4.23	445	5.0085	
小計	東部県土整備局<徳島庁舎>		119箇所				736.7862		
1	鳴門市		吉野川	樋殿谷	樋殿谷	S11.7.24	426	7.9100	
2	鳴門市		吉野川	樋殿谷	樋殿谷	S11.10.22	563	0.2700	
3	鳴門市		吉野川	板東谷川	板東谷	S12.9.15	552	250.5700	
4	鳴門市		折野川	折野川	折野川	S14.9.26	475	9.8700	
5	鳴門市		折野川	折野川	折野川	S26.2.12	64	9.7900	
6	鳴門市		吉野川	大谷川	大谷川	S26.2.12	64	12.7200	
7	鳴門市		吉野川	樋殿谷	樋殿谷川	S26.2.12	64	2.4400	
8	鳴門市		吉野川	大谷川	大谷川	S27.8.8	1112	38.4200	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
9	鳴門市		櫛木川	櫛木川	櫛木谷川	S28.12.26	1534	1.2600	
10	鳴門市		折野川	折野川	折野川	S38.2.26	277	4.4300	
11	鳴門市		櫛木川	長倉谷	長倉谷	S38.2.26	277	0.9700	
12	鳴門市		栗田川	栗田川	栗田川	S41.7.26	2350	4.9800	
13	鳴門市		吉野川	樋殿谷	中内谷	S41.7.26	2350	5.4100	
14	鳴門市		吉野川	新池川	大代谷	S42.3.31	1181	3.6100	
15	鳴門市		堂の浦	堂の浦谷	堂浦川	S42.3.31	1181	0.4500	
16	鳴門市		櫛木川	櫛木川	櫛木川	S42.12.28	4605	5.9200	
17	鳴門市		櫛木川	櫛木川	櫛木川および支川	S44.6.6	3029	1.6000	
18	鳴門市		吉野川	大谷川	大谷川	S44.6.6	3029	3.3000	
19	鳴門市		栗田川	栗田川	栗田川	S45.9.14	1390	19.0400	
20	鳴門市		鳥ヶ丸	鳥ヶ丸谷	鳥ヶ丸谷	S46.5.28	957	2.8000	
21	鳴門市		折野川	おかし谷	おかし谷	S47.4.17	815	5.3500	
22	鳴門市		吉野川	新池川	大代谷	S47.8.2	1335	11.4000	
23	鳴門市		吉野川	板東谷川	中の谷	S47.8.2	1335	15.0000	
24	鳴門市		折野川	菖蒲谷	菖蒲谷	S49.4.22	613	5.4000	
25	鳴門市		湊谷	湊谷	湊谷	S50.3.24	467	3.2000	
26	鳴門市		吉野川	大谷川	西谷	S52.6.18	929	0.9000	
27	鳴門市		吉野川	大谷川	東谷	S53.1.23	50	2.3800	
28	鳴門市		明神川	ハリ山谷	ハリ山谷	S54.1.27	95	4.8000	
29	鳴門市		吉野川	新池川	白谷	S54.1.27	95	2.8000	
30	鳴門市		明神川	明神川	コノ谷	S56.4.30	959	1.7500	
31	鳴門市		吉野川	大谷川	マナケ谷	S56.4.30	959	3.2000	
32	鳴門市		吉野川	大谷川	伊代助谷	S56.4.30	959	3.6000	
33	鳴門市		折野川	折野川	智恵ヶ谷	S56.4.30	959	4.0000	
34	鳴門市		吉野川	中山谷川	山ノ谷	S61.12.26	2004	0.6800	
35	鳴門市		吉野川	中山谷川	北谷及び同右支川	S62.10.26	1838	0.5300	
36	鳴門市		吉野川	中山谷川	日開谷	H1.1.21	83	0.9200	
37	鳴門市			桜井谷川	桜井谷	H8.3.21	728	3.5400	
38	鳴門市		吉野川	撫養川	見白谷	H16.3.10	244	0.5342	
39	鳴門市		宿毛谷川	宿毛谷川	宿毛谷	H17.9.5	981	1.6807	
40	鳴門市		宿毛谷川	宿毛谷川	宿毛谷	H19.5.21	647	1.4997	
41	鳴門市		鳥ヶ丸	鳥ヶ丸谷	鳥ヶ丸谷	H24.4.9	424	0.7943	
1	板野町		吉野川	黒谷川	黒谷川	S24.9.13	760	6.5100	
2	板野町		吉野川	黒谷川	黒谷川	S24.10.25	871	0.5200	
3	板野町		吉野川	黒谷川	犬伏谷	S25.9.16	1074	1.8300	
4	板野町		吉野川	大坂谷川	大坂谷	S26.2.12	64	2.7500	
5	板野町		吉野川	大坂谷川	大阪谷	S26.12.15	1038	0.5100	
6	板野町		吉野川	富の谷川	富の谷	S26.12.22	1079	33.3600	
7	板野町		吉野川	黒谷川	犬伏谷	S27.8.8	1112	13.2100	
8	板野町		吉野川	黒谷川	松谷川	S27.8.8	1112	4.8000	
9	板野町		吉野川	大坂谷川	大阪谷	S29.10.5	1432	1.4000	
10	板野町		吉野川	黒谷川	松谷川	S34.2.4	125	1.8400	
11	板野町		吉野川	大坂谷川	大坂谷	S34.2.4	125	2.9300	
12	板野町		吉野川	黒谷川	磯尾谷川	S37.12.26	3216	9.0000	
13	板野町		吉野川	富の谷川	富の谷	S38.2.26	277	9.5200	
14	板野町		吉野川	富の谷川	富の谷	S42.3.31	1181	4.5600	
15	板野町		吉野川	大坂谷川	大坂谷	S48.2.21	331	2.4000	
16	板野町		吉野川	富の谷川	唐土谷	S48.2.21	331	5.2500	
17	板野町		吉野川	大坂谷川	中央谷	S49.4.22	613	4.8000	
18	板野町		吉野川	大坂谷川	西中央谷	S50.3.24	467	1.9500	
19	板野町		吉野川	大坂谷川	西谷	S51.2.18	155	2.7000	
20	板野町		吉野川	黒谷川	牛屋谷	S53.1.23	50	0.2000	
21	板野町		吉野川	大坂谷川	櫛木屋谷	S53.1.23	50	1.5000	
22	板野町		吉野川	大坂谷川	川走谷	S54.1.27	95	7.4600	
23	板野町		吉野川	黒谷川	長谷	S55.5.26	1059	2.2800	
24	板野町		吉野川	大坂谷川	南川走谷	S55.5.26	1059	2.7600	
25	板野町		吉野川	大坂谷川	大東谷	S56.4.30	959	2.6800	
26	板野町		吉野川	大坂谷	川向谷	S57.5.17	1168	0.9800	
27	板野町		吉野川	富の谷	トイシ谷	S59.3.29	758	0.6900	
28	板野町		吉野川	黒谷川	磯尾谷	S59.3.29	758	0.5100	
29	板野町		吉野川	大坂谷川	櫛木屋西谷	S60.9.7	1218	1.1700	
30	板野町		吉野川	黒谷川	梅ノ木谷	S61.8.15	1418	0.3400	
31	板野町		吉野川	大坂谷	南唱谷及び同右支川	S63.11.8	2161	1.0400	
32	板野町		吉野川	松谷川	ヒガ谷	H1.1.21	83	1.1700	
33	板野町		吉野川	大坂谷	南唱谷	H5.1.22	101	0.8600	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
34	板野町		吉野川	大坂谷川	中央谷	H7. 2. 22	263	0. 2900	
35	板野町		吉野川	黒谷川	松谷川	H8. 3. 21	728	0. 2300	
36	板野町		吉野川	大坂谷川	櫛木屋西谷	H12. 5. 16	1324	0. 5500	
小計	東部県土整備局<鳴門庁舎>		77箇所					594. 2689	
1	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	飯尾川	S25. 9. 16	1074	1. 1200	
2	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	三谷川	S27. 8. 8	1112	6. 2600	
3	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	三谷川	S29. 3. 29	283	2. 8100	
4	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	三谷川	S39. 1. 18	51	2. 2000	
5	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	立石谷	S41. 7. 26	2355	3. 5400	
6	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	黒岩谷	S42. 12. 28	4605	3. 3000	
7	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	立石谷	S42. 12. 28	4605	5. 1600	
8	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	檉原谷及び阿葉谷	S44. 1. 16	20	13. 2000	
9	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	藤井谷及び支川	S46. 5. 28	957	2. 9100	
10	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	玄華寺谷	S48. 2. 21	331	3. 6000	
11	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	西天神谷	S48. 2. 21	331	1. 2000	
12	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	飯尾川	S53. 1. 23	50	2. 9000	
13	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	竜高東谷	S56. 4. 30	959	1. 8000	
14	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	竜高西谷	S59. 3. 29	758	1. 0400	
15	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	三谷川	S61. 8. 15	1418	0. 9100	
16	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	三谷川	H3. 3. 1	371	112. 0000	
17	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	天神谷	H9. 3. 7	402	14. 8500	
18	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	藤井谷	H9. 3. 7	402	21. 2000	
19	吉野川市	鴨島町	吉野川	飯尾川	天神谷	H12. 1. 27	158	1. 0500	
20	吉野川市	川島町	吉野川	湯吸谷川	湯吸谷	S42. 12. 28	4605	3. 6000	
21	吉野川市	川島町	吉野川	桑村川	久保田谷、鴻巣谷及び蓮池谷	S44. 1. 16	20	10. 8900	
22	吉野川市	川島町	吉野川	学島川	西出目谷	S45. 9. 14	1390	5. 8600	
23	吉野川市	川島町	吉野川	学島川	唐戸谷	S46. 5. 28	957	3. 6000	
24	吉野川市	川島町	吉野川	桑村川	天神谷	S47. 5. 11	930	1. 5000	
25	吉野川市	川島町	吉野川	桑村川	鷺ヶ巣谷	S47. 5. 11	930	2. 4000	
26	吉野川市	川島町	吉野川	学島川	薬師寺谷	S47. 5. 11	930	2. 7000	
27	吉野川市	川島町	吉野川	桑村川	稲荷谷	S48. 2. 21	331	1. 5500	
28	吉野川市	川島町	吉野川	桑村川	風呂の谷及び石割谷	S48. 2. 21	331	1. 2800	
29	吉野川市	川島町	吉野川	桑村川	源光寺谷	S53. 1. 23	50	0. 8700	
30	吉野川市	川島町	吉野川	学島川	八幡谷川	H4. 3. 25	831	1. 1900	
31	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	川田川	S24. 9. 13	760	13. 7300	
32	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	風呂の谷	S31. 9. 29	1536	18. 8400	
33	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	飴屋谷	S33. 4. 8	1029	2. 5200	
34	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	岩屋谷	S38. 2. 23	271	23. 8500	
35	吉野川市	山川町	吉野川	ほたる川	津由谷及び山ノ神谷	S38. 2. 23	271	1. 7000	
36	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	どんど谷	S38. 2. 26	277	1. 4900	
37	吉野川市	山川町	吉野川	茂草谷	上谷川	S38. 2. 26	277	2. 3000	
38	吉野川市	山川町	吉野川	大藤谷	大藤谷川及び支川	S38. 2. 26	277	12. 3500	
39	吉野川市	山川町	吉野川	大藤谷	茂草谷	S39. 1. 18	51	6. 9000	
40	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	奥野井谷	S40. 7. 5	1694	3. 1000	
41	吉野川市	山川町	吉野川	大藤谷	茂草谷	S41. 5. 26	1597	5. 3100	
42	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	権現谷	S41. 7. 26	2350	1. 9400	
43	吉野川市	山川町	吉野川	ほたる川	ほたる川	S42. 8. 26	2630	2. 3000	
44	吉野川市	山川町	吉野川	ほたる川	山の神谷	S42. 8. 26	2630	4. 6600	
45	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	西法寺谷	S42. 8. 26	2630	6. 8700	
46	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	忌部谷	S44. 1. 16	20	2. 0400	
47	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	奥野井谷	S45. 9. 14	1390	37. 2600	
48	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	平山谷及び支流	S45. 9. 14	1390	6. 5800	
49	吉野川市	山川町	吉野川	ほたる川	麦原谷	S47. 4. 17	815	6. 0400	
50	吉野川市	山川町	吉野川	ほたる川	古城谷	S49. 4. 22	613	3. 2000	
51	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	奥野井谷	S55. 5. 26	1059	5. 7000	
52	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	竜王谷	S56. 4. 30	959	2. 4000	
53	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	皆瀬谷	S57. 5. 17	1168	0. 9700	
54	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	川田川	S60. 9. 7	1218	3. 3000	
55	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	権現谷	S62. 10. 26	1838	0. 9200	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
56	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	西法寺谷	H1. 10. 11	1731	0. 1100	
57	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	どんど谷	H5. 1. 22	101	0. 6400	
58	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	風呂の谷及び同右支川大室谷	H5. 3. 25	948	7. 0000	
59	吉野川市	山川町	吉野川	学島川	どんど谷	H7. 2. 22	263	0. 7200	
60	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	竜王西谷	H7. 2. 22	263	1. 9500	
61	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	風呂の谷	H8. 3. 21	728	1. 2400	
62	吉野川市	山川町	吉野川	川田川	岩屋谷	H14. 3. 7	155	2. 3000	
63	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	川田川	S39. 1. 18	51	7. 8000	
64	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	中滝谷	S41. 7. 26	2355	2. 0600	
65	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	倉羅谷	S44. 1. 16	20	29. 5000	
66	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	棚谷	S50. 9. 8	1230	1. 8000	
67	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	川田川	S52. 2. 3	93	2. 8800	
68	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	小竹谷	S55. 5. 26	1059	3. 0000	
69	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	槇山谷	S56. 4. 30	959	1. 7100	
70	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	大神谷	S58. 1. 27	70	0. 4800	
71	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	古井谷	S59. 3. 29	758	0. 3500	
72	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	東山谷	S61. 8. 15	1418	1. 0800	
73	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	東山棚谷	S62. 10. 26	1838	0. 7300	
74	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	槇山谷	S62. 10. 26	1838	1. 0300	
75	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	カトラ谷	S63. 11. 11	2198	0. 5800	
76	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	奥丸谷	H1. 1. 21	83	1. 4600	
77	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	柿谷	H3. 3. 1	371	92. 8000	
78	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	東山棚谷	H3. 3. 1	371	1. 5000	
79	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	川田川	H3. 3. 20	652	7. 7000	
80	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	奥丸谷	H4. 3. 25	831	5. 2800	
81	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	槇山谷	H4. 3. 25	831	4. 1300	
82	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	土井の奥谷	H5. 1. 22	101	1. 2500	
83	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	谷蔵谷	H5. 3. 16	763	6. 1800	
84	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	殿河谷	H5. 11. 19	2192	1. 2100	
85	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	愛後谷	H6. 11. 28	2264	0. 5900	
86	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	湯殿谷	H8. 3. 21	728	1. 4000	
87	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川支東	フズ谷	H9. 3. 7	402	24. 0000	
88	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	湯殿谷	H9. 3. 7	402	1. 1200	
89	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	毛無谷	H11. 3. 19	740	4. 5700	
90	吉野川市	美郷村	吉野川	川田川	上谷	H14. 5. 9	386	2. 8500	
91	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	湯下谷	H16. 6. 9	630	0. 4285	
92	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	湯谷	H16. 6. 9	630	0. 4071	
93	吉野川市	美郷村	吉野川	東山谷川	湯下東谷	H19. 4. 25	507	1. 3549	
1	阿波市	吉野町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	S22. 11. 28	360	1. 8900	
2	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	T10. 9. 13	173	45. 7500	
3	阿波市	土成町	吉野川	九頭宇谷	九頭宇谷	S6. 7. 11	167	103. 9600	
4	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	S8. 4. 14	105	3. 7800	
5	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	S16. 9. 4	516	2. 5100	
6	阿波市	土成町	吉野川	九頭宇谷	九頭宇谷	S17. 3. 11	144	7. 4500	
7	阿波市	土成町	吉野川	熊谷	熊谷	S26. 2. 12	64	1. 5700	
8	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	高尾谷	S26. 2. 12	64	18. 7400	
9	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	高尾谷	S26. 12. 15	1038	32. 2200	
10	阿波市	土成町	吉野川	日吉谷	間谷	S38. 2. 23	271	2. 0800	
11	阿波市	土成町	吉野川	檜原谷	飛行谷	S38. 2. 26	277	0. 8200	
12	阿波市	土成町	吉野川	九頭宇谷	指谷	S39. 1. 18	51	7. 3000	
13	阿波市	土成町	吉野川	金蔵谷	馬ヶ谷	S39. 1. 18	51	7. 9000	
14	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	佐古谷	S40. 7. 5	1694	2. 4000	
15	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	八丁谷	S41. 7. 26	2350	44. 1200	
16	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	S42. 8. 26	2630	18. 2700	
17	阿波市	土成町	吉野川	九頭宇谷	金蔵谷	S42. 12. 28	4605	2. 6000	
18	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	S43. 2. 10	154	10. 7600	
19	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	大畑谷	S43. 2. 10	154	3. 2700	
20	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	竜砂谷	S44. 6. 6	3029	4. 6600	
21	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷	宮河内谷	S50. 3. 24	467	11. 4000	
22	阿波市	土成町	吉野川	鈴川谷	落合谷	S50. 9. 8	1230	1. 8000	
23	阿波市	土成町	吉野川	指谷	日吉谷及び日吉谷支川	S53. 4. 27	915	1. 6800	
24	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷川	相婦谷及び岳城谷	S54. 1. 27	95	10. 2000	
25	阿波市	土成町	吉野川	日開谷	白木谷及び東白木谷	S55. 5. 26	1059	8. 7500	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
26	阿波市	土成町	吉野川	宮河内谷川	相婦谷	S56.4.30	959	6.3200	
27	阿波市	土成町	吉野川	九頭宇谷	指谷及び同支川	S59.3.29	758	1.3800	
28	阿波市	土成町	吉野川	九頭宇谷	墓の谷	S60.9.7	1218	0.6100	
29	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	日開谷	T15.12.24	242	26.2900	
30	阿波市	市場町	吉野川	九頭宇谷	指谷	S22.11.28	360	1.6800	
31	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S24.3.2	140	6.3800	
32	阿波市	市場町	吉野川	九頭宇谷	九頭宇谷	S24.3.2	140	2.2700	
33	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	金清谷	S26.2.12	64	4.0300	
34	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	日開谷	S26.2.12	64	2.1000	
35	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S27.8.8	1112	2.4100	
36	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S28.12.14	1487	1.7700	
37	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	金清谷	S28.12.14	1487	2.7700	
38	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	高西谷	S29.3.29	283	10.7300	
39	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S29.7.9	1256	10.5500	
40	阿波市	市場町	吉野川	九栗谷	坪井谷	S30.10.3	1213	2.3800	
41	阿波市	市場町	吉野川	九栗谷	別整谷	S30.10.3	1213	2.8500	
42	阿波市	市場町	吉野川	別整谷	法寺谷	S30.10.3	1213	1.9800	
43	阿波市	市場町	吉野川	仁賀木谷川	西仁賀木谷	S34.12.14	2459	3.0500	
44	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	日開谷	S34.12.14	2459	3.5700	
45	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷	宮の内谷	S39.5.23	1359	1.1000	
46	阿波市	市場町	吉野川	松崎谷	松崎谷	S41.7.26	2350	2.6900	
47	阿波市	市場町	吉野川	日開谷	僧都谷	S41.7.26	2350	39.1700	
48	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷	宮の内谷	S45.9.14	1390	2.7100	
49	阿波市	市場町	吉野川	坪井谷	かくれ谷	S50.3.24	467	2.5800	
50	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	稲荷谷	S51.2.18	155	2.3000	
51	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	大池谷	S51.9.24	1299	2.3000	
52	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	飯谷	S52.2.3	93	4.8000	
53	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	ヤカエ谷	S54.1.27	95	3.5000	
54	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	妙見谷	S54.1.27	95	4.5000	
55	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	相栗谷	S56.4.30	959	1.5600	
56	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	柳谷	S62.12.9	2073	0.9100	
57	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	仁賀木谷川	H2.9.10	1549	6.1000	
58	阿波市	市場町	吉野川	日開谷川	野田原谷	H22.4.23	445	5.0957	
59	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	伊沢谷	S4.10.4	315	23.7400	
60	阿波市	阿波町	吉野川	大久保谷	大久保谷	S11.7.24	426	13.5700	
61	阿波市	阿波町	吉野川	芝生谷	芝生谷	S12.9.15	552	22.5400	
62	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	伊沢谷	S18.4.30	246	7.6200	
63	阿波市	阿波町	吉野川	芝生谷	芝生谷	S18.4.30	247	19.6100	
64	阿波市	阿波町	吉野川	日吉谷	郷司谷	S22.11.28	360	3.7100	
65	阿波市	阿波町	吉野川	五明谷	日吉谷	S23.11.13	171	10.2800	
66	阿波市	阿波町	吉野川	大久保谷	大久保谷	S29.1.21	22	3.1200	
67	阿波市	阿波町	吉野川	姥ケ谷	姥ケ谷	S29.11.8	1508	7.5000	
68	阿波市	阿波町	吉野川	切戸谷	切戸谷	S29.11.8	1508	3.9800	
	阿波市	阿波町	吉野川	切戸谷	切戸谷	H6.7.19	1663	-2.8100	S29.11.8の部分解除
69	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	伊沢谷	S31.4.16	723	8.1700	
70	阿波市	阿波町	吉野川	芝生谷	五明谷	S37.6.19	1414	2.9000	
71	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	明地谷川	S37.6.19	1414	2.2000	
72	阿波市	阿波町	吉野川	郷司谷	地林谷	S38.2.23	271	3.4000	
73	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	北久保谷	S38.2.23	271	2.5000	
74	阿波市	阿波町	吉野川	日吉谷	西谷及び支川	S41.7.26	2350	2.2700	
75	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	薬師谷	S42.3.31	1181	14.3200	
76	阿波市	阿波町	吉野川	五明谷	王子谷	S47.4.17	815	2.4500	
77	阿波市	阿波町	吉野川	願成寺谷	飛谷	S47.4.17	815	4.3500	
78	阿波市	阿波町	吉野川	飛谷	松谷	S47.5.11	930	5.1600	
79	阿波市	阿波町	吉野川	王子谷	東王子谷及び中王子谷	S47.5.11	930	1.5600	
80	阿波市	阿波町	吉野川	西谷	長光寺谷	S48.2.21	331	3.5600	
81	阿波市	阿波町	吉野川	芝生谷	たちばな谷、 たちばな小谷 及び桜の岡谷	S48.8.2	1676	2.0000	
82	阿波市	阿波町	吉野川	五明谷	王子谷及び東王子谷	S48.8.2	1676	2.8000	
83	阿波市	阿波町	吉野川	芝生谷	桜ノ岡谷	S51.2.18	155	1.1000	
84	阿波市	阿波町	吉野川	松崎谷	柳谷	S51.2.18	155	2.4000	
85	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷	芋場谷	S59.10.13	1392	0.4100	
86	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷川	芋場谷	H17.9.5	981	0.5045	
87	阿波市	阿波町	吉野川	伊沢谷川	芋場谷	H20.10.21	4937	0.3588	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考	
	現市町村名	旧市町村名								
1	石井町		吉野川	飯尾川	曲突谷	S42.3.31	1181	58.3500		
2	石井町		吉野川	飯尾川	西山谷	S45.9.14	1390	1.9500		
3	石井町		吉野川	渡内川	米山谷	S63.11.11	2198	0.8800		
4	石井町		吉野川	渡内川	清成谷	H5.11.19	2192	0.5400		
1	上板町		吉野川	宮河内谷	宮河内谷	T13.5.9	213	1.4400		
2	上板町		吉野川	宮河内谷	泉谷	T13.5.9	213	27.9800		
3	上板町		吉野川	宮河内谷	宮河内谷	T14.4.7	67	0.8500		
4	上板町		吉野川	宮河内谷	大山谷	T14.4.7	67	15.1700		
5	上板町		吉野川	宮河内谷	泉谷	S4.7.2	217	5.0900		
6	上板町		吉野川	宮河内谷	大山谷	S8.4.14	105	10.0000		
7	上板町		吉野川	泉谷	宮ヶ谷	S17.3.11	144	97.3200		
8	上板町		吉野川	宮河内谷	大山谷	S18.6.8	452	10.7300		
9	上板町		吉野川	宮河内谷	泉谷	S22.11.28	360	8.3100		
10	上板町		吉野川	宮河内谷	盗人谷	S22.11.28	360	2.0100		
11	上板町		吉野川	宮河内谷川	庚申谷	S27.8.8	1112	3.6700		
12	上板町		吉野川	宮河内谷川	鷹谷	S27.8.8	1112	2.8700		
13	上板町		吉野川	宮河内谷	泉谷	S30.6.3	1335	3.5100		
14	上板町		吉野川	泉谷	宮ヶ谷	S35.8.29	1830	5.9800		
15	上板町		吉野川	宮河内谷	大山谷	S38.2.23	271	3.2600		
16	上板町		吉野川	泉谷	宮ヶ谷及び小谷	S43.2.10	154	14.3200		
17	上板町		吉野川	大谷川	祝谷	S44.1.16	20	3.6000		
18	上板町		吉野川	泉谷	車谷	S48.8.2	1676	1.8000		
19	上板町		吉野川	大谷川	大平谷	S48.8.2	1676	1.7000		
20	上板町		吉野川	庚申谷	前坂口谷	S49.4.22	613	4.0000		
21	上板町		吉野川	大山谷	二股谷	S51.2.18	155	4.5000		
22	上板町		吉野川	泉谷	馬木谷	S53.7.19	1201	0.7200		
23	上板町		吉野川	宮河内谷川	大谷	S56.4.30	959	2.4000		
24	上板町		吉野川	泉谷	馬木谷及び同右支川	S62.10.26	1838	1.9800		
25	上板町		吉野川	宮河内谷川	鷹谷	H2.1.31	120	0.9200		
26	上板町		吉野川	宮河内谷川	大谷	H17.9.5	981	2.5624		
27	上板町		吉野川	宮河内谷川	大谷	H18.9.27	1141	0.5520		
28	上板町		吉野川	宮河内谷川	大谷	H19.4.25	507	2.6501		
小計	東部県土整備局<吉野川庁舎>						212箇所		1643.1540	
1	阿南市		福井川	福井川	福井川	S26.2.12	64	12.6300		
2	阿南市		那賀川	桑野川	桑野川	S28.1.26	83	5.1600		
3	阿南市		那賀川	熊谷川	大谷	S44.1.16	20	8.4000		
4	阿南市		那賀川	桑野川	畑田谷	S49.7.4	951	3.0000		
5	阿南市		伊島谷	伊島谷	小溜谷	S50.3.24	467	2.2000		
6	阿南市		那賀川	桑野川	喜来谷	S54.1.27	95	8.4000		
7	阿南市		打樋川	戎山谷川	戎山川	S55.5.26	1059	2.1000		
8	阿南市		打樋川	舳崎川	西分谷	S59.3.29	758	0.3000		
9	阿南市		打樋川	戎山谷川	東分谷	S59.10.13	1392	0.2300		
10	阿南市		打樋川	戎山谷川	橘谷	S60.7.2	990	0.4300		
11	阿南市		打樋川	戎山谷川	大谷	S60.9.7	1218	0.5600		
12	阿南市		大溜谷	大溜谷	大溜谷	S61.12.26	2004	1.4000		
13	阿南市		打樋川	打樋川	西大谷	S62.12.9	2073	0.7300		
14	阿南市		那賀川	桑野川	大地3号谷	H13.12.5	1704	0.1400		
15	阿南市		椿川	椿川	横尾谷	H21.9.29	1030	1.1068		
小計	南部総合県民局<阿南庁舎>						15箇所		46.7868	
1	那賀町	鷺敷町	那賀川	中山川	唐杉谷及び同支川	S59.10.13	1392	0.5800		
2	那賀町	鷺敷町	那賀川	仙ヶ谷川	仙ヶ谷	S60.9.7	1218	0.7900		
3	那賀町	鷺敷町	那賀川	仙ヶ谷川	仙ヶ谷	H1.1.21	83	0.5700		
4	那賀町	相生町	那賀川	延野川	延野川	S37.12.26	3216	4.9400		
5	那賀町	相生町	那賀川	谷内川	さぬき川	S39.1.18	51	1.8000		
6	那賀町	相生町	那賀川	大張川	大張川	S39.1.18	51	4.8000		
7	那賀町	相生町	那賀川	延野川	延野川	S42.3.31	1181	0.6000		
8	那賀町	相生町	那賀川	延野川	延野川	S42.3.31	1181	4.5000		
9	那賀町	相生町	那賀川	大張川	北浦谷	S42.3.31	1181	2.0000		
10	那賀町	相生町	那賀川	北浦谷川	横石谷	S42.12.28	4605	2.1600		
11	那賀町	相生町	那賀川	北浦谷川	中傍示谷	S42.12.28	4605	0.5000		
12	那賀町	相生町	那賀川	谷内川	井の谷	S49.4.22	613	7.2000		
13	那賀町	相生町	那賀川	大張川	露口谷	S49.4.22	613	4.0000		
14	那賀町	相生町	那賀川	谷内川	井の谷	S56.4.30	959	2.1600		

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
15	那賀町	相生町	那賀川	大張川	丈谷	H4. 3. 25	831	5. 2000	
16	那賀町	相生町	那賀川	延野川	殿谷	H8. 3. 21	728	17. 3200	
17	那賀町	相生町	那賀川		せじょう谷	H15. 1. 10	29	16. 0100	
18	那賀町	相生町	那賀川	谷内川	吉内谷	H17. 9. 5	981	1. 0782	
19	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	オイ谷	S27. 8. 8	1112	16. 1000	
20	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	海川谷	S27. 8. 8	1112	24. 5000	
21	那賀町	上那賀町	那賀川	府殿川	丈ヶ谷	S27. 8. 8	1112	9. 8000	
22	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	那賀川	S27. 8. 8	1112	64. 8000	
23	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	府殿川	S27. 8. 8	1112	6. 8000	
24	那賀町	上那賀町	那賀川	府殿川	丈ヶ谷	S28. 12. 26	1534	20. 1000	
25	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	府殿川	S29. 2. 18	120	3. 4000	
26	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	十二弟子谷	H18. 2. 10	242	1. 5371	
27	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	成瀬川	H18. 2. 10	242	1. 1941	
28	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	フロン谷	H18. 9. 27	1141	0. 6831	
29	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	鳥砂谷	H18. 11. 16	1391	1. 3299	
30	那賀町	上那賀町	那賀川	那賀川	東谷川	H22. 4. 23	445	0. 3796	
31	那賀町	木沢村	那賀川	那賀川	那賀川	S26. 2. 12	64	38. 6900	
32	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	釜ヶ谷	S27. 8. 8	1112	64. 2400	
33	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	高野谷	S27. 8. 8	1112	156. 0300	
34	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	藤ヶ内谷	S49. 4. 22	613	7. 6200	
35	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	S52. 4. 23	746	12. 8000	
36	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	S52. 6. 18	929	14. 0000	
37	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	楢谷	S52. 6. 18	929	6. 0000	
38	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	勘場谷	S54. 1. 27	95	4. 5000	
39	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	S54. 1. 27	95	11. 0000	
40	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	S62. 10. 26	1838	4. 8900	
41	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	寺谷	H8. 12. 10	2224	66. 3900	
42	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	H10. 3. 23	774	17. 2000	
43	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	ウツユ川	H11. 3. 19	740	9. 1200	
44	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	見堂谷	H12. 8. 9	1754	0. 5100	
45	那賀町	木沢村	那賀川	坂州木頭川	見堂谷	H17. 9. 5	981	1. 7758	
46	那賀町	木沢村	那賀川	那賀川	たまんきら谷	H22. 6. 15	661	0. 5936	
47	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S24. 4. 2	260	5. 2000	
48	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S26. 12. 22	1079	9. 2000	
49	那賀町	木頭村	那賀川	出原谷川	出原谷	S27. 8. 8	1112	12. 6000	
50	那賀町	木頭村	那賀川	蟬谷川	蟬谷	S27. 8. 8	1112	13. 3000	
51	那賀町	木頭村	那賀川	中谷川	中谷	S27. 8. 8	1112	15. 8000	
52	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S27. 8. 8	1112	14. 4000	
53	那賀町	木頭村	那賀川	南川	南川	S27. 8. 8	1112	11. 2000	
54	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S29. 2. 18	120	1. 5000	
55	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S29. 6. 22	1135	14. 2000	
56	那賀町	木頭村	那賀川	東蟬谷川	東蟬谷川	S30. 4. 25	565	0. 9000	
57	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S30. 4. 25	565	9. 9000	
58	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S42. 3. 31	1181	15. 0000	
59	那賀町	木頭村	那賀川	千本谷	千本谷	S52. 4. 23	746	17. 1000	
60	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S52. 4. 23	746	12. 0000	
61	那賀町	木頭村	那賀川	日和田谷川	日和田谷	S52. 4. 23	746	6. 6000	
62	那賀町	木頭村	那賀川	久井谷川	久井谷	S52. 6. 18	929	10. 4000	
63	那賀町	木頭村	那賀川	折宇谷	折宇谷	S52. 6. 18	929	12. 0000	
64	那賀町	木頭村	那賀川	棚谷	棚谷	S52. 6. 18	929	6. 0000	
65	那賀町	木頭村	那賀川	久井谷川	久井谷	S53. 1. 23	50	3. 3000	
66	那賀町	木頭村	那賀川	南川	南川	S53. 4. 27	915	8. 4000	
67	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	S53. 7. 19	1201	14. 4000	
68	那賀町	木頭村	那賀川	折宇谷	折宇谷	S54. 1. 27	95	8. 5000	
69	那賀町	木頭村	那賀川	千本谷	千本谷	S54. 1. 27	95	20. 4000	
70	那賀町	木頭村	那賀川	南川	南川	S54. 1. 27	95	13. 2000	
71	那賀町	木頭村	那賀川	棚谷	棚谷	S54. 1. 27	95	8. 4000	
72	那賀町	木頭村	那賀川	棚谷	棚谷	S57. 5. 17	1168	3. 0100	
73	那賀町	木頭村	那賀川	久井谷川	久井谷	S62. 10. 26	1838	3. 4700	
74	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	那賀川	H1. 1. 21	83	6. 6300	
75	那賀町	木頭村	那賀川	久井谷川	久井谷	H1. 10. 11	1731	4. 8000	
76	那賀町	木頭村	那賀川	棚谷	棚谷	H1. 10. 11	1731	0. 5000	
77	那賀町	木頭村	那賀川	棚谷川	棚谷	H6. 11. 28	2264	2. 6800	
78	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	ヨネガ谷	H15. 6. 25	985	2. 0900	
79	那賀町	木頭村	那賀川	那賀川	冬口谷	H16. 6. 9	630	0. 4841	
小計	南部総合県民局<那賀庁舎>					79箇所		929. 7555	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	牟岐町		牟岐川	牟岐川	牟岐川	S22.12.29	398	2.0600	
2	牟岐町		牟岐川	橘川	橘川	S26.2.12	64	1.4800	
3	牟岐町		瀬戸川	瀬戸川	瀬戸川	S42.12.28	4605	5.8800	
4	牟岐町		牟岐川	辺川	辺川	S42.12.28	4605	5.3700	
1	美波町	由岐町	喜多地川	喜多地川	喜多地川	S39.5.23	1359	2.5000	
2	美波町	由岐町	伊座利川	伊座利谷川	伊座利谷	S50.3.24	467	4.0000	
3	美波町	由岐町	喜多地川	喜多地川	喜多地川	S56.4.30	959	1.9200	
4	美波町	由岐町	木岐川	木岐川	木岐川	H1.10.11	1731	1.3000	
5	美波町	由岐町	伊座利川	伊座利川	奥地谷	H16.12.9	1525	0.3662	
6	美波町	由岐町	志和岐川	志和岐川	志和岐川	H17.4.15	463	0.4920	
7	美波町	由岐町	志和岐川	志和岐川	志和岐川	H18.2.10	242	0.6444	
8	美波町	日和佐町	日和佐川	日和佐川	日和佐川	S26.2.12	64	14.9000	
9	美波町	日和佐町	日和佐川	日和佐川	北河内谷	S39.5.23	1359	10.1000	
10	美波町	日和佐町	奥潟川	奥潟川	奥潟川	S42.12.28	4605	9.2700	
11	美波町	日和佐町	日和佐川	北河内谷川	久望谷、カブ ス谷及び久保 谷	S42.12.28	4605	20.6600	
12	美波町	日和佐町	日和佐川	丹前谷川	丹前谷	S42.12.28	4605	9.8100	
13	美波町	日和佐町	日和佐川	日和佐川	日和佐川	S46.5.28	957	2.5200	
14	美波町	日和佐町	日和佐川	日和佐川	日和佐川	S47.4.17	815	13.2000	
15	美波町	日和佐町	日和佐川	北河内谷川	奥谷	H5.3.16	763	0.6200	
16	美波町	日和佐町	日和佐川	北河内谷川	奥谷	H6.1.28	139	0.4500	
17	美波町	日和佐町	日和佐川	日和佐川	山王谷	H25.6.4	562	0.9919	
1	海陽町	海南町	海部川	海部川	海部川	S26.2.12	64	27.4100	
2	海陽町	海南町	海部川	海部川	笹無谷	S26.2.12	64	134.8500	
3	海陽町	海南町	海部川	嵐瀬谷	嵐瀬谷	S47.4.17	815	2.3400	
4	海陽町	海南町	伊勢田川	伊勢田川	大山谷	S49.4.22	613	5.0000	
5	海陽町	海南町	海部川	若松谷	若松谷	S51.2.18	155	3.4000	
6	海陽町	海南町	海部川	七川	七川	H4.3.25	831	1.6600	
7	海陽町	海南町	海部川	柿谷川	柿谷川	H5.11.19	2192	2.7000	
8	海陽町	海南町	海部川	猪谷川	猪谷	H12.1.27	158	1.6700	
9	海陽町	海南町	海部川	相川	中野谷	H16.3.10	244	1.4595	
10	海陽町	海南町	海部川	海部川	笹草谷	H17.4.15	463	1.7952	
11	海陽町	海南町	海部川	相川	大谷	H22.11.2	1283	1.0941	
12	海陽町	海部町	母川	海部川	折王谷及び同 支川	S59.3.29	758	1.1500	
13	海陽町	宍喰町	宍喰川	宍喰川	宍喰川	S22.12.29	398	1.7800	
14	海陽町	宍喰町	宍喰川	広岡川	広岡川	S53.1.23	50	4.2000	
15	海陽町	宍喰町	宍喰川	日比原谷	日比原谷	S56.4.30	959	1.0200	
小計	南部総合県民局<美波庁舎>		36箇所					300.0633	
1	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T4.3.31	21	143.5000	
2	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	T4.10.9	63	90.5300	
3	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T6.7.14	49	2.7300	
4	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	T10.9.13	173	0.8200	
5	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	T15.5.12	71	2.5000	
6	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T15.12.24	242	23.1000	
7	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T15.12.24	242	3.7000	
8	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	S4.6.22	206	6.9500	
9	美馬市	脇町	吉野川	馬木谷	新町谷	S4.7.25	248	19.3400	
10	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	S4.7.25	248	0.2100	
11	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	井口谷	S11.7.24	426	30.8000	
12	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	S18.2.18	96	188.7200	
13	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	吉竹谷	S22.11.28	360	1.9000	
14	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	山彦谷	S22.11.28	360	1.1000	
15	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	S22.11.28	360	18.4000	
16	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	土井谷	S22.11.28	360	5.5500	
17	美馬市	脇町	吉野川	日野谷	日野谷	S22.11.28	360	3.0300	
18	美馬市	脇町	吉野川	城ノ谷	城ノ谷	S24.2.10	97	12.7800	
19	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	五大谷	S26.2.12	64	1.2000	
20	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	芋穴谷	S28.12.26	1534	16.9100	
21	美馬市	脇町	吉野川	馬木谷	馬木谷	S29.3.29	283	0.4300	
22	美馬市	脇町	吉野川	馬木谷	新町谷	S30.10.3	1213	3.8700	
23	美馬市	脇町	吉野川	大谷	小麦谷	S32.9.25	1181	1.3000	
24	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	大塩谷	S32.9.25	1181	1.6000	
25	美馬市	脇町	吉野川	清谷	清谷	S37.6.19	1414	2.6000	
26	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	櫛野谷	S37.6.19	1414	2.4000	
27	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	阿瀬比谷	S39.1.18	51	1.6000	
28	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷	S39.1.18	51	1.4000	



番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
29	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	山根谷	S42.3.31	1181	1.0000	
30	美馬市	脇町	吉野川	野村谷	(上)中野谷	S42.12.28	4605	4.2600	
31	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷	S42.12.28	4605	6.2400	
32	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	冬畑谷及び桐野谷	S42.12.28	4605	5.2400	
33	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	横倉谷	S47.5.11	930	2.6000	
34	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	横野谷	S47.5.11	930	5.4000	
35	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	今杖谷及び今杖小谷	S47.5.11	930	7.8000	
36	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	東俣谷及び栃谷	S48.2.21	331	6.0000	
37	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷	S49.4.22	613	1.6000	
38	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	相立谷	S49.7.4	951	4.8000	
39	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	雨夜谷	S52.2.3	93	3.0000	
40	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	芋穴谷	S53.1.23	50	3.6000	
41	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	藤川谷	S53.1.23	49	1.0000	
42	美馬市	脇町	吉野川	野村谷	中八谷	S54.1.27	95	5.4000	
43	美馬市	脇町	吉野川	新町谷川	袋谷	S54.4.24	912	1.7800	
44	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷川	広棚谷	S56.4.30	959	2.8000	
45	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷及び大塩谷	S56.4.30	959	1.0600	
46	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	芋穴谷	S57.5.17	1168	0.2000	
47	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	西阿瀬比谷	S57.5.17	1168	0.4000	
48	美馬市	脇町	吉野川	新町谷	滝下谷	S57.5.17	1168	0.4100	
49	美馬市	脇町	吉野川	野村谷	平帽子谷	S57.5.17	1168	2.6600	
50	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	蔭の谷	S59.3.29	758	0.5500	
51	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	阿瀬比谷及び同支川	S59.10.13	1392	0.3400	
52	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	井口谷	S61.8.15	1418	0.6800	
53	美馬市	脇町	吉野川	大谷川	花瀬谷	S61.8.15	1418	0.5200	
54	美馬市	脇町	吉野川	野村谷川	野村谷	S61.12.26	2004	1.6000	
55	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	今杖谷	S62.10.26	1838	0.5200	
56	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	東俣栃谷	S62.10.26	1838	1.7200	
57	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	横倉谷及び同左支川	H1.10.11	1731	0.4100	
58	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	横野谷	H1.10.11	1731	0.2900	
59	美馬市	脇町	吉野川	白水谷	小星谷	H4.3.24	786	0.8400	
60	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	松尾畑谷	H4.3.25	831	3.0600	
61	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	井口谷	H5.1.22	101	0.2200	
62	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	木戸の谷	H5.3.16	763	1.6000	
63	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	東俣花瀬谷	H6.11.28	2264	1.2900	
64	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	上谷	H8.3.21	728	1.3400	
65	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷川	裏の谷	H8.3.21	728	0.6500	
66	美馬市	脇町	吉野川	井口谷川	柳谷	H12.5.16	1324	0.4100	
67	美馬市	脇町	吉野川	大谷川	境谷	H12.8.9	1754	2.3600	
68	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷川	清水谷	H12.8.9	1754	0.4300	
69	美馬市	脇町	吉野川	大谷川	境谷	H13.12.5	1704	0.5700	
70	美馬市	脇町	吉野川	江戸川	坂の谷	H18.9.27	1141	0.8398	
71	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	穴吹川	S24.2.10	97	13.6500	
72	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	穴吹川	S26.2.12	64	4.7300	
73	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	三谷川	S26.12.15	1038	0.3000	
74	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	小屋谷	S26.12.15	1038	0.2300	
75	美馬市	穴吹町	吉野川	不定谷川	不定谷川	S26.12.15	1038	0.3200	
76	美馬市	穴吹町	吉野川	岡の谷	岡の谷	S28.12.14	1487	1.1700	
77	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	市場谷	S28.12.26	1534	5.4200	
78	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	風呂ノ谷	S29.1.21	22	0.8900	
79	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	拝立谷	S29.8.21	1337	1.6600	
80	美馬市	穴吹町	吉野川	一ノ谷川	一ノ谷川	S35.8.29	1830	6.4000	
81	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷	S37.6.19	1414	4.8000	
82	美馬市	穴吹町	吉野川	西成戸谷	西成戸谷	S38.2.23	271	0.6400	
83	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S41.7.26	2350	9.3500	
84	美馬市	穴吹町	吉野川	東成戸谷	東成戸谷	S41.7.26	2350	2.1200	
85	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷	S42.3.31	1181	0.4400	
86	美馬市	穴吹町	吉野川	石神谷	石神谷	S45.9.14	1390	4.1400	
87	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	猿飼谷	S47.4.17	815	10.2000	
88	美馬市	穴吹町	吉野川	中の谷	中の谷	S47.5.11	930	3.7200	
89	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	田の内谷	S47.5.11	930	3.2100	
90	美馬市	穴吹町	吉野川	東分谷	東分谷	S50.9.8	1230	3.3000	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
91	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	仕出原谷	S52.2.3	93	2.2000	
92	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	下森谷	S52.4.23	746	3.6000	
93	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	淵名谷	S52.4.23	746	3.3000	
94	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S52.6.18	929	1.8000	
95	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷・北又谷支一号谷及び北又谷支二号谷	S52.6.18	929	11.6000	
96	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	西の谷	S53.1.23	49	3.6000	
97	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S53.7.19	1201	2.7000	
98	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	大内谷	S54.4.24	912	9.0000	
99	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又小谷	S56.4.30	959	2.5800	
100	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S59.10.13	1392	0.4100	
101	美馬市	穴吹町	吉野川	東分谷	阿弥陀堂谷	S61.8.15	1418	0.6900	
102	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	梶山谷	S62.12.9	2073	0.6000	
103	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷及び同右支川	S63.2.23	233	1.2300	
104	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷及び同左支川	S63.11.8	2161	0.7500	
105	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	大内谷	H2.9.10	1549	0.6300	
106	美馬市	穴吹町	吉野川	東分谷	阿弥陀堂谷	H3.3.1	371	16.0000	
107	美馬市	穴吹町	吉野川	柳田谷川	柳田谷	H4.3.25	831	3.8400	
108	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷	H5.1.22	101	1.4400	
109	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	梶山谷	H5.3.16	763	2.2000	
110	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	鍵掛谷	H5.11.19	2192	0.9900	
111	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	瀨名谷	H8.3.21	728	1.9500	
112	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川支調	黒川谷	H8.12.10	2224	4.3000	
113	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	大平谷	H8.12.10	2224	2.0600	
114	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川支北	長尾谷	H8.12.10	2224	1.4300	
115	美馬市	穴吹町	吉野川	明連川	尾山谷	H11.2.18	236	0.4400	
116	美馬市	穴吹町	吉野川	明連川	宮の谷	H12.8.9	1754	0.3100	
117	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	龍王谷	H12.8.9	1754	0.6700	
118	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	一谷	H13.3.16	249	2.8100	
119	美馬市	穴吹町	吉野川	神田谷川	神田谷	H13.3.16	249	2.3200	
120	美馬市	穴吹町	吉野川	明連川	三谷川	H15.2.13	121	2.1600	
121	美馬市	穴吹町	吉野川	吉野川	神田谷	H22.4.2	314	0.7559	
122	美馬市	美馬町	吉野川	高瀬谷	高瀬谷	M44.4.8	184	179.4600	
123	美馬市	美馬町	吉野川	高瀬谷	高瀬谷	S3.3.7	42	7.4300	
124	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	中野谷	S3.3.7	42	111.5900	
125	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	露の谷	S3.3.7	42	4.8700	
126	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	棋穀谷	S11.7.24	426	6.8700	
127	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	入倉谷	S18.6.8	451	9.1100	
128	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	嫁坂谷	S22.11.28	360	6.6500	
129	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	吉田谷	S26.2.12	64	3.0500	
130	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷	玉振谷	S26.2.12	64	4.5000	
131	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	鍋倉谷	S26.2.12	64	2.9900	
132	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	露の谷	S26.2.12	64	5.2400	
133	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	吉田谷	S26.12.15	1038	3.6000	
134	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	鍋倉谷	S27.8.8	1112	1.2000	
135	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S27.8.8	1112	1.2000	
136	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S28.7.25	1190	4.1000	
137	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	井出谷	S29.3.29	283	2.2000	
138	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	猿ヶ谷	S29.3.29	283	12.9600	
139	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	鍋倉谷	S29.3.29	283	9.9800	
140	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	姥母ヶ谷	S29.11.8	1504	0.6200	
141	美馬市	美馬町	吉野川	黒谷川	黒谷川	S33.4.8	1029	1.8000	
142	美馬市	美馬町	吉野川	船屋谷	船屋谷	S33.4.8	1029	1.4000	
143	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S35.8.29	1830	4.6000	
144	美馬市	美馬町	吉野川	入倉谷	神場谷	S37.6.19	1414	2.4000	
145	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S38.2.23	271	4.9000	
146	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	棋穀谷	S42.12.28	4605	35.6000	
147	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	轟谷	S42.12.28	4605	6.3500	
148	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	露の谷	S42.12.28	4605	4.3800	
149	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S45.9.14	1390	23.5000	
150	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	猿ヶ谷	S53.1.23	50	0.7200	
151	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	中野谷及び西大久保谷	S56.4.30	959	8.8800	
152	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷	栃谷	S56.4.30	959	1.4700	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
153	美馬市	美馬町	吉野川	黒谷川	黒谷川及び東黒谷川	S57.5.17	1168	1.4000	
154	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	猪の谷	S58.3.23	758	0.3100	
155	美馬市	美馬町	吉野川	船屋谷	船屋谷	S59.10.13	1392	0.5500	
156	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	手水谷	S60.7.2	990	0.5600	
157	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	日浦谷	S60.7.2	990	0.3500	
158	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷川	棋穀谷	S61.12.26	2004	1.2700	
159	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	嫁坂谷	S62.10.26	1838	0.8000	
160	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷川	西の谷	H1.1.21	83	0.3600	
161	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷川	倉尾谷	H1.10.11	1731	1.2000	
162	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷	玉振谷及び同左支川	H3.3.1	371	2.1900	
163	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	西猿ヶ谷	H4.3.25	831	3.8600	
164	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷川	西吉田谷	H5.3.16	763	1.5000	
165	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷川	姥ヶ谷	H12.5.16	1324	0.5100	
166	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷川	清田谷	H13.3.16	249	0.5100	
167	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	S24.10.25	871	8.1000	
168	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	大島谷	S38.2.26	277	0.2000	
169	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	竹尾谷	S38.2.26	277	0.3500	
170	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	白江谷	S38.2.26	277	3.9500	
171	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	太合谷	S39.5.23	1359	1.7000	
172	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	大北谷	S41.7.26	2355	3.2700	
173	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	谷口カゲ谷	S41.7.26	2355	2.1800	
174	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	今丸谷及び支川	S42.3.31	1181	2.2700	
175	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	二戸谷、境谷及び南二戸谷	S42.8.26	2630	23.5700	
176	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内父谷	S47.5.11	930	6.6500	
177	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	弓道谷	S48.8.2	1676	2.5600	
178	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	S49.4.22	613	3.0000	
179	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	S52.4.23	746	8.0000	
180	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	S52.4.23	746	5.2000	
181	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内川谷	S52.4.23	746	3.6000	
182	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	檜原谷	S52.6.18	929	3.6000	
183	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川井谷	S52.6.18	929	3.2500	
184	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	滝の宮谷	S54.1.27	95	1.3600	
185	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	S59.3.29	758	1.9800	
186	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内父谷	S61.8.15	1418	0.7200	
187	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	葛尾谷	S62.10.26	1838	0.7000	
188	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	今丸谷	S62.10.26	1838	0.6200	
189	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川井谷	S63.11.11	2198	0.6600	
190	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	H2.9.10	1549	4.3900	
191	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内父谷	H5.1.22	101	2.3700	
192	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	小日浦谷	H6.1.28	139	1.4400	
193	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	H13.3.16	249	11.4900	
194	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	谷口局谷	H13.12.5	1704	0.5400	
195	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	H14.3.7	155	0.4200	
196	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	南二戸谷	H17.4.15	463	1.9247	
1	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	井川谷	S26.2.12	64	1.6800	
2	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	鹿老渡谷	S26.2.12	64	3.3800	
3	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	半田川	S27.8.8	1112	4.8000	
4	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	半田川	S28.7.25	1190	2.1900	
5	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	半田川	S29.6.22	1135	1.8500	
6	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	高清谷	S30.10.3	1213	3.8700	
7	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	半田川	S34.12.14	2459	3.2400	
8	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	鰻谷	S37.6.19	1414	1.2000	
9	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	京ヤ谷	S37.6.19	1414	1.5000	
10	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	坂根谷	S37.6.19	1414	1.8000	
11	つるぎ町	半田町	吉野川	小橋谷	小橋谷	S37.6.19	1414	1.3000	
12	つるぎ町	半田町	吉野川	大橋谷	大橋谷	S37.6.19	1414	1.6900	
13	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	馬ノ久保谷	S37.6.19	1414	1.7000	
14	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	木ノ内谷	S37.6.19	1414	0.9000	
15	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	大惣谷	S40.7.5	1694	0.9000	
16	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	東谷	S41.5.26	1597	0.4900	
17	つるぎ町	半田町	吉野川	下女谷	下女谷	S42.3.31	1181	2.5800	
18	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	坂根谷	S42.3.31	1181	1.6000	
19	つるぎ町	半田町	吉野川	唐沢谷	唐沢谷	S42.3.31	1181	2.7800	
20	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	大藤谷	S42.12.28	4605	9.1200	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
21	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	長野二谷	S46.5.28	957	7.4400	
22	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	井黒谷	S48.2.21	331	4.6200	
23	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	曾我谷	S49.7.4	951	6.0000	
24	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	大惣谷	S51.2.18	155	1.8000	
25	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	半田川	S52.2.3	93	4.8000	
26	つるぎ町	半田町	吉野川	大橋谷	大橋谷	S54.1.27	95	1.6000	
27	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	半田川及び火打谷	S54.1.27	95	4.5000	
28	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	黒石谷	S55.5.26	1059	3.6000	
29	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	庚申谷及び同支川	S59.10.13	1392	0.7000	
30	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	佐古戸谷	S62.10.26	1838	0.3300	
31	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	庚申谷	H1.10.11	1731	0.7600	
32	つるぎ町	半田町	吉野川	東谷川	小井野谷	H1.10.11	1731	0.5900	
33	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	コウリヤ谷及び同左支川	H2.1.31	120	0.7900	
34	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	大橋谷	H4.3.25	831	0.0600	
35	つるぎ町	半田町	吉野川	東谷川	下尾尻谷	H5.11.19	2192	0.6900	
36	つるぎ町	半田町	吉野川	東谷川	竹ノ谷	H5.11.19	2192	1.3000	
37	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	備後谷	H6.11.28	2264	0.5800	
38	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	しろえ谷	H8.3.21	728	0.9000	
39	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	柏尾谷	H12.5.16	1324	1.9400	
40	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	宮の谷	H12.8.9	1754	0.8300	
41	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	釜土谷	H13.3.16	249	1.9700	
42	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	京ヤ谷	H14.5.9	386	0.9900	
43	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	山下谷	H15.6.25	985	3.9100	
44	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	あずきあら谷	H16.6.9	630	0.7931	
45	つるぎ町	半田町	吉野川	東谷川	西谷	H17.9.5	981	1.3946	
46	つるぎ町	半田町	吉野川	半田川	山内谷	H19.11.5	1468	2.4961	
47	つるぎ町	半田町	吉野川	東谷川	西谷	H20.3.18	315	0.0807	
48	つるぎ町	貞光町	吉野川	太田川	大谷川	S27.8.8	1112	0.3700	
49	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	辻の谷川	S27.8.8	1112	0.4000	
50	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	南谷	S29.6.8	1067	2.4500	
51	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	源氏谷	S34.12.14	2459	1.6200	
52	つるぎ町	貞光町	吉野川	太田川	太田川	S37.6.19	1414	1.3000	
53	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	宮内谷	S39.1.18	51	8.0000	
54	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	西尾谷	S40.7.5	1694	0.7700	
55	つるぎ町	貞光町	吉野川	見恵頭谷	見恵頭谷	S48.2.21	331	7.2000	
56	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	別所谷	S50.9.8	1230	2.7000	
57	つるぎ町	貞光町	吉野川	見恵頭谷	吉良谷	S51.2.18	155	4.2000	
58	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	高橋谷	S59.3.29	758	0.6300	
59	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	捨子谷第一右支川及び同第二右支川	S59.10.13	1392	0.9700	
60	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	支所谷	S62.10.26	1838	0.3400	
61	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	畠枝谷	S62.10.26	1838	0.4900	
62	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	別所谷	H2.1.31	120	0.1300	
63	つるぎ町	貞光町	吉野川	太田川	太田川	H2.9.10	1549	2.1300	
64	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	畠枝谷	H3.3.1	371	21.0200	
65	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	捨子谷	H4.3.25	831	1.6900	
66	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	端谷	H5.11.19	2192	1.2300	
67	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	五木底谷	H6.11.28	2264	0.7200	
68	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	捨子南谷	H8.3.21	728	1.0200	
69	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	西山谷	H8.12.10	2224	0.4700	
70	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	辻の谷	H10.3.11	531	0.6600	
71	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	尻無谷	H10.7.16	1484	0.1100	
72	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	支所谷	H11.2.18	236	0.5100	
73	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	捨子北谷	H14.5.9	386	0.9700	
74	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	南谷	H15.1.10	29	2.2700	
75	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	長瀬谷	H16.12.9	1525	0.5440	
76	つるぎ町	貞光町	吉野川	貞光川	広瀬北谷	H25.8.5	769	0.6746	
77	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	久藪谷	S26.2.12	64	0.7000	
78	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	貞光川	S26.2.12	64	1.5000	
79	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	貞光川	S29.10.25	1467	2.3000	
80	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	貞光川	S29.11.8	1504	2.4000	
81	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	明谷川	S29.11.8	1504	1.8000	
82	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	貞光川	S34.12.14	2459	1.2000	
83	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	九藤中谷	S37.6.19	1414	2.2000	
84	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	片川	S37.6.19	1414	2.8000	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
85	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	貞光川	S38.2.23	271	11.3900	
86	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	名沢谷	S38.2.23	271	5.2600	
87	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	九藤中谷	S39.5.23	1359	1.1000	
88	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	大野谷	S40.7.5	1694	0.8200	
89	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	錦谷	S41.5.26	1597	1.6000	
90	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	猪の谷	S42.12.28	4605	6.1000	
91	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	貞光川	S42.12.28	4605	9.8700	
92	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	錦谷	S45.9.14	1390	6.6000	
93	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	剪宇谷	S47.5.11	930	16.5000	
94	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	犬追谷	S51.2.18	155	3.2000	
95	つるぎ町	一字村	吉野川	錦谷	地藏谷	S52.4.23	746	3.0000	
96	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	九藤中谷	S52.6.18	929	2.0000	
97	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	明谷川	S53.1.23	50	6.0000	
98	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	錦谷	S53.7.19	1201	7.2000	
99	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	猪の谷	S55.5.26	1059	1.8000	
100	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	杣野谷	S57.5.17	1168	0.9400	
101	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	片川	S62.10.26	1838	1.9500	
102	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	杣野谷	S62.10.26	1838	1.3600	
103	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	檜平谷	S62.12.9	2073	0.4000	
104	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	犬追谷及び同右支川	S62.12.9	2073	1.0000	
105	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	瀬開谷及び同左支川	S63.11.11	2198	0.8500	
106	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	クニチ谷	H4.3.25	831	4.4500	
107	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	明谷川	H4.3.25	831	6.5700	
108	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	杣野谷	H7.2.22	263	1.2600	
109	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	古見谷	H8.3.21	728	0.8700	
110	つるぎ町	一字村	吉野川	明谷川	明谷	H8.3.21	728	20.9600	
111	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	九藤中谷	H8.12.10	2224	13.7500	
112	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	太刀之本谷	H12.8.9	1754	0.3500	
113	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	中横谷	H13.3.16	249	2.1000	
114	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	西の谷	H15.2.13	121	2.1000	
115	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	古見谷	H15.11.13	1465	2.0893	
116	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	片川	H17.4.15	463	1.0797	
117	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	古見谷	H20.3.18	315	4.3284	
118	つるぎ町	一字村	吉野川	貞光川	西の谷	H20.10.24	1283	0.9813	
小計	西部総合県民局<美馬庁舎>		314箇所				1774.9222		
1	三好市	三野町	吉野川	河内谷	河内谷	T15.12.24	242	339.0800	
2	三好市	三野町	吉野川	河内谷	河内谷	S3.2.18	30	3.2100	
3	三好市	三野町	吉野川	鶴石谷	鶴石谷	S29.3.29	283	0.5200	
4	三好市	三野町	吉野川	滝谷	滝谷	S30.6.3	1335	10.5900	
5	三好市	三野町	吉野川	滝谷	滝谷	S32.8.6	978	3.2000	
6	三好市	三野町	吉野川	箸ヶ谷	箸ヶ谷	S38.2.26	277	0.5100	
	三好市	三野町	吉野川	箸ヶ谷	箸ヶ谷	H13.12.7	1737	-0.5100	S38.2.26の全部解除
	三好市	三野町	吉野川	箸ヶ谷	箸ヶ谷	H13.12.5	1704	1.2900	S38.2.26の解除後再指定
7	三好市	三野町	吉野川	堂の谷	堂の谷	S41.7.26	2350	5.2800	
8	三好市	三野町	吉野川	馬谷	馬谷	S41.7.26	2350	0.5700	
9	三好市	三野町	吉野川	河内谷	大屋敷谷	S42.3.31	1181	2.1000	
10	三好市	三野町	吉野川	堂の谷	堂の谷	S45.9.14	1390	5.4200	
11	三好市	三野町	吉野川	河内谷	藤黒谷	S47.4.17	815	5.4000	
12	三好市	三野町	吉野川	馬場谷	馬場谷及び馬場小谷	S47.5.11	930	6.5400	
13	三好市	三野町	吉野川	河内谷	北谷	S47.8.2	1335	5.4000	
14	三好市	三野町	吉野川	馬場谷	馬場谷	S53.7.19	1201	1.2800	
15	三好市	三野町	吉野川	滝谷川	大谷	S56.4.30	959	3.0000	
16	三好市	三野町	吉野川	河内谷	大屋敷谷	S59.10.13	1392	0.1600	
17	三好市	三野町	吉野川	滝谷川	いやの谷	S60.9.7	1218	0.6400	
18	三好市	三野町	吉野川	黒谷	黒谷	S62.12.9	2073	0.6600	
19	三好市	三野町	吉野川	孫十郎谷川	孫十郎谷	H4.3.25	831	0.6600	
20	三好市	三野町	吉野川	ウルシ谷川	ウルシ谷	H5.1.22	101	1.2900	
21	三好市	三野町	吉野川	吉野川	鶴石谷	H18.2.10	242	1.5013	
22	三好市	池田町	吉野川	馬路川	馬谷川	S12.9.15	552	0.7200	
23	三好市	池田町	吉野川	吉野川	吉野川	S24.10.25	871	2.6000	
24	三好市	池田町	吉野川	馬路川	馬路川	S24.10.25	871	85.5500	
25	三好市	池田町	吉野川	吉野川	吉野川	S26.2.12	64	2.9100	
26	三好市	池田町	吉野川	祖谷川	祖谷川	S27.8.8	1112	70.6500	
27	三好市	池田町	吉野川	祖谷川	松尾川	S27.8.8	1112	12.4600	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
28	三好市	池田町	吉野川	宮の谷	宮の谷	S27.9.16	1221	6.1600	
29	三好市	池田町	吉野川	漆川谷	漆川谷	S31.11.10	1784	5.7800	
30	三好市	池田町	吉野川	馬路川	三谷川	S33.1.18	70	0.7400	
	三好市	池田町	吉野川	馬路川	三谷川	H13.12.5	1704	0.2900	S33.1.18の追加指定
31	三好市	池田町	吉野川	馬路川	深川谷	S33.1.18	70	1.2000	
32	三好市	池田町	吉野川	漆川谷	北谷	S44.1.16	20	6.9600	
33	三好市	池田町	吉野川	弥十谷	弥十谷	S44.1.16	20	7.2000	
34	三好市	池田町	吉野川	鍵掛谷	鍵掛谷	S48.2.21	331	6.0000	
35	三好市	池田町	吉野川	高戸星谷	高戸星谷	S49.4.22	613	3.3000	
36	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷	松原谷及び松原谷支川	S49.4.22	613	3.6000	
37	三好市	池田町	吉野川	馬路川	金年谷	S50.3.24	467	2.8500	
38	三好市	池田町	吉野川	西山谷	西山谷	S50.9.8	1230	1.1400	
39	三好市	池田町	吉野川	高戸星谷	高戸星谷	S51.9.24	1299	3.3000	
40	三好市	池田町	吉野川	境谷	境谷	S52.2.3	93	0.7200	
41	三好市	池田町	吉野川	松尾川	明瀬谷	S52.2.3	93	12.9000	直轄施行区域含む
42	三好市	池田町	吉野川		宮石谷	S53.4.8	812	0.3800	直轄施行区域含む
43	三好市	池田町	吉野川	弥十柳川谷	弥十柳川谷	S54.1.27	95	2.7000	
44	三好市	池田町	吉野川		明瀬谷	S54.6.1	1077	6.8300	直轄施行区域含む
45	三好市	池田町	吉野川	馬路川	三谷川	S55.5.26	1059	4.2000	
46	三好市	池田町	吉野川	弥十柳川	島山谷	S55.5.26	1059	3.0000	
47	三好市	池田町	吉野川		石内谷	S55.6.7	1123	2.1600	直轄施行区域含む
48	三好市	池田町	吉野川		尾後谷	S55.6.7	1123	7.2600	直轄施行区域含む
49	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷	鮎苦谷	S56.4.30	959	12.0000	
50	三好市	池田町	吉野川		石立谷	S56.9.16	1529	16.5000	直轄施行区域含む
51	三好市	池田町	吉野川		千足谷	S57.6.4	1228	8.0000	直轄施行区域含む
52	三好市	池田町	吉野川	境谷	境谷	S59.3.29	758	0.8600	
53	三好市	池田町	吉野川	吉野川	三縄谷	S59.3.29	759	0.8000	
54	三好市	池田町	吉野川		出合谷	S59.8.21	1218	0.2400	直轄施行区域含む
55	三好市	池田町	吉野川	馬路川	馬谷	S60.7.2	990	0.7300	
56	三好市	池田町	吉野川		大利谷	S61.7.10	1282	0.4700	直轄施行区域含む
57	三好市	池田町	吉野川	猿子谷	猿子谷	S61.8.15	1418	0.7200	
58	三好市	池田町	吉野川	弥十柳川	ガサ谷	S61.12.26	2004	0.2400	
59	三好市	池田町	吉野川	馬路川	深川谷	S61.12.26	2004	1.2400	
60	三好市	池田町	吉野川		明瀬谷	S63.7.25	1623	3.6500	直轄施行区域含む
61	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷	鮎苦谷川	S63.11.8	2161	2.5800	
62	三好市	池田町	吉野川	弥十柳川	ガサ谷	S63.11.11	2198	0.4100	
63	三好市	池田町	吉野川	馬路川	平尾谷	H2.1.31	120	3.7800	
64	三好市	池田町	吉野川	漆川谷	北谷及び同左支川	H2.1.31	120	1.7900	
65	三好市	池田町	吉野川	弥十柳川	オモ谷	H3.3.1	371	1.2900	
66	三好市	池田町	吉野川	馬路川	瀬戸谷	H3.3.20	652	3.4000	
67	三好市	池田町	吉野川	弥十柳川	ハヤシ谷	H4.3.25	831	0.3000	
68	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷	下野呂内谷	H5.1.22	101	1.5000	
69	三好市	池田町	吉野川	サイノ谷川	サイノ谷	H5.11.19	2192	0.9200	
70	三好市	池田町	吉野川	馬路川	加重谷	H5.11.19	2192	1.2100	
71	三好市	池田町	吉野川	露の谷	露の谷	H7.2.22	263	0.8100	
72	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	鮎苦谷川	H8.3.21	728	63.3600	
73	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	神前谷	H8.12.10	2224	4.0100	
74	三好市	池田町	吉野川	漆川	オソ谷	H10.3.11	531	1.8400	
75	三好市	池田町	吉野川	馬路川	馬谷	H10.7.16	1484	2.1600	
76	三好市	池田町	吉野川	馬路川	三谷川及び同左支川沼谷川	H11.2.18	236	5.4700	
77	三好市	池田町	吉野川	瀬戸谷川	瀬戸谷	H11.3.19	740	1.7700	
78	三好市	池田町	吉野川	馬路川	深川谷	H12.8.9	1754	2.7700	
79	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	登尾川	H13.12.5	1704	3.5800	
80	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	やまだの谷	H14.3.7	155	1.0900	
81	三好市	池田町	吉野川	北山谷川	北山谷	H14.5.9	386	1.1400	
82	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	松原谷支川	H15.2.13	121	3.8600	
83	三好市	池田町	吉野川	馬路川	深川谷	H15.4.10	413	2.0500	
84	三好市	池田町	吉野川		城谷	H16.3.10	244	1.9016	
85	三好市	池田町	吉野川	馬路川	深川谷	H16.3.10	244	0.2382	
86	三好市	池田町	吉野川	大利込谷川	大利込谷	H16.3.10	244	0.3941	
87	三好市	池田町	吉野川	馬路川	堂ノ久保小谷	H16.3.10	244	1.2748	
88	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	やまだの谷	H17.4.15	463	0.1350	
89	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	下野呂内西谷	H17.4.15	463	0.3174	
90	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	下野呂内谷	H17.4.15	463	0.6899	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
91	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内3号谷	H17.4.15	463	0.5064	
92	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内谷	H17.4.15	463	0.6006	
93	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	中畠谷	H17.4.15	463	0.2838	
94	三好市	池田町	吉野川	吉野川	猿子谷	H18.9.27	1141	1.1868	
95	三好市	池田町	吉野川	吉野川	祖谷川	H19.1.5	8	4.3363	直轄施行区域含む
96	三好市	池田町	吉野川	鮎苦谷川	やまだの谷	H19.4.25	507	0.8045	
97	三好市	池田町	吉野川	吉野川	道ノ上谷	H19.11.5	1468	0.7369	
98	三好市	池田町	吉野川	吉野川	大利日浦谷	H22.2.18	106	2.3590	直轄施行区域含む
99	三好市	池田町	吉野川	馬路川	有安谷	H23.10.21	1060	2.6012	
100	三好市	山城町	吉野川	赤野谷	赤野谷	S24.10.25	871	8.2900	
101	三好市	山城町	吉野川	吉野川	赤野谷	S24.10.25	871	15.9400	
102	三好市	山城町	吉野川	伊予川	伊予川	S26.2.12	64	10.2800	
103	三好市	山城町	吉野川	伊予川	伊予川	S26.12.22	1079	2.9800	
104	三好市	山城町	吉野川	伊予川	伊予川	S27.8.8	1112	5.8000	
105	三好市	山城町	吉野川	白川谷	仏子谷	S37.6.19	1414	1.4900	
106	三好市	山城町	吉野川	下川谷	下川谷	S38.2.26	277	0.2000	
107	三好市	山城町	吉野川	藤川谷	打石谷	S38.2.26	277	1.2300	
	三好市	山城町	吉野川	藤川谷川	打石谷	H13.12.5	1704	1.6500	S38.2.26の解除後再指定
	三好市	山城町	吉野川	藤川谷川	打石谷	H13.12.7	1737	-1.2300	S38.2.26の全部解除
108	三好市	山城町	吉野川	白川谷	仏子谷	S41.5.26	1597	2.4000	
109	三好市	山城町	吉野川	杖谷	杖谷	S41.7.26	2350	4.8400	
110	三好市	山城町	吉野川	納屋谷	納屋谷	S42.11.8	3725	2.1000	
111	三好市	山城町	吉野川	牛首谷	牛首谷	S42.12.28	4605	18.0000	
112	三好市	山城町	吉野川	白川谷	白川谷	S45.9.14	1390	21.3000	
113	三好市	山城町	吉野川	伊予川	柴川谷	S47.5.11	930	13.2000	
114	三好市	山城町	吉野川	白川谷	白川谷	S47.5.11	930	19.8000	
115	三好市	山城町	吉野川	藤川谷	藤川谷	S47.8.2	1335	12.0000	
116	三好市	山城町	吉野川	伊予川	相川谷及び相川小谷	S49.4.22	613	4.2000	
117	三好市	山城町	吉野川	白川谷	アキン谷	S49.7.4	951	7.0000	
118	三好市	山城町	吉野川	藤川谷	影谷	S49.7.4	951	8.5000	
119	三好市	山城町	吉野川	白川谷	仏子谷	S53.1.23	49	3.3000	
120	三好市	山城町	吉野川	白川谷	白川谷	S54.1.27	95	4.8000	
121	三好市	山城町	吉野川	藤川谷	藤川谷	S56.4.30	959	15.6000	
122	三好市	山城町	吉野川	銅山川	黒川谷	S57.5.17	1168	1.2400	
123	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	ウスノト谷	S59.3.29	759	0.5100	
124	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	新学谷	S59.3.29	759	0.3200	
125	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	折道谷	S59.3.29	759	0.3300	
126	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	折道谷支川	S59.3.29	759	0.3200	
127	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	東ウスノト谷	S59.3.29	759	0.2700	
128	三好市	山城町	吉野川	藤川谷川	津屋谷	S61.12.26	2004	0.5800	
129	三好市	山城町	吉野川	黒川谷川	窪の谷	H3.3.1	371	22.5500	
130	三好市	山城町	吉野川	藤川谷川	津屋谷	H3.3.1	371	10.2300	
131	三好市	山城町	吉野川	上西宇谷川	上西宇谷	H5.1.22	101	1.2000	
132	三好市	山城町	吉野川	銅山川	さがい谷	H7.2.22	263	0.5600	
133	三好市	山城町	吉野川	銅山川	黒川谷	H7.2.22	263	0.5100	
134	三好市	山城町	吉野川	上西宇谷川	上西宇谷	H8.3.21	728	0.9600	
135	三好市	山城町	吉野川	西宇谷川	西宇谷	H10.3.11	531	25.5400	
136	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	八十谷	H10.3.11	531	24.7000	
137	三好市	山城町	吉野川	白川谷	くらの谷	H10.7.16	1484	1.0000	
138	三好市	山城町	吉野川	茶園谷川	茶園谷	H12.8.9	1754	1.9200	
139	三好市	山城町	吉野川	白川谷川	八十谷	H12.8.9	1754	0.8300	
140	三好市	山城町	吉野川	西宇谷川	西宇谷	H13.3.16	249	0.0400	
141	三好市	山城町	吉野川	かもしか谷川	かもしか谷	H14.9.24	840	4.0400	
142	三好市	山城町	吉野川	吉野川	赤野谷	H16.3.10	244	5.2326	
143	三好市	山城町	吉野川	銅山川	大月谷	H18.2.10	242	1.4942	
144	三好市	山城町	吉野川	吉野川	大川持谷	H20.10.21	4937	1.4405	
145	三好市	山城町	吉野川	吉野川	大川持谷左支	H22.12.14	1469	0.5557	
146	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井内谷	S23.11.16	177	3.7000	
	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷	H13.12.5	1704	1.4200	S23.11.16の追加指定
147	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S26.2.12	64	1.6100	
148	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井之内谷	S26.12.22	1079	3.4000	
149	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S27.8.8	1112	2.3000	
150	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S37.6.19	1414	1.4000	
151	三好市	井川町	吉野川	里川谷	里川谷	S38.2.23	271	4.4000	
152	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	正夫谷	S41.7.26	2350	1.5100	
153	三好市	井川町	吉野川	大山谷	大山谷	S41.7.26	2350	1.9700	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
154	三好市	井川町	吉野川	中村谷	中村谷	S41.7.26	2350	0.7500	
155	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	荒倉谷	S42.3.31	1181	6.2900	
156	三好市	井川町	吉野川	中村谷	中村谷	S43.2.10	155	3.7200	
157	三好市	井川町	吉野川	里川谷	里川谷	S43.2.10	155	4.4400	
158	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	荒倉谷及び支川ズヤ谷	S50.3.24	467	3.0000	
159	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S53.7.19	1201	5.4000	
160	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	岩坂谷及び同支川	S59.3.29	758	1.2000	
161	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	知行谷	S59.10.13	1392	0.5900	
162	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	正夫谷	S63.11.11	2198	0.0700	
163	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	H1.1.21	83	0.5400	
164	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷	岩坂谷	H5.1.22	101	1.8700	
165	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷川	岩坂谷	H5.11.19	2192	1.0700	
166	三好市	井川町	吉野川	北内谷	北内谷	H6.1.28	139	1.2000	
167	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷川	龍谷	H14.5.9	386	0.6500	
168	三好市	井川町	吉野川	吉野川	新町谷	H18.9.27	1141	0.5008	
169	三好市	井川町	吉野川	吉野川	つゆ谷	H22.4.23	445	1.5081	
170	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷川	岡の前谷	H22.11.2	1283	0.4155	
171	三好市	井川町	吉野川	井ノ内谷川	岡の前谷	H24.6.12	704	0.2845	
172	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S34.12.14	2459	1.9400	
173	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	檜浦谷	S40.7.5	1694	0.5900	
174	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	宮西谷	S42.3.31	1181	1.2000	
175	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	竹橋谷	S42.3.31	1181	10.0000	
176	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	堂の谷	S42.3.31	1181	7.5000	
177	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	小島谷	S42.3.31	1181	1.2100	直轄施行区域含む
178	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川及び釣井谷	S43.2.10	155	117.6000	直轄施行区域含む
179	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S44.1.16	20	57.4000	直轄施行区域含む
180	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S47.3.4	328	6.3000	直轄施行区域含む
181	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	小島谷	S47.5.11	930	2.9400	
182	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	小島谷川	S47.10.4	1672	2.5000	直轄施行区域含む
183	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	落合谷川	S47.10.4	1672	6.9000	直轄施行区域含む
184	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	西山谷川	S48.9.6	1880	12.0000	直轄施行区域含む
185	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	久保谷川	S49.10.9	1261	3.4800	直轄施行区域含む
186	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S51.4.15	745	10.8200	直轄施行区域含む
187	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	菅生谷川	S53.4.8	812	1.0200	直轄施行区域含む
188	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	谷道川	S53.4.8	812	6.6000	直轄施行区域含む
189	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	釜ヶ谷	S54.6.1	1077	1.2400	直轄施行区域含む
190	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	寒谷川	S54.6.1	1077	4.1500	直轄施行区域含む
191	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	鎖谷川及び奥の井谷川	S54.6.1	1077	10.5000	直轄施行区域含む
192	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	落合谷川	S54.6.1	1077	10.5300	直轄施行区域含む
193	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S55.6.7	1123	4.0200	直轄施行区域含む
194	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	和田谷川	S55.6.7	1124	6.3300	直轄施行区域含む
195	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	熊谷川及び熊谷川支川	S56.9.16	1529	29.4000	直轄施行区域含む
196	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	鎖谷川及びおそごえ谷川	S56.9.16	1529	18.4000	直轄施行区域含む
197	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S56.9.16	1529	13.7000	直轄施行区域含む
198	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	寒谷川	S57.6.4	1228	4.1500	直轄施行区域含む
199	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	閑定谷川並びにエノキユウ谷川及びホネノ谷	S57.6.4	1228	5.6000	直轄施行区域含む
200	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	元井谷川	S58.9.27	1642	0.7800	直轄施行区域含む
201	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	下瀬谷	S60.7.2	989	0.2500	直轄施行区域含む
202	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S60.7.2	989	3.0000	直轄施行区域含む
203	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	小島谷	S61.7.10	1282	0.8000	直轄施行区域含む
204	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	菅生谷	S61.7.10	1282	1.0400	直轄施行区域含む
205	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S63.7.25	1622	7.1500	直轄施行区域含む
206	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	田之内谷川	H1.6.8	1164	10.7000	直轄施行区域含む
207	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	H2.8.6	1434	48.2600	直轄施行区域含む
208	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	あんどろ谷	H4.3.21	724	6.8000	直轄施行区域含む
209	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	菅生谷川	H4.3.21	724	11.9000	直轄施行区域含む
210	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	切谷川	H4.3.21	724	0.7200	直轄施行区域含む
211	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	鎖谷川	H6.2.10	230	0.2700	直轄施行区域含む
212	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	白井谷川	H9.7.2	1404	35.7700	直轄施行区域含む



番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
213	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	第三久保谷	H16.2.23	155	0.8141	直轄施行区域含む
214	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	山口谷	H16.8.12	932	0.7673	直轄施行区域含む
215	三好市	東祖谷山村	吉野川	吉野川	和田谷川右支溪	H22.2.18	106	0.3267	直轄施行区域含む
216	三好市	東祖谷山村	吉野川	吉野川	田岡谷	H22.2.18	106	0.2341	直轄施行区域含む
217	三好市	東祖谷山村	吉野川	祖谷川	第三久保谷上川	H23.5.25	537	7.9017	直轄施行区域含む
218	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S27.8.8	1112	56.5400	
219	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S38.2.26	277	3.9400	直轄施行区域含む
220	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	境谷	S42.3.31	1181	0.8400	
221	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	栗寄谷	S53.4.8	812	0.5700	直轄施行区域含む
222	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	今久保谷及び今久保谷支川ヤクシ谷	S53.4.27	915	3.1500	
223	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	堂の谷	S54.6.1	1077	1.5100	直轄施行区域含む
224	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	若宮谷川	S55.6.7	1123	21.0000	直轄施行区域含む
225	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	重末谷川	S55.6.7	1123	6.7200	直轄施行区域含む
226	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S56.9.16	1528	9.8000	直轄施行区域含む
227	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	第一坂瀬川	S57.6.4	1228	28.8000	直轄施行区域含む
228	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	重末谷川	S60.7.2	989	0.4300	直轄施行区域含む
229	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	堂の谷	S60.7.2	989	0.4000	直轄施行区域含む
230	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	閑定谷	S61.7.10	1282	0.5900	直轄施行区域含む
231	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	家見谷	S61.8.15	1418	0.7400	
232	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S62.7.1	1325	0.3000	直轄施行区域含む
233	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	中尾谷	S62.7.1	1325	0.4200	直轄施行区域含む
234	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	下寄谷	S63.7.25	1622	0.6800	直轄施行区域含む
235	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	戸ノ谷川	S63.7.25	1622	0.8300	直轄施行区域含む
236	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	今久保谷	S63.7.25	1622	1.3300	直轄施行区域含む
237	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	八城谷	H1.6.8	1164	1.9000	直轄施行区域含む
238	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	家見谷	H2.1.31	120	0.9900	
239	三好市	西祖谷山村	吉野川		山風呂谷	H2.8.6	1433	8.0000	直轄施行区域含む
240	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	下寄谷	H4.3.21	724	3.8100	直轄施行区域含む
241	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	若宮谷川	H4.3.21	724	0.7600	直轄施行区域含む
242	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	戸ノ谷川	H6.1.24	105	2.3100	直轄施行区域含む
243	三好市	西祖谷山村	吉野川	祖谷川	とびのす谷	H12.5.12	1294	52.8300	直轄施行区域含む
244	三好市	西祖谷山村	吉野川	戸ノ谷	ケイ谷	H20.9.18	1131	11.8061	直轄施行区域含む
245	三好市	西祖谷山村	吉野川	吉野川	戸ノ谷川右支溪	H22.2.18	106	2.7982	直轄施行区域含む
1	東みよし町	三好町	吉野川	黒河原谷	黒河原谷	M44.4.14	29	4.8000	
2	東みよし町	三好町	吉野川	黒河原谷	黒河原谷	S3.6.5	142	1.5000	
3	東みよし町	三好町	吉野川	敷地谷	敷地谷	S12.9.15	552	1.0700	
4	東みよし町	三好町	吉野川	馬北谷	馬木谷	S28.7.25	1190	2.3000	
5	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S37.6.19	1414	2.7000	
6	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	男山谷	S38.2.23	271	4.9000	
7	東みよし町	三好町	吉野川	湯谷	京福谷及び支川	S39.1.18	51	12.0000	
8	東みよし町	三好町	吉野川	金江谷	金江谷	S39.1.18	51	11.4000	
9	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	洪水谷	S40.7.5	1694	0.6000	
10	東みよし町	三好町	吉野川	(子守)西小森谷	小森谷	S41.5.26	1597	2.6000	
11	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	滝久保谷	S41.5.26	1597	4.2500	
12	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	増川谷	S41.7.26	2350	8.0100	
13	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S42.3.31	1181	5.2000	
14	東みよし町	三好町	吉野川	西小森谷	西小森谷	S42.3.31	1181	1.9200	
15	東みよし町	三好町	吉野川	馬北谷	土釜谷	S42.3.31	1181	1.6000	
16	東みよし町	三好町	吉野川	金江谷	原谷	S42.12.28	4605	2.4000	
17	東みよし町	三好町	吉野川	西小森谷	西小森谷	S42.12.28	4605	2.6000	
18	東みよし町	三好町	吉野川	湯谷	湯谷	S42.12.28	4605	2.2000	
19	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S43.2.10	155	25.2000	
20	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	増川谷	S43.2.10	155	12.1100	
21	東みよし町	三好町	吉野川	伊月谷	伊月谷	S44.1.16	20	12.6000	
22	東みよし町	三好町	吉野川	西小森谷	西小森谷	S45.9.14	1390	1.6800	
23	東みよし町	三好町	吉野川	増川谷	棟木谷	S45.9.14	1390	8.5100	
24	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	滝久保谷	S47.4.17	815	11.4800	
25	東みよし町	三好町	吉野川	馬北谷	馬木谷	S47.5.11	930	16.0000	
26	東みよし町	三好町	吉野川	木来谷	木来谷	S47.5.11	930	4.5000	
27	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	葛箆谷	S49.4.22	613	2.1000	
28	東みよし町	三好町	吉野川	黒河原谷	山分谷	S49.7.4	951	2.9000	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
29	東みよし町	三好町	吉野川	金江谷	金江谷及び支川寺尾谷	S50.9.8	1230	1.9200	
30	東みよし町	三好町	吉野川	黒河原谷	黒河原谷	S52.2.3	93	1.6800	
31	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	石木谷	S53.1.23	49	4.3500	
32	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	内野谷	S56.4.30	959	2.6400	
33	東みよし町	三好町	吉野川	子守谷	トガ谷	S59.3.29	758	0.4500	
34	東みよし町	三好町	吉野川	湯谷	湯谷	S61.8.15	1418	0.6000	
35	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	増川谷及び同右支川	S63.11.11	2198	1.6400	
36	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	滝久保谷	S63.11.11	2198	0.3200	
37	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷川	棟木谷	H4.3.25	831	8.9400	
38	東みよし町	三好町	吉野川	馬木谷川	馬木谷	H5.11.19	2192	19.8000	
39	東みよし町	三好町	吉野川	子守谷川	子守谷	H13.12.5	1704	1.6200	
40	東みよし町	三好町	吉野川	金江谷川	中屋谷	H18.2.10	242	0.5097	
41	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S26.12.22	1079	2.6000	
42	東みよし町	三加茂町	吉野川	半田川	半田川	S27.8.8	1112	41.3800	
43	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷	山口谷	S27.8.8	1112	2.5000	
44	東みよし町	三加茂町	吉野川	猪の谷	猪の谷	S27.8.8	1112	0.4200	
45	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷	山口谷	S34.2.4	125	1.3000	
46	東みよし町	三加茂町	吉野川	半田川	大藤谷	S37.6.19	1414	3.6700	
47	東みよし町	三加茂町	吉野川	稲持谷	稲持谷	S38.2.23	271	1.6500	
48	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S38.2.26	277	0.6800	
49	東みよし町	三加茂町	吉野川	稲持谷	稲持谷	S40.7.5	1694	1.4200	
50	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	鍵山谷	S40.7.5	1694	1.5000	
51	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷	東川谷	S42.3.31	1181	2.5100	
52	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷	山口谷	S42.12.28	4605	7.4000	
53	東みよし町	三加茂町	吉野川	半田川	大藤谷	S42.12.28	4605	7.8000	
54	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S47.5.11	930	16.8000	
55	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷	山口谷	S47.5.11	930	4.8000	
56	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S47.8.2	1335	14.2800	
57	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	絵堂谷	S49.7.4	951	5.4000	
58	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	三枝草谷	S53.1.23	49	4.2000	
59	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S54.1.27	95	2.5200	
60	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷川	柿の木谷	S54.1.27	95	3.9000	
61	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷川	泉野谷及び同支川	S60.9.7	1218	0.6000	
62	東みよし町	三加茂町	吉野川	稲持谷	稲持谷	S61.8.15	1418	0.4400	
63	東みよし町	三加茂町	吉野川	大藤谷川	宮谷	S61.8.15	1418	1.2100	
64	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	加茂谷	H2.1.31	120	0.9000	
65	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷	丹田谷	H2.9.10	1549	1.5400	
66	東みよし町	三加茂町	吉野川	加茂谷川	絵堂谷	H8.3.21	728	0.1000	
67	東みよし町	三加茂町	吉野川	猪之谷川	久保谷	H8.3.21	728	1.4000	
68	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷川	山口谷	H12.5.16	1324	0.5300	
69	東みよし町	三加茂町	吉野川	稲持谷川	稲持谷	H13.12.5	1704	2.0900	
70	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷川	西山路谷	H13.12.5	1704	0.5900	
71	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷川	山口谷	H15.1.10	29	0.2400	
72	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷川	山路谷	H15.11.13	1465	0.7533	
73	東みよし町	三加茂町	吉野川	吉野川	深谷	H16.6.9	630	0.8842	
74	東みよし町	三加茂町	吉野川	山蔭谷川	祖谷の谷	H16.12.9	1525	0.3194	
75	東みよし町	三加茂町	吉野川	山口谷川	城谷	H18.11.16	1391	0.6423	
76	東みよし町	三加茂町	吉野川	吉野川	美濃田一号谷	H21.7.29	816	0.5588	
小計	西部総合県民局<三好庁舎>				321箇所			2253.9356	
計	(2条指定)				1,173箇所			8279.6725	

## 4-7 土石流危険渓流一覧表

### 定義

土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

(土石流危険渓流Ⅰ)

平成26年1月1日現在

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
11003	吉野川	鮎喰川	野神谷	徳島市		入田町 月ノ宮	0.28	0.12
11004	吉野川	鮎喰川	月ノ宮三号谷	徳島市		入田町 月ノ宮	0.26	0.09
11006	吉野川	鮎喰川	観正寺谷	徳島市		入田町 天ノ原	0.07	0.04
11008	吉野川	鮎喰川	下金治谷	徳島市		入田町 南谷	0.13	0.07
11017	吉野川	鮎喰川	先代一号谷	徳島市		入田町 海先	0.15	0.04
11018	吉野川	鮎喰川	梁谷	徳島市		入田町 安都真	0.11	0.08
11019	吉野川	鮎喰川	中梁谷	徳島市		入田町 安都真	0.06	0.03
11021	吉野川	鮎喰川	先代二号谷	徳島市		入田町 海先	0.09	0.03
11022	吉野川	鮎喰川	先代三号谷	徳島市		入田町 海先	0.09	0.02
11023	吉野川	鮎喰川	一宮谷	徳島市		一宮町 西丁	0.15	0.15
11025	吉野川	鮎喰川	宮ノ奥谷	徳島市		一宮町 西丁	0.26	0.10
11032	吉野川	船戸谷川	谷又谷	徳島市		一宮町 南丁	0.27	0.18
11041	吉野川	鮎喰川	徳蔵谷	徳島市		一宮町 西丁	0.04	0.02
11042	吉野川	鮎喰川	三倉谷	徳島市		一宮町 西丁	0.12	0.12
11043	吉野川	鮎喰川	西丁谷	徳島市		一宮町 西丁	0.03	0.03
11044	吉野川	鮎喰川	北谷	徳島市		一宮町 西丁	0.18	0.21
11050	吉野川	鮎喰川	新反谷	徳島市		下町 本丁	0.25	0.09
11051	吉野川	鮎喰川	新友下谷	徳島市		下町 本丁	0.11	0.02
11052	吉野川	鮎喰川	北山谷	徳島市		下町 北山	0.06	0.01
11055	吉野川	鮎喰川	僧都山谷	徳島市		一宮町 僧津山	0.30	0.15
11056	吉野川	鮎喰川	北僧都山谷	徳島市		一宮町 三丁目	0.10	0.04
11057	吉野川	鮎喰川	若宮谷	徳島市		一宮町 三丁目	0.10	0.04
11058	吉野川	鮎喰川	袋井川支流	徳島市		名東町 三丁目	0.19	0.11
11059	吉野川	鮎喰川	大浦谷	徳島市		名東町 三丁目	0.19	0.06
11060	吉野川	鮎喰川	大浦北谷	徳島市		名東町 三丁目	0.10	0.07
11061	吉野川	鮎喰川	天神谷	徳島市		入田町 内御田	0.26	0.10
11064	吉野川	鮎喰川	下天神二号谷	徳島市		入田町 内御田	0.43	0.10
11066	吉野川	鮎喰川	西矢野上谷	徳島市		国府町 西矢野	0.16	0.06
11069	吉野川	鮎喰川	奥谷	徳島市		国府町 西矢野	0.25	0.19
11071	吉野川	鮎喰川	西矢野谷	徳島市		国府町 西矢野	0.09	0.02
11072	吉野川	園瀬川	西地谷	徳島市		上八万町 西地	0.14	0.04
11077	吉野川	園瀬川	しらさぎ東谷	徳島市		上八万町 本丁	0.17	0.04
11078	吉野川	園瀬川	西光寺谷	徳島市		上八万町 川西	0.19	0.06
11079	吉野川	園瀬川	厄ヶ谷川	徳島市		上八万町 川西	0.15	0.13
11080	吉野川	園瀬川	川北谷	徳島市		上八万町 川西	0.22	0.06
11081	吉野川	園瀬川	奥谷	徳島市		上八万町 川西	0.16	0.26
11088	吉野川	園瀬川	大円寺谷	徳島市		上八万町 川北	0.74	0.20
11089	吉野川	園瀬川	四門寺谷川	徳島市		上八万町 川北	0.99	0.44
11090	吉野川	園瀬川	万願寺谷	徳島市		上八万町 川北	0.56	0.14
11092	吉野川	園瀬川	西長谷谷	徳島市		八万町 上長谷	0.25	0.26
11093	吉野川	園瀬川	上長谷谷	徳島市		八万町 上長谷	0.16	0.08
11095	吉野川	園瀬川	下長谷谷	徳島市		上八万町 下長谷	0.18	0.08
11096	吉野川	園瀬川	下長谷東谷	徳島市		八万町 下長谷	0.07	0.02
11097	吉野川	園瀬川	あづり越二号谷	徳島市		上八万町 広田	0.17	0.08
11098	吉野川	園瀬川	あづり越一号谷	徳島市		上八万町 広田	0.20	0.15
11099	吉野川	園瀬川	道原谷	徳島市		上八万町 広田	0.28	0.10
11100	吉野川	園瀬川	天王谷	徳島市		上八万町 広田	0.28	0.14
11101	吉野川	園瀬川	馬場山谷	徳島市		八万町 新具	0.09	0.02
11103	吉野川	園瀬川	柿谷川支流	徳島市		八万町 柿谷	0.30	0.16
11104	吉野川	園瀬川	西柿谷	徳島市		八万町 柿谷	0.19	0.05
11105	吉野川	園瀬川	宮谷川	徳島市		八万町 宮ノ谷	0.11	0.09
11106	吉野川	園瀬川	伝承の森谷	徳島市		八万町 向寺山	0.08	0.10
11107	吉野川	園瀬川	県民の森谷	徳島市		八万町 向寺山	0.08	0.04
11108	吉野川	園瀬川	福万谷	徳島市		八万町 上福万	0.88	0.44
11109	吉野川	園瀬川	法花谷	徳島市		八万町 法花谷	0.23	0.14
11110	吉野川	園瀬川	中津浦谷	徳島市		八万町 中津浦	0.59	0.38
11111	吉野川	園瀬川	中津浦中谷	徳島市		八万町 中津浦	0.34	0.21
11112	吉野川	園瀬川	中津浦下谷	徳島市		八万町 中津浦	0.12	0.04
11113	吉野川	園瀬川	中津浦南谷	徳島市		八万町 中津浦	0.04	0.01
11114	吉野川	園瀬川	竹林寺谷	徳島市		八万町 中津山	0.30	0.13
11115	吉野川	園瀬川	竹林寺東谷	徳島市		八万町 中津山	0.13	0.03
11116	吉野川	園瀬川	眉山谷	徳島市		八万町 中津山	0.23	0.08
11117	吉野川	園瀬川	一の坪谷	徳島市		城南町 一丁目	0.05	0.01

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
11118	吉野川	園瀬川	ふくろう谷	徳島市		城南町 一丁目	0.09	0.02
11119	吉野川	園瀬川	西山東谷	徳島市		城南町 一丁目	0.08	0.02
11120	吉野川	園瀬川	城南谷	徳島市		西二軒屋町 二丁目	0.04	0.01
11121	吉野川	園瀬川	観音寺谷	徳島市		勢見町 二丁目	0.18	0.06
11122	吉野川	園瀬川	光仙寺谷	徳島市		伊賀町 四丁目	0.03	0.01
11123	吉野川	園瀬川	山分谷	徳島市		伊賀町 三丁目	0.18	0.07
11124	吉野川	新町川	國瑞彦南谷	徳島市		伊賀町 二丁目	0.20	0.05
11125	吉野川	新町川	地藏谷	徳島市		名東町 一丁目	0.43	0.37
11126	吉野川	新町川	東地藏谷	徳島市		名東町 一丁目	0.06	0.02
11127	吉野川	新町川	名東谷	徳島市		名東町 一丁目	0.31	0.10
11128	吉野川	新町川	落合谷	徳島市		名東町 一丁目	0.69	0.42
11129	吉野川	新町川	南鈴江谷	徳島市		南庄町 五丁目	0.09	0.04
11130	吉野川	新町川	鈴江谷	徳島市		南庄町 四丁目	0.39	0.14
11131	吉野川	新町川	薬師谷	徳島市		南庄町 二丁目	0.64	0.20
11132	吉野川	新町川	大谷	徳島市		南蔵本町 二丁目	0.44	0.07
11133	吉野川	新町川	大谷東谷	徳島市		南蔵本町 二丁目	0.51	0.26
11134	吉野川	新町川	狸谷	徳島市		南佐古八番町	0.40	0.11
11135	吉野川	新町川	本蛇谷	徳島市		南佐古七番町	0.51	0.14
11136	吉野川	新町川	蛇谷	徳島市		南佐古六番町	0.32	0.06
11137	吉野川	新町川	佐古谷一号谷	徳島市		南佐古五番町	0.17	0.04
11138	吉野川	新町川	配水池西谷	徳島市		南佐古四番町	0.51	0.15
11139	吉野川	新町川	石畳谷	徳島市		南佐古三番町	0.47	0.19
11140	吉野川	新町川	佐古谷二号谷	徳島市		南佐古三番町	0.22	0.07
11141	吉野川	新町川	佐古谷三号谷	徳島市		南佐古二番町	0.36	0.10
11142	吉野川	新町川	不動谷	徳島市		南佐古一番町	0.14	0.03
11143	吉野川	新町川	大滝谷	徳島市		眉山町 大滝山	0.26	0.10
11144	吉野川	新町川	大滝南谷	徳島市		眉山町 大滝山	0.06	0.07
11145	吉野川	新町川	天狗谷	徳島市		東山手町 二丁目	0.37	0.15
11146	吉野川	大松川	原田谷	徳島市		渋野町 原田	0.23	0.12
11147	吉野川	大松川	森谷	徳島市		渋野町 森谷	0.17	0.21
11148	吉野川	大松川	大食谷	徳島市		方上町 大食	0.19	0.10
11149	吉野川	大松川	中内谷	徳島市		方上町 中内	0.23	0.13
11150	吉野川	大松川	所谷	徳島市		方上町 所谷	0.10	0.09
11151	吉野川	大松川	東浦谷川	徳島市		方上町 東浦	0.11	0.08
11153	吉野川	大松川	尾羽丁谷	徳島市		方上町 尾羽丁	0.12	0.07
11154	吉野川	多々羅川	正福寺谷	徳島市		勝占町 半谷	0.14	0.10
11155	吉野川	園瀬川	梅ノ井谷	徳島市		大谷町 梅ノ井	0.24	0.10
11156	吉野川	多々羅川	入野谷川	徳島市		渋野町 入野	0.40	0.25
11158	吉野川	多々羅川	正泉谷川	徳島市		渋野町 正泉	0.16	0.04
11159	吉野川	多々羅川	渋野古墳谷	徳島市		渋野町 三ツ岩	0.08	0.02
11160	吉野川	多々羅川	三ツ岩谷	徳島市		渋野町 三ツ岩	0.09	0.14
11161	吉野川	多々羅川	二ツ時谷	徳島市		渋野町 三ツ岩	0.21	0.06
11162	吉野川	多々羅川	伊予王子谷	徳島市		渋野町 予王寺	0.13	0.07
11163	吉野川	多々羅川	片山谷	徳島市		丈六町 片山	0.17	0.04
11164	吉野川	多々羅川	日開谷	徳島市		丈六町 日開谷	0.10	0.04
11166	吉野川	多々羅川	栗田谷	徳島市		丈六町 栗田	0.13	0.13
11167	吉野川	多々羅川	熊野東谷	徳島市		勝占町 片志	0.07	0.04
11169	勝浦川	勝浦川	西分谷	徳島市		飯谷町 西分	0.07	0.06
11170	勝浦川	勝浦川	南長柱谷	徳島市		飯谷町 西分	0.09	0.03
11171	勝浦川	日浦谷川	南日浦谷	徳島市		飯谷町 日ノ浦	0.53	0.10
11173	勝浦川	日浦谷川	西ノ浦谷	徳島市		飯谷町 西ノ浦	0.03	0.03
11174	勝浦川	日浦谷川	岩名谷	徳島市		飯谷町 西ノ浦	0.36	0.08
11175	勝浦川	日浦谷川	神谷院谷	徳島市		飯谷町 西ノ浦	0.37	0.07
11176	勝浦川	勝浦川	北小竹谷	徳島市		飯谷町 日ノ浦	0.41	0.07
11178	勝浦川	勝浦川	長柱谷	徳島市		飯谷町 東分	0.26	0.08
11179	勝浦川	勝浦川	東長柱谷	徳島市		飯谷町 東分	0.08	0.01
11180	勝浦川	勝浦川	南千谷川	徳島市		飯谷町 東分	0.43	0.30
11181	勝浦川	勝浦川	鳴滝谷	徳島市		飯谷町 大ノ上	0.38	0.23
11186	勝浦川	勝浦川	長谷川	徳島市		飯谷町 東沖野	0.24	0.33
11187	勝浦川	勝浦川	下長谷川	徳島市		飯谷町 東沖野	0.12	0.06
11190	勝浦川	勝浦川	東沖野谷	徳島市		飯谷町 東沖野	0.04	0.03
11194	勝浦川	勝浦川	本村谷	徳島市		飯谷町 本谷	0.40	0.27
11196	勝浦川	勝浦川	南日金谷	徳島市		飯谷町 東沖野	0.16	0.06
11198	勝浦川	勝浦川	本村二号谷	徳島市		飯谷町 本谷	0.08	0.02
11199	勝浦川	勝浦川	本村一号谷	徳島市		飯谷町 本谷	0.04	0.01
11202	勝浦川	勝浦川	枇杷の久保谷	徳島市		飯谷町 杷久保	0.42	0.69
11203	勝浦川	勝浦川	高良谷	徳島市		飯谷町 高良	0.28	0.06
11206	勝浦川	八多川	鹿首山観音谷	徳島市		八多町 鹿ノ首	0.25	0.16
11211	勝浦川	八多川	森時谷	徳島市		八多町 森時	0.47	0.21
11212	勝浦川	八多川	薬師谷	徳島市		八多町 森時	0.43	0.31

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
11213	勝浦川	八多川	蜜柑谷	徳島市		八多町 森時	0.11	0.02
11217	勝浦川	八多川	西金堂谷	徳島市		八多町 岡	0.10	0.06
11218	勝浦川	八多川	居内谷	徳島市		八多町 居内	0.37	0.19
11225	勝浦川	仕出川	西小倉谷	徳島市		八多町 小倉	0.11	0.06
11226	勝浦川	金谷川	中津峰谷	徳島市		多家良町 中津	1.41	1.86
11227	勝浦川	金谷川	中津谷	徳島市		多家良町 中津	0.27	0.06
11228	勝浦川	金谷川	中津下谷	徳島市		多家良町 中津	0.04	0.03
11231	勝浦川	八多川	谷神谷	徳島市		多家良町 小路谷	0.14	0.09
11232	勝浦川	八多川	梅ノ木谷	徳島市		多家良町 池谷	0.53	0.20
11233	勝浦川	八多川	野上谷	徳島市		多家良町 名護	0.10	0.02
11234	勝浦川	打樋川	奥の谷	徳島市		大原町 糠坪	0.25	0.05
11235	勝浦川	打樋川	糠坪谷	徳島市		大原町 糠坪	0.06	0.06
11236	勝浦川	打樋川	三ツ谷	徳島市		大原町 三ツ谷	0.14	0.12
11237	勝浦川	打樋川	於庄谷	徳島市		大原町 尅町地	0.14	0.06
11238	勝浦川	打樋川	長尾東谷	徳島市		大原町 長尾	0.06	0.03
11240	勝浦川	打樋川	大原中谷	徳島市		大原町 原町麓	0.04	0.02
11242			大神子谷川	徳島市		大原町 大神子	0.13	0.20
11243			大神谷	徳島市		大原町 大神子	0.05	0.02
11244			水ヶ谷西谷	徳島市		大原町 水ヶ谷	0.12	0.09
11245			日峰大神子谷	徳島市		大原町 大神子	0.15	0.06
11246			水ヶ谷東谷	徳島市		大原町 水ヶ谷	0.19	0.06
11247			小神子谷	徳島市		大原町 小神子	0.10	0.03
12001	勝浦川	勝浦川	井口谷	小松島市		田浦町 前山	0.17	0.06
12004	神田瀬川	神田瀬川	神子ノ内谷	小松島市		田浦町 神子ノ内	0.17	0.13
12005	神田瀬川	神田瀬川	猿額西谷	小松島市		田浦町 柳山	0.14	0.04
12006	神田瀬川	神田瀬川	春日谷	小松島市		田浦町 山路	0.16	0.06
12007	神田瀬川	神田瀬川	片石谷	小松島市		田浦町 山路	0.22	0.29
12008	神田瀬川	神田瀬川	西山谷	小松島市		中田町 池ノ内	0.07	0.05
12009	神田瀬川	神田瀬川	桂林寺谷	小松島市		中田町 西山	0.26	0.14
12010	神田瀬川	神田瀬川	猿額東谷	小松島市		田浦町 山ノ神	0.07	0.02
12011	神田瀬川	神田瀬川	山中田谷	小松島市		中田町 山ノ神	0.15	0.05
12012	神田瀬川	神田瀬川	東山中田谷	小松島市		中田町 東山	0.19	0.08
12013	神田瀬川	神田瀬川	山ノ神谷	小松島市		中田町 山ノ神	0.19	0.05
12015	神田瀬川	神田瀬川	元根井谷	小松島市		中田町 東山	0.09	0.06
12016	神田瀬川	神田瀬川	根井谷	小松島市		中田町 根井	0.10	0.02
12027	立江川	田野川	勢合谷	小松島市		田野町 勢合	0.05	0.01
12029	立江川	立江川	宮ノ内谷	小松島市		櫛淵町 宮ノ内	0.08	0.13
12032	立江川	立江川	湯谷川	小松島市		櫛淵町 湯谷	0.36	0.12
12033	立江川	立江川	大谷川	小松島市		櫛淵町 湯谷	0.05	0.03
12034	立江川	立江川	大谷東谷	小松島市		櫛淵町 大谷	0.23	0.20
12035	立江川	立江川	五ツ山谷	小松島市		立江町 大谷奥	0.15	0.04
12036	立江川	立江川	東谷川	小松島市		立江町 大谷奥	0.13	0.03
12037	立江川	立江川	鍋寺谷	小松島市		立江町 鍋寺	0.12	0.03
12038	立江川	立江川	清水谷	小松島市		立江町 清水	0.28	0.15
12055	立江川	立江川	當原東谷	小松島市		櫛淵町 當原	0.08	0.09
13001	勝浦川	立川	立川中央谷	勝浦町		棚野	0.50	0.28
13003	勝浦川	黄檗川	黄檗川	勝浦町		稲原	0.94	0.38
13004	勝浦川	黄檗川	黄檗谷	勝浦町		稲原	0.10	0.04
13005	勝浦川	勝浦川	棚野谷	勝浦町		都井谷	1.27	0.55
13006	勝浦川	坂本川	坂本川	勝浦町		日浦	1.40	1.56
13007	勝浦川	坂本川	松尾谷	勝浦町		宮平	1.53	0.61
13008	勝浦川	坂本川	坂本川支流	勝浦町		上寺	0.11	0.06
13009	勝浦川	坂本川	坂本寺谷	勝浦町		上寺	0.15	0.05
13010	勝浦川	坂本川	イノク谷	勝浦町		平野	0.13	0.06
13011	勝浦川	坂本川	内谷川	勝浦町		中谷	1.54	0.77
13012	勝浦川	坂本川	岡田谷	勝浦町		岡田	0.27	0.11
13013	勝浦川	坂本川	内谷向谷	勝浦町		繁野	0.23	0.09
13014	勝浦川	坂本川	旭谷川	勝浦町		旭	1.33	0.68
13015	勝浦川	坂本川	東谷川	勝浦町		小栗須	0.87	0.67
13017	勝浦川	沼谷川	沼谷川支流	勝浦町		西谷	0.14	0.08
13018	勝浦川	沼谷川	沼谷川	勝浦町		林	2.38	2.97
13019	勝浦川	沼谷川	寺谷谷	勝浦町		宮平	0.23	0.15
13024	勝浦川	坂本川	三溪一号谷	勝浦町		市の江	0.11	0.05
13025	勝浦川	坂本川	三溪二号谷	勝浦町		市の江	0.13	0.03
13026	勝浦川	坂本川	三溪三号谷	勝浦町		定岡	0.47	0.49
13027	勝浦川	神谷川	神谷川	勝浦町		名田	1.31	0.62
13028	勝浦川	勝浦川	榎谷川	勝浦町		榎谷	0.17	0.02
13029	勝浦川	坊ヶ谷川	坊ヶ谷川支流	勝浦町		平野	0.66	0.34
13030	勝浦川	勝浦川	小谷	勝浦町		大明神	0.18	0.01
13031	勝浦川	坊ヶ谷川	坊ヶ谷川	勝浦町		御所	0.36	0.38

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
13032	勝浦川	勝浦川	猪畜谷	勝浦町		大明神	0.26	0.22
13034	勝浦川	岩尾谷川	木尾谷	勝浦町		二ツ森谷	0.44	0.32
13035	勝浦川	生名谷川	生名谷	勝浦町		石垣	1.36	0.86
13036	勝浦川	生名谷川	山の神谷	勝浦町		山の神	0.33	0.11
13037	勝浦川	生名谷川	生名東谷	勝浦町		東	0.41	0.18
13039	勝浦川	生名谷川	中角谷	勝浦町		中角	0.82	0.41
13040	勝浦川	勝浦川	二ツ森谷	勝浦町		平間	0.06	0.04
13041	勝浦川	勝浦川	研谷川支流	勝浦町		西山	0.23	0.11
13042	勝浦川	勝浦川	中角谷	勝浦町		平山	0.31	0.06
13044	勝浦川	勝浦川	研谷川	勝浦町		大藪	0.38	0.40
13045	勝浦川	勝浦川	並松谷	勝浦町		黒岩	0.78	0.33
13046	勝浦川	勝浦川	黒岩谷	勝浦町		黒岩	0.15	0.03
13048	勝浦川	勝浦川	前山谷	勝浦町		豊田	0.53	0.39
13049	勝浦川	勝浦川	西谷川	勝浦町		西谷	1.30	1.29
13050	勝浦川	西谷川	西谷下谷	勝浦町		西谷	0.06	0.02
13052	勝浦川	勝浦川	掛谷川支流	勝浦町		西岡	0.23	0.07
13053	勝浦川	勝浦川	尾畠谷	勝浦町		山路	0.05	0.01
13054	勝浦川	勝浦川	今山谷	勝浦町		山路	0.38	0.07
13055	勝浦川	勝浦川	尾畠上谷	勝浦町		山路	0.48	0.15
13056	勝浦川	勝浦川	西岡谷	勝浦町		西岡	0.23	0.22
13057	勝浦川	勝浦川	ふうの谷	勝浦町		今山	0.35	0.09
13058	勝浦川	勝浦川	寺の谷	勝浦町		今山	0.67	0.24
13059	勝浦川	勝浦川	夫婦松谷	勝浦町		中筋	0.09	0.11
13060	勝浦川	勝浦川	掛谷	勝浦町		山田	0.57	0.70
13062	勝浦川	勝浦川	掛谷川	勝浦町		寺岡	0.60	0.72
13063	勝浦川	勝浦川	大屋敷谷	勝浦町		大屋敷	0.48	0.20
13064	勝浦川	本沼江谷川	大原谷	勝浦町		大原	0.26	0.20
13065	勝浦川	本沼江谷川	天川谷	勝浦町		天川	0.21	0.20
13066	勝浦川	本沼江谷川	北谷	勝浦町		北谷	0.35	0.13
13067	勝浦川	本沼江谷川	沼江谷	勝浦町		北谷	0.28	0.10
13068	勝浦川	本沼江谷川	石原中の谷	勝浦町		北谷	0.45	0.15
14001	勝浦川	旭川	上峰谷	上勝町		喜田の本	0.09	0.05
14004	勝浦川	旭川	檜原谷川	上勝町		堂平	1.24	1.94
14006	勝浦川	旭川	神田谷	上勝町		神田	0.44	0.33
14007	勝浦川	旭川	野尻谷	上勝町		日浦	0.41	0.89
14008	勝浦川	旭川	本地屋南谷	上勝町		下横峯	0.20	0.09
14012	勝浦川	勝浦川	肥ノ谷	上勝町		谷口	1.50	0.98
14013	勝浦川	勝浦川	檜地谷	上勝町		高畑	0.43	0.11
14014	勝浦川	勝浦川	石本南谷	上勝町		木屋	0.80	0.47
14015	勝浦川	勝浦川	府殿谷	上勝町		中瀬津	0.81	1.77
14016	勝浦川	勝浦川	落合谷	上勝町		東戸越	0.55	0.56
14017	勝浦川	勝浦川	西谷	上勝町		東戸越	0.29	0.11
14018	勝浦川	勝浦川	カキザコ谷	上勝町		東戸越	0.44	0.21
14019	勝浦川	勝浦川	井の谷	上勝町		生実	0.17	0.07
14024	勝浦川	杉地谷川	棚ヶ谷	上勝町		棚ヶ谷	0.95	0.56
14026	勝浦川	勝浦川	月ヶ谷	上勝町		平間	0.23	0.04
14032	勝浦川	傍示川	堂久保谷	上勝町		堂久保	0.17	0.39
14033	勝浦川	傍示川	西峰谷	上勝町		蔭谷	0.15	0.06
14034	勝浦川	傍示川	傍示川	上勝町		鶯	1.46	1.62
14036	勝浦川	傍示川	堂床谷	上勝町		堂床	0.37	0.13
14037	勝浦川	傍示川	西谷川	上勝町		下池	1.07	0.76
14038	勝浦川	傍示川	下地小谷	上勝町		下地	0.13	0.02
14040	勝浦川	傍示川	傍示東谷	上勝町		下地	0.04	0.01
14043	勝浦川	勝浦川	平間南谷	上勝町		傍示谷	0.08	0.05
14044	勝浦川	勝浦川	東槻地谷	上勝町		東槻地	0.55	0.30
14046	勝浦川	勝浦川	杉谷	上勝町		西岡	0.84	0.19
14048	勝浦川	藤川	平間谷	上勝町		平間	0.12	0.04
14050	勝浦川	勝浦川	前田谷	上勝町		前田	0.23	0.11
14051	勝浦川	勝浦川	高野谷	上勝町		高野	0.15	0.05
15002	吉野川	園瀬川	竜甲谷	佐那河内村		仁井田	0.27	0.12
15003	吉野川	園瀬川	ジジン谷	佐那河内村		仁井田	0.32	0.06
15004	吉野川	園瀬川	横峯谷	佐那河内村		田中	0.26	0.29
15005	吉野川	園瀬川	三ツ谷谷	佐那河内村		田中	0.37	0.29
15006	吉野川	園瀬川	出会谷	佐那河内村		北山	0.16	0.10
15007	吉野川	園瀬川	シエノ谷	佐那河内村		井開	0.32	0.28
15008	吉野川	園瀬川	東谷川	佐那河内村		井開	0.22	0.06
15009	吉野川	園瀬川	朝宮谷	佐那河内村		宮前	0.11	0.02
15010	吉野川	園瀬川	オクノ谷	佐那河内村		宮前	0.08	0.07
15013	吉野川	園瀬川	上中辺谷	佐那河内村		中辺	0.11	0.04
15014	吉野川	園瀬川	高森東谷	佐那河内村		中辺	0.15	0.03

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
15015	吉野川	園瀬川	下中辺西谷	佐那河内村		鯉ノ内	0.13	0.02
15016	吉野川	園瀬川	下中辺東谷	佐那河内村		鯉ノ内	0.16	0.03
15017	吉野川	園瀬川	西ノハナ谷	佐那河内村		西ノハナ	0.05	0.01
15019	吉野川	根郷川	ドフトフ原東谷	佐那河内村		日浦	0.21	0.04
15021	吉野川	園瀬川	トフトフ原谷	佐那河内村		中津	0.26	0.17
15022	吉野川	園瀬川	中津谷	佐那河内村		中津	0.24	0.48
15024	吉野川	園瀬川	エウガ西谷	佐那河内村		高樋	0.20	0.07
15025	吉野川	園瀬川	高樋谷	佐那河内村		高樋	0.14	0.03
15028	吉野川	明見谷川	明見谷	佐那河内村		横関	0.78	0.95
15029	吉野川	明見谷川	墓ノ久保谷	佐那河内村		墓ノ久保	0.30	0.21
15030	吉野川	嵯峨川	阿ノ田谷	佐那河内村		滝バタ	0.58	0.34
15031	吉野川	嵯峨川	中峯下谷	佐那河内村		中峯	0.08	0.03
15032	吉野川	嵯峨川	三本松谷	佐那河内村		東山手町	0.88	0.38
15033	吉野川	園瀬川	堂ノ前谷	佐那河内村		寺谷	0.09	0.05
15035	吉野川	園瀬川	寺谷谷	佐那河内村		寺谷	0.23	0.17
16003	吉野川	鮎喰川	江島谷	神山町		江島	0.94	0.47
16004	吉野川	北谷川	狩倉谷	神山町		名ヶ平	0.95	1.73
16006	吉野川	北谷川	中峰谷	神山町		西久地	1.08	0.65
16007	吉野川	鮎喰川	かじや谷	神山町		川又西	0.87	0.29
16008	吉野川	鮎喰川	西の名谷	神山町		川又	1.20	0.54
16009	吉野川	大中尾谷川	南大中尾谷	神山町		大中尾	1.63	1.05
16015	吉野川	鮎喰川	上分谷	神山町		上分	0.45	0.18
16019	吉野川	喜来谷川	中喜来南谷	神山町		中喜来	0.67	0.30
16022	吉野川	鮎喰川	水舟谷	神山町		東寺	1.68	1.82
16023	吉野川	鮎喰川	天ノ内谷	神山町		西稲原	2.55	1.05
16024	吉野川	鮎喰川	南山谷	神山町		東稲原	0.15	0.03
16029	吉野川	鮎喰川	鍋岩谷	神山町		鍋岩	1.08	0.52
16031	吉野川	鮎喰川	馬地東谷	神山町		鍋岩	0.26	0.34
16032	吉野川	鮎喰川	高根谷	神山町		石堂	2.53	2.80
16034	吉野川	鮎喰川	吉良谷	神山町		西小野	0.30	0.47
16036	吉野川	鮎喰川	泉口谷	神山町		東青井夫	0.15	0.02
16037	吉野川	鮎喰川	東青井夫谷	神山町		東青井夫	0.11	0.01
16039	吉野川	広石谷川	石堂北谷	神山町		広石	0.40	0.45
16041	吉野川	鬼籠野谷川	谷奥谷	神山町		中分	0.28	0.14
16045	吉野川	鬼籠野谷川	馬地南谷	神山町		馬地	0.73	0.15
16046	吉野川	鬼籠野谷川	橘谷	神山町		橘谷	0.61	0.36
16048	吉野川	大地谷川	一ノ坂中央谷	神山町		一ノ坂	0.12	0.05
16050	吉野川	大地谷川	名田河谷	神山町		名田河	0.53	0.43
16051	吉野川	鮎喰川	雨返谷	神山町		河口	0.16	0.03
16052	吉野川	鮎喰川	五反地谷	神山町		五反地	0.11	0.08
16056	吉野川	鮎喰川	方子谷	神山町		方子	0.60	0.22
16057	吉野川	鮎喰川	石舟谷	神山町		南行者野	0.10	0.03
16058	吉野川	鮎喰川	歯ノ辻谷	神山町		歯ノ辻	0.12	0.02
2-1	吉野川	板東谷川	広塚谷	鳴門市	大麻町	西平草	0.25	0.05
2-2	吉野川	第2大谷川	東中内谷	鳴門市	大麻町	池谷	0.23	0.05
2-5	吉野川	大谷川	西山谷	鳴門市	大麻町	大谷	0.21	0.04
2-6	吉野川	大谷川	バラ谷	鳴門市	大麻町	大谷	0.67	0.10
2-7	吉野川	大谷川	久原谷	鳴門市	大麻町	久原	0.20	0.03
2-9	吉野川	大代谷川	山ノ谷	鳴門市	大津町	大代	0.36	0.06
2-10	吉野川	中山谷川	口小谷ヶ谷	鳴門市	撫養町	口中山	0.39	0.13
2-11	吉野川	新池川	白谷	鳴門市	撫養町	蛭子前西	0.33	0.15
2-12	吉野川		見白谷	鳴門市	撫養町	黒崎	0.32	0.18
2-13	吉野川		宮津谷	鳴門市	撫養町	黒崎	0.19	0.02
2-14			上三津	鳴門市	北灘町	上三津	0.44	0.06
2-15			西桜井谷	鳴門市	北灘町	折野	0.17	0.03
2-16			中桜井谷	鳴門市	北灘町	桜井	0.16	0.03
2-17			東桜井谷	鳴門市	北灘町	桜井	0.16	0.02
2-18	折野川	折野川	猪ノ谷	鳴門市	北灘町	東地	0.94	0.37
2-19			烏ヶ丸谷	鳴門市	北灘町	烏ヶ丸	1.35	0.89
2-20			宿毛谷	鳴門市	北灘町	宿毛谷	0.92	0.27
2-21			西大浦谷	鳴門市	北灘町	クロハエ	0.99	0.30
2-22			東大浦谷	鳴門市	北灘町	宿毛谷	0.18	0.02
2-23			小谷	鳴門市	北灘町	大浦	0.12	0.03
2-24	栗田川	栗田川	葛城谷	鳴門市	北灘町	栗田	0.15	0.02
2-25	栗田川	栗田川	助ヶ谷	鳴門市	北灘町	栗田	0.34	0.09
2-26	栗田川	栗田川	山田谷	鳴門市	北灘町	山田	0.23	0.05
2-27			湊谷	鳴門市	北灘町	湊	0.46	0.12
2-28			大岸谷	鳴門市	北灘町	栗田	0.38	0.05
2-29			西大岸谷	鳴門市	北灘町	大岸	0.36	0.15
2-30	櫛木川	櫛木川	中末谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.23	0.03

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
2-31	櫛木川	櫛木川	長倉谷	鳴門市		北灘町 櫛木	0.36	0.14
2-32	櫛木川	櫛木川	北長倉谷	鳴門市		北灘町 櫛木	0.18	0.02
2-33	櫛木川	櫛木川	西井ノ尻谷	鳴門市		北灘町 櫛木	0.26	0.03
2-34			とうの下谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.10	0.03
2-35			いどり谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.27	0.02
2-36			澄ヶ谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.12	0.02
2-37			一本谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.15	0.02
2-38			山路の浦谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.19	0.06
2-39			小路浦谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.26	0.03
2-40			堂ノ浦谷	鳴門市		北灘町 堂浦	0.30	0.12
2-41			地廻谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.37	0.16
2-43			浅谷	鳴門市		瀬戸町 下町	0.22	0.04
2-44			中島田谷	鳴門市		瀬戸町 中島田	0.23	0.04
2-45			島向谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.12	0.01
2-46			阿波井谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.17	0.02
2-48			三ツ石谷	鳴門市		鳴門町 三ツ石	0.14	0.02
2-53	吉野川		八幡谷	鳴門市		撫美町 黒崎	0.30	0.06
2-58	折野川	折野川	川筋谷	鳴門市		北灘町 折野	0.06	0.01
2-66	明神川	明神川	南本浦下谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.12	0.02
2-77			小海谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.22	0.09
26-5	吉野川	大東谷川	大東谷川	板野町		ハリ	0.48	0.32
26-9	吉野川	大坂谷川	川走谷	板野町		大坂	0.68	0.33
26-10	吉野川	大坂谷川	中央谷	板野町		大坂	0.42	0.11
441-I-001	吉野川	飯尾川	西端谷川	吉野川市	鴨島町	敷地	0.25	0.04
441-I-002	吉野川	飯尾川	藤井谷川	吉野川市	鴨島町	藤井	1.05	0.66
441-I-003	吉野川	飯尾川	天神西谷川	吉野川市	鴨島町	飯尾	1.08	0.36
441-I-004	吉野川	飯尾川	西天神谷川	吉野川市	鴨島町	天神	0.65	0.18
441-I-005	吉野川	飯尾川	二ツ森谷川	吉野川市	鴨島町	天神	1.05	0.53
441-I-006	吉野川	飯尾川	天神東谷川	吉野川市	鴨島町	三谷	0.30	0.08
441-I-007	吉野川	飯尾川	東原谷川	吉野川市	鴨島町	東原	0.15	0.02
441-I-008	吉野川	飯尾川	立石谷川	吉野川市	鴨島町	上浦	1.05	0.45
442-I-001	吉野川	学島川	西八幡谷川	吉野川市	川島町	西出目	1.15	0.29
442-I-002	吉野川	学島川	八幡谷川	吉野川市	川島町	西出目	1.00	0.27
442-I-003	吉野川	学島川	善勝寺西谷川	吉野川市	川島町	王子	1.10	0.26
442-I-004	吉野川	学島川	善勝寺谷川	吉野川市	川島町	王子	0.50	0.09
442-I-005	吉野川	学島川	王子東谷川	吉野川市	川島町	王子	1.00	0.32
442-I-006	吉野川	学島川	唐戸谷川	吉野川市	川島町	唐戸	1.05	0.39
442-I-007	吉野川	学島川	薬師寺谷川	吉野川市	川島町	吉本	0.90	0.46
442-I-008	吉野川	桑村川	大戸井谷川	吉野川市	川島町	大戸井	0.14	0.05
442-I-009	吉野川	桑村川	近久谷川	吉野川市	川島町	樋口	0.82	0.20
442-I-010	吉野川	桑村川	樋口谷川	吉野川市	川島町	桑村	0.30	0.09
442-I-011	吉野川	桑村川	鷹ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	鷹ヶ巣	0.32	0.20
442-I-012	吉野川	桑村川	鷹ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	鷹ヶ巣	0.30	0.06
442-I-013	吉野川	桑村川	鷹ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	鷹ヶ巣	0.35	0.04
442-I-014	吉野川	桑村川	風呂ノ谷川	吉野川市	川島町	天神	0.70	0.33
442-I-015	吉野川	桑村川	神宮谷川	吉野川市	川島町	天神	0.88	0.17
442-I-016	吉野川	桑村川	天神谷川	吉野川市	川島町	天神	0.80	0.19
442-I-017	吉野川	桑村川	蓮池谷川	吉野川市	川島町	久保田	0.27	0.05
442-I-018	吉野川	桑村川	久保田谷川	吉野川市	川島町	久保田	1.10	0.26
442-I-019	吉野川	桑村川	稲荷谷川	吉野川市	川島町	久保田	0.20	0.10
442-I-020	吉野川	桑村川	稲荷谷川	吉野川市	川島町	桑村	0.55	0.18
442-I-021	吉野川	桑村川	源光寺谷川	吉野川市	川島町	源光寺	1.20	0.46
443-I-001	吉野川	船戸谷川	大藤谷川	吉野川市	山川町	貞田	0.37	0.14
443-I-002	吉野川	船戸谷川	大藤谷川	吉野川市	山川町	藤生	1.25	1.07
443-I-003	吉野川	船戸谷川	茂草谷川	吉野川市	山川町	貞田	0.50	0.14
443-I-004	吉野川	船戸谷川	上谷川	吉野川市	山川町	貞田	0.91	0.42
443-I-005	吉野川	船戸谷川	竜王西谷川	吉野川市	山川町	坂口	0.45	0.12
443-I-006	吉野川	船戸谷川	竜王谷川	吉野川市	山川町	川田	0.22	0.12
443-I-007	吉野川	川田川	田ノ浦谷川	吉野川市	山川町	片岸	4.10	2.89
443-I-008	吉野川	川田川	(宮谷谷)	吉野川市	山川町	川田八幡	1.05	0.27
443-I-009	吉野川	川田川	風呂ノ谷川	吉野川市	山川町	井上	1.70	0.88
443-I-010	吉野川	川田川	飴屋川	吉野川市	山川町	井上	1.25	0.49
443-I-011	吉野川	川田川	靱屋谷川	吉野川市	山川町	井上	0.60	0.18
443-I-012	吉野川	川田川	平山谷川	吉野川市	山川町	奥川田	0.78	0.24
443-I-013	吉野川	川田川	加久谷川	吉野川市	山川町	久宗	0.23	0.05
443-I-014	吉野川	奥野井谷川	榎谷川	吉野川市	山川町	榎谷	1.50	0.94
443-I-015	吉野川	ほたる川	住吉谷川	吉野川市	山川町	旗見	1.15	0.53
443-I-016	吉野川	ほたる川	山神谷川	吉野川市	山川町	丸山	0.60	0.22
443-I-017	吉野川	ほたる川	麦原谷川	吉野川市	山川町	麦原	0.50	0.10
443-I-018	吉野川	ほたる川	(麦原東谷)	吉野川市	山川町	西原	0.32	0.04



溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
443-I-019	吉野川	ほたる川	古城谷川	吉野川市	山川町	青木	0.60	0.33
443-I-020	吉野川	学島川	権現谷川	吉野川市	山川町	土橋	0.56	0.09
443-I-021	吉野川	学島川	権現谷川	吉野川市	山川町	土橋	0.65	0.15
443-I-022	吉野川	学島川	どんど谷川	吉野川市	山川町	東麓	0.75	0.22
444-I-001	吉野川	東山谷川	毛無谷川	吉野川市	美郷村	毛無	1.40	0.80
444-I-002	吉野川	東山谷川	上谷川	吉野川市	美郷村	上谷	0.38	0.15
444-I-003	吉野川	川田川	平勘蔵谷川	吉野川市	美郷村	平	0.35	0.08
444-I-004	吉野川	倉籙谷川	照尾谷川	吉野川市	美郷村	照尾	1.00	0.43
444-I-005	吉野川	川田川	田平谷川	吉野川市	美郷村	穴地	0.42	0.21
444-I-006	吉野川	川田川	平谷川	吉野川市	美郷村	平	0.50	0.13
407-I-001	吉野川	指谷川	日吉谷川	阿波市	土成町	秋月	0.12	0.03
407-I-002	吉野川	指谷川	間谷川	阿波市	土成町	秋月	0.12	0.12
407-I-003	吉野川	指谷川	日吉谷川	阿波市	土成町	日吉	0.18	0.03
407-I-004	吉野川	九頭宇谷川	馬ヶ谷川	阿波市	土成町	金地	0.52	0.15
407-I-005	吉野川	九頭宇谷川	(西の宮谷)	阿波市	土成町	浦地	0.16	0.03
407-I-006	吉野川	九頭宇谷川	九頭宇谷川	阿波市	土成町	九頭宇	1.74	3.13
407-I-007	吉野川	九頭宇谷川	飛行谷川	阿波市	土成町	檜原	0.55	0.11
407-I-008	吉野川	九頭宇谷川	落合谷川	阿波市	土成町	檜原	0.27	0.04
407-I-009	吉野川	熊谷川	牛屋谷川	阿波市	土成町	西原	1.00	0.39
407-I-010	吉野川	宮川内谷川	佐谷谷川	阿波市	土成町	山王寺	0.35	0.12
407-I-011	吉野川	宮川内谷川	高尾谷川	阿波市	土成町	林	2.08	3.04
407-I-012	吉野川	宮川内谷川	浦ノ谷川	阿波市	土成町	高尾	0.38	0.07
407-I-013	吉野川	宮川内谷川	安楽寺谷川	阿波市	土成町	門田	1.08	0.60
421-I-001	吉野川	九栗谷川	かくれ谷川	阿波市	市場町	上喜来	0.49	0.09
421-I-002	吉野川	日開谷川	美濃谷川	阿波市	市場町	北原	0.85	0.25
421-I-003	吉野川	日開谷川	ヤカニ谷川	阿波市	市場町	大北	1.00	0.82
421-I-004	吉野川	日開谷川	相栗谷ニイヤ川	阿波市	市場町	相栗	0.98	0.47
421-I-005	吉野川	日開谷川	(大影谷)	阿波市	市場町	大影	0.30	0.04
421-I-006	吉野川	日開谷川	大池谷川	阿波市	市場町	岩野	0.80	0.27
421-I-007	吉野川	日開谷川	野田原谷川	阿波市	市場町	野田原	0.30	0.06
421-I-008	吉野川	日開谷川	稲荷谷川	阿波市	市場町	稲荷	0.33	0.08
421-I-009	吉野川	金清谷川	東谷川	阿波市	市場町	東尾開	0.25	0.05
421-I-010	吉野川	柿木谷川	柿木谷川	阿波市	市場町	吉田	1.40	0.55
421-I-011	吉野川	柿木谷川	切幡谷川	阿波市	市場町	切幡	0.68	0.25
421-I-012	吉野川	柿木谷川	切幡谷川	阿波市	市場町	吉田	0.27	0.05
421-I-013	吉野川	柿木谷川	(柿の木谷)	阿波市	市場町	切幡	0.53	0.14
422-I-001	吉野川	芝生川	桜ノ岡谷川	阿波市	阿波町	阿波ノ土柱	0.75	0.17
422-I-002	吉野川	伊沢谷川	糸下谷川	阿波市	阿波町	一ノ瀬	0.20	0.05
422-I-003	吉野川	伊沢谷川	南谷川	阿波市	阿波町	北久保	1.00	0.89
422-I-004	吉野川	伊沢谷川	亀底谷川	阿波市	阿波町	亀底	0.93	0.60
422-I-005	吉野川	大久保谷川	八丁原谷川	阿波市	阿波町	八丁原	0.23	0.04
422-I-006	吉野川	大久保谷川	松谷川	阿波市	阿波町	西岡	0.33	0.06
341-I-001	吉野川	渡内川	米山谷川	石井町		下浦	0.30	0.08
341-I-002	吉野川	渡内川	中米山谷川	石井町		下浦	0.34	0.04
341-I-003	吉野川	渡内川	米山谷川	石井町		下浦	0.34	0.09
341-I-004	吉野川	渡内川	(童額寺谷)	石井町		城ノ内	0.33	0.05
341-I-005	吉野川	飯尾川	清成谷川	石井町		山路	0.32	0.06
341-I-006	吉野川	飯尾川	清水越谷川	石井町		山路	0.28	0.04
341-I-007	吉野川	飯尾川	蟹谷川	石井町		山路	0.12	0.03
341-I-008	吉野川	渡内川	(カンヤケ南谷)	石井町		山路	0.35	0.07
341-I-009	吉野川	渡内川	カンヤケ谷川	石井町		利包	0.15	0.02
341-I-010	吉野川	渡内川	神宅谷川	石井町		利包	0.15	0.02
341-I-011	吉野川	渡内川	尼寺谷川	石井町		鳥坂	0.23	0.11
341-I-012	吉野川	渡内川	内谷川	石井町		鳥坂	0.25	0.06
405-I-001	吉野川	宮川内谷川	関堀谷川	上板町		能ノ庄	0.60	0.11
405-I-002	吉野川	宮川内谷川	関堀谷川	上板町		能ノ庄	0.72	0.13
405-I-003	吉野川	宮川内谷川	前坂口谷川	上板町		天神前	0.45	0.16
405-I-004	吉野川	宮川内谷川	庚申谷川	上板町		出口	0.57	0.09
405-I-005	吉野川	宮川内谷川	鷹ヶ谷川	上板町		泉谷	0.60	0.09
405-I-006	吉野川	宮川内谷川	(鷹谷北谷)	上板町		泉谷	0.52	0.05
405-I-007	吉野川	宮川内谷川	馬木谷川	上板町		北	1.10	0.47
405-I-008	吉野川	宮川内谷川	台山谷川	上板町		神宮寺	0.27	0.06
405-I-009	吉野川	宮川内谷川	小谷川	上板町		神宮寺	0.75	0.35
405-I-010	吉野川	宮川内谷川	宮ヶ谷川	上板町		神宅	2.27	1.76
405-I-011	吉野川	宮川内谷川	大山谷川	上板町		神宅	2.30	1.88
405-I-012	吉野川	宮川内谷川	大谷川	上板町		大谷	1.55	0.80
11001	那賀川	那賀川	谷上谷	阿南市		細野町 谷上	0.31	0.02
11002	那賀川	那賀川	中上谷	阿南市		細野町 中上	0.33	0.08
11003	那賀川	那賀川	中筋谷	阿南市		大井町 中筋	0.75	0.21
11004	那賀川	那賀川	東平谷	阿南市		大井町 東平	0.32	0.16

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
11005	那賀川	那賀川	大屋谷	阿南市		十八女町 静	0.25	0.08
11006	那賀川	那賀川	新開谷	阿南市		十八女町 新開	0.15	0.02
11007	那賀川	那賀川	一宿寺谷	阿南市		加茂町 宿居谷	0.18	0.03
11008	那賀川	加茂谷川	吉元谷	阿南市		加茂町 吉元	0.37	0.05
11009	那賀川	加茂谷川	大谷一号谷	阿南市		加茂町 大谷	0.56	0.17
11010	那賀川	加茂谷川	大谷二号谷	阿南市		加茂町 大谷	0.73	0.58
11011	那賀川	加茂谷川	大谷三号谷	阿南市		加茂町 大谷	0.20	0.03
11012	那賀川	加茂谷川	不け谷	阿南市		加茂町 不け	0.41	0.11
11013	那賀川	那賀川	大畝谷川	阿南市		深瀬町 中洲	1.26	0.25
11014	那賀川	那賀川	深瀬谷川	阿南市		深瀬町 大畝町	0.20	0.03
11015	那賀川	那賀川	柳谷一号谷	阿南市		吉井町 柳谷	0.31	0.03
11016	那賀川	野尻川	海山二号谷	阿南市		吉井町 海山谷	0.44	0.09
11017	那賀川	那賀川	美濃谷川	阿南市		楠根町 美濃谷	0.32	0.07
11018	那賀川	那賀川	盛大谷	阿南市		楠根町 盛大	0.19	0.02
11019	那賀川	那賀川	楠根川	阿南市		楠根町 北内	0.70	0.19
11020	那賀川	那賀川	楠根一号谷	阿南市		楠根町 菖蒲	0.48	0.06
11021	那賀川	大谷川	大谷一号谷	阿南市		熊谷町 大谷	1.05	0.44
11022	那賀川	熊谷川	大谷川	阿南市		熊谷町 大谷	0.40	0.64
11023	那賀川	大津田川	三倉谷	阿南市		長生町 三倉中ノ谷	0.34	0.11
11024	那賀川	畑田川	畑田二号谷	阿南市		下大野町 平山	0.25	0.10
11025	那賀川	畑田川	羽坂谷	阿南市		下大野町 羽坂	0.41	0.09
11026	那賀川	大津田川	善入谷	阿南市		長生町 張	0.19	0.02
11027	那賀川	大津田川	宮内谷	阿南市		長生町 宮内	0.38	0.05
11028	那賀川	大津田川	張谷	阿南市		長生町 宮内	0.28	0.03
11029	那賀川	大津田川	中ノ谷	阿南市		長生町 宮内	0.20	0.03
11030	那賀川	岡川	鍛冶ヶ谷	阿南市		長生町 西方	0.28	0.04
11031	那賀川	桑野川	白木谷	阿南市		長生町 西山	0.28	0.10
11032	那賀川	桑野川	(井関谷)	阿南市		宝田町 井関	0.50	0.21
11033	那賀川	桑野川	西池田谷	阿南市		富岡町 西池田口	0.43	0.11
11034	打樋川	打樋川	(上水田谷)	阿南市		学原町 上水田	0.14	0.04
11035	打樋川	打樋川	深田谷	阿南市		見能林町 北勘高	0.20	0.05
11036	那賀川	加茂谷川	黒河谷	阿南市		加茂町 黒河	0.14	0.04
11037	那賀川	北谷川	舟子田谷	阿南市		山口町 舟子田	0.07	0.01
11038	那賀川	桑野川	白池谷	阿南市		山口町 白池	0.21	0.03
11039	那賀川	北谷川	常光寺谷	阿南市		山口町 久延	0.12	0.01
11040	那賀川	北谷川	久延二号谷	阿南市		山口町 久延	0.10	0.01
11041	那賀川	桑野川	(大久保谷)	阿南市		山口町 大久保	0.50	0.14
11042	那賀川	桑野川	北山一号谷	阿南市		山口町 北山	0.45	0.05
11043	那賀川	桑野川	杉谷一号谷	阿南市		山口町 杉谷	0.48	0.22
11044	那賀川	桑野川	大谷谷	阿南市		桑野町 大谷	0.57	0.16
11045	那賀川	桑野川	谷一号谷	阿南市		桑野町 車ノ口	0.30	0.03
11046	那賀川	桑野川	谷二号谷	阿南市		桑野町 谷	0.12	0.02
11047	那賀川	桑野川	大地谷	阿南市		桑野町 大地	0.32	0.08
11048	那賀川	桑野川	切石川	阿南市		桑野町 大地	0.64	0.20
11049	那賀川	桑野川	大地三号谷	阿南市		桑野町 大地	0.14	0.02
11050	那賀川	蛭地川	(蛭地谷)	阿南市		桑野町 蛭地	0.33	0.09
11051	那賀川	蛭地川	八幡谷川	阿南市		内原町 柳橋	0.12	0.01
11052	打樋川	打樋川	地藏寺谷	阿南市		津乃峰町 西分	0.15	0.04
11053	打樋川	打樋川	西分谷	阿南市		津乃峰町 西分	0.25	0.06
11054	打樋川	打樋川	(東分谷)	阿南市		津乃峰町 東分	0.31	0.11
11055	打樋川	打樋川	戒山川	阿南市		津乃峰町 東分	0.33	0.17
11056	打樋川	打樋川	八大谷	阿南市		津乃峰町 東分	0.14	0.04
11057	打樋川	打樋川	津ノ峰川	阿南市		津乃峰町 東分	0.18	0.02
11058	打樋川	打樋川	大谷	阿南市		津乃峰町 長浜	0.28	0.22
11059	打樋川	打樋川	長浜谷	阿南市		津乃峰町 長浜	0.21	0.10
11060	那賀川	元信川	貞信一号谷	阿南市		新野町 貞信	0.18	0.03
11061	那賀川	元信川	元信二号谷	阿南市		新野町 元信	0.22	0.03
11062	那賀川	桑野川	宮ノ久保谷	阿南市		新野町 南宮ノ久保	0.24	0.03
11063	那賀川	桑野川	平等寺谷	阿南市		新野町 秋山	0.25	0.03
11064	那賀川	生谷川	林谷	阿南市		新野町 林	0.15	0.03
11065	那賀川	南川	生谷	阿南市		新野町 片山	0.13	0.03
11066	那賀川	蛭地川	(西谷谷)	阿南市		桑野町 西谷	0.21	0.04
11067	那賀川	廿枝川	(東山1号谷)	阿南市		新野町 東山	0.12	0.02
11068	那賀川	廿枝川	(東山2号谷)	阿南市		新野町 東山	0.14	0.04
11069	福井川	福井川	湊一号谷	阿南市		福井町 湊	0.22	0.07
11070			大浦二号谷	阿南市		橘町 大浦	0.14	0.01
11071			大浦一号谷	阿南市		橘町 大浦	0.11	0.02
11072	那賀川	蛭地川	(竹ノ内谷)	阿南市		内原町 竹ノ内口	0.70	0.01
11073			(江の浦西谷)	阿南市		橘町 江ノ浦	0.10	0.06
11074			江の浦谷	阿南市		橘町 江ノ浦	0.17	0.03

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
11075			光明寺谷	阿南市		橘町 西浦	0.18	0.01
11076			荒神ノ上一号谷	阿南市		橘町 久保	0.27	0.03
11077			汐谷山四号谷	阿南市		橘町 汐谷	0.20	0.02
11078			汐谷山三号谷	阿南市		橘町 汐谷	0.15	0.03
11079			汐谷山二号谷	阿南市		橘町 汐谷山	0.15	0.02
11080			汐谷山五号谷	阿南市		橘町 汐谷山	0.15	0.02
11081			汐谷山六号谷	阿南市		橘町 汐谷山	0.01	0.01
11082	那賀川	南川	平川内谷	阿南市		新野町 平川内	0.11	0.05
11083	福井川	福井川	湊一号谷	阿南市		福井町 元末	0.09	0.01
11084	福井川	福井川	長谷川一号谷	阿南市		福井町 鉦打	0.18	0.09
11085	福井川	福井川	日ノ地谷	阿南市		福井町 日ノ地上	0.08	0.01
11086	福井川	福井川	辺川谷	阿南市		福井町 辺川	0.25	0.03
11087	椿川	椿川	旭野一号谷	阿南市		椿町 旭野	0.35	0.09
11088	椿川	椿川	寺内谷	阿南市		椿町 加茂前	0.33	0.07
11089	椿川	椿川	楠木谷	阿南市		椿町 楠木	0.30	0.09
11090	椿川	椿川	宮ヶ谷	阿南市		椿町 横尾	0.75	0.40
11091			(庄田東谷)	阿南市		椿町 宮ヶ谷	0.27	0.03
11092			大深原一号谷	阿南市		椿泊町 小吹川原	0.20	0.06
11093			小吹川原五号谷	阿南市		椿泊町 小吹川原	0.11	0.05
11094			大戸谷	阿南市		椿町 那波江	0.09	0.05
11095			(大深原二号谷)	阿南市		椿泊町 小吹川原	0.12	0.02
11096			小吹川原二号谷	阿南市		椿泊町 小吹川原	0.20	0.03
11097			小吹川原一号谷	阿南市		椿泊町 小吹川原	0.07	0.02
11098			那波江西谷	阿南市		椿町 那波江	0.18	0.03
11099			(那波江東谷)	阿南市		椿町 那波江	0.19	0.03
11100			糖塚四号谷	阿南市		椿泊町 糖塚	0.24	0.02
11101			糖塚三号谷	阿南市		椿泊町 糖塚	0.23	0.02
11102			糖塚二号谷	阿南市		椿泊町 糖塚	0.13	0.01
11103			酒屋谷	阿南市		椿泊町 出島	0.21	0.04
11104			寺谷	阿南市		椿泊町 寺谷	0.24	0.02
11105			道明寺谷	阿南市		椿泊町 東	0.21	0.03
11106	大溜谷川	大溜谷川	鷹場谷	阿南市		伊島町 瀬戸	0.18	0.03
11107	大溜谷川	大溜谷川	小溜谷	阿南市		伊島町 瀬戸	0.50	0.12
11108	大溜谷川	大溜谷川	大溜谷	阿南市		伊島町 瀬戸	0.15	0.03
鶯敷-I-1	那賀川	那賀川	北地西谷	那賀町	鶯敷町	北地	0.25	0.04
鶯敷-I-2	那賀川	那賀川	北地谷	那賀町	鶯敷町	北地	0.14	0.10
鶯敷-I-3	那賀川	北地川	大地谷	那賀町	鶯敷町	北地	0.18	0.29
鶯敷-I-4	那賀川	那賀川	東谷	那賀町	鶯敷町	北地	0.16	0.03
鶯敷-I-5	那賀川	那賀川	露ヶ谷	那賀町	鶯敷町	北地	0.34	0.08
鶯敷-I-6	那賀川	中山川	日ノ浦谷	那賀町	鶯敷町	日ノ浦	0.48	0.07
鶯敷-I-7	那賀川	中山川	上場合谷	那賀町	鶯敷町	日ノ浦	0.20	0.03
鶯敷-I-8	那賀川	唐杉谷川	唐杉谷	那賀町	鶯敷町	唐杉	0.30	0.54
鶯敷-I-11	那賀川	中山川	ケバタ谷	那賀町	鶯敷町	中山	0.49	0.09
鶯敷-I-12	那賀川	中山川	貞政谷	那賀町	鶯敷町	中山	0.25	0.45
鶯敷-I-13	那賀川	中山川	奥の谷	那賀町	鶯敷町	東内	0.55	0.14
鶯敷-I-14	那賀川	中山川	奥ノ谷	那賀町	鶯敷町	東内	0.16	0.04
鶯敷-I-15	那賀川	中山川	東内谷	那賀町	鶯敷町	東内	0.14	0.02
鶯敷-I-16	那賀川	中山川	井の木根谷	那賀町	鶯敷町	東内	0.11	0.02
鶯敷-I-17	那賀川	中山川	井の谷	那賀町	鶯敷町	小延	0.51	0.10
鶯敷-I-18	那賀川	中山川	堂ヶ谷	那賀町	鶯敷町	和食郷	0.58	0.25
鶯敷-I-19	那賀川	南川	梶ヶ谷	那賀町	鶯敷町	和食郷	0.32	0.06
鶯敷-I-20	那賀川	南川	(変電所谷)	那賀町	鶯敷町	南川	0.12	0.02
鶯敷-I-21	那賀川	南川	南川一ノ谷	那賀町	鶯敷町	南川	0.14	0.03
鶯敷-I-22	那賀川	南川	女ヶ谷	那賀町	鶯敷町	南川	0.30	0.14
鶯敷-I-23	那賀川	南川	女ヶ谷	那賀町	鶯敷町	南川	0.11	0.11
鶯敷-I-24	那賀川	南川	中谷	那賀町	鶯敷町	南川	0.16	0.03
鶯敷-I-25	那賀川	南川	(徳井谷)	那賀町	鶯敷町	南川	0.28	0.02
鶯敷-I-26	那賀川	南川	南川三ノ谷	那賀町	鶯敷町	南川	0.09	0.01
鶯敷-I-27	那賀川	那賀川	天区谷	那賀町	鶯敷町	土佐	0.17	0.01
鶯敷-I-28	那賀川	那賀川	土佐町川	那賀町	鶯敷町	土佐	0.15	0.06
鶯敷-I-29	那賀川	那賀川	天王谷	那賀町	鶯敷町	土佐	0.07	0.01
鶯敷-I-30	那賀川	那賀川	幸の谷	那賀町	鶯敷町	土佐	0.05	0.01
鶯敷-I-31	那賀川	那賀川	セゴ谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.16	0.02
鶯敷-I-32	那賀川	那賀川	栗の木谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.27	0.04
鶯敷-I-33	那賀川	那賀川	石橋一ノ谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.20	0.02
鶯敷-I-34	那賀川	那賀川	からす谷	那賀町	鶯敷町	石橋	0.22	0.08
鶯敷-I-35	那賀川	那賀川	佐山谷	那賀町	鶯敷町	石橋	0.10	0.03
鶯敷-I-36	那賀川	那賀川	阿井谷	那賀町	鶯敷町	石橋	0.22	0.02
鶯敷-I-37	那賀川	阿井川	田の谷	那賀町	鶯敷町	阿井	0.54	0.15
鶯敷-I-38	那賀川	阿井川	湯ヶ谷	那賀町	鶯敷町	阿井	0.13	0.06

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
鶯敷- I -39	那賀川	阿井川	六礼石谷	那賀町	鶯敷町	阿井	0.14	0.03
鶯敷- I -40	那賀川	那賀川	王子前谷	那賀町	鶯敷町	仁宇	0.01	0.04
鶯敷- I -41	那賀川	仙ヶ谷川	仙ヶ谷	那賀町	鶯敷町	仁宇	0.98	0.96
相生- I -1	那賀川	那賀川	(大板谷)	那賀町	相生町	鎌瀬	0.01	0.04
相生- I -2	那賀川	那賀川	(鎌瀬東谷)	那賀町	相生町	鎌瀬	0.21	0.02
相生- I -3	那賀川	大張谷川	大張谷	那賀町	相生町	横石	0.44	0.41
相生- I -4	那賀川	那賀川	せじょう谷	那賀町	相生町	花瀬	0.43	0.16
相生- I -5	那賀川	那賀川	(日野谷谷)	那賀町	相生町	日浦	0.03	0.15
相生- I -6	那賀川	那賀川	西の谷	那賀町	相生町	朴野上	0.10	0.02
相生- I -7	那賀川	那賀川	東谷	那賀町	相生町	朴野上	0.25	0.10
相生- I -8	那賀川	那賀川	下原谷	那賀町	相生町	下原	0.14	0.04
相生- I -9	那賀川	那賀川	西納野川	那賀町	相生町	木屋谷	0.18	0.02
相生- I -10	那賀川	那賀川	かんさこ谷	那賀町	相生町	木屋谷	0.10	0.04
相生- I -11	那賀川	紅葉川	ツツラ谷	那賀町	相生町	西納	1.03	0.60
相生- I -12	那賀川	紅葉川	竹ヶ谷	那賀町	相生町	竹ヶ谷	1.32	2.81
相生- I -13	那賀川	紅葉川	高杉谷	那賀町	相生町	竹ヶ谷	0.39	0.16
相生- I -14	那賀川	紅葉川	庵の谷	那賀町	相生町	西納	0.16	0.04
相生- I -15	那賀川	紅葉川	川島谷	那賀町	相生町	請ノ谷	0.52	0.17
相生- I -16	那賀川	那賀川	八丁谷	那賀町	相生町	大久保	0.22	0.13
相生- I -17	那賀川	那賀川	川口谷	那賀町	相生町	川口	0.26	0.06
相生- I -18	那賀川	那賀川	立見谷	那賀町	相生町	吉野下	0.29	0.03
相生- I -19	那賀川	那賀川	ほうり谷	那賀町	相生町	吉野下	0.21	0.05
相生- I -20	那賀川	那賀川	延野一ノ谷	那賀町	相生町	駅	0.04	0.01
相生- I -21	那賀川	延野川	延野二ノ谷	那賀町	相生町	駅	0.10	0.01
相生- I -22	那賀川	延野川	延野三ノ谷	那賀町	相生町	駅	0.11	0.01
相生- I -23	那賀川	延野川	延野四ノ谷	那賀町	相生町	駅	0.09	0.02
相生- I -24	那賀川	延野川	吉野谷	那賀町	相生町	延野	0.11	0.01
相生- I -25	那賀川	延野川	殿谷川	那賀町	相生町	延野	0.29	0.11
相生- I -26	那賀川	延野川	寒谷	那賀町	相生町	入野	0.12	0.05
相生- I -27	那賀川	延野川	暮谷	那賀町	相生町	入野	0.50	0.30
相生- I -28	那賀川	延野川	大谷	那賀町	相生町	入野	0.36	0.24
相生- I -29	那賀川	延野川	岡の谷川	那賀町	相生町	入野	0.24	0.08
相生- I -30	那賀川	さぬき川	入野北谷	那賀町	相生町	牛輪	0.21	0.07
相生- I -31	那賀川	さぬき川	いしとう谷	那賀町	相生町	牛輪	0.30	0.05
相生- I -32	那賀川	さぬき川	薬師谷	那賀町	相生町	牛輪	0.22	0.07
相生- I -33	那賀川	谷内川	大平野谷	那賀町	相生町	平野	0.21	0.04
相生- I -34	那賀川	谷内川	吉内谷	那賀町	相生町	平野	0.43	0.08
相生- I -35	那賀川	谷内川	大國一号谷	那賀町	相生町	鮎川	0.26	0.03
相生- I -36	那賀川	谷内川	大國二号谷	那賀町	相生町	鮎川	0.06	0.02
相生- I -37	那賀川	谷内川	大國三号谷	那賀町	相生町	鮎川	0.07	0.02
相生- I -38	那賀川	那賀川	(大國五号谷)	那賀町	相生町	鮎川	0.07	0.02
相生- I -39	那賀川	那賀川	井の谷川	那賀町	相生町	朝生	0.18	0.06
相生- I -40	那賀川	那賀川	尻うち谷川	那賀町	相生町	朝生	0.20	0.03
上那賀- I -1	那賀川	那賀川	小計谷	那賀町	上那賀町	小計	0.26	0.02
上那賀- I -2	那賀川	古屋谷川	東畑谷	那賀町	上那賀町	深森	1.33	0.06
上那賀- I -3	那賀川	那賀川	井ツミ谷	那賀町	上那賀町	下御所谷	0.70	0.18
上那賀- I -4	那賀川	丈ヶ谷川	(半名谷)	那賀町	上那賀町	平谷	0.15	0.07
上那賀- I -5	那賀川	丈ヶ谷川	ほ谷	那賀町	上那賀町	横畑	0.30	0.02
上那賀- I -6	那賀川	丈ヶ谷川	木屋ヶ谷	那賀町	上那賀町	御所谷	0.13	0.28
上那賀- I -7	那賀川	丈ヶ谷川	御所谷ノ谷	那賀町	上那賀町	御所谷	0.14	0.34
上那賀- I -8	那賀川	那賀川	堂森谷	那賀町	上那賀町	柳瀬	0.24	0.04
上那賀- I -10	那賀川	那賀川	林谷川	那賀町	上那賀町	林谷	0.37	0.90
上那賀- I -12	那賀川	那賀川	フロン谷	那賀町	上那賀町	市宇	0.16	0.07
上那賀- I -13	那賀川	那賀川	鳥砂谷	那賀町	上那賀町	中内	0.54	0.12
上那賀- I -14	那賀川	那賀川	春森一ノ谷	那賀町	上那賀町	春森	0.32	0.05
上那賀- I -15	那賀川	那賀川	春森二ノ谷	那賀町	上那賀町	春森	0.13	0.05
上那賀- I -16	那賀川	那賀川	坂本谷	那賀町	上那賀町	長安	0.21	0.09
上那賀- I -17	那賀川	那賀川	箸谷	那賀町	上那賀町	小浜	0.54	0.03
上那賀- I -18	那賀川	那賀川	全集谷	那賀町	上那賀町	小浜	0.90	0.03
上那賀- I -19	那賀川	那賀川	西の谷	那賀町	上那賀町	小浜	0.44	0.07
上那賀- I -20	那賀川	那賀川	小浜谷	那賀町	上那賀町	小浜	0.07	0.12
上那賀- I -21	那賀川	那賀川	惣戸谷	那賀町	上那賀町	小浜	0.18	0.19
上那賀- I -22	那賀川	那賀川	西ノ谷	那賀町	上那賀町	白ヶ谷	0.20	0.09
上那賀- I -23	那賀川	那賀川	舟戸谷	那賀町	上那賀町	白ヶ谷	0.60	0.18
上那賀- I -24	那賀川	那賀川	白ヶ谷	那賀町	上那賀町	白ヶ谷	1.47	1.60
上那賀- I -25	那賀川	那賀川	池の上谷	那賀町	上那賀町	桜谷	0.96	0.10
木沢- I -1	那賀川	坂州木頭川	丈ヶ谷	那賀町	木沢村	高山平	0.35	0.34
木沢- I -2	那賀川	坂州木頭川	火の口谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.10	0.02
木沢- I -3	那賀川	坂州木頭川	こらん谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.71	0.17
木沢- I -4	那賀川	坂州木頭川	松木谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.57	0.21

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
木沢-I-5	那賀川	坂州木頭川	かしじ谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.38	0.09
木沢-I-6	那賀川	坂州木頭川	見堂谷	那賀町	木沢村	寒谷	1.06	0.78
木沢-I-7	那賀川	坂州木頭川	たまんきら谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.26	0.15
木沢-I-8	那賀川	坂州木頭川	西峰谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.22	0.15
木沢-I-9	那賀川	坂州木頭川	森谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.26	0.05
木沢-I-10	那賀川	坂州木頭川	ふるつえ谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.12	0.02
木沢-I-11	那賀川	坂州木頭川	出口谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.04	0.01
木沢-I-13	那賀川	藤ヶ谷川	藤ヶ内谷川	那賀町	木沢村	川成	2.13	7.14
木沢-I-14	那賀川	坂州木頭川	ミサゴ谷	那賀町	木沢村	向工	0.39	0.08
木沢-I-15	那賀川	坂州木頭川	寺谷	那賀町	木沢村	向江	1.06	0.70
木沢-I-16	那賀川	坂州木頭川	ウツユ川	那賀町	木沢村	木頭上	0.87	0.56
木頭-I-1	那賀川	那賀川	中江谷	那賀町	木頭村	蔭	0.16	0.19
木頭-I-3	那賀川	那賀川	東谷	那賀町	木頭村	南宇	0.30	0.07
木頭-I-4	那賀川	那賀川	小藪沢	那賀町	木頭村	小藪	0.38	0.08
木頭-I-5	那賀川	那賀川	ドウノ谷	那賀町	木頭村	大城	0.33	0.06
木頭-I-6	那賀川	那賀川	弥二谷	那賀町	木頭村	六地藏	0.16	0.09
木頭-I-7	那賀川	那賀川	ハリノキユウ谷	那賀町	木頭村	久留名	0.30	0.16
木頭-I-8	那賀川	棚谷川	棚谷	那賀町	木頭村	棚谷	0.10	0.05
木頭-I-9	那賀川	那賀川	西バン谷	那賀町	木頭村	西宇	0.07	0.07
木頭-I-10	那賀川	那賀川	ヨネガ谷	那賀町	木頭村	西宇	0.31	0.22
木頭-I-11	那賀川	那賀川	天神谷	那賀町	木頭村	西宇	0.86	0.53
木頭-I-13	那賀川	那賀川	西谷	那賀町	木頭村	白久	1.26	0.40
木頭-I-14	那賀川	那賀川	カジバ谷	那賀町	木頭村	白久	0.21	0.03
木頭-I-15	那賀川	那賀川	庵ノ谷	那賀町	木頭村	出原	0.25	0.05
木頭-I-16	那賀川	那賀川	冬口谷	那賀町	木頭村	冬口	0.51	0.43
19-2	牟岐川	牟岐川	白木谷	牟岐町	牟岐町	河内	1.76	0.90
19-3	牟岐川	牟岐川	平野谷	牟岐町		河内	0.35	0.09
19-4	牟岐川	牟岐川	関谷	牟岐町		中村	0.55	0.11
19-6	牟岐川	牟岐川	杉谷	牟岐町		中村	0.12	0.02
19-7	瀬戸川	瀬戸川	奥前谷	牟岐町		中村	0.50	0.11
19-9	牟岐川	牟岐川	宮田谷	牟岐町		牟岐浦	0.15	0.01
19-10	瀬戸川	瀬戸川	西大谷	牟岐町		中村	0.11	0.01
19-11	瀬戸川	瀬戸川	大戸谷	牟岐町		中村	0.05	0.01
19-12	瀬戸川	瀬戸川	東大谷	牟岐町		中村	0.07	0.01
19-19	牟岐川	牟岐川	きやの谷	牟岐町		川長	0.25	0.16
19-23			鍛冶屋谷	牟岐町		灘	0.30	0.14
17-1	伊座利川	伊座利川	片山谷	美波町	由岐町	伊座利	0.25	0.08
17-2	伊座利川	伊座利川	奥地谷	美波町	由岐町	伊座利	0.35	0.07
17-3	伊座利川	伊座利川	西良谷	美波町	由岐町	伊座利	0.20	0.05
17-4	阿部東川	阿部東川	阿部東川	美波町	由岐町	阿部	1.05	1.41
17-5	阿部東川	阿部西川	阿部西小谷	美波町	由岐町	阿部	0.23	0.05
17-6	阿部東川	阿部西川	常陸谷	美波町	由岐町	阿部	0.16	0.05
17-7	志和岐川	志和岐川	志和岐川谷	美波町	由岐町	志和岐	0.46	0.29
17-11	喜多地川	喜多地川	喜多地川	美波町	由岐町	木岐	0.44	0.11
17-12	木岐川	木岐川	牛の谷	美波町	由岐町	木岐	0.38	0.13
18-1	那賀川	赤松川	やぶ内川	美波町	日和佐町	赤松	0.87	0.81
18-3	日和佐川	馬	西谷	美波町	日和佐町	北河内	0.80	2.12
18-4	日和佐川	北河内谷川	鳥山谷	美波町	日和佐町	北河内	0.25	0.26
18-5	日和佐川	北河内谷川	池ノ内谷	美波町	日和佐町	北河内	0.35	0.28
18-6	日和佐川	北河内川	奥谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.20	0.12
18-9	日和佐川	山河内谷川	なか谷	美波町	日和佐町	山河内	0.15	0.05
18-11	日和佐川	日和佐川	伊儀谷	美波町	日和佐町	西河内	0.50	0.19
18-12	日和佐川	日和佐川	小谷野谷	美波町	日和佐町	西河内	0.55	0.69
18-13	日和佐川	丹前谷川	丹前谷	美波町	日和佐町	西河内	0.15	0.05
18-14	日和佐川	日和佐川	入江谷	美波町	日和佐町	西河内	0.31	0.17
18-15	日和佐川	日和佐川	谷奥谷	美波町	日和佐町	西河内	0.45	0.44
18-16	日和佐川	北河内谷川	神極田谷	美波町	日和佐町	西河内	0.16	0.03
18-17	奥湯川	奥湯川	吹田谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.18	0.06
18-20	日和佐川	北河内谷川	山王谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.35	0.10
18-21	田井川	田井川	山本谷	美波町	日和佐町	恵比須浜	0.95	0.14
20-1	海部川	小川谷川	ゆんだ谷	海陽町	海南町	小川	1.30	0.57
20-2	海部川	海部川	猪の谷	海陽町	海南町	神野	0.55	0.22
20-4	海部川	若松川	奥の谷	海陽町	海南町	若松	0.40	0.17
20-5	海部川	相川	大谷	海陽町	海南町	相川	0.40	0.14
20-6	海部川	相川	中野谷	海陽町	海南町	相川	0.43	0.14
20-7	海部川	海部川	笹草川谷	海陽町	海南町	相川	0.70	0.23
20-8	海部川	善蔵川	坂口	海陽町	海南町	熟田	0.18	0.04
20-9	粟ノ浦川	粟ノ浦川	追谷	海陽町	海南町	浅川	0.17	0.02
20-10	伊勢田川	伊勢田川	高畠	海陽町	海南町	浅川	0.25	0.06
20-11	伊勢田川	伊勢田川	西谷	海陽町	海南町	浅川	0.45	0.12

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
20-12	伊勢田川	伊勢田川	正福寺の谷	海陽町	海南町	浅川	0.20	0.03
20-13	浦上川	浦上川	東の奥	海陽町	海南町	浅川	0.43	0.03
20-15	鯖瀬川	鯖瀬川	馬路谷	海陽町	海南町	浅川	0.10	0.02
20-16			中屋敷谷	海陽町	海南町	浅川	0.06	0.01
20-20	海部川	王余魚谷川	王余魚谷	海陽町	海南町	平井	2.70	4.40
20-28	海部川	海部川	七川	海陽町	海南町	神野	0.95	0.17
21-1	海部川	吉田川	奥ノ谷	海陽町	海部町	富田	0.42	0.19
21-2	海部川	折王谷川	折王谷	海陽町	海部町	櫛川	0.68	0.31
21-3	海部川	横山川	兼ヶ淵谷	海陽町	海部町	中山	0.18	0.03
21-4	江川	江川	一字谷	海陽町	海部町	奥浦	0.43	0.07
21-6			東光寺谷	海陽町	海部町	柄浦	0.29	0.03
21-7			小那佐谷	海陽町	海部町	柄浦	0.33	0.03
21-8			那佐公園谷	海陽町	海部町	柄浦	0.30	0.04
22-1	穴喰川	日比宇川	芝谷	海陽町	穴喰町	日比宇	0.25	0.03
22-2	穴喰川	穴喰川	八山谷	海陽町	穴喰町	尾崎	0.15	0.02
22-3	穴喰川	日比原川	日比原谷	海陽町	穴喰町	日比原	1.85	0.33
22-4	穴喰川	穴喰川	安養寺谷	海陽町	穴喰町	久保	0.55	0.13
22-5	穴喰川	穴喰川	北田谷	海陽町	穴喰町	久保	0.35	0.04
22-6	穴喰川	穴喰川	正梶谷	海陽町	穴喰町	穴喰浦	0.19	0.04
22-7	野根川	船津川	船津谷	海陽町	穴喰町	船津	0.75	0.04
22-8			吉原谷	海陽町	穴喰町	穴喰浦	0.13	0.35
22-9			西の谷	海陽町	穴喰町	穴喰浦	0.12	0.02
22-14			那佐東谷	海陽町	穴喰町	穴喰浦	0.40	0.10
22-16	穴喰川	穴喰川	馳馬谷	海陽町	穴喰町	日比原	0.13	0.05
22-17			那佐西谷	海陽町	穴喰町	穴喰浦	0.21	0.11
22-19	穴喰川	広岡川	鍛冶屋谷	海陽町	穴喰町	北河内	1.47	1.10
脇町-1-1	吉野川	野村谷川	(平帽子1号谷)	美馬市	脇町	平帽子	0.17	0.11
脇町-1-2	吉野川	野村谷川	(平帽子2号谷)	美馬市	脇町	平帽子	0.29	0.19
脇町-1-3	吉野川	井口谷川	柳谷	美馬市	脇町	井口	0.13	0.04
脇町-1-4	吉野川	清谷川	清谷	美馬市	脇町	上の原	0.82	0.08
脇町-1-5	吉野川	清谷川	(清水谷)	美馬市	脇町	上の原	1.25	0.60
脇町-1-6	吉野川	清谷川	馬木谷	美馬市	脇町	上の原	1.35	0.62
脇町-1-7	吉野川	清谷川	(上原小谷)	美馬市	脇町	上の原	0.19	0.02
脇町-1-8	吉野川	馬木谷川	(滝下3号谷)	美馬市	脇町	上の原	0.43	0.10
脇町-1-9	吉野川	城の谷川	城の谷	美馬市	脇町	脇町	0.27	0.06
脇町-1-10	吉野川	城の谷川	城の谷	美馬市	脇町	脇町	0.88	0.39
脇町-1-11	吉野川	山根谷川	小麦谷	美馬市	脇町	脇町	0.51	0.09
脇町-1-12	吉野川	大谷川	小麦谷	美馬市	脇町	脇町	1.26	0.34
脇町-1-13	吉野川	大谷川	上境谷	美馬市	脇町	中段	0.32	0.11
脇町-1-14	吉野川	大谷川	大谷	美馬市	脇町	西大谷	0.82	1.96
脇町-1-15	吉野川	日野谷川	日野谷	美馬市	脇町	猪尻	0.49	0.09
脇町-1-16	吉野川	日野谷川	日野谷	美馬市	脇町	猪尻	0.35	0.07
脇町-1-17	吉野川	土井谷川	土井谷	美馬市	脇町	拝原	0.43	0.07
脇町-1-18	吉野川	曾江谷川	(土井小谷)	美馬市	脇町	拝原	0.17	0.04
脇町-1-19	吉野川	曾江谷川	池の谷	美馬市	脇町	曾江名	0.11	0.11
脇町-1-20	吉野川	曾江谷川	大塩谷	美馬市	脇町	曾江名	0.24	0.17
脇町-1-21	吉野川	曾江谷川	大塩谷	美馬市	脇町	曾江名	0.12	0.05
脇町-1-22	吉野川	曾江谷川	(大塩小谷)	美馬市	脇町	曾江名	0.12	0.04
脇町-1-23	吉野川	曾江谷川	山彦谷	美馬市	脇町	曾江名	0.80	0.25
脇町-1-24	吉野川	曾江谷川	吉竹谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.12	0.21
脇町-1-25	吉野川	曾江谷川	五大谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.60	0.34
脇町-1-26	吉野川	曾江谷川	西赤谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.07	0.05
脇町-1-27	吉野川	曾江谷川	広棚谷	美馬市	脇町	西赤谷	1.29	1.44
脇町-1-28	吉野川	曾江谷川	下夏子谷	美馬市	脇町	西俣名	1.23	0.61
脇町-1-29	吉野川	曾江谷川	夏子谷	美馬市	脇町	西俣名	0.30	0.22
脇町-1-30	吉野川	曾江谷川	(向晴谷)	美馬市	脇町	東俣谷	0.14	0.02
脇町-1-31	吉野川	曾江谷川	坂の谷	美馬市	脇町	東俣谷	0.27	0.07
脇町-1-32	吉野川	東俣谷川	阿瀬比谷	美馬市	脇町	東赤谷名	0.49	0.30
脇町-1-33	吉野川	東俣谷川	阿瀬比谷	美馬市	脇町	東赤谷名	0.77	0.86
脇町-1-34	吉野川	東俣谷川	裏の谷	美馬市	脇町	東俣名	0.14	0.09
脇町-1-35	吉野川	東俣谷川	上谷	美馬市	脇町	東俣名	0.73	0.15
脇町-1-36	吉野川	東俣谷川	(中川原谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.08	0.07
脇町-1-37	吉野川	野村谷川	(黒北小谷)	美馬市	脇町	東赤谷名	0.14	0.05
脇町-1-38	吉野川	曾江谷川	(上曾江谷)	美馬市	脇町	西赤谷	0.65	0.23
脇町-1-39	吉野川	曾江谷川	宇多谷	美馬市	脇町	西赤谷	2.19	1.51
美馬-1-1	吉野川	黒谷川	黒谷	美馬市	美馬町	中西	0.53	0.21
美馬-1-2	吉野川	露の谷川	露の谷	美馬市	美馬町	中西	0.66	0.14
美馬-1-3	吉野川	露の谷川	露の谷	美馬市	美馬町	中西	0.41	0.39
美馬-1-4	吉野川	中野谷川	露の谷	美馬市	美馬町	露口	0.34	0.15
美馬-1-6	吉野川	中野谷川	手水谷	美馬市	美馬町	山嫁坂	0.66	0.12

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
美馬-I-7	吉野川	鍋倉谷川	猿ヶ谷	美馬市	美馬町	北東原	0.71	0.39
美馬-I-8	吉野川	鍋倉谷川	井出谷	美馬市	美馬町	狙坂	0.82	0.34
美馬-I-10	吉野川	鍋倉谷川	(藤宇谷)	美馬市	美馬町	北東原	0.60	0.37
美馬-I-11	吉野川	姥ヶ谷川	姥ヶ谷	美馬市	美馬町	滝ノ宮	0.35	0.02
美馬-I-12	吉野川	姥ヶ谷川	條谷	美馬市	美馬町	土ヶ久保	0.35	0.06
美馬-I-13	吉野川	姥ヶ谷川	姥ヶ谷川	美馬市	美馬町	土ヶ久保	0.74	0.16
美馬-I-14	吉野川	枳殻谷川	姥ヶ谷川	美馬市	美馬町	北土ヶ久保	0.48	0.07
美馬-I-15	吉野川	枳殻谷川	枳殻谷川	美馬市	美馬町	宗重	0.72	0.22
美馬-I-16	吉野川	玉振谷川	玉振谷川	美馬市	美馬町	宗重	1.41	0.52
美馬-I-17	吉野川	吉田谷川	吉田谷川	美馬市	美馬町	坊僧	0.91	0.13
美馬-I-18	吉野川	野村谷川	入倉谷	美馬市	美馬町	入倉	3.35	4.56
美馬-I-19	吉野川	野村谷川	上入倉谷	美馬市	美馬町	清田	0.44	0.09
2	吉野川	吉野川	寺尾谷川	美馬市	穴吹町	小島	0.35	0.13
3	吉野川	吉野川	不定谷川	美馬市	穴吹町	小島	1.42	0.39
4	吉野川	吉野川	一の谷川	美馬市	穴吹町	小島	1.12	0.61
5	吉野川	吉野川	中村谷川	美馬市	穴吹町	小島	0.63	0.27
6	吉野川	吉野川	石神谷川	美馬市	穴吹町	小島	1.42	0.74
7	吉野川	吉野川	阿弥陀堂谷川	美馬市	穴吹町	小島	1.57	0.45
8	吉野川	吉野川	東分谷川	美馬市	穴吹町	小島	1.37	1.14
9	吉野川	吉野川	神田谷川	美馬市	穴吹町	三島	0.68	0.24
10	吉野川	吉野川	神田谷川	美馬市	穴吹町	三島	0.93	0.43
11	吉野川	妙連川	(三島1号谷)	美馬市	穴吹町	三谷	0.34	0.10
12	吉野川	妙連川	(三島2号谷)	美馬市	穴吹町	三谷	0.91	0.26
13	吉野川	妙連川	楠谷川	美馬市	穴吹町	三谷	0.44	0.14
15	吉野川	妙連川	(三島3号谷)	美馬市	穴吹町	三谷	0.79	0.30
16	吉野川	妙連川	三谷川	美馬市	穴吹町	三谷	2.04	1.18
18	吉野川	吉野川	柳田谷川	美馬市	穴吹町	穴吹	0.39	0.13
19	吉野川	吉野川	岡の谷川	美馬市	穴吹町	穴吹	0.43	0.09
20	吉野川	穴吹川	(穴吹谷)	美馬市	穴吹町	穴吹	0.14	0.04
21	吉野川	穴吹川	田呂の谷	美馬市	穴吹町	穴吹	0.18	0.05
22	吉野川	穴吹川	大平谷	美馬市	穴吹町	盤若	0.16	0.03
23	吉野川	穴吹川	小屋谷	美馬市	穴吹町	穴吹	1.56	0.53
25	吉野川	穴吹川	初草谷	美馬市	穴吹町	初草	0.87	0.49
27	吉野川	穴吹川	(西谷)	美馬市	穴吹町	西谷	2.06	0.49
28	吉野川	穴吹川	(湖名谷)	美馬市	穴吹町	西谷	7.89	2.20
29	吉野川	穴吹川	(湖名1号支谷)	美馬市	穴吹町	口山	0.55	0.50
30	吉野川	穴吹川	(湖名2号支谷)	美馬市	穴吹町	湖名	1.33	0.51
37	吉野川	穴吹川	アセヨウチ谷	美馬市	穴吹町	梶谷	0.33	0.05
38	吉野川	穴吹川	ドウノオク谷	美馬市	穴吹町	梶谷	0.36	0.08
43	吉野川	穴吹川	(宮内容)	美馬市	穴吹町	宮内	0.38	0.06
49	吉野川	穴吹川	田方谷川	美馬市	穴吹町	田方	0.20	0.02
51	吉野川	穴吹川	(知野2号谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.09	0.01
52	吉野川	穴吹川	(知野1号谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.04	0.01
53	吉野川	穴吹川	(仕出原4号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	0.10	0.02
54	吉野川	穴吹川	(仕出原3号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	0.33	0.07
56	吉野川	穴吹川	西の谷川	美馬市	穴吹町	魚尾	3.95	1.58
57	吉野川	穴吹川	(龍王谷)	美馬市	穴吹町	美少田	1.24	0.19
58	吉野川	穴吹川	(寺前谷)	美馬市	穴吹町	寺前	0.15	0.03
59	吉野川	穴吹川	市場谷	美馬市	穴吹町	市場	4.80	3.22
60	吉野川	穴吹川	岡の谷	美馬市	穴吹町	田ノ上	0.62	0.13
62	吉野川	穴吹川	(市ノ下2号谷)	美馬市	穴吹町	市ノ下	0.28	0.03
64	吉野川	吉野川	(上成戸谷)	美馬市	穴吹町	西成戸	0.42	0.12
65	吉野川	吉野川	西成戸谷	美馬市	穴吹町	成戸	0.77	0.22
66	吉野川	吉野川	(東成戸谷)	美馬市	穴吹町	西成戸	0.46	0.15
67	吉野川	穴吹川	(奈良坂谷)	美馬市	穴吹町	奈良坂	0.16	0.04
106	吉野川	穴吹川	(瀬津原谷)	美馬市	木屋平村	瀬津原	0.46	0.08
107	吉野川	穴吹川	(森遠下谷)	美馬市	木屋平村	瀬津原	0.14	0.04
109	吉野川	穴吹川	(谷口下谷)	美馬市	木屋平村	谷口	1.84	0.65
110	吉野川	穴吹川	(龍光寺谷)	美馬市	木屋平村	谷口	0.11	0.04
111	吉野川	穴吹川	(谷口局前谷)	美馬市	木屋平村	谷口	1.26	0.46
112	吉野川	穴吹川	(谷口上谷)	美馬市	木屋平村	谷口	0.20	0.06
116	吉野川	太合谷川	(太合2号支谷)	美馬市	木屋平村	太合	0.29	0.09
118	吉野川	穴吹川	(川上上谷)	美馬市	木屋平村	川上カゲ	0.42	0.12
120	吉野川	穴吹川	(川上神社谷)	美馬市	木屋平村	川上	0.70	0.26
122	吉野川	穴吹川	上屋敷谷	美馬市	木屋平村	川上	0.62	0.32
125	吉野川	穴吹川	(川上奥谷)	美馬市	木屋平村	川上	0.34	0.17
131	吉野川	穴吹川	川井谷	美馬市	木屋平村	川井	4.93	1.70
半田-I-1	吉野川	吉野川	西崎谷	つるぎ町	半田町	西崎	0.62	0.16
半田-I-2	吉野川	吉野川	中藪谷	つるぎ町	半田町	中藪	0.41	0.11
半田-I-3	吉野川	大橋谷川	大橋谷	つるぎ町	半田町	中藪	0.87	0.41

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
半田-I-4	吉野川	半田川	木の内谷	つるぎ町	半田町	逢坂	0.60	0.06
半田-I-5	吉野川	半田川	木の内谷	つるぎ町	半田町	木ノ内	0.43	0.16
半田-I-6	吉野川	半田川	火の口谷	つるぎ町	半田町	上ノ原	1.20	0.29
半田-I-7	吉野川	半田川	馬の久保谷	つるぎ町	半田町	長瀬	1.00	0.21
半田-I-8	吉野川	半田川	(川又谷)	つるぎ町	半田町	川又	0.39	0.07
半田-I-9	吉野川	高瀬谷川	中塚谷	つるぎ町	半田町	川又	0.25	0.03
半田-I-10	吉野川	高瀬谷川	高瀬谷	つるぎ町	半田町	高瀬	1.68	0.56
半田-I-11	吉野川	東谷川	藤村谷	つるぎ町	半田町	青野	0.08	0.02
半田-I-13	吉野川	東谷川	下屋谷	つるぎ町	半田町	青野	0.88	0.21
半田-I-14	吉野川	半田川	(喜來東谷)	つるぎ町	半田町	上喜來	0.60	0.23
半田-I-15	吉野川	半田川	谷野奥谷	つるぎ町	半田町	下喜來	0.49	0.12
半田-I-16	吉野川	大惣谷川	大惣川	つるぎ町	半田町	大惣	1.20	2.08
半田-I-17	吉野川	半田川	紙屋谷	つるぎ町	半田町	紙屋	0.68	0.20
半田-I-18	吉野川	半田川	大泉谷	つるぎ町	半田町	紙屋	0.15	0.01
半田-I-19	吉野川	半田川	万才谷	つるぎ町	半田町	万才	0.21	0.02
半田-I-20	吉野川	半田川	樋口谷	つるぎ町	半田町	佐古戸	0.07	0.01
半田-I-21	吉野川	半田川	しろえ谷	つるぎ町	半田町	下喜來	0.28	0.12
半田-I-22	吉野川	半田川	田口谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.11	0.01
半田-I-23	吉野川	半田川	かぞろ谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.16	0.02
半田-I-24	吉野川	半田川	日開野谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.11	0.01
半田-I-25	吉野川	半田川	サルサカ谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.16	0.12
半田-I-26	吉野川	半田川	宮の谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.06	0.08
半田-I-27	吉野川	半田川	あずきあら谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.29	0.06
半田-I-28	吉野川	井川谷川	柏尾谷	つるぎ町	半田町	西池	0.79	0.21
半田-I-29	吉野川	井川谷川	日ノ浦谷	つるぎ町	半田町	井川	0.33	0.06
半田-I-30	吉野川	井川谷川	(井川谷)	つるぎ町	半田町	日浦奥	0.79	0.19
半田-I-31	吉野川	半田川	井黒谷	つるぎ町	半田町	田井	1.00	0.30
半田-I-32	吉野川	半田川	山下谷	つるぎ町	半田町	田井	0.22	0.04
半田-I-33	吉野川	半田川	山内谷	つるぎ町	半田町	田井	0.19	0.02
半田-I-34	吉野川	半田川	田井北谷	つるぎ町	半田町	田井	0.16	0.01
半田-I-35	吉野川	吉野川	下女谷	つるぎ町	半田町	松生	0.88	0.19
半田-I-36	吉野川	吉野川	法曾谷	つるぎ町	半田町	松生	0.36	0.04
貞光-I-1	吉野川	吉野川	五木底谷	つるぎ町	貞光町	太田	0.22	0.08
貞光-I-2	吉野川	吉野川	太田谷	つるぎ町	貞光町	太田	0.06	0.03
貞光-I-3	吉野川	太田川	太田谷	つるぎ町	貞光町	太田	1.15	1.82
貞光-I-4	吉野川	太田川	(西谷)	つるぎ町	貞光町	太田	0.79	0.22
貞光-I-5	吉野川	吉野川	山の神谷	つるぎ町	貞光町	太田	0.55	0.11
貞光-I-6	吉野川	吉野川	猿ヶ谷	つるぎ町	貞光町	太田	0.30	0.14
貞光-I-7	吉野川	貞光川	第二島枝谷	つるぎ町	貞光町	江ノ脇	0.07	0.09
貞光-I-8	吉野川	貞光川	島枝谷	つるぎ町	貞光町	江ノ脇	0.33	0.19
貞光-I-9	吉野川	貞光川	宮内谷	つるぎ町	貞光町	貞光宮内	0.91	0.35
貞光-I-10	吉野川	貞光川	東山谷	つるぎ町	貞光町	貞光宮内	0.02	0.17
貞光-I-11	吉野川	貞光川	北谷	つるぎ町	貞光町	岡	0.07	0.05
貞光-I-12	吉野川	貞光川	支所谷	つるぎ町	貞光町	捨子谷南	0.67	0.16
貞光-I-13	吉野川	見患頭谷川	(広谷谷)	つるぎ町	貞光町	広谷	0.38	0.06
貞光-I-14	吉野川	貞光川	(広瀬北谷)	つるぎ町	貞光町	東丸井	0.11	0.02
貞光-I-15	吉野川	貞光川	広瀬谷	つるぎ町	貞光町	東丸井	0.10	0.01
貞光-I-16	吉野川	貞光川	長瀬谷	つるぎ町	貞光町	木屋	0.24	0.07
貞光-I-17	吉野川	貞光川	西尾谷	つるぎ町	貞光町	長瀬	0.27	0.17
貞光-I-18	吉野川	貞光川	(西尾上谷)	つるぎ町	貞光町	長瀬	0.10	0.09
貞光-I-19	吉野川	貞光川	別所谷	つるぎ町	貞光町	別所	0.94	0.52
貞光-I-20	吉野川	貞光川	村雲谷	つるぎ町	貞光町	大坊	0.19	0.15
貞光-I-21	吉野川	貞光川	辻の谷	つるぎ町	貞光町	野口	0.75	0.52
貞光-I-22	吉野川	貞光川	(西山南谷)	つるぎ町	貞光町	西山	0.18	0.05
貞光-I-23	吉野川	貞光川	西山谷	つるぎ町	貞光町	馬出	0.09	0.03
貞光-I-24	吉野川	貞光川	(尻無東谷)	つるぎ町	貞光町	馬出	0.09	0.02
貞光-I-25	吉野川	貞光川	尻無谷	つるぎ町	貞光町	西山	0.04	0.17
一字-I-1	吉野川	貞光川	太刀之本谷	つるぎ町	一字村	太刀之本	0.74	0.44
一字-I-2	吉野川	貞光川	中央谷	つるぎ町	一字村	須具瀬	0.09	0.01
一字-I-3	吉野川	貞光川	犬追谷	つるぎ町	一字村	中野	0.59	0.83
一字-I-4	吉野川	瀬開谷川	(川又谷)	つるぎ町	一字村	川又	0.63	0.31
一字-I-5	吉野川	明谷川	大屋内容	つるぎ町	一字村	大屋内	0.10	0.03
一字-I-6	吉野川	明谷川	明谷	つるぎ町	一字村	明谷	0.53	0.17
一字-I-7	吉野川	片川	深谷	つるぎ町	一字村	大横	0.14	0.08
一字-I-8	吉野川	片川	西の谷	つるぎ町	一字村	赤松	1.35	0.84
一字-I-9	吉野川	貞光川	古見谷	つるぎ町	一字村	古見	1.73	0.76
一字-I-10	吉野川	貞光川	から谷	つるぎ町	一字村	古見	0.21	0.02
481-I-01	吉野川	吉野川	黒谷	三好市	三野町	原	2.00	1.26
481-I-02	吉野川	吉野川	鶴石谷	三好市	三野町	原	0.90	0.56
481-I-03	吉野川	吉野川	堂の谷	三好市	三野町	太刀野	0.55	0.18



渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
481-I-04	吉野川	河内谷川	北谷	三好市	三野町	花園	1.30	0.31
481-I-05	吉野川	吉野川	ウルシ谷	三好市	三野町	上野	1.30	0.29
481-I-06	吉野川	吉野川	大谷	三好市	三野町	勢力	1.75	0.86
481-I-07	吉野川	滝谷川	滝谷	三好市	三野町	王地	2.30	2.38
481-I-08	吉野川	箸ヶ谷川	箸ヶ谷	三好市	三野町	上野	0.75	0.27
483-I-01	吉野川	吉野川	峠谷	三好市	池田町	トウゲ	2.10	0.09
483-I-02	吉野川	吉野川	サイノ谷	三好市	池田町	トウゲ	0.55	0.11
483-I-03	吉野川	弥十柳川	島山谷	三好市	池田町	ハヤシ	2.50	1.80
483-I-04	吉野川	弥十柳川	鎌掛谷	三好市	池田町	ハヤシ	1.30	1.43
483-I-05	吉野川	弥十柳川	ハヤシ谷	三好市	池田町	ハヤシ	1.30	0.22
483-I-06	吉野川	弥十柳川	ガサ谷	三好市	池田町	イケミナミ	1.90	0.34
483-I-07	吉野川	弥十柳川	オモ谷	三好市	池田町	イケミナミ	0.40	0.18
483-I-08	吉野川	弥十柳川	弥十柳川谷	三好市	池田町	イケミナミ	1.65	0.98
483-I-09	吉野川	吉野川	細野谷	三好市	池田町	ホソノ	0.15	0.05
483-I-10	吉野川	吉野川	西千谷	三好市	池田町	イタノ	0.25	0.05
483-I-11	吉野川	吉野川	北山谷	三好市	池田町	中西	0.45	0.09
483-I-12	吉野川	吉野川	露口谷川	三好市	池田町	中西	0.45	0.14
483-I-13	吉野川	吉野川	金山谷	三好市	池田町	中西	1.05	0.28
483-I-14	吉野川	吉野川	道ノ上谷	三好市	池田町	中西	0.45	0.10
483-I-15	吉野川	吉野川	西原谷	三好市	池田町	中西	0.30	0.04
483-I-16	吉野川	吉野川	高戸星谷	三好市	池田町	三縄	0.90	0.31
483-I-17	吉野川	吉野川	ヲウヒラ谷	三好市	池田町	中西	0.35	0.13
483-I-18	吉野川	吉野川	猿川谷川	三好市	池田町	中西	0.40	0.09
483-I-19	吉野川	吉野川	漆川橋谷	三好市	池田町	中西	0.20	0.03
483-I-20	吉野川	吉野川	大利込谷	三好市	池田町	大利	0.40	0.12
483-I-21	吉野川	吉野川	明王院裏谷	三好市	池田町	大和川	0.30	0.12
483-I-22	吉野川	吉野川	府甲部谷	三好市	池田町	府甲部	1.80	0.68
483-I-23	吉野川	吉野川	瀬戸谷	三好市	池田町	白地	0.90	0.36
483-I-24	吉野川	吉野川	城谷	三好市	池田町	白地	0.10	0.04
483-I-25	吉野川	馬路川	堂の久保小谷	三好市	池田町	上馬路	0.65	0.13
483-I-26	吉野川	馬路川	有安谷	三好市	池田町	大宗有安	1.25	0.71
483-I-27	吉野川	馬路川	大宗谷	三好市	池田町	大宗	1.25	0.92
483-I-28	吉野川	馬路川	境谷	三好市	池田町	境目	0.95	0.38
483-I-29	吉野川	馬路川	池谷小谷	三好市	池田町	船戸	0.45	0.07
483-I-30	吉野川	馬路川	瀬戸谷	三好市	池田町	船戸	1.05	0.50
483-I-31	吉野川	馬路川	上浦谷	三好市	池田町	上浦	1.00	0.45
483-I-32	吉野川	馬路川	金年谷	三好市	池田町	上馬路	0.65	0.14
483-I-33	吉野川	馬路川	深川谷	三好市	池田町	下馬路	3.38	4.11
483-I-34	吉野川	馬路川	オノシヤ谷	三好市	池田町	下馬路	1.55	0.74
483-I-35	吉野川	馬路川	井ノ久保谷	三好市	池田町	井ノ久保東	0.25	0.42
483-I-36	吉野川	吉野川	馬谷	三好市	池田町	北名	3.05	2.33
483-I-37	吉野川	吉野川	敷ノ上谷川	三好市	池田町	敷ノ上	0.70	0.14
483-I-38	吉野川	吉野川	境谷	三好市	池田町	敷ノ上	0.75	0.59
483-I-39	吉野川	吉野川	西山谷	三好市	池田町	西山浜	1.30	0.63
483-I-40	吉野川	吉野川	湯谷	三好市	池田町	中津	0.95	0.33
483-I-41	吉野川	鮎苦谷川	やまだの谷	三好市	池田町	上野呂内	0.25	0.04
483-I-42	吉野川	鮎苦谷川	神前谷	三好市	池田町	下野呂内	0.65	0.11
483-I-43	吉野川	鮎苦谷川	松原谷支川	三好市	池田町	込野	0.85	0.28
483-I-44	吉野川	吉野川	東州津川	三好市	池田町	東州津	0.50	0.23
1-1	吉野川	祖谷川	ナカズ谷支流	三好市	池田町	川崎	0.06	0.02
1-2	吉野川	祖谷川	ナカズ谷	三好市	池田町	川崎	0.07	0.18
1-3	吉野川	祖谷川	大利日浦谷	三好市	池田町	大利日浦	0.08	0.03
1-5	吉野川	祖谷川	出合谷	三好市	池田町	出合	0.49	0.15
484-I-01	吉野川	紺屋谷川	紺屋谷川	三好市	山城町	川成	3.25	4.11
484-I-02	吉野川	吉野川	納屋谷	三好市	山城町	下名	0.45	0.15
484-I-03	吉野川	吉野川	安瀬地谷	三好市	山城町	柿野尾	1.45	0.80
484-I-04	吉野川	吉野川	赤野谷	三好市	山城町	赤野	1.90	1.22
484-I-05	吉野川	藤川谷川	打石谷	三好市	山城町	上名	1.15	0.75
484-I-06	吉野川	藤川谷川	木栗谷	三好市	山城町	上名	0.10	0.11
484-I-07	吉野川	藤川谷川	津屋谷	三好市	山城町	上名	1.10	1.14
484-I-08	吉野川	吉野川	西宇谷	三好市	山城町	上西宇	1.50	0.69
484-I-09	吉野川	吉野川	大津谷	三好市	山城町	小歩危	0.25	0.19
484-I-10	吉野川	吉野川	しらが谷	三好市	山城町	大津	1.10	0.48
484-I-11	吉野川	仏子谷川	仏子谷	三好市	山城町	仏子	2.45	3.18
484-I-12	吉野川	白川谷川	折道谷	三好市	山城町	光兼	1.05	0.57
484-I-13	吉野川	白川谷川	くらや谷	三好市	山城町	白川	0.85	0.38
484-I-14	吉野川	白川谷川	新学谷	三好市	山城町	中野	1.40	0.81
484-I-15	吉野川	白川谷川	中野谷	三好市	山城町	中野	0.25	0.08
484-I-16	吉野川	白川谷川	乳子谷	三好市	山城町	殿野	0.80	0.29
484-I-17	吉野川	黒川谷川	赤谷二号谷	三好市	山城町	黒川	0.45	0.11
484-I-18	吉野川	銅山川	さがい東谷	三好市	山城町	信正	0.60	0.29
484-I-19	吉野川	銅山川	さがい谷	三好市	山城町	信正	0.40	0.31
484-I-20	吉野川	銅山川	信正谷	三好市	山城町	信正	0.20	0.28

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
484-I-21	吉野川	銅山川	大月谷	三好市	山城町	大月	0.75	0.49
484-I-22	吉野川	柴川谷川	柴川谷	三好市	山城町	柴	2.60	2.73
484-I-23	吉野川	銅山川	政友谷	三好市	山城町	政友	2.50	0.06
484-I-24	吉野川	吉野川	大川持谷	三好市	山城町	大川持	3.50	0.19
484-I-25	吉野川	吉野川	大川持谷左支	三好市	山城町	大川持	0.20	0.11
484-I-26	吉野川	吉野川	祖谷口橋谷	三好市	山城町	下川	0.25	0.03
484-I-27	吉野川	吉野川	下川谷	三好市	山城町	下川	0.70	0.09
485-I-01	吉野川	吉野川	つゆ谷	三好市	井川町	浜西	0.30	0.06
485-I-02	吉野川	井ノ内谷川	流堂谷	三好市	井川町	流堂	1.30	0.39
485-I-03	吉野川	井ノ内谷川	影谷	三好市	井川町	流堂	0.85	0.56
485-I-04	吉野川	井ノ内谷川	向谷川	三好市	井川町	井内	0.25	0.28
485-I-05	吉野川	井ノ内谷川	平谷	三好市	井川町	井内	0.15	0.07
485-I-06	吉野川	井ノ内谷川	井内谷	三好市	井川町	冬	1.45	1.67
485-I-07	吉野川	井ノ内谷川	知行谷	三好市	井川町	知行	2.65	2.18
485-I-08	吉野川	井ノ内谷川	吉木谷川	三好市	井川町	吉木	0.30	0.35
485-I-09	吉野川	井ノ内谷川	岡の前谷	三好市	井川町	西新町西	0.30	0.07
485-I-10	吉野川	吉野川	駆谷	三好市	井川町	西新町西	0.65	0.17
485-I-11	吉野川	吉野川	龍谷	三好市	井川町	西新町西	0.25	0.06
485-I-12	吉野川	吉野川	飯裏谷	三好市	井川町	西新町西	0.35	0.05
485-I-13	吉野川	中村谷川	中村谷	三好市	井川町	中村西	3.55	3.50
485-I-14	吉野川	中村谷川	ガヤ谷	三好市	井川町	中村西	0.90	0.31
485-I-15	吉野川	吉野川	吉本谷	三好市	井川町	吉本	0.65	0.14
485-I-16	吉野川	吉野川	北内谷	三好市	井川町	北門	0.70	0.31
485-I-17	吉野川	里川谷川	相知川	三好市	井川町	相知	0.50	0.13
485-I-18	吉野川	吉野川	坊谷	三好市	井川町	末	0.20	0.06
3-1	吉野川	祖谷川	出口谷	三好市	東祖谷山村	深淵	0.59	0.20
3-4	吉野川	祖谷川	宮の谷	三好市	東祖谷山村	善徳名越	0.73	0.46
3-5	吉野川	祖谷川	高野谷	三好市	東祖谷山村	高野	0.25	0.29
3-6	吉野川	祖谷川	小島谷川	三好市	東祖谷山村	小島	6.37	8.74
3-7	吉野川	祖谷川	和田ヶ谷右支	三好市	東祖谷山村	和田	0.31	0.14
3-8	吉野川	祖谷川	田岡谷	三好市	東祖谷山村	和田	0.39	0.19
3-9	吉野川	祖谷川	和田ヶ谷	三好市	東祖谷山村	和田	3.51	3.71
3-10	吉野川	祖谷川	新居屋谷	三好市	東祖谷山村	新居屋	0.32	0.36
3-11	吉野川	祖谷川	麦生土谷	三好市	東祖谷山村	新居屋	0.74	0.81
3-12	吉野川	祖谷川	ヨスイ谷	三好市	東祖谷山村	若林	0.37	0.14
3-13	吉野川	祖谷川	寒谷川	三好市	東祖谷山村	京上	2.23	1.58
3-14	吉野川	祖谷川	下瀬谷	三好市	東祖谷山村	下瀬	0.25	0.05
3-21	吉野川	祖谷川	続谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.16	0.06
3-22	吉野川	祖谷川	平尾谷左支	三好市	東祖谷山村	名頃	0.09	0.03
3-23	吉野川	祖谷川	名頃谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.44	0.22
3-24	吉野川	祖谷川	四ッ小屋谷川	三好市	東祖谷山村	名頃	5.05	3.80
3-26	吉野川	祖谷川	大塚谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.34	0.27
3-27	吉野川	祖谷川	見越谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.29	0.10
488-I-01	吉野川	吉野川	谷川谷	三好市	西祖谷山村	徳善	1.05	0.33
488-I-02	吉野川	吉野川	家見谷	三好市	西祖谷山村	西岡	2.35	2.29
2-1	吉野川	祖谷川	堂ヶ谷右支	三好市	西祖谷山村	小祖谷西	0.85	0.18
2-3	吉野川	祖谷川	堂ヶ谷左支	三好市	西祖谷山村	小祖谷東	0.21	0.15
2-4	吉野川	祖谷川	堂の谷	三好市	西祖谷山村	一字	0.37	0.17
2-8	吉野川	祖谷川	とびのす谷	三好市	西祖谷山村	善徳西	0.68	0.43
2-13	吉野川	祖谷川	栗奮谷	三好市	西祖谷山村	善徳名越	1.97	2.06
482-I-01	吉野川	西谷川	敷地谷	東みよし町	三好町	敷地	2.10	1.28
482-I-02	吉野川	小川谷	坪井谷	東みよし町	三好町	昼間	0.40	0.07
482-I-03	吉野川	吉野川	出雲谷	東みよし町	三好町	昼間	0.20	0.04
482-I-04	吉野川	吉野川	松岡谷	東みよし町	三好町	天神	0.55	0.06
482-I-05	吉野川	吉野川	木來谷	東みよし町	三好町	天神	0.85	0.32
482-I-06	吉野川	吉野川	原谷	東みよし町	三好町	天神	0.50	0.13
482-I-07	吉野川	吉野川	中屋谷	東みよし町	三好町	中屋	0.60	0.21
482-I-08	吉野川	金江谷川	金江谷	東みよし町	三好町	行常	0.40	0.17
482-I-09	吉野川	子守谷川	子守谷	東みよし町	三好町	長手	0.55	0.29
482-I-10	吉野川	京福谷川	京福谷	東みよし町	三好町	宮ノ岡	0.55	0.22
482-I-11	吉野川	吉野川	湯谷	東みよし町	三好町	宮ノ岡	1.40	0.38
482-I-12	吉野川	伊月谷川	伊月谷	東みよし町	三好町	伊月	2.40	1.70
486-I-01	吉野川	吉野川	東三好橋谷	東みよし町	三加茂町	江口	0.30	0.04
486-I-02	吉野川	山口谷川	山口谷	東みよし町	三加茂町	黒長谷	2.60	4.64
486-I-03	吉野川	山陰谷川	山口谷小谷	東みよし町	三加茂町	城谷	0.65	0.09
486-I-04	吉野川	山陰谷川	城谷	東みよし町	三加茂町	城谷	1.55	0.90
486-I-05	吉野川	山陰谷川	東山路谷	東みよし町	三加茂町	城谷	0.25	0.07
486-I-06	吉野川	山陰谷川	山路谷	東みよし町	三加茂町	山路	0.70	0.21
486-I-07	吉野川	山陰谷川	不動谷川	東みよし町	三加茂町	西山路	0.90	0.13
486-I-08	吉野川	山陰谷川	祖谷の谷	東みよし町	三加茂町	西山路	0.85	0.30
486-I-09	吉野川	山陰谷川	西山路谷	東みよし町	三加茂町	西山路	0.45	0.09
486-I-10	吉野川	山陰谷川	山畠谷	東みよし町	三加茂町	西山路	0.80	0.13
486-I-11	吉野川	加茂谷川	山止谷	東みよし町	三加茂町	鍛冶屋敷	0.70	0.14
486-I-12	吉野川	加茂谷川	引地谷川	東みよし町	三加茂町	宗本	1.55	3.18
486-I-13	吉野川	加茂谷川	丹田谷	東みよし町	三加茂町	丹田	1.40	0.54

(土石流危険渓流Ⅰ)

平成26年1月1日現在

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
486-I-14	吉野川	加茂谷川	上丹田谷	東みよし町	三加茂町	丹田	0.40	0.14
486-I-15	吉野川	加茂谷川	山の上谷	東みよし町	三加茂町	山根	1.80	0.81
486-I-16	吉野川	加茂谷川	横田谷	東みよし町	三加茂町	山根	0.85	0.39
486-I-17	吉野川	加茂谷川	天神谷	東みよし町	三加茂町	天神	0.25	0.04
486-I-18	吉野川	稲持谷川	稲持谷	東みよし町	三加茂町	奥谷	3.15	3.88
486-I-19	吉野川	吉野川	美濃田一号谷	東みよし町	三加茂町	新居田	0.60	0.13
486-I-20	吉野川	吉野川	美濃田二号谷	東みよし町	三加茂町	新居田	0.55	0.18
486-I-21	吉野川	高野谷川	高野谷川	東みよし町	三加茂町	加茂	1.20	0.73
合計	1,129 箇所							

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
21001	吉野川	鮎喰川	月ノ宮一号谷	徳島市		入田町 月ノ宮	0.15	0.02
21002	吉野川	鮎喰川	月ノ宮二号谷	徳島市		入田町 月ノ宮	0.46	0.15
21005	吉野川	鮎喰川	百合谷	徳島市		入田町 天ノ原	0.30	0.21
21007	吉野川	鮎喰川	金治谷	徳島市		入田町 南谷	0.89	1.12
21009	吉野川	鮎喰川	建治の滝谷	徳島市		入田町 南谷	0.82	0.59
21011	吉野川	鮎喰川	西奥南谷	徳島市		入田町 南谷	0.04	0.02
21012	吉野川	鮎喰川	東内ノ御田谷	徳島市		入田町 内御田	0.27	0.09
21013	吉野川	鮎喰川	内ノ御田谷	徳島市		入田町 内御田	0.25	0.09
21014	吉野川	鮎喰川	西内ノ御田谷	徳島市		入田町 内御田	0.10	0.11
21016	吉野川	鮎喰川	入田大谷	徳島市		入田町 内御田	0.22	0.16
21020	吉野川	鮎喰川	下梁谷	徳島市		入田町 安都真	0.19	0.03
21030	吉野川	船戸谷川	西船戸一号谷	徳島市		一宮町 南丁	0.25	0.13
21031	吉野川	船戸谷川	船戸谷川支流	徳島市		一宮町 南丁	0.42	1.02
21034	吉野川	船戸谷川	赤坂下谷	徳島市		一宮町 赤坂東山	0.08	0.04
21035	吉野川	船戸谷川	赤坂上谷	徳島市		一宮町 赤坂東山	0.16	0.03
21036	吉野川	船戸谷川	赤坂東谷	徳島市		一宮町 赤坂東山	0.15	0.09
21037	吉野川	船戸谷川	明神丸谷	徳島市		一宮町 南丁	0.10	0.05
21038	吉野川	船戸谷川	財蔵丸谷	徳島市		一宮町 南丁	0.17	0.02
21045	吉野川	鮎喰川	宇和山谷川	徳島市		一宮町 東丁	0.25	0.24
21046	吉野川	鮎喰川	宇和山西谷	徳島市		一宮町 東丁	0.29	0.07
21047	吉野川	船戸谷川	宇和山西山三号谷	徳島市		一宮町 宇和山西山	0.10	0.01
21048	吉野川	船戸谷川	宇和山西山二号谷	徳島市		一宮町 宇和山西山	0.13	0.01
21049	吉野川	船戸谷川	宇和山西山一号谷	徳島市		一宮町 宇和山西山	0.13	0.01
21053	吉野川	鮎喰川	下僧都二号谷	徳島市		一宮町 東丁	0.18	0.06
21054	吉野川	鮎喰川	下僧都一号谷	徳島市		一宮町 東丁	0.30	0.07
21062	吉野川	鮎喰川	下天神一号谷	徳島市		入田町 内御田	0.14	0.03
21070	吉野川	鮎喰川	床殿谷	徳島市		国府町 西矢野	0.13	0.06
21073	吉野川	園瀬川	田中谷	徳島市		上八万町 田中	0.35	0.06
21074	吉野川	園瀬川	花房西谷	徳島市		上八万町 田中	0.67	0.18
21076	吉野川	園瀬川	花房谷	徳島市		上八万町 花房	1.04	0.36
21082	吉野川	園瀬川	星河内谷	徳島市		上八万町 星河内	0.60	0.69
21083	吉野川	園瀬川	西星河内谷	徳島市		上八万町 星河内	0.13	0.03
21084	吉野川	園瀬川	東星河内谷	徳島市		上八万町 星河内	0.16	0.03
21086	吉野川	園瀬川	巽山谷	徳島市		上八万町 巽山	0.10	0.06
21091	吉野川	園瀬川	長谷川	徳島市		八万町 上長谷	0.72	0.70
21094	吉野川	園瀬川	東山谷	徳島市		八万町 上長谷	0.18	0.07
21102	吉野川	園瀬川	柿谷	徳島市		八万町 柿谷	0.85	0.33
21152	吉野川	大松川	上六捨間谷	徳島市		方上町 桜谷	0.11	0.08
21157	吉野川	多々羅川	正泉西谷	徳島市		八多町 正泉	0.20	0.10
21165	吉野川	多々羅川	浅田谷	徳島市		丈六町 浅田	0.15	0.07
21168	吉野川	多々羅川	片志谷	徳島市		勝占町 片志	0.13	0.05
21172	勝浦川	日浦谷川	日浦谷川	徳島市		飯谷町 居内	1.20	1.12
21183	勝浦川	勝浦川	干飯谷	徳島市		飯谷町 飯干	0.42	0.12
21184	勝浦川	勝浦川	中干飯谷	徳島市		飯谷町 飯干	0.26	0.08
21185	勝浦川	勝浦川	上干飯谷	徳島市		飯谷町 飯干	0.14	0.06
21195	勝浦川	勝浦川	下白金谷	徳島市		飯谷町 白金谷	0.35	0.06
21197	勝浦川	勝浦川	西冲野谷	徳島市		飯谷町 西冲野	0.22	0.09
21200	勝浦川	勝浦川	西柳谷	徳島市		飯谷町 西柳谷	0.40	0.14
21201	勝浦川	勝浦川	七釜谷	徳島市		飯谷町 西柳谷	0.44	0.36
21207	勝浦川	八多川	東鹿ノ首谷	徳島市		八多町 鹿ノ首	0.94	0.40
21209	勝浦川	八多川	友広東谷	徳島市		八多町 中内	0.11	0.03
21210	勝浦川	八多川	石船谷	徳島市		八多町 中内	0.73	0.47
21215	勝浦川	八多川	東葉師谷	徳島市		八多町 岡	0.43	0.17
21216	勝浦川	八多川	下八多谷	徳島市		八多町 岡	0.05	0.02
21221	勝浦川	仕出川	水口谷	徳島市		八多町 水口	0.16	0.02
21223	勝浦川	仕出川	水口西谷	徳島市		八多町 水口	0.10	0.04
21224	勝浦川	仕出川	東仕出谷	徳島市		八多町 仕出	0.14	0.05
21229	勝浦川	金谷川	宮谷	徳島市		多家良町 立岩	1.72	1.60
21230	勝浦川	金谷川	立岩谷	徳島市		多家良町 立岩	0.11	0.11
21239	勝浦川	打樋川	大原上谷	徳島市		大原町 麓	0.21	0.05
22002	神田瀬川	神田瀬川	上王子谷	小松島市		田浦町 前山	0.19	0.06
22003	神田瀬川	神田瀬川	東内谷	小松島市		田浦町 東内	0.12	0.06
22014	神田瀬川	神田瀬川	脇谷	小松島市		中田町 脇谷	0.17	0.05
22018	神田瀬川	芝生川	花谷	小松島市		芝生町 花谷	0.14	0.17
22019	立江川	恩山寺谷川	恩山寺谷西谷	小松島市		田野町 恩山寺谷	0.21	0.17
22020	立江川	恩山寺谷川	恩山寺谷北谷	小松島市		田野町 恩山寺谷	0.21	0.07
22021	立江川	恩山寺谷川	恩山寺谷南谷	小松島市		田野町 恩山寺谷	0.16	0.16
22022	立江川	恩山寺谷川	恩山寺南谷	小松島市		田野町 恩山寺谷	0.09	0.04
22024	立江川	天王谷川	仮家谷	小松島市		田野町 仮屋	0.31	0.12
22025	立江川	天王谷川	天王谷川	小松島市		田野町 鳥居本	0.46	1.14
22026	立江川	天王谷川	奥角谷	小松島市		田野町 奥角	0.28	0.35

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
22028	立江川	立江川	二反田北谷	小松島市		櫛淵町 宮ノ内	0.21	0.15
22030	立江川	立江川	榎松谷	小松島市		櫛淵町 榎松	0.37	0.26
22031	立江川	立江川	小那智谷	小松島市		櫛淵町 小那智	0.28	0.17
22039	立江川	立江川	中山西谷	小松島市		立江町 中山	0.07	0.03
22040	立江川	立江川	中山中谷	小松島市		立江町 中山	0.23	0.11
22041	立江川	立江川	中山東谷	小松島市		立江町 中山	0.20	0.11
22042	立江川	立江川	中山下谷	小松島市		立江町 中山	0.16	0.03
22043	立江川	立江川	お京谷	小松島市		立江町 中山	0.10	0.02
22045	立江川	立江川	木原谷	小松島市		櫛淵町 木原	0.18	0.16
22046	立江川	立江川	木原東谷	小松島市		櫛淵町 木原	0.07	0.02
22047	立江川	立江川	佐山谷	小松島市		櫛淵町 佐山	0.27	0.11
22048	立江川	立江川	佐山東谷	小松島市		櫛淵町 佐山	0.05	0.06
22051	立江川	立江川	野神谷	小松島市		立江町 野神	0.13	0.05
22052	立江川	立江川	南山谷	小松島市		立江町 南山	0.27	0.04
22053	立江川	立江川	青木谷	小松島市		立江町 南山	0.13	0.07
22054	立江川	立江川	萱原西谷	小松島市		櫛淵町 萱原	0.28	0.42
23002	勝浦川	黄檗川	生実谷	勝浦町		生実	0.15	0.05
23016	勝浦川	沼谷川	西岡谷	勝浦町		西岡	0.17	0.19
23020	勝浦川	坂本川	日ノ浦一号谷	勝浦町		日ノ浦	0.11	0.04
23021	勝浦川	坂本川	日ノ浦二号谷	勝浦町		日ノ浦	0.05	0.03
23022	勝浦川	坂本川	日ノ浦五号谷	勝浦町		日ノ浦	0.14	0.02
23023	勝浦川	坂本川	日ノ浦四号谷	勝浦町		日ノ浦	0.07	0.02
23033	勝浦川	岩尾谷川	岩尾谷川	勝浦町		二ツ森谷	1.79	2.77
23038	勝浦川	生名谷川	山下谷	勝浦町		山下	0.16	0.05
23043	勝浦川	勝浦川	しゃしゃぶ谷川	勝浦町		しゃしゃぶ谷	0.24	0.15
23047	勝浦川	勝浦川	黒岩東谷	勝浦町		黒岩	0.12	0.02
23051	勝浦川	勝浦川	今山谷川支流	勝浦町		西谷	0.07	0.01
23061	勝浦川	勝浦川	山路谷	勝浦町		山路	0.20	0.06
23069	勝浦川	勝浦川	折字谷	勝浦町		折字	0.11	0.04
24002	勝浦川	旭川	上平谷	上勝町		上平	0.68	0.38
24003	勝浦川	旭川	木屋谷川	上勝町		木屋谷	0.59	1.07
24005	勝浦川	旭川	蔭谷	上勝町		蔭	1.09	0.96
24009	勝浦川	勝浦川	百合出尾谷	上勝町		百合出尾	0.09	0.06
24010	勝浦川	勝浦川	川西北谷	上勝町		川西	0.15	0.09
24011	勝浦川	勝浦川	傍下平谷	上勝町		下平	0.27	0.14
24020	勝浦川	勝浦川	福原西谷	上勝町		川北	0.23	0.10
24021	勝浦川	杉地谷川	出口谷	上勝町		杉地	0.58	0.19
24022	勝浦川	杉地谷川	笹山谷	上勝町		杉地	0.11	0.07
24023	勝浦川	杉地谷川	庵の谷	上勝町		庵谷	0.58	0.29
24025	勝浦川	勝浦川	王子東谷	上勝町		川北	0.09	0.04
24027	勝浦川	勝浦川	日浦南谷	上勝町		上日浦	0.08	0.04
24028	勝浦川	勝浦川	上日浦谷	上勝町		上日浦	0.53	0.23
24029	勝浦川	傍示川	手水南谷	上勝町		小松	0.14	0.19
24030	勝浦川	傍示川	手水谷	上勝町		小松	0.29	0.25
24031	勝浦川	傍示川	呼谷	上勝町		小松	0.08	0.07
24035	勝浦川	勝浦川	鶯谷	上勝町		鶯	0.73	0.51
24039	勝浦川	傍示川	東峰谷	上勝町		下地	0.10	0.03
24041	勝浦川	勝浦川	柳谷	上勝町		上日浦	0.98	0.90
24042	勝浦川	勝浦川	正木南谷	上勝町		柳谷	0.25	0.06
24045	勝浦川	勝浦川	西槻地谷	上勝町		西槻地	0.75	0.25
24047	勝浦川	藤川	中津賀谷	上勝町		西内	0.13	0.03
24049	勝浦川	勝浦川	作道谷	上勝町		作道	0.33	0.13
25001	吉野川	嵯峨川	府能谷	佐那河内村		府能	0.11	0.02
25011	吉野川	園瀬川	平地谷	佐那河内村		平地	0.70	0.92
25012	吉野川	根郷川	井開東谷	佐那河内村		井開	0.23	0.08
25018	吉野川	根郷川	日浦谷	佐那河内村		日浦	0.58	0.50
25020	吉野川	根郷川	又コ谷	佐那河内村		中浦	0.60	0.20
25023	吉野川	根郷川	中津東谷	佐那河内村		中津	0.22	0.09
25026	吉野川	園瀬川	モノミ石谷	佐那河内村		モノミ石	0.40	0.08
25027	吉野川	根郷川	八反地谷	佐那河内村		八反地	0.24	0.19
25034	吉野川	根郷川	下野北谷	佐那河内村		下野	0.22	0.41
25036	吉野川	園瀬川	管沢西谷	佐那河内村		管沢	0.35	0.07
26001	吉野川	鮎喰川	府能谷	神山町		府能	0.79	1.51
26002	吉野川	鮎喰川	勘場谷	神山町		府能	0.59	0.15
26005	吉野川	北谷川	経の坂谷	神山町		名ヶ平	0.95	0.93
26010	吉野川	大甲尾谷川	西岳人の森谷	神山町		大甲尾	0.75	0.39
26011	吉野川	江田谷川	江田一号谷	神山町		江田	1.03	2.09
26012	吉野川	江田谷川	江田二号谷	神山町		江田	0.55	0.18
26013	吉野川	江田谷川	江田三号谷	神山町		江田	0.47	0.10
26014	吉野川	江田谷川	江田四号谷	神山町		江田	0.84	0.20
26016	吉野川	鮎喰川	川又東谷	神山町		川又	0.46	0.18

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
26017	吉野川	鮎喰川	檜谷川	神山町		檜谷	0.24	0.16
26018	吉野川	喜来谷川	中喜来谷	神山町		中喜来	0.77	0.29
26020	吉野川	喜来谷川	下喜来谷	神山町		下喜来	0.37	0.19
26021	吉野川	鮎喰川	左右山谷	神山町		左右山	0.14	0.10
26025	吉野川	鮎喰川	栗生野谷	神山町		栗生野	0.32	0.10
26026	吉野川	鮎喰川	勝明寺北谷	神山町		栗生野	0.30	0.16
26027	吉野川	鮎喰川	東栗生野谷	神山町		栗生野	0.22	0.07
26028	吉野川	鮎喰川	鍋岩西谷	神山町		鍋岩	0.20	0.14
26030	吉野川	鮎喰川	鍋岩東谷	神山町		鍋岩	0.53	0.18
26033	吉野川	鮎喰川	石堂谷	神山町		石堂	0.08	0.13
26035	吉野川	鮎喰川	阿保坂谷	神山町		阿保坂	0.24	0.18
26038	吉野川	広石谷川	広石谷	神山町		広石	0.33	0.10
26040	吉野川	鮎喰川	持部谷川	神山町		駒坂	1.37	1.33
26042	吉野川	鬼箆野谷川	鬼箆野西分谷	神山町		西分	0.45	0.15
26043	吉野川	鬼箆野谷川	西伊勢谷	神山町		川東	0.08	0.05
26044	吉野川	鬼箆野谷川	黒河南谷	神山町		黒河	0.35	0.19
26047	吉野川	大地谷川	一ノ坂北谷	神山町		一ノ坂	0.16	0.13
26049	吉野川	大地谷川	桐野谷	神山町		河野	0.71	0.32
26053	吉野川	倉目谷川	杉次郎谷	神山町		阿野	0.20	0.43
26054	吉野川	鮎喰川	西下地谷	神山町		下地	0.29	0.14
26055	吉野川	鮎喰川	下地谷	神山町		下地	0.29	0.18
2-3	吉野川	大谷川	東中内	鳴門市		大麻町 池谷	0.12	0.01
2-4	吉野川	大谷川	伊屋ヶ谷	鳴門市		大麻町 大谷	0.44	0.14
2-47			大石谷	鳴門市		瀬戸町 湊谷	0.25	0.04
2-49	吉野川	樋殿谷川	東平草谷	鳴門市		大麻町 板東	0.41	0.06
2-50	吉野川	大谷川	寒風谷	鳴門市		大麻町 大谷	0.50	0.06
2-52	吉野川		田村谷	鳴門市		大津町 大代	0.14	0.02
2-54	大須川	平尾谷川	東添谷	鳴門市		北灘町 大須	0.38	0.13
2-55			西山谷	鳴門市		北灘町 折野	0.91	0.28
2-56			屋敷谷	鳴門市		北灘町 折野	0.11	0.04
2-57			桐原谷	鳴門市		北灘町 折野	0.06	0.01
2-60			ハシカ谷	鳴門市		北灘町 粟田	0.18	0.05
2-61			東大岸谷	鳴門市		北灘町 櫛木	0.16	0.04
2-62	櫛木川	櫛木川	保ヶ谷	鳴門市		北灘町 櫛木	0.46	0.14
2-63			日出谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.19	0.01
2-64			北浦代谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.28	0.05
2-65	明神川	明神川	本浦上谷	鳴門市		瀬戸町 張	0.46	0.14
2-68	明神川	明神川	中本浦下谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.11	0.02
2-69			上本城谷	鳴門市		瀬戸町 堂浦	0.08	0.01
2-70			北越浦谷	鳴門市		瀬戸町 明神	0.18	0.03
2-71			田尻谷	鳴門市		瀬戸町 大島田	0.06	0.01
2-72			飛越谷	鳴門市		瀬戸町 大島田	0.06	0.01
2-73			橋本谷	鳴門市		瀬戸町 中島田	0.12	0.01
2-74			中島谷	鳴門市		瀬戸町 北泊	0.19	0.04
2-75			口ノ谷	鳴門市		瀬戸町 撫養	0.21	0.06
26-2	吉野川	大坂谷川	南唱谷	板野町		南唱谷	0.78	0.31
26-3	吉野川	犬伏谷川	長谷川	板野町		犬伏	0.12	0.02
26-4	吉野川	犬伏谷川	蔵ノ谷川	板野町		犬伏	0.23	0.04
26-6	吉野川	大東谷川	東谷川	板野町		奥	0.14	0.04
26-7	吉野川	大坂谷川	西谷	板野町		川北	0.75	0.80
26-8	吉野川	大坂谷川	關東谷	板野町		大坂	0.32	0.06
441-II-001	吉野川	飯尾川	寺谷川	吉野川市	鴨島町	向原	0.25	0.06
441-II-002	吉野川	飯尾川	檜原谷川	吉野川市	鴨島町	山路	1.05	0.40
441-II-003	吉野川	飯尾川	玄華寺谷川	吉野川市	鴨島町	山路	1.05	0.24
442-II-001	吉野川	江川	湯汲谷川	吉野川市	川島町	水神の滝	2.70	1.08
443-II-001	吉野川	川田川	(皆瀬谷)	吉野川市	山川町	向坂	2.05	1.84
443-II-002	吉野川	ほたる川	(青木谷)	吉野川市	山川町	新田谷	0.36	0.08
443-II-003	吉野川	学島川	忘部谷川	吉野川市	山川町	東麓	0.65	0.22
444-II-001	吉野川	種野谷川	土井の奥谷川	吉野川市	美郷村	土井奥	0.80	0.33
444-II-002	吉野川	種野谷川	刷石谷川	吉野川市	美郷村	刷石	0.80	0.28
444-II-003	吉野川	東山谷川	土用地谷川	吉野川市	美郷村	土用地	1.10	0.66
444-II-004	吉野川	東山谷川	湯下谷川	吉野川市	美郷村	湯下	0.90	0.35
444-II-005	吉野川	東山谷川	湯下東谷川	吉野川市	美郷村	湯下	1.05	0.21
444-II-006	吉野川	東山谷川	湯谷川	吉野川市	美郷村	恵美子	0.40	0.10
444-II-007	吉野川	東山谷川	日浦谷川	吉野川市	美郷村	古土地	0.50	0.06
444-II-008	吉野川	東山谷川	奥丸谷川	吉野川市	美郷村	奥丸	0.38	0.09
444-II-009	吉野川	東山谷川	西フズ谷川	吉野川市	美郷村	上谷	0.40	0.07
444-II-010	吉野川	東山谷川	フズ谷川	吉野川市	美郷村	上谷	0.90	0.29
444-II-011	吉野川	東山谷川	谷蔵谷川	吉野川市	美郷村	上谷	1.10	0.70
444-II-012	吉野川	東山谷川	棚谷川	吉野川市	美郷村	丸山	0.90	0.50
444-II-013	吉野川	東山谷川	丸山谷川	吉野川市	美郷村	丸山	0.60	0.24

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
444-II-014	吉野川	東山谷川	栗ノ木谷川	吉野川市	美郷村	栗ノ木	0.70	0.17
444-II-015	吉野川	東山谷川	山王谷川	吉野川市	美郷村	山王	0.90	0.35
444-II-016	吉野川	川田川	宗田谷川	吉野川市	美郷村	平	0.50	0.17
444-II-017	吉野川	川田川	田平谷川	吉野川市	美郷村	田中	0.15	0.03
444-II-018	吉野川	川田川	横山谷川	吉野川市	美郷村	日浦	1.70	1.75
444-II-019	吉野川	川田川	湯殿谷川	吉野川市	美郷村	中筋	1.30	0.32
407-II-001	吉野川	九頭宇谷川	高浦谷川	阿波市	土成町	奥ノ宮	0.35	0.13
407-II-002	吉野川	宮川内谷川	見坂浦谷川	阿波市	土成町	見坂	0.40	0.07
407-II-003	吉野川	宮川内谷川	(見坂1号谷)	阿波市	土成町	見坂	0.55	0.20
407-II-004	吉野川	宮川内谷川	(見坂2号谷)	阿波市	土成町	平間	0.50	0.18
407-II-005	吉野川	八丁谷川	(上畑谷)	阿波市	土成町	御所	0.63	0.26
407-II-006	吉野川	宮川内谷川	(相婦1号谷)	阿波市	土成町	相婦	0.17	0.03
407-II-007	吉野川	宮川内谷川	(相婦2号谷)	阿波市	土成町	相婦	0.57	0.13
407-II-008	吉野川	宮川内谷川	大細谷川	阿波市	土成町	宮川内	0.85	0.31
421-II-001	吉野川	九栗谷川	法寺谷川	阿波市	市場町	法寺	0.63	0.17
421-II-002	吉野川	九栗谷川	別塾谷川	阿波市	市場町	遠光	0.90	0.37
421-II-003	吉野川	九栗谷川	坪井谷川	阿波市	市場町	西原	0.75	0.22
421-II-004	吉野川	日開谷川	大畑谷川	阿波市	市場町	白水	0.70	0.08
421-II-005	吉野川	日開谷川	(竹倉谷)	阿波市	市場町	遅越	0.70	0.19
421-II-006	吉野川	日開谷川	前の谷川	阿波市	市場町	番所	1.35	0.68
421-II-007	吉野川	日開谷川	九頭宇谷川	阿波市	市場町	大影	0.25	0.03
421-II-008	吉野川	日開谷川	大田谷川	阿波市	市場町	平間	0.80	0.22
421-II-009	吉野川	日開谷川	荒神谷川	阿波市	市場町	大影	0.38	0.10
421-II-010	吉野川	日開谷川	遅越谷川	阿波市	市場町	遅越	0.66	0.22
421-II-011	吉野川	日開谷川	(原田谷)	阿波市	市場町	東奥谷	0.43	0.11
421-II-012	吉野川	日開谷川	ソトバ谷川	阿波市	市場町	為後	0.23	0.03
421-II-013	吉野川	日開谷川	馬木谷川	阿波市	市場町	野田原	0.85	0.38
421-II-014	吉野川	金清谷川	ヒチャ谷川	阿波市	市場町	北淵	0.43	0.07
421-II-015	吉野川	金清谷川	(日吉東谷)	阿波市	市場町	東尾開	0.18	0.02
421-II-016	吉野川	柿木谷川	(古田谷)	阿波市	市場町	吉田	0.18	0.03
422-II-001	吉野川	伊沢谷川	(糸下谷)	阿波市	阿波町	広野	0.29	0.05
422-II-002	吉野川	伊沢谷川	霧ヶ久保谷川	阿波市	阿波町	亀底	0.45	0.40
422-II-003	吉野川	大久保谷川	飛谷川	阿波市	阿波町	西岡	0.49	0.11
422-II-004	吉野川	大久保谷川	谷口谷川	阿波市	阿波町	谷口	0.60	0.28
422-II-005	吉野川	松崎谷川	柳谷川	阿波市	阿波町	山尻	0.23	0.06
422-II-006	吉野川	松崎谷川	松崎谷川	阿波市	阿波町	山尻	0.30	0.07
341-II-001	吉野川	飯尾川	(上浦谷)	石井町		上浦	0.70	0.16
341-II-002	吉野川	渡内川	(下浦谷)	石井町		下浦	0.35	0.09
341-II-003	吉野川	渡内川	(東王子谷)	石井町		山路	0.27	0.05
341-II-004	吉野川	渡内川	白鳥谷川	石井町		白鳥	0.32	0.05
405-II-001	吉野川	宮川内谷川	前坂口谷川	上板町		天神前	0.20	0.04
405-II-002	吉野川	宮川内谷川	(引野谷)	上板町		西地	0.30	0.05
405-II-003	吉野川	宮川内谷川	二股谷川	上板町		神宅	0.90	0.28
405-II-004	吉野川	宮川内谷川	(祝谷小谷)	上板町		祝谷	0.17	0.02
21001	那賀川	那賀川	大田井川	阿南市		大田井町 松ノ岡	1.14	1.74
21002	那賀川	大田井川	(松ノ岡谷)	阿南市		大田井町 松ノ岡	0.75	0.12
21003	那賀川	那賀川	大田井一号小谷	阿南市		大田井町 宮平	0.70	0.20
21004	那賀川	那賀川	大田井二号小谷	阿南市		大田井町 宮平	0.62	0.18
21005	那賀川	那賀川	高田谷	阿南市		細野町 高田	0.22	0.05
21006	那賀川	那賀川	細野川	阿南市		細野町 中上	0.69	0.52
21007	那賀川	那賀川	田舎谷川	阿南市		大井町 ぐ谷	0.83	0.54
21008	那賀川	那賀川	南平谷	阿南市		大井町 南平	0.12	0.03
21009	那賀川	若杉谷川	中野一号谷	阿南市		水井町 新居田	0.20	0.03
21010	那賀川	那賀川	中野二号谷	阿南市		水井町 中野	0.20	0.03
21011	那賀川	那賀川	中野三号谷	阿南市		水井町 東	0.43	0.06
21012	那賀川	那賀川	東谷	阿南市		水井町 東	0.65	0.13
21013	那賀川	那賀川	(東上谷)	阿南市		水井町 東	0.86	0.41
21014	那賀川	那賀川	大屋川	阿南市		十八女町 大屋	0.50	0.09
21015	那賀川	那賀川	新開谷	阿南市		十八女町 新開	0.07	0.01
21016	那賀川	那賀川	宮ノ前谷	阿南市		十八女町 宮ノ前	0.15	0.04
21017	那賀川	加茂谷川	惣道谷	阿南市		加茂町 惣道	0.09	0.01
21018	那賀川	加茂谷川	宗田谷	阿南市		加茂町 宗田	0.67	0.14
21019	那賀川	加茂谷川	東だいが一号谷	阿南市		加茂町 東だいが	0.12	0.02
21020	那賀川	那賀川	北久保谷川	阿南市		深瀬町 北久保	1.10	0.52
21021	那賀川	那賀川	七浦一号谷	阿南市		楠根町 七浦	0.67	0.28
21022	那賀川	那賀川	七浦二号谷	阿南市		楠根町 七浦	0.74	0.18
21023	那賀川	那賀川	賀美谷	阿南市		吉井町 賀美	0.40	0.10
21024	那賀川	野尻川	柳谷二号谷	阿南市		吉井町 片山	0.33	0.10
21025	那賀川	野尻川	海山一号谷	阿南市		吉井町 宮ノ前	0.51	0.07
21026	那賀川	野尻川	奥野尻川	阿南市		吉井町 日ノ浦	0.35	0.16
21027	那賀川	野尻川	野尻川	阿南市		吉井町 野尻	1.19	0.76

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
21028	那賀川	野尻川	日ノ浦二号谷	阿南市		吉井町 野尻	0.33	0.05
21029	那賀川	野尻川	野尻一号谷	阿南市		吉井町 野尻	0.19	0.02
21030	那賀川	野尻川	日ノ浦一号谷	阿南市		吉井町 野尻	0.16	0.02
21031	那賀川	野尻川	帽子石一号谷	阿南市		吉井町 帽子石	0.12	0.01
21032	那賀川	野尻川	帽子石二号谷	阿南市		吉井町 帽子石	0.08	0.01
21033	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市		吉井町 野尻	0.12	0.01
21034	那賀川	那賀川	宮谷川	阿南市		楠根町 宮谷	0.45	0.42
21035	那賀川	那賀川	金石一号谷	阿南市		楠根町 金石	0.34	0.04
21036	那賀川	那賀川	金石二号谷	阿南市		楠根町 金石	0.15	0.01
21037	那賀川	那賀川	金石三号谷	阿南市		楠根町 金石	0.23	0.03
21038	那賀川	那賀川	金石四号谷	阿南市		楠根町 金石	0.25	0.05
21039	那賀川	熊谷川	(原田谷)	阿南市		熊谷町 原田	0.30	0.06
21040	那賀川	熊谷川	大谷三号谷	阿南市		熊谷町 シル谷	0.73	0.45
21041	那賀川	熊谷川	(シル谷1号谷)	阿南市		熊谷町 シル谷	0.35	0.06
21042	那賀川	熊谷川	(シル谷2号谷)	阿南市		熊谷町 シル谷	0.41	0.07
21043	那賀川	畑田川	(三原1号谷)	阿南市		中大野町 南傍示	0.40	0.07
21044	那賀川	畑田川	(三原2号谷)	阿南市		中大野町 南傍示	0.71	0.12
21045	那賀川	畑田川	畑田一号谷	阿南市		下大野町 畑田	0.44	0.08
21046	那賀川	堂谷川	堂谷	阿南市		長生町 堂谷	0.43	0.08
21047	那賀川	堂谷川	中沢二号谷	阿南市		長生町 南川	0.43	0.11
21048	那賀川	堂谷川	中沢一号谷	阿南市		長生町 明谷中沢	0.32	0.05
21049	那賀川	桑野川	(租ヶ谷)	阿南市		長生町 租ヶ谷	0.06	0.09
21050	那賀川	大津田川	大谷川	阿南市		長生町 古地	0.20	0.04
21051	那賀川	桑野川	(黒岩谷)	阿南市		長生町 長谷	0.15	0.03
21052	那賀川	桑野川	山地谷	阿南市		長生町 赤坂	0.10	0.02
21053	那賀川	桑野川	(中原谷)	阿南市		長生町 中原	0.23	0.04
21054	打樋川	打樋川	(三谷)	阿南市		見能林町 三谷	0.34	0.08
21055	打樋川	打樋川	(いもじ谷)	阿南市		見能林町 いもじ原	0.12	0.04
21056	打樋川	三谷川	(岩崎谷)	阿南市		見能林町 岩崎	0.18	0.05
21057	那賀川	加茂谷川	阿利田谷	阿南市		阿瀬比町 阿利田	0.33	0.07
21058	那賀川	加茂谷川	日開谷	阿南市		阿瀬比町 日開谷	0.18	0.03
21059	那賀川	北谷川	(阿瀬比1号谷)	阿南市		山口町 串坂	0.20	0.02
21060	那賀川	北谷川	(阿瀬比2号谷)	阿南市		山口町 串坂	0.23	0.04
21061	那賀川	北谷川	北谷三号谷	阿南市		山口町 北谷	0.38	0.05
21062	那賀川	北谷川	北谷二号谷	阿南市		山口町 北谷	0.31	0.04
21063	那賀川	北谷川	北谷一号谷	阿南市		山口町 北谷	0.44	0.11
21064	那賀川	北谷川	(平野西谷)	阿南市		山口町 平野	0.23	0.04
21065	那賀川	北谷川	平野谷	阿南市		山口町 平野	0.15	0.01
21066	那賀川	北谷川	久延一号谷	阿南市		山口町 久延	0.26	0.05
21067	那賀川	北谷川	(北谷小谷)	阿南市		山口町 森国	0.38	0.06
21068	那賀川	北谷川	(北谷)	阿南市		山口町 森国	0.41	0.51
21069	那賀川	北谷川	森国谷	阿南市		山口町 森国	0.16	0.02
21070	那賀川	南谷川	南谷	阿南市		山口町 南谷	0.56	0.19
21071	那賀川	桑野川	未広谷	阿南市		山口町 未広	0.12	0.02
21072	那賀川	桑野川	大久保一号谷	阿南市		山口町 大久保	0.14	0.01
21073	那賀川	桑野川	大久保二号谷	阿南市		山口町 大久保	0.67	0.12
21074	那賀川	桑野川	北山二号谷	阿南市		山口町 蓮花谷	0.50	0.16
21075	那賀川	桑野川	岡鼻谷	阿南市		桑野町 大谷	0.60	0.08
21076	那賀川	桑野川	山路谷	阿南市		桑野町 山路	0.09	0.02
21077	那賀川	桑野川	光源寺一号谷	阿南市		桑野町 光源寺	0.09	0.01
21078	那賀川	桑野川	光源寺二号谷	阿南市		桑野町 光源寺	0.52	0.18
21079	那賀川	桑野川	車ノ口二号谷	阿南市		桑野町 車ノ口	0.09	0.01
21080	那賀川	蛭地川	(小谷東谷)	阿南市		内原町 大谷	0.30	0.03
21081	那賀川	蛭地川	山腰谷	阿南市		内原町 山腰	0.13	0.01
21082	那賀川	蛭地川	山下谷	阿南市		内原町 櫛ヶ谷	0.33	0.04
21083	打樋川	打樋川	東分谷	阿南市		津乃峰町 東分	0.23	0.03
21084	那賀川	喜来川	喜来一号谷	阿南市		新野町 喜来	0.31	0.10
21085	那賀川	喜来川	喜来二号谷	阿南市		新野町 喜来	0.34	0.13
21086	那賀川	元信川	桑内二号谷	阿南市		新野町 桑内	0.26	0.02
21087	那賀川	元信川	本田谷	阿南市		新野町 本田	0.27	0.07
21088	那賀川	桑野川	谷口一号谷	阿南市		新野町 谷口	0.37	0.07
21089	那賀川	桑野川	谷口二号谷	阿南市		新野町 谷口	0.17	0.02
21090	那賀川	桑野川	谷口三号谷	阿南市		新野町 谷口	0.24	0.03
21091	那賀川	桑野川	(友當谷)	阿南市		新野町 友當	0.30	0.08
21092	那賀川	桑野川	清貞一号谷	阿南市		新野町 清貞	0.25	0.03
21093	那賀川	桑野川	清貞二号谷	阿南市		新野町 清貞	0.25	0.03
21094	那賀川	桑野川	清貞三号谷	阿南市		新野町 清貞	0.24	0.02
21095	那賀川	廿枝川	久田谷	阿南市		新野町 久田	0.31	0.07
21096	那賀川	海老川	海老川二号谷	阿南市		新野町 海老川	0.06	0.01
21097	那賀川	海老川	海老川一号谷	阿南市		新野町 海老川	0.15	0.02
21098	那賀川	桑野川	甘谷二号谷	阿南市		新野町 木戸	0.23	0.02



溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
21099	那賀川	桑野川	木戸東谷	阿南市		新野町 木戸	0.23	0.02
21100	那賀川	廿枝川	(安行西谷)	阿南市		新野町 安行	0.23	0.07
21101	那賀川	廿枝川	甘谷一号谷	阿南市		新野町 安行	0.32	0.05
21102	那賀川	桑野川	安行谷	阿南市		新野町 安行	0.13	0.02
21103	那賀川	桑野川	開花一号谷	阿南市		新野町 岡花	0.37	0.42
21104	那賀川	桑野川	開花二号谷	阿南市		新野町 岡花	0.17	0.01
21105	那賀川	大根川	西光寺一号谷	阿南市		新野町 西光寺	0.15	0.02
21106	那賀川	桑野川	大根川	阿南市		新野町 西光寺	0.55	0.41
21107	那賀川	大根川	西光寺二号谷	阿南市		新野町 西光寺	0.39	0.12
21108	那賀川	大根川	西光寺三号谷	阿南市		新野町 西光寺	0.16	0.01
21109	那賀川	大根川	西光寺四号谷	阿南市		新野町 西光寺	0.27	0.03
21110	那賀川	桑野川	秋山一号谷	阿南市		新野町 秋山	0.24	0.03
21111			青木谷	阿南市		橘町 幸田	0.17	0.02
21112	那賀川	蛭地川	(こせ谷)	阿南市		内原町 三ッ栗	0.11	0.01
21113			荒神ノ上二号谷	阿南市		橘町 江ノ浦	0.18	0.03
21114			宮ヶ谷	阿南市		津乃峰町 中分	0.11	0.02
21115	那賀川	生谷川	生谷一号谷	阿南市		新野町 林	0.15	0.02
21116	那賀川	生谷川	生谷二号谷	阿南市		新野町 林	0.11	0.02
21117	那賀川	生谷川	生谷三号谷	阿南市		新野町 林	0.19	0.02
21118	那賀川	南川	常政一号谷	阿南市		新野町 常政	0.20	0.04
21119	那賀川	南川	大日寺谷	阿南市		新野町 貞持	0.20	0.02
21120	那賀川	南川	貞持二号谷	阿南市		桑野町 貞持	0.10	0.04
21121	那賀川	南川	(平川内谷)	阿南市		新野町 平川内	0.14	0.02
21122	那賀川	南川	暮石谷	阿南市		新野町 暮石	0.10	0.04
21123	那賀川	南川	行友三号谷	阿南市		新野町 行友	0.15	0.01
21124	那賀川	桑野川	入田二号谷	阿南市		新野町 入田	0.17	0.02
21125	那賀川	桑野川	入田一号谷	阿南市		新野町 入田	0.18	0.03
21126	那賀川	南川	行友二号谷	阿南市		新野町 行友	0.03	0.01
21127	那賀川	南川	(行友三号谷)	阿南市		新野町 行友	0.06	0.01
21128	那賀川	南川	行友一号谷	阿南市		新野町 行友	0.15	0.05
21129	那賀川	南川	(行友四号谷)	阿南市		新野町 行友	0.13	0.01
21130	那賀川	南川	広重四号谷	阿南市		新野町 東谷	0.17	0.01
21131	那賀川	廿枝川	宮前谷	阿南市		新野町 宮前	0.12	0.02
21132	福井川	福井川	湊二号谷	阿南市		福井町 湊	0.15	0.01
21133	鶴川	鶴川	関地一号谷	阿南市		橘町 関地	0.10	0.01
21134			関地二号谷	阿南市		橘町 関地	0.04	0.01
21135			袴谷	阿南市		福井町 袴	0.06	0.01
21136			浜田二号谷	阿南市		福井町 浜田	0.12	0.02
21137	福井川	福井川	(土佐谷小谷)	阿南市		福井町 土佐谷	0.10	0.01
21138	福井川	福井川	一字谷	阿南市		福井町 日ノ地上	0.35	0.09
21139	福井川	福井川	日ノ地上一号谷	阿南市		福井町 日ノ地上	0.21	0.05
21140	福井川	福井川	貝谷谷	阿南市		福井町 貝谷	0.16	0.02
21141	福井川	福井川	小野一号谷	阿南市		福井町 日ノ地上	0.10	0.04
21142	福井川	福井川	小野二号谷	阿南市		福井町 日ノ地上	0.08	0.01
21143	福井川	福井川	大坂谷	阿南市		福井町 大坂	0.16	0.04
21144	福井川	福井川	長谷川五号谷	阿南市		福井町 長谷川	0.06	0.01
21145	福井川	福井川	長谷川四号谷	阿南市		福井町 長谷川	0.15	0.01
21146	福井川	福井川	長谷川三号谷	阿南市		福井町 長谷川	0.21	0.02
21147	福井川	福井川	長谷川二号谷	阿南市		福井町 長谷川	0.11	0.02
21148	椿川	椿川	弥生町谷	阿南市		椿町 常磐野	0.10	0.01
21149	椿川	椿川	盛野一号谷	阿南市		椿町 盛野	0.17	0.07
21150	椿川	椿川	盛野二号谷	阿南市		椿町 盛野	0.28	0.04
21151	椿川	椿川	盛野三号谷	阿南市		椿町 盛野	0.23	0.02
21152	椿川	椿川	祝野一号谷	阿南市		椿町 祝野	0.45	0.11
21153	椿川	椿川	祝野二号谷	阿南市		椿町 幸野	0.25	0.03
21154	椿川	椿川	相生野谷	阿南市		椿町 相生野	0.35	0.07
21155			赤崎二号谷	阿南市		福井町 赤崎	0.13	0.02
21156	椿川	椿川	加茂前谷	阿南市		椿町 加茂前	0.40	0.08
21157	椿川	椿川	高岸一号谷	阿南市		椿町 高岸	0.19	0.02
21158	椿川	椿川	高岸二号谷	阿南市		椿町 高岸	0.20	0.04
21159			香三号谷	阿南市		椿町 香	0.11	0.02
21160			小杭二号谷	阿南市		椿町 小杭	0.10	0.02
21161			小杭一号谷	阿南市		椿町 小杭	0.09	0.02
21162			(大曲谷)	阿南市		椿町 大曲り	0.21	0.05
21163	椿川	椿川	庄田一号谷	阿南市		椿町 楠木	0.27	0.13
21164	椿川	椿川	庄田二号谷	阿南市		椿町 庄田	0.28	0.02
21165			宮ヶ谷	阿南市		椿町 宮ヶ谷	0.24	0.12
21166			小曲谷	阿南市		椿町 小曲り	0.07	0.01
21167			田ノ浦谷	阿南市		椿町 田ノ浦	0.15	0.02
21168			瀬井谷	阿南市		椿町 大瀬井	0.38	0.13
21169	椿川	椿川	地藏ヶ谷一号谷	阿南市		椿町 谷	0.40	0.09

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
21170	椿川	椿川	横尾谷一号谷	阿南市		椿町 谷	0.13	0.03
21171	椿川	椿川	(地藏ヶ谷)	阿南市		椿町 地藏ヶ谷	0.48	0.11
21172			須屋一号谷	阿南市		椿町 須屋東側	0.25	0.08
21173			横尾谷二号谷	阿南市		椿町 須屋東側	0.28	0.26
21174			(椿1号谷)	阿南市		椿町 平松西側	0.58	0.23
21175			(椿2号谷)	阿南市		椿町 平松西側	0.74	0.46
21176			(椿3号谷)	阿南市		椿町 平松東側	0.73	0.18
21177			平松東谷	阿南市		椿町 平松東側	0.34	0.05
21178			東谷	阿南市		椿町 蒲生田	0.20	0.04
22001	那賀川	那賀川	(小谷口西谷)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.15	0.02
22002	那賀川	那賀川	(小谷口東谷)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.18	0.02
22003	那賀川	那賀川	古毛一号谷	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.20	0.03
22004	那賀川	那賀川	古毛二号谷	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.18	0.03
22005	那賀川	那賀川	古毛三号谷	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.18	0.02
22006	那賀川	那賀川	古毛四号谷	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.10	0.01
22007	那賀川	那賀川	岩脇一号谷	阿南市	羽ノ浦町	古毛	0.12	0.02
22008	那賀川	那賀川	(阿千谷)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	0.32	0.03
鶯敷-II-1	那賀川	那賀川	(北地下谷)	那賀町	鶯敷町	北地	0.15	0.02
鶯敷-II-2	那賀川	中山川	なん谷	那賀町	鶯敷町	小延	0.12	0.01
鶯敷-II-3	吉野川	中山川	よゆう谷	那賀町	鶯敷町	日ノ浦	0.07	0.02
鶯敷-II-4	那賀川	中山川	どん川	那賀町	鶯敷町	日ノ浦	0.10	0.02
鶯敷-II-5	那賀川	中山川	国近谷	那賀町	鶯敷町	下司名	0.06	0.05
鶯敷-II-6	那賀川	中山川	国近谷	那賀町	鶯敷町	下司名	0.42	0.32
鶯敷-II-7	那賀川	中山川	唐杉谷支溪	那賀町	鶯敷町	西ヶ原	0.33	0.03
鶯敷-II-8	那賀川	中山川	貞政谷支溪	那賀町	鶯敷町	カハラ	0.16	0.02
鶯敷-II-9	那賀川	中山川	千歩谷	那賀町	鶯敷町	中山	0.04	0.03
鶯敷-II-10	那賀川	中山川	生杉谷	那賀町	鶯敷町	中山	0.39	0.04
鶯敷-II-11	那賀川	中山川	生杉南谷	那賀町	鶯敷町	中山	0.04	0.01
鶯敷-II-12	那賀川	中山川	暮石谷	那賀町	鶯敷町	生杉	0.31	0.15
鶯敷-II-13	那賀川	中山川	いの谷	那賀町	鶯敷町	生杉	0.15	0.03
鶯敷-II-14	那賀川	中山川	玉ノ木谷	那賀町	鶯敷町	東内	0.07	0.03
鶯敷-II-15	那賀川	中山川	東内谷	那賀町	鶯敷町	東内	0.10	0.03
鶯敷-II-16	那賀川	中山川	こかじや谷	那賀町	鶯敷町	小延	0.39	0.23
鶯敷-II-17	那賀川	中山川	和食郷一ノ谷	那賀町	鶯敷町	和食郷	0.12	0.01
鶯敷-II-18	那賀川	南川	南川二ノ谷	那賀町	鶯敷町	南川	0.13	0.03
鶯敷-II-19	那賀川	那賀川	朴谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.24	0.02
鶯敷-II-20	那賀川	那賀川	本谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.21	0.03
鶯敷-II-21	那賀川	那賀川	丹谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.13	0.01
鶯敷-II-22	那賀川	谷内川	天狗谷	那賀町	鶯敷町	阿井	0.35	0.23
鶯敷-II-23	那賀川	谷内川	湯谷	那賀町	鶯敷町	阿井	0.20	0.05
鶯敷-II-24	那賀川	那賀川	(松ノ木南谷)	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.11	0.01
鶯敷-II-25	那賀川	那賀川	松ノ木一ノ谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.08	0.01
鶯敷-II-26	那賀川	那賀川	(手東谷)	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.03	0.01
鶯敷-II-27	那賀川	那賀川	シトド谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.22	0.01
鶯敷-II-28	那賀川	那賀川	ナカブラ谷	那賀町	鶯敷町	松ノ木	0.02	0.03
鶯敷-II-29	那賀川	那賀川	石橋二ノ谷	那賀町	鶯敷町	石橋	0.12	0.04
鶯敷-II-30	那賀川	那賀川	幸の谷	那賀町	鶯敷町	石橋	0.29	0.16
鶯敷-II-31	那賀川	那賀川	(原谷)	那賀町	鶯敷町	阿井	0.07	0.01
鶯敷-II-32	那賀川	阿井川	阿井川	那賀町	鶯敷町	阿井	0.10	0.02
鶯敷-II-33	那賀川	那賀川	(田野谷)	那賀町	鶯敷町	田野	0.12	0.01
相生-II-1	那賀川	那賀川	園谷	那賀町	相生町	下雄	0.11	0.01
相生-II-2	那賀川	那賀川	南谷	那賀町	相生町	中雄	0.05	0.01
相生-II-3	那賀川	那賀川	入の谷	那賀町	相生町	上雄	0.22	0.07
相生-II-4	那賀川	赤松川	小谷	那賀町	相生町	舞ヶ谷	0.20	0.04
相生-II-5	那賀川	赤松川	(花折1号谷)	那賀町	相生町	向原	0.15	0.04
相生-II-6	那賀川	赤松川	(花折2号谷)	那賀町	相生町	向原	0.16	0.04
相生-II-7	那賀川	赤松川	向原谷	那賀町	相生町	向原	0.15	0.01
相生-II-8	那賀川	赤松川	向原下谷	那賀町	相生町	向原	0.13	0.08
相生-II-9	那賀川	赤松川	(葛木谷)	那賀町	相生町	向原	0.15	0.09
相生-II-10	那賀川	那賀川	鎌瀬谷	那賀町	相生町	鎌瀬	0.16	0.05
相生-II-11	那賀川	大張谷川	露の木谷	那賀町	相生町	横石	0.32	0.24
相生-II-12	那賀川	北浦谷川	北浦谷	那賀町	相生町	横石	0.09	0.14
相生-II-13	那賀川	北浦谷川	丈谷	那賀町	相生町	横石	0.18	0.06
相生-II-14	那賀川	北浦谷川	中傍示谷	那賀町	相生町	横石	0.16	0.02
相生-II-15	那賀川	北浦谷川	(中傍示小谷)	那賀町	相生町	横石	0.07	0.01
相生-II-16	那賀川	北浦谷川	横石谷	那賀町	相生町	横石	0.12	0.15
相生-II-17	那賀川	那賀川	と屋敷谷	那賀町	相生町	蔭谷南	0.27	0.15
相生-II-18	那賀川	那賀川	瀬上谷	那賀町	相生町	花瀬	0.43	0.07
相生-II-19	那賀川	那賀川	(池ノ谷)	那賀町	相生町	日浦	1.30	0.46
相生-II-20	那賀川	紅葉川	桑ノ木谷	那賀町	相生町	請ノ谷	0.80	0.24
相生-II-21	那賀川	紅葉川	(上平間谷)	那賀町	相生町	請ノ谷	0.25	0.11

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
相生-Ⅱ-22	那賀川	紅葉川	(杉ノ木谷)	那賀町	相生町	西納	0.18	0.06
相生-Ⅱ-23	那賀川	紅葉川	(杉ノ木小谷)	那賀町	相生町	西納	0.11	0.03
相生-Ⅱ-24	那賀川	紅葉川	西地谷	那賀町	相生町	西納	0.32	0.10
相生-Ⅱ-25	那賀川	紅葉川	因幡谷川	那賀町	相生町	竹ヶ谷	0.20	0.08
相生-Ⅱ-26	那賀川	紅葉川	近江谷川	那賀町	相生町	竹ヶ谷	0.23	0.06
相生-Ⅱ-27	那賀川	紅葉川	櫛谷川	那賀町	相生町	竹ヶ谷	0.90	0.50
相生-Ⅱ-28	那賀川	紅葉川	猪ノ奥谷	那賀町	相生町	竹ヶ谷	1.12	0.59
相生-Ⅱ-29	那賀川	紅葉川	森ノ岡谷	那賀町	相生町	竹ヶ谷	0.60	0.11
相生-Ⅱ-30	那賀川	紅葉川	田山谷川	那賀町	相生町	竹ヶ谷	0.80	0.61
相生-Ⅱ-31	那賀川	紅葉川	(坂本谷)	那賀町	相生町	内山	0.03	0.03
相生-Ⅱ-32	那賀川	紅葉川	久望谷	那賀町	相生町	内山	1.10	1.02
相生-Ⅱ-33	那賀川	紅葉川	(橋本谷)	那賀町	相生町	内山	0.97	0.24
相生-Ⅱ-34	那賀川	紅葉川	(堂ノ岡谷)	那賀町	相生町	内山	0.84	0.29
相生-Ⅱ-35	那賀川	紅葉川	鉢谷川	那賀町	相生町	相名	0.26	0.14
相生-Ⅱ-36	那賀川	紅葉川	(立割北谷)	那賀町	相生町	相名	0.26	0.03
相生-Ⅱ-37	那賀川	紅葉川	タチワリ谷	那賀町	相生町	相名	0.41	0.08
相生-Ⅱ-38	那賀川	紅葉川	堂ノ岡谷	那賀町	相生町	相名	0.03	0.07
相生-Ⅱ-39	那賀川	紅葉川	柿迫谷	那賀町	相生町	請ノ谷	0.29	0.09
相生-Ⅱ-40	那賀川	那賀川	ハサ谷	那賀町	相生町	大久保	0.18	0.01
相生-Ⅱ-41	那賀川	那賀川	(北ノ名谷)	那賀町	相生町	大久保	0.68	0.30
相生-Ⅱ-42	那賀川	那賀川	(ヤギ谷)	那賀町	相生町	吉野下	0.16	0.02
相生-Ⅱ-43	那賀川	那賀川	イノ谷	那賀町	相生町	吉野下	0.44	0.11
相生-Ⅱ-44	那賀川	那賀川	(榎谷)	那賀町	相生町	段所	0.07	0.01
相生-Ⅱ-45	那賀川	延野川	松ノ久保谷	那賀町	相生町	延野	0.13	0.01
相生-Ⅱ-46	那賀川	延野川	入野下谷	那賀町	相生町	延野	0.22	0.03
相生-Ⅱ-47	那賀川	延野川	入野南谷	那賀町	相生町	入野	0.23	0.06
相生-Ⅱ-48	那賀川	延野川	堂ノハナ谷	那賀町	相生町	延野	0.10	0.01
相生-Ⅱ-49	那賀川	谷内川	(蛭子小谷)	那賀町	相生町	鮎川	0.22	0.02
相生-Ⅱ-50	那賀川	さぬき川	ジヨン谷	那賀町	相生町	鮎川	0.28	0.03
相生-Ⅱ-51	那賀川	さぬき川	蛭子谷	那賀町	相生町	鮎川	0.24	0.03
相生-Ⅱ-52	那賀川	さぬき川	東ばた谷	那賀町	相生町	牛輪	0.32	0.06
相生-Ⅱ-53	那賀川	谷内川	(田和ノ前谷)	那賀町	相生町	平野	0.10	0.02
相生-Ⅱ-54	那賀川	谷内川	アシ谷	那賀町	相生町	平野	0.34	0.21
相生-Ⅱ-55	那賀川	井ノ谷川	藤谷	那賀町	相生町	平野	0.17	0.64
相生-Ⅱ-56	那賀川	井ノ谷川	井ノ谷	那賀町	相生町	平野	1.19	1.45
相生-Ⅱ-57	那賀川	井ノ谷川	井ノ谷	那賀町	相生町	平野	0.34	0.10
相生-Ⅱ-58	那賀川	井ノ谷川	井ノ谷東谷	那賀町	相生町	平野	0.08	0.01
相生-Ⅱ-59	那賀川	谷内川	坪井谷	那賀町	相生町	平野	0.51	0.08
相生-Ⅱ-60	那賀川	谷内川	剣上谷	那賀町	相生町	平野	0.17	0.02
相生-Ⅱ-61	那賀川	辺川	松葉谷	那賀町	相生町	平野	0.08	0.01
相生-Ⅱ-62	那賀川	谷内川	東谷ノ谷	那賀町	相生町	榎谷	0.07	0.02
相生-Ⅱ-63	那賀川	谷内川	榎谷川	那賀町	相生町	榎谷	0.41	0.23
相生-Ⅱ-64	那賀川	谷内川	(桑内谷)	那賀町	相生町	馬路	0.10	0.02
相生-Ⅱ-65	那賀川	谷内川	長谷川	那賀町	相生町	谷内	0.25	0.05
相生-Ⅱ-66	那賀川	谷内川	(大國四号谷)	那賀町	相生町	鮎川	0.16	0.02
上那賀-Ⅱ-1	那賀川	那賀川	井谷	那賀町	上那賀町	鬼ノ藪	0.49	0.11
上那賀-Ⅱ-2	那賀川	那賀川	(露口谷)	那賀町	上那賀町	鬼ノ藪	0.25	0.23
上那賀-Ⅱ-3	那賀川	古屋谷川	(古田谷)	那賀町	上那賀町	深森	0.14	0.02
上那賀-Ⅱ-4	那賀川	古屋谷川	谷山北谷	那賀町	上那賀町	谷山	0.15	0.23
上那賀-Ⅱ-5	那賀川	古屋谷川	谷山奥谷	那賀町	上那賀町	谷山	0.14	0.20
上那賀-Ⅱ-6	那賀川	古屋谷川	(クルス谷)	那賀町	上那賀町	川俣	0.55	0.08
上那賀-Ⅱ-7	那賀川	古屋谷川	大見谷	那賀町	上那賀町	川俣	0.13	0.96
上那賀-Ⅱ-8	那賀川	古屋谷川	ミョウガ谷	那賀町	上那賀町	野々尻	0.37	0.10
上那賀-Ⅱ-9	那賀川	那賀川	大戸谷	那賀町	上那賀町	大戸	0.65	0.03
上那賀-Ⅱ-10	那賀川	那賀川	カソラ谷	那賀町	上那賀町	下御所谷	0.16	0.10
上那賀-Ⅱ-11	那賀川	那賀川	(川ナロ谷)	那賀町	上那賀町	白鯛	0.21	0.17
上那賀-Ⅱ-12	那賀川	宮ヶ谷川	(宮ヶ谷小谷)	那賀町	上那賀町	宮ヶ谷	0.50	0.03
上那賀-Ⅱ-13	那賀川	宮ヶ谷川	宮ヶ谷	那賀町	上那賀町	宮ヶ谷	0.12	0.98
上那賀-Ⅱ-14	那賀川	宮ヶ谷川	(下モ日浦谷)	那賀町	上那賀町	宮ヶ谷	0.28	0.01
上那賀-Ⅱ-15	那賀川	宮ヶ谷川	シキ谷	那賀町	上那賀町	平谷	0.20	0.02
上那賀-Ⅱ-16	那賀川	丈ヶ谷川	鬼川内谷	那賀町	上那賀町	西ノ内	0.14	0.04
上那賀-Ⅱ-17	那賀川	丈ヶ谷川	(鬼川内南谷)	那賀町	上那賀町	西ノ内	0.12	0.02
上那賀-Ⅱ-18	那賀川	丈ヶ谷川	イノキ谷	那賀町	上那賀町	丈ヶ谷	0.02	0.20
上那賀-Ⅱ-19	那賀川	成瀬川	(成瀬向谷)	那賀町	上那賀町	中尾	0.58	0.08
上那賀-Ⅱ-20	那賀川	成瀬川	カマタキ谷	那賀町	上那賀町	久保	0.56	0.55
上那賀-Ⅱ-21	那賀川	成瀬川	(イチサコ谷)	那賀町	上那賀町	成瀬	0.11	0.06
上那賀-Ⅱ-22	那賀川	成瀬川	忠ヶ谷	那賀町	上那賀町	忠ヶ谷	0.03	0.06
上那賀-Ⅱ-23	那賀川	成瀬川	(松ノ木小谷)	那賀町	上那賀町	忠ヶ谷	0.33	0.04
上那賀-Ⅱ-24	那賀川	成瀬川	松ノ木谷	那賀町	上那賀町	忠ヶ谷	0.31	0.31
上那賀-Ⅱ-25	那賀川	成瀬川	横磯谷	那賀町	上那賀町	忠ヶ谷	0.78	0.11
上那賀-Ⅱ-26	那賀川	丈ヶ谷川	御所谷二ノ谷	那賀町	上那賀町	御所谷	0.23	0.02

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
上那賀-Ⅱ-27	那賀川	丈ヶ谷川	ガラ谷	那賀町	上那賀町	御所谷	0.04	0.06
上那賀-Ⅱ-28	那賀川	那賀川	姥ヶ谷	那賀町	上那賀町	姥ヶ谷	0.14	0.34
上那賀-Ⅱ-29	那賀川	海川谷川	じょうぐち谷	那賀町	上那賀町	海川東	0.34	0.23
上那賀-Ⅱ-30	那賀川	海川谷川	海川東谷川	那賀町	上那賀町	海川東	0.18	0.42
上那賀-Ⅱ-31	那賀川	海川谷川	上海川谷	那賀町	上那賀町	上海川	0.09	0.16
上那賀-Ⅱ-32	那賀川	林谷川	林谷川	那賀町	上那賀町	林谷	0.19	1.28
上那賀-Ⅱ-33	那賀川	林谷川	(稲久保谷)	那賀町	上那賀町	林谷	0.07	0.19
上那賀-Ⅱ-34	那賀川	那賀川	椎ノ尾谷	那賀町	上那賀町	椎ノ尾	0.46	0.43
上那賀-Ⅱ-35	那賀川	那賀川	中内ノ谷	那賀町	上那賀町	中内	0.44	0.08
上那賀-Ⅱ-36	那賀川	那賀川	中内谷	那賀町	上那賀町	中内	0.06	0.29
上那賀-Ⅱ-37	那賀川	那賀川	セガ谷	那賀町	上那賀町	中内	0.38	0.24
上那賀-Ⅱ-38	那賀川	那賀川	山ノ神谷	那賀町	上那賀町	中内	0.17	0.16
上那賀-Ⅱ-39	那賀川	拝宮谷川	向佃谷	那賀町	上那賀町	拝宮口	0.29	0.32
上那賀-Ⅱ-40	那賀川	拝宮谷川	杉並谷	那賀町	上那賀町	拝宮	0.20	0.08
上那賀-Ⅱ-41	那賀川	拝宮谷川	西ノ谷ノ谷	那賀町	上那賀町	西ノ谷	0.10	0.05
上那賀-Ⅱ-42	那賀川	拝宮谷川	松元谷	那賀町	上那賀町	轟	0.13	0.20
上那賀-Ⅱ-43	那賀川	拝宮谷川	轟谷川	那賀町	上那賀町	轟	0.25	0.38
上那賀-Ⅱ-44	那賀川	拝宮谷川	(栗坂北谷)	那賀町	上那賀町	栗坂	0.32	0.05
上那賀-Ⅱ-45	那賀川	拝宮谷川	(東尾谷)	那賀町	上那賀町	栗坂	0.26	0.07
上那賀-Ⅱ-46	那賀川	拝宮谷川	栗坂谷	那賀町	上那賀町	栗坂	0.26	0.10
上那賀-Ⅱ-47	那賀川	拝宮谷川	フルヤ谷	那賀町	上那賀町	西ノ谷	0.13	0.03
上那賀-Ⅱ-48	那賀川	那賀川	(出合谷)	那賀町	上那賀町	日真	0.17	0.14
上那賀-Ⅱ-49	那賀川	菖蒲谷川	徳ヶ谷	那賀町	上那賀町	長安	0.09	0.07
上那賀-Ⅱ-50	那賀川	菖蒲谷川	岸ノ下谷	那賀町	上那賀町	長安	0.17	0.25
上那賀-Ⅱ-51	那賀川	菖蒲谷川	藤ノ平谷	那賀町	上那賀町	桧曾根	0.30	0.32
上那賀-Ⅱ-52	那賀川	菖蒲谷川	(上出合谷)	那賀町	上那賀町	菖蒲	0.51	0.05
上那賀-Ⅱ-53	那賀川	菖蒲谷川	徳ヶ谷	那賀町	上那賀町	菖蒲	0.48	0.09
上那賀-Ⅱ-54	那賀川	菖蒲谷川	小屋谷	那賀町	上那賀町	菖蒲	0.29	0.52
上那賀-Ⅱ-55	那賀川	那賀川	峯谷	那賀町	上那賀町	白ヶ谷	0.24	0.29
上那賀-Ⅱ-56	那賀川	那賀川	(中村谷)	那賀町	上那賀町	兔ノ藪	1.85	0.04
上那賀-Ⅱ-57	那賀川	那賀川	(大佐古谷)	那賀町	上那賀町	水崎	0.58	0.05
上那賀-Ⅱ-58	那賀川	那賀川	(下水崎谷)	那賀町	上那賀町	下水崎	0.17	0.03
上那賀-Ⅱ-59	那賀川	那賀川	(正木谷)	那賀町	上那賀町	正木谷	0.33	0.56
木沢-Ⅱ- 1	那賀川	坂州木頭川	寒谷	那賀町	木沢村	寒谷	0.09	0.02
木沢-Ⅱ- 2	那賀川	坂州木頭川	セチヤ谷	那賀町	木沢村	追立	0.06	0.03
木沢-Ⅱ- 3	那賀川	坂州木頭川	森谷	那賀町	木沢村	井堀	0.70	0.28
木沢-Ⅱ- 4	那賀川	坂州木頭川	(大用知谷)	那賀町	木沢村	坂洲	0.12	0.03
木沢-Ⅱ- 5	那賀川	坂州木頭川	日浦谷	那賀町	木沢村	日浦	0.65	0.56
木沢-Ⅱ- 6	那賀川	坂州木頭川	横谷	那賀町	木沢村	横谷	0.05	0.14
木沢-Ⅱ- 7	那賀川	坂州木頭川	(嫁ヶ瀧谷)	那賀町	木沢村	下沢谷	0.63	0.31
木沢-Ⅱ- 8	那賀川	坂州木頭川	(中西谷)	那賀町	木沢村	下沢谷	0.17	0.09
木沢-Ⅱ- 9	那賀川	坂州木頭川	(中沢谷)	那賀町	木沢村	中沢谷	0.34	0.14
木沢-Ⅱ-10	那賀川	泉谷川	立石谷	那賀町	木沢村	寺内	0.07	0.11
木沢-Ⅱ-11	那賀川	大美谷川	(上屋敷谷)	那賀町	木沢村	木頭名	0.05	0.05
木沢-Ⅱ-12	那賀川	大美谷川	西次谷	那賀町	木沢村	木頭名	0.19	0.12
木沢-Ⅱ-13	那賀川	大美谷川	(棚平谷)	那賀町	木沢村	棚平	0.10	0.03
木沢-Ⅱ-14	那賀川	大美谷川	下屋敷	那賀町	木沢村	当山	0.15	0.06
木沢-Ⅱ-15	那賀川	大美谷川	当山谷	那賀町	木沢村	当山	0.11	0.05
木沢-Ⅱ-16	那賀川	大美谷川	竹原佐古	那賀町	木沢村	当山	0.21	0.03
木沢-Ⅱ-17	那賀川	大美谷川	横迫谷	那賀町	木沢村	当山	0.16	0.04
木沢-Ⅱ-18	那賀川	坂州木頭川	寒谷川	那賀町	木沢村	向工	0.06	0.02
木沢-Ⅱ-19	那賀川	坂州木頭川	(松ノ尾西谷)	那賀町	木沢村	松ノ尾	0.54	0.08
木沢-Ⅱ-20	那賀川	坂州木頭川	(松ノ尾東谷)	那賀町	木沢村	松ノ尾	0.35	0.06
木頭-Ⅱ- 1	那賀川	那賀川	(ナカゴ谷)	那賀町	木頭村	南宇	0.20	0.04
木頭-Ⅱ- 2	那賀川	那賀川	中谷	那賀町	木頭村	南宇	0.18	0.05
木頭-Ⅱ- 3	那賀川	那賀川	夕ボ谷	那賀町	木頭村	南宇	0.11	0.03
木頭-Ⅱ- 4	那賀川	那賀川	宮ノ平谷	那賀町	木頭村	土居	0.21	0.03
木頭-Ⅱ- 5	那賀川	那賀川	(久留名谷)	那賀町	木頭村	久留名	0.11	0.08
木頭-Ⅱ- 6	那賀川	那賀川	折宇下番沢	那賀町	木頭村	折宇谷	0.17	0.04
木頭-Ⅱ- 7	那賀川	新宇谷川	新宇谷	那賀町	木頭村	新宇	0.10	0.02
木頭-Ⅱ- 8	那賀川	那賀川	泉谷	那賀町	木頭村	中谷	0.25	0.07
木頭-Ⅱ- 9	那賀川	那賀川	(上ノ屋敷谷)	那賀町	木頭村	平野	0.27	0.08
木頭-Ⅱ-10	那賀川	那賀川	(下ノ屋敷谷)	那賀町	木頭村	西宇	0.19	0.05
木頭-Ⅱ-11	那賀川	那賀川	(西宇隣道谷)	那賀町	木頭村	西宇	0.10	0.03
木頭-Ⅱ-12	那賀川	那賀川	丸文名谷	那賀町	木頭村	丸文名	0.63	0.64
木頭-Ⅱ-13	那賀川	那賀川	(東谷小谷)	那賀町	木頭村	四郎	0.15	0.08
木頭-Ⅱ-14	那賀川	那賀川	(助大橋谷)	那賀町	木頭村	藤	0.35	0.24
木頭-Ⅱ-15	那賀川	那賀川	ホキ谷	那賀町	木頭村	白久	0.76	0.90
19-5	牟岐川	牟岐川	大坪谷	牟岐町		川長	0.23	0.02
19-8	牟岐川	牟岐川	市宇谷	牟岐町		川長	0.60	0.13
19-15	牟岐川	牟岐川	堀越谷	牟岐町		河内	0.90	0.30

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
19-16	内妻川	内妻川	大畑谷	牟岐町		河内	0.50	0.10
19-17	内妻川	内妻川	丸山谷	牟岐町		内妻	0.20	0.04
19-18	古江川	古江川	家谷川	牟岐町		内妻	0.23	0.03
19-20	牟岐川	牟岐川	笹見谷	牟岐町		河内	0.20	0.05
19-21	牟岐川	牟岐川	東笹見	牟岐町		河内	0.72	0.28
19-22			なだ谷	牟岐町		灘	0.40	0.13
17-10	田井川	田井川	田井西谷	美波町	由岐町	田井	0.43	0.19
17-13			中の谷	美波町	由岐町	志和岐	0.15	0.04
17-14			魚呑谷	美波町	由岐町	西の地	0.15	0.04
17-16	木岐川	木岐川	日尻谷	美波町	由岐町	木岐	0.70	0.18
17-17	木岐川	木岐川	浜名谷	美波町	由岐町	木岐	0.53	0.17
18-2	那賀川	寺野谷川	宮原谷	美波町	日和佐町	北河内	0.15	0.04
18-7	日和佐川	山河内谷川	打山谷	美波町	日和佐町	山河内	0.17	0.09
18-8	日和佐川	山河内谷川	杉谷	美波町	日和佐町	山河内	0.25	0.05
18-10	日和佐川	山河内谷川	榎野谷	美波町	日和佐町	山河内	0.50	0.24
18-18	日和佐川	北河内谷川	寺込川	美波町	日和佐町	奥河内	0.25	0.21
18-19	奥潟川	奥潟川	寺島谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.21	0.03
18-22	那賀川	赤松川	越谷	美波町	日和佐町	赤松	0.50	0.33
18-23	那賀川	赤松川	請ヶ谷	美波町	日和佐町	赤松	0.35	0.10
18-24	那賀川	赤松川	井奥谷	美波町	日和佐町	赤松	0.05	0.04
18-26	那賀川	新発谷川	上佐谷	美波町	日和佐町	赤松	0.30	0.05
18-28	日和佐川	久望川	久望谷	美波町	日和佐町	北河内	1.12	0.49
18-29	日和佐川	北河内谷川	星越谷	美波町	日和佐町	北河内	0.25	0.03
18-30	日和佐川	北河内谷川	中原谷	美波町	日和佐町	北河内	0.20	0.05
18-31	日和佐川	北河内川	大谷	美波町	日和佐町	北河内	0.30	0.10
18-32	日和佐川	北河内谷川	八坂谷	美波町	日和佐町	北河内	0.65	0.43
18-33	日和佐川	北河内谷川	藤井谷	美波町	日和佐町	北河内	0.40	0.04
18-34	日和佐川	日和佐川	ツバ谷	美波町	日和佐町	山河内	0.70	0.23
18-35	日和佐川	日和佐川	一番谷	美波町	日和佐町	山河内	0.80	0.64
18-36	日和佐川	山河内谷川	いぶし谷	美波町	日和佐町	山河内	0.50	0.43
18-37	日和佐川	山河内谷川	小谷	美波町	日和佐町	山河内	0.90	0.37
18-38	日和佐川	白沢川	白沢谷	美波町	日和佐町	山河内	0.30	0.06
18-39	日和佐川	白沢川	松村谷	美波町	日和佐町	山河内	0.30	0.03
18-40	日和佐川	日和佐川	床瀬谷	美波町	日和佐町	西河内	0.80	0.25
18-41	奥潟川	奥潟川	小田谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.20	0.02
18-42	奥潟川	奥潟川	除内谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.02	0.04
18-43	奥潟川	奥潟川	刈谷谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.30	0.04
18-46	奥潟川	奥潟川	正木谷	美波町	日和佐町	奥河内	0.40	0.22
18-47	田井川	田井川	山添谷	美波町	日和佐町	恵比須浜	0.15	0.04
18-48	田井川	田井川	中林谷	美波町	日和佐町	恵比須浜	0.20	0.17
18-49	日和佐川	日和佐川	西山谷	美波町	日和佐町	山河内	0.65	0.39
18-50	那賀川	赤松川	横山谷	美波町	日和佐町	赤松	0.25	0.04
18-51	那賀川	赤松川	影山谷	美波町	日和佐町	影野	0.25	0.03
18-52	那賀川	赤松川	あんの谷	美波町	日和佐町	野田	0.45	0.04
20-14	鯖瀬川	鯖瀬川	不動谷	海陽町	海南町	浅川	0.08	0.02
20-18	伊勢田川	伊勢田川	柳内谷	海陽町	海南町	浅川	0.15	0.04
20-19	伊勢田川	伊勢田川	楠谷	海陽町	海南町	浅川	0.05	0.02
20-21	海部川	海部川	寒ヶ瀬谷	海陽町	海南町	平井	0.80	0.29
20-22	海部川	小川谷川	志尾谷	海陽町	海南町	小川	0.58	0.23
20-23	海部川	海部川	平嵐谷	海陽町	海南町	小川	0.65	0.44
20-25	海部川	海部川	岸谷	海陽町	海南町	神野	0.55	0.11
20-27	海部川	善蔵川	木坂谷	海陽町	海南町	熟田	0.25	0.05
21-9	海部川	海部川	田尻谷	海陽町	海部町	大井	0.50	0.06
21-10	海部川	吉田川	南谷	海陽町	海部町	富田	0.35	0.07
21-13	海部川	母川	柿谷	海陽町	海部町	中山	0.40	0.07
21-14	海部川	母川	ノーズイ谷	海陽町	海部町	芝	0.25	0.06
21-15	海部川	母川	小々谷	海陽町	海部町	櫛川	0.21	0.06
21-16	海部川	母川	東谷	海陽町	海部町	櫛川	0.15	0.05
21-18	海部川	母川	狭間谷	海陽町	海部町	居敷	0.29	0.04
22-10	穴喰川	日比宇川	村尾谷	海陽町	穴喰町	日比宇	0.65	0.16
22-11	穴喰川	坂瀬川	たつみ谷	海陽町	穴喰町	芥附	0.15	0.05
22-12	穴喰川	穴喰川	寺谷川谷	海陽町	穴喰町	角坂	0.70	0.15
22-13	野根川	寺谷川	寺谷	海陽町	穴喰町	久尾	1.40	0.90
22-15			大西谷	海陽町	穴喰町	穴喰浦	0.25	0.07
22-18	野根川	僧都谷川	ねんが谷	海陽町	穴喰町	船津	1.28	0.92
脇町-Ⅱ-1	吉野川	野村谷川	(湊山谷)	美馬市	脇町	小星	1.49	0.73
脇町-Ⅱ-2	吉野川	井口谷川	(梨子木谷)	美馬市	脇町	梨子木	1.74	2.19
脇町-Ⅱ-3	吉野川	井口谷川	井口谷	美馬市	脇町	暮畑	0.86	1.23
脇町-Ⅱ-4	吉野川	清水谷川	(清水支谷)	美馬市	脇町	井口	0.53	0.07
脇町-Ⅱ-5	吉野川	馬木谷川	(滝下1号谷)	美馬市	脇町	上の原	0.24	0.03
脇町-Ⅱ-6	吉野川	馬木谷川	(滝下2号谷)	美馬市	脇町	上の原	0.28	0.07

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
脇町-Ⅱ-7	吉野川	新町谷川	(新町谷)	美馬市	脇町	新山	1.96	2.22
脇町-Ⅱ-8	吉野川	城の谷川	(城の谷支川)	美馬市	脇町	脇町	0.06	0.03
脇町-Ⅱ-9	吉野川	山根谷川	(山根支谷)	美馬市	脇町	脇町	0.14	0.05
脇町-Ⅱ-10	吉野川	大谷川	(段谷)	美馬市	脇町	段	0.09	0.06
脇町-Ⅱ-11	吉野川	大谷川	(薬師堂谷)	美馬市	脇町	西大谷	0.19	0.05
脇町-Ⅱ-12	吉野川	大谷川	柴床谷	美馬市	脇町	古作	0.11	0.03
脇町-Ⅱ-13	吉野川	曾江谷川	(北庄小谷)	美馬市	脇町	曾江名	0.12	0.01
脇町-Ⅱ-14	吉野川	曾江谷川	(西赤谷下谷)	美馬市	脇町	西赤谷	0.54	0.48
脇町-Ⅱ-15	吉野川	曾江谷川	(土居の池北谷)	美馬市	脇町	西俣名	0.25	0.15
脇町-Ⅱ-16	吉野川	曾江谷川	(葛城神社向谷)	美馬市	脇町	西俣名	0.25	0.07
脇町-Ⅱ-17	吉野川	曾江谷川	(平間谷)	美馬市	脇町	西俣名	0.14	0.03
脇町-Ⅱ-18	吉野川	曾江谷川	(俣名小谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.66	0.18
脇町-Ⅱ-19	吉野川	曾江谷川	(一本杉谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.14	0.05
脇町-Ⅱ-20	吉野川	曾江谷川	(清水谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.23	0.21
脇町-Ⅱ-21	吉野川	曾江谷川	(上清水谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.70	0.13
脇町-Ⅱ-22	吉野川	曾江谷川	(奥曾江1号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.53	0.11
脇町-Ⅱ-23	吉野川	曾江谷川	(奥曾江2号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.48	0.06
脇町-Ⅱ-24	吉野川	曾江谷川	(清水上橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.43	0.06
脇町-Ⅱ-25	吉野川	曾江谷川	(奥曾江3号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.34	0.05
脇町-Ⅱ-26	吉野川	曾江谷川	(清光橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	2.20	1.14
脇町-Ⅱ-27	吉野川	曾江谷川	(清水橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.10	0.01
脇町-Ⅱ-28	吉野川	東俣谷川	阿瀬比谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.20	0.04
脇町-Ⅱ-29	吉野川	東俣谷川	(阿瀬比中谷)	美馬市	脇町	東赤谷名	0.03	0.01
脇町-Ⅱ-30	吉野川	東俣谷川	(阿瀬比上谷)	美馬市	脇町	東赤谷名	0.26	0.07
脇町-Ⅱ-31	吉野川	東俣谷川	花瀬谷	美馬市	脇町	東俣名	1.72	1.80
脇町-Ⅱ-32	吉野川	東俣谷川	(古屋敷1号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.41	0.10
脇町-Ⅱ-33	吉野川	東俣谷川	(古屋敷2号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.28	0.14
脇町-Ⅱ-34	吉野川	東俣谷川	(幽剣橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.33	0.17
脇町-Ⅱ-35	吉野川	東俣谷川	(白樫橋上谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.46	0.18
脇町-Ⅱ-36	吉野川	東俣谷川	(奥東俣3号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.19	0.02
脇町-Ⅱ-37	吉野川	東俣谷川	(奥東俣1号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.13	0.01
脇町-Ⅱ-38	吉野川	東俣谷川	(奥東俣2号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.69	0.15
脇町-Ⅱ-39	吉野川	東俣谷川	(白樫橋下谷)	美馬市	脇町	東俣名	1.55	0.73
脇町-Ⅱ-40	吉野川	東俣谷川	(御所神社谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.72	0.16
脇町-Ⅱ-41	吉野川	曾江谷川	(下曾江谷)	美馬市	脇町	西赤谷	0.22	0.03
美馬-Ⅱ-1	吉野川	船屋谷川	船屋谷川	美馬市	美馬町	中上	0.41	0.13
美馬-Ⅱ-2	吉野川	鍋倉谷川	(荒川谷)	美馬市	美馬町	前坂	0.13	0.02
美馬-Ⅱ-3	吉野川	猿ヶ谷川	嫁坂谷川	美馬市	美馬町	北東原	0.21	0.04
美馬-Ⅱ-4	吉野川	猿ヶ谷川	西猿ヶ谷	美馬市	美馬町	北東原	0.50	0.05
美馬-Ⅱ-5	吉野川	猿ヶ谷川	(北東原谷)	美馬市	美馬町	北東原	0.22	0.03
美馬-Ⅱ-6	吉野川	鍋倉谷川	(井ノ神谷)	美馬市	美馬町	井ノ神	0.15	0.04
美馬-Ⅱ-7	吉野川	鍋倉谷川	(下白地谷)	美馬市	美馬町	下白地	0.27	0.20
美馬-Ⅱ-8	吉野川	鍋倉谷川	(押上谷)	美馬市	美馬町	押上	0.27	0.10
美馬-Ⅱ-9	吉野川	鍋倉谷川	(茅原谷)	美馬市	美馬町	茅原	0.11	0.22
美馬-Ⅱ-10	吉野川	鍋倉谷川	(立見山谷)	美馬市	美馬町	立見山	0.15	0.06
美馬-Ⅱ-11	吉野川	轟谷川	轟谷	美馬市	美馬町	轟	0.91	0.46
美馬-Ⅱ-12	吉野川	西谷川	西の谷	美馬市	美馬町	岡	0.13	0.02
美馬-Ⅱ-13	吉野川	西谷川	西野谷	美馬市	美馬町	薬師	0.15	0.06
美馬-Ⅱ-14	吉野川	野村谷川	(坊僧谷)	美馬市	美馬町	蔵草	0.29	0.06
美馬-Ⅱ-15	吉野川	野村谷川	金山谷	美馬市	美馬町	切久保	1.40	0.45
美馬-Ⅱ-16	吉野川	鍋倉谷川	(中岡谷)	美馬市	美馬町	野田ノ井	0.62	0.48
1	吉野川	吉野川	(本薬寺谷)	美馬市	穴吹町	小島	0.93	0.47
14	吉野川	妙連川	第一楠谷川	美馬市	穴吹町	三谷	0.49	0.15
17	吉野川	妙連川	尾山谷	美馬市	穴吹町	尾山	0.53	0.06
24	吉野川	穴吹川	(平野谷)	美馬市	穴吹町	平野・奈良坂	0.95	0.28
26	吉野川	穴吹川	(中野宮谷)	美馬市	穴吹町	中野宮	1.67	0.33
31	吉野川	穴吹川	(弓立谷)	美馬市	穴吹町	弓立	0.23	0.04
32	吉野川	穴吹川	(知野橋谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.30	0.12
33	吉野川	穴吹川	(調子野1号支谷)	美馬市	穴吹町	支納	1.17	0.21
34	吉野川	穴吹川	(調子野2号支谷)	美馬市	穴吹町	支納	0.57	0.13
35	吉野川	穴吹川	(調子野3号支谷)	美馬市	穴吹町	支納	0.25	0.06
36	吉野川	穴吹川	森下谷	美馬市	穴吹町	調子野	0.42	0.08
39	吉野川	穴吹川	(梶山3号谷)	美馬市	穴吹町	梶谷	0.52	0.12
40	吉野川	穴吹川	(梶山2号谷)	美馬市	穴吹町	梶谷	0.29	0.06
41	吉野川	穴吹川	黒谷川	美馬市	穴吹町	調子野	0.27	0.05
42	吉野川	穴吹川	(黒川谷)	美馬市	穴吹町	調子野	0.25	0.04
44	吉野川	穴吹川	伊加谷	美馬市	穴吹町	古宮	0.17	0.08
45	吉野川	穴吹川	(田野内1号谷)	美馬市	穴吹町	田野内	0.76	0.29
46	吉野川	穴吹川	(田野内2号谷)	美馬市	穴吹町	田野内	0.21	0.04
47	吉野川	穴吹川	山の瀬谷川	美馬市	穴吹町	小宮	0.51	0.15
48	吉野川	穴吹川	大佐古谷	美馬市	穴吹町	大佐古	2.25	0.98

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
50	吉野川	穴吹川	(知野3号谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.10	0.01
55	吉野川	穴吹川	(仕出原1号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	0.62	0.06
61	吉野川	穴吹川	岡ノ上	美馬市	穴吹町	岡ノ上	0.25	0.02
63	吉野川	穴吹川	(市ノ下1号谷)	美馬市	穴吹町	市ノ下	1.18	0.33
68	吉野川	穴吹川	(梶山1号谷)	美馬市	穴吹町	梶山	0.69	0.14
73	吉野川	穴吹川	(円満寺谷)	美馬市	穴吹町	半平	1.31	0.39
74	吉野川	穴吹川	(仕出原2号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	2.84	0.76
101	吉野川	穴吹川	檜原谷	美馬市	木屋平村	檜原	6.27	4.24
102	吉野川	穴吹川	(尾山谷)	美馬市	木屋平村	檜原	0.51	0.40
103	吉野川	穴吹川	(南張谷)	美馬市	木屋平村	南張	1.60	1.40
104	吉野川	穴吹川	(櫛木谷)	美馬市	木屋平村	櫛木	0.18	0.15
105	吉野川	穴吹川	(下名谷)	美馬市	木屋平村	内川地	0.36	0.04
108	吉野川	穴吹川	大島谷	美馬市	木屋平村	森遠	0.22	0.28
114	吉野川	穴吹川	滝の宮谷	美馬市	木屋平村	谷口	3.13	0.93
115	吉野川	大合谷川	(太合1号支谷)	美馬市	木屋平村	寺内	0.44	0.11
117	吉野川	太合谷川	(太合3号支谷)	美馬市	木屋平村	太合	0.49	0.20
119	吉野川	穴吹川	(川上谷)	美馬市	木屋平村	川上	0.38	0.08
121	吉野川	穴吹川	上佐古谷	美馬市	木屋平村	川上	0.73	0.20
123	吉野川	穴吹川	西谷川	美馬市	木屋平村	川上	1.92	0.80
124	吉野川	穴吹川	茗荷谷	美馬市	木屋平村	川上	1.56	0.98
126	吉野川	穴吹川	(八幡4号谷)	美馬市	木屋平村	内宇天	0.11	0.01
127	吉野川	穴吹川	(八幡3号谷)	美馬市	木屋平村	八幡	0.45	0.10
128	吉野川	穴吹川	(八幡2号谷)	美馬市	木屋平村	有氏	0.28	0.04
129	吉野川	穴吹川	(八幡1号谷)	美馬市	木屋平村	有氏	0.04	0.02
130	吉野川	穴吹川	(川井上谷)	美馬市	木屋平村	川井	0.23	0.15
132	吉野川	穴吹川	(川井下谷)	美馬市	木屋平村	川井	0.15	0.04
133	吉野川	穴吹川	(小日浦谷)	美馬市	木屋平村	今丸	0.17	0.03
134	吉野川	二戸谷川	南二戸谷	美馬市	木屋平村	南二戸	4.06	2.05
135	吉野川	二戸谷川	境谷	美馬市	木屋平村	二戸	1.56	0.43
136	吉野川	穴吹川	(二戸2号支谷)	美馬市	木屋平村	二戸	0.18	0.03
137	吉野川	穴吹川	(二戸1号支谷)	美馬市	木屋平村	二戸	0.26	0.04
半田-II-1	吉野川	吉野川	(西崎西谷)	つるぎ町	半田町	西崎	0.36	0.09
半田-II-2	吉野川	半田川	(下竹谷)	つるぎ町	半田町	高岩	0.39	0.10
半田-II-3	吉野川	高渋谷川	(高渋谷北谷)	つるぎ町	半田町	高渋谷	0.15	0.03
半田-II-4	吉野川	高渋谷川	(高渋谷東谷)	つるぎ町	半田町	高渋谷	0.11	0.03
半田-II-5	吉野川	高渋谷川	(高渋谷南谷)	つるぎ町	半田町	高渋谷	0.14	0.06
半田-II-6	吉野川	高渋谷川	(高渋谷支谷)	つるぎ町	半田町	高渋谷	0.31	0.09
半田-II-7	吉野川	半田川	ヨモジの谷	つるぎ町	半田町	高渋谷	1.19	0.40
半田-II-8	吉野川	高渋谷川	(ヨモジ下谷)	つるぎ町	半田町	高渋谷	0.19	0.03
半田-II-9	吉野川	東谷川	(青野谷)	つるぎ町	半田町	下尾尻	0.35	0.13
半田-II-10	吉野川	東谷川	宮の下谷	つるぎ町	半田町	青野	0.19	0.04
半田-II-11	吉野川	東谷川	(聖郷上谷)	つるぎ町	半田町	下尾尻	0.86	0.41
半田-II-12	吉野川	坂根谷川	(坂根下谷)	つるぎ町	半田町	下尾尻	0.27	0.03
半田-II-13	吉野川	坂根谷川	岡の久保谷	つるぎ町	半田町	坂根	0.48	0.15
半田-II-14	吉野川	坂根谷川	(坂根上谷)	つるぎ町	半田町	坂根	0.53	0.12
半田-II-15	吉野川	坂根谷川	坂根谷	つるぎ町	半田町	坂根	1.32	1.09
半田-II-16	吉野川	坂根谷川	(新田神社谷)	つるぎ町	半田町	坂根	0.36	0.06
半田-II-17	吉野川	東谷川	西谷	つるぎ町	半田町	上蓮	0.43	0.08
半田-II-18	吉野川	東谷川	(折坂支谷)	つるぎ町	半田町	上蓮	0.16	0.04
半田-II-19	吉野川	東谷川	(上蓮奥谷)	つるぎ町	半田町	上蓮	0.16	0.03
半田-II-20	吉野川	東谷川	西谷	つるぎ町	半田町	上蓮	0.09	0.03
半田-II-21	吉野川	半田川	(日開野中央谷)	つるぎ町	半田町	日開野	0.29	0.09
半田-II-22	吉野川	半田川	(共進谷)	つるぎ町	半田町	日開野	1.24	0.31
半田-II-23	吉野川	半田川	(喜来谷)	つるぎ町	半田町	上喜来	1.00	0.32
半田-II-24	吉野川	半田川	(佐古戸東谷)	つるぎ町	半田町	佐古戸	0.18	0.04
半田-II-25	吉野川	半田川	(紙屋東谷)	つるぎ町	半田町	紙屋	0.56	0.15
半田-II-26	吉野川	大惣谷川	大惣谷	つるぎ町	半田町	大惣	1.35	0.77
半田-II-27	吉野川	大惣谷川	(小谷支谷)	つるぎ町	半田町	小谷	0.43	0.28
半田-II-28	吉野川	半田川	南谷	つるぎ町	半田町	紙屋	0.07	0.01
半田-II-29	吉野川	半田川	岡田谷	つるぎ町	半田町	紙屋	0.16	0.04
半田-II-30	吉野川	半田川	みうげん谷	つるぎ町	半田町	紙屋	0.16	0.06
半田-II-31	吉野川	半田川	(紙屋下谷)	つるぎ町	半田町	紙屋	0.28	0.03
半田-II-32	吉野川	半田川	黒尾谷	つるぎ町	半田町	佐古戸	0.36	0.07
半田-II-33	吉野川	半田川	佐古戸谷	つるぎ町	半田町	佐古戸	1.78	0.61
半田-II-34	吉野川	半田川	コウリヤ谷	つるぎ町	半田町	下喜来	0.86	0.59
半田-II-35	吉野川	半田川	茶屋敷谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.28	0.06
半田-II-36	吉野川	半田川	釜土谷	つるぎ町	半田町	日開野	0.14	0.05
半田-II-37	吉野川	半田川	(日開野下谷)	つるぎ町	半田町	日開野	0.13	0.09
半田-II-38	吉野川	半田川	曾我谷	つるぎ町	半田町	曾我谷	0.54	0.18
半田-II-39	吉野川	半田川	(一ノ瀬谷)	つるぎ町	半田町	一ノ瀬	0.31	0.05
半田-II-40	吉野川	半田川	鹿老渡谷	つるぎ町	半田町	平良石	1.55	0.39

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
半田-Ⅱ-41	吉野川	井川谷川	馬越谷	つるぎ町	半田町	井川	1.71	0.58
半田-Ⅱ-42	吉野川	井川谷川	(藤名下谷)	つるぎ町	半田町	井川	1.94	0.53
半田-Ⅱ-43	吉野川	半田川	藤名谷	つるぎ町	半田町	藤下	0.20	0.03
半田-Ⅱ-44	吉野川	井川谷川	(日浦奥谷)	つるぎ町	半田町	藤下	0.67	0.19
半田-Ⅱ-45	吉野川	井川谷川	(日浦3号谷)	つるぎ町	半田町	大柱	0.44	0.06
半田-Ⅱ-46	吉野川	井川谷川	(日浦2号谷)	つるぎ町	半田町	大畠	0.26	0.03
半田-Ⅱ-47	吉野川	井川谷川	(日浦1号谷)	つるぎ町	半田町	大畠	0.51	0.11
半田-Ⅱ-48	吉野川	井川谷川	(日光神社谷)	つるぎ町	半田町	長谷保	0.27	0.03
半田-Ⅱ-49	吉野川	吉野川	空沢谷	つるぎ町	半田町	東毛田	0.86	0.32
半田-Ⅱ-50	吉野川	東谷川	小井野谷	つるぎ町	半田町	上蓮	1.66	1.25
貞光-Ⅱ-1	吉野川	吉野川	道満谷	つるぎ町	貞光町	道満	0.31	0.07
貞光-Ⅱ-2	吉野川	吉野川	(西谷)	つるぎ町	貞光町	西	0.28	0.05
貞光-Ⅱ-3	吉野川	貞光川	(若宮谷)	つるぎ町	貞光町	岡	0.10	0.12
貞光-Ⅱ-4	吉野川	貞光川	(岡3号谷)	つるぎ町	貞光町	大久保	0.30	0.05
貞光-Ⅱ-5	吉野川	貞光川	(捨子北谷)	つるぎ町	貞光町	皆瀬川向	0.54	0.24
貞光-Ⅱ-6	吉野川	貞光川	源家谷	つるぎ町	貞光町	皆瀬川向	0.43	0.06
貞光-Ⅱ-7	吉野川	貞光川	捨子谷	つるぎ町	貞光町	皆瀬川向	0.92	0.40
貞光-Ⅱ-8	吉野川	貞光川	捨子南谷	つるぎ町	貞光町	捨子谷南	0.52	0.10
貞光-Ⅱ-9	吉野川	貞光川	(皆瀬川向谷)	つるぎ町	貞光町	端山	0.30	0.10
貞光-Ⅱ-10	吉野川	見恵頭谷川	カラダニ	つるぎ町	貞光町	谷向	0.47	0.07
貞光-Ⅱ-11	吉野川	見恵頭谷川	中山谷	つるぎ町	貞光町	中山	1.51	0.77
貞光-Ⅱ-12	吉野川	見恵頭谷川	(家賀道下谷)	つるぎ町	貞光町	家賀道	0.08	0.04
貞光-Ⅱ-13	吉野川	見恵頭谷川	(平野谷)	つるぎ町	貞光町	平野	0.19	0.10
貞光-Ⅱ-14	吉野川	貞光川	(瀧倉谷)	つるぎ町	貞光町	森本	0.12	0.01
貞光-Ⅱ-15	吉野川	貞光川	(盛ノ本谷)	つるぎ町	貞光町	森本	0.08	0.02
貞光-Ⅱ-16	吉野川	貞光川	(長瀬上谷)	つるぎ町	貞光町	木屋	0.36	0.06
貞光-Ⅱ-17	吉野川	貞光川	(川見谷)	つるぎ町	貞光町	三木枋	2.03	1.42
貞光-Ⅱ-18	吉野川	貞光川	(日浦谷)	つるぎ町	貞光町	宮平	0.10	0.03
貞光-Ⅱ-19	吉野川	貞光川	(西丸井谷)	つるぎ町	貞光町	西丸井	0.03	0.06
貞光-Ⅱ-20	吉野川	貞光川	(引地谷)	つるぎ町	貞光町	別所	0.75	0.13
貞光-Ⅱ-21	吉野川	貞光川	源氏谷	つるぎ町	貞光町	前田	1.11	0.38
一字-Ⅱ-1	吉野川	貞光川	(子安谷)	つるぎ町	一字村	子安	0.07	0.06
一字-Ⅱ-2	吉野川	貞光川	中谷	つるぎ町	一字村	河内	0.14	0.18
一字-Ⅱ-3	吉野川	瀬開谷川	(川又下谷)	つるぎ町	一字村	川又	0.74	0.15
一字-Ⅱ-4	吉野川	瀬開谷川	奥大野谷	つるぎ町	一字村	奥大野	0.49	0.13
一字-Ⅱ-5	吉野川	瀬開谷川	実平谷	つるぎ町	一字村	広瀬	0.41	0.13
一字-Ⅱ-6	吉野川	瀬開谷川	土須川	つるぎ町	一字村	広沢	1.69	4.22
一字-Ⅱ-7	吉野川	明谷川	(平谷)	つるぎ町	一字村	平	0.36	0.15
一字-Ⅱ-8	吉野川	明谷川	黒笠谷	つるぎ町	一字村	白井	0.95	2.82
一字-Ⅱ-9	吉野川	明谷川	(白井谷)	つるぎ町	一字村	出羽	0.83	1.02
一字-Ⅱ-10	吉野川	久藪谷川	久藪谷	つるぎ町	一字村	久藪	2.61	2.43
一字-Ⅱ-11	吉野川	片川	大佐古谷	つるぎ町	一字村	石ノ小屋	0.16	0.33
一字-Ⅱ-12	吉野川	片川	(木地屋谷)	つるぎ町	一字村	木地屋	0.14	0.09
一字-Ⅱ-13	吉野川	片川	(赤松谷)	つるぎ町	一字村	中横	0.45	0.15
一字-Ⅱ-14	吉野川	貞光川	(一字谷)	つるぎ町	一字村	古見	0.33	0.28
一字-Ⅱ-15	吉野川	貞光川	(土釜谷)	つるぎ町	一字村	土釜	0.52	0.35
483-Ⅱ-01	吉野川	河内谷川	南谷川	三好市	三野町	川又西	0.50	0.38
483-Ⅱ-02	吉野川	河内谷川	百合切谷	三好市	三野町	芝生	2.25	1.87
483-Ⅱ-01	吉野川	吉野川	ミヨコ谷	三好市	池田町	ヤマダ	0.25	0.03
483-Ⅱ-02	吉野川	吉野川	イタノ谷	三好市	池田町	イタノ	0.30	0.08
483-Ⅱ-03	吉野川	吉野川	大谷川	三好市	池田町	中西	1.40	0.65
483-Ⅱ-04	吉野川	吉野川	大谷川小谷	三好市	池田町	中西	0.30	0.09
483-Ⅱ-05	吉野川	吉野川	三縄谷	三好市	池田町	中西	1.25	0.71
483-Ⅱ-06	吉野川	漆川谷川	ホドノ田尾谷	三好市	池田町	富平	0.30	0.11
483-Ⅱ-07	吉野川	漆川谷川	オソ谷	三好市	池田町	富平	0.95	0.36
483-Ⅱ-08	吉野川	北谷川谷	北谷東谷	三好市	池田町	北谷	1.30	0.72
483-Ⅱ-09	吉野川	漆川谷川	南谷川	三好市	池田町	南谷	0.75	0.76
483-Ⅱ-10	吉野川	漆川谷川	込谷	三好市	池田町	中津川	0.80	0.59
483-Ⅱ-11	吉野川	吉野川	赤鳥居谷	三好市	池田町	仙野	0.45	0.07
483-Ⅱ-12	吉野川	吉野川	長谷	三好市	池田町	仙野	1.25	0.38
483-Ⅱ-13	吉野川	吉野川	仙野谷	三好市	池田町	仙野	0.40	0.11
483-Ⅱ-14	吉野川	吉野川	露の谷	三好市	池田町	仙野	1.65	0.41
483-Ⅱ-15	吉野川	馬路川	水之久保谷	三好市	池田町	水之久保	1.00	0.49
483-Ⅱ-16	吉野川	馬路川	古宮下谷	三好市	池田町	上馬路	0.95	0.49
483-Ⅱ-17	吉野川	馬路川	古宮上谷	三好市	池田町	上馬路	0.95	0.44
483-Ⅱ-18	吉野川	馬路川	堂之久保谷	三好市	池田町	上馬路	0.90	0.61
483-Ⅱ-19	吉野川	馬路川	平尾谷	三好市	池田町	船戸	1.25	0.79
483-Ⅱ-20	吉野川	馬路川	平尾小谷	三好市	池田町	船戸	0.35	0.09
483-Ⅱ-21	吉野川	馬路川	花ノ木谷	三好市	池田町	大宗有安	1.15	0.59
483-Ⅱ-22	吉野川	馬路川	有安小谷	三好市	池田町	大宗有安	0.35	0.12
483-Ⅱ-23	吉野川	馬路川	根引谷	三好市	池田町	境谷	0.30	0.28



溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km2
483-II-24	吉野川	馬路川	境谷小谷	三好市	池田町	境谷	0.25	0.04
483-II-25	吉野川	馬路川	大境小谷	三好市	池田町	境谷	0.20	0.04
483-II-26	吉野川	馬路川	大境谷	三好市	池田町	境谷	1.00	0.33
483-II-27	吉野川	馬路川	北沼谷	三好市	池田町	沼谷	0.30	0.09
483-II-28	吉野川	三谷川	高尾谷川	三好市	池田町	高毛	0.95	0.45
483-II-29	吉野川	馬路川	竹ノ内川	三好市	池田町	上浦	1.20	0.54
483-II-30	吉野川	吉野川	猿子谷	三好市	池田町	敷ノ上	2.85	2.83
483-II-31	吉野川	吉野川	西山下谷	三好市	池田町	西山	1.35	0.38
483-II-32	吉野川	鮎苦谷川	野呂内中谷	三好市	池田町	上野呂内	1.30	0.72
483-II-33	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内一号谷	三好市	池田町	上野呂内	0.15	0.01
483-II-34	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内二号谷	三好市	池田町	上野呂内	0.20	0.06
483-II-35	吉野川	鮎苦谷川	水谷小谷	三好市	池田町	水谷	0.25	0.03
483-II-36	吉野川	鮎苦谷川	水谷谷	三好市	池田町	水谷	0.70	0.11
483-II-37	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内三号谷	三好市	池田町	上野呂内	0.40	0.06
483-II-38	吉野川	鮎苦谷川	上野呂内川	三好市	池田町	上野呂内	0.65	0.16
483-II-39	吉野川	鮎苦谷川	中畠谷	三好市	池田町	上野呂内	0.25	0.04
483-II-40	吉野川	鮎苦谷川	野呂内下一号谷	三好市	池田町	野呂内下	0.25	0.04
483-II-41	吉野川	鮎苦谷川	野呂内下二号谷	三好市	池田町	野呂内下	0.75	0.09
483-II-42	吉野川	鮎苦谷川	乳ノ木道北川	三好市	池田町	野呂内下	1.60	0.84
483-II-43	吉野川	鮎苦谷川	下野呂内西谷	三好市	池田町	野呂内下	0.65	0.23
483-II-44	吉野川	鮎苦谷川	乳ノ木小谷	三好市	池田町	西谷	0.25	0.04
483-II-45	吉野川	鮎苦谷川	岸ノ上谷	三好市	池田町	下野呂内	1.40	0.59
483-II-46	吉野川	鮎苦谷川	神前下谷	三好市	池田町	下野呂内	0.75	0.28
483-II-47	吉野川	鮎苦谷川	松原谷	三好市	池田町	込野	0.70	0.39
483-II-48	吉野川	鮎苦谷川	野呂内口谷	三好市	池田町	込野	0.45	0.14
1-4	吉野川	祖谷川	山貝谷	三好市	池田町	山貝	0.10	0.11
1-6	吉野川	祖谷川	大利谷	三好市	池田町	大利	0.59	0.30
1-7	吉野川	祖谷川	石内谷	三好市	池田町	石内	0.92	0.82
1-8	吉野川	祖谷川	上尾後谷	三好市	池田町	上尾後	0.39	0.10
1-9	吉野川	祖谷川	宮石谷	三好市	池田町	宮石	0.20	0.10
1-10	吉野川	祖谷川	明瀬谷	三好市	池田町	明瀬	0.95	0.60
1-11	吉野川	祖谷川	明瀬谷支流	三好市	池田町	明瀬	0.14	0.04
484-II-01	吉野川	吉野川	いわや谷	三好市	山城町	南日浦	0.40	0.12
484-II-02	吉野川	吉野川	にし谷	三好市	山城町	川成	0.30	0.10
484-II-03	吉野川	吉野川	育谷	三好市	山城町	下名	0.35	0.16
484-II-04	吉野川	吉野川	尾又下谷	三好市	山城町	尾又	0.45	0.11
484-II-05	吉野川	吉野川	尾又上谷	三好市	山城町	尾又	0.40	0.06
484-II-06	吉野川	藤川谷川	野鹿池山谷	三好市	山城町	平上	1.40	2.08
484-II-07	吉野川	藤川谷川	細野谷	三好市	山城町	平上	0.80	0.54
484-II-08	吉野川	藤川谷川	長瀬谷	三好市	山城町	水無	0.60	0.21
484-II-09	吉野川	吉野川	堂床谷	三好市	山城町	津屋	1.55	1.93
484-II-10	吉野川	吉野川	茶園谷	三好市	山城町	西字	3.10	2.31
484-II-11	吉野川	吉野川	上西宇谷	三好市	山城町	上西宇	1.80	0.74
484-II-12	吉野川	吉野川	大津小谷	三好市	山城町	大津	0.30	0.08
484-II-13	吉野川	白川谷川	ウスノト谷	三好市	山城町	栗山	1.50	0.62
484-II-14	吉野川	白川谷川	東ウスノト谷	三好市	山城町	栗山	0.35	0.10
484-II-15	吉野川	白川谷川	拜床谷	三好市	山城町	栗山	1.10	0.28
484-II-16	吉野川	白川谷川	折道谷支川	三好市	山城町	白川	0.75	0.40
484-II-17	吉野川	白川谷川	八十谷	三好市	山城町	白川	1.05	0.58
484-II-18	吉野川	吉野川	井の川原谷	三好市	山城町	重実	0.60	0.25
484-II-19	吉野川	吉野川	重実川	三好市	山城町	重実	1.65	0.61
484-II-20	吉野川	吉野川	冬谷	三好市	山城町	末貞	0.95	0.31
484-II-21	吉野川	銅山川	影谷	三好市	山城町	引地	0.70	0.33
484-II-22	吉野川	銅山川	岩戸川	三好市	山城町	岩戸	1.65	1.26
484-II-23	吉野川	銅山川	岩戸上谷	三好市	山城町	岩戸	0.35	0.27
484-II-24	吉野川	黒川谷川	窪の谷	三好市	山城町	黒川	0.80	0.36
484-II-25	吉野川	黒川谷川	黒川谷	三好市	山城町	黒川	1.60	1.19
484-II-26	吉野川	黒川谷川	赤谷一号谷	三好市	山城町	黒川	0.35	0.03
484-II-27	吉野川	銅山川	川茂谷	三好市	山城町	信正	1.45	0.76
484-II-28	吉野川	銅山川	持井谷東谷	三好市	山城町	大野	1.15	0.41
484-II-29	吉野川	銅山川	持井谷	三好市	山城町	大野	2.10	1.33
484-II-30	吉野川	銅山川	大谷谷	三好市	山城町	大谷	0.75	0.37
484-II-31	吉野川	相川	あかさび谷	三好市	山城町	政友	0.40	0.09
484-II-32	吉野川	相川	相川小谷一号谷	三好市	山城町	相川	0.35	0.09
484-II-33	吉野川	相川	相川小谷	三好市	山城町	相川	1.55	1.04
484-II-34	吉野川	相川	相川一号谷	三好市	山城町	相川	0.20	0.01
484-II-35	吉野川	相川	相川二号谷	三好市	山城町	相川	0.25	0.05
484-II-36	吉野川	銅山川	青雲寮裏谷	三好市	山城町	川口	0.25	0.04
484-II-37	吉野川	吉野川	大門谷	三好市	山城町	下川	0.60	0.27
484-II-38	吉野川	吉野川	下川谷下谷	三好市	山城町	下川	1.25	0.29
484-II-39	吉野川	吉野川	大谷小谷	三好市	山城町	若山	0.60	0.18

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
485-II-01	吉野川	吉野川	高野谷支川	三好市	井川町	旭町	0.45	0.09
485-II-02	吉野川	井ノ内谷川	ひらみ谷	三好市	井川町	井関	0.50	0.09
485-II-03	吉野川	井ノ内谷川	正夫谷	三好市	井川町	正夫	2.95	2.08
485-II-04	吉野川	井ノ内谷川	神谷	三好市	井川町	馬路	2.55	1.66
485-II-05	吉野川	井ノ内谷川	荒倉谷	三好市	井川町	馬場	2.20	2.15
485-II-06	吉野川	井ノ内谷川	駒倉谷	三好市	井川町	向	1.65	0.96
485-II-07	吉野川	井ノ内谷川	下影谷川	三好市	井川町	向	2.35	1.99
485-II-08	吉野川	里川谷川	里川谷	三好市	井川町	近金	3.35	4.91
485-II-09	吉野川	吉野川	大山谷	三好市	井川町	末	2.20	1.38
3-2	吉野川	祖谷川	深淵谷川	三好市	東祖谷山村	深淵	0.22	0.06
3-3	吉野川	祖谷川	深淵谷支溪	三好市	東祖谷山村	深淵	0.12	0.05
3-15	吉野川	祖谷川	奥の井谷川	三好市	東祖谷山村	奥の井	2.19	2.72
3-16	吉野川	祖谷川	新口谷川左支	三好市	東祖谷山村	久保西	0.12	0.15
3-17	吉野川	祖谷川	管生陰谷	三好市	東祖谷山村	管生	0.38	0.39
3-18	吉野川	祖谷川	管生奥谷	三好市	東祖谷山村	管生	0.16	0.09
3-19	吉野川	祖谷川	続谷西谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.45	0.08
3-20	吉野川	祖谷川	名頃谷第3谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.29	0.10
3-25	吉野川	祖谷川	名頃東谷	三好市	東祖谷山村	名頃	0.33	0.16
488-II-01	吉野川	吉野川	中谷	三好市	西祖谷山村	西岡	0.30	0.14
2-2	吉野川	祖谷川	堂ヶ谷	三好市	西祖谷山村	小祖谷東	1.31	0.62
2-5	吉野川	祖谷川	尾井ノ内谷右支	三好市	西祖谷山村	尾井ノ内	0.39	0.06
2-6	吉野川	祖谷川	戸ノ内川右支	三好市	西祖谷山村	尾井ノ内	0.23	0.04
2-7	吉野川	祖谷川	戸ノ谷川	三好市	西祖谷山村	尾井ノ内	1.18	0.71
2-9	吉野川	祖谷川	中尾谷川	三好市	西祖谷山村	中尾	1.87	1.05
2-10	吉野川	祖谷川	閑定谷川	三好市	西祖谷山村	閑定	1.30	0.55
2-11	吉野川	祖谷川	閑定東谷	三好市	西祖谷山村	閑定	0.50	0.36
2-12	吉野川	祖谷川	下寄谷	三好市	西祖谷山村	善徳名越	0.53	0.70
482-II-01	吉野川	増川谷川	焼谷	東みよし町	三好町	増川	0.95	0.47
482-II-02	吉野川	馬木谷川	馬木谷	東みよし町	三好町	行常	3.50	2.69
482-II-03	吉野川	吉野川	トガ谷	東みよし町	三好町	長手	0.35	0.12
482-II-04	吉野川	吉野川	西小森谷	東みよし町	三好町	長手	0.55	0.18
486-II-01	吉野川	大藤谷川	奥村谷	東みよし町	三加茂町	奥村	0.50	0.86
486-II-02	吉野川	大藤谷川	大藤西谷	東みよし町	三加茂町	大藤西	1.50	0.99
486-II-03	吉野川	猪之谷川	猪の谷	東みよし町	三加茂町	久保	1.35	0.84
486-II-04	吉野川	猪之谷川	大師谷	東みよし町	三加茂町	木藤	0.50	0.34
486-II-05	吉野川	吉野川	西山谷川	東みよし町	三加茂町	西山	1.00	0.21
486-II-06	吉野川	吉野川	西山谷小谷	東みよし町	三加茂町	毛田西山	0.45	0.15
486-II-07	吉野川	山口谷川	東川谷	東みよし町	三加茂町	黒長谷	0.70	0.57
486-II-08	吉野川	加茂谷川	五名上谷川	東みよし町	三加茂町	五名下	2.25	1.26
486-II-09	吉野川	加茂谷川	加茂谷	東みよし町	三加茂町	下森清	2.60	5.32
486-II-10	吉野川	加茂谷川	三枝草谷	東みよし町	三加茂町	五名下	3.20	2.49
486-II-11	吉野川	加茂谷川	おくなり川	東みよし町	三加茂町	山ノ上	0.15	0.03
486-II-12	吉野川	稲持谷川	稲持小谷	東みよし町	三加茂町	奥ノ谷	0.70	0.16
486-II-13	吉野川	吉野川	深谷	東みよし町	三加茂町	新居田	1.85	0.99
合計			1,038	箇所				

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km <sup>2</sup>
31010	吉野川	鮎喰川	南谷	徳島市		入田町 南谷		0.29
31015	吉野川	鮎喰川	カジ谷	徳島市		入田町 内御田		0.10
31024	吉野川	鮎喰川	先代四号谷	徳島市		入田町 西丁		0.06
31026	吉野川	鮎喰川	先代五号谷	徳島市		入田町 西丁		0.09
31027	吉野川	船戸谷川	西船戸三号谷	徳島市		一宮町 南丁		0.11
31028	吉野川	船戸谷川	船戸谷	徳島市		一宮町 南丁		0.27
31029	吉野川	船戸谷川	西船戸二号谷	徳島市		一宮町 南丁		0.06
31033	吉野川	船戸谷川	南丁北谷	徳島市		一宮町 南丁		0.09
31039	吉野川	福正谷川	岩宮谷	徳島市		一宮町 南丁		0.28
31040	吉野川	福正谷川	福正谷川	徳島市		一宮町 南丁		0.24
31063	吉野川	鮎喰川	北カジ谷	徳島市		入田町 内御田		0.06
31065	吉野川	鮎喰川	矢野池谷	徳島市		入田町 内御田		0.03
31067	吉野川	鮎喰川	西谷野中谷	徳島市		国府町 西矢野		0.03
31068	吉野川	鮎喰川	西谷野下谷	徳島市		国府町 西矢野		0.03
31075	吉野川	園瀬川	花房中谷	徳島市		上八万町 花房		0.35
31085	吉野川	園瀬川	下星河内谷	徳島市		上八万町 広田		0.09
31087	吉野川	園瀬川	星河内谷川支流	徳島市		上八万町 広田		0.23
31177	勝浦川	勝浦川	上里北谷	徳島市		飯谷町 日ノ浦		0.08
31182	勝浦川	勝浦川	千谷	徳島市		飯谷町 大ノ上		1.10
31188	勝浦川	勝浦川	楠上谷	徳島市		飯谷町 手城		0.09
31189	勝浦川	勝浦川	手城谷	徳島市		飯谷町 手城		0.16
31191	勝浦川	勝浦川	白金谷	徳島市		飯谷町 白金谷		0.45
31192	勝浦川	勝浦川	中白金谷	徳島市		飯谷町 白金谷		0.07
31193	勝浦川	勝浦川	北白金谷川	徳島市		飯谷町 白金谷		0.21
31204	勝浦川	八多川	中ノ丸谷	徳島市		八多町 中丸		0.13
31205	勝浦川	八多川	鹿ノ首谷	徳島市		八多町 鹿ノ首		1.45
31208	勝浦川	八多川	蛭谷	徳島市		八多町 北内		0.05
31214	勝浦川	八多川	酢橋谷	徳島市		八多町 森時		0.02
31219	勝浦川	仕出川	風早西一号谷	徳島市		八多町 大久保		0.03
31220	勝浦川	仕出川	風早西二号谷	徳島市		八多町 大久保		0.03
31222	勝浦川	仕出川	水口奥谷	徳島市		八多町 水口		0.15
31241	勝浦川	打樋川	大原下谷	徳島市		大原町 原町竈		0.07
32017	神田瀬川	芝生川	萱久保谷	小松島市		芝生町 萱久保		0.18
32023	立江川	恩山寺谷川	谷奥谷	小松島市		田野町 谷奥		0.66
32044	立江川	立江川	木原西谷	小松島市		櫛淵町 木原		0.03
32049	立江川	立江川	新作谷	小松島市		櫛淵町 佐山		0.10
32050	立江川	立江川	久友谷	小松島市		櫛淵町 佐山		0.04
2-76	吉野川	中山谷川	中山谷	鳴門市		撫養町 木津		0.12
341-III-001	吉野川	渡内川		石井町				0.04
31001	那賀川	畑田川	(三倉上谷)	阿南市		下大野町 羽坂		0.09
31002	那賀川	畑田川	(羽坂東1号谷)	阿南市		下大野町 羽坂		0.06
31003	那賀川	畑田川	(羽坂東2号谷)	阿南市		長生町 西方		0.05
31004	那賀川	大津田川	(羽坂東3号谷)	阿南市		長生町 山ノ神		0.07
31005	那賀川	桑野川	(下田尻谷)	阿南市		長生町 下田尻		0.11
31006	打樋川	打樋川	(西分谷)	阿南市		津乃峰町 西分		0.09
31007	那賀川	桑野川	(井間谷)	阿南市		宝田町 井間		0.15
31008	打樋川	打樋川	(猫谷)	阿南市		見能林町 猫谷		0.04
31009	那賀川	桑野川	(西池田口1号谷)	阿南市		富岡町 西池田口		0.09
31010	那賀川	桑野川	(西池田口2号谷)	阿南市		富岡町 西池田口		0.09
31011	那賀川	桑野川	(東池田1号谷)	阿南市		富岡町 東池田		0.10
31012	那賀川	桑野川	(東池田2号谷)	阿南市		富岡町 東池田		0.03
31013	鶴川	鶴川	(鶴川1号谷)	阿南市		橋町 一升ヶ森		0.06
31014	鶴川	鶴川	(鶴川2号谷)	阿南市		橋町 一升ヶ森		0.06
31015	鶴川	鶴川	(鶴川3号谷)	阿南市		橋町 一升ヶ森		0.03
31016	鶴川	鶴川	(鶴川4号谷)	阿南市		橋町 一升ヶ森		0.03
31017	鶴川	鶴川	(鶴川5号谷)	阿南市		橋町 一升ヶ森		0.01
31018	鶴川	鶴川	(鶴川6号谷)	阿南市		橋町 一升ヶ森		0.02
31019	鶴川	鶴川	(鶴川7号谷)	阿南市		橋町 家の前		0.02
31020	鶴川	鶴川	(鶴川8号谷)	阿南市		橋町 六反地		0.07
31021	鶴川	鶴川	(鶴川9号谷)	阿南市		橋町 六反地		0.05
31022			(塩田谷)	阿南市		橋町 塩田		0.09
31023			(幸田谷)	阿南市		橋町 幸田		0.09
31024	鶴川	鶴川	(関地谷)	阿南市		橋町 関地		0.03
31025	福井川	福井川	(土井崎谷)	阿南市		橋町 土井崎		0.03
18-53	田井川	田井川	いの谷	美波町	日和佐町			0.09
脇町-III-1	吉野川	野村谷川	(小星1号谷)	美馬市	脇町	小星		0.03
脇町-III-2	吉野川	野村谷川	(小星2号谷)	美馬市	脇町	小星		0.02
脇町-III-3	吉野川	井口谷川	(井口小谷)	美馬市	脇町	井口東		0.07
脇町-III-4	吉野川	吉野川	(上ノ原1号谷)	美馬市	脇町	岩倉		0.05
脇町-III-5	吉野川	吉野川	(上ノ原2号谷)	美馬市	脇町	岩倉		0.21
脇町-III-6	吉野川	大谷川	(段名谷)	美馬市	脇町	左尾		0.21
脇町-III-7	吉野川	大谷川	(段上小谷)	美馬市	脇町	白木		0.10
脇町-III-8	吉野川	大谷川	(柴床小谷)	美馬市	脇町	古作		0.08
貞光-III-1	吉野川	貞光川	(岡1号谷)		つるぎ町 貞光町	大久保		0.15
貞光-III-2	吉野川	貞光川	(岡2号谷)		つるぎ町 貞光町	大久保		0.02
貞光-III-3	吉野川	貞光川	(岡4号谷)		つるぎ町 貞光町	大久保		0.69
483-III-01	吉野川	吉野川	ナシノキ谷		三好市 池田町	中西		0.08
合計			77	箇所				

#### 4 - 8 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日量	150 mm以上	200 mm以上
6時間量	120 mm以上	180 mm以上
4時間量	100 mm以上	150 mm以上
2時間量	70 mm以上	100 mm以上
1時間量	50 mm以上	60 mm以上

## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

H25. 3. 31現在

番号	山 危 険 箇 所 名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
1	上山	徳島市		金治	3.00
2	猪の頭	〃		月の宮	3.00
3	日和田	〃		安都部	3.00
4	海先1	〃		海先	10.00
5	海先2	〃		海先	3.00
6	海先3	〃		海先	5.00
7	紅葉山	〃		紅葉山	2.00
8	西矢野1	〃		西矢野	21.00
9	西矢野2	〃		延命	10.00
10	赤坂	〃		赤坂東山	3.00
11	赤坂西山	〃		赤坂西山	8.00
12	舟戸	〃		赤坂西山	4.00
13	一宮	〃		宇和山西山	2.00
14	本丁	〃		北山	7.00
15	僧津山	〃		僧津山	9.00
16	北山	〃		北山	1.00
17	西山	〃		西地	17.00
18	日比字	〃		東山	4.00
19	中通	〃		常頭	2.00
20	中山	〃		中山	47.00
21	棟	〃		棟	4.00
22	飯谷	〃		杉尾	3.00
	小 計	22 箇所			171.00
1	三津	鳴門市		上三津	5.00
2	桜井西	〃		桜井	8.00
3	桜井東	〃		桜井	1.00
4	大川筋1	〃		大川筋	7.00
5	折野1	〃		川筋	10.00
6	大川筋2	〃		大川筋	15.00
7	大川筋3	〃		大川筋	19.00
8	折野2	〃		川筋	11.00
9	東地1	〃		東地	13.00
10	東地上	〃		折野上東地	3.00
11	東地下	〃		折野上東地	3.00
12	東地2	〃		東地	10.00
13	上東地	〃		上東地	40.00
14	堂床	〃		堂床	24.00
15	宿毛谷西	〃		宿毛谷	2.00
16	宿毛谷東	〃		宿毛谷	1.00
17	クロハエ	〃		クロハエ	4.00
18	相ヶ谷	〃		相ヶ谷	3.00
19	大浦ロク地	〃		ロク地	4.00
20	西傍示1	〃		西傍示	7.00
21	東傍示	〃		東傍示	3.00
22	西傍示2	〃		西傍示	8.00
23	ハシカ谷	〃		ハシカ谷	2.00
24	音谷	〃		大岸	2.00
25	樋殿	〃		樋殿谷	5.00
26	山ノ下	〃		山ノ下	56.00
27	貝ヶ谷	〃		貝ヶ谷	6.00
28	桧	〃		西谷山	1.00
29	勝明寺谷	〃		勝明寺谷	5.00
30	東中谷	鳴門市		東中谷	4.00
31	山田	〃		山田	2.00
32	桐原	〃		桐原	4.00
33	下田	〃		下田	12.00
34	東山谷1	〃		東山谷	4.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
35	東山谷2	〃		東山谷	11.00
36	夕ヶキ谷	〃		夕ヶキ谷	14.00
37	寺内	〃		寺内	2.00
38	西口	〃		西口	3.00
39	櫛木上	〃		中山	4.00
40	櫛木	〃		西山	6.00
41	櫛木下	〃		中山	2.00
42	東山上	〃		東山	8.00
43	東山下	〃		東山	1.00
44	小海	〃		小海	1.00
45	湊谷	〃			3.00
46	明神西	〃		張	2.00
47	張	〃		張	7.00
48	明神北	〃		馬越	6.00
49	明神南	〃		丸山	4.00
50	丸山	〃		丸山	7.00
51	越浦1	〃		越浦	7.00
52	越浦2	〃		越浦	12.00
53	地廻南	〃		地廻り式	4.00
54	地廻北	〃		地廻り参	8.00
55	上戸	〃		上戸	5.00
56	西山	〃		西山	7.00
57	中山	〃		中山	2.00
58	東山	〃		東山	9.00
59	大島田	〃			7.00
60	大毛	〃		大毛	2.00
61	大谷	〃		大谷	7.00
62	三ッ石	〃		芙蓉山下	6.00
63	南大手	〃		南大手	7.00
64	土佐泊	〃		土佐泊	1.00
65	脇口	〃		脇口	2.00
66	見白	〃		見白	2.00
67	八幡	〃		八幡	5.00
68	北殿町	〃		北殿町	2.00
	小計	68箇所			480.00
1	井口	小松島市		井口前山	3.00
2	恩山寺	〃		恩山寺谷	2.00
3	送場	〃		送場岡山	1.00
4	仮家	〃		仮家	1.00
5	鳥居本	〃		鳥居本	2.00
6	金山	〃		金山	4.00
7	赤石	〃		赤石	2.00
	小計	7箇所			15.00
1	奥立川1	勝浦郡	勝浦町	字奥立川	16.00
2	奥立川2	〃	〃	字奥立川	27.00
3	中立川1	〃	〃	字中立川	33.00
4	口立川1	〃	〃	字口立川	9.00
5	口立川2	〃	〃	字口立川	6.00
6	中立川2	〃	〃	字中立川	2.00
7	立川	〃	〃	字立川	2.00
8	定岡	〃	〃	字定岡	3.00
9	婆羅尾	勝浦郡	勝浦町	字東婆羅雄	7.00
10	倉瀬	〃	〃	字倉瀬	2.00
11	割谷	〃	上勝町	殿川内	14.00
12	西中谷	〃	〃	字殿川内	83.00
13	大榎	〃	〃	字大榎	24.00
14	雄中面	〃	〃	字雄中面	19.00
15	若木	〃	〃	字南浦	1.00
16	榎原	〃	〃	字榎原	4.00

番号	山腹朋環 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
17	茶蔵本	〃	〃	字茶蔵本	6.00
18	川口	〃	〃	字川口	4.00
19	菅蔵	〃	〃	字上管蔵	8.00
20	中須	〃	〃	中須	2.00
21	木屋谷	〃	〃	字中尾	6.00
22	横峯	〃	〃	字横峰	42.00
23	平間	〃	〃	字平間	9.00
24	堂久保	〃	〃	字堂久保	8.00
25	下地1	〃	〃	字下地	11.00
26	下地2	〃	〃	字下地	6.00
27	下地3	〃	〃	字下地	3.00
28	中津	〃	〃	字中津	4.00
29	北若木	〃	〃	北若木	1.00
30	市宇	〃	〃	字市宇	6.00
31	梅ノ木	〃	〃	梅ノ木	2.40
小計		31箇所			370.40
1	大川原	名東郡	佐那河内村	字大川原	12.00
2	府能	〃	〃	字奥川股	4.00
3	奥川股	〃	〃	字奥川股	3.00
4	宮前	〃	〃	字宮前	5.00
5	中辺1	〃	〃	字中辺	5.00
6	中辺2	〃	〃	字中辺	4.00
7	中辺3	〃	〃	字中辺	4.00
8	西ノハナ	〃	〃	字西ノハナ	3.00
9	根郷1	〃	〃	字根郷	17.00
10	根郷2	〃	〃	字根郷	10.00
11	高樋	〃	〃	字高樋	13.00
12	明見谷	〃	〃	字百尾	3.00
13	栗見坂	〃	〃	字栗見坂	6.00
14	一ノ瀬	〃	〃	字仔茂	10.00
15	奥川股2	〃	〃	奥川股	3.00
16	戎浦	〃	〃	戎浦	21.00
17	下野	〃	〃	下野	14.60
小計		17箇所			137.60
1	下浦	名西郡	石井町	字下浦	4.00
2	堂学寺	〃	〃	字城ノ内	6.00
3	城之内	〃	〃	字城ノ内	3.00
4	山路西	〃	〃	字石井山路	2.00
5	山路	〃	〃	字石井山路	4.00
6	天堂	〃	〃	字石井山路	7.00
7	利包	〃	〃	字利包	5.00
8	茶白山	〃	〃	字白鳥	4.00
9	尼寺	〃	〃	字尼寺	3.00
10	内谷	〃	〃	字石井	12.00
11	高良池	〃	〃	石井	11.00
12	江田	〃	神山町	江田	7.00
13	江田	〃	〃	江田	9.00
14	江田	〃	〃	江田	6.00
15	江田	名西郡	神山町	江田	6.00
16	奥屋敷1	〃	〃	字奥屋敷	3.00
17	奥屋敷2	〃	〃	字奥屋敷	11.00
18	本根川	〃	〃	字本根川	14.00
19	下殿宮	〃	〃	字殿宮	6.00
20	殿宮南	〃	〃	字殿宮	12.00
21	名ヶ平	〃	〃	字名ヶ平	4.00
22	一字夫	〃	〃	字一字夫	5.00
23	川又西	〃	〃	字川又南	6.00
24	大中尾1	〃	〃	字大中尾	14.00
25	大中尾2	〃	〃	字大中尾	7.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
26	中津下	〃	〃	字中津	15.00
27	南矢治	〃	〃	字中津	24.00
28	檜谷	〃	〃	字檜谷	4.00
29	檜谷東	〃	〃	字檜谷	4.00
30	蔭	〃	〃	字蔭	11.00
31	左右山	〃	〃	字左右山	6.00
32	稲原	〃	〃	字西稲原	6.00
33	北西稲原	〃	〃	字北西稲原	50.00
34	稲原北	〃	〃	字北中稲原	19.00
35	南山	〃	〃	字南山	13.00
36	京地	〃	〃	字京地	3.00
37	釘貫西	〃	〃	字釘貫	37.00
38	釘貫南	〃	〃	字釘貫	5.00
39	釘貫中	〃	〃	字釘貫	7.00
40	釘貫東	〃	〃	字釘貫	8.00
41	上黒口	〃	〃	字黒口	11.00
42	地野	〃	〃	字地野	2.00
43	石堂	〃	〃	字石堂	28.30
44	西野間	〃	〃	字西野間	16.00
45	柴小屋	〃	〃	字南野間	11.00
46	野間谷	〃	〃	字南野間	15.00
47	神領中津	〃	〃	字中津	7.00
48	西上角	〃	〃	字西上角	11.00
49	板狭	〃	〃	字西小野	17.00
50	小野	〃	〃	字本小野	20.00
51	府中	〃	〃	字宮分	11.00
52	宇度木	〃	〃	字宇度木	23.00
53	上河内	〃	〃	字上河内	10.00
54	代次 1	〃	〃	字代次	15.00
55	二ノ宮 1	〃	〃		10.00
56	代次 2	〃	〃	字代次	15.00
57	二ノ宮 2	〃	〃	字二ノ宮	4.00
58	川平 1	〃	〃	字長代	3.00
59	川平 2	〃	〃	長代	7.00
60	東青井夫 1	〃	〃	字東青井夫	2.00
61	東青井夫 2	〃	〃	字東青井夫	5.00
62	青井夫口	〃	〃	字西分	19.00
63	中内	〃	〃	字中内	8.00
64	鬼籠野中内	〃	〃	字中内	7.00
65	小原	〃	〃	字小原	15.00
66	西分	〃	〃	字西分	3.00
67	川東	〃	〃	字東分	12.00
68	地野々	〃	〃	字地野々	1.00
69	五反地	〃	〃	字五反地	14.00
70	一ノ坂 1	〃	〃	字一ノ坂	12.00
71	一ノ坂 2	名西郡	神山町	字一ノ坂	3.00
72	河口	〃	〃	字河口	32.00
73	白嶽	〃	〃	字白嶽	4.00
74	下地	〃	〃	字下地	26.00
75	高瀬	〃	〃	字齒ノ辻	5.00
76	阿保坂北	〃	〃	阿保坂	3.00
77	中津下 2	〃	〃	中津	12.00
78	宇度木 2	〃	〃	宇度木	16.05
79	西青井夫	〃	〃	西青井夫	8.10
	小 計	79 箇所			826.45
1	平山	板野郡	板野町	字平山	5.00
2	船城谷	〃	〃	字船城谷	5.00
3	瓢谷	〃	〃	字ヒヨウ谷	6.00
4	キビガ谷	〃	〃	字キビガ谷	4.00
5	犬伏	〃	〃	字フクカガニ	7.00



## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
6	ハリ	〃	〃	字ハリ	5.00
7	西瀨	〃	〃	字西瀨	15.00
8	櫛木屋	〃	〃	字櫛木屋	4.00
9	川北	〃	〃	字川北	3.00
10	川東	〃	〃	字川東	7.00
11	甚佐原	〃	〃	字甚佐原	6.00
12	拝立	〃	〃	字拝立	7.00
13	南唱谷	〃	〃	字南唱名	1.00
14	椋木原	〃	〃	字椋木原	4.00
15	岡山路	〃	〃	字西山	3.00
16	中谷山1	〃	〃	字中谷山	1.00
17	藤の谷	〃	〃	字富士谷	3.00
18	三軒屋	〃	〃	字富士谷	6.00
19	中谷山2	〃	〃	字中谷山	2.00
20	芦谷山北	〃	〃	字アシダニヤマ	6.00
21	芦谷山	〃	〃	字マシダニヤマ	4.00
22	上下段	〃	上板町	字西縁口	11.00
23	西縁口	〃	〃	字西縁口	7.00
24	浦田	〃	〃		31.00
25	滝ヶ山	〃	〃	字ウラヤマ	6.00
26	台山	〃	〃	字台山	2.00
27	空田	〃	〃	字クバシ	4.00
28	祝山	〃	〃	字ショウブダニ	6.00
29	祝谷	〃	〃		9.00
	小計	29箇所			180.00
1	大田井町 赤水	阿南市			12.00
2	太田井前	〃		谷尻	11.00
3	白台前	〃		中上	35.00
4	大井	〃			20.00
5	十八女	〃		静	36.00
6	西加茂南	〃			39.00
7	黒川東	〃		阿利田	8.00
8	貝ノ河	〃		貝ノ河	11.00
9	加茂谷	〃			4.00
10	東醍醐	〃		東ながせ	3.00
11	フケ	〃		フケ	3.00
12	橋川	〃		橋川	8.00
13	天信トンネル	〃		元信	9.00
14	貞信	〃		前田	12.00
15	友常東	〃		友常	6.00
16	海老一生谷トンネル	〃		林	11.00
17	秋山	阿南市		秋山	6.00
18	廿枝	〃		宮前	2.00
19	浦ノ内	〃		西谷	4.00
20	浦ノ内	〃		竹ノ内	10.00
21	会下	〃		寺ノ前	9.00
22	井関西	〃		井関	5.00
23	井関	〃		井関	2.00
24	学原北	〃		滝の下	5.00
25	学原南	〃		北勘高	1.00
26	才見	〃		王子山	1.00
27	米島	〃		旭越山	1.00
28	池の上	〃		亀崎	1.00
29	亀崎	〃		亀崎	7.00
30	中林	〃		大浜	1.00
31	見能林	〃		南勘高	4.00
32	津峰	〃		長浜	1.00
33	橘	〃		東分	2.00
34	大瀨	〃			3.00
35	高崎山	〃		南林	1.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
36	荒神ノ上	〃		汐谷山	9.00
37	下原	〃		下原	15.00
38	古津	〃		古津	11.00
39	小谷上	〃		露口	15.00
40	大官南	〃		棚田	7.00
41	大官北	〃			4.00
42	湊	〃		関地	17.00
43	鶴川	〃		壺升ヶ森	4.00
44	袴傍示	〃		袴傍示	5.00
45	赤崎西	〃		赤崎	13.00
46	上大野城山	〃			3.00
47	小杭西	〃		香	8.00
48	大曲西	〃			4.00
49	小曲り	〃		小曲り	6.00
50	楠ヶ浦	〃		田ノ浦	1.00
51	大江	〃		大江	4.00
52	働々向	〃		豊野	14.00
53	西八毛原	〃		八原毛西	18.00
54	横尾	〃		須屋西側	13.00
55	高瀬下	〃		須屋東側	5.00
56	平松	〃		平松西側	4.00
57	楠ヶ浦西	〃		平松東側	9.00
58	尻杭西	〃		尻杭	9.00
59	尻杭東	〃		尻杭	9.00
60	伊島	〃		瀬戸	8.00
	小計	60箇所			509.00
1	小仁字上(南)	那賀郡	那賀町鷺敷	川西	20.00
2	小仁字下(北)	〃	〃	松ノ木	13.00
3	南川	〃	〃	松ノ木	6.00
4	土佐 金比羅神社	〃	〃	南町	2.00
5	和食郷 役場裏山	〃	〃	南川	7.00
6	中山	〃	〃	喜安	1.00
7	小延	〃	〃	八幡原	8.00
8	北地上	〃	〃	北地	21.00
9	氷柱観音	〃	〃	田野	36.00
10	双俣谷口西	〃	那賀町相生		6.00
11	花瀬1	〃	〃	花瀬	4.00
12	日浦	那賀郡	那賀町相生	花瀬	61.00
13	花瀬2	〃	〃	字花瀬	1.00
14	蔭谷北1	〃	〃	字蔭谷北	6.00
15	蔭谷北2	〃	〃	土佐田山	3.00
16	蔭谷	〃	〃	字ナカヤマ	3.00
17	朴野下	〃	〃	向原	13.00
18	竹ヶ谷	〃	〃	薩摩	2.00
19	竹ヶ谷 因幡谷口上	〃	〃	豊後	6.00
20	竹ヶ谷 檜谷口上	〃	〃	加賀	2.00
21	内山 橋上	〃	〃	持力瀬	11.00
22	内山	〃	〃	字井ノ元	4.00
23	西納上	〃	〃	字杉谷	5.00
24	西納	〃	〃	字西納	7.00
25	請ノ谷大平	〃	〃	大平	3.00
26	桑の木	〃	〃	字桑の木	10.00
27	請ノ谷上平間	〃	〃		1.00
28	請ノ谷口北	〃	〃	大平	5.00
29	請ノ谷	〃	〃	字釜ノ平	3.00
30	木屋ノ谷北	〃	〃	西木屋ノ谷	6.00
31	大久保西	〃	〃	木屋ノ谷	8.00
32	古屋敷	〃	〃	字古屋敷	3.00
33	杉山	〃	〃	字杉山	12.00
34	杉山下	〃	〃	字杉山	2.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
35	吉野東	〃	〃	松ノ下	9.00
36	雄	〃	〃	字雄	13.00
37	殿谷	〃	〃	字殿谷	12.00
38	延野1	〃	〃	字延野	4.00
39	北ノ前	〃	〃	字アウエビス	12.00
40	延野2	〃	〃	字テラマエ	2.00
41	井ノ谷	〃	〃	字井ノ谷	11.00
42	立割	〃	〃	字立割	1.00
43	大西谷口	〃	〃	字立割	5.00
44	谷内1	〃	〃	字下傍示	5.00
45	谷内2	〃	〃		15.00
46	馬路 八幡神社	〃	〃	桑内	5.00
47	牛輪	〃	〃	字シャコウ谷	5.00
48	小山谷	〃	〃	原田	9.00
49	朝生	〃	〃	字朝生カニシ	18.00
50	内山上	〃	〃	字日浦	4.00
51	槇谷	〃	〃	槇谷	0.80
52	東俣	〃	那賀町上那賀	東俣 他2	1.00
53	東俣(2)	〃	〃	東俣 他2	1.00
54	東俣	〃	〃	東俣 他2	1.00
55	西俣中	〃	〃		26.00
56	ナラ谷口	〃	〃		4.00
57	海川西俣口上	〃	〃	西俣	6.00
58	上海川 国道上	〃	〃	カイカワ	8.00
59	上海川	〃	〃	字ヒウラ	4.00
60	上用知	〃	〃	中須向イ	8.00
61	下用知1	〃	〃	字下用地	4.00
62	下用知2	〃	〃	字下用地	3.00
63	椎ノ尾	〃	〃	字オエヤマ	5.00
64	蔭平口	〃	〃		17.00
65	大殿	〃	〃	ツンボ石	7.00
66	堂の尾	〃	〃	字横倉山	3.00
67	成瀬1	〃	〃	字日浦平	7.00
68	中尾下	那賀郡	那賀町上那賀	中尾	5.00
69	成瀬2	〃	〃	字ネギヤシキ	15.00
70	丈ヶ谷	〃	〃	字ワハマリ	3.00
71	御所谷	〃	〃	字御所谷	7.00
72	下司	〃	〃	字シジミウエヤマ	14.00
73	日真対岸(下司東側)	〃	〃		10.00
74	轟谷	〃	〃	轟谷	45.00
75	西ノ谷	〃	〃	字轟	9.00
76	拝宮上1	〃	〃	井の元	5.00
77	拝宮上2	〃	〃	字拝宮上	7.00
78	拝宮	〃	〃	字鍛冶屋谷	9.00
79	日真	〃	〃	日真	8.00
80	出会橋南口	〃	〃		5.00
81	大戸	〃	〃	字大戸	19.00
82	大戸下	〃	〃	字スンサコ	4.00
83	長安口橋上	〃	〃	風穴	32.00
84	菖蒲	〃	〃	字大谷向	6.00
85	檜曾根	〃	〃	字藤ノ平	3.00
86	長安北	〃	〃	坂本	11.00
87	長安	〃	〃	庵ノ本	6.00
88	長安下	〃	〃	字庵ノ本	2.00
89	長安口	〃	〃	字向井	5.00
90	谷山霧越谷口上	〃	〃		13.00
91	寒葉谷	〃	〃	字オオミヅ	10.00
92	深森明神	〃	〃	明神	11.00
93	下モ向	〃	〃	字下モ何	2.00
94	野々尻	〃	〃	字野々尻	11.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
95	古屋	〃	〃	字北傍示	20.00
96	谷口上	〃	〃	字榎ノ平ラ	10.00
97	谷口	〃	〃	字長サコ	14.00
98	谷口下	〃	〃	字オオカゴ	5.00
99	小計奥溝	〃	〃	字奥溝	25.00
100	小浜大橋北	〃	〃	西ノ谷	7.00
101	臼ヶ谷	〃	〃	橋詰	3.00
102	臼ヶ谷下	〃	〃	字ミヤコ谷	7.00
103	臼ヶ谷口	〃	〃	石田	2.00
104	小計	〃	〃	小計	2.00
105	兎ヶ藪向	〃	〃	中村	8.00
106	小計下	〃	〃	田屋敷	26.00
107	水崎	〃	〃	字水崎	8.00
108	水崎下	〃	〃	藤ヶ丸	7.00
109	下水崎	〃	〃	下水崎	16.00
110	田ノ久保下	〃	〃	滝倉	30.00
111	海川	〃	那賀町上那賀	字東俣	24.00
112	小屋木	〃	〃	小屋木	2.20
113	深森	〃	〃	東畑	2.30
114	深森2	〃	〃	東畑	2.30
115	檜戸	〃	那賀町木沢	檜戸	2.00
116	しもあれ	〃	〃	しもあれ	1.00
117	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	1.00
118	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	1.00
119	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	1.00
120	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	2.00
121	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	1.00
122	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	2.00
123	釜ヶ谷	〃	〃	釜ヶ谷	2.00
124	しもあれ	那賀郡	那賀町木沢	しもあれ	1.00
125	しもあれ	〃	〃	釜ヶ谷	1.00
126	檜戸9号向	〃	〃	檜戸	30.00
127	笹原谷上	〃	〃		62.00
128	飛石橋下	〃	〃		30.00
129	岩倉下	〃	〃	下南山	2.00
130	しもあれ	〃	〃	しもあれ	5.00
131	五郎谷上	〃	〃		18.00
132	藤ヶ内	〃	〃	字藤ヶ内	9.00
133	川成	〃	〃	東畑	28.00
134	東畑	〃	〃	字東畑	7.00
135	榎谷口上	〃	〃	榎谷	23.00
136	東浦	〃	〃	森西	36.00
137	横谷	〃	〃	字横谷	30.00
138	新居田	〃	〃	字東俣	5.00
139	四季美谷温泉	〃	〃		12.00
140	新居田	〃	〃	東俣	23.00
141	瀬津1	〃	〃	字瀬津廻り7	14.00
142	瀬津2	〃	〃	字瀬津廻り	12.00
143	小島	〃	〃	字弥なせ	8.00
144	沢谷下	〃	〃	字嫁ヶ瀧	3.00
145	亀井	〃	〃	字亀井	11.00
146	下沢谷	〃	〃	字オカタ	9.00
147	瀬津3	〃	〃	字瀬津廻り	17.00
148	五倍木1	〃	〃	字五倍木回り	7.00
149	五倍木2	〃	〃	字五倍木	4.00
150	沢谷1	〃	〃		30.00
151	沢谷2	〃	〃		33.00
152	沢谷3	〃	〃	下屋敷	53.00
153	掛盤	〃	〃	字掛盤	10.00
154	名古ノ瀬	〃	〃	字名古ノ瀬	6.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
155	寺内1	〃	〃	字寺内	14.00
156	寺内2	〃	〃	井地岡	12.00
157	高野	〃	〃	字東畑39	3.00
158	岸峯	〃	〃	与沢回り	34.00
159	与沢	〃	〃	字与沢廻り	7.00
160	符殿	〃	〃	字符殿	11.00
161	阿津江	〃	〃	字阿津江	5.00
162	大用知1	〃	〃		3.00
163	大用知2	〃	〃		15.00
164	追立上	〃	〃	字追立	4.00
165	追立1	〃	〃	追立	13.00
166	追立2	〃	〃	字追立	6.00
167	追立下	〃	〃	字追立	1.00
168	向エ	〃	〃	向エ	4.00
169	前田	〃	〃	うつゆ谷日浦	3.00
170	かしむね向イ	〃	〃	鉢久保	43.00
171	高野瀬(下)	〃	那賀町木頭	高野瀬	4.00
172	高野瀬(上)	〃	〃	高野瀬	2.00
173	ジロウギユウ南	〃	〃		63.00
174	高ノ瀬	〃	〃	字高ノ瀬	14.00
175	治平谷口	〃	〃	高野瀬	8.00
176	高野瀬1	〃	〃	高野瀬	8.00
177	高野瀬2	〃	〃	高野瀬	4.00
178	高野瀬3	〃	〃	高野瀬	20.00
179	日和田	〃	〃		8.00
180	千本谷奥	那賀郡	那賀町木頭	字千本	10.00
181	シモヒノキ	〃	〃		52.00
182	千本谷	〃	〃	字千本谷	4.00
183	上北川	〃	〃		7.00
184	宇井ノ瀬	〃	〃		5.00
185	北川陰	〃	〃	字陰	17.00
186	小藪	〃	〃	小藪	8.00
187	久井谷口1	〃	〃		20.00
188	久井谷口2	〃	〃		25.00
189	久井谷口3	〃	〃		31.00
190	久井谷口4	〃	〃		16.00
191	拝ノ久	〃	〃	字拝ノ久上	15.00
192	栗宇谷口	〃	〃		33.00
193	菖蒲野ヤマシロタニ	〃	〃		11.00
194	菖蒲野宮ヶ谷口	〃	〃	宮ノ平	1.00
195	カジュウ谷南	〃	〃	折宇谷	3.00
196	折宇谷	〃	〃	折宇谷	4.00
197	石畳折宇谷口	〃	〃	石畳	10.00
198	栩谷	〃	〃	字栩谷	7.00
199	コサン谷下	〃	〃	栩谷口	2.00
200	栩谷口	〃	〃	字栩谷	9.00
201	南川林道口	〃	〃		18.00
202	上屋地	〃	〃		17.00
203	下屋地	〃	〃	字下屋地	4.00
204	瀬川口上	〃	〃		9.00
205	野田小屋	〃	〃		58.00
206	ワルタニ上	〃	〃		14.00
207	グユミ谷上	〃	〃		10.00
208	御朱印谷南	〃	〃	字御朱印谷山	10.00
209	宇井ノ内1	〃	〃	宇井ノ内	13.00
210	南川大谷下	〃	〃		44.00
211	アブラ谷上	〃	〃		14.00
212	宇井ノ内2	〃	〃	字宇井ノ内	10.00
213	野久保	〃	〃		13.00
214	野久保谷口	〃	〃		2.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
215	日早	〃	〃	字日早	13.00
216	トゴエ谷	〃	〃	字カミヒラ	10.00
217	和無田	〃	〃	ヨシノ	10.00
218	南宇	〃	〃	ナカムラ	15.00
219	タカノコ	〃	〃	字タカノコ	6.00
220	後谷	〃	〃	字後谷	8.00
221	出原	〃	〃	字ミツイシ	16.00
222	出原ヨコマチ	〃	〃	ヨコマチ	6.00
223	星越	〃	〃	キウノリ	15.00
224	助	〃	〃	日浦	2.00
225	中谷	〃	〃	字中谷	7.00
226	御朱印谷山	〃	〃	御朱印谷山	9.00
227	平野	〃	〃	平野	8.20
228	九文名	〃	〃	九文名	5.30
229	本村	〃	〃	本村	1.00
230	蟬谷	〃	〃	東蟬谷	16.00
	小計	230箇所			2,569.10
1	徳竹	海部郡	美波町由岐	本村	9.00
2	西の谷	〃	〃	西谷	6.00
3	東由岐	〃	〃	東地	5.00
4	八郎山	〃	美波町日和佐	大越	3.00
5	大越	海部郡	美波町日和佐	しらかし	9.00
6	山河内東	〃	〃	なか	15.00
7	山河内	〃	〃	なか	11.00
8	丹前	〃	〃	丹前	13.00
9	新庄	〃	〃	弁財天	10.00
10	奥瀧川南	〃	〃	奥瀧	11.00
11	丸島	〃	〃	外ノ傘井	9.00
12	赤松	〃	〃	日浦	9.00
13	日浦1	〃	〃	日浦	3.00
14	日浦2	〃	〃	日浦	22.00
15	栗作1	〃	〃	栗作	5.00
16	栗作2	〃	〃	栗作	8.00
17	新家	〃	〃	遠野	5.00
18	影野	〃	〃	影野	51.00
19	寺野1	〃	〃	寺野	15.00
20	寺野2	〃	〃	寺野	14.00
21	阿地屋1	〃	〃	阿地屋	5.00
22	阿地屋2	〃	〃	新発谷	40.00
23	久望	〃	〃	久望	2.00
24	永田	〃	〃	永田	2.00
25	内山	〃	傘岐町	内山	6.00
26	芝ノ原	〃	〃	しもたちばな	4.00
27	芝原	〃	〃	むかゑ	3.00
28	笠松	〃	〃		1.00
29	橘	〃	〃		2.00
30	新田	〃	〃	やました	2.00
31	小松	〃	〃	ふるわん	3.00
32	赤水1	〃	〃	小松	4.00
33	赤水2	〃	〃	川又	4.00
34	関	〃	〃	関	4.00
35	山田	〃	〃	奥前	2.00
36	大谷	〃	〃	大谷	1.00
37	ほりた	〃	〃	ほりた	22.11
38	皆ノ瀬(1)	〃	海陽町海南	皆ノ瀬	1.00
39	皆ノ瀬	〃	〃	皆ノ瀬山	2.00
40	皆ノ瀬	〃	〃	皆ノ瀬山	1.00
41	榎木屋谷	〃	〃		14.00
42	川又1	〃	〃	川又	11.00
43	川又2	〃	〃	字川又	2.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
44	海部川	〃	〃		4.00
45	川又3	〃	〃	字川又	1.00
46	大木屋	〃	〃	大木屋	5.00
47	大比	〃	〃	大比	7.00
48	杉字	〃	〃	杉字	6.00
49	平井	〃	〃	寒ヶ瀬	1.00
50	寒ヶ瀬	〃	〃	寒ヶ瀬	11.00
51	玉余魚谷	〃	〃	字玉余魚谷	10.00
52	檜谷	〃	〃	檜谷	5.00
53	青木の下	〃	〃	皆ノ瀬	5.00
54	檜木屋1	〃	〃	檜木屋	15.00
55	檜木屋2	〃	〃	檜木屋	6.00
56	檜木屋3	〃	〃	下檜木屋	14.00
57	恵屋	〃	〃	恵屋	1.00
58	北峯1	〃	〃	字北峯	2.00
59	上小谷1	〃	〃	字上小谷	2.00
60	上小谷2	〃	〃	上小谷	29.00
61	下小谷	海部郡	海陽町海南	字下小谷	2.00
62	北峯2	〃	〃	棕野々	12.00
63	平嵐	〃	〃	字平嵐	11.00
64	西桑原	〃	〃	西桑原	1.00
65	檜ノ瀬	〃	〃	桑原谷	3.00
66	玉笠1	〃	〃	字玉笠	4.00
67	玉笠2	〃	〃	玉笠	7.00
68	神野1	〃	〃	神野前	15.00
69	柿谷	〃	〃	柿谷	9.00
70	神野2	〃	〃	三筒	6.00
71	三筒	〃	〃	三筒	2.00
72	上若松	〃	〃	原谷	17.00
73	若松1	〃	〃	字原谷	9.00
74	若松2	〃	〃	字原谷	6.00
75	若松3	〃	〃	イツリハ	10.00
76	下若松	〃	〃	東ノ前	13.00
77	上皆津	〃	〃	上皆津	4.00
78	上大内1	〃	〃	大又	13.00
79	上大内2	〃	〃	上大内	10.00
80	穴瀬谷	〃	〃	上穴瀬谷	20.00
81	穴瀬	〃	〃	字穴瀬	3.00
82	柱野1	〃	〃	柱野	2.00
83	柱野2	〃	〃	字柱野	1.00
84	足谷	〃	〃	日浦	2.00
85	岡本1	〃	〃	岡本	8.00
86	岡本2	〃	〃	字岡本	3.00
87	岡木	〃	〃	笹草	2.00
88	笹草	〃	〃	笹草	11.00
89	熱田1	〃	〃	水坂	15.00
90	熱田2	〃	〃	計石	4.00
91	吉野	〃	〃	字片山	3.00
92	多良1	〃	〃	井口	1.00
93	多良2	〃	〃	片山	5.00
94	多良3	〃	〃	片山	2.00
95	日浦	〃	〃	樽見	3.00
96	馬谷	〃	〃	杉谷	2.00
97	松原	〃	〃	吉尾	3.00
98	五反田	〃	〃	五反田	1.00
99	浅川小南	〃	〃	川ヨリ西	1.00
100	南阿波ビケニック公園	〃	〃	入口	1.00
101	新川	〃	〃	新川	4.00
102	伊勢田	〃	〃	西川	3.00
103	焼尾	〃	〃	タジマ	5.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
104	樋谷	〃	〃	樋谷	4.00
105	伊勢田下	〃	〃	西	10.00
106	加島	〃	〃	加島	1.00
107	浅川	〃	〃	大砂	3.00
108	大木屋 2	〃	〃	大木屋	13.00
109	小川	〃	〃	小川	9.00
110	大井	〃	海陽町海部	上川原	5.00
111	富田 2	〃	〃	五反田	7.00
112	富田 1	〃	〃	南沢	7.00
113	吉田 1	〃	〃	前田	3.00
114	中吉野	〃	〃	出口	7.00
115	櫛川	〃	〃	岡	2.00
116	中山 2	〃	〃	字中谷	4.00
117	吉田 2	海部郡	海陽町海部	山ノ神	1.00
118	中山 3	〃	〃	中屋敷	3.00
119	中山 4	〃	〃	北地	9.00
120	中山 5	〃	〃	字柿谷	14.00
121	中山 6	〃	〃	字柿谷	12.00
122	中山 1	〃	〃	五敷田	7.00
123	母川	〃	〃	中沢	10.00
124	野江	〃	〃	南前	4.00
125	脇ノ宮	〃	〃	中ケイ	5.00
126	奥浦	〃	〃	堤ノ外	2.00
127	鞆浦 1	〃	〃	大宮	2.00
128	鞆浦 2	〃	〃	大宮	2.00
129	鹿ヶ谷 2	〃	〃	字鹿ヶ谷	1.00
130	鹿ヶ谷 1	〃	〃	鹿ヶ谷	4.00
131	那佐	〃	〃	那佐	5.00
132	石西	〃	海陽町宍喰	東谷	1.00
133	東谷川	〃	〃	東谷	7.00
134	池ヶ谷 1	〃	〃	池ヶ谷	5.00
135	池ヶ谷 2	〃	〃	池ヶ谷	10.00
136	久尾 1	〃	〃	字久尾	10.00
137	久尾 2	〃	〃	久尾	9.00
138	久尾 3	〃	〃	字北路	14.00
139	北路	〃	〃	字北路	3.00
140	船津 1	〃	〃	船津	3.00
141	船津谷	〃	〃	字船津	6.00
142	船津 2	〃	〃	字船津谷	2.00
143	牛ヶ石馬ヶ石	〃	〃	船津	5.00
144	小谷	〃	〃	小谷	8.00
145	中谷	〃	〃	中谷	11.00
146	宍喰川	〃	〃	猪ノ鼻	18.00
147	猪鼻	〃	〃	猪鼻	17.00
148	角坂 1	〃	〃	田古	3.00
149	日比宇	〃	〃	字日比宇	23.00
150	北河内	〃	〃	字北河内	5.00
151	落合	〃	〃	落合	2.00
152	広岡 1	〃	〃	車ノ口	20.00
153	広岡 2	〃	〃	車ノ口	1.00
154	広岡 3	〃	〃	広岡	2.00
155	角坂 2	〃	〃	天神後	6.00
156	芥附 1	〃	〃	田中	2.00
157	芥附 2	〃	〃	字芥付	2.00
158	安井	〃	〃	安井	3.00
159	日比原	〃	〃	馳馬	13.00
160	宍喰浦	〃	〃	正田	3.00
161	久保 1	〃	〃	北田	2.00
162	久保 2	〃	〃	松本	1.00
163	古目	〃	〃	古目	4.00



## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
164	金目	〃	〃	金目	3.00
	小計	164箇所			1,134.11
1	金地	阿波市	土成町	字金地	10.00
2	日吉	〃	〃	字名月	2.00
3	西の宮1	〃	〃	字西の宮	3.00
4	西の宮2	〃	〃	字西ノ宮	2.00
5	万代	〃	〃	字万代	2.00
6	千代	〃	〃	字西山	2.00
7	浦ノ池1	〃	〃	字東山	20.00
8	浦ノ池2	阿波市	土成町	字東山	2.00
9	成当	〃	〃	字コソウ	3.00
10	檜原	〃	〃	字鈴川	4.00
11	太田尾	〃	〃	字太田尾	12.00
12	清延	〃	〃	字八丁	5.00
13	相坂	〃	〃	字藤ヶ内	20.00
14	苜庭	〃	〃	字苜庭	33.00
15	太鼓坂	〃	〃	字上畑	4.00
16	上畑	〃	〃	字上畑	10.00
17	平間	〃	〃	字平間	14.00
18	宮の下1	〃	〃	字宮ノ尾	2.00
19	宮の下2	〃	〃	字宮ノ尾	2.00
20	大月	〃	市場町	字大月	8.00
21	小竹	〃	〃	字小竹	7.00
22	岩野	〃	〃	字岩野	10.00
23	中ノ名	〃	〃	字中ノ名	1.00
24	中ノ名下	〃	〃	字中ノ名	2.00
25	中ノ名上	〃	〃	字中ノ名	2.00
26	楠根地	〃	〃	字奥日開谷	2.00
27	仁賀木下	〃	〃	字仁賀木	12.00
28	為後	〃	〃	字為後	3.00
29	為後上	〃	〃	字為後	6.00
30	為後下	〃	〃	字野日原	5.00
31	野田原1	〃	〃	字野田原	6.00
32	大北	〃	〃	字平地	2.00
33	座主下	〃	〃	字平地	2.00
34	座主中	〃	〃	字座主	2.00
35	座主上	〃	〃	字座主	4.00
36	平地	〃	〃	字平地	6.00
37	野田原2	〃	〃	字野田原	8.00
38	稲荷	〃	〃	字稲荷	4.00
39	僧都谷口	〃	〃	字僧都	6.00
40	僧都口	〃	〃	字僧都口	2.00
41	高西谷下	〃	〃	字高西	21.00
42	八坂	〃	〃	字八坂	3.00
43	日吉	〃	〃	字日吉	1.00
44	坤山上	〃	〃	字坤山	1.00
45	坤山	〃	〃	字坤山	2.00
46	芋地谷	〃	〃	字小竹	7.00
47	宇佐	〃	〃	字宇佐	3.00
48	伊沢北向1	〃	阿波町	字東縁	5.00
49	伊沢北向2	〃	〃	字東縁	9.00
50	大未谷	〃	〃	字真重	28.00
51	亀底谷	〃	〃	字亀底	2.00
52	北久保谷	〃	〃	字北久保	3.00
53	北久保	〃	〃	字北久保	2.00
54	南谷	〃	〃	字広野	4.00
55	藤ヶ谷下	〃	〃	字糸下	2.00
56	藤ヶ谷上	〃	〃	字糸下	1.00
57	芋場	〃	〃	字芋場	2.00
58	芝生谷上	〃	〃	字棚ヶ窪	3.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
59	芝生谷下	〃	〃	字棚ヶ窪	11.00
60	桜ノ岡東	〃	〃	字桜ノ岡	27.00
61	桜ノ岡谷	〃	〃	桜ノ岡	9.00
62	桜ノ岡	〃	〃	字桜ノ岡	6.00
63	橘谷	〃	〃	字桜ノ岡	8.00
64	十善地	阿波市	阿波町	字十善地	6.00
65	郷司谷	〃	〃	字中長峰	12.00
66	ウサギ谷	〃	〃	字大久保	4.00
67	谷口	〃	〃	字谷口	7.00
68	北内谷	〃	〃	字大久保	11.00
69	柏谷	〃	〃	字柏谷左右	13.00
70	松谷	〃	〃	字西ノ岡	15.00
	小計	70箇所			480.00
1	敷地南	吉野川市	鴨島町	字円生	3.00
2	敷地	〃	〃	字敷地	1.00
3	敷地東	〃	〃	字新林	13.00
4	飯尾	〃	〃	字古林ノ裾	4.00
5	飯尾東	〃	〃	字天神	11.00
6	高ノ原	〃	〃	字下山	14.00
7	壇	〃	〃	字壇	10.00
8	山路	〃	〃	字黒岩	24.00
9	西出目	〃	川島町	字西出目	7.00
10	唐戸	〃	〃	字唐戸	4.00
11	蓮池谷	〃	〃	字蓮池	8.00
12	源光寺	〃	〃	字山ノ原	5.00
13	桑村	〃	〃	字桑村	1.00
14	平倉	〃	〃	字平倉	3.00
15	船戸1	〃	山川町	字藤生	2.00
16	船戸2	〃	〃	字藤生	14.00
17	引地	〃	〃	字引地	3.00
18	貞田	〃	〃	字貞田	3.00
19	塚穴	〃	〃	字塚穴	6.00
20	片岸	〃	〃	字天神佐古	14.00
21	大峰	〃	〃	字大峰	23.00
22	奥野井上	〃	〃	字奥野井	9.00
23	奥野井下	〃	〃	字奥野井	2.00
24	大内	〃	〃	字大内	4.00
25	久宗	〃	〃	字久宗	24.00
26	奥川田	〃	〃	字久宗	2.00
27	迎坂	〃	〃	字迎坂	2.00
28	坂田1	〃	〃	字青木	3.00
29	坂田2	〃	〃	字浦山坂田	7.00
30	坂田3	〃	〃	字坂田	21.00
31	西麓	〃	〃	字西麓	11.00
32	東麓	〃	〃	字西麓	8.00
33	桁山谷	〃	美郷村	字小竹	12.00
34	桁山谷下	〃	〃	字小竹	6.00
35	槇山下	〃	〃	字槇山	12.00
36	大平谷上	〃	〃	字大平	5.00
37	大平谷下	〃	〃	字大平	14.00
38	田平	〃	〃	字田平	32.00
39	倉羅県道上	〃	〃	字滝ヶ山	4.00
40	古井	〃	〃	字古井	3.00
41	照尾	〃	〃	字照尾	4.00
42	宗田	〃	〃	字宗田	2.00
43	殿河	〃	〃	字殿河	31.00
44	中の谷	〃	〃	字中の谷	12.00
45	東山	〃	〃	字大野	2.00
46	上谷	〃	〃	字上谷	5.00
47	栗の木谷	〃	〃	字栗の木	12.00

## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
48	古土地	〃	〃	字天神	11.00
49	古土地下	吉野川市	美郷村	字古土地	5.00
50	土用地谷東	〃	〃	字毛無	8.00
	小計	50箇所			446.00
1	苫尾	美馬市	脇町	字苫尾	12.00
2	栗野	〃	〃	字栗野	12.00
3	西ノ谷	〃	〃	字ハナオレ	12.00
4	中野	〃	〃	字カバカ	12.00
5	下中野1	〃	〃	字カマガダケ	7.00
6	下中野2	〃	〃	カマガダケ	8.00
7	中八	〃	〃	字ミノカ	15.00
8	川熊	〃	〃	字川熊	4.00
9	芋穴	〃	〃	字芋穴	17.00
10	横倉上	〃	〃	字芋穴	18.00
11	横倉中	〃	〃	字横倉	13.00
12	横倉下	〃	〃	字横倉	9.00
13	川原柴	〃	〃	字川原柴	16.00
14	暮畑	〃	〃	字暮畑	2.00
15	井口東	〃	〃	字井口東	11.00
16	安車尾	〃	〃	字井口東	7.00
17	池の奥	〃	〃	字カトウ	14.00
18	西大谷	〃	〃	下大滝	1.00
19	下大滝	〃	〃	字下大滝	45.00
20	神田山	〃	〃	字神田山	22.00
21	中屋敷	〃	〃	字カハラデン	13.00
22	東大谷	〃	〃	字井坪	15.00
23	番匠屋	〃	〃	字番匠屋	36.00
24	小森下	〃	〃	字小森	22.00
25	小森	〃	〃	字中尾	11.00
26	中尾	〃	〃	字中尾	11.00
27	白木	〃	〃	字上白木	10.00
28	段	〃	〃	字段	8.00
29	柴床	〃	〃	字柴床	14.00
30	段名	〃	〃	段名	1.00
31	城谷	〃	〃	字城山	10.00
32	国見丸	〃	〃	字新町	6.00
33	大工町	〃	〃	字大工町	14.00
34	佐尾原	〃	〃	字佐尾原	3.00
35	清水	〃	〃	字清水	14.00
36	相立	〃	〃	字相立	6.00
37	平間	〃	〃	字平間	6.00
38	夏子	〃	〃	字夏子	16.00
39	西俣名	〃	〃	字西俣名	7.00
40	広棚左岸	〃	〃	字西俣名	10.00
41	広棚右岸	〃	〃	字西俣名	5.00
42	広棚	〃	〃	西赤谷	4.00
43	出葉	〃	〃	字出葉	25.00
44	釜ノ池1	〃	〃	釜ノ池	12.00
45	釜ノ池2	〃	〃	字釜ノ池	12.00
46	御所野	〃	〃	字東俣名	20.00
47	古屋敷1	〃	〃		7.00
48	古屋敷2	〃	〃	字古屋敷	5.00
49	古屋敷3	〃	〃	字古屋敷	15.00
50	横野東	〃	〃	字横野東	10.00
51	横野	〃	〃	字東俣名	27.00
52	桐野	〃	〃	字桐野	11.00
53	東阿串左岸	〃	〃	字東赤谷名	11.00
54	東阿串右岸	美馬市	脇町	字東赤谷名	13.00
55	阿串左岸	〃	〃	字東赤谷名	10.00
56	阿串右岸	〃	〃	字東赤谷名	7.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
57	東赤谷名	〃	〃	字東赤谷名	11.00
58	吉竹	〃	〃	字吉竹	11.00
59	八久保	〃	〃	字八久保	9.00
60	曾江	〃	〃	字曾江名	8.00
61	拝原	〃	〃	字キノショウハラ	2.00
62	庄	〃	〃	字庄	1.00
63	西赤谷	〃	〃	西赤谷	5.00
64	突落	〃	美馬町	字突落	3.00
65	八幡西	〃	〃	字八幡	4.00
66	露口1	〃	〃	字露口	8.00
67	夏弥喜	〃	〃	字夏弥喜	7.00
68	露口2	〃	〃	字露口	8.00
69	露口3	〃	〃	字露口	7.00
70	中村	〃	〃	字芹佐古	33.00
71	立見山	〃	〃	字立見山	18.00
72	藤宇東1	〃	〃	字藤宇	12.00
73	藤宇東2	〃	〃	字藤宇	3.00
74	平野	〃	〃	字野田ノ井	34.00
75	野田ノ井	〃	〃	字ヤクシノ井	3.00
76	猿坂北	〃	〃	観音	6.00
77	猿坂	〃	〃	猿坂	13.00
78	長江三木尾東	〃	〃	字猿坂	2.00
79	梅ヶ久保1	〃	〃	字梅ヶ久保	11.00
80	梅ヶ久保2	〃	〃	字梅ヶ久保	9.00
81	土ヶ久保	〃	〃	字西段	7.00
82	西段	〃	〃	字西段	3.00
83	正部1	〃	〃	字正部	23.00
84	正部2	〃	〃	字正部	3.00
85	入倉	〃	〃	字入倉	3.00
86	切久保1	〃	〃	字切久保	8.00
87	切久保2	〃	〃	字切久保	4.00
88	清田上1	〃	〃	字清田	9.00
89	清田上2	〃	〃	字清田	6.00
90	丈寄	〃	〃	字丈寄	1.00
91	切久保3	〃	〃	字切久保	11.00
92	坊僧	〃	〃	字坊僧	9.00
93	岡	〃	〃	字岡	17.00
94	突出	〃	〃		2.00
95	葛生1	〃	穴吹町	字葛生	4.00
96	葛生向	〃	〃	字葛生	24.00
97	葛生2	〃	〃	字葛生	17.00
98	藤原奥	〃	〃	字藤原	23.00
99	田野内	〃	〃	字田野内	16.00
100	北又奥上	〃	〃	北又	5.00
101	北又奥	〃	〃	字北又	17.00
102	北又中	〃	〃	字北又	13.00
103	北又	〃	〃	字北又	23.00
104	葛生3	〃	〃	字葛生	9.00
105	大佐古	〃	〃	字生子屋敷	13.00
106	生子屋敷西	〃	〃	字生子屋敷	12.00
107	高橋東	〃	〃	字生子屋敷	8.00
108	高橋	〃	〃	字高橋	16.00
109	古宮	〃	〃	字古宮	4.00
110	半平	美馬市	穴吹町	字半平	14.00
111	伊加谷	〃	〃	字伊加谷	14.00
112	鍵掛下	〃	〃	字鍵掛	14.00
113	鍵掛上	〃	〃	字鍵掛	34.00
114	左手	〃	〃	字首野	6.00
115	蔭四合地	〃	〃	字四合地	7.00
116	四合地	〃	〃	字四合地	9.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
117	大内	〃	〃	字大内	35.00
118	田尾	〃	〃	字大内	3.00
119	田方	〃	〃	字田方	59.00
120	知野	〃	〃	字知野	2.00
121	調子野 1	〃	〃	字調子野	6.00
122	東クロカワ谷	〃	〃	字調子野	12.00
123	調子野 2	〃	〃	調子野	14.00
124	宮内 1	〃	〃	字宮内	6.00
125	カミサコ谷	〃	〃	字調子野	9.00
126	宮内 2	〃	〃	字宮内	24.00
127	猿飼	〃	〃	字猿飼	4.00
128	西谷	〃	〃	字西谷	21.00
129	中野宮	〃	〃	字中野宮	3.00
130	仕出原	〃	〃	字仕出原	9.00
131	馬内	〃	〃	馬内	1.00
132	初草	〃	〃	字初草	8.00
133	上谷 1	〃	〃	字山神東	9.00
134	上谷 2	〃	〃	字上谷岡	3.00
135	岡	〃	〃	字岡	10.00
136	川原田	〃	〃	字西成戸	4.00
137	三島上	〃	〃	字三島	19.00
138	三島下	〃	〃	字三谷	10.00
139	宮城 1	〃	〃	字三谷	10.00
140	宮城 2	〃	〃	字三谷	10.00
141	宮城 3	〃	〃	字三谷	7.00
142	宮城 4	〃	〃	字三谷	8.00
143	丸山	〃	〃	丸山	6.00
144	平間	〃	〃	平間	2.00
145	川上	〃	木屋平村		6.00
146	谷口カケ	〃	〃	字谷口カケ	12.00
147	谷口	〃	〃	字太合	10.00
148	日々宇	〃	〃	字日々宇	19.00
149	麻衣	〃	〃	字麻衣	9.00
150	大北	〃	〃	字大北	14.00
151	南張	〃	〃		16.00
152	ビヤガイチ	〃	〃	字貢	13.00
153	ビヤガイチ西	〃	〃	字貢	14.00
154	ビヤカイチ東	〃	〃	字貢	12.00
155	今丸	〃	〃	字今丸	4.00
156	三ッ木	〃	〃	字三ッ木	10.00
157	桑柄	〃	〃	字桑柄	14.00
158	内宇夫	〃	〃	内宇夫	10.00
159	赤石	〃	〃	川上	12.00
160	もりもと	〃	〃	川上	4.00
161	白枝谷(下)	〃	〃	川上	4.00
162	ギビジリ谷	〃	〃	川上	11.00
163	川の瀬谷	〃	〃	川上	4.00
164	梶荒谷	〃	〃	川上	5.00
165	梶荒谷	〃	〃	川上	1.00
166	梶荒谷(1)	美馬市	木屋平村	川上	4.00
167	白枝谷(2)	〃	〃	川上	6.00
168	上川の瀬(右)	〃	〃	川上	4.00
169	上川の瀬(左)	〃	〃	川上	4.00
170	与次郎	〃	〃	川上	8.00
171	見の越谷	〃	〃	川上	5.00
172	陰谷	〃	〃	川上	14.00
173	下谷	〃	〃	川上	10.00
174	槇淵谷(上)	〃	〃	川上	1.00
	小計	174箇所			1,894.00
1	大惣	美馬郡	つるぎ町半田	字小谷	10.00

## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
2	倉尾	〃	〃	字倉尾	9.00
3	葛城	〃	〃	字葛城	2.00
4	下喜来1	〃	〃	下喜来	2.00
5	下喜来2	〃	〃	字下喜来	12.00
6	喜来	〃	〃	字喜来	14.00
7	日開野下	〃	〃	字高清	6.00
8	坂根	〃	〃	坂根	11.00
9	下尾尻	〃	〃	字下尾尻	16.00
10	高ノ瀬	〃	〃	字高ノ瀬	15.00
11	高清	〃	〃	字高清	29.00
12	川又	〃	〃	字川又	8.00
13	下竹1	〃	〃	字下竹	15.00
14	下竹2	〃	〃	下竹	7.00
15	西山	〃	〃	西久保	4.00
16	井川	〃	〃	字日浦	1.00
17	日浦	〃	〃	字日浦	1.00
18	長瀬1	〃	〃	字東久保	12.00
19	長瀬2	〃	〃	字高清	6.00
20	大畠	〃	〃	字田井	16.00
21	長瀬3	〃	〃	字高清	16.00
22	天皇	〃	〃	字中藪	10.00
23	鳴滝谷西	〃	つるぎ町貞光町	字鳴滝	7.00
24	猿飼	〃	〃	字猿飼	3.00
25	中谷1	〃	〃	字川見西	15.00
26	中谷2	〃	〃	字中谷	2.00
27	川見	〃	〃	字三木栃	6.00
28	日浦	〃	〃	字日浦	5.00
29	宮平1	〃	〃	字宮平	2.00
30	宮平2	〃	〃	字宮平	6.00
31	横野	〃	〃	字横野	8.00
32	木屋1	〃	〃	字木屋	7.00
33	丸中	〃	〃	字東丸中	5.00
34	木屋2	〃	〃	字木屋	16.00
35	木屋3	〃	〃	字木屋	42.00
36	家賀道下	〃	〃	字家賀道下	26.00
37	皆瀬	〃	〃	字皆瀬	6.00
38	捨子谷北	〃	〃	字捨子谷北	15.00
39	畠枝	〃	〃	字江ノ脇	7.00
40	江ノ脇	〃	〃	字江ノ脇	2.00
41	西山	〃	〃	西山	1.00
42	太田	〃	〃	字西山	25.00
43	柴内	〃	〃	字柴内	29.00
44	捨子谷北2	〃	〃	捨子谷北	11.00
45	宮平3	〃	〃	宮平	7.00
46	木地屋	〃	つるぎ町一字	〃	7.00
47	赤松下	美馬郡	つるぎ町一字	字赤松	59.00
48	白井	〃	〃	白井	1.00
49	桑平1	〃	〃	字桑平	9.00
50	桑平2	〃	〃	字桑平	7.00
51	広沢	〃	〃	広沢	18.00
52	カジヤシキ谷	〃	〃	字実平	6.00
53	クニチ谷西	〃	〃	字実平	6.00
54	クニチ谷下	〃	〃	字実平	3.00
55	クニチ谷南	〃	〃	字実平	4.00
56	クニチ谷北	〃	〃	字実平	7.00
57	実平	〃	〃	字実平	16.00
58	奥大野西	〃	〃	字奥大野	16.00
59	川又	〃	〃	川又	1.00
60	河内	〃	〃	字河内	9.00
61	須貝瀬	〃	〃	字久藪	3.00
62	九藤中谷上流	〃	〃	字伊良原	4.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
63	子安	〃	〃	字子安	6.00
64	剪字谷上流1	〃	〃	字剪字	12.00
65	剪字谷上流2	〃	〃	字剪字	17.00
66	剪字下	〃	〃	字剪字	59.00
67	土釜	〃	〃	字土釜	10.00
	小計	67箇所			755.00
1	黒谷1	三好市	三野町		13.00
2	黒谷2	〃	〃		10.00
3	馬瓶	〃	〃	字馬瓶	5.00
4	東浦	〃	〃	字東浦	6.00
5	土釜	〃	〃	字土釜	9.00
6	中屋1	〃	〃	字ヒキデ	3.00
7	川又	〃	〃		7.00
8	南谷	〃	〃	字マツオ	3.00
9	大平	〃	〃	字ツガ	5.00
10	栗林	〃	〃	字ショウガ	7.00
11	中屋2	〃	〃	字ミネ	6.00
12	中屋西	〃	〃	字中屋西	2.00
13	藤黒	〃	〃	字ツガ	4.00
14	明神1	〃	〃	字梅	2.00
15	梅	〃	〃	字ツガ	1.00
16	明神2	〃	〃		6.00
17	明神3	〃	〃		12.00
18	明神4	〃	〃		4.00
19	明神5	〃	〃	字明神	1.00
20	東谷1	〃	〃		7.00
21	東谷2	〃	〃		6.00
22	百合切	〃	〃	字百合切	4.00
23	上窪	〃	〃	字上窪	10.00
24	勢力1	〃	〃		1.00
25	勢力2	〃	〃	字西上野	1.00
26	滝ノ奥1	〃	〃	字滝ノ奥	4.00
27	滝ノ奥2	〃	〃		4.00
28	滝ノ奥3	〃	〃		8.00
29	清水1	〃	〃	字前山	5.00
30	清水2	〃	〃	上野	18.00
31	川又2	〃	〃	川又	8.00
32	明瀬下	〃	池田町	字コクドウチ	2.00
33	南日浦	〃	〃	字松本	1.00
34	松尾	〃	〃	松本	4.00
35	光明寺下	三好市	池田町	字ソマヤマ	3.00
36	下尾後	〃	〃	字下尾後	17.00
37	石内	〃	〃	大東	51.00
38	出合	〃	〃	大西	7.00
39	大申	〃	〃	字大申	3.00
40	川崎1	〃	〃	ヒビノ内	1.00
41	川崎2	〃	〃	字石ノ京	4.00
42	川崎3	〃	〃	平谷	17.00
43	川崎4	〃	〃	字滝安	4.00
44	川崎5	〃	〃	字川崎	3.00
45	大利	〃	〃	字今村	3.00
46	竹谷	〃	〃	字竹谷	12.00
47	中西1	〃	〃	イバ	5.00
48	中西2	〃	〃	字中西	7.00
49	中西3	〃	〃	字ナカサコ	7.00
50	中西4	〃	〃	フジグロ	12.00
51	中西5	〃	〃		3.00
52	中西6	〃	〃	両千	14.00
53	馬谷	〃	〃	字馬谷	6.00
54	上松	〃	〃	字ハヤシ	5.00
55	水木	〃	〃	字水木	9.00
56	佐野	〃	〃	西ノ向	5.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
57	中西上	〃	〃	字中西上	9.00
58	峰友	〃	〃	字峰友	6.00
59	上馬路1	〃	〃	字下馬路	12.00
60	馬路1	〃	〃	源氏岡	23.00
61	上馬路2	〃	〃	西之坊	10.00
62	深川	〃	〃	字深川	5.00
63	馬路2	〃	〃	字城尾	3.00
64	馬路3	〃	〃	字城尾	5.00
65	佐馬路	〃	〃	字芭蕉	9.00
66	白地1	〃	〃	本名	1.00
67	白地2	〃	〃	本名	12.00
68	白地3	〃	〃	字白地	5.00
69	雲辺寺	〃	〃	字野呂内	3.00
70	野呂内カラン谷	〃	〃	ノロウチ	4.00
71	空堂	〃	〃	字中谷	7.00
72	下野呂内	〃	〃	字下野呂内	21.00
73	込野	〃	〃	字込野	1.00
74	木屋床	〃	〃	字木屋床	13.00
75	入体上	〃	〃	字ヤルガシ	4.00
76	入体下	〃	〃	字ナガレバタ	6.00
77	舟原1	〃	〃	字葛ヶ久保	4.00
78	舟原2	〃	〃	西山船原	23.00
79	敷地	〃	〃	大佐古	14.00
80	中津1	〃	〃	字中津	13.00
81	湯谷	〃	〃	字トコニシ	5.00
82	中津2	〃	〃	字中津	10.00
83	松本	〃	〃	松本	32.50
84	横持	〃	〃	横持	
85	下名影1	〃	山城町	字下名影	3.00
86	下名影2	〃	〃	谷向	7.00
87	川成	〃	〃	下名	26.00
88	柿野尾1	〃	〃	下名	14.00
89	柿野尾2	〃	〃	字イノモト	7.00
90	平上1	〃	〃	字ヒノキヤマ	9.00
91	上名	三好市	山城町	字カヲ	3.00
92	平上2	〃	〃	字シモクボ	5.00
93	平	〃	〃	字平	14.00
94	津屋	〃	〃		88.00
95	水無	〃	〃	字水無	8.00
96	栗山	〃	〃	字栗山	8.00
97	仏子1	〃	〃	字仏子	13.00
98	仏子2	〃	〃	字仏子	13.00
99	尾又	〃	〃	字ミヤノオク	7.00
100	光兼	〃	〃	字光兼	10.00
101	河内	〃	〃	光兼	8.00
102	白川1	〃	〃	字白川	11.00
103	白川2	〃	〃	字白川	10.00
104	白川3	〃	〃	白川	12.00
105	西宇1	〃	〃	字西宇	17.00
106	西宇2	〃	〃	字西宇	11.00
107	西宇3	〃	〃	西宇	8.00
108	西宇4	〃	〃	西宇	46.00
109	重実	〃	〃	字シカガチ	4.00
110	平野	〃	〃	平野	3.00
111	政友1	〃	〃	字クワイワ	10.00
112	八千坊1	〃	〃	字八千坊	10.00
113	八千坊2	〃	〃	八千坊	13.00
114	茂地	〃	〃	字茂地	14.00
115	小川谷	〃	〃	字小川谷	11.00
116	大野1	〃	〃	字大野	8.00
117	大野2	〃	〃	字大野	9.00
118	大月	〃	〃	字大月	11.00



番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
119	信正 1	〃	〃	字ヒガシダニ	2.00
120	信正 2	〃	〃	信正	13.00
121	政友 2	〃	〃	八千坊	10.00
122	瀬貝	〃	〃	字瀬貝	10.00
123	柴川	〃	〃	字コヤノタニ	3.00
124	黒川	〃	〃	字黒川	12.00
125	岩戸 1	〃	〃	字岩戸	13.00
126	岩戸 2	〃	〃	字岩戸	4.00
127	大川持 1	〃	〃	大川持	10.00
128	大川持 2	〃	〃	字大川持	5.00
129	大川持 3	〃	〃	字大川持	4.00
130	大川持 4	〃	〃	大川持	20.00
131	下川 1	〃	〃	字下川	13.00
132	下川 2	〃	〃	字下川	7.00
133	寺野 1	〃	〃	字寺野	17.00
134	寺野 2	〃	〃	相川	5.00
135	寺野 3	〃	〃	相川	7.00
136	相川	〃	〃	字相川	8.00
137	大和川	〃	〃	字大和川	11.00
138	平上 3	〃	〃	ヲソゴエ	3.00
139	未	〃	井川町	字西井川	4.00
140	里川	〃	〃	字里川	5.00
141	相知	〃	〃	西井川	12.00
142	長尾	〃	〃	長尾	7.00
143	吉本	〃	〃	吉本	21.00
144	中村西	〃	〃	八幡	31.00
145	三榎尾東	〃	〃	井内西	20.00
146	西新町 1	〃	〃	野津後	22.00
147	西新町 2	三好市	井川町	岡野前	9.00
148	馬場	〃	〃	字馬場	4.00
149	西ノ浦	〃	〃		39.00
150	浪内	〃	〃	井内西	2.00
151	吹	〃	〃	字コマツタニ	2.00
152	流堂	〃	〃	字ムカイザカ	4.00
153	下西ノ浦	〃	〃		44.00
154	浜西	〃	〃	字浜西	3.00
155	浜東	〃	〃	大佐古	11.00
156	祖谷	〃	東祖谷山村		2.00
157	祖谷	〃	〃		2.00
158	櫛荒谷	〃	〃		1.00
159	櫛荒谷	〃	〃		3.00
160	見の越	〃	〃		1.00
161	落合山	〃	〃		3.00
162	落合山	〃	〃		3.00
163	落合 (3)	〃	〃		5.00
164	落合山	〃	東祖谷山村		2.00
165	深淵	〃	〃		2.00
166	深淵	〃	〃		2.00
167	深淵	〃	〃		3.00
168	笹谷	〃	〃		1.00
169	笹谷	〃	〃		1.00
170	祖谷山	〃	〃		2.00
171	阿佐 (上)	〃	〃	阿佐	6.00
172	秋山	〃	〃	小川	7.00
173	大荒谷	〃	〃	小川	7.00
174	オコヤトコ	〃	〃	小川	4.00
175	櫛尾(1)	〃	〃	櫛尾	1.00
176	櫛尾(2)	〃	〃	櫛尾	1.00
177	京柱	〃	〃	櫛尾	1.00
178	古味	〃	〃	古味	2.00
179	カンカケ谷	〃	〃	菅生	1.00
180	長荒谷	〃	〃	菅生	1.00

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
181	泉谷	〃	〃	菅生	1.00
182	名頃	〃	〃	菅生	1.00
183	ジョウセン谷	〃	〃	菅生	4.00
184	花の窪谷	〃	〃	菅生	3.00
185	姥ヶ谷	〃	〃	菅生	3.00
186	桃の木谷	〃	〃	菅生	3.00
187	ナベラ谷	〃	〃	菅生	1.00
188	ハウソウバエ谷	〃	〃	菅生	2.00
189	見の越谷	〃	〃	菅生	2.00
190	京柱(下-2)	〃	〃	古味	3.00
191	京柱(下-3)	〃	〃	櫻尾	2.00
192	京柱(下-4)	〃	〃	櫻尾	2.00
193	赤滝	〃	〃	菅生	3.00
194	名頃1	〃	〃	字落合	2.00
195	名頃2	〃	〃	字落合	10.00
196	菅生	〃	〃	字菅生	7.00
197	滝下下	〃	〃	菅生	2.00
198	久保蔭	〃	〃	久保	18.00
199	久保1	〃	〃	久保	6.00
200	久保2	〃	〃	字久保	13.00
201	西山	〃	〃	九鬼	1.00
202	落合	〃	〃	字落合	4.00
203	中上	三好市	東祖谷山村	字中上	5.00
204	京上	〃	〃	字京上	3.00
205	古味	〃	〃	古味	8.00
206	阿佐	〃	〃	字阿佐	7.00
207	新居屋	〃	〃	新居屋	6.00
208	若林	〃	〃	字若林	4.00
209	大西	〃	〃	字大西	8.00
210	元井	〃	〃		28.00
211	和田1	〃	〃	和田	10.00
212	和田2	〃	〃		19.00
213	和田3	〃	〃	字和田	4.00
214	和田4	〃	〃	和田	7.00
215	釣井1	〃	〃	字釣井	6.00
216	釣井2	〃	〃	釣井	4.00
217	釣井3	〃	〃	字釣井	3.00
218	今井	〃	〃	今井	9.00
219	高野1	〃	〃	字高野	1.00
220	高野2	〃	〃	高野	35.00
221	重末	〃	西祖谷山村		36.00
222	冥地1	〃	〃		26.00
223	冥地2	〃	〃	字冥地	3.00
224	戸ノ谷	〃	〃	字戸ノ谷	2.00
225	一字1	〃	〃	字一字	1.00
226	一字2	〃	〃	一字	2.00
227	田ノ内1	〃	〃		16.00
228	田ノ内2	〃	〃	一字	14.00
229	田ノ内3	〃	〃	一字	13.00
230	谷間	〃	〃	字有瀬	15.00
231	ヒトボシ	〃	〃	字有瀬	2.00
232	吾橋	〃	〃	字下吾橋	1.00
233	榎	〃	〃	字榎	2.00
234	後山	〃	〃	字後山	14.00
235	徳善1	〃	〃	字西岡	5.00
236	徳善2	〃	〃	字西岡	4.00
237	徳善3	〃	〃	徳善北	17.00
	小計	237箇所			2,012.50
1	敷地		東みよし町三好	サルバミ北	11.00
2	光明寺	〃	〃	城山ノ下	7.00
3	増川	〃	〃	増川	9.00
4	滝久保1	〃	〃	字滝久保	2.00

4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	山腹崩壊地区 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
5	滝久保2	〃	〃	字滝久保	6.00
6	貞安	〃	〃	字貞安	4.00
7	男山	〃	〃	中村	15.00
8	岸下	〃	〃	小見	15.00
9	葛籠	〃	〃	字葛籠	4.00
10	法市	〃	〃	字法市	3.00
11	笠梅	〃	〃	字笠梅	5.00
12	平坪	〃	〃	字山分	5.00
13	聖神	〃	〃	字聖神	4.00
14	上ノ段	〃	〃	山根	9.00
15	宮谷	〃	〃	字宮谷	5.00
16	伊月	〃	〃	カイジ	11.00
17	上ノ段2	〃	〃	上ノ段	1.70
18	奥ノ谷	〃	みよし町三加	字奥ノ谷	5.00
19	金川1	〃	〃	字加茂	4.00
20	金川2	〃	〃		8.00
21	山根	三好郡	みよし町三加	字山根	6.00
22	西庄1	〃	〃	字加茂山	7.00
23	加茂山1	〃	〃	字加茂山	10.00
24	加茂山2	〃	〃	字日浦	9.00
25	宮ノ浦	〃	〃	字ジヨウマルシタ	5.00
26	桑内1	〃	〃	桑内	17.00
27	平	〃	〃	字宮ノ内	3.00
28	桑内2	〃	〃	下南	11.00
29	宗本	〃	〃	宗本	11.00
30	白内	〃	〃	字白内	2.00
31	森清	〃	〃	字森清	11.00
32	立石	〃	〃	立石	4.00
33	開島	〃	〃	長田	7.00
34	西庄2	〃	〃	字加茂山	5.00
35	西庄3	〃	〃	字加茂山	6.00
36	西庄4	〃	〃	山田	4.00
37	山田	〃	〃	西伊勢久保	7.00
38	中庄	〃	〃	字中庄	7.00
39	山路	〃	〃	字山路	12.00
40	黒長谷	〃	〃	字黒長谷	3.00
41	谷西	〃	〃	字谷西	5.00
42	城谷	〃	〃	字城谷	7.00
43	山口	〃	〃		3.00
44	大藤	〃	〃		10.00
45	奥村	〃	〃	字奥村	4.00
46	明合	〃	〃		22.00
47	大藤西1	〃	〃		5.00
48	大藤西2	〃	〃		3.00
49	柿佐古	〃	〃	字柿佐古	4.00
50	洗川	〃	〃	洗川	4.00
	小計	50箇所			347.70
	合計	1,355箇所			12,327.86

## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

H25. 3. 31現在

番号	崩壊流出 危険箇所 地名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
1	金治	徳島市		入田南谷	0.45
2	月の宮	〃		月の宮	1.50
3	内ノ御田1	〃		内ノ御田	0.45
4	内ノ御田2	〃		内ノ御田	1.50
5	紅葉山	〃		紅葉山	1.50
6	深谷	〃		西丁	0.45
7	川西	〃		北山	0.30
8	川西東	〃			0.09
9	南山	〃		南山	0.60
10	法花谷	〃		法花谷山	0.60
11	下中山1	〃		下中山	1.50
12	下中山2	〃		下中山	1.50
13	中の丸	〃		中の丸南	2.40
14	中山	〃		中山	2.10
15	中谷	〃		中谷	2.50
16	干飯	〃		干飯	0.27
17	川西東2	〃		北山	0.18
	小計	17箇所			17.89
1	真谷	鳴門市		真谷	0.45
2	東添	〃		東添	1.25
3	上三津1	〃		上三津	1.05
4	上三津2	〃		上三津	0.45
5	大川筋1	〃		大川筋	0.60
6	ベタ谷1	〃		大川筋	0.60
7	ベタ谷2	〃		大川筋	0.36
8	ベタ谷3	〃		大川筋	0.90
9	ベタ谷4	〃		大川筋	1.08
10	折野谷	〃		大川筋	0.72
11	菖蒲谷	〃		大川筋	0.90
12	大川筋2	〃		大川筋	1.20
13	大川筋3	〃		大川筋	2.88
14	大川筋4	〃		大川筋	0.27
15	大川筋5	〃		大川筋	0.18
16	大川筋6	〃		大川筋	4.50
17	柴折	〃		柴折	3.90
18	東地	〃		東地	1.05
19	上東地	〃		上東地	0.30
20	鳥ヶ丸	〃		ツエガ谷	1.35
21	坂東谷	〃		下板ヶ谷	0.63
22	蔭ヶ谷1	〃		蔭ヶ谷	4.20
23	蔭ヶ谷2	〃		蔭ヶ谷	5.70
24	中谷	〃		中谷	0.75
25	笠籠谷	〃		笠籠谷	1.50
26	桧1	〃			3.00
27	桧2	〃			3.30
28	中谷西	〃		中谷	2.52
29	中谷奥	〃		中谷	0.60
30	樋殿谷	〃		樋殿谷	1.20
31	宿毛谷	〃		宿毛谷	1.50
32	クロハエ	〃		クロハエ	1.35
33	大浦	〃		ロク地	1.50
34	元内	〃		元内	0.27
35	牛の鼻	鳴門市		ハシカ谷	0.45
36	池谷	〃		池ノ谷	0.18
37	山神	〃		山神	0.90
38	助ノ谷1	〃		助ノ谷	0.45
39	助ヶ谷南	〃		助ノ谷	0.45

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
40	助ノ谷2	〃		助ノ谷	0.60
41	山田谷	〃		山田	0.45
42	湊	〃		湊	1.20
43	大岸西	〃		大岸	0.60
44	大岸	〃		大岸	1.05
45	玉山	〃		玉山	1.80
46	西山	〃		西山	1.20
47	上折木谷	〃		上折木谷	1.62
48	ふか谷	〃		ふか谷	0.30
49	ムナケエ谷1	〃		ムナケエ谷	0.45
50	ムナケエ谷2	〃		ムナケエ谷	1.50
51	クキ谷1	〃		クキ谷	0.90
52	クキ谷2	〃		クキ谷	0.45
53	西山谷北	〃		西山谷	0.45
54	西山谷南	〃		西山谷	0.45
55	日開谷	〃		日開谷	1.50
56	滝ヶ谷1	〃		滝ヶ谷	1.20
57	滝ヶ谷2	〃			2.10
58	三ツカ谷西	〃		三ツカ谷	0.60
59	三ツカ谷東	〃		三ツカ谷	0.90
60	大代谷	〃		東奥	1.05
61	ハリ山東	〃		ハリ山	0.45
62	ハリ山西	〃		ハリ山	0.60
63	張	〃		張	0.54
64	堂浦	〃		地廻	0.30
65	浅谷	〃		浅谷	0.30
	小計	65箇所			77.00
1	奥立川1	勝浦郡	勝浦町	字奥立川	5.10
2	狸谷	〃	〃	字奥立川	0.60
3	奥立川2	〃	〃	字奥立川	3.00
4	上谷	〃	〃	字中立川	1.62
5	口立川1	〃	〃	字口立川	3.00
6	口立川2	〃	〃	字口立川	4.20
7	五位の巢谷	〃	〃	字口立川	1.95
8	中小屋西	〃	〃	字中瀬	0.90
9	中小屋東	〃	〃	字大谷	0.60
10	六郎山谷	〃	〃	字ハガシ	1.68
11	黄檗	〃	〃	字カミクボ	0.18
12	坂本西	〃	〃	字ヤスミイシ	0.45
13	坂本	〃	〃	字日浦	0.36
14	与川内	〃	〃	字上小川	0.60
15	沼谷	〃	〃	字椎ノ宮	3.00
16	神谷	〃	〃	字神谷	1.20
17	婆羅尾谷	〃	〃	字東婆羅尾	7.20
18	木尾谷	〃	〃	字クラ	0.48
19	星谷	〃	〃	猪蓄谷	22.80
20	岩屋谷	〃	〃	字イウギ	7.02
21	生名谷	勝浦郡	勝浦町	打鉦	3.00
22	岩船谷	〃	〃	口立川	3.60
23	殿川内	〃	上勝町	字殿川内	14.40
24	ふいご谷	〃	〃	字殿川内	2.25
25	殿川内東	〃	〃	字殿川内	1.68
26	割谷	〃	〃	字殿川内	4.50
27	西山谷	〃	〃	字殿川内	4.80
28	西山谷中	〃	〃	字殿川内	0.54
29	西山谷下	〃	〃	字殿川内	0.36
30	中谷	〃	〃	字中谷	1.95
31	赤石谷	〃	〃	字投都	2.25
32	赤石東谷	〃	〃	字投都	1.95

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
33	野々西谷	〃	〃	字雄中面	6.00
34	雄中面	〃	〃	字雄中面	3.60
35	北若木	〃	〃	字北若木	2.80
36	流川	〃	〃	字流川	9.18
37	槻地東	〃	〃	字流川	1.68
38	梅の木	〃	〃	字梅ノ木	0.90
39	谷口	〃	〃	字谷口	1.80
40	高畑	〃	〃	字下檜地	0.60
41	古屋敷	〃	〃	字古屋敷	4.20
42	奥木谷	〃	〃	字日浦峰	3.00
43	旭川	〃	〃	字日浦峰	2.31
44	茶地の本	〃	〃	字茶地の本	1.50
45	小西谷川	〃	〃		2.70
46	市宇	〃	〃	西ノ谷	0.45
47	岩井谷	〃	〃	字岩井谷	3.00
48	竜谷	〃	〃	字竜谷	9.00
49	葛又	〃	〃	字中須	1.68
50	葛又東	〃	〃	字木屋谷	0.90
51	檜原1	〃	〃	字松尾	1.20
52	檜原2	〃	〃	字志た倉	0.30
53	蔭谷川	〃	〃	字中尾	1.68
54	井ノ谷	〃	〃	字片山	0.75
55	杉地	〃	〃	字杉地	6.72
56	吉ヶ平谷	〃	〃	字吉ヶ平	7.80
57	北ヶ谷	〃	〃	字吉ヶ平	6.75
58	中山	〃	〃	字中山	2.40
59	下日浦	〃	〃	字下日浦	0.36
60	下地1	〃	〃	字下地	10.50
61	西峰1	〃	〃	字西峰	0.12
62	西峰2	〃	〃	字西峰	0.45
63	西峰3	〃	〃	字西峰	0.36
64	西峰4	〃	〃	字西峰	0.36
65	傍示谷川	〃	〃	字谷内	5.10
66	堂床	〃	〃	字堂床	0.45
67	下地2	〃	〃	字下地	6.30
68	清田	〃	〃	字清田	0.45
69	六十ブ	〃	〃	字中尾	1.50
70	槻地	〃	〃	字西槻地	1.65
71	奥槻地	〃	〃	字西槻地	4.08
72	関ヶ谷川	〃	〃	字西岡	0.90
73	柳谷	勝浦郡	上勝町		7.80
74	辰ヶ谷	〃	〃	字辰ヶ谷	0.90
75	竜谷2	〃	〃	字中須、字黒比瀬	1.68
76	月ヶ谷	〃	〃	月ヶ谷	8.10
77	喰田	〃	〃	榎ヶ谷	3.42
78	上日浦	〃	〃	上日浦	0.75
79	宮太尾	〃	〃	宮太尾	0.90
80	平間	〃	〃	平間	0.72
	小計	80箇所			246.97
1	大川原谷	名東郡	佐那河内村	字奥川股	5.76
2	奥川股	〃	〃	字奥川股	0.48
3	府能北	〃	〃	字府能山	0.30
4	大川原	〃	〃	字大川原	4.32
5	谷内	〃	〃	字谷内	1.26
6	根郷	〃	〃	字根郷	12.60
7	根郷中	〃	〃	字ナカウラ	0.72
8	根郷東	〃	〃	字根郷	1.89
9	高樋	〃	〃	字モミイ	0.45
10	中山ヒヨノ谷	〃	〃	字ゴバンゼキ	3.78

番号	崩壊流出 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
11	次郎ヶ滝谷	〃	〃	字中山	3.36
12	壁ヶ嶽谷	〃	〃	字中山	1.20
13	中山谷東	〃	〃	字中山	0.84
14	栗見坂谷	〃	〃	字栗見坂	4.05
15	寺谷	〃	〃	字寺谷	0.48
16	尾境	〃	〃	字尾境	0.45
	小計	16箇所			41.94
1	上浦西1	名西郡	石井町	字上浦	0.30
2	上浦中西	〃	〃	字上浦	0.45
3	上浦中	〃	〃	字下浦	0.45
4	上浦東	〃	〃	字下浦	0.45
5	下浦西2	〃	〃	字下浦	0.15
6	下浦南	〃	〃	字下浦	0.60
7	神通谷	〃	神山町	江田	2.10
8	神通谷(2)	〃	〃	江田	1.89
9	奥屋敷(旧奥屋敷1)	〃	〃	字奥屋敷	0.84
10	奥屋敷(旧奥屋敷2)	〃	〃	字奥屋敷	3.36
11	奥屋敷(旧奥屋敷3)	〃	〃	字奥屋敷	4.08
12	勘場谷	〃	〃	字殿宮	2.64
13	伴蔵谷	〃	〃	字殿宮	0.90
14	殿宮南	〃	〃	字殿宮	2.10
15	野保呂	〃	〃	字野保呂	0.18
16	上大中尾	〃	〃	字大中尾	3.60
17	大中尾1	〃	〃	字大中尾	0.45
18	大中尾2	〃	〃	字大中尾	0.30
19	大中尾3	〃	〃	字大中尾	5.10
20	大中尾4	〃	〃	字大中尾	2.70
21	中津	〃	〃	字中津	0.54
22	矢治北	〃	〃	字中津	0.60
23	矢治	〃	〃	字中津	4.50
24	八万谷	〃	〃	字江田	1.56
25	金泉1	〃	〃	字金泉	0.27
26	金泉2	〃	〃	字金泉	0.24
27	有懸	名西郡	神山町	字有懸	0.60
28	江田1	〃	〃	字江田	1.50
29	南江田	〃	〃	字江田	0.60
30	江田東	〃	〃	字江田	1.80
31	江田2	〃	〃	字江田	0.18
32	檜谷	〃	〃	字檜谷	0.23
33	狩倉1	〃	〃	字名ヶ平	0.23
34	狩倉2	〃	〃	字名ヶ平	0.30
35	名ヶ平西1	〃	〃	字名ヶ平	0.45
36	名ヶ平西2	〃	〃	字名ヶ平	0.90
37	名ヶ平東	〃	〃	字名ヶ平	1.20
38	長野	〃	〃	字長野	1.05
39	焼山	〃	〃	字焼山	3.12
40	中喜来	〃	〃	字中喜来	0.90
41	下喜来	〃	〃	字下喜北	0.30
42	水舟	〃	〃	字水舟	1.50
43	三ツ木(旧東三ツ木)	〃	〃	字三ツ木	2.70
44	左右山東	〃	〃	字三ツ木	1.80
45	南山1	〃	〃	字南山	0.96
46	南山2	〃	〃	字南山	1.68
47	松ノ本	〃	〃	字松ノ本	1.20
48	高根	〃	〃	字谷	1.92
49	谷	〃	〃	字谷	2.10
50	釘貫北1	〃	〃	字釘貫	4.50
51	釘貫	〃	〃	字釘貫	1.44
52	釘貫北2	〃	〃	字釘貫	1.08

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
53	釘貫北3	〃	〃	字釘貫	4.80
54	左右内	〃	〃	字左右内	2.10
55	地中	〃	〃	字釘貫	1.44
56	横倉	〃	〃	字横倉	3.90
57	下黒口	〃	〃	字黒口	0.84
58	黒口中	〃	〃	字黒口	0.45
59	南野間1	〃	〃	字南野間	2.40
60	南野間2(旧野間谷1)	〃	〃	字南野間	0.96
61	南野間2(旧野間谷2)	〃	〃	字南野間	0.36
62	南野間2(旧野間谷3)	〃	〃	字南野間	1.89
63	南野間3	〃	〃	字南野間	2.88
64	寒風	〃	〃	字西大久保	0.72
65	西大久保1	〃	〃	字西大久保	2.10
66	次郎銅山	〃	〃	字西大久保	3.30
67	西大久保2	〃	〃	字西大久保	0.45
68	西大久保3	〃	〃	字西大久保	0.72
69	南大久保	〃	〃	字西大久保	2.16
70	東大久保1	〃	〃	字東大久保	1.05
71	東大久保2	〃	〃	字東大久保	0.60
72	東大久保3	〃	〃	字東大久保	0.12
73	上角	〃	〃	字南上角	1.44
74	北上角	〃	〃	字南上角	0.60
75	本上角1	〃	〃	字本上角	0.12
76	本上角2	〃	〃	字本上角	0.18
77	本小野	〃	〃	字西小野	0.54
78	府中	〃	〃	字宮分	2.40
79	代次	名西郡	神山町	字代次	1.80
80	屋那瀬(旧川平2)	〃	〃	字屋那瀬	0.60
81	川平	〃	〃	字川平	0.36
82	東青井夫	〃	〃	字青井夫	0.13
83	阿保坂(旧青井夫)	〃	〃	字阿保坂	0.63
84	福原	〃	〃	字福原	0.45
85	宇度木西	〃	〃	字宇度木	2.52
86	日浦	〃	〃	字日浦	2.16
87	松尾1	〃	〃	字松尾	0.54
88	松尾2	〃	〃	字松尾	2.10
89	松尾3	〃	〃	字松尾	1.68
90	北石堂1	〃	〃	字石堂	2.40
91	北石堂2	〃	〃	字石堂	2.70
92	広石	〃	〃	字広石	0.90
93	東石堂	〃	〃	字広石	1.26
94	目白谷	〃	〃	字地ノ平	3.60
95	松尾4	〃	〃	字地ノ平	0.36
96	神木	〃	〃	字神木	0.50
97	持部	〃	〃	字持部	5.40
98	元山奥	〃	〃	字元山	2.85
99	オロノ中内1	〃	〃	字元山	1.95
100	オロノ中内2	〃	〃	字元山	1.08
101	中津川	〃	〃	字中津川	0.90
102	西分	〃	〃	字西分	1.08
103	黒河	〃	〃	字黒河	2.55
104	田ノ窪	〃	〃	字田ノ窪	3.00
105	一ノ坂	〃	〃	字一ノ坂	0.60
106	東龍王	〃	〃	字一ノ坂	1.20
107	笠置	〃	〃	字笠置	1.20
108	名田河	〃	〃	字名田河	0.72
109	北倉目1	〃	〃	字北倉目	1.05
110	北倉目2	〃	〃	字北倉目	1.35
111	神木2	〃	〃	黒木	0.15



番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
112	神通谷	〃	〃	字江田	1.20
113	上大中尾2	〃	〃	大中尾	1.08
	小計	113箇所			165.16
1	磯尾山	板野郡	板野町	字磯尾山	1.05
2	琴之谷下	〃	〃	字金花谷	0.63
3	大時谷	〃	〃	字琴ノ谷	0.60
4	アイオイ谷下1	〃	〃	字アイイ谷	0.60
5	アイオイ谷下2	〃	〃	字アイイ谷	0.75
6	琴之谷	〃	〃	字カエダニ	0.75
7	ヒガシガワ谷	〃	〃	字サカエ谷	0.84
8	桜谷	〃	〃	字桜谷	0.27
9	松谷上	〃	〃	字ヒガダニ	0.60
10	松谷下	〃	〃	字ヒガダニ	0.90
11	長谷	〃	〃	字カカガ谷	0.75
12	シシドキ南	〃	〃	字シシドキ南	0.60
13	犬伏	〃	〃	字西山	0.90
14	南唱谷	〃	〃	字北唱谷	0.45
15	北唱谷	〃	〃	字北唱谷	1.50
16	川北	〃	〃	字カキイ	0.45
17	ハリ	板野郡	板野町	字ハリ	2.70
18	三滝谷川	〃	〃	字コウバシ	0.63
19	川走	〃	〃	字コウバシ	0.90
20	關東北	〃	〃	字關東	0.30
21	關東下	〃	〃	字關東	0.90
22	坪谷	〃	〃	字ツボ谷	1.05
23	亀山下	〃	〃	字亀山下	0.90
24	富の谷	〃	〃	字富士谷	1.95
25	三軒屋東	〃	〃	字モコシダニ	0.75
26	安楽寺谷1	〃	上板町	字安楽寺谷	0.30
27	安楽寺谷2	〃	〃	字安楽寺谷	0.54
28	安楽寺谷3	〃	〃	字安楽寺谷	0.27
29	宮ヶ谷	〃	〃	字宮ヶ谷	0.60
30	西べり奥	〃	〃	字野上	3.15
31	東縁	〃	〃	字東縁	2.34
32	天狗谷	〃	〃	字マガリヤマ	0.75
33	浦田	〃	〃	字浦田	0.75
34	車谷	〃	〃	字車谷	0.60
35	神宅	〃	〃		1.62
36	盗人谷	〃	〃	字坂口	4.08
37	猪野谷	〃	〃	字坂口	0.60
38	菖蒲谷	〃	〃	字菖蒲谷	1.50
39	山田	〃	〃	字山田	2.40
40	大谷	〃	〃	字大谷	2.52
41	祝山谷	〃	〃	字祝山	0.15
	小計	41箇所			43.89
1	太龍寺1	阿南市		谷尻	1.50
2	太龍寺2	〃			5.70
3	太龍寺3	〃		谷尻	2.10
4	松ノ岡	〃		松ノ岡	0.15
5	細野	〃		中上	0.60
6	田舎谷東	〃		南平	3.00
7	若杉口	〃		新居田	2.10
8	鶴峠下	〃		東平	1.20
9	黒河上	〃			3.00
10	黒川下	〃		阿利田	1.20
11	阿瀬比1	〃		西内	4.20
12	阿瀬比2	〃		中村	0.90
13	阿瀬比3	〃		前田	0.90
14	深瀬谷西	〃		岡崎	3.00

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
15	深瀬谷東	〃		岡崎	3.00
16	橋川下1	〃			3.30
17	刈ノヒョアなん	〃		定方	1.50
18	熊谷大橋詰	〃		熊谷	1.20
19	橋川下2	〃		橋川	3.60
20	喜来北	〃		喜来	1.20
21	南樫谷	〃		川亦	3.00
22	西元信魚畑谷西	〃			4.50
23	西元信魚畑谷東	〃			3.30
24	木戸	〃		木戸	2.10
25	宮ノ久保	〃		馬見	3.30
26	常政	〃		常政	1.20
27	秋山	阿南市		秋山	3.00
28	西重友	〃			3.00
29	串坂	〃		南谷	3.00
30	南谷	〃		南谷	1.20
31	串坂	〃		串坂	0.12
32	嵐谷	〃		北山	2.70
33	角の谷	〃		北山	1.80
34	東山	〃		東山	0.60
35	廿歩	〃		葉池谷	2.10
36	東重友	〃		重友	0.60
37	段1	〃		南山	0.60
38	段2	〃			1.50
39	段3	〃		南山	1.20
40	大丸谷川	〃		大丸	7.50
41	後世山久保野谷	〃		久保野	4.20
42	日ノ地谷北	〃		日の地	1.50
43	小野	〃		日の地	1.80
44	福井辺川谷	〃		辺川	3.90
45	内歩東	〃		内歩	1.80
46	福井古津	〃		古津	2.10
47	樺坂北	〃		露口	0.90
48	鶴	〃		大坪	1.20
49	西八毛原川	〃		八原毛西	3.60
50	東八毛原川1	〃			2.10
51	東八毛原川2	〃			2.70
52	樺町	〃		五郎丸	1.50
53	須屋谷川	〃		須屋東側	3.00
54	高瀬谷	〃		高瀬	2.10
55	楠ヶ浦	〃		楠ヶ浦	0.60
	小計	55箇所			122.67
1	百合谷	那賀郡	那賀町鷲敷	字松ノ木	0.23
2	クリノ木谷	〃	〃	字石橋	0.27
3	幸の谷	〃	〃	字幸の谷	0.45
4	仁宇上	〃	〃	字学原	0.81
5	仙ヶ谷	〃	〃	字王子前	3.78
6	スズノキ谷	〃	〃	字王子前	0.48
7	桜谷	〃	〃	字王子前	3.30
8	小仁宇	〃	〃	字舟津ノ上	0.35
9	南川女ヶ谷	〃	〃	字南川	1.05
10	南川	〃	〃		0.30
11	五四谷	〃	〃	字南川	0.30
12	東内	〃	〃	字奥の谷	0.15
13	奥の谷	〃	〃	字奥の谷	1.05
14	暮石谷	〃	〃	字暮石	0.90
15	生杉	〃	〃	字生杉	0.90
16	貞政谷	〃	〃	字ムネ	1.26
17	唐杉	〃	〃	字奥	0.72

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
18	こかじゃ谷	〃	〃	字こかじゃ	0.72
19	井原	〃	〃	字八幡平	0.60
20	大明地	〃	〃	字北地	0.90
21	東谷	〃	〃	字北地	0.20
22	追立谷	〃	〃	追立谷	6.00
23	日浦山	那賀郡	那賀町相生	日浦山	1.08
24	朴野 1	〃	〃	字川浦	0.45
25	朴野 2	〃	〃	字川浦	0.30
26	朴野 3	〃	〃	字ヒジカミ谷	2.70
27	朴野 4	〃	〃	字ヒジカミ谷	1.40
28	朴野 5	〃	〃	字木屋ノ谷	0.60
29	朴野 6	〃	〃	字中野	0.96
30	朴野 7	〃	〃	字中野	0.38
31	蔭谷	〃	〃		2.10
32	日野谷西	〃	〃	字西納野	0.24
33	日野谷	〃	〃	字西納野	0.20
34	竹ヶ谷	〃	〃	字豊後	3.12
35	竹ヶ谷 イクノ谷	〃	〃	出羽	3.90
36	内山 ハシダ谷	〃	〃	はしだ	1.80
37	久望上	〃	〃	字四郎そふ	1.50
38	久望下	〃	〃	字日浦	0.36
39	栗三谷	〃	〃	字刈汐ニ	1.13
40	桑の木谷	〃	〃	字桑ノ木谷	1.89
41	請ノ谷	〃	〃	字請ノ谷	1.26
42	栗ノ木谷	〃	〃		0.90
43	杉山 1	〃	〃	字杉山	0.36
44	杉山 2	〃	〃	字杉山	0.23
45	杉山 3	〃	〃	字杉山	0.04
46	杉山 4	〃	〃	字杉山	0.36
47	杉山 5	〃	〃	字杉山	1.80
48	杉山 6	〃	〃	字杉山	0.54
49	杉山 7	〃	〃	字杉山	0.27
50	杉山 8	〃	〃	字杉山	0.60
51	杉山 9	〃	〃	字杉山	0.60
52	杉山 1 0	〃	〃	字杉山	0.60
53	杉山 1 1	〃	〃	字杉山	0.48
54	杉山 1 2	〃	〃	字杉山	1.80
55	舞ヶ谷魚川田谷	〃	〃		9.30
56	下雄	〃	〃	字西原	0.27
57	井ノ谷上	〃	〃	字蔭	0.40
58	大西谷	〃	〃	字タチワリ	7.98
59	入野	〃	〃	字入野ダン	1.05
60	牛輪	〃	〃	字見こくり	0.30
61	牛輪上	〃	〃	字ミゴグリ	0.18
62	牛輪中	〃	〃	字坂の谷	0.27
63	牛輪下	〃	〃	字坂の谷	0.36
64	鮎川 1	〃	〃	大国	0.11
65	鮎川 2	〃	〃	大国	0.09
66	南尻	〃	〃	字南尻	0.23
67	薩摩	〃	〃	字薩摩、豊後	0.81
68	子持谷	〃	〃	薩摩	0.90
69	請ノ谷大平2	〃	〃	大平	0.36
70	請ノ谷2	〃	〃	字請ノ谷	1.26
71	海川西俣	〃	那賀町上那賀	字西俣	6.75
72	ナベラ谷 南	〃	〃		1.80
73	姉谷	〃	〃		5.40
74	クワノ木谷	〃	〃		8.10
75	ナベラ谷	那賀郡	那賀町上那賀		4.50
76	海川東俣 1	〃	〃	東俣	0.45

番号	崩壊流出 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
77	弟子ヶ谷	〃	〃		3.00
78	海川東俣2	〃	〃	東俣	1.37
79	ハカシ谷	〃	〃	東俣	3.60
80	星越ト初東口(ヤダケ)	〃	〃		3.90
81	上海川 ヒウラ	〃	〃	ヒウラ	0.90
82	海川東谷	〃	〃	南	2.16
83	海川東	〃	〃	字ヒガシマタ	2.70
84	海川 ヲカザキ	〃	〃		3.60
85	海川上ノ内	〃	〃	ウエノウチ	0.33
86	旭	〃	〃	字旭	0.95
87	海川	〃	〃	北山	1.62
88	向エ山	〃	〃	北山	1.80
89	上用知	〃	〃	字ナカス向	1.50
90	林谷	〃	〃	字向コヤシ	3.24
91	白石西谷	〃	〃	字西ノ谷	1.50
92	ケガレ谷	〃	〃	字ナガレヤマ	0.63
93	姥ヶ谷	〃	〃	字西谷日浦	2.10
94	姥ヶ谷 小道上	〃	〃	姥ヶ谷	4.50
95	大殿1	〃	〃	字中尾の北	0.95
96	ノラヤブ谷	〃	〃	字ノラヤブ	0.51
97	カドヤ	〃	〃	字カドヤ	0.40
98	内山谷	〃	〃	内山	6.30
99	海川 ナカフタ谷	〃	〃	東口	1.26
100	中尾	〃	〃	クララ	0.34
101	成瀬北ヶ谷	〃	〃	北ヶ谷	0.54
102	忠ヶ谷	〃	〃	字忠ヶ谷口	0.67
103	助谷	〃	〃		4.50
104	岩原	〃	〃	字岩原	0.90
105	白鯛	〃	〃	字白鯛向	3.00
106	井ノ口	〃	〃	中畑	0.36
107	大殿2	〃	〃	字ニシノミヅ	0.72
108	平谷下	〃	〃	字シモヤマ	3.15
109	下御所谷 西側	〃	〃		1.50
110	下御所谷	〃	〃	字カズラタニ	2.88
111	拝宮	〃	〃	字キリサコ	5.04
112	檜曾根	〃	〃	字フソキ谷	1.80
113	笠山	〃	〃	字笠山	1.10
114	風穴	〃	〃	字風穴	0.15
115	谷山 小屋川東1	〃	〃		4.80
116	谷山1	〃	〃	字坂本	3.60
117	谷山カドケ谷	〃	〃	字カドガ谷	1.68
118	谷山2	〃	〃	谷山	0.36
119	霧越エ	〃	〃	字霧越エ	0.30
120	寒葉谷1	〃	〃		2.10
121	寒葉谷2	〃	〃	字寒葉	6.90
122	深森	〃	〃	古田	0.90
123	深森 北	〃	〃		2.40
124	小浜	〃	〃	橋ヶ谷	0.08
125	小浜上	〃	〃	字西ノ谷	0.45
126	小浜下	〃	〃	字ソウト谷	0.75
127	臼ヶ谷	那賀郡	那賀町上那賀	字大小屋谷	1.50
128	臼ヶ谷峯谷	〃	〃	字峯谷	2.10
129	石船谷奥	〃	〃	字石船	0.27
130	ナラ谷	〃	〃	西俣	3.60
131	日浦	〃	〃	日浦	0.12
132	釜ヶ谷(1)	〃	那賀町木沢	釜ヶ谷	5.04
133	釜ヶ谷(2)	〃	〃	釜ヶ谷	1.20
134	釜ヶ谷(3)	〃	〃	釜ヶ谷	0.72
135	檜戸川	〃	〃	字檜戸	32.25

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
136	槍戸7号	〃	〃		0.90
137	笹原谷	〃	〃	字しもあれ	7.41
138	勘場谷	〃	〃	字イシカ谷	4.95
139	しもあれ(ボーガ谷)	〃	〃	字しもあれ	1.26
140	なかん谷	〃	〃		4.50
141	岩倉	〃	〃	字イシカタニ	1.56
142	前谷川	〃	〃		1.50
143	藤ヶ内	〃	〃	字藤ヶ内	16.20
144	川成上	〃	〃	字東端	1.13
145	川成下	〃	〃	字東端	0.78
146	ビリ谷	〃	〃	字折谷	5.40
147	小島	〃	〃	平畑	1.50
148	亀井谷	〃	〃	字亀井谷	0.72
149	沢谷上	〃	〃	字下霜影	3.00
150	沢谷1	〃	〃		1.50
151	下霜影川	〃	〃		1.50
152	中沢谷	〃	〃	字中沢谷	12.96
153	ツエ谷	〃	〃	字ツエ谷	33.60
154	三田	〃	〃	三田	1.20
155	小泉谷川	〃	〃	小泉	0.90
156	泉谷川蔭山	〃	〃	蔭山	2.10
157	大用知	〃	〃	字ホザレ	22.80
158	加州	〃	〃	下加州	1.44
159	奥山谷川	〃	〃		5.40
160	出羽	〃	〃	字出羽	0.75
161	向山谷	〃	〃	字母林地	0.38
162	大美谷	〃	〃	字卯拓地	1.44
163	寒谷1	〃	〃	字寒谷	1.50
164	寒谷2	〃	〃	字寒谷	0.54
165	うつゆ谷	〃	〃	字マツバラ	0.45
166	高山平	〃	〃	高山平	0.72
167	イシカ谷1	〃	〃	イシカ谷	1.50
168	イシカ谷2	〃	〃		0.72
169	三田周り	〃	〃	三田周り	0.60
170	井元	〃	〃	井元	0.27
171	掛盤2	〃	〃	三田	0.18
172	向エ	〃	〃	字向エ	0.45
173	高野	〃	〃	橋本	0.45
174	高ノ瀬1	〃	那賀町木頭	字高ノ瀬	0.54
175	高ノ瀬2	〃	〃	字高ノ瀬	4.50
176	キタロ谷	〃	〃	高野瀬	2.70
177	トウハ谷1	〃	〃	字高ノ瀬	5.85
178	トウハ谷2	〃	〃	高野瀬	4.50
179	治平谷	那賀郡	那賀町木頭	字高ノ瀬	7.41
180	マタダイ谷	〃	〃	高野瀬	7.80
181	高野瀬 ヒノキラ谷	〃	〃	高野瀬	3.30
182	高野瀬 ワルタニ	〃	〃	高野瀬	2.10
183	平	〃	〃	字平	1.80
184	日和田 西谷	〃	〃	日和田	3.60
185	千本谷	〃	〃	字千本	21.00
186	千本シモホトガ谷	〃	〃	字千本	1.05
187	カミヒノキ谷	〃	〃		1.50
188	千本オクウマエ谷	〃	〃	字千本	1.38
189	モミエモン谷	〃	〃		2.40
190	クチウマエ谷	〃	〃		5.40
191	ダビガ谷	〃	〃	字千本谷	0.30
192	千本コグマ谷	〃	〃	字千本	0.27
193	千本ナカゴヤ谷	〃	〃	字千本	0.96
194	千本 アカタニ	〃	〃	千本	0.90

番号	崩壊流出 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
195	蔭 ニシノタニ	〃	〃	蔭	1.50
196	大明地	〃	〃	字ウイノセ	2.40
197	トモギスウ谷	〃	〃		1.50
198	船谷1	〃	〃	字船谷	0.72
199	船谷下1	〃	〃	字船谷	0.72
200	船谷下2	〃	〃		0.90
201	船谷2	〃	〃	字コヤブ	0.60
202	大城	〃	〃	字大城	1.95
203	久井谷	〃	〃	字久井谷	16.50
204	大地平	〃	〃	字大地平	2.61
205	六地藏	〃	〃	字六地藏	0.31
206	髪無谷	〃	〃	髪無谷	0.38
207	久留名	〃	〃	字シモダイラ	0.19
208	下番	〃	〃	字下番	0.56
209	クリウ谷	〃	〃	西シ	0.60
210	折宇西谷	〃	〃	字折宇谷	4.95
211	折宇東谷	〃	〃	字折宇谷	3.30
212	カジュウ谷 西	〃	〃		2.10
213	折宇カジュウ谷	〃	〃	字折宇谷	2.88
214	石畳	〃	〃		0.34
215	栩谷東俣	〃	〃		0.24
216	栩谷西谷	〃	〃	字中内	11.61
217	栩谷ツヅロ谷	〃	〃	字栩谷向	0.30
218	栩谷ハツソウ谷	〃	〃	字中内	2.52
219	栩谷キャトコ谷	〃	〃	字栩谷	3.38
220	栩谷 ミヤン谷	〃	〃	ミヤン谷	0.19
221	西宇トンネル西口	〃	〃	下モ屋地	1.20
222	高ノ河谷	〃	〃		5.40
223	瀬川	〃	〃	字池野河山	3.60
224	猪山谷	〃	〃	字池野河山	8.40
225	御朱印谷	〃	〃	字御朱印谷山	6.63
226	藤十谷	〃	〃		2.40
227	焼山谷	〃	〃		3.60
228	湯桶谷	〃	〃	湯桶山	0.96
229	湯桶	〃	〃	字湯桶山	2.10
230	石原谷	〃	〃	湯桶山	1.20
231	アブラノ谷	那賀郡	那賀町木頭		1.80
232	新平谷	〃	〃	字湯桶山	1.89
233	テングの森	〃	〃	字柄谷山	3.12
234	柄谷	〃	〃	字柄谷山	13.50
235	石船谷	〃	〃		1.50
236	ウツボ谷	〃	〃		4.20
237	湯桶下	〃	〃	字湯桶山	0.60
238	宇井ノ内上	〃	〃	字宇井ノ内	4.80
239	南川大谷	〃	〃	字大谷山	13.95
240	南川いぐちの谷	〃	〃	字日早	3.30
241	アブラノ谷	〃	〃		2.70
242	野久保谷	〃	〃	字野久保山	24.60
243	ヒデコドチ谷	〃	〃		4.20
244	拝久ノ谷	〃	〃	拝ノ久	2.70
245	拝ノ久	〃	〃	拝ノ久	0.39
246	西宇	〃	〃	中西	0.42
247	トチナミゾ	〃	〃	字ナカニシ	0.15
248	白久ホキ谷	〃	〃	字キタノ	2.64
249	白久ヒョウシガ谷	〃	〃	字キタノ	4.32
250	白久谷	〃	〃	字白久	0.12
251	和無田	〃	〃	月谷	0.11
252	ナカゴ谷	〃	〃	字ナカゴ	0.36
253	南宇陰谷	〃	〃	字久多利	0.96

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
254	出原谷	〃	〃	字出原谷	1.65
255	後谷	〃	〃	後谷	1.08
256	チョウシケ谷	〃	〃	キウノリ	1.05
257	久則谷	〃	〃	字久則谷	0.75
258	九文名	〃	〃	字九文名	1.80
259	東蟬谷	〃	〃	字東蟬谷	1.68
260	マキヤ谷	〃	〃		2.10
261	蔭	〃	〃	字本村	0.84
262	林谷	〃	〃	野田ノ尾	2.10
263	海川口	〃	〃	字ヒウラ	1.32
264	屋治谷	〃	〃	下モ屋地、北野	1.58
265	ツヅラ谷	〃	〃	面谷	2.70
	小計	265箇所			689.27
1	南白浜	海部郡	美波町由岐	字南白浜	0.63
2	木岐	〃	〃	徳竹	2.10
3	徳竹1	〃	〃	字徳竹	0.36
4	徳竹2	〃	〃	字徳竹	0.27
5	中田	〃	〃	字中田	0.36
6	西谷	〃	〃	字西谷	0.15
7	魚呑	〃	〃	字魚呑	0.06
8	田井ヶ浦	〃	〃	字田井ヶ浦	0.80
9	阿部	〃	〃	カシガワチ	3.30
10	小伊座利	〃	〃	字小伊座利別	1.08
11	大越1	〃	美波町日和佐	字大越	4.62
12	大越2	〃	〃	字大越	1.92
13	大越3	〃	〃	字大越	0.06
14	大越4	〃	〃	字大越	0.06
15	西山1	〃	〃	字西山	1.44
16	ツバ谷1	〃	〃	字ツバ谷	0.80
17	ツバ谷2	海部郡	美波町日和佐	字西山	0.36
18	ツバ谷3	〃	〃	西山	6.30
19	西山2	〃	〃	字西山	0.09
20	西山3	〃	〃	字西山	0.36
21	一番谷	〃	〃	字トノムイ	0.45
22	西山4	〃	〃	西山	2.70
23	白沢	〃	〃	字白沢	0.54
24	西河内	〃	〃	本村	1.80
25	平戸	〃	〃	字平戸	0.06
26	柳瀬	〃	〃	字柳瀬	0.42
27	馬木	〃	〃	字馬木	0.54
28	はりま	〃	〃	字はりま	1.05
29	とじろ谷	〃	〃	大戸	4.80
30	へご谷	〃	〃	大戸	4.80
31	大戸	〃	〃	字大戸	0.03
32	久望	〃	〃	字久望	0.12
33	深瀬	〃	〃	字深瀬	5.50
34	北分	〃	〃	字北分	1.50
35	本村1	〃	〃	字本村	0.24
36	本村2	〃	〃	字本村	0.03
37	日和佐浦	〃	〃	字日和佐浦	0.80
38	鳥山	〃	〃	田井	2.40
39	日浦	〃	〃	字日浦	0.18
40	栗作1	〃	〃	字栗作	0.36
41	栗作2	〃	〃	字栗作	1.08
42	新家	〃	〃	字影野	0.36
43	総屋敷	〃	〃	字総屋敷	0.18
44	久望2	〃	〃	字久望	0.70
	小計	44箇所			55.76
1	西又	海部郡	牟岐町	西又	6.60

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
2	神子屋敷	〃	〃	字神子屋敷	1.80
3	こん谷	〃	〃	字こん谷	2.85
4	カゲ1	〃	〃	かげ	3.60
5	カゲ2	〃	〃	かげ	0.60
6	笹見	〃	〃	笹見	2.40
7	とどろ	〃	〃	字とどろ	0.63
8	羽山谷	〃	〃	羽山谷	1.20
9	笠松	〃	〃	字サコヤシキ	6.00
10	ふどの	〃	〃	字ふどの	0.72
11	向	〃	〃	字向	0.12
12	横瀬	〃	〃	字横瀬	0.96
13	河内	〃	〃	西川又	3.00
14	山戸	〃	〃	字山戸	1.08
15	清水	〃	〃	字清水	0.96
16	東谷	〃	〃	字東谷	0.36
17	大畑1	〃	〃	字大畑	0.12
18	大畑2	〃	〃	字大畑	1.80
19	大畑3	〃	〃	字大畑	1.05
20	奥前	〃	〃	奥前	1.80
21	丸山	〃	〃	字丸山	0.06
22	中浜辺1	〃	〃	字水落	0.12
23	中浜辺2	〃	〃	字水落	0.03
24	水落	海部郡	牟岐町	字水落	0.18
	小計	24箇所			38.04
1	榎木屋谷1	海部郡	海陽町海南	川又	1.10
2	榎木屋谷2	〃	〃	字榎木屋谷	0.06
3	榎木屋谷3	〃	〃	字榎木屋谷	4.86
4	榎木屋谷4	〃	〃	字川又	0.18
5	後谷	〃	〃	後谷	17.10
6	川又1	〃	〃	字川又A	1.08
7	川又2	〃	〃	字川又	1.20
8	川又3	〃	〃	川又	1.80
9	大木屋1	〃	〃	大木屋	11.10
10	大木屋2	〃	〃	字大木屋	3.00
11	大木屋3	〃	〃	字大木屋	2.64
12	大木屋4	〃	〃	字大木屋	0.12
13	杉宇	〃	〃	字杉宇	1.08
14	王余魚谷1	〃	〃	王余魚谷	3.00
15	王余魚谷2	〃	〃	王余魚谷	1.80
16	王余魚谷3	〃	〃	字王余魚谷	0.06
17	請1	〃	〃	字請	1.20
18	請2	〃	〃	字請	1.47
19	皆ノ瀬東又	〃	〃	字皆ノ瀬	3.06
20	皆ノ瀬	〃	〃	字皆ノ瀬	0.24
21	荒瀬	〃	〃	字荒瀬	0.18
22	檜木屋1	〃	〃	字檜木屋	0.78
23	檜木屋2	〃	〃	檜木屋	4.20
24	檜木屋向	〃	〃	字檜木屋向	0.06
25	檜木屋3	〃	〃	檜木屋	2.10
26	上小谷1	〃	〃	字上小谷	0.45
27	上小谷2	〃	〃	字上小谷	0.72
28	北峯	〃	〃	字北峯	0.54
29	小川	〃	〃	字オオムカエ	0.30
30	玉笠	〃	〃	字玉笠	0.15
31	山鳥	〃	〃	字山鳥	2.25
32	神野	〃	〃	字大谷	0.27
33	三筒	〃	〃	字三筒	0.03
34	ヲボラ	〃	〃	ヲボラ	3.80
35	皆津1	〃	〃	字オボラ	0.03



番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
36	皆津2	〃	〃	字大又	1.08
37	上大内1	〃	〃	字上大内	0.03
38	上大内2	〃	〃	字上大内	0.03
39	上大内3	〃	〃	大又	0.50
40	中大内	〃	〃	字中大内	0.03
41	ヲボラ1	〃	〃	字オボラ	0.06
42	ヲボラ2	〃	〃	字オボラ	0.27
43	穴瀬谷	〃	〃	字上穴瀬谷	1.20
44	足谷	〃	〃	岡本	0.90
45	笹草	〃	〃	字笹草	0.78
46	笹無谷1	〃	〃	字笹無谷	3.90
47	笹無谷2	〃	〃	字笹無谷	0.80
48	笹無谷3	〃	〃	字笹無谷	0.03
49	笹無谷4	〃	〃	字笹無谷	0.30
50	熟田	〃	〃	坂田	0.40
51	大山	海部郡	海陽町海南	字荒瀬	3.00
52	竹ノ内1	〃	〃	字竹ノ内	1.08
53	竹ノ内2	〃	〃	字竹ノ内	0.45
54	広谷	〃	〃	広谷	0.09
55	保勢	〃	〃	字保勢	2.00
56	大木屋5	〃	〃	大木屋	4.20
57	東桑原	〃	〃	東桑原	0.10
58	田尻	〃	海陽町海部	字田尻	0.12
59	大谷	〃	〃	字大谷	2.10
60	富田	〃	〃	南沢	13.30
61	馬場1	〃	〃	字馬場	0.99
62	馬場2	〃	〃	字箕川	1.20
63	片山	〃	〃	字片山	0.22
64	西敷	〃	〃	西敷	8.70
65	東谷	〃	〃	字東谷	0.09
66	槇山川	〃	〃	字槇山	0.36
67	中山	〃	〃	字カネガクチ	0.06
68	居敷	〃	〃	字居敷	0.18
69	轟	〃	〃	字轟	1.08
70	中沢	〃	〃	字轟	0.24
71	中ケイ	〃	〃	字中ケイ	0.08
72	一字谷	〃	〃	一字谷	1.20
73	鹿ヶ谷	〃	〃	字鹿ヶ谷	0.15
74	小那佐	〃	〃	那佐	0.90
75	西谷1	〃	海陽町穴喰	字石	2.25
76	西谷2	〃	〃	字石	3.00
77	カケ橋谷	〃	〃	石	6.00
78	東谷	〃	〃	字東谷	7.68
79	阿瀬川	〃	〃	字権田	5.60
80	逆竹	〃	〃	字逆竹	0.54
81	池ヶ谷	〃	〃	字池ヶ谷	3.60
82	美濃ヶ谷	〃	〃	字坂本	4.68
83	蔭	〃	〃	字蔭	0.12
84	大久保	〃	〃	字陰	0.03
85	藤谷	〃	〃	字北路	3.24
86	寺谷	〃	〃	久尾	3.00
87	久尾1	〃	〃	字久尾	0.27
88	久尾2	〃	〃	字久尾	1.44
89	船津谷1	〃	〃	船津谷	3.90
90	船津谷2	〃	〃	船津谷	0.90
91	船津	〃	〃	船津谷	5.80
92	僧都谷1	〃	〃	字僧都谷	0.57
93	僧都谷2	〃	〃	字僧都谷	0.36
94	僧都谷3	〃	〃	字僧都谷	0.03

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
95	北路	〃	〃	字北路	0.12
96	船津1	〃	〃	船津	56.30
97	船津2	〃	〃	猪ノ鼻	3.50
98	ナカゴシ	〃	〃	字船津	0.18
99	中谷1	〃	〃	字西谷	0.44
100	中谷2	〃	〃	字中谷	0.72
101	中谷3	〃	〃	字中谷	0.36
102	猪の鼻	〃	〃	字猪の鼻	1.32
103	神子屋敷	海部郡	海陽町穴喰	字オバナ	1.10
104	茅尾	〃	〃	字茅尾	3.96
105	地の内	〃	〃	字地の内	1.92
106	九ソウ谷	〃	〃	字九ソウ	0.90
107	天神後	〃	〃	字九ソウ	0.42
108	北河内1	〃	〃	字北河内	1.95
109	北河内2	〃	〃	字北河内	0.90
110	北河内3	〃	〃	北河内	3.00
111	北河内4	〃	〃	字北河内	1.17
112	北河内5	〃	〃	字北河内	0.84
113	日比字	〃	〃	字日比字	0.30
114	落合1	〃	〃	字落合	1.20
115	落合2	〃	〃	字落合	0.12
116	安井	〃	〃	字田光地	1.92
117	安養寺	〃	〃	字安養寺	0.81
118	板取1	〃	〃	字板取	0.36
119	板取2	〃	〃	字板取	0.78
120	正梶	〃	〃	正梶	0.20
121	古目	〃	〃	古目	0.20
122	猪の鼻2	〃	〃	猪鼻	0.41
	小計	122箇所			262.62
1	浦ノ池西	阿波市	土成町	字白木谷	1.20
2	指谷上	〃	〃	字指谷	0.75
3	半太夫	〃	〃	字半太夫	0.75
4	九頭字谷	〃	〃	字九頭字	1.47
5	法寺谷	〃	〃	字鈴川	1.47
6	檜原	〃	〃	字鈴川	3.60
7	山の木	〃	〃	字鈴川	0.75
8	鈴川下	〃	〃	字鈴川	0.54
9	鈴川奥	〃	〃	字鈴川	1.50
10	前田	〃	〃	字鈴川	0.90
11	熊谷	〃	〃	字熊谷	0.42
12	八丁谷	〃	〃	字射場ヶ丸	1.80
13	八丁谷下	〃	〃	字日僧	1.62
14	日僧谷	〃	〃	字日僧	1.50
15	角倉谷	〃	〃	字角倉	3.90
16	藤ヶ内	〃	〃	字相坂	3.30
17	藤ヶ内谷	〃	〃	字藤ヶ内	4.20
18	宮川内上流	〃	〃	字御所	6.00
19	御所	〃	〃	字上畑	2.70
20	次郎助谷	〃	〃	字次郎助	3.15
21	竜舎谷	〃	〃	字相婦	3.00
22	相婦谷	〃	〃	字相婦	1.80
23	相婦谷中	〃	〃	字落倉	0.60
24	相婦谷下	〃	〃	字落倉	0.15
25	落倉谷	〃	〃	字落倉	1.98
26	落倉	〃	〃	字落倉	2.40
27	ゆすわ谷	〃	〃	字落久保	0.75
28	大畑	〃	〃	字佐古	0.54
29	山王子西	〃	〃	字深谷	3.24
30	山王子東	〃	〃	字深谷	3.24

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
31	佐古	〃	〃	字佐古	1.50
32	高尾	阿波市	土成町	字山王子	0.09
33	番所上	〃	市場町	字国行	2.40
34	番所下	〃	〃	字国行	2.88
35	大影上	〃	〃	字国行	2.64
36	大影中	〃	〃	字国行	1.62
37	大影下	〃	〃	字ニイヤ	3.24
38	相栗谷	〃	〃	字相栗	1.35
39	竹倉谷	〃	〃	字竹倉	3.36
40	川原柴上	〃	〃	字仁賀木	1.68
41	境目1	〃	〃	字川原柴	1.27
42	境目2	〃	〃	字川原柴	0.18
43	川原芝下1	〃	〃	字川原柴	1.92
44	川原芝下2	〃	〃	字川原芝	1.20
45	荒神谷	〃	〃	字川原柴	0.45
46	遅越	〃	〃	字遅越	0.84
47	岩野上	〃	〃	字遅越	0.90
48	古屋敷	〃	〃	字竹倉	1.05
49	大月谷上	〃	〃	字大月	1.80
50	大月谷下	〃	〃	字大月	3.96
51	小竹	〃	〃	字小月	1.44
52	岩野北	〃	〃	字岩野	2.10
53	岩野	〃	〃	字岩野	0.72
54	白水下	〃	〃	字白水	1.80
55	大北上	〃	〃	字大北	0.90
56	大北下(ヤカイ谷)	〃	〃	字大北	2.64
57	川北	〃	〃	字川北	2.40
58	座主谷	〃	〃	字座主	2.16
59	蛭子	〃	〃	字北谷	1.26
60	西仁賀木	〃	〃	字仁賀木	1.32
61	中ノ名上1	〃	〃	字仁賀木	0.36
62	中ノ名上2	〃	〃	字仁賀木	0.90
63	中ノ名中	〃	〃	字仁賀木	0.60
64	西谷	〃	〃	字仁賀木	0.30
65	仁賀木	〃	〃	字奥日開谷	1.44
66	奥日開谷	〃	〃	字奥日開谷	0.63
67	奥日開谷上	〃	〃	字奥日開谷	1.08
68	花子	〃	〃	字東花子	0.81
69	花子下	〃	〃	字東花子	0.63
70	楠根地	〃	〃	字東花子	2.40
71	タカズテ谷	〃	〃	字東谷奥	0.72
72	長谷	〃	〃	字東谷奥	1.80
73	西仁賀木下	〃	〃	字奥日開谷	0.24
74	妙見谷	〃	〃	字原田	2.04
75	根来谷	〃	〃	字根来	2.70
76	仁賀木橋下	〃	〃	字仁賀木	0.72
77	為後	〃	〃	字為後	5.94
78	馬木谷上	〃	〃	字野田原	1.26
79	僧都	〃	〃	字稻荷.僧都	3.96
80	高西谷	〃	〃	字高西	6.00
81	金清上	〃	〃	字棚谷	2.52
82	金清下	〃	〃	字金清	0.60
83	柿木谷	〃	〃	字坤山	2.10
84	坤山	阿波市	市場町	字坤山	0.29
85	柿ノ木谷下	〃	〃	字坤山	0.36
86	観音谷	〃	〃	字乾山	1.50
87	乾山	〃	〃	字乾山	0.33
88	前の谷	〃	〃	字小竹	1.26
89	北芋地谷	〃	〃	字小竹	0.72

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
90	芋地谷	〃	〃	字小竹	0.84
91	法寺谷	〃	〃	字原淵	0.72
92	引地谷上流	〃	阿波町	字東縁	0.72
93	引地谷	〃	〃	字引地	0.75
94	東縁	〃	〃	字東縁	0.48
95	引地谷下流	〃	〃	字引地	0.36
96	東縁下1	〃	〃	字東縁	0.45
97	引地1	〃	〃	字引地	0.72
98	東縁下2	〃	〃	字東縁	1.80
99	引地2	〃	〃	字引地	1.56
100	東縁下3	〃	〃	字東縁	1.80
101	引地3	〃	〃	字引地	1.20
102	真重谷	〃	〃	字真重	0.36
103	真重	〃	〃	字真重	0.48
104	霧ヶ谷	〃	〃	字真重	1.05
105	亀底谷	〃	〃	字亀底	0.72
106	立割谷	〃	〃	字立割	1.17
107	北久保谷	〃	〃	字北久保	1.65
108	南谷	〃	〃	字広野	1.05
109	藤ヶ谷上	〃	〃	字広野	0.18
110	藤ヶ谷下	〃	〃	字糸下	0.84
111	明地谷	〃	〃	字明地谷	2.34
112	芝生谷	〃	〃	字棚ヶ窪	1.80
113	北谷	〃	〃	字北正広	0.31
114	芋場谷	〃	〃	字芋場	0.24
115	梅ノ東	〃	〃	姥ヶ懐	0.08
116	土柱谷	〃	〃	字桜ノ岡	1.80
117	五名谷	〃	〃	字北山	0.63
118	五名谷下	〃	〃	字北山	0.75
119	西谷	〃	〃	字東長峰	0.58
120	北岡谷	〃	〃	字中長峰	1.96
121	飛谷	〃	〃	字飛谷	1.15
122	大久保谷本流	〃	〃	字大久保	0.90
123	泉谷	〃	〃	字大久保	0.36
124	八万谷	〃	〃	字大久保	0.48
125	しゃっかし谷	〃	〃	字大久保	0.60
126	たちばな谷	〃	〃	字大久保	0.90
127	ウサギ谷	〃	〃	字大久保	0.60
128	北内谷	〃	〃	字大久保	0.27
129	棚谷	〃	〃	字天西山	1.62
130	イズリハ谷	〃	〃	字モリサワ	0.39
131	大佐古谷	〃	〃	字モリサワ	0.27
132	ミコン谷	〃	〃	字北内谷南	0.36
133	柏谷	〃	〃	字柏谷左右	0.84
134	柳谷	〃	〃	字天西山	0.48
135	松谷	〃	〃	字天西山	0.27
	小計	135箇所			193.38
1	壇ノ原	吉野川市	鴨島町	字壇ノ原	1.05
2	樋山地	〃	〃	字樋山地	0.90
3	長戸谷1	〃	〃	字樋山地	0.48
4	長戸谷2	〃	〃	字滝倉	0.84
5	長戸谷3	〃	〃	字滝倉.長戸	0.90
6	敷地谷	〃	〃	字シンバヤシ	0.45
7	藤井谷川	〃	〃	字西端山	1.68
8	天神谷1	〃	〃	字天神	2.10
9	天神谷2	〃	〃	字天神	0.96
10	天神谷3	〃	〃	字天神	0.12
11	東端山谷	〃	〃	字東端山	2.16
12	三谷川	〃	〃	深堀	1.50

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
13	西浦谷	〃	〃	字トカツイワ	1.80
14	一丁谷	〃	〃	字ヨコウ	1.35
15	西寺谷	〃	〃	字下山	0.75
16	阿葉谷	〃	〃	字阿葉谷	1.80
17	玄華寺谷	〃	〃	字広谷	1.05
18	長谷	〃	〃	字廣谷	1.50
19	上浦上	〃	〃	字廣谷	2.40
20	上浦谷	〃	〃	字王取	0.30
21	竜高東谷	〃	〃	字浦山	1.05
22	立石谷	〃	〃	字ウラヤマ	2.64
23	八幡谷	〃	川島町	字八幡	1.35
24	善勝寺谷	〃	〃	字王子	1.50
25	王子谷	〃	〃	字王子	0.72
26	唐戸谷	〃	〃	字王子	2.10
27	吉本	〃	〃	字吉本	1.68
28	薬師寺谷	〃	〃	字唐戸	1.68
29	大戸井谷上	〃	〃	字樋口	0.27
30	大戸井谷下	〃	〃	字樋口	1.68
31	近久谷	〃	〃	字鳶ヶ巣	1.20
32	鳶ヶ巣谷川	〃	〃	字鳶ヶ巣	1.05
33	風呂谷川	〃	〃	字汐刈	0.78
34	神宮谷	〃	〃	字汐刈	0.90
35	天神	〃	〃	字山ノ原	1.80
36	久保田1	〃	〃	字ヤマノハラ	2.10
37	久保田2	〃	〃	字山ノ原	1.80
38	源光寺谷	〃	〃	字植桜	2.52
39	古地谷1	〃	〃	字湯吸	0.90
40	古地谷2	〃	〃	字湯吸	0.84
41	湯吸谷	〃	〃	字湯吸	2.31
42	貞田	〃	山川町	字貞田	1.68
43	大藤谷1	〃	〃	字大藤	0.30
44	大藤谷上	〃	〃	字大藤谷	0.42
45	大藤西谷上	〃	〃	字大藤谷	0.34
46	大藤西谷下	〃	〃	字木戸口	0.45
47	大藤谷下	〃	〃	字カシノモト	1.44
48	大藤谷2	〃	〃	字御旅館	0.38
49	八幡谷	〃	〃	字黒岩	3.60
50	矢落	〃	〃	字矢落	1.95
51	西山谷	〃	〃	字牛ノ子尾	4.50
52	奥野井谷上	吉野川市	山川町	字奥野井	3.60
53	奥野井谷中	〃	〃	字奥野井	1.68
54	奥野井谷下1	〃	〃	字奥野井	0.75
55	奥野井谷下2	〃	〃	字奥ノ井	2.70
56	榎谷上	〃	〃	字榎谷	1.47
57	榎谷1	〃	〃	字榎谷	0.63
58	楠根地	〃	〃	字楠根地	3.60
59	榎谷下	〃	〃	字榎谷	1.35
60	大内上	〃	〃	字大内上	0.32
61	大内谷	〃	〃	字大内	3.30
62	榎谷2	〃	〃	字榎谷	2.52
63	紙漉	〃	〃	字桑内	1.80
64	奥川田	〃	〃	字久宗	2.70
65	井上	〃	〃	字久宗	3.60
66	奥原谷	〃	〃	字オオム口	2.64
67	八幡谷下	〃	〃	字川田八幡	0.74
68	天王原	〃	〃	字川田八幡	1.50
69	西野峰1	〃	〃	字西野峰	1.05
70	西野峰2	〃	〃	字西野峰	1.44
71	横走	〃	〃	字赤岩	1.50

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
72	坂田1	〃	〃	字赤岩	0.45
73	坂田2	〃	〃	字浦山	0.84
74	浦山	〃	〃	字浦山	0.18
75	権見谷	〃	〃	字東麓	0.15
76	どんど谷1	〃	〃	字東麓	0.54
77	どんど谷2	〃	〃	字東麓	0.13
78	忌部谷西	〃	〃	字東麓	1.47
79	忌部谷	〃	〃	字忌部山	0.38
80	忌部谷東	〃	〃	字忌部山	1.80
81	母衣暮露谷	〃	美郷村	字小竹	2.10
82	小竹谷	〃	〃	字小竹谷	5.10
83	西条西	〃	〃	西条	3.24
84	大岸谷	〃	〃	字岸宗	0.90
85	竹屋敷	〃	〃	字西條	0.90
86	上東条谷	〃	〃	字上東条谷	0.43
87	中筋	〃	〃	字中分	1.08
88	賓谷	〃	〃	字穴地	2.64
89	大平谷	〃	〃	字大平一野山	6.48
90	下浦谷	〃	〃	字下浦	0.72
91	南古井谷	〃	〃	字倉羅	1.10
92	倉羅谷	〃	〃	字滝ヶ山	1.68
93	古井上	〃	〃	字古井	0.60
94	照尾谷	〃	〃	字照尾	0.84
95	別枝山	〃	〃	字平	0.48
96	宗田谷	〃	〃	字宗田	1.20
97	宗田東谷	〃	〃	字宗田	6.00
98	重野尾	〃	〃	字重野尾	3.00
99	柿谷	〃	〃	字柿谷	5.10
100	山王谷	〃	〃	字山王	2.88
101	古土地	〃	〃	字古土地	0.38
102	来見坂谷	〃	〃	字来見坂	1.20
103	木屋浦	〃	〃	字木屋浦	2.52
104	中の谷	吉野川市	美郷村	字東山峠	2.40
105	月の谷	〃	〃	字月野	2.10
106	殿河	〃	〃	字殿河	0.27
107	栗木	〃	〃	字栗木	0.15
108	栩谷1	〃	〃	字栩谷	1.80
109	栩谷2	〃	〃	字栩谷	0.90
110	栩谷3	〃	〃	字栩谷	0.75
111	栩谷4	〃	〃	字栩谷	1.50
112	大鹿谷	〃	〃	字大鹿	2.10
113	管草	〃	〃	字管草	6.00
114	谷蔵谷	〃	〃	字上谷	2.31
115	花地1	〃	〃	字花地	1.80
116	花地2	〃	〃	字花地	1.50
117	フズ谷	〃	〃	字上谷	1.08
118	奥丸谷	〃	〃	字奥丸	3.36
119	東庄古谷	〃	〃	字奥丸	1.05
120	中庄古谷	〃	〃	字奥丸	2.40
121	西庄古谷	〃	〃	字奥丸	1.44
122	つみきり谷	〃	〃	字古土地	0.90
123	鎌谷川	〃	〃	字恵美子	1.47
124	湯下東谷	〃	〃	字湯下	1.62
125	湯下谷	〃	〃	字土用地	1.50
126	土用地谷	〃	〃	字土用地	1.68
127	毛無谷	〃	〃	字毛無	2.16
128	川俣	〃	〃	字川俣	0.18
129	刷石谷	〃	〃	字土井の奥	0.30
130	土井奥谷	〃	〃	字土井の奥	0.30

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
131	種野谷1	〃	〃	字土井の奥	0.30
132	種野谷2	〃	〃	字土井の奥	0.09
133	種野谷3	〃	〃	字峠三山	0.18
134	種野谷4	〃	〃	字峠三山	0.30
135	種野谷5	〃	〃	字峠三山	0.30
136	種野谷6	〃	〃	字峠三山	0.32
137	種野谷7	〃	〃	字峠三山	0.36
138	種野谷8	〃	〃	字峠三山	0.32
139	刷石谷1	〃	〃	字刷石	0.63
140	刷石谷2	〃	〃	字刷石	0.32
141	高野谷	〃	〃	字高野	0.54
142	中滝谷	〃	〃	下林	0.67
	小計	142箇所			212.77
1	大平上	美馬市	脇町	字大平	0.27
2	大平	〃	〃	字平帽子	0.96
3	平帽子	〃	〃	字平帽子	0.68
4	平帽子下	〃	〃	字栗野	8.40
5	上中野	〃	〃	字上中野	4.32
6	下中野	〃	〃	字クズガダニ	0.68
7	中八下	〃	〃	字ツツガサコ	1.17
8	小星西	〃	〃	字北星	0.29
9	津山	〃	〃	字北星	3.00
10	小星	〃	〃	字井口	0.72
11	倉井	〃	〃	字井口	1.19
12	井口西	〃	〃	字井口西	0.38
13	芋穴	美馬市	脇町	字芋穴	1.89
14	横倉東	〃	〃	字横倉	5.70
15	川原柴東	〃	〃	字川原柴東	0.50
16	暮畑北	〃	〃	字暮畑	0.18
17	暮畑下	〃	〃	字暮畑	1.89
18	暮畑	〃	〃	字暮畑	3.00
19	暮畑上	〃	〃	字暮畑	0.93
20	梨子の木1	〃	〃	字梨子の木	1.26
21	梨子の木2	〃	〃	字梨子ノ木西	0.17
22	井口東	〃	〃		2.10
23	井口	〃	〃	字井口東	0.90
24	上の原(井口東)	〃	〃	字井口東	0.65
25	福堂谷	〃	〃	字馬木	1.08
26	池の奥上1	〃	〃	字池の奥	0.66
27	池の奥上2	〃	〃	新山	0.90
28	黒北谷	〃	〃	字新町	4.50
29	佐尾原	〃	〃	字国見丸	1.80
30	小森下	〃	〃	字中尾	1.41
31	鼓尾谷	〃	〃	字下大滝	2.70
32	鼓尾	〃	〃	字中屋敷	1.44
33	井坪	〃	〃	字井坪	1.25
34	番匠屋	〃	〃	字番匠屋	2.85
35	大谷東	〃	〃	字大谷東	1.44
36	大谷南	〃	〃	字大谷南	0.53
37	柴床上	〃	〃	字北庄	0.51
38	段	〃	〃		0.23
39	広棚上	〃	〃	字西俣名	3.00
40	広棚下	〃	〃	字西俣名	2.73
41	出葉1	〃	〃	字西赤谷	0.66
42	出葉2	〃	〃	字西赤谷	1.05
43	出葉3	〃	〃	字西赤谷	1.28
44	夏子	〃	〃	字夏子	3.60
45	相立	〃	〃	字西俣名	3.90
46	相立上	〃	〃	字西俣名	3.45

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
47	清水1	〃	〃	字西俣名	2.25
48	清水2	〃	〃	字清水	3.30
49	今杖	〃	〃	字西俣名	2.55
50	花瀬	〃	〃		1.08
51	花瀬谷	〃	〃	字東俣名	2.91
52	金川	〃	〃	字東俣名	2.00
53	古屋敷	〃	〃	字古屋敷	0.27
54	はれの谷	〃	〃	東俣名	0.36
55	松尾畑	〃	〃	字東俣名	2.16
56	御所野1	〃	〃		0.63
57	御所野2	〃	〃	字東俣名	0.27
58	御所野3	〃	〃	字東俣名	0.18
59	御所野4	〃	〃		2.63
60	雨夜	〃	〃	字東俣名	4.50
61	横野	〃	〃	字横野	1.04
62	桐野上	〃	〃	字桐野上	1.23
63	冬畑	〃	〃	字東赤谷	4.20
64	東阿串	〃	〃	字東阿串	0.88
65	東赤谷	美馬市	脇町	字東赤谷名	1.11
66	大場池1	〃	〃	字大場池	0.71
67	大場池2	〃	〃	字大場池	0.68
68	大場池3	〃	〃	字東赤谷	1.20
69	東赤谷名	〃	〃		1.50
70	美村	〃	〃	字西赤谷	1.13
71	五大谷	〃	〃	字東赤谷名	3.42
72	番所	〃	〃	字西赤谷	1.10
73	貞安	〃	〃	字西赤谷	1.28
74	大木原	〃	〃	字曾江名	1.93
75	船久保(かりも谷)	〃	〃	字船久保	1.11
76	土井	〃	〃	字土井	0.42
77	西上野	〃	〃	字西上野	0.07
78	学の池	〃	〃	字西上野	0.26
79	船屋西	〃	美馬町	字船屋西	0.99
80	船屋東	〃	〃	字船屋突落	0.99
81	城西	〃	〃	字城	0.14
82	突落	〃	〃	字突落	0.54
83	城東	〃	〃	字城	0.45
84	城	〃	〃	字里西屋敷	0.36
85	露の谷	〃	〃	字里西屋敷	0.45
86	虎枝佐古南	〃	〃	字イヌリガコ	1.05
87	虎枝佐古北	〃	〃	字虎杖佐古	1.68
88	西大久保南	〃	〃	字西大久保	0.84
89	西大久保東	〃	〃	字西大久保	1.26
90	夏弥喜谷	〃	〃	字夏弥喜	2.10
91	夏弥喜谷東	〃	〃	字夏弥喜	2.31
92	倉尾	〃	〃	字高倉	1.26
93	吉水上	〃	〃	字蔭浦	0.45
94	吉水下	〃	〃	字吉水	0.15
95	後谷下	〃	〃	字後谷	0.18
96	後谷	〃	〃	字後谷	1.26
97	東荒川	〃	〃	字嫁坂	1.68
98	東原西	〃	〃	字東原	0.27
99	東原	〃	〃	字東原	0.26
100	東原中	〃	〃	字東原	0.05
101	東原東	〃	〃	字横尾	0.60
102	猿ヶ谷	〃	〃	字横尾	0.18
103	井出谷	〃	〃	字大佐古	0.42
104	白地	〃	〃	字白地	0.90
105	藤宇1	〃	〃	字道ノ上	0.45



番号	崩壊流出 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
106	味噌ヶ久保1	〃	〃	字味噌ヶ久保	0.36
107	味噌ヶ久保2	〃	〃	字味噌ヶ久保	0.75
108	葛尾木	〃	〃	字藤宇	0.63
109	藤宇2	〃	〃	字藤宇	0.48
110	立見山	〃	〃	字立見山	1.05
111	梅ヶ久保	〃	〃	字梅ヶ久保	0.60
112	篠谷	〃	〃	字滝ノ宮	0.27
113	姥母ヶ谷	〃	〃	池ノ浦	1.68
114	粗穀谷西	〃	〃	字北土ヶ久保	0.36
115	粗穀谷中	〃	〃	字池の浦	0.24
116	粗穀谷東	〃	〃	字西段	0.36
117	宗重	美馬市	美馬町	字東段	2.10
118	坊僧	〃	〃	字東段	2.40
119	入倉上	〃	〃	字入倉	2.70
120	神場谷	〃	〃	字入倉	1.62
121	入倉中	〃	〃	字入倉中	1.89
122	丈寄上	〃	〃	字丈寄上	1.05
123	切久保	〃	〃	字正部	1.02
124	大久保1	〃	〃	字大久保	1.68
125	大久保下	〃	〃	字大久保	0.42
126	大久保2	〃	〃	字丸山	0.27
127	西の谷	〃	〃	字芝坂	0.48
128	内田1	〃	穴吹町	字内田奥	1.35
129	内田2	〃	〃	字内田奥	4.05
130	内田3	〃	〃	字内田	1.90
131	内田4	〃	〃	字内田奥	2.25
132	葛生	〃	〃	字葛生	0.30
133	平谷下	〃	〃	字平谷	2.40
134	平谷上	〃	〃	字平谷	1.50
135	平谷1	〃	〃	字平谷	3.15
136	平谷2	〃	〃	字平谷	1.35
137	藤原上	〃	〃	字平谷	3.00
138	奥北又上	〃	〃	字北又	1.80
139	北又谷川	〃	〃	北又	1.50
140	北又	〃	〃	字北又	0.45
141	川瀬	〃	〃	字川瀬	0.27
142	大佐古	〃	〃	字生子屋敷	0.36
143	上受下谷	〃	〃	字生子屋敷	0.45
144	中瀬谷	〃	〃	字生子屋敷	1.50
145	四合地	〃	〃	字四合地	0.72
146	大内谷川	〃	〃		12.30
147	奥クロイワ谷	〃	〃	字梶山	60.00
148	ホテ谷	〃	〃	字梶山	0.18
149	コウリ谷	〃	〃	字梶山	7.00
150	オオビラ谷	〃	〃	字梶山	0.18
151	ドウノオク谷	〃	〃	字調子野	2.00
152	アセヨウチ谷	〃	〃	字梶山	8.00
153	カミナナギ谷	〃	〃	字梶山	25.00
154	第2黒川谷	〃	〃	字調子野	8.00
155	宮内	〃	〃	字宮内	0.36
156	丸山谷	〃	〃	字猿飼	0.36
157	淵名	〃	〃	字淵名	0.81
158	西山1	〃	〃	字西山	0.45
159	西山2	〃	〃	字西山	0.27
160	初草	〃	〃	字初草	1.17
161	仕出原	〃	〃	字仕出原	2.52
162	境西谷	〃	〃	字仕出原	0.99
163	空野	〃	〃	字空野	1.89
164	平野	〃	〃	字平野	1.32

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
165	拝村	〃	〃	字上谷	0.36
166	川原田1	〃	〃		2.10
167	川原田2	〃	〃	字新開	1.80
168	天神谷	〃	〃	字小島	0.90
169	寺尾谷	美馬市	穴吹町	字小島	0.30
170	不定谷	〃	〃	字小島	0.72
171	一の谷	〃	〃	字小島	1.26
172	中村谷	〃	〃	字小島	0.36
173	石神谷	〃	〃	字小島	1.08
174	アミダ堂谷	〃	〃	字小島	0.72
175	東分谷	〃	〃	字小島	0.72
176	堀の谷	〃	〃	字小島	0.12
177	鎌田谷	〃	〃	字小島	0.27
178	神田谷	〃	〃	字小島	0.90
179	第一桶谷	〃	〃	字三谷	0.30
180	三谷1	〃	〃		4.80
181	三谷2	〃	〃	字小島	0.42
182	尾山	〃	〃	字尾山	0.27
183	中野宮	〃	〃	中野宮	0.27
184	下佐古谷	〃	木屋平村	川上	1.00
185	上佐古谷	〃	〃	川上	1.00
186	上屋敷谷	〃	〃	川上	1.00
187	西平谷	〃	〃	川上	2.00
188	茗荷谷	〃	〃	川上	2.00
189	茗荷谷	〃	〃	川上	1.00
190	天狗石谷	〃	〃	川上	1.00
191	猪の谷	〃	〃	川上	4.00
192	屋根又谷	〃	〃	川上	3.24
193	中尾山	〃	〃		3.00
194	太合	〃	〃	字太合	0.90
195	太合谷	〃	〃		3.60
196	太合不動谷	〃	〃	太合	0.63
197	谷口局谷	〃	〃	字谷口下	3.60
198	内宇夫	〃	〃	字内宇夫	2.88
199	八幡	〃	〃		2.10
200	川原谷	〃	〃	字八幡	27.75
201	竹尾	〃	〃	字竹尾	4.80
202	内川地	〃	〃	内川地	1.56
203	麻衣	〃	〃	字麻衣	2.10
204	久保	〃	〃		3.60
205	川井	〃	〃	字川井	3.38
206	大北谷	〃	〃	字大北	3.15
207	大北	〃	〃	字大北	0.36
208	南張谷	〃	〃	字南谷	6.30
209	今丸	〃	〃	字今丸	0.90
210	南二戸	〃	〃	字南二戸	0.35
211	野々脇	〃	〃		3.90
212	市初	〃	〃	字市初	1.98
213	杖谷	〃	〃	字杖谷	0.56
214	檜原谷	〃	〃	字檜原谷	4.37
215	向檜原	〃	〃		3.00
216	太合不動谷2	〃	〃	太合	1.80
	小計	216箇所			455.82
1	大惣	美馬郡	つるぎ町半田	字小谷	6.60
2	小谷川	〃	〃	字長野	1.92
3	倉尾	〃	〃	字小谷	1.44
4	檜尾1	つるぎ町半田	〃	檜尾	4.20
5	檜尾2	〃	〃	檜尾	1.50
6	小谷	〃	〃	字コダニ	0.84

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
7	長野	〃	〃	字長野	0.75
8	紙屋1	〃	〃	字紙屋389	1.50
9	紙屋2	〃	〃	紙屋	0.90
10	葛城上	〃	〃	字葛城	0.63
11	葛城	〃	〃	字葛城	0.45
12	佐古戸1	〃	〃	字佐古戸	0.11
13	佐古戸2	〃	〃	字佐古戸	0.75
14	日開野1	〃	〃	字白石	0.27
15	日開野2	〃	〃	字白石	0.36
16	日開野3	〃	〃	字白石	0.45
17	下喜来	〃	〃	字日開野	1.50
18	日開野4	〃	〃	字白石	2.40
19	折坂1	〃	〃	折坂	0.27
20	折坂2	〃	〃	折坂	0.16
21	上蓮	〃	〃	字上蓮	0.24
22	坂根	〃	〃	字日開尾	2.73
23	青野	〃	〃	字青野	0.78
24	高清	〃	〃	字高清	0.45
25	下竹	〃	〃	字下竹	0.48
26	白石	〃	〃	字白石	2.85
27	一ノ瀬	〃	〃	字平良石	0.68
28	平良石	〃	〃	平良石	3.30
29	間の浦	〃	〃	字下竹	3.15
30	化物谷	〃	〃	字東久保	2.70
31	王子谷	〃	〃	字東久保	0.54
32	火の口谷	〃	〃	字東久保	1.20
33	馬越	〃	〃	字西久保	1.50
34	蔭名	〃	〃	字蔭名	0.41
35	蔭元	〃	〃	字蔭名	0.36
36	日浦	〃	〃	日浦	5.70
37	東毛田1	〃	〃	字東毛田	0.90
38	東毛田2	〃	〃	東毛田	1.80
39	東毛田3	〃	〃	字東毛田	0.90
40	東毛田4	〃	〃		1.50
41	法曹谷	〃	〃	字松生	0.80
42	田井1	〃	〃	字田井	1.35
43	田井2	〃	〃	字田井	0.72
44	大橋谷1	〃	〃	字中藪	0.59
45	大橋谷2	〃	〃	字中藪	0.45
46	大橋谷2	〃	〃	字中藪	0.45
47	成谷	〃	つるぎ町貞光	字成谷	2.64
48	鳴瀆谷	〃	〃	字猿飼	3.60
49	陰谷	〃	〃	字日浦	1.98
50	日浦	〃	〃	字日浦	0.37
51	中谷本流	〃	〃	字中谷	6.30
52	中谷	〃	〃	字中谷	1.44
53	友内谷	〃	〃	字川見西	5.70
54	中の谷	〃	〃	字長瀬	2.25
55	長瀬谷	〃	〃	字長瀬	0.38
56	木屋	美馬郡	つるぎ町貞光	字木屋	0.27
57	見恵頭上流	〃	〃	字家賀道下	2.52
58	見恵頭上流西	〃	〃	字広谷東	1.68
59	広谷	〃	〃	字広谷	0.74
60	乙部	〃	〃	乙部	4.20
61	引地	〃	〃		1.50
62	別所谷上流	〃	〃	字浦山	0.75
63	別所谷下	〃	〃	字引地浦山	0.33
64	バカ谷	〃	〃	字大久保	3.12
65	岡南谷	〃	〃	字岡	0.36

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
66	端山宮内	〃	〃		1.50
67	太田西谷 1	〃	〃	字西山	0.84
68	太田西谷 2	〃	〃	字西	1.20
69	太田西谷 3	〃	〃	字太田	0.36
70	道万西	〃	〃	字道万	0.36
71	道万東	〃	〃	字道万	0.60
72	木地屋	〃	つるぎ町一宇	木地屋 他4	1.68
73	石小屋	〃	〃	字木地屋	1.80
74	石小屋西	〃	〃	字木地屋	1.26
75	豆穴谷西	〃	〃	字木地屋	7.50
76	豆穴谷	〃	〃	字木地屋	2.31
77	カズロウ谷	〃	〃	字木地屋	6.48
78	名谷	〃	〃	字木地屋	1.44
79	音引谷	〃	〃	字大横	3.60
80	木地屋	〃	〃	字大横	0.84
81	内山谷	〃	〃	字中横	7.20
82	オスサヤ谷	〃	〃	字大横	0.36
83	赤松上	〃	〃	字赤松	1.35
84	竹の瀬谷	〃	〃	字出羽	2.70
85	竹の瀬谷北	〃	〃	字白井	0.96
86	青瀬谷	〃	〃	白井	8.10
87	わらび谷西	〃	〃	字出羽	2.64
88	白井 1	〃	〃	字白井	3.60
89	白井 2	〃	〃	字白井	1.36
90	くずれ谷	〃	〃	字白井	2.16
91	具釜谷	〃	〃	字明谷	1.68
92	久藪谷上流	〃	つるぎ町一宇	字久藪	1.47
93	桑平谷上流	〃	〃	字桑平	0.45
94	桑平 1	〃	〃	字桑平	0.36
95	桑平 2	〃	〃	字桑平	0.18
96	桑平 3	〃	〃	字桑平	0.48
97	名沢谷	〃	〃	字名沢	4.50
98	葛籠	〃	〃	葛籠	0.30
99	広沢	〃	〃	広沢	5.40
100	実平奥	〃	〃	字実平	1.50
101	くまのうち谷	〃	〃	字実平	1.26
102	渡瀬谷	〃	〃	字実平	0.90
103	実平	〃	〃	実平	6.60
104	開谷川	〃	〃	字実平	2.40
105	杣野上	〃	〃	字実平	4.50
106	杣野下	〃	〃	字実平	0.90
107	奥大野	〃	〃	奥大野	3.90
108	法正谷川	美馬郡	つるぎ町一宇	法正	6.60
109	明谷	〃	〃	明谷	0.90
110	伊良原	〃	〃	伊良原	2.10
111	九藤中谷 1	〃	〃	字九藤中	2.31
112	剪宇谷 1	〃	〃	字剪宇	1.89
113	剪宇谷 2	〃	〃	字剪宇	1.26
114	剪宇谷 3	〃	〃	字蔭	1.05
115	九藤中谷 2	〃	〃	字九藤中	1.80
116	剪宇谷 4	〃	〃	字剪宇	1.05
117	剪宇	〃	〃	字剪宇	1.28
118	剪宇谷 5	〃	〃	字剪宇	1.47
119	剪宇谷 6	〃	〃	剪宇	2.40
120	赤子谷	〃	〃	字赤子谷	0.72
121	剪宇	〃	〃	字剪宇	0.60
	小 計	121 箇所			228.07
1	黒谷 1	三好市	三野町		3.00
2	黒谷 2	〃	〃		2.70

## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
3	黒谷3	〃	〃	字黒谷	7.20
4	鶴石1	〃	〃	字鶴石	4.80
5	鶴石2	〃	〃	字鶴石	4.20
6	西福寺	〃	〃	字鶴石	0.45
7	馬谷1	〃	〃	字堂ノ谷	0.30
8	馬谷2	〃	〃	字堂ノ谷	0.90
9	馬谷3	〃	〃	字馬谷	0.60
10	花園上1	〃	〃	字花園上	0.18
11	花園上2	〃	〃	字花園上	0.90
12	松尾1	〃	〃	字井ノ久保	0.96
13	松尾2	〃	〃	字井ノ久保	0.96
14	松尾3	〃	〃	字井ノ久保	0.54
15	松尾4	〃	〃	字井ノ久保	0.50
16	松尾5	〃	〃	字井ノ久保	1.08
17	松尾6	〃	〃	字谷	14.40
18	松尾7	〃	〃	字谷	14.40
19	松尾8	〃	〃	字谷	1.08
20	土釜1	〃	〃	字土釜	0.90
21	土釜2	〃	〃	字土釜	0.95
22	土釜3	〃	〃	字土釜	0.15
23	田野々	〃	〃	字田野々	0.78
24	松尾9	〃	〃		2.10
25	川又	〃	〃	字川又	0.28
26	大平1	〃	〃	字大平	3.57
27	大平2	〃	〃	字大平	0.90
28	大平3	〃	〃	字大平	2.52
29	白井1	〃	〃	字白井	0.36
30	白井2	〃	〃	字白井	3.24
31	白井3	〃	〃	字白井	1.50
32	白井4	〃	〃	字白井	0.36
33	藤黒1	〃	〃	字藤黒	1.20
34	藤黒2	〃	〃		1.50
35	大屋敷1	〃	〃	字日浦	1.05
36	大屋敷2	〃	〃	字大屋敷	0.68
37	大屋敷3	〃	〃	字大屋敷	0.45
38	大屋敷4	三好市	三野町	字大屋敷	0.54
39	大屋敷5	〃	〃	字大屋敷	0.30
40	東明神	〃	〃	字東明神	0.18
41	川又東	〃	〃	字川又	0.36
42	花園	〃	〃	字花園北	0.45
43	蟬谷	〃	〃	字蟬谷	0.60
44	馬場1	〃	〃	字馬場	0.45
45	馬場2	〃	〃	字馬場	0.75
46	勢力1	〃	〃	字勢力	2.75
47	勢力2	〃	〃	字勢力	0.12
48	勢力3	〃	〃	字勢力	0.12
49	勢力4	〃	〃	字勢力	0.09
50	勢力5	〃	〃	字勢力	0.70
51	勢力6	〃	〃	字勢力	1.90
52	勢力7	〃	〃	字勢力	0.40
53	滝ノ奥1	〃	〃	字滝ノ奥	0.30
54	滝ノ奥2	〃	〃	字滝ノ奥	2.60
55	塩塚	〃	〃	字塩塚	1.26
56	清水1	〃	〃	字山田	0.90
57	清水2	〃	〃	字前山	1.95
58	清水3	〃	〃	字前山	6.00
59	清水出地	〃	〃	出地	0.04
60	大平	〃	池田町	字大平	1.20
61	黒川	〃	〃	字黒川	1.20

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
62	五軒	〃	〃	字黒川	6.50
63	千足	〃	〃	字千足	2.40
64	平野	〃	〃	平野	5.52
65	立石	〃	〃	字立石	0.37
66	大利上	〃	〃	字大利	0.80
67	大利1	〃	〃	字大利	1.40
68	大利2	〃	〃	古田	4.20
69	久尾	〃	〃	字糺谷	3.00
70	国畑1	〃	〃	国畑	4.50
71	国畑2	〃	〃	国畑	4.50
72	小林1	〃	〃	字小林	1.20
73	小林2	〃	〃	字小林	0.60
74	小林3	〃	〃	字小林	0.30
75	小林4	〃	〃	字小林	0.30
76	小林5	〃	〃	字小林	0.30
77	小林6	〃	〃	字小林	0.75
78	小林7	〃	〃	字小林	0.75
79	小林8	〃	〃	字小林	0.75
80	中西1	〃	〃	字中西	1.30
81	中西2	〃	〃	字中西	1.60
82	中西3	〃	〃	字中西	0.63
83	中西4	〃	〃	字中西	0.18
84	中西5	〃	〃	字中西	0.27
85	中西6	〃	〃	字中西	0.18
86	中西7	〃	〃	字中西	0.18
87	中西8	〃	〃	字北山	1.05
88	中西9	〃	〃	字北山	1.50
89	中西10	〃	〃	字北山	0.90
90	新山1	三好市	池田町	字猿川	2.16
91	新山2	〃	〃	字新山	0.36
92	池南	〃	〃	シンマヤ	2.40
93	蓮花寺	〃	〃	字大藤	0.96
94	ウエマツ	〃	〃	字ウエマツ	1.50
95	トウゲ1	〃	〃	字トウゲ	5.40
96	トウゲ2	〃	〃	字トウゲ	2.70
97	トウゲ3	〃	〃	字トウゲ	9.00
98	島山	〃	〃		8.00
99	境目1	〃	〃	字入道久保	0.75
100	境目2	〃	〃	字入道久保	0.60
101	大宗谷1	〃	〃	字藤岡	2.70
102	大宗谷2	〃	〃	字藤岡	1.80
103	大宗谷3	〃	〃	字藤岡	0.45
104	佐野1	〃	〃	佐野	4.50
105	佐野2	〃	〃	字佐野	1.35
106	佐野3	〃	〃	字佐野	1.26
107	佐野4	〃	〃	字池谷	1.80
108	佐野5	〃	〃	字池谷	0.18
109	佐野6	〃	〃	字佐野	1.50
110	佐野7	〃	〃	字佐野	1.50
111	佐野8	〃	〃	字佐野	0.90
112	馬路1	〃	〃	字馬路	1.50
113	馬路2	〃	〃	馬路	3.59
114	上馬路	〃	〃	字上馬路	1.05
115	大和川	〃	〃	大和川	0.24
116	馬路3	〃	〃	字フコウベ	2.16
117	深川	〃	〃	字深川	1.26
118	佐馬地1	〃	〃	字井ノ久保	1.26
119	佐馬地2	〃	〃	字井ノ久保	0.84
120	井ノ久保	〃	〃	字井ノ久保	1.68

番号	崩壊流出 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
121	井ノ久保東1	〃	〃	字井ノ久保	1.35
122	井ノ久保東2	〃	〃	字井ノ久保	2.25
123	上野呂内1	〃	〃	野呂内	3.90
124	上野呂内2	〃	〃	野呂内	4.20
125	野呂内水谷	〃	〃	野呂内	18.00
126	上野呂内3	〃	〃	字野呂内	2.10
127	上野呂内4	〃	〃	字野呂内	0.74
128	上野呂内5	〃	〃	字野呂内	0.32
129	上野呂内6	〃	〃	字野呂内	0.21
130	上野呂内7	〃	〃	字野呂内	0.42
131	野呂内上	〃	〃	字野呂内	1.05
132	上野呂内8	〃	〃	字野呂内	1.05
133	上野呂内9	〃	〃	字野呂内	1.35
134	上野呂内10	〃	〃	字野呂内	0.45
135	野呂内3	〃	〃	字野呂内	0.42
136	上野呂内11	〃	〃	字野呂内	1.20
137	上野呂内12	〃	〃	字野呂内	1.26
138	上野呂内13	〃	〃	野呂内	2.10
139	上野呂内14	〃	〃	野呂内	2.70
140	野呂内チヨ谷	〃	〃	野呂内	0.08
141	上野呂内15	〃	〃	野呂内	2.40
142	野呂内ウラノ谷1	三好市	池田町	野呂内	0.12
143	上野呂内16	〃	〃	野呂内	3.00
144	野呂内ウラノ谷2	〃	〃	野呂内	0.10
145	野呂内山田谷	〃	〃	野呂内	1.05
146	上野呂内17	〃	〃	野呂内	1.20
147	野呂内中	〃	〃	字野呂内	1.50
148	野呂内1	〃	〃	字野呂内中	1.68
149	野呂内2	〃	〃	字野呂内中	1.20
150	下野呂内1	〃	〃	野呂内	3.60
151	尾平1	〃	〃	野呂内	2.40
152	尾平2	〃	〃	野呂内	2.70
153	下野呂内2	〃	〃	字野呂内	2.10
154	下野呂内3	〃	〃	字野呂内	0.75
155	西谷	〃	〃	乳ノ木道北	3.00
156	空堂	〃	〃	中谷	5.10
157	下野呂内4	〃	〃	字野呂内	0.90
158	増川	〃	〃	登り尾	3.60
159	木屋床	〃	〃	木屋床	1.44
160	込野	〃	〃	字登尾	0.23
161	坪尻	〃	〃	坪尻	2.10
162	中尾1	〃	〃	字山の上の上	3.90
163	中尾2	〃	〃	字山の上の上	0.60
164	中尾3	〃	〃	字山の上の上	0.60
165	蔵谷	〃	〃	字蔵谷	1.26
166	東蔵谷	〃	〃	字蔵谷	1.05
167	州津1	〃	〃	字大佐古	0.15
168	州津2	〃	〃	字大佐古	0.75
169	馬場1	〃	〃	字馬場	1.80
170	馬場2	〃	〃	字馬場	0.24
171	敷の上1	〃	〃	字トコロ佐古	1.44
172	敷の上2	〃	〃	字敷の上	0.60
173	洞草1	〃	〃	字洞草	2.10
174	洞草2	〃	〃	字洞草	0.60
175	洞草3	〃	〃	字洞草	2.90
176	西山	〃	〃	字東谷	2.70
177	西山浜	〃	〃	字穴漬	1.35
178	中津1	〃	〃	字トコニシ	0.96
179	中津2	〃	〃	字トコニシ	0.48

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
180	松尾黒川	〃	〃	黒川	0.29
181	下名影1	〃	山城町	字柴折	1.20
182	下名影2	〃	〃	字柴折	0.75
183	下名影3	〃	〃	字柴折	2.10
184	下名影4	〃	〃	字柴折	1.20
185	下名影5	〃	〃	字柴折	1.50
186	下名影6	〃	〃	字柴折	0.90
187	内六	〃	〃	字内六	1.26
188	下名	〃	〃	字下名	0.22
189	下名影7	〃	〃	字下名影	1.20
190	南日浦1	〃	〃	字中日浦	0.90
191	南日浦2	〃	〃	字中日浦	0.30
192	南日浦3	〃	〃	字下名	0.96
193	日浦上1	〃	〃	字下名	2.52
194	日浦上2	三好市	山城町	字下名	0.21
195	日浦上3	〃	〃	字下名	0.21
196	日浦上4	〃	〃	字岡ノ本	0.24
197	赤野谷	〃	〃	字トノ八反野	2.88
198	安瀬地谷	〃	〃	字地ノ補ミカ	2.40
199	柿野尾	〃	〃	字柿野尾	0.30
200	上名	〃	〃	字上名	0.42
201	平向1	〃	〃	字平	2.70
202	平向2	〃	〃	字ヒノキ山	2.70
203	平向3	〃	〃	字ヒノキ山	1.80
204	平向4	〃	〃	字平	0.90
205	沢谷	〃	〃	字日浦	2.30
206	羽瀬1	〃	〃	字上羽瀬	7.80
207	羽瀬2	〃	〃	字上羽瀬	0.90
208	羽瀬3	〃	〃	字下栗ムカイ	0.90
209	平上1	〃	〃	字平	1.65
210	藤川谷	〃	〃		1.50
211	平上2	〃	〃	字平	0.72
212	平上3	〃	〃	字平	1.92
213	津屋	〃	〃	字ミヨトイシ	10.80
214	栗山1	〃	〃	字栗山	3.00
215	栗山2	〃	〃	字栗山	0.50
216	栗山3	〃	〃	字栗山	0.10
217	栗山4	〃	〃	字栗山	0.60
218	栗山5	〃	〃	字栗山	6.75
219	栗山6	〃	〃	字栗山	0.54
220	栗山7	〃	〃	字ひびの谷	4.80
221	栗山8	〃	〃	字栗山	0.80
222	栗山9	〃	〃	字栗山	0.54
223	栗山10	〃	〃	字栗山	0.90
224	栗山11	〃	〃	字栗山	0.45
225	栗山12	〃	〃	字栗山	8.40
226	栗山13	〃	〃	字栗山	1.00
227	栗山14	〃	〃	字栗山	2.60
228	栗山15	〃	〃	字栗山	0.72
229	栗山16	〃	〃	字栗山	2.40
230	栗山17	〃	〃	字オリゴエ	1.88
231	栗山18	〃	〃	字オリゴエ	0.75
232	栗山19	〃	〃	字オリゴエ	0.75
233	栗山20	〃	〃	字オリゴエ	2.63
234	栗山21	〃	〃	字ケンノエ	2.63
235	奥小歩危1	〃	〃		1.20
236	奥小歩危2	〃	〃		1.20
237	奥小歩危3	〃	〃	字西向	1.70
238	栗山22	〃	〃	字ケンノエ	0.45



番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
239	栗山23	〃	〃	字ケンノエ	2.70
240	栗山24	〃	〃	字ケンノエ	0.45
241	栗山25	〃	〃	字ケンノエ	1.80
242	栗山26	〃	〃	字ケンノエ	1.04
243	栗山27	〃	〃	字ケンノエ	1.80
244	栗山28	〃	〃	字ケンノエ	2.70
245	栗山29	〃	〃	字ケンノエ	2.70
246	栗山30	三好市	山城町	字セト谷奥	5.40
247	栗山31	〃	〃	字セト谷奥	0.68
248	栗山32	〃	〃	字セト谷奥	0.90
249	栗山33	〃	〃	字岡田	1.04
250	栗山34	〃	〃	字栗山	3.60
251	栗山35	〃	〃	字セト谷奥	0.68
252	栗山36	〃	〃	字セト谷奥	0.90
253	栗山37	〃	〃	字栗山	0.68
254	栗山38	〃	〃	字志も屋敷	1.80
255	栗山39	〃	〃	字栗山	3.90
256	栗山40	〃	〃	字栗山	0.60
257	栗山41	〃	〃	字栗山	1.20
258	仏子上1	〃	〃	字仏子	1.50
259	仏子上2	〃	〃	字大谷	2.10
260	堂床上	〃	〃	字大歩危道下	0.90
261	堂床下	〃	〃	字大歩危道下	4.50
262	西字1	〃	〃	キジヤシキ	233.80
263	西字2	〃	〃	野久保	89.20
264	西字3	〃	〃	字ひのくち南	1.62
265	白川1	〃	〃	字白川	2.40
266	白川2	〃	〃	字白川	0.60
267	殿1	〃	〃	字岩屋ノ本	1.58
268	殿2	〃	〃	字岩屋ノ本	0.45
269	殿野下	〃	〃	字ナガタキ	0.54
270	冬谷	〃	〃	字冬谷	2.40
271	平野	〃	〃		0.16
272	赤谷1	〃	〃	字トコロ久保	1.35
273	赤谷2	〃	〃	字トコロ久保	3.60
274	赤谷3	〃	〃	字下ヶ内	0.45
275	赤谷4	〃	〃	字下ヶ内	1.35
276	黒川1	〃	〃	字黒川	1.20
277	黒川2	〃	〃	字黒川	0.60
278	黒川3	〃	〃	字黒川	0.60
279	黒川4	〃	〃	字黒川	0.90
280	小川1	〃	〃	字エンニウ	0.30
281	小川2	〃	〃	字東モチイ	0.90
282	小川3	〃	〃	字東モチイ	0.60
283	小川4	〃	〃	字堂床	1.20
284	小川5	〃	〃	字枝谷	0.30
285	小川谷	〃	〃	字小川谷	0.95
286	佐連	〃	〃	字佐連	1.05
287	大谷上1	〃	〃	字オス谷	3.00
288	大谷上2	〃	〃	字奥大谷	0.54
289	大谷上3	〃	〃	字奥大谷	0.36
290	大谷上4	〃	〃	字奥大谷	0.36
291	大谷上5	〃	〃	字奥大谷	0.18
292	大野	〃	〃	字大月	0.45
293	政友1	〃	〃	字袈	0.15
294	政友2	〃	〃		0.14
295	政友3	〃	〃	字大ヒト	0.45
296	政友4	〃	〃	字大ヒト	0.51

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
297	大川持1	〃	〃	字大川持	0.12
298	大川持2	三好市	山城町	大川持	0.45
299	後山1	〃	〃		3.00
300	相川	〃	〃	字ドウノオ	0.90
301	後山2	〃	〃	字小畑	1.35
302	後山3	〃	〃		0.90
303	若山	〃	〃	山之神	48.00
304	栗山4 2	〃	〃	けんのえ	1.05
305	カゲ山	〃	〃	カゲ山	1.49
306	未1	〃	井川町	字西井川	1.50
307	未2	〃	〃	字西井川	0.90
308	未3	〃	〃	字ボウ	0.60
309	坊	〃	〃	坊	0.63
310	相知1	〃	〃	字相知	0.90
311	相知2	〃	〃	字西井川	0.48
312	相知3	〃	〃	字西井川	0.90
313	相知4	〃	〃	字相知	0.60
314	里川	〃	〃		1.08
315	長尾	〃	〃	字西井川	0.48
316	北内	〃	〃	字西井川	1.50
317	三櫛尾	〃	〃	字三櫛尾	5.90
318	西新町	〃	〃	字岡ノ前	0.45
319	荒倉1	〃	〃	字井内西	3.15
320	荒倉2	〃	〃	字井内西	4.20
321	荒倉3	〃	〃	字井内西	0.90
322	上知行1	〃	〃	字上知行	4.20
323	上知行2	〃	〃	字上知行	4.80
324	腕山	〃	〃	字吹峯	2.10
325	吹峯1	〃	〃	字吹峯	4.50
326	伝城	〃	〃	字伝城	1.50
327	吹峯2	〃	〃	字吹峯	2.40
328	岩坂1	〃	〃	字岩坂	4.60
329	岩坂2	〃	〃	字岩坂	1.80
330	岩坂3	〃	井川町	字岩坂	1.00
331	駒倉	〃	〃	字駒倉	0.90
332	野住	〃	〃	字野住	0.60
333	西ノ浦	〃	〃	字西ノ浦	0.36
334	下影	〃	〃	字下影	1.25
335	大久保上	〃	〃	字大久保	3.00
336	上段地	〃	〃	字上段地	1.50
337	落倉	〃	〃	字落倉	1.35
338	流堂	〃	〃	字流堂	2.10
339	辻1	〃	〃	字ムカイザカ	0.90
340	辻2	〃	〃	字片山	0.60
341	旭町	〃	〃	字旭町	1.20
342	片山	〃	〃	字岩風呂	0.60
343	落合谷	〃	東祖谷山村	落合	2.00
344	古味	〃	〃	古味	9.00
345	京林	〃	〃	櫛尾	4.80
346	赤滝	〃	〃	赤滝	0.96
347	田の内川	〃	〃	菅生	1.50
348	山の神谷	〃	〃	菅生	2.00
349	空是谷	〃	〃	菅生	1.00
350	春ノ木谷	三好市	東祖谷山村	菅生	2.00
351	相矢谷	〃	〃	菅生	1.00
352	下乙女谷	〃	〃	菅生	1.00
353	乙女谷	〃	〃	菅生	1.00
354	三剣下谷	〃	〃	菅生	1.00

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
355	三剣谷	〃	〃	菅生	1.00
356	フルコ谷	〃	〃	菅生	1.92
357	奥鳴谷	〃	〃	菅生	0.96
358	菅生	〃	〃	菅生	0.24
359	深淵1	〃	〃	字深淵	4.77
360	深淵2	〃	〃	字落合	0.54
361	深淵3	〃	〃	字深淵	0.12
362	菅生上	〃	〃	字菅生	0.90
363	菅生	〃	〃	字菅生	0.08
364	立石谷	〃	〃		0.60
365	滝下上	〃	〃	字菅生	1.35
366	滝下1	〃	〃	字菅生	2.43
367	滝下2	〃	〃	字菅生	1.80
368	滝下3	〃	〃	字菅生	1.20
369	久保蔭1	〃	〃	字久保	6.30
370	久保蔭2	〃	〃	字久保	0.21
371	久保蔭3	〃	〃	字久保	1.65
372	久保	〃	〃	字久保	1.05
373	西山1	〃	〃	字西山	3.80
374	西山2	〃	〃	字西山	12.60
375	西山3	〃	〃	字西山	3.50
376	西山4	〃	〃	字西山	2.20
377	落合1	〃	〃	字落合	2.80
378	落合2	〃	〃	字落合	3.60
379	丸見谷	〃	〃		3.00
380	落合3	〃	〃	字落合	1.50
381	落合4	〃	〃	字落合	2.52
382	落合5	〃	〃	字落合	0.63
383	夢原1	〃	〃	字久保	3.69
384	夢原2	〃	〃	字久保	1.80
385	釜ヶ谷1	〃	〃	字釜ヶ谷	2.25
386	釜ヶ谷2	〃	〃	字釜ヶ谷	2.10
387	林	〃	〃	字京上	2.73
388	阿佐1	〃	〃	字麦生土	1.56
389	阿佐2	〃	〃	字阿佐	2.70
390	奥ノ井1	〃	〃	字奥ノ井	1.58
391	奥ノ井2	〃	〃	字奥ノ井	10.35
392	奥ノ井3	〃	〃	字奥ノ井	0.42
393	下瀬1	〃	〃	字下瀬	1.50
394	下瀬2	〃	〃	字下瀬	0.30
395	京上上1	〃	〃	字京上	0.84
396	京上上2	〃	〃	字京上	0.32
397	京上	〃	〃	字京上	0.30
398	大西	〃	〃	字大西	1.20
399	和田1	〃	〃	字和田	8.40
400	和田2	〃	〃	字和田	0.80
401	和田3	〃	〃	字和田	1.26
402	和田下	三好市	東祖谷山村	字和田	0.54
403	元井1	〃	〃	字元井	1.00
404	元井2	〃	〃	字元井	1.20
405	釣井上1	〃	〃	字釣井	1.08
406	釣井上2	〃	〃		3.00
407	釣井上3	〃	〃		3.00
408	釣井	〃	〃	字釣井	1.10
409	佐野1	〃	〃	字佐野	0.15
410	佐野2	〃	〃	字佐野	0.15
411	佐野3	〃	〃	字佐野	0.15
412	小島	〃	〃	字小島	0.45

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
413	今井	〃	〃	字今井	1.26
414	高野	〃	〃	字高野	0.60
415	高野下	〃	〃	字高野	0.60
416	釣井上4	〃	〃	字釣井	2.16
417	釣井上5	〃	〃	釣井	1.44
418	春ノ木尾	〃	西祖谷山村	字小祖谷	0.48
419	小祖谷上	〃	〃	字小祖谷	2.16
420	小祖谷	〃	〃	字小祖谷	3.30
421	坂瀬1	〃	〃	字坂瀬	0.36
422	坂瀬2	〃	〃	字坂瀬	0.36
423	眠谷	〃	〃	字眠谷	5.40
424	善徳上1	〃	〃	字善徳東	0.30
425	善徳上2	〃	〃	字善徳東	0.30
426	善徳上3	〃	〃	字善徳東	0.54
427	善徳上4	〃	〃	字善徳	0.75
428	善徳下	〃	〃	字善徳	2.10
429	大谷1	〃	〃	字一字	0.90
430	大谷2	〃	〃	字一字	1.80
431	一字1	〃	〃	字一字	0.60
432	一字2	〃	〃	字一字	0.60
433	閑定1	〃	〃		27.40
434	閑定2	〃	〃		42.40
435	閑定3	〃	〃		67.30
436	閑定4	〃	〃	字閑定	2.40
437	閑定5	〃	〃	字閑定	6.30
438	今久保1	〃	〃	字今久保	4.80
439	今久保2	〃	〃		72.40
440	重末1	〃	〃		19.30
441	重末2	〃	〃	字重末	3.00
442	重末3	〃	〃	字重末	2.55
443	重末4	〃	〃	字重末	1.20
444	重末5	〃	〃	字重末	1.88
445	重末6	〃	〃	字重末	7.50
446	重末7	〃	〃	字重末	4.13
447	冥地	〃	〃		17.60
448	戸ノ谷1	〃	〃	字尾井ノ内	1.50
449	戸ノ谷2	〃	〃	字尾井ノ内	0.60
450	戸ノ谷3	〃	〃	字尾井ノ内	1.05
451	戸ノ谷4	〃	〃	字尾井ノ内	0.75
452	戸ノ谷5	〃	〃	字尾井ノ内	0.81
453	谷間1	〃	〃	字有瀬	0.48
454	谷間2	三好市	西祖谷山村	字有瀬	0.21
455	谷間3	〃	〃	字有瀬	0.60
456	谷間4	〃	〃	字有瀬	0.90
457	谷間5	〃	〃	字有瀬	0.15
458	谷間6	〃	〃	字有瀬	0.48
459	谷間7	〃	〃	字有瀬	0.30
460	谷間8	〃	〃	字有瀬	0.24
461	谷間9	〃	〃	字有瀬	1.28
462	谷間10	〃	〃	字有瀬	1.50
463	有瀬	〃	〃	字有瀬	0.75
464	吾橋1	〃	〃	字吾橋	4.20
465	吾橋2	〃	〃	字吾橋	1.05
466	吾橋3	〃	〃	字南山	1.44
467	吾橋4	〃	〃	字吾橋	1.02
468	榎1	〃	〃	字榎	2.25
469	榎2	〃	〃	字榎	1.95
470	土日浦	〃	〃	字土日浦	0.75

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
471	後山1	〃	〃	字後山	0.63
472	後山2	〃	〃	字後山	0.45
473	西岡1	〃	〃		5.70
474	西岡2	〃	〃	字西岡	1.20
475	西岡3	〃	〃	字西岡	0.90
476	徳善東	〃	〃	字徳善	1.20
	小計	476箇所			1,440.18
1	西谷	三好郡	東みよし町三好	字柳沢	5.85
2	増川1	〃	〃	字増川	0.63
3	増川2	〃	〃	字増川	1.50
4	増川3	〃	〃	字増川	0.96
5	中野1	〃	〃	字増川	2.25
6	中野2	〃	〃	字増川	0.30
7	常楽	〃	〃	字増川	1.36
8	柳沢	〃	〃	字柳沢	0.30
9	滝久保1	〃	〃	字滝久保	3.60
10	滝久保2	〃	〃	字滝久保	1.98
11	貞安	〃	〃	字貞安	0.90
12	滝久保3	〃	〃	字貞安	0.90
13	男山1	〃	〃	字男山	0.58
14	男山2	〃	〃	字男山	1.13
15	男山3	〃	〃	字男山	0.68
16	男山4	〃	〃	字男山	0.83
17	男山5	〃	〃	字男山	1.13
18	男山6	〃	〃		1.05
19	葛籠1	〃	〃	字葛籠	2.10
20	葛籠2	〃	〃	字葛籠	0.70
21	葛籠3	〃	〃	字葛籠	0.60
22	うるし	〃	〃	字うるし	0.75
23	小見	〃	〃		0.96
24	内野1	〃	〃	字内野	0.96
25	内野2	〃	〃	字内野	4.68
26	内野3	〃	〃	字内野	0.48
27	畑	〃	〃		2.64
28	法市1	〃	〃	字法市	0.45
29	法市2	三好郡	東みよし町三好	字法市	0.18
30	昼間1	〃	〃	字昼間	0.60
31	昼間2	〃	〃	字昼間	0.06
32	昼間3	〃	〃	字昼間	0.45
33	昼間4	〃	〃	字昼間	0.40
34	昼間5	〃	〃	字昼間	0.63
35	中屋1	〃	〃	字中屋	0.60
36	中屋2	〃	〃	字中屋	0.60
37	中屋3	〃	〃	字中屋	0.60
38	中屋4	〃	〃	字中屋	0.60
39	行常	〃	〃	字山分	1.50
40	長手	〃	〃	字山分	2.16
41	黒川谷原1	〃	〃	字山分	11.70
42	黒川谷原2	〃	〃	字山分	1.80
43	黒川谷原3	〃	〃	字山分	3.60
44	黒川谷原4	〃	〃	字山分	5.40
45	瑠璃光寺	〃	〃	字湯谷	3.30
46	中峰	〃	〃	字山分	0.40
47	宮谷1	〃	〃	字山分	0.40
48	中峯	〃	〃		0.96
49	井坪	〃	〃	字シンブン	0.90
50	宮谷2	〃	〃	字宮谷	0.56
51	宮谷3	〃	〃	字宮谷	0.06

番号	崩壊流出 危険箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
52	台	〃	〃	字台	0.45
53	伊月1	〃	〃	字山分	1.20
54	伊月2	〃	〃	字丸山	0.18
55	伊月3	〃	〃		0.72
56	西町	〃	東みよし町三丸	字西町	0.24
57	滝下1	〃	〃	字加茂	1.26
58	滝下2	〃	〃	字加茂	1.26
59	滝下3	〃	〃	字加茂	2.10
60	滝下4	〃	〃	字加茂	0.63
61	滝下5	〃	〃	字加茂	0.64
62	滝下6	〃	〃	字加茂	0.42
63	滝下7	〃	〃	字加茂	1.26
64	貞広1	〃	〃	字加茂	4.50
65	貞広2	〃	〃	字加茂	2.25
66	貞広3	〃	〃	字加茂	2.70
67	貞広4	〃	〃	字加茂	0.94
68	金川	〃	〃	字加茂	0.20
69	貞広5	〃	〃	字加茂	0.73
70	貞広6	〃	〃	字加茂	0.63
71	貞広7	〃	〃	字加茂	0.73
72	貞広8	〃	〃	字加茂	0.52
73	貞広9	〃	〃	字加茂	0.63
74	貞広10	〃	〃	字加茂	1.47
75	山根	〃	〃	字山根	4.20
76	西庄1	〃	〃	字西庄	0.27
77	西庄2	〃	〃	字西庄	0.45
78	桑内	〃	〃	字桑内	0.90
79	宮本1	〃	〃		6.90
80	宮本2	〃	〃	字宮本	0.50
81	五名上	三好郡	東みよし町三丸	字五名	0.24
82	浪内	〃	〃	字浪内	0.72
83	泉野	〃	〃	字泉野	1.35
84	鍛冶屋敷	〃	〃	字鍛冶屋敷	0.59
85	山田	〃	〃	字山田	0.18
86	山路1	〃	〃		0.30
87	山路2	〃	〃		0.27
88	山路3	〃	〃	字山路	0.54
89	山路4	〃	〃	字山路	0.70
90	山路5	〃	〃	字山路	0.82
91	山路6	〃	〃	字山路	0.84
92	山路7	〃	〃	字山路	0.84
93	城谷1	〃	〃	字城谷	0.24
94	山路8	〃	〃	字山路	2.83
95	城谷2	〃	〃	字城谷	0.75
96	黒長谷	〃	〃	字黒長谷	0.09
97	滝倉	〃	〃		3.00
98	奥村	〃	〃	中庄	40.00
99	古野	〃	〃		210.00
100	大藤	〃	〃		4.50
101	奥村東	〃	〃	字奥村	0.83
102	大藤西	〃	〃	字大藤	0.48
103	大藤東	〃	〃	字毛田	0.96
104	毛田西山1	〃	〃		0.54
105	毛田西山2	〃	〃		0.60
106	毛田西山3	〃	〃		1.77
107	毛田西山4	〃	〃		0.30
108	毛田西山5	〃	〃		0.36
109	毛田西山6	〃	〃		0.45

## 4-9 山地に起因する災害危険箇所一覧表

番号	崩壊流出 危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡(市)	町(村)	字	
110	毛田東山1	〃	〃	字毛田	0.39
111	毛田東山2	〃	〃	字毛田	0.22
112	毛田東山3	〃	〃	字毛田	0.52
113	五名	〃	〃	倉石	0.45
114	立石	〃	〃	立石	0.45
	小計	114箇所			393.71
	合計	2,046箇所			4,685.14

## 4-10 水防危険箇所

### 1 河川別重要水防区域総括表

主なる河川、 海岸、港湾別	事務所名	箇所数	重要水防区域 の延長 (m)	水防上最も重要な 区間の延長 (m) A
吉野川	東部県土整備局 (徳島)	9	18,167	0
	東部県土整備局 (吉野川)	18	25,828	1,898
	西部総合県民局 (美馬)	14	14,139	4,986
	西部総合県民局 (三好)	11	11,507	10,981
	小計	52	69,641	17,865
那賀川 (派川那賀川含む)	南部総合県民局 (阿南)	14	21,467	6,616
	南部総合県民局 (那賀)	6	1,616	1,206
	小計	20	23,083	7,822
桑野川	南部総合県民局 (阿南)	13	15,768	4,060
旧吉野川	東部県土整備局 (徳島)	10	8,095	7,255
	東部県土整備局 (鳴門)	18	27,436	22,415
	東部県土整備局 (吉野川)	1	200	0
	小計	29	35,731	29,670
今切川	東部県土整備局 (徳島)	13	10,122	4,126
	東部県土整備局 (鳴門)	2	1,771	0
	小計	15	11,893	4,126
園瀬川	東部県土整備局 (徳島)	5	5,100	2,000
鮎喰川	東部県土整備局 (徳島)	7	3,000	800
宮川内谷川	東部県土整備局 (鳴門)	1	2,400	1,500
	東部県土整備局 (吉野川)	3	1,400	500
	小計	4	3,800	2,000
新池川	東部県土整備局 (鳴門)	1	100	0
穴吹川	西部総合県民局 (美馬)	7	3,700	2,100
貞光川	西部総合県民局 (美馬)	7	2,600	1,600
勝浦川	東部県土整備局 (徳島)	8	2,480	974
天王谷川	東部県土整備局 (徳島)	2	200	200
立江川	東部県土整備局 (徳島)	5	520	120
田野川	東部県土整備局 (徳島)	2	868	868
撫養川	東部県土整備局 (鳴門)	1	130	0
井口谷川	西部総合県民局 (美馬)	1	150	0
高瀬谷川	西部総合県民局 (美馬)	1	1,400	0
三谷川	西部総合県民局 (美馬)	2	600	0
半田川	西部総合県民局 (美馬)	1	200	200
その他河川	各総合県民局 東部県土整備局	191	183,341	80,585
海岸・港湾	東部県土整備局 (徳島)	3	3,040	0
	東部県土整備局 (鳴門)	1	130	0
	小計	4	3,170	0
合計		378	367,475	154,990



2 局別重要水防区域総括表

国は国土交通省管理  
 県は徳島県管理  
 市町村は市町村管理

事務所名		重要水防区域						関係区間		危険な場合の措置	
		箇所数	延長 (m)	水防上最も 重要な区間 A (m)	水防上 重要な区間 B (m)	要注意 区間 (m)	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防 団員数	収用能力 (人)	
南 部 総 合 県 民 局	阿南庁舎	国	23	36,026	10,376	23,901	1,749				
		県	13	5,220	2,820	2,400	0	11,754	30,733	957	11,267
	那賀庁舎	国	1	200			200				
		県	13	5,106	3,906	1,170	30				
		市町村	1	150	0	150	0	208	504	252	1,680
	美波庁舎	県	50	17,200	10,100	5,400	1,700	2,570	7,450	617	6,460
西 部 総 合 県 民 局	美馬庁舎	国	14	14,139	4,986	6,827	2,326				
		県	29	12,525	4,775	7,750	0				
		市町村	10	5,240	2,840	2,400	0	2,767	7,701	699	13,105
	三好庁舎	国	11	11,507	10,981	0	526				
		県	20	10,450	2,100	8,350	0	3,123	8,212	687	13,596
	東 部 県 土 整 備 局	徳島庁舎	国	32	36,384	11,381	24,723	280			
県			57	28,568	11,492	14,860	2,216	29,719	68,963	1,023	30,359
鳴門庁舎		国	20	29,207	22,415	6,792	0				
		県	9	6,713	2,700	4,013	0				
		市町村	1	1,000	1,000	0	0	11,662	33,414	681	6,098
吉野川庁舎		国	19	26,028	1,898	23,711	419				
		県	46	116,883	49,780	67,103	0				
		市町村	9	4,020	1,440	2,580	0	18,830	58,994	1,228	19,500
合 計		国	120	153,491	62,037	85,954	5,500				
	県	237	202,665	87,673	111,046	3,946					
	市町村	21	10,410	5,280	5,130	0					
	計	378	366,566	154,990	202,130	10,126	80,575	215,793	6,113	108,535	

(平成26年4月1日現在)

## 重要水防箇所評定基準

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達  
最終改正：平成18年10月16日 国河治第97号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 開			陸開が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

## 徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知  
最終改正：平成18年11月2日 河第398号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
洪 水 痕 跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間においては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間においては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されている箇所、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されている箇所、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位を上まわるとはならないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されていない箇所、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位が設定されていない箇所、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

2. 局別重要水防区域一覽表  
 ①東部県土整備局(徳島)管内 1/6

河川名	河川番号	河川名称	河川管理団体名	重要水防区域			種別	工事	備考													
				延長(m)	A(m)	B(m)																
1	吉野川	左	徳島市	川内町	975	975	堤防高	積土のう工 現状監視	地区区分	徳島市	川内・宍神 88	住民数 (人)	172 98	戸数 (戸)	62 38	地区名	小松西 小松東	係区数	川内南小学校	係区人数 (人)	470	備考
2	"	"	"	宍神町	3,594	3,594 (319)	法前れ 漏	月の輪工 のう工 五徳織い工 工のう工		"	川内・宍神 (88)	"	"	"	"	"	"	宍神小学校 宍神中学校	宍神小学校 宍神中学校	360 368		
3	"	"	"	吉野川橋	1箇所		工(物)構築	積土のう工		"	四国大学 徳島市立志士センター	"	1,745	909	古川	古川	四国大学 徳島市立志士センター	四国大学 徳島市立志士センター	1,000 466			
4	"	右	"	北沖洲	1,199	1,199	堤防高	積土のう工		念浪下2 北沖洲2	607 424	1,928 1,059	607 424	念浪下2 北沖洲2	神洲酒東 56	徳島市立高校	徳島市立高校	1,160				
5	"	"	"	住吉	305	305	法前れ	木渡し工 シート張工		住吉1丁目 住吉6丁目	3,597	7,491	3,597	住吉1丁目 住吉6丁目	神洲酒東 (56)	徳島商業高校 徳島東小学校	徳島商業高校 徳島東小学校	791 226				
6	"	"	"	春日町 不動東	3,546	3,546	"	五徳織い工 土のう工		春日町 不動東	9 374 65	24 748 188	28 32	加不 加不	加不 加不	不動文化会館 徳島科学技術高校 加波コミュニティセンター 不動小学校	不動文化会館 徳島科学技術高校 加波コミュニティセンター 不動小学校	33 764 170 220 250				
7	"	"	"	国府町	4,331	4,331 (4331) (4331)	法前れ 漏 洗	月の輪工 五徳織い工 土のう工		国府町	233 239 90	661 646 253	48 (32)	国府町 (32)	IA徳島市北非上支所 北非上小学校 北非上中学校	IA徳島市北非上支所 北非上小学校 北非上中学校	50 400 240 80					
8	今切川	左	"	川内町 島中	1,423	1,085 (1085)	堤防高 法前れ	積土のう工 積土のう工		川内町 島中	145 750	406 1,853	(88)	川内町 (88)	川内北小学校	川内北小学校	310					
9	"	右	"	川内町 津米	725	193 532	洗 漏 水 閉口部 閉口部	積土のう工 シート張り工 月の輪工		津米 加賀須野	201 607	567 1,379	(88)	"	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立志士センター	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立志士センター	(310) 360 398 (470) (466)					
10	"	"	"	"	810	(140) 609 (201) (467)	堤防高 洗 漏 水 閉口部 閉口部	現状監視 積土のう工 積土のう工 月の輪工 パラスット部 角落し		津米 加賀須野	(201) (607)	(567) (1,379)	(88)	"	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立志士センター	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立志士センター	(310) (360) (398) (470) (466)					
11	"	"	"	川内町 加賀須野 島中	1,280	1,280 (510) (194) (14)	堤防高 洗 漏 水 閉口部 閉口部	積土のう工 シート張り工 月の輪工		川内町 加賀須野 島中	(145) (607)	(406) (1379)	(88)	"	"	"	"	"	"	"	"	
12	"	"	"	川内町 成	200	200	堤防高	"		瀬 瀬	1,149	2,404	(88)	"	川内町民会館 IA徳島市川内支所 川内中学校	川内町民会館 IA徳島市川内支所 川内中学校	(398) 70 (360)					
13	"	"	"	宍神町	2,625	2,260 (365)	堤防高 工(物)構築 欄門 閉口部 閉口部	積土のう工 工(物)構築 欄門 角落し		原 成	100 848	253 1,912	(88)	"	四国大学 宍神小学校 宍神中学校 生光学園 宍神コミュニティセンター 市立宍神公会堂	四国大学 宍神小学校 宍神中学校 生光学園 宍神コミュニティセンター 市立宍神公会堂	(1000) (368) (360) 500 100 285					

( )は重複人数

①東部県土整備局(徳島)管内 2/6

河川名称	河川番号	左岸	右岸	国分	防管理団体の名称	相当水防区名	重要水防区要		種別	対策	備考			
							延長(m)	要(m)						
14	吉野川	左	左	"	藍住町小	3,559	3,559 (3839) (289) (289)	法崩れ 備水 備水 洗堤	月の輸工 土留工 土留工 土留工	小徳前 塚 須	1,421 3,595	第15,16,17 分団 (42)	藍住中学校 藍住町民体育館 藍住町体育センター 藍住町小学校	1516 500 2133 700 1010
15	"	"	"	"	東中富	358	212 146	法崩れ 充川跡	木流し工 シート張り工	東中富	8	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1010) 825
16	旧吉野川	"	"	"	矢	950	(221)	堤防高 堤防断面 堤防断面 開口部	堤防高 シート張り工	矢	0	第12,13 分団 28	藍住北小学校	1169
17	"	"	"	"	東中富	1,030 (1030)	藍園橋	堤防高 堤防断面 堤防断面 開口部	-	東中富	8	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1010) (825)
18	"	右	"	"	富乙	3,360	3,360 (3360)	堤防高 堤防断面 開口部	-	富乙	1,021	第11,13,14 分団 28 (14)	藍住西小学校 藍住北小学校 藍住中学校	(825) (1169) (1516)
19	"	"	"	"	東中富	575	(575)	開口部	-	東中富	299	第15分団 (14)	藍住南小学校	(1010)
20	"	左	"	"	北島町新高	40	40 (40)	堤防高 堤防断面 開口部	-	新高 北中 高	266	第7分団 19	北島小学校 北島町夜場	1,300 2,000
21	"	"	"	"	新高	40	40 (40)	開口部	-	新高 北中 高	(266)	第7分団 (19)	"	(1300) (2000)
22	"	"	"	"	新高	360	109 (109)	堤防高 堤防断面 開口部	-	"	(266)	"	"	(1300) (2000)
23	"	右	"	"	北	200	200 (200)	開口部	-	高	479	"	北島南小学校	1,100
24	"	"	"	"	新高	560	560 (400)	洗堤 堤防高 開口部	積土のう工 シート張り工	新高	83	第7分団 (19)	北島町夜場	(2000)
25	"	"	"	"	新高	830	(830)	堤防高 堤防断面 開口部	積土のう工	高	(479)	"	北島南小学校	(1100)
26	今切川	左	"	"	中江	708	610 (610)	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 法崩れ	中江	43	第8分団 20	北島小学校	(1300)
27	"	"	"	"	江	224	(130) 224	堤防高 法崩れ	堤防高 現狀監視	江	(43)	"	"	(1300)

( )は重複距離 ( )は重複人数

①東部県土整備局(徳島)管内 3/6

河川名 河川番号	左岸 右岸	河川 名称	管理 団体の 名称	重要水防区			種別	対策	関係 地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当消防 団員数 (人)	避難場所	取寄能力 (人)	備考
				延長 (m)	A (m)	B (m)									
28	左	今切川	北島町中 川久保	30	30 (30)	(29)	法朗丸 堤防高 堤防断面	現状監視 積土のう工	中 北島市 中島	149	411	第8分団 (20) 徳島市消防 団川内心神 (68)	北島町役場 川内北小学校	(2000) (310)	
29	"	"	"	1,250	1,250 (1,250)		堤防高 堤防断面	-	鯛 浜	242	726	第6分団 19	北島南小学校 北島町役場	(1100) (2000)	
30	"	"	"	262		262	洗掘	積土のう工 シート敷工	高 野	11	33	第7分団 (19)	北島南小学校	(1100)	
31	"	"	"	1箇所	三合橋		工作物(橋梁) 堤防断面	積土のう工	江 尻	(15)	(58)	第8分団 (20)	北島町役場	(2000)	
32	右	"	"	585	585 (585)	450	堤防高 堤防断面	積土のう工	高 野	27	89	第7分団 (19)	北島南小学校	(1100)	
33	右	勝浦川	徳島市沖	450			堤防高 堤防断面	積土のう工	沖 野	34	81	多喜良、勝占 88	天理教勝浦分教会	100	
34	"	"	"	100			100漏	月の輪工	本 浦下	365	829	勝占 (40)	論田小学校 勝占東部ミニセンター	367 50	
35	"	"	"	400		400	"	"	野 上	128	296	"	勝田小学校 勝占東部ミニセンター	(367) (50)	
36	瀬川	"	"	2,700		2,700	漏水	"	上 中筋 下 中筋 上 中筋	185 248	492 566	"	上八万小学校 IA徳島市眉山支所 明善会館	272 (65) (65)	
37	左	"	"	700		700	堤防高	"	川 北	46	116	"	付近高台		
38	"	"	"	600		600	"	"	川 西	35	90	"	"		
39	"	"	"	700		700	"	"	西 地	41	111	上八万 (48)	しらさきドーム	95	
40	尾川左右	"	"	2,560	2,560		"	積土のう工	芝 原田	615 96	1,418 242	国附、不動 (78)	むつみ会館 北井上中学校	42 (240)	
41	瀬江湖川右	"	"	200	100	100	"	"	上 別宮 金	180 310	417 613	川内、心神 (88)	川内中学校 徳島市立志保センター 川内町民会館	(360) (466) (398)	
42	"	"	"	90		90	"	"	沖 島	579	1,496	"	"	(360) (466) (398)	
43	田宮川	"	"	40		40	"	"	北 佐古 1番 町	123	278	加茂、佐古 56	IA会館	167	
44	小松海岸	"	"	540		540	"	"	旭 野	172	429	川内、心神 (88)	川内南小学校	(470)	
45	船渡川左	"	"	600		600	"	"	延 命	138	369	国府、加茂名 (88)	西矢野会館	40	

( )は重複人数

( )は重複距離



①東部県土整備局(徳島)管内 4/6

河川名	河川別	河川位置	左岸	右岸	区別	担当管理団体の名称	場所	延長(m)	重要水防区		種別	事業	備考
									A(m)	B(m)			
46	船	喰	川	左	川	徳島市	JR高徳本線	1箇所		鉄橋	構土のう工		JR高徳本線鉄橋
47	"	"	"	"	"	"	不動橋	1箇所		不動橋	"		不動橋
48	船	喰	川	右	川	JR徳島本線	JR徳島本線	1箇所		JR徳島本線鉄橋	構土のう工		JR徳島本線鉄橋
49	八	多	川	右	川	八多町	堂	200			堤防高	"	
50	神	田	瀬	左	左	小松島市	田浦町	600		600	"	"	
51	"	"	"	"	"	田浦町	里金	930		930	"	"	
52	"	"	"	"	"	小松島町	高浦田	1箇所		橋梁	-		
53	"	"	"	"	"	日開野町	久	1箇所		欄干	-		
54	"	"	"	"	"	日開野町	加々ミ松	1箇所		橋梁	-		
55	"	"	"	"	"	田浦町	里	1箇所		橋梁	-		
56	"	"	"	"	"	"	"	1箇所		橋梁	-		
57	"	"	"	"	"	田浦町	金	1箇所		橋梁	-		
58	"	"	"	"	"	"	"	1箇所		橋梁	-		
59	芝	生	川	右	川	芝生町	馬洗上	1,700		1,700	堤防高	構土のう工	
60	"	"	"	"	"	須賀町	生石	2,000		2,000	"	"	

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	相当消防団員数(人)	避難場所	取寄能力(人)		備考
					相当消防団員数(人)	取寄能力(人)	
春日町	8	24	加茂佐古(56)	不動文化会館 城北高校 徳島小学校 徳島科学技術高校 加茂三ツ分団	662 465 44 764 170	(33)	JR高徳本線鉄橋
不動本町 不動西町 北島田町 中島田町	423	1,056	不動加茂名(70) 加茂名佐古(68)	加茂名中学校 不動中学校 加茂名中学校 加茂名小学校 島田会館 徳島県立総合看護学校	620 (20) (33) 938 280 15 200	(33)	不動橋
船喰町 南島田町	1,631	3,473	加茂名佐古(68)	加茂名中学校 加茂名小学校 城西高校 加茂名コミュニティセンター 加茂名中央会館 国府中学校 国府小学校	(938) (280) 478 142 35 500 330 74	(33)	JR徳島本線鉄橋
南岩延	582	1,292	国府加茂名(88)	加茂名中学校 国府小学校	94	(33)	
金堂	49	139	多喜良勝占(88)	八多分団 八多保育園 多喜良中央コミュニティセンター	35 61	(33)	
田浦町 日開野町 小松島町	283	667	第5,9,11分団 56	原安小学校校体育館 小松島高等学校校体育館 小松島中学校校体育館 小松島中学校武道館	150 600 290 100	(150)	
田浦町	46	167	第5分団 20	原安小学校校体育館 田浦コミュニティセンター	(150) 40	(150)	
小松島町	302	617	第1,7分団 29	小松島中学校校体育館 原安小学校校体育館 小松島中学校武道館	(290) (150) (100)	(150)	
日開野町	229	550	第5,9分団 (39)	原安小学校校体育館 養護老人ホーム	(150) 75	(150)	
"	(229)	(550)	"(39)	"	(150) 75	(150)	
田浦町	136	365	第5分団 (20)	原安小学校校体育館 原安公民館	(150) (35)	(150)	
"	(136)	(365)	"(20)	"	(150) (35)	(150)	
"	171	469	第5,11分団 (37)	"	(150) (35)	(150)	
"	189	522	"(37)	"	(150) (35)	(150)	
芝生町 日開野町 田浦町 新居見町	195	523	第3,5,9,11分団 (56) 20	芝生多目的センター 小松島高等学校校体育館 小松島中学校校体育館 小松島中学校武道館	60 (600) (290) (100)	(150)	
須賀町 芝生町	728	1,940	第3,13分団 (20) 19	小松島市総合福祉センター 芝生多目的センター	140 60	(150)	

( )は重複人数 ( )は重複距離

①東部県土整備局（徳島）管内 5/6

河川名 河川番号	左岸 右岸	河川 名称	河川 位置	河川 延長 (m)	重要水防区		種別	事業	備考
					A (m)	B (m)			
61	芝生川	右	金磯町	450			堤防高	構土のう工	
62	"	左	芝生町干 網	1箇所	橋梁		堤防高 工作物(構築)	-	
63	勝浦川	右	前原町	180			漏水	月の軸工	
64	"	"	田浦町	500	344		156 "	"	
65	天王谷川	左右	田野町角	200	200		堤防高	構土のう工	
66	"	左	田野町角	3箇所			陸間 工作物(構築)	-	
67	田野川	"	田野町	800			堤防高	構土のう工	
68	"	"	金磯町	68			"	"	
69	立江川	"	立江町 小田ノ浦	200		200	"	"	
70	"	左右	立江町水 溝	1箇所			橋梁 工作物(構築)	-	
71	"	"	立江町上	1箇所			橋梁	-	
72	"	右	赤石町	200		200	堤防高	構土のう工	
73	"	"	立江町石 赤	120			"	"	
74	石見川	左右	赤石町 大	480	480		"	"	
75	中津川	"	大林町 大赤石本 宮ノ	460			"	"	
76	北馬川	"	大林町 大赤石 金	500			"	"	
77	豊ノ本川	左右	中郷町 豊ノ本	650	650		堤防高	構土のう工	

地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	相当分団 及人数 (人)	避難場所	取寄能力 (人)	備考
金磯町	197	518	第1分団 20	小松島市総合福祉センター 金磯会館	(140) 45	
田野町	332	891	第3,9分団 (39)	小松島高等学校体育館 芝生多目的ビル	(600) 60	
前原町	166	538	第2分団 19	見安小学校体育館 小松島中学校体育館 小松島中学校武道館	(150) (290) (100)	
田浦町	687	2,068	第5分団 (20)	見安小学校体育館	(150) (35)	
田野町	61	199	第6分団 19	芝田町小学校体育館 芝田公民館	130 50	
"	(61)	(199)	"	"	(130) (50)	
田野町	251	688	第1,6分団 (39)	芝田小学校体育館 金磯会館	(130) (45)	
金磯町	70	182	第4分団 (20)	小松島市総合福祉センター 金磯会館	(140) (45)	
立江町	8	28	第14分団 20	立江中学校体育館 立江小学校体育館	190 150	
"	193	374	"	"	(190) (150)	
"	306	633	"	"	(190) (150)	
赤石町	63	165	第16分団 20	小松島市立体育館 小松島市立武道館	720 250	
立江町	2	8	第14分団 (20)	"	(720) (250)	
立江町 赤石町 大	270	666	第14,16, 18分団 (59)	"	(720) (250)	
大林町	77	207	第18分団 19	新開小学校体育館 新開会館	155 45	
"	67	203	"	"	(155) (45)	
中郷町	262	540	第7分団 (14)	中郷小学校体育館 泰地総合センター	165 75	( )は重複人数

①東部県土整備局(徳島)管内 6/6

付図 番号	河川 名称	河川 種類	河川 位置	河川 名称	河川 位置	河川 名称	重要水防区			種別	河川 工事	備考						
							延長 (m)	A (m)	B (m)									
78	大田川	右	徳島市	田島町	1,300	1,300	1,300	"	"	水防工事	和島町	33	112	第20分団 19	和島小学校体育館 和島公民館	155 80		
79	"	左	"	坂野町	1,200	1,200	1,200	"	"	"	坂野町	0	0	第23分団 17	坂野小学校体育館 坂野小学校体育館	200 155		
80	政所谷川	"	"	田野町	1箇所		橋梁	工作物(橋梁)	—		田野町	186	575	第6分団 (19)	芝田中学校体育館 芝田公民館	130 (50)		
81	徳島小松島港 海	一	"	港口地区	1,100	1,100	1,100	法 消 滅	種土のう工 ネット張り工		南小松島町	272	647	第1分団 15 第13分団 19	南小松島小学校 小松島高等学校 総合福祉センター	160 600 140		
82	"	一	"	赤石・ 坂野地区	1,400	1,400	1,400	"	"	"	赤石町	519	1,355	第6分団 19 第16分団 20	坂野中学校 坂野小学校 新開小学校 小松島市立体育館	200 155 155 720		
83	勝浦川	右	"	勝浦町中	400	400	400	堤 防 高	種土のう工		中 角	151	551	第6分団 30	農村婦人の家 生比奈小学校 中角集会所	804		
84	"	"	"	沼 江	250	250	250	"	"	"	掛沼	192	772	第9分団 22	掛谷集会所・勝入寺 船蔵寺 沼江集会所	100		
85	"	"	"	中 角	200	200	200	漏 水	月の輪工		中 角	(151)	(551)	第6分団 (30)	農村婦人の家 生比奈小学校 中角集会所	(804)		
86	鮎 岐 川	左	"	神山町上	1,200	1,200	1,200	堤 防 高	種土のう工		川 又	79	135	上分分団 32	上分小・中学校 上分公民館	580		
87	"	"	"	阿 野	800	800	800	"	"	"	五 反 地	63	187	広野分団 60	広野支所	90		
88	"	右	"	"	400	400	400	"	"	"	広 野	37	103	" (60)	神山東中学校体育館 広野小学校体育館	300		
89	園 瀬 川	左	"	佐那河内村高	400	400	400	"	"	"	高 種	11	28	地元消防団 15	保健センター	100		
小 計	国土交通省	32			36,234	11,260	24,723	251										
	徳島県	58			28,568	11,492	14,860	2,216										
	市町村	0			0	0	0	0				30,598	73,132	1,155				34,942

( )は重複距離 ( )は重複人数

②東部県土整備局(鳴門)管内 管内 1 / 3

河川 名称 番号	左 岸	右 岸	区 分	防 区	水 防	要 要	種 別	対 象	重要施設		関係 地名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	現 在 団 体 及 び 人 数 (人)	遊 遊 場 所	取 容 能 力 (人)	備 考
									延 長 (m)	A (m)							
1	旧吉野川	左	鳴門市	左	堤防 高 1,040 (1040)	堤防高 堤防断面 堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	水防対象 堤防高 堤防断面 開口部	1,040 3箇所 3箇所	1,040 (1040)	陸防高 開口部	690	2,181	里浦北 18 林崎小学校 里浦小学校 川東公民館 里浦公民館 徳島県総合運動公園体育館 徳島県総合運動公園武道館	295 198 203 51 56 945 272		
2	"	"	"	"	堤防高 700 776 911 大津橋	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	月の輸工 五徳堤工 現状監視 現状監視 上のうり工 パラボラント部	1,567 1箇所 3箇所	700 776 911 大津橋	陸防高 開口部	1,664	5,230	木津野 14 矢倉 15 徳長 14	徳島県立鳴門浦潮高校 (大津キャンパス) 鳴門市立第一小学校	317 214	
3	"	"	"	"	堤防高 500 1,325 牛屋島橋	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	現状監視	2,225 2箇所 1箇所	(500) 1,325 牛屋島橋	陸防高 開口部	469	2,023	姫田 18 大幸 14 段岡 15	堀江北小学校 大津西小学校 堀江公民館	140 203 76	
4	"	"	"	"	堤防高 20 (20) 共栄橋	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	現状監視 積土のうり工	20 1箇所 1箇所	20 (20) 共栄橋	陸防高 開口部	1,970	6,240	大谷 24 池高 22 市場 26	大麻中学校 堀江北小学校 堀江南小学校 堀江公民館	342 (140) 117 (76)	
5	"	"	"	"	堤防高 1,820 (1820) 東市場橋 川橋橋	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	五徳堤工 上のうり工 積土のうり工 積土のうり工 シート張り工	1,820 3箇所 4箇所	1,820 (1820) 東市場橋 川橋橋	陸防高 開口部	(1578)	(6187)	大谷 24 池高 22 市場 26	大麻中学校 板東ふれあいセンター 入権福祉センター	(342) 148 84	
6	"	"	"	"	堤防高 579 (150) (200) 北岸用水 取水樋門	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	洗 工 法崩れ 開口部	579 1箇所	579 (150) (200) 北岸用水 取水樋門	陸防高 開口部	729	-	板東 52	板東小学校 板東公民館 板東連絡所	163 72 19	
7	"	"	"	"	堤防高 1,690 (1690)	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	現状監視 積土のうり工	1,690 1箇所	1,690 (1690)	陸防高 開口部	1,209	4,457	板東 52 陸 20	板東小学校 板東公民館 板東連絡所	(163) (72) (19)	
8	"	"	"	"	堤防高 200	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	積土のうり工	200 1箇所	200	陸防高 開口部	85	723	徳長 14 長江	徳島県立鳴門浦潮高校 (大津キャンパス)	(317)	
9	"	"	"	"	堤防高 670 (600)	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	積土のうり工	670 1箇所	670 (600)	陸防高 開口部	141	467	矢倉 14 (15)	矢倉集会所	13	
10	"	"	"	"	堤防高 585 (585) 1,700 (2285)	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	現状監視 積土のうり工	585 1箇所	585 (585) 1,700 (2285)	陸防高 開口部	(134)	(210)	堀江南 16	大津団地集会所 堀江南小学校	(117)	
11	"	"	"	"	堤防高 230 (230) 1,640 (1640)	堤防高 堤防断面 開口部	堤防高 堤防断面 開口部	積土のうり工 積土のうり工 積土のうり工 積土のうり工	230 3箇所	230 (230) 1,640 (1640)	陸防高 開口部	473	229	市場 (26)	板東ふれあいセンター 入権福祉センター	(148) (84)	

( )は重複人数

( )は重複距離

②東部県土整備局(鳴門) 2/3

河川番号	河川名称	左岸	右岸	区名	防犯体名称	管理場所	重要水防区要			対策	関係区数					備考	
							延長(m)	A(m)	B(m)		種別	水防対策	戸数(戸)	住民数(人)	相当水団及び人数(人)		避難場所
12	旧吉野川	左	左	国	板野町西川	中富	3,395 (3395)	3,395 (3395)		堤防高堤防断面	—	第一分団 19 第4分団 31	1,008	390	1,008	板野西小学校 板野中学校 板野東小学校	100 300 200
13	"	"	"	"	"	"	1,950 1箇所	1,950 (1950) 西中富橋		堤防高堤防断面	—	第一分団 (19) 第4分団 (31)	(1008)	(390)	"	(100) (300) (200)	
14	"	"	右	"	"	新田	2,265	2,265 (2265)		堤防高堤防断面	—	第一分団 (19)	708	282	板野町民センター 板野東小学校	150 (200)	
15	"	"	"	"	藍住町乙	日出家	1,870	1,870 (1870)		"	—	第11,12,13 14分団 56	2,688	1,021	藍住西小学校 藍住北小学校 藍住東小学校	(825) (1169) 1,024	
16	"	"	"	"	松茂町中	喜来本	80	80	80	堤防断面 ハラベット部	現状監視	第5分団 20	527	191	松茂町総合体育館 松茂町第2体育館	260 610	
17	"	"	"	"	"	岸島 中喜来群島	2,165	1,140 3箇所	(1630) 1,025 開口部	堤防高堤防断面 開口部	現状監視 積土のう工 ハラベット部 角落とし 積土のう工	第一分団 19 第2分団 17 第5分団 18	(2030)	(795)	松茂町夜場 総合会館 老人福祉センター 保健相談センター 松茂町総合体育館 松茂町第2体育館	466 968 115 384 (260) (610)	
18	"	左	"	"	"	岸島 喜来島	1,695	1,695 長狭橋 長狭橋 新広島橋	(930)	堤防高堤防断面 開口部	現状監視 積土のう工 ハラベット部	第一分団 (6) 第2分団 (10)	(1031)	(355)	岸島小学校 岸島公民館 岸島本社工場	445 40 243	
19	今切川	"	"	"	"	野吉 中岡	1,371	400 (400) 481 (1118)	890 (400) 481 (1118)	堤防高堤防断面 開口部	現状監視 ハラベット部 月の輪工	第三分団 20 第四分団 5	426	122	松茂小・中学校 長原小学校 津波防災センター	1,937 241 1,080	
20	"	"	"	"	"	島	400	400 (123) 加東野橋	400 (123)	堤防高堤防断面 開口部	現状監視 ハラベット部 橋土のう工	第2分団 (10)	(862)	(391)	保健相談センター 松茂町夜場 総合会館 老人福祉センター	(394) (466) (968) (115)	
21	種蔵谷川	左右	"	県	鳴門市大	三俣	1,200	1,200		堤防断面	積土のう工	三俣 18 池高 (22)	(300)	(88)	板東小学校 大津中学校 板東通所 板東公民館	(163) (342) (19) (72)	
22	新池川	"	"	"	"	無養町	100	100	100	堤防高	積土のう工	南浜 17 齋田 19 吉水 13	3,000	1,000	徳島県立鳴門満潮高校 (大津キャンパス) 鳴門市立第一小学校 鳴門市立第一中学校 鳴門市民会館 徳島県立鳴門満潮高校 (津島キャンパス) 徳島県立鳴門第一中学校 徳島県立鳴門第一小学校	(317) (214) 429 569 529 141 23	

( )は重複距離 ( )は重複人数

②東郡県土整備局(鳴門)管内 3/3

河川 番号	河川 名称	左 岸	右 岸	区 分	防 護 体 制	管理 場所	重要水防区			種 別	対 策	関係区				備 考		
							延長 (m)	A (m)	B (m)			戸 数 (戸)	住民 数 (人)	担当水 防団 員 (人)	避難場所		取 容 能 力 (人)	
23	明神川	左右	左右	県	鳴門市	瀬戸町 神	900		900				255	773	長江 (14) 里浦南 (29)	鳴門総合運動公園体育館 鳴門総合運動公園武道館 老人福祉センター 市民会館	(945) (272) (141) (569)	
24	撫養川	"	"	"	"	津浦町 粟	130		130				228	558	第3分団 19	松野西小学校 町民ふれあいプラザ	100 150	
25	泉福寺谷川	"	"	"	"	松野町 瀬	353		353				537	1,454	第4分団 31	松野南小学校 松野南公民館 松野南公会堂	(100) 200 150	
26	宮川内谷川	"	"	"	"	下唐 古 民	2,400	1,500	900				(218)	(532)	第2分団 (17)	松茂町役場 総合会館 老人福祉センター	(466) (968) (115)	
27	鯛川	右	右	"	"	松茂町 広	400		400				(229)	(597)	"	保健福祉センター 松茂町役場 総合会館 老人福祉センター 子育て支援センター 保健福祉センター	(394) (466) (968) (115) (103) (394)	
28	"	左	左	"	"	"	1,100	1,100	1,100				(150)	(200)	第4分団 (18)	長原小学校 瀬海防衛センター 大塚中学校	(241) (1080) (312)	
29	長原瀬	一	一	"	"	長原 町	130		130				86	302	池高 (22)			
30	中内谷川	左右	左右	郡	鳴門市	大塚 高 松	1,000	1,000	1,000									
小計	国土交通省			20			29,207	22,415	6,792	0								
	徳島県			9			6,713	2,700	4,013	0								
計	市町村			1			1,000	1,000	1,000	0			11,662	33,414	681			15,332

( )は重複距離 ( )は重複人数

③南部総合県民局(阿南)管内 1/3

付	阿南市	川名	左岸	右岸	区名	管理の団体名	水防場の名称	延長(m)	重要		防区	要	種別	対策	関係				撤去		備考
									A(m)	B(m)					戸数(戸)	住民数(人)	相当水防団及び人数(人)	避難場所	取容量(人)		
1	那賀川	左	那賀川町	島中	那賀川町島中	阿南市	堤防高 堤防断面	2,372	(2,372) 698	1,674	183	堤防高 堤防断面	堤防高 堤防断面	木流し工 せき板工 シート張工	752	2,044	那賀川1班 20	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	240 90 135		
2	"	"	那賀川町	池赤	那賀川町池赤	"	法崩れ	240			183	法崩れ	—	449	1,137	那賀川1班 (20)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(240) (90)			
3	"	"	那賀川町	原大西	那賀川町原大西	"	法崩れ 漏水 洗堀	(96) 96 305				法崩れ 漏水 洗堀	月の輪工 木流し工 シート張工	315 1111	713 299	那賀川13班 20	那賀川中学校 那賀川公民館 平島こどもセンター	280 100 90			
4	"	"	羽ノ浦町	庄吉	羽ノ浦町庄吉	"	法崩れ 漏水 洗堀 堤防高 堤防断面	2,000	1,220 (140) (330) 80 (780)			法崩れ 漏水 洗堀 堤防高 堤防断面	月の輪工 木流し工 せき板工	538 738	1,423 2,157	羽ノ浦3班 20 羽ノ浦4班 18	阿南市権現文化センター 羽ノ浦公民館 羽ノ浦総合市民体育館 あずみか丘集会所	165 150 935 33			
5	"	"	羽ノ浦町	毛上	羽ノ浦町毛上	"	堤防高 堤防断面 洗堀	180	107 (107)	73		堤防高 堤防断面 洗堀	木流し工 シート張工	123 12	343 33	羽ノ浦5班 17 大野2班 15	阿南市権現文化センター 羽ノ浦総合市民体育館 あずみか丘集会所 大野小学校	(165) (985) 175 (33) 245			
6	"	"	楠根町	原	楠根町原	"	堤防高	1,590	272 (303) (508) 1,318			堤防高	月の輪工 せき板工 月の輪工	150	483	加茂谷1班 22	吉井小学校	190			
7	"	"	深瀬町	原	深瀬町原	"	堤防高 堤防断面 新堤防	433	433 (433)		(156)	堤防高 堤防断面 新堤防	—	45	128	加茂谷 1,37 (15)	加茂谷総合センター	160			
8	"	右	那賀川町	島中	那賀川町島中	"	洗堀 堤防高 堤防断面 新堤防	1,705	(188) 1,705 (1,705)	726		洗堀 堤防高 堤防断面 新堤防	月の輪工 せき板工	—	—	富岡4,5,6班 64	—	—			
9	"	"	住吉町	原	住吉町原	"	堤防高 堤防断面	902	902 (902)			堤防高 堤防断面	月の輪工 せき板工	123	323	富岡4,5,6班 (64)	富岡小学校	415			
10	"	"	柳島町	中	柳島町中	"	法崩れ 漏水 洗堀 旧跡	5,340	440 (1930) 4,050 (1,300) 840 (945)			法崩れ 漏水 洗堀 旧跡	木流し工 シート張工 月の輪工	411 700 514 241	956 1,901 1,444 622	中野島3班 52 大野1,3班 50	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所	180 245 (245) 36			
11	"	"	上大野町	原	上大野町原	"	法崩れ 漏水	1,135	(490) 1,135			法崩れ 漏水	月の輪工	158 (12)	527 (33)	大野2班 (15)	阿南養護学校	220			
12	"	"	吉井町	原	吉井町原	"	堤防高 法崩れ 樋門	1,563	1,563 (650)			堤防高 法崩れ 樋門	月の輪工 木流し工 シート張工 月の輪工	170	555	加茂谷5,6班 51	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(190) 110			
13	"	"	加茂町	原	加茂町原	"	堤防高 堤防断面	950	950 (950)			堤防高 堤防断面	—	172	506	加茂谷6,7班 62 (34)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	370 (160)		( )は重複人数	

③南部総合県民局(阿南)管内 2/3

付図	河川名	左岸	右岸	区名	担当防団名	水理の場	重要延長		防区要		種別	対策	関係				危険な場合の措置		備考		
							(m)	(m)	A(m)	B(m)			戸数	住民数	住民数	相当人数	避難場所	取寄能力			
14	派川郡費川	左		阿南市	辰己町	堤防高 堤防断面	1,747 (1747)	1,747 (1747)			堤防高 堤防断面	親土のう工 せき板工	戸数	住民数	住民数	相当人数	避難場所	取寄能力			
15	桑野川			"	"	堤防高 堤防断面 法崩れ 漏水 橋梁	2,930 (2930)	2,930 (2930)	3箇所	(1560) (200) 2,930 (800) 阿南橋梁 横見橋 富岡橋	堤防高 堤防断面 法崩れ 漏水 橋梁	親土のう工 せき板工 月の輸工	795 1,124 (123)	2,014 3,010 (323)	2,014 3,010 (323)	中野島1,2班 48 宝田1班 28	横見老人ホーム 横見小学校 横見保育所	25 190 23			
16	"	"	"	"	"	堤防高 旧川跡 橋梁	2,919	2,919	3箇所	(140) 新町橋 富岡新橋 富岡橋	堤防高 旧川跡 橋梁	親土のう工 せき板工	(1124) 1,223	(3010) 3,173	(3010) 3,173	宝田1,2班 55 (28) 長生1,2,3, 4,5班 89	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 ふれあひ総合センター 阿南工業高等学校	245 245 310 135 130 30 355			
17	"	"	"	"	"	堤防高 洗堀	675 (110)	675 (110)			堤防高 洗堀	親土のう工 せき板工 木流し工 シート張工									
18	"	"	"	"	"	新堤防 堤防高	455	455		(455)	新堤防 堤防高	親土のう工 せき板工									
19	派川郡費川	右		"	"	堤防高 堤防断面 種門	2,386 (2386)	2,386 (2386)	1箇所		堤防高 堤防断面 種門	親土のう工 せき板工 倉土のう工	59 135 (212)	146 291 521	146 291 521	雷岡4,5班 (47)	雷岡小学校 ズボーン総合センター 老人ホーム福寿荘	(415) 965 125			
20	桑野川			"	"	堤防高 堤防断面	372	372			堤防高 堤防断面	親土のう工 せき板工	(123) 1,573 (1124)	(323) 3,473 (3010)	(323) 3,473 (3010)	宝田1,2班 (55) 長生1,2,3, 4,5班 (89)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡町立高等学校 富岡町立中学校 富岡保育園 富岡養護センター 阿南社会福祉会館	350 160 320 (415) 70 560 470 60 130 100			
21	"	"	"	"	"	堤防高 堤防断面 法崩れ 漏水 洗堀	3,680	3,680		(592) (592) 1,110 (1578) (1398) (50)	堤防高 堤防断面 法崩れ 漏水 洗堀	親土のう工 せき板工 木流し工 シート張工 月の輸工	(123) 1,573 (1124) 445	(323) 3,473 (3010) 1,231	(323) 3,473 (3010) 1,231	宝田1,2班 (55) 長生1,2,3, 4,5班 (89)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡町立高等学校 富岡町立中学校 富岡保育園 富岡養護センター 阿南社会福祉会館	350 160 320 (415) 70 560 470 60 130 100			
22	"	"	"	"	"	堤防高 堤防断面	1,374 (1374)	1,374 (1374)			堤防高 堤防断面	-	(1223)	(3173)	(3173)	長生1,2,3,4班 (73)	長生公民館 長生小学校	(130) (245)			
23	"	"	"	"	"	堤防高	677	677			堤防高	親土のう工 せき板工	(1223)	(3173)	(3173)	長生1,2,3, 4,5班 (89)	"	"	"	"	

( )は重複距離



③南部総合県民局(阿南)管内 3/3

付 国 番 身 別 号	河 川 名 左 右 岸 別	区 分	左 右 岸 別	程 当 防 団 体 名	水 理 の 場 所	重 要 水 防 区 域			種 別	対 策	備 考	
						延 長 (m)	A (m)	B (m)				
24	福井川左	阿南市	福井町	600	600				堤防高	親土のう工	福井町総合センター 福井小学校	130 245
25	"	"	"	100		100 (100)			堤防断面 瀬	"	福井分団 1,2,3,4班 65	
26	"	"	"	700		700			洪水痕跡	"	福井分団 1,2,3,4班 164 福井小学校 65	(130) (245)
27	"	"	"				4箇所		陸	"	福井分団 (65) 福井小学校 2班 17	
28	"	"	"	900	600	300			堤防高	"	福井分団 1,2,3,4班 (65)	(130) (245)
29	"	"	"	700		700			洪水痕跡	"	福井分団 1,2,3,4班 (65)	(130) (245)
30	樺地川左右	"	"	1,120	520	600			堤防高	親土のう工	福井中学校	350
31	桑野川左	"	桑野町				3箇所		陸	"	桑野分団 1~5班 99	190
32	"	"	新野町	300	300 (300)				堤防高 堤防断面	"	新野分団 1~7班 (113)	200 245
33	"	"	"				4箇所		陸	"	新野公民館 新野小学校	(200) (245)
34	"	"	桑野町				1箇所		"	"	桑野分団 1~5班 (99)	(190)
35	樺川左右	"	樺町	800	800				洪水痕跡	"	樺分団 1,2,3,4班 96	190
36	"	"	"				1箇所		陸	"	樺分団 1,2,3,4班 96	155
小計	国土交通省 徳島県 市町村	23 13 0		36,935 5,220 0	10,376 2,820 0	24,810 2,400 0	1,749 0				11,754 30,733 1,003	11,267 ( )は重複人数

④南部総合県民局（那賀）管内

交付団体名	川名	左岸	右岸	管理区分	担当団体名	場所	延長			種別	対策	関係地区	戸数	住民数	担当分団及び人数	危険な場所	避難場所	収容能力	備考	
							延	A	B											
1	那賀川	左	右	那賀町	仁字	130	2,556	130	堤防高	積土のう工	仁字	36	112	那賀第3,4分団 39人	阿井公民館 小仁字集会所	100 20				
2	那賀川	右	左	那賀町	和食郷 八幡地	2,556			"	"	八幡地	54	170	那賀第2分団 31人	中央公民館 テニスコート	300				
3	白ヶ谷川	左	右	準	小浜	150		150	水衝	積土のう工 木流し工 ネット張り工	小浜	7	7	上那賀第2分団 18人	山村開港センター	100				
4	坂州木頭川	右	左	県	名古ノ瀬	400		400	堤防高	積土のう工	名古ノ瀬	18	52	木沢第3分団 9人	名古ノ瀬公民館	50				
5	藤ヶ内谷川	左	右	"	川成	100		100	洗掘 堤防高	積土のう工 ネット張り工 木流し工	川成	6	11	横谷、岩倉、 川成地区、 木沢第3分団 3人	最寄民家	30				
6	那賀川	左	左	"	出原字ラ	180		180	洪水痕跡	"	クハラ	1	1	木頭第2分団 15人	出原集会所	50				
7	"	"	"	"	出原無	500		500	堤防断面	積土のう工	出原無	6	6	木頭第2,3分団 26人	出原集会所 木頭文化会館	50 300				
8	"	"	"	"	助字冬口	100		100	堤防高	"	冬口	3	5	木頭第1分団 9人	旧 助小学校講堂	100				
9	宮ヶ谷川	左	右	"	平谷	300		300	"	"	下ノ内 下ノ内	24	46	上那賀第5分団 31人	那賀町福祉センター	100				
10	海川谷川	"	"	"	海川	80		80	洪水痕跡	"	ナツキリ	2	6	上那賀第8分団 16人	上海川消防詰所	10				
11	丈ヶ谷川	"	"	"	御所谷	180		180	"	"	半御所	7	18	上那賀第7分団 22人	御所谷集会所	40				
12	成瀬川	左	左	"	府殿	200		200	"	"	大バ	1	2	" (22)	府殿集会所	20				
13	坂州木頭川	"	"	国	木頭下	200		200	"	"	木頭下	6	20	木沢第1分団 20人	木沢防災センター	300				
14	棚谷川	"	"	県	木頭折字 棚谷	30		30	"	"	棚谷	1	1	木頭第6分団 13人	棚谷集会所	10				
15	那賀川	右	右	"	木頭出原 クボ	350		350	堤防高	"	クボ	36	47	木頭第2分団 (15)	川辺集会所 出原集会所	150				
小計						200	0	0	200											
計						5,106	3,906	1,170	30			208	504	259						1,680 ( )は重複人数

⑤南部総合県民局(美波)管内 1/3

河川名 河川番号	左岸 右岸	区名	管理 団体の 名称	相当水 防団の 名称	延長 (m)		防区		種別 (m)	対策 工事	備考
					A (m)	B (m)	要 (m)	別 (m)			
1	伊瀬利川	左	美波町伊瀬利川	伊瀬利川	1箇所			櫛門	水防対策工 種上の工		
2	志和岐川	右	志和岐字田井ヶ浦	志和岐川	3箇所			"	"	"	
3	日和佐川	右	日和佐内奥河内	日和佐川	300	300		櫛門	シト張り工		
4	"	"	"	"	3箇所			櫛門	種上の工		
5	"	左	奥河内	奥河内	1箇所			"	"	"	
6	"	右	西河内	西河内	500	500		堤防高	"	"	
7	"	左	西河内	西河内	300	300		"	"	"	
8	"	"	西河内	西河内	400	400		"	"	"	
9	北河内川	右	北河内	北河内	2箇所			櫛門	水防対策工		
10	"	左	北河内	北河内	800	800		堤防高	"	"	
11	"	"	"	"	1,100	1,100		"	"	"	
12	西谷川	右	"	"	400	400		洪水痕跡	"	"	
13	奥濁川	左右	奥濁川	奥濁川	800	800		堤防高	"	"	
14	"	"	"	"	200			100新堤防 100工事施工	シト張り工		
15	牟岐川	左	牟岐町	牟岐川	1箇所			櫛門	種上の工		
16	"	"	"	"	1箇所			"	"	"	
17	"	右	中本村	中本村	1箇所			"	"	"	
18	"	左右	中村字清水	中村字清水	2,000	2,000		堤防高	"	"	
19	"	左	河内	河内	250	250		"	堆積物 除去作業		
20	橋	右	"	"	550	550		"	"	"	
21	瀬戸川	左	牟岐浦	瀬戸川	1箇所			櫛門	水防対策工		

( )は重複距離

( )は重複人数

⑤南部総合県民局(美波)管内 2/3

河川(左岸/右岸)	川名(左岸/右岸)	左岸/右岸	行政区分	管理団体名	管理場所	延長(m)	重要施設			種別	対策	種別	種別	種別	関係地区			住民数(人)	戸数(戸)	避難場所	取容能力(人)	備考
							施設A(m)	施設B(m)	重要						戸数	住民数	布					
				浅川字	4箇所						樋門	堤防	水防対策工	浅川小学校	138	67	浅川小学校	500				
				浅川字	4箇所								堤防	浅川小学校	305	136	浅川小学校	300			川ヨリ西、ノドロ	
				浅川字	1箇所								樋門	浅川小学校	8	5	浅川小学校	60				
				浅川字	200								樋門	浅川小学校	26	10	浅川小学校	60				
				浅川字	250								樋門	浅川小学校	57	24	浅川小学校	20				
				浅川字	550								樋門	浅川小学校	6	2	浅川小学校	300				
				浅川字	350								樋門	浅川小学校	21	10	浅川小学校	40				
				浅川字	150								樋門	浅川小学校	0	0	浅川小学校	(20)				
				浅川字	800								樋門	浅川小学校	11	5	浅川小学校	50				
				浅川字	1,100								樋門	浅川小学校	23	8	浅川小学校	(50)				
				浅川字	550								樋門	浅川小学校	29	9	浅川小学校	100				
				浅川字	200								樋門	浅川小学校	13	7	浅川小学校	20				
				浅川字	300								樋門	浅川小学校	1,821	81	浅川小学校	60			大里字松ノ本、尾ノ鼻	
				浅川字	750								樋門	浅川小学校	1,351	549	浅川小学校	1,000			大里字片山、高橋	
				浅川字	1箇所								樋門	浅川小学校	52	20	浅川小学校	30				
				浅川字	250								樋門	浅川小学校	107	41	浅川小学校	50				
				浅川字	100								樋門	浅川小学校	9	8	浅川小学校	50				
				浅川字	350								樋門	浅川小学校	(9)	(8)	浅川小学校	(50)				
				浅川字	1,400								樋門	浅川小学校	140	53	浅川小学校	50				
				浅川字	4箇所								樋門	浅川小学校	179	62	浅川小学校	500				
				浅川字	1箇所								樋門	浅川小学校	0	0	浅川小学校	(500)				

( )は重複距離 ( )は重複人数

⑤南部総合県民局（美波）管内 3/3

河川 国 道	河川 支 線	河川 名	川 岸 線 長 (m)	河川 管理 体 制	河川 管理 団 体 名	河川 管理 場 所	重要					種 別	対 策	備 考	
							直 延 長 (m)	防 水 長 (m)	防 水 A (m)	防 水 B (m)	防 水 要 求 (m)				
43	美波川	美波川	2,000	2箇所	美波川 町	美波川 町 2箇所	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	
44	"	"	700	7箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
45	"	"	800	8箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
46	"	"	200	2箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
47	美波川	"	500	5箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
48	"	"	450	4箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
49	"	"	300	3箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
50	根川	"	50	5箇所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
小計	国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島県	50	17,200	10,100	5,400	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		地区名	2,512	7,272	586										
		戸数													
		住民数													
		担当分団 及び人数													
		避難場所													
		収容能力 (人)													

( )は重複人数

⑥東部県土整備局(吉野川)管内 1/5

河川名称	川名	左	右	区名	担当管理団体名称	場所	延長(m)	重要水防区		種別	対策	対策工種	関係区数		住民数(人)	担当水防団及び人数	危険な場所	措置	備考
								A(m)	B(m)				戸数(戸)	人数(人)					
1	吉野川	右	右	吉野川市	知恵島	1,768	1,768 (1768)	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	北須賀	305	1,056	鴨島方面 第12分団 15	知恵島小学校	150		
2	"	"	"	川島	川島	497	78	堤防 川島橋	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	堤防 川島橋	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	城	78	235	川島方面 第2分団 15	川島公民館	100		
3	"	"	"	鯉治屋敷 中	鯉治屋敷 中	2,169	1,995	溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	鯉治屋敷	129	382	川島方面 第4.5分団 29	川島体育館	200		
4	"	"	"	三ツ学	三ツ学	2,235	2,235 (2235)	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	伊加々志 裏塚、尻島 むつみ 北久保	424	1,221	川島方面 第5.8,10分団 (16) 30	交流センター	150		
5	"	"	"	瀬詰	瀬詰	2,740	2,740	溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	湯立北 外7自治会	568	2,042	山川方面 第1.2.3分団 77	山川中学校体育館 山瀬小学校体育館 瀬詰教育集会所 山川体育館	500 300 50 400		
6	"	"	"	川田	川田	3,352	3,352 (3352)	溜水 法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	溜水 法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	北村	114	435	山川方面 第7分団 27	山川中学校体育館 川田西小学校体育館 川田中 小学校体育館 三ヶ名ふれあいセンター	(500) 200 300 30		
7	"	左	右	阿波市 香	大野島 香	3,895	(3895) 3,895	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	伊月	153	612	市場方面 第1.2.3分団 56	市場小学校 八幡公民館	600 500 100		
8	"	"	"	"	"	1箇所		千田橋	工物(橋梁)	工物(橋梁)	工物(橋梁)	伊月	-	-	市場方面 第3分団 16	-	-		
9	"	"	"	"	"	1箇所		香美橋	"	"	"	伊月	-	-	市場方面 第3分団 (16)	-	-		
10	"	"	"	伊勝	伊勝	1,718	1,004 (1004)	堤防 高 堤防断面 新堤防	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	堤防 高 堤防断面 新堤防	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	伊勝 市外2	15 30	64 90	阿波方面 第1.2分団 35	久勝小学校 阿波久勝公民館 阿波勝命サブセンター	1,000 200 200		
11	"	"	"	"	"	270	270 (270)	水 洗	シート張り工 月の輪工	水 洗	シート張り工 月の輪工	伊勝 市外2	-	-	阿波方面 第5分団 (15)	阿波健康福祉センター 阿波市役所	500 200 (500)		
12	"	"	"	西前	西前	1,411	1,411 (1411)	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	西元	173	613	阿波方面 第6分団 20	阿波体育館 阿波市役所	500 200 (500)		
13	"	"	"	川久保	川久保	1,245	1,245 (1245)	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	法前水 溜	川の輪工 五徳樋工 土の3羽工 シート張り工	南川	107	356	阿波方面 第6分団 20	阿波体育館 阿波市役所	(500) (500)		

( )は重複距離 ( )は重複人数

⑥東部県土整備局(吉野川)管内 2/5

河川名称	左岸	右岸	河川名称	管理団体名	現場	延長(m)	水防区		要	種別	工事	備考					
							A(m)	B(m)									
14	吉野川	左	吉野川	阿波市	林	1,516	1,516	(1516)		"	水防対策工事	地区名 枯外	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
15	"	"	"	"	西乙 林	620	620	(185)		法 洗 掘 塊	月の輸工 五徳機工事 木のろり工事 シムト製材工	地区名 岩	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
16	"	右	"	石井町	第 藍	694	694	(436)		潮 洗 掘 塊 工作物(堰)	月の輸工 五徳機工事 木のろり工事	地区名 第 藍	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
17	"	"	"	"	藍	6	(6)			法 納 れ 水	月の輸工 五徳機工事 木のろり工事	地区名 -	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
18	"	左	"	上板町	第 十 新 田 佐 藤 條	1,692	1,692	(558)		潮 洗 掘 塊 工作物(堰)	月の輸工 木のろり工事	地区名 第 十 新 田 佐 藤 條	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
19	旧吉野川	右	"	"	第 十 新 田	200	200			堤防高	積土のう工	地区名 第 十 新 田	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
20	飯尾川	左右	吉野川市	石井町	界 鳥 取 畑	12,520	8,360	4,160	(2840)	(300)	洪水痕跡 堤防高	積土のう工 ひら張工 木流し工	地区名 上 浦 ・ 牛 島 山 路 ・ 牛 島 山 路 ・ 飯 尾 ・ 敷 地	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考
21	三谷川	"	"	"	藤 屋 川 合 流 点 ま で	250	250			堤防高	積土のう工	地区名 藤	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
22	寺谷川	"	"	"	山 路	960	480	480		"	"	地区名 山 路	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
23	立石谷川	左	"	"	上 浦	300	300			"	"	地区名 上 浦	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
24	江川	右	"	"	鴨 島 新 橋 高 校 商 業 高 校 裏 ま で	1,000	1,000			"	"	地区名 鴨 島	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
25	"	"	"	"	石 井 町 界 江 川 北 橋	400	400	400		堤防高 洪水痕跡	"	地区名 牛 島	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
26	寺谷川	左	"	"	飯 尾 川 合 流 点 山 路 橋	480	480			堤防高	積土のう工	地区名 山 路	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	
27	藤井谷川	左右	"	"	飯 尾 川 合 流 点 鴨 島 町 江 川	1,000	1,000			"	"	地区名 飯 尾	係区数 戸数 住民数 (人)	危険な場所 避難場所	措置 収容能力 (人)	備考	

( )は重複距離 ( )は重複人数

④東部県土整備局（吉野川）管内 3/3

河川名称	川名	左岸	右岸	区別	担当防区	管理団名	場所	延長(m)	重要水防区			種別	対策	種別	水防対策工
									A(m)	B(m)	(m)				
28	桑村川	左	右	〃	吉野川市	吉野川合流点～半桑村の字界	5,300 (1650)	5,300	5,300		堤防高 洪水痕跡	〃	〃	〃	
29	〃	〃	〃	〃	〃	近久～井大	1,796	1,796		堤防高	〃	〃	〃		
30	学島川	〃	〃	〃	〃	吉野川合流点～山川町流	7,300 (2000)	6,000 1,300		堤防高 洪水痕跡	〃	〃	〃		
31	ほたる川	〃	〃	〃	〃	〃	5,600	3,400	2,200		洪水痕跡	〃	〃		
32	源光寺谷川	〃	〃	〃	〃	桑湯浅フサ子西宅	100		100		堤防高	〃	〃		
33	岩屋谷川	〃	〃	〃	〃	吉野川合流点～上上	5,000	5,000			洪水痕跡	〃	〃		
34	〃	〃	〃	〃	〃	JR福から川田川合流点～点まで	(1265)		(1265)		法すべり	〃	〃		
35	大藤谷川	〃	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町川田	3,200	3,200			洪水痕跡	〃	〃		
36	船戸谷川	〃	〃	〃	〃	大藤谷川合流点～上上	1,400		1,400		〃	〃	〃		
37	中川	〃	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～上上	2,200	2,200			〃	〃	〃		
38	風呂の谷川	〃	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町井上	2,000		2,000		〃	〃	〃		
39	川田川	左	右	〃	〃	庄司橋川	237		237		法すべり	〃	〃		
40	ほたる川	左	右	〃	〃	季川	1,910	1,910			洗	〃	〃		
41	学島川	〃	〃	〃	〃	前部	2,100	2,100			堤防高	〃	〃		
42	願成寺谷川	〃	〃	〃	阿波市	東原	150		150		洗	〃	〃		
43	市場谷川	〃	〃	〃	〃	香美	1,000		1,000		堤防高	〃	〃		
44	〃	〃	〃	〃	〃	吉野川合流点～湯池	200		200		洪水痕跡	〃	〃		

( )は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数	避難場所	措置	備考
島村	84	252	川島方面第4,5分団(29)	川島公民館 川島体育館	100 200	
近久第2 近久第3	76	189	川島方面第6分団16	こだま会館	100	
三ツ島	55	165	川島方面第8,10分団(33)	東原老人憩いの家 川島老人福祉センター	30 50	
ほたる川 菅	141	436	山川方面第1,2,8分団(57)	西久保地区コミュニティセンター 山瀬小学校	30 300	
南寺中央 江	71	176	川島方面第3分団18	川島公民館	(100)	
北村 片	164	682	山川方面第6,7分団(27)	中部改善センター 三ヶ名ふれあいセンター 川田中小学校	50 30 300	
北外4自治会	306	1,104	〃 (52)	川田中部農業改善センター 川田中小学校体育館	50 (250)	
瀬貞	68	210	山川方面第7分団(51)	舟戸農業改善センター 川田西小学校	50 200	
舟戸西 舟戸東	14	45	〃 (27)	〃	(50) (200)	
町	12	38	山川方面第8分団(24)	川田中小学校 中部改善センター	(300) (50)	
〃	(4)	(15)	〃 (24)	〃	(300) 50	
恵外6自治会	409	1,445	山川方面第3,4,8分団(46)	吉野川市山川支所 山川公民館 吉野川市7エリートセンター	100 200 100	
季外4自治会	100	300	山川方面第1,2,3分団(77)	山川公民館 山川体育館	(200) (400)	
西久保 外山自治会	539	2,015	山川方面第1分団(26)	山瀬小学校体育館 西久保地区コミュニティセンター	(250) (30)	
東	25	93	阿波方面第4分団15 第5分団(27)	伊沢伊沢公民館	(1000) (200)	
香	115	400	市場方面第3分団16	市場小学校	(600)	
香	84	275	市場方面第3分団(15)	市場小学校	(600)	

( )は重複人数



⑥東部県土整備局(吉野川)管内 4/5

河川名称	左岸	右岸	担当防管団体名称	場所	延長			重要		防区		種別	対策	関係地区名	戸数	住民数	担当本防団及び人数	危険な場所	避難場所	取替能力	備考
					(m)	(m)	(m)	A	B	(m)	(m)										
45	柿ノ木谷川	左右	阿波市	大野島	1,000	1,000		1,000				堤防高	種士のう工	大野島一松 大野島二	30	100	市場方面 第1分団 24 市場方面 第1分団 (24)	市場八幡公民館 八幡小学校 八幡公民館	(100) (500) (100)		
46	"	"	"	吉野川合流 点～鷺谷川 合流	1,120	1,120		1,120				洪水痕跡	"	大野島	224	680	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校 八幡公民館	(500) (100)		
47	菅ノ内谷川	"	"	水田	300	300		300				堤防高	"	八伊	60	200	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校 八幡公民館	(500) (100)		
48	鷺谷川	"	"	山野上	730	730		730				洗堀	木流し工 ネット張り工	山野上二 山野上三	15	40	市場方面 第2分団 16	市場小学校	(600)		
49	"	"	"	柿ノ木谷川 合流点～大野 島・江ノ島	3,200	3,200		3,200				洪水痕跡	種士のう工	大野島	120	380	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校 八幡公民館	(500) (100)		
50	九頭字谷川	"	"	伊月	300	300		300				法すべり	ネット張り工	伊月四 伊月五	30	200	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校 八幡公民館	(500) (100)		
51	熊谷川	"	"	鳴門池田線 下	730	730		730				堤防高	種士のう工	西二条昭和 南北二条	277	895	吉野方面 第6,7分団 30	阿波高等学校 柿原小学校	(550) 350		
52	"	"	"	土成	2,000	2,000		2,000				"	種士のう工 ネット張り工 木流し工	土成	(60)	(350)	土成方面 第5,6分団 (31)	土成中学校 農業者トレーニングセンター	500 600		
53	"	右	"	吉野川 合流点～ 柿原シノ原	600	600		600				洪水痕跡	種士のう工	シノ原南 二丁	97	256	吉野方面 第6,7分団 (30)	柿原小学校 柿原公民館	(350) (120)		
54	蛇池川	左右	"	吉野川 上上流 上流	2,000	2,000		2,000				堤防高	"	亀折	12	37	吉野方面 第3分団 (15)	吉野中学校	550		
55	九頭字谷川	"	"	土成 成当	3,000	3,000		3,000				"	種士のう工 ネット張り工 木流し工	土成 成当	150	800	土成方面 第5,6,7分団 49	土成小学校 阿波農業高校	400 600		
56	指谷川	"	"	水田 秋	100	100		100				"	"	水田 秋	50	250	土成方面 第8分団 14	土成小学校 阿波農業高校	(400) (600)		
57	"	右	"	吉野川合流 点～間谷川 合流	750	750		750				洪水痕跡	種士のう工	秀清 六反田	31	91	市場方面 第1分団 (24) 土成方面 第5分団 15	八幡小学校 阿波農業高等学校	(500) (600)		
58	五明谷川	"	"	吉野川合流 点～第二中 原橋～ 五明合流	450	330 120		330 120						池田 王子	91	333	阿波方面 第6分団 20	阿波市役所	(500)		
59	飯尾川	左右	"	徳島市界 川 市	18,800	10,800 (1350)		10,800 (17450)				堤防高 洪水痕跡	種士のう工	石井・藏ノ内 重松・下浦 上浦・諏訪 国美・大万 天神・南島 高川 天	17,115 (11336)	5,827 (3927)	石井分団 高川底分団 68 浦庄分団 68	石井小学校 石井中学校 浦庄小学校 高浦中学校 石井町中央公民館 石井町地域防災交流センター 浦庄分団 石井西高校 フジクラ石井	500 800 500 600 200 50 100 100 500		

( )は重複人数

⑥東部県土整備局（吉野川）管内 5 / 5

河川番号	河川名	左岸	右岸	河川管理団体名称	重要水防区			種別	対策	対策工事	備考
					延長 (m)	A (m)	B (m)				
60	渡内川	左	右	県石井町	10,800	1,700	9,100	堤防高	種士のう工	水防対策工	
									種士のう工		
61	神宮入江川				10,800		10,800	"	"	"	
62	立石谷川	右			1,000	350	650	堤防高	"	"	
63	"	左			1,700		1,700	洪水痕跡	"	"	
64	宮川内谷川	左	右	上板町	800	200	600	法すべり	月の輪工	種士のう工	
								水衝	種士のう工	種士のう工	
65	"	左			300	300	500	灌漑	釜設工		
66	湯吸谷川	左	右	吉野川市	500		500	堤防高	種士のう工	種士のう工	
									"		
67	鷹ヶ巣谷川				30		30	"	"	"	
68	吉本東谷川				100		100	"	"	"	
69	湯吸谷川				400		400	"	"	"	
70	砥園谷川				500	150	350	洗掘	種士のう工	種士のう工	
71	砥見谷川				1,150	450	700	法すべり	種士のう工	種士のう工	
									本流し工	種士のう工	
72	八幡谷川				1,000	800	200	"	"	"	
73	翁喜台谷川				300		300	"	"	"	
74	王子谷川				40	40	40	"	"	"	
小計	国土交通省		19		26,028	1,184	23,711	1,133			
	徳島県		46		116,583	49,780	67,103	0			
計	市町村		9		4,020	1,440	2,580	0			

( )は直轄距離

( )は重複入数

⑦西部総合県民局(美馬)管内 1 / 3

河川名	川名	左岸	右岸	区名	管理団体名	場所	重要区要			種別	対策	種別	対策	種別	対策	種別	対策	関係区係			備考	
							延長	A	B									地区名	戸数	住民数		担当人数
1	吉野川	左	右	美馬市	美馬市	原	267	267	267	2,824	267	267	267	2,824	267	267	267	344	842	協町方面隊 第1分団 48	江原南小学校	600
2	"	"	"	"	"	"	262	262	262	2,824	262	262	262	2,824	262	262	262	521	1,357	協町方面隊 第1.5分団 (48) 26	江原南小学校 協町小学校	(600) 1,000
3	"	"	"	"	"	猪	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	114	271	協町方面隊 第5分団 (26)	協町小学校	(1000)
4	"	"	"	"	"	猪	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785	114	271	協町方面隊 第5分団 (26)	協町小学校	(1000)
5	"	"	"	"	"	木の内	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	139	443	地元消防団 15	住民センター	450
6	"	"	"	"	"	東原	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	133	442	第4分団 15	美馬中学校 福祉センター	200 200
7	"	"	"	"	"	沼宗ノ分	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	207	621	" (15)	重清東小学校	200
8	"	"	"	"	"	西村中島	935	935	935	935	935	935	935	935	935	935	935	125	348	第5分団 (20)	竹ノ内公会堂 西村公会堂	20 20
9	"	右	左	"	"	吹字九反地	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	57	158	六反方面隊 第2分団 35	六反小学校 六反中学校 六反スポーツセンター	1,150
10	"	"	"	"	"	舞中島	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	26	116	第1分団 30	三島会館	150
11	"	"	"	"	"	"	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	181	548	(30)	"	(150)
12	"	"	"	"	"	小島	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527	37	143	(30)	三島中学校	1,000
13	"	"	"	"	"	つるま町半	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	64	164	第7分団 15	小野コミュニティセンター 小野老人憩いの家	100
14	"	"	"	"	"	半田	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083	75	188	第7分団 (15)	うらち荘	100
15	井口谷川	"	"	美馬市	美馬市	別所浜	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	25	60	地元消防団 15	岩倉中学校	500
16	大谷川	"	"	"	"	西大谷	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	10	30	地元消防団 15	西大谷集会所 協町体育館	500
17	東俣川	"	"	"	"	古屋敷	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	25	50	地元消防団 15	東俣ふれあいの里	100

( )は重複人数 ( )は重複距離

⑦西部総合県民局（美馬）管内 2 / 3

河川 名 別	河川 名	左 岸	右 岸	区 分	区 名	担 当 団 体 名	水 防 区 延 長 (m)	重 要 水 防 区			種 別	対 策 工 種	備 考	
								A (m)	B (m)	C (m)				
18	曾江谷川	左	右		美馬市	井宮	100	100			洗掘	木流し工 農工	地区名 宮井 戸数 7 住民数 20 担当分団 及び人数 (人) 地元防団 15 危険な 場所 江原北小学校	設置 収容能力 (人) (500)
19	吉田谷川	左	右				500	500 (500)			堤防高 洗掘	農工のう 工 木流し工	地区名 東宗重藤 北荒重中島 戸数 27 住民数 101 担当分団 及び人数 (人) 第1分団 20 危険な 場所 郡里小学校	設置 収容能力 (人) 200
20	坂坂谷川					沼田	675	675 (675)			"	"	地区名 西荒川 戸数 34 住民数 98 担当分団 及び人数 (人) 第7分団 (15) 危険な 場所 郷里学校 郷里学校	設置 収容能力 (人) (900) (200)
21	高瀬谷川					西村	1,400	1,400 (1,400)			堤防高	農工のう 工	地区名 西村北 戸数 16 住民数 49 担当分団 及び人数 (人) 第5分団 (20) 危険な 場所 西村公会堂	設置 収容能力 (人) 50
22	一の谷川	左				小島	150		150		堤防断面	月の働工	地区名 東分 戸数 5 住民数 18 担当分団 及び人数 (人) 第1分団 (30) 危険な 場所 小島公会堂	設置 収容能力 (人) 50
23	"	右				"	150		150		"	"	地区名 " 戸数 4 住民数 15 担当分団 及び人数 (人) (30) 危険な 場所 " 観音寺	設置 収容能力 (人) (50)
24	三谷川	左				三谷	300		300		洪水痕跡 工作物	農工のう 工	地区名 西東 戸数 6 住民数 24 担当分団 及び人数 (人) (30) 危険な 場所 観音寺	設置 収容能力 (人) 30
25	"	右				"	300		300		"	"	地区名 " 戸数 9 住民数 36 担当分団 及び人数 (人) (30) 危険な 場所 八幡神社	設置 収容能力 (人) 30
26	穴吹川	左				土場	500		500		堤防高	農工のう 工	地区名 土手 戸数 35 住民数 120 担当分団 及び人数 (人) 第2分団 30 危険な 場所 穴吹小学校 穴吹中学校 穴吹町公民館	設置 収容能力 (人) (1150)
27	"					初草	300		300		水衝堀	"	地区名 初草 戸数 12 住民数 30 担当分団 及び人数 (人) 第3分団 20 危険な 場所 初草ふれあい館	設置 収容能力 (人) 700
28	"					宮内	500		500		"	築き廻し工	地区名 宮内 戸数 15 住民数 40 担当分団 及び人数 (人) 第4分団 40 危険な 場所 宮内小学校 口田集落センター	設置 収容能力 (人) 800
29	"	右				知野	200		200		洪水痕跡	農工のう 工	地区名 知野 戸数 3 住民数 10 担当分団 及び人数 (人) " 危険な 場所 徳成寺	設置 収容能力 (人) 10
30	内田谷川	左				古宮	800	100 (800)	900		水 洗	木流し工	地区名 内小 戸数 23 住民数 50 担当分団 及び人数 (人) 第5分団 40 危険な 場所 古宮中学校 古宮町公民館 生活改善センター	設置 収容能力 (人) 450
31	"	右				"	1,000	100	900		"	"	地区名 " 戸数 16 住民数 35 担当分団 及び人数 (人) (40) 危険な 場所 " 川上集会所 民家	設置 収容能力 (人) (450)
32	穴吹川	左右				川上	1,000	1,000			"	"	地区名 川上 戸数 5 住民数 11 担当分団 及び人数 (人) 第1分団 50 危険な 場所 川上集会所	設置 収容能力 (人) 140
33	"					谷口	800	800 (800)			堤防高 洗掘	農工のう 工 木流し工	地区名 滝ノ 戸数 87 住民数 185 担当分団 及び人数 (人) (50) 危険な 場所 つるぎの里 谷口公民館 天徳寺	設置 収容能力 (人) 330
34	"					樫原	400		400		洗掘	農工のう 工	地区名 樫原 戸数 6 住民数 15 担当分団 及び人数 (人) 第3分団 25 危険な 場所 三ツ木集会所	設置 収容能力 (人) 150
35	半田川					つるぎ町	200		200		堤防高	農工のう 工	地区名 東久保 戸数 8 住民数 20 担当分団 及び人数 (人) 第8分団 26 危険な 場所 東久保老人憩いの家	設置 収容能力 (人) 30
36	井川谷川					藤名	100		100		洗掘	木流し工	地区名 藤名 戸数 3 住民数 10 担当分団 及び人数 (人) 第9分団 15 危険な 場所 日浦小学校	設置 収容能力 (人) 200
37	貞光川	左				長橋付近	350		350		洪水痕跡	農工のう 工 木流し工	地区名 東 戸数 5 住民数 20 担当分団 及び人数 (人) 第15分団 20 危険な 場所 中央公民館	設置 収容能力 (人) 100

( )は重複距離 ( )は重複人数

⑦西部総合県民局（美馬）管内 3/3

河川名称	河川名称	河川名称	河川名称	河川名称	重要延長		水防区		要	種別	河川名称	河川名称	関係区		住民数	担当消防団及び人数	避難場所	収容能力	備考
					(m)	(m)	A (m)	B (m)					戸数	(人)					
38	貞光川	左	木綿麻橋渡	200	200	1,000	200	洗堀	木流し工	木綿麻橋渡	左	4	13	"	木綿麻会館	25			
39	"	右	"	1,000		1,000		洪水痕跡	積土のう工	川東集会所 ハイブ和光	右	50	190	第16分団 15		川東集会所 ハイブ和光	90		
40	"	"	宅熊橋渡	250	250			洗堀	木流し工	皆瀬小学校	左	4	14	第18分団 15	皆瀬小学校	150			
41	"	"	吉良橋渡	300		300		洪水痕跡	積土のう工	端山住民センター	左	8	18	第20分団 20	端山住民センター	200			
42	"	"	宮平橋渡	300		300		"	"	長瀬集会所	左	9	23	"	長瀬集会所	50			
43	"	"	切越	200	200			洗堀	木流し工	一字公民館 一字中学校体育館	左	51	120	第1分団 21	一字公民館 一字中学校体育館	600			
44	日野谷川	左右	美馬市山	100	60	40		"	"	脇町中学校	左	60	200	地元消防団 15	脇町中学校	500			
45	龍山谷川	左	山口	1,000	800	200		漏水	"	蔵寄民家	左	2	8	第1分団 (40)	蔵寄民家	20			
46	"	右	"	1,000	800	200		"	"	"	左	3	12	"	"	(20)			
47	大合谷川	左	大合	1,000		1,000		"	"	大合集会所 民家 天徳寺	左	34	81	第1分団 (60)	大合集会所 民家 天徳寺	120			
48	内川地谷川	左右	下名	200		200		洗堀	積土のう工	内川地公会堂	左	10	21	第1分団 (60)	内川地公会堂	40			
49	川井谷川	"	川井	1,000		1,000		"	"	川井体育館 川井集会所	左	43	100	第2分団 25	川井体育館 川井集会所	450			
50	瀬開谷川	右	つるぎ町川	700			700	"	"	郷谷小学校	右	30	53	第5分団 13	郷谷小学校	300			
51	山彦谷川	左右	普美馬市曾	40	40			堤防断面	積土のう工	江原中学校	左	30	100	地元消防団 15	江原中学校	500			
52	塩水谷川	"	藤川	100		100		"	"	江原北小学校	左	10	30	地元消防団 15	江原北小学校	500			
53	広瀬谷川	左	谷口	100		100		洗堀	木流し工 積土のう工	"	左	10	30	地元消防団 15	"	(500)			
小計	国土交通省			14,139		4,986	6,827	2,326											
	徳島県			12,625		4,775	7,750	0											
計	市町村		2	5,240		2,840	2,400	0				2,767	7,701	699				13,105	( )は重複人数

⑧西部総合県民局（三好）管内 1 / 2

河川名	川名	左岸	右岸	管理団体名	場所	延長(m)	重要水防区		要	種別	対策	関係区		戸数	住民数(人)	担当分団及び人数(人)	危険な場所	措置		備考
							A(m)	B(m)				収容能力(人)	避難場所							
1	吉野川	左	左	三好市	太刀野東川	110	1,817 (1817)	110	新堤防	現状監視	水防対策工	東川原分団 第6,7分団 29	286	734	東川原分団 第6,7分団 29	東川原集会所 太刀野集会所 太刀野分団 三野体育館	1,100 (1190)			
2	"	"	"	"	中	1,817	1,817 (1817)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第3分団 39	82	189	東川原分団 第3分団 39	箸藏小学校	345			
3	"	右	右	"	辻	1,386	1,386 (1386)		"	-		東川原分団 第1,2,3分団 73	258	1,032	東川原分団 第1,2,3分団 73	辻高校 井川中学校	960			
4	"	"	"	"	西井川	192	192 (192)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第4分団 30	61	169	東川原分団 第4分団 30	西井川保育所	100			
6	"	"	"	"	ヤマダ	191	191 (191)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第1分団 45	256	556	東川原分団 第1分団 45	三好市役所 供養地分館 池田総合体育館	750			
6	"	左	左	"	代	1,147	1,147 (1147)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第12,13分団 69	129	419	東川原分団 第12,13分団 69	足代小学校 足代公民館	613			
7	"	"	"	"	間	1,745	1,745 (1745)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第14,15分団 63	157	598	東川原分団 第14,15分団 63	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館 毛田小学校 毛田公民館	1,531			
8	"	右	右	"	毛田	706	706		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第2分団 13	12	28	東川原分団 第2分団 13	毛田公民館	818			
9	"	"	"	"	中庄	297	297 (30)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第3分団 36	5	15	東川原分団 第3分団 36	三庄公民館 ケアハウスたんぽぽ ケアハウスマリテレア	142			
10	"	"	"	"	稲持	3,767	3,767 (3767)		堤防高堤防断面	-		東川原分団 第10,11分団 32	27	98	東川原分団 第10,11分団 32	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	127			
11	河内谷川	"	"	三好市	東川原	800	800	800	洗掘	積土のう工 積土のう工		東川原分団 第6,11分団 16)	(153)	(369)	東川原分団 第6,11分団 16)	東川原集会所 花岡集会所 太刀野分団 三野体育館	(1100) (1190)			
12	鮎苔谷川	左	左	"	下ノ段	200	200		"	"		東川原分団 第3分団 (39)	182	246	東川原分団 第3分団 (39)	箸藏小学校	(345)			
13	馬路川	"	"	"	北天	350	350	350	"	"		東川原分団 第11分団 39	71	156	東川原分団 第11分団 39	白地小学校	500			
14	松尾川	"	"	"	宮石	400	400	400	"	"		東川原分団 第9分団 32	7	9	東川原分団 第9分団 32	しらさぎ荘 (みどりの研修センター)	100			
15	弥十柳川	左	左	三好市	西宮南	1,500	1,500 (700)	800	堤防高	積土のう工		東川原分団 第1分団 45)	744	1,672	東川原分団 第1分団 45)	池田小学校 池田中学校	1,000 1,000			

( )は重複人数 ( )は重複距離

⑧西部総合県民局(三好)管内 2/2

河川名	左岸	右岸	堤防管理の場 所名称	延長		要水防区		種別	対策	備考						
				(m)	(m)	(m)	(m)									
16	柳川	右	三好市 池田南東1 池田南東2	1,400	600	800	堤防高	堤防高	柳川のう工	柳川西 池田南東1 池田南東2	744 (744)	(1,672)	第1分団 (45) 第2分団 (29)	池田小学校 池田中学校	(1000) (1000)	
17	井内谷川	左	井内	300	100	200	洗掘	洗掘	"	吉木	10	30	第6分団 36	井内小学校 白旗荘	700	
18	白川谷川	"	野川 兼	1,300	300	1,000	堤防高	堤防高	"	中白 光	26	80	第5分団 18	河内小学校 河内公民館	220 100	
19	"	右	光	300		300	"	"	"	"	6	16	"	"	(220) (100)	
20	"	左	栗山	100	100		"	"	"	栗山	8	15	"	栗山地区集会所	50	
21	"	右	"	100	100		"	"	"	"	1	2	"	"	(50)	
22	鯛山川	左	大月 下	200		200	"	"	"	大月 下	12	40	第4分団 30	大野小学校 大野公民館	190 80	
23	"	右	信正	200		200	堤防高	堤防高	柳川のう工	信正	3	10	第4分団 (30)	大野小学校 大野公民館	(190) (80)	
24	小川谷川	"	東みよし町 屋間	250		250	堤防高	堤防高	柳川のう工	光北 南平 敷地 敷地 小川谷 北下 西	110	336	第15分団 (35)	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	(1531)	
25	"	左	"	150		150	洗掘	洗掘	"	光北 光	80	255	第15分団 (35)	"	(1531)	
26	稲持谷川	右	稲持	500		500	堤防高	堤防高	柳川のう工	稲持	(10)	(38)	第10,11分団 (50)	稲持集会所 員公民館 滝下生活改善センター	(127)	
27	"	左	"	500		500	"	"	"	"	(17)	(57)	"	"	(127)	
28	加茂谷川	"	吉東 新町	900		900	"	"	"	吉東 新町	(35)	(128)	第7,9分団 (50)	東みよし町役場	2,102	
29	猪ノ谷川	"	毛田	500		500	"	"	"	毛田	8	27	第2分団 (13)	毛田小学校 毛田公民館	818	
30	"	右	"	500		500	"	"	"	"	6	22	"	"	(818)	
小計	国土交通省	11		11,358	10,981	0	377				2,850	7,541	687		13,346	( )は重複人数
徳島県	20			10,450	2,100	8,350	0									
市町村	0	2		0	0	0	0									

## 4-1-1 地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表

平成26年1月1日現在

## 1. 震度4以上

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
1	中池	鳴門市北灘町藤久保73	20.0	75.0	15,000	13	上田井水利組合	鳴門市	徳島	
2	大正池	吉野川市川島町桑村字新池尻	16.5	200.0	175,000	26	川島東土地改良区	吉野川市	吉野川	
3	御所池(相坂ダム)	阿波市土成町宮川内字相坂	16.0	82.0	245,000	150	御所土地改良区	阿波市	吉野川	
4	浦池ダム	阿波市土成町大字浦ノ池	19.0	80.0	41,300	15	浦之池千代水利組合	阿波市	吉野川	取水設備等の点検
5	白水ダム	阿波市市場町日開谷字白水	19.3	50.0	59,400	8	市場中央土地改良区 (川北水利組合)	阿波市	吉野川	取水設備等の点検
6	高西ダム	阿波市市場町尾開字高西	16.8	37.0	21,600	24	市場中央土地改良区 (高西用水組合)	阿波市	吉野川	取水設備等の点検
7	別埜池	阿波市阿波町井手口	15.0	180.0	280,000	153	阿波東部土地改良区	阿波市	吉野川	
8	夏子ダム	美馬市脇町字曾江谷	43.8	129.0	1,600,000	290	美馬市	美馬市	美馬	
9	岩倉池	美馬市脇町岩倉	18.3	195.0	100,500	60	脇町土地改良区	美馬市	美馬	

## 2. 震度5弱以上

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
1	矢野溜池	徳島市国府町矢野	6.1	50.0	6,000	7	西矢野ため池水利組合	徳島市	徳島	
2	放生の池	徳島市国府町延命字天神谷	5.4	170.0	8,000	4	以西土地改良区	徳島市	徳島	
3	以西溜池	徳島市国府町西矢野字源田	6.6	40.0	9,000	0	不在	徳島市	徳島	
4	月の輪池	徳島市国府町延命字源田	7.2	80.0	1,000	234	以西土地改良区	徳島市	徳島	
5	夫婦溜池下	徳島市下町本丁	7.0	65.0	5,000	13	下町土地改良区	徳島市	徳島	
6	夫婦溜池上	徳島市下町本丁	4.6	30.0	3,000	13	下町土地改良区	徳島市	徳島	
7	新溜池	徳島市上八万町西山	6.0	55.0	10,000	13	下町土地改良区	徳島市	徳島	
8	旧新溜池	徳島市上八万町西山	7.0	40.0	14,000	13	下町土地改良区	徳島市	徳島	
9	日開溜池	徳島市上八万町巽山	6.0	35.0	5,000	2	巽山集落日開谷水利組合	徳島市	徳島	
10	下溜池	徳島市上八万町星河内	10.9	60.0	11,000	10	星河内水利組合	徳島市	徳島	
11	上溜池	徳島市上八万町星河内	8.4	70.0	12,000	10	星河内水利組合	徳島市	徳島	
12	水落溜池	徳島市上八万町花房	8.4	30.0	7,000	0	花房集落	徳島市	徳島	
13	新溜池	徳島市北山町萩田	2.1	28.0	1,000	1	萩田集落	徳島市	徳島	
14	上溜池	徳島市北山町花折	4.3	30.0	2,000	10	花折集落	徳島市	徳島	
15	中溜池	徳島市北山町花折	5.8	47.0	5,000	10	花折集落	徳島市	徳島	
16	大溜池	徳島市方上町壺町地	4.7	115.0	7,000	30	方上町水利組合	徳島市	徳島	
17	新溜池2号	徳島市方上町山神	6.0	20.0	2,000	30	方上町水利組合	徳島市	徳島	
18	向山溜池	徳島市方上町向山	4.8	55.0	4,000	30	方上町水利組合	徳島市	徳島	
19	船越溜池	徳島市渋野町船越8	4.4	40.0	7,000	6	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
20	入道溜池	徳島市渋野町入道17	4.9	40.0	7,000	10	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
21	辻溜池	徳島市渋野町西	5.1	45.0	7,000	3	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
22	古溜池	徳島市渋野町入野	5.5	100.0	6,000	30	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
23	新溜池3号	徳島市渋野町南谷	7.0	64.0	10,000	30	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
24	次郎溜池	徳島市渋野町佐野谷	4.7	63.0	4,100	14	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
25	新溜池4号	徳島市渋野町佐野谷	5.8	100.0	7,000	14	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
26	大溜池	徳島市渋野町佐野谷	5.7	64.0	10,000	14	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
27	花谷溜池	徳島市渋野町佐野谷	3.2	28.0	1,000	14	渋野町水利組合	徳島市	徳島	
28	風早溜池	徳島市八多町風早	4.4	32.0	2,000	8	仕出水利組合	徳島市	徳島	
29	東谷溜池	徳島市八多町風早北	5.0	25.0	1,000	3	風早北集落	徳島市	徳島	
30	宮谷溜池	徳島市八多町大久保	3.9	35.0	2,000	11	大久保集落	徳島市	徳島	
31	西谷溜池	徳島市八多町大久保	5.1	35.0	1,000	11	大久保集落	徳島市	徳島	
32	柳谷溜池下	徳島市八多町仕出	5.2	50.0	2,000	8	仕出水利組合	徳島市	徳島	
33	柳谷溜池上	徳島市八多町仕出	2.7	30.0	1,000	8	仕出水利組合	徳島市	徳島	
34	国宝溜池下	徳島市八多町仕出	4.2	58.0	4,000	8	仕出水利組合	徳島市	徳島	
35	国宝溜池上	徳島市八多町仕出	3.5	27.0	2,000	8	仕出水利組合	徳島市	徳島	
36	地の丸溜池	徳島市八多町仕出	5.1	55.0	3,000	2	仕出水利組合	徳島市	徳島	
37	小倉溜池	徳島市八多町小倉	3.2	90.0	7,000	10	小倉用水組合	徳島市	徳島	
38	西溜池	徳島市八多町宮ノ下	4.5	75.0	2,500	20	宮谷用水組合	徳島市	徳島	
39	白金溜池	徳島市飯谷町白金	4.3	42.0	2,000	1	白金溜池用水組合	徳島市	徳島	
40	加持溜池	徳島市入田町内御田	7.1	48.0	4,000	5	西溜池水利組合	徳島市	徳島	
41	大原溜池	徳島市入田町大久	5.8	43.0	6,000	1	西大原水利組合	徳島市	徳島	
42	日色溜池	徳島市入田町南谷	6.1	28.0	5,000	4	南谷集落	徳島市	徳島	
43	坂東溜池	徳島市八多町坂東	5.4	225.0	10,000	36	音井水利組合	徳島市	徳島	
44	中山溜池	徳島市八多町中山	5.9	22.0	1,300	2	仕出集落(横坂地域)	徳島市	徳島	
45	中山大池	鳴門市撫養町中山	9.2	138.0	100,000	13	木津土地改良組合	鳴門市	徳島	
46	西奥池	鳴門市大津町大代山路	10.8	60.0	33,500	25	大代谷川水利組合	鳴門市	徳島	
47	林谷池	鳴門市大麻町板東樋殿谷	14.5	88.0	60,000	11	平草水利組合	鳴門市	徳島	



## 2. 震度5弱以上

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m3)	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
48	黒崎大池	鳴門市撫養町黒崎字宮津	6.0	208.0	60,000	1	斉田黒崎水利組合	鳴門市	徳島	
49	斉田大池	鳴門市撫養町斉田字大池	5.6	205.0	65,000	0	斉田黒崎水利組合	鳴門市	徳島	
50	谷奥	小松島市田野町字谷奥	8.8	72.0	38,000	13	宮田清	小松島市	徳島	
51	鉾石	小松島市田野町字鉾石	10.0	72.0	16,000	17	宮田清	小松島市	徳島	
52	二反田	小松島市櫛淵町字中田	7.5	63.0	20,000	6	大栗義雄	小松島市	徳島	
53	奥條下	小松島市櫛淵町字奥條	5.5	110.0	10,000	30	大栗義雄	小松島市	徳島	
54	曾我氏池	名西郡石井町城ノ内	8.2	66.0	9,000	2	城ノ内溜池養水組合	石井町	徳島	
55	童学寺下池	名西郡石井町城ノ内	7.4	93.0	21,700	9	城ノ内溜池養水組合	石井町	徳島	
56	高良池	名西郡石井町石井字石井	6.7	78.0	3,000	0	高良池養水組合	石井町	徳島	
57	東王子池	名西郡石井町石井字石井	6.7	96.0	14,000	6	東王子溜池養水組合	石井町	徳島	
58	原田池	名西郡石井町石井字石井	5.9	122.0	10,000	0	原田溜池組合	石井町	徳島	
59	行者野池	名西郡神山町阿野字南行者野	8.2	30.0	5,000	5	行者野水利組合	神山町	徳島	
60	杜氏峠池	名西郡神山町神領字西青井夫	3.1	36.0	1,000	0	江口治雄	神山町	徳島	
61	小原池	名西郡神山町鬼籠野字小原	1.9	22.0	440	0	岩前繁子	神山町	徳島	
62	笠原池	名西郡神山町鬼籠野字元山	4.1	30.0	1,000	0	笠原勢一	神山町	徳島	
63	関堀池	板野郡上板町引野字関堀	8.5	50.0	8,200	10	引野西部養水組合	上板町	徳島	
64	新池	板野郡上板町引野字宮ヶ谷	6.5	50.0	4,400	10	瀬尾高	上板町	徳島	
65	豊年池	板野郡上板町泉谷字上下段	9.0	22.0	1,500	9	北岸用水土地改良区	上板町	徳島	
66	宮ヶ谷池	板野郡上板町神宅字宮ヶ谷	13.0	33.0	8,800	12	宮ヶ谷用水組合	上板町	徳島	
67	明神池	板野郡上板町引野字宮ヶ谷	9.2	35.0	2,000	10	瀬尾高	上板町	徳島	
68	弥吾池	板野郡上板町神宅字台山	5.7	110.0	8,900	2	袖ノ木用水組合	上板町	徳島	
69	新池	板野郡上板町神宅字祝谷	7.6	77.0	4,700	0	不在	上板町	徳島	
70	願成谷池	板野郡上板町神宅字山田	8.6	50.0	3,600	4	中川佳弘	上板町	徳島	
71	大池	板野郡上板町神宅字菖蒲谷	6.0	70.0	2,000	0	不在	上板町	徳島	
72	青谷下池	板野郡上板町引野字青谷	3.6	24.0	1,000	4	三浦茂行	上板町	徳島	
73	青谷池	板野郡上板町引野字青谷	4.6	23.0	1,000	4	三浦茂行	上板町	徳島	
74	地獄池	板野郡上板町泉谷字滝ノ山	10.0	12.0	1,000	9	北岸用水土地改良区	上板町	徳島	
75	妙見池	阿南市新野町妙見	5.0	94.0	13,900	8	新野土地改良区	阿南市	阿南	
76	宇井谷池	阿南市新野町大蔵	4.8	76.0	30,000	5	新野土地改良区	阿南市	阿南	
77	大谷池	阿南市津乃峰町長浜	6.5	60.0	6,300	3	四宮義紹	阿南市	阿南	
78	宮ノ谷池	阿南市津乃峰町東分	5.3	104.0	6,000	5	四宮 暁	阿南市	阿南	
79	櫛ヶ谷池	阿南市内原町櫛ヶ谷	8.0	100.0	20,000	10	桑野土地改良区	阿南市	阿南	
80	上浦大月1号池	吉野川市鴨島町上浦字玉取1770	4.6	50.0	6,000	2	大月溜池水利組合	吉野川市	吉野川	
81	山路大月池	吉野川市鴨島町山路字生福1812	5.0	35.0	3,000	2	大月溜池水利組合	吉野川市	吉野川	
82	岡原池	吉野川市鴨島町山路字岡原	9.1	81.0	19,000	5	岡原水利組合	吉野川市	吉野川	
83	壇1号池	吉野川市鴨島町森藤字滝ノ上416	5.0	155.0	7,000	7	渡部棟市	吉野川市	吉野川	
84	一の坪池	吉野川市鴨島町森藤字西浦谷1542	8.0	42.0	12,000	5	深見普作	吉野川市	吉野川	
85	昭和池	吉野川市鴨島町飯尾字天神1876-1	11.0	45.0	7,000	2	吉野川市	吉野川市	吉野川	
86	敷地池	吉野川市鴨島町敷地字平山658-4	8.7	64.0	27,000	5	佐藤理八郎	吉野川市	吉野川	
87	寺谷池	吉野川市鴨島町山路字西寺谷	5.0	40.0	6,000	7	田村敬雄	吉野川市	吉野川	
88	神明池	阿波市土成町水田字出口	5.4	124.0	11,000	30	指谷土地改良区	阿波市	吉野川	
89	浦之池	阿波市土成町浦池	2.2	700.0	8,300	20	萬代土地改良区	阿波市	吉野川	
90	馬ヶ谷池	阿波市土成町浦池	12.5	45.0	8,400	0	萬代土地改良区	阿波市	吉野川	
91	日吉池	阿波市土成町水田字日吉	11.7	59.0	28,000	40	日吉土地改良区	阿波市	吉野川	
92	間谷池	阿波市土成町水田字日吉	13.5	63.0	24,300	20	日吉土地改良区	阿波市	吉野川	
93	牛屋谷池	阿波市土成町吉田字牛屋谷	7.1	31.0	1,000	1	御所土地改良区	阿波市	吉野川	
94	大場池	阿波市土成町成当	11.4	53.0	21,500	22	大場土地改良区	阿波市	吉野川	
95	鈴川ダム	阿波市土成町土成字鈴川	12.4	120.0	19,000	29	椋原土地改良組合	阿波市	吉野川	取水設備等の点検
96	北池	阿波市土成町土成字北原	3.6	170.0	7,600	24	土成土地改良区	阿波市	吉野川	
97	耕整東池	阿波市土成町土成字前田	11.9	70.0	25,000	26	土成土地改良区	阿波市	吉野川	
98	西谷池	阿波市土成町高尾字西谷	9.6	50.0	19,300	1	御所東部土地改良区 (西谷用水組合)	阿波市	吉野川	
99	安楽寺池	阿波市土成町高尾字法教田	8.6	15.0	3,500	10	御所東部土地改良区 (高尾土地改良組合)	阿波市	吉野川	
100	熊谷池	阿波市土成町土成字鈴川	7.9	31.0	3,000	2	土成土地改良区	阿波市	吉野川	
101	第2金清池	阿波市市場町尾開字日吉	14.3	85.0	98,400	110	市場中央土地改良区 (金清水利組合)	阿波市	吉野川	
102	第1金清池	阿波市市場町尾開字日吉	13.3	95.0	85,100	110	市場中央土地改良区 (金清水利組合)	阿波市	吉野川	
103	金清ダム	阿波市市場町尾開字日吉	12.1	51.0	11,500	110	市場中央土地改良区 (金清水利組合)	阿波市	吉野川	取水設備等の点検
104	尼池	阿波市市場町切幡字観音	9.5	48.0	5,300	6	市場中央土地改良区 (中谷水利組合)	阿波市	吉野川	
105	姥ヶ池	阿波市市場町切幡字観音	9.4	43.0	5,200	7	市場中央土地改良区 (姥ヶ池水利組合)	阿波市	吉野川	
106	喜蓮池	阿波市市場町切幡字観音	3.6	10.0	3,500	4	市場中央土地改良区 (喜蓮池水利組合)	阿波市	吉野川	
107	源太池	阿波市市場町切幡字池ノ本	4.8	213.0	6,600	7	市場中央土地改良区 (源太池水利組合)	阿波市	吉野川	
108	池谷池	阿波市市場町香美字善入寺北	4.8	87.0	15,000	6	池谷用水組合	阿波市	吉野川	
109	仲間池	阿波市市場町上喜来字蛭子	4.5	36.0	1,700	3	市場中央土地改良区 (蛭子水利組合)	阿波市	吉野川	

## 2. 震度5弱以上

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m3)	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
110	上池	阿波市市場町大俣字行峰	6.7	592.0	120,000	174	阿波東部土地改良区	阿波市	吉野川	
111	上三ツ池	阿波市市場町上喜来字北原	5.6	40.0	1,400	67	市場中央土地改良区 (上喜来水利組合)	阿波市	吉野川	
112	中三ツ池	阿波市市場町上喜来字北原	4.1	25.0	1,400	67	市場中央土地改良区 (上喜来水利組合)	阿波市	吉野川	
113	奥の池	阿波市市場町大俣字原渚	9.7	38.0	2,900	19	法寺水利組合	阿波市	吉野川	
114	中の池	阿波市市場町大俣字原渚	7.9	77.0	3,500	19	法寺水利組合	阿波市	吉野川	
115	下の池	阿波市市場町大俣字原渚	5.0	38.0	2,000	19	法寺水利組合	阿波市	吉野川	
116	浦の池	阿波市市場町大俣字宇佐	10.2	33.0	6,000	7	市場中央土地改良区 (宇佐共同施工組合)	阿波市	吉野川	
117	弁天上池	阿波市市場町大俣字原渚	4.0	110.0	1,900	8	市場中央土地改良区 (弁天水利組合)	阿波市	吉野川	
118	弁天中池	阿波市市場町大俣字原渚	4.1	110.0	1,000	8	市場中央土地改良区 (弁天水利組合)	阿波市	吉野川	
119	大北ダム(川北ダム)	阿波市市場町日開谷字川北	14.0	45.0	28,000	67	市場中央土地改良区 (上喜来水利組合)	阿波市	吉野川	取水設備等の点検
120	浦池	阿波市阿波町字井出口	12.5	60.0	22,000	58	阿波東部土地改良区	阿波市	吉野川	
121	伊沢池	阿波市阿波町山ノ神	9.8	314.0	42,000	30	阿波中部土地改良区	阿波市	吉野川	
122	薬師谷下池	阿波市阿波町北正広	14.5	65.0	43,500	35	阿波中部土地改良区	阿波市	吉野川	
123	三方堤	阿波市阿波町西長峰	7.0	282.0	11,000	15	阿波西部土地改良区	阿波市	吉野川	
124	蛭田池	阿波市阿波町岡地	5.3	50.0	14,700	1	阿波中部土地改良区	阿波市	吉野川	
125	北の池	美馬市脇町字小星	10.8	111.0	66,000	41	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
126	すり鉢池	美馬市脇町字小星	6.0	34.0	1,000	41	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
127	新池	美馬市脇町字小星	3.0	76.0	2,400	5	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
128	奥の池	美馬市脇町字上ノ原	7.0	58.0	6,600	19	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
129	新池	美馬市脇町字上ノ原	6.8	34.0	2,500	19	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
130	オソノ池	美馬市脇町字小星	7.0	20.0	8,300	10	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
131	下の池	美馬市脇町字小星	8.1	30.0	9,700	4	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
132	こまヶ池	美馬市脇町字馬木	2.8	194.0	4,000	4	平田俊男	美馬市	美馬	
133	野村池	美馬市脇町字野村	11.4	90.0	58,000	29	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
134	古池	美馬市脇町字野村	4.5	42.0	1,700	10	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
135	天神池	美馬市脇町字北庄	5.5	272.0	22,000	70	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
136	成田池	美馬市脇町字猪尻	1.9	48.0	1,000	1	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
137	大師池	美馬市脇町字小星	13.2	80.0	30,000	23	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
138	佐尾の新池	美馬市脇町字佐尾	4.0	100.0	2,000	2	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
139	佐尾の大池	美馬市脇町字佐尾	7.0	45.0	9,500	6	脇町土地改良区	美馬市	美馬	
140	西城山1	美馬市脇町西城山	3.0	21.0	300	1	美崎喜和一	美馬市	美馬	
141	西城山4	美馬市脇町西城山	2.6	37.0	260	0	土井敏雄	美馬市	美馬	
142	西城山5	美馬市脇町西城山	2.2	36.0	160	1	美崎喜和一	美馬市	美馬	
143	東城山2	美馬市脇町東城山	4.1	35.0	650	0	三宅徹	美馬市	美馬	
144	井口1	美馬市脇町井口	4.8	18.0	400	0	松田宏	美馬市	美馬	
145	井口2	美馬市脇町井口	3.7	25.0	300	0	松田宏	美馬市	美馬	
146	井口3	美馬市脇町井口	1.8	44.0	200	0	松田宏	美馬市	美馬	
147	上ノ原2	美馬市脇町字上野原	4.3	52.0	500	1	田中稔	美馬市	美馬	
148	上ノ原5	美馬市脇町字上野原	3.0	13.0	100	0	前田喜久	美馬市	美馬	
149	上ノ原6	美馬市脇町字上野原	3.2	56.0	600	0	前田喜久	美馬市	美馬	
150	坊僧池	美馬市美馬町坊僧132	9.0	235.0	104,000	19	美馬町土地改良区	美馬市	美馬	
151	滝ノ宮池	美馬市美馬町滝宮43-1	5.7	200.0	15,000	50	美馬町土地改良区	美馬市	美馬	
152	門所池	三好市三野町芝生	4.5	140.0	4,000	16	河内谷土地改良区	三好市	三好	
153	地神池	三好市三野町芝生	5.0	215.0	3,000	24	河内谷土地改良区	三好市	三好	
154	桶川池	三好市三野町芝生	10.0	108.0	22,000	29	河内谷土地改良区	三好市	三好	
155	亭山池	三好市三野町芝生	9.8	48.0	9,000	8	河内谷土地改良区	三好市	三好	
156	風呂の谷池	三好市三野町芝生	6.7	28.0	3,000	1	河内谷土地改良区	三好市	三好	
157	スリパチ池	三好市三野町芝生	5.0	46.0	3,500	2	河内谷土地改良区	三好市	三好	
158	花園池	三好市三野町太刀野山	4.4	109.0	3,000	13	河内谷西部土地改良区	三好市	三好	
159	古池	三好市池田町マチ2551-1	2.9	291.0	3,000	0	三好市	三好市	三好	
160	高戸星池	三好市池田町中西フジグロ1361	6.3	46.0	5,000	0	高戸星池水利組合	三好市	三好	
161	共栄塘	三好市池田町トウリン4130-1	13.1	41.0	8,000	1	共栄塘水利組合	三好市	三好	
162	新池	三好市池田町シンヤマ3878	9.3	80.0	15,000	4	新池水利組合	三好市	三好	
163	楠池	三好市池田町トラゲ42	4.7	42.0	1,000	0	楠池水利組合	三好市	三好	
164	西の池	三好郡東みよし町足代字池添1724	9.5	280.0	35,000	87	東みよし町	東みよし町	三好	
165	西寺尾の池	三好郡東みよし町屋間寺尾3993	3.3	16.0	1,000	2	東みよし町	東みよし町	三好	
166	土井の池	三好郡東みよし町足代字好々2553	5.1	40.0	3,500	9	東みよし町	東みよし町	三好	
167	西庄池	三好郡東みよし町西庄字出口	4.5	240.0	27,000	87	三好南岸土地改良区	東みよし町	三好	
168	金川池	三好郡東みよし町加茂4500番地	6.5	220.0	12,000	50	三好南岸土地改良区	東みよし町	三好	
169	貞広池	三好郡東みよし町加茂4611~4625	7.0	186.0	15,000	13	三好南岸土地改良区	東みよし町	三好	
170	黒岩池	三好郡東みよし町加茂5613	9.2	34.0	4,000	4	三好南岸土地改良区	東みよし町	三好	
171	大師池	三好郡東みよし町加茂6055	5.2	20.0	1,000	5	西町用水組合	東みよし町	三好	

4-12 保安林配備一覧表

(1) 民有保安林配備現況表

平成25年3月31日現在

総合県民局・ 東部農林水産局名	保安林の 種類 市町村	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他の防災保安林		計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
東部 (徳島)	徳島市	2	18	10	73	1	1	13	92
	鳴門市	4	154	100	1,045	12	20	116	1,219
	小松島市					3	2	3	2
	勝浦町	9	1,614	23	57			32	1,671
	上勝町	59	5,243	93	132			152	5,375
	佐那河内村	6	347	34	46			40	393
	石井町	2	20					2	20
	神山町	35	1,754	351	919			386	2,673
	松茂町					1	0	1	0
	板野町	1	6	35	190			36	196
	上板町	13	183	36	403			49	586
小計	131	9,339	682	2,865	17	23	830	12,227	
東部 (吉野川)	吉野川市	40	468	208	401	2	1	250	870
	阿波市	37	3,149	244	1,765			281	4,914
	小計	77	3,616	452	2,166	2	1	531	5,783
西部 (美馬)	美馬市	93	5,704	780	2,364	16	31	889	8,099
	つるぎ町	38	1,701	326	540	5	6	369	2,247
	小計	131	7,405	1,106	2,903	21	37	1,258	10,345
西部 (三好)	三好市	215	16,350	858	1,974	9	80	1,082	18,404
	東みよし町	32	1,514	256	881	6	21	294	2,416
	小計	247	17,865	1,114	2,854	15	101	1,376	20,820
南部 (美波)	美波町	24	2,132	21	274	9	7	54	2,413
	牟岐町	17	1,207	11	24			28	1,231
	海陽町	96	11,718	112	906	6	30	214	12,654
	小計	137	15,057	144	1,203	15	37	296	16,297
南部 (那賀)	阿南市	9	516	14	47	18	62	41	626
	那賀町	212	25,656	305	2,048	5	127	522	27,831
	小計	221	26,172	319	2,096	23	189	563	28,457
合 計		944	79,454	3,817	14,087	93	388	4,854	93,929

(2) 国有(林野庁所管)保安林配備現況表

平成25年3月31日現在

総合県民局・ 東部農林水産局名	保安林の 種類 市町村	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林		国有 (ha)	官有 (ha)	計 (ha)
		国有 (ha)	官有 (ha)	国有 (ha)	官有 (ha)			
東部 (徳島)	徳島市					0	0	0
	鳴門市					0	0	0
	小松島市					0	0	0
	勝浦町		2			0	2	2
	上勝町					0	0	0
	佐那河内村		7			0	7	7
	石井町					0	0	0
	神山町	415				415	0	415
	松茂町					0	0	0
	板野町					0	0	0
	上板町					0	0	0
小計	415	9	0	0	415	9	424	
東部 (吉野川)	吉野川市					0	0	0
	阿波市		249			0	249	249
	小計	0	249	0	0	0	249	249
西部 (美馬)	美馬市	558	73	74		632	73	705
	つるぎ町	1,738				1,738	0	1,738
	小計	2,296	73	74	0	2,370	73	2,443
西部 (三好)	三好市	8,797	463	197		8,994	463	9,457
	東みよし町		128			0	128	128
	小計	8,797	591	197	0	8,994	591	9,585
南部 (美波)	美波町		20			0	20	20
	牟岐町					0	0	0
	海陽町	557	605		28	557	633	1,190
	小計	557	625	0	28	557	653	1,210
南部 (那賀)	阿南市					0	0	0
	那賀町	3,774	592	78		3,852	592	4,444
	小計	3,774	592	78	0	3,852	592	4,444
合 計		15,839	2,139	349	28	16,188	2,167	18,355

## 4-13 海岸保全区域一覽表

(国土交通省水管理・国土保全局所管分)

平成24.3.31現在

沿岸名	海岸名	所在地	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
					(m)	指定年月日	
讃岐阿波	鳴門	鳴門市	北灘	大須	270	S49.05.21	341
			〃	鳥ヶ丸	560	S33.02.28	84
			〃	大浦	175	〃	〃
			〃	粟田	1,088	〃	〃
			〃	櫛木	635	〃	〃
			瀬戸	堂の浦	557	S42.12.01	858
			〃	小池	115	S42.12.05	868
			鳴門	高島	1,760	H11.09.17	635
			三ツ石		674	H01.03.07	191
紀伊水道西	鳴門	鳴門市	鳴門	福池	250	S41.12.27	811
			〃		3,080	S33.02.28	84
	鳴門	松茂町	松茂		2,699	H22.06.07	328
	徳島	徳島市	川内	小松	758	S36.11.15	540
	小松島	小松島市	坂野		3,320	S33.02.28	83
	那賀川	阿南市	今津		3,115	H20.03.28	164
	富岡		見能林		600	H12.04.07	305
	橘		椿	西大江	160	S34.11.19	548
			〃	大江	376	S33.02.28	84
			〃	那波江	426	〃	〃
			〃	小島	390	〃	〃
			〃	尻杭	410	〃	〃
			〃	船瀬	310	〃	〃
	〃	蒲生田	810	〃	〃		
海部灘	由岐	美波町	阿部	大井	135	S34.11.19	548
			木岐	山座	150	〃	〃
	日和佐		山河内	外牟井	150	S43.11.08	789
			〃	明丸	190	S36.11.15	540
	牟岐	牟岐町	灘	浜辺	540	S34.11.19	548
			牟岐浦	馬地	460	〃	〃
			〃	出羽島	492	〃	〃
			内妻		1,395	H36.11.15	540
	海南	海陽町	海老ヶ池		3,008	S41.12.27	812
			大里	松原	2,470	〃	84
	宍喰			(那佐)	1,975	〃	〃
				(宍喰浦)	1,810	〃	〃
	宍喰浦		金目	360	S36.11.15	540	
	〃		竹ヶ島	45	S34.11.19	548	
計				36	35,718		

海岸保全区域一覽表（国土交通省港湾局所管分）

平成25.2.1現在

沿岸名	海岸名	地区名	所在地	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
讃岐阿波	折野港	大須	鳴門市	1,021.0	H11.05.21	366
		北灘西	〃	1,624.0	H23.03.25	174
		折野	〃	188.0	S41.03.31	190
		折野中	〃	741.0	S57.06.25	466
		折野東	〃	1,396.0	H03.08.23	545
紀伊水道西	撫養港	鳴門	〃	1,850.0	S59.12.21	811
		高島	〃	4,620.0	S33.08.19	380
		岡崎里浦	〃	5,446.0	H22.04.21	213
		桑島瀬戸	〃	5,592.0	H24.12.14	837
	粟津港	里浦	〃	1,800.0	S51.03.31	241
		豊久	松茂町	583.0	H19.12.21	969
	今切港	松茂	〃	788.0	S59.08.28	554
		川内	徳島市	1,306.0	S54.11.02	962
	徳島小松島港	徳島(沖洲)	〃	2,370.5	S41.03.31	190
		徳島(津田)	〃	1,222.2	〃	〃
		大神子	〃	585.0	〃	〃
		小神子	〃	370.0	〃	〃
		小松島(港口)	小松島市	4,365.0	〃	〃
		横須金磯(横須)	〃	1,285.5	S63.08.09	561
		金磯(弁天前)	〃	891.5	S41.03.31	190
		金磯(赤石)	〃	4,367.1	S48.05.22	347
		坂野(坂野)	〃	1,577.0	S41.03.31	190
		和田島(和田島)	〃	3,636.6	H16.09.24	895
	中島港	平島	阿南市	1,362.0	H01.02.03	71
	富岡港	辰己	〃	720.0	S60.06.07	513
		豊益畷	〃	1,516.0	S45.02.17	90
	橘港	橘東	〃	7,860.0	H11.05.18	356
		橘西	〃	1,140.5	H18.10.24	1159
		鵜	〃	1,920.0	S33.08.19	380
		袴傍示西	〃	1,920.0	〃	〃
		袴傍示東	〃	1,131.0	〃	〃
		小勝島	〃	2,080.0	〃	〃
椿地		〃	2,050.0	〃	〃	
高島		〃	470.0	S41.03.31	190	
海部灘	日和佐港	戎	美波町	570.0	H20.09.30	569
		弁財天	〃	1,359.0	S54.11.02	962
		恵比須浜	〃	388.0	S59.10.23	670
		大浜	〃	698.2	S33.08.19	380
	浅川港	鯖瀬	海陽町	273.0	〃	〃
		海老ヶ池	〃	402.0	H12.03.24	222
		五反田	〃	98.0	S33.08.19	380
		浅川浦南	〃	1,578.8	H23.10.27	720
		栗の浦	〃	492.0	H12.03.24	222
		大砂	〃	1,032.0	S51.03.31	241
		天神前	〃	223.6	H23.10.27	720
	那佐港	那佐	〃	3,317.0	S33.08.19	380
	計		46	80,226.5		

海岸保全区域一覽表(水産庁所管分)

平成23.3.1現在

沿岸名	漁港海岸名	所在地	保全区域指定済延長		告示番号
			(m)	指定年月日	
讃岐阿波	碁の浦	鳴門市	520	S34.07.30	360
	三津	〃	810	〃	〃
	大浦	〃	1,750	〃	〃
	粟田	〃	790	〃	〃
	櫛木	〃	825	〃	〃
	日出	〃	2,510	〃	〃
	瀬戸	〃	5,672	〃	〃
	室	〃	770	〃	〃
	撫佐	〃	1,790	〃	〃
	亀浦	〃	914	〃	〃
紀伊水道西	土佐泊	〃	800	〃	〃
	今津	阿南市	165	S33.02.28	83
	大湊	〃	2,818	S34.07.30	360
	後戸	〃	900	〃	〃
	小杭	〃	776	〃	〃
	曲	〃	110	〃	〃
	椿泊	〃	6,394	〃	〃
	中林	〃	1,550	〃	〃
	伊島	〃	300	〃	〃
海部灘	伊座利	美波町	270	〃	〃
	由岐	〃	4,838	〃	〃
	恵比須浜	〃	2,190	〃	〃
	牟岐	牟岐町	959	〃	〃
	出羽島	〃	320	〃	〃
	鞆奥	海陽町	943	S61.02.07	〃
	宍喰	〃	334	H06.01.21	44
計		26	40,018		

海岸保全区域一覽表(農林水産省農村振興局所管分)

平成20.8.1現在

沿岸名	海岸名	所在地	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号	
					(m)	指定年月日		
讃岐阿波	鳴門	鳴門市	横山	-	1,370	S42.04.18	281	
紀伊水道西	橘	那賀川	阿南市	平島	-	2,000	S33.02.28	84
		〃	〃	椿	小島(楠ヶ浦)			
		〃	〃	〃	小島(小島)	390	S33.02.28	84
		〃	〃	〃	尻杭	410	S33.02.28	84
		〃	〃	〃	船瀬	310	S33.02.28	84
	〃	〃	〃	蒲生田	810	S33.02.28	84	
	伊島	〃	野尾辺	-	497	S36.11.15	541	
海部灘	宍喰	海陽町	竹ヶ島	-	212	S42.04.18	281	
計				9	5,999			

## 4-1-1 4 海岸保全事業の経緯

(単位：百万円)

年度	昭和 34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
建設省		3.0	18.0	42.0	52.0	66.2	64.0	78.0	100.2	90.7	100.7	114.7	169.6	245.1		
運輸省	34.4	11.5	430.0	58.4	46.7	10.0	8.3	15.3	48.1	81.7	206.6	212.8	294.5	346.5		
水産庁		9.0	52.3	27.6	26.3	39.2	60.8	28.0	33.6	46.0	43.6	54.2	62.8	56.7		
計	34.4	23.5	500.3	128.0	125.0	115.4	133.1	121.3	181.9	218.4	350.9	381.7	526.9	648.3		
年度	48	49	第1次合計		51	52	53	54	55	第2次合計		56	57	58	59	
建設省	186.1	199.4	914.9	207.2	244.0	285.0	358.0	387.0	380.0	1,654.0	380.0	386.0	388.0	388.0	388.0	
運輸省	370.0	358.2	1,582.0	550.0	555.0	768.0	1,167.0	1,175.2	1,209.7	4,874.9	1,150.1	1,149.1	1,118.6	1,097.3		
水産庁	60.2	68.3	302.2	29.0	42.0	58.0	82.0	115.0	123.4	420.4	171.5	172.0	175.5	165.7		
計	616.3	625.9	2,799.1	786.2	841.0	1,111.0	1,607.0	1,677.2	1,713.1	6,949.3	1,701.6	1,707.1	1,682.1	1,651.0		
年度	60	第3次合計		62	63	平成 元		第4次合計		3	4	5	6	7	第5次合計	
建設省	388.0	1,930.0	401.0	482.8	463.0	483.0	483.0	2,312.8	502.0	648.0	759.0	593.0	767.0	3,269.0		
運輸省	1,077.6	5,592.7	1,122.0	1,158.5	1,135.9	1,112.6	1,108.0	5,637.0	1,119.7	1,327.0	1,634.0	1,391.0	1,890.2	7,361.9		
水産庁	94.5	779.2	145.0	211.0	182.0	202.0	208.0	948.0	212.0	242.0	278.0	228.0	338.5	1,298.5		
計	1,560.1	8,301.9	1,668.0	1,852.3	1,780.9	1,797.6	1,799.0	8,897.8	1,833.7	2,217.0	2,671.0	2,212.0	2,995.7	11,929.4		
年度	8	9	10	11	年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	
建設省	644.5	583.0	729.0	723.0	河川局		739.4	825.0	474.0	440.0	440.0	436.0	403.0	363.0	322.0	
運輸省	1,451.2	1,446.0	1,777.0	1,392.0	港湾局		1,568.0	991.0	661.0	759.0	880.4	852.0	694.9	352.6	300.0	
水産庁	252.5	212.0	336.0	364.4	水産庁		509.6	381.0	333.7	300.0	446.3	449.3	450.0	310.0	200.0	
計	2,348.2	2,241.0	2,842.0	2,479.4	計		2,817.0	2,197.0	1,468.7	1,499.0	1,766.7	1,737.3	1,547.9	1,025.6	822.0	
年度	21	22	23	24	河川局											
河川局	670.0	260.0	250.0	490.0	港湾局											
港湾局	300.0	172.0	181.3	238.2	水産庁											
水産庁	278.0	212.0	144.0		計											
計	1,248.0	644.0	575.3		計											

## 4-15 建築基準法による災害危険区域一覧表

平成25年3月31日現在

番 号	所 在 地	区 域 名	指 定 年 月 日	告 示 番 号
1	神 山 町	府 殿	S50. 2. 7	93
2	美馬市(旧穴吹町)	下 森	S54. 2. 13	105
3	〃	左 手・四 合 地	〃	〃
4	〃	鍵 掛	〃	〃
計		4		

※ 上記以外に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57条）第3条第1項の規定により規定された急傾斜地崩壊危険区域についても、災害危険区域として指定されています。



## 第5 危険物等に関する資料

## 5-1 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

(第4類危険物1,000キロリットル以上)

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	備考
新日本理化(株)徳島工場	徳島市川内町榎瀬1番地の1	
大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-1	
徳島石油(株)末広油槽所	徳島市末広一丁目314番地	
丸善商事(株)	鳴門市瀬戸町明神字水汲谷2番地の7	
EMGマーケティング合同会社 小松島油槽所	小松島市小松島町字新港1-2	
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4番3	
四国電力(株)阿南発電所	阿南市橘町幸野106番地	
日本電工(株)徳島工場	阿南市橘町幸野62番1	
電源開発(株)橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3番地	
四国電力(株)橘湾発電所	阿南市橘町小勝1番地	
王子製紙(株)富岡工場	阿南市豊益町吉田1番地	
海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町笹木野字八山開拓27番地	
藤田商事(株)	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158番地1	
徳島県漁業協同組合連合会 長原油槽所	板野郡松茂町豊岡字芦田鶴地先	
大塚化学(株)松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139の40	
四国化成工業(株)徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1番地	

## 5-2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

### 1 第一種製造者

#### (1) 一般

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
新日本理化(株) 徳島工場	徳島市川内町榎瀬1-1	088-665-0321	水素, アンモニア, メタノール【休止】, D MCD
大塚化学(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	窒素, 炭酸ガス
大塚製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-10	088-665-2126	窒素, フルオロカーボン22
富田製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-14	088-665-2761	炭酸ガス
大塚食品(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-55	088-665-8480	窒素, 炭酸ガス
東亜合成(株) 徳島工場	徳島市川内町中島575-1	088-665-2111	塩素, 窒素, 塩化水素, 天然ガス, フルオロカーボン404A
日清紡ペーパープロダクツ(株) 徳島事業所	徳島市川内町中島635	088-652-9171	天然ガス, 窒素
大塚製薬(株) 徳島第二工場	徳島市川内町平石夷野224-18	088-665-2126	窒素, 炭酸ガス
シオノギファーマケミカル(株)	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2312	酸素, 窒素
日亜化学工業(株) 徳島工場	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2311	窒素
徳島酸素(株) 徳島事業所	徳島市北田宮1-8-74	088-632-1311	酸素, 窒素, 空気, アルゴン, 炭酸ガス
S T N物流(株) 徳島営業所	徳島市北田宮1-8-74	088-633-1551	酸素, 窒素【ともに移動式製造設備】
坂田潜水	徳島市佐古四番町7-5	088-654-0078	空気
日亜化学工業(株) 鳴門工場	鳴門市大麻町市場字川向一38-2	088-641-5252	窒素
(株)中岸商店 鳴門工場	鳴門市大津町矢倉字四ノ越15-1	088-686-1666	炭酸ガス
神例造船(株) 本社工場	鳴門市里浦町里浦字恵美寿676	088-685-0177	酸素, 炭酸ガス
大塚アグリテクノ(株) 鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	088-684-0210	塩素, 窒素
(株)大塚製薬工場 鳴門工場	鳴門市撫養町立岩字芥原115	088-685-1151	炭酸ガス, 窒素
(株)阿波酸素	小松島市金磯町8-113	0885-32-0090	炭酸ガス, 酸素, 窒素
(株)新来島徳島どっく	小松島市中田町字東山94-1	0885-32-2565	炭酸ガス, 酸素
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	0885-37-2111	炭酸ガス, 窒素, 空気, ヘリウム
日亜化学工業(株) 新野工場	阿南市新野町入田3	0884-36-3121	炭酸ガス

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
日亜化学工業(株)	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	窒素, 空気, アンモニア, 炭酸ガス, 天然ガス
日本電工(株) 徳島工場	阿南市橘町幸野62-1	0884-27-2111	酸素, 窒素
新栄鉄工(株)	阿南市橘町鍋浦32	0884-34-3111	酸素, 炭酸ガス
(株)山本鉄工所 阿南工場	阿南市辰巳町1-8	0884-21-0033	炭酸ガス
四国ガスエネクス(株)	阿南市辰巳町1-15	090-5270-8407	天然ガス
日亜化学工業(株) 辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	0884-22-4477	炭酸ガス, 窒素, アルゴン, 酸素
王子製紙(株) 富岡工場	阿南市豊益町吉田1	0884-22-2211	酸素, 炭酸ガス, 天然ガス
(株)大真空 徳島事業所	吉野川市鴨島町牛島1939-11	0883-24-5161	窒素
北島酸素(株) 土成工場	阿波市土成町土成字殿開49-1	088-695-3301	酸素, 窒素, 炭酸ガス
中央広域環境施設組合 中央広域環境センター	阿波市吉野町西条字藤原70-1	088-637-7127	酸素, 窒素, 天然ガス, 空気
浪越製瓦企業組合	美馬市美馬町字八幡63-2	0883-63-2566	炭酸ガス
四電エンジニアリング(株) 徳島支店池田事業所	三好市井川町才長谷115-1	0883-78-2937	六フッ化硫黄
キンキサイン(株) 徳島工場	勝浦郡勝浦町大字生名字屋敷5	0885-42-1231	炭酸ガス
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	炭酸ガス, 酸素, アルゴン【休止中】, 窒素【休止中】
(株)イシイフーズ 食品工場	名西郡石井町高川原字加茂野65	088-675-1136	炭酸ガス
牟岐東漁業協同組合 クラブノア牟岐	海部郡牟岐町大字灘字東谷22-1	0884-74-0100	空気
石井 侃	海部郡海陽町穴喰字松原97-10	0884-76-3243	空気
海上自衛隊 第202整備補給隊	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	088-699-5111	炭酸ガス, 空気, 窒素, ヘリウム
(株)大塚製薬工場 松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-1	088-699-5677	窒素, 炭酸ガス
三洋電機(株) エナジー社 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	窒素, 天然ガス
大塚化学(株) 松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40	088-699-7980	酸素, 窒素
四国化成工業(株) 徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1	088-698-4111	酸化エチレン, 塩素【休止中】, 窒素, アンモニア, フッ化カルボン22
(株)ジェイテクト 徳島工場	板野郡藍住町奥野字山畑1	088-692-3111	窒素
誠徳運輸(株) 藍住営業所	板野郡藍住町徳名字中ノ丁177	088-692-7700	炭酸ガス【移動式製造設備】
(有)大光運輸 藍住営業所	板野郡板野町大寺字楠ノ本96-1	088-692-3340	天然ガス【移動式製造設備】

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
誠徳運輸(株) 徳島営業所	板野郡上板町瀬部725	088-694-5161	天然ガス【移動式製造設備】
貞光食糧工業(有) 食品工場	美馬郡つるぎ町貞光太田小山北168-2	0883-63-5511	炭酸ガス

(2) 液石

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主要貯蔵設備	備考
大塚化学(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	貯槽(20t, 10t)	
千松自動車(株)	徳島市北佐古二番町182-1	088-631-1688	容器(500kg×4)	スタンド
徳島市農業協同組合 徳島市農協ガスセンター	徳島市国府町西矢野590	088-642-1679	貯槽(20t)	充填所
(株)エスト	徳島市国府町早渕839	088-664-6262		移動式製造設備
徳島石油(株) 国府LPG充填所	徳島市国府町早渕839	088-642-8311	貯槽(20t×2)	充填所
徳島ハイタク協同組合	徳島市津田海岸町1-98	088-663-0254	貯槽(10t×2)	スタンド
(株)スタン 徳島事業所	徳島市西新浜町2-3-83	088-662-0071	貯槽(20t×2, 0.5t)	充填所, スタンド, 移動式製造設備
宮崎商事(株)	徳島市八万町大坪20-5	088-668-0811	貯槽(20t×2)	充填所, 移動式製造設備
丸善商事(株) 万代充填所	徳島市万代町7-23	088-653-8166	貯槽(20t×2, 0.5t)	充填所
神原エネルギー産業(株)	徳島市南沖洲1-7-9	088-664-0352	貯槽(20t×2)	充填所, スタンド
(株)中岸商店 鳴門工場	鳴門市大津町矢倉字四ノ越15-1	088-686-1666	貯槽(20t×2)	充填所, スタンド, 移動式製造設備
四国物流(株)	鳴門市撫養町木津字萱谷1336-1	088-657-4650		移動式製造設備
大商硝子(株) 鳴門工場	鳴門市撫養町南浜字大工野21-1	088-685-8017	貯槽(10t×2)	
徳南ガス(株)	小松島市大林町字宮ノ本103-2	0885-38-1138	貯槽(10t)	充填所
(株)阿波酸素	小松島市金磯町8-113	0885-32-0090	貯槽(10t×2)	充填所, スタンド
日亜化学工業(株)	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	貯槽(30t×2)	工業用
日本電工(株) 徳島工場	阿南市橋町幸野62-1	0884-27-2111	貯槽(30t)	工業用
(株)スタン 阿南事業所	阿南市橋町幸野107-13	0884-27-0644	貯槽(30t, 20t, 0.5t)	充填所
徳島県エルピーガス容器再検査協同組合	吉野川市鴨島町牛島字西條前2214-1	0884-24-5686	貯槽(0.75t, 0.5t)	

事業所名	所在地	電話番号	主要貯蔵設備	備考
丸善商事(株) 鴨島充填所	吉野川市鴨島町牛島字先須賀ノ一149-1	0883-24-4311	貯槽(20t)	充填所
宮崎商事(株) 阿波工場	阿波市市場町上喜来字岸ノ下832-15	0883-36-5588	貯槽(20t×2, 0.5t)	充填所
ジェイエイ徳島燃料サービス(株) 土成LPガスセンター	阿波市土成町土成字殿開65-1	088-695-5380	貯槽(30t, 20t)	充填所
ジェイエイ徳島燃料サービス(株) 西部LPガス充てん所	美馬市美馬町字谷ヨリ西164-5	0883-63-3176	貯槽(30t, 15t)	充填所【休止】
藤田商事(株) 脇町充填所	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南146-1	0883-52-0253	貯槽(15t, 10t)	充填所
徳島液化ガス(株) 美馬工場	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南156-1	0883-52-2811	貯槽(15t×2)	充填所
日本プロパンガス(株) 池田工場	三好市池田町白地井ノ久保1611	0883-74-1811	貯槽(30t)	充填所
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	貯槽(30t, 15t)	充填所, スタン
大塚製菓(株) 徳島ワジキ工場	那賀郡那賀町小仁字大坪306-2	0884-62-3181	貯槽(20t)	
宮崎商事(株) 牟岐工場	海部郡牟岐町大字内妻字古江95-1	0884-72-2347	貯槽(20t)	充填所
丸善商事(株) 南部充填所	海部郡海陽町穴喰浦那佐2-1	0884-76-3232	貯槽(30t)	充填所
(株)ジェイテクト 徳島工場	板野郡藍住町奥野字山畑1	088-692-3111	貯槽(20t×2)	
四国ガス燃料(株) 徳島営業所	板野郡松茂町笹木野字八山開拓23	088-699-3811	貯槽(50t, 30t)	充填所, 移動式製造設備
高山産業(株) 徳島工場	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158	088-699-2952	貯槽(30t)	充填所
藤田商事(株) 徳島充填所	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158-1	088-699-6122	貯槽(20t, 15t)	充填所, 移動式製造設備
スミテック鋼管(株)	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-17	088-699-5211	貯槽(15t)	
三洋電機(株) エナジー社 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	貯槽(20t)	
(株)ホームエネルギー四国 徳島センター	板野郡松茂町満穂字満穂開拓472	088-699-5237	貯槽(20t×3)	充填所, 移動式製造設備
日プロ徳島(株)	板野郡藍住町東中富字大塚傍示21-5	088-692-2729	貯槽(30t, 15t)	充填所, 移動式製造設備
(株)スタン 徳島北事業所	板野郡上板町引野字野神西18-1	088-694-8070	貯槽(40t)	充填所, 移動式製造設備
川原プロパン(有)	三好郡東みよし町西庄井関125	0883-82-2128	貯槽(15t×2)	充填所

## (3) 冷凍

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力(トン/日)
大塚製菓(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463番地10	088-665-2126	59.2
大塚食品(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-55	088-665-8480	157.44
大鵬薬品工業(株) 徳島工場	徳島市川内町平石夷野224番地2	088-665-1121	779.04
大塚製菓(株) 徳島第二工場	徳島市川内町平石夷野224番地18	088-665-2126	63.00
徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121	118.80 アンモニア
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目10番3号	088-631-7151	59.20
徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目50番1号	088-631-3111	292.60
国立大学法人徳島大学	徳島市蔵本町三丁目18番15号	088-633-9100	154.00
(株)キョーエイ 佐古店	徳島市佐古三番町15番33号	088-622-7901	111.70
徳島県立文化の森総合公園	徳島市八万町向寺山54番地2	088-668-1111	145.80
徳島県庁舎	徳島市万代町一丁目1番地	088-621-2500	
徳島市農業協同組合 野菜予冷集出荷場	徳島市不動西町三丁目832番地1	088-631-2121	108.10
徳島県漁業協同組合連合会	徳島市南末広町6-92	088-636-0500	50.10 アンモニア
広瀬商事(株) 鳴門グランドホテル鯛丸	鳴門市土佐泊浦字大毛82番地88	088-687-1515	182.49
(株)大塚製菓工場 鳴門工場	鳴門市撫養町立岩字芥原115番地	088-684-2375	100.80
小松島漁業協同組合 第2号機	小松島市小松島町1-5	0885-32-3255	51.40 アンモニア
(株)K I T A N O	小松島市田野町字月ノ輪98番地1		102.68
倉敷紡績(株) 徳島工場	阿南市辰巳町1-15	0884-22-8865	138.10
阿南市役所	阿南市富岡町ト/町12-3	0884-22-3804	133.31
王子製紙(株) 富岡工場	阿南市富岡町吉田1番地	0884-22-2211	824.34
日清デニム(株) 徳島織布工場	吉野川市鴨島町牛島2429-1	0883-24-1161	177.60
阿波市役所 本庁舎	阿波市阿波町東原173番地	0883-35-4111	59.10
石井養鶏農業協同組合	石井町石井字白鳥310番地	088-675-1111	51.10
日本ハムファクトリー(株) 徳島工場	石井町高川原字高川原838番地1	088-674-9725	59.30 アンモニア
日本フードパッカー四国(株)	石井町高川原字高川原838番地1	088-674-4191	64.90

事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力(トン/日)
オンダン農業協同組合 食鶏処理施設	海陽町大井字大谷11	0884-73-3534	54.90
三洋電機(株) エナジー社 徳島工場	松茂町豊久字豊久開拓139 番地32	088-694-3434	58.80
四国化成工業(株) 徳島工 場北島事業所	北島町江尻字中須1番地	088-698-4111	24,426.40
(株)イズミ ゆめタウン徳 島店	藍住町奥野字東中須92番地 1	088-693-0123	583.20
(株)ジェイテクト 徳島工 場	藍住町奥野字山畑1番地	088-692-3111	54.80
板野郡農業協同組合 藍園 支所	藍住町奥野字和田100番地1	088-692-2621	50.40
大塚製薬(株) 徳島板野工 場	板野町松谷字シトキ南13 番地	088-672-6070	355.20

## 2 第一種貯蔵所

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
大鵬薬品工業(株) 北島工 場	徳島市応神町吉成字只津18 -2	088-657-4650	液化石油ガス
富田製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463- 14	088-665-1761	液化石油ガス
富田運送(株)	徳島市川内町平石若松173	088-665-2033	液化天然ガス, 液化石油ガス
四国大陽日酸(株) 徳島営 業所	徳島市北田宮1-8-74	088-632-6132	水素, 水素+アルゴン, シラン, シラン +窒素, アセチレン, 液化石油ガ ス, プロピレン, 酸化エチレン+炭酸 ガス, 空気, 酸素, 亜酸化窒 素, アンモニア 他
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151	酸素, 亜酸化窒素, 炭酸ガス
和光運輸(株)	徳島市国府町観音寺212-2	088-642-2824	液化石油ガス
四国物流(株)	徳島市東大工町3-8	088-657-4650	液化石油ガス
大光運輸(有)	鳴門市大麻町楡字尾山谷42	088-692-3340	天然ガス
神例造船(株) 本社工場	鳴門市里浦町里浦字恵美寿 676	088-685-0177	アセチレン
ナイトライド・セミコンダ クター(株)	鳴門市瀬戸町明神字板屋島 115-7	088-683-7750	水素, 窒素, アンモニア, モノメチルシ ラン+水素, 液化石油ガス, 窒素+ 水素
(株)中岸商店	鳴門市撫養町斎田字大堤40 -1	088-685-7833	酸素, 水素, アセチレン, プロピレン
日亜化学工業(株)	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	硫化窒素, アンモニア, アルゴン, 水 素, 液化石油ガス, アセチレン, 亜 酸化窒素, 酸素, 窒素, 塩化 水素, モノシラン+水素, モノシラン+窒 素, 四フッ化メタン+酸素, モノシラ ン, ヘリウム, 塩素, 三塩化ホウ 素, フッ素+炭素23, フッ素+炭素 14, 酸素+窒素, 水素+ヘリウム



事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
四国大陽日酸(株) 阿南出張所	阿南市宝田町大久保235-1	0884-22-5667	酸素, 水素, アセチレン, アンモニア, 亜酸化窒素, 空気, 一酸化炭素, 塩化水素 他
四国電力(株) 阿南発電所	阿南市橘町幸野106	0884-27-0300	アンモニア, 水素, 窒素, 炭酸ガス, 塩素
四国電力(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3	0884-34-3411	水素, 窒素, 炭酸ガス, 酸素
電源開発(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3	0884-34-3221	水素, 窒素, 炭酸ガス
倉敷紡績(株) 徳島工場	阿南市辰巳町1-15	0884-22-8865	アンモニア, 液化石油ガス
日亜化学工業(株) 辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	0884-22-4477	水素, 空気
ジェイエイ徳島燃料サービス(株) 南部中継所	阿南市長生町西方305-1	0884-22-0908	液化石油ガス
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	酸素, 亜酸化窒素, ヘリウム, フッワカボン 他
(株)大阪特殊鋼管製造所 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-13	088-699-5511	液化酸素
三洋電機(株) エナジー社 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	液化アンモニア
誠徳運輸(株) 藍住営業所	板野郡藍住町徳命字中ノ丁177	088-692-7700	液化石油ガス
(有)大光運輸 藍住営業所	板野郡藍住町矢上字北分77	088-692-3340	天然ガス
大塚製薬(株) 徳島板野工場	板野郡板野町松谷字シントキ南13	088-672-6070	液化石油ガス
(有)共和酸素商会	板野郡上板町高磯字喜来230-1	088-694-8008	酸素
誠徳運輸(株) 徳島営業所	板野郡上板町瀬部725	088-694-5161	液化天然ガス

### 3 一般ガス事業者

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	ガス工作物	備考
四国ガス(株) 徳島支店	徳島市北出来島町1-26-2	088-654-2171	50t×2基(ﾌﾞﾗﾝ)	都市ガス製造用
四国ガス(株) 徳島支店 徳島工場	徳島市東沖洲2-67-1	088-664-5560	1500k1×1基(液化天然ガス) 20t×2基(ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ)	都市ガス製造用

## 4 特定高圧ガス消費者

平成26年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガスの種類
神例造船(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野77	088-665-1313	液化酸素
大塚化学(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	液化塩素, 液化アンモニア, 液化石油ガス
富田製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-14	088-665-2761	液化石油ガス
東亜合成(株) 徳島工場	徳島市川内町中島575-1	088-665-2111	液化塩素, 液化酸素
日亜化学工業(株) 徳島工場	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2311	液化塩素
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151	液化酸素
国立大学法人徳島大学 徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111	液化酸素
宮崎商事(株)	徳島市八万町大坪20-5	088-668-0811	液化石油ガス
国立大学法人徳島大学 工学部	徳島市南常三島町2-24	088-623-2311	モノタン, アルゴン, ホスフィン
王子コンテナ(株) 徳島工場	鳴門市大津町吉永字四番越461	088-685-0181	液化石油ガス
神例造船(株) 本社工場	鳴門市里浦町里浦字恵美寿676	088-685-0177	液化酸素
大塚アグリテクノ(株) 鳴門工場	鳴門市里浦町里浦花面615	088-684-0210	液化塩素
ナイトライド・セミコンダクター(株)	鳴門市瀬戸町明神字板屋島115-7	088-683-7750	圧縮水素
鳴門塩業(株)	鳴門市撫養町大桑島北ノ浜	088-684-0210	液化塩素
独立行政法人徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地	088-683-0011	液化酸素
大商硝子(株) 鳴門工場	鳴門市撫養町南浜字大工野21-1	088-685-8017	液化石油ガス
日本赤十字社 徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井ノ口103	0885-32-2555	液化酸素
(株) 新来島徳島どっく	小松島市中田町字東山94-1	0885-32-2565	液化酸素
日亜化学工業(株)	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	液化アンモニア, モノタン, 液化石油ガス, 圧縮水素, 液化酸素
日本電工(株) 徳島工場	阿南市橘町幸野62-1	0884-27-2111	液化酸素
四国電力(株) 阿南発電所	阿南市橘町幸野106	0884-27-0300	液化アンモニア
四国電力(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝1	0884-34-3411	圧縮水素
電源開発(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3	0884-34-3221	圧縮水素

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガスの種類
新栄鉄工（有）	阿南市橘町鍋浦32	0884-34-3111	液化酸素
倉敷紡績（株） 徳島工場	阿南市辰巳町1-15	0884-22-8865	液化アンモニア, 液化石油ガス
日亜化学工業（株） 辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	0884-22-4477	液化石油ガス
王子製紙（株） 富岡工場	阿南市豊益町吉田 1	0884-22-2211	液化酸素, 液化石油ガス
日本フネン（株）	吉野川市川島町三ツ島字新田179-1	0883-25-2450	液化石油ガス
（株）シャースプ	阿波市市場町香美字郷社前27-1	0883-36-7190	液化酸素
中央広域環境施設組合 中央広域環境センター	阿波市吉野町西条字藤原70-1	088-637-7127	酸素, 窒素, 天然ガス, 空気
（株）ナカテツ 徳島第2工場	勝浦郡勝浦町沼江字大原5-11	0885-42-2460	液化石油ガス
大塚製菓（株） 徳島ワジキ工場	那賀郡那賀町小仁字大坪306-2	08846-2-3181	液化石油ガス
（株）大阪特殊鋼管製造所 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-13	088-699-5511	液化酸素
スミテック鋼管（株）	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-17	088-699-5211	液化石油ガス
三洋電機（株）エナジー社 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	液化天然ガス
大塚化学（株） 松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40	088-699-7980	液化酸素
（株）大阪特殊鋼管製造所 徳島第二工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓500-11	088-699-7405	液化酸素
ライトン（株） 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓500-11	088-699-4411	液化石油ガス
四国化成工業（株） 徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1	088-698-4111	液化塩素
大鵬薬品工業（株） 北島工場	板野郡北島町高房字居内1	088-657-4650	液化石油ガス
（株）ジェイテクト 徳島工場	板野郡藍住町奥野字山畑1	088-692-3111	液化石油ガス
貞光食糧工業（有） 食品工場	美馬郡つるぎ町貞光太田小山北168-2	0883-63-5511	液化石油ガス

※ 記載事項について

注1 「第一種製造者」, 「第一種貯蔵所」, 「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は, 高圧ガス保安法による。

注2 「一般」, 「液石」及び「冷凍」は, それぞれ一般高圧ガス保安規則, 液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。

注3 「一般ガス事業者」の用語の定義は, ガス事業法による。

注4 この一覧表は, 県内の高圧ガス関係事業所のうち, 処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

### 5-3 火薬類製造業者等一覧表

#### (1) 煙火製造業者一覧表

平成26年2月1日

製造業者名	事務所所在地
(有)市山煙火商会	小松島市立江町字高田6番地2
佐賀火工(株)	小松島市田野町字月ノ輪2番地2
(有)岸火工品製造所	阿南市新野町林148番地1
特定非営利活動法人 那賀町吹筒煙火保存会	那賀郡那賀町牛輪字東ばた1番地5
特定非営利活動法人 赤松煙火保存会	海部郡美波町赤松字日浦236番地

#### (2) 火薬類販売業者一覧表

平成26年2月1日

販売業者名	事務所所在地
(有)イチノミヤ	徳島市一宮町西丁869番地5
(有)太田銃砲火薬店	小松島市江田町字腰前177番地3
(有)市山煙火商会	小松島市立江町字高田6番地2
佐賀火工(株)	小松島市田野町字月ノ輪2番地2
興国火工(有)	小松島市田野町字宮ノ下139番地2
(有)岸火工品製造所	阿南市新野町林148番地1
後藤田銃砲火薬店	吉野川市川島町川島71番地
(株)横山商店	三好市池田町マチ2508番地の3
寺島火薬店	海部郡美波町奥河内字本村165番地

## 5 - 4 市町村別毒物・劇物取扱施設数

平成26年2月5日現在

市町村 \ 業種	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
徳島市	176	25	14	215
鳴門市	27	14	0	41
小松島市	17	8	0	25
阿南市	24	22	0	46
吉野川市	13	9	1	23
阿波市	9	20	0	29
美馬市	15	11	0	26
三好市	11	3	1	15
勝浦町	0	6	0	6
上勝町	0	2	0	2
佐那河内村	0	2	0	2
石井町	6	10	0	16
神山町	0	7	0	7
那賀町	4	6	0	10
牟岐町	2	1	0	3
美波町	2	2	0	4
海陽町	6	2	0	8
松茂町	5	2	1	8
北島町	9	3	0	12
藍住町	10	8	0	18
板野町	5	2	0	7
上板町	4	6	0	10
つるぎ町	6	5	0	11
東みよし町	3	7	1	11
計	354	183	18	555

5-5 毒物・劇物製造所一覧表

平成26年2月5日現在

事業所名称	所在地	保有主要品目名
東亜合成(株)徳島工場	徳島市川内町中島575の1	塩素, 塩化水素, 硫酸, 水酸化ナトリウム
新日本理化(株)徳島工場	徳島市川内町榎瀬1の1	シクロヘキシルアミン
鳴門塩業(株)化学工場	鳴門市撫養町大桑島字北の浜5	臭素
大塚化学(株)鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	水酸化カリウム, ジエチル-S-(2-オキソ -6-クロルベンゾオキサゾ ロメチル)-ジチオホスフェ イト, 有機シアン化合物 {2・2' -アゾビスイソブチロニトリ ル, 2・2'-アゾビス-(2・4 -ジメチルバレロニトリル) 等}, 1・1'-ジメチル-4・4'-ジ ピリジニウムジクロライドと 2・2'-ジピリジリウム-1・1' -エチレンジプロミドの混 合, 2・2'-ジメチル-2・3'-ジヒ ドロ-1-ベンゾフラン-7 -イル=N [N-(2-エトキ シカルボニルエチル)-N-イ ソプロピルスルフェナモイ ル]-N-メチルカルバマート 他
富田製薬(株)	鳴門市瀬戸町明神字丸山85-1	硫酸亜鉛, ホウ酸亜鉛, 硫酸銅, ホウ酸バリウム, 塩化バリウム
バイオ科学(株)第2工場	阿南市那賀川町工地562-1	サリノマイシンナトリウム, ラサロシドナトリウム
四国化成工業(株)徳島工場	板野郡北島町江尻寺内中須1	メチルイミダゾール化合物, ベンゼントリカルボラキシラ ート化合物
大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	ヒドラジン1水和物
日亜化学工業(株)辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	硝酸バリウム, 硫化亜鉛, フッ化バリウム, ユウロピウム付活フッ化臭化 バリウム, フッ化臭化バリウ ム, ユウロピウム付活フッ化 塩化バリウム, ユウロピウム 付活フッ化臭化沃化バリウ ム, ユウロピウム付活フッ化 沃化バリウム, フッ化沃化バ リウム, 臭化バリウム
キシダ化学(株)徳島工場	阿波市土成町土成殿開82-4	四フッ化ホウ酸トリエチルメ チルアンモニウム, 他毒劇物指定令の大半 (試薬メーカー: 注文生産)

事業所名称	所在地	保有主要品目名
大塚アグリテクノ(株)鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	水酸化カリウム, ジエチル-S-(2-オキソ -6-クロルベンゾオキサゾ ロメチル)-ジチオホスフェ イト, 有機シアン化合物 {2・2' -アゾビスイソブチロニトリ ル, 2・2'-アゾビス-(2・4 -ジメチルバレロニトリル) 等}, 1・1'-ジメチル-4・4'-ジ ピリジニウムジクロライドと 2・2'-ジピリジリウム-1・1' -エチレンジブロミドの混 合, 2・2'-ジメチル-2・3-ジヒ ドロ-1-ベンゾフラン-7 -イル=N [N-(2-エトキシ シカルボニルエチル)-N-イ ソプロピルスルフェナモイ ル]-N-メチルカルバマート 他
応用酵素医学研究所	徳島市南常三島町2丁目1番地 徳島大学ベンチャービジネス育成研究室3階	クロロホルム, TE飽和フェノール
NTT-ATクリエイティブ(株)	板野郡松茂町中喜来福有開拓308-6	2-ブテニルテトラメチレ ン, スルフォニウムヘキサフルオ ロアンチモネート, フェノール, クレゾール, アクリルニトリル 3-(アミノメチル)ベンジ ルアミン 他
ラークペイント(株)	板野郡上板町高磯161-1	メタノール, トルエン, キシレン, メチルエチルケト ン, 酢酸エチル

## 5-6 放射性同位元素保有事業者一覧表

平成25年4月1日現在

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
徳島大学病院	770-8503	徳島県徳島市蔵本町二丁目50番地の1	○	○	○	医	使第916号	65
徳島県立中央病院	770-8539	徳島県徳島市蔵本町1丁目10番地の3			○	医	使第476号	74
徳島市民病院	770-0812	徳島県徳島市北常三島町二丁目34番地			○	医	使第503号	61
徳島大学 アイソトープ総合センター	770-8503	徳島県徳島市蔵本町三丁目18番地の15	○	○		教	使第1107号	67
徳島文理大学	770-8514	徳島県徳島市山城町西浜傍示180番地	○	○		教	使第2727号	75
徳島大学 歯学部	770-8504	徳島県徳島市蔵本町三丁目18番地の15	○	○		教	使第3095号	79
大塚製薬株式会社 Hi-ZタワーRI施設	771-0192	徳島県徳島市川内町加賀須野463番地10		○		研	使第3406号	82
日清紡績株式会社 徳島事業所	771-0187	徳島県徳島市川内町中島635番地	○			民	使第1847号	71
健康保険 鳴門病院	772-8503	徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地			○	医	使第1881号	71
大鵬薬品工業株式会社 徳島研究センター	771-0194	徳島県徳島市川内町平石字夷野224番2号		○		民	使第3184号	80
大塚製薬株式会社 徳島研究所	771-0192	徳島県徳島市川内町加賀須野463-10		○		民	使第2067号	72
徳島大学 工学部	770-8506	徳島県徳島市南常三島町二丁目1番地		○		教	使第2649号	75
大塚製薬株式会社 徳島工場 第5研究所	771-0192	徳島県徳島市川内町加賀須野463の10		○		研	使第3907号	87
阿波製紙株式会社 阿南工場	774-0021	徳島県阿南市津乃峰町新浜72番地3	○			民	使第4149号	89
大塚製薬株式会社 第九研究所	771-0192	徳島県徳島市川内町加賀須野463-10		○		研	使第4229号	90
株式会社 大塚製薬工場 開発研究所	772-8601	徳島県鳴門市撫養町立岩字芥原115		○		研	使第3481号	82
阿波製紙株式会社 徳島工場	770-0005	徳島県徳島市南矢三町3丁目10番18号	○			民	使第4101号	88
大塚化学株式会社 鳴門研究所	772-8601	徳島県鳴門市里浦町里浦字花面615		○		民	使第5112号	02
エヌ・アンド・イー株式会社	773-0020	徳島県小松島市和田津開町字北395番地6	○			民	使第4675号	96
徳島大学疾患ゲノム研究センター	770-8503	徳島県徳島市蔵本町三丁目18番の15		○		教	使第4911号	00
王子ネピア株式会社 徳島工場	774-0001	徳島県阿南市辰巳町1番2	○			民	使第5141号	03
王子製紙株式会社 富岡工場	774-0002	徳島県阿南市豊益町吉田1番地	○			民	使第4503号	93
徳島大学疾患酵素学研究センター	770-8503	徳島県徳島市蔵本町三丁目18番地の15		○		教	使第4561号	94
四国トーセロ株式会社本社工場	771-1153	徳島県徳島市応神町吉成只津37	○			民	使第5015号	01
四国大学 機器センター	771-1192	徳島県徳島市応神町古川字戎子野 123-1	○			教	届第2-101号	95
大塚化学株式会社 徳島工場	771-0193	徳島県徳島市川内町加賀須野463	○			民	届第6-1241号	78
株式会社 環境防災	770-0046	徳島県徳島市鮎喰町1丁目57番地	○			民	届第8-323号	05
徳島大学大学院 工学研究科エコシステム工学専攻	770-8506	徳島県徳島市南常三島町2丁目1番地	○			教	届第8-262号	05
社団法人 徳島県薬剤師会検査センター	770-8532	徳島県徳島市中洲町1丁目58番地	○			他	届第8-1025号	05



事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
四電ビジネス株式会社 橘 湾事業所	779-1631	徳島県橘町小勝1番地	○			民	届第 8- 841 号	05
東邦化工建設株式会社 徳 島事業所	771-1153	徳島県徳島市応神町吉成字 只津37番地19	○			民	届第 8- 668 号	05
株式会社ナンカイテクナー ト	772-0021	徳島県鳴門市里浦町花面85	○			民	使第 6093 号	01
徳島県製薬指導所	770-0855	徳島県徳島市新蔵町三丁目 80番地	○			他	届第 8- 886 号	05
帝國漢方製薬株式会社 徳 島工場	771-1506	徳島県阿波市土成字北原80 番11	○			民	届第 8- 532 号	05
ニタコンサルタント株式会 社	771-0122	徳島県徳島市川内町鈴江西 38番地2	○			民	届第 8- 738 号	05
徳島県立保健製薬環境セン ター	770-0855	徳島県徳島市新蔵町3丁目 80番地	○			他	届第 8- 955 号	05
徳島県食肉衛生検査所	770-0063	徳島県徳島市不動本町二丁 目140番3	○			他	届第 8- 1160 号	05
株式会社イーアンドイー・ リサーチ 試験所	771-0204	徳島県板野郡北島町鯛浜字 原86-1	○			民	届第 8- 785 号	05
三洋電機株式会社 モバイ ルエネルギーカンパニー 徳 島工場	771-0213	徳島県板野郡松茂町豊久139 番32号	○			民	使第 5524 号	07
株式会社 第一テクノ 環 境事業部	771-2107	徳島県美馬市美馬町字竹の 内208	○			民	届第 6- 3381 号	06
株式会社スペック	771-0142	徳島県徳島市川内町沖島85 -1	○			民	届第 8- 1566 号	06
社団法人 徳島県立環境技 術センター	770-0855	徳島県徳島市新蔵町3丁目80 番地	○			他	届第 8- 1321 号	05
徳島赤十字病院	773-8502	徳島県小松島市小松島町井 利ノ口103番地			○	医	使第 5442 号	05
徳島飛行場北側拡幅造等工 事	771-0200	徳島県板野郡松茂町笹木野 八山開拓110	○			民	届第 8- 2217 号	08
株式会社 徳島岩本商会	770-0815	徳島県徳島市助任橋2丁目30 番地2	○			民	届第 8- 2275 号	08
ニッショー工業有限会社	771-1622	徳島県阿波市市場町興崎字 北分213	○			民	届第 8- 1689 号	07
東急建設株式会社 川内三 村 作業所	771-0131	徳島県徳島市川内町大松374 -3	○			民	届第 8- 2433 号	08
株式会社 熊谷組 鳴門 ジャンクション作業所	772-0044	徳島県鳴門市大津町大幸長 畑40-1	○			民	届第 8- 2633 号	08
株式会社 相原工業	771-3201	徳島県名西郡神山町阿野字 五反地394の3	○			民	届第 8- 2871 号	09
株式会社不動テトラ 新那 賀川橋作業所	774-0044	徳島県阿南市上中町中原448 番地1	○			民	届第 8- 2872 号	09
東急建設株式会社 四国横 断自動車道川内工事事務所	771-0131	徳島県徳島市川内町大松374 -3	○			民	届第 8- 2739 号	08
港産業株式会社	771-0186	徳島県徳島市川内町平石住 吉209番地1	○			民	販第 396 号	00
株式会社黒崎	770-0842	徳島県徳島市通町1丁目18番 地1	○			民	販第 506 号	07
株式会社 千誠	770-0025	徳島県徳島市佐古五番町5番 21号	○			民	賃第 89 号	08



## 第 6 防災資機材等に関する資料

6-1 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況

(1) 県備蓄資器材

県民局 又は 県土整備局	設置場所 水防倉庫	河川名 海岸 港名 (単位)	照明 器具 個	器具資材															土 袋 入 土 砂 袋			
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジョグ レチ ン	カン マケ ヤ 類	土 の う 袋 類	ニ ル シ ト	細 ・ ロー プ	竹	丸 太	く い	板 類		鉄 線	く ぎ	か す が い
南	部 県土整備部阿南庁舎	管内河川 海岸、港湾		9			29	14	10	20	5	6,000		160				50	50	55		
	部 県土整備部那賀庁舎	管内河川	5	20	2	4	17	10	15	15	2	1,000	4	6			21	30	12			
	部 県土整備部美波庁舎	管内河川	4	10	2	4	14	10	7	4	10	6,100	2	8				12				
	部 水防	海岸、港湾																				
	部 海部地区水防倉庫	〃		6	1	2	30	10	10	10	20	5,025	8	9				25				
西	部 県土整備部美馬庁舎	管内河川		6		1	20	3	10		5	5,000		5				2				
	部 県土整備部三好庁舎	〃		10	6	6	13	5	2	4	7	500	10	4			1	77	3		1	
東	部 徳島市万代町東部県土 整備局(徳島)水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		28	1	3	57	13	7	9	8	16,700		210				80	50			
東	部 東部県土整備局(鳴門)	〃		10	4	7	67	55	10	26	2	9,000	16	4						40		
	部 大麻水防倉庫	〃					17			20		400						2				
東	部 東部県土整備局(吉野川)	管内河川		4	3	5	31	1	5	10	6	7,500	93	92	50	200	24	5	100	1,000		
	部 吉野地区水防倉庫	〃		5	1	1	8	3		3	2	3,700	3	69	51		5	4				
	部 計		9	108	20	33	303	124	76	121	67	60,925	136	567	101	333	2,289	287	215	1,095	1	

(2) 市町村の備蓄資器材  
①東郷県土整備局(徳島)管内

団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	器具資材											土のう袋 種類枚	ニブルシ ルシートビ 枚	細 ・ロープ 東(巻)本	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m <sup>3</sup>	袋入土砂 袋
			照 明 器 具	鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	織 丁	ジグ ・ヨグ ・レチ ン 丁	マカ ・ケー ・ヤ ・ハン 丁	土のう袋 種類枚	ニブルシ ルシートビ 枚													
徳島市	上八万防倉庫	園瀬川	12	2	13	84	8	5	5	26	3,460	7	230	408	234									200		
	勝占水防倉庫		2	10		10	2	46	4	780		2	40											20		
	福島水防倉庫	住吉島川	14	6	14	84	8	11	82	18	3,860	7	278	415	234									184		
	大原水防倉庫	勝浦川	12	1		84	8	18	18	3,020	8	451												150		
	多家良水防倉庫	"	2	1		10	2	5	3	4	780	2	40											20		
	今切危廢物防炎倉庫	今切川	12	1		84	8	32	10	2,820	7	150	480	112	80									200		
	西消防倉庫	"	2			8	2		4	1,095	5	40												20		
	名東水防倉庫	鮎喰川	12	3		48	13	19	8	1,420	6	320	100	77										100		
	不動水防倉庫	"	12	5	14	52	13	18	18	2,060	6	212	248	234										100		
	一宮(大日寺)水防倉庫	"	2	2		10	2	9	4	780	2	40												150		
	一宮(西丁)水防倉庫	"	2			10	2	5	4	780	2	40												20		
	入田水防倉庫	"	12			52	13	12	17	1,620	7	260												180		
	国府水防倉庫	吉野川	2	1		10	2	6	4	780	2	40												20		
小計			98	32	41	546	83	21	255	139	23,255	63	870	2,822	212	859								1,364		
小松島市	横須町消防本部		8	6	7	6	42	13	6	10	9	850	130	4										40		
	神田瀬町第1分団	神田瀬川		2		3					50	3														
	前原町第2分団	勝浦川	3	3	1	1	1	1	4	9	2	50	2	10												
	芝生町第3分団	芝生川	3	2		4			1		50	1														
	金磯町第4分団	金磯海岸	3	1		3						2														
	田浦町第5分団	勝浦川	8			3	1	3	2																	
	田野町第6分団	各河川	3	6	2	3	1	2	1	1	100															
	中郷町第7分団	"				4		2	3		100															
	江田町向江田第8分団	"	12	5	2	11	4	9	5	3	460		30													
	日開町第9分団	"	2	4		1		4				3														
	新居見町第1分団	"	2	3	1	3	3	3	1			7												10		



(2) 市町村の備蓄資器材  
 ① 東郷県土整備局(徳島)管内

団体名	水防管理 設置場所 倉庫倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	器具資材											土のう袋 種類 枚	ニムシ シール シート 枚	縄・ロープ 束(巻)	竹	丸太	くい	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすが い 本	蛇籠 個	土砂 m <sup>3</sup>	袋入土砂 袋
			照 明 器 具	鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	織	ジグ	マカ デー ハン	土のう袋 種類 枚	ハシ													
上勝町	役場倉庫	庫勝浦川	5	5	2	3	2	3	3						2	200										
上勝町	支所倉庫	"	1	3	1	1	1	1	1					1	200											
小計	2		6	8	3	4	4							3	400											
佐那河内村	役場倉庫	庫園瀬川	2												1,300											
小計	1		2												1,300											
神山村	神領字本野開 山町役場 上分字川又西 上分公民館	役場鮎喰川 "	2			5								5	3,000											
	下分字今井 下分公民館	"	1			3							2	300												
	鬼籠野字川東 鬼籠野公民館	鬼籠野谷川	1			3							2	200												
	阿野字五反地 広野支所	鮎喰川	1			2							2	500												
	阿野字地ノ平 阿川公民館	石谷川	1			16							13	200												
小計	6		7			7								4,400												
北島町	役場	旧吉野川 今切川 錦川	36	30		20	4	10	10	10	10	25		2,000		40	250									
小計	1		36	30		20	4	10	10	10	25		2,000		40	250										
藍住町	役場	各河川	10	30		30						5	500					10								
	徳命字新居須	吉野川		10		15	7		15		2	200														
	徳命字小塚	"		11		4	3		10		2	200														
	東中富字大塚	"		16		4	4		15		2	200														
小計	4		10	67	8	85	14		40		11	1,100			200	10										
合計	61		109	297	77	66	867	150	93	363	197	35,515		3,002	3	1,100	34	5			213	1,142		50	1,364	





(2) 市町村の備蓄資器材  
③南部総合県民局 (阿南) 管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	器具資材											照明 器具 個	袋 入 土 砂 袋												
			鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン	マカ ーケ 類ヤ ・ハ ン	土の う袋 類 枚	ルむ シ ー ト ・ ビ ニ ー 枚	縄 ・ ロー プ 束(巻)			竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か すが い 本	蛇 籠 個	土 砂 m <sup>3</sup>			
阿南市	辰巳町	桑野川	3	27	7	20	76	22	33	31	43	6,800	10			370											
	阿南市消防本部倉庫	桑野川																									
	桑野町	倉庫					5				15	2,000				30									4		
	山口町	倉庫		6	6	4	25	4	5	6	10	1,800	2	2	20	70											
	消防																										
	新野町馬場	倉庫		6	6	2	10	1	4	3	7	2,300	10	2		40										200	
	水防																										
	上大野2班	倉庫		3	4	1	20	4	4	4	7	1,400	4	7		45											
	消防																										
	備後町	倉庫		5	5	5	19	4	8	5	6	2,000	10			50										1,500	
	水防																										
	深瀬町	倉庫		4	4	4	20	4	4	7	9	1,600	4	3		100										1,500	
	水防																										
	福井町大西	倉庫		6	7	4	20	5	2	7	9	2,000	3	3		60											
消防																											
椿3班	倉庫		4	2	1	21	4	4	8	6	1,800	4	5		40												
消防																											
大瀨町	倉庫		6	4	4	21	4	5	3	6	1,600	4	3		60												
水防																											
阿南市消防本部	倉庫																										
南出張			1	4	2	10	33	7	6	10	4,700	4	3		80											900	
那賀川町赤池	倉庫		15		3	35	1	1	1	20	1,200	1,000			40												
赤池水防倉庫																											
羽ノ浦町	倉庫		22	3		70	25	18	18	24	1,000		150		145											3	
水防																											
岩脇水防倉庫			1	6	2	11	31	7	8	12	5,000	10	6		80												
阿南市消防本部	出張		5	114	52	69	406	92	106	146	35,200	1,065	184	38	0	1,210	0	3	0	0	0	0	0	0	0	7	4,100
西出																											
小計																											
合計			5	114	52	69	406	92	106	146	35,200	1,065	184	38	0	1,210	0	3	0	0	0	0	0	0	0	7	4,100

(2) 市町村の備蓄器材  
④南部総合県民局(那賀)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材										土のう袋類 枚	ルビシ シート・ビニ ー 枚	縄 ・ ロープ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か すが い 本	蛇 籠 個	土 砂 m <sup>3</sup>	袋 入 土 砂 袋
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン	マカ ー 類 ヤ ・ ハ ン															
那賀町	役場倉庫	那賀川	2	10	2	2	5	4	3			3					2		15		20	30				
	朴野 消防倉庫	中山川・南川	7	2	4	1	2	2				1					1									
	大久保 消防倉庫	那賀川	8	2	4	1	2	2				1					1									
	吉野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	2	2				1					1									
	延野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2				1					1									
	鮎川 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2				1					1									
	平野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2				1					1									
	西納 消防倉庫	谷内川	5	2	4	1	1	2				2					1									
	延野 消防倉庫	紅葉川	5	2	4	1	2	2				2					1									
	秘谷 消防倉庫	那賀川	7	2	2	1	2	2				1					1									
	小浜 消防倉庫	正木谷川	2		1	1	5	1	1			1														
	拜宮 消防倉庫	白ヶ谷川	5		1	1	6	2	2			2														
	深森 消防倉庫	豊瀬谷川	3		1	1	2	1	1			1														
	平谷 消防倉庫	古屋谷川	2		1	1	2	1	1			1														
	市宇 消防倉庫	宮ヶ谷川	4		1	1	4	2	2			2								10						
	御所谷 消防倉庫	丈ヶ谷川	3		1	1	2	1	1			1														
	海川 消防倉庫	成瀬川	3		1	1	2	1	1			1														
	役場消防詰所	海川谷川	2		1	1	2	1	1			1														
	役場倉庫	坂州木頭川	3	3			5	5	10			3								5						
	出原分団	藤ヶ内谷川	3	10																						
	和蕪田分団	那賀川	1	5																						
		〃	6	5																						
	〃	6	5																							

(2) 市町村の備蓄資器材  
④南部総合県民局(那賀)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 海灣名	照明器具 (単位)	器具資材										蛇籠	土砂 m <sup>3</sup>	袋入土砂 袋																								
				鎌	斧	鋸	スコップ	ソルハシ	鍬	ジハグ ヨグ レチ ン	マカ マー クヤ ハン	土のう 袋類	ルビ シロ トビ ニー				縄 ・ ロー プ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい																
那賀町	南字分団 詰所 那賀川		1	4							5				100																									
	西字分団 詰所 "		1	6							6				100																									
	折字分団 詰所 "		1	5							6				100																									
	北川分団 詰所 "		1	5							6				100																									
	助分団 詰所 "		1	5							5				100																									
小計		26	91	74	40	18	48	35	73	0	16	3,720	0	10	0	0	20	10	20	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		26	91	74	40	18	48	35	73	0	16	3,720	0	10	0	0	20	10	20	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



(2) 市町村の備蓄資器材  
⑥東部県土整備局（吉野川）管内

水防管理団体名	設置場所 （消水防倉庫）	河川名 海岸 港湾 名 名 名 （単位）	照明器具	器具資材										袋入土砂												
				鎌	斧	鋸	スコップ	ソルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン	マカ ーケ ヤ ハン	土の う 袋	ル シ ト ビ ニ ー		縄 ・ ロー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋	
吉野川市	敷唐谷	倉庫	飯尾川	10	1	1	4	2				2	4	1,000					15							
	水防	倉庫	飯尾川	6			3					1	2	400				50								
	呉郷	倉庫	藤井谷川	10			3					4	2	400				180								
	水防	倉庫	寺谷川	4	20	5	9	3				5	6	700				46								
	上下島	倉庫	江川	2	10	10	15	10				5	10	2,000				70								
	水防	倉庫	学島川	5	35	10	19	20	10	22	13	10	3,750				100	30	40			1	50			
	翁喜	台	吉野川	2											200											
	町		川田川	1	20	15	7	20	7	7		7	15	1,300								20	10	10		
	美郷	倉庫	東山谷川	第1分											50											
	吉野川市消防団美郷方面	倉庫	東山谷川	第2分											50											
	吉野川市消防団美郷方面	倉庫	川田川	第3分											50											
	吉野川市消防団美郷方面	倉庫	川田川	第4分											50											
吉野川市消防団美郷方面	倉庫	川田川	第5分											50												
吉野川市消防団美郷方面	倉庫	川田川	第5分											50												
吉野川市消防団美郷方面	倉庫	川田川	第5分											50												
小計		15	14	111	41	37	89	50	34	47	59	10,050	194	68	0	100	401	0	110	11	60	0	0	0		
阿波市	西桑字大酒	倉庫	町内各河川	25	20	10	15	4				10	8	4,000				90				20				
	役場	倉庫	"	10	10	10	10					20	10	6,000				100						4		
	市場	倉庫	"	2	5	2	6	20	5			10	4	2,000				100								
	水防	倉庫	"	5	1	3	10	5				4	2	200				30								
	上喜来	倉庫	日開谷川	5	1	3	10	5				4	2	200				30								
	水防	倉庫	鷲谷川	5	1	3	10	5				4	2	200				30								
	八幡	倉庫	柿ノ木谷川	5	1	3	10	5				4	2	200				30								
	水防	倉庫	指谷川	5	1	3	10	5				4	2	200				30								
	伊月	倉庫	九頭字谷川	8								30	5	3,000				100				10				
	水防	倉庫	旧阿波町内	2	63	35	38	90	24	0	82	33	15,600	10	90	0	90	490	0	30	0	0	0	4	0	
	東	倉庫	原各河川	7																						
小計		7	2	63	35	38	90	24	0	82	33	15,600	10	90	0	90	490	0	30	0	0	0	4	0		

(2) 市町村の備蓄資器材  
⑥東部県土整備局(吉野川)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	器具資材										土のう袋 種類 枚	ルビ シ ト ・ ビ ニ ー 枚	縄 ・ ロー プ 東(巻) 本	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすが い 本	蛇籠 個	土砂 m <sup>3</sup>	袋入 土砂 袋														
			鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ソルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁	マカ ー 類 ヤ ・ ハン 丁																													
石井町	東覚円水防倉庫	吉野川	28	4	3	42						23	16	3,500	105					1,322																			
	西覚円水防倉庫	"	10		15	25						40	20	200	10					250																			
	平島水防倉庫	"	30	18	15	52	27					55	15	1,000																									
	第十水防警備台	"																																					
	中須水防倉庫	"																																					
	蒲庄、上浦 消防詰所	立石谷川 瑞泉寺谷川						6					6		200																								
	高川原 役場倉庫	町内各河川																																					
	小計	7		1	68	22	33	125	27	0	124	51	4,900	0	115	0	50	1,572	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	上板町	井ノ内	吉野川																																				
		第十新田	"		1		17	10	5	19			2,500																										
松島		橋宮川内谷川		1		6	12	5				1,000		25					10		250																		
仁界		"																																					
古町		"																																					
橋東		"																																					
神ノ木		"					10																																
中井		"																																					
小計		宮泉谷川																			250				20														
	七条(役場)	町内各河川		10	4	7	16	4	3	4	7																												
				0	11	5	13	55	19	8	23	7	3,500	35	0	0	80	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	39		17	253	103	359	120	42	276	150	34,050	239	273	0	240	2,543	0	640	11	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計			17	253	103	359	120	42	276	150	34,050	239	273	0	240	2,543	0	640	11	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2) 市町村の備蓄資器材  
⑦西部総合県民局(美馬)管内

1/3

水防管理 団体名	設置場所 (消防倉庫)	河川名 海岸名 海濱名 港灣名 (単位)	器具資材											照明 器具 個	袋 入土 砂 袋																																
			鎌	斧	鋸	ス コ ップ	ツ ル ハ シ	鉄 線	ジ ヨ グ レ ン	マ カ イ カ ス カ ン	土 の う 袋	ル シ ロ ト ビ ニ ー	繩 ・ ロー プ			竹	丸 太	く い 本	板 類	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 ㎡																							
美馬市	脇町戸香前 倉庫	市内各河川					5																																								
	津原西(旧東1)	吉野川	3	3	1	3	1						2	2	3	10	2							7	5																						
	津原中(旧東2)	〃	1	2		2	1																																								
	津原東(旧東3)	曹江谷川	5	1	1	2							4	2	4	5	1														20																
	津原北(旧東4)	〃	2			1		1	1				2	1																																	
	曹江(旧東5)	〃	2	2	2	3	1	1	1			1	6	5	1,200	5	5														20																
	棚田(旧東6)	〃	1			1						1	1	1																																	
	落合(旧東7)	〃	2	15		2	7	4				4	1	1	100																																
	脇町第3分団	〃	8	9	2	4	7	2				3	1	1	500	20	2																														
	宮井(旧東8)	西俣谷	1			1									30																																
	清水(旧東9)	〃	3	5	4	2	3	1				4	1																																		
	金川(旧東10)	東俣谷	2			1									400																																
	棚野(旧東11)	〃	2		1																																										
	窪尻(旧中5)	吉野川	2			1	3	1																																							
	脇町第5分団	大谷川	2	2	1	2	2	3				2																																			
	庄(旧中6)	〃	2	1																																											
	脇町第5分団	〃	2	1																																											
	栗床(旧中1)	大谷川	2	1		2						1	1	1	1	1																															
	脇町第6分団	吉野川	4	4	1	2	4	1				1	3	1																																	
	北島(旧中2)	大谷川	4	4	1	2	4	1				1	3	1																																	
	脇町第6分団	大谷川	4	4	1	2	4	1				1	3	1																																	
	佐城(旧中3)	大谷川	4			4	3	2				3	2	2																																	
	脇町第6分団	大谷川	4			4	3	2				3	2	2																																	
	段(旧中4)	〃	1	2		2						1	1	1	20																																
	脇町第7分団	〃	4	2	2	1	2	2				2	2	2	3																																
	北庄(旧中7)	大谷川	3	1		5									300																																
	脇町第7分団	〃	3	1		5																																									
	大谷(旧中8)	〃	3	3	1	4						1	2	2	25																																
	脇町第7分団	新町谷川	3	3	1	4	1	4				1	2	2	100																																
	新町(旧西1)	新町谷川	1	1		2	2	2				2	2	2	400																																
	高木(旧西2)	馬木谷	2	3	2	1	3	2				1	1	1	400																																
	脇町第8分団	溝谷	2	3	2	1	3	2				1	1	1	400																																
	岩倉(旧西3)	井口谷川	2	2		2						1	1	1	10																																
	脇町第9分団	吉野川	2			2																																									
	別所(旧西4)	井口谷川	2	4	1	4	2	1				1	1	1	10																																
	脇町第9分団	〃	2	4	1	4	2	1				1	1	1	10																																
	井口(旧西5)	井口谷川	2	4	1	4	2	1				1	1	1	10																																
	脇町第10分団	井口谷川	2	4	1	4	2	1				1	1	1	10																																

(2) 市町村の備蓄資器材  
⑦西部総合県民局(美馬)管内

水防管理 団体名	設置場所 (消防倉庫)	河川名 海 岸 港 灣 名 (単位)	照 明 器 具	器 具 資 材										土 砂 入 袋											
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジヨグ レチ ン	カ マ エ 類 ヤ ・ ハ ン	土 の う 袋 類	ル シ ト ・ ビ ニ ー		縄 ・ ロー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋
美馬市	小島(旧西6)	野村谷川	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2						
	野村東(旧西7)	〃	2	1	3	1	4																		
	脇町第10分団	市内各河川	18	4	32	2	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				200		
	美馬庁舎役場倉庫	吉野川	3		1		1																		
	美馬西部消防 第1分団	鍋倉谷川	4		1																				
	美馬西部消防 第2分団	吉野川	2		1																				
	清美西部消防 第3分団	野村谷川	5		1																				
	沼美西部消防 第2分団	吉野川	5		1																				
	宮美西部消防 第3分団	鍋倉谷川	3		2																				
	葛尾西部消防 第4分団	高瀬谷川	12		1	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	350	
	美馬市役所	市内各河川	2				5	2																	
	三谷吹第1分団	明通川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	三谷吹第2分団	二谷川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	菅盤	一の谷川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	西山吹第3分団	吉野川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	獅子野吹第4分団	吹川	1	2	4	2	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	古宮吹第5分団	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	三島会館	明通川	4	4	1	2	3	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	木屋平総合支所倉庫	吉野川	41	1	1	5	1	3																	
森遠	市内各河川	1	1			4																			
木屋平第1分団	烏道谷川	1	1			7																			
川井	太合谷川	1	1			2																			
木屋平第2分団	穴吹川	1	1			2																			
三ツ木	麻衣谷川	1	1			3																			
木屋平第3分団	穴吹川	1	1			1																			
小計			194	78	28	35	175	42	22	69	39	15,508	165	49	0	7	5	1	169	0	2	0	2	550	



(2) 中町村の備蓄資器材  
①西部総合市民局(美馬)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 海名 港名 湾名 (単位)	器具資材										照明 器具 個	袋入土砂 袋										
			鎌	斧	鋸	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	織	ジ ョ ウ レ ン	マ カ ー ケ イ 類 ヤ ・ ハ ン	土 の う 袋 類			ル シ ・ ト ・ ビ ニ ー	繩 ・ ロー ン	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠
つるぎ町	役場倉庫	町内各河川	12	1	4	20	10	10	20	5	300	30	10						20	5	8			200
小野	7分団格納庫	"	2	2	2	1	2			1	100		1											
車久保	8分団格納庫	"	2	2	2	1	2			1	100		1											
日浦	9分団格納庫	"	2	2	2	1	2			1	100		1											
紙屋	1.3分団格納庫	"	2	2	2	1	2			1	50		1											
東浦	1.5分団格納庫	貞光川	1	1	2	2	2	3		1	100		1											
白村	1.6分団格納庫	"	3	1	5	2	3	2	3	6	20		2							1				
太田西	1.7分団格納庫	"	2	2	1	2	3	3	3	1	60		1											
菅瀬	1.8分団格納庫	"	1	1	1	2	1	2		1	50		1											
平野	1.9分団格納庫	"	3	5	1	2	1	2		1	30		1											
長瀬	2.0分団格納庫	"	2	2	1	1	2	2		1	200		2											
役場倉庫			20	10	30	30	10	5	10	5	500	20	5	10	20	100	10	10	10	100				200
小計	12		45	52	29	66	42	10	36	25	1,610	50	27	10	20	100	30	16	108	0	0			400
合計	57		239	130	57	88	241	84	32	64	17,118	215	76	10	17	25	101	199	16	110	0			950

(2) 市町村の備蓄器材  
 ⑧西部総合県民局（三好）管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明 器具	器具資材								土のう袋 種類	丸 太	竹	糸 ロープ	ル シート・ビニ ー	板 類	鉄 線	く ぎ	か すが い	蛇 籠	土 砂	袋 入 土 砂
				鎌	斧	鋸	スコップ	ソ ル ハ シ	鍬	ジ ハ ヨ グ レ チ ン	マ カ ー ケ 類 ヤ ・ ハ ン												
三好市	三好市役所倉庫	吉野川 弥十柳川 鮎苮谷川 馬路川 松尾川	5	4	4	40	17	5	5	5	5	10	1,000										
	三野総合庁舎倉庫	吉野川 河内谷川	2	5	5	5	5	3	3	3	3	500											
	山城総合庁舎倉庫	吉野川 白川谷川 銅山川	7	4	3	15	20	5	20	5	4	500											
	井川総合庁舎倉庫	井ノ内谷川	2	2	2	5	5	5	5	5	2	500			50								
	西祖谷総合庁舎倉庫	祖谷川	3	10	3	15	15	5		5		500											
	東祖谷総合庁舎倉庫	〃	2	5	4	10	5	5	3	2	2	100			50								
小計	6		21	30	21	90	67	23	36	21	3,100	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東みよし町	東みよし町役場倉庫	吉野川 稻持谷川 加茂谷川 猪ノ谷川	4	25	13	27	25	23	23	6	1,500												
	東みよし町役場	小川谷川	3	6	2	4	4	3	2	5	800												100
小計	2		7	31	15	33	29	3	25	11	2,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8		28	61	36	123	96	26	61	32	5,400	0	5	0	0	100	0	0	0	0	0	0	100

6-2 警察関係災害用装備品現有一覧表

品目	所属	本部	徳島東	徳島西	徳島北	鳴門	小松島	阿南	那賀	牟岐	板野	石井	阿波吉野川	美馬	三好	合計
ヘリコプター		1														1
レスキュー車		2														2
トレカー		1														1
オフロードバイク		7														7
誘導標識車		1														1
災害用資材運搬車		2														2
エアテント(フレーム式含む)		2														2
天幕		6	1								1					8
発電発電機		29	4	4	6	7	4	7	3	4	3	3	7	6	3	90
投光器		20	5	1	2	8	2	3	2	3	3	1	11	3	2	66
ファイバースコープ		1														1
人命救助セット(レスキューロケット)		4														4
空気呼吸器		31														31
ゴージャック(ミニレッカー)		6	3	2	2	2	2	2	1	3	2	2	4	4	1	36
エアージャッキ		6						1							1	8
倉口		55	14	10	13	10	10	10	11	10	17	12	25	25	12	234
救急用人工蘇生器		5														5
担架		6	2	1		4	1	1	1	1	1	1	3	2	2	26
破壊用具(フォース)		27														27
破壊用具(万能斧=弁慶)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	15
削岩機		8														8
チェンソー		15	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	3	3	2	38
エンジンカッター		14	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	3	1	35
エアツール		3														3
レスキューツール		1														1
エアソー		3					1								1	5
酸素ガス筒型溶断機(シャープランス)		1														1
救命ボート		4	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	3	2	1	28
船外機		10	2	1	2	2	2	1	1	2	2	1	2	2	1	31

6-3 化学消火薬剤保有数

平成25年1月現在

地区	事業所名	連絡先 (電話)	担当課	製品名	数量 (リットル)	輸送手段の有無	備考	
徳島	東亜合成(株) 徳島工場	088- 665-2111	環境 保安室	エアフォーム3%	3,160	有	固定用 2,000 <sup>リットル</sup> 化学車 340 <sup>リットル</sup> 備蓄用 820 <sup>リットル</sup>	
	徳島石油(株) 末広油槽所	088- 622-4409		エアフォーム3%	600	無	固定用 600 <sup>リットル</sup>	
	新日本理化(株) 徳島工場	088- 665-0321	技術課	アルコフォーム3% アルコフォーム6%	7,300 8,000	有	化学車 200 <sup>リットル</sup> 備蓄用 7,100 <sup>リットル</sup> 固定用 8,000 <sup>リットル</sup>	
	丸善商事(株) 万代油槽所	088- 652-3036		エアフォーム3%	600	無	固定用 600 <sup>リットル</sup>	
	日清紡ペーパープロダクツ(株) 徳島工場	088- 652-9171	施設課	エアフォーム3%	9,000	有	化学車 400 <sup>リットル</sup> 備蓄用 6,000 <sup>リットル</sup> 固定用 8,000 <sup>リットル</sup>	
	徳島市消防局	088- 656-1190	警防課	スーパーフォーム3% エアフォーム3% メガフォーム3% プロフォーム3% ファイヤーファイティングフォーム	1,740 480 400 120 1,600	有	備蓄用 2,740 <sup>リットル</sup> 化学車 1,600 <sup>リットル</sup>	
	大塚化学(株) 徳島工場	088- 665-1516		たんぱく泡消火薬剤6% たんぱく泡消火薬剤3%	7,480 4,300	無	化学車 300 <sup>リットル</sup> 固定用 11,480 <sup>リットル</sup>	
	今切防災連絡会	088- 665-2126		エアフォーム310	7,300	無	泡放射砲 1	
	新町川防災連絡会	088- 622-0111	丸善商事(株)	エアフォーム3%	760	無	備蓄用 760 <sup>リットル</sup>	
	大塚製薬(株) 徳島第2工場	088- 665-4431		たんぱく泡消火薬剤6% たんぱく泡消火薬剤3%	5,000 1,180	無	固定用 6,180 <sup>リットル</sup>	
	シオノギファーマケミカル(株)	088- 665-2312		ニューアルコゼットフォーム	2,500	無	固定用 2,500 <sup>リットル</sup>	
	徳島県	088- 621-2704	危機管理部	メガフォーム6%	3,600	無	徳島市防災倉庫で保管 徳島東消防署088-656-1190	
	鳴門	(株)大塚製薬工場	088-684- 2354 (内線452)	工務室 汽缶 水道課	ローヤルエア フォーム3%	700	無	固定用 700 <sup>リットル</sup>
		鳴門市消防本部	088- 685-2009	消防署			有	合成界面活性泡 60 <sup>リットル</sup> 蛋白系化学消火薬剤 600 <sup>リットル</sup>
		(株)ナンカイテクナート	088- 686-2155	生産 技術課	フロロフォーム3%	60	有	
		大塚化学(株) 鳴門工場	088- 684-2266	製作第 二課	タンパク泡6%	2,200	無	固定用 タンク収納

地区	事業所名	連絡先 (電話)	担当課	製品名	数量 (リットル)	輸送手段の有無	備考
小松島	小松島海上保安部	08853-3-2244	警備 救難課	エアフォーム 3%	700	有	
	海上自衛隊	0885-37-2111	運航班	ライトウォーター 3%	2,640	有	化学車 (2台) 1,600リットル
	小松島航空隊			粉末消火薬剤	3130kg		化学車 500kg
	エクソンモービル石油 (株) 小松島油槽所	0885-32-2244		エアフォーム 3%	1,600	有	
	小松島市消防本部	0885-33-1200	消防署	エアフォーム 3% スーパーフォーム 3% スノーラップ フロロフォーム 3% プロフォーム 3%	800 400 100 360 80	有	
	JA全農エネルギー 和田島石油基地	0885-37-1963	和田島 石油基地	エアフォーム 3%	1,600	有	
阿南	日本電工 (株)	0884-27-2111	業務課	アルコフォーム 3%	1,200	有	固定用
	徳島工場						
	王子製紙 (株)	0884-23-5335	汽力課	エアフォーム 3%	5,200	有	固定用
	富岡工場			粉末	400kg		
	四国電力 (株)	0884-27-0300	総務課	エアフォーム 3%	17,640	有	
	阿南発電所			粉末	1,200kg		
	阿南市消防本部	0884-22-1120	消防署	フッ素たんぱく消火薬剤 メガフォーム F-623T 3% スーパーフォーム ミラクルフォーム	6,200 500 120 60	有	大型化学車 2,000リットル 泡原液搬送車 4,200リットル 化学車 500リットル
徳島県	088-621-2704	危機管理部	メガフォーム 6%	1,800		阿南土木事務所オイルフェンス等備蓄倉庫で保管 管理係0884-24-4232	
松茂	コスモ石油 (株)	088-699-2953		エアフォーム 3%	2,400	無	固定用 2,000リットル
	徳島油槽所						
	徳島県漁業協同組合連合会	088-636-0515	購買係	エアフォーム 3%	700	無	固定用 700リットル
	海上自衛隊	088-699-5111	運航隊	ライトウォーター 3%	3,080	有	化学車 1920リットル
北島	徳島教育航空群			粉末	1,000kg		化学車 500kg
	四国化成 (株)	088-698-4111	業務課	アルコフォーム 6%	600	有	固定用 600リットル 固定用 400リットル
	徳島第2工場			エアフォーム 3%	1,600		化学車 1,200リットル
	板野東部消防組合	088-698-0119	警防課	スーパーフォーム 3% フロロウォーター F フレックスパン・S	2,100 200 1,040	有	化学車 1,100リットル 備蓄 1,200リットル 水槽付きポンプ車 60リットル 備蓄 980リットル
板野	板野西部消防組合	088-672-0198	警防課	フレックスパン・S スーパーフォーム 3%	80 300	有	水槽付きポンプ車 40リットル 備蓄 60リットル

## 6-4 林野火災用空中消火資機材等保有状況

### (1) 県保有分

資機材等の名称	数 量	規 格 等
散布装置（水のう型）	14 基	中型ヘリ用 700 $\frac{1}{2}$ 型
混 合 機	4 基	
組 立 水 そ う	6 基	2,500 $\frac{1}{2}$ 型
可搬式動力ポンプ	4 台	B-3級
ホ ー ス	24 本	口径65mm 長さ20m
吸 管	6 本	口径75mm 長さ 8m
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールS
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールT
展着剤（20kg入）	50 袋	CMC
着色剤（5kg入）	4 缶	
パ ケ ッ ト	4 基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7570<math>\frac{1}{2}</math>型 1基（大型ヘリ用） （保管場所：徳島県消防防災航空隊）</li> <li>・ 1590<math>\frac{1}{2}</math>型 3基（うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中）</li> </ul>

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：徳島県消防学校（088-683-2200）

：徳島県立防災センター（088-683-2100）

連絡先：徳島県危機管理部消防保安課（088-621-2284）

### (2) 消防本部、町村保有分

資機材 団体名	ジエット シューター	チエー ンソー	資機材 団体名	ジエット シューター	チエー ンソー
徳島市消防局	48	11	阿南市	155	12
鳴門市消防本部	40	3	吉野川市	75	—
小松島市消防本部	22	3	美馬市	0	4
阿南市消防本部	42	7	三好市	80	—
名西消防組合	10	3	上勝町	26	—
海部消防組合	35	5	勝浦町	40	—
板野東部消防組合	1	3	神山町	32	—
板野西部消防組合	18	3	那賀町	68	—
徳島中央広域連合	40	10	牟岐町	29	—
美馬市消防本部	92	6	美波町	96	—
美馬西部消防組合	60	1	海陽町	120	3
みよし広域連合	30	9	板野町	10	5
			つるぎ町	20	4
			東みよし町	27	0
			計	1,212	96

6-5 上水道防災関係物資等の備蓄状況

平成24年度末現在

項目	内容	保有数量	備考
車 両	給 水 車	2	2t
	ト ラ ッ ク	52	0.35~2.0t
	ライトバン	84	
	ジープ	6	
給水容器	給水タンク	19	1.5~2.0t
	給水タンク	18	1.0~1.4t
	給水タンク	59	~0.9t
	ウォーターキャリア	7	1t
	折りたたみ式コンテナ	17	1t
	ウォーターバルーン	1	1.5~2.0t
	ウォーターバルーン	30	1.0~1.4t
	ウォーターバルーン	1	~0.9t
	携行容器	1,089	10~20L
	給水袋・非常用飲料袋・ポリ袋	44,258	4~20L
機 材	携行マイク	2	
	削岩機	34	
	ランマー	16	
	掘削機(小型バックホウ)	2	
	排水ポンプ(φ25~100)	65	
	投光機	58	
	パイプカッター	27	
	穿孔機(φ13~200)	49	
	携帯用無線機	98	
	発電機	55	
	漏水発見機	52	
	鉄管探知機	10	
	ボックスロケーター	28	
	音聴棒	89	
	印籠用工具	1	
	チェンブロック	5	

日本水道協会徳島県支部調べ

## 6-6 給水容器の備蓄状況

平成24年度末現在

市町村名	給水タンク・ウォーターバルーン等			携行容器			給水袋・非常用飲料部袋・ポリ袋		
	～0.9t	1.0～1.4t	1.5～2.0t	10L	18L	20L	4～6L	10L	20L
徳島市		55	4	100			7,300	12,700	
鳴門市	1	2	1					2,300	
小松島市		4				700	1,500	700	
阿南市	6	4			13		300	200	400
吉野川市	1		2			28	1,723	275	400
阿波市	3		1			20	200		
美馬市	9	3	4		5		1,400		
三好市		1	2			70	200	300	
東みよし町	1					10			
つるぎ町	1		1					150	50
石井町	2	2					790	220	
上板町	6		1			103	4,500		
板野町	3	1					600	300	
藍住町	7		2				400		
北島町								6,100	
松茂町	1						200		
美波町	2								
牟岐町	1		1				500	500	
海陽町	16		1			40		50	
計	60	72	20	100	18	918	19,613	23,795	850

日本水道協会徳島県支部調べ



## 6-7 米穀在庫数量

平成25年7月31日現在

	数 量
卸売販売業者手持分	80 精米トン 2,212 玄米トン

(注) 在庫数量は、常時増減がある。

6 - 8 応急食料及び副食調味料調達先一覧表

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
米 穀	全国農業協同組合連合会 徳島県本部	徳島県北佐古一番町 5番12号	(088)634- 2501	
米 穀	徳島県食糧卸協同組合	美馬郡つるぎ町貞光 字小山北115-3	(0883)63- 6015	
漬 物	徳島県漬物加工販売協同 組合	名西郡石井町高川原 天神337-6	(088)674-2503	たくあん、梅干し、 奈良漬、きざみ漬等
味 噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目95 番地の1(葵ハイツ内2F)	(088)652-6472	
醬 油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088)652-1871	
食 塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088)664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	徳島市北沖洲4丁目1-38	(088)628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合連合会	徳島市東沖洲2丁目13	(088)636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株)徳島営業所  八 百 秀 (株)	板野郡松茂町住吉  徳島市金沢町1丁目	(088)699-3355  (088)664-0260	

6-9 災害救助物資備蓄数

平成26. 4. 1現在

物資名	規格	数量	保管場所
毛布（圧縮真空パック）	140cm×190cm	3,230 枚	・日本通運株式会社徳島支店 徳島市東沖洲1丁目20-2
		3,200 枚	・日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183
		3,140 枚	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
		1,000 枚	・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		500 枚	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46
		250 枚	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
		250 枚	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241
計		11,570 枚	
日用品セット	タオル、箸、スプーン、石鹸、コップ、軍手、ポリ袋、包帯、歯ブラシ、ポケットティッシュ	1,800 セット	・日本通運株式会社徳島支店 徳島市東沖洲1丁目20-2
		3,990 セット	・日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183
		1,890 セット	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
		40 セット	・県庁倉庫 徳島市万代町1-1
		1,000 セット	・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		500 セット	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46
		250 セット	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
		250 セット	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241
計		9,720 セット	

## 6 - 1 0 木材保有数

平成25.1.31 現在

貯木場名	面積 (㎡)	貯木能力(㎡)	現在量(㎡)	備考
徳島県木材センター 協 同 組 合	土場 13,300	製品 3,500	1,000	
	土場 4,752	素材 400	100	
株式会社ゲンボク	土場 31,750	素材 11,000	800	
県営貯木場	水面 111,180	素材 27,500	0	
徳島県木材団地 協同組合連合会	土場 54,196	素材 154,000	6,000	
徳島中央森林組合 (神山本所)	土場 6,630	素材 1,700	500	
徳島中央森林組合 (上勝支所)	土場 3,850	素材 1,000	800	
木頭森林組合	土場 27,099	素材 5,600	2,800	
美馬郡木材協同組合	土場 15,012	素材 7,000	650	
三好木材センター事業 協 同 組 合	土場 45,080	素材 15,000	600	
計	土場面積 201,634 水面面積 111,180	製品 3,500 素材 223,200	1,000 12,250	

## 6-1-1 災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧 の支援に関する協定書

徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と協同組合徳島県設備協会（以下「乙」という。）は、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する事項について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧を円滑に実施することを目的とする。

### （県の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため市町村から要請を受けたときは、乙に支援を要請できるものとする。

2 前項の支援要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び連絡副責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

### （措置事項の報告）

第4条 乙は、甲から支援要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲を通じて要請をした市町村に乙の措置事項について連絡するものとする。

### （契約）

第5条 応急給水又は応急復旧の実施契約は、要請をした市町村と乙との間で締結するものとする。

2 応急給水又は応急復旧に要する費用は、要請した市町村が負担するものとするが、一時的には乙が負担し、事後、要請した市町村が乙に費用弁償するものとする。

### （車両の通行）

第6条 甲は、乙が応急給水又は応急復旧に必要な人員及び資機材等を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月7日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市南米田町1番13号  
協同組合徳島県設備協会  
理事長

## 6-12 大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定

徳島県公営企業管理者（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波等により発生した大規模災害等（以下「災害等」という。）における工業用水道施設の応急復旧工事の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が運営する工業用水道施設において、災害等による管路の漏水及び破損等（以下「管路の破損等」という。）が発生した場合に必要な応急復旧工事が早期に実施されるために必要な事項を定める。

### （工事の実施等）

第2条 甲が、災害等による管路の破損等を確認し、応急復旧工事が必要であると判断した場合、乙が応急復旧工事を施行する者としてあらかじめ甲に推薦する者（以下「支援業者」という。）が、甲の要請により当該工事を実施するものとする。

2 前項による支援業者が被災等により当該工事を実施できない場合は、乙は、速やかに新たな支援業者を選定するものとする。選定された支援業者は、甲の要請により速やかに当該工事を実施するものとする。

3 前項の場合を除き、乙が支援業者の変更を行う場合は、乙は、甲に対し事前に通知するものとする。

### （工事の範囲）

第3条 前条の応急復旧工事の範囲については次のとおりとする。

- 1 管路の破損等に対する応急復旧工事
- 2 その他前項の工事に付随するもの

### （経費の負担）

第4条 第2条の規定により支援業者が実施した応急復旧工事に要した経費は、甲が負担するものとする。

### （協定の有効期間）

第5条 この協定は、甲又は乙から特段の申出がない限り継続するものとする。

### （覚書）

第6条 この協定の実施に当たり、必要に応じて甲と乙の支部とで覚書を交わすことができるものとする。

### （疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月 5日

甲 徳島県公営企業管理者  
徳島県企業局長 海野 修司

乙 社団法人徳島県建設業協会  
会長 荒川 浩児



## 6-13 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における県有施設の電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に県有施設にお計る電気設備の応急復旧に関して甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、徳島県内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するため協力を要請する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）県有施設の電気設備の応急復旧活動に関すること
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- （3）その他甲が特に右翼と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請をするときは、応急復旧対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

### （応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認して甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

### （災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は、甲の要請に対応するためにあらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(連絡責任者の指定)

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書により報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月12日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地  
徳島県電気工事業組合  
理事長 後 藤 田 裕

様式第1号(第2条第2項関係)

平成 年 月 日

徳島県電気工事業工業組合理事長 殿

徳 島 県 知 事

応急復旧対策業務要請書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第2条の規定に基づき、  
次のとおり要請します。

復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 要 請 期 間		
業 務 要 請 内 容		
設 担 当 責 任 者	氏 名	
	連 絡 先	

様式第2号(第4条関係)

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県電気工事業工業組合理事長

### 応急復旧対策業務完了報告書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第4条の規定により、  
応急復旧業務が完了しましたので報告します。

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
施 設 担 当 責 任 者 名		
業 務 完 了 年 月 日		
作 業 内 容		
作業実施業者	会 社 名	
	担 当 者 名	
	連 絡 先	

## 6-14 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県内で発生した大規模な災害に対して、徳島県建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 協会内の支援体制を整備する。
- 二 会員等からの情報収集体制等を整備する。
- 三 出動が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておく。

### （乙の支援内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に支援活動を実施する。
- 二 会員等からの被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により情報の提供を行う。

### （協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

### （活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

- 2 資材、機材、技術者等の出動に係る費用については有償とし、別途精算する。

(土木事務所長と支部長との支援協議)

第7条 徳島県災害対策本部運営規程第13条の規定に基づく土木事務所長と支部長とは、この協定の目的を達成するため、その地域の地形等の特性を考慮して、平常時からその地域に合った支援活動を協議し、具体化しておく。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(施行)

第9条 この協定は平成15年9月1日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人徳島県建設業協会  
会 長 平 山 晃 千

## 6 - 1 5 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県技術士会会長 神田 睦（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し混乱した初期段階において、乙の会員（以下「会員」という。）の技術支援を得て、速やかな応急対策や安全対策を実施することを目的とする。

### （大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

### （支援の区域）

第3条 徳島県内を対象とする。

### （支援の要請）

第4条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第5条 乙は、甲の災害対策を支援するために、本協定の趣旨を会員に周知するとともに支援活動に従事可能な会員を毎年度はじめに、甲の示す様式により報告するものとし、変更が生じた場合は、その都度、甲に文書で報告するものとする。

### （乙の支援内容）

第6条 甲の災害対策を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- (1) 甲の要請した区域及び施設等での被害状況調査
- (2) 甲に対する技術的助言

### （支援活動の報告）

第7条 乙は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第8条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出勤を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 会員の出勤に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(出勤する会員の身分)

第9条 会員には、前もって乙の責任においてボランティア保険等の必要な保険を掛けた上で出勤させるものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月1日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県板野郡北島町鯛浜字原87番地の社  
徳島県技術士会  
会 長



## 6-16 大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模な災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と四国建設機械器具リース業協会(以下「乙」という。)とが、県民生活の早期安定を図るため相互に協力して、甲が行う応急対策に必要な資機材等の供給確保の協力に関する事項について定めるものとする。

### (連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、文書で相互に報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

### (甲の協力要請等)

第3条 甲は、災害時において甲が行う応急対策に必要な資機材等の物品の調達が必要となった場合は、乙にその供給に関する協力要請をするものとする。

2 前項の協力要請は、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (乙の協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り速やかに資機材等の物品の供給を行うものとするとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物品の種類及び報告)

第5条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ
- (2) 簡易バス(風呂)
- (3) 簡易シャワー室
- (4) 仮設ハウス(可搬式含む)
- (5) 発電機
- (6) 照明器具
- (7) その他必要な物品等

2 この協定の実効を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等

について報告を求めることができるものとする。

(物品の引渡し)

第6条 物品の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(物品の価格及び代金の支払い)

第7条 物品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれかからの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 香川県高松市高松町42-13  
四国建設機械器具リース業協会  
会長

## 6-17 大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模な災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と徳島県テント・シート工業組合(以下「乙」という。)とが、県民生活の早期安定を図るため相互に協力して、甲が行う応急対策に必要な資機材等の供給確保の協力に関する事項について定めるものとする。

### (連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、文書で相互に報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

### (甲の協力要請等)

第3条 甲は、災害時において甲が行う応急対策に必要な資機材等の物品の調達が必要となった場合は、乙にその供給に関する協力要請をするものとする。

2 前項の協力要請は、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (乙の協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り速やかに資機材等の物品の供給を行うものとするとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物品の種類及び報告)

第5条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ
- (2) 組立式パイプテント
- (3) 机・座卓・パイプイス
- (4) ストレッチャーパック
- (5) 防災シート・PEクロスシート
- (6) 間仕切り
- (7) 土嚢
- (8) 水槽タンク
- (9) その他必要な物品等

2 この協定の実効を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(物品の引渡し)

第6条 物品の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(物品の価格及び代金の支払い)

第7条 物品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれかからの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市宍神町古川字宮ノ前56  
徳島県テント・シート工業組合  
理事長

## 6-18 災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県内で発生した災害に対して、応急対策活動を円滑かつ効率よく実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県設備業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙の加盟会員（以下「会員」という。）が保有する資機材の供給及び技術者等の出動による支援活動により、甲における災害対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （県の要請）

第2条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。  
2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第4条 乙は、甲の災害対策を支援するために、平常時から次の各号に掲げる準備を行うものとする。  
（1）乙の支援体制を整備する  
（2）供給が可能な資機材及び出動が可能な技術者等について実態を把握しておく。

### （乙の支援内容）

第5条 甲の災害対策を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、乙の支援体制を基本に支援活動を実施する。この場合、甲は支援活動を行った会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

### （支援業務等の報告）

第6条 乙は、支援業務が完了したときは、すみやかに書面により甲に報告す

るものとする。

(支援に伴う費用)

第7条 資機材の供給及び技術者等の出動に係る費用については、甲乙協議して精算するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、協定期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月7日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目71の3  
社団法人徳島県設備業協会  
会 長 西 野 公 夫

## 6-19 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、徳島県が指定している緊急輸送路等の確保のため、乙の加盟会員（以下「会員」という。）が保有する資材、機材、技術者等により支援活動を実施し、人命の救助や生活物資、資機材等の緊急輸送を早期に可能とすることを目的とする。

### （大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

### （支援の区域）

第3条 徳島県内を対象とする。

### （支援の要請）

第4条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

### （甲の行うべき平常時の準備）

第5条 甲は、緊急輸送路等の確保計画を策定し、この路線に架かる橋りょう資料を整備して、乙と事前協議を行うとともに資料を提供するものとする。なお、事前協議は、年1回以上実施するものとする。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第6条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 本協定の趣旨を会員に周知させ、支援業務に従事する会員（以下「従事会員」という。）を組織するとともに、従事会員の支援担当区域を定め、甲との事前協議時に、従事会員名、支援担当区域、連絡体制を通知するものとする。
- 二 従事会員は、出勤が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておくとともに、乙を経由して甲との事前協議時に通知するものとする。

(従事会員及び支援担当区域の変更)

第7条 被害の規模が、各支援担当区域により差がある場合には、効果的な支援業務とするため、被災状況を勘案して従事会員及び支援担当区域を変更することができるものとし、変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(乙の支援内容)

第8条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に次の支援を実施する。

- 一 甲の管理する橋りょうの被害状況調査
- 二 甲への技術的助言
- 三 被災橋りょうの交通機能の回復に係る資機材の調達及び応急対策

ただし、資機材の調達及び応急対策を実施する場合、甲は従事会員と延滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(支援業務等の報告)

第9条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに書面により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第10条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 技術者等の出動に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(派遣される技術者等の身分)

第11条 派遣される技術者等は、従事会員からの職務命令により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。



(施行)

第14条 この協定は平成16年12月27日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 社団法人プレストレストコンクリート建設業協会四国支部  
支 部 長

## 6-20 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人日本橋梁建設協会（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、徳島県が指定している緊急輸送路等の確保のため、乙の加盟会員（以下「会員」という。）が保有する資材、機材、技術者等により支援活動を実施し、人命の救助や生活物資、資機材等の緊急輸送を早期に可能とすることを目的とする。

### （大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

### （支援の区域）

第3条 徳島県内を対象とする。

### （支援の要請）

第4条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

### （甲の行うべき平常時の準備）

第5条 甲は、緊急輸送路等の確保計画を策定し、この路線に架かる橋りょう資料を整備して、乙と事前協議を行うとともに資料を提供するものとする。なお、事前協議は、年1回以上実施するものとする。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第6条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 本協定の趣旨を会員に周知させ、支援業務に従事する会員（以下「従事会員」という。）を組織するとともに、従事会員の支援担当区域を定め、甲との事前協議時に、従事会員名、支援担当区域、連絡体制を通知するものとする。
- 二 従事会員は、出動が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておくとともに、乙を経由して甲との事前協議時に通知するものとする。

(従事会員及び支援担当区域の変更)

第7条 被害の規模が、各支援担当区域により差がある場合には、効果的な支援業務とするため、被災状況を勘案して従事会員及び支援担当区域を変更することができるものとし、変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(乙の支援内容)

第8条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に次の支援を実施する。

一 甲の管理する橋りょうの被害状況調査

二 甲への技術的助言

三 被災橋りょうの交通機能の回復に係る資機材の調達及び応急対策

ただし、資機材の調達及び応急対策を実施する場合、甲は従事会員と延滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(支援業務等の報告)

第9条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに書面により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第10条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出勤を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 技術者等の出勤に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(派遣される技術者等の身分)

第11条 派遣される技術者等は、従事会員からの職務命令により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(施行)

第14条 この協定は平成16年12月27日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その自1通を保有する。

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 社団法人日本橋梁建設協会  
会 長

## 6-21 災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県内で発生した災害について、応急対策活動を円滑かつ効率よく実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県森林組合連合会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び乙の会員（以下「会員等」という。）が保有する資機材の供給及び技術者の出動による支援活動により、甲における災害対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （県の要請）

第2条 甲は、乙の支援活動が必要と認めた場合に支援要請を行うことができるものとする。

### （連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

### （乙の行うべき平常時の準備）

第4条 乙は、甲の災害対策を支援するために、平常時から次の各号に掲げる準備を行うものとする。

（1）乙の支援体制を整備する。

（2）供給可能な資機材及び出動可能な技術者等について実態を把握しておく。

### （乙の支援内容）

第5条 甲の災害対策を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）甲からの支援要請に基づき、乙の支援体制を基本に支援活動を実施する。

（2）会員等からの被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により情報の提供を行う。

### （協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方の特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(支援業務等の報告)

第7条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第8条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の支援活動は無償を基本とする。

2 会員からの資機材の貸与及び技術者の出動等の提供に係る費用については、甲乙協議して清算する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月11日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地  
徳島県森林組合連合会  
代表理事長 杉 本 直 樹

## 6-22 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、徳島県内で地震、津波や台風等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が管理又は工事している公共土木施設等（以下「施設等」という。）の応急対策業務を速やかに、かつ円滑に実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

### （応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における施設等の被害情報の提供
- （2）大規模災害時における施設等の被害状況の調査
- （3）大規模災害時における施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計
- （4）その他前3号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める応急業務

### （協力会員等）

第4条 乙は、所属会員のうち応急対策業務に協力する会員（以下「協力会員」という。）の連絡窓口となる者（以下「連絡担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は、連絡担当者及び協力会員の名簿、連絡先等を取りまとめ、この協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。なお、変更等が生じた場合には、速やかに甲に提出するものとする。

### （平常時の準備）

第5条 乙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる体制の準備をしておくものとする。

- （1）甲からの出動要請に対する連絡体制の整備
- （2）応急対策業務を速やかに実施するために必要な機材及び技術者等の確保及び動員方法の策定

### （協力要請等）

第6条 甲は、応急対策業務に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して文書で協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請するものとし、その後、速やかに文書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第4号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについては甲は負担しないものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙及び協力会員のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき又は各種機材に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月7日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地  
一般社団法人徳島県測量設計業協会  
会 長 藤 田 定 吉



## 6-23 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と四国地質調査業協会徳島県支部（以下「乙」という。）は、徳島県内で地震、津波や台風等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が管理又は工事している公共土木施設等（以下「施設等」という。）の応急対策業務を速やかに、かつ円滑に実施し、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

### （応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における施設等の被害情報の提供
- （2）大規模災害時における施設等の被害状況の調査
- （3）大規模災害時における施設等の応急対策に関する地質調査
- （4）その他前3号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める応急業務

### （協力会員等）

第4条 乙は、所属会員のうち応急対策業務に協力する会員（以下「協力会員」という。）の連絡窓口となる者（以下「連絡担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は、連絡担当者及び協力会員の名簿、連絡先等を取りまとめ、この協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。なお、変更等が生じた場合には、速やかに甲に提出するものとする。

### （平常時の準備）

第5条 乙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる体制の準備をしておくものとする。

- （1）甲からの出動要請に対する連絡体制の整備
- （2）応急対策業務を速やかに実施するために必要な機材及び技術者等の確保及び動員方法の策定

### （協力要請等）

第6条 甲は、応急対策業務に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して文書で協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請するものとし、その後、速やかに文書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第4号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについては甲は負担しないものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲又は乙及び乙の協力会員のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は各種機材に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月7日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市幸町3丁目79  
四国地質調査業協会徳島県支部  
支 部 長 岡 田 章 二

## 6-24 徳島県防災エキスパート制度に関する協定書

徳島県県土整備部長（以下「甲」という。）と公益財団法人徳島県建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、防災エキスパート制度の円滑な運用を図ることを約する。

（協力体制）

第2条 甲と乙は、平時から相互に協力、連携し、制度の向上を図り、災害の発生に備えるものとする。

（協議）

第3条 この協定に定めるもののほか、制度の運用にあたり定めのない事項が発生したときは、甲乙協議の上、これを定める。

（協定の有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月20日

甲 徳島県県土整備部長

中内 雅三

乙 徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地  
公益財団法人徳島県建設技術センター理事長

武市 修一

## 徳島県防災エキスパート制度要綱

### (目 的)

第1条 徳島県防災エキスパート制度（以下「本制度」という。）は、徳島県県土整備部OB（以下「防災エキスパート」という。）で構成され、次の目的を達成するために業務を実施する。

(1) 徳島県内で、地震及び風水害等による大規模な災害が発生した初期の段階において、徳島県県土整備部及び市町村管理の公共土木施設（以下「施設」という。）の被災に対して、被災状況等の把握、応急対策の検討等を迅速、かつ的確に実施し、もって被災地域の早期の復旧等を図る。

(2) 防災・減災対策等の課題への支援を行う。

### (登 録)

第2条 防災エキスパートは、徳島県防災エキスパート事務局（以下「事務局」という。）において登録し、その名簿を徳島県県土整備部長に提出する。

2 登録の変更は、会計年度単位とする。

### (防災エキスパートの要件)

第3条 防災エキスパートは、次の要件を備えた者とする。

(1) 施設の整備・管理についての経験を有し、施設の被害状況について一定の技術的把握ができる知識を有する者であること。

(2) 徳島県内に在住し、かつ心身ともに健康であり、自己の責任において可能な範囲で参加できる者であること。

(3) 被災地域の早期復旧等に誠意を持って、関係する機関や一般のボランティア等と協調して活動できる者であること。

### (防災エキスパートの業務内容)

第4条 防災エキスパートは、次の支援活動を行う。

(1) 自宅及び勤務地近辺等の施設の被災状況の伝達

(2) 管理者が応急復旧対策の検討、指導を行う際の助言、協力

(3) 被災箇所の状況把握、二次災害の危険性判定を行う際の助言、協力

(4) その他防災・減災対策等に関する支援

### (事務局)

第5条 本制度の円滑な運営を図るため、事務局を公益財団法人徳島県建設技術センター（以下「センター」という。）に設置し、事務局長を置く。事務局長は、センター理事長をもってあてる。

2 事務局は、次の業務を行う。

(1) 登録及び登録の抹消

(2) 名簿の作成・保管

(3) 県土整備部長からの支援要請に基づく防災エキスパートの出動要請

(4) 活動記録の整理・保管

(5) 訓練・研修、防災エキスパート間の情報交換等の実施

(6) その他防災エキスパートの活動支援に関すること

(防災エキスパートの出動及び活動)

第6条 事務局長は、県土整備部長や市町村長からの支援要請内容に基づき、人選して防災エキスパートに出動を要請する。

2 前項の規定によるほか、大規模災害時等において、事務局長からの出動要請が出来ない場合にあつては、県土整備部長からの要請により出動する。

3 防災エキスパートは、災害対策等を円滑に行うため、県土整備部長や市町村長の支援要請内容に沿って活動する。

(防災エキスパートに対する支援)

第7条 事務局は、防災エキスパートの活動が円滑に行われるよう次の支援を行う。

(1) 活動中の事故等による本人の傷害等や第三者への損害等に対処するための損害保険の加入、及び保険加入料の支弁

(2) 訓練・研修等の実施

(3) 防災関係情報等の提供

(4) その他の活動に当たって必要となる便宜供与

2 事務局は、県土整備部長に対して次の要望を行うことができる。

(1) 活動に当たって必要となる物資等の可能な範囲での提供・貸与

(2) 訓練・研修等に当たっての支援協力

(3) その他の活動に関する支援協力

3 事務局は、支援要請者に対して、活動に要した費用等について請求することができる。

(協 定)

第8条 本制度の円滑な運営を図るため、県土整備部長とセンター理事長との間で協定を締結する。

(雑 則)

第9条 本要綱に疑義が生じたとき又は本要綱に定めのない事項が発生したときは、県土整備部長とセンター理事長が協議して解決する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から効力を発する。

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

## 6-25 徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における徳島県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、徳島県（以下「甲」という。）が社団法人徳島県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

### (協力要請)

第3条 甲は、判定士を招集するに際して、文書により乙の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請に際して、緊急を要するため文書によりがたいときは、口頭等により協力を要請し、後日文書によることができる。

### (協力)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

### (協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録、更新又は登録事項の変更があった場合で、当該判定士が乙の会員に該当する場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

3 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

### (訓練への協力)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年4月1日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地の1  
社団法人徳島県建築士会  
会 長

## 6-26 大規模災害時における支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県建設労働組合（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- （1）避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- （2）乙が覚知した被害情報の提供
- （3）その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。



2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

(出勤する組合員の身分)

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は平成21年3月31日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市川内町沖島456  
徳島県建設労働組合  
委員長 笠 木 隆 男

## 6-27 大規模災害時における支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と全徳島建設労働組合（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- （1）避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- （2）乙が覚知した被害情報の提供
- （3）その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

(出勤する組合員の身分)

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は平成21年4月2日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月2日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市南田宮4丁目8-5  
全徳島建設労働組合  
執行委員長 小 泉 栄 昭

## 大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県環境技術センター（以下「乙」という。）において、徳島県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）時における浄化槽の復旧支援活動等について必要な事項を定めるものとする。

### (支援要請の手続)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、浄化槽の復旧活動について必要があると認められるとき又は市町村から市町村が設置する避難所への仮設トイレの設置要請があったときは、乙に対し支援要請を行うことができる。

2 前項の要請は、原則として大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する支援要請書（様式第1号）（以下、「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請できることとし、後日、速やかに要請書を乙に送付する。

3 乙は、支援活動が完了したときは、速やかに大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する業務報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

### (協力業務)

第3条 乙は、前条第2項の甲の要請があったときは、乙の職員及び会員に対して協力を要請し、次の支援を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (2) 市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事
- (3) 被災地における浄化槽に関する住民相談の実施
- (4) 市町村が設置する避難所に対する会員企業保有の仮設トイレの提供（仮設トイレのし尿については当該仮設トイレの提供を受けた市町村が責任をもって適正に処理し、その費用は当該市町村の負担とする。）

### (経費負担)

第4条 前条の支援に要する経費は、第1号及び第3号については乙が負担し、第2号及び第4号については当該避難所を設置した市町村が負担するものとする。

### (準備)

第5条 乙は、乙の職員及び会員に対し、災害に備えた防災知識の普及や防災資材の調達等に努めるよう指導するほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

### (会員名簿等の提供)

第6条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿（以下、「会員名簿等」という。）を毎年1回甲に提供するものとする。

2 前項の会員名簿等を変更する必要があるときは、修正の上、甲に提供するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する甲の連絡責任者は、徳島県県民環境部環境総局環境整備課ゴミゼロ推進室長とし、乙においては社団法人徳島県環境技術センター事務局長とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年11月17日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市新蔵町三丁目80番地  
社団法人徳島県環境技術センター  
会長

様式第1号

平成 第 年 月 日

社団法人徳島県環境技術センター会長 殿

徳 島 県 知 事

大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する支援要請書

このことについて、「大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書」  
第2条第2項の規定により、次の地域の支援を要請します。

番 号	市 町 村 名	支 援 の 内 容

様式第2号

平成 第 年 月 日

徳島県知事 殿

社団法人徳島県環境技術センター会長

大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する業務報告書

このことについて、「大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書」第2条第3項の規定により、次のとおり報告します。

番 号	市 町 村 名	支 援 の 内 容

## 6-29 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県環境保全協会（以下「乙」という。）及び徳島県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）とは、大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、被災地域の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業の協力要請があった場合、乙及び丙に対して支援要請をするものとする。

- （1）災害し尿等の撤去
- （2）災害し尿等の収集・運搬
- （3）その他前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙及び丙に対して前項の支援を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により通知し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村名
- （2）協力の要請内容
- （3）その他必要な事項

3 甲は、災害し尿等を円滑に処理するために、被災市町村と他の市町村との連絡調整に当たるものとする。

（災害し尿等の収集運搬等の実施）

第3条 乙及び丙は、甲から前条第1項の要請があったときは、乙及び丙はそれぞれ会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び丙は、被災市町村及び受入市町村の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害し尿等の処理等を行うものとする。

3 乙及び丙は、協力の内容や方法等について、被災市町村と協議するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に対して被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害が発生した場合に協力が可能な会員の情報を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第5条 乙及び丙は、災害し尿等の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- （1）市町村名
- （2）協力内容
- （3）実施期間
- （4）その他必要な事項



(費用の負担)

第6条 乙及び丙が、第2条に規定する要請に基づき実施する災害し尿等の収集運搬については、原則無償で実施するものとする。ただし、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について、被災市町村との協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第7条 第2条に規定する要請に基づき実施した災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県土整備部水・環境課、乙においては徳島県環境保全協会事務局、丙においては徳島県環境整備事業協同組合事務局に置くものとする。

(組合員の状況等の報告)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく災害し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙及び丙に随時報告を求めることができる。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定は、平成26年3月20日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書3通を作成し、甲乙及び丙の3者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県美馬市脇町字拝原2759-1  
徳島県環境保全協会  
会 長 岩 本 武 司

丙 徳島県徳島市応神町東貞方字西川淵87-2  
徳島県環境整備事業協同組合  
理事長 中 川 幸 彦

## 大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき徳島県（以下「甲」という。）が、社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。  
2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、事後に文書を提出するものとする。

### (協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。  
2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

### (乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう周知するものとする。

### (資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

- (1) 徳島県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

### (連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、建築開発指導課長とする。

### (協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

### (その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

### (施行)

第9条 この協定は平成17年5月25日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年5月25日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市万代町5丁目1番5  
社団法人徳島県宅地建物取引業協会  
会長

## 6-3-1 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者（付き添いを含み、以下「災害時要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県旅館業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、甲が災害時要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、県内でホテル業又は旅館業を営む事業者の団体である乙が、会員事業所による地域貢献の一環として、当該災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

### （協力）

第2条 乙は、大規模災害が発生し、災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供しよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

### （協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の提供を行うに当たっての空室等の状況把握及び調整

### （受入対象期間）

第4条 宿泊施設等への受入対象期間は、災害救助法の適用日から、災害時要援護者が仮設住宅に入居完了する等、宿泊施設等を避難場所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

### （費用負担等）

第5条 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供に要する経費については、甲が負担するものとし、その金額及び支払方法等は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 乙は、受入依頼後に当該受入の取消し依頼があった場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成22年 2月15日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市寺島本町西1丁目4-2  
徳島県旅館業生活衛生同業組合  
理事長 森浦源泰

## 6-3-2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者（付き添いを含み、以下「災害時要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、甲が災害時要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、県内でホテル業又は旅館業を営む事業者の団体である乙が、会員事業所による地域貢献の一環として、当該災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

### （協力）

第2条 乙は、大規模災害が発生し、災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供しよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

### （協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の提供を行うに当たっての空室等の状況の把握及び調整

### （受入対象期間）

第4条 宿泊施設等への受入対象期間は、災害救助法の適用日から、災害時要援護者が仮設住宅に入居完了する等、宿泊施設等を避難場所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

### （費用負担等）

第5条 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供に要する経費については、甲が負担するものとし、その金額及び支払方法等は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 乙は、受入依頼後に当該受入の取消し依頼があった場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成22年 2月15日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市寺島本町西1丁目4-2  
社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部  
支部長 住友武秀

### 6-33 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

#### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、徳島県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設（応急仮設住宅を含む。）をいう。

#### (要請の手続)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### (協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっ旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

#### (住宅の建設)

第5条 乙のあっ旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

#### (費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

#### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県土整備部住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部とする。

#### (報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

#### (会員名簿等の報告)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月9日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都中央区日本橋箱崎町12-4

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長 青木 宏之



## 6-34 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内に地震・風水害その他による災害(武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。)が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、徳島県(以下「甲」という。)と社団法人徳島県エルピーガス協会(以下「乙」という。)との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部(「徳島県災害対策本部」、「徳島県国民保護対策本部」及び「徳島県緊急対処事態対策本部」をいう。)を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動するものとする。

(応急生活物資供給協力要請)

第3条 甲は、災害時において、被災市町村の公共施設等の避難所及び避難場所に応急生活物資の供給が必要であると認めたときに、乙に対し協力要請をするものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資及び現有数量の把握等)

第5条 この協定により対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

2 乙は、この協定締結後速やかに調達可能な応急生活物資の数量を把握し、甲に報告するものとする。

なお、甲への報告は原則1年ごとに行うものとする。

(協力要請手続及び連絡責任者等)

第6条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 甲乙両者は、協力要請手続を円滑に進めるため、連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、文書で報告するものとする。

なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(費用等の負担)

第7条 第4条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第8条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。ただし、甲が設置場所を指定できないときは、甲が指定する者により設置場所の指定と設置後の確認及び乙からの引渡しを受けることができるものとし、事後甲も速やかにその確認をするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年12月6日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市万代町5丁目71番地の15  
社団法人 徳島県エルピーガス協会  
会 長

別記1

応急生活物資

- 1 LPガス容器
- 2 燃焼器具(3重巻鋳物コンロ)
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
  - (1) LPガスの費用
  - (2) 燃焼器具(3重巻鋳物コンロ)の費用
  - (3) 単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
  - (1) 配送費用
  - (2) 取付け費用
  - (3) その他甲が負担する費用以外の費用

## 6-35 災害時における副食調味料の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県蒲鉾水産加工業協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（魚肉練り製品）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（魚肉練り製品）の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する副食調味料（魚肉練り製品）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（魚肉練り製品）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（魚肉練り製品）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

### (副食調味料（魚肉練り製品）の価格及び代金の支払)

第5条 副食調味料（魚肉練り製品）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

- 2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費，その他副食調味料（魚肉練り製品）の供給に係る乙が要した経費は，乙の出荷報告書及び請求書等に基づき，甲が負担するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は，甲乙協議の上定めるものとする。この場合において，甲は，必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の効力は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何ら特段の意思表示がない場合は，協定期間は更に1年間更新されるものとし，その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため，この協定書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月15日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市北沖洲4丁目1-38  
徳島県蒲鉾水産加工業協同組合  
代表理事組合長

## 6-36 災害時における副食調味料の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（水産加工品）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（水産加工品）の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する副食調味料（水産加工品）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（水産加工品）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（水産加工品）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

### (副食調味料（水産加工品）の価格及び代金の支払)

第5条 副食調味料（水産加工品）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費，その他副食調味料（水産加工品）の供給に係る乙が要した経費は，乙の出荷報告書及び請求書等に基づき，甲が負担するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は，甲乙協議の上定めるものとする。この場合において，甲は，必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の効力は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何ら特段の意思表示がない場合は，協定期間は更に1年間更新されるものとし，その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため，この協定書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月15日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市東沖洲2丁目13  
徳島県漁業協同組合連合会  
代表理事会長

## 6-37 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要であると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資



(物資の価格及び代金の支払)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月8日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県板野郡北島町中村字東堤の内30-3  
徳島県生活協同組合連合会

会 長

## 6-38 災害時における飲料水の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と大塚ペパレシ株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要であると認めたときは、乙の保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 飲料水
- (2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

### (飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。


(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月14日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 広島県広島市西区楠町1-14-1   
大塚ババシジ株式会社  
広島支店長

## 6 - 3 9 災害時における飲料水の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要あると認めたときは、乙の保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 飲料水
- (2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

### (飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月14日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 香川県高松市春日町1378番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長

## 6-40 災害時における飲料水の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下「乙」という。)とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する飲料水の調達を要請するものとする。なお、災害時は地震、津波、台風等の発生により水道、電気等の通常のライフラインが絶たれたときとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月9日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 香川県高松市中野町29番2号  
サントリーフーズ株式会社  
四国支店長

徳島県とサントリーフーズ株式会社は、「災害時における飲料水の調達に関する協定書」第3条第1項に定める連絡先等について次のとおり定める。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
徳島県	危機管理局	電話088-621-2297
	南海地震対策課	FAX 088-621-2849
	----- (夜間等)監視室	電話088-621-2057
サントリーフーズ株式会社	四国支店	電話087-837-8551
	-----	FAX 087-837-8731
	(夜間等)	電話087-837-8648



## 6 - 4 1 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社キョーエイ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要であると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市川内町加賀須野463番地15  
株式会社キョーエイ

代表取締役社長

## 6-42 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社セブン（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要であると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県小松島市田野町字赤石南362-1  
株式会社セブン

代表取締役社長 中西幸雄

## 6-4-3 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要であると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社フジ

代表取締役社長

#### 6-4-4 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

##### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

##### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要であると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

##### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

##### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

##### (物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役社長



## 6-45 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内で災害が発生した場合において、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置を講じるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

### (物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保が可能な範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な仕入れ価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。  
ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方が信義に基づき誠実に協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年8月 日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長

## 6-46 災害時における応急食糧の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と全国農業協同組合徳島県本部（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、応急食糧（米穀）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における応急食糧（米穀）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する応急食糧（米穀）の調達を要請するものとする。

2 前項の応急食糧（米穀）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、応急食糧（米穀）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

### (応急食糧（米穀）の価格及び代金の支払い)

第5条 応急食糧（米穀）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費，その他応急食糧（米穀）の供給に係る乙が要した経費は，乙の出荷報告書及び請求書等に基づき，甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は，甲乙協議の上定めるものとする。この場合において，甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は，更新されたものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市北佐古一番町5番1 21号  
全国農業協同組合徳島県本部  
県本部長

## 6-47 災害時における応急食糧の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県食糧卸協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、応急食糧（米穀）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における応急食糧（米穀）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する応急食糧（米穀）の調達を要請するものとする。

2 前項の応急食糧（米穀）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、応急食糧（米穀）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

### (応急食糧（米穀）の価格及び代金の支払い)

第5条 応急食糧（米穀）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他応急食糧（米穀）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目5番  
徳島県食糧卸協同組合  
理事長

## 6-48 災害時における副食調味料の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県漬物加工販売協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（漬物）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（漬物）の確保を図るため、必要であると認めるときは、乙の保有する副食調味料（漬物）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（漬物）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（漬物）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

### (副食調味料（漬物）の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料（漬物）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（漬物）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何ら特段の意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市佐古五番町2番<sup>番</sup>  
徳島県漬物加工販売協同組合  
理事長



## 6-49 災害時における副食調味料の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島塩元売株式会社（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（塩）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

### (甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（塩）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する副食調味料（塩）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（塩）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

### (措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（塩）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

### (副食調味料（塩）の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料（塩）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（塩）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市東沖洲2丁目49  
徳島塩元売株式会社  
代表取締役社長

## 6-50 災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と徳島県醤油醸造協同組合(以下「乙」という。)が相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、副食調味料(醤油)の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(県の要請)

第2条 甲は、災害時における副食調味料(醤油)の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する副食調味料(醤油)の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料(醤油)の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料(醤油)の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料(醤油)の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料(醤油)の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（醤油）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意志表示がない場合は更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月13日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中昭和町1丁目95番地の1  
徳島県醤油醸造協同組合  
理 事 長 眞 鍋 和 三 郎

## 6-51 災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と徳島県味噌工業協同組合(以下「乙」という。)が相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、副食調味料(味噌)の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(県の要請)

第2条 甲は、災害時における副食調味料(味噌)の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する副食調味料(味噌)の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料(味噌)の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料(味噌)の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料(味噌)の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料(味噌)の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（味噌）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意志表示がない場合は更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月13日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中昭和町1丁目95番地の1  
徳島県味噌工業協同組合  
理 事 長 久 次 米 貴 史

## 6-5-2 大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模災害等が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と株式会社ふくなが(以下「乙」という。)とが、相互に協力して県民の生命、身体を守るため、緊急に必要な調理された飲食物等(以下「調理飲食物等」という。)の支援について定めるものとする。

### (支援の要請等)

第2条 甲は、大規模災害時等における調理飲食物等の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に調理飲食物等の供給について支援要請を行うものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

### (支援の実施)

第3条 乙は、甲から前条の支援要請を受けた場合は、速やかに保有する食材を活用し、調理・加工した調理飲食物等を甲の指定する避難所等に配達するものとする。

### (車両の通行)

第4条 甲は、乙が調理飲食物等を運搬する際には、運搬に供する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

### (措置事項の報告)

第5条 乙は、甲から第2条の支援要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### (調理飲食物等の価格及び代金の支払い)

第6条 調理飲食物等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

### (調理飲食物等の数量、支援期間及び方法)

第7条 調理飲食物等の数量、支援期間及び方法は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(衛生の確保)

第8条 大規模災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインの停止等、不測の事態が生じるため、乙は、調理飲食物等の調理・加工にあたっては、衛生面の安全確保について十分に配慮するものとする。

(連絡責任者の指定)

第9条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び連絡副責任者(以下、「連絡責任者等」という。)を定めるものとする。

また、甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島市北沖洲3丁目7番地の28  
株式会社ふくなが  
代表取締役社長



### 6-53 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。), アクサス株式会社(以下「乙」という。)及びACデコール株式会社(以下「丙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙及び丙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。  
2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙丙は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。  
2 甲乙丙は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙及び丙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。  
2 乙及び丙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙及び丙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。  
(1) 別表に掲げる物資  
(2) その他甲が指定し、乙及び丙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引き渡し場所まで

の物資の運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙及び丙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙及び丙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙及び丙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が乙及び丙に支払うものとする。

3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第8条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙丙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市山城西4丁目2番地  
アクサス株式会社  
代表取締役 久 岡 卓 司

丙 徳島県徳島市沖浜東3丁目62番地  
ACデコール株式会社  
代表取締役 久 岡 卓 司

別表

項目	主な品目
作業関係	ブルーシート、ロープ、ヘルメット、マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土嚢袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、飲料水、大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットポンベ、救急ミニトイレ、医薬品、食品・飲料水

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

物資の調達について（要請）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第2条に基づき、次のとおり要請します。

なお、この要請に対する実施状況について、協定書第4条に定める実施状況報告書により報告をお願いします。

要請期間	要請品目	数量	引渡し場所

問い合わせ先

部 課

担 当  
電 話  
ファクシミリ  
電子メール

別紙2 物資調達実施状況報告書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

(法人名)

(代表者名)

物資調達の実施状況について（報告）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第4条の規定に基づき、実施状況を次のとおり報告します。

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡し場所

問い合わせ先

部

課

担当

電話

ファクシミリ

電子メール

## 6-54 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)とコーナン商事株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、別表1に定める順位に従うものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 別表2に掲げる物資
- (2) その他甲が指定し、乙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの

物資の運搬の方法等は甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、前項の引渡し場所において、甲の職員又は甲の指定する者が立会いの上、物資の引渡しを受けるものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1  
コーナン商事株式会社  
代表取締役社長 疋 田 耕 造

別表 1

「災害時における物資の供給に関する協定書」第3条に定める連絡先

	所 属	担当者氏名	連絡先
徳島県			電 話 ファクシミリ
コーナン商事 株式会社	第 1 順 位	徳島藍住店	電 話 ファクシミリ
		徳島小松島店	電 話 ファクシミリ
		阿南中島店	電 話 ファクシミリ
		貞光店	電 話 ファクシミリ
		美馬店	電 話 ファクシミリ
		吉野店	電 話 ファクシミリ
		日和佐店	電 話 ファクシミリ
		徳島海南店	電 話 ファクシミリ
		山川店	電 話 ファクシミリ
	阿波池田店	電 話 ファクシミリ	
	第 2 順 位	HC事業部	電 話 ファクシミリ
	第 3 順 位	総務グループ	電 話 ファクシミリ



別表 2

項目	主な品目
作業関係	ブルーシート、ロープ、ヘルメット、マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土嚢袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、飲料水、大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、救急ミニトイレ

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

物資の調達について（要請）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、この要請に対する実施状況について、協定書第4条に定める実施状況報告書により報告をお願いします。

要請期間	要請品目	数量	引渡し場所

問い合わせ先

部 課

担 当

電 話

ファクシミリ

電子メール

別紙2 物資調達実施状況報告書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

(法人名)

(代表者名)

物資調達の実施状況について（報告）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第4条の規定に基づき、実施状況を次のとおり報告します。

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡し場所

問い合わせ先

部

課

担当

電話

ファクシミリ

電子メール

## 6-55 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定し、乙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 新潟市南区清水4501番地1  
特定非営利活動法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢 一

別表

項目	主な品目
作業関係	ブルーシート、ロープ、ヘルメット、マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土嚢袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、飲料水、大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、救急ミニトイレ

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

物資の調達について（要請）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第2条に基づき、次のとおり要請します。

なお、この要請に対する実施状況について、協定書第4条に定める実施状況報告書により報告願います。

要請期間	要請品目	数量	引渡し場所

問い合わせ先

部 課

担 当

電 話

ファクシミリ

電子メール

別紙2 物資調達実施状況報告書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

(法人名)

(代表者名)

物資調達の実施状況について（報告）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第4条の規定に基づき、実施状況を次のとおり報告します。

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡し場所

問い合わせ先

部

課

担当

電話

ファクシミリ

電子メール



## 6-56 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)とダイキ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定し、乙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引き渡し場所まで

の物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

- 3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 愛媛県松山市美沢1-9-1  
ダイキ株式会社  
代表取締役社長 佐 藤 一 郎

別表

項目	主な品目
作業関係	ブルーシート、ロープ、ヘルメット、マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土嚢袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、飲料水、大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットポンベ、救急ミニトイレ

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

物資の調達について（要請）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、この要請に対する実施状況について、協定書第4条に定める実施状況報告書により報告をお願いします。

要請期間	要請品目	数量	引渡し場所

問い合わせ先

部 課

担 当

電 話

ファクシミリ

電子メール

別紙2 物資調達実施状況報告書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

(法人名)

(代表者名)

物資調達の実施状況について（報告）

「災害時における物資供給に関する協定書」第4条の規定に基づき、実施状況を次のとおり報告します。

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡し場所

問い合わせ先

部

課

担当

電話

ファクシミリ

電子メール

## 6-57 災害時における物資の調達に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の調達に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について、速やかに対応する。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

### （連絡責任者の報告）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

### （物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第 9 条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(改正又は廃止)

第 10 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって 1 ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成24年6月20日

甲 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
徳島県

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

乙 広島県広島市南区段原南 1 丁目 3 番 5 2 号  
イオンリテール株式会社 中四国カンパニー

支 社 長

末 次 綱 三

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、 菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、常備薬 救急セット、防水シート</p>



## 6-58 災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び徳島県中央葬祭業協同組合（以下「丙」という。）は、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、甲から乙及び丙に協力を要請し、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙及び丙に対して協力要請をするものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給
- （2）ドライアイスの供給
- （3）遺体の安置施設の提供
- （4）遺体の搬送の業務
- （5）その他、必要とする事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、乙及び丙のできる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、甲から指定された場所へ葬祭用品を供給し、指定された場所で業務を実施するものとする。

3 乙及び丙は、業務実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町村と打合せ、確認を行うものとする。

### （業務の報告）

第4条 乙及び丙は、業務が完了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲は、乙及び丙が実施した第3条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲と乙及び丙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙及び丙は、業務が完了したときは、乙及び丙に所属する会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県保健福祉部生活衛生課長、乙及び丙にあつては徳島県霊柩自動車協会長の職にあたる者とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙及び丙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県三好市三野町太刀野344番地  
徳島県霊柩自動車協会  
会長 喜多 義文

丙 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜484番地  
徳島県中央葬祭業協同組合  
理事長 内田 稔

様

徳島県知事

## 協力要請書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容 (供給用品名, 数量) (搬送距離, 遺体数) (安置施設, 期間) (その他)	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

年 月 日

徳島県知事 様

印

## 業務実績報告書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日 文書番号	年 月 日付け 第 号
実施業務内容 (供給用品名, 数量) (搬送距離, 遺体数) (安置施設, 期間) (その他)	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

## 6-59 災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け  
る大規模災害時において、甲から乙に協力を要請し、葬祭用品の供給及び遺  
体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じ  
た場合は、乙に対して協力要請をするものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給
- （2）ドライアイスの供給
- （3）遺体の安置施設の提供
- （4）遺体の搬送の業務
- （5）その他、必要とする事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を  
要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で要請業務を実  
施するものとする。

2 乙は、甲から指定された場所へ葬祭用品を供給し、指定された場所で業務  
を実施するものとする。

3 乙は、業務実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町  
村と打合せ、確認を行うものとする。

### （業務の報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行う  
ものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲は、乙が実施した第3条に掲げる業務に係る経費を負担するものと  
する。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲と  
乙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、乙に所属する会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック徳島地区本部長の職にあたる者とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 杉山 雄吉郎

様

徳島県知事

## 協力要請書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容 (供給用品名, 数量) (搬送距離, 遺体数) (安置施設, 期間) (その他)	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

年 月 日

徳島県知事 様

印

## 業務実績報告書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日 文書番号	年 月 日付け 第 号
実施業務内容 (供給用品名, 数量) (搬送距離, 遺体数) (安置施設, 期間) (その他)	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	



## 6-60 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）と南海フェリー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生等の災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で地震等の大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による大規模災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、別記第1号様式により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、別記第2号様式の文書により報告するものとする。

（経費の負担及び支払い）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 乙の従業員が、この協定に基づく輸送等に從事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に從事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に從事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に從事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 和歌山県和歌山市湊2-8-31番1

南海フェリー株式会社

取締役社長

## 6-61 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）とオーシャン東九フェリー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生等の災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で地震等の大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による大規模災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- （2）災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- （3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- （4）その他船舶による支援業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、文書により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 乙の従業員が、この協定に基づく輸送等に從事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に從事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に從事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に從事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月21日

甲 徳 島 県

徳 島 県 知 事

乙 東京都中央区築地2丁目1番9号  
オーシャン東九フーズ株式会社

代表取締役社長

## 6-6-2 災害時における船舶による輸送等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の異常な自然現象により災害が発生し、徳島県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲から乙に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、次条の業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

- (1) 県内において災害が発生したとき
- (2) 県外において災害が発生したとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（要請方法）

第4条 第2条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない緊急の場合には電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 緊急輸送を必要とする事由
- (2) 日時、場所、用途、輸送物資等
- (3) その他参考となる事項

(業務の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 甲は、第3条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し文書により報告するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲と乙とは、災害時の適正かつ円滑な運営を期するため連絡体制を確立するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては県土整備部運輸総局運輸政策課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

(経費の負担)

第8条 第5条第1項の規定により、乙の会員が実施した業務の遂行に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙の会員は、甲の認定を受けた当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報提供)

第10条 乙の会員は、港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その者の責に帰することができない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」を準用し、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成26年6月19日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月19日

甲 徳 島 県

知 事

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号  
日本内航海運組合総連合会

会 長

## 6-63 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）及び徳島県水難救済会（以下「乙」という。）とは大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、乙及び乙の会員（以下「会員等」という。）の船舶出動による支援活動により、甲が行う災害対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、大規模地震等による災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

### （連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

### （支援の内容）

第4条 甲の災害対策を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 出動可能な会員等の船舶についての情報収集業務
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急支援対策業務

### （支援業務等の報告）

第5条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

### （支援に伴う費用）

第6条 この協定による支援内容のうち、情報収集等の支援に要する費用は無償を基本とする。

2 会員等の船舶出動等に係る費用については、甲乙協議して精算する。



(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づいて業務に従事した乙の会員等が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの限度において補償の責を免れる。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方の特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月14日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2丁目13番地  
徳島県水難救済会  
会 長 松下 有宏

## 6-64 緊急救援輸送等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県トラック協会（以下「乙」という。）とは、つぎのとおり緊急救援輸送等に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送等の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、緊急救援輸送を実施する上で乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を別記第1号様式の文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要する事由
- （2）応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- （3）物資積込場所及び積卸し場所
- （4）応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）輸送品目（品名及び量）
- （6）その他参考となる事項

2 甲は、前項の措置のほか、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、緊急救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又は関係市町村等への派遣を別記第2号様式の文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （実施）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急救援輸送又は物流専門家の派遣を実施するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急救援輸送の応援に従事した場合は、速やかに、甲に対し、次に掲げる事項を別記第3号様式の文書により報告するものとする。

- （1）応援に従事した車両数、車両種類及び人員
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前条の規定により物流専門家を派遣した場合は、速やかに、甲に対し、次に掲げる事項を別記第4号様式の文書により報告するものとする。

- （1）派遣した者の所属及び氏名
- （2）派遣期間及び派遣場所
- （3）その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 第3条の規定による緊急救援輸送の応援に要した費用（運賃・料金、有料道路通行料、駐車場使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

- 2 運賃・料金等の算出方法については、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 第3条の規定による物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

- 2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 第3条の規定により緊急救援輸送の応援に従事した者及び同条の規定により派遣された物流業者が、応援に従事したところにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては交通政策課長、乙においては専務理事とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し何らの意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

平成19年9月11日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮2丁目14番50号  
社団法人 徳島県トラック協会

会 長

別記 第1号様式 (第2条関係)

第 号  
平成 年 月 日

社団法人徳島県トラック協会  
会 長 殿

徳 島 県 知 事

緊急救援輸送の要請について

「緊急救援輸送に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急救援輸送を要請します。

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 応援を必要とする車両及び輸送内容等

輸送月日 (期 間)	輸 送 区 間 等 (積込み場所、積卸し場所等)	台数/車種 (最大積載量)	乗務 員数	輸送物資の種類・数量

(その他特記事項)

社団法人徳島県トラック協会  
会 長 殿

徳 島 県 知 事

物流専門家の派遣要請について

「緊急救援輸送に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり物流専門家の派遣を要請します。

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 物流専門家の派遣要請内容

派遣月日 (期 間)	派 遣 場 所	派遣 人数	そ の 他

(その他特記事項)

徳 島 県 知 事 殿

社団法人徳島県トラック協会  
会 長

緊急救援輸送の完了について

平成 年 月 日 第 号で要請のあった緊急救援輸送については、次のとおり完了したので報告します。

輸送月日 (期 間)	輸 送 区 間 等 (区間・距離)	輸送事業者名	台数/車種 (最大積載量)	乗務 員数	輸送物資の内容・ 数量

(その他特記事項)

徳 島 県 知 事 殿

社団法人徳島県トラック協会  
会 長

物流専門家派遣の完了について

平成 年 月 日 第 号で要請のあった物流専門家の派遣については、次のとおり完了したので報告します。

派遣月日 (期 間)	派 遣 場 所	派遣者名	そ の 他

(その他特記事項)



## 6-65 災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、大規模な災害の発生等により、徳島県内にガソリン等燃料（以下「燃料」という。）が不足した場合（以下「災害時等」という。）において、県民の安全を確保するために必要な燃料の供給について、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県石油商業組合（以下「乙」という。）との間で必要な事項を定める。

### (供給への協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる県民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設
- (3) 県内に設置された避難所

2 甲は、市町村（一部事務組合を含む。）から前項各号に掲げる市町村の施設等について要請があった場合には、本協定に基づき、乙に協力を要請することができる。

3 前二項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

### (供給の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、燃料の供給及び供給のあっせんに可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

2 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

### (費用の負担)

第4条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給を受けた者が負担する。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の効力は、この協定の締結日から1年間とし、終了の1ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間同一の条件をもって更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市西船場町3丁目9-1  
徳島県石油商業組合  
理 事 長 藤 川 禎 造

## 6-66 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

徳島県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において共有し有効に運用すべく、本覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、非定形的な燃料供給に政府が関与する場合において、その枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

### （大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害をいう。

### （重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

### （重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性の確保に努めるものとする。

### （設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前項に基づいてこれを乙に提供する。

### （設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、乙の会員会社に対して提供してこれを共有し、会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

(設備等情報の利用)

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、政府が関与して非定形的な燃料供給が実施されることとなった場合に利用するものとする。

(有効期間)

第9条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法に基づく政府関与の制度が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月22日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳 島 県  
知 事 飯泉 嘉門

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
石 油 連 盟  
専 務 理 事 松井 英生

## 6-67 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要事項を定めるものとする。

### （運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

### （運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

### （運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

### （運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

### （経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

### （損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、関西広域連合、府県及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月5日から適用する。
- 2 (※継続事業者分に限り記載) この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、関西広域連合、府県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(事業者)

大阪府八尾市空港2丁目12

朝日航洋株式会社

西日本航空支社長 庄 島 広 孝

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長 國 光 幹 雄

香川県高松市兵庫町8番地1

四国航空株式会社

代表取締役社長 麻 生 稔

東京都江東区新木場四丁目7番15号

アカギヘリコプター株式会社

代表取締役社長 坂 本 純 一

東京都江東区新木場四丁目7番51号

東邦航空株式会社

代表取締役社長 宇田川 雅 之

兵庫県神戸市中央区神戸空港8

学校法人ヒラタ学園

理事長 平 田 勇

## 6-68 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（以下「乙」という。）、徳島県市長会（以下「丙」という。）及び徳島県町村会（以下「丁」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対して協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対して前項の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

3 甲は、災害廃棄物を円滑に処理するために被災市町村と他の市町村との連絡調整に当たるものとする。

4 丙及び丁は、前項の連絡調整が円滑に進むよう協力するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を確保し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 災害廃棄物の処理等は、被災市町村の指示に従い、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう会員の調整を行うものとする。

4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事する作業員の安全確保を図ること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に対して被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合は、協力が可能な会員の情報を甲に提供するものとする。

3 丙及び丁は、災害廃棄物を処理等するために必要な情報について、甲に提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項



(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該被災市町村が負担するものとする。

2 乙は、会員に対して災害発生前の適正な価格を基準に可能な限り低廉な価格となるよう要請するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県民環境部環境総局環境整備課、乙においては社団法人徳島県産業廃棄物処理協会事務局、丙においては徳島県市長会事務局、丁においては徳島県町村会事務局とする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定は、平成22年3月25日から効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島市昭和町3丁目35番1  
社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会  
会 長 板東 昭

丙 徳島市幸町3丁目55番  
徳島県市長会  
会 長 原 秀樹

丁 徳島市幸町3丁目55番  
徳島県町村会  
会 長 広瀬 憲発

## 6-69 災害時における応急対策業務に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)と協同組合徳島県解体工事業協会(以下「乙」という。)は、災害で被災した建築物の解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合、被災建築物の緊急解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等を迅速かつ的確に実施し、もって、県民の安心・安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物(し尿を除く。)とする。

### (協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村、一部事務組合等(以下「市町村等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。また、緊急輸送道路の確保等、甲が特に必要と認めた場合も同様に要請を行うものとする。

- (1)被災した建物等の解体
- (2)災害廃棄物の撤去
- (3)災害廃棄物の運搬
- (4)前各号に伴う必要な事項

### (解体撤去等の実施)

第4条 乙は、前条による甲の協力要請があったときは、乙の組合員の中から必要な人員、車輛及び資機材等を確保し、甲または市町村等が実施する解体撤去等に協力するものとする。

2 乙は、解体撤去等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1)第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
- (2)周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (3)災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。
- (4)解体撤去等に従事する作業員の安全確保を図ること。

### (情報の提供)

第5条 甲は解体撤去等に円滑な協力が得られるように、乙に徳島県内の被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

### (協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1)市町村名
- (2)協力要請内容
- (3)その他必要な事項

### (実施報告)

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書で甲に報告するものとする。

- (1)市町村名
- (2)実施内容
- (3)実施期間
- (4)その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用負担については、甲または当該市町村等と乙との協議により決定するものとし、その費用は災害発生直前における適正な価格を基準とする。

(損失補償)

第9条 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県民環境部環境総局環境整備課、乙においては、協同組合徳島県解体工事業協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく解体撤去等が円滑に行われるよう、協力業者の名簿、必要機材の確保可能台数等の状況を必要に応じて甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他被災都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対して解体撤去等についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1ヶ月までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とするものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めがない事項又は内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月2日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地  
協同組合 徳島県解体工事業協会  
理事長

## 6-70 災害時における被災者への支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者への支援活動に関する協定を締結する。

### （主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1）乙の所有または管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供すること。
- （4）乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行う

ものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、平成24年6月20日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年6月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

乙 広島県広島市南区段原南1丁目3番52号  
イオンリテール株式会社 中四国カンパニー

支 社 長

末 次 綱 三

## 6-71 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県士業ネットワーク推進協議会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で大規模災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援等に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、大規模災害等発生時において、甲が必要と認める場合には、乙に対して、相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合には、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要な事項を報告するとともに、甲が指定する業務場所に該当従事者を派遣するものとする。

（実施期間）

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の業務）

第4条 業務場所において従事者の行う相談業務は、乙の構成団体が取り扱う業務に関する相談とする。

（報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（連絡調整）

第6条 相談業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合、原則として甲がこれを行うものとする。

（経費負担）

第7条 第2条の規定に基づく従事者の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく業務の実施において、乙及び乙の会員に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲又は乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（甲乙の連携）

第10条 この協定に関する内容に変更があった場合は、相手方に対し、速やかにその旨を報告するものとし、日常からの情報交換に努めるものとする。

（細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（疑義等の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を10通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月27日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県士業ネットワーク推進協議会

徳島市かちどき橋1-4-1

徳島県林業センター4階

徳島県行政書士会

会長 小林 吉廣

徳島市新蔵町1-3-1 徳島弁護士会館

徳島弁護士会

会長 竹原 大輔

徳島市南末広町5番8-8号

徳島経済産業会館（KIZUNAプラザ）2階

徳島県社会保険労務士会

会長 佐野 美佐子

徳島市西新町 2-3-5 竹田ビル 2階  
四国税理士会 徳島県支部連合会  
会長 大塚 忠明

徳島市佐古五番町 2-5  
日本公認会計士協会四国会 徳島県部会  
部会長 竹内 洋一

徳島市中吉野町 3丁目 2-7-4  
一般社団法人 徳島県中小企業診断士会  
会長 吉田 康二

徳島市幸町 1丁目 2-1 Kークレスト I 3階  
公益社団法人 徳島県不動産鑑定士協会  
会長 阿部 宏士

徳島市南前川町 4-4-1  
徳島県司法書士会  
会長 岡 敬治

徳島市出来島本町 2丁目 4-2-5  
徳島県土地家屋調査士会  
会長 山本 達夫



# 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する実施細目協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県土業ネットワーク推進協議会（以下「乙」という。）とは、平成24年8月27日付けで締結した大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書（以下「協定書」という）第11条の規定に基づき、実施細目協定を次のとおり締結する。

## （業務の要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に協力を要請する場合は、相談業務支援等要請書（第1号様式）により、乙に要請するものとする。

2 乙は、協定書第2条第2項の規定により、甲に必要な事項を報告する場合は、支援要請等対応確認書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

## （業務の報告）

第2条 乙は、協定書第5条の規定により、協定書第4条の業務を実施した場合は、支援相談業務報告書（第3号様式）により、甲に報告するものとする。

## （連絡体制）

第3条 甲及び乙は、協定書の内容が円滑に実施されるために、担当窓口の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

## （その他）

第4条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

この実施細目協定の証として、この協定書を10通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月27日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県土業ネットワーク推進協議会

徳島市かちどき橋1-4-1  
徳島県林業センター4階  
徳島県行政書士会  
会長 小林 吉廣

徳島市新蔵町 1 - 3 1 徳島弁護士会館  
徳島弁護士会  
会長 竹原 大輔

徳島市南末広町 5 番 8 - 8 号  
徳島経済産業会館 (KIZUNA プラザ) 2 階  
徳島県社会保険労務士会  
会長 佐野 美佐子

徳島市西新町 2 - 3 5 竹田ビル 2 階  
四国税理士会 徳島県支部連合会  
会長 大塚 忠明

徳島市佐古五番町 2 - 5  
日本公認会計士協会四国会 徳島県部会  
部会長 竹内 洋一

徳島市中吉野町 3 丁目 2 7 - 4  
一般社団法人 徳島県中小企業診断士会  
会長 吉田 康二

徳島市幸町 1 丁目 2 1 Kークレスト I 3 階  
公益社団法人 徳島県不動産鑑定士協会  
会長 阿部 宏士

徳島市南前川町 4 - 4 1  
徳島県司法書士会  
会長 岡 敬治

徳島市出来島本町 2 丁目 4 2 - 5  
徳島県土地家屋調査士会  
会長 山本 達夫

# 相談業務支援等要請書

年 月 日

徳島県士業ネットワーク推進協議会  
担当会〇〇会 会長 様

徳島県知事

(事務担当)

徳島県危機管理部南海地震防災課  
担 当  
電 話  
電子メール

大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

要 請 業 務	
1 業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

## 支 援 要 請 等 対 応 確 認 書

年 月 日

徳島県知事 様

徳島県士業ネットワーク推進協議会  
担当会〇〇会 会長

(事務担当)

担 当

電 話

電子メール

大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

確 認 内 容	
要請への回答	相談業務支援等要請書のとおり実施します。
	下欄の 項目について修正し、協議を要請します。
1 業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

# 支援相談業務報告書

年 月 日

徳島県知事 様

徳島県士業ネットワーク推進協議会  
担当会〇〇会 会長

(事務担当)

担 当

電 話

電子メール

大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

業 務 実 施 状 況	
1 業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者数	
5 相談件数 及び内容	
6 相談業務 実施に係る 課題等	

## メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社タカハタ（以下「乙」という。）とは、株式会社タカハタ吉野発電所（以下「吉野発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 吉野発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境総局環境首都課長、乙にあつては株式会社タカハタ代表取締役の職にある者とする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市中吉野町四丁目10番地  
株式会社タカハタ

代表取締役 高島 真

## メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美馬ソーラーバレイ株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である美馬ソーラーバレイ（以下「美馬ソーラーバレイ」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 美馬ソーラーバレイにおける見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境総局環境首都課長、乙にあつては美馬ソーラーバレイ株式会社代表取締役の職にある者とする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。



(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月4日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市美馬町字天神北164番地  
美馬ソーラーバレイ株式会社

代表取締役 逢坂 彰

## メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美環ソーラーバレイ株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である美環ソーラーバレイ（以下「美環ソーラーバレイ」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 美環ソーラーバレイにおける見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課長、乙にあつては美環ソーラーバレイ株式会社代表取締役の職にある者とする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月22日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市脇町木ノ内3788番地2  
美環ソーラーバレイ株式会社

代表取締役 喜多 輝光

## メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社大真空（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である株式会社大真空徳島事業所太陽光発電所を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。  
(1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。  
2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課長、乙にあつては株式会社大真空徳島事業所長の職にある者とする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

### （協定書の有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間と

する。

2 前項の規定にかかわらず，期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し，更新拒絶の意思表示がないときは，期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし，以後，期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項，またはこの協定に関して疑義が生じたときは，甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月17日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 兵庫県加古川市平岡町新在家1389  
株式会社 大真空  
代表取締役社長 長谷川 宗平

## 協 定 書

大鵬薬品工業株式会社（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）、徳島市（以下「丙」という。）及び北島町（以下「丁」という。）とは、災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関して、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙、丙及び丁は、災害時において甲に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

（1）丙及び丁からの要請により、甲の所有する大鵬薬品工業株式会社北島工場の公園用地（以下「公園用地」という。）を、一時避難場所として被災者に提供すること。

（2）乙、丙及び丁からの要請により、公園用地を、災害復旧活動の拠点として提供すること。

（3）乙、丙及び丁からの要請により、公園用地に設置されているトイレ設備等を、可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による，乙，丙及び丁の要請（以下「要請」という。）は，文書をもって行うものとする。

但し，緊急を要するときは，口頭をもって要請し，事後，速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第4条 甲，丙及び丁は，この協定に関する連絡責任者について，協定締結後速やかに乙に報告するものとし，乙は，報告された内容を取りまとめ，連絡責任者名簿（別紙）により，甲，丙及び丁に通知するものとする。

なお，既に報告した内容について変更があった場合においても同様の取扱いとする。

2 甲，乙，丙及び丁は，緊急時の連絡体制，連絡方法等について協議し，定めておくものとする。

(情報の交換)

第5条 甲，乙，丙及び丁は，この協定が円滑に運用されるよう，平素から必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は，平成25年7月12日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず，期間満了の1ヶ月前までに，甲，乙，丙及び丁が協議し更新拒絶の意思表示がないときは，期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし，以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項，又はこの協定に関して疑義が生じたときは，甲，乙，丙及び丁が協議の上，これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を4通作成し，甲，乙，丙及び丁がそれぞれ記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月12日

甲 東京都千代田区神田錦町1-27  
大鵬薬品工業株式会社  
代表取締役社長 小林 将之

乙 徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

丙 徳島市  
徳島市長 原 秀樹

丁 北島町  
北島町長 古川 保博



(別紙)

## 連絡責任者名簿

平成 年 月 日現在

- 1 協定内容 災害における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書
- 2 協定締結日 平成25年7月12日
- 3 協定締結者 大鵬薬品工業株式会社, 徳島県, 徳島市, 北島町
- 4 連絡責任者

大鵬薬品工業株式会社			
連絡責任者	住所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

徳 島 県			
連絡責任者	住所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

徳 島 市			
連絡責任者	住所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

北 島 町			
連絡責任者	住所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		



## 第 7 報道体制に関する資料

## 7-1 日本放送協会の災害報道体制

### 災害の種類と体制

- 災害には、地震、津波、台風、豪雨、対か、船舶・航空機・鉄道・バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる
- 災害の規模により以下の体制をとる

体制	編成	動員
1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する。	1種体制の動員数を越えて動員
3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象者全員を動員

### 気象警報等

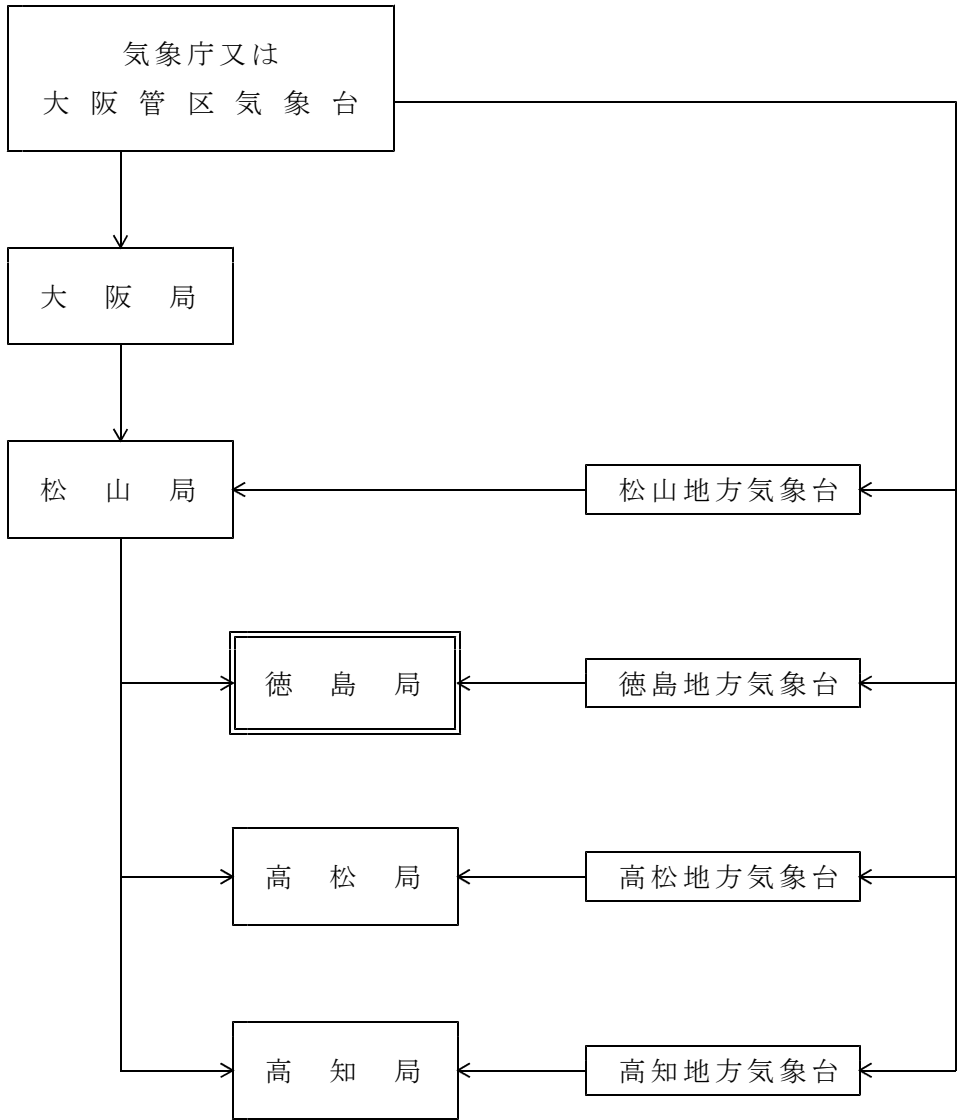
対応	対象となる警報
G(スーパー)	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪
R1(上のせ)	竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報
FM(上のせ)	土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報

### 地震・津波情報

震度	徳島単	全国
1	G(スーパー)	
2	R1(上のせ)	
3		G(スーパー)
4	(特設ニュースの場合あり)	R1(上のせ)
5弱・5強	徳島単で独自放送を開始 ★休日や夜間でも中断ノルマルで一報 (全中受け、参加の場合あり)	G(ノルマル可) R1-FM(上のせ) 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波警報	全波臨時ニュース	

※ 総合テレビ・R1・FMは、24時間放送

津波伝達ルート



大阪局－松山局のルートの本ルートとするが、气象台からも伝達がある。  
「緊急コーナー」の用紙に必要事項を記入し、すみやかに送出。

## 7-2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

#### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

##### 1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第2室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランクAの非常事態対策が必要な場合

##### 1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4，近県で震度6以上，首都圏で震度6以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想される時）
- d. その他エリア内住民の生命，財産に重大な影響を及ぼす災害，事件，事故等で非常事態対策が必要な場合

#### II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクA	非常事態ランクB
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 臨時ニュース（カットイン） 情報入手と同時に番組中断し，スタジオ，情報カメラ，CG等で続報につなぐ。</li> <li>② 特番 レギュラー枠をはずし，全面的に特番編成 CM放送は内容検討の上別途処理（ラジオも同じ）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 字幕速報（スーパー） 原則としてCMタイムを避けて字幕による速報スーパー。</li> <li>② 臨時ニュース 空き枠，ステブレ等を利用する。</li> <li>③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。 CMは特段の指示がない限りレギュラー処理（ラジオも同じ）</li> </ul>
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ニュース速報 番組を中断し，第1報をカットイン。 BGM，告知アナウンス等で続報につなぐ。</li> <li>② 特番 レギュラー枠をはずし，全面的に特番編成。 テレビとの役割分担を明確化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ニュース速報 原則としてCMタイムを避けて本編の音を絞り速報する。</li> <li>② 臨時ニュース 可能枠で差し替え編成。</li> <li>③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。</li> </ul>

### III 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、総合対策本部及び放送対策部を設置する。

#### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランクAに区分された非常事態のうち1-1 a項のエリア内で震度5以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

#### 3-2 総合対策本部の構成

総合対策本部は常勤役員及び現業局長、ラ・テ編成部長、総務部長（2012年度職制による。以下の記述も同じ）により構成される。

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

#### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

#### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、現業役員局長、ラ・テ編成責任者、報道・制作・アナウンス責任者、ラ・テ技術運行責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。（放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照）

### IV 非常事態発生の連絡

非常事態の発生が、夜間および早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者（部長、不在のときにはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、有線連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

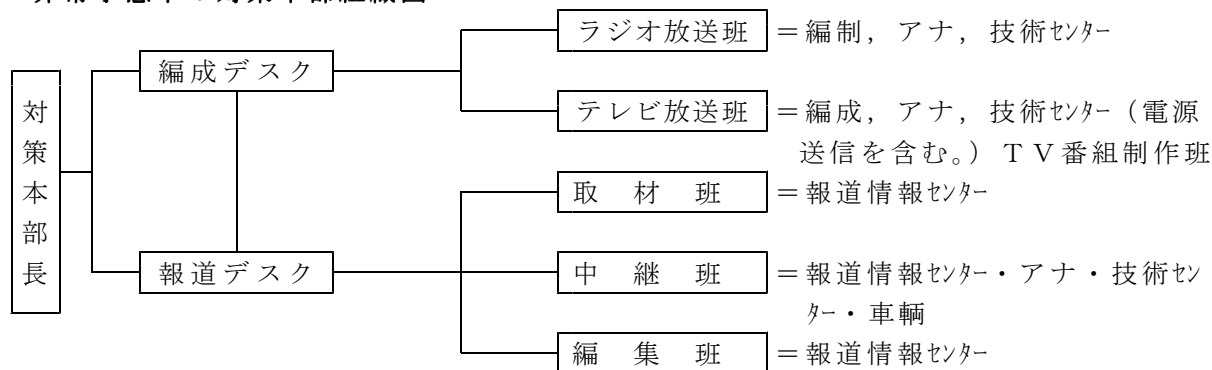
（緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照）

### V 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

### VI 非常事態下の対策本部組織図



## 7-3 エフエム徳島非常事態対策要綱

### [1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

### [2] 非常災害時と初期報道

#### 1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

#### 2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

#### 3. 非常災害発生時の番組編成措置

##### (1) A級

##### a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

##### b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

##### c CM処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

##### (2) B級

##### a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

##### b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

##### c CM処理

A級に同じ。



#### 4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議）。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

### [ 3 ] 非常災害対策本部の設置

#### 1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

#### 2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

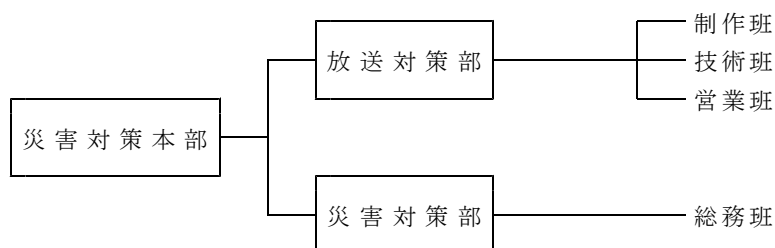
#### 3. 非常災害発生時の連絡

- (1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。
- (2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。
- (3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。
- (4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

#### 4. 非常災害下の放送内容規制

- (1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。
- (2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。
- (3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。
- (4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

#### 5. 非常災害下の対策本部組織図



(連絡・厚生・補給・経理)

## 7-4 緊急警報放送

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機のスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源を入れるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1kHz近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信機により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号および県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信機では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤動作を防ぐことができる。

### 緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大規模地震の警戒宣言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災対法による放送要請	第 1 種	徳 島

## 7-5 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会徳島放送局（以下「NHK徳島放送局」という。）に放送を行うことを求める場合は、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要があるときは、NHK徳島放送局に対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、NHK徳島放送局に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
  2. 放送事項
  3. 希望する放送日時及び送信系統
  4. その他必要な事項
- 第4 NHK徳島放送局は、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送するものとする。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及びNHK徳島放送局放送部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及びNHK徳島放送局が協議し定めるものとする。

昭和41年12月21日、徳島県知事と日本放送協会徳島放送局長が締結した災害時における放送要請に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

附 則

この協定は、昭和50年10月11日から施行する。

昭和50年10月11日

徳島県知事 武 市 恭 信

日本放送協会 徳島放送局長 田 辺 昌 雄

## 7-6 緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書

徳島県（以下「甲」という。）と日本放送協会徳島放送局（以下「乙」という。）とは昭和50年10月11日に両者の間で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第6の規定に基づき、緊急警報放送システムによる放送要請に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 市町村長から知事に対し放送要請の依頼があった場合には、協定第2の規定を準用する。
- 2 緊急警報放送システムによる放送要請をする場合には、別紙様式により行う。
- 3 知事は、この覚書による放送要請をしようとするときは、あらかじめ日本放送協会徳島放送局長に連絡するものとする。
- 4 放送要請等に使用する伝達手段は、次のとおりとする。

NHK 徳島放送局	電話ファックス	088-653-8722
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	372-3
徳島県消防防災安全課	電話ファックス	088-621-2849
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	211-7101

ただし、この伝達手段による連絡ができない場合には、他の方法により連絡するものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和63年2月29日

甲 徳島県  
徳島県知事 三木申三

乙 徳島県徳島市南前川町2丁目  
日本放送協会 徳島放送局  
局長 前田久夫

緊急警報放送システムによる放送要請

徳島県消防防災安全課

要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分	発信者氏名	
放 送 日 時	平成 年 月 日 時 分	受信者氏名	
要 請 の 理 由	① 緊急かつ他の方法による連絡が困難なため ② 避難の（勧告・指示）、警戒区域の設定の周知徹底のため ③ _____市町村長から要請があったため ④ 徳島県知事の要請		
放送希望日時	① 直ちに		
放 送 事 項	避 難	本 文	① _____市町村長から__日__時__分に_____地区住民に避難の（勧告・指示）がされました。
		原 因	② _____による大雨により、_____川の_____地区の（水位が警戒水位を越えたため、堤防が決壊するおそれがあるため） ③ _____による大雨により_____で（地すべり・山崩れ・土石流）のおそれがあるため ④ 地震により_____で（地すべり・山崩れ・津波）のおそれがあるため ⑤ _____
		対 応	⑥ 至急、次のとおり避難してください。 _____地区の方は_____へ、_____地区の方は_____へ _____ " _____ "、_____ " _____ " _____ " _____ "、_____ " _____ " ⑦ なお、_____は（危険・通行止め）なので_____へ迂回してください。 ⑧ 市町村職員、警察署長、消防職員の指示に従ってください。
	そ の 他	本 文	
		原 因	
		対 応	

確認電話 NHK徳島放送局 622-1866 徳島県庁消防防災安全課 621-2281  
 徳島県総合情報通信ネットワークシステム 372-3 徳島県総合情報通信ネットワークシステム 211-7101  
 電話ファックス 653-8722

## 7-7 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、四国放送株式会社（以下「四国放送」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、四国放送に対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、四国放送に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
  2. 放送すべき事項
  3. 希望する放送日時
  4. その他必要な事項
- 第4 四国放送は、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻等につき可能な限り有効適切な方法で放送するものとする。ただし、災害により放送が不可能な場合はこの限りではない。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及び四国放送報道部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及び四国放送が協議して定めるものとする。

昭和42年4月21日、徳島県知事と四国放送株式会社取締役社長が締結した災害時における放送要請に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

附 則

この協定は、昭和50年10月11日から施行する。

昭和50年10月11日

徳島県知事 武市 恭信

四国放送株式会社

取締役社長 松村 益二

## 7-8 緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書

徳島県（以下「甲」という。）と四国放送株式会社（以下「乙」という。）とは昭和 50 年 10 月 11 日に両者の間で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第 6 の規定に基づき、緊急警報放送システムによる放送要請に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 市町村長から知事に対し放送要請の依頼があった場合には、協定第 2 の規定を準用する。
- 2 緊急警報放送システムによる放送要請をする場合には、別紙様式により行う。
- 3 知事は、この覚書による放送要請をしようとするときは、あらかじめ四国放送株式会社に連絡するものとする。
- 4 放送要請等に使用する伝達手段は、次のとおりとする。

四国放送株式会社	電話ファックス	088-625-5441
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	373-3
徳島県消防防災安全課	電話ファックス	088-621-2849
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	211-7101

ただし、この伝達手段による連絡ができない場合には、他の方法により連絡するものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

昭和 63 年 2 月 29 日

甲 徳島県  
徳島県知事 三木申三

乙 徳島県徳島市中徳島町 2 丁目 5-2  
四国放送株式会社  
代表取締役社長 石川良彦

緊急警報放送システムによる放送要請

徳島県消防防災安全課

要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分	発信者氏名	
放 送 日 時	平成 年 月 日 時 分	受信者氏名	
要 請 の 理 由	① 緊急かつ他の方法による連絡が困難なため ② 避難の（勧告・指示）、警戒区域の設定の周知徹底のため ③ _____市町村長から要請があったため ④ 徳島県知事の要請		
放送希望日時	① 直ちに		
放 送 事 項	避 難	本 文	① _____市町村長から__日__時__分に_____地区住民に避難の（勧告・指示）がされました。
		原 因	② _____による大雨により、_____川の_____地区の（水位が警戒水位を越えたため、堤防が決壊するおそれがあるため） ③ _____による大雨により_____で（地すべり・山崩れ・土石流）のおそれがあるため ④ 地震により_____で（地すべり・山崩れ・津波）のおそれがあるため ⑤ _____
		対 応	⑥ 至急、次のとおり避難してください。 _____地区の方は_____へ、_____地区の方は_____へ _____ " _____ "、_____ " _____ " _____ " _____ "、_____ " _____ " ⑦ なお、_____は（危険・通行止め）なので_____へ迂回してください。 ⑧ 市町村職員、警察署長、消防職員の指示に従ってください。
	そ の 他	本 文	
		原 因	
		対 応	

確認電話 四国放送(株) 徳島県庁消防防災安全課 621-2281  
 報道部直通 623-1119 徳島県総合情報通信ネットワークシステム 211-7101  
 徳島県総合情報通信ネットワークシステム 373-3  
 電話ファックス 625-5441



## 7-9 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社エフエム徳島（以下「エフエム徳島」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、エフエム徳島に対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、エフエム徳島に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
  2. 放送すべき事項
  3. 希望する放送日時
  4. その他必要な事項
- 第4 エフエム徳島は、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻等につき可能な限り有効適切な方法で放送するものとする。ただし、災害により放送が不可能な場合はこの限りでない。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及びエフエム徳島放送本部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及びエフエム徳島が協議して定めるものとする。

### 附 則

この協定は、平成4年4月1日から施行する。

平成4年3月19日

徳島県知事

三 木 申 三

徳島県徳島市幸町1丁目6番地

株式会社エフエム徳島

代表取締役社長

武 市 一 夫

## 7-10 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社エフエムびざん（以下「エフエムびざん」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、エフエムびざんに対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、エフエムびざんに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
  2. 放送すべき事項
  3. 希望する放送日時
  4. その他必要な事項
- 第4 エフエムびざんは、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻等につき可能な限り有効適切な方法で放送するものとする。ただし、災害により放送が不可能な場合はこの限りでない。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及びエフエムびざん企画営業部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及びエフエムびざんが協議して定めるものとする。

平成17年12月14日

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1

株式会社エフエムびざん

代表取締役社長 小山 雅規

## 7-11 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と株式会社朝日新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び株式会社朝日新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穰

乙 株式会社朝日新聞社

徳島支局長

野 中 寛 幸

## 7-12 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と毎日新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び毎日新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 稔

乙 毎日新聞社  
徳島支局長 林 勝

## 7-13 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と読売新聞徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び読売新聞徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 読売新聞

徳島支局長 若 松 和 男



(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と産経新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び産経新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 稔

乙 産経新聞社

徳島支局長 真 鍋 寿 啓

## 7-15 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と日本経済新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び日本経済新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 種

乙 日本経済新聞社  
徳島支局長 紙 谷 樹

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と社団法人共同通信社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び社団法人共同通信社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 社団法人共同通信社

徳島支局長

中 川 健 一

## 7-17 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と株式会社時事通信社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び株式会社時事通信社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 株式会社時事通信社

徳島支局長

橋 本 幹 男



## 7-18 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と朝日放送株式会社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び朝日放送株式会社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年11月20日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 朝日放送株式会社

徳島支局長

高 土 地 博 史

## 7-19 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と株式会社毎日放送徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び株式会社毎日放送徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 11 月 20 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 株式会社毎日放送

徳島支局長

内 藤 勝 美

## 7-20 災害時等における報道要請に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と関西テレビ放送株式会社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

### (要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び関西テレビ放送株式会社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 11 月 20 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 関西テレビ放送株式会社

徳島支局長

木 内 宏

## 7-21 避難情報の放送に係る申し合わせについて

徳島県と日本放送協会徳島放送局とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から日本放送協会徳島放送局を含む放送事業者（以下「放送事業者」という。）への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系統は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
  - (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
  - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

この申し合わせ2通を作成し、徳島県及び日本放送協会徳島放送局が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月27日

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理局

局長 西成 忠雄

徳島県徳島市南前川町2丁目4番地

日本放送協会徳島放送局

局長 池松 信介

避難情報の放送に係る申し合わせについて

徳島県と株式会社エフエムびざんとは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から株式会社エフエムびざんを含む放送事業者（以下「放送事業者」という。）への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系統は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
  - (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
  - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

この申し合わせ2通を作成し、徳島県及び株式会社エフエムびざんが押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月27日

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理局

局長 西成 忠雄

徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1

株式会社エフエムびざん

代表取締役社長 小山 雅規



放送事業者（四国放送、FM徳島）申し合わせ通知

企第161号  
平成18年6月27日

四国放送株式会社 報道制作局長 殿  
株式会社エフエム徳島 編成制作部長 殿

徳島県危機管理局長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、本当にありがとうございます。

さて、避難勧告等について放送を通じてより広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制の整備については、御社を含む放送事業者4社（日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざん）と県とで協議してきたところですが、平成18年5月30日に開催いたしました徳島県防災情報連絡会におきまして、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各社より御賛同をいただきました。

つきましては、平成18年7月1日より、同申し合わせの運用を開始いたしますので、お知らせします。

今後とも、本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、引き続き御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

企第162号  
平成18年6月27日

各市町村防災主管課長 殿

徳島県危機管理局企画課長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成16年の台風・集中豪雨の経験等により、災害時における避難勧告等の避難情報について、放送を通じてより広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制の整備を、都道府県・市町村・放送事業者が連携して行う必要があることについては、先に国から指摘されているところです。

これを受けて、県では昨年度より、放送事業者との協議を進めるとともに、各市町村への意見照会及び市町村防災担当者を集めた説明会などを行ってまいりました。

その結果、このほど、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各放送事業者と合意にいたりましたのでご報告いたします。

あわせて、平成18年7月1日より、「避難情報の放送に係る申し合わせ」の運用を開始いたしますのでお知らせします。

今後は、各市町村とも同申し合わせにより、避難情報等の放送事業者への依頼及び県への報告を、適切・迅速に行っていただけますようお願い申し上げます。

(別紙 1)

日本放送協会徳島放送局  
四国放送株式会社  
株式会社エフエム徳島 様  
株式会社エフエムびざん  
徳島県危機管理部  
(徳島県総合県民局)

\_\_\_\_\_(市・町・村)長 [印]

住民への避難情報 (第 号) の周知について (依頼)

当市 (町・村) において避難情報を発令しました (することとしました) ので、貴社 (局) より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市 町 村 名		発令情報 の種類 ※注 1	<input type="checkbox"/> 避難準備情報 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所 属 名			<input type="checkbox"/> 避難勧告 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 避難指示 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電 話 番 号			
発令・解除日時	年 月 日 時 分		
想定される災害 (○ 印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他 ( )		
対象地区名等 (避難場所)  ※注 2	地区	世帯	人
	( )		
	地区	世帯	人
( )			
地区	世帯	人	
( )			
備 考 (発令理由など)			

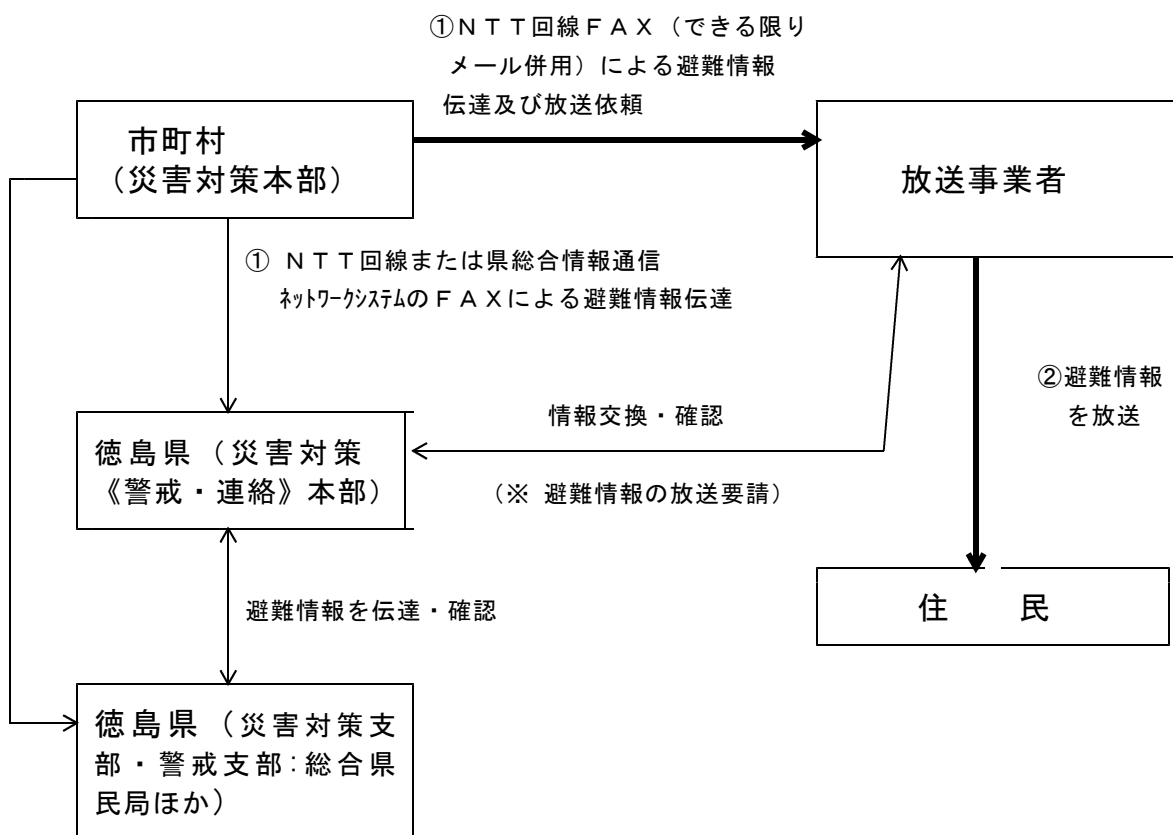
※注 1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注 2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

※注 3 市町村長の押印について、緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者 (防災主管課長等) の押印に替えることとする。

(別紙 2)

## 放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。  
また、同時に、徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、FAXを送信する。
  - ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
  - ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- ② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。  
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。  
※ 市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成  
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

徳島県およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、徳島県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、徳島県が徳島県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ徳島県の行政機能の低下を軽減させるため、徳島県とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、徳島県およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものから実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、徳島県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、徳島県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 徳島県が、徳島県内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 徳島県が、徳島県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 徳島県が、災害発生時の徳島県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 徳島県が、徳島県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて徳島県が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 徳島県が、徳島県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 徳島県およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、徳島県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく徳島県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、徳島県から提供を受ける情報について、徳島県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、徳島県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、徳島県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、徳島県とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2013年 2 月 18 日

徳島県：徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事 飯泉 嘉門

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 宮坂 学

## 7-23 防災への取り組みに関する協定書

徳島県（以下「甲」といいます）と **Google Ireland Limited**（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「**Google**」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

### 第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、**Google** が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. **Google** は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

### 第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する **Google** による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、**Google** による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を **Google** に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、**Google** と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

#### 第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

#### 第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

#### 第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

#### 第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。



以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

徳島県

\_\_\_\_\_  
(Authorized Signature)

\_\_\_\_\_  
(署名)

Mick McCarthy

For, Graham Law (Board Director)

\_\_\_\_\_  
(氏名)

飯泉 嘉門

\_\_\_\_\_  
(肩書)

徳島県知事

\_\_\_\_\_  
(Date)

\_\_\_\_\_  
(日付)

<災害対応サービスの例>

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソンファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

< 本件情報提供の条件 >

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第 1 条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。なお、イ. に該当する情報がある場合でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙 2 末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的：Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第 2 条 利用条件

Google は、第 1 条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ. 地域的制限：全世界

ロ. 対価：無償

ハ. 利用範囲：

（1）Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。

（2）Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google の API を使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。

（3）エンド・ユーザーが Google の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

（4）（1）から（3）に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

ニ. 確認事項：Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第 3 条 終了時の取り扱い

(20130115 協定書)

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。
2. 本協定書の期間中に本件情報が Google の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

#### 第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以 上

<末尾>

本件情報のリスト（該当する場合のみ）

## ＜秘密保持義務の条件＞

## 第 1 条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

## 第 2 条（守秘義務）

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとし、受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以 上



## 第 8 災害救助に関する資料

## 8 - 1 災害救助法の適用基準

市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)		市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)	
	平成22. 10. 1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数		平成22. 10. 1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数
徳島市	264,548	100	50	神山町	6,038	40	20
鳴門市	61,513	80	40	那賀町	9,318	40	20
小松島市	40,614	60	30	牟岐町	4,826	30	15
阿南市	76,063	80	40	美波町	7,765	40	20
吉野川市	44,020	60	30	海陽町	10,446	40	20
阿波市	39,247	60	30	松茂町	15,070	50	25
美馬市	32,484	60	30	北島町	21,658	50	25
三好市	29,951	50	25	藍住町	33,338	60	30
勝浦町	5,765	40	20	板野町	14,241	40	20
上勝町	1,783	30	15	上板町	12,727	40	20
佐那河内村	2,588	30	15	つるぎ町	10,490	40	20
石井町	25,954	50	25	東みよし町	15,044	50	25
				徳島県	785,491		1,000

(備考) 被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。



## 8 - 2 平成26年度災害救助基準

平成26年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼		夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
		流失		冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500			
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により応 急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 547,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 8-3 災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託するについての協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本赤十字社徳島県支部（以下「乙」という。）とは、非常災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第32条の規定に基づいて、県が行う医療及び助産の応急救助について、次のとおり協定を締結する。

第1条 法第32条のこの協定に基づく応急救助を委託する場合は、甲が、次の各号の一に該当すると認めるときに限るものとする。

- (1) 法を適用し、医療及び助産の応急援助を必要とするとき。
- (2) 乙に対し、法第25条の定めるところにより救助又は応急の措置を指示したとき。

第2条 医療は、災害により傷いを受け、又は疾病にかかり、若しくは災害のため継続して療養することができない者に対して、次の各号に定める範囲において行うものとする。ただし、医療期間は、災害発生の日から14日以内、死体の処理は、同じく10日以内とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 死体の処理のうち
  - ア 死体の洗浄・縫合及び消毒等の処置
  - イ 検案

第3条 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者に対して、次の各号に定める範囲において行うものとする。

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前、分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

第4条 甲は、医療及び助産の応急救助のため、乙が負担した費用に対し、法第34条の規定の範囲内において、これを補償するものとする。ただし、日本赤十字社徳島県支部の災害救助計画に基づき、乙において負担する費用はこの限りではない。

第5条 次の各号の一に該当する場合の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 第2条ただし書に規定する期間を超えて医療又は死体の処理を行ったとき。

(2) 第3条に規定する災害発生の日の以前又は以後7日を超えて分娩した者に助産を行ったとき。

第6条 乙は、医療及び助産の実施について、甲の指示に従うものとする。

第7条 この協定書に定めるもののほか、必要があるときは、その都度甲乙両者の協議により、これを定めるものとする。

第8条 この協定の有効期間は、平成10年7月1日から平成13年6月30日までに間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方いずれかから異議申し出のない場合は、期間満了の翌日から向こう3年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年7月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12-1  
日本赤十字社徳島県支部  
支部長 圓 藤 寿 穂

代理人  
徳島県徳島市庄町3丁目12-1  
日本赤十字社徳島県支部  
事務局長 宮 本 清



## 第9 医療・防疫に関する資料

## 9-1 病院及び病床数

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の 管理者	電話番号	一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核 病床	感染症 病床	病床計
藍里病院	板野郡上板町佐藤塚字東288番 地3	医療法人	久保 一弘	088-694-5151			240			240
秋田病院	三好市池田町津堂面215	医療法人	細江 浩文	0883-72-0743			120			120
麻野病院	名西郡石井町石井字石井231-1	医療法人	麻野 博智	088-674-2311	18	42				60
阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	公益法人	澤田 誠三	0884-22-1313	188	52				240
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノ木ケ36 番地	厚生(医療)農業 協同組合連合会	三宮 建治	0884-44-3131	343					343
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190 番地1	厚生(医療)農業 協同組合連合会	藤原 晴夫	0883-36-5151	133					133
伊月病院	徳島市徳島町2丁目54番地	医療法人	西田 善彦	088-622-1117	89					89
稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50番 地1	医療法人	湊 省	088-692-5757	18	30				48
稲山病院	徳島市南田宮4-3-9	医療法人	稲山 治	088-631-1515	40	60				100
井上病院	板野郡板野町犬伏字鶴畑39-1	医療法人	中平 晴仁	088-672-1185		60				60
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	医療法人	岩朝 勝	088-685-8855		46				46
浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	医療法人	浦田 隆弘	088-699-2921	23	77				100
江藤病院	小松島市和田島町字浜塚132-3	医療法人	由宇 教浩	0885-37-1559	34	58				92
麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	厚生(医療)農業 協同組合連合会	橋本 寛文	0883-24-2101	323					323
大久保病院	徳島市大道2-30	医療法人	大久保 明彦	088-622-9156		105				105
大島病院	美馬市脇町大字脇町1301-1	個人	大島 英治	0883-52-1215	48					48
大野病院	阿波市土成町土成字南原231番	医療法人	大野 秀夫	088-695-2112		35				35
岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496-5	医療法人	岡 芳剛	0883-52-0988		30				30
小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716番	医療法人	小川 哲也	088-686-2322	20	51				71
沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	医療法人	仁木 由子	088-622-7111	33					33
折野病院	美馬市美馬町字ナロヲ25	医療法人	折野 悦子	0883-63-2569			326			326
海陽町国民健康保険海 南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16- 1	市町村	小原 卓爾	0884-73-1355	45					45
笠井病院	阿波市阿波町元町14	医療法人	笠井 翼	0883-35-2720		30				30
兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番	医療法人	兼松 晴彦	088-685-4537	40	46				86
亀井病院	徳島市八万町寺山231番地	医療法人	神山 有史	088-668-1177	42					42



医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の 管理者	電話番号	一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核 病床	感染症 病床	病床計
鴨島病院	吉野川市鴨島町内原432番地	医療法人	土橋 孝之	0883-24-6565	43	225				268
川内病院	徳島市川内町旭野198	医療法人	鈴木 和人	088-665-5115			216			216
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	医療法人	水口 潤	088-631-0110	123					123
きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	医療法人	小阪 昌明	088-698-1234	127	52				179
木下病院	徳島市南末広町4-70	医療法人	木下 成三	088-622-7700	43	100				143
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	医療法人	吉嶋 淳生	088-668-1070	60	266				326
健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	全国社会事業保 険協会連合会	荒瀬 誠治	088-683-0011	307					307
古川病院	徳島市寺島本町西1-15	医療法人	古川 牧一	088-622-2125	37					37
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	医療法人 市町村	平賀 隆	0885-42-2555	60			5		65
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	医療法人	加藤 好包	0885-33-1211	47					47
小松島病院	小松島市田浦町字近里83番11	医療法人	福本 常雄	0885-33-2288		92				92
近藤内科病院	徳島市西新浜町1丁目6番25号	医療法人	近藤 彰	088-663-0020	55					55
桜木病院	美馬市脇町木ノ内3763番地	医療法人	櫻木 章司	0883-52-2583	35		150			185
城西病院	徳島市南矢三町3-11-23	医療法人	井上 和俊	088-631-0181			316			316
城南病院	徳島市文六町行正27-1	医療法人	青野 将知	088-645-0157			167			167
鈴江病院	徳島市佐古八番町4-22	医療法人	三好 康敬	088-652-3121		42				42
住友内科病院	徳島市安宅2-1-10	医療法人	住友 辰次	088-622-1122		32				32
碩心館病院	小松島市江田町字大江田44の1	医療法人	矢野 勇人	0885-32-3555	60	22				82
たおか内科病院	徳島市城東町2丁目7-61	医療法人	田岡 良草	088-625-2550		30				30
田岡東病院	徳島市城東町2丁目7-9	医療法人	橋本 台	088-622-5556			358			358
田岡病院	徳島市万代町4丁目2番地2	医療法人	吉岡 一夫	088-622-7788	165	45				210
高田整形外科病院	板野郡北島町中村字東堤ノ内30-1	医療法人	高田 和子	088-698-8689		50				50
愛日病院	徳島市佐古五番町4-3	医療法人	団 博文	088-623-2622		36				36
谷病院	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀48-2	個人	谷 隆三	0883-62-2053		41				41
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	医療法人	滝下 佳寛	088-642-5050	40	60				100
玉眞病院	阿南市宝田町荒井20番地	医療法人	玉眞 捷二	0884-23-0551		42				42
田村病院	徳島市新浜本町2丁目2-5	個人	田村 利和	088-663-2488		45				45
第一病院	徳島市新浜本町1-7-10	医療法人	利光 秀文	088-663-1122			308			308

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の 管理者	電話番号	一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核 病床	感染症 病床	病床計
町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137番地の1	市町村	鬼頭 秀樹	0884-66-0211	40					40
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-	市町村	沖津 修	0883-64-3145	120					120
手束病院	名西郡石井町石井字石井434	医療法人	佐藤 浩充	088-674-0024	40	53				93
寺沢病院	徳島市津田西町1丁目2番30号	医療法人	寺沢 敏秀	088-662-5311	42	46				88
天満病院	徳島市名東町1丁目91番地	医療法人	中間 昌博	088-632-1520	36					36
藤内整形外科病院	三好郡東みよし町中庄1011の3	医療法人	藤内 守	0883-82-3677		50				50
東洋病院	徳島市北島田町1-160-2	医療法人	清水 寛	088-632-7777		50				50
徳島健生病院	徳島市下助任町4-9-1	生活協同組合	美馬 一正	088-622-7771	162	24				186
徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1	都道府県	板東 弘康	0884-72-1166	102			4	4	110
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	都道府県	永井 雅巳	088-631-7151	390		60	5	5	460
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	都道府県	余喜多 史朗	0883-72-1131	206			10	4	220
徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	市町村	露口 勝	088-622-5121	339					339
徳島赤十字ひのみね総合 療育センター	小松島市中田町字新開4-1	日本赤十字社	橋本 俊顕	0885-32-0903	140					140
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103番地	日本赤十字社	日浅 芳一	0885-32-2555	405					405
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	国立大学法人	香川 征	088-631-3111	643		45		8	696
徳島通信病院	徳島市伊賀町3丁目19番地の2	その他の法人	齋藤 晴比古	088-623-8611	51					51
徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開48番地	個人	榎田 勝仁	0885-32-8833	38	60				98
富田病院	海部郡美波町西河内字月輪	医療法人	富田 信昭	0884-77-0368			144			144
独立行政法人国立病院 機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354番地	独立行政法人国 立病院機構	足立 克仁	0883-24-2161	300					300
独立行政法人国立病院 機構徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	独立行政法人国 立病院機構	長瀬 教夫	088-672-1171	310			20		330
中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	医療法人	八木 康公	088-625-3535		105				105
中瀬病院	徳島市志神町古川字戎子野97-	医療法人	小島 聖	088-665-0819		45				45
永尾病院	美馬郡つるぎ町貞光字町52-2	医療法人	永尾 仁	0883-62-2012		33				33
成田病院	美馬市脇町字拝原2576番地	医療法人	藤野 晴彦	0883-52-1258		39				39
鳴門シーガル病院	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井57 番地	社会福祉法人	福永 明広	088-688-0011			290			290
鳴門山上病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂 205-29	医療法人	國友 一史	088-687-1234	40	240				280
南海病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	医療法人	川端 正義	088-687-0311			406			406

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の 管理者	電話番号	一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核 病床	感染症 病床	病床計
博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	医療法人	田中 通博	088-669-2166	114	96				210
橋本病院	徳島市中常三島町3丁目22	医療法人	橋本 安駿	088-626-1567		57				57
八多病院	徳島市八多町小倉76	医療法人	杉本 順子	088-645-2233			221			221
羽ノ浦整形外科内科病 院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	医療法人	小川 恭弘	0884-44-6111		40				40
浜野病院	板野郡藍住町矢上字北分95	医療法人	浜 昭造	088-692-2317		40				40
林病院	徳島市大原町東千代ヶ丸19-52	個人	林 健司	088-663-1188		80				80
原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	医療法人	原田 晃	0884-22-0990	35	91				126
日比野病院	徳島市寺島本町東2-14	医療法人	日比野 敏行	088-654-5505		42				42
眉山病院	徳島市西二軒屋町2-39-2	医療法人	上村 啓介	088-625-7665		92				92
福田整形外科病院	徳島市南内町1丁目34番地	医療法人	福田 日出男	088-622-4597		60				60
藤井病院	阿南市見能林町築溜1の1	医療法人	藤井 哲	0884-22-0218			139			139
ホウエツン病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神 社下南130番地3	医療法人	林 秀樹	0883-52-1095	65					65
北條病院	三好市池田町マチ2526-7	個人	北條 文彦	0883-72-0007		60				60
松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	医療法人	松永 茂樹	088-632-3328		27				27
松村病院	徳島市川内町鶴島162	医療法人	松村 英夫	088-665-3233		56				56
美馬リハビリテーション病 院	美馬市美馬町字沼田75番地	医療法人	谷口 博美	0883-63-2026	60					60
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	医療法人	田中 勉	0883-82-3700	48	144				192
三木病院	三好市三野町芝生1027番地	医療法人	三木 聖夫	0883-77-3900		45				45
水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	医療法人	佐々木 克哉	088-632-9299	61					61
緑ヶ丘病院	徳島市名東町2-650-35	医療法人	道越 晃	088-631-5135			252			252
美波町国民健康保険日 和佐病院	海部郡美波町奥河内字井ノ上20 番地	市町村	川井 尚臣	0884-77-1212	30					30
美波町国民健康保険由 岐病院	海部郡美波町港町字西1番地	市町村	本田 壮一	0884-78-0075	50					50
峯田病院	美馬市穴吹町穴吹字井口128の 1	個人	上田 耕司	0883-52-2303		44				44
三野田中病院	三好市三野町芝生1242-6	医療法人	田中 健	0883-77-2300	99					99
美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	医療法人	四宮 文男	0883-24-2957	35	120				155
宮本病院	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4番 地14	医療法人	宮本 英之	0884-44-4343		48				48
三好市国民健康保険市 立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	市町村	中西 嘉巳	0883-77-2323	65			10		75
森岡病院	徳島市八万町大野5-1	医療法人	森岡 将臣	088-636-3737		52				52

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の 管理者	電話番号	一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核 病床	感染症 病床	病床計
保岡クリニック論田病院	徳島市論田町大江6番地の1	医療法人	保岡 正治	088-663-3111		47				47
ゆうあいホスピタル	三好郡東みよし町中庄728番地1	医療法人	多田 克	0883-82-1100			220			220
芳川病院	板野郡松茂町中喜来字群恵278番地の8	医療法人	芳川 博哉	088-699-5355		40				40
善成病院	徳島市佐古三番町7-3	医療法人	善成 務	088-622-1212		54				54
吉野川病院	板野郡北島町高房字八丁野西36-13	医療法人	中西 美和子	088-698-6111		115				115
リハビリテーション大神子病院	徳島市大原町大神子19	医療法人	川西 雅士	088-662-1014		180				180
リバーサイドのぞみ病院	徳島市中徳島町2丁目97-1	医療法人	佐々木 奉文	088-611-1701		40				40

## 9-2 救急病院等一覧表

### 1 災害拠点病院

#### (1) 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151

#### (2) 地域災害拠点病院(10箇所)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
東部Ⅱ	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域:保健医療圏

### 2 DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
東部Ⅱ	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域:保健医療圏

### 3 救急告示医療機関

#### (1) 初期対応を中心とする医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	088-625-3535
	橘整形外科	徳島市寺島本町西2-37-1	088-623-2462
	麻野病院	名西郡石井町石井字石井231-1	088-674-2311
	中村整形	徳島市南二軒屋町1丁目1番16号	088-652-1119
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
東部Ⅱ	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322
	稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50番地の1	088-692-5757
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
東部Ⅲ	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
南部Ⅰ	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
南部Ⅱ	美波町国民健康保険日和佐病院	海部郡美波町奥河内字井ノ上20	0884-77-1212

## (2)中・重症救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	川島病院	徳島市北佐古1番町1番39号	088-631-7711
東部Ⅱ	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	088-698-1234
東部Ⅲ	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36番地	0884-44-3131
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	美波町国民健康保険由岐病院	海部郡美波町港町字西1番地	0884-78-0075
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

## (3)救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域:救急医療圏

9-3 市町村別救急自動車・（患者輸送車）保有状況

(平成26.4.1現在)

市町村	種別	台数	定置場所	所有者	備考	
消 防 機 関	徳島市	救急自動車	2	徳島市東消防署	徳島市	088-656-1195
		〃	2	〃 〃 勝占分署		088-669-3700
		〃	2	〃 〃 川内分署		088-665-4072
		〃	1	〃 〃 津田出張所		088-663-4233
		〃	2	〃 西消防署		088-631-0119
		〃	1	〃 〃 国府出張所		088-642-7077
	鳴門市	〃	3	鳴門市消防署	鳴門市	088-684-1334
		〃	1	〃 〃 大麻分署		088-689-1098
	小松島市	〃	2	小松島市消防署	小松島市	08853-3-1200
	阿南市	〃	2	阿南市消防署	阿南市	0884-22-3847
		〃	1	〃 〃 南出張所		0884-27-1574
		〃	1	〃 〃 西出張所		0884-23-1198
	吉野川市	〃	1	徳島中央広域連合東消防署	徳島中央広域連合	0883-26-1190
		〃	1	〃 西消防署		0883-42-2029
	阿波市	〃	1	〃 中消防署		088-695-2149
	美馬市	〃	3	美馬市消防署	美馬市	0883-52-3025
		〃	1	〃 木屋平分署		0883-68-2100
		〃	3	美馬西部消防組合消防署	美馬西部消防組合	0883-63-2214
	つるぎ町	〃	1	〃 一字分署		0883-67-2938
	三好市	〃	1	みよし広域連合池田消防署	みよし広域連合	0883-72-0117
		〃	1	〃 西消防署		0883-86-1119
		〃	1	〃 祖谷分署		0883-88-5551
	東みよし町	〃	2	〃 東消防署		0883-79-2195
	石井町	〃	2	名西消防組合石井消防署	名西消防組合	088-674-6788
	神山町	〃	1	〃 神山消防署		088-676-1199
	那賀町	〃	2	那賀町消防署	那賀町	0884-62-1119
〃		1	〃 上流出張所	〃	〃	
美波町	〃	1	〃 日和佐出張所	海部消防組合	0884-77-0999	
牟岐町	〃	2	〃 牟岐出張所		0884-72-0999	
海陽町	〃	1	〃 海南消防署		0884-73-0999	
北島町	〃	1	板野東部消防組合第1消防署	板野東部消防組合	088-698-9904	
藍住町	〃	2	〃 第2消防署		088-692-2424	
板野町	〃	2	板野西部消防組合消防署	板野西部消防組合	088-672-0198	
未 常 備	勝浦町	患者輸送車	1	勝浦町役場	勝浦町	0885-42-2511
	上勝町	〃	1	上勝町役場	上勝町	0885-46-0111
	佐那河内村	〃	1	(有)佐那河内村観光タクシー	佐那河内村	088-679-2111
計	救急車	51				
	患者輸送車	3				

## 9-4 特定施設に係る医療機関一覧表

### 1 透析施設

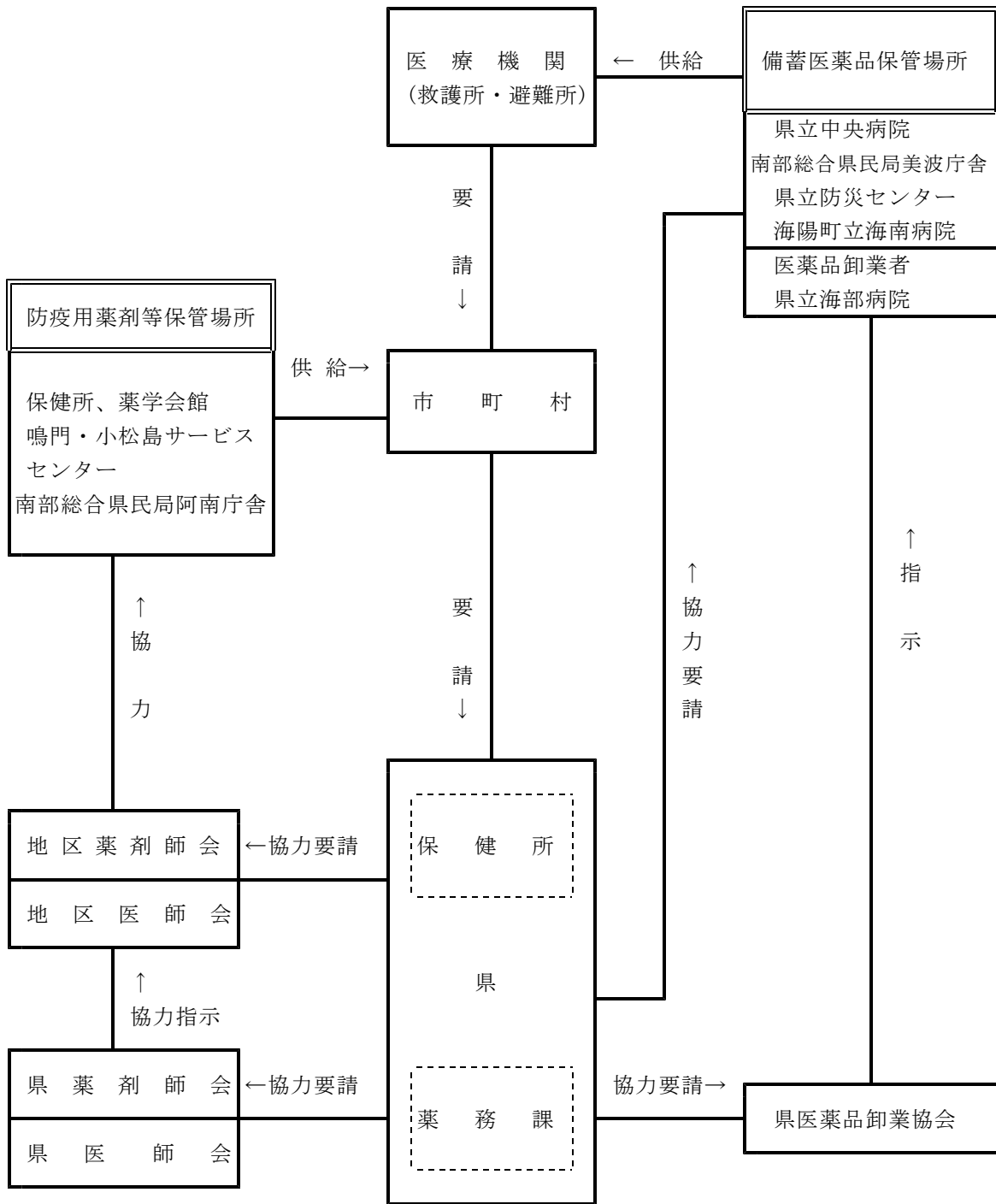
施設名	住所	電話
住友内科病院	徳島市安宅2-1-10	088-622-1122
伊藤ケンゾー診療所	徳島市応神町西貞方字仁徳31-1	088-683-3715
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
沖の洲病院	徳島市城東町1-8-8	088-622-7111
赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-633-7159
亀井病院	徳島市入万町寺山231	088-668-1177
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	0886-22-5121
鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関字西68-5	088-683-0810
健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
三木病院	三好市三野町芝生1027	0883-77-3900
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
徳島健生病院	徳島市下助任町4-9-1	088-622-7771
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
吉永外科	鳴門市大津町吉永字前の越273-3	088-685-3033
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856

### 2 ペースメーカー施設(体外ペースメーカーキングを実施する施設)

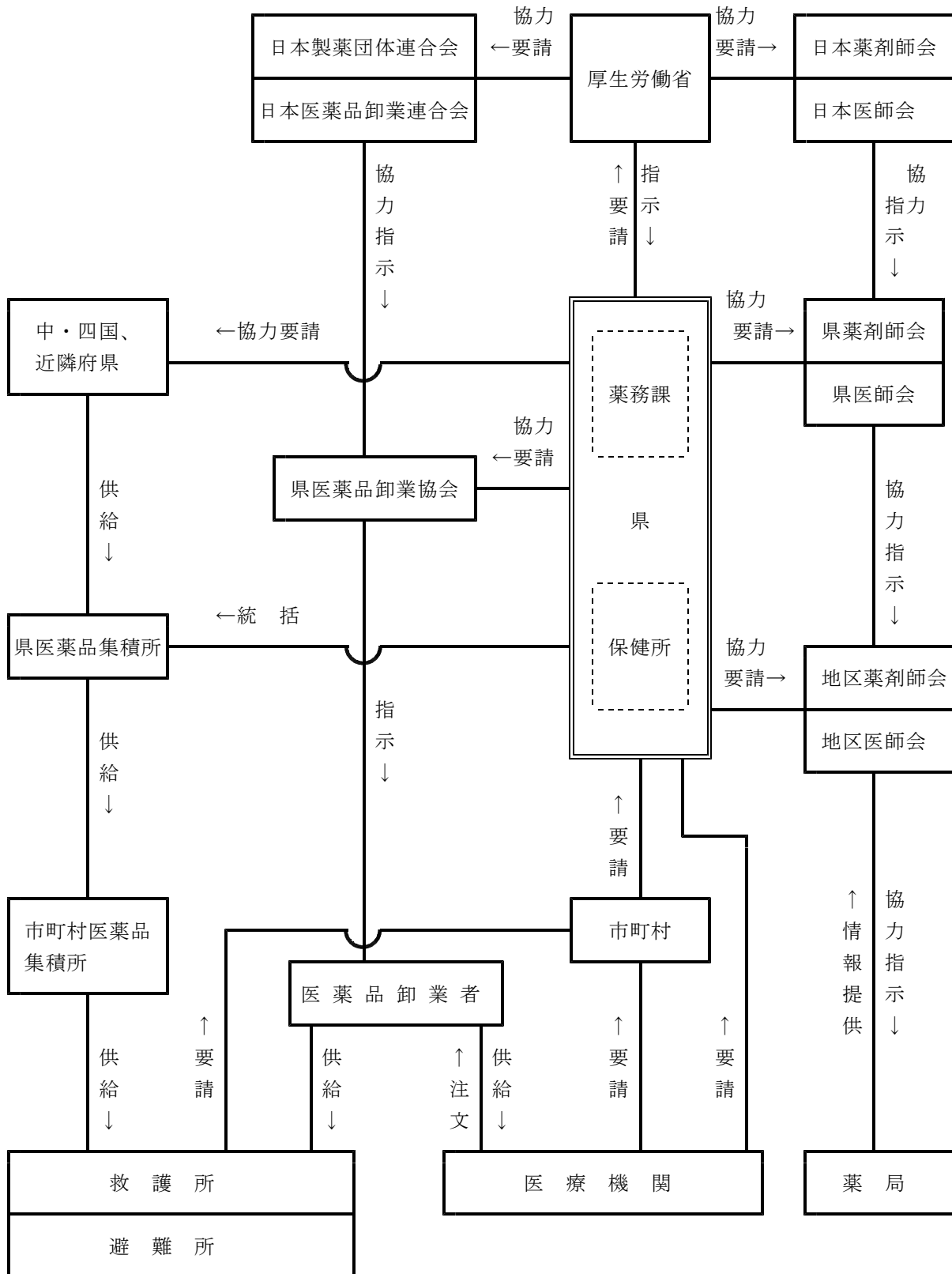
医療機関名	所在地	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目	088-631-3111
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555



9-5 県備蓄医薬品等供給体制図



9-6 災害時医薬品等供給連絡体制図



9-7 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

1. 医薬品

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	(株)アスティス 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株) 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-29	088-665-3111
3	(株)よんやく 徳島	徳島市中吉野町1丁目 13	088-655-6727
4	(株)幸耀 徳島営業部	徳島市川内町加賀須野 463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株) 貞光支店	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 89-6	0883-63-6111
6	(株)よんやく 徳島西部営業所	三好郡東みよし町昼間 3366	0883-79-3288
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村 75-1	0884-72-1166
8	県立防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165	088-683-2200
9	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1	0884-74-7343
10	海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
11	県立中央病院	徳島市蔵本1丁目 10-3	088-631-7151

2. 防疫用薬剤、衛生材料

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	東部保健福祉局徳島保健所	徳島市新蔵町3丁目 80	088-652-5151
2	鳴門県民サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚 128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町 1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷 46	0884-24-4152
5	南部総合県民局(阿南保健所)	阿南市領家町野神 319	0884-22-0072
6	南部総合県民局(美波保健所)	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島 106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局(美馬保健所)	美馬市穴吹町穴吹字明連 23	0883-52-1017
9	西部総合県民局(三好保健所)	三好市池田町マチ 2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1丁目 58	088-655-1100

9 - 8 備蓄場所ごとの備蓄医薬品等の品目及び数量

①(保管場所) (株)よんやく徳島 徳島市中吉野町一丁目13番地 TEL088-655-6727

平成26年1月1日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	ファーストシン静注用1g	武田	1g×10	15
	抗生物質製剤	イセバシン注射液200mg	シェリング・ブラウ	200mg 2ml×10	4
	鎮痛剤	レパタン注0.2mg	大塚	1ml 10A	1
	止血剤	アドナ静注用	田辺製薬販売	100mg 20ml×50A	1
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	2.5% 10ml×10A	1
	ホルモン剤	サクシゾン500mg	興和創薬	500mg 5V	3
	局所麻酔剤	キシロカインボリアンプ0.5%	アストラゼネカ	0.5% 10ml×10	3
	昇圧剤	ノルアドレナリン	第一三共	0.1% 1ml×10A	7
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	200ml×20	2
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	500ml×20	4
	輸液製剤	ラクテックG注 ソトハック	大塚	500ml×20	4
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚糖液 5% ソトハック	大塚	500ml×20	4
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚糖液 50% ソトハック	大塚	200ml×20	4
	輸液製剤	ポタコールR ソトハック	大塚	500ml×20	3
	輸液製剤	生理食塩液 ツイスト	大塚	20ml×50A	1
	輸液製剤	生理食塩液 ソトハック	大塚	500ml×20	1
	解熱鎮痛剤	メチロン注25%	第一三共	25% 2ml×50A	1
	抗ヒスタミン剤	ボララミン注5mg	シェリング・ブラウ	1ml×50A	1
	利尿剤	ラシックス注20mg	サノフィアベンティス	2ml×50A	1
	解毒剤	メイロン7%	大塚	7% 20ml×50A	1
	抗てんかん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	10% 1ml×10A	1
内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠100mg	大正富山	100mg 100T	30
	抗生物質製剤	ジョサマイシン錠200mg	アステラス	200mg 100T	7
	抗菌剤	オゼックス錠150mg	大正富山	150mg 100T	10
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠25mg	ノバルティス	25mg 100T	30
	精神神経用剤	メンドン7.5mg	アボットジャパン	100T	1
	総合感冒剤	ピーエイ錠	田辺三菱	1000T	1
	鎮咳薬	ライトゲンシロップT	帝人ファーマ	500ml	3
	消化器官用剤	プリンペラン錠5mg	アステラス	5mg 100T	7
	止しゃ剤・整腸剤	ロペミンカプセル1mg	ヤンセンファーマ	100cap	6
	利尿剤	ラシックス錠20mg	サノフィアベンティス	20mg 100T	3
	下剤	プルゼニド錠12mg	ノバルティスファーマ	1000T	1
	血管拡張剤	フランドル錠20mg	アステラス	20mg 100T	6
	不整脈用剤	インデラル錠10mg	アストラゼネカ	10mg 120T	7
	ビタミン剤	25mgアリナミンF糖衣錠	武田	25mg 1000T	1
	鎮けい剤	ダイビン錠1mg	第一三共	100T	3
	降圧剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	700T	9
	降圧剤	ディオバン錠80mg	ノバルティス	140T	9
	降圧剤	タナトリル錠5mg	田辺三菱	100T	4
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィアベンティス	100T	5
	糖尿病用剤	ベイスンOD錠0.2	武田薬品	500T	16
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50mg	MSD	100T	4
	糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	キッセル	100T	3
	抗血栓剤	バイアスピリン錠	バイエル	500T	1
	抗血栓剤	パナルジン錠	サノフィアベンティス	100T	4
	抗血栓剤	プラビックス錠75mg	サノフィアベンティス	140T	2
	抗凝固剤	ブラザキサカプセル75mg	ベーリンガー	112cp	3
	喘息・気管支拡張剤	シングレア錠10mg	MSD	100T	1
	喘息・気管支拡張剤	テオドール錠100mg	田辺三菱	100T	2
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60mg	サノフィアベンティス	100T	2
	消化性潰瘍治療剤	タケブロンOD錠30mg	武田	100T	16
	腸疾患治療剤	ピオフェルミンR錠	ピオフェルミン武田	500T	7
	心疾患用剤	ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	100T	1
	去痰薬	ムコダイン錠500mg	杏林	630T	1
	鎮量薬	トラベルミン配合錠	サンノーバエーザイ	120T	1
	抗てんかん薬	デパケンR錠200	協和発酵キリン	100T	6
外用剤他	殺菌・消毒剤	5%フェルマジン	シオエ	500ml	15
	殺菌・消毒剤	オキシドール	シオエ	500ml	7
	殺菌・消毒剤	ヒシヨード液	ニプロファーマ	250ml	7
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	シオエ	500ml	60
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏	シェリング・ブラウ	10g×10	7
	シップ剤	MS冷シップ「タイハウ」	テイコクメディックス	20g 5枚×100袋	1
	心疾患用剤	フランドルテープ	アステラス	100枚	3
	喘息・気管支拡張剤	メプチンエア-10μg	大塚製薬	5ml×10本	2
	喘息・気管支拡張剤	アドエア100デイスカス28ブリスタ	グラクソスミスクライン	28ブリスタ×10キット	1
	喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ2mg	アボットジャパン	70枚	12
	含嗽剤	イソジンガーグル7%	明治製菓	30ml×50	5
	目薬	人工涙液マイティア点眼液	武田	5ml×50	10
	輸液セット	テルフェーション輸液セット TI-U250P	テルモ	50本	4
	シリンジ	シリンジ針なし SS20ESZ36	テルモ	20ml 50本	4
	シリンジ	ディスプレイ針 SB22G×1 1/4	テルモ	NN2232S 100P	2

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	ファーストシン静注用1g	武田	1g×10	5
	抗生物質製剤	イセパシン注射液200mg	シュERING・プラウ	200mg 2ml×10	2
	鎮痛剤	レパタン注0.2mg	大塚	1ml 10A	1
	止血剤	アドナ静注用	田辺製薬販売	100mg 20ml×50A	1
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	2.5% 10ml×10A	1
	ホルモン剤	サクシゾン500mg	興和創薬	500mg 5V	1
	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ0.5%	アストラゼネカ	0.5% 1ml×10	1
	昇圧剤	ノルアドレナリン	第一三共	0.1% 1ml×10A	3
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	200ml×20	1
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	500ml×20	1
	輸液製剤	ラクテックG輸液 ソフトバッグ	大塚	500ml×20	1
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚糖液 5% ソフトバッグ	大塚	500ml×20	1
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚糖液 50% ソフトバッグ	大塚	200ml×20	1
	輸液製剤	ポタコールR ソフトバッグ	大塚	500ml×20	1
	輸液製剤	生理食塩液 ツイスト	大塚	20ml×50A	1
	輸液製剤	生理食塩液 ソフトバッグ	大塚	500ml×20	1
	解熱鎮痛剤	メチロン注25%	第一三共	25% 2ml×50A	1
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注5mg	シュERING・プラウ	1ml×50A	1
利尿剤	ラシックス注20mg	サノフィアベンティス	2ml×50A	1	
解毒剤	メイロン7%	大塚	7% 20ml×50A	1	
抗てんかん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	10% 1ml×10A	1	
内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠100mg	大正富山	100mg 100T	10
	抗生物質製剤	ジョサマイシン錠200mg	アステラス	200mg 100T	3
	抗菌剤	オゼックス錠150mg	大正富山	150mg 100T	5
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠25mg	ノバルティス	25mg 100T	10
	精神神経用剤	メンドン7.5mg	アボットジャパン	100cap	1
	総合感冒剤	ピーエイ配合錠	田辺三菱	1000T	1
	鎮咳薬	ライトゲン配合シロップT	帝人ファーマ	500ml	1
	消化器用剤	プリンペラン錠5mg	アステラス	5mg 100T	3
	止しゃ剤・整腸剤	ロペミンカプセル1mg	ヤンセンファーマ	100cap	2
	利尿剤	ラシックス錠20mg	サノフィアベンティス	20mg 100T	1
	下剤	ブルゼニド錠12mg	ノバルティスファーマ	1000T	1
	血管拡張剤	フランドル錠20mg	アステラス	20mg 100T	2
	不整脈用剤	インデラル錠10mg	アストラゼネカ	10mg 120T	3
	ビタミン剤	25mgアリナミンF糖衣錠	武田	25mg 1000T	1
	鎮けい剤	ダイピン錠 1mg	第一三共	100T	1
外用剤他	殺菌・消毒剤	5%フェルマジン液	シオエ	500ml	5
	殺菌・消毒剤	オキシドール	シオエ	500ml	3
	殺菌・消毒剤	ヒシヨード消毒液 10%	ニプロファーマ	250ml	3
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	シオエ	500ml	20
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏	シュERING・プラウ	10g×10	3
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	テイコクメディックス	20g 5枚×100袋	1
	含嗽剤	イソジンガーグル7%	明治製菓	30ml×50	2
	目薬	人工涙液マイティア点眼液	武田	5ml×50	4
	輸液セット	テルフージョン輸液セット TI-U250P	テルモ	50本	2
	シリンジ	シリンジ針なし SS20ESZ	テルモ	20ml 50本	2
	シリンジ	ディスボ針 SB22G×1 1/4	テルモ	NN2232S 100P	1

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	モダシン静注用1g	G S K	1g×10V	36	
	抗生物質製剤	パニマイシン注射液 100mg	明治製菓	2ml×10A	8	
	鎮痛剤	レペタン注 0.2mg	大塚製菓	1ml×10A	3	
	止血剤	アドナ注 (静注用) 100mg	田辺製菓販売	20ml×50A	2	
	止血剤	トランサミン注 5%	第一三共	5ml×10A	12	
	強心剤	ハイフィリン注300mg 「フー」	扶桑薬品	2ml×50A	1	
	強心剤	ネオフィリン注 2.5%	エーザイ	10ml×10A	2	
	ホルモン剤	サクシゾン500mg	興和創薬	500mg 5V	7	
	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ 1%	アストラ・ゼネカ	10ml×10B	7	
	昇圧剤	ボスミン注 1mg	第一三共	1ml×20A	4	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	第一三共	1ml×10A	10	
	輸液製剤	KN3号補液 ソフトバグ	大塚製菓	200ml×20	7	
	輸液製剤	KN3号補液 ソフトバグ	大塚製菓	500ml×20	9	
	輸液製剤	ラクテックG注 ソフトバグ	大塚製菓	500ml×20	8	
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚製菓	20ml×50A	3	
	輸液製剤	大塚糖液 5% ソフトバグ	大塚製菓	500ml×20	8	
	輸液製剤	大塚糖液 2.0% ツイスト	大塚製菓	20ml×50A	3	
	輸液製剤	大塚糖液 5.0%	大塚製菓	200ml×20	9	
	輸液製剤	ポタコールR ソフトバグ	大塚製菓	500ml×20	10	
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト	大塚製菓	20ml×50A	3	
	輸液製剤	大塚生食注 ソフトバグ	大塚製菓	500ml×20	4	
	解熱鎮痛剤	メチロン注	第一三共	25% 1ml×50A	2	
	抗ヒスタミン剤	ハイスタミン注2mg	エーザイ	1ml×50A	1	
	抗ヒスタミン剤	ビスミラー注5mg	扶桑薬品	1ml×50A	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	サノフィアベンティス	2ml×50A	2	
	解毒剤	メイロン注 7%	大塚	20ml×50A	2	
	抗てんかん剤	フェノバルブ注100mg	第一三共	1ml×10A	2	
	内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠100mg	大正富山	100T	1
		抗生物質製剤	トミロン錠100mg	大正富山	500T	14
		抗生物質製剤	クラリス錠200mg	大正富山	500T	2
		抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	100T	3
		抗菌剤	タリビット錠100mg	第一三共	1000T	2
		解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠60mg	第一三共	1000T	3
		解熱鎮痛消炎剤	ソレトロン錠80mg	ケミファ	1000T	4
		精神神経用剤	エリスパン錠0.25mg	大日本住友	100T	1
		精神神経用剤	セレナール錠10mg	第一三共	100T	2
		総合感冒剤	ピーエイ配合錠	沢井製菓	1000T	2
		鎮咳・去痰剤	カロナール細粒2.0%	昭和薬品化工	100g	10
		去痰剤	ムコダイン錠	杏林	630T	1
		消化器用剤	エリーテン錠5mg	日本化薬	1000T	1
		消化器用剤	プリンペラン錠5mg	アステラス	500T	1
		鎮けい剤	ブスコパン錠10mg	ベーリンガー	100T	3
		鎮けい剤	ブスコム錠10mg	マイラン製菓	1000T	1
		止しゃ剤・整腸剤	キョウベリン錠100mg	日本化薬	100T	7
		止しゃ剤・整腸剤	ロペカルドカプセル1mg	ポーラ	100P	4
利尿剤		ラシックス錠20mg	アベンティス	100T	5	
下剤		プルゼニド錠12mg	ノバルティス	1000T	1	
下剤		フォルセニッド錠12mg	マイラン製菓	1000T	1	
血管拡張剤		ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	100P	11	
不整脈剤		インデラル錠10mg	アストラ・ゼネカ	120T	11	
ビタミン剤		ベストン糖衣錠25mg	田辺製菓販売	1000T	1	
ビタミン剤		ノイビタ錠25mg	アイロム	1000T	1	
降圧剤		アムロジノンD錠5mg	大日本住友	700T	12	
降圧剤		ディオバン錠80mg	ハルティス	140T	8	
降圧剤		タナトリル錠5mg	田辺三菱	100T	7	
糖尿病用剤		ダオニール錠2.5mg	サノフィアベンティス	100T	5	
糖尿病用剤		ジャヌビア錠50mg	MSD	100T	4	
糖尿病用剤		グルファスト錠10mg	キッセイ	100T	7	
抗血栓剤		バイアスピリン錠100mg	バ イエル	500T	1	
抗血栓剤		パナルジン錠100mg	サノフィアベンティス	100T	6	
抗血栓剤		プラビックス錠75mg	サノフィアベンティス	140T	2	
抗凝固剤		プラザキサカプセル75mg	ベーリンガー	112cp	4	

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
	喘息・気管支拡張剤	シングレア錠10mg	MSD	100 T	1
	喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	田辺三菱	100 T	3
	抗てんかん剤	デバケンR錠200	協和発酵キリン	100 T	6
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60mg	サノフィ・アベンティス	100 T	2
	心疾患用剤	ニトロベン舌下錠0.3mg	日本化薬	100 T	3
外用剤他	殺菌・消毒剤	ヒビテン液 5%	大日本住友	500ml	16
	殺菌・消毒剤	ベンクロジド液 5%	マイラン製薬	500ml	20
	殺菌・消毒剤	オキシドール	山善製薬	500ml	8
	殺菌・消毒剤	オキシドール	マイラン製薬	500ml	10
	殺菌・消毒剤	イソジン液 10%	明治製菓	250ml	8
	殺菌・消毒剤	ネグミン液 10%	マイラン製薬	250ml	10
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール (ポリ)	山善製薬	500ml	70
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール PL	マイラン製薬	500ml	80
	口腔粘膜用剤	アフタゾロン口腔用軟膏0.1%	昭和薬科	5g×10	2
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	シェリング・プラウ	10g×10	15
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」20g×5	三笠製薬	10kg	3
	心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	アステラス	100枚	1
	喘息・気管支拡張剤	メプチンエア-10μg	大塚製薬	5ml×10本	2
	喘息・気管支拡張剤	アドエア100デイスカス28ブリスタ	グラクソスミスクライン	28ブリスター×10キット	1
	喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ2mg	アボット・ジヤパン	70枚	2
	含嗽剤	イソジンガーグル7%	明治製菓	30ml×50	6
	目薬	クラビット点眼液 0.5%	参天製薬	5ml×50	8
	輸液セット	輸液セット	テルモ	TI-U200L07 50本	6
	輸液セット	輸液セット	テルモ	TI-U250P07 50本	5
	シリンジ	DSシリンジ 20ML 22G1 1/4	JMS	50本 JS-S20S2232	11

## ④&lt;保管場所&gt; 四国アルフレッサ(株)徳島営業部

徳島市川内町平石夷野224-29 Tel.088-665-3111

平成26年1月28日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質	パニマイシン注射用100mg	明治製菓	2ml 100mg×10A	3	
	鎮痛剤	ペンタジン注射液30mg	第一三共	1ml 30mg×10A	1	
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5ml×50A	3	
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	250mg 10ml×10A	1	
	ホルモン剤	クレイトン静注液100mg	アルフレッサファーマ	100mg 2ml×10V	7	
	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ1%	アストラゼネカ	10ml 1%×10V	2	
	昇圧剤	ノルアドレナリン	第一三共	0.1% 1ml×10A	5	
	輸液製剤	ユエキンキープ輸液	光製薬	200ml×20袋	2	
	輸液製剤	ソルデム3A輸液	テルモ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	グルアセト35注	アイロム	500ml×20本	3	
	輸液製剤	ペロール注	ファイザー	500ml×20本	3	
	輸液製剤	光糖液5% (ブドウ糖)	光製薬	100ml×10本	5	
	輸液製剤	ハルトマン液pH8-「HD」	ニプロファーマ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	生食MP	ファイザー	100ml×10本	6	
	輸液製剤	生理食塩液	光製薬	500ml×20V	1	
	解熱鎮痛剤	メチロン注25	第一三共	1ml 250mg×50A	1	
	抗ヒスタミン剤	ハイスタミン注2mg	エーザイ	2mg 1ml×50A	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	サノフィアベンティス	20mg 2ml×50A	1	
	解毒剤	タンソニン注7%	陽進堂	7% 20ml×50A	1	
	抗てんかん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1ml 100mg10A	1	
内服薬	抗生物質	セフゾンカプセル100mg	アステラス	100mg 100P	20	
	抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	500mg 50T	4	
	解熱鎮痛剤	ロキソニン錠60mg	第一三共	100T	20	
	精神神経剤	メイラックス錠1mg	明治製菓	1mg 100T	1	
	感冒剤	カフコデN配合錠	マイラン	1000T	1	
	感冒剤	カフコデN配合錠	マイラン	100T	2	
	解熱鎮痛剤	カロナール細粒20%	昭和薬科	100g	6	
	消化器官剤	プリンペラン錠5	アステラス	500T	1	
	鎮けい剤	コリオパン錠10mg	エーザイ	10mg 100T	2	
	止しゃ剤	ロペミンカプセル1mg	ヤンセン	1mg 100P	4	
	利尿剤	ラシックス錠20mg	サノフィアベンティス	20mg 100T	2	
	下剤	プルゼニド錠12mg	ノバルティス	12mg 1000T	1	
	血管拡張剤	ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	20mg 100P	4	
	不整脈剤	リスモダンカプセル100mg	サノフィアベンティス	100mg 100P	1	
	ビタミン剤	ビタメジン配合カプセルB25	第一三共	1000P	1	
	降圧剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	700T	8	
	降圧剤	ディオバン錠80mg	ノバルティス	140T	11	
	降圧剤	タナトリル錠5mg	田辺三菱	100T	4	
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィアベンティス	100T	7	
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50mg	MSD	100T	4	
	糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	キッセイ	100T	3	
	抗血栓剤	バイアスピリン錠100mg	バイエル	500T	1	
	抗血栓剤	パナルジン錠100mg	サノフィアベンティス	100T	5	
	抗血栓剤	プラビックス錠75mg	サノフィアベンティス	140T	2	
	抗凝固剤	プラザキサカプセル75mg	ベリンガー	112cp	2	
	喘息・気管支拡張	シングレア錠10mg	MSD	100T	1	
	喘息・気管支拡張	テオドール錠100mg	田辺三菱	100T	2	
	抗てんかん剤	デパケンR錠200	協和発酵キリン	100T	5	
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60mg	サノフィアベンティス	100T	5	
	心疾患用剤	ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	100T	1	
	去痰薬	ムコダイン錠500mg	杏林	630T	3	
	鎮量薬	トラベルミン配合錠	サンノーバエーザイ	120T	2	
	外用薬等	殺菌消毒剤	ステリクロン液5	健栄製薬	5% 500ml	10
		殺菌消毒剤	オキシドール	健栄製薬	500ml	5
		殺菌消毒剤	イソジン液10%	明治製菓	250ml	5
		殺菌消毒剤	消毒用エタノール	健栄製薬	500ml	40
		外用軟膏剤	フシジンレオ軟膏2%	第一三共	10g×10	5
口腔粘膜用剤		アフタゾロン口腔用軟膏0.1%	昭和薬科	5g×10	2	
シップ剤		MS冷シップ	久光	10kg (20G*5*100)	1	
心疾患用剤		フランドルテープ40mg	アステラス	100枚	1	
喘息・気管支拡張		メプチンエアー10μg	大塚製薬	5ml×10本	2	



喘息・気管支拡張	アドエア100ディスクス28ブリスタ	グラクソミスクライ	28ブリスター×10キット	1
喘息・気管支拡張	ホクナリンテープ2mg	アボット・ジャパン	70枚	3
含嗽剤	イソジンガーグル7%	明治製菓	30ml×50	4
点眼薬	サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×10	5
輸液セット	ニプロ 輸液セット ISA-100A	ニプロ	21Z 50本入	3
シリンジ	注射器 ニプロシリンジ DS 22G×1 1/4	ニプロ	20ml 22G 50本入	3

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質	セフメタゾン静注用1g	第一三共	1g×10V	10	
	抗生物質	パニマイシン注射用100mg	明治製菓	2ml 100mg×10A	3	
	鎮痛剤	ペンタジン注射液30	第一三共	1ml 30mg×10A	1	
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5ml×50A	3	
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	250mg 10ml×10A	1	
	ホルモン剤	クレイトン静注液100mg	アルフレッサファーマ	100mg 2ml×10A	7	
	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ1%	アストラゼネカ	10ml 1%×10V	2	
	昇圧剤	ノルアドレナリン	第一三共	0.1% 1ml×10A	5	
	輸液製剤	ユエキンキープ輸液	光製薬	200ml×20袋	2	
	輸液製剤	ソルデム3A輸液	テルモ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	グルアセト35注	アイロム	500ml×20本	3	
	輸液製剤	ペロール注	ファイザー	500ml×20本	3	
	輸液製剤	光糖液5% (ブドウ糖)	光製薬	100ml×10本	5	
	輸液製剤	光糖液50% (ブドウ糖)	光製薬	100ml×10本	2	
	輸液製剤	ハルトマン液pH8-「HD」	ニプロファーマ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	生食MP	ファイザー	100ml×10本	6	
	輸液製剤	生理食塩液	光製薬	500ml×20V	1	
	解熱鎮痛剤	メチロン注25	第一三共	1ml 250mg×50A	1	
	抗ヒスタミン剤	ハイスタミン注2mg	エーザイ	2mg 1ml×50A	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	日医工	20mg 2ml×50A	1	
	解毒剤	タンソニン注7%	陽進堂	7% 20ml×50A	1	
	抗てんかん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1ml 100mg10A	1	
	内服薬	抗生物質	セフゾンカプセル100mg	アステラス	100mg 100P	20
		抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	500mg 50T	4
		解熱鎮痛剤	ロキソニン錠60mg	第一三共	100T	20
		精神神経剤	メイラックス錠1mg	明治製菓	1mg 100T	1
		感冒剤	カフコデN配合錠	マイラン	1000T	1
		感冒剤	カフコデN配合錠	マイラン	100T	2
		解熱鎮痛剤	カロナール細粒20%	昭和薬科	100g	6
		消化器官剤	プリンペラン錠5	アステラス	500T	1
鎮けい剤		コリオパン錠10mg	エーザイ	10mg 100T	2	
止しゃ剤		ロペミンカプセル1mg	ヤンセン	1mg 100P	4	
利尿剤		ラシックス錠20mg	日医工	20mg 100T	2	
下剤		プルゼニド錠12mg	ノバルティス	12mg 1000T	1	
血管拡張剤		ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	20mg 100P	4	
不整脈剤		リスモダンカプセル100mg	サノフィアベンティス	100mg 100P	1	
ビタミン剤		ビタメジン配合カプセルB25	第一三共	1000P	1	
外用薬等		殺菌消毒剤	ステリクロン液5	健栄製薬	5% 500ml	10
		殺菌消毒剤	オキシドール	健栄製薬	500ml	5
		殺菌消毒剤	イソジン液10%	明治製菓	250ml	5
		殺菌消毒剤	消毒用エタノール	健栄製薬	500ml	40
		外用軟膏剤	フシジンレオ軟膏2%	第一三共	10g×10	5
	シップ剤	MS冷シップ	久光	10kg(100G*100)	1	
	含嗽剤	イソジンガーグル7%	明治製菓	30ml×50	4	
	点眼薬	サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×10	5	
	輸液セット	ニプロ 輸液セット ISA-100A	ニプロ	21Z 50本入	3	
	シリンジ	注射器 ニプロシリンジ DS 22G×1 1/4	ニプロ	20ml 22G 50本入	3	

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	フルマリン1gキット	塩野義	1g×10キット	30
	抗生物質製剤	トブラシン注60mg	ジェイドルフ	60mg 10A	6
	鎮痛剤	レパタン注0.2mg	大塚	0.2mg 10A	2
	止血剤	アドナ注(静脈用) 100mg	田辺製薬販売	100mg 20ml×50A	1
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5×50A	2
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	10×10A	5
	ホルモン剤	水溶性ハイドロコト注射液	日医工	500mg 5V	4
	局所麻酔剤	キシロカイン注ボリアンプ1%	アストラゼネカ	1% 10ml×10A	5
	昇圧剤	ノルアドレナリン注1mg	第一三共	1mg 1×10A	10
	輸液製剤	KN3号輸液 ソフトバッグ	大塚	200ml×20	3
	輸液製剤	KN3号輸液 ソフトバッグ	大塚	500ml×20	5
	輸液製剤	ラクテックG輸液 ソフトバッグ	大塚	500ml×20	5
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20×50A	2
	輸液製剤	大塚糖液 5% ソフトバッグ	大塚	500ml×20	5
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20×50A	2
	輸液製剤	大塚糖液 50% ソフトバッグ	大塚	200ml×20	5
	輸液製剤	ポタコールR輸液 ソフトバッグ	大塚	500ml×20	6
	輸液製剤	生理食塩液 ツイスト	大塚	20×50A	2
	輸液製剤	生理食塩液 ソフトバッグ	大塚	500ml×20	2
	解熱鎮痛剤	スルピリン注「ヒシマ」 25%	ニプロファーマ	25% 1×50A	1
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注5mg	シェリングプラウ	5mg 1×50A	1
	利尿剤	ラシックス注20mg	日医工	20mg 2×50A	1
	解毒剤	メイロン静注7%	大塚	7% 20×50A	1
	抗てんかん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1% 1×10A	1
内服薬	抗生物質製剤	フロモックス錠100mg	塩野義	100mg 100T	50
	抗生物質製剤	クラリス錠200mg	大正富山	200mg 100T	4
	抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	500mg 100T	3
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠25mg	ノバルティス	25mg 1000T	4
	精神神経用剤	メイラックス錠1mg	明治製菓	100T	2
	総合感冒剤	PL配合顆粒	塩野義	1g×1000包	1
	解熱鎮痛剤	カロナールシロップ2%	昭和薬品化工	500ml	16
	消化器官用剤	プリンペラン錠5mg	アステラス	5mg 500T	1
	鎮けい剤	ブスコパン錠10mg	日本ベーリンガー	10mg 1000T	1
	去痰薬	ムコダイン錠500mg	杏林	630T	1
	利尿剤	ラシックス錠20mg	サノフィアベンティス	20mg 100T	2
	下剤	ソルドール錠12mg	ジェイドルフ	12mg 1000T	1
	血管拡張剤	ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	20mg 100P	4
	不整脈剤	ミケラン錠5mg	大塚	5mg 500T	1
	ビタミン剤	ジセタミン錠25	高田	25mg 1000T	1
	降圧剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	700T	2
	降圧剤	ディオバン錠80mg	ノバルティス	140T	8
	降圧剤	タナトリル錠5mg	田辺三菱	100T	4
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィアベンティス	100T	4
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50mg	MSD	100T	7
	糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	キッセイ	100T	3
	抗血栓剤	パナルジン錠	サノフィアベンティス	100T	4
	抗血栓剤	プラビックス錠75mg	サノフィアベンティス	140T	3
	抗凝固剤	ブラザキサカプセル75mg	ベーリンガー	112cp	1
	抗てんかん剤	デパケンR錠200mg	協和発酵キリン	100T	5
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60mg	サノフィアベンティス	100T	2
	喘息・気管支拡張	シングレア錠10mg	MSD	100T	2
	喘息・気管支拡張	テオドール錠 100mg	田辺三菱	100T	1
	心疾患用剤	ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	100T	1
外用剤他	殺菌・消毒剤	5%マスキソ液	丸石	500ml	20
	殺菌・消毒剤	オキシドール消毒用液「マルイ」	丸石	500ml	10
	殺菌・消毒剤	イソジン液10%	明治製菓	250ml	10
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	丸石	500ml	80
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	シェリングプラウ	10g×10	10
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬	10kg	2
	心疾患用剤	フランドルテープ	アステラス	100枚	1
	喘息・気管支拡張	メブチンエア-10μg	大塚製薬	5ml×10本	4

	喘息・気管支拡張	アドエア100デイスカス28プリスタ	グラクソスクリン	287リスター×10キット	1
	喘息・気管支拡張	ホクナリンテープ2mg	アボット・ジャパン	70枚	2
	含嗽剤	イソジンガーゲル液7%	明治製菓	30ml×50	4
	点眼薬	サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×50	19
	輸液セット	輸液セットTIS-52	トップ	50入	6
	注射針	DS注射針22G1・1/4	トップ	100本	3
	シリンジ	プラシリンジ針なし	トップ	20ml×50	6

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	スルバシリン静注用 1.5g	明治製菓	1.5g×10V	3	
	抗生物質製剤	リアソフィン静注用	ケミックス	1g×10V	4	
	抗生物質製剤	セファゾリンNa点滴静注用1g バック「オーツカ」	大塚製菓	1g×10キット	1	
	抗生物質製剤	パニマイシン注射液 100mg	明治製菓	2ml×10A	2	
	鎮痛剤	レベタン注 0.2mg	大塚製菓	1ml×10A	2	
	止血剤	アドナ注 (静注用) 50mg	田辺製菓販売	10mL×50A	2	
	止血剤	トランサミン注 5%	第一三共	5ml×50A	1	
	強心剤	ハイフィリン注300mg 「フー」	扶桑薬品	2ml×50A	2	
	ホルモン剤	ソル・メルコート500	富士製菓工業	500mg 5V	2	
	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ 1%	アストラ・ゼネカ	10ml×10B	5	
	昇圧剤	アドレナリン注0.1%シリンジ 「テルモ」	テルモ	10本	4	
	輸液製剤	ソルデム 3A輸液	テルモ	500ml×20袋	2	
	輸液製剤	ソルデム 3A輸液	テルモ	200ml×30袋	2	
	輸液製剤	ラクテックG注 ソフトバック	大塚製菓	500ml×20	3	
	輸液製剤	大塚糖液 5% ソフトバック	大塚製菓	500ml×20	3	
	輸液製剤	大塚糖液 50% ソフトバック	大塚製菓	20ml×50A	2	
	輸液製剤	ソルASET F輸液	大塚製菓	500ml×20	1	
	輸液製剤	大塚生食注TN	大塚製菓	100ml×10	8	
	輸液製剤	大塚生食注 プラボトル入	大塚製菓	100ml×10	6	
	輸液製剤	大塚生食 広口開栓	大塚製菓	500mL×20B	4	
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト 0.9%	大塚製菓	20ml×50A	2	
	輸液製剤	大塚生食注 ソフトバック	大塚製菓	500ml×20	3	
	解熱鎮痛剤	メチロン注 25%	第一三共	1ml×50A	2	
	抗ヒスタミン剤	ハイスタミン注2mg	エーザイ	1ml×50A	2	
	利尿剤	ラシックス注 20mg	アベンティス	2ml×50A	2	
	解毒剤	メイロン静注 7%	大塚	20ml×50A	2	
	抗てんかん剤	フェノバル注100mg	第一三共	1ml×10A	2	
	糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	日本イイライリリー	10ml×1V	2	
	糖尿病用剤	ランタス注ソロスター	サノフィアベンティス	3ml×2本	1	
	糖尿病用剤	ノボラピッド注フレックスペン	ノボ	3ml×2キット	1	
内服薬	抗生物質製剤	フロモックス錠 100mg	塩野義製菓	500T	4	
	抗生物質製剤	クラリスロマイシン錠200「MEEK」	小林化工	100T	2	
	抗生物質製剤	クラリスロマイシン錠200「MEEK」	小林化工	500T	1	
	抗菌剤	クラビット錠 500mg	第一三共	100T	1	
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	エルメッドエーザイ	1000T	2	
	解熱鎮痛消炎剤	カロナール錠200	昭和薬化	100T	1	
	精神神経剤	デバス錠 0.5mg	田辺三菱製菓	1000T	1	
	総合感冒剤	PL配合顆粒	塩野義製菓	1g×1000	2	
	鎮咳・去痰剤	カロナール細粒20%	昭和薬品化工	100g	1	
	鎮咳・去痰剤	フスタゾール糖衣錠 10mg	田辺三菱	1000T	1	
	消化器官用剤	ナウゼリン錠 10mg	協和発酵キリン	100T	1	
	消化器官用剤	プリンペラン錠 5mg	アステラス製菓	1000T	1	
	鎮けい剤	ブスコパン錠10mg	ベーリンガー	100T	2	
	止しゃ剤・整腸剤	ロベミンカプセル 1mg	ヤンセンファーマ	100cap	2	
	利尿剤	ラシックス錠20mg	サノフィアベンティス	100T	2	
	下剤	プルゼニド錠12mg	ノバルティス	1000T	2	
	血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	エーザイ	100T	1	
	不整脈剤	インデラル錠10mg	アストラ・ゼネカ	120T	1	
	ビタミン剤	ビタミンCカプセルB25	第一三共	1000P	2	
	降圧剤	アムロジピンOD錠5mg	MeijiSeikaファルマ	700T	1	
	降圧剤	ディオバン錠80mg	ノバルティス	140T	2	
	降圧剤	タナトリル錠5mg	田辺三菱	280T	1	
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィアベンティス	100T	1	
	糖尿病用剤	アマリール錠1mg	サノフィアベンティス	100T	1	
	糖尿病用剤	ベイスンOD錠0.2	武田薬品	100T	1	
	抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	バ イエル	700T	1	
	抗血栓剤	プレタールOD錠100mg	大塚	100T	1	
	喘息・気管支拡張	シングレア錠10mg	MSD	100T	1	
	喘息・気管支拡張	テオドール錠 100mg	田辺三菱	100T	1	
	外用剤他	殺菌・消毒剤	ヒビテン液 5%	大日本住友	500ml	4
		殺菌・消毒剤	ヘキザック水R 0.05%	吉田製菓	500ml	10

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
	殺菌・消毒剤	テキサント消毒液 6%	シオエ製薬	500g	1
	殺菌・消毒剤	ネグミン液 10%	マイラン製薬	250ml	20
	殺菌・消毒剤	エコ消エタP	吉田製薬	500ml	20
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	MSD	10g×10	1
	シップ剤	ケトプロフェンテープ 20mg	日医工	350枚入(7×50袋)	2
	含嗽剤	イソジンガーグル7%	明治製菓	30ml×50	1
	目薬	クラビット点眼液 0.5%	参天製薬	5ml×50	2
	輸液セット	輸液セット TI-U250P07	テルモ	50本	3
	シリンジ	D S シリンジ 20ML 22G1 1/4	JMS	50本 JS-S20S2232	3
	喘息・気管支拡張	メブチンエア-10μg	大塚製薬	5ml×10本	1

⑧<保管場所> 海陽町立**海南病院** 海部郡海陽町四方原字広谷16-1 Tel.0884-73-1355

平成26年1月1日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	輸液製剤	大塚糖液5% ソフトバック	大塚製薬	500ml×20	5
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	200ml×20	5
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	500ml×20	5
	輸液製剤	ヴィーンD	興和創薬	500ml×20	5
	輸液製剤	大塚生食注	大塚製薬	500ml×20	5
	抗生物質	スルペラゾン静注用1g	ファイザー	10V入	15
	抗生物質	硫酸アミカシン注射液100mg	日医工	10A入	5
	外用剤他	殺菌・消毒剤	ベンクロジド5%液	マイラン	500ml
殺菌・消毒剤		オキシドール	丸石	500ml	8
殺菌・消毒剤		ポピラール液 10%	丸石	250ml	8
殺菌・消毒剤		消毒用エタノール	丸石	500ml	30
輸液セット		輸液セット NIA-20IE・00Z PVC フィー	JMS	25本入	6
シリンジ		プラスチックシリンジ 5ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	トップ	100本入	2
シリンジ		プラスチックシリンジ 20ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	トップ	50本入	2
注射針		注射針 18G×1 1/2	トップ	100本入	2
注射針		注射針 22G×1 1/4	トップ	100本入	1

⑨<保管場所> 南部総合県民局**美波庁舎** 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 Tel.0884-74-7343

平成26年1月1日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	輸液製剤	大塚糖液5% ソフトバック	大塚製薬	500ml×20	5
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	200ml×20	4
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	500ml×20	5
	輸液製剤	ヴィーンD	興和創薬	500ml×20	5
	輸液製剤	大塚生食注	大塚製薬	500ml×20	5
	抗生物質	スルペラゾン静注用1g	ファイザー	10V入	11
	抗生物質	硫酸アミカシン注射液100mg	日医工	10A入	5
	外用剤他	殺菌・消毒剤	ベンクロジド5%液	マイラン	500ml
殺菌・消毒剤		オキシドール	丸石	500ml	8
殺菌・消毒剤		ポピラール液 10%	丸石	250ml	8
殺菌・消毒剤		消毒用エタノール	丸石	500ml	30
輸液セット		輸液セット JY-ND323CN(知管 針付 21G)	JMS	50本入	3
シリンジ		プラスチックシリンジ 5ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	トップ	100本入	2
シリンジ		プラスチックシリンジ 20ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	トップ	50本入	2
注射針		注射針 18G×1 1/2	トップ	100本入	2
注射針		注射針 22G×1 1/4	トップ	100本入	1

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	硫酸アミカシン	日医工	100mg×10V	5	
	抗生物質製剤	セファメジンα注射用1g	アステラス	1g×10V	5	
	輸液製剤	大塚糖液5% ソフトバッグ	大塚製薬	500ml×20	5	
	輸液製剤	大塚生食注	大塚製薬	500ml×20	5	
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	200ml×20	5	
	輸液製剤	ソリタT3	味の素ファルマ	500ml×20	5	
	輸液製剤	ヴィーンD	興和創薬	500ml×20	5	
	外用剤他	殺菌・消毒剤	ベンクロジド5%液	マイラン	500ml	16
		殺菌・消毒剤	オキシドール	大洋製薬	500ml	16
殺菌・消毒剤		ポピラール液	丸石	250ml	8	
殺菌・消毒剤		消毒用エタノール	丸石	500ml	30	
輸液セット		輸液セット JY-ND323CN(カ管 針付 21G)	JMS	50本入	6	
翼状針		翼付針 22G×3/4"	ニプロ	50本入	1	
シリンジ(針なし)		プラスチックシリンジ 2.5ml 特浦 塑膠注射	トップ	100本入	1	
シリンジ(針なし)		プラスチックシリンジ 10ml 特浦 塑膠注射	トップ	100本入	1	
シリンジ(針つき)		プラスチックシリンジ 20ml 特浦 塑膠注射	トップ	50本入	2	
注射針		注射針 18G×1 1/2	トップ	100本入	3	
注射針		注射針 22G×1 1/2	トップ	100本入	1	
衛生材料		伸縮包帯	サマテール	9m×5cm×10巻	10	
衛生材料		脱脂綿		細片切4cm×4cm 500g	20	
衛生材料		ガーゼ		30×30mm×300枚	10	
衛生材料		救急絆創膏	日進医療器	19mm×72mm×100枚	10	
輸送箱		キャリーケース	アルミニウム製	幅520×奥360×高350mm	2	



分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	セフトジジム静注用1g「マイラン」	マイラン製薬	1g×10V	5
	抗生物質製剤	フルマリンキット静注用1g	塩野義	1g×10キット	1
	抗生物質製剤	セフトリリンNa点滴静注用1g「バグ」	大塚製薬	1g×10キット	9
	鎮痛剤	レペタン注	大塚製薬	0.2mg×10A	2
	止血剤	アドナ注50mg	田辺製薬販売	50mg 10ml×50A	3
	局所麻酔剤	キシロカインボリアンブ 1%	アストラセ 初	1% 10ml×10A	1
	昇圧剤	ボスミン注	第一三共	1mg 1ml×20A	1
	輸液製剤	KN 3号輸液 ソフトバグ	大塚製薬	500ml×20B	3
	輸液製剤	ラクテックG注 ソフトバグ	大塚製薬	500ml×20B	3
	輸液製剤	大塚糖液20% ツイスト	大塚製薬	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト	大塚製薬	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚生食注 プラ	大塚製薬	500ml×30B	2
	解毒剤	メイロン静注	大塚製薬	7% 20ml×50A	1
	冠動脈拡張剤	ニトロール注5mg	エーザイ	5mg 10ml×10A	1
	βブロッカー	インデラル注2mg	大日本住友	2mg 2ml×10A	1
	不整脈剤	リドカイン静注用2%シリンジ	テルモ	2% 5ml×10筒	1
	鎮痙剤	ブスコパン注射液	ベーリンガー	20mg 1ml×50A	1
	副交感神経抑制剤	アトロピン注0.05%シリンジ	テルモ	0.05% 1ml×10筒	5
	抗糖尿病インスリン	ヒューマリンR注100単位/ml	日本イリリ	100単位 10ml×1V	5
	糖尿病用剤	ランタス注ソロスター	サノフィ・アベンティス	3mL×2本	5
	糖尿病用剤	ヒューマログ注ミリオペン	イーライリリー	3mL×2本	5
抗てんかん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1ml×50A	1	
利尿剤	ラシックス注20mg	サノフィ	2ml×50A	1	
内服薬	抗生物質製剤	フロモックス錠100mg	塩野義	100mg×500T	1
	抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	500mg×100T	1
	Ca拮抗剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	5mg×700T	1
	精神安定剤	デパス錠0.5mg	田辺三菱	0.5mg×500T	1
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィ・アベンティス	2.5mg×100T	1
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィ・アベンティス	2.5mg×500T	1
	糖尿病用剤	ベイスンOD錠0.2	武田薬品	0.2mg×100T	4
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50mg	MSD	50mg×100T	2
	抗血栓剤	バイアスピリン錠	バイエル	500T	1
	抗血栓剤	パナルジン錠	サノフィ・アベンティス	100T	2
	抗血栓剤	プラザキサカプセル75mg	ベーリンガー	75mg×112cp	1
	喘息・気管支拡張	シングレア錠10mg	MSD	10mg×100T	2
	喘息・気管支拡張	ユニフィルLA錠200mg	大塚	200mg×100T	2
	外用剤他	殺菌・消毒剤	オキシドール	ヨシダ	500ml
殺菌・消毒剤		ネグミン液10%	マイラン	250ml	5
抗生物質軟膏		リンデロンVG軟膏0.12%	塩野義	5g×10本	5
喘息・気管支拡張		メブチンエア-10μg	大塚製薬	5ml×10本	5
喘息・気管支拡張		アドエア100ディスカス60プリスタ	グラクソスミスクライン	60プリスター×10キット	1
喘息・気管支拡張		ホクナリンテープ2mg	アボット・ジャパン	70枚	2
表面局所麻酔剤		キシロカインソフスプレー8%	アストラセ 初	8% 80g×1本	5
湿布剤		カトレップパップ70mg	大日本住友	5枚/袋 100袋	1
輸液セット		輸液セット(TIS3-026W)	トップ	50入	5
シリンジ		シリンジ(針なし) SS20ESZ	テルモ	20ml×50個	5
注射針		ディスポ注射針 フローマックス	ニプロ	18G×1 1/2RB 100本	1
注射針		ディスポ注射針 フローマックス	ニプロ	22G×1 1/2RB 100本	2

東日本大震災による、余剰医薬品（更新はしない）

注射薬	抗プラスミン剤	トランサミン注5%	第一三共	5ml×50A	1
	局所麻酔剤	キシロカインボリアンブ 1%	アストラセ 初	1% 10ml×10A	4
	副交感神経抑制剤	アトロピン注0.05%シリンジ	テルモ	0.05% 1ml×10筒	1
	輸液製剤	大塚糖液5%	大塚製薬	20ml×50A	1
	輸液製剤	大塚糖液5%	大塚製薬	500ml×20A	2
内服薬	Ca拮抗剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	5mg×700T	1
外用剤他	含嗽剤	イソジンガーゲル液7%	明治製菓	30ml×50	1
	抗生物質軟膏	ゲンタシン軟膏0.1%	MSD	10g×10本	5

2 防疫用薬剤及び衛生材料

防 疫 用 薬 剤		
逆 性 石 鹼 液	5 0 0 ml	5, 5 0 0 本
衛 生 材 料		
品 名	規 格	数 量
ガ ー ゼ	1 0 m	2 7 5 個
脱 脂 綿	1 0 0 g	1 3 7 0 個
伸 縮 包 帯	6 2 mm × 4 m	6 8 5 個
救 急 絆 創 膏	1 9 mm × 7 2 mm × 1 0 0 枚	1 3 7 個
三 角 巾	9 0 mm × 9 0 mm × 1 3 0 cm	2 7 5 個
骨 折 セ ッ ト		8 セ ッ ト

(備蓄場所 1 0 カ所の合計量)

## 9 - 9 災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における人命救助に万全を期するため、災害時緊急医薬品等（以下「医薬品等」という。）を確保するとともに、その円滑な供給を図るため必要な事項を定めるものとする。

(医薬品等の備蓄)

第2条 県は、災害時において必要な医薬品等を県内に備蓄するものとする。

また、県は、医薬品等を確保するため、徳島県医薬品卸業協会（以下「卸業協会」という。）に県が指定する一定量の医薬品等の備蓄及び供給に関し、協力を得るものとする。

2 前項に定める医薬品等は、次のとおりとする。

(1) 種類

ア 防疫用薬剤

イ 衛生材料

ウ 医薬品

(2) 品目及び数量

別表1に掲げるとおり

(指定備蓄者)

第3条 県は、卸業協会が推薦した者のうちから、医薬品を備蓄する者（以下「指定備蓄者」という。）を指定し、保管管理を委託するものとする。

2 指定備蓄者は、その管理責任者を定めるものとする。

(備蓄場所)

第4条 防疫用薬剤及び衛生材料については、保健所、鳴門及び小松島県民サービスセンター、南部総合県民局阿南庁舎及び徳島県薬学会館の10ヶ所に備蓄し、医薬品については、南部総合県民局美波庁舎、県立防災センター、県立中央病院、海南病院及び指定備蓄者の営業所等の計11ヶ所に備蓄するものとする。

(保管管理)

第5条 指定備蓄者は、医薬品を良好な状態で、かつ、ランニング備蓄で保管管理するものとする。

2 指定備蓄者は、医薬品を供給したときは、県と協議の上で速やかに医薬品を補てんするものとする。

(供給要請等)

第6条 県は、災害の発生に際し、医薬品等の供給の必要があると認められるとき、又は市町村、関係医療機関等からの要請があったときは、災害時医薬品等供給要請書（様式1）により卸業協会に対し、供給の要請を行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合等においては、口頭により要請できるものとする。

- 2 指定備蓄者は、速やかに県が指定する場所に医薬品を供給しなければならない。  
この場合、必要により緊急輸送車両の確認を得ることができる。ただし、道路閉鎖等の理由により、県が指定する場所に供給することが困難なときは、これを県に依頼することができる。
- 3 指定備蓄者は、医薬品を供給したときは、災害時医薬品等供給報告書（様式2）を、速やかに卸業協会を経由して知事に提出するものとする。

（医薬品等の代価の支弁）

第7条 供給を受けた医薬品等の代価の支弁については、原則として、供給を要請した県、市町村、又は関係医療機関が負担するものとする。

（委託料）

第8条 医薬品の備蓄供給業務にかかる委託料を、県の予算の範囲で支払うものとする。

（備蓄状況報告）

第9条 指定備蓄者は、毎年9月30日及び3月31日現在における医薬品の備蓄状況について災害時医薬品等備蓄状況報告書（様式3）を知事と卸業協会に提出するものとする。

（廃止等の届出）

第10条 指定備蓄者は、医薬品の品目を変更し、若しくは備蓄場所を廃止若しくは移転し、又は指定備蓄者の名称を変更しようとするときは、あらかじめ卸業協会を経由して県の承認を得るものとする。

（備蓄状況調査）

第11条 県は、必要に応じて指定備蓄者の備蓄状況を調査できるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から適用する。

この要綱は、平成14年6月6日から適用する。

この要綱は、平成19年8月29日から適用する。

この要領は、平成20年8月20日から適用する。

1 防疫用薬剤

品名	規格	数量
逆性石鹼液	500ml	5500本

2 衛生材料

品名	規格	数量
ガーゼ	10m	275
脱脂綿	100g	1370
伸縮包帯	62mm×4m	685
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚	137
三角巾	90mm×90mm×130cm	275
骨折セット		8セット

3 医薬品

効能別分類	医薬品			包装単位容量	数量
	名称	用法	種類		
殺菌消毒剤	ビビテン、オキシドール等	外用	12	250ml	81
				500ml	749
抗生物質製剤	トロミン、モダシン注等	内服	5	100錠	147
				500錠	22
				注射	11
		10アンプル	38		
		10キット	10		
		外用	4	5g	50
10g	470				
抗 菌 剤	タリビット等	内服	3	50錠	8
				100錠	19
				500錠	5
				1000錠	2
鎮 痛 剤	レペタン注等	注射	2	10アンプル	13
解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン、メチロン注等	内服	4	100錠	80
				1000錠	13
				500ml	16
		注射	2	50アンプル	9
湿 布 剤		外用	2	10kg	13
止 血 剤	アドナ注等	注射	4	10アンプル	14
				50アンプル	17
精神神経用剤	デパス等	内服	5	100錠	11
				500錠	1
抗てんかん剤	フェノバル	注射	1	10アンプル	9
				50アンプル	1
抗ヒスタミン剤	ポララミン等	注射	3	50アンプル	9
強 心 剤	ネオフィリン等	注射	3	10アンプル	6
				50アンプル	4

利尿剤	ラシックス	内服	1	100錠	17
		注射	1	50アンプル	9
ホルモン剤	サクシゾン等	注射	3	5バイアル	17
				10アンプル	14
局所麻酔剤	塩酸リドカイン	注射	2	10バイアル	26
		外用	1	1本	5
昇圧剤	ボスミン等	注射	2	10アンプル	40
				20アンプル	7
血管拡張剤	ニトロールR等	内服	3	100錠	32
				700錠	1
		注射	1	10アンプル	1
不整脈用剤	インデラル、ミケラン等	内服	3	120錠	23
				500錠	1
				100カプセル	2
		注射	2	10アンプル	2
解毒剤	メイロン等	注射	2	50アンプル	10
総合感冒薬	ピーエイ等	内服	3	100錠	4
				1000錠	10
うがい薬	イソジンガーグル等	外用	2	50ボトル	33
鎮咳去たん薬	LLシロップ等	内服	3	500ml	33
喘息・気管支拡張剤	メプチンエアー10 $\mu$ g	外用	1	10本	5
消化器官用薬	プリンペラン等	内服	2	100錠	10
				500錠	4
				1000錠	3
鎮けい薬	ブスコパン等	内服	4	100錠	13
				1000錠	2
		注射	2	10A	1
				50A	1
止しゃ・整腸剤	ロペミン等	内服	4	100錠	29
				500カプセル	1
下剤	プルゼニド等	内服	3	1000錠	9
目薬	サンコバ等	外用	3	5ml $\times$ 10本	10
				5ml $\times$ 50本	43
ビタミン剤	アリナミンF等	内服	5	1000錠	9
輸液製剤	ブドウ糖液、生理食塩水等	注射	14	20ml	1,450
				100ml	260
				200ml	1,140
				500ml	3,870
副交感神経遮断剤	硫酸アトロピン	注射	1	10アンプル	5
血糖降下剤	ダオニール錠2.5、インスリン	内服	1	100錠	1
		注射	1	10ml	2

(様式1)

平成 年 月 日

徳島県医薬品卸業協会長 殿

徳 島 県 知 事

## 災害時医薬品等供給要請書

備蓄中の災害時医薬品等の供給を次のとおり申請します。

1 供 給 先

2 供給品目及び数量

品 目	規 格	数 量	備 考

(注) 供給先の案内図を添付すること。

(様式2)

平成 年 月 日

徳島県知事 殿  
徳島県医薬品卸業協会長 殿

所在地

名称

責任者名

印

### 災害時医薬品等供給報告書

備蓄中の災害時医薬品等を次のとおり供給をしましたので報告します。

1 供給先

2 供給年月日

2 供給品目及び数量

品目	規格	数量	備考



(様式3)

平成 年 月 日

徳島県知事 殿  
徳島県医薬品卸業協会長 殿

所在地  
名称  
責任者名

印

### 災害時医薬品等備蓄状況報告書

災害時医薬品等の備蓄状況は平成 年 月 日現在、次のとおりです。

備蓄場所

品目	規格	数量	有効期限	備考

## 9-10 災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県医薬品卸業協会会長浅尾健一（以下「乙」という。）とは、災害時医薬品等備蓄供給実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （医薬品等の範囲）

第1 この協定における医薬品等とは、要綱別表1に掲げるものをいう。

### （要 請）

第2 甲は、医薬品等の確保を図るため、乙に対し、要綱第3条の規定による指定備蓄者（以下「指定備蓄者」という。）が備蓄し、又は保有する医薬品等の供給を要請することができる。

### （要請の方法）

第3 甲は、医薬品等の供給の要請を乙に文書により行うものとする。ただし、文書により要請する時間のないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、第4に規定する措置を取るものとする。

### （医薬品等の供給）

第4 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

2 乙は、前項の医薬品等の供給の処理状況について、甲に連絡するものとする。

### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認の上、引き取るものとする。

### （価 格）

第6 医薬品等の価格は、災害時発生前の平常時に通常取引されている価格とする。

また、指定備蓄業者の医薬品等の搬送に係る実費及び緊急に調達された医薬品等については、甲は、その実費を負担するものとする。

### （代金の支払）

第7 甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに指定備蓄者に支払うものとする。

### （有効期間）

第8 甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、この協定の効力は、継続する。

(協 議)

第9 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月6日

甲 徳島県

徳島県知事 大田 正

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58

徳島県医薬品卸業協会  
会 長 浅尾 健一

## 9-11 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力

(7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成16年11月1日から平成21年10月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされ

ないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成6年6月1日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成16年11月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人 徳島県医師会  
会長 中 川 利 一

## 9-12 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という）と社団法人徳島県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県において大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

### （災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

### （業務）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

### （指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

### （施術費）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

### （費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う災害支援活動にかかる次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
- (3) 災害支援班員が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の例による。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目90-1  
社団法人徳島県柔道整復師会  
会長 青 山 郁 雄



## 大規模災害時における災害支援活動に関する覚書

徳島県保健福祉部長三木章男（以下「甲」という。）と社団法人徳島県柔道整復師会会長青山郁雄とは、平成17年9月26日徳島県と徳島県柔道整復師会とが締結した「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に対して行う協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

第2条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送、通信の確保等、災害支援活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県  
保健福祉部長

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目90-1  
社団法人徳島県柔道整復師会  
会長

### 9-13 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という）と徳島県接骨師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、徳島県において大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

#### （災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

#### （業務）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

#### （指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

#### （連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

#### （施術費）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

#### （費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う災害支援活動にかかる次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
- (3) 災害支援班員が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の例による。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目5番地  
徳島県接骨師会  
会長

## 大規模災害時における災害支援活動に関する覚書

徳島県保健福祉部長三木章男（以下「甲」という。）と徳島県接骨師会会長篠原敏夫とは、平成17年9月26日徳島県と徳島県接骨師会とが締結した「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に対して行う協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

第2条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送、通信の確保等、災害支援活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県  
保健福祉部長

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目5番地  
徳島県接骨師会会長

#### 9-14 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県理学療法士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

##### （災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編制、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

##### （業務）

第3条 災害支援班の業務は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定された業務とする。

##### （指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

##### （連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

##### （医療費等）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

##### （費用弁償等）

第7条 この協定による災害支援班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した衛生材料等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原

因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細則）

第8条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島市上八万町西山910  
一般社団法人徳島県理学療法士会  
会 長 中村武司

## 9-15 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県作業療法士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編制、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定された業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（医療費等）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による災害支援班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した衛生材料等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原

因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細則）

第8条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島市大原町大神子19  
一般社団法人徳島県作業療法士会  
会 長 岩佐英志



## 9-16 災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時における薬剤師の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づく医療救護活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （派遣要請）

第2条 甲は、医療救護活動に伴う服薬指導及び医薬品の管理等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品の集積所等に派遣するものとする。

3 第1項の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、口頭をもって行うことができる。

### （薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班は、甲又は市町村が設置する医療救護所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）医療救護所における服薬指導及び調剤

（2）医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理

### （指揮命令）

第4条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （医薬品の備蓄・輸送）

第5条 薬剤師班は、原則として甲が提供する医薬品等を使用するものとする。

2 医薬品等の輸送は、原則として甲が指定する者が行うものとする。

### （費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

（2）薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目協定)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成19年2月13日から平成24年2月12日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58番地  
社団法人徳島県薬剤師会

会 長 南 博

## 9-17 災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する歯科医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等
- (3) 連絡要員

### （歯科医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成、派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

### （歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

### （業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他医療救護に関すること

### （指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

### （医療費等）

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療費は無料とする。

2 後方支援施設における医療費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、郡市歯科医師会に対し、歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者(債務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月7日から平成25年2月6日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 2 月 7 日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番65号

社 団 法 人 徳島県歯科医師会

会 長

## 9-18 災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、看護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

### （医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し看護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により看護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により看護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

### （看護班の活動場所）

第4条 看護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

### （看護班の業務）

第5条 看護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者の避難所等における応急看護及び看護

（2）その他必要な事項

### （指揮命令）

第6条 看護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （看護班の輸送等）

第7条 甲は、看護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

### （医薬品等の供給）

第8条 現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該看護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の管理者が必要な措置を講ずる。

### （報告）

第9条 乙は、派遣した看護班の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故等が発生したときは、甲に報告する。

### （費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した看護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

（1）看護班の派遣に要する費用

（2）医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第10条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月12日から平成25年2月11日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目329番地18

社 団 法 人 徳島県看護協会

会 長

## 9 - 1 9 災害時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

### （助産師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに助産師を派遣し、甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

### （助産師の業務）

第3条 乙が派遣する助産師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦に対するケア及び保健指導
- (2) 分娩の介助
- (3) じょく婦及び乳幼児に対するケア及び保健指導
- (4) その他必要な事項

### （指揮命令）

第4条 この協定に基づき助産師が行う医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （助産師の移動手段）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について、必要な措置を講ずる。

### （医薬品等の供給）

第6条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

### （費用弁償等）

第7条 この協定による助産師の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した医薬品等実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（期間）

第10条 この協定書の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月11日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市沖浜東3丁目71  
一般社団法人徳島県助産師会  
会長 小島泰代



## 9-20 徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（災害時等）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害時等において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 乙が、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県  
徳島県病院事業管理者 塩谷泰一

## 9 - 2 1 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 日本赤十字社徳島県支部（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

- 6 甲は、乙が実施する医療救護活動については、日本赤十字社の特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。

(医療救護班の活動場所)

- 第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

- 第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

- 第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

- 第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。
- 2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

- 第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。
- 2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。
- 3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。
- 4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」と

いう。)を締結している病院について、災害救助法(昭和22年法律第118条)第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

支 部 長 飯 泉 嘉 門

代理人

徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

事 務 局 長

## 9-22 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 健康保険鳴門病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### （災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

### （災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。



(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地1  
健康保険鳴門病院  
院長

### 9-23 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 麻植協同病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

#### （災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

#### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
  - (1) 医師 1名
  - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県吉野川市鴨島町鴨島252番地  
麻植協同病院  
院長

## 9-24 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1  
つるぎ町立半田病院  
病院事業管理者

## 9-25 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 海陽町立海南病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### （災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

### （災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
  - (1) 医師 1名
  - (2) 看護師 2名



(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づき契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷16番地1  
海陽町立海南病院  
院長

## 9 - 2 6 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 阿南医師会中央病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### （責務）

第2条 乙は、地域の中核的病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間及び他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

### （主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づき契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県阿南市宝田町川原2番地  
阿南医師会中央病院  
院長

## 9-27 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と阿南共栄病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### （災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

### （災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36番地  
阿南共栄病院  
院長 三宮 建治



## 9-28 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 徳島大学病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
  - (1) 医師 1名
  - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地1  
徳島大学病院  
病院長 安井夏生

## 9-29 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 徳島市民病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
  - (1) 医師 1名
  - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地  
徳島市民病院  
徳島市病院事業管理者 露口 勝

## 9-30 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と田岡病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費(日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費)については、徳島県災害救助法施行細則(昭和38.6.4徳島県規則第37号)の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約(以下「契約」という。)を締結している病院について、災害救助法(昭和22年法律第118号)第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。



(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市万代町4丁目2番地2  
医療法人倚山会 田岡病院  
院長 吉岡一夫

## 9-31 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とホウエツ病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### （災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

### （災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費(日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費)については、徳島県災害救助法施行細則(昭和38.6.4徳島県規則第37号)の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約(以下「契約」という。)を締結している病院について、災害救助法(昭和22年法律第118号)第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3  
医療法人芳越会 ホウエツ病院  
院長 林 秀 樹

## 9-32 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とJA徳島厚生連阿波病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下190-1  
JA徳島厚生連 阿波病院  
院長 藤原晴夫

### 9-33 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と那賀町立上那賀病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名



(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県那賀郡那賀町小浜137-1  
那賀町立上那賀病院  
院長 鬼頭 秀樹

## 9-34 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と三好市国民健康保険市立三野病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県三好市三野町芝生1270番地30  
三好市国民健康保険 市立三野病院  
院長 中西嘉巳

## 9-35 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1  
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター  
院長 長瀬 教夫



## 9-36 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構徳島病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県吉野川市鴨島町敷地1354番地  
独立行政法人国立病院機構 徳島病院  
院長 足立克仁

## 9-37 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島県（以下「乙」という。）とは、徳島DMAT運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島DMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島DMATの出動が可能と判断したときには、徳島DMATを出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

第4条 徳島DMATは次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島DMATは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島DMATの活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島DMA Tの待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島DMA Tの出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳 島 県  
徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

乙 徳 島 県  
徳島県病院事業管理者 塩 谷 泰 一

## 9-38 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、日本赤十字社徳島県支部長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

- 第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

### （災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規

定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

支 部 長 飯 泉 嘉 門

代理人

徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

事 務 局 長 三 木 章 男

## 9-39 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、健康保険鳴門病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一



義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

健康保険鳴門病院

院 長 増 田 和 彦

## 9-40 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、阿南医師会中央病院長（以下「乙」という。）とは、徳島DMAT運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島DMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島DMATの出動が可能と判断したときには、徳島DMATを出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

第4条 徳島DMATは次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（城内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島DMATは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島DMATの活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATの隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島DMATの待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATの隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島DMATの出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳 島 県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県阿南市宝田町川原2番地  
阿南医師会中央病院  
院 長 澤 田 誠 三

## 9 - 4 1 災害派遣医療チーム (DMAT) の出動に関する協定書

徳島県 (以下「甲」という。) と、徳島大学病院長 (以下「乙」という。) とは、徳島 DMAT 運用計画 (以下「運用計画」という。) 第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### (派遣要請等)

- 第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### (指揮命令系統等)

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### (活動)

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと (現場活動)
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと (城内搬送)
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと (病院支援)
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。(広域医療搬送)
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### (費用弁償等)

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等 (以下「要請元」という。) からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地1

徳島大学病院

病 院 長 香 川 征

## 9 - 4 2 災害派遣医療チーム (DMAT) の出動に関する協定書

徳島県知事 (以下「甲」という。) と、J A徳島厚生連麻植協同病院長 (以下「乙」という。) とは、徳島 DMAT 運用計画 (以下「運用計画」という。) 第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### (派遣要請等)

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### (指揮命令系統等)

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### (活動)

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと (現場活動)

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと (域内搬送)

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと (病院支援)

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。(広域医療搬送)

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### (費用弁償等)

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等 (以下「要請元」という。) からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月 4日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県吉野川市鳴島町鳴島252

J A徳島厚生連 麻植協同病院

院 長 橋 本 寛 文

### 9 - 4 3 災害派遣医療チーム (DMAT) の出動に関する協定書

徳島県知事 (以下「甲」という。) と、医療法人 倚山会 田岡病院長 (以下「乙」という。) とは、徳島 DMAT 運用計画 (以下「運用計画」という。) 第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

#### (派遣要請等)

第 2 条 甲は、徳島 DMAT 運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

#### (指揮命令系統等)

第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

#### (活動)

第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと (現場活動)

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと (城内搬送)

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと (病院支援)

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。(広域医療搬送)

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

#### (費用弁償等)

第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等 (以下「要請元」という。) からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一



義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 9月 9日

甲 徳島県  
徳島県知事

乙 徳島県徳島市万代町4丁目2-2  
医療法人倚山会 田岡病院  
院長

## 9-44 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月19日

甲 徳 島 県  
徳 島 県 知 事

乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1  
つるぎ町立半田病院  
病院事業管理者

## 9-45 災害派遣医療チーム (DMAT) の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島市民病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

- 第 2 条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
  - 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
  - 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

- 第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

- 第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
  - (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
  - (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

- 第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
  - (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月19日

甲 徳 島 県  
徳 島 県 知 事

乙 徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地  
徳島市民病院  
徳島市病院事業管理者

## 9-46 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県知事（以下「甲」という。）と、徳島県厚生農業協同組合連合会阿南共栄病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、徳島 DMAT 運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

### （指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

### （活動）

第4条 徳島 DMAT は、次の活動を行うものとする。

（1）消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

（2）被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

（3）災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は、徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

### （費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

（1）乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

（2）前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため、損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 6月 7日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36番地

徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南共栄病院

院 長 三宮 建治

## 9-47 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部（以下「乙」という。）は、徳島県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めるときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 徳島県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 徳島県以外における災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

### （医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち、乙の会員会社が所有する医療ガス等とする。

- (1) 医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス
- (2) 医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等

### （要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

- 2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員会社が所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

- 2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

### （価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （引渡し）

第6条 医療ガス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガス等の搬送は甲又は乙の指定する者が行うものとする。

- 2 乙は、甲の要請により会員会社に車両等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣及び車両通行許可証の交付等を依頼できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲は、甲の指定する引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引渡しを受けるものとする。  
ただし、県外への搬送を要請した場合は除く。

### （連絡責任者及び連絡方法等）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は徳島県保健福祉部業務課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部長をそれぞれ指定するものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡がとれない場合に備えて、あらかじ



め第3条第2項の要請経路に基づいて協議し、定めておくものとする。

3 乙は、前項の要請経路（連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網）について、年1回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。

4 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡し合えるものを選定するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡員の派遣）

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により、乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

（連絡協議会への参加）

第10条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市瀬田町1-7-4  
一般社団法人徳島県医療ガス協会  
四国地域本部医療ガス部門 徳島県支部

支 部 長

9-48 防疫用機材保有数

平成24年4月1日現在

市町村名	動力噴霧機				電動 噴霧機	電動 煙霧機	車載 煙霧機	背負式 噴霧機	肩掛式 噴霧機	手動 噴霧機
	粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
徳島市	0	6	0	0	1	0	0	0	5	0
鳴門市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
小松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿南市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
吉野川市	11	3	0	0	3	0	(3)	11	(3)	2
阿波市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
美馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三好市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
市計	11	11	0	0	5	0	3	11	19	2
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
神山町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
那賀町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
牟岐町	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
美波町	0	0	0	0	11	0	0	0	0	6
海陽町	0	0	0	0	1	0	0	0	2	10
松茂町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
板野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上板町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つるぎ町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	5	0	0	12	0	0	5	5	19
合計	11	16	0	0	17	0	3	16	24	21

※( )は再掲

9-49 難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧

平成24年6月11日現在

圏域	医療機関	院長	所在地	電話番号	備考
東部1	徳島大学病院	安井 夏生	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111	協力病院
	健康保険鳴門病院	荒瀬 誠治	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011	協力病院
	徳島市民病院	惣中 康秀	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121	協力病院
	徳島県立中央病院	永井 雅巳	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151	協力病院
	伊月病院	西田 善彦	徳島市徳島町2丁目54	088-622-1117	協力病院
	博愛記念病院	田中 通博	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166	協力病院
東部2	国立病院機構徳島病院	足立 克仁	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	拠点病院
	麻植協同病院	橋本 寛文	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101	協力病院
南部1	徳島赤十字病院	日浅 芳一	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	協力病院
	阿南共栄病院	三宮 建治	阿南市羽ノ浦町大字中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131	協力病院
南部2	徳島県立海部病院	坂東 弘康	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1	0884-72-1166	協力病院
西部1	つるぎ町立半田病院	沖津 修	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145	協力病院
西部2	徳島県立三好病院	余喜多 史郎	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131	協力病院
	三好市国民健康保険市立三野病院	中西 嘉巳	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323	協力病院

## 9-50 火葬場一覧表

平成24年4月1日現在

名 称	設 置 者	所 在 地	炉数	管轄保健所
徳島市立葬斎場 088-665-0429	徳島市（住民課） 088-621-5132	徳島市川内町鈴江西92	10	徳島
徳島行道株式会社 088-631-0430	徳島行道株式会社 088-652-2867	徳島市不動西町2丁目 1525	4	徳島
鳴門市火葬場 088-686-3065	鳴門市（市民課） 088-684-1135	鳴門市撫養町木津字江田 21	4	徳島
小松島市葬斎場 0885-32-8725	小松島市（環境衛生センター） 0885-32-8290	小松島市田野町字赤石北 90-2	3	徳島
阿南市葬斎場 0884-22-0623	阿南市（葬祭場） 0884-22-0623	阿南市富岡町西池田51-3	5	南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）
吉野川市斎場 0883-24-2739	吉野川市（環境衛生課） 0883-22-2230	吉野川市鴨島町知恵島 2137-1	3	吉野川
阿北火葬場 0883-36-4132	阿北火葬場管理組合 0883-36-4132	阿波市市場町香美字西原 15-1	4	吉野川
美馬市葬斎場 0883-52-1393	美馬市（市民課） 0883-52-8001	美馬市脇町字西赤谷 2678-2	3	西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）
池田火葬場 0883-72-0969	三好市（市民課） 0883-72-7609	三好市池田町字ヤマダ 519-1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
祖谷火葬場 0883-88-5079	三好市（東祖谷総合支所） 0883-88-2212	三好市東祖谷山釣井 490-3	2	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
美波町由岐斎場	美波町（由岐支所） 0884-78-2212	海部郡美波町木岐1000-1	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
美波町日和佐斎場 0884-77-0094	美波町（住民福祉課） 0884-77-3613	海部郡美波町日和佐浦 444-3	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
牟岐斎場 0884-72-0195	牟岐町（住民福祉課） 0884-72-3414	海部郡牟岐町大字中村字 大戸80-5	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
那佐葬場 0884-73-0004	海陽町（保健衛生課） 0884-73-4154	海部郡海陽町鞆浦字那佐 41-7	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
宍喰斎場 0884-76-3241	海陽町（保健衛生課） 0884-73-4154	海部郡海陽町久保字板取 243-144	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
美馬西部共立火葬場 0883-62-2349	美馬西部共立火葬場組合 0883-62-3111	美馬郡つるぎ町貞光字白 村770	3	西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）
三好東部火葬場 0883-82-2452	三好東部火葬場管理組合 0883-79-5340	三好郡東みよし町西庄字 末石63-1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）

## 9-51 大災害発生時の食品衛生対策実施要領

### 1 目的

地震、洪水等の災害により大勢の被災者が発生し、自力による食料の確保や調理が困難な状況が生じた場合、地元市町村や周辺住民による救援措置のみならず、全県的或いは全国的な救援活動が行われることになる。この際、市町村、ボランティア等による炊出しやうどん等の現地調理或いは営業活動類似行為や救援食品の送付等が行われることが想定される。

災害時の混乱で、これらの活動に対する事前の指導等は不可能に近い状況が想定されるとともに通信手段、交通手段の途絶等により組織的指揮系統の混乱が予想され、被災地では食品衛生監視員の臨機応変の対応が必要となる場合も想定される。

このため、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、大きな災害が発生したときの一時的混乱状態が終息するまでの間の食品衛生監視員の対応方法の基本を定め、食品衛生対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 食品衛生法の適用等

食品の確保が最優先されることから、食品衛生法の適用については被災状況を考慮し、食品の表示、許可、届出等については必要に応じ柔軟に対処すること。

なお、以下の対策については、被害の状況、食品衛生監視員の動員状況を勘案し、衛生対策の優先順位を判断し実施すること。

### 3 食品衛生対策

食品の集積所、炊出し所等の所在地、弁当の発注状況等の情報の収集に努め、衛生対策を推進すること。

- (1) 救援食品については、ダンボール箱等の外箱に日付表示がされた保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを要請するよう指導すること。また、保管、配布に当たっては、直射日光の当たらない涼しい所に保管するとともに日付管理を徹底して先入れ、先出しを行うよう指導すること。
- (2) 気温の高い時期にあつては、おにぎりは調製後速やかに食べるものを除いては、あらかじめ焼いたもの（ただし、衛生的な全自動式の機械で一貫して調製、包装されたものを除く。）を要請するよう指導すること。
- (3) 炊出し、現地調理等が行われる場合にあつては、気温等を勘案し食中毒発生の可能性の少ない食品に限るよう要請するとともに、当該施設の調理従事者に対する衛生対策を指導すること。
- (4) 多量の弁当の発注が行われる場合にあつては、必要に応じ営業者に対し衛生対策を指導すること。
- (5) 被災者に対し、早期喫食を促す必要がある場合には、市町村等の協力を要請し周知すること。

### 4 食中毒発生時の対応

避難所等で救援食品が原因と考えられる食中毒が発生した場合、通常の食中毒処理対応を行っていても被災者等に大きなパニックが生じるおそれがある。このためには、調査方法、情報公開等を迅速かつ適正に行う必要があり、次の点に留意し処理すること。

(1) 関係機関との連絡

ア 徳島県災害対策本部運営規程第10条第2項に規定された班長に対し、発生状況、調査状況等についてできる限り密接な連絡を取ること。

イ 市町村等の避難所の運営管理機関と密接な連絡を取り、情報の収集、周知等につとめること。

(2) 調査等

ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときの調査は、避難所の運営管理機関の協力の下実施すること。

イ 必要に応じ調査等の一部を省略し、再発防止対策を優先すること。

ウ 前記以外の場合にあつては、疑わしい食品の検査、有症者の調査を実施するとともに、疑わしい施設の衛生指導を実施すること。

(3) 周知等

ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときは、被災者等に対し避難所の運営管理機関の協力のもと、救援食品の保管、配布、喫食について衛生管理の徹底を指導すること。

イ 集団食中毒の発生等についての記者発表は、原則として徳島県災害対策本部において行うこととするが、動員体制、通信体制等を考慮してやむをえない場合は現地において報道関係者の取材に応じる等の対応をすること。

ウ 調査の結果、食中毒でないことが判明した場合には、申し立て者に十分その旨を説明するとともに必要に応じ避難所の運営管理機関と協力して、避難者の不安を解消する措置を講じること。

## 9-52 災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に係る支援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県域において大規模災害が発生した場合において、甲から乙に支援を要請し、動物の福祉及び被災者支援のため、迅速な動物救護活動を行うことを目的とする。

### （動物救護活動の定義）

第2条 この協定における動物救護活動は、徳島県動物愛護推進協議会設置要綱に基づき設置された徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主体となって行う被災動物の救護活動とする。

### （支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要が生じた場合は、乙に対して次の支援を要請するものとする。

- (1) 負傷した動物の保護収容及び治療
- (2) 飼い主の不明な動物の個体識別の補助
- (3) 被災した動物の健康相談、一時保管
- (4) その他の救護活動に必要な措置

2 前項の要請は、別記様式1の文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で支援を実施するものとする。

2 支援は、ボランティア活動を基本とする。

### （支援の実施場所）

第5条 乙は、推進協議会が設置する仮設救援センター及び乙の会員が保有する施設において、支援を実施するものとする。

### （支援の終了）

第6条 甲は、災害が終息し支援を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して支援の終了を決定する。

(支援実績の報告等)

第7条 乙は、支援を終了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

2 また、支援活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて、推進協議会に引き継ぐ。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては会長の職にある者とする。

(経費負担)

第9条 支援の実施にあたり必要な経費及び物資等は、甲を通じ、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請する。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲及び乙が協議して決定する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人徳島県獣医師会  
会 長 塩 本 泰 久



別表 1

構 成 団 体	所 在 地
財団法人日本動物愛護協会 (本部事務局)	東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階 TEL : 03-3409-1822 FAX : 03-3409-1868
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル4階 TEL : 03-5740-8856 FAX : 03-5496-0930
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町8-1 TEL : 03-3355-7855 FAX : 03-3355-7880
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階 TEL : 03-3475-1601

別記様式1

第 号  
年 月 日

様

徳島県知事

支 援 要 請 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

別記様式2

年 月 日

徳島県知事様

印

### 支援実績報告書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日 文書番号	年 月 日付け 第 号
支援実施内容	
従事者氏名	従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備考	

### 9-53 災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社貴志商店（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に係る支援について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、徳島県域において大規模災害が発生した場合において、甲から乙に支援を要請し、迅速な動物救護活動を行うために必要な飼料及び資材の円滑な確保を行うことを目的とする。

#### （動物救護活動の定義）

第2条 この協定における動物救護活動は、徳島県動物愛護推進協議会設置要綱に基づき設置された徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主体となって行う被災動物の救護活動とする。

#### （支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要が生じた場合は、乙に対して次の支援を要請するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う飼料及びケージをはじめとする資材の提供
- (2) 甲が指定する場所への提供飼料及び資材の配達
- (3) その他必要とする支援

2 前項の要請は、別記様式1の文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

#### （支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で支援を実施するものとする。

#### （支援の終了）

第5条 甲は、災害が終息し支援を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して支援の終了を決定する。

#### （支援実績の報告）

第6条 乙は、支援を終了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては代表取締役社長の職にある者とする。

(経費負担)

第8条 支援の実施にあたり必要な経費等は、甲を通じ、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請する。

(協議)

第9条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲及び乙が協議して決定する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市大道三丁目42番地2  
株式会社貴志商店  
代表取締役社長 貴 志 泰 則

別表 1

構 成 団 体	所 在 地
財団法人日本動物愛護協会 (本部事務局)	東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階 TEL : 03-3409-1822 FAX : 03-3409-1868
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル4階 TEL : 03-5740-8856 FAX : 03-5496-0930
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町8-1 TEL:03-3355-7855 FAX:03-3355-7880
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階 TEL:03-3475-1601

別記様式1

第 号  
年 月 日

様

徳島県知事

### 支 援 要 請 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

別記様式2

年 月 日

徳島県知事様

印

### 支援実績報告書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日 文書番号	年 月 日付け 第 号
支援実施内容	
従事者氏名	従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	



## 9-54 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 徳島県(以下「甲」という。)と徳島県老人福祉施設協議会、徳島県老人保健施設協議会、日本認知症グループホーム協会徳島県支部、徳島県知的障害者福祉協会、徳島県身体障害者療護施設協議会、徳島県児童養護施設協議会(以下総称して「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲による調整の下に、乙に加入する社会福祉施設等(以下「社会福祉施設等」という。)で、相互応援活動を迅速かつ円滑に実施するとともに、福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(応援内容)

第2条 社会福祉施設等が実施する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び応援職員の派遣
- (2) 被災施設の入所(児)者の受入、又は被災施設の入所(児)者を受け入れた施設への応援職員の派遣
- (3) 福祉避難所の事前指定への協力、又は福祉避難所への応援職員の派遣
- (4) その他、必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 応援を必要とする社会福祉施設等が、前条に掲げる応援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 必要とする応援の内容及び数量
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援を必要とする社会福祉施設等への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 甲は、応援の要請を受けたときは、乙及び市町村等と連携し、最適の支援体制を構築するよう努めるものとする。

2 甲は、社会福祉施設等に対して応援の要請をするときは、前条各号に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により通知し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(終了の報告)

第5条 応援を受けた社会福祉施設等は、この協定に基づく応援業務が終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 応援を行った施設等の名称
- (2) 提供を受けた応援の内容及び数量
- (3) 応援活動の実施期間（人的応援の場合）

(指揮及び連絡調整)

第6条 社会福祉施設等がこの協定に基づき実施する応援活動に係る指揮及び連絡調整は、知事の指定する者が行う。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく業務に要する費用については、職員を派遣した場合には派遣元に支弁される費用を除き、原則として、応援を要請した者が負担するものとする。

なお、費用負担に疑義が生じた場合は、応援を要請した者と応援を実施した者の協議により決定するものとする。

(情報交換等)

第8条 この協定に基づく応援活動を効果的に実施するため、社会福祉施設等は、毎年度当初に次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な被災者等の人数
- (2) 被災者の応援のために派遣可能な職員の職種及び人数
- (3) 提供可能な物資等の数量

2 甲は、前項の情報を乙に対して提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、相手の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の取決めを円滑に実施するため、甲においては各施設所管課に、乙においては各施設種別協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(その他)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙はその構成員に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成24年6月1日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島市中昭和町1-2 (福) 徳島県社会福祉協議会内  
徳島県老人福祉施設協議会

会 長 中 村 博 彦

名西郡石井町高原字桑島561-1 老人保健施設喜久寿苑内  
徳島県老人保健施設協議会

会 長 手 束 昭 胤

徳島市下町本丁59-26 グループホームやまもも荘内  
日本認知症グループホーム協会徳島県支部

支部長 武 久 一 郎

三好郡東みよし町西庄字浪内49-1 障害者支援施設博愛ヴィレッジ内  
徳島県知的障害者福祉協会

会 長 加 藤 和 輝

美馬市脇町字小星672-2 障害者支援施設小星園内  
徳島県身体障害者療護施設協議会

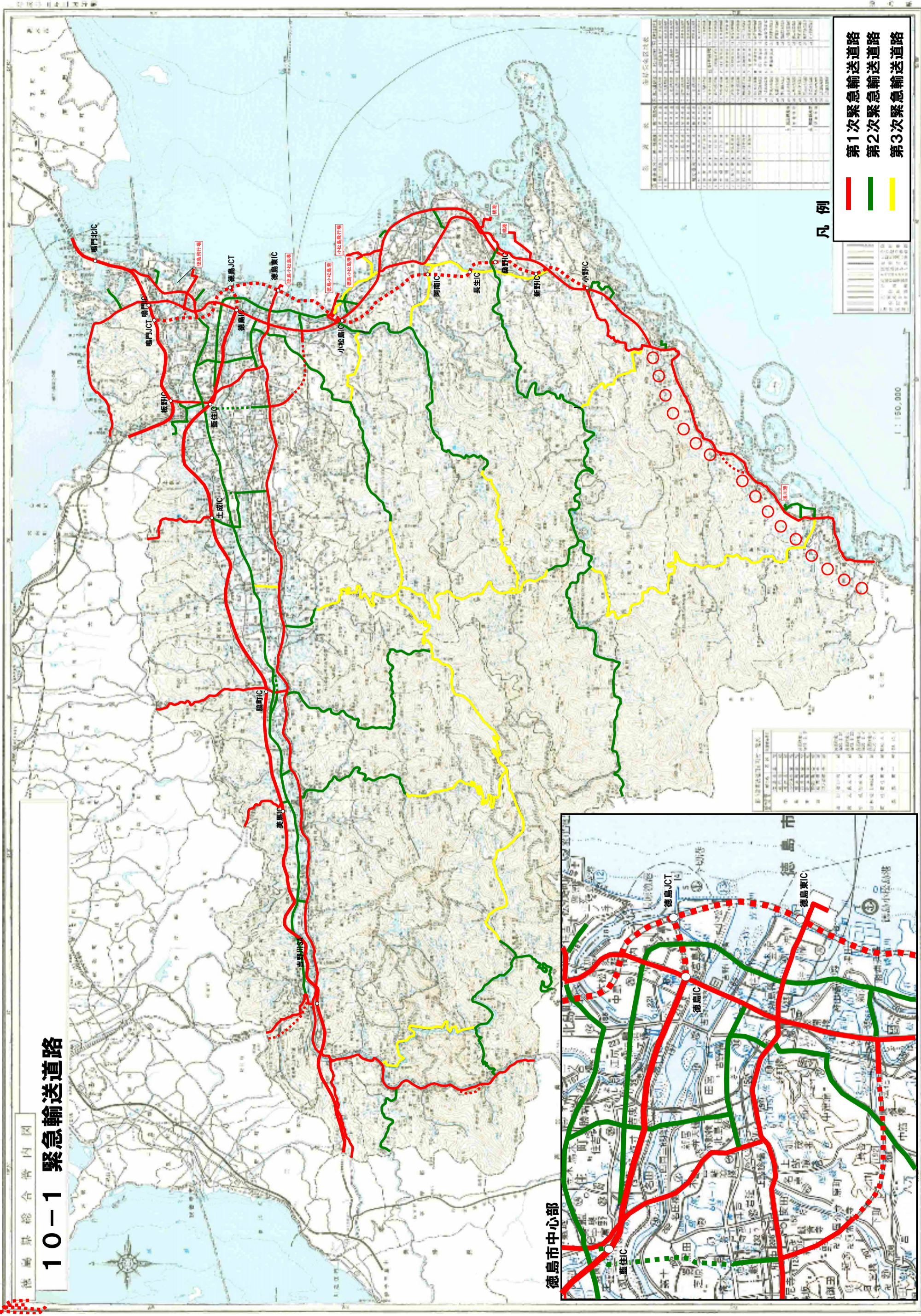
会 長 松 野 一 郎

徳島市中昭和町1-2 (福) 徳島県社会福祉協議会内  
徳島県児童養護施設協議会

会 長 山 口 憲 志

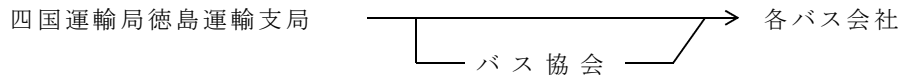


# 第 1 0 交通に関する資料

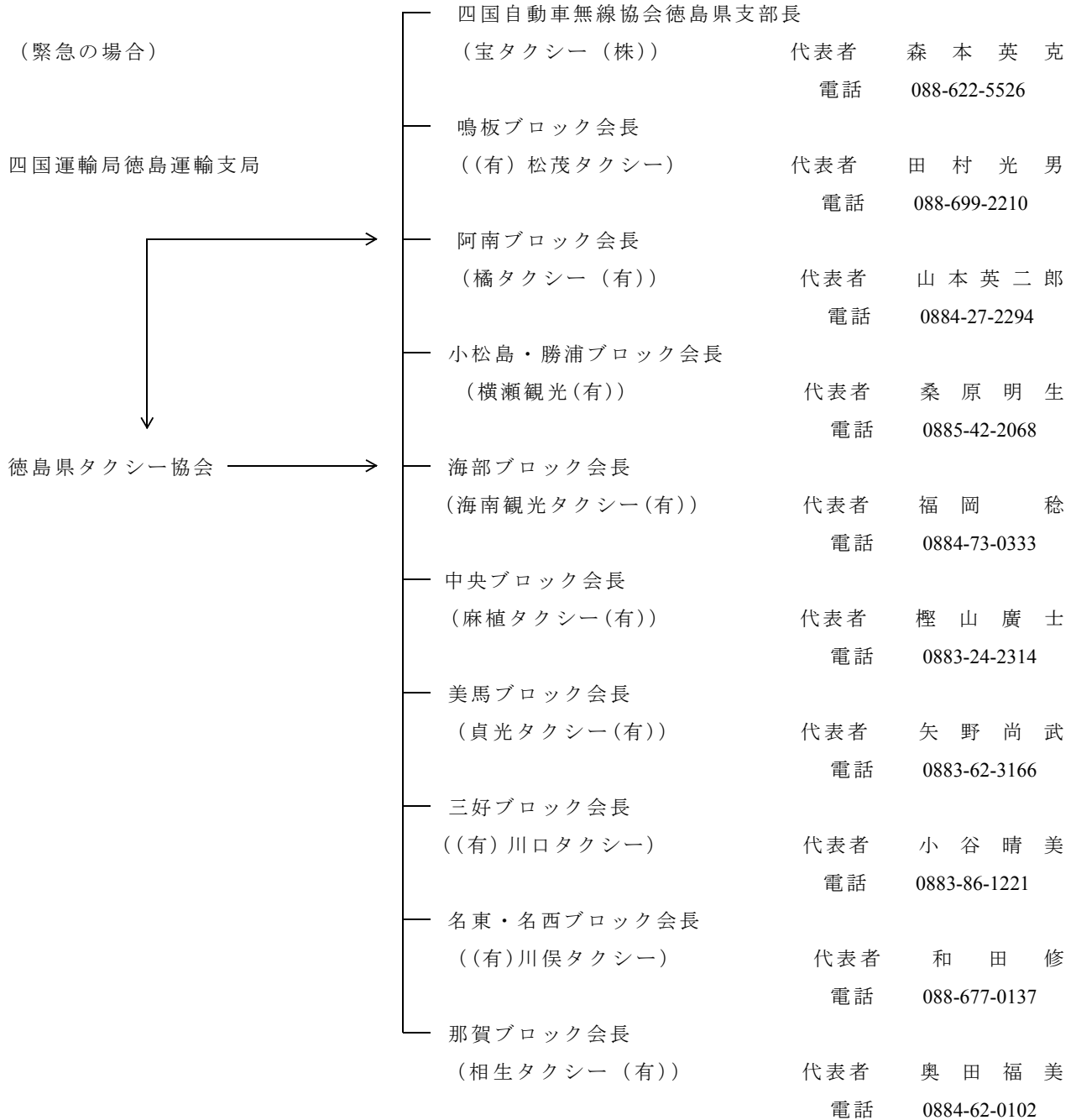


## 10-2 輸送確保に関する責任者及び連絡方法

### ◎ バス 班



### ◎ 乗 用 車 班



10-3 主要道路交通途絶予想箇所一覧表

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
東部県土整備局 (徳島)	国 193号	山腹崩壊	神山町大中尾 ～吉野川市・名西郡界	12.5	国道55号・他	
	国 438号	山腹崩壊	神山町入手橋 ～名西郡・美馬市界	8.7		
	国 193号	落石	神山町大中尾	0.1		
	国 438号	落石	佐那河内村井開	0.1		
	国 438号	落石	神山町大中尾	0.1		
	主 徳島環状線	強風・凍結	徳島市新浜本町～末広	2.9		
	主 徳島上那賀線	冠水	徳島市飯谷町沖野	0.5		
	主 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江①	0.2		
	主 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江②	0.2		
	主 神山鮎喰線	冠水	徳島市鮎喰町2丁目 (上鮎喰橋アンダーパス)	0.1		
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市上助任町 (吉野川橋南詰アンダーパス)	0.3		
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市春日3丁目 (JRアンダーパス)	0.5		
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市北島田町3丁目 (不動橋アンダーパス)	0.3		
	主 小松島佐那河内線	冠水	徳島市多家良町宮ノ下	0.5		
	主 石井神山線	落石	神山町阿野字駒坂	0.1		
	一 山川海南線	山腹崩壊	神山町大中尾 ～名西郡・那賀郡界	7.9		
	一 神山国府線	冠水	徳島市国府町観音寺	0.1		
	一 宮倉徳島線	冠水	小松島市田野町宮ノ下	0.5		
	一 土成徳島線	冠水	徳島市応神町古川 (吉野川橋北詰アンダーパス)	0.3		
	一 鮎喰新浜線	冠水	徳島市八万町長谷	0.1		
	一 大谷西須賀線	冠水	徳島市方上町弁財天	0.3		
	一 田野勢合線	冠水	小松島市田野町高田～赤石南	0.8		
	一 新浜勝浦線	落石	徳島市飯谷町杉尾	0.1		



土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
東部県土整備局 (鳴門)	主 徳島引田線	山腹崩壊	板野町大坂 ～鳴門市北灘町	6.8		
	主 徳島北灘線	山腹崩壊	鳴門市北灘町折野 ～大麻町板東	4.7		
	主 徳島北灘線	冠水	鳴門市大麻町目丸	0.2		
	主 鳴門池田線	冠水	鳴門市大麻町大谷	0.1		
	一 北島池谷停車場線	冠水	鳴門市大麻町高畑	0.1		
	一 栗津港線	冠水	鳴門市大津町徳長	0.2		
	一 大谷榊木線	山腹崩壊	鳴門市大麻町大谷 ～北灘町榊木	1.2		
	一 川内大代線	冠水	松茂町広島	0.1		
	一 瀬戸港線	落石	鳴門市北泊	0.1		
	一 亀浦港榊木線	落石	鳴門市小島田	0.07		
東部県土整備局 (吉野川)	国 193号	山腹崩壊	吉野川市山川町向坂 ～吉野川市・名西郡界	11.6		
	主 津田川島線	冠水	阿波市市場町千田橋 ～吉野川市川島町川島橋	2.0	国道318号	
	主 徳島吉野線	冠水	石井町高瀬橋	1.0	石井引田線 六条大橋	
	主 鴨島神山線	山腹崩壊	吉野川市界～三谷	6.0	神山鮎喰線	
	主 神山川島線	山腹崩壊	吉野川市美郷月野	2.8	二宮山川線	
	主 志度山川線	山腹崩壊	阿波市阿波町引地～立割	3.0		
	主 石井引田線	山腹崩壊	上板町泉谷～ア一チ堰堤	3.0		
	主 鳴門池田線	冠水	阿波市阿波町南整理	0.3	船戸切幡上板線	
	主 石井引田線	冠水	石井町南島橋北詰	0.5		
	主 神山川島線	落石	吉野川市川島町植桜	0.02		
	一 井上川田線	冠水	吉野川市山川町北町	0.3	国道193号	
	一 三ツ木宮倉線	山腹崩壊	吉野川市美郷古土地野々脇峠 ～美馬市木屋平宮倉	11.8		
	一 奥野井阿波山川 停車場線	山腹崩壊	吉野川市山川町楠根地 ～奥川田	6.0		
	一 仁賀木山瀬停車場線	山腹崩壊	阿波市市場町日開谷～平地橋	5.0		
	一 西麻植下浦線	冠水2箇所	吉野川市鴨島町敷地～山路	1.0		
	一 (旧)市場学停車場線	冠水2箇所	阿波市市場町 香美橋 ～吉野川市川島町 学島橋	2.0	市場学(停)線 阿波麻植大橋	
	一 切幡川島線	冠水1箇所	阿波市市場町 大野島橋	1.0	国道318号	
	一 鴨島停車場線	冠水	吉野川市鴨島町中郷	0.1		
	一 牛島停車場線	冠水	吉野川市鴨島町牛島	0.3		
	一 二宮山川線	落石	吉野川市美郷大野	0.06		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
南部総合県民局 県土整備部 (阿南)	主 羽ノ浦福井線	冠水	阿南市桑野町岡元	0.2		
	主 阿南那賀川線	冠水	阿南市長生町本庄市	0.1		
	主 羽ノ浦福井線	冠水	阿南市長生町大津田	0.1		
	主 由岐大西線	冠水	阿南市福井町大宮	0.4		
	主 由岐大西線	落石	阿南市椿町八原毛束	0.2		
	一 和食勝浦線	山腹崩壊	阿南市大井町	0.1		
	一 大井南島線	山腹崩壊	阿南市熊谷町	0.6		
	一 勝浦羽ノ浦線	山腹崩壊	阿南市羽ノ浦町萱原～古毛	1.0		
	一 津乃峰筒崎線	冠水	阿南市内原町大谷	0.5		
	一 大井南島線	冠水	阿南市熊谷町熊谷	0.5		
	一 大井南島線	冠水	阿南市加茂町不け	0.5		
南部総合県民局 県土整備部 (那賀)	国 193号	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町沢谷 ～那賀町海川霧越峠	44.4		
	国 195号	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町小浜 ～那賀町木頭北川四ツ足峠	45.8		
	国 195号	冠水	那賀町和食郷字八幡原	0.3		
	主 徳島上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・勝浦郡界 ～那賀町沢谷(開拓橋)	9.8		
	主 阿南鷺敷日和佐線	冠水	那賀町和食郷字田野	0.35		
	主 日和佐上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町谷山 ～那賀郡・海部郡界	4.4		
	主 日和佐上那賀線	落石	那賀町古屋	0.03		
	主 日和佐上那賀線	落石	那賀町深森	0.05		
	一 山川海南線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・名西郡界 ～那賀町沢谷	3.1		
	一 木沢上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町岩倉 ～那賀町沢谷(沢谷橋)	13.1		
	一 竹ガ谷鷺敷線	落石	那賀町西納	0.05		
	一 古屋日浦線	落石	那賀町花瀬	0.05		
	一 西納大久保線	落石	那賀町請ノ谷	0.05		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
南部総合県民局 県土整備部 (美波)	国 193号	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町神野(神野橋) ～海陽町霧越	18.5		
	主 阿南鷲敷日和佐線	山腹崩壊	美波町北河内字本村	0.2		
	主 日和佐小野線	道路欠壊	美波町後山	4.0		
	主 由岐大西線	山腹崩壊 道路欠壊	美波町伊座利坂	13.0		
	主 日和佐上那賀線	山腹崩壊	美波町西河内～山河内	14.0		
	主 牟岐海南線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町小川	4.0		
	一 中部山溪轟公園線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町カレイ谷	8.0		
	一 芥附海部線	落石	海陽町広岡	0.2		
	一 中部山溪轟公園線	落石	海陽町平井	0.1		
	一 久尾穴喰浦線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町塩深～久尾	10.0		
	一 金目穴喰浦線	山腹崩壊	海陽町金目～穴喰浦	1.0	国道55号	
	一 上皆津奥浦線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町相川	8.0		
	一 芥附海部線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町落合	5.0		
西部総合県民局 県土整備部 (美馬)	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬市木屋平川井 ～美馬市・三好市界	29.8		
	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬郡・三好市界 ～つるぎ町一字桑平	14.1		
	国 193号	落石	美馬市脇町平間	0.09		
	国 438号	落石	つるぎ町貞光川見	0.04		
	国 492号	落石	美馬市穴吹町初草	0.04		
	国 193号	落石	美馬市脇町西俣名	0.1		
	主 鳴門池田線	落石	美馬市美馬町坊僧	0.1		
	一 脇三谷線	冠水	美馬市脇町 脇町橋	2.0	国道193号	
	一 上蓮小野線	落石	つるぎ町半田下竹	0.05		
	一 菅生伊良原線	落石	つるぎ町一字明谷	0.03		
	一 穴吹塩之江線	落石	美馬市脇町梨子ノ木	0.14		
	一 小谷西端山線	落石	つるぎ町半田川又	0.03		
	一 木地屋赤松線	落石	つるぎ町一字木地屋	0.06		
	一 小谷西端山線	落石	つるぎ町半田万才	0.03		
	一 木地屋赤松線	落石	つるぎ町一字中横	0.03		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
西部総合県民局 県土整備部 (三好)	国 439号	山腹崩壊 道路欠壊	三好市東祖谷見ノ越 ～高知県境	42.6		
	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	三好市・美馬郡界 ～三好市東祖谷見ノ越	2.3		
	主 山城東祖谷山線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町出合橋東詰 ～三好市東祖谷栃ノ瀬	26.4		
	主 西祖谷山山城線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市西祖谷山村一字 ～三好市山城町大歩危橋	8.2		
	主 込野観音寺線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町込野～香川県境	10.8		
	一 白地州津線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町白地 ～三好市池田町州津	5.8		
	一 勝浦三野線	落石	三好市三野町太刀野山	2.0		
	一 三縄停車場黒沢線	落石	三好市池田町中西	0.5		
	一 栗山殿野線	落石	三好市山城町中野	0.5		
	一 栗山殿野線	落石	三好市山城町栗山	2.0		
	一 上名西宇線	落石	三好市山城町西宇	2.0		
	一 腕山宮石線	落石	三好市池田町松尾	5.0		
	一 三縄停車場黒沢線	落石	三好市池田町中津川	1.0		

# 10-4 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

（平成25年1月1日現在）

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員m	荷重制限 t
小川橋	国 193号	海陽町小川	27	4.1	12
海部橋	国 193号	海陽町小川	37	4.5	18
切谷橋	国 439号	三好市東祖谷菅生	18	3.5	16
おすのうち橋	国 439号	三好市東祖谷檜尾	15	3.5	9
千田橋	主 津田川島線	阿波市市場町千田	229	3.0	9
川島橋	主 津田川島線	吉野川市川島町城山	285	3.0	9
黒川橋	国 319号	三好市山城町黒川	17	4.0	16
泉谷橋	主 鳴門池田線	上板町神宅	49	4.8	12
中央橋	主 鳴門池田線	美馬市脇町脇	23	6.0	12
高瀬橋	主 徳島吉野線	石井町西覚円～上板町高瀬	522	4.0	9
開拓橋	主 徳島上那賀線	那賀町沢谷	17	3.5	12
大井橋	主 阿南鷲敷日和佐線	阿南市大井町	15	3.1	16
土釜橋	国 438号（旧道）	つるぎ町一字檜地	23	4.0	12
竜頭橋	国 492号	美馬市木屋平大北	33	4.0	12
明谷橋	主 羽ノ浦福井線	阿南市長生町明谷	20	5.5	18
鷲橋	主 阿南小松島線	小松島市立江町江の上	48	4.5	16
出合橋	主 山城東祖谷山線	三好市池田町大利字出合	36	4.0	15
西河原橋	主 小松島佐那河内線	徳島市八多町小倉地	26	7.5	18
久田橋	主 阿南相生線	阿南市新野町久田	30	3.0	18
川又橋	主 阿南相生線	阿南市新野町川又	27	4.0	18
谷山1号橋	主 日和佐上那賀線	那賀町川俣	15	4.0	9
阿野橋	一 神山国府線	神山町阿野	107	3.0	12
大松川橋	一 宮倉徳島線	小松島市江田町敷地前	169	7.3	16
内浜橋	一 宮倉徳島線	徳島市南二軒屋町3	15	5.5	16
三ツ合橋	主 松茂吉野線	北島町江口	97	6.0	16
御所大橋	一 宮川内牛島停車場線	阿波市土成町林	104	4.0	18
下喜来橋	一 船戸切幡上板線	阿波市阿波町下喜来	195	6.5	9
請橋	一 中部山溪轟公園線	海陽町請	36	3.5	15
皆の瀬橋	一 中部山溪轟公園線	海陽町皆ノ瀬	47	3.5	16
第5松尾川橋	一 腕山宮石線	三好市池田町松尾	16	3.5	14
第1松尾川橋	一 腕山宮石線	三好市池田町松尾	15	3.5	14
下名橋	一 腕山宮石線	三好市西祖谷山村下名	33	2.7	14
日比原橋	一 腕山宮石線	三好市西祖谷山村下名	22	3.2	14
新高橋	一 北島池谷停車場線	北島町高房	77	4.5	14
寺谷橋	主 勝浦佐那河内線	佐那河内村下	25	7.0	14
太田橋	一 和田島赤石線	小松島市和田島町	40	7.0	18
加賀須野橋	一 川内大代線	徳島市川内町加賀須野	197	7.5	8
広島橋	一 川内大代線	松茂町広島	150	5.8	10
大正橋	一 川内大代線	松茂町中喜来	20	3.1	18
川崎橋	主 徳島北灘線	鳴門市大麻町川崎	147	4.7	10
西地橋	一 平島国府線	石井町高川原	33	6.5	18
鈴川谷橋	一 浦池南原線	阿波市土成町浦の池	20	7.0	14
中島橋	一 西麻植下浦線	吉野川市鴨島町森山	22	4.5	18

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員m	荷重制限 t
寄井喜多橋	主 神山川島線	神山町神領字北	55	3.1	12
美濃田大橋	一 昼間辻線	東みよし町昼間～三好市井川町辻	184	3.1	9
水井橋	一 大井南島線	阿南市水井町	161	2.5	9
鉦打橋	一 山口鉦打線	阿南市福井町	22	3.5	6
つづら橋	一 竹ガ谷鷲敷線	那賀町西納	16	4.7	12
ヲレ谷橋	一 木沢上那賀線	那賀町川成	15	4.0	16
海部川橋	一 四方原海部線	海陽町大里	296	4.2	8
上広岡橋	一 芥附海部線	海陽町広岡	21	3.1	16
日野谷橋	一 古屋日浦線	那賀町花瀬	97	3.5	9
高橋	一 半田貞光線	つるぎ町半田小野	258	5.5	12
学島橋	一 市場学停車場線	吉野川市川島町児島	362	3.0	9
香美橋	一 市場学停車場線	阿波市市場町香美	147	3.0	2
大野島橋	一 切幡川島線	阿波市市場町大野島	228	3.0	9

## 10-5 災害時における交通誘導及び地域の 安全の確保等の業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、徳島県と社団法人徳島県警備業協会（以下「協会」という。）との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、自然災害又は人為的災害で、警察等の公的機関のみでは十分な対処ができない大規模災害をいう。

(業務の要請及び提供)

第3条 徳島県知事（以下「甲」という。）は、徳島県内において災害が発生した場合において、被害の状況により必要があるときは、徳島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して社団法人徳島県警備業協会会長（以下「乙」という。）に対し、交通誘導及び被災地並びに避難場所等の警戒活動等被災地域の安全を確保する警備業務（以下「業務」という。）を要請するものとする。

2 甲は、前項の業務を要請するときは、当該業務の内容、要請の期間、場所及び出動警備人員等を明示して行うものとする。

3 乙は、甲からこの協定に基づく業務の要請を受けたときは、災害の状況、可動能力等に応じて業務を提供するものとし、警察本部長が別途指定する基準を満たす警備業者に連絡し、警備員を出動させるものとする。

(費用の負担等)

第4条 この協定に基づき乙が提供した業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、労働省発表の最新の賃金構造統計調査結果等を基礎に警備員の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則）第1条に定める検定資格取得の有無を考慮して算出した人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は業務終了後、警察本部長を経由して甲に対し、出動した警備業者を代表して費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その費用を出動した警備業者に支払うものとする。

(出動警備員の災害補償)

第6条 この協定による業務に従事した警備員が負傷し、又は死亡した場合の災害補償は当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の賠償)

第7条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害の補償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(広域支援体制の整備等)

第9条 乙は、この協定に基づき、出動要請された警備員が確保できるよう、徳島県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

(協議等)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲が乙と協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年1月17日から効力を生じるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年1月17日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 社団法人徳島県警備業協会会長

堺 昭 治



## 10-6 災害等における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書

徳島県警察本部(以下「甲」という。)と社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3に規定する警察官の措置命令等(以下「警察官の措置命令等」という。)の権限行使に関し、次のとおり覚書を締結する。

### 第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行妨害になっている車両等の排除活動について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害等発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別及び台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

### 第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合は、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

### 第3 費用負担

この覚書に基づく乙の活動に係る費用については、乙の負担とする。

### 第4 補償

この覚書に基づく活動により、当該活動に従事した乙の職員に損害が生じた場合は、乙の責任において補償を行うものとする。

### 第5 訓練への参加

乙は、この覚書に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

### 第6 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

### 第7 施行

この覚書は、平成17年5月31日から施行する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の代表者が署名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年5月31日

甲 徳島県警察本部

徳島県警察本部長 平野和春 印

乙 社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部

支部長 田村英一郎 印

## 10-7 徳島県雪害防止対策要綱

### 第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

### 第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

### 第3 道路除雪対策

#### 1. 県が行う除雪

##### (1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	国 193号	神山町上分経ノ坂～上分大中尾	12.5	
	国 438号	徳島市元町1丁目～神山町上分(川井トンネル)	54.0	
	主 徳島引田線	徳島市蔵本町3丁目～藍住町東中富	7.6	
	主 徳島(T)線	徳島市元町1丁目～元町1丁目	0.1	
	主 徳島吉野線	徳島市東吉野町2丁目～国府町佐野塚	12.7	
	主 徳島上那賀線	徳島市大原町～上勝町(八重地トンネル)	51.0	
	主 小松島港線	小松島市小松島町新港～中田町土持	2.3	
	主 石井神山線	神山町阿野(童学寺トンネル)～神山町中野	15.9	
	主 神山鮎喰線	神山町鬼籠野～徳島市鮎喰町2丁目	20.6	
	主 阿南小松島線	小松島市榑渕町～小松島市赤石	11.8	
	主 徳島環状線	徳島市国府町府中～徳島市八万町大野	37.3	
	主 徳島鴨島線	徳島市藍場町2丁目～国府町芝原	11.3	
	主 鴨島神山線	神山町梨ノ木峠～神山町本名	8.2	
	主 小松島佐那河内線	小松島市松嶋町～佐那河内村尾境	12.3	
	主 松茂吉野線	藍住町東中富～北島町老門	12.1	
	主 沖洲徳島本町線	徳島市南沖洲4丁目～徳島本町2丁目	1.7	
	主 勝浦佐那河内線	佐那河内村寺谷～ひよの	8.4	
	主 勝浦佐那河内線	勝浦町坂本～勝浦町坂本	0.4	
	主 徳島北灘線	藍住町乙瀬～徳島市不動東町	6.5	
	主 神山川島線	神山町寄井～鍋岩	12.3	
	主 阿南勝浦線	勝浦町沼江～小松島市榑渕町	3.2	
	一 藍住吉成(T)線	徳島市応神町吉成～応神町吉成	0.5	
	一 神山国府線	神山町阿野～徳島市国府町	8.2	
	一 徳島鳴門線	徳島市東吉野町～北島町中村	6.0	
	一 宮倉徳島線	小松島市立江町～徳島市応神町古川	14.7	
	一 土成徳島線	藍住町名田～徳島市応神町古川	10.5	
	一 大林那賀川阿南線	小松島市坂野町大林～小松島市坂野	4.3	
	一 佐古(T)線	徳島市佐古2番町～佐古2番町	0.3	
	一 蔵本(T)線	徳島市蔵本町2丁目～蔵本町2丁目	0.2	
	一 府中(T)線	徳島市国府町府中～国府町芝原	0.1	
一 北島池谷(T)線	北島町高房～北島町高房	1.5		
一 地蔵橋(T)線	徳島市勝占町西開～中開	0.2		
一 中田(T)線	小松島市中田町中郷～西野	0.4		
一 立江(T)線	小松島市立江町前田～若松	0.3		
一 川内埠頭線	徳島市川内町加賀須野～平石	0.8		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	一 今切港線	北島町牛飼原～北島町江尻	0.7	
	一 沖洲埠頭線	徳島市住吉町6丁目～東吉野町2丁目	2.0	
	一 徳島港線	徳島市中洲町3丁目～1丁目	0.6	
	一 鮎喰新浜線	徳島市鮎喰町2丁目～八万町大野	11.6	
	一 西黒田中村線	徳島市国府町西黒田～東黒田	1.1	
	一 西黒田府中線	徳島市国府町西黒田～中村	5.3	
	一 鬼籠野国府線	神山町鬼籠野～徳島市国府町南岩延	15.1	
	一 一宮下中筋線	徳島市一宮町～上八万町下中筋	5.3	
	一 八多法花線	徳島市八多町～八万町法花	9.8	
	一 大谷西須賀線	徳島市大谷町～西須賀町	1.6	
	一 新浜勝浦線	徳島市新浜本町～飯谷町	11.7	
	一 新浜勝浦線	勝浦町大柳～勝浦町横瀬	6.3	
	一 二条通新港線	小松島市小松島町二条通～新港	0.4	
	一 花園日開野線	小松島市日開野町～日開野町	0.9	
	一 田野勢合線	小松島市田野町本村～勢合	2.0	
	一 和田島赤石線	小松島市和田島町～赤石町	4.0	
	一 古川長原港線	徳島市川内町平石若宮～米津	4.4	
	一 川内大代線	徳島市川内町上別宮～加賀須野	4.1	
	一 富吉久木線	徳島市川内町富吉～久木	2.5	
	一 桧藍住線	藍住町乙瀬～徳命	4.5	
	一 第十白鳥線	徳島市国府町竜王～橋本	0.0	
	一 平島国府線	徳島市国府町敷地～府中	1.8	
	一 二宮山川線	神山町阿野～松尾	5.2	
	一 大京原今津南和田津	小松島市坂野町～和田津開町	4.1	
	一 坂野羽ノ浦線	小松島市坂野町～坂野町	2.4	
	一 小松島港南小松島(T)線	小松島港～南小松島停車場	0.6	
	一 山川海南線	神山町大中尾～雲早トンネル	7.9	
	一 鶴林寺線	勝浦町生名	1.5	
	一 徳島小松島線	徳島市万代町～小松島市大林町	13.6	
	一 鯛浜中村線	北島町鯛浜～高房	3.1	
	一 鳴門徳島自転車道		5.0	
一 阿南徳島自転車道		3.8		
東部県土整備局 鳴門庁舎	主 徳島引田線	板野町川端～鳴門市北灘町碁浦	16.3	
	主 鳴門公園線	鳴門公園～国道11号交差点	13.3	
	主 鳴門池田線	鳴門市撫養町木津～上板町界	15.5	
	主 石井引田線	板野町矢武～羅漢	3.1	
	主 松茂吉野線	北島町界～広島	0.7	
	主 松茂吉野線	藍住町界～上板町界	3.2	
	主 徳島空港線	徳島空港～国道11号交差点	3.4	
	主 徳島鳴門線	鳴門市大麻町姫田～北島町界	2.9	
	主 鳴門北灘線	鳴門市界～鳴門市北灘町折野	11.8	
	主 瀬戸撫養線	鳴門市瀬戸町明神～撫養町大桑島	5.3	
	一 板野川島線	板野町犬伏～上板町界	2.8	
	一 阿波大宮(T)線	板野町大坂～大坂	0.6	
	一 板野(T)線	板野町大寺～大寺	0.4	
	一 板東(T)線	鳴門市大麻町板東～板東	0.3	
	一 北島池谷(T)線	鳴門市界～大麻町池谷	3.2	
	一 瀬戸港線	鳴門市瀬戸町北泊～堂浦	4.2	
	一 亀浦港櫛木線	鳴門市鳴門町～北灘町	11.0	
	一 粟津港撫養線	鳴門市里浦町～大津町	5.3	
	一 粟津港線	鳴門市里浦町～大津町	2.3	
	一 長原港線	松茂町住吉～広島	1.4	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 鳴門庁舎	一 古川長原港線	松茂町長原～豊久	3.6	
	一 川内大代線	松茂町広島～鳴門市大津町	5.2	
	一 桧藍住線	鳴門市大麻町桧～藍住町界	2.8	
	一 津慈広島線	鳴門市大麻町～松茂町広島	7.1	
	一 大谷櫛木線	鳴門市大麻町大谷～北灘町	7.2	
	一 板野インター線	板野町川端～川端	0.4	
	一 鳴門徳島自転車道		15.9	
東部県土整備局 吉野川庁舎	国 193号	吉野川市山川町湯立～吉野川市美郷字倉羅	14.6	
	国 318号	吉野川市鴨島町上下島～阿波市土成町奥御所	15.2	
	主 津田川島線	阿波市市場町大影～吉野川市川島町城山	19.3	
	主 志度山川線	阿波市阿波町井沢～吉野川市山川町前川	20.0	
	主 鳴門池田線	上板町椎本～阿波市阿波町切戸	35.0	
	主 徳島吉野線	石井町藍畑～阿波市土成町西二条	16.1	
	主 石井神山線	石井町石井～石井町界	1.9	
	主 徳島鴨島線	石井町高川原～吉野川市鴨島町北須賀	18.3	
	主 鴨島神山線	吉野川市鴨島町中郷～吉野川市鴨島町界	6.9	
	主 石井引田線	石井町石井～上板町泉谷	14.3	
	主 松茂吉野線	阿波市吉野町五冬～上板町椎本	4.1	
	主 神山川島線	吉野川市美郷字東山～吉野川市山川町山田	16.1	
	一 引田滝ノ宮線	上板町神宅東山～北屋敷	1.8	
	一 板野川島線	上板町佐藤塚～吉野川市鴨島町崎須賀	10.8	
	一 市場学(T)線	阿波市市場町筋～吉野川市川島町学	6.8	
	一 土成徳島線	阿波市土成町成当～上板町高瀬	7.1	
	一 船戸切幡上板線	阿波市阿波町乙岩津～上板町瀬部	25.8	
	一 石井(T)線	石井町石井～石井	0.2	
	一 牛島(T)線	吉野川市鴨島町牛島～牛島	1.0	
	一 鴨島(T)線	吉野川市鴨島町神島～本郷	0.5	
	一 阿波川島(T)線	吉野川市川島町川島～川島	0.4	
	一 阿波土柱線	阿波市阿波町桜ノ岡～桜ノ岡	0.9	
	一 第十白鳥線	石井町第十～白鳥	2.6	
	一 高原石井線	石井町高原～石井	2.4	
	一 平島国府線	石井町平島～石井町界	5.8	
	一 高瀬神宅線	上板町瀬部～神宅	4.3	
	一 宮川内牛島(T)線	阿波市土成町宮川内～吉野川市鴨島町牛島	9.7	
	一 浦池南原線	阿波市土成町浦ノ池～南原	4.4	
	一 切幡川島線	阿波市市場町切幡～吉野川市川島町川島	5.4	
	一 川島西麻植(T)線	吉野川市鴨島町敷地～麻植市	3.3	
	一 牛島上下島線	吉野川市鴨島牛島～上下島	3.3	
	一 西麻植下浦線	吉野川市鴨島町西麻植～石井町浦庄	8.7	
	一 植桜鴨島線	吉野川市鴨島町敷地～麻植市	6.7	
	一 山川川島線	吉野川市山川町堤内～吉野川市川島町川島	6.7	
一 二宮山川線	吉野川市美郷東山～吉野川市山川町西久保	16.4		
一 仁賀木山瀬(T)線	阿波市市場町大俣～阿波市阿波町谷島	9.3		
一 仁賀木山瀬(T)線	吉野川市山川町堤外～西久保	0.7		
一 船戸山川線	吉野川市山川町西川田～祇園堤	4.5		
一 奥野井阿波山川(T)線	吉野川市山川町奥野井～湯立	12.7		
一 井上川田線	吉野川市山川町井上～川田	2.9		
一 三ツ木宮倉線	吉野川市美郷東野々脇～宮倉	11.6		
一 香美吉野線	阿波市市場町香美～阿波市吉野町	6.3		
南部総合県民局 阿南庁舎	国 195号	阿南市阿瀬比町～阿南市橘	10.1	
	主 阿南鷺敷日和佐線	阿南市楠根町～阿南市界	12.4	
	主 日和佐小野線	阿南市界～福井町小野	2.3	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
南部総合県民局 阿南庁舎	主 由岐大西線	阿南市界～福井町大西	8.0	
	主 阿南那賀川線	阿南市長生町～那賀川町色ヶ島	8.3	
	主 阿南小松島線	阿南市阿瀬比町～加茂町	12.8	
	主 阿南相生線	阿南市橘町～阿南市界	17.5	
	主 羽ノ浦福井線	阿南市上中町～福井	14.1	
	主 富岡港線	阿南市福村町～富岡町	4.4	
	主 阿南勝浦線	阿南市宝田町清水～上大野町持井	6.1	
	一 阿南羽ノ浦線	阿南市那賀川町大京原～阿南市羽ノ浦町宮倉	5.8	
	一 宮倉徳島線	阿南市羽ノ浦町宮倉～羽ノ浦町界	0.3	
	一 大林那賀川阿南線	阿南市那賀川町敷地～中島	8.7	
	一 羽ノ浦(T)線	阿南市羽ノ浦町宮倉～宮倉	0.6	
	一 阿南(T)線	阿南市富岡町今福寺町～今福寺	0.4	
	一 見能林(T)線	阿南市見能林町清水～大作半	0.1	
	一 阿波橋(T)線	阿南市津乃峰町東分～東分	0.1	
	一 新野(T)線	阿南市新野町信里～花坂	0.1	
	一 富岡港南島線	阿南市辰己町～上中町	5.5	
	一 中林港線	阿南市見能林町清水～大作半	1.4	
	一 蒲生田福井線	阿南市椿町平松～福井町日の地	14.6	
	一 大京原今津浦和田津線	阿南市那賀川町大京原～小松島市界	4.8	
	一 坂野羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町界～羽ノ浦町中庄	1.8	
	一 敷地羽ノ浦線	阿南市那賀川町黒地～阿南市羽ノ浦町中庄	1.2	
	一 勝浦羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町中島～阿南市羽ノ浦町宮倉	4.9	
	一 中島古庄線	阿南市那賀川町中島～阿南市羽ノ浦町古庄	3.6	
	一 蛭子原西の久保線	阿南市那賀川町中島蛭子原～西の久保	1.1	
	一 大井南島線	阿南市大井町大井～中大野町西条	10.5	
	一 山口釘打線	阿南市山口町久延～福井町釘打	8.1	
	一 戎山中林富岡港線	阿南市大瀧町～向町	10.4	
	一 津乃峰筒先線	阿南市津乃峰町東分～内原町筒崎	3.1	
	一 福井椿泊加茂前線	阿南市福井町大宮～椿町庄田	13.8	
	一 中島港線	阿南市那賀川町上福井～同中島	1.3	
	一 小勝島公園線	阿南市橘町鍋浦～阿南市福井町大原	2.7	
	一 和食勝浦線	那賀町和食～勝浦町界	8.4	
	南部総合県民局 那賀庁舎	国 193号	那賀町沢谷～那賀町北川(霧越峠)	43.5
国 195号		那賀町木頭北川(四ツ足峠)～那賀町中山	72.7	
主 徳島上那賀線		那賀郡・勝浦郡界～那賀町沢谷(開拓橋)	9.8	
主 阿南鷺敷日和佐線		那賀郡・阿南市界～那賀町向原	6.7	
主 阿南相生線		那賀町百合谷～那賀町雄	9.3	
主 日和佐上那賀線		那賀町谷山～小浜	21.2	
一 山川海南線		那賀郡・名西郡界～那賀町沢谷	3.1	
一 竹ガ谷鷺敷線		那賀町竹ヶ谷～那賀町阿井	15.1	
一 西納大久保線		那賀町西納～大久保	6.8	
一 木沢上那賀線		那賀町岩倉～沢谷(沢谷橋)	13.1	
一 助上那賀線		那賀町木頭助～那賀町大殿	3.4	
一 古屋日浦線		那賀町古屋～那賀町花瀬	14.3	
国 193号		海陽町霧越～相川	29.9	
主 阿南鷺敷日和佐線		美波町界～日和佐町北河内	10.0	
主 日和佐小野線		美波町寺前～阿南市界	16.3	
主 由岐大西線		美波町西の地～阿南市界	21.8	
主 日和佐上那賀線		美波町西河内～阿南市界	22.7	
主 牟岐海南線		牟岐町河内～小谷	6.0	
主 牟岐海南線		海陽町小川下小谷～終点	5.0	
一 牟岐港牟岐(T)線		牟岐港～牟岐港停車場	1.1	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
南部総合県民局 那賀庁舎	一 由岐(T)線	由岐停車場～日和佐小野線交差点	0.2	
	一 由岐港(T)線	由岐港～日和佐小野交差点	2.0	
	一 日和佐港線	日和佐港～日和佐小野交差点	0.4	
	一 浅川港線	浅川港～国道55号交差点	1.1	
	一 日和佐牟岐線	美波町弁財天～牟岐町西ノ山	17.0	
	一 鞆奥港線	鞆奥港～国道55号交差点	1.5	
	一 北河内奥河内線	美波町北河内～美波町奥河内	1.8	
	一 四方原海部線	海陽町四方原～海陽町奥浦	1.9	
	一 金目穴喰浦線	海陽町金目～海陽町穴喰浦	3.9	
	一 船津野根線	海陽町船津字船津～中越	2.9	
	一 中部山溪轟公園線	海陽町平井～小川	9.6	
	一 赤松由岐線	美波町赤松～北河内	7.8	
	一 赤松由岐線	美波町北河内～美波町木岐	4.0	
	一 日浦野田線	美波町赤松日浦～野田	5.7	
	一 上皆津奥浦線	海陽町相川～奥浦	16.5	
	一 芥附海部線	海陽町芥附～小谷	4.9	
	一 芥附海部線	海陽町櫛川～高園	7.1	
	一 久尾穴喰浦線	海陽町久尾～久保	18.1	
	西部総合県民局 美馬庁舎	国 193号	美馬市脇町西俣名～美馬市穴吹町岩手	18.1
国 438号		美馬市木屋平大北～美馬市美馬町野田ノ井	82.4	
国 377号		美馬市脇町県境～美馬市脇町西俣名	0.0	
主 美馬塩之江線		美馬市美馬町小長谷～美馬市脇町平帽子	12.4	
主 鳴門池田線		美馬市脇町拝原～美馬市美馬町境目	20.9	
国 492号		美馬市穴吹町穴吹～美馬市木屋平川井	30.7	
一 多和脇線		美馬市脇町東俣名～西赤谷	10.9	
一 穴吹塩之江線		美馬市穴吹町小島～美馬市脇町西大谷	15.3	
一 半田貞光線		つるぎ町半田松生～つるぎ町貞光江ノ脇	4.9	
一 美馬半田線		美馬市美馬町長畑～つるぎ町半田松生	0.8	
一 美馬貞光線		美馬市美馬町～美馬郡つるぎ町貞光	1.4	
一 小島(T)線		美馬市穴吹町三島～三島	0.2	
一 貞光(T)線		つるぎ町貞光馬出～馬出	0.0	
一 阿波半田(T)線		つるぎ町半田中藪	0.4	
一 脇三谷線		美馬市脇町脇町～美馬市穴吹町三島	2.7	
一 三ツ木宮倉線		美馬市木屋平三ツ木～西野々脇	7.0	
一 脇町曾江線		美馬市脇町脇町～曾江名	3.2	
一 大谷脇町線		美馬市脇町岩倉～美馬市脇町西大谷	8.9	
一 田方穴吹線		美馬市穴吹町田方～口山	7.0	
一 端山調子野線		つるぎ町貞光端山～美馬市穴吹町口山調子野	11.9	
一 上蓮小野線		つるぎ町半田上蓮～小野	9.2	
一 蔭名小野線		つるぎ町半田蔭名～小野	3.3	
一 小谷西端山線		つるぎ町半田小谷～高瀬	10.2	
一 小谷西端山線		つるぎ町貞光端山～端山	1.8	
一 一字古宮線		つるぎ町一字～剪宇	3.5	
一 一字古宮線		美馬市穴吹町古宮～北又	4.2	
一 中野木屋平線		つるぎ町一字中野～奥大野	2.7	
一 中野木屋平線		美馬市木屋平太合～太合	4.5	
一 菅生伊良原線		つるぎ町一字大屋内～伊良原	3.1	
一 木地屋赤松線		つるぎ町一字木地屋～赤松	8.7	
西部総合県民局 三好庁舎	国 439号	三好市東祖谷見ノ越～檜尾	42.3	
	国 319号	三好市山城町茂地～川口	10.0	
	国 438号	三好市界～三好市東祖谷見ノ越	2.3	
	主 丸亀三好線	東みよし町東山～東みよし町昼間	17.0	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
西部総合県民局 三好庁舎	主 観音寺池田線	三好市池田町ヤマダ～ウエノ	2.9	
	主 観音寺佐野線	三好市池田町佐野～佐野	3.1	
	主 鳴門池田線	三好市三野町清水～三好市池田町東州津	14.3	
	主 山城東祖谷山線	三好市山城町祖谷口～三好市東祖谷新居屋	33.0	
	主 三加茂東祖谷山線	東みよし町加茂～三好市東祖谷落合	37.0	
	主 込野観音寺線	三好市池田町込野～香川県県境	10.8	
	主 西祖谷山山城線	三好市西祖谷山村後山～徳善	8.4	
	一 勝浦三野線	三好市三野町中屋東～東川原	7.2	
	一 大利辻線	三好市池田町出合～宮石	2.7	
	一 大利辻線	三好市池田町漆川～三好市井川町辻	23.0	
	一 腕山宮石線	三好市池田町宮石～三好市西祖谷山村瀬戸内	17.2	
	一 箸蔵(T)線	三好市池田町州津～州津	0.1	
	一 大歩危(T)線	三好市西祖谷山村徳善西～三好市山城町柿野尾	0.2	
	一 菅生伊良原線	三好市東祖谷菅生～切谷	1.2	
	一 芝生中庄線	三好市三野町芝生～東みよし町江口	0.8	
	一 出口太刀野線	東みよし町西庄～三好市三野町太刀野	3.5	
	一 昼間辻線	三好市三好町昼間～三好市井川町辻	1.2	
	一 白地州津線	三好市池田町白地～州津	6.0	
	一 野呂内三縄(T)線	三好市池田町上野呂内～中西	13.7	
	一 三縄(T)黒沢線	三好市池田町中西～漆川	7.8	
一 一字祖谷口(T)線	三好市山城町下川～下川	0.1		
一 粟山殿野線	三好市山城町粟山～西宇	8.7		
一 上名西宇線	三好市山城町上名～西宇	6.6		
一 三加茂三好線	東みよし町加茂～三好市三好町足代宮の岡	1.2		
一 阿波池田(T)線	三好市池田町サラダ～マチ	0.3		
一 腕山花ノ内線	三好市西祖谷山村小祖谷～三好市井川町花ノ内	11.0		
合計		266箇所	2238.5	

## (2) 凍結防止剤の配置

各庁舎及び土木事務所が確保しておく凍結防止剤の配置は、次のとおりとし、交通状況又は道路の凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤数量(袋)	備考
東部県土整備局 徳島庁舎	徳島市南末広町	末広作業所	300	
	名西郡神山町	神山町役場本庁他神山町7箇所	650	
	勝浦郡勝浦町	勝浦町役場	90	
	名東郡佐那河内村	佐那河内村役場	90	
	小松島市役所	小松島市役所	90	
	上勝町役場	上勝町役場	90	
	委託散布業者(建設業者) 管内警察署	徳島庁舎管内64社	200	60
東部県土整備局 鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩	鳴門庁舎他鳴門市3箇所	157	
	板野郡板野町大寺	板野町役場	30	
	鳴門庁舎管内	橋梁箇所他	516	
東部県土整備局 吉野川庁舎	阿波市土成町宮川内	宮川内ダム管理事務所	100	
	吉野川市川島町宮島	東部県土整備局吉野川庁舎	423	
	吉野川庁舎管内	橋梁箇所	347	
南部総合県民局 阿南庁舎	阿南市富岡町	阿南庁舎他阿南市3箇所	550	
	阿南土木管内	橋梁箇所	50	
南部総合県民局 那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野	那賀庁舎	493	
	那賀郡那賀町平谷	那賀庁舎平谷詰所	193	
	那賀郡那賀町木頭出原	那賀庁舎出原詰所	135	
	那賀庁舎管内	橋梁箇所他	224	
南部総合県民局 美波庁舎	海部郡美波町	美波庁舎	205	
	海部郡海陽町	美波庁舎海部詰所	127	
西部総合県民局 美馬庁舎	美馬市脇町	美馬警察署清水駐在所他脇町14箇所	275	
	美馬市美馬町	三頭トンネル他美馬市美馬町2箇所	180	
	美馬郡つるぎ町	美馬警察署八千代駐在所他つるぎ町13箇所	325	
	美馬市穴吹町	美馬警察署宮内駐在所他美馬市穴吹町5箇所	95	
	美馬市木屋平	西部総合県民局(美馬)木屋平詰所他美馬市木屋平1箇所	110	
	美馬庁舎管内	橋梁箇所	105	
西部総合県民局 三好庁舎	三好市池田町上野呂内	小学校他三好市池田町17箇所	79	
	三好郡東みよし町足代	東消防署他東みよし町2箇所	55	
	三好市三野町東川原	農協三野支所他三好市三野町3箇所	60	
	三好市山城町大野	駐在所前他三好市山城町8箇所	33	
	三好市井川町腕山	腕山スキー場倉庫他三好市井川町6箇所	1,408	
	三好郡東みよし町西庄	西山バス停他東みよし町2箇所	10	
	三好市西祖谷山村一宇	有料道路料金所跡倉庫他三好市西祖谷山村2箇所	700	
	三好市東祖谷下瀬	土木プラント他三好市東祖谷3箇所	1,000	
	三好庁舎管内	橋梁箇所	12	
計			9,567	



## (3) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
東部県土整備局 徳島庁舎	ショベル	34	5	借上
	グレーター	5	0	〃
	作業車	4	3	県直営
	小計	43		
東部県土整備局 鳴門庁舎	ショベル	19	19	借上
	グレーター	6	6	〃
	作業車	2	2	県直営
	小計	27		
東部県土整備局 吉野川庁舎	ショベル	14	5	借上
	グレーター	5	5	〃
	作業車	1		県直営
	小計	20		
南部総合県民局 阿南庁舎	グレーター	1	2	借上
	作業車	1	2	県直営
	小計	2		
南部総合県民局 那賀庁舎	ショベル	18	36	借上
	作業車	3	20	県直営
	小計	21		
南部総合県民局 美波庁舎	ショベル	9	2	借上
	作業車	3	2	県直営
	小計	12		
西部総合県民局 美馬庁舎	ショベル	0	0	借上
	除雪車	1	17	つるぎ町移管
	グレーター	0	0	借上
	作業車	2	30	県直営
	小計	3		
西部総合県民局 三好庁舎	ショベル	32	60	借上
	グレーター	5	10	借上
	作業車	3	30	県直営
	小計	40		
合 計		168		

(4) 除雪の始期

除雪は積雪の状況により交通に重大な支障をきたすとみとめられるときに開始し必要な交通の確保を期して実施するものとする。

(5) 除雪用機械の整備

県は、各路線毎に建設業者の協力を得て業者手持機械201台を確保し、配置設計するとともに、県作業班の作業車20台を常備し出動できるよう整備しておくものとする。

各庁舎及び土木事務所除雪機械の配置は次の表のとおりである。

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	除雪路線名	除雪用機械数			除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル	作業車		
東部県土整備局 徳島庁舎	国 193号			2	田村、川南建設	神山町
	一 山川海南線				田村	神山町
	国 438号			6	南本組、拓洋建設、安芸産業、やまか建設	神山町、佐那河内村
	主 神山鮎喰線			4	やまか、花井建設	神山町
	主 神山川島線				南本組	神山町
	主 石井神山線			5	岩丸、松浦工業	神山町
	主 徳島上那賀線			3	川端、新井建設、勝浦建設	上勝町、勝浦町、徳島市
	主 徳島引田線	1	1		不動建設	徳島市
	主 徳島吉野線	1			不動建設、前林建設	徳島市
	主 徳島鴨島線				不動建設	徳島市
	主 小松島佐那河内線			2	日清	徳島市
	主 阿南小松島線			2	葎本工業	小松島市
	一 新浜勝浦線			1	森脇組	勝浦町
	一 八多法花線		2		だいまつ、日清建設	徳島市
	一 鮎喰新浜線	1	2		相互	徳島市
	主 鴨島神山線		1		昭和土建	神山町
	一 二宮山川線				昭和土建	神山町
	主 徳島環状線			5	品山組	徳島市
	主 徳島北灘線				品山組	徳島市
	一 土成徳島線				品山組	徳島市
一 藍住吉成停車場線				品山組	徳島市	
管内一円			4	直営	徳島市末広町	
東部県土整備局 鳴門庁舎	主 徳島引田線①	1	2		栄建設、小川土木	板野町
	主 徳島引田線②		1		桜井建設	鳴門市
	主 鳴門公園線①	1	2		阿波道路、吉成建設	鳴門市鳴門町土佐泊浦～撫養町大桑島
	主 鳴門公園線②	1	1		三友建機	鳴門市鳴門町高島～撫養町木津
	主 鳴門池田線①	1	1		谷口工業	鳴門市大津町・撫養町
	主 鳴門池田線②			3	宮崎基礎建設、圃山建設、斎藤忠建設、	鳴門市大麻町
	主 鳴門池田線③		1		栄建設	板野町
	主 松茂吉野線①		1		大東興業	松茂町
	主 松茂吉野線②		1		栄建設	板野町
	主 石井引田線		1		栄建設	板野町
	主 徳島鳴門線		2		谷口工業、福井組	鳴門市
	主 徳島空港線	1	1		大東興業	松茂町
	主 徳島北灘線①		2		圃山建設、斎藤工業	鳴門市大麻町
	主 徳島北灘線②		1		桜井建設	鳴門市北灘町
	主 瀬戸撫養線		2		三友建機、吉成建設	鳴門市
	一 板野川島線		1		栄建設	板野町
	一 阿波大宮停車場線		1		小川土木	板野町
	一 板野停車場線		1		栄建設	板野町
	一 板東停車場線		1		宮崎基礎建設	鳴門市
	一 北島池谷停車場線		1		丸井建設工業	鳴門市
	一 瀬戸港線		1		西野組	鳴門市
	一 亀浦港櫛木線		1		荒川建設	鳴門市
	一 粟津港撫養線		2		谷口工業、岩朝建設	鳴門市
	一 粟津港線		1		岩朝建設	鳴門市
	一 長原港線		1		大東興業	松茂町
	一 古川長原港線		1		大東興業	松茂町
	一 川内大代線①		1		北島住建	松茂町
	一 川内大代線②		1		谷口工業	鳴門市
	一 桧藍住線		1		圃山建設	鳴門市
	一 津慈広島線①		1		福井組	鳴門市
	一 津慈広島線②		1		大東興業	松茂町
	一 大谷櫛木線		2		宮崎基礎建設、鳴門開	鳴門市
	一 板野インター線		1		栄建設	板野町
一 鳴門徳島自転車道線①		1		谷口工業	鳴門市	
一 鳴門徳島自転車道線②		1		大東興業	松茂町	
管内一円			2	直営	鳴門市	

土木 事務所名	除雪路線名	除雪用機械数			除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル	作業車		
東部県土 整備局 吉野川庁舎	国 193号①				高越建設	国道192交差点、美郷宇川俣
	一 奥野井阿波山川(T)線		1		高越建設	県道終点、川東
	国 193号②			1	大建	吉野川市美郷川俣、神山町界
	一 仁賀木山瀬(T)線			1	福永組	県道起点、上喜来
	主 津田川島線			1	福永組	県境、市場町上喜来橋
	一 三ツ木宮倉線	0	1		山本組	美馬市木屋平界、吉野川市美郷宮倉
	一 二宮山川線			1	第一建設	神山町境 美郷字古土地
	一 二宮山川線	0	1		平山土建	吉野川市美郷古土地、山川町界
	一 二宮山川線			1	赤川組	吉野川市美郷界、山川町国道192号
	主 石井引田線			1	小川土木	上板町畜産試験場、県道終点
管内一円			1	直営	吉野川市川島町	
南部総合 県民局阿南	管内一円	1			扇建設	阿南市那賀川町
	管内一円			2	直営	阿南市
南部総合 県民局 那賀庁舎	国 195号①			1	広瀬組	那賀町土佐
	国 195号②			1	東和	那賀町仁宇
	国 195号③			1	橋本土建	那賀町吉野
	国 196号④			1	四宮工業	那賀町朴野
	国 195号⑤			1	多田組	那賀町音谷
	国 195号⑥			1	谷下組	那賀町小浜
	国 195号⑦			1	平谷建設	那賀町大殿
	国 196号⑧			1	岩崎建設	那賀町白石
	国 195号⑨			1	小野組	那賀町木頭出原
	国 195号⑩			1	広間組	那賀町木頭折宇
	国 195号⑪			1	北川産業	那賀町木頭北川
	国 193号①			1	宮城組	那賀町沢谷
	国 193号②			1	木沢建設	那賀町木頭
	国 193号③			1	平谷建設	那賀町海川
	主 徳島上那賀線			1	新居組	那賀町掛盤
	主 阿南鷲敷日和佐線①			1	広瀬組	那賀町田野
	主 阿南鷲敷日和佐線②			1	東和	那賀町仁宇
	主 阿南鷲敷日和佐線③			1	橋本土建	那賀町雄
	主 阿南相生線			1	東和	那賀町百合
	主 阿南相生線			1	橋本土建	那賀町雄
	主 日和佐上那賀線			1	岸建設	那賀町川俣
	一 山川海南線			1	木沢開発	那賀町沢谷
	一 竹方谷鷲敷線①			1	谷崎組	那賀町竹ヶ谷
	一 竹方谷鷲敷線②			1	相互建設	那賀町谷内
	一 竹方谷鷲敷線③			1	東和	那賀町仁宇
	一 西納大久保線①			1	相互建設	那賀町西納
	一 西納大久保線②			1	四宮工業	那賀町大久保
	一 木沢上那賀線			1	新居組	那賀町川成
	一 助上那賀線①			1	小野組	那賀町助
	一 助上那賀線②			1	平谷建設	那賀町海川
	一 古屋日浦線①			1	多田組	那賀町小計
	一 古屋日浦線②			1	四宮工業	那賀町花瀬
管内一円			3	直営	那賀町	
南部総合 県民局 美波庁舎	国 193号①			1	阿波開発工業	海陽町
	主 阿南鷲敷日和佐線			1	井上建設	美波町
	一 日浦野田線			1	井上建設	美波町
	主 日和佐上那賀線			1	楠本組	美波町
	国 193号②			1	谷田組	海陽町
	一 中部山溪轟公園線			1	轟	海陽町
	一 船津野根線			1	多田工業	海陽町
	一 上皆津奥浦線			1	谷田組	海陽町
	一 久尾宍喰浦線			1	多田工業	海陽町
	管内一円			3	直営	美波町

土木 事務所名	除雪路線名	除雪用機械数			除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル	作業車		
西部総合 県民局 美馬庁舎	国 193号①		1		四国ボーリング工業	美馬市脇町
	国 193号②	1			セイコク	美馬市脇町
	国 438号①		1		北岡組	美馬市美馬町
	国 438号②		1		大和土建	美馬市木屋平
	国 438号③		1		田村組	美馬市木屋平
	国 438号④		1		梅津建設	美馬市木屋平
	国 377号		1	1	四国ボーリング工業	美馬市脇町
	主 美馬塩之江線	1	1		旭建設	美馬市美馬町
	主 鳴門池田線①		1	1	中央建設	美馬市美馬町
	主 鳴門池田線②	1	1		原組	美馬市脇町
	主 鳴門池田線③	1			北岡組	美馬市美馬町
	主 鳴門池田線④		1		前田組	美馬市美馬町
	国 438号⑤	1			南建設	つるぎ町
	国 438号⑥		1		西尾組	つるぎ町
	国 438号⑦		1		南建設	つるぎ町
	国 438号⑧		1		協和建設	つるぎ町
	国 438号⑨		1		広沢組	つるぎ町
	国 438号⑩		1		岡村建設	つるぎ町
	国 492号①		1		郷田組	美馬市脇町
	国 492号②		1		久保組	美馬市穴吹町
	国 492号③		1		南部建設	美馬市穴吹町
	国 492号④		1		谷奥建設	美馬市穴吹町
	国 492号⑤		1		原田組	美馬市木屋平
	国 492号⑥		1		田村組	美馬市木屋平
	一 多和協線①		1		美馬建設	美馬市脇町
	一 穴吹塩之江線		1		西村組	美馬市脇町
	一 半田貞光線①		1	1	松考建設	つるぎ町
	一 半田貞光線②	1			南建設	つるぎ町
	一 美馬貞光線①	1			北岡組	美馬市美馬町
	一 美馬半田線①		1		藤山建設	美馬市美馬町
	一 小島(T)線			2	直営	美馬市脇町
	一 貞光(T)線	1			南建設	つるぎ町
	一 阿波半田(T)線		1		松考建設	つるぎ町
	一 脇三谷線①		1		豊島建設	美馬市脇町
	一 脇三谷線②		1		権田建設	美馬市穴吹町
	一 三ツ木宮倉線		1		原田組	美馬市木屋平
	一 脇町萱江線		1		長畠工務所	美馬市脇町
	一 大谷脇町線①		1		藤田商事	美馬市脇町
	一 大谷脇町線②		1		塩田組	美馬市脇町
	一 田方穴吹線①		1		久保組	美馬市穴吹町
	一 田方穴吹線②		1		楮本建設	美馬市穴吹町
	一 端山調子野線①		1		鎮山組	つるぎ町
	一 端山調子野線②	1	1		南部建設	美馬市穴吹町
	一 上蓮小野線①	1	1		井上組	つるぎ町
	一 上蓮小野線②		1		藤原組	つるぎ町
	一 上蓮小野線③		1		松考建設	つるぎ町
	一 蔭名小野線		1		中尾組	つるぎ町
	一 小谷西端山線①	1	1		井上組	つるぎ町
	一 小谷西端山線②		1		光建設	つるぎ町
	一 一字古宮線①		1		協和建設	つるぎ町
一 一字古宮線②		1		平田組	美馬市穴吹町	
一 中野木屋平線①		1		広沢組	つるぎ町	
一 中野木屋平線②		1		高雲建設	美馬市木屋平	
一 菅生伊良原線		1		協和建設	つるぎ町	
一 木地屋赤松線		1		南建設	つるぎ町	
主 鳴門池田線(旧道)		1		中央建設	美馬市美馬町	
管内一円			2	直営	美馬市脇町	

土木 事務所名	除雪路線名	除雪用機械数			除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル	作業車		
西部総合 県民局 三好庁舎	一 白地州津線	1	1		県西土木	三好市池田町州津
	一 野呂内三縄(T)線①		1		山全	三好市池田町白地
	一 野呂内三縄(T)線②		1		日建建設工業	三好市池田町中西
	主 込野観音寺線		1		池北	三好市池田町州津
	一 芝生中庄線		1		第一建設	三好市三野町加茂野宮
	一 出口太刀野線		1		川原組	東みよし町中庄
	主 三加茂東祖谷山線①		1		三庄	東みよし町中庄
	主 三加茂東祖谷山線②		1		四国開発土木	東みよし町中庄
	主 三加茂東祖谷山線③	1	1		昭和工業	三好市東祖谷京上
	主 三加茂東祖谷山線④		1		喜多建設	三好市東祖谷落合
	一 大利辻線①		1		三縄建設	三好市池田町大利
	一 大利辻線②		1		丸横建設	三好市池田町シンマチ
	一 大利辻線③	1	1		元木土建	三好市井川町井内西
	主 鳴門池田線①	1	1		県西土木	三好市池田町州津
	主 鳴門池田線②		1		第一建設	三好市三野町加茂野宮
	主 鳴門池田線③		1		山口組	三好市三野町太刀野
	主 鳴門池田線④		1		足代興業	東みよし町足代
	主 鳴門池田線⑤		1		横関建設	東みよし町足代
	一 昼間辻線		1		藤川土建	東みよし町昼間
	一 箸蔵(T)線	1	1		県西土木	三好市池田町州津
	主 丸亀三好線①		1		横関建設	東みよし町足代
	主 丸亀三好線②		1		中川建設	東みよし町昼間
	一 勝浦三野線		1		山口組	三好市三野町太刀野
	国 439号①		1		剣建設	三好市東祖谷菅生
	国 439号②		1		名頃建設	三好市東祖谷菅生
	国 439号③		1		喜多建設	三好市東祖谷落合
	国 439号④		1		昭和工業	三好市東祖谷京上
	国 439号⑤		1		中石土建	三好市東祖谷若林
	国 439号⑥		1		上西組	三好市東祖谷檜尾
	一 菅生伊良原線		1		続組	三好市東祖谷菅生
	一 三加茂三好線		1		足代興業	東みよし町足代
	国 438号		1		剣建設	三好市東祖谷菅生
	一 一字祖谷口(T)線		1		西村建設	三好市山城町大川持
	一 三縄(T)黒沢線		1		日建建設工業	三好市池田町中西
	一 粟山殿野線		1		西村建設	三好市山城町大川持
	国 319号線	1	1		西村建設	三好市山城町大川持
	一 上名西宇線		1		大鏡組	三好市山城町下名
	主 観音寺佐野線		1		山全	三好市池田町白地
	主 山城東祖谷山線①		1		三縄建設	三好市池田町大利
	主 山城東祖谷山線②		1		西岡土木	三好市西祖谷山村一字
	主 山城東祖谷山線③		1		笹川建設	三好市西祖谷山村戸の谷
	主 山城東祖谷山線④		1		井下建設	三好市東祖谷高野
	主 山城東祖谷山線⑤		1		中石土建	三好市東祖谷若林
	主 観音寺池田線	1	1		丸浦工業	三好市池田町シンマチ
	一 阿波池田(T)線	1	1		丸浦工業	三好市池田町シンマチ
	主 西祖谷山山城線①		1		笹川建設	三好市西祖谷山村戸の谷
	主 西祖谷山山城線②		1		小林建設	三好市西祖谷山村下吾橋
一 腕山宮石線		1		三縄建設	三好市池田町大利	
一 腕山花ノ内線①		1		三縄建設	三好市池田町大利	
一 腕山花ノ内線②		1		腕土建	三好市井川町井内東	
一 腕山花ノ内線③		1		三好市	三好市池田町シンマチ	
管内一円				3直営	三好市池田町	
合計	165箇所	30	227	22		

10-8 県有自動車数

(平成25.1.31現在)

普通車		小型車		特殊	軽四	乗合	特種	原付	合計
乗用	貨物	乗用	貨物						
62	26	157	387	19	172	13	41	7	884

10-9 船艇数

基地	船名	トン数	乗組員数	速力 ノット	連絡先
小松島	よしの	358	25		徳島海上保安部 (0885)33-2244
	びざん	209	16		
	うずかぜ	24	5		
日和佐	あしび	26	5		徳島海上保安部 日和佐分室 (0884)77-0555
徳島	つるぎ	60	6	41	県水産課漁業調整室 (088)621-2478 船舶電話 090-3026-7943
日和佐	せんば	47	6	37.7	県水産課漁業調整室 (088)621-2478 船舶電話 090-3025-8383
日和佐	とくしま	80	6	13.32	県農林水産総合技術支援センター水産研究課 (0884)77-1251
徳島	なると	10	2	40	県警察地域課 (088)622-3101
	かもめ	3.4	2	29	

# 10-10 徳島飛行場、小松島飛行場周辺における 航空事故の連絡、調整体制に関する協定

徳島県知事、徳島県警察本部長、徳島市長、鳴門市長、小松島市長、阿南市長、那賀川町長、羽ノ浦町長、松茂町長、北島町長、藍住町長、阿南消防組合管理者、板野東部消防組合管理者、小松島海上保安部長、徳島空港事務所長、高松防衛施設事務所長、徳島教育航空群司令及び小松島航空隊司令は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制について、次のとおり協定する。

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制について必要な事項を定め、もって応急救助活動等を適切かつ迅速に実施することを目的とする。

## 第 2 章 連絡、調整体制

(関係機関及び連絡先)

第 2 条 この協定における関係機関とは、徳島県、徳島県警察、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、那賀川町、羽ノ浦町、松茂町、北島町、藍住町、阿南消防組合、板野東部消防組合、小松島海上保安部、徳島空港事務所、高松防衛施設事務所、徳島教育航空群及び小松島航空隊をいうものとする。

- 2 関係機関相互の連絡、調整先は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 関係機関相互の連絡、調整は、連絡責任者を通じて行うものとする。
- 4 関係機関は、連絡責任者に異動（変更）があった場合、速やかに徳島教育航空群連絡責任者へ通知するものとする。
- 5 徳島教育航空群連絡責任者は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知するものとする。

(航空災害等発生通報)

第 3 条 航空災害が発生した場合は、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者は、直ちに災害発生地を管轄する警察、消防又は海上保安部等関係機関の連絡責任者に対して通報するものとする。

- 2 警察、消防又は海上保安部関係機関の連絡責任者は、航空災害に関する情報を入手した場合は直ちに、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者に対して通報するものとする。
- 3 航空災害発生通報の連絡系統は、別図、連絡、通報系統図のとおりとする。



(通報の内容)

第4条 前条の通報を行う場合には、次のうち判明した事項について通報するものとする。

- (1) 航空災害の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 航空災害の発生時刻及び位置
- (3) 当該航空機の特徴(機種、機番号、塗装等)
- (4) 当該航空機のうち載物件の状況(燃料、弾薬等)
- (5) 乗員及び乗客の状況
- (6) その他判明している事項

(現場連絡所の設置)

第5条 関係機関は、協議のうえ必要に応じ、災害現場における応急救助活動等を調整するため、現場連絡所を設置するものとする。

2 当該関係機関は、現場連絡所の確保又は提供について、相互に協力するものとする。

(応急救助活動等の分担区分)

第6条 関係機関は、応急救助活動等の実施に際して、相互の保有機能を効果的に発揮するため、別表第2に掲げる分担区分を標準として、調整を図りつつ活動するものとする。

### 第 3 章 雑 則

(その他)

第7条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度、関係機関の調整により処理するものとする。

2 前項にかかわる連絡、調整及び庶務は、徳島教育航空群が行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この協定書は、協定当事者が各 1 通を保持する。

徳 島 県 知 事	武 市 恭 信
徳 島 県 警 察 本 部 長	手 島 堅 次
徳 島 市 長	山 本 潤 造
鳴 門 市 長	谷 光 次
小 松 島 市 長	麻 植 豊
阿 南 市 長	吉 原 薫
那 賀 川 町 長	島 田 好 一
羽 ノ 浦 町 長	松 崎 一 行
松 茂 町 長	中 川 博 司
北 島 町 長	新 見 基 茂
藍 住 町 長	山 本 勇
阿南消防組合管理者	吉 原 薫
板野東部消防組合管理者	中 川 博 司
小松島海上保安部長	安 池 清
徳島空港事務所長	薬 師 川 幸 之 助
高松防衛施設事務所長	橋 本 一 男
徳島教育航空群司令	朝 倉 豊
小松島航空隊司令	田 中 稔

## 連絡・調整先一覧(第2条関係)

機関名	勤務時間中			勤務時間外			総合情報通信ネットワーク
	連絡責任者	電話番号	内線	連絡責任者等	電話番号	内線	
徳島県	企画課長	088-621-2716		衛視室	088-621-2057		1-211-7101~2, 1-211-2-2849(FAX)
徳島県警察本部	警備課長	088-622-3101	5741	総合当直	088-622-3101	2070・2071	1-211-7310
徳島市	消防局警防課長	088-656-1192		通信指令室	088-656-1190		1-381-3、1-381-9(FAX)
鳴門市	消防本部警防課長	088-684-1335		通信指令室	088-685-2009		1-351-3
	総務課長	088-684-1124		宿直室	088-684-1111		1-351-5、1-351-9(FAX)
小松島市	消防本部消防署長	0885-32-0119		通信室	0885-32-0119		1-393-4
	総務課長	0885-32-2123		宿直室	0885-32-2111		1-393-3、1-393-9(FAX)
阿南市	市民安全局長	0884-22-9191		宿直室	0884-22-1111		1-421-3、1-421-9(FAX)
那賀川町	(阿南市に合併)						
羽ノ浦町	(阿南市に合併)						
松茂町	総務課長	088-699-8710			088-699-2111		1-352-3、1-352-9(FAX)
北島町	総務課長	088-698-9801		宿直室	088-698-2410		1-384-3、1-384-9(FAX)
藍住町	総務課長	088-637-3111		宿直警備員又は日直者	088-637-3111		1-385-3、1-385-9(FAX)
阿南消防組合(阿南市消防本部)	情報管制課長	0884-22-1120		情報管制課長	0884-22-1120		1-424-3、1-424-9(FAX)
板野東部消防組合	警防課長	088-699-9977		通信指令室	088-699-4211		1-354-3、1-354-9(FAX)
徳島海上保安部	警備救難課長	0885-33-2244			0885-33-2244		1-396-3
徳島空港事務所	先任航空管制情報官	088-699-2980		先任航空管制運航情報官	090-2787-3500		
高松防衛施設事務所	高松防衛施設事務所長	087-831-6336					
徳島教育航空群	運用幕僚	088-699-5111	3213	当直士官	088-699-5111	3222・3223	1-355-3、1-355-9(FAX)
小松島航空隊	運用幕僚	0885-37-2111	213~217	当直士官	0885-37-2111		1-397-3、1-397-9(FAX)

## 応急救急活動等分担区分（第6条関係）

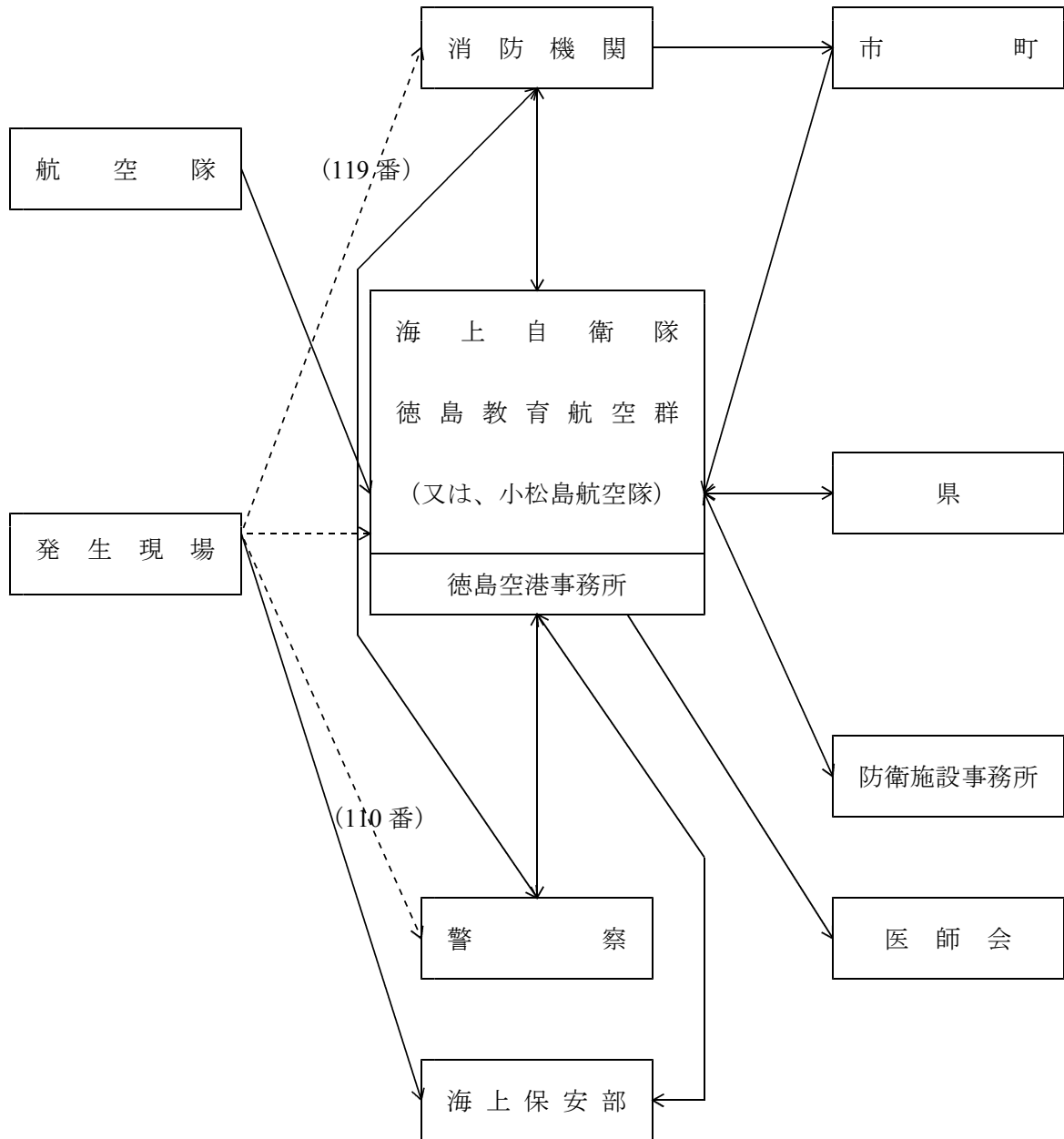
関係機関 応急救急活動等	人 命 救 助			消火活動	財 産 保 護	
	救助活動	応急手当	入 院 (輸送、庶務)		立入制限 交通規制	警 備
県	○	○	○			
市 ・ 町	○	○	○			
警 察	◎	◎	○	○	◎	◎
消 防	◎	◎	◎	◎	○	
海上保安部	◎	◎	◎	◎	◎	◎
空港事務所	○	○	○			
防衛施設 事 務 所	○	○	○			
海上自衛隊	○	○	○	○	○	○

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、協力機関を示す。

3 海上保安部は、海上における活動に限る。

連絡、通報系統図（第3条関係）



10-11 四国管区警察局管内における大規模災害発生時等  
の広域交通管制に関する協定

四国管区警察局及び四国管区警察局管内の県警察本部長は、大規模災害発生時等における広域交通管制に関し、次のとおり協定する。

平成7年12月6日

四国管区警察局公安部長

警視正 三 栖 賢 治

徳島県警察本部長

警視長 中 村 薫

香川県警察本部長

警視長 今 井 康 容

愛媛県警察本部長

警視長 佐 藤 正 夫

高知県警察本部長

警視長 縄 田 修

(目 的)

第1条 この協定は、四国管区警察局（以下「管区局」という。）管内で大規模災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）において、管区局管内の県警察（以下「県警察」という。）の的確な広域交通管制及びこれを実施するための相互支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害応急対策に従事する者が使用中の車両又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送に使用中の車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両をいう。以下同じ。）の流入規制、う回・誘導及び緊急運行車両の通行を確保する必要がある地震、津波、その他の自然災害又は人為的事故により発生した災害をいう。

(2) 広域交通管制

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両の流入規制、う回・誘導及び緊急通行車両の通行を確保するために実施する交通規制をいう。

(3) 広域交通管制区域

県警察が広域交通管制を実施するため、県内の活断層の分布状況、河川、低地等の地理的条件、道路整備状況等を勘案して、大規模災害の発生を想定して設定する区域をいう。

(4) 流入規制要点

県警察が、大規模災害が発生した場合において、発生後直ちに被災県内への一般車両の流入を禁止するために交通規制を実施する地点をいう。

(5) 緊急交通路

県警察広域交通管制区域において、被災地域内への緊急通行車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(6) う回路

県警察が、大規模災害が発生した場合において、一般車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(7) 道路確認要員

大規模災害の発生後、直ちに広域交通管制区域内の緊急交通路について、交通の傷害の有無等について確認を行うために指定された要員をいう。

(支援体制の確立)

第3条 県警察の本部長（以下「本部長」という。）は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立するものとする。

(事前指定)

第4条 本部長は、管内の広域交通管制区域、流入規制要点、緊急交通路、う回路及び道路確認要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 本部長は、前項の広域交通管制区域等の指定に当たり、事前に四国管区警察局長（以下「管区局長」という。）に報告し、調整を受けるものとする。

(発生報告)

第5条 本部長は、管内で大規模災害が発生した場合は、直ちに管区局長に報告しなければならない。

(協議等)

第6条 管区局長は、被災地を管轄する本部長からの報告に基づき、広域交通管制の実施が必要であると認めるときは、被災地を管轄する県警察及び隣接する県警察と協議するものとする。

(緊急交通路等の設定)

第7条 被災地を管轄する本部長は、大規模災害の発生後、直ちに道路交通障害等の有無を確認し、緊急交通路及びう回路を設定して緊急運行車両及び一般車両の運行の確保に努めなければならない。

2 被災地に隣接する本部長は、前項の緊急交通路及びう回路の県境付近において緊急通行車両及び一般車両の円滑な運行を確保するため、必要な交通対策を実施するものとする。

(細目的事項)

第8条 この協定の実施について必要な細目的事項は、県警察の交通部長が申し合わせる事ができる。

附 則

この協定は、平成8年1月1日から実施する。



## 10-12 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲または乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1） 道路情報提供施設の相互利用
- （2） 緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3） 災害情報の共有
- （4） 災害時の防災基地
- （5） 災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （6） その他必要と認められる事項

### （協力要請）

第3条 協力を要請する甲または乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭若しくは電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

### （費用負担）

第4条 第3条に基づく協力を要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

### （情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

### （防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成20年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年8月31日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事

乙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号  
西日本高速道路株式会社  
四国支社長

## 大規模災害発生時における相互協力に関する変更協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）とは、平成19年8月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を次のとおり変更する。

1 原協定第2条で定める相互協力を、次の各号に掲げる内容に変更する。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲または乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められる事項

本変更協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 3月 22日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事

乙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号  
西日本高速道路株式会社  
四国支社長

## 「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」に関する細目協定

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）とは、平成19年8月31日に締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」及び平成24年3月22日に締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する変更協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

### （大規模災害の定義）

第1条 「大規模災害」とは、甲において災害対策本部が設置された災害及び乙において非常体制を構築した災害並びにこれらに類するものとして甲及び乙が認めた災害をいう。

### （高速道路施設）

第2条 協定書第2条第1号に定める高速道路施設は、乙が管理する別紙1の施設とする。

### （緊急開口部）

第3条 協定書第2条第2号に定める緊急開口部は、乙が管理する別紙2の箇所とする。なお、ここでいう緊急車両とは法律、その他政令、又は県知事により定められた車両をいう。

### （資機材、物資）

第4条 協定書第2条第3号に定める資機材、物資は、甲と乙の間で提供可能な資機材、物資について、情報交換するものとする。

### （災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供）

第5条 協定書第2条第4号に定める災害情報及び道路情報は、次の項目とする。

- (1) 施設被災の情報
  - (2) 道路交通規制の状況
  - (3) ヘリコプター等により確認した被災状況
  - (4) 避難勧告、避難指示情報
  - (5) その他災害対策に必要な情報
- 2 災害情報及び道路情報の共有のため、甲又は乙が相手方の災害対策本部等に人員派遣が必要と判断した場合は、事前に了承を得て派遣することができるものとする。
- 3 共有した災害情報及び道路情報の道路利用者への提供については、甲及び乙が各々で実施の判断、提供方法の検討を行うものとする。

(調査・復旧に関する技術的支援)

第6条 協定書第2条第5号に定める調査・復旧については、甲が管理する公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物並びに公共建築施設の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対し、乙が技術的に支援するものとする。

(相互の道路機能の活用)

第7条 協定書第2条第6号に定める相互の道路機能の活用にあたっては、緊急車両等輸送路を早期に確保するために、甲、乙相互の管理区分に縛られることなく柔軟に対応するものとする。

(地域の安全性向上に関する取組み)

第8条 協定書第2条第7号に定める地域の安全性向上について、甲及び乙は平時から連携協力し、必要な取組みの実施に努めるものとする。また、大規模災害発災時における道路啓開等の緊急対応についても、甲及び乙は、自己の業務に支障のない可能な範囲で、支援、協力を行うものとする。

(その他必要と認められる事項)

第9条 協定書第2条第8号に定めるその他必要と認められる事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協力要請)

第10条 協定書第3条の規定する文書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 要請を受けた甲及び乙は協力要請に対する回答を口頭又は電話で行い、後日速やかに別記様式第2号の文書を送付するものとする。

3 要請に基づく措置の実施にあたっては、実施内容、実施範囲について相互に十分調整を行うものとする。

4 要請を受けた甲及び乙が、要請の基づく措置を完了した場合は、別記様式第3号により相手方に報告するものとする。

(情報連絡体制)

第11条 甲及び乙は協定書第5条の規定に基づき、担当部局の名称及び連絡先を協定書締結後速やかに別記様式第4号により報告するものとし、変更が生じた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本細目協定の有効期間は、調印の日から平成25年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

(その他)

第13条 この細目協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して別に定める。

(施行)

第14条 この細目協定は、平成24年 3月 22日から施行する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙を統括する職のものが記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成24年 3月 22日

甲 徳島県 県土整備部長

乙 西日本高速道路株式会社四国支社  
保全サービス事業部長

## 別紙1

道路名	施設名	住所	備考
高松自動車道	鳴門西パーキングエリア（上り）	徳島県鳴門市大麻町検字高麗1-3	
高松自動車道	鳴門西パーキングエリア（下り）	徳島県鳴門市大麻町検字丸山26-15	
徳島自動車道	上板サービスエリア（上り）	徳島県板野郡上板町大字神宅字菖蒲谷 72-2	
徳島自動車道	上板サービスエリア（下り）	徳島県板野郡上板町大字神宅字山田 99-5	
徳島自動車道	阿波パーキングエリア（上り）	徳島県阿波市桜ノ岡 166-3	
徳島自動車道	阿波パーキングエリア（下り）	徳島県阿波市桜ノ岡 156-3	
徳島自動車道	吉野川サービスエリア（上り）	徳島県三好市東みよし町足代字柳ノ坪 1377	
徳島自動車道	吉野川サービスエリア（下り）	徳島県三好市東みよし町足代字小山 1346	
徳島自動車道	池田パーキングエリア（上り）	徳島県三好市池田町佐野池谷12-2	
徳島自動車道	池田パーキングエリア（下り）	徳島県三好市池田町佐野池谷2667	

## 別紙2

道路名	所在地	備考
高松自動車道	本線（下り）103.9KP	幅員6m
高松自動車道	本線（下り）107.3KP	幅員4.5m
徳島自動車道	本線（下り）6.3KP	幅員6m
徳島自動車道	本線（上り）31.0KP	幅員5m
徳島自動車道	本線（下り）33.6KP	幅員6m
徳島自動車道	本線（上り）35.5KP	幅員4m
徳島自動車道	本線（上り）60.2KP	幅員5m
徳島自動車道	本線（下り）60.2KP	幅員5m
徳島自動車道	本線（上り）62.6KP	幅員5m
徳島自動車道	本線（下り）62.5KP	幅員5m
徳島自動車道	本線（上り）78.8KP	幅員5m
徳島自動車道	池田パーキングエリア（上り）	幅員4m
徳島自動車道	池田パーキングエリア（下り）	幅員5m
徳島自動車道	本線（上り）88.0KP	幅員4m



別記  
様式第1号

## 協力要請書

平成 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」に関する細目協定第10条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

### 記

1 協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

3 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記  
様式第2号

### 協力要請回答書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」に関する細目協定第10条第2項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請のあった件について、下記のとおり協力します。

#### 記

##### 1 協力の内容

協力の内容	数量	場所	備考

##### 2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記  
様式第3号

## 協力要請履行報告書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」に関する細目協定第10条第4項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

### 記

#### 1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

#### 2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以上

別記

様式第4号

## 連絡体制報告書

平成 年 月 日

(被報告者)

様

(報告者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」に関する細目協定第11条に基づき、連絡体制について、下記のとおり報告します。

記

### 1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	FAX	
	メールアドレス	

### 2 時間外及び休日の連絡先 (時間外 ○:○○~○:○○)

#### (1) 第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	FAX	
	メールアドレス	

#### (2) 第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	FAX	
	メールアドレス	

以上

## 10-13 災害時等における相互協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

### （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、神戸淡路鳴門自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び神戸淡路鳴門自動車道（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
  - （2） 甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
  - （3） 甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
  - （4） 甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
  - （5） 応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
  - （6） 通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
  - （7） その他必要と認められる措置
- 2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。
- （1） 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
  - （2） 甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

- 3 第1項第2号及び第3号の措置に必要となる公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、被要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。
- 4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。
- 5 第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

(協力の要請)

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月21日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長

別表 1 (緊急開口部の所在)

路線名	所在地	備考(接続道路の制約等)
神戸淡路鳴門自動車道	垂水第3料金所の先(下り線)	大型車以上の通行は困難
"	舞子トンネル南坑口付近(上り線)	大型車以上の通行は不可
"	舞子トンネル南坑口付近(下り線)	"
"	淡路 SA(上り線)	中型車以上の通行は不可
"	淡路 SA(下り線)	大型車以上の通行は不可
"	本線(下り線) 灘川橋の先(22.3kp)	"
"	室津 PA(上り線)	"
"	室津 PA(下り線)	"
"	緑 PA(上り線)	"
"	緑 PA(下り線)	"
"	淡路島南 PA(上り線)	"
"	淡路島南 PA(下り線)	"



別記

様式第1号（第3条関係）

協力要請書

平成 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第3条に基づき、次のとおり要請します。

1 災害等及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

（ 問い合わせ先  
電話  
FAX  
担当 ）

様式第 2 号 (第 4 条関係)

報告書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「災害時等における相互協力に関する協定」第 4 条に基づき、履行した措置の内容を次のとおり報告します。

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先  
電話  
FAX  
担当

連絡責任者届

【徳島県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【本州四国連絡高速道路株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 10-14 徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、徳島県民の安全・安心の向上及び徳島県内の観光・文化・産業振興等地域社会の活性化、環境保全並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者の利便性向上及び利用促進並びに技術交流を図ることを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関する事
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関する事
- （3）環境保全に関する事
- （4）交通安全に関する事
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関する事
- （6）技術交流に関する事
- （7）その他本協定の目的に沿う事

### （個別の協議）

第3条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は平成23年5月9日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 5月 9日

甲 徳島県知事

飯 泉 嘉 門

乙 西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長

西 村 英 俊

## 10-15 四国横断自動車道（徳島 IC～鳴門 JCT）の徳島市域に設置する津波避難場所に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「丙」という。）とは、甲と丙が平成19年8月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」の趣旨を尊重し、乙が施行する津波避難場所設置工事（以下「設置工事」という。）と丙が施行する四国横断自動車道（徳島 IC～鳴門 JCT）建設工事について、三者が協力して円滑な進捗を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、設置工事の測量、調査及び設計（以下「調査設計等」という。）、設置工事の施行並びに設置工事完了後の運用及び維持管理について、その施行区分及び費用負担並びに基本的事項を定めるとともに設置工事完了後の財産の帰属を定め、もって円滑な事業の遂行を図ることを目的とする。

### （相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、設置工事について十分に協議を行い、相互に協力するものとする。

### （位置及び適用範囲）

第3条 本協定の適用位置は別添位置図に示すとおりとし、協定の適用範囲については、別添平面図のとおりとする。

### （適用期間）

第4条 本協定の適用期間は、協定締結の日から津波避難場所の運用を廃止する日までとする。

### （調査設計等）

第5条 調査設計等は、乙が実施するものとする。

2 前項の調査設計等に要する費用は乙が負担するものとする。

### （設置工事の施行）

第6条 設置工事の施行は、道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認書を順守し、乙が実施するものとする。

2 前項の施行に要する費用は乙が負担するものとする。

### （設置工事の施行に係る受委託）

第7条 乙は、設置工事の調査設計等及び設置工事の施行について、別途、協議のうえ丙に委託することが出来る。

(財産の帰属)

第8条 設置工事により築造された工事完成物の財産権は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するものとする。

(津波避難場所の運用等及び維持管理)

第9条 津波避難場所の運用等及び維持管理については、別途、乙丙協議のうえ協定を締結するものとする。

(第三者からの苦情及び損害賠償等)

第10条 津波避難場所について、第三者からの苦情があった場合は、丙の責に帰する場合を除き、乙が処理をするものとする。

2 津波避難場所に関して、第三者からの損害賠償請求があった場合は、丙の責に帰する場合を除き、乙が対応するものとする。

(関係官公庁等との協議)

第11条 津波避難場所の設置に必要な関係官公庁等との協議は、甲乙丙協力して行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙は署名のうえ各自1通を保有する。

平成23年8月11日

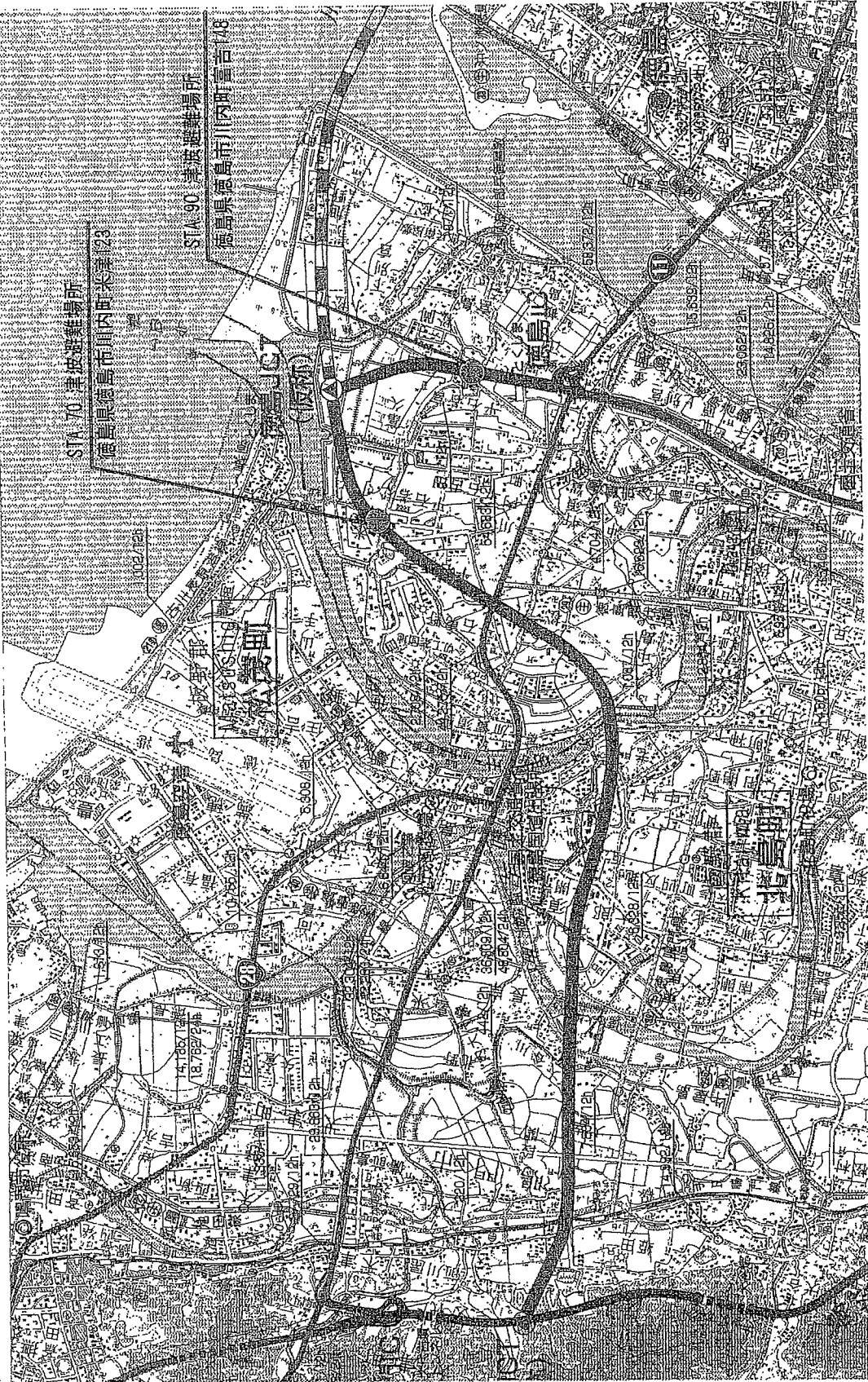
甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
知事

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市  
上記代表者 徳島市長

丙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号  
西日本高速道路株式会社  
四国支社長

別添 位置図

津波避難場所 位置図







## 10-16 徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所長および鳴門市長は、徳島空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と鳴門市消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

### （区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

### （緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種および搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所および時刻
- (4) 消防隊および救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

### （費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

### （調査に対する協力）

第5条 甲および乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

### （通報）

第6条 甲または乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

### （訓練）

第7条 甲および乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

### （資料の交換）

第8条 甲および乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

### （その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲および乙が協議して定める。

昭和45年12月1日

徳島航空事務所

空港長 武居直彦  
鳴門市長 谷光次

## 10-17 徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所長および板野東部消防組合管理者は、徳島空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と板野東部消防組合（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

### （区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

### （緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種および搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所および時刻
- (4) 消防隊および救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

### （費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

### （調査に対する協力）

第5条 甲および乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

### （通報）

第6条 甲または乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

### （訓練）

第7条 甲および乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

### （資料の交換）

第8条 甲および乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

### （その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲および乙が協議して定める。

昭和47年4月1日

徳島航空事務所

空港長 武 居 直 彦

板野東部消防組合

管理者 中 川 武 夫

## 10-18 徳島飛行場における消火救難業務に関する協定

徳島空港長（以下「甲」という。）及び徳島教育航空群司令（以下「乙」という。）は、徳島飛行場における民間機の航空事故及び火災等災害（以下「緊急事態」という。）発生時の消火救難業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島飛行場における緊急事態の発生に際し、甲と乙との緊密な協力のもとに迅速、且つ的確な消火救難業務を実施し、被害を軽減することを目的とする。

（災害派遣の要請）

第2条 乙が緊急事態を発見した場合は、その状況を甲に通報するとともに、甲の災害派遣要請があったものとして、適切な措置をとるものとする。

この場合、甲は乙に対して速やかに災害派遣要請の手続きをとるものとする。

2 緊急事態発生時における甲の乙に対する災害派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 当該機種
- (4) その他必要な事項

（消火救難業務）

第3条 消火救難業務の実施については、乙が別に定める「部署」によるものとする。

2 事故機の収用に関しては、甲の了解を得るものとする。ただし滑走路上の事故については、事故調査等に必要な現場処置を除き滑走路の開放を優先するものとする。

3 消火救難業務及び同訓練の実施によって生じる甲側及び第三者並びに機材等の損傷について、乙はその責めを負わないものとする。

（立入制限）

第4条 緊急事態発生時における現場への立入りは、次に掲げる者以外禁止するものとする。

- (1) 救難、消防関係者
- (2) 事故機収容作業関係者
- (3) 事故調査関係者
- (4) 現場管理関係者
- (5) 甲又は乙が必要と認めた者

2 乙は、飛行場立入りを許可された者に対して、飛行場管理上必要な指示を行うことができるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議のもとに立案計画して、消火救難業務に関する総合訓練を適宜に実施するものとする。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は、消火救難業務を円滑に行うために必要な資料を、あらかじめ提示し、交換するものとする。

(連絡調整)

第7条 この協定を実施するための甲及び乙の連絡調整は、徳島空港事務所運用課長及び徳島教育航空群運用幕僚が、これを担当する。

(付 則)

第8条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度甲及び乙が協議して処理するものとする。

2 この協定は、昭和54年10月1日から施行する。

3 この協定書は、協定当事者が各1通保有する。

徳 島 空 港 長

徳島教育航空群司令

薬師川 幸之助

朝 倉 豊

## 10-19 航空機の搜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の搜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために徳島空港事務所長（以下「A」という。）と小松島海上保安部長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは遭難航空機の情報を知った時、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

### 1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、搜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信搜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

### 2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

### 3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 搜索の状況について
  - (a) 出動船艇および航空機の名称
  - (b) 搜索の範囲および方法
  - (c) 手掛りの状況
  - (d) その他、必要と認める事項
- (3) 救助の状況について
  - (a) 遭難発見の日時場所
  - (b) 遭難現場の状況
  - (c) 救助人命等の状況
  - (d) その他必要と認める事項

#### 4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

#### 5 情報資料の交換

捜索救難の実施のため利用しうる組織、要員、装備その他の必要な事項に関する情報誌料を相互に交換するものとする。

#### 6 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

小松島海上保安部

一般加入電話 08853-3-2244

08853-3-2245

#### 7 その他

- (1) この申し合わせを変更又は取消す場合は、相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和50年5月15日より実施する。

昭和50年5月15日

徳島空港事務所長 宍 倉 恒 成  
小松島海上保安部長 阿 部 秀 明

## 10-20 航空機の搜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の搜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために、徳島空港事務所長（以下「A」という。）と板野東部消防組合消防本部消防長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは、遭難航空機の情報を知った時、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

### 1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、搜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信搜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

### 2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

### 3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 搜索の状況について
  - (a) 出動航空機の名称
  - (b) 搜索の範囲および方法
  - (c) 手掛りの状況
  - (d) その他、必要と認める事項

(3) 救助の状況について

- (a) 遭難発見の日時場所
- (b) 遭難現場の状況
- (c) 救助人命等の状況
- (d) その他、必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

板野東部消防組合消防本部

一般加入電話 088-699-4211

6 その他

- (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和 50 年 5 月 20 日より実施する。

昭和 50 年 5 月 20 日

徳島空港事務所

所 長 宍 倉 恒 成

板野東部消防組合消防本部

消防長 武 内 博



## 10-21 航空機の搜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の搜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために、徳島空港事務所長（以下「A」という。）と徳島県警察本部長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは、遭難航空機の情報を知ったとき、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

### 1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、搜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信搜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

### 2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

### 3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 搜索の状況について
  - (a) 出動航空機の名称
  - (b) 搜索の範囲および方法
  - (c) 手掛りの状況
  - (d) その他、必要と認める事項

(3) 救助の状況について

- (a) 遭難発見の日時場所
- (b) 遭難現場の状況
- (c) 救助人命等の状況
- (d) その他、必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

徳島県警察本部

一般加入電話 088-622-3101

6 その他

- (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和50年5月20日より実施する。

昭和50年5月20日

徳島空港事務所所長 宍 倉 恒 成

徳島県警察本部長 大 波 多 三 宣

## 10-22 徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

(名称)

第1条 本委員会を徳島小松島港台風・津波等対策委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、徳島小松島港における台風・津波及び発達した低気圧による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。

- (1) 台風・津波及び発達した低気圧による影響予測に関すること。
- (2) 台風・津波及び発達した低気圧の襲来が予測される場合の入出港船舶及び在泊船舶の動静に関すること。
- (3) 台風・津波及び発達した低気圧による災害防止に必要な措置に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(決定事項の処理)

第4条 委員会は、決定した事項を徳島小松島港長(以下「港長」という。)に具申する。

- 2 委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告等を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通報し、その実施を推進する。

(委員等)

第5条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。

- 2 委員は、総会において関係団体の業種別グループのうちから、各1名程度を推薦により任命する。
- 3 オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他会務を統括する。

3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、また、港長の要請があったとき召集する。

(総会)

第8条 本会の円滑な運営並びに関係者の台風・津波等による災害防止知識の高揚を図るため、年1回以上、関係団体及びオブザーバーを招集し、総会を開催する。

(常任委員会)

第9条 委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて、常任委員会を招集し、第3条に掲げる事項について検討することができる。

2 常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員、及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。

3 常任委員会の決定事項は委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(委員等の任期)

第10条 委員の任期は3年とし、留任を妨げない。

(実施要領の制定等)

第11条 この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領を定める。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附 則

昭和44年 8月 5日 施行

昭和63年10月 1日 改正

平成16年 8月 2日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成22年 7月 2日 改正

平成24年 6月 20日 改正

## 10-23 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

### (台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

### (災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

### (避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。  
通報要領は、別表4のとおりとする。

### (避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

### (港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

### (津波来襲時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

## 台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。</li> <li>(2) 港内仮置の材木を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。</li> <li>(3) 入港予定船舶(避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。)は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。</li> </ol>
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。</li> <li>(2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。</li> <li>(3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。</li> </ol>
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

# 津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船(□:船舶対応、○:乗組員等の人命対応を示す。)		航行船	
			大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(プレジャーボート、小型漁船等)	大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(プレジャーボート、小型漁船等)
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	<input type="checkbox"/> 荷役中止 <input type="checkbox"/> 陸上避難又は船内避難	一般船舶(荷役・作業船を含む) <input type="checkbox"/> 荷役中止 <input type="checkbox"/> 陸上避難又は船内避難	機関使用	港外避難
		有り	<input type="checkbox"/> 荷役中止・港外避難 —	<input type="checkbox"/> 陸揚げ固縛(場合によっては港外避難) <input type="checkbox"/> 陸上避難		港外避難又は着岸のうえ陸上避難
	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	<input type="checkbox"/> 荷役中止 <input type="checkbox"/> 陸上避難又は船内避難	<input type="checkbox"/> 荷役中止 <input type="checkbox"/> 陸上避難又は船内避難	機関使用	港外避難
津波警戒体制	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	有り	<input type="checkbox"/> 荷役中止・港外避難 —	<input type="checkbox"/> 荷役中止・港外避難(係留強化) <input type="checkbox"/> 陸上避難又は船内避難	港外避難	港外避難又は着岸のうえ陸上避難
		無し	<input type="checkbox"/> 荷役中止 <input type="checkbox"/> 陸上避難又は船内避難	<input type="checkbox"/> 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	港外避難準備(場合によっては港外避難、機関使用)	陸揚げ固縛又は港外避難又は係留強化
備考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。	津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が無い場合 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が有る場合	事業者側で予め対応マニュアルを作成 <input type="checkbox"/> 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	事業者側で予め対応マニュアルを作成 <input type="checkbox"/> 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可	陸揚げ固縛又は係留強化 場合によっては港外避難

【津波来襲までの時間的余裕】

無し  
有り

津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が無い場合  
津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が有る場合

【□:船舶対応】

港外避難  
係留強化  
陸揚げ固縛  
機関使用

【○:乗組員等の人命対応】

陸上避難  
船内避難  
小型船

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれ地域の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

平常時から流出防止対策を留意しておくこと  
小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可

事業者側で予め対応マニュアルを作成  
事業者側で予め対応マニュアルを作成

港外避難準備(場合によっては港外避難、機関使用)  
港外避難準備(場合によっては港外避難、機関使用)

機関使用  
機関使用

陸揚げ固縛又は係留強化  
場合によっては港外避難

港外避難  
港外避難

港外避難又は着岸のうえ陸上避難  
港外避難又は着岸のうえ陸上避難

小型船(プレジャーボート、小型漁船等)  
小型船(プレジャーボート、小型漁船等)

## 災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法
注意喚起	F ネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。
警戒体制	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
避難勧告	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
解除	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	注意喚起を除く 旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「F ネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、F ネット、それ以外の日時又はF ネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>



## 避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

## 徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）、鳴門市（以下「丙」という。）、松茂町（以下「丁」という。）、北島町（以下「戊」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「己」という。）は、徳島県域の高速道路区域における津波からの避難に関する計画、津波避難場所の整備及び運用（以下「津波避難計画等」という。）の検討について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と己が平成23年5月9日に締結した「徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」の趣旨を尊重し、己の管理する高速道路区域を甲、乙、丙、丁及び戊が、津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （担当する事項）

- 第2条 甲は、乙、丙、丁及び戊が検討する津波避難計画等が、合理的かつ経済的なものとなるよう、関係市町との調整を行うものとする。
- 2 乙、丙、丁及び戊は、津波避難計画等の検討を行うものとする。
- 3 己は、高速道路区域における津波避難場所の整備に関し、道路整備特別措置法第二条第3項に定める道路管理者（道路整備特別措置法第八条に定める道路管理者の権限の代行を含む）との調整を行うものとする。
- 4 第1項から第3項に定める事項を行う際、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に情報交換に努めるとともに、連携して取り組むこととする。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年2月26日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己から申し出がない場合は、1年間有効期限を延長するものとする。その後もまた同様とする。

### （その他）

第4条 この定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁、戊及び己は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己は署名のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月26日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県  
知事

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市  
上記代表者 徳島市長

丙 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地  
鳴門市  
市長

丁 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地  
松茂町  
町長

戊 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地の1  
北島町  
町長

己 香川県高松市朝日町4丁目1番3号  
西日本高速道路株式会社  
四国支社長



# 第 1 1 自衛隊に関する資料

# 1 1 - 1 徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群 司令との災害派遣に関する協定書

(定 義)

第1条 災害に際し、知事が行う海上自衛隊徳島教育航空群（以下「徳島教育航空群」という。）の派遣要請及びこれに伴う必要な取扱いについては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に定めるもののほか、この協定に基づき実施するものとする。

(目 的)

第2条 徳島教育航空群は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。

(作業資材等の支援)

第3条 派遣された部隊が、作業を実施するために必要とする資材等の支援は、知事があつせんするものとする。

(経費の負担)

第4条 部隊が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担するものとする。

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

(災害情報の連絡)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、知事と徳島教育航空群司令とは、互いに災害情報の交換をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、有効期間満了までにいずれか一方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に基づく災害派遣に関する細部協定は、別紙「徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する細部協定」のとおりとする。

なお、この協定に定めるもののほか、部隊派遣要請その他災害に関する必要な措置の実施細目は、その都度協議して定める。

昭和40年9月10日徳島県知事と海上自衛隊第3航空群司令との間に締結した徳島県知事と海上自衛隊第3航空群司令との災害派遣に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年6月7日

徳 島 県 知 事  
武 市 恭 信

海上自衛隊徳島教育航空群司令  
柴 田 英 夫

## 徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群 司令との災害派遣に関する細部協定

### 1 方 針

過去の各種災害の経験にかんがみ、特に地方諸機関との緊密な調整を重視し、相互の深い理解と信頼の下に災害派遣の準備及び実施に遺憾のないことを期する。

### 2 徳島教育航空群の分担任務

徳島教育航空群の任務は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 被害調査（主として急を要する空中からの調査）
- (3) 緊急を要する人員・物資の輸送
- (4) 緊急を要する応急措置作業の協力
- (5) 非常通信の取扱い

### 3 情報の交換

- (1) 災害が予想される事態又は災害が発生した場合の各種情報については、密接な連絡の下に相互に得た資料を交換する。
- (2) 徳島教育航空群司令は、災害の状況により県消防防災課に連絡員を派遣する。

### 4 防災に関する研究及び訓練

地方諸機関の行う防災訓練、防災研究会等には極力参加して相互の能力の理解に努める。

### 5 災害派遣要請

- (1) 知事の災害派遣要請に関する書式は、別紙のとおりとする。
- (2) 徳島教育航空群司令は、必ずしも前項の文書を待つことなく、電話連絡によって自衛隊法第 83 条の規定により、速やかに部隊を派遣することができる。この場合、正式文書は、後刻受領する。

### 6 災害派遣

- (1) 徳島教育航空群司令は、災害に際し、発生前といえども、予防派遣の要請を受けた場合で必要と認めたときは、部隊を派遣することができる。
- (2) 部隊の派遣又は出動は、密接な連絡の下に機を失せず、速やかに実施する。特に人命の緊急救助に関しては留意する。
- (3) 徳島教育航空群司令が市町村長又は警察署長から直接通報を受けたときは、これを受領し、知事に連絡した後、状況に応じ部隊を派遣することを建前とする。

### 7 通信連絡

- (1) 災害時の通信連絡に関しては電話連絡を主要とする。
- (2) 災害状況により電話連絡が不可能なときは、無線通信によるものとし、その運用については徳島教育航空群が当たるものとする。

## 8 徳島教育航空群施設の使用

災害救助活動に際して徳島教育航空群施設の一部使用は原則として行わない。ただし、重大な災害が発生し、他に方法がないときは、両者協議の上、正規手続を経た後、施設の一部を使用することができる。

## 9 事務連絡先

徳島県	徳島市万代町1丁目
	徳島県生活環境部消防防災課
徳島教育航空群	板野郡松茂町
	徳島教育航空群司令部



平成 年 月 日

殿

県 知 事

海上自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

月 日 午 から

月 日 午 から

3 派遣を希望する区域及び活動状況

4 着陸適地その他参考となるべき事項

## 1 1 - 2 徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊 司令との災害派遣に関する協定書

(定 義)

第1条 災害に際し、知事が行う海上自衛隊小松島航空隊（以下「小松島航空隊」という。）の派遣要請及びこれに伴う必要な取扱いについては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に定めるもののほか、この協定に基づき実施するものとする。

(目 的)

第2条 小松島航空隊は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。

(作業資材等の支援)

第3条 派遣された部隊が、作業を実施するために必要とする資材等の支援は、知事があつせんするものとする。

(経費の負担)

第4条 部隊が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担するものとする。

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

(災害情報の連絡)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、知事と小松島航空隊司令とは、互いに災害情報の交換をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、有効期間満了までにいずれか一方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に基づく災害派遣に関する細部協定は、別紙「徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する細部協定」のとおりとする。

なお、この協定に定めるもののほか、部隊派遣要請その他災害に関する必要な措置の実施細目は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年6月7日

徳 島 県 知 事  
武 市 恭 信

海上自衛隊小松島航空隊司令  
沖 周

## 徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊 司令との災害派遣に関する細部協定

### 1 方 針

過去の各種災害の経験にかんがみ、特に地方諸機関との緊密な調整を重視し、相互の深い理解と信頼の下に災害派遣の準備及び実施に遺憾のないことを期する。

### 2 小松島航空隊の分担任務

小松島航空隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 被害調査（主として急を要する空中からの調査）
- (3) 緊急を要する人員・物資の輸送
- (4) 緊急を要する応急措置作業の協力
- (5) 非常通信の取扱い

### 3 情報の交換

- (1) 災害が予想される事態又は災害が発生した場合の各種情報については、密接な連絡の下に、相互に得た資料を交換する。
- (2) 小松島航空隊司令は、災害の状況により県消防防災課に連絡員を派遣する。

### 4 防災に関する研究及び訓練

地方諸機関の行う防災訓練、防災研究会等には極力参加して相互の能力の理解に努める。

### 5 災害派遣要請

- (1) 知事の災害派遣要請に関する書式は、別紙のとおりとする。
- (2) 小松島航空隊司令は、必ずしも前項の文書を待つことなく、電話連絡によって自衛隊法第 83 条の規定により、速やかに部隊を派遣することができる。この場合、正式文書は、後刻受領する。

### 6 災害派遣

- (1) 小松島航空隊司令は、災害に際し、発生前といえども、予防派遣の要請を受けた場合で必要と認めたときは、部隊を派遣することができる。
- (2) 部隊の派遣又は出動は、密接な連絡の下に機を失せず速やかに実施する。特に人命の緊急救助に関しては留意する。
- (3) 小松島航空隊司令が市町村長又は警察署長から直接通報を受けたときは、これを受領し、知事に連絡した後、状況に応じ部隊を派遣することを建前とする。

### 7 通信連絡

- (1) 災害時の通信連絡に関しては電話連絡を主要とする。
- (2) 災害状況により電話連絡が不可能なときは、無線通信によるものとし、その運用については小松島航空隊が当たるものとする。

## 8 小松島航空隊施設の使用

災害救助活動に際して小松島航空隊施設の一部使用は原則として行わない。ただし、重大な災害が発生し、他に方法がないときは、両者協議の上、正規手続を経た後、施設の一部を使用することができる。

## 9 事務連絡先

徳島県	徳島市万代町1丁目
	徳島県生活環境部消防防災課
小松島航空隊	小松島市和田島町
	小松島航空隊本部幕僚室

平成 年 月 日

殿

県 知 事

海上自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

月 日 午 から

月 日 午 から

3 派遣を希望する区域及び活動状況

4 着陸適地その他参考となるべき事項

### 1 1 - 3 災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書

徳島県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第14旅団（以下「乙」という。）は、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における連携）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 甲は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練の支援）

第3条 乙は、甲が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加させこれを支援する。この場合、甲は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を乙に要請するものとする。

2 甲は、各市町村長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町村長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要請する災害の発生が予想される場合は、速やかに乙にその状況及び事後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を自主派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等提供する等、所要の支援を行うものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、乙が現地に偵察者を派遣する場合は、甲は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追求させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し業務の円滑及び効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のための使用する資材は、甲が準備及び集積したものを使用するものとする。このため甲は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり，甲が準備及び集積した救援資材の使用に伴う補償等は，甲が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊が救難に伴い，関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は，次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの。

施設の借用料及び損料，電気料（施設費を含む。），水道料，入浴料，くみ取料等

(2) 上記以外の経費の負担については，その都度協議するものとする。

(救難物資の無償貸付け又は譲与)

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については，防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）によるものとする。

ただし，譲与は区市町村その他公共機関の救助が受けられず，当該物品の譲与を受けなければ，生命身体が危険であると認められる場合に限るものとする。

(災害派遣の要請様式及び通信)

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は，別紙第1及び別紙第2によるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は，協定期間は更に1年間更新されるものとし，その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月18日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 陸上自衛隊第14旅団長

陸将補 笠原直樹

様 式

第 号  
平成 年 月 日

陸上自衛隊第 1 4 旅団長 殿

徳 島 県 知 事

災害派遣に関する要請

このことに関し、次により速やかに部隊の派遣を要請します。

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 平成 年 月 日 時から  
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する人員等

4 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 宿舎
- (2) 食糧
- (3) 資材

(注) 緊急の場合、電話をもって要請し、事後文書(2部)を提出すること。

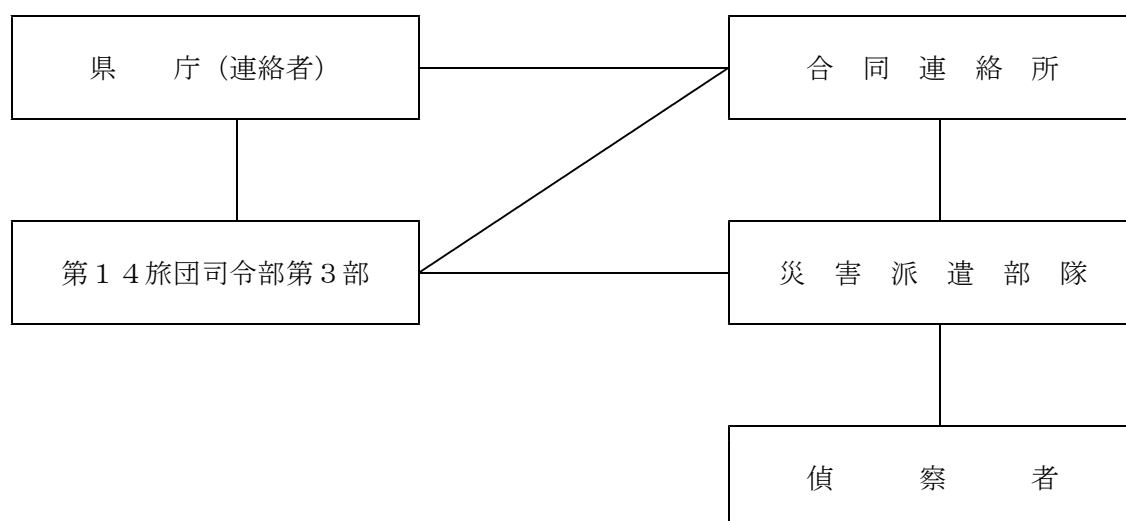


## 災害派遣に伴う通信

## 1 連絡先

区 分		連 絡 先	電 話 番 号
県 庁	平 時	危機管理局	徳 島 088-621-2716
	夜 間 (休日)	県庁監視室	徳 島 088-621-2057
自 衛 隊	平 時	第14旅団司令部第3部	善通寺 0877-62-2311 内線 2236、2237
	夜 間 (休日)	当直幕僚室	善通寺 0877-62-2311 内線 2208
	平 時	第14旅団第15普通科 連隊第3科	善通寺 0877-62-2311 内線 2238
	夜 間 (休日)	部隊当直室	善通寺 0877-62-2311 内線 2408

## 2 災害派遣における自衛隊との通信組織



災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書  
の一部を改正する協定

平成18年4月18日に締結した「災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

平成19年1月9日

徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

陸上自衛隊第14旅団長  
陸 将 補 笠 原 直 樹

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年1月4日内閣府令第2号）」に改正する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

# 1 1 - 4 市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
城ノ内高校運動場	徳島市北田宮1-9-30	徳島県教育委員会	088-632-3711	中	重複
城東中学校運動場	徳島市安宅3-2-76	徳島市教育委員会	088-622-2413	小	重複
旧東工業高校運動場	徳島市大和町2-2-15	徳島県教育委員会	088-653-3274	小	
文理中高校運動場	徳島市山城西3丁目95-1	理事長	088-626-1225	小	重複
城西中学校運動場	徳島市南矢三町2-7-77	徳島市教育委員会	088-631-5543	小	重複
眉山カントリークラブ	徳島市加茂名町東名東山99	徳島眉山ゴルフ(株)	088-631-3063	大	
サンピアゴルフクラブ	徳島市入田町安都真215-1	(株)サンピア	088-644-0777	大	
徳島カントリークラブ	徳島市入田町月ノ宮227	阿波総合開発(株)	088-644-3636	大	重複
鮎喰川河川敷緑地	徳島市国府町南岩延	徳島市公園緑地課	088-621-5295	大	
市民吉野川運動広場	徳島市上助任町天神	徳島市スポーツ振興課	088-621-5426	大	
市民吉野川北岸運動広場	徳島市応神町東貞方	徳島市スポーツ振興課	088-621-5426	大	
市民勝浦川運動広場	徳島市論田町和田開外	徳島市スポーツ振興課	088-621-5426	大	
鮎喰川河川敷緑地	徳島市中島田町4丁目	徳島市公園緑地課	088-621-5295	大	
うずしおふれあい公園	鳴門市撫養町齊田字北浜157	鳴門市	088-684-1111	小	重複
鳴門総合運動公園球技場	鳴門市撫養町立岩字4枚61	徳島県	088-685-1311	小	重複
鳴門教育大学陸上競技場	鳴門市鳴門町高島字中島748	鳴門教育大学	088-687-1311	小	重複
鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市鳴門町高島字北679	鳴門市	088-687-3175	大	重複
小松島市総合グラウンド	小松島市中田町脇谷	小松島市教育委員会	0885-38-1788	大	
小松島高校運動場	小松島市日開野町高須	小松島高校校長	0885-32-2166	大	
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町洲端	第24航空隊司令	0885-37-2111	大	
勝浦川運動広場	小松島市田浦町中川原42	小松島市教育委員会	0885-38-1788	中	
阿南消防署	阿南市辰巳町1-33	阿南市消防本部	0884-22-1120	中	重複
阿南中学校	阿南市見能林町南勘高1	阿南中学校長	0884-22-0539	中	重複
阿南第一中学校	阿南市長生町西方589-1	阿南第一中学校長	0884-22-1404	中	重複
阿南第二中学校	阿南市内原町竹の内143-1	阿南第二中学校長	0884-26-0203	中	重複
加茂谷中学校	阿南市加茂町南不け1	加茂谷中学校長	0884-25-0012	中	重複

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
かもだ岬温泉	阿南市椿町船瀬60-2	阿南市	0884-21-3030	大	重複
横見那賀川河川敷	阿南市横見町長岡後	阿南市	0884-22-3394	大	
大野那賀川河川敷	阿南市中大野町北傍示	阿南市	0884-22-3394	大	
阿南市民グラウンド	阿南市新野町馬見2	阿南市	0884-22-3394	中	
伊島運動広場	阿南市伊島町前島	伊島漁協	0884-33-1271	大	
那賀川中学校	阿南市那賀川町苅屋370-1	那賀川中学校長	0884-42-0058	中	重複
羽ノ浦町民グラウンド	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田82	阿南市	0884-44-5525	中	重複
辰己工業団地	阿南市辰巳町1-2	王子製紙 富岡工場	0884-2-2211		
持井橋	阿南市上大野町北豊年地先中川河川敷(右岸)	国土交通省那賀川河川事務所	0884-22-4360		
四電ワンダーランド	阿南市福井町舟端1	四国電力株式会社Jパワー&よんでんワンダーランド	0884-34-3251		
阿南工業高校グラウンド	阿南市宝田町今市中新開10-6	徳島県教育委員会教育総務課	088-621-3115		重複
新野高校グラウンド	阿南市新野町室ノ久保12	徳島県教育委員会教育総務課	088-621-3115		重複
桑野川河川防災STN	阿南市富岡町庄境地先	国土交通省那賀川河川事務所	0884-22-9795		
鴨島県民運動場	吉野川市鴨島町知恵島字北須賀東691	国土交通省徳島工事事務所吉野川鴨島出張所	0883-24-4334	大	
鴨島第一中学校	吉野川市鴨島町鴨島633-2	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複
鴨島東中学校	吉野川市鴨島町麻植塚215-3	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複
川島中学校	吉野川市川島町桑村2558	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複
川島大正池	吉野川市川島町桑村字新池広	吉野川市商工観光課	0883-22-2226		
吉野川市総合スポーツ運動場	吉野川市山川町字恵下45-1	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中	
山川中学校	吉野川市山川町前川261番地	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中	重複
美郷中学校	吉野川市美郷川俣51	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中	
吉野中学校	阿波市吉野町西条字大西4-1	阿波市教育委員会	088-696-3966	中	重複
吉野グラウンド	阿波市吉野町西条字大西6-1	阿波市	088-696-3969		重複
土成中学校	阿波市土成町吉田字一本松の一	阿波市教育委員会	088-696-3966	小	重複
阿波農業高等学校	阿波市土成町成当515	阿波農業高等学校	088-695-3031		重複
宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間	阿波市	0883-35-7852		
土成緑の丘スポーツ公園	阿波市土成町土成字北原1	阿波市	088-696-3969		
河川敷公園	阿波市市場町香美字善入寺327-1	国土交通省徳島工事事務所吉野川上板出張所	0883-36-5111	中	
市場グラウンド	阿波市市場町市場字岸ノ下298-1	阿波市	088-696-3969	小	

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
阿波中学校	阿波市阿波町東原230	阿波市教育委員会	088-696-3966	中	重複
十川ゴム	阿波市阿波町東川原4番地の3	十川ゴム(株)徳島阿波工場	0883-35-2110	中	
阿波土柱	阿波市阿波町北正広	大塚聖一	0883-35-6047	大	
脇町吉野川河川敷グラウンド	美馬市脇町中須	美馬市教育委員会	0883-52-1212	大	
清水小学校	美馬市脇町字西俣名1069番地	美馬市教育委員会	0883-63-2530	小	重複
江原北小学校	美馬市脇町字西赤谷3744番地2	美馬市教育委員会	0883-63-2530	小	重複
穴吹中学校	美馬市穴吹町井口23	美馬市教育委員会	0883-52-1212	小	重複
長尾小学校	美馬市穴吹町古宮字長尾306	美馬市教育委員会	0883-52-1212	小	
宮内小学校	美馬市穴吹町口山字宮内52番地	美馬市教育委員会	0883-63-2530	小	重複
木屋平中学校グラウンド	美馬市木屋平川井224	美馬市教育委員会	0883-68-2111	小	重複
貢公園	美馬市木屋平字貢397-5	美馬市	0883-68-2111	小	
中尾山高原多目的広場	美馬市木屋平太合カケ445-68	美馬市	0883-68-2111	中	
川上ヘリポート	美馬市木屋平字川上	西部総合県民局	0883-53-2392	中	
美馬中学校グラウンド	美馬市美馬町谷ヨリ西	美馬市教育委員会	0883-52-1212	大	重複
郡里地区河川敷グラウンド	美馬市美馬町字中須82-1(食肉センター南)	美馬市教育委員会	0883-52-1212	中	
美馬野外交流の郷「四国三郎の郷」	美馬市美馬町字境目39-10	四国開発土木(株)	0883-55-2002	大	
喜来浜グラウンド	美馬市美馬町字大宮西地先(吉野川北岸・喜来小学校プール南側)	美馬市教育委員会	0883-52-1212	小	
美馬市吉野川河畔ふれあい広場	美馬市美馬町字宮前地先(吉野川北岸・四国三郎の郷南側)	美馬市教育委員会	0883-52-1212	大	
美馬市都市公園うだつ公園	美馬市脇町新町196(うだつアリーナ南側)	美馬市教育委員会	0883-52-1212	中	重複
ホウエツ病院ヘリポート	美馬市脇町大字猪尻字八万神社下南130-3	林 秀樹	0883-52-1095	中	
三頭ふれあいの森広場	美馬市美馬町字戴久保				
重清北小学校グラウンド	美馬市美馬町字狙ヶ内26-3	美馬市教育委員会	0883-63-2540	中	重複
美馬温泉駐車場	美馬市美馬町字清田15				
三頭広場	美馬市美馬町字野田ノ井1-4	美馬市林政課	0883-52-2634	中	
重清北小学校グラウンド	美馬市美馬町字狙ヶ内26番地の3	美馬市教育委員会	0883-63-2540	中	
三野中学校	三好市三野町芝生1232	三野中学校長	0883-77-2024	小	重複
三野町河内谷ふれあい公園	三好市三野町芝生1293番1地先	三野総合支所	0883-77-3311	小	
池田高校グラウンド	三好市池田町ウエノ2834	池田高校長	0883-72-1280	小	重複
吉野川運動公園	三好市池田町イタノ3261-1	三好市教育委員会	0883-72-5755	小	
三好市山城総合グラウンド	三好市山城町相川415	三好市教育委員会	0883-86-1135	中	

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複
辻高校	三好市井川町御領田61-1	辻高校長	0883-78-2331	中	重複
辻小学校グラウンド	三好市井川町辻62	井川総合支所	0883-78-5000	小	重複
井内小学校グラウンド	三好市井川町井内西4898	井川総合支所	0883-78-5000	小	重複
井川中学校グラウンド	三好市井川町タクミ田110	井川総合支所	0883-78-5000	小	重複
三好市井川グラウンド	三好市井川町野津後流67	井川総合支所	0883-78-5000	中	
三好市東祖谷山村 広場	三好市東祖谷菅生40	東祖谷山村総合支所	0883-88-2893	小	
東祖谷中学校グラウンド	三好市東祖谷下瀬12-1	三好市教育委員会	0883-88-2440	小	重複
西祖谷中学校グラウンド	三好市西祖谷山村東西岡8	市有地	0883-87-2211	小	重複
重末残土処理場跡地	三好市西祖谷山村重末348番2	三好市西祖谷総合支所	0883-78-2211	中	
小川場外離着陸上	三好市東祖谷山村小川49番	東祖谷総合支所	0883-88-2975	小	
三好市池田一中運動場	三好市池田町白地本名869地先	三好市教育委員会	0883-72-7635	中	重複
沼谷の里公園	三好市池田町佐野北沼谷722-19	三好市（管財課）	0883-72-7635	中	
名頃地域多目的施設	三好市東祖谷菅生640-8	三好市（管財課）	0883-72-7635	小	重複
柄ノ瀬地区多目的施設	三好市東祖谷新居屋73	三好市（管財課）	0883-72-7635	小	重複
勝浦町星谷運動公園	勝浦郡勝浦町大字星谷字石田19-1	勝浦町	08854-2-2511	大	重複
上勝町彩公園	勝浦郡上勝町正木西浦	上勝町	08854-6-0111	小	
佐那河内中学校運動場	名東郡佐那河内村下字西ノハナ27	佐那河内村教育委員会	088-679-2817	中	重複
石井中学校	名西郡石井町高川原字高川原121-4	石井町教育委員会	088-674-7505	小	重複
石井河川防災ステーション	名西郡石井町藍畑西覚円1282番地の1地先	国土交通省徳島工事事務所	088-654-2211	大	重複
前山公園グラウンド	石井町石井字城ノ内923	石井町建設課	088-674-1117	小	重複
石井町地域防災交流センター（仮称）	石井町石井字石井365-1	石井町危機管理対策室	088-674-1171	小	
神山町民総合運動場	名西郡神山町神領大埜地396	神山町教育委員会	088-676-1111	小	
徳島県立神山森林公園	名西郡神山町阿野字大地459-1	徳島県林業振興課	088-621-2482	大	
相生中学校グラウンド	那賀郡那賀町延野字大原138	那賀町教育委員会	0884-62-1106	小	
上那賀グラウンド	那賀郡那賀町小浜字経塚24	那賀町教育委員会	0884-62-1106		
那賀高校平谷分校グラウンド跡	那賀郡那賀町平谷字北側21-1	那賀町教育委員会	0884-62-1106		
日野谷グラウンド	那賀郡那賀町大久保字中西28-1	那賀町教育委員会	0884-62-1106		
相生森林体験交流施設	那賀郡那賀町平野字大平間10	那賀町	0884-62-1121		
木沢グラウンド	那賀郡那賀町坂州字高山平7-1	那賀町	0884-62-1121		
四電大美谷グラウンド	那賀郡那賀町出羽字中櫛木屋8	四国電力(株)小見野々ダム	0884-67-0322	小	

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
岩倉ヘリポート	那賀郡那賀町岩倉字山神本4-3	那賀町	0884-62-1121	小	
木頭中学校グラウンド	那賀郡那賀町木頭和無田字ヨシノ15	那賀町教育委員会	0884-62-1121	小	重複
わじき工業団地	那賀郡那賀町小仁字小原22-1	大塚製薬(株)徳島ワジキ工場	0884-62-3181	大	
木頭北川グラウンド	那賀郡那賀町木頭北川字船谷口3	那賀町教育委員会	0884-62-1106		
海川ヘリポート	那賀郡那賀町海川字サソウ1-1	那賀町	0884-62-1183	小	
鎌瀬ヘリポート	那賀郡那賀町横石大字鎌瀬154	那賀町	0884-62-1183	小	
牟岐中学校グラウンド	海部郡牟岐町川長市宇谷100	牟岐中学校長	0884-72-0066	中	重複
徳島県立牟岐少年自然の家	海部郡牟岐町灘字東谷116-35	自然の家 所長	0884-72-2811	小	
内妻公園グラウンド	海部郡牟岐町内妻字白木44	牟岐町教育委員会	0884-72-0107	小	
出羽小学校跡地	海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島46-12	牟岐町総務課	0884-72-3411	小	重複
大戸地区ヘリポート	海部郡牟岐町大字中村字大戸80-6, 82-1	牟岐町総務課	0884-72-3411	中	
由岐小学校	海部郡美波町西の地谷裏76-1	美波町教育委員会	0884-77-3620	小	
美波町由岐B&G海洋センター	海部郡美波町田井字小野52	美波町教育委員会	0884-77-3620	小	
日和佐飛行場外着陸場	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	美波町消防防災課	0884-77-3619	小	
旧水産高校グラウンド	海部郡美波町奥河内字弁財天23-1	徳島県教育委員会	088-621-3188	小	
玉厨子農村公園	海部郡美波町山河内字本村206-1	美波町総務企画課	0884-77-3611	小	
日和佐中学校	海部郡美波町西河内字大久保76-1	美波町教育委員会	0884-77-3620	小	重複
阿部場外	海部郡美波町阿部字東谷649	徳島県観光協会	088-652-8777	小	
日和佐グラウンド	海部郡美波町日和佐浦314-2	美波町教育委員会	0884-77-3620	小	
川上農村広場	海部郡海陽町神野柿谷136	海陽町	0884-73-1211	大	
ピクニック公園	海部郡海陽町浅川ヒムロ谷59	海陽町	0884-73-1234	中	
海部中学校グラウンド	海部郡海陽町奥浦堤ノ外32	海陽町教育委員会	0884-73-0507	小	
海部西小学校跡グラウンド	海部郡海陽町野江西ノ内22	海陽町教育委員会	0884-73-0507	小	
漁火の森公園	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷58-7	海陽町	0884-73-1234	小	
宍喰中学校グラウンド	海部郡海陽町久保北田5	宍喰中学校長	0884-76-2048	大	
徳島県立県民運動場	海部郡海陽町久保北田98-1	海陽町	0884-76-1513	大	
松茂町運動公園グラウンド	板野郡松茂町広島三番越10	松茂町	088-699-2111	小	重複
北島中央公園グラウンド	板野郡北島町中村中内1	北島町	088-698-2211	小	重複
藍住中学校グラウンド	板野郡藍住町奥野矢上前18-1	藍住中学校長	088-692-2505	大	重複
板野町田園パーク町民スポーツガーデン	板野郡板野町犬伏東スカ37	板野町教育委員会	088-672-3333	小	重複

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複
上板中学校グラウンド	板野郡上板町神宅西金屋44	上板町教育委員会	088-694-3111	小	重複
上板町ファミリースポーツ公園	板野郡上板町七條天王7	上板町教育委員会	088-694-3111	小	重複
吉野川河川敷公園	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀11番地先	つるぎ町	0883-62-3111	小	
半田中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田田井	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	小	
剣山スキー場	美馬郡つるぎ町一字字桑平	つるぎ町	0883-67-2111	中	
端山公民館（端山住民福祉センター）	美馬郡つるぎ町貞光字東丸井5	つるぎ町総務課	0883-62-3111	中	重複
八千代中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田字日開野122	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複
古見小学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田字太刀之本15	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複
紙屋小学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田紙屋	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複
一字中学校運動場	美馬郡つるぎ町一字字太刀本5-4	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331		
三好中学校	三好郡東みよし町昼間1893	三好中学校長	0883-79-2159	中	重複
東みよし町小川谷運動公園	三好郡東みよし町昼間2597	東みよし町教育委員会	0883-79-3630	中	重複
三好総合運動公園	三好郡東みよし町足代3936-1	東みよし町教育委員会	0883-79-3630	大	重複
水辺の楽校ぶぶるパークみかも	三好郡東みよし町西庄横手1	東みよし町産業課	0883-79-5339	大	重複
法市ヘリポート	三好郡東みよし町東山字法市292-1	東みよし町総務課	0883-82-6303	中	重複
三加茂中学校Bグラウンド	三好郡東みよし町西庄横手40	三加茂中学校長	0883-82-2226	中	
加茂山ヘリポート	三好郡東みよし町西庄字日浦68番地	東みよし町	0883-82-6303	小	



## 第 1 2 広域応援等に関する資料

## 12-1 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

## 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請の手続)

第2条 広域応援を要請しようとする危機事象発生県（以下「応援要請県」という。）は、危機事象が発生していない県に対し、別表に定めるところにより、速やかに広域応援の調整依頼を行うものとする。

2 前項の依頼を受けた県は、危機事象が発生していない他の県と調整し、応援幹事県を決定するものとする。この場合において、応援幹事県となった県は、その旨を応援要請県に連絡するものとする。

3 前項後段の連絡を受けた応援要請県は、応援幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の種類、内容等に関する次の事項を記載した応援要請書を提出するものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は電子メール等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 物的応援を要請する場合は、物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段、輸送経路等

(2) 人的応援を要請する場合は、活動内容、職種、人員、派遣要請場所、派遣期間、交通手段及び宿泊所

(3) その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及びその期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

4 協定第3条の規定による自主的応援出動が行われた場合にあっては、その状況に応じて、協議により応援幹事県を決定するものとし、広域応援を受けた応援要請県は、後日、応援実績に応じて、応援幹事県に対し、前項の応援要請書を送付するものとする。

5 危機事象発生県は、被害の状況が不明の場合は、必要に応じて、応援幹事県に航空偵察等による被害状況調査を要請後、広域応援を要請することができる。この場合において、当該調査の要請を受けた広域幹事県は、速やかに要請に基づく航空偵察等を実施するものとする。

(広域応援の実施の手続)

第3条 広域応援の要請を受けた応援幹事県は、必要に応じて危機事象発生県以外の県に対して広域応援への参加を要請するとともに、応援要請県及び危機事象発生県以外の県

と速やかに調整の上、次の事項に係る応援計画を作成するものとする。

- (1) 物的応援にあつては、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資到達までの所要時間
- (2) 人的応援にあつては、活動内容、職種、人員、派遣場所、派遣期間、派遣場所までの所要時間及び宿泊所
- (3) その他の応援にあつては、応援の種類、内容及び期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援幹事県は、前項の応援計画に基づき、同項の応援参加県と共同で、広域応援を実施するとともに、後日、応援実績を記載した応援通知書を応援要請県に送付するものとする。

(手続に関する特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、広域応援の要請及び実施の手続きについては、危機事象の特性に応じて、別に定めることができる。

(広域応援の経費の負担等)

第5条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第6条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第7条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

(施行)

第9条 この実施細目は、平成19年2月5日から施行する。

この協定実施細目を締結したことを証するため、この協定実施細目4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県政策監 武市 修一

香川県防災局長 細松 英正

愛媛県県民環境部長 三好 大三郎

高知県理事（危機管理担当） 中村 文雄

#### 別表（第2条関係）

応援要請県	広域応援を要請する際の連絡先の県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	愛媛県	高知県
香川県	愛媛県	高知県	徳島県
愛媛県	高知県	徳島県	香川県
高知県	徳島県	香川県	愛媛県

備考 連絡先の県が危機事象発生県である場合には、次順位の県に連絡を行う。

別紙

応援経費の負担等基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

(1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費



第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

## 12-2 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者  
鳥取県知事

徳島県代表者  
徳島県知事

島根県代表者  
島根県知事

香川県代表者  
香川県知事

岡山県代表者  
岡山県知事

愛媛県代表者  
愛媛県知事

広島県代表者  
広島県知事

高知県代表者  
高知県知事

山口県代表者  
山口県知事

## 1 2 - 3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

### (調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

### (被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

### (応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、電話又は電子メール等により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものと

する。ただし、その暇がない場合は、電話又は電子メール等により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

#### (応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

#### (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

#### (緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測される時は、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
- 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

#### (物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

#### (資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

#### (連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる事態に関する連絡会議を実施するものとする。

#### (訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

## 12-4 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

### (目的)

**第1条** この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

### (定義)

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

### (応援の種類)

**第3条** 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

### (応援の要請)

**第4条** 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。



3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

#### (応援の実施)

**第5条** 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域(以下「応援対象地域」という。)を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県(以下「応援府県」という。)は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

#### (応援の自主出動)

**第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

#### (応援経費の負担)

**第7条** この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を

受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

#### (平常時の協力)

**第8条** 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

#### (事務局)

**第9条** 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

#### (他の協定との関係)

**第10条** この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

#### (協議)

**第11条** この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合  
広域連合長

九州地方知事会  
会長

## 12-5 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

### (広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

### (カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

### (幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

#### （災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長  
京 都 府 知 事

全国知事会  
東日本大震災復興協力本部本部長  
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長  
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長  
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長  
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長  
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長  
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人  
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長  
大 分 県 知 事



## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ ( ) は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表3を基本とする。

（別表3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

## 1 2 - 6 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、中国・四国ブロックでのカウンターパート制の導入による相互応援体制等の構築を踏まえ、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、応援を実施する県（以下「応援県」という。）による効果的な応援及び危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

### (応援内容)

第2条 応援の基本的内容については、以下のとおりとする。

- (1) 応急対策等に係る人的支援
- (2) 危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整
- (3) 物資や資機材等の提供
- (4) 県、市町村、企業、医療機関、福祉団体等の業務継続に係る支援
- (5) 避難者の受入れ
- (6) 危機事象発生県の被災市町村支援に係る応援県内市町村への協力依頼
- (7) 風評被害対策
- (8) 災害ボランティアの活動に対する支援
- (9) 被害状況、支援を要する内容の広報
- (10) その他必要とされる応援

### (応援体制)

第3条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき前条の応援を迅速に行うものとする。

- 2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。
- 3 応援県は、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築するとともに、危機事象発生県において、支援に係る情報収集、他の都道府県や関係機関等との広域応援調整を行うものとする。

### (受援体制)

第4条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

### (平常時からの協力体制)

第5条 両県は、危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等
- (2) 業務継続に係る支援体制の構築
- (3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築
- (4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援
- (5) 職員の相互交流及び共同研究

(県を挙げた協力体制)

第6条 両県は、両県の市町村における相互応援体制の構築の促進に努めるものとする。

2 両県は、本協定を円滑に実施するため、企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力を得ながら、相互応援体制を構築するものとする。

3 両県は、危機事象発生時において県民全体で危機事象発生県の支援を行うため、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

(相互応援活動要領)

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第9条 両県は、この協定のほか、両県が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を効果的に活用して、復旧を促進するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

(適用等)

第11条 この協定は、平成23年11月18日から適用する。

2 平成20年9月1日に締結した危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月18日

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治 (サイン)

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門 (サイン)

## 12-7 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成 年 月 日



徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

美馬市

美馬市長 牧田 久

徳島市

徳島市長 原 秀樹

三好市

三好市長 俵 徹太郎

鳴門市

鳴門市長 泉 理彦

勝浦町

勝浦町長 中田 丑五郎

小松島市

小松島市長 濱田 保徳

上勝町

上勝町長 笠松 和市

阿南市

阿南市長 岩浅 嘉仁

佐那河内村

佐那河内村長 原 仁志

吉野川市

吉野川市長 川真田 哲哉

石井町

石井町長 河野 俊明

阿波市

阿波市長 野崎 國勝

神山町

神山町長 後藤 正和

那 賀 町  
那賀町長 坂口 博文

板 野 町  
板野町長 玉井 孝治

牟 岐 町  
牟岐町長 福井 雅彦

上 板 町  
上板町長 納田 伸春

美 波 町  
美波町長 影治 信良

つるぎ町  
つるぎ町長 兼西 茂

海 陽 町  
海陽町長 五軒家 憲次

東みよし町  
東みよし町長 川原 義朗

松 茂 町  
松茂町長 広瀬 憲発

北 島 町  
北島町長 古川 保博

藍 住 町  
藍住町長 石川 智能

## 12-8 四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、当該被災事業者からの要請により他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

### (応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

### (応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより他の協定事業者に応援に関する調整を依頼するものとする。

2 前項の規定による調整の依頼を受けた協定事業者は、他の協定事業者と調整し、応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）及び応援事業者のうちで主となるもの（以下「応援主管事業者」という。）を決定するものとする。この場合において、応援主管事業者は、当該調整の結果を応援事業者及び被災事業者に連絡するものとする。

3 被災事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、応援主管事業者に対し、別に定めるところにより応援を要請するものとする。

4 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

### (応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その他特に被災事業者から要請のあった事項

### (物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

### (情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

- 2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果について、被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成22年2月24日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各事業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月24日

徳島県公営企業管理者  
企業局長

真木 和茂

香川県知事

真鍋 武紀

愛媛県公営企業管理者

三好 大三郎

高知県公営企業管理者  
公営企業局長

長瀬 順一

## 1 2 - 9 鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県企業局及び徳島県企業局（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道において、一方の施設が地震等の大規模な災害により被災した場合に、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）の復旧活動を効果的に実施するために行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

### (応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、一方の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

### (応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより一方の協定事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた協定事業者（以下「応援事業者」という。）は、速やかに被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

### (応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その他特に被災事業者から要請のあった事項

### (物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

### (情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

### (経費の負担等)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

3 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

4 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(技術研修の相互協力)

第11条 協定事業者は、この協定に基づく技術的な応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平素から職員の技術研修について相互協力を行うよう努めるものとする。

(技術資料の相互保管)

第12条 協定事業者は、被災時における技術資料の紛失、焼失、流失等に備え、技術資料の相互保管を行うものとする。

(他の協定との関係)

第13条 こめ協定は、協定事業者が既に締結している他の協定を妨げるもめではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に際し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第15条 この協定は、平成24年11月1日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月 1日

鳥 取 県 知 事

平 井 伸 治

徳島県公営企業管理者  
企 業 局 長

海 野 修 司



## 12-10 徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和22年法律第226号以下「法」という。)第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### (目 的)

第1条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防本部及び消防署(以下「消防機関」という。)間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

### (協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県内にある消防機関が管轄する地域(以下「協定区域」という。)とする。

### (災 害 等)

第3条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なもので次に掲げるものとする。
  - ア ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害
  - イ 危険物、高圧ガス等の大規模な火災
  - ウ おおむね3,000㎡を超え延焼が拡大すると認められる建物火災
  - エ おおむね10haを超え延焼が拡大すると認められる山林火災
  - オ 多数の傷病者の搬送が必要と認められる大規模な交通機関その他の事故
  - カ 核物質、生物剤及び化学剤に起因する事故
  - キ 前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害
- (2) 協定区域相互の境界付近で発生した火災等の災害、又は救急車による搬送を必要とする事故等(以下「隣火災等」という。)
- (3) 管轄外の区域において、遭遇した火災等の災害、又は救急車による搬送を必要とする事故等

### (応 援)

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の管理者は他の管理者に応援消防隊、救助隊又は救急隊(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

- 2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
- 3 応援を行う管理者が、第3条第2号及び第3号の火災等の災害、又は救急車による搬送を必要とする事故等を覚知し、特に緊急のため第1項に定める要請を待ついとまがないと認め、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。
- 4 応援を行う管理者が、第3条の各号に定める災害について情報収集の結果、特に緊急のため第1項に定める

要請を待ついとまがないと認め、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第5条 応援隊の出動種別は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第1種広域出動

第3条各号に該当する災害で、被災地を管轄する消防本部が属する徳島県消防長会のブロックとする。

(2) 第2種広域出動

第3条各号に該当する災害で、被災地を管轄する消防本部が属さない徳島県消防長会のブロックとする。

(3) その他の広域出動

第3条各号に該当する災害で、特殊な応援消防力を必要とする災害、又は近隣火災等に対する応援出動等とする。

(応援要請の方法)

第6条 被災地の管理者は、災害等の状況を考慮し応援隊の出動種別と、次の事項を明らかにして、他の管理者に応援を要請しなければならない。

(1) 災害等の種別、概要

(2) 災害等の発生日時、場所

(3) 応援消防力

(4) 応援隊の受入れ場所

(5) その他必要な事項

2 応援隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

3 被災者の管理者が、第2種応援要請を行う場合は徳島県消防長会のブロック別の統括消防本部が属する管理者に要請するものとし、統括消防本部が属する管理者は被災地の管理者の要請に基づき、ブロック内の消防本部が属する管理者に連絡するものとする。

4 応援隊の派遣を要請した管理者は、災害種別及び要請種別等の別を明らかにして徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第7条 応援を行う管理者は、被災地の管理者から第1種広域出動又は第2種広域出動並びにその他広域出動の応援要請を受けたときは、次の内容を通知し直ちに応援隊を派遣しなければならない。ただし、いずれの場合も応援隊を派遣することによって管轄地の消防体制に重大な支障があると認められるときは、被災地の管理者にその旨を通知して応援隊の消防力を減じ、又は取り止めることができる。

(1) 応援隊の出発時刻

(2) 応援隊の到着（予定）時刻

(3) 応援隊の隊長名

(4) 応援隊の消防力

(5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議の上、定める。

(改 廃 等)

第9条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(運 用)

第10条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、定める。

(施行日)

第11条 この協定は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (昭和55年3月31日協定)

この協定は、昭和55年4月1日から施行する。

昭和51年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (昭和59年12月18日協定)

この協定は、昭和60年1月1日から施行する。

昭和55年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成6年2月21日協定)

この協定は、平成6年2月28日から施行する。

昭和59年12月18日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成9年3月31日協定)

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

平成6年2月21日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防

組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成14年4月30日協定）

この協定は、平成14年5月1日から施行する。

平成9年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成19年3月31日協定）

この協定は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年4月30日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳 島 市 長 原 秀 樹

鳴 門 市 長 亀 井 俊 明

小 松 島 市 長 稲 田 米 昭

阿 南 市 長 岩 浅 嘉 仁

名西消防組合管理者 坂 東 忠 之

海部消防組合管理者 藤 井 格

板野東部消防組合管理者 石 川 智 能

板野西部消防組合管理者 中 島 勝

徳島中央広域連合連合長 川 真 田 哲 哉

美 馬 市 長 牧 田 久

美馬西部消防組合管理者 兼 西 茂

みよし広域連合連合長 俵 徹 太 郎

徳島県広域消防相互応援協定書に基づく出動区分

応援種別		第1種広域出動	応援消防本部	第2種広域出動	第3種広域出動(隣接する1本部のみ)
災害発生地管轄消防本部					
統括及びブロック別消防本部					
第1ブロック	統括	徳島市	小松島、阿南、海部	鳴門、板野東部、板野西部、名西、美馬西部、徳島中央広域連合、美馬東部、みよし広域連合	小松島、板野西部、名西
		小松島市	徳島、阿南、海部		徳島、阿南
		阿南(組)	徳島、小松島、海部		小松島、海部
		海部(組)	徳島、小松島、阿南		阿南
第2ブロック	統括	鳴門市	板野東部、板野西部、名西	徳島、小松島、阿南、海部、美馬西部、美馬東部、みよし広域連合	板野東部、板野西部
		板野東部(組)	鳴門、板野西部、名西		徳島、鳴門、板野西部
		板野西部(組)	鳴門、板野東部、名西		鳴門、板野東部、名西、徳島中央広域連合
		名西(組)	鳴門、板野東部、板野西部		徳島、板野西部、徳島中央広域連合、美馬東部
第3ブロック	統括	美馬西部(組)	徳島中央広域連合、美馬東部、みよし広域連合	徳島、小松島、阿南、海部、鳴門、板野東部、板野西部、名西	美馬東部、みよし広域連合
		徳島中央広域連合	美馬西部、美馬東部、みよし広域連合		美馬東部、板野西部、名西
		美馬東部(組)	美馬西部、徳島中央広域連合、みよし広域連合		徳島中央広域連合、名西、美馬西部、みよし広域連合
		みよし広域連合	美馬西部、徳島中央広域連合、美馬東部		美馬東部、美馬西部

## 1 2 - 1 1 徳島県市町村消防相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### (協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

### (他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

### (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

### (応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市

町村等の長に通報するものとする。

- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

- 2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指導)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものと



する。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝
鳴門市市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市長	野村靖
勝浦町長	川口幸一
上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷺敷町長	助岡克則

相	生	町	長	久	龍	直	通
上	那	賀	町	和	田	淳	二
木	沢	村	長	中	東	利	延
木	頭	村	長	藤	田		恵
由	岐	町	長	松	村	靜	夫
日	和	佐	町	近	藤	和	義
牟	岐	町	長	皆	谷	又	男
海	南	町	長	五	軒	家	憲
海	部	町	長	三	浦		治
宍	喰	町	長	多	田	保	政
板	野	町	長	犬	伏	正	昭
上	板	町	長	吉	岡	義	人
吉	野	町	長	竹	重	敦	美
土	成	町	長	板	東		正
市	場	町	長	水	田	文	夫
阿	波	町	長	安	友		清
鴨	島	町	長	戸	田		稔
川	島	町	長	内	田		昇
山	川	町	長	山	内	正	晴
美	郷	村	長	伊	井		昇
脇		町	長	佐	藤		淨

一 宇 村 長	立 道 里 見
穴 吹 町 長	佐 藤 宏 史
木 屋 平 村 長	西 正 二
三 野 町 長	竹 重 義 博
三 好 町 長	真 鍋 晃
池 田 町 長	丸 岡 敬 幸
山 城 町 長	西 徹
井 川 町 長	中 瀧 清 文
三 加 茂 町 長	檜 一
東 祖 谷 山 村 長	出 口 操
西 祖 谷 山 村 長	尾 茂 光 男
阿 南 消防組合管理者	野 村 靖
名 西 消防組合管理者	坂 東 忠 之
海 部 消防組合管理者	近 藤 和 義
板野東部消防組合管理者	堀 江 長 男
板野西部消防組合管理者	犬 伏 正 昭
阿 北 消防組合管理者	戸 田 稔
美馬東部消防組合管理者	佐 藤 淨
美馬西部消防組合管理者	藤 田 利 胤
三好郡行政組合管理者	丸 岡 敬 幸

## 12-12 災害救助犬の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本レスキュー協会会長 打間 奈津子（以下「乙」という。）とは、災害時における「災害救助犬の出動」に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生し、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害救助犬による被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（出動の要請）

第2条 甲は、捜索活動のため必要があると認める場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は、甲の指名する現場指揮責任者の指揮の下に捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が捜索活動の終息を告げたとき。
- (2) 乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったとき。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、定期又は随時に合同して訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定の実施に伴って生じる損害補償の負担区分については、次に定めるところによるものとする。

(1) 甲が負担するもの

乙の会員が、捜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は捜索活動に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合の扶助金

なお、扶助金の内容については、災害救助法に基づく政令及び規則を準用する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索作業中に与えた第三者に対する損害補償

ウ 災害救助犬の負傷等の損害補償

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な具体的な事項については、別に定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年8月25日

甲 徳島県

徳島県知事 圓藤寿穂

乙 大阪市淀川区西中島7-9-2

日本レスキュー協会会長 打間奈津子

## 12-13 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、徳島県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては徳島県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第 8 条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第 1 0 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第 1 1 条 この協定は、平成 8 年 3 月 2 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 2 1 日

甲 徳 島 県  
徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 6 号  
社団法人プレハブ建築協会  
会 長 石 橋 一

## 1 2 - 1 4 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、被災住宅の早期復興に資するため、徳島県（以下「甲」という。）が災害発生時に徳島県地域防災計画に基づき実施する住宅相談等の施策に関して、住宅金融公庫四国支店（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたり必要な基本的事項を定めるものとする。

(相談所の設置)

第2条 乙は、甲と協議の上必要とされる場合には、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための「住宅相談所」を臨時に開設し、県民の住まいに関する「復興に資する情報」を提供することとする。

2 「住宅相談所」の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、被災地の公共団体に対して甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した県民の速やかな復興を支援するものとする。

(復興に向けた諸制度の周知)

第4条 甲は、乙が実施する「災害復興融資」について、県民への周知に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

(被災者となった債務者への支援)

第5条 乙は、諸規程に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した県民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、県民に対して積極的に周知を行うものとする。

2 甲は当該措置について県民への周知に努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲においては徳島県県土整備部住宅課、乙においては住宅金融公庫四国支店公共業務課とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、平成16年2月10日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通保有する。

平成16年2月9日

甲 徳島市万代町一丁目1番地

徳 島 県

代表者 徳島県知事

飯泉 嘉門

乙 高松市番町二丁目10番8号

住宅金融公庫四国支店

代表者 四国支店長

杉原 芳樹



## 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画

平成25年12月27日

「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」は全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会（以下「全文協」という。）中国四国ブロック課長部会において、申し合わせたものである。

## 1 計画の目的

この計画は、中国・四国地方において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下、「災害等」という。）において、中国・四国地方の9県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日締結・以下、「災害支援協定」という。）に沿って、主として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定する文化財やその保管施設等を、迅速かつ的確に保護することを目的とする。

## 2 基本的な事項

## (1) 計画の適用

この計画は、全文協の中国四国ブロックを構成する鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市（以下、「中四11県市」という。）において適用する。

## (2) 計画の運用

この計画は、中四11県市が定める地域防災計画や災害対応マニュアルとの整合を図りながら運用しなければならない。

## (3) 支援の体制

災害等発生後、より円滑かつ迅速な支援を実施するために、中国・四国地方の9県による災害支援協定で定めるカウンターパート制に従い、災害等を受けた県市（以下、「被災県市」という。）に対する支援を行う県市（以下、「支援県市」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおり4グループに分け、それぞれ同表の右欄に掲げる県市で構成する。

ただし、カウンターパート制で支援が不足する場合は、他のグループを構成する県市に支援を要請することができる。

グループ1	鳥取県	徳島県	
グループ2	岡山県	岡山市	香川県
グループ3	広島県	広島市	愛媛県
グループ4	島根県	山口県	高知県

### 3 保護とその対象物件

この計画における保護とは、被災した文化財やその保管施設（以下、「被災文化財等」という。）に対して、当面必要な救出や応急処置（以下、「レスキュー活動」という。）を講じることを原則とするが、被災県市が特に必要とする場合には、美術品・博物館資料・図書館資料・公文書等（以下、文化財を含めて「文化財等」という。）とその保管施設も含めることができる。

(1) 「文化財等」とは、次に掲げるものとする。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に定める文化財

イ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）に定める美術品

ウ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に定める博物館資料

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に定める図書館資料

オ 公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）に定める公文書等

(2) この計画における「文化財等の保管施設」とは、次に掲げる施設とする。

ア 地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

イ 地方公共団体以外の者が所有する文化財等の保管施設

### 4 相互支援の原則

(1) 支援の要請

支援の要請は、被災県市が防災部局と連携し、必要な事項を明らかにして支援県市に行う。

(2) 支援の内容

被災県市に対する支援の内容は、次のとおりとする。

ア 被災文化財等のレスキュー活動に要する資機材の供給

イ 被災文化財等のレスキュー活動を行う専門職員等の派遣

ウ 被災文化財等を一時的に保管するための施設の提供

エ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(3) 経費の負担

支援に要する経費は、原則として支援を受けた被災県市の負担とする。

なお、支援に要する経費の公費負担については、被災県市があらかじめその適否を判断したうえで支援の要請を行う。

### 5 災害等発生後の活動

(1) 情報収集

被災県市と支援県市は、次に掲げる情報を収集する。

ア レスキュー活動に当たる職員の安全確保に係る災害等に関する情報

イ 適切かつ効率的なレスキュー活動に係る文化財等の被害状況に関する情報

(2) レスキュー活動

被災県市と支援県市は、次に掲げるレスキュー活動を実施する。

ア 被災文化財等のうち動産的な物件の被災したままの状態からの救出

イ 文化財等の種類や材質等又は災害の種類に応じた適切な応急処置

ウ 被災県市が被災した文化財等の一時的な保管場所を必要とするときは、支援県市の利用可能な施設を提供

### (3) その他

被災県市が災害等の被害から文化財等の復旧・復興（以下、「復旧等」という。）をしようとするとき、その計画の立案から復旧等の取組に対して、支援県市は、被災県市の要請に応じて、必要な物的又は人的な支援をする。

## 6 平常時の活動

### (1) 相互支援に役立つ情報の整備と共有

中四 11 県市は、この計画に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、次に掲げる情報を整備し、その共有を図る。

ア 中四 11 県市で共有する情報

(ア) 災害等発生時の連絡先

(イ) 国及び中四 11 県市が指定、選定及び登録（以下、「指定等」という。）している文化財

(ウ) 中四 11 県市が所有する文化財等の保管施設

イ カウンターパートとの間で共有する情報

(ア) 文化財等のレスキュー活動に必要な資機材

(イ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が指定等している文化財

(ウ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

### (2) 文化財等の保管状況の点検と予防対策の推進

中四 11 県市は、文化財等とその保管状況を定期的に点検するとともに、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた予防対策を推進するよう指導及び助言をする。

### (3) 想定される災害等に応じた訓練の実施

中四 11 県市は、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた効果的な訓練を実践するよう指導及び助言するほか、必要に応じて、カウンターパートとの合同の訓練を実施する。

### (4) 人的ネットワークの構築

中四 11 県市は、各県市が設置する文化財保護審議会のほか、文化財等に関わる専門家や団体等と連携して、官民が一体となって文化財等を保護できる人的ネットワークの構築に努める。

## 7 計画の改正等

(1) この計画を改めようとするときは、全文協中国四国ブロックの会議（課長部会）において改正する。

(2) この計画の実施に関し必要な事項は、全文協中国四国ブロックの会議（文化財部会）で定める。

## 8 その他

中四 11 県市は、必要がある場合、この計画の趣旨を尊重しつつ更に有効な計画を作成し、各県市の計画として運用することができる。



## 第 1 3 流出油災害に関する資料

## 1 3 - 1 徳島県排出油等防除協議会会則

### (目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除計画の策定
  - イ 情報の共有化
  - ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (7) その他排出油等の防除に必要な事項

### (組 織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。
- 4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

### (会 議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

- 2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。
- 3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。
- 4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。
- 5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(4月1日現在)会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ① 設備及び資機材の整備並びに保有状況
  - ② 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間時の連絡先)
  - ③ その他必要な事項
- 2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会(以下「隣接協議会」という。)にも配付する。

(訓練)

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

(情報提供)

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(防除活動等)

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(隣接協議会等との協力)

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

(活動状況の連絡)

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

(災害対策本部等との連携)

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

(経費の求償)

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

(災害補償)

第16条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。



(経 費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。

ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会 計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶 務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協 議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

## 1 3 - 2 徳島県排出油等防除協議会 運営要領

### 1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

### 2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

### 3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

### 4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

### 5 情報提供について（第9条関係）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

### 6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

- (1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

#### ① 情報の収集及び伝達

- イ 事故に関すること
- ロ 付近海域及び地域に関すること

- ハ 原因者の措置等に関すること
- ニ その他排出油等防除活動に必要なこと
- ② 警戒区域の安全対策
  - イ 警戒区域の設定
  - ロ 火気使用の制限
  - ハ 航行の制限，管制，立入禁止
  - ニ 移動命令，避難命令
- ③ 広報活動
  - イ 沿岸住民，漁業関係者及び船舶等への広報
  - ロ 報道機関への広報
- ④ 排出油等防除資材の提供及び輸送
  - オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等の提供及び輸送
- ⑤ 排出油等防除作業
  - イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
  - ロ オイルフェンス等の展張作業
  - ハ 油処理剤，油吸着材等による排出油等の除去作業
  - ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
  - ホ 砂浜，構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業
- ⑥ 廃棄物等の処理
  - イ 使用済み吸着材等の処理
  - ロ 回収油等の処理
- ⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は，使用する資機材の量，出動人員及び船艇名，出動予定時間，現場到着時間，現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等，排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお，出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は，総合調整本部と逐次連絡をとり，現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに，必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお，会長は，通信手段を有しない船艇等に対しては，海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により，連絡手段の確保を図る。

## 7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

- (1) 設置場所は，徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。
- (2) 構成は，原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが，必要に応じ，会員以外の者を参画させることができる。

- (3) 総合調整本部では、次の業務を行う。
- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
  - ② 排出油等防除活動計画に関する調整
  - ③ 排出油等防除活動の把握，調整，推進及び記録
  - ④ 会員以外の機関等との調整
  - ⑤ 広報に関する事項
  - ⑥ その他必要な事項
- (4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。
- 情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

#### 8 経費の求償について（第15条関連）

- (1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。
- (2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。  
この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

#### 9 会計について（第19条関連）

- (1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。
- (2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

### 1 3 - 3 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

- 1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会	鳴門地区協議会
〃	徳島地区協議会
〃	小松島地区協議会
〃	阿南地区協議会
〃	海部地区協議会
  
- 2 各地区の区域は、次のとおりとする。
  - (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会  
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
  - (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会  
徳島市消防局の活動区域とする。
  - (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会  
小松島市消防本部の活動区域とする。
  - (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会  
阿南市消防本部の活動区域とする。
  - (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会  
海部消防組合消防本部の活動区域とする。
  
- 3 地区協議会は、次の業務を行う。
  - (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
  - (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
  - (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
  - (4) 排出油等防除の実施
  - (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
  - (6) その他排出油等防除に必要な事項
  
- 4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。
  
- 5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。
  
- 6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

## 1 3 - 4 徳島県排出油等防除協議会 各地区排出油等防除計画

### 1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、各地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

### 2 組織及び指揮

#### (1) 組織の編成

##### イ 組織

各地区協議会に、図1(\*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照)のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

##### ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

#### (2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

### 3 連絡系統等

#### 情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット(iファックス)による一斉同時通報により行なうものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（\*「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

#### 4 排出油等防除活動要領

##### (1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

a. 排出油等の排出のあった日時及び場所

b. 排出した油等の量及び拡散の状況

c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等

d. 当該船舶又は施設の破損状況等

e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

##### (2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（\*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（\*「徳島県排出油等防除協

議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照)に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙２－１記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

#### ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

##### ① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。

なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

##### ② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行なう。

- a. 油回収船及び回収器等による回収
- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

##### ③ その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表３へ記録する。

#### ５ その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先(携帯電話の番号等)を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙２－２記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段



を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

### 13-5 徳島県排出油等防除協議会情報伝達図

[会長]

排1 徳島海上保安部  
0885-33-2244~46 担当者  
0885-33-2245 (夜間) 当直  
昼間と同じ

※ オフザバー

排142 海上自衛隊 徳島教育航空群  
088-699-5111 担当者 燃料班長  
088-699-6111 担当者 運用幕僚  
昼間と同じ (夜間) 当直士管

排143 海上自衛隊 第24航空隊  
0885-37-2111 担当者 運用幕僚  
0885-37-1138 担当者 当直士管  
昼間と同じ (夜間) 当直士管

排144 徳島地方気象台  
088-626-0676 担当者  
088-626-0680 担当者  
088-622-3857 (夜間)

排24 [鳴門地区協議会]  
鳴門市  
088-684-1193 担当者  
088-684-1336 (夜間) 当直者/

排52 [徳島地区協議会]  
徳島市消防局  
088-656-1192 担当者  
088-656-1202 担当者  
088-656-1190 (夜間) 通信指令室

排82 [小松島地区協議会]  
小松島市  
0885-32-2227 担当者  
0885-32-3522 担当者  
昼間と同じ (夜間)

排98 [阿南地区協議会]  
阿南市  
0884-22-9191 担当者  
0884-28-9884 (夜間)

排124 [海部地区協議会]  
海部消防組合消防本部  
0884-72-0600 担当者  
0884-72-2999 (夜間) 消防団長  
0884-72-0999 (夜間) 消防団長

[副会長]

排5 徳島県危機管理部 南海地震防災課  
088-621-2716 担当者  
088-621-2987 (夜間)

排16 徳島県漁業協同組合連合会  
088-636-0500 担当者  
088-636-0525 担当者  
088-632-1825 (夜間)

排9 徳島県農林水産部 水産課  
088-621-2471 担当者  
088-621-2863 (夜間)

排4 国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所  
0885-32-1090 担当者  
0885-32-1125 (夜間)

排19 一般社団法人 徳島県トラック協会  
088-632-8810 担当者  
088-632-4701 担当者  
0885-34-0201 (夜間)

各 漁業協同組合  
※ 事故発生地区を除く。

排2 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所  
088-654-9266 担当者  
088-654-9267 (夜間)

排21 海水中処理協力機構 徳島支部(排89と同機関)  
0885-32-2244 担当者  
0885-33-2090 (夜間)

排15 徳島県警察本部  
088-622-3101 担当者  
088-622-4055 担当者  
昼間と同じ (夜間)

排3 国土交通省 四国地方整備局 那賀河川事務所  
0884-22-6592 担当者  
0884-22-9795 (夜間)

排20 徳島県石油商業組合  
088-622-6406 担当者  
088-655-0248 担当者  
昼間と同じ (夜間)

徳島県庁内 部・局・課  
及び  
出先事務所等

排18 全日本内航旅客海運組合 徳島県支部  
0884-23-4710 担当者  
0884-23-5093 (夜間)

排17 徳島県内航海運組合  
088-654-7279 担当者  
088-654-3156 担当者  
088-654-7279 (夜間)

13-6 油防除資機材等保有量及び供給計画表（全域所属）

機 関 名	油 防 除 資 機 材 保 有 量 等										車 両 又 は 船 艇	備 考
	オイルフェンス	油処理剤(乳化剤)	油アル化剤(凝固剤)	油吸着剤	油回収器	ひしや等	トラム缶	普通車	油処理剤	油回収器		
排1 徳島海上保安部	A型 その他 A型 B型 その他 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				
排2 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	A型 その他 A型 B型 他型 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				
排3 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所	A型 その他 A型 B型 他型 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				
排4 国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所	A型 その他 A型 B型 他型 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				
排 徳島県	A型 その他 A型 B型 その他 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				
排15 徳島県警察本部	A型 その他 A型 B型 その他 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				
排16 徳島県漁業協同組合連合会	A型 その他 A型 B型 その他 輸送方法:	品名: シークル805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所: 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法: 船艇(可)	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所: 缶 輸送方法: 輸送方法:	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所: 同左 提供量: 3 式 輸送方法: 船艇(可)	品名: ひしや等 保有量: 2m 13 本, 0.5m 14 本, Δシロ 保管場所: 同左 提供量: 2m 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法: 船艇(可)	保有量: 本 保管場所: 本 提供量: 本 輸送方法: 本	普通車 巡視船: 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス(B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着剤 4,000 kg	防除作業要員数 52 名 防除作業要員については事業の規模により決定)				

機 関 名	オイルワックス		油処理剤(乳化剤)		油アル化剤(凝固剤)		油吸着剤		油回収器		ひしき等		ドラム缶		車両又は船隻	備 考
	A型 その他	B型 保所:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	kg 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	2m 0.5m 保管場所: 提供量:	本、 本、 保管場所: 提供量:	保有量: 提供量:	本 本 本 本	本 本 本 本		
排17 徳島県内航海運組合	A型 その他	B型 保所: 長期 短期 長期 長期	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	kg 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	2m 0.5m 保管場所: 提供量:	本、 本、 保管場所: 提供量:	保有量: 提供量:	本 本 本 本			
排18 全日本内航船主海運組合 徳島県支部	A型 その他	B型 保所: 長期 短期 長期 長期	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	kg 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	2m 0.5m 保管場所: 提供量:	本、 本、 保管場所: 提供量:	保有量: 提供量:	本 本 本 本			
排19 一般社団法人徳島県トラック協会	A型 その他	B型 保所: 長期 短期 長期 長期	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	kg 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	2m 0.5m 保管場所: 提供量:	本、 本、 保管場所: 提供量:	保有量: 提供量:	本 本 本 本	4トン車 20台 10トン車 30台 外一車 5台		
排20 徳島県石油商業組合	A型 その他	B型 保所: 長期 短期 長期 長期	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	kg 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	2m 0.5m 保管場所: 提供量:	本、 本、 保管場所: 提供量:	保有量: 提供量:	本 本 本 本			
排21 海水油濁処理協力機構徳島支部	A型 その他	B型 保所: 長期 短期 長期 長期	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	缶: 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	kg 保管場所: 提供量:	品名: 保有量:	2m 0.5m 保管場所: 提供量:	本、 本、 保管場所: 提供量:	保有量: 提供量:	本 本 本 本	船舶 1隻	測定装置(ガス検知器等) GX-2009 X 2 防除作業要員数 2名	
合 計	保有量: A型: 780 B型: 2,500 その他: 140 合 計: 3,420		総保有量 4,734 L	総保有量 240 L	総保有量 1,202 kg	総保有量 477 本	総保有量 2m未済 2m以上 3 本	総保有量 2m未済 2m以上 50 本	総保有量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本	総保有量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本	総除作業要員数 (事業の規模により 増員可能)					
	提供量: A型: 420 B型: 200 その他: 0 合 計: 620		総提供量 2,516 L	総提供量 190 L	総提供量 657 kg	総提供量 19 本 2m未済 2m以上 15 本 合 計 34 本	総提供量 2m未済 2m以上 50 本	総提供量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本	総提供量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本	総提供量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本	総提供量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本					12時間以内に集積 可能な資機材 4,000 L 2,000 m 20,000 L 4,000 kg

## 第14 条例・要綱等に関する資料

# 1 4 - 1 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

平成二十四年十二月二十一日

徳島県条例第六十四号

改正 平成二五年一〇月二八日条例第三九号

平成二五年一二月一九日条例第五六号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例をここに公布する。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十五条）

### 第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策（第十六条—第二十一条）

第二節 自主防災組織による予防対策（第二十二条—第二十四条）

第三節 学校等による予防対策（第二十五条—第二十七条）

第四節 事業者による予防対策（第二十八条—第三十一条）

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携（第三十二条—第五十四条）

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等（第五十五条—第六十一条）

### 第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策（第六十二条—第六十四条）

第二節 自主防災組織による応急対策（第六十五条）

第三節 学校等による応急対策（第六十六条—第六十八条）

第四節 事業者による応急対策（第六十九条—第七十一条）

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携（第七十二条—第七十七条）

### 第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策（第七十八条）

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策（第七十九条）

第三節 学校等による復旧及び復興対策（第八十条）

#### 第四節 事業者による復旧及び復興対策（第八十一条・第八十二条）

#### 第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携（第八十三条）

#### 附則

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、地震が頻発する日本に住む私たちに、平穏な生活を一瞬にして破壊する地震及び津波のすさまじさを改めて知らしめたところである。

この大震災を教訓として、これからの震災対策について、地震及び津波による被害の発生を防ぐだけではなく、助かる命を助けることをはじめとして被害を最小化するという減災の考え方を基本に、あらゆる方策を複合的に講じる必要性が認識されるようになった。

また、震災の規模が大きいほど、県民が自らの安全を自ら守る自助、自主防災組織、ボランティア等が地域の安全を確保する共助及び県、市町村等が県民を保護する公助のそれぞれの主体が責務と役割を認識し、より密接に連携することが欠かせない。

本県では、広い範囲で甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震の切迫性が高まっており、更に、本県を東西に貫く中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧されている。

このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要がある。

ここに、私たちは、いかなる大震災にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となって震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 震災 地震及び津波により生ずる被害をいう。
- 二 震災対策 震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに震災からの復旧及び復興を図るための対策をいう。
- 三 自主防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という。）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。
- 四 震災時要援護者 高齢者、障がい者、乳幼児等震災が発生した場合において特別な援護を要する者をいう。
- 五 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

（平二五条例三九・平二五条例五六・一部改正）

(基本理念)

第三条 震災対策は、減災（震災を最小化することをいう。）を基本として、県民の生命が失われぬことを最も重視するとともに、被災後の速やかな復興を目指して、実施されなければならない。

2 震災対策は、自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県、市町村その他の行政機関が県民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）を基本として実施されなければならない。

3 震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画等の様々な視点及び震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、平常時から震災に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に震災対策を実施



するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第六条 学校等の設置者又は管理者（以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員等の安全を確保するため、及び自らの事業を継続するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、市町村その他の関係者が実施する震災対策の支援及び総合調整を行うものとする。

- 2 県は、震災に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、必要に応じて、震災対策に反映させるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、基本理念にのっとり、地域住民の生命、身体及び財産を保護する基礎的な地方公共団体である市町村と連携を図りながら協力して震災対策に取り組むものとする。

(震災対策に関する計画の作成等)

第十条 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。

2 県は、災対法第四十条第一項の規定に基づき作成された徳島県地域防災計画に掲げられた震災対策を効果的かつ迅速に実施できるよう、当該震災対策の実施の手順を定めた要領を作成するものとする。

3 県は、市町村が行う当該市町村が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(震災対策に関する憲章)

第十一条 県は、県民、自主防災組織、事業者等の震災対策に関する意識の高揚を図り、自発的な震災対策への取組の促進に資するため、震災対策に関する憲章を定めるものとする。

(徳島県震災を考える日等)

第十二条 県民一人一人が、震災についての認識を深め、震災対策の一層の充実を図るため、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間を設ける。

2 徳島県震災を考える日は九月一日とし、徳島県震災を考える週間は八月三十日から九月五日までとする。

3 県は、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十三条 県は、震災対策の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(震災対策への県民等の意見の反映)

第十四条 県は、市町村と連携して、県民、自主防災組織、事業者等から震災対策に関する意見を聴取し、必要に応じて、その意見を震災対策に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、震災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 予防対策

### 第一節 県民による予防対策

(震災対策等に関する知識の習得等)

第十六条 県民は、平常時から、震災及び震災対策に関する研修（以下「防災研修」という。）並びに震災の発生を想定した訓練（以下「防災訓練」という。）に積極的に参加し、震災及び震災対策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

- 2 県民は、県、市町村その他の関係者が提供する地域における震災及び震災対策に関する情報（以下「地域震災関連情報」という。）を活用して、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）に備え、自らが生活する地域における危険な場所、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の確認に努めるものとする。
- 3 震災発生時等において、通常用いる方法による帰宅が困難であると予想される者は、徒歩等により帰宅する場合の経路並びに家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。

(避難の心構え)

第十七条 県民は、地震による崖崩れ、地滑り等の危険を察知した場合は、直ちに安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

- 2 県民は、強い又は継続時間の長い地震の揺れを感知した場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、直ちに近くの高台等の安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

(建築物等の安全性の確保)

第十八条 県民は、その所有する建築物の地震による倒壊等から自らを含む利用者の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、震災の発生に備え、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県民は、その設置するブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第十九条 県民は、食糧、飲料水、医薬品その他の震災発生時等に必要となる物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう準備に努めるものとする。

2 県民は、震災を未然に防止し、及び震災が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な消火器等の資機材の整備に努めるものとする。

(自主防災組織及び消防団等への参加)

第二十条 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、地域の消防団等の活動への積極的な参加に努めるものとする。

(震災時要援護者等からの情報提供)

第二十一条 震災時要援護者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、震災時要援護者が震災発生時等に自主防災組織、市町村その他の関係者から避難等について支援を受ける際に必要となる当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係者に提供するよう努めるものとする。

- 2 法令又は他の条例若しくは市町村の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるものを除くほか、前項の規定により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた者は、当該情報について、漏えい及び提供を受けた目的以外の目的のための利用を防止し、適正に管理しなければならない。

## 第二節 自主防災組織による予防対策

（震災対策等に関する意識の啓発等）

第二十二条 自主防災組織は、地域住民等に対し、震災及び震災対策に関する意識の啓発及び高揚を図るため、自ら防災研修及び防災訓練を実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する防災研修及び防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、地域震災関連情報を活用して、震災発生時等に備え、当該自主防災組織が活動する地域における危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び当該地域の住民等への周知に努めるものとする。

（円滑かつ効果的な避難のための体制の整備）

第二十三条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難（地域住民等の避難を促進するため率先して行う避難をいう。以下同じ。）を行う役割を担う者の確保、震災時要援護者の特性に応じた避難の支援の体制の整備その他の地域住民等の避難が円滑かつ効果的に行われるための体制の整備に努めるものとする。

（資機材の備蓄等）

第二十四条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の震災発生時等の応急的な措置に必要な資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

## 第三節 学校等による予防対策

（防災教育の実施等）

第二十五条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒等が、震災発生時等において自らの安全を確保することができるとともに、将来において震災対策の担い手となるよう、震災及び震災対策に関する教育（以下「防災教育」という。）並びに防災訓練の実施に努めるものとする。

(地域との連携)

第二十六条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設が前項の避難場所として指定された場合には、当該避難場所としての目的を達成するために必要な機能の強化に努めるものとする。

3 学校等の設置者等は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して防災訓練を実施する等、地域と一体となって、幼児、児童、生徒等を震災から守るための環境の整備に努めるものとする。

(学校等の施設等の安全性の確保)

第二十七条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から幼児、児童、生徒等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の計画的な耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

第四節 事業者による予防対策

(防災研修の実施等)

第二十八条 事業者は、震災発生時等における来所者、従業員等の安全を確保するため、防災研修及び防災訓練の実施に努めるものとする。

2 法令等に定めがあるものを除くほか、震災時要援護者が入所し、又は通所する施設（以下「要援護者関連施設」という。）の設置者又は管理者は、震災時要援護者に関する避難計画の作成及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(事業活動を継続するための計画の作成等)

第二十九条 事業者は、震災による事業活動への影響を最小限度にとどめるため、事業活動を継続するための計画の作成に努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を継続するために必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

(地域との連携)

第三十条 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市町村、自主防災組織等が実施する防災研修及び防災訓練への従業員の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

(事業者の施設等の安全性の確保)

第三十一条 事業者は、その所有する施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から来所者、従業員等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

2 上下水道、電気供給施設、ガス供給施設又は電気通信事業の用に供する施設及びこれらに附帯する設備（以下「ライフライン関連施設等」という。）の設置者又は管理者は、ライフライン関連施設等について、地震及び津波に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その設置する工作物等を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携

(震災対策等に関する知識の普及等)

第三十二条 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等が平常時から震災に備え、適切な震災対策を講ずることができるよう、震災及び震災対策に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、家庭及び地域における震災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、全ての世代を対象とした防災教育の充実を図るものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等の震災に適切に対応する能力を向上させるため、様々な震災を想定した防災訓練を行うものとする。

4 県は、徳島県立防災センター等の機能を十分に活用し、震災及び震災対策に関する知識の普及及び人材の育成を図るものとする。

(情報伝達体制の整備)

第三十三条 県は、震災発生時等における気象状況、被害の発生状況、避難の状況その他の震災対策に必要な情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するため、通信機能の強化及び複数の通信手段の確保に努めるものとする。

2 県は、市町村、報道機関その他の関係者と連携して、震災発生時等において必要となる情報を県民等に提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、市町村と連携して、震災発生時等において帰宅が困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

(行政機能の低下への対応)

第三十四条 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等における行政機能の低下を最小限度にとどめるため、震災発生時等において必要となる応急対策業務及び継続の必要性の高い通常の業務を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成するものとする。

2 県は、全ての市町村において行政機能の低下を最小限度にとどめるための業務継続計画が作成されるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

。

(自主防災組織の結成の促進に対する支援等)

第三十五条 県は、市町村が行う自主防災組織の結成の促進並びに防災研修及び防災訓練を行う自主防災組織に対する支援について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、地域の震災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努める市町村に対し、積極的に協力するものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織が実施する震災対策において指導的な役割を担う者の育成及び確保を図るものとする。

4 県は、市町村と連携して、自主防災組織相互の広域的な連携の促進に努めるものとする。

(避難計画の作成についての支援等)

第三十六条 県は、市町村が自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して行う避難場所、



避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

(避難所の運営体制の整備)

第三十七条 県は、市町村が避難所として使用される建築物の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して行う避難所の運営基準の作成について、当該運営基準がプライバシーの確保をはじめとする避難者の生活の質に配慮したものとなるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、避難所の効果的かつ効率的な運営を図るため、避難所の運営に関する連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(応急仮設住宅の確保)

第三十八条 県は、応急仮設住宅の確保について、市町村その他の関係者と連携して、地域の特性及び実情等を踏まえた対策について検討を行うとともに、応急仮設住宅の建設が円滑に行われるよう、その標準的な仕様を定めるものとする。

2 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅として活用できる公営住宅、民間賃貸住宅等の把握に努めるものとする。

3 県は、応急仮設住宅の確保に係る関係団体との協定の締結に努めるものとする。

4 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅の建設の候補地を選定するものとする。

(震災時要援護者の支援体制の整備等に対する支援)

第三十九条 県は、市町村が行う震災時要援護者に関する情報の把握及び自主防災組織等と連携した支援体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う福祉避難所（避難所であって、震災時要援護者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるために必要な設備等を有するものをいう。）の指定について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(医療救護体制の整備等)

第四十条 県は、震災による重篤な救急患者の救命医療の拠点となる医療機関並びに当該医療機関を支援し、及び補完する役割を担う医療機関を指定するとともに、本県における医療機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 県は、震災の発生後直ちに救命活動を開始できる機動性を持った医療チーム及び被災地の医療体制の支援を行う医療救護班を派遣する医療機関等の指定等の広域的な医療救護体制を整備するものとする。

3 県は、計画的な医薬品の備蓄及び関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる医薬品の調達体制を整備するものとする。

4 県は、市町村が行う震災発生時等における医療救護体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(物資等の調達体制の整備)

第四十一条 県は、市町村と連携して、物資、燃料及び資機材（以下「物資等」という。）の計画的な備蓄、整備及び点検並びに関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる物資等の調達体制を整備するものとする。

(救援物資の輸送体制の整備等)

第四十二条 県は、市町村と連携して、震災発生時等において、救援物資を迅速かつ的確に避難所等に輸送できる体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、救援物資の受入れ及び配分を円滑に行うことができるよう連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(他の都道府県等との協定の締結)

第四十三条 県は、震災発生時等において、被災者の救援及び救護をはじめとする応急対策に必要な支援等が円滑に行われるよう、他の都道府県等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第四十四条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、震災が発生した場合にお

ける感染症の発生の予防及びまん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制を整備するものとする。

(防火及び防犯の体制の強化)

第四十五条 県は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、震災発生時等における火災及び犯罪の防止のため、防火及び防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器の普及、防犯灯の設置その他の必要な施策を実施し、防火及び防犯の体制の強化に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第四十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、負傷者の搬送並びに応急対策に必要な人員及び物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の体制を整備するものとする。

2 県は、その管理する緊急輸送路（緊急輸送のために必要となる道路、港湾、漁港及び飛行場をいう。以下同じ。）の整備並びに緊急輸送のために必要となる物資等の集積を行う場所及びヘリポートの確保等に努めるものとする。

3 県は、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急輸送路を管理する者に対し、当該緊急輸送路の整備を求めるものとする。

4 県は、緊急輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備の促進に努めるものとする。

(孤立地区対策に対する支援)

第四十七条 県は、市町村が孤立地区（震災が発生した場合に、外部との交通が途絶し、人の移動及び物資の輸送が困難又は不可能となる地区をいう。以下同じ。）における通信の途絶に備えるため行う情報の収集及び伝達の手段の確保について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う地域の特性に応じた孤立地区の発生に備えた対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第四十八条 県は、市町村その他の関係者と連携して、震災が発生した場合におけるボラン

ティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、ボランティアの受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他のボランティア活動の環境を整備するものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動への県民の積極的な参加を促すため、ボランティア活動への理解を深める啓発の実施及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。
- 3 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動を円滑に実施するための連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(震災対策の拠点となる建築物の安全性の確保等)

第四十九条 県は、その管理する震災対策の拠点となる建築物並びに情報の収集及び伝達、医療救護等に関する震災対策上重要な設備について、地震及び津波に対する安全性を確保するため、計画的な耐震性の向上、浸水を防止するための対策等に努めるとともに、当該建築物が被害を受けた場合に備えるため、その機能を代替する建築物の選定に努めるものとする。

- 2 県は、その管理する建築物内において来庁者等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(建築物等への避難機能の付与等)

第五十条 県は、市町村と連携して、各地域において想定される被害の状況に基づき、県の管理する建築物等への避難上必要な機能の付与、避難路及び避難施設の整備その他の地域住民等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(公共土木施設の整備等による被害の軽減対策)

第五十一条 県は、その管理する河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、公園等の公共土木施設について、震災対策の観点から、計画的な整備及び適正な維持管理に努めるものとする。

- 2 県は、地震による地盤沈下等による長期間にわたる浸水に対応するため、早期の排水を可能にするための体制の確保及び設備の整備に努めるものとする。
- 3 県は、市町村と連携して、津波による被害の発生が予想される地域において、放置された船舶等により当該被害を拡大させないため、当該船舶等の除却等の対策の実施に努める

ものとする。

(津波防災地域づくりの推進)

第五十二条 県は、市町村が行う津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「津波防災法」という。）第一条に規定する津波防災地域づくりを支援するため、市町村と連携して、津波防災法第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域及び津波防災法第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域（以下「津波災害特別警戒区域」という。）を速やかに指定するとともに、その効果を検証し、必要に応じて指定の変更等を行うものとする。

2 県は、市町村による津波防災法第十条第一項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び津波防災法第七十三条第二項第二号に規定する条例の制定が円滑に行われるよう、これらに係る指針を作成するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

3 県は、市町村が推進計画に基づき建築物等の移転が可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

4 県は、津波災害特別警戒区域に建築物を所有する者が、当該建築物を津波災害特別警戒区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

(建築物等の耐震診断等の促進)

第五十三条 県は、市町村と連携して、建築物及び家具等の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断及び耐震改修並びに当該家具等の転倒を防止するための対策等の促進に努めるものとする。

(事業活動を継続するための計画の作成の促進等)

第五十四条 県は、事業者による事業活動を継続するための計画の作成の促進に努めるものとする。

2 県は、津波による海水の浸入のために農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第九十

五号) 第二条第一項に規定する農用地をいう。) が受けた塩害を除去するための対策等を検討し、農業生産活動を早期に復旧させるための計画を作成するものとする。

#### 第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

(特定活断層調査区域の指定等)

第五十五条 知事は、特定活断層（地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。）の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、その旨及び指定の区域を徳島県報で公示しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係する市町村の長に、当該公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 5 特定活断層調査区域の指定は、第三項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、第一項の規定による特定活断層調査区域の指定の理由がなくなつたと認めるときは、当該特定活断層調査区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定活断層調査区域の指定の解除について準用する。
- 8 県は、最新の活断層の位置に関する情報の把握に努めるとともに、把握した当該情報を公表するものとする。

(特定活断層調査区域における土地利用の適正化等)

第五十六条 特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設（以下「特定施設」という。）の新築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。

- 一 学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であつて規則で定めるもの
- 二 火薬類、石油類その他の危険物であつて規則で定めるものを貯蔵する施設

- 2 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を伴う場合にあつては、当該開発行為）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - 二 特定施設の名称及び所在地
  - 三 特定施設の用途
  - 四 その他規則で定める事項
- 3 前項の規定による届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第二項の規定による協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類（以下「調査報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。
- 5 第二項の規定による届出若しくは協議又は前項の規定による調査報告書等の提出（以下「届出等」という。）をした者は、当該届出等に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。
- 6 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨及び前各項に規定する内容を説明するよう努めるものとする。

第五十七条 県は、特定活断層調査区域において建築物の新築等をしようとする場合は、特定活断層の直上への当該建築物の新築等を避けなければならない。

- 2 県は、特定活断層調査区域の不動産の譲渡、交換、貸付等（以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約の締結までに当該不動産の譲渡等の相手方に対して、当該不動産が特定活断層調査区域にある旨及び前条第一項から第五項までに規定する内容を説明しなければならない。
- 3 県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に

関する規制の緩和等について配慮するものとする。

(工事又は開発行為の着手又は完了の届出)

第五十八条 第五十六条第二項の規定による協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第五十九条 知事は、第五十六条、前条、次条及び第六十一条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定施設若しくは当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為が行われている場所に立ち入り、当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為の状況若しくは書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第六十条 知事は、第五十六条第一項の規定による特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者、同条第二項の規定による届出又は協議をしなかった者、同条第四項の規定による調査報告書等の提出をしなかった者及び同条第五項の規定による届出又は協議をしなかった者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第六十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。



- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

### 第三章 応急対策

#### 第一節 県民による応急対策

##### (避難等)

第六十二条 県民は、地震の揺れを感知したときは、震災に関する情報に留意し、自主的な避難に努めるとともに、津波、崖崩れ等の発生が予測される場合には、自らの安全を確保するため、直ちに安全な場所に避難するものとする。

- 2 県民は、避難の勧告又は指示が行われた場合には、円滑に避難するとともに、当該勧告又は指示が解除されるまでの間は、避難を継続するものとする。
- 3 避難所を利用する者は、第三十七条第一項に規定する運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むよう努めるものとする。

##### (緊急通行車両等の通行の確保)

第六十三条 県民は、災対法又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）及び震災時要援護者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

##### (危険建築物等からの避難等)

第六十四条 県民は、地震により倒壊等、火災又は附属物の落下のおそれが生じた建築物その他の工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難するものとする。

- 2 危険建築物等の所有者又は管理者は、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。
- 3 建築物の所有者又は管理者は、市町村が実施する被災建築物応急危険度判定（地震により被害を受けた建築物について、余震等による倒壊等の危険性及び建築物の一部等の落下又は転倒の危険性を判定することをいう。）に協力するものとする。

## 第二節 自主防災組織による応急対策

第六十五条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び震災時要援護者の避難についての支援、初期消火、負傷者の救出及び救護、避難所の運営その他の地域における応急対策を実施するよう努めるものとする。

## 第三節 学校等による応急対策

(生徒等の安全の確保)

第六十六条 学校等の設置者等は、震災発生時等において、幼児、児童、生徒等の安全の確保に努めるものとする。

(避難所の運営についての支援)

第六十七条 学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する学校等の施設が避難所として使用される場合には、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、当該避難所の円滑な運営について必要な支援に努めるものとする。

(学校等における教育活動等の再開準備)

第六十八条 学校等の設置者等は、避難者及び地域住民の十分な理解及び協力の下、学校等における教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

## 第四節 事業者による応急対策

(来所者等の安全の確保)

第六十九条 事業者は、震災発生時等において、来所者及び従業員の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民の安全を確保するため、自主防災組織その他の関係者と連携して、避難及び震災に関する情報の収集及び提供、初期消火、率先避難、地域住民の避難誘導及び救助その他の応急対策を実施するよう努めるものとする。

(帰宅困難者等への支援)

第七十条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生しているときは、当該帰宅困難者等に対して、避難及び震災に関する情報、連絡手段及び一時的な避難場所の提

供その他の必要な支援に努めるものとする。

(二次的な被害の防止)

第七十一条 危険物等（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物並びに原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質、同条第三号に規定する核原料物質及び同条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、震災発生時等において、爆発等の二次的な被害を防止するため、危険物等を取り扱う施設の点検及び応急措置を行い、その安全の確保に努めるとともに、爆発等のおそれがある場合には、速やかに関係者及び周辺住民への連絡、立入制限等の対策を講ずるものとする。

(平二五条例三九・一部改正)

#### 第五節 県による応急対策及び市町村等との連携

(応急対策のための体制の確立等)

第七十二条 県は、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、市町村その他の関係者と連携して、必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等において、行政機能の低下を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

(情報伝達体制の確立等)

第七十三条 県は、震災及び震災対策に関する情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、収集した震災及び震災対策に関する情報を総合的に分析した上で、県民等への周知を図るため、市町村、報道機関その他の関係者に必要な情報を速やかに提供するものとする。

(緊急輸送の確保等)

第七十四条 県は、市町村その他の関係者と連携して、応急対策に必要な緊急輸送を確保するものとする。

2 県は、応急対策が的確に実施されるよう緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市町村その他の関係者と必要な調整を図るものとする。

(応急対策の実施に係る応援等)

第七十五条 県は、災対法第六十八条の規定に基づく市町村長等からの応援の要求等に対して、あらゆる手段を検討し、速やかにその求めに応ずるものとする。

(自主防災組織等への支援体制の確立)

第七十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織及びボランティアによる震災対策が円滑に実施されるよう支援するために必要な体制を確立するものとする。

(心のケアの体制の確立)

第七十七条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、被災者並びに被災者の捜索及び救助の活動を行う者の心のケア（被災したこと又は被災者の捜索及び救助の活動に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び当該状態の予防をいう。）を行うため、相談窓口を設置する等の必要な体制を確立するものとする。

#### 第四章 復旧及び復興対策

##### 第一節 県民による復旧及び復興対策

第七十八条 県民は、自らが震災からの復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、ボランティア、学校等、事業者、県、市町村その他の関係者と連携して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の再生に努めるものとする。

##### 第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策

第七十九条 自主防災組織は、震災からの復旧及び復興に際して、地域社会の再生に貢献するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する当該復旧及び復興に関する対策に協力するよう努めるものとする。

### 第三節 学校等による復旧及び復興対策

第八十条 学校等の設置者等は、県、市町村その他の関係者と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動等の再開に努めるものとする。

### 第四節 事業者による復旧及び復興対策

(ライフライン関連施設等の復旧)

第八十一条 ライフライン関連施設等の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係者と連携して、速やかに当該ライフライン関連施設等の復旧対策を実施するよう努めるものとする。

(雇用の場の確保等)

第八十二条 事業者は、震災からの復旧及び復興に際して、事業活動の継続又は再開により雇用の場を確保するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者と連携して、地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努めるものとする。

### 第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携

第八十三条 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章第六節の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第五六号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

## 14-2 徳島県災害対策本部条例

(昭和37年10月12日徳島県条例第30号)

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、徳島県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例51・一部改正)

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例10・追加)

### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例10・旧第4条線下)

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 1 4 - 3 徳島県災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県災害対策本部条例（昭和37年徳島県条例第30号）第5条に基づき、徳島県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、その事務を処理するため、統括司令室、実行部、支部、地方連絡部及び現地災害対策本部により構成する。

(徳島県防災・危機管理センター)

第3条 災害対策を円滑に実施するため徳島県防災・危機管理センター（以下「センター」という。）に本部を置く。

2 センターに本部が設置できないときは、県立防災センター・消防学校（北島町）又は西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に本部を移す。

(副本部長)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、政策監、副知事及び警察副本部長の職にある者をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、政策監、副知事の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、政策監補、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）第17条に基づく部長の職にある者、企業局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害対策の基本方針及び重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を開催する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

4 本部会議には、必要に応じて統括司令室又は実行部の班長が出席し、状況の説明に当たるものとする。

5 本部長は、必要がある場合は、本部会議に関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。

6 本部長は、必要があると認めるときは、職員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(統括司令室)

第7条 本部長を補佐し、災害応急対策の方針立案に関する総合調整及び防災関係機関等との連絡調整等を行うため、統括司令室を置く。

2 統括司令は、政策監の職にある者をもって充てる。

3 副統括司令は、政策監補の職にある者をもって充てる。副統括司令は統括司令を補佐し、統括司令に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第3条第2項に規定する拠点に本部が設置されたときは、防災人材育成センター所長又は西部総合県民局長が第1項に規定する業務を実施するために必要な指示を行うことができる。

5 統括司令室に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

部	部長
統合作戦部	危機管理部 長
渉外・市町村支援部	政策創造部 長
広報・調達部	経営戦略部 長

6 統括司令室の編成及び分掌事務については、別表第1のとおりとする。

(実行部)

第8条 本部に次の表の左欄に掲げる実行部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

2 前項に規定する実行部に班を置く。実行部の編成及び分掌事務については、別表第2のとおりとする。

実行部	部長
危機管理部	危機管理部 長
政策創造部	政策創造部 長
経営戦略部	経営戦略部 長
県民環境部	県民環境部 長
保健福祉部	保健福祉部 長
商工労働部	商工労働部 長
農林水産部	農林水産部 長
県土整備部	県土整備部 長
企業部	企業局 長
病院部	病院局 長
教育部	教育部 長
警察部	警察本部長

(防災対策責任者会議)

第9条 災害対策本部等が設置された場合において、災害対策本部等の運営や体制、本部会議で決定された事項等についての事務調整、本部会議協議事項の事前調整など、全庁的な事務調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行う必要がある場合には、統括司令は、防災対策責任者会議を設置することができる。

2 防災対策責任者会議は、副統括司令、統合作戦部長、渉外・市町村支援部長、広報・調達部長、危機管理政策課長、南海地震防災課長及び防災対策責任者をもって構成する。

3 防災対策責任者会議は、統括司令が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。



- 4 防災対策責任者会議には、必要に応じて第8条に定める各班の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(防災対策責任者)

第10条 防災対策責任者は、次の表の職にある者をもって充てる。

所 属 名	防災対策責任者	所 属 名	防災対策責任者
政策創造部	総合政策課長	県土整備部	県土整備政策課長
経営戦略部	総務課長	企 業 局	経営企画戦略課長
県民環境部	県民環境政策課長	病 院 局	総務課長
保健福祉部	保健福祉政策課長	教育委員会	教育総務課長
商工労働部	商工政策課長	警 察 本 部	警備課長
農林水産部	農林水産政策課長		

(応急対策班)

第11条 第8条に定める実行部から次表に掲げる応急対策班を組織し、本部設置と同時にセンターに服務するものとする。ただし、本部長が必要と認めたときは第8条第2項に規定する他の班のうちから応急対策班を別に組織するものとする。

所 属 実 行 部	応 急 対 策 班 名
保 健 福 祉 部	避 難 者 支 援 班
	医 療 活 動 支 援 班
農 林 水 産 部	救 援 物 資 調 整 班
県 土 整 備 部	公 共 土 木 対 策 班
	道 路 班

- 2 応急対策班の班長は、原則として第8条第2項に定める班の班長をもって充てる。  
 3 応急対策班は、所属部その他関係方面との連絡に当たるとともに、情報を収集し、災害応急対策の任務に当たるものとする。  
 4 センター従事者は、センターと所属との連絡調整等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者)

第12条 センターに次表に掲げる本部連絡責任者を置く。

実行部・支部	本部連絡責任者	実行部・支部	本部連絡責任者
危機管理部	政策調査幹	企業局	経営企画戦略課副課長
政策創造部	総合政策課副課長	病院局	総務課副課長
経営戦略部	総務課副課長	教育委員会	政策調査幹
県民環境部	政策調査幹	警察本部	警備課課長補佐
保健福祉部	政策調査幹	南部支部	政策調査幹
商工労働部	政策調査幹	西部支部	政策調査幹
農林水産部	政策調査幹	東部支部	次長（東部県土整備局）
県土整備部	政策調査幹		

- 2 本部連絡責任者は、センターにおいて服務するものとする。
- 3 本部連絡責任者は、統括司令室と実行部・支部との連絡調整及び実行部・支部に関する情報収集並びに統括司令室への報告等の任務に当たるものとする。

（本部連絡責任者会議）

- 第13条 本部会議による決定事項等についての全庁的な調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行うため、統合作戦部長は、本部連絡責任者会議を設置する。
- 2 本部連絡責任者会議は、統合作戦部の部長及び各班長並びに本部連絡責任者をもって構成する。
  - 3 本部連絡責任者会議は、統合作戦部長が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
  - 4 本部連絡責任者会議には、必要に応じ部の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

（支部）

- 第14条 本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため必要があると認めるときは、支部を判断により置くことができる。ただし、県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、または県沿岸に大津波警報が発表されたときは、各支部は自動設置されるものとする。
- 2 支部の名称、設置場所及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
東 部 支 部	東 部 県 土 整 備 局	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
南 部 支 部	南 部 総 合 県 民 局	阿南市 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
西 部 支 部	西 部 総 合 県 民 局	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町

(支部長，副支部長)

- 第15条 支部に支部長を置き，総合県民局長及び東部県土整備局長の職にある者をもって充てる。
- 2 南部及び西部支部の支部長は，支部における防災に関する情報の管理並びに災害応急対策を実施する。東部支部においては，支部長または副支部長が，それぞれ所管する局における防災に関する情報の管理並びに災害応急対策を実施する。
  - 3 副支部長を各支部に置き，南部及び西部支部にあつては支部長があらかじめ指名する者を，東部支部においては，東部県税局長，東部保健福祉局長及び東部農林水産局長をもって充てる。
  - 4 副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故があるときはその職務を代理する。

(実施班)

- 第16条 各支部に属する機関として，実施班を置く。
- 2 実施班の名称，実施班長及び分掌事務は別表第3のとおりとする。ただし，支部長が認めたときは，その他の実施班を指名し，加えることができる。

(支部会議)

- 第17条 災害応急対策の検討，総合調整及び連絡調整を行うため，支部に支部会議を置く。
- 2 支部会議は，支部長，副支部長及び実施班長をもって構成する。
  - 3 支部会議は，支部長が主宰する。
  - 4 支部長は，必要がある場合は，支部会議に関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
  - 5 支部長は，支部会議において決定した事項については，特に重要又は異例に属する事項については，本部長に報告し，又は指示を求めるものとする。

(支部事務局)

- 第18条 支部の事務を処理するために，支部に支部事務局を置く。
- 2 支部事務局は，防災に関する諸情報の一元化を図り，防災業務の総合調整を行う。
  - 3 支部事務局に局長及び局員を置く。
  - 4 局長は南部支部にあつては津波減災部長を，西部支部にあつては企画振興部次長を，東部支部にあつては東部県土整備局の次長のうちから支部長があらかじめ指名する職員を充てる。また局員は，南部支部にあつては津波減災部の職員を，西部支部にあつては企画振興部の職員を，東部支部にあつては東部支部に属する職員のうちから，支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。ただし，局長が認めたときは，第16条に規定する各実施班の職員のうちから局員を指名し，増員する。

(本部初動要員)

- 第19条 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため，センター，県立防災センター・消防学校（北島町）及び西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に本部初動要員を置く。
- 2 本部初動要員は，センター，県立防災センター・消防学校及び西部総合県民局美馬庁舎の近隣に居住する職員のうちから，知事が指名する。

(現地災害対策本部)

- 第20条 本部長は，大規模又は激甚な災害が発生した場合において，防災の推進を図るため必要があると認めるときは，現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を置くものとする。
- 2 現对本部及びその所管区域は，災害が発生した地域の実情に応じて，その都度本部長が決定する。

(現地災害対策本部の構成)

- 第21条 現对本部に現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現对本部員」という。）を置く。
- 2 現对本部長及び現对本部員は，本部長がその都度指名する。
  - 3 現对本部長は，現地災害応急対策を実施するとともに，本部長の命を受けたときは，本部長の権限に属する事務の一部を代行する。

(現地災害対策本部会議)

- 第22条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、現对本部に現地災害対策本部会議（以下「現对本部会議」という。）を置く。
- 2 現对本部会議は、現对本部長及び現对本部員をもって構成する。
  - 3 現对本部会議は、現对本部長が主宰する。
  - 4 第17条第4項及び第5項の規定は、現对本部について準用する。

(地方連絡部)

- 第23条 本部長は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは、地方連絡部を置く。
- 2 地方連絡部の名称、位置、地方連絡部長及び分掌事務は別表第4のとおりとする。

(配備体制等)

- 第24条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、別表第5の配備体制・動員体制によるものとする。
- 2 危機管理部長は、別表第5の第1非常体制及び第2非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、連絡本部又は警戒本部を設置するものとする。
  - 3 連絡本部及び警戒本部の設置については、次のとおりとする。
    - (1) 連絡本部は、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要がある場合に置き、連絡本部長には南海地震防災課長を、本部員には危機管理部の職員をもって充てる。
    - (2) 警戒本部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒本部長には危機管理部長を、本部員には危機管理部の職員並びに関係課の課員をもって充てる。
    - (3) 前各号の連絡本部長及び警戒本部長は、状況に応じて南海地震防災課長及び危機管理部長がそれぞれ代理者を指名することができる。
    - (4) 連絡本部長及び警戒本部長は、必要があると認めるときは、本部員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。
  - 4 総合県民局長、東部県土整備局長は、別表第5の第2非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、警戒支部を設置するものとする。
  - 5 警戒支部の設置については、次のとおりとする。
    - (1) 警戒支部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒支部長には総合県民局長、東部県土整備局長を、警戒支部員には第16条に規定する各実施班の職員をもって充てる。
    - (2) 前号の警戒支部長は、状況に応じて代理者を指名することができる。
    - (3) 警戒支部長は、必要があると認めるときは、支部員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備編成計画等)

- 第25条 各部長及び支部長は、災害応急対策を円滑に行うため、別表第1、別表第2及び別表第3の体制ごとに、所属する職員の配備編成計画等をあらかじめ別表第6の様式により整備するものとする。
- 2 配備編成計画等は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(補則)

- 第26条 この規程の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年8月5日から施行する。
- 2 徳島県災害対策本部運営規程（昭和50年設置）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年11月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務
統括司令室	統合作戦部	作戦立案班		
		南海地震防災課長	・災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること	
			・現地災害対策本部の設置・運営に関すること	
			・自衛隊災害派遣要請に関すること	
			・防災会議の運営に関すること	
			・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること	
			・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関すること	
			・防災関係機関との合同会議の開催に関すること	
			・災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関すること	
			・災害警戒及び注意喚起の発信に関すること	
			・被災市町村への要員の派遣の要否の決定に関すること	
			・国現地対策本部との連絡調整に関すること	
		・国への要望に関すること		
		情報収集・分析班		
		南海地震防災課長	・災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関すること	
			・災害対策本部各部が収集した情報の整理、分類及び評価に関すること	
			・重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること	
			・消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること	
			・気象状況等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること	
			・災害即報の消防庁への報告に関すること	
			・県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること	
			・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること	
			・交通(道路鉄道等)の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること	
			・ライフライン(電気ガス水道通信)の被害状況及び普及状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること	
			通信班	
		南海地震防災課長	・県総合情報通信ネットワークシステムに関すること	
			・災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること	
			・災害対策本部室の映像機器等運用に関すること	
			・通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること	
		災害救助班		
		南海地震防災課長	・災害救助法の適用に関すること	
			・災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関すること	
			・災害救助法に基づく救助を市町村長が行うこととする通知及び告示に関すること	
・災害救助法に係る市町村への指導に関すること				
・緊急通行車両証明書の発行に関すること				
・被災者生活再建支援法の適用に関すること				
・激甚災害指定に関すること				

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務	
統括司令室	統合作戦部	ロジスティック班			
		危機管理政策課長	・防災・危機管理センターの設置・運営に関する事		
			・職員参集に関する事		
			・国、全国知事会、関西広域連合、中四国、鳥取県への応援要請・受援調整に関する事		
			・災害対応の記録に関する事		
			・写真等による情報の収集及び記録対応に関する事		
			・被災の記録及び資料収集に関する事		
		部隊運用班			
		消防保安課長	・消防応援活動調整本部の活動に関する事		
			・消防庁との調整に関する事		
			・消防防災ヘリ等の調整に関する事		
			・各消防本部との調整に関する事		
			・自衛隊・警察・海保等防災関係機関との調整に関する事		
			・消防応援活動調整本部の調整に関する事		
	・救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。				
	渉外・市町村支援部	渉外班			
		総合政策課長	・国(皇族含)や他の都道府県との渉外対応に関する事		
			・災害見舞及び視察者に関する事		
			・被災地の視察、慰問、激励等の対応に関する事		
			・他都道府県の職員の視察の関すること		
			・大臣等主要来県者の接遇に関する事		
			・他都道府県の議員の視察に関する事		
			・他の都道府県からの災害見舞金に関する事		
		議会事務局 総務課長	・他都道府県の議員の視察に関する事		
		国際戦略課長	・海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事		
			・外国からの視察に関する事		
		市町村支援班			
市町村課長		・市町村からの県に対する要請(要望)窓口に関する事			
	・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事				
	・市町村行財政等への支援に関する事				
地域創造課長	・市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関する事				
選挙管理委員会 書記長	・班内の実施事項の応援に関する事				



徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務
統括司令室	広報・調達部	広報班		
		県政広報幹	・災害時の広報に関すること	
			・知事の記者会見に関すること	
			・県ホームページによる広報に関すること	
			・報道機関への被害状況等情報提供に関すること	
			・報道機関からの取材対応に関すること	
		総務班		
		総務課長	・災害対応従事者の食料・トイレ・寝具等、後方支援に関すること	
		秘書課長	・本部長及び副本部長(副知事・政策監)の秘書に関すること	
		職員班		
		人事課長	・職員参集・応援に関すること	
			・職員の安否確認に関すること	
			・部局をまたがる職員応援に関すること	
			・職員の災害派遣に関すること	
			・職員の罹災状況に関すること	
		職員厚生課長	・職員の健康管理に関すること	
			・職員の災害補償等に関すること	
			・職員の惨事ストレス対策に関すること	
			・災害派遣職員等の応急宿舎に関すること	
		庁舎管理・財務班		
		管財課長	・県庁舎の安全・機能確保に関すること	
			・来庁者(避難者含む)の安全確保に関すること	
			・県庁舎・合同庁舎等の被害状況の把握及び応急機能確保に関すること	
			・県庁舎のライフライン機能等の確保に関すること	
			・県庁自衛消防組織及び災害避難応援隊の活動に関すること	
			・災害救助物資等の購入に関すること	
			・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること	
			・応急仮設住宅の建設用地(県有未利用地)の確保に関すること	
		情報システム課長	・県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること	
			・県庁舎の情報システムの確保に関すること	
		財政課長	災害時の県の財務管理に関すること	
			・災害対策の予算措置に関すること	

## 別表第2

## 徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
危機管理部	消防保安班		
		消防保安課長	・危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関すること
	防災センター班		
		防災人材育成センター所長	・県立防災センター及び消防学校の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関すること
	衛生班		
		安全衛生課長	・給水に関すること
			・上水道の応急復旧に関すること
			・食品衛生の確保に関すること
			・遺体収容に関すること
			・遺体袋、棺、ドライアイス等の調達に関すること
	・火葬及び仮埋葬に関すること		
	・ねずみ族・こん虫等の駆除に関すること		
	・環境衛生施設の災害対策及び衛生維持に関すること		
	・生活必需品物資の価格需給動向の調査及び対策に関すること		
	食肉衛生検査所長	・と畜場、食鳥処理施設の被害調査に関すること	
	動物愛護管理センター所長	・被災動物の救援に関すること	
政策創造部	総合政策班		
		総合政策課長	・部内の被害状況収集に関すること ・部内の連絡調整に関すること
	応援班		
	広域行政課長 統計戦略課長 県立総合大学校 本部長	・部内の実施事項の応援に関すること	
経営戦略部	総務班		
		総務課長	・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
		税務課長	・災害による県税の減免に関すること
			・市町村の罹災証明書発行業務の支援に関すること
			・税務相談に関すること
		会計課長	・応急対策経費の出納に関すること
			・災害時の出納の処理方法に関すること
		議会事務局 総務課長	・議員との連絡等に関すること
			・議会の会議に関すること
	応援班		
	総務事務管理課長 工事検査課長 任用課長 監査第一課長 監察局次長 自治研修センター所長	・部内の実施事項の応援に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
県民環境部	県民環境班		
		県民環境政策課長	・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
		県民協働室長	・被災者等からの相談, 苦情, 要望等の総合案内窓口に関すること
	生活環境対策班		
		環境指導課長	・被災地の一般廃棄物の処理に関すること
			・被災した廃棄物処理施設の復旧支援に関すること
			・一般廃棄物処理体制の広域調整に関すること
		環境管理課長	・大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関すること
	応援班		
		とくしま文化振興課長 県民スポーツ課長 環境首都課長 自然環境戦略課長 保健製薬環境センター 所長	・部内の実施事項の応援に関すること

## 別表第2

## 徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
保健福祉部	避難者支援班		
	保健福祉政策課長		・部内の被害状況の収集に関する事
			・部内の連絡調整に関する事
			・災害時保健衛生コーディネーターに関する事
			・保健師等の派遣に関する事
			・避難所の設置状況等の情報収集に関する事
			・避難所運営要員の確保に関する事
			・生活物資の確保・供給に関する事
			・避難所の衛生確保に関する事
			・避難所の電源等ライフライン確保に関する事
			・炊き出しに関する事
	・避難所外避難者への支援に関する事		
	健康増進課長		・災害時保健衛生コーディネーターに関する事
			・災害地の防疫に関する事
			・被災者の健康相談に関する事
			・被災者の栄養指導に関する事
			・被災者の精神保健相談に関する事
			・疫学調査及び健康診断に関する事
	・心のケアに関する事		
	精神保健福祉センター所長		・被災者の精神保健相談に関する事
安全衛生課長		・一時避難所としての旅館・ホテル等の借りに関する事	
観光政策課長		・一時避難所としての旅館・ホテル等の借りに関する事	
災害時要援護者支援班			
地域福祉課長		・災害時要援護者の支援に関する事	
		・罹災低所得者援護に関する事	
		・福祉避難所の設置状況等の情報収集に関する事	
		・社会福祉施設の災害対策に関する事	
・災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関する事			
こども未来・青少年課長		・罹災児童の援護に関する事	
		・罹災母子世帯等の援護に関する事	
		・社会福祉施設の災害対策に関する事	
障がい福祉課長		・災害時介護福祉コーディネーターに関する事	
		・罹災身体障がい者、罹災知的障がい者の援護に関する事	
		・社会福祉施設の災害対策に関する事	
長寿保険課長		・災害時介護福祉コーディネーターに関する事	
		・罹災高齢者の援護に関する事	
		・被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関する事	
		・被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事	
		・被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関する事	

別表第2

徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
保健福祉部	災害ボランティア班		
		地域福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害ボランティア本部に対する支援に関すること</li> <li>・市町村ボランティア本部との連携調整に関すること</li> <li>・総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関すること</li> </ul>
	義援金受入・配分班		
		地域福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金品の受入・配分調整に関すること</li> <li>・義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関すること</li> </ul>
		会計課長	・徳島県における義援金の受入に関すること
	薬務班		
		薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時薬務コーディネーターに関すること</li> <li>・医薬品(輸血用血液を含む。)、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関すること</li> <li>・薬剤師の援護業務に関すること</li> <li>・毒物劇物の災害対策に関すること</li> </ul>
	医療活動支援班		
		医療政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療コーディネーターに関すること</li> <li>・初動時の緊急医療体制の確立に関すること</li> <li>・医療救護班DMATの派遣に関すること</li> <li>・人工透析患者等の医療の供給に関すること</li> <li>・医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること</li> <li>・ドクターヘリの運航に関すること</li> </ul>
		経営企画課長	・県立病院の連絡調整に関すること
	応援班		
		男女参画・人権課長 中央こども女性相談センター所長 徳島学院長 障がい者相談支援センター所長 発達障がい者総合支援センター所長 総合看護学校長	・部内の実施事項の応援に関すること

別表第2

徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
商 工 労 働 部	事業者支援班		
	商工政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・企業の事業継続の支援に関すること
	企業支援課長		・中小企業に対する災害金融に関すること
			・応急融資に関すること
	労働雇用課長		・雇用機会・労働条件に関すること
			・雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること
	産業人材育成センター所長		・県立テクノスクール等の災害対策に関すること
	観光・国際対策班		
	観光政策課長		・観光施設等の災害対策に関すること
	国際戦略課長		・罹災外国人の援護に関すること
	応援班		
	新産業戦略課長 にぎわいづくり課長 工業技術支援センター長 労働委員会事務局調整課長		・部内の実施事項の応援に関すること

## 別表第2

## 徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
農 林 水 産 部	救援物資調整班		
		農林水産政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の被害状況の収集に関する事</li> <li>・部内の連絡調整に関する事</li> <li>・農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事</li> <li>・農林漁業関係災害の金融に関する事</li> <li>・農林水産業共同利用施設の災害に関する事</li> <li>・支援物資の受け入れ・保管・配分に関する事</li> <li>・食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事</li> <li>・たき出しその他食料品及び生活必需品等物資の供給に係る被災地市町村への供給調整及び斡旋に関する事</li> <li>・国及び他都道府県への食料及び生活必需品等物資の供給に係る応援要請に関する事</li> </ul>
		農地戦略室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要食糧の確保に関する事</li> </ul>
		安全安心農業室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副食調味料の確保に関する事</li> <li>・保管農産物の安全対策に関する事</li> </ul>
		企業支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。</li> </ul>
		運輸政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の輸送に係る調整に関する事</li> </ul>
		交通戦略課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害輸送用船舶の確保に関する事</li> <li>・災害輸送車両の確保に関する事</li> </ul>
	農業再生班		
		農業基盤課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、農業用施設の被害状況の取りまとめに関する事</li> <li>・農地、農業用施設の災害対策に関する事</li> <li>・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関する事</li> </ul>
		農村振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、農業用施設の災害対策に関する事</li> <li>・農業事業継続に関する事</li> </ul>
	農業班		
		農林水産総合技術支援センター所長 経営推進課長 総務管理課長 経営研究課長 農産園芸研究課長 資源環境研究課長 高度技術支援課長 畜産研究課長 水産研究課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関する事</li> <li>・農業被害調査に関する事</li> <li>・農業事業継続に関する事</li> <li>・農作物被害等の技術対策の推進に関する事</li> </ul>
	畜産班		
		畜産課長 家畜防疫衛生センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産物、畜産施設の被害状況に関する事</li> <li>・流通飼料及び飼料作物に関する事</li> <li>・家畜伝染病予防及び防疫に関する事</li> </ul>
	水産班		
		水産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事</li> <li>・水産物被害の把握及び水産物・水産加工品の確保に関する事</li> <li>・災害輸送用漁船の確保に関する事</li> </ul>

別表第2

徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務	
農 林 水 産 部	林業班			
		林業戦略課長	・林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事 ・林産施設等の災害対策に関する事	
		次世代プロジェクト推進室長	・造林地の被害状況の取りまとめに関する事 ・建設資材(木材等)の確保に関する事	
		森林整備課長	・治山及び林道施設の災害対策に関する事 ・保安林の被害状況の取りまとめに関する事	
	応援班			
		海区調整委事務局長	・部内の実施事項の応援に関する事	
	県 土 整 備 部	公共土木対策班		
			砂防防災課長 (県土防災担当)	・部内の災害対策に関する事 ・部内の被害状況の収集に関する事
			県土整備政策課長	・部内の連絡調整に関する事 ・部内の他の班に属しない事
			建設管理課長	・建設業者の確保に関する事 ・部内の連絡調整等の応援に関する事
		収用委員会 事務局次長	・部内の連絡調整等の応援に関する事	
道路班				
		道路政策課長 道路整備課長 高規格道路課長	・道路・橋梁・トンネル等の安全点検・啓開に関する事 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関する事 ・緊急輸送道路の確保に関する事	
河川班				
		河川振興課長	・水防本部に関する事 ・河川、海岸の災害対策に関する事 ・水位雨量等観測資料収集に関する事 ・水防警報受報発報に関する事 ・河川警戒に関する事 ・水防無線に関する事 ・ダムからの情報収受、分析集計に関する事 ・ダムへの各種連絡等に関する事	
砂防班				
		砂防防災課長 (管理担当・整備担当)	・砂防、急傾斜、地すべり施設の災害対策に関する事 ・土砂災害の被害状況の取りまとめに関する事 ・土砂災害警戒情報に関する事	



別表第2

徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部 班	班長	分掌事務
県土整備部	住宅班	
	住宅課長	・県営住宅の災害対策に関すること
		・応急仮設住宅の確保に関すること
		・住宅相談窓口の設置に関すること
		・災害公営住宅の整備に関すること
	建築指導室長	・建築士、大工等の確保に関すること
		・建築物の災害復旧の技術指導に関すること
		・被災建築物応急危険度判定に関すること
	営繕課長	・応急仮設住宅の確保の応援に関すること
		・公共施設の応急措置に関すること
	まちづくり班	
	都市計画課長 水・環境課長	・都市計画施設等の災害対策に関すること
		・宅地等の応急危険度判定に関すること ・仮設トイレの調達並びに災害し尿処理の連絡調整に関すること
	用地対策課長	・都市計画施設等の災害対策の応援に関すること
	運輸班	
運輸政策課長	・港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関すること	
	・災害輸送用船舶の確保に関すること	
交通戦略課長	・公共交通機関の被害状況調査に関すること	
	・災害輸送車両の確保に関すること	

## 別表第2

## 徳島県災害対策本部各部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
企業部	公営企業班		
	経営企画戦略課長		・部内の被害状況収集に関する事 ・部内の連絡調整に関する事
	工務課長		・工業用水道の復旧に関する事
電力課長		・発電施設の復旧に関する事	
病院部	病院班		
	総務課長		・部内の被害状況収集に関する事 ・部内の連絡調整に関する事
経営企画課長		・県立病院の連絡調整に関する事	
教育部	教育総務班		
	教育総務課長		・部内の被害状況収集に関する事 ・部内の連絡調整に関する事 ・教育関係広報に関する事
	教職員課長		・教職員の被害状況等に関する事
	福利厚生課長		・教職員の健康管理に関する事
	施設整備課長		・教育施設の災害対策に関する事
	生涯学習政策課長		・社会教育施設の災害対策に関する事
	教育対策班		
	学校政策課長		・児童及び生徒の被害状況の把握に関する事
	特別支援教育課長		・応急教育に関する事 ・学校の再開に関する事 ・被災した児童生徒への就学援助に関する事。 ・被災した児童生徒への学用品等の供与に関する事
	人権教育課長		・スクールカウンセラーの派遣に関する事
	体育学校安全課長		・児童・生徒の避難その他の対策に関する事 ・児童生徒の健康管理に関する事 ・学校の避難所運営支援に関する事
	総合教育センター所長		・教育情報ネットワークの被害状況の把握及び普及に関する事
総務課長		・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関する事	
文化財班			
教育文化政策課長		・文化財の被害調査に関する事 ・文化財の応急対策に関する事	
文化の森振興本部長		・文化の森各館の災害対策に関する事	
応援班			
コンプライアンス推進室長		・部内の実施事項の応援に関する事	
教育戦略課長			
警察部	警察本部班		
			・県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による

別表第3 実施班の名称・実施班長及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
南部支部	津波減災実施班 (支部事務局)	南部総合県民局津波減災部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局津波減災部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> <li>支部会議, 支部事務局に関すること</li> </ul>	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県南部総合県民局の所管区域
	経営企画実施班	南部総合県民局経営企画部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局経営企画部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> <li>支部事務局に関すること</li> </ul>	
	保健福祉環境実施班	南部総合県民局保健福祉環境部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> </ul>	
	産業交流実施班	南部総合県民局産業交流部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局産業交流部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> </ul>	
	県土整備実施班	南部総合県民局県土整備部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> </ul>	
	その他の実施班	南部総合県民局 その他の室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> <li>他の班の応援に関すること</li> </ul>	
西部支部	企画振興実施班	西部総合県民局企画振興部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局企画振興部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> <li>支部会議、支部事務局に関すること</li> </ul>	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県西部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	西部総合県民局保健福祉環境部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> </ul>	
	農林水産実施班	西部総合県民局農林水産部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> </ul>	
	県土整備実施班	西部総合県民局県土整備部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> </ul>	
	その他の実施班	西部総合県民局 その他の室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること</li> <li>他の班の応援に関すること</li> </ul>	

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
東部支部	東部県税班	東部県税局の副局長のうち東部県税局長が指名する者	・ 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の所管区域
	東部保健福祉班	東部保健福祉局の副局長のうち東部保健福祉局長が指名する者	・ 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の所管区域
	東部農林水産班	東部農林水産局の副局長のうち東部農林水産局長が指名する者	・ 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の所管区域
	東部県土整備班	東部県土整備局の副局長のうち東部県土整備局長が指名する者	・ 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・ 支部会議、支部事務局に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の所管区域
その他の実施班	その他の実施班	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める各班を除く、その他の事務所長等	・ 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める当該事務所等の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める事務所等の所管区域

別表第4 地方連絡部の名称, 位置, 部長及び分掌事務

部の名称	位置	部長	分掌事務
東京地方連絡部	東京本体内	東京本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関係ことの国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡に関する事</li> <li>・ 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事</li> <li>・ 関東地方における災害対策用物資購入に当たつての斡旋等協力に関する事</li> <li>・ その他災害関係の特に命じられた事</li> </ul>
大阪地方連絡部	大阪本体内	大阪本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害関係ことの関西、中部方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事</li> <li>・ 関西、中部方面における災害対策用物資購入に当たつての斡旋等協力に関する事</li> <li>・ その他災害関係の特に命じられた事</li> </ul>

別表第5

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災害対策本部	支部	設置
動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
本部	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。	
副本部	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。	
支部	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。	
支隊	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。	
各実施班の要員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。	

災害対策本部が自動設置された場合は、全員勤務場所へ登庁する。

注1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

西己	情報	本体	告	備	考
<p>配内 容</p> <p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、情報連絡活動を開始し、必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につき職員は原則として通常勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。</p>	<p>配 備</p> <p>1. 県内に震度4の地震が発生したとき。</p> <p>2. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発せられたとき。</p> <p>3. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予測されるとき。</p>	<p>時 期</p> <p>1. 暴風、大雨、洪水警報等が発せられたとき。</p> <p>2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき。</p> <p>3. 河川がはん濫注意水位に近づいたとき</p> <p>4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。</p> <p>5. 「徳島県津波」の津波警報が発せられたとき。</p> <p>6. 大雨特別警報（雨要因）が発せられたとき。</p> <p>7. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予測されるとき。</p>	<p>備 考</p> <p>※左記の配備時期においては、関係機関等と時に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。</p> <p>本部長：南海地震防災課長 本部長：危機管理部職員</p> <p>※左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「津波警報」の発表の場合には、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。</p> <p>本部長：危機管理部職員並びに関係課職員 本部長：総合県民局長及び東部県土整備局長 支部長：実施班員をあてる。</p>		
<p>配内 容</p> <p>1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づき人員を配備する態勢とする。</p> <p>2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備態勢とする。</p>	<p>配 備</p> <p>1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2. 大津波警報（津波特別警報）が発せられたとき</p> <p>●判断設置</p> <p>1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき</p> <p>2. 「徳島県津波」の津波警報が発せられたとき</p> <p>3. 大雨特別警報（雨要因）が発せられたとき</p> <p>4. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>5. 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>6. その他、多発の人的被害など、重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき</p>	<p>時 期</p> <p>1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2. 大津波警報（津波特別警報）が発せられたとき</p>	<p>備 考</p> <p>※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。</p> <p>本部長：知事 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長</p>		

別表第6 その1

〇〇部 (〇〇支部) 〇〇編成計画

部名	部長 (支部長) (職務代行順位)	所属名 (課・室)	所属長 (課・室長) (職務代行順位)	班員 (実施班員) 配備体制		
				第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制
				震度4の地震。津波注意報の発表。大雨注意報等が発表され相応な災害が予想されるとき、又は台風が本県に接近の恐れがあるとき等 職務代行順位	震度5弱又は5強の地震。暴風、大雨、洪水、津波警報等が発表されたとき。台風が本県を通過することが確実とされたとき等 職務代行順位	災害対策本部設置 震度6弱以上の地震が発生したときは全員勤務場所へ参集 職務代行順位
				職・氏名 職務代行順位	職・氏名 職務代行順位	職・氏名 職務代行順位

(記載例)

別表第5の配備体制における配備内容によって所要人員を記載すること。  
 災害対策に万全を期するため、職務代務者も記載のこと。

別表第6 その2 〇〇班(〇〇実施班)別分掌事務

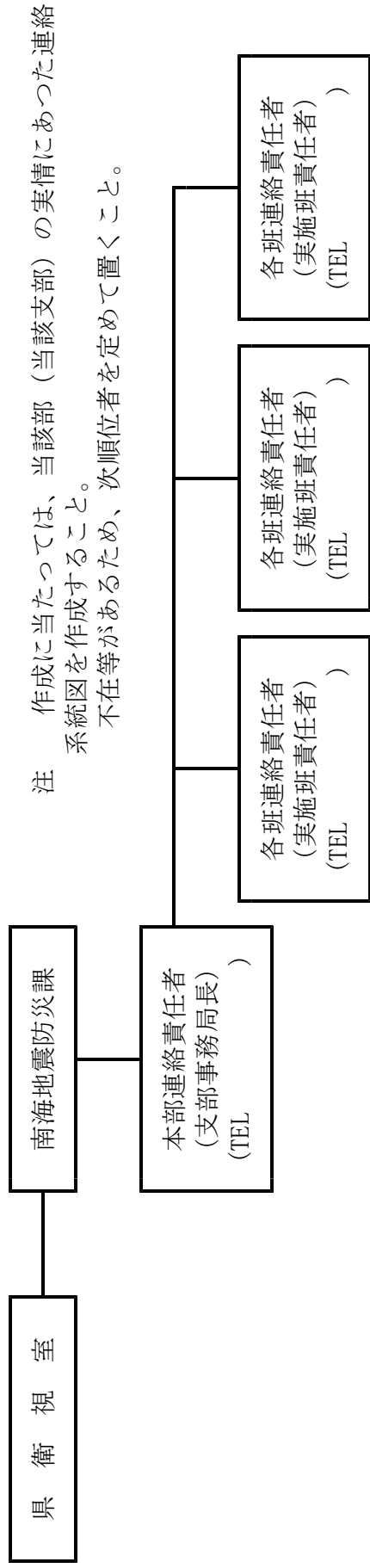
班(実施班)名	課(室・所)名	職・氏名	災害対策本部における分掌事務
			<p>(記載例)</p> <p>災害対策本部運営規程第7条別表第1、第8条別表第2及び第16条別表第3に定める分掌事務を羅列するのではなく、災害時における当該班(実施班)の応急対策業務を具体的かつ詳細に記載すること。</p> <p>[ 突発的な大規模地震等により、緊急参集した職員だけれども、応急対策業務を遂行できる体制を確保することが必要なため ]</p>



別表第6 その3

〇〇部 (〇〇支部) 勤務時間外等緊急連絡系統図

(記載例)

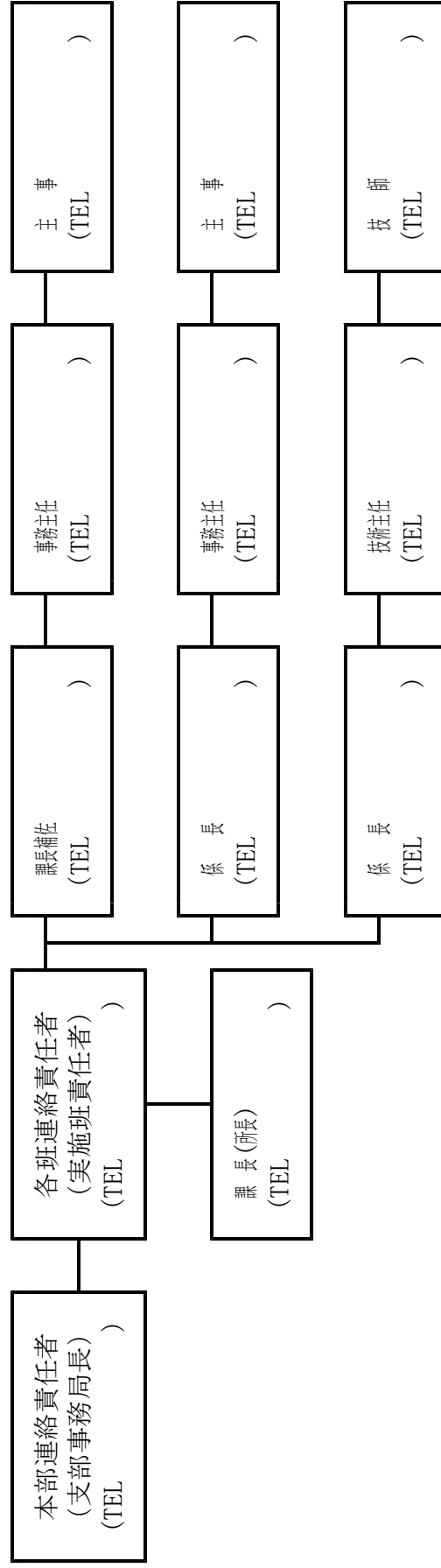


注 作成に当たっては、当該部（当該支部）の実情にあった連絡系統図を作成すること。  
不在等があるため、次順位者を定めて置くこと。

〇〇課

勤務時間外等緊急連絡系統図

(記載例)



別表第6 その4

( 表の1 )  
個人行動表

災害対策本部（支部）動員計画

時 点 動 員 区 分	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 支 部 長 支 部 員 統 括 司 令 室 員 本 部 連 絡 責 任 者 各 班 要 員	副 本 部 長 副 支 部 長 支 部 事 務 局 員 応 急 対 策 班 各 実 施 班 要 員	直ちに配 備態勢につ く  連絡等により、直ち に登庁し、配備態勢に につく
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配 備態勢につ く	災 害 の 状 況 に 応 じ て 連 絡 等 に よ り、直 ち に 登 庁 し、配 備 態 勢 に つ く

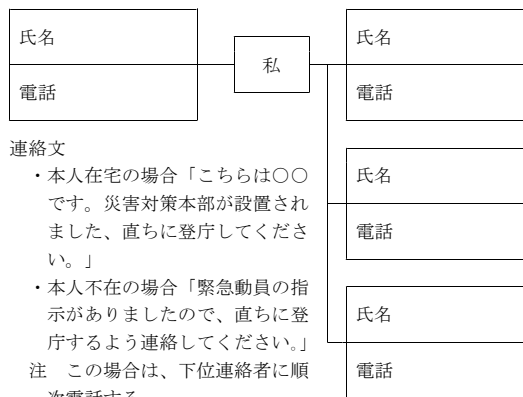
震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員勤務場所へ登庁

注・登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は次の  
参集可能な庁舎のうち最寄りの庁舎で配備態勢につく。  
<参集可能な庁舎>  
徳島合同庁舎・鳴門合同庁舎・吉野川合同庁舎・南部総  
合県民局（阿南庁舎・美波庁舎・那賀庁舎）・西部総合県  
民局（美馬庁舎・三好庁舎）

( 表の2 )

災害対策本部設置緊急連絡網（勤務時間外）

勤務時間外等緊急連絡系統図にしたがって、情報を受けてさ  
らにその情報を伝える。



( 裏の1 )

災害対策本部運営規程による業務

所属する部・支部名	
部長・支部長名	
班 の 名 称	
班 長 名	
班 分 掌 事 務	

( 裏の2 )

職員防災メモ

氏 名				男・女
所 属				
郵 便 番 号 現 住 所	〒			
自 宅 電 話 番 号	( ) ー			
家 族 等 へ の 連 絡 先	昼間	☎	氏名	
		☎	氏名	
	夜間	☎	氏名	
家 族 の 集 合 ・ 避 難 場 所				

1 4 - 4 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する  
損害補償に関する条例

昭和三十九年七月十日

徳島県条例第六十四号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例をここに公布する。

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十二条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償する。

（昭五七条例二四・平二五条例三八・一部改正）

第二条 前条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合について準用する。

（昭五七条例二四・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第二四号）

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第三八号）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一〇月二八日）

## 14-5 徳島県防災会議条例

### ○徳島県防災会議条例

昭和三十七年十月十二日

徳島県条例第二十九号

徳島県防災会議条例をここに公布する。

### 徳島県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、六十人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭六三条例二七・平一五条例三五・平二四条例五〇・平二六条例四五・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事五十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(昭三八条例三一・昭六三条例二七・平一五条例三五・平二四条例五〇・一部改正)

(部会)

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一〇月一八日条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第五〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 14-6 徳島県防災会議運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、徳島県防災会議条例（昭和37年徳島県条例第29号）第5条の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (防災会議)

第2条 防災会議は会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は、毎年度の当初に開く。ただし、災害の発生その他の事由により、防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の召集を求めることができる。

第4条 会長は、第2条の規定にかかわらず、次の場合は適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が、一部の特定の期間にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### (部会)

第5条 部会は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 水防部会において、次の各号に定める場合は、第2条の規定にかかわらず、水防部会における決定をもって、防災会議の決定とすることができる。

(1) 水防計画の内容に変更が生じ、早急に修正を要するとき。

(2) その他水防に関する事項で、早急に措置を要するとき。

4 水防部会が前項の規定による決定をしたときは、水防部会長は次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### (幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が召集し、その議長となる。

3 幹事会においては、次に掲げる事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかつて定める。

### 附則

この規程は、平成18年6月5日から施行する。

14-7 徳島県防災会議構成員名簿

会長 徳島県知事 飯泉嘉門				
災対法 第15条 第5項	機 関 名	委 員		備 考
		職 名	幹 事 職 名	
第1号	四国管区警察局	局長	災害対策官	
"	四国総合通信局	局長	陸上課長	
"	四国財務局徳島財務事務所	所長	総務課長	
"	四国厚生支局	支局長		
"	徳島労働局	雇用均等室長		
"	中国四国農政局	局長	徳島地域センター長	
"	四国森林管理局	局長	徳島森林管理署長	
"	四国経済産業局	局長	総務課長	
"	中国四国産業保安監督部四国支部	支部長		
"	四国地方整備局	局長	徳島河川国道事務所長	水防部会
"	"		小松島港湾・空港整備事務所長	
"	四国運輸局徳島運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官	水防部会
"	大阪航空局徳島空港事務所	所長		
"	徳島地方気象台	台長	防災管理官	水防部会
"	徳島海上保安部	部長	警備救難課長	
"	中国四国防衛局	局長	地方調整課長	
第2号	陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊	連隊長	第3科長	水防部会
第3号	徳島県教育委員会	教育長	教育総務課長	
第4号	徳島県警察本部	本部長	警備課長	水防部会
第5号	徳島県	政策監		水防部会
"	"	危機管理部長	南海地震防災課長	水防部会
"	"	危機管理部副部長		
"	"		総合政策課長	
"	"		総務課長	
"	"		県民環境政策課長	
"	"	美馬保健所長		
"	"		保健福祉政策課長	
"	"		商工政策課長	
"	"		農林水産政策課長	
"	"	県土整備部長	砂防防災課長	水防部会
"	"		南部総合県民局津波減災部長	
"	"		西部総合県民局企画振興部次長	
"	徳島県企業局		経営企画戦略課長	
"	徳島県病院局		総務課長	
"	"	中央病院副院長兼看護局長		
"	"	海部病院看護局長		
第6号	徳島県市長会	会長	徳島市危機管理監危機管理課長	水防部会
"	徳島県町村会	会長		水防部会
"	徳島県消防長会	会長		
"	公益財団法人徳島県消防協会	会長		水防部会
第7号	日本郵便株式会社四国支社	支社長室長	徳島中央郵便局総務部長	
"	日本銀行徳島事務所	所長		
"	日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	総務係長	水防部会
"	日本放送協会徳島放送局	局長	放送部長	水防部会
"	西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所	所長	統括課長	
"	本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター	所長	計画課長	
"	四国旅客鉄道株式会社	安全推進室長	安全推進室副室長	水防部会
"	西日本電信電話株式会社徳島支店	支店長	設備部長	水防部会
"	四国電力株式会社徳島支店	支店長	総務部次長	
"	株式会社NTTドコモ四国支社	徳島支店長	ネットワーク部災害対策室	
"	四国ガス株式会社徳島支店	支店長		
"	四国放送株式会社	報道技術局長	総務部長	水防部会
"	一般社団法人徳島新聞社	理事総務局長	総務局次長兼総務部長	
"	一般社団法人徳島県医師会	事務局次長	事務局主任	
"	一般社団法人徳島県エネルギー協会	会長	専務理事	
"	阿佐海岸鉄道株式会社	代表取締役専務	総務部長	
"	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	副会長	常任理事・事務局長	
"	一般社団法人徳島県バス協会	会長	専務理事	
"	一般社団法人徳島県トラック協会	会長	常務理事	
"	公益社団法人徳島県看護協会			
"	一般社団法人徳島県助産師会	顧問		
"	一般社団法人徳島県歯科医師会	常務理事	副主任	
"	株式会社エフエム徳島	総務課長		
第8号	西由岐防災会	会長		
"	千葉大学コミュニティ再生ケアセンター	特任准教授		
"	NPO法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長		
"	NPO法人徳島県介護支援専門員協会	副理事長		
"	徳島県障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター	所長		
"	四国大学短期大学部	助教		
"	徳島県ホームヘルパー協議会	会長		
"	防災士(NPO法人日本防災士会徳島県支部)	防災士		
"	徳島県女性海外派遣交流協会	会長		
"	補助犬インストラクター (NPO法人ボランティアドッグ育成センター)	補助犬インストラクター		
"	弁護士(後藤田法律事務所)	弁護士		
"	(公社) 徳島県環境技術センター	専務理事兼事務局長		
"	NPO法人 阿波グローカルネット	副代表理事		
"	土地家屋調査士(山本ちさと事務所)	土地家屋調査士		
"	管理栄養士(日本郵政株式会社徳島通信病院)	管理栄養士		
"	薬剤師(徳島大学病院)	薬剤師		
合計		68名	46名	

## 14-8 防災関係機関連絡一覧表

※ 機関名の「○」は徳島県防災会議、「☆」は徳島県国民保護協議会の関係機関であることを示す。

平成26年4月

### (1)指定地方行政機関

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○☆ 四国管区警察局  〒760-0008 高松市中野町19-7	災害対策官		<電話番号(平日)> (087)833-2111(代表) 内線5860, 5532 <電話番号(夜間・休日)> 087-833-2111 総合当直室 内線2070, 2071 <ファクシミリ> (087)861-5497
○☆ 中国四国防衛局  〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	企画部 地方調整課		<電話番号(平日)> 082-223-7153 <電話番号(夜間・休日)> 082-223-8105 <ファクシミリ(平日)> 082-223-0336 <ファクシミリ(夜間・休日)> 082-223-4036
	企画部 地方調整課 地方協力確保室		
○☆ 四国総合通信局  〒790-8795 松山市宮田町8-5	総務部 総務課		<電話番号> (089)936-5010 <ファクシミリ> (089)936-5007
○☆ 四国財務局 徳島財務事務所  〒770-0941 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎内	総務課		<電話番号(平日)> (088)622-5181 <電話番号(夜間・休日)> (088)622-5184 <ファクシミリ> (088)654-9030
☆ 神戸税関小松島 税関支署  〒773-0001 小松島市小松島町 字外開1番の11			<電話番号> (0885)32-0326 <ファクシミリ> (0885)32-2701
○☆ 四国厚生支局  〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎4	総務課		<電話番号> 087-851-9565 <ファクシミリ> 087-822-6299



機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○☆ 徳島労働局  〒771-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	総務課		<電話番号> (088)652-9141 <ファクシミリ> (088)652-3404
○☆ 中国四国農政局  〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2地方合同庁舎	企画調整室		<電話番号(平日)> (086)224-4511(代) <電話番号(夜間・休日)> (086)224-9400 <ファクシミリ> (086)235-8115
○ 中国四国農政局 徳島地域センター  〒770-0943 徳島市中昭和町2-32	農政推進グループ 食品産業担当チーム		<電話番号(平日)> (088)622-6133 <電話番号(夜間・休日)> 災害時優先電話 (088)622-6132 <ファクシミリ> (088)655-4657
○☆ 四国森林管理局  〒780-8528 高知市丸の内1-3-30	総務企画部 企画調整室		<電話番号> (088)821-2160 <ファクシミリ> (088)821-2025
○ 徳島森林管理署  〒771-0117 徳島市川内町鶴島239-1	総務グループ		<電話番号(平日)> (088)637-1230 <ファクシミリ> (088)666-1818
	業務グループ		
	治山グループ		
○☆ 四国経済産業局 〒760-8512 高松市サンポート3-33高 松サポート合同庁舎6階	総務課		<電話番号(平日)> (087)811-8503(直) <ファクシミリ> (087)811-8549
○☆ 中国四国産業保安監督部 四国支部  〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サポート合同庁舎5F	管理課		<電話番号(平日)> 087-811-8581 <電話番号(夜間・休日)> 080-5471-7262 <ファクシミリ> 087-811-8595

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
☆ 四国地方整備局 〒760-8554 高松市サンポート3番33号	企画部		<電話番号(平日)> 087-851-8061 <電話番号(夜間・休日)> 087-811-8310 <ファクシミリ> 087-811-8410
	企画部防災課		
○ 四国地方整備局 (港湾空港部)  〒760-8554 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎8階	港湾空港防災・危機管理課		<電話番号(平日)> (087)811-8333 災害時優先 (087)851-8142 <ファクシミリ> (087)851-8144
○ 四国地方整備局 徳島河川国道事務所  〒770-8554 徳島市上吉野町3-35			<電話番号> (088)654-2211(代表) ※内線405 <ファクシミリ> (088)654-9616
○ 四国地方整備局 那賀川河川事務所  〒774-0011 阿南市領家町室ノ内390	管理課		<電話番号> (0884)22-6562 <ファクシミリ> (0884)22-7062
	調査課		
○ 四国地方整備局 長安口ダム管理所  〒771-5505 徳島県那賀郡那賀町長安 22-1	事業計画課	電話 1-441-3  FAX 1-441-9	<電話番号> (0884)66-0121 <ファクシミリ> (0884)66-0019
四国地方整備局 四国山地砂防事務所  〒779-4806 徳島県三好市井川町 西井川68-1	調査・品質確保課		<電話番号> 0883-72-0034 <ファクシミリ> 0883-72-5741
四国地方整備局 吉野川ダム統管理事務所  〒778-0040 三好市池田町西山谷尻 4235-1	管理課		<電話番号> 0883-72-3000 <ファクシミリ> 0883-72-4294
	調査課		
○ 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所  〒773-0001 小松島市小松島町 字新港9-14	沿岸防災対策室		<電話番号> 0885-32-3357 <ファクシミリ> 0885-35-0010

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○ 四国運輸局  〒760-0068 高松市松島町1丁目17番33	総務部 総務課		<電話番号> (087)835-6375 <ファクシミリ> (087)831-5286
○☆ 四国運輸局 徳島運輸支局 本庁舎  〒770-0941 徳島市万代町3丁目5-2	総務企画部門		<電話番号> 088-622-7622 <ファクシミリ> 088-654-0790
四国運輸局 徳島運輸支局 応神庁舎  〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 1-1	輸送・監査部門		<電話番号> 輸送・監査部門 088-641-4811 検査・整備・保安部門 088-641-4813 <ファクシミリ> 088-641-4814
	検査・整備・保安部門		
○☆ 大阪航空局 徳島空港事務所 〒771-0213 徳島県板野郡松茂町豊久 字朝日野16-2			<電話番号(平日)> 088-699-2980 <電話番号(夜間・休日)> 088-699-9970 <ファクシミリ> 088-699-4470
○☆ 徳島地方气象台  〒770-0864 徳島市大和町2-3-36	防災業務課	電話 1-221-3  FAX 1-221-9	<電話番号(平日)> 防災業務課 (088)626- <電話番号(夜間・休日)> 技術課 (088)622-3857 <ファクシミリ> 防災業務課 (088)626- <ファクシミリ(夜間・休日)> 技術課 (088)652-9407
○☆ 徳島海上保安部  〒773-0001 小松島市小松島町 字外開1-1-1	警備救難課	電話 1-396-3  (FAX無し)	<電話番号> (0885)-33-2244 <ファクシミリ> (0885)-33-2245

## (2)自衛隊関係

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
陸上自衛隊 海田市駐屯地 第13旅団司令部  〒736-0053 広島県安芸郡海田町 寿町2-1	第3部	(衛星系のみ) 0-034-101-157 (防衛班、当直幕僚)	<電話番号(平日)> (082)822-3101(代) 内線2410、2412(防衛班) <電話番号(夜間・休日)> (082)822-3101(代) 内線2440(当直幕僚) <ファクシミリ(平日)> (082)822-3101 内線2457(防衛班) <ファクシミリ(夜間・休日)> (082)822-3101 内線2470(当直幕僚)
○ 陸上自衛隊 第14旅団司令部  〒765-8502 香川県善通寺市 南町2-1-1	第3部	(衛星系のみ) 0-037-466-502 [3部防衛班]  (夜間休日等) 0-037-466-505 [駐屯地当直]  (FAX・衛星系のみ) 0-037-466-581 [3部防衛班]	<電話番号(平日)> 0877-62-2311 ※内線2235, 2236, 2237 <電話番号(夜間・休日)> 0877-62-2311 ※内線2208 <ファクシミリ> 0877-62-2311 ※内線2238
○☆ 陸上自衛隊 第14旅団 第15普通科連隊  〒765-0002 善通寺市南町2-1-1	第3科	(衛星系のみ) 0-037-466-506 [部隊当直室]	<電話番号(平日)> (0877)62-2311 内線2435, 2436, 2437, 2438 (夜間・休日等) (0877)62-2311 内線2408(部隊当直) <ファクシミリ> (0877)62-2311 内線2439
陸上自衛隊 第14旅団 第14飛行隊  〒771-0292 板野郡松茂町住吉 字住吉開拓38	隊本部		<電話番号> (088)699-5118 ※内線 3903 <電話番号(夜間・休日)> (088)699-5118 内線 3990 (分屯地当直指令) <ファクシミリ> (088)699-5118 内線 3905
陸上自衛隊 第14旅団第14施設隊 (徳島駐屯地)  〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町 小延413-1	隊本部		<電話番号(平日)> (0884)42-0991 内線230, 231, 232 <電話番号(夜間・休日)> (0884)42-0991 内線248(部隊当直室), 302(駐屯地当直室) <ファクシミリ(平日)> (0884)42-0991 内線219(電 話にて内線番号の報告後、 送信) <ファクシミリ(夜間・休日)> (0884)42-0991

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
☆ 海上自衛隊 呉地方總監部 〒737-8554 呉市幸町8-1	防衛部第3幕僚室		<電話番号(平日)> 0823-22-5511 (内2823, 2570) <電話番号(夜間・休日)> 0823-22-5511 (内2222) <ファクシミリ> (0823)22-5692
○ 海上自衛隊 第24航空隊  〒773-8601 小松島市和田島町字洲端4-	幕僚室	電話 1-397-3  FAX 1-397-9	<電話番号(平日)> (0885)37-2111 ※内線213~217 <電話番号(夜間・休日)> (0885)37-2111 ※内線223~225 <ファクシミリ> (0885)37-1180
○ 海上自衛隊 徳島教育航空群  〒771-0292 板野郡松茂町住吉 字住吉開拓38	司令部	電話 1-355-3  FAX 1-355-9	<電話番号(平日)> (088)699-5111 内線3213 <電話番号(夜間・休日)> (088)699-5111 内線3222, 3223 <ファクシミリ> (088)699-6116
☆ 航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部  〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2-3	防衛部 運用課		<電話番号(平日)> (04)2953-6131 内線2233 <電話番号(夜間・休日)> (04)2953-6131 内線2204(当直) <ファクシミリ> (04)2953-6131 内線2269
自衛隊 徳島地方協力本部  〒770-0941 徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同 庁舎5階	総務課  募集課		<電話番号(平日)> (088)623-2220 ~2222・2215 <電話番号(夜間・休日)> (088)623-2220 ~2222・2215 <ファクシミリ> (088)623-2319

## (3)指定公共機関

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
独立行政法人水資源機構 旧吉野川河口堰管理所  〒771-0144 徳島県徳島市川内町榎瀬	企画調整グループ		<電話番号> 088-665-1435(管理所) <ファクシミリ> 088-665-1374(管理所)
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所  〒778-0040 三好市池田町西山 谷尻4235-1	第二管理課 (池田ダムに関する連絡先)		<電話番号> 0883-72-2050  <ファクシミリ> 0883-72-6376
	第一管理課 (上流の早明浦ダム、新宮ダム、富郷ダムに関する連絡先)		
	総務課(上記の連絡が取れない場合の連絡先)		
日本銀行高松支店  〒760-0023 高松市寿町2-1-6			<電話番号> (087)825-1102 <ファクシミリ> (087)826-1067
○☆ 日本銀行 徳島事務所  〒770-0901 徳島市西船場町2-24-1			<電話番号> (088)622-3126 <ファクシミリ> (088)655-7167
○☆ 日本赤十字社徳島県支部  〒770-0044 徳島市庄町3丁目12番地1	事業推進課	(地上系のみ) 388-3	<電話番号> 088-631-6000 <ファクシミリ> 088-631-6100
	総務課		
○☆ 日本放送協会 徳島放送局  〒770-8544 徳島市寺島本町東1-28	放送部	電話 1-372-3 (FAX無し)	<電話番号> 088-626-5975 <ファクシミリ> 088-626-5974
○☆ 西日本高速道路株式会社 四国支社徳島高速道路事務所  〒771-1151 徳島市応神町古川宮ノ前39-1	工務課		<電話番号> 088-641-4401 <ファクシミリ> 088-641-4403
	管理課		

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○☆ 本州四国連絡高速道路 株式会社鳴門管理センター  〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大 毛18	計画課		<電話番号> 088-687-2166 <ファクシミリ> 088-687-2184
○☆ 四国旅客鉄道株式会社  〒760-8580 高松市浜ノ町8-33	工務部 工事課		<電話番号(勤務時間内)> (087)825-1642 <電話番号(勤務時間外)> (087)822-0117 <ファクシミリ> (087)825-1641
	施設指令		<電話番号> (087)822-0117 <ファクシミリ> (087)851-4106
○☆ 西日本電信電話株式会社 徳島支店  〒770-8521 徳島市西大工町2丁目5-1 NTT大工ビル	企画総務部 総務担当		<電話番号> 088-602-1141 <ファクシミリ> 088-602-1288
株式会社NTT西日本 四国徳島事業部  〒770-0052 徳島市中島田町2丁目2-26 NTT西ビル	設備部 サービスマネジメントセン タ 第一アクセス系設備運営 (災害対策)担当		<電話番号> 第一アクセス担当 088-637- 0810 <ファクシミリ> 第一アクセス担当 088-633- 第二アクセス担当 088-637- 0823 <災害対策本部設置時> NTT西ビル7階 電話 088-633-7911 FAX 088-631-7249
	設備部 サービスマネジメントセンタ 第二アクセス系設備運営 担当		
○☆ 日本郵便株式会社 四国支社 〒790-8797 松山市宮田町8-5	支社長室 総務部		<電話番号(平日)> (089)936-5121 (夜間・休日等) (089)936-5117(受付) <ファクシミリ> (089)945-6821
○ 日本郵便株式会社 徳島中央郵便局  〒770-8799 徳島市八百屋町1-2	総務部		<電話番号> 088-622-7010(代表) <ファクシミリ> (088)623-9205

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
☆ 日本通運株式会社徳島支店 〒770-0873 徳島市東沖洲1-20-2	管理課		<電話番号(平日)> (088)664-0233 <電話番号(夜間・休日)> (088)664-0222 <ファクシミリ(平日)> (088)664-2250 <ファクシミリ(夜間・休日)> (088)664-4984
福山通運株式会社 徳島支店 〒771-0201 板野郡北島町北村鍋井3-7			<電話番号> 088-698-2271 <ファクシミリ> 088-698-7370
佐川急便株式会社 徳島店 〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂 開拓151-6	安全推進課		<電話番号> 088-699-5500 <ファクシミリ> 088-699-3081
ヤマト運輸株式会社 徳島主管支店 〒771-0212 板野郡松茂町中喜来字 福有開拓308-19			<電話番号> 088-699-6263 <ファクシミリ> 088-699-6267
四国西濃運輸株式会社 徳島支店 〒771-0204 板野郡北島町鯛浜字 中須4-2			<電話番号> 088-698-2631 <ファクシミリ> 088-698-6129
○☆ 四国電力株式会社徳島支店 〒770-8555 徳島市寺島本町東2-29	総務部 総務課		<電話番号> (088)622-7121(代) (088)656-4591(直) <ファクシミリ> (088)656-4511



機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
KDDI株式会社 高松テクニカルセンター  〒761-0450 香川県高松市三谷町字 東尾121-1			<電話番号> 087-840-1068 <ファクシミリ> 087-888-6345
○ 株式会社NTTドコモ 四国支社  〒760-0080 香川県高松市天神前9番1号	災害対策室		<電話番号(平日)> 087-832-2143 <電話番号(夜間・休日)> 06-6614-1881 <ファクシミリ(平日)> 087-832-2149 <ファクシミリ(夜間・休日)> 06-6616-5072
株式会社NTTドコモ 四国支社 徳島支店  〒770-8524 徳島市北常三島1丁目6番1	企画総務部		<電話番号> 088-626-1870 <ファクシミリ> 088-655-2630
ソフトバンクテレコム 株式会社  〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目 2番地7号 いちご高松ビル 6階	九州中四国総務課		<電話番号(平日)> 087-825-1801 <電話番号(夜間・休日)> モバ交換担当 03-6234-3265 NW OPC担当 03-5334-1568
ソフトバンクモバイル 株式会社  〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目 2番地7号 いちご高松ビル 6階	九州中四国総務課		<電話番号(平日)> 087-825-1801 <電話番号(夜間・休日)> モバ交換担当 03-6234-3265 NW OPC担当 03-5334-1568

## (4)指定地方公共機関等

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○ 四国ガス株式会社 徳島支店 〒770-0821 徳島市北出来島町 1丁目26-2	業務G		<電話番号> 088-654-2171 <ファクシミリ> 088-654-2177
	営業推進G		
	供給G		
四国ガス株式会社 徳島工場 〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目67-1	徳島工場		<電話番号> 088-664-5560 <ファクシミリ> 088-664-5590
○☆ 四国放送株式会社 〒770-8573 徳島市中徳島町2-5-2	報道情報センター	電話 1-373-3 (報道制作局) 1-373-4 (宿直室)  (FAX無し)	<電話番号(平日)> 088-623-1119 088-655-7555 <電話番号(夜間・休日)> 088-625-5446 (テレビマスター) <ファクシミリ> 088-625-5441
○ 一般社団法人徳島新聞社 〒770-8572 徳島市中徳島町2-5-2	総務局 総務部		<電話番号> (代)088-655-7373 088-655-7403 <ファクシミリ> 088-622-8617
○☆ 一般社団法人徳島県医師会 〒770-8565 徳島市幸町3-61	事務局		<電話番号> (088)622-0264 <ファクシミリ> (088)623-5679
○ 一般社団法人 徳島県歯科医師会 〒770-0003 徳島市北田宮1-8-65	事務局		<電話番号> (088)631-3977 <ファクシミリ> (088)631-4179
○ 株式会社エフエム徳島 〒770-8567 徳島市幸町1-6	編成制作部	電話 1-375-3 (FAX無し)	<電話番号> (088)656-2111 <ファクシミリ> (088)624-3515
株式会社エフエムびざん 〒770-8585 徳島市山城町東浜傍示1-1			<電話番号(平日)> (088)656-5000 <電話番号(夜間・休日)> 080-3534-7309 <ファクシミリ> (088)656-0791

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○ 一般社団法人 徳島県エルピーガス協会  〒771-0134 徳島市川内町平石住吉 209-5 徳島健康科学総合センター 4F	事務局 災害対策本部		<電話番号> (088)665-7705 <ファクシミリ> (088)665-6905
○ 阿佐海岸鉄道株式会社  〒775-0501 海部郡海陽町 穴喰浦字正梶22-1	総務部		<電話番号(平日)> (0884)76-3701(事務所) <電話番号(夜間・休日)> 0884-76-3700(穴喰駅) <ファクシミリ> 0884-76-3703(事務所) <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-76-3730(穴喰駅)
☆ 南海フェリー株式会社  〒640-8404 和歌山市湊2835番1	管理部		<電話番号> 073-422-2160 <ファクシミリ> 073-422-9335
○ 徳島県社会福祉協議会  〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 県立 総合福祉センター 3F			<電話番号> 088-654-4461 <ファクシミリ> 088-654-9250
○☆ 一般社団法人 徳島県バス協会  〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 1-6			<電話番号> (088)641-3617 <ファクシミリ> (088)641-3627
徳島バス株式会社  〒770-0823 徳島市出来島本町1丁目2 5	営業部		<電話番号> 088-622-1811 <ファクシミリ> 088-623-9964
○☆ 一般社団法人 徳島県トラック協会  〒770-0003 徳島市北田宮2-14-50	総務課  適正化事業課		<電話番号> (088)632-8810 <ファクシミリ> (088)632-4701

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○ 公益社団法人 徳島県看護協会  〒770-0003 徳島市北田宮1丁目329 -18			<電話番号> 088-631-5544 <ファクシミリ> 088-632-1084
○ 一般社団法人 徳島県助産師会  〒773-0015 小松島市中田町 内開33-4	事務局		<電話番号> (0885)32-6863 <ファクシミリ> (0885)32-6863
徳島大学大学院  〒770-8503 徳島市蔵本町3-18-15	法医学分野		<電話番号> (088)633-7084 (088)633-7508 <ファクシミリ> (088)633-7508

## (5)徳島県関係

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
○☆ 徳島県警察本部  〒770-8510 徳島市万代町2-5-1	警備課	電話 0-211-7310 1-211-7310 (警備課) 0-211-7311 1-211-7311 (総合当直室) (FAX無し)	<電話番号(平日)> (088)622-3101 内線5740(災害対策官) <電話番号(夜間・休日)> (088)622-3101 内線2070, 2071(総合当直) <ファクシミリ> (088)621-2956
	捜査第一課		<電話番号(平日)> (088)622-3101 内線4150(上席検視官) <電話番号(夜間・休日)> (088)622-3101 内線2070, 2071(総合当直) <ファクシミリ> (088)622-7114
徳島県危機管理部  〒770-8570 徳島市万代町1-1	危機管理政策課	電話 0-211-7101 1-211-7101 (危機管理部) 0-211-2-2057 1-211-2-2057 (衛視室) FAX 0-211-2-2987 1-211-2-2987 <災対本部> 電話 0-211-7210 1-211-7210 FAX 0-211-7236 1-211-7236	<電話番号(平日)> (国民保護等) (088)621-2708 <電話番号(夜間・休日)> (088)621-2708 夜間・休日は個人へ転送 <ファクシミリ> (088)621-2987 (088)624-1063(衛視室)
	南海地震防災課	電話 0-211-7101 1-211-7101 (危機管理部) 0-211-2-2057 1-211-2-2057 (衛視室) FAX 0-211-2-2849 1-211-2-2849	<電話番号(平日)> (防災) (088)621-2281 <電話番号(夜間・休日)> 自宅又は (088)621-2057 (衛視室) <ファクシミリ> (088)621-2849 (088)624-1063(衛視室)

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県防災人材育成センター 〒771-0204 板野郡北島町鯛浜字大西	啓発・人材育成担当	<地上系> 電話 1-223-50 FAX 1-223-91	<電話番号> (088)683-2100 <ファクシミリ> (088)683-2002
	消防学校担当	<衛星系> 電話 0-377-3 FAX 0-377-91	<電話番号> 088-683-2200 <ファクシミリ> (088)683-2210
徳島県立南部防災館 〒775-0204 海部郡海陽町浅川 字西福良43番地	<指定管理者>海陽町	電話 0-487-3 1-487-3 FAX 0-487-9 1-487-9	<電話番号> (0884)73-2211 <ファクシミリ> (0884)73-4575
消防防災航空隊事務所 〒771-0213 板野郡松茂町豊久 字朝日野15-2	消防保安課		<電話番号(夜間・休日の昼)> (088)683-4119 <電話番号(夜間)> (088)621-2057 (衛視室) <ファクシミリ> (088)683-4121
徳島県南部総合県民局 〒779-2305 海部郡美波町 奥河内字弁才天17-1	津波減災部	電話 0-461-5 1-461-2-273 FAX 0-461-9  <災対室> 電話 1-461-7210 FAX 1-461-7236	<電話番号> 0884-74-7273 <ファクシミリ> 0884-77-3851
徳島県西部総合県民局 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻 字建神社下南73	企画振興部危機管理担当	電話 1-271-2-2390 2391 2392 FAX 1-271-2-2433  <災対室> 電話 1-271-7210 FAX 1-271-7236	<電話番号> 0883-53-2392 <ファクシミリ> 0883-53-2434

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島県企業局 〒770-8570 徳島市万代町1-1	経営企画戦略課	電話 0-211-2-3242 1-211-2-3242 FAX 0-211-2-2877 1-211-2-2877	<電話番号> 088-621-3242 <ファクシミリ> 088-621-2877
徳島県教育委員会 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	教育総務課	211-2-3115	<電話番号> (088)621-3115 <ファクシミリ>
	施設整備課	(F A X) 211-2-2879	<ファクシミリ> (088)621-2879

## (6)市町村

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島市 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地	危機管理課	(衛星系のみ) 0-381-3 1-381-4 (危機管理課)  FAX 0-381-9	<電話番号(平日)> (088)621-5526 <電話番号(夜間・休日)> (088)621-5111 <ファクシミリ> (088)625-2820
鳴門市 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東濱 170	企画総務部 危機管理局 危機管理課	電話 0-351-5 1-351-5 (総務課)  FAX 0-351-9 1-351-9	<電話番号(平日)> 088-684-1711 <電話番号(夜間・休日)> (消防本部)088-685-2009 (宿直室)088-684-1111 <ファクシミリ> 088-684-1336 <災害対策本部設置時> 088-684-1330
小松島市 〒773-8501 小松島市横須町1-1	総務部  総務部市民安全課	電話 0-393-3 1-393-3 (総務課) FAX 0-393-9 1-393-9	<電話番号(平日)> 0885-32-2227 <電話番号(夜間・休日)> 0885-32-2111 <ファクシミリ(平日)> 0885-32-3522
阿南市 〒774-8501 阿南市富岡町ト町12-3	防災部防災対策課	電話 0-421-3 1-421-3 FAX 0-421-9 1-421-9	<電話番号(平日)> 0884-22-9191 <電話番号(夜間・休日)> 0884-22-1111 <ファクシミリ> 0884-28-9884
吉野川市 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島 115番地1	防災対策課	電話 0-322-3 1-322-3 (総務課) 1-322-4 (宿直室) FAX 0-322-9 1-322-9	<電話番号> 0883-22-2235 <ファクシミリ> 0883-22-2248



機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
阿波市 〒771-1792 阿波市阿波町東原173	防災対策課	電話 0-337-3 1-337-3 (防災対策課)  0-337-4 1-337-4 (宿直室)  FAX 0-337-9 1-337-9	<電話番号(平日)> 防災対策課 (0883)35-4166 建設課 (0883)35-4115 <電話番号(夜間・休日)> (0883)35-4111 (8:30~22:00) <ファクシミリ> 防災対策課 (0883)35-3942 建設課 (0883)35-5119 <災害対策本部設置時> (0883)35-4166 (防災対策課)
	建設課		
美馬市 〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5番地	総務課	電話 0-286-3 1-286-3 (総務課) 0-286-4 1-286-9 (宿直室) FAX 0-286-9 1-286-9	<電話番号(平日)> 0883-52-1677 <電話番号(夜間・休日)> 0883-52-1212(代表) <ファクシミリ(平日)> 0883-52-5758 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-52-5758 0883-53-9919(代表)
三好市 〒778-8501 三好市池田町シマチ1500番地	危機管理課	電話 0-251-3 1-251-3 (危機管理課) 0-251-4 1-251-4 (宿直室) FAX 0-251-9 1-251-9	<電話番号(平日)> 0883-72-7625 <電話番号(夜間・休日)> 0883-72-7626 <ファクシミリ> 0883-72-7203
三好市 三野総合支所 〒771-2395 三好市三野町芝生1039番地			<電話番号(平日)> 0883-77-4805 <電話番号(夜間・休日)> 0883-77-4800 <ファクシミリ> 0883-77-2881
三好市 井川総合支所 〒779-4801 三好市井川町辻73番地			<電話番号> 0883-78-5001 <ファクシミリ> 0883-76-3016
三好市 山城総合支所 〒779-5395 徳島県三好市山城町大川持 518番地9			<電話番号> 0883-86-1111 <ファクシミリ> 0883-86-2550

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
三好市 西祖谷総合支所  〒778-0195 徳島県三好市西祖谷山村一 字343番地2			<電話番号> 0883-87-2211 <ファクシミリ> 0883-87-2835
三好市 東祖谷総合支所  〒778-0295 三好市東祖谷京上157-2			<電話番号> 0883-88-2212 <ファクシミリ> 0883-88-2216
勝浦町  〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字 久国字久保田3	企画総務課	電話 0-394-3 1-394-3 (総務税務課) 0-394-4 1-394-4 (宿直室) FAX 0-394-9 1-394-9	<電話番号> 0885-42-2511 <ファクシミリ> 0885-42-3028
上勝町  〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字 下横峯3-1	総務課	電話 0-395-3 1-395-3 (総務課) 0-395-4 1-395-4 (宿直室) FAX 0-395-9 1-395-9	<電話番号> (0885)46-0111 <ファクシミリ> (0885)46-0323
佐那河内村  〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺 71-1	総務企画課	電話 0-382-3 1-382-3 (総務企画課) 0-382-4 1-382-4 (宿直室) FAX 0-382-9 1-382-9	<電話番号(平日)> 088-679-2113 <電話番号(夜間・休日)> 088-679-2111 <ファクシミリ> 088-679-2125
石井町  〒779-3295 名西郡石井町高川原字 高川原121-1	いのちを守る防災・危機管 理対策課	電話 0-323-3 1-323-3 (総務課) FAX 0-323-9 1-323-9	<電話番号(平日)> 088-674-1171 <電話番号(夜間・休日)> 088-674-1111 <ファクシミリ> 088-675-1500

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
神山町 〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字 本野間100	総務課	電話 0-383-3 1-383-3 (総務課) 0-383-4 1-383-4 (宿直室) FAX 0-383-9 1-383-9	<電話番号> 088-676-1111 <ファクシミリ> 088-676-1100
那賀町 〒771-5295 那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1	地域防災課	電話 0-452-3 1-452-3 (地域防災課) 0-452-4 1-452-4 (宿直室) FAX 0-452-9 1-452-9	<電話番号(平日)> 0884-62-1183 <電話番号(夜間・休日)> 0884-62-1121 <ファクシミリ> 050-8809-1183
那賀町 相生支所 〒771-5495 那賀町延野字王子原31-1	地域振興室		<電話番号> (0884)62-1111 <ファクシミリ> (0884)62-1115
那賀町 上那賀支所 〒771-5595 那賀町小浜151	地域振興室		<電話番号> (0884)66-0111 <ファクシミリ> (0884)66-0602
那賀町 木沢支所 〒771-6192 那賀町木頭字前田43-1	地域振興室		<電話番号> (0884)65-2111 <ファクシミリ> (0884)65-2114
那賀町 木頭支所 〒771-6495 那賀町木頭出原字マエガ 34番 地	地域振興室		<電話番号> (0884)68-2311 <ファクシミリ> (0884)68-2125
牟岐町 〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字 中村字本村7-4	総務課	電話 0-485-3 1-485-3 (総務課) 0-485-4 1-485-4 (宿直室) FAX 0-485-9 1-485-9	<電話番号(平日)> 0884-72-3411 <電話番号(夜間・休日)> 0884-72-1111 <ファクシミリ> 0884-72-2716

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
美波町 〒779-2395 海部郡美波町奥河内字本村 18番地1	消防防災課	電話 0-473-3 1-473-3 (消防防災課) 0-473-4 1-473-4 (宿直室) FAX 0-473-9 1-473-9	<電話番号(平日)> 0884-77-3619 <電話番号(夜間・休日)> 0884-77-1111 <ファクシミリ> 0884-77-1666
海陽町 〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中須 128	防災課	電話 0-486-3 1-486-3 (防災課) 0-486-4 1-486-4 (宿直室) FAX 0-486-9 1-486-9	<電話番号> 0884-73-1234 <ファクシミリ> 0884-73-3097
松茂町 〒771-0295 板野郡松茂町広島字 東裏30番地	危機管理室	電話 0-352-3 1-352-3 (総務課) 0-352-4 1-352-4 (宿直室) FAX 0-352-9 1-352-9	<電話番号(平日)> (088)699-8725 <電話番号(夜間・休日)> (088)699-2111 <ファクシミリ> (088)699-6010
北島町 〒771-0285 板野郡北島町中村字 上地23-1	総務課	電話 0-384-3 1-384-3 (総務課) 0-384-4 1-384-4 (宿直室) FAX 0-384-9 1-384-9	<電話番号(平日)> 088-698-9801 <電話番号(夜間・休日)> 088-698-2410 <ファクシミリ> 088-698-3642
藍住町 〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1	総務課	電話 0-385-3 1-385-3 (総務課) 0-385-4 1-385-4 (警備員室) FAX 0-385-9 1-385-9	<電話番号> (088)-637-3111 <ファクシミリ> (088)-637-3154

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
板野町 〒779-0192 板野郡板野町吹田字 町南22-2	総務課	電話 0-353-3 1-353-3 (総務課) 0-353-4 1-353-4 (防災センター) FAX 0-353-9 1-353-9	<電話番号(平日)> 088-672-5980 <電話番号(夜間・休日)> 088-672-5998 <ファクシミリ(平日)> 088-672-5553 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-672-2533
上板町 〒771-1392 板野郡上板町七條字 経塚42	総務課	電話 0-333-3 1-333-3 (総務課) 0-333-4 1-333-4 (宿直室) FAX 0-333-9 1-333-9	<電話番号(平日)> 088-694-6801 <電話番号(夜間・休日)> 088-694-3111 <ファクシミリ> 088-694-5903
つるぎ町 〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3	危機管理課	電話 0-284-3 1-284-3 (危機管理課) 0-284-4 1-284-4 (宿直室) FAX 0-284-9 1-284-9	<電話番号> 0883-62-3111(代表) <ファクシミリ> 0883-62-4944
東みよし町 〒779-4795 三好郡東みよし町加茂3360	総務課	電話 0-256-3 1-256-3 (総務課) 0-256-4 1-256-4 (宿直室) FAX 0-256-9 1-256-9	<電話番号(平日)> 0883-82-6303 <電話番号(夜間・休日)> 0883-82-6310 <ファクシミリ(平日)> 0883-76-1010 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-82-6308(宿直室)
徳島県町村会 〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地	総務課		<電話番号(平日)> 088-621-3400 <ファクシミリ> 088-652-6538
徳島県市長会 〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館 4階			<電話番号> (088)652-0082 <ファクシミリ> (088)655-0128

## (7)消防関係

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島市消防局 〒770-0855 徳島市新蔵町1-88	警防課	衛星電話 0-386-2200 (警防課) 0-386-2800 (通信指令室)	<電話番号(平日)> 088-656-1192(警防課) <電話番号(夜間・休日)> 088-656-1190(通信指令室) <ファクシミリ> 088-656-1202
	通信指令室	電話 1-381-3 0-381-4 FAX 1-381-9 0-386-2290	<徳島市災害対策本部> 088-621-5010
鳴門市消防本部 〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 170	予防課	電話 0-351-3 1-351-3	<電話番号(平日)> 088-684-1335 <電話番号(夜間・休日)> 088-685-2009 <ファクシミリ> 088-685-4313
	消防署	(FAX無し)	
小松島市消防本部 〒773-8501 小松島市横須町1-1	消防本部(署)	電話 0-393-5 1-393-5  (FAX無し)	<電話番号> (0885)32-0119 <ファクシミリ> (0885)32-3595
阿南市消防本部 〒774-0001 阿南市辰己町1番地33	消防本部	電話 1-424-3 FAX	<電話番号> (0884)22-1120 情報管制課 <ファクシミリ>
	消防署	1-424-9	(0884)22-1190 情報管制課
美馬市消防本部 〒779-3601 美馬市脇町字拝原1742-1	消防本部(署)	電話 257-3 FAX 257-9	<電話番号(平日)> 0883-52-3061 <電話番号(夜間・休日)> 0883-52-3025 <ファクシミリ(平日)> 0883-53-9550 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0883-53-9458
美馬市消防本部木屋平分署 〒777-0302 美馬市木屋平字川井161	木屋平分署		<電話番号> 0883-68-2100 <ファクシミリ> 0883-68-2100
美馬西部消防組合 〒771-2106 美馬市美馬町字天神119-1	消防本部	電話 1-258-3 FAX	<電話番号> 0883-63-2214 <ファクシミリ>
	消防署	1-258-9	0883-63-5601
一字出張所 〒779-4302 美馬郡つるぎ町一字 字赤松541-2			<電話番号> 0883-67-2938 <ファクシミリ> 0883-67-2939

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
板野東部消防組合 〒771-0201 板野郡北島町北村 字大開11-1	消防本部警防課	電話 1-354-3  FAX 1-354-9	<電話番号(平日)> 消防本部警防課 (088)698-9903 <電話番号(夜間・休日)> 消防本部通信課 (088)698-9119 <ファクシミリ(平日)> 消防本部警防課 (088)697-3012 <ファクシミリ(夜間・休日)> 消防本部通信課 (088)697-3014
	第1消防署		
板野西部消防組合 〒779-0114 板野郡板野町羅漢字前田35	消防本部	電話 338-5 (地上系のみ)  FAX 338-9 (地上系のみ)	<電話番号> (088)672-0198 <ファクシミリ> (088)672-2977
	消防署		
名西消防組合 〒779-3223 名西郡石井町高川原 高川原66-8	消防本部	電話 1-327-3  FAX 1-327-9	<電話番号> 088-674-6788 <ファクシミリ(平日)> 088-674-6706 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-675-0341
	石井消防署		
	神山消防署		
海部消防組合 消防本部 〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町 大字川長字新光寺98-1	消防本部	電話 1-484-3  FAX 1-484-9	<電話番号(平日)> 0884-72-0600 <電話番号(夜間・休日)> 0884-72-0999 <ファクシミリ(平日)> 0884-72-2999 <ファクシミリ(夜間・休日)> 0884-72-0367
	総務課		
	警防課		
	予防課		
海部消防組合 海南消防署 〒775-0203 徳島県海部郡海陽町大里字 松ノ本67-1	海南消防署		<電話番号> 0884-73-0999 <ファクシミリ> 0884-73-2999
那賀町消防組合 〒771-5206 徳島県那賀郡那賀町百合字 石橋250	消防本部		<電話番号> 0884-62-1119 <ファクシミリ> 0884-62-1922
	消防署		

機関名	課室等	県ネットワーク 無線電話	電話番号等
徳島中央広域連合消防本部 〒776-0013 吉野川市鴨島町上下島 21番地1	消防課	電話 326-3 (地上系のみ)	<電話番号(平日)> (0883)26-1191 <電話番号(夜間・休日)> (0883)26-1195
	通信司令室	FAX 326-9 (地上系のみ)	<ファクシミリ(平日)> (0883)24-9918 <ファクシミリ(夜間・休日)> (0883)24-9917
みよし広域連合消防本部 〒771-2502 三好郡東みよし町足代 345-1	消防本部	電話 1-255-3  FAX 1-255-9	<電話番号(平日)> (0883)76-5119 <電話番号(夜間・休日)> (0883)76-5118 <ファクシミリ(平日)> (0883)76-5121 <ファクシミリ(夜間・休日)> (0883)76-5120
徳島県消防長会 〒770-0855 徳島県徳島市新蔵町1-88 徳島市消防局内	徳島市消防局 総務課	電話 0-386-2110  FAX 0-386-2190	<電話番号(平日)> 088-656-1191(総務課) <電話番号(夜間・休日)> 088-656-1190(通信指令室) <ファクシミリ(平日)> 088-656-1201 <ファクシミリ(夜間・休日)> 088-656-1202
(公財)徳島県消防協会 〒770-0847 徳島市幸町3丁目79			<電話番号> (088)625-8342 <ファクシミリ> (088)678-8346



(1) **指定行政機関**（災害対策基本法第2条第3号）（平成24年9月14日内閣府告示第263号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) **指定地方行政機関**（災害対策基本法第2条第4号）（平成19年10月1日内閣府告示第634号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

(3) **指定公共機関**（災害対策基本法第2条第5号）（平成25年10月1日内閣府告示第231号）

独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

(4) **指定地方公共機関**（災害対策基本法第2条第6号）（平成25年9月30日徳島県告示第569号）

四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会徳島県支部、一般社団法人徳島県歯科医師会



## 第 1 5 　　その他

## 15-1 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災第 267 号消防庁長官

**改正** 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、

救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

**第2 即報基準**

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

**1 火災等即報**

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
  - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げ

るもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）



- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

#### (2) 個別基準

##### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

##### イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

の

2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

## 4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇(株)〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」

に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

## ＜救急・救助事故等即報＞

### 3 第3号様式（救急・救助事故等）

#### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

#### (3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

#### (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

#### (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

#### (6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

#### (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

#### (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### 1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

##### (1) 災害の概況

###### ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

###### イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

##### (2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

##### (3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

###### (例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

#### 2) 第4号様式－その2（被害状況即報）

##### (1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報

告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況



第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽症		人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損程度	全焼	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼	棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
	部分焼	棟	林野焼損面積			a	
	ぼや	棟					
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他				人		
救急・救助 活動状況							
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 ( 人 )	
			重症	人 ( 人 )	
			中等症	人 ( 人 )	
			軽症	人 ( 人 )	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

**第4号様式** (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_  
 災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)



## 15-2 アマチュア無線による災害時応援協定書

社団法人日本アマチュア無線連盟徳島県支部（以下「JARL徳島県支部」という。）と徳島県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する非常災害時における県の情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、徳島県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL徳島県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

### （性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

### （構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL徳島県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL徳島県支部は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

### （災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

### （要請）

第5条 県は、非常災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認めるときは、JARL徳島県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 構成員は、前条の非常災害時の状況下においては、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報について、県に提供することができるものとする。

(情報の提供の方法)

第7条 災害情報の県に対する提供は、構成員が県庁舎において行うものとし、その提供者については、JARL徳島県支部が構成員名簿の中から選定し、あらかじめ県に通知するものとする。

(情報収集連絡の訓練)

第8条 JARL徳島県支部及び県は、非常災害時の災害情報伝達を迅速かつ的確に行うため県が行う防災訓練等に協力して訓練を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義が生じた場合には、JARL徳島県支部と県が協議の上、決定する。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、JARL徳島県支部と県とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年4月1日

徳島県三好郡池田町中西字イバ491-6

社団法人日本アマチュア無線連盟

徳島県支部長

徳島県

徳島県知事

### 15-3 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と徳島県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び徳島県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

#### (地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び徳島県は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用することとし、具体的な提供方法等については、別途定めることとする。

#### (災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び徳島県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力することとし、具体的な協力方法等については、別途定めることとする。

#### (技術支援)

第5条 国土地理院及び徳島県は、地理空間情報等の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

#### (窓口の設置)

第6条 国土地理院及び徳島県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

#### (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期限に関わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び徳島県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

#### (協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

茨城県つくば市北郷一番

国土交通省国土地理院長

岡 本 博 (自署)

徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県知事

飯 泉 嘉 門 (自署)

## 15-4 災害時における協定一覧

平成26年7月1日現在

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
1	危機事象発生時の四国4県広域広域広域に関する基本協定	平成19年2月5日	香川県、愛媛県、高知県	応援幹事県(危機事象発生県以外の県が連絡を取り合い決定)が応援体制の調整を図る。(震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には危機事象発生県からの要請がない場合も応急措置をとる)	自治体間協定
2	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	平成24年3月1日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県	被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。	自治体間協定
3	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	応援を受けようとする府県は関西広域連合に対し要請一関西広域連合は他の府県と調整の上、応援の割当を定めた応援計画を作成し、被災支援府県及び被災府県に対し通知。	自治体間協定
4	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成24年5月18日	全国都道府県	全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、プロックにおける支援体制の枠組みを基礎として、複数プロックにわたる広域応援を実施する。 被災県は、自ら所属するプロック以外のプロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。	自治体間協定
5	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	平成23年11月18日	鳥取県	中国・四国プロックでのカウンターパート制の導入による相互応援体制等の構築を踏まえ、鳥取県及び徳島県のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に、応援を実施する。	自治体間協定
6	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定	平成22年2月24日	香川県工業用水事業者、愛媛県工業用水事業者、高知県工業用水事業者	協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制をとるものとする。 応援活動の内容は、物資及び資機材の提供、職員の派遣、その他特に被災事業者から要請のあった事項とする。	自治体間協定
7	鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定	平成24年11月1日	鳥取県	協定事業者が管理する工業用水道において、一方の施設が地震等の大規模な災害により被災した場合に、当該被災した協定事業者の復旧活動を効果的に実施するために、応援活動を実施する。	自治体間協定
8	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	平成25年4月5日	県内全市町村	県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることができない場合に、県及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施する。	自治体間協定
9	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	平成24年6月19日	国土地理院	現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化する。 災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び被災の推進に向けて協力する。	国
10	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画	平成25年12月27日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市	中国・四国地方9県の災害支援協定で定めるカウンターパート制に基づき、被災した文化財や保管施設に対して、必要な救出・応急措置を支援する。非常災害に備え、国・県指定等の文化財目録等を共有する。	自治体間協定
11	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書	平成18年4月18日 (平成19年1月9日一部改正)	陸上自衛隊第14旅団	災害派遣要請の適正と円滑な運営 自衛隊任務(災害派遣)の関係機関への周知徹底、平時における連携、県が行う訓練の支援、災害発生が予想される場合の連絡等	自衛隊
12	徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令部との災害派遣に関する協定書	昭和50年6月7日	海上自衛隊徳島教育航空群司令	徳島教育航空隊は、県の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部沿岸の救難警戒にあたる。 派遣された部隊が、作業を実施するために必要となる資材等の支援は、県があっせんする。	自衛隊
13	徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令部との災害派遣に関する協定書	昭和50年6月7日	海上自衛隊小松島航空隊司令	小松島航空隊は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。 派遣された部隊が、作業を実施するために必要となる資材等の支援は、県があっせんする。	自衛隊
14	大規模災害に際しての徳島県警察と陸上自衛隊第14旅団との相互協力に関する協定	平成18年3月27日	陸上自衛隊第14旅団	県警察及び14旅団は、速やかに当該大規模災害にかかわる情報を収集し、相互に提供するものとする。 14旅団は、県警察が情報を収集するに当たり、自衛隊の航空機への警察職員と同乗その他の必要な協力を行うものとする。 県警察及び14旅団は、被災地における人命救助、その他の救助活動又は事態への対応をより効果的にを行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。	自衛隊
15	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定	昭和54年9月1日	徳島県警察本部長他16機関	徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制	交通他
16	四国管区警察局内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定	平成7年12月6日	四国管区警察局公安部長他4県本部長	県警本部長は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立する。	交通他

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
17	大規模災害発生時における交通規制に関する協定	平成8年7月17日	兵庫警察本部長	大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、協定警察の的確且つ円滑な交通規制及びこれらの支援活動について必要な事項を定める。 大規模災害の発生を認知したときは、一般国道28号(本州四国連絡道路)における流入規制、交通規制に関する広報、その他必要な事項を実施する。	交通他
18	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	平成19年8月31日 平成24年3月22日 (一部修正)	西日本高速道路株式会社四国支社	(1)高速道路施設の拠点等としての活用 (2)緊急開口部を活用した緊急車両の通行 (3)災害対策に係る資機材、物資の提供 (4)災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供 (5)調査・復旧に関する技術的支援 (6)相互の道路機能の活用 (7)地域の安全性向上に関する取り組み (8)その他必要を認められる事項	交通他
19	災害時等における相互協力に関する協定	平成23年4月21日	本州四国連絡高速道路株式会社	県からの要請に対し、支障のない範囲でこれに応じる ・通行止め区間等における要請車両の通行 ・通行止め時の流出IC等における利用者への「周辺道路情報の提供」 ・応急対策等のために必要となる「敷地、施設及び資材の提供」 ・被災地の「早期復旧」、「交通手段の確保」等を第一義として実施する措置等	交通他
20	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括協定書	平成23年5月9日	西日本高速道路株式会社	相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、県民の安全・安心の向上及び徳島県内の観光・文化・産業振興等、地域社会の活性化、環境保全並びに高速道路等における利用者の利便性向上及び利用促進並びに技術交流を図ることを目的とする。	交通他
21	四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)の徳島市域に設置する津波避難場所に関する基本協定書	平成23年8月11日	徳島市・西日本高速道路株式会社四国支社	徳島市が施行する津波避難場所の設置工事と、西日本高速道路株式会社四国支社が施行する四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)建設工事について、三者が協力して円滑な進捗を図る。	交通他
22	徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書	平成26年2月26日	徳島市・鳴門市・松茂町・北島町・西日本高速道路株式会社四国支社	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書の趣旨を尊重し、高速道路区域を津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図る。	交通他
23	災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島支部に委託するに付いての協定書	平成10年7月1日	日本赤十字社徳島支部	県による委託(災害救助法第32条に基づく)→医療及び助産の応急救助 医療期間は災害発生の日から14日以内、死体の処理は10日以内。 助産は災害発生の日以前又は以後7日以内に分脱した者に対して行う。	医療
24	災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書	平成14年6月6日	徳島県医薬品卸業協会	県の要請→徳島県医薬品卸業協会に対し、指定備蓄者が備蓄し又は保有する医薬品の供給。	医療
25	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	平成16年11月1日	社団法人徳島県医師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
26	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成17年9月26日	一般社団法人徳島県柔道整復師会	県の要請→災害支援班を編成し、柔道整復業務(柔道整復師法に規定された)を実施。	医療
27	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成17年9月26日	徳島県接骨師会	県の要請→災害支援班を編成し、柔道整復業務(柔道整復師法に規定された)を実施。	医療
28	災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書	平成19年2月13日	一般社団法人徳島県薬剤師会	県の要請→薬剤師班を編成し、医療救護所、医薬品の集積所等に派遣。 ・医療救護所での服薬指導及び調剤。 ・医薬品集積所での医薬品の仕分け及び管理を行う。	医療
29	災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書	平成20年2月7日	社団法人徳島県歯科医師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→歯科医療救護班を編成、派遣し歯科医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
30	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成20年2月12日	公益社団法人徳島県看護協会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→看護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
31	徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書	平成19年2月1日	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
32	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	日本赤十字社徳島支部	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
33	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	健康保険徳島県病院(H25.4.1から徳島県鳴門病院)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
34	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	麻植協同病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
35	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	つるぎ町立半田病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
36	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	海陽町立海南病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
37	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	阿南医師会中央病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
38	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日 →再締結 平成24年11月1日	阿南共栄病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
39	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日 →再締結 平成24年4月5日	徳島大学病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
40	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年4月5日	徳島市民病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
41	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年11月1日	医療法人倚山会 田岡病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
42	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年11月1日	医療法人芳越会 ホウエツ病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
43	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成21年7月31日	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
44	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成21年7月31日	日本赤十字社徳島県支部	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
45	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成21年7月31日	健康保険徳島県門前病院(H25.4.1から徳島県鳴門病院)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
46	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成21年7月31日	阿南医師会中央病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
47	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成21年7月31日	徳島大学病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
48	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成22年3月4日	JA徳島厚生連 麻植協同病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
49	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成23年9月9日	医療法人倚山会田岡病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
50	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成24年3月19日	つるぎ町立半田病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
51	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成24年3月19日	徳島市民病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
52	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書	平成24年3月22日	一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部	県要請→医療ガス・ガス供給機器を優先的に医療機関に供給。	医療
53	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成24年12月25日	一般社団法人徳島県理学療法士会	県要請→災害支援班を編成、派遣し災害支援活動を実施。	医療
54	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成24年12月25日	一般社団法人徳島県作業療法士会	県要請→災害支援班を編成、派遣し災害支援活動を実施。	医療
55	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	平成23年9月20日	公益社団法人徳島県獣医師会	県からの要請に対し、動物の福祉及び被災者支援のため、迅速な動物救護活動を行う。	動物愛護
56	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	平成23年9月20日	株式会社貴志商店	県からの要請に対し、迅速な動物救護活動を行うために必要な飼料及び資材の円滑な確保を行う。	動物愛護
57	災害時における相互応援に関する協定書	平成24年6月1日	徳島県老人福祉施設協議会、 徳島県老人保健施設協議会、 日本認知症グループホーム協会徳島県支部、 徳島県知的障害者福祉協会、 徳島県身体障害者施設協議会、 徳島県児童養護施設協議会	福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動の推進等を行う。	医療等(福祉)
58	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定書	平成25年6月7日	徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南共栄病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
59	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	JA徳島厚生連 阿波病院	県の要請(徳島地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
60	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	那賀町立上那賀病院	県の要請(徳島地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
61	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	三好市国民健康保険市立三野病院	県の要請(徳島地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
62	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	独立行政法人国立病院機構徳島医療センター	県の要請(徳島地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
63	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	独立行政法人国立病院機構徳島病院	県の要請(徳島地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
64	災害時における医療救護活動に関する協定書	平成26年3月11日	一般社団法人徳島県助産師会	県の要請(徳島地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。	医療
65	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定書	平成18年3月7日	協同組合徳島県設備協会	市町村からの要請→県の要請→応急給水及び水道施設の応急復旧	資機材等
66	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成15年9月1日	一般社団法人徳島県建設業協会	県の要請→所属会員等の情報提供、保有する資機材、技術者等の支援活動。	資機材等
67	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成17年3月1日	徳島県技術士会	県の要請→被害状況調査、技術的助言	人的支援等
68	大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書	平成17年9月26日	一般社団法人全国建設機械器具リース業協会四国支部	県の要請→資機材(簡易トイレ、簡易バス(風呂)、簡易シャワー室、仮設ハウス、発電機、照明器具等)の物品の供給。	資機材等
69	大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書	平成17年9月26日	徳島県テント・シート工業組合	県の要請→資機材(簡易トイレ、組立式パイプテント、机・座卓・パイプ椅子、ストレッチャーバック、防災シート・PEクロスシート、間仕切り、土嚢、水槽タンク等)の物品の供給。	資機材等
70	災害発生時における支援活動に関する協定	平成18年3月7日	一般社団法人徳島県設備業協会	県の要請→加盟会員が保有する資機材の供給及び技術者の出動	資機材等
71	大規模災害時における支援活動に関する協定	平成16年12月27日	プレストレスト・コンクリート建設業協会	県の要請→緊急輸送路等の確保のため、加盟会員が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①県管理の橋梁被害調査②技術的助言③被災橋梁の交通機能の回復のための資機材の調達等	資機材等
72	大規模災害時における支援活動に関する協定	平成16年12月27日	日本橋梁建設協会	県の要請→緊急輸送路等の確保のため、加盟会員が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①県管理の橋梁被害調査②技術的助言③被災橋梁の交通機能の回復のための資機材の調達等	資機材等
73	大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定	平成24年12月5日	社団法人徳島県建設業協会	工業用水道施設における管路の破損等への応急復旧工事の実施	資機材等
74	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	平成24年12月12日	徳島県電気工事工業業組合	県の要請→県有施設の電気設備の応急復旧活動、応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報	資機材等
75	災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定	平成9年1月17日	社団法人徳島県警備業協会	県の要請(徳島県警察本部長を経由)→交通誘導及び被災地や避難場所等の警戒活動等被災地域の警備業務を行う。	人的支援等
76	災害救助犬の出動に関する協定	平成9年8月25日	日本レスキュー協会会長	県の要請(被災者の捜索活動のため必要があれば)→災害救助犬の派遣。	人的支援等
77	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月20日→平成26年1月7日(修正締結)	一般社団法人徳島県測量設計業協会	県の要請→①施設等の被害情報の提供、②施設等の被害状況の調査、③施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計④その他必要な応急業務	人的支援等
78	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月20日→平成26年1月7日(修正締結)	四国地質調査業協会徳島県支部	県の要請→①施設等の被害情報の提供、②施設等の被害状況の調査、③施設等の応急対策に関する地質調査④その他必要な応急業務	人的支援等

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
79	徳島県防災エキスパート制度に関する協定(対象:県職員(OB))	平成9年10月1日→平成18年7月3日→平成25年6月21日→平成25年11月20日(修正締結)	公益財団法人徳島県建設技術センター	県土整備部及び市町村管理の公共土木施設の被災に対し、県土整備部OBのボランティア(防災エキスパート)と、徳島県防災エキスパート事務局への登録者の協力を得て復旧支援業務に従事。 県土整備部の要請→①自宅及び務地周辺等の施設の被害状況伝達②応急復旧対策の検討・助言 等	人的支援等
80	徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書	平成10年4月1日	公益社団法人徳島県建築士会	県の要請(召集)への協力(会員のうちの応急危険度判定士資格者への要請内容伝達、訓練への協力)	人的支援等
81	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	平成21年3月31日	徳島県建設労働組合	県の要請→災害時の応急・復旧作業の支援(避難所等の設置に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など)、被害情報の提供	人的支援等
82	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	平成21年4月2日	全徳島建設労働組合	県の要請→災害時の応急・復旧作業の支援(避難所等の設置に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など)、被害情報の提供	人的支援等
83	大規模災害発生時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書	平成22年11月17日	公益社団法人徳島県環境技術センター	市町村から要請→県の要請→市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事、市町村が設置する避難所に対する会員企業保有の仮設トイレの提供など	資機材等
84	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成22年7月22日	一般社団法人徳島県建設業協会	県の要請→協会が保有する資材・機材・技術者の出動その他の支援による協力	震災以外(資機材等)
85	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成24年1月23日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会四国支部	県の要請→資機材等の供給確保その他の支援活動	震災以外(資機材等)
86	災害時における被災者への支援活動に関する協定書	平成24年6月20日	イオンリテール株式会社	県の要請→一次の事項に協力 (1)駐車場を一時避難所として被災者に提供 (2)被災者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供 (3)被災者に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供 (4)被災者に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供	資機材等
87	大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書	平成24年8月27日	徳島県士業ネットワーク推進協議会	県の要請→住民等に対する相談業務の支援	人的支援等
88	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書	平成24年10月3日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
89	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書	平成25年2月4日	美馬ソーラーパレイ株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
90	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書	平成25年7月22日	美環ソーラーパレイ株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
91	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書	平成26年1月27日	株式会社大真空	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
92	災害発生時における支援活動に関する協定	平成25年7月11日	徳島県森林組合連合会	県の要請→資機材の供給及び技術者の出動による支援活動の実施	資機材等の支援
93	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	平成8年3月21日	一般社団法人プレハブ建築協会	県の要請→協会である住宅建設事業者が県の要請(県が住宅建設業務を市町村に委任した場合は当該市町村長の要請)に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
94	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	平成16年2月9日	住宅金融公庫四国支店	県と協議の上→「住宅相談所」を臨時に開設し、住まいに関する「復興」に資する情報を提供。被災地の公共団体に職員を派遣。県が実施する住宅復興関連施策の周知。	住居
95	大規模災害発生時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	平成17年5月25日	公益社団法人徳島県宅建物取引業協会	県の要請→協会業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請し、被災者への媒介への媒介を無報酬で行うよう協力を求める。	住居
96	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成22年2月15日	徳島県旅館業生活衛生同業組合	県の要請→災害時要援護者に対する宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供。	住居
97	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成22年2月15日	社団法人日本旅館協会徳島支部	県の要請→災害時要援護者に対する宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供。	住居

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
98	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	平成23年10月9日	一般社団法人全国木造建設事業協会	県の要請→一会員である住宅建設事業者が県の要請(県が住宅建設業務を市町村に委任した場合は当該市町村長の要請)に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
99	災害時における放送要請に関する協定	昭和50年10月11日	日本放送協会徳島放送局	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達
100	災害時における放送要請に関する協定	昭和50年10月11日	四国放送株式会社	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達
101	災害時における放送要請に関する協定	平成17年12月14日	株式会社エフエムひざん	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達
102	災害時における放送要請に関する協定	平成4年3月19日	株式会社エフエム徳島	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達
103	アマチュア無線による災害時応援協定書	平成8年3月21日	一般社団法人日本アマチュア無線連盟徳島県支部	県の要請(公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合)→情報の収集伝達。非常事態時には要請がなくても災害状況を提供。	情報収集・伝達
104	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	株式会社朝日新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
105	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	毎日新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
106	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	読売新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
107	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	産経新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
108	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	日本経済新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
109	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	社団法人共同通信社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
110	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	株式会社時事通信社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
111	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	朝日放送株式会社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
112	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	株式会社毎日放送徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
113	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	関西テレビ放送株式会社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達
114	災害に係る情報発信等に関する協定	平成25年2月18日	ヤフー株式会社	ホームページのキャッシュ対応、防災情報のHP掲載など	情報収集・伝達
115	防災への取り組みに関する協定書	平成25年3月1日	Google Ireland Limited	災害対応サービスに関連する情報の提供、災害対応サービスに関連する技術的な協力など	情報提供等
116	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	平成18年12月6日	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	県の要請→生活物資(1. LPガス容器 2. 燃焼器具(3重巻錆物コンロ) 3. その他供給に必要な設備一式)を供給	食料・物資
117	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成18年6月15日	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	県の要請→副食調味料(魚肉練り製品)を供給。	食料・物資
118	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成18年6月15日	徳島県漁業協同組合連合会	県の要請→副食調味料(水産加工品)を供給。	食料・物資

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
119	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成18年6月8日	徳島県生活協同組合連合会	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
120	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成17年12月14日	大塚食品株式会社 (協定書上の旧社名:大塚ペパレージ株式会社)	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
121	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成17年12月14日	四国コカ・コーポラトリング株式会社	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
122	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成20年12月9日	サントリーフーズ株式会社	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
123	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社キョーエイ	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
124	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社セブン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
125	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社フジ	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
126	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社ローソン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
127	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	平成25年10月22日	徳島県石油商業組合	県の要請→①災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両、②県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設、③県内に設置された避難所 への燃料供給・供給のあっせん	食糧・物資
128	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	平成25年10月22日	石油連盟	重要施設に関する情報を県・石油連盟で共有し、石油元売会社からの直接供給等の円滑化を図る。	食糧・物資
129	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成22年8月11日	株式会社ファミーマート	県の要請→物資(食料品、飲料水)を確保・供給。	食料・物資
130	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	平成21年4月1日 (平成17年3月14日)	全国農業協同組合徳島県本部 (徳島ハールライス株式会社)	県の要請→応急食糧(米穀)の優先供給を実施。	食料・物資
131	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島県食糧卸協同組合	県の要請→応急食糧(米穀)の優先供給を実施。	食料・物資
132	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島県漬物加工販売協同組合	県の要請→副食調味料(漬物)の優先供給を実施。	食料・物資
133	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島塩元売株式会社	県の要請→副食調味料(塩)の優先供給を実施。	食料・物資
134	大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定	平成17年3月14日	株式会社ふくなが	県の要請→調理・加工した飲食物等を県が指定する避難場所等に配達する。	食料・物資
135	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	アックス株式会社 ACデコール株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
136	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	コーナン商事株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
137	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
138	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	ダイキ株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
139	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	平成22年7月22日	徳島県医療機器協会	県の要請→防疫活動に係る物資を供給。	震災以外(食料・物資)
140	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	平成22年7月22日	徳島県動物薬品器材協会	県の要請→防疫活動に係る物資を供給。	震災以外(食料・物資)
141	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定書	平成23年3月17日	徳島県霊柩自動車協会 徳島県中央葬祭業協同組合	市町村の要請→県の要請→(葬祭用品、遺体の搬送)	食料・物資
142	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定書	平成23年3月17日	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	市町村の要請→県の要請→(葬祭用品、遺体の搬送)	食料・物資



NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
143	災害時における物資の調達に関する協定書	平成24年6月20日	イオンリテール株式会社	県の要請→食料品・生活必需品等の物資を供給。	食料・物資
144	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成25年3月13日	徳島県味噌工業協同組合	県の養成→副食調味料(味噌)の供給。	食料・物資
145	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成25年3月13日	徳島県醤油醸造協同組合	県の養成→副食調味料(醤油)の供給。	食料・物資
146	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社福村ペンディング	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
147	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	徳島ペプシコーラ販売株式会社	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
148	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社サンマック	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
149	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社アペックス西日本	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
150	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書	平成16年11月30日	南海フェリー株式会社	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な要員・資機材の輸送④その他船舶による支援業務	輸送
151	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書	平成20年3月21日	オーシャントランス株式会社	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な要員・資機材の輸送④その他船舶による支援業務	輸送
152	災害時における船舶による輸送等に関する協定	平成26年6月19日	日本内航海運組合総連合会	県の要請→①災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送③災害応急対策に必要な資機材等の輸送④その他船舶による応急対策業務	輸送
153	緊急救援輸送に関する協定書	平成19年9月11日	徳島県トラック協会	県の要請→緊急救援輸送(物資等)	輸送
154	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書	平成25年3月5日	民間航空事業者6社(近畿2府7県及び関西広域連合との協定)	県の要請→ヘリコプターを使用し、物資や人員の輸送	輸送
155	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書	平成25年11月14日	徳島県水難救済会	県の要請→会員が保有する船舶による生活必需品等の輸送等	輸送
156	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成24年1月23日	(一社)徳島県バス協会	県の要請→会員が保有する車両等の出動	震災以外(輸送)
157	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	平成22年3月25日	一般社団法人徳島県産業廃棄物協会 徳島県市長会、徳島県町村会	市町村の要請→県の要請→災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処分	廃棄物
158	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成23年8月2日	徳島県解体工事業協会	市町村の要請→県の要請→災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処分	廃棄物
159	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書	平成26年3月20日	徳島県環境保全協会、徳島県環境整備事業協同組合	市町村の要請→県の要請→災害し尿等の撤去、収集・運搬など	廃棄物
160	災害時における一時避難場所及び災害復旧場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書	平成25年7月12日	大鵬薬品工業株式会社	県の要請→一時避難場所の提供、公園用地の災害復旧拠点としての提供 など	一時避難場所等

災害内容	相手方	分野	分野別数	協定名	協定締結先
震災等大規模災害	官	自治体間	9	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定 ほか	9県知事 他
		国	1	地理空間情報の活用促進のための協定に関する協定	国土地理院
		自衛隊	4	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書 ほか	陸上自衛隊第14旅団 他
		交通他	3	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定 ほか	徳島県警本部長他16機関、四国管区警察局長他4県本部長
		医療他	15	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院) 他
		交通他	5	大規模災害発生時における相互協力に関する協定、災害時等における相互協力に関する協定 ほか	西日本高速道路株式会社四国支社長、本州四国連絡高速道路株式会社社長 他
		動物愛護	2	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	公益社団法人徳島県獣医師会、株式会社貴志商店
		医療他	25	災害・事故等時の医療救護に関する協定、災害時に必要な医療品等の確保に関する協定 ほか	社団法人徳島県医師会、徳島県医薬品卸業協会 他
		資機材(人的支援を含む)	26	大規模災害発生時における支援活動に関する協定、大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書 ほか	社団法人徳島県建設業協会、徳島県テント・シート工業組合、徳島県土木業者ネットワーク推進協議会 他
		住居	6	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定 ほか	社団法人プレハブ建築協会、社団法人徳島県住宅地建物取引業協会 他
		情報収集・伝達	17	災害時における放送要請に関する協定、災害時等における報道要請に関する協定 ほか	日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社
		食料、物資	32	災害時における生活必需物資の調達に関する協定、災害時における副食調味料の調達に関する協定 ほか	株式会社朝日新聞社徳島支局 他
		輸送	6	緊急救援輸送に関する協定、船舶による災害時の輸送等に関する基本協定 ほか	株式会社ローソン、徳島県蒲鉾水産加工業協同組合 他
		廃棄物	3	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書、災害時における応急対策業務に関する協定書	徳島県トトラック協会、南海フェリー株式会社 他
		避難場所	1	災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書	社団法人徳島県産業廃棄物処理協会、徳島県市長会、徳島県町村会協同組合徳島県解体工事業協会、大鵬薬品工業株式会社
家畜伝染病	民間	資機材(人的支援を)	2	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	社団法人全国建設機械器具リース業協会、四国支部、社団法人徳島県建設業協会
		食糧、物資	2	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	徳島県動物薬品器材協会、徳島県医療機器協会
		輸送	1	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	社団法人徳島県バス協会
		合計	160		

徳島県地域防災計画資料編

昭和38年7月	作成
昭和39年7月	修正
昭和40年9月	修正
昭和42年9月	修正
昭和43年7月	修正
昭和44年6月	修正
昭和45年8月	修正
昭和46年8月	修正
昭和47年7月	修正
昭和48年9月	修正
昭和49年12月	修正
昭和51年2月	作成
昭和51年8月	作成
昭和52年4月	修正
昭和53年8月	修正
昭和54年8月	修正
昭和55年8月	修正
昭和56年7月	修正
昭和57年8月	修正
昭和58年8月	修正
昭和59年6月	修正
昭和60年6月	修正
昭和61年7月	修正
昭和62年7月	修正
昭和63年7月	修正
平成元年6月	修正
平成2年7月	修正
平成3年7月	修正
平成4年7月	修正
平成5年7月	修正
平成6年7月	修正
平成8年8月	修正
平成11年3月	修正
平成12年1月	修正
平成13年3月	修正
平成14年3月	修正
平成15年3月	修正
平成16年6月	修正
平成18年2月	修正
平成19年10月	修正
平成24年6月	修正
平成25年10月	修正
平成26年8月	修正

発行 徳島県防災会議  
(徳島市万代町1丁目1番地)

編集 徳島県危機管理部南海地震防災課